販　売　所　一　覧

■政府刊行物サービス・センター（大蔵省印刷局直営）

(名　称)	(郵便番号)	(所　在　地)	(電　話)
札　幌	060	札幌市北区北八条西2-1-1（札幌第１合同庁舎内）	011(709)2401・2402
仙　台	980	仙台市青葉区本町3-2-23（仙台第２合同庁舎内）	022(261)8320・8321
霞が関	100	東京都千代田区霞が関1-2-1（農林水産省別館前）	03(3504)　3885㈹
大手町	100	東京都千代田区大手町1-3-2（大手町合同庁舎第２号館内）	03(3211)　7786㈹
名古屋	460	名古屋市中区三の丸2-5-1（名古屋合同庁舎第２号館内）	052(951)9205・9341
金　沢	920	金沢市広坂2-2-60（金沢広坂合同庁舎内）	0762(23)7303・7304
大　阪	540	大阪市中央区大手前1-5-63（大阪合同庁舎第３号館内）	06(942)1681・1682
広　島	730	広島市中区上八丁堀6-30（広島合同庁舎２号館内）	082(222)　6012㈹
福　岡	812	福岡市博多区博多駅東2-11-1（福岡合同庁舎内）	092(411)6201・6204
沖　縄	900	那覇市久米2-30-1（久米庁舎内）	098(866)7506・7508

■官報販売所（大蔵省印刷局指定）

(名　称)	(郵便番号)	(所　在　地)	(電　話)	
北海道	060	札幌市中央区南二条西９丁目 サンケン札幌ビル１階（北海道官書普及㈱）	011(231)	0975
青森県	030	青森市本町2-7-16（今泉書店）	0177(76)	3611
岩手県	020	盛岡市南大通り1-16-2	0196(22)	2984
宮城県	980	仙台市青葉区宮町3-8-12	022(222)	6486
秋田県	010	秋田市大町2-2-2（石川書店）	0188(62)	2129
山形県	990	山形市本町2-4-11（㈱八文字屋）	0236(22)	2150
福島県	960	福島市大町7-20（㈱西沢書店）	0245(22)	0161
茨城県	310	水戸市宮町2-2-31（川又書店駅前店）	0292(31)	0102
栃木県	320	宇都宮市馬場通り2-1-6（㈲うちやま集英堂）	0286(33)	4094
群馬県	371	前橋市本町1-2-33（㈱煥乎堂）	0272(35)	8111
埼玉県	336	浦和市高砂1-3-4（㈲岩渕書店）	048(822)	7633
千葉県	260	千葉市中央区市場町６―14	043(222)	7635
神奈川県	231	横浜市中区相生町4-75（㈱横浜日経社）	045(681)	2661
東京都	101	東京都千代田区神田錦町1-2（東京官書普及㈱）	03(3292)	2671
新潟県	950	新潟市東大通り1-5-24（㈱北越書館）	025(244)	5297
富山県	939	富山市大泉東町1-3-7（中田図書販売㈱）	0762(34)	8111
石川県	920	金沢市広坂１―１―30〈宇都宮広坂ビル〉（㈱うつのみや）	0776(24)	0428
福井県	910	福井市中央1-4-18（㈱勝木書店）	0776(24)	0428
山梨県	400	甲府市中央4-2-18（㈱柳正堂書店）	0552(35)	2201
長野県	380	長野市大門町66-1（㈱長野西沢書店）	0262(33)	3187
岐阜県	500	岐阜市泉町5（㈲郁文堂書店）	0582(62)	9897
静岡県	420	静岡市追手町10-121 新中町ビル（㈱静岡県官報販売所）	054(253)	2661
愛知県第一	460	名古屋市中区栄3-27-30（㈲愛知県第一官報販売所）	052(264)	9155
愛知県第二	450	名古屋市中村区名駅3-25-5（共同新聞販売㈱）	052(561)	3578
三重県	514	津市中央12-12	0592(28)	4812
滋賀県	520	大津市中央1-5-2（㈲澤五車堂）	0775(24)	2683
京都府	604	京都市中京区河原町通六角下ル東入（㈲京都官書普及会）	075(221)	4444
大阪府	550	大阪市西区江戸堀1-2-14（㈱かんぽう）	06(443)	2171
兵庫県	650	神戸市中央区北長狭通5-4-3（㈱兵庫県官報販売所）	078(341)	0637
奈良県	630	奈良市大宮町6-1-9（㈱啓林堂書店奈良店）	0742(33)	8001
和歌山県	640	和歌山市本町1-18（㈱宮井平安堂）	0734(31)	1331
鳥取県	680	鳥取市末広温泉町164（㈱富士書店）	0857(23)	7271
島根県	690	松江市殿町63（㈾松江今井書店）	0852(24)	2230
岡山県	700	岡山市幸町3-22（㈲有文堂）	086(222)	2646
広島県	730	広島市中区国泰寺町2-2-17（㈱広島県官報販売所）	082(242)	4680
山口県	753	山口市道場門前1-3-11（㈱文栄堂）	0839(22)	5611
徳島県	770	徳島市一番町3-22（㈲小山助学館）	0886(54)	2135
香川県	760	高松市香町1-9-16（㈲香川県官報販売所）	0878(51)	6055
愛媛県	790	松山市三番町4-6-13（㈲愛媛県官報販売所）	0899(41)	7879
高知県	780	高知市本町5-2-21 城寶ビル１階	0888(72)	5866
福岡県	810	福岡市中央区天神4-5-17（政府刊行物普及㈱）	092(761)	1151
佐賀県	840	佐賀市白山1-2-18	0952(23)	3722
長崎県	850	長崎市出島町5-15（㈲長崎県官報販売所）	0958(22)	1413
熊本県	860	熊本市新町4-1-19（長崎次郎㈱）	096(352)	5069
大分県	870	大分市中春日町5-22	0975(32)	4308
宮崎県	880	宮崎市橘通東3-6-19（㈱田中書店）	0985(24)	0386
鹿児島県	890	鹿児島市上之園町33-14	0992(85)	0015
沖縄県	900	那覇市久茂地1-1-1 パレット久茂地ビル７階（㈱文教図書）	098(863)	5288

定　価6,200円（送料実費）
（本体6,019円・税181円）

平成７年５月号

平成７年６月26日印刷発行

編集及び印刷・発行　**大蔵省印刷局**

東京都港区虎ノ門2―2―4　〒105

販売に関する問い合わせ，普及管理官室　03（3587）4302

編集に関する問い合わせ，官　報　課　03（3587）4299

ページ	段	行	誤	正
一三二五	上	終りから一八	綿織	錦織
〃	下	二三	明広	明弘
〃	〃	三一	松村	村松
一三二六	上	終りから一一	厳	巌
〃	〃	〃 三		
同頁同段終りから六〜七行目の間に次のように加える。 古川太三郎を励ます会　代表者の氏名　古川太三郎　中島　勉　七、一、一〇				
一三二六	下	六	代表者の氏名	会計責任者の氏名
〃	〃	七	朋友会	朋登会
一三二九	上	二	十三年	二十三年
〃	下	二七	道雄	通雄
一三三〇	上	三	改政	政策
一三三一	〃	三	昭一	秀直
〃	〃	一九	中村	中山
〃	〃	二一		
〃	〃	二八	二一四	二四
〃	下	一一	衆	参
〃	〃	一三		
〃	〃	終りから一八	細川	細田

平成七年四月

ページ	段	行	誤	正
一二七	上	四	別掲に記載する	別掲とする
一三二	一	終りから九	総資産	純資産
〃	〃	〃 七		

ページ	段	行	誤	正
一〇八一	上	終りから一〇	承認事請書	承認申請書
〃	下	〃 一五	〃	〃
同頁上段終りから一行目、同下段一行目及び同終りから二～六行目の各行頭数字に「.」(ピリオド)を付ける。				
一〇八二	上	三	年月及び	年月日及び
〃	〃	二二	〃	〃
〃	〃	終りから一〇	「(単位：百万円)」を削る。	
一〇八三	〃	〃 一七	事業年度を	事業年を
一〇八四頁上段二行目、九行目及び一三行目の各行頭数字に「.」(ピリオド)を付ける。				
同頁同段三行目行頭の「(単位：百万円)」を行末へ移す。				
一〇八四	下	終りから一二	「5002・00・2」	「5002・00－2」
〃	〃	〃	(3の	(三の
一一一五	三	一九	単閃緑光	単閃黄光
一一一七	二	一六	メートル	メートル)
一一二五	下	終りから 六	四五〇メーートル	四五〇メートル
一一三八	〃	〃 一八	変更、次の	変更 次の
一一四九	三	〃 一一	二月二十八日	二月二十九日
一一五〇	一	〃 一五	と改	に改
〃	二	〃 一三	事業が	事業団が
〃	三	一七	ただし書き	ただし書
〃	四	四	5年以内	5年
〃	〃	終りから一四～一五	とする、	と、
一二一一	上	〃 九	「・活かし方コース」を削る。	

同頁同段終りから八～九行の間に次の表を加える。

生産能率士2級コース	四箇月
生産能率士3級コース	四箇月
生産能率士4級コース	四箇月
新・第一線監督者コース	六箇月
生産・製造業のグループ・リーダー養成コース	六箇月
誰にでもできる現場改善のABCコース	四箇月
IE入門コース	四箇月
IE実践基礎コース	六箇月
業績向上に直結する製造QC実践コース	四箇月
生産管理実践基礎コース	六箇月
納期競争に勝つ！生産期間短縮コース	四箇月
資材購買・外注管理実践基礎コース	六箇月
新・物流管理実践コース	六箇月
人事労務実務基礎コース	四箇月
統計実務基礎コース	四箇月
貿易実務基礎コース	四箇月
戦略会計実践コース	六箇月
企業会計基礎コース	六箇月
日商簿記検定2級コース	四箇月
日商簿記検定3級コース	三箇月
業績向上に直結する事務QC実践コース	四箇月
事務改善・効率化実践コース	六箇月
上手な会議の進め方コース	三箇月
会社の数字基礎コース	四箇月

ページ	段	行	誤	正

知っててよかった―暮らしの法律コース	四箇月
ビジネス文書の書き方コース	四箇月
豊富な例文で学ぶ 報告書・議事録の書き方まとめ方コース	四箇月
小論文の書き方コース	四箇月
構想力をつける企画書の書き方コース	四箇月
管理レポートの書き方・活かし方コース	四箇月

ページ	段	行	誤	正
一二二三	下	終りから 三	四・四	四・四、
一二三四	四	〃 一三	倉町	倉村
一二三五	一	一四	美術部	美祢郡
一二四八	四	五	道下	字道下
一二六八頁三段二一行目の「滋賀県立大学」の表を次のように訂正する。				

滋賀県立大学	環境科学部環境計画学科環境・建築デザイン専攻
大阪市立大学	生活科学部生活環境学科住居デザインコース（平成十年三月以降卒業のものに限る。）

ページ	段	行	誤	正
一二六八	四	八	別表2中	別表二中
〃	〃	終りから 八	工業専門課程建築設計工学科	工業専門課程建築工学科
一二八七	一	〃 一五	同県	愛媛県
〃	二	二	字炭竈	字炭竃
〃	〃	二二	字苧倉切	字苧倉切
一二八九	上	九	前	後
一三〇二	二	八	入道山	字入道山
〃	〃	終りから一四	新池ノ	字新池ノ
〃	四	一八・二一	大磯地内	字大磯地内
一三〇五	〃	終りから 五	杓ケ原下ケ市、字杓	杓ケ原下ケ市、字杓
一三〇六	一	九	字川詰	字川詰
〃	〃	一三	字双ヶ滝下平	字双ケ滝下平
一三一〇	下	九	昭呂	野呂
〃	〃	終りから 三	新政経済研究会、	新政経研究会（佐藤敬夫）、
一三一二	上	四	近他	近代
〃	〃	終りから一二	二一一〇一二	二一一一二
〃	〃	〃 〃	二一一一二	二一一〇一二
〃	〃	〃 一一	吸田	吹田
一三一四	〃	七	一、二二	一、二二
一三一五	〃	一〇	中田	中国
〃	〃	〃	中団	中国
〃	〃	二二	厚川	厚三
〃	〃	終りから二二	邦夫	邦雄

ページ	段	行	誤	正
七四五	下	終りから二	請求署名簿	請求者署名簿
七四六	〃	〃 〃	請求署名簿	請求者署名簿
〃	上	〃 二	右お届けします。	右のとおり届け出ます。
			―当かは	×―当かは
七四九	一	一二	×当かは	
〃	〃	終りから三	×―当	×―当

七五六頁一段終りから一一行目の「第一条」を「第二条」に改めて同段終りから四～五行目の間に移し、同一〇行目の「2」を「第一条」に改め及び同四行目の「第二条」を「2」に改める。

ページ	段	行	誤	正
七五六	二	一八	に高	に、高
七五七	三	二二	すること	すること。
七五八	二	一〇	調査課	調整課
七六一	〃	二一	技能	技術技能
七六二	一	終りから四	宇検付	宇検村
七七三	二	〃 九	第三十六条）	第三十六号）
七九〇	一	〃 一五	岩手県岩手県	岩手県岩手郡
〃	二	〃 一八	区　間	位　置
七九三	三	一	鳥ノ越	鳥ノ越
〃	〃	六	鳥ノ越	鳥越
〃	〃	七	（鳥越）	（鳥越）
〃	四	二	一日	十一日
〃	〃	一一	（大田名部）	（太田名部）
七九四	〃	八	同表の一三	同表の第一三
七九八	下	七	C₂=	C₂=
八一九	一	三	金昌治	金昌男
八二四	〃	一二	昭和22年	昭和20年
〃	二	二〇	王華門	王華明
八三〇	一	終りから一五	高孝光	高考光
八三六	四	〃 一	向精薬	向精神薬
八四一	〃	〃 五	キガリ、	キガリで、
八六四	上	七	三五、四六五、三六一千円	三五、四六五、三六七千円
八七〇	二	一七	置換費	置換費
八七五	〃	終りから一	立法メートル	立方メートル
八八〇	一	〃 一七	ケーブル	ケーブル
〃	二	二七	タクト	ダクト
〃	〃	終りから一六	四十八ビッ	四十八ビッ
八八二	〃	〃 一九	立法メートル	立方メートル

同頁四段一五行及び一九行の各行末一字分空を字割して埋める。

ページ	段	行	誤	正
八八二	四	終りから一〇	復数	複数
八八三	一	二三	装置	位置
八九〇	一	八	城	城
九〇九	下	終りから五	鎮咳	鎮咳
九一〇	上	〃 二〇	鎮咳	鎮咳
九二八	四	一五	イタルビシン	イダルビシン
九二九	二	〃 三	第三号の七	第三条の七
〃	下	一四	一・〇〇六七八	一・〇〇六七六
九三八	〃	終りから三	「又は六年間」	「又は六月間」
九五五	二	三	三四〇五の五	三四〇の五
九六二	〃	終りから一一	小国八	小国ハ
〃	〃	〃 一〇	から八四一八	からハ四一八
九六六	上	〃 一	度	産
九七四	三	六	小島	大島
九九八	一	終りから四	第一条第五項	第一条第五号
〃	〃	〃 二	定める、	定め、
〃	二	八	米穀ロール	米穀のロール
九九九	上	終りから五	調整	調製
〃	〃	〃 二	及び	又は
一〇〇〇	全	〃 一一	六二円五二銭	六二円二〇銭
一〇〇一	一	九	第百八十二号	第百八十一号
一〇〇二	二	一三	牧場又は支場	牧場

一〇〇四頁から一〇〇八頁までの各頁及び一〇〇九頁の上段の各表に、次の各表題を図表の左上に加える。

一〇〇四頁上段に「1　さんま漁業に係る漁獲成績報告書」を、同下段に「2　北太平洋ずわいがに等漁業に係る漁獲成績報告書」を、一〇〇五頁上段に「3　第一種いか釣り漁業に係る漁獲成績報告書」を、同下段に「4　第二種いか釣り漁業に係る漁獲成績報告書」を、一〇〇六頁上段に「5　ずわいがに漁業に係る漁獲成績報告書」を、同下段に「6　つぶ漁業に係る漁獲成績報告書」を、一〇〇七頁上段に「7　かじき等流し網漁業に係る漁獲成績報告書」を、同下段に「8　黄海・東シナ海ふぐはえ縄漁業に係る漁獲成績報告書」を、一〇〇八頁上段に「9　べにずわいがに漁業に係る漁獲成績報告書」を、同下段に「10　第一種小型まぐろはえ縄漁業及び第二種小型まぐろはえ縄漁業に係る漁獲成績報告書」を及び一〇〇九頁上段に「11　大西洋はえ縄等漁業に係る漁獲成績報告書」を加える。

ページ	段	行	誤	正
一〇一二	下	終りから二	有（W）漁	有　漁
一〇一四	〃	〃 一二	蓄産物	畜産物
〃	〃	〃 九	蓄産物	畜産物
一〇二八	二	一二	魚網	漁網
一〇六二	上	終りから一	平成七年	平成六年
一〇七三	下	二六	平成七年四月一日	平成六年四月一日
一〇七九	一	一八	年度通商	年通商
一〇八〇	一	二一～二二	当該承認を	当該認定を

同頁上段終りから二～八行目の各行頭数字に「.」（ピリオド）を付ける。

ページ	段	行	誤	正
〃	下	三	7年度通商	7年通商

同頁下段二、六、八、一八、二二、二五及び三一行目の各行頭数字に「.」（ピリオド）を付ける。

ページ	段	行	誤	正
一〇八一	上	一七	リース賞金	リース賞金は

ページ	段	行	誤	正
五〇一	上	終りから四	特別(償却)」	特別(償却)の規定」
〃	下	六	〃	〃
〃	〃	一四	〃	〃
〃	〃	二〇	〃	〃
〃	〃	七	同号を同号第	同号を同第
五〇四	〃	四	「金―― 金――」	「金―― 金―― ――」
〃	四	終りから一七	非居住者	他の居住者
五〇六頁四段終りから五～七行目を削除する。				
五〇八	上	終りから一二	調整	調製
五一三	〃	一〇～一一	一時払養老保険保険等の差益	一時払養老保険害保険等の差益
〃	〃	終りから四	「特定株式	「、特定株式
五一四	下	〃 一	「35)」	「35」)
五一六	〃	五	(別表六(二)「14	(別表六(二)「14
五二三	上	終りから八	取引に係る	取引による
〃	〃	五	事業年度分に	事業年度に
五二四	〃	〃 九	「22又は21/100」	「22又は21/100」、
五二六	〃	二四	除が指定が	除が
〃	〃	終りから一一	「18、	「、18、
五二七	〃	〃 三	る算定される	り算定される
五二九	〃	〃 三	法人を	法人税を
五三〇	一	〃 一七	規則	規則第
〃	四	一六	第　号	第三十八号
五三二	二	二四	都道府県知事	都府県知事
五三八	一	終りから一四	「七十一条	「第七十一条
〃	三	〃 一六	第　号	第七十二号
五三九	四	一〇	同条第四項	改正法附則第三十六条第四項
五四六	一	一五	商品	商号
五四七	四	一三	〃	〃
五九三頁四段二八～二九行目の「の見出し中「支給停止」を「支給停止等」に改め、同条」を削る。				
五九四頁二段二〇行目を削る。				
六二五	二	一四	改める	改正する
六四四	三	六	第七十条	第七十号
六四五	下	終りから二	円	円
六五六	〃	二三	寄附金額	寄附金額
六六八	上	終りから九	さかのぼって、	さかのぼって
〃	下	〃 二二	「第十章」	「第十章　削除」
六六九	上	〃 一七	「㊞」を削る。	
六七〇	〃	一八	別紙様式第7号	別記様式第7号

ページ	段	行	誤	正
六七八	四	終りから一五	第七項中、「	第七項中「
〃	〃	〃 六	に関し、	に関し
六七九	一	〃 三	物動検疫所	動物検疫所
〃	三	〃 一九	、「技術審査官」	「、技術審査官」
〃	〃	〃 一一	連絡事項	連絡調整
六七九頁四段及び六八〇頁一段中の「第四百二十五の」を「第四百二十五条の」とする。				
六七九	四	終りから三	命を受けて	、命を受けて
六八〇	三	〃 一七	清算	精算
六八一	一	〃 一〇	の下に、	の下に
〃	二	〃 一六	関する	属する
〃	三	〃 二二	漁業駐在官	漁港駐在官
六八七	上	一三～一四	CのグループI及びグループII	EのグループI
六八八	三	終りから八	第十二条の五	第十二条の五第一項
〃	四	一	第四十五条	第四十五条第一項
六九二	二	終りから六	等二項	第二項
六九四	一	〃 二二	子供脱小売業	子供服小売業
七一〇	二	〃 六	都道府具	都道府県
七一一頁全段二行目で7個並んでいる「↑14↓」の内、3～5番目の3個を「↑11↓」に訂正する。				
七一七頁三段終りから一四～一五行目を次の通りとする。 3　平成八年三月三十一日以前に技術基準適合認定を受けた端末機器に付する表示は、改正前				
七一八頁一段一～二行目を次の通りとする。 3　平成八年三月三十一日以前に技術基準適合証明を受けた無線設備に付する表示は、改正前				
同頁二段八～一〇行目を次の通りとする。 3　平成八年三月三十一日以前に呼出符号又は呼出名称の指定を受けた無線設備に付する表示は、改正前の別表第一号の三で定める表示によ				
七二一	二	二三	事業は、	事業者は、
七二二頁二段一九行目の「とする。」を削り、次の文に置き替える。 と、同項第二号ロ(3)中「うちに占める」とあるのは「数に対する」と、「の割合」とあるのは「の数及び六十歳以上六十五歳未満の阪神・淡路大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第七十四条の規定により当該事業主の事業所に係る被保険者とみなされる者の数を合計した数の割合」とする。				
七二五	三	終りから一～二	前条第二項の規定	規定
〃	〃	〃 一	を「第三	を「
〃	四	一	条二項の届出	届出
七三二	〃	終りから一八	施行規則等の一部改正)	施行規則の一部改正)
七四三	三	六	法第百三十五号	消第百三十五号
七四五	下	一七	右	右のとおり
〃	〃	二〇	長あて	長　あて

正誤

ページ	段	行	誤	正
平成六年九月				
一四〇	下	終りから九	令第六十三条	第六十三条
一四一	上	九		
〃	〃	一二		
〃	〃	一五		
平成六年十二月				
一六六一	上	九	施行前の	施行前に
平成七年一月				
一四七	下	一三	第二項を削る	中第二項を削り、第三項を第二項とし、第四項を第三項とし、第五項を第四項とする
二〇七	二	終りから一九	ロベール・M・ドスー	ロベール・ドスー
平成七年二月				
九二	下	一九	場合に	場合で
二一四	〃	一一～一二	「ハンティング・トロフィーについては毎年一〇〇を、」を削る。	
〃	〃	一二	二〇〇、	一一〇〇（ハンティング・トロフィーを含む。）を
二一八	〃	二	生長した植物	パキュポディウム・ブレヴィカレの生長した植物
二二一	〃	表中附属書I欄終りから一一行目と一〇行目の間に次のように加える。	ネオフェリス・ネブロサ	
二二二	上	二	(+206)	(+207)
二二三	〃	一	テルディイ	エルディイ
二三〇	下	終りから六	(°503)	(°505)
二三四	上	〃 七	ナスア・ナスアと同じ	以前は、ナスア・ナスアとして含まれていた。
二三九	〃	二	ラルヴィティコラ	ラルヴァティコラ
四四二	〃	終りから一一	郵政大臣　大出　俊	郵政大臣臨時代理 国務大臣　野中　広務
〃	下	一〇		
四四四	四	終りから一六	二〇九四番地	二〇九二番地
平成七年三月				
八	四	一五	後取得後五年	前取得後五年
二二	〃	終りから一二	第一条関係	第一〇条関係
二三	一	一三	本則	第三条～第一七条
六二	下	終りから五	以前の	以前に
八二	三	〃 六	勤労者財産形式	勤労者財産形成
九三	一	七		
〃	〃	一三		
九七	〃	終りから二〇		
〃	二	九		

ページ	段	行	誤	正
九七	二	終りから二四	第　号	第五十五号
〃	〃	〃 七		
九八	三	一四		
〃	〃	二一		
〃	〃	二八		
〃	〃	三五		
〃	四	一三		
〃	〃	二〇		
〃	〃	二八		
〃	〃	三六		
一三九	一	終りから一七		
九七	〃	二〇	第　号	第四十七号
〃	〃	二六	第　号	第六十一号
九九	上	一〇	固定資産税額	固定資産税額」
一一一	下	終りから九	二九七、七五〇円	二七九、七五〇円
一一六	〃	〃 一	三九、〇九〇円	二九、〇九〇円
二二〇	三	一七	第九条	第十条
〃	〃	終りから五	第九条	第十条
二四九	下	〃 一二	字句を	字句に
二五一	〃	一二	文句	字句
三六一	三	終りから一	第　号	第七十二号
三八五	一	一四	締結国	締約国
四五一	二	終りから一七	終了し日	終了した日
四六一	上	〃 五	証明書、	証明書、別紙様式第三十七号による監査証票、
〃	〃	〃 二	別紙様式第二十三号、	別紙様式第二十三号、別紙様式第三十七号、
四六六頁二段七行目と八行目の間に三字下げて次のように加える。			法務総合研究所組織規程	
四八六	一	二九	案件発	案件の発
四八八頁上段終りから一～五行及び同頁下段一～二行目の行頭をそれぞれ一字下げる。				
四八九頁下段一八行目の「書式中「第33号書式」を「第33号書式（その１）」に改め、同」を同二一行目の「第三十三号」の後に移す。				
四八九	下	二一	あらかじめ	あらかじめ
四九四頁下段二行目「一四、八四七人」を二字下げる。				
四九四	下	終りから一〇	平成七年	平成七年
四九七	一	〃 二六	個人の場合譲渡	個人　譲渡
〃	〃	〃 一一		
〃	二	六	あつて	あって
五〇一	上	九	上書	上段

○中央選挙管理会告示第八号

平成七年七月二十二日に任期が満了することに伴う参議院議員の通常選挙における比例代表選出議員の選挙に係る政党その他の政治団体の名称、略称等について、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第八十六の七第一項の規定に基づき次のとおり届出があったので、同条第四項の規定に基づき告示する。

平成七年五月十七日

中央選挙管理会委員長　皆川　迪夫

届出年月日	政党その他の政治団体の名称	略称	本部の所在地	代表者の氏名
平成七年四月二十四日	日本社会党	社会党	東京都千代田区永田町一丁目八番一号	村山　富市
平成七年四月二十四日	日本共産党	共産党	東京都渋谷区千駄ヶ谷四丁目二六番七号	宮本　顕治
平成七年四月二十四日	新党さきがけ	さきがけ	東京都港区赤坂二丁目一七番四二号赤坂アネックス一階	武村　正義
平成七年四月二十四日	新進党	新進	東京都港区虎ノ門二丁目三番一三号	海部　俊樹
平成七年四月二十四日	自由民主党	自民党	東京都千代田区永田町一丁目一一番二三号	河野　洋平
平成七年四月二十四日	民主改革連合		東京都港区元赤坂一丁目一番七号オリエント赤坂モートサイドビル一〇一〇号	磯村　修
平成七年四月二十四日	自由連合		東京都千代田区永田町二丁目九番六号十全ビル七〇四号	石井　紘基
平成七年四月二十四日	第二院クラブ	二院クラブ	東京都中野区中野五丁目五二番一五号ブロードウェイコーポ一〇一五号	青島　幸男
平成七年四月二十四日	公明		東京都新宿区南元町一七番地	藤井　富雄
平成七年四月二十八日	新党・護憲リベラル	護憲	東京都千代田区麹町四丁目五番地第七麹町ビル三六号	田　英夫

芳賀郡市貝町大字赤羽字長嶋七三二の三、字北ノ神三二一二の二、三二二五の二、三二二六の二、三二一七の二、三二一八の三、三二一九の二、三二三〇の二、三六五九の二九、字前原二九二一の六、二九二一の七、字寺内八ッ田三三六六の三、三三六六の四、三三七一の二、三三七二の二、三三一〇の四から三三一〇の七まで、三三三二の三、字久保田三三六六の二、三三六九の一から三三六九の三まで、三三七五、三三九二の一、三三九二の二、三三九三、字延生道北三三六七の四、三三六七の五、三三六八、三三七〇の一、三三七〇の二、三三七二、三三七六の一から三三七六の三まで及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である国有地の一部並びに字北ノ神三三二五の一に隣接する道路、水路である国有地の一部、字北ノ神三三二二の一、三三三〇の一、三三三二の一から三三三二の三まで、三六五九の一〇、三六五九の一八、三六五九の二五、三六五九の二八の地先の道路、水路である国有地の一部、芳賀町大字東高橋三五四二の一に隣接する市貝町の道路、水路である国有地の一部

○自治省告示第百七号

町の境界変更

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七条第一項の規定により、石川県能美郡根上町と同郡寺井町との境界を次のとおり変更する旨、石川県知事から届出があった。

右の境界変更は、平成七年六月一日からその効力を生ずるものとする。

平成七年五月三十一日

自治大臣　野中　広務

能美郡根上町に編入する区域

能美郡寺井町字粟生（粟生赤井入会地）乙一三の一から一三の四までの各一部、一四の一の一部、一四の二の一部、一五の一の一部、一五の二の一部、一七の一の一部、一七の二、二一の一から二一の三まで、二二の一、二二の二、二三の一の一部、二三の二の一部、（粟生赤井入会地）丙五の一部、六から一一まで、一二の一部、二八から三〇までの各一部、三一から三六まで、三七の一部、五九の一部、六〇から六四まで及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である国有地の一部

能美郡寺井町に編入する区域

能美郡根上町赤井町カ一から四まで、五の一部、六の一部、西任田町へ一五六、一五七の一から一五七の三まで、一五八の一から一五八の三まで、一五九、一六〇の一、一六〇の二、一六一の一、一六一の二、一六二の一から一六二の三まで、一六三、一六四の一、一六四の二、一六五の一から一六五の三まで、一六六、一六六の二、一六七から一六九まで、ト七四から七六まで、七七の一、七七の二、七八から八〇まで、八一の三、八一の四、八二の二及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である国有地の一部

○自治省告示第百八号

町村の境界変更

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七条第一項の規定により、茨城県鹿島郡鉾田町と行方郡北浦村との境界を次のとおり変更する旨、茨城県知事から届出があった。

右の境界変更は、平成七年六月一日からその効力を生ずるものとする。

平成七年五月三十一日

自治大臣　野中　広務

鹿島郡鉾田町に編入する区域

行方郡北浦村大字三和字シケヤ五の一、六、九の一、一〇、一一、一二の一、一三から一五まで、一六の一、二一の二、二六の二、二七の二、二九の一、三〇の二、三一の二、三三の二、三三の六、三五の一、六七の二、七一の二、字六瀬川二四、七二の一、七三、七四の一、七五の二、七六の二、七六の三、七七、七七の一、七八の一、七八の三、八三の一、八三の三、八四の一、八四の三、八五の三、八五の四、八七の二、大字長野江字新堤六三三の二、六三四の二及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である国有地の一部

行方郡北浦村に編入する区域

鹿島郡鉾田町大字高田字六瀬川一の五、一の七、二の二、字中道下二一一の二、二一二の二、二一三の二、二二一の二、二二二の二、二二三から二二七まで、二二八の二、二二九の二、二三〇の二、二三一、二三二、二三三の二、二三四の二、字ドウクチ二八〇、二八一の二、二八二の二、二八三の二、二八六の二、二八七、二八九、二九〇、二九二、字堂口二八四の二、二八五の二、二八八、二九一、字谷中二九三の二、二九七の二、二九八の二、二九九、三〇〇、三〇一、三〇二、三〇三の二、三〇五の二、三〇六の二、三〇七の二、字長町四〇〇の二、四〇二の二、四〇三の二、字長丁四〇一の二、字新堤四〇四の二、四〇八の二及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である国有地の一部

藤村　修	大阪府吹田市西の庄町七―二〇	東京都江東区東陽二―三―六
保岡　興治	鹿児島県鹿児島市城西三―八―一一	鹿児島県名瀬市真名津町一三―一四
山田　宏	東京都杉並区天沼三―二一―一	東京都杉並区南荻窪四―四一―一四
吉田　公一	東京都練馬区貫井一―四一―八	東京都練馬区貫井二―一六―二一
支部の数	二一六	一五六
うち法第十四条第二項に規定する支部の数	二一六	一五六
所属国会議員	―	北川　正恭
〔所属国会議員でなくなった〕	―	佐藤　敬夫
所属国会議員	―	山口　敏夫
〔所属国会議員でなくなった〕	―	青島　幸男

平成七年四月二四日

第二院クラブ

所属国会議員	―
〔所属国会議員でなくなった〕	―
所属国会議員	
〔所属国会議員となった〕	氏名　山田　俊昭 住所　東京都中野区上鷺宮三―六―二一 選出区分　参議院議員　比例代表 選挙期日　平成四年七月二六日 同議員は、その選出された参議院議員通常選挙において第二院クラブに所属する候補者であった。

○自治省告示第百三号

市町の境界変更

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七条第一項の規定により、埼玉県本庄市と児玉郡児玉町との境界を次のとおり変更する旨、埼玉県知事から届出があった。

右の境界変更は、平成七年六月一日からその効力を生ずるものとする。

平成七年五月三十日

自治大臣　野中　広務

本庄市に編入する区域

児玉郡児玉町大字下真下字北原一四の一の一部、一四の四、一四の七の一部、三二の二、三六の二、三七の一の一部、四〇の一の一部、四〇の二、字今井堺四五の二の一部、四五の三の一部、六四の一の一部、六四の三、六四の四、六五の二、七九の二、八〇の二、八一の三、八二の二の一部、八二の三、八二の四、九八の二の一部、字田島一〇〇の一の一部、字中屋敷一七五の二の一部、一七五の一一、字中道一九二の二、一九三の二、一九四の一の一部、一九四の二、一九四の三、一九五の二、一九九の二、二〇〇の一の一部、字森前二八〇の二、二八一の一の一部、二八一の二の一部、二八四の二、二八五の一部、字東田六六三の一部、六六四の一部、六六五の二の一部、大字蛭川字藤塚一三五六の一部、一三五七の一部、字窪田一三六五の一部、一三六七の一部、一三六八の一部、一三六九、一三七〇の一部、一三七三の一部、一三七四の一、一三七四の二の一部、一三七四の三の一部、一三七五の四の一部、字高関西一四七一の一部、一四八六の一の一部、大字高関字西原五六の一から五六の三までの各一部、五七の一の一部及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である国有地の一部

児玉郡児玉町に編入する区域

本庄市大字今井字川越田一の二から一の四まで、一三の二、字久城田九八〇の一部、九八一の一部、字瓜塚一三四一の二の一部、一三四三の一部、一三四四の一部、一三六八の一部、一三六九の一部、字松島一三七〇の一部、一三七一の一の一部、一三七一の二の一部、一四一三の一部、一四一四の一部、一四一七の一部、一四五八の一部、一四五九の一部、一四六一の一部、字前田一五九九の一部、一六四五の一の一部、一六四五の二、一六四六の一の一部、一六四六の二の一部、一六四七、一六四八の一部、一六四九の一部、一六六一の二、一六六三の一部、一六六六、一六六七、一六七〇及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である国有地の一部並びに字川越田一三の一に隣接する水路である国有地の一部、児玉郡児玉町大字下真下字田島一〇三、一〇四、大字蛭川字藤塚一三五八の三に隣接する本庄市の道路、水路である国有地の一部

○自治省告示第百四号

町の境界変更

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七条第一項の規定により、栃木県河内郡上河内町と同郡河内町との境界を次のとおり変更する旨、栃木県知事から届出があった。

右の境界変更は、平成七年六月一日からその効力を生ずるものとする。

平成七年五月三十日

自治大臣　野中　広務

河内郡上河内町に編入する区域

河内郡河内町大字下ケ橋字芦沼境三八九の一、四〇五の二、四〇七の二、四〇八の二、四〇九の三及びこれらの区域に隣接介在する道路である国有地の一部

河内郡河内町に編入する区域

河内郡上河内町大字芦沼字三本松一五〇五の二、一五一一の三、一五一一の四、一五一二の二、一五三九の二、一五四〇の二、字下界一五六三の二、字下境一五六四の二、一五七六の三及びこれらの区域に隣接介在する水路等である国有地の全部並びに字東原七五九に隣接する水路である国有地の全部、七五八の地先の水路である国有地の一部

○自治省告示第百五号

消防法施行令（昭和三十六年政令第三十七号）第三十九条第一項第四号の規定に基づき、自治大臣の指定する検定対象機械器具等に関する研修を次のように定める。

平成七年五月三十一日

自治大臣　野中　広務

一　研修の名称

検定対象機械器具等に関する初任者研修

二　研修の実施機関

日本消防検定協会

○自治省告示第百六号

町の境界変更

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七条第一項の規定により、栃木県芳賀郡市貝町と同郡芳賀町との境界を次のとおり変更する旨、栃木県知事から届出があった。

右の境界変更は、平成七年六月一日からその効力を生ずるものとする。

平成七年五月三十一日

自治大臣　野中　広務

芳賀郡市貝町に編入する区域

芳賀郡芳賀町大字東高橋三五四二の四から三五四二の六まで、三五四三の二、三五四四の二、三五四五の二、三五四六の二、三五四七の二、三五四八の二、三五四九の二、三五五〇の三、三五五〇の四、三五五一の四、三五七〇の二、三五七〇の三、三五七七の三、三五八八の二、大字下延生字東原八〇の九二、八〇の一一三から八〇の一一六まで、八〇の一四九から八〇の一五一まで、八〇の一五四から八〇の一六二まで、字南原八四の五から八四の八まで、八四の六九から八四の七三まで、三五二二の二、三五三三の二、三五四四の二、三五五五の二、三五五六の二、三五五七の二、三五五八の二、三五五九の二及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である国有地の一部並びに大字東高橋三五四二の一、三五四六の一、大字下延生字東原八〇の一七、八〇の一一七、八〇の一一九、八〇の一二〇、八〇の一四六、八〇の一四七に隣接する道路、水路である国有地の一部、大字東高橋三五四四の一、三五四五の一、三五七九、三五八八の一、三五九一、三五九二、三五九三の一の地先の水路である国有地の一部

芳賀郡芳賀町に編入する区域

韓皇義塾蒼龍社鹿児島支部	中島　一男	妹尾　光臣	鹿児島県垂水市錦江町一―三六	七、一、一〇
長州塾	久光　浩司	竹下　正行	山口県熊毛郡平生町大字大野北五六五―一〇	七、三、一六
闘魂会	猪木　寛至	内村　義徳	東京都港区六本木六―三―八	七、三、三
日本青年社茨城県本部	富施　光治	森野　久雄	茨城県水戸市朝日町二七五九―一七	七、一、三〇
日本青年社土浦支部	鈴木　学	中川　賢一	茨城県稲敷郡江戸崎町犬塚九九六―一	七、二、一五
日本ヘブライ友好親善協会	小牧　久時	今在家佳子	滋賀県大津市坂本二―六―一八	七、二、二〇
日本を建て直す会	奥本　芳徳	塚川　義行	大阪府堺市東雲東町一―四―一七	六、一二、一九
PRU関西政治センター	奥村　修一	西岡　登	大阪府大阪市北区堂山町一―二―三	七、一、二五
PRU四国高速政治センター	井上　富夫	西岡　説	香川県高松市福岡町一―一〇―四三	七、一、二七
森田勇造を育てる会	徳弘　隆男	徳弘　隆男	高知県高知市はりまや町三―六―一一	七、一、六
陽西筑波聚楽会本部	野口　法之	野口　法之	茨城県真壁郡関城町藤ヶ谷二四五六	七、二、一五
リベラル近畿	柴田　範幸	衛藤　社司	大阪府大阪市北区天神橋三―九―二七	七、二、一三
柳風会	柳本　豊	八木　通夫	大阪府大阪市西成区山王一―一二―四	七、二、六
渡部恒三を育てる会津の会	秋山　欣三	秋山　欣三	福島県会津若松市南千石町七―一五	七、三、六

備考　従来、新政策フォーラムは秋田県選挙管理委員会に、須藤浩後援会は千葉県選挙管理委員会に、青葉会、新時代政策研究会は大阪府選挙管理委員会にそれぞれ届出がされていたが、自治大臣に届出すべき政治団体となったものである。

○自治省告示第九十八号

町村の境界変更

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七条第一項の規定により、群馬県群馬郡箕郷町と北群馬郡榛東村との境界を次のとおり変更する旨、群馬県知事から届出があった。

右の境界変更は、平成七年七月一日からその効力を生ずるものとする。

平成七年五月十二日

自治大臣　野中　広務

群馬郡箕郷町に編入する区域

北群馬郡榛東村大字広馬場字宿四一四五の二、四一六五、四一六六の一、四一六六の三、四一六九の二から四一六九の八まで、四一七〇の一から四一七〇の三まで、四一七九の五、四一七九の六、四一八〇、四一八一の三、四一八一の四、四一八二、四一八三の三、四一八三の四、四一八三の五及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である国有地の全部

北群馬郡榛東村に編入する区域

群馬郡箕郷町大字柏木沢字大清水二八一の三、三一八の一、三二八の二、三三〇、三三八の四、三三三の二、三三五の二、三三八の二、三三九の三、三四六の三、三四八の二、三四九の二、三五〇の一、三五〇の二、三五一の二及びこれらの区域に隣接介在する道路である国有地の全部並びに北群馬郡榛東村大字広馬場字宿四一六七、四一六八の一に隣接する群馬郡箕郷町の道路である国有地の一部

○自治省告示第九十九号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第百五十条第六項の規定に基づき、政見放送及び経歴放送実施規程（平成六年自治省告示第百六十五号）の一部を次のように改正する。

平成七年五月十五日

自治大臣　野中　広務

第八条第三項に後段として次のように加える。

この場合において、当該参議院名簿届出政党等から自らが選定した手話通訳士（平成元年厚生省告示第百二十二号の手話通訳士をいう。）一人による手話通訳を付して政見を録画するよう申込みがあったときは、日本放送協会は、当該手話通訳士による手話通訳を付して政見を録画するものとする。

附　則

1　この規程は、告示の日から施行する。

2　改正後の政見放送及び経歴放送実施規程の規定は、この規程の施行の日（以下「施行日」という。）以後初めてその期日を公示され又は告示される参議院比例代表選出議員の選挙について適用し、施行日の前日までにその期日を公示され又は告示された参議院比例代表選出議員の選挙については、なお従前の例による。

○自治省告示第百号

市町の境界変更

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七条第一項の規定により、山口県下関市と豊浦郡菊川町との境界を次のとおり変更する旨、山口県知事から届出があった。

右の境界変更は、平成七年六月二十一日からその効力を生ずるものとする。

平成七年五月二十三日

自治大臣　野中　広務

下関市に編入する区域

豊浦郡菊川町大字日新字乳原井手二五一八、二五一九、二五二〇の二、二五二一の二、二五二二の一、二五二三の二、二五二七の二、二五二八の一、二五二九、二五三〇、二五三一の二、二五四〇の二、字南前田二五四一の二及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である国有地の全部並びに下関市大字内日下字中小森二五一五に隣接する菊川町の水路である国有地の全部

豊浦郡菊川町に編入する区域

下関市大字内日下字南前田二五四七、二五四八の二、字西前田二五四九の二、二五五〇の二、二五五二の二、二五五三の二、二五五七の二、二五五八の二、字法才二五七二の二及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である国有地の全部

○自治省告示第百一号

村の境界変更

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七条第一項の規定により、熊本県阿蘇郡白水村と同郡久木野村との境界を次のとおり変更する旨、熊本県知事から届出があった。

右の境界変更は、平成七年六月一日からその効力を生ずるものとする。

平成七年五月二十三日

自治大臣　野中　広務

阿蘇郡白水村に編入する区域

阿蘇郡久木野村大字河陰字川ヶ鍋一二六九の四から一二六九の六まで及びこれらの区域に介在する水路である国有地の全部

阿蘇郡久木野村に編入する区域

阿蘇郡白水村大字中松字北金間一〇九二の八、一〇九二の九、字下葉山一四八七の二、一四八九の二、一四九〇の二、一四九〇の三、一四九一の二及びこれらの区域に隣接介在する水路である国有地の一部並びに字北金間一〇九二の二の地先の道路、水路である国有地の一部

○自治省告示第百二号

政党助成法（平成六年法律第五号）第五条第三項の規定による政党交付金の交付を受けようとする政党の届出事項の異動の届出があったので、同条第四項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成七年五月二十三日

自治大臣　野中　広務

政党の名称	異動事項		新	旧	届出年月日
新進党	所属国会議員の住所	伊藤　英成	愛知県豊田市丸山町一〇―五―一	愛知県豊田市下林町四―三七―八	平成七年四月四日
		岡田　克也	三重県四日市市堀木二―九―一二	三重県四日市市鵜の森二―九―一二	
		藤井　裕久	東京都港区高輪四―四―二	神奈川県藤沢市藤沢一〇一五	

藤村　修	大阪府吹田市西の庄町七―二〇	東京都江東区東陽二―三―六
保岡　興治	鹿児島県鹿児島市城西三―八―一一	鹿児島県名瀬市真名津町一三―一四
山田　宏	東京都杉並区天沼三―二―一	東京都杉並区南荻窪四―四―一四
吉田　公一	東京都練馬区貫井一―四二―八	東京都練馬区貫井二―一六―三一
支部の数	二一六	一五六
うち法第十四条第二項に規定する支部の数	二一六	一五六
所属国会議員	―	北川　正恭
〔所属国会議員でなくなった〕	―	佐藤　敬夫
所属国会議員	―	山口　敏夫
〔所属国会議員でなくなった〕	―	青島　幸男
所属国会議員		
〔所属国会議員となった〕		

平成七年四月二四日

第二院クラブ

氏名　山田　俊昭
住所　東京都中野区上鷺宮三―六―二一
選出区分　参議院議員　比例代表
選挙期日　平成四年七月二六日
同議員は、その選出された参議院議員通常選挙において第二院クラブに所属する候補者であった。

○自治省告示第百三号

市町の境界変更

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七条第一項の規定により、埼玉県本庄市と児玉郡児玉町との境界を次のとおり変更する旨、埼玉県知事から届出があった。

右の境界変更は、平成七年六月一日からその効力を生ずるものとする。

平成七年五月三十日　自治大臣　野中　広務

本庄市に編入する区域

児玉郡児玉町大字下真下字北原一四の一の一部、一四の四、一四の七の一部、三二の二、三六の二、三七の一の一部、四〇の一の一部、四〇の二、字今井堺四五の二の一部、四五の三の一部、六四の一の一部、六四の三、六四の四、六五の二、七九の二、八〇の二、八一の三、八二の二の一部、八二の三、八二の四、九八の二の一部、字田島一〇〇の一の一部、字中屋敷一七五の二の一部、一七五の一一、字中道一九二の二、一九三の二、一九四の一の一部、一九四の二、一九四の三、一九五の二、一九九の二、二〇〇の一の一部、字森前二八〇の二、二八一の一の一部、二八一の二の一部、二八四の二、二八五の一部、字東田六六三の一部、六六四の一部、六六五の二の一部、大字蛭川字藤塚一三五六の一部、一三五七の一部、字窪田一三六五の一部、一三六七の一部、一三六八の一部、一三六九、一三七〇の一部、一三七三の一部、一三七四の一、一三七四の二の一部、一三七五の四の一部、字高関西一四七一の一部、一四八六の一の一部、大字高関字西原五六の一から五六の三までの各一部、五七の一の一部及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である国有地の一部

児玉郡児玉町に編入する区域

本庄市大字今井字川越田一の二から一の四まで、一三の二、字久城田九八〇の一部、九八一の一部、字兀塚一三四一の二の一部、一三四三の一部、一三四四の一部、一三六八の一部、一三六九の一部、字松島一三七〇の一部、一三七一の一の一部、一三七一の二の一部、一四一三の一部、一四一四の一部、一四一七の一部、一四五八の一部、一四五九の一部、一四六一の一部、字前田一五九九の一部、一六四五の一の一部、一六四五の二、一六四六の一の一部、一六四六の二の一部、一六四七、一六四八の一部、一六四九の一部、一六六一の二、一六六三の一部、一六六六、一六六七、一六七〇及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である国有地の一部並びに字川越田一三の一に隣接する水路である国有地の一部、児玉郡児玉町大字下真下字田島一〇三、一〇四、大字蛭川字藤塚一三五八の三に隣接する本庄市の道路、水路である国有地の一部

○自治省告示第百四号

町の境界変更

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七条第一項の規定により、栃木県河内郡上河内町と同郡河内町との境界を次のとおり変更する旨、栃木県知事から届出があった。

右の境界変更は、平成七年六月一日からその効力を生ずるものとする。

平成七年五月三十日　自治大臣　野中　広務

河内郡上河内町に編入する区域

河内郡河内町大字下ケ橋字芦沼境三八九の一、四〇五の二、四〇七の二、四〇八の二、四〇九の三及びこれらの区域に隣接介在する道路である国有地の一部

河内郡河内町に編入する区域

河内郡上河内町大字芦沼字三本松一五〇五の二、一五一一の三、一五一一の四、一五一二の二、一五三九の二、一五四〇の二、字下界一五六三の二、字下境一五六四の二、一五七六の三及びこれらの区域に隣接介在する水路等である国有地の全部並びに字東原七五九に隣接する水路である国有地の全部、七五八の地先の水路である国有地の一部

○自治省告示第百五号

消防法施行令（昭和三十六年政令第三十七号）第三十九条第一項第四号の規定に基づき、自治大臣の指定する検定対象機械器具等に関する研修を次のように定める。

平成七年五月三十一日　自治大臣　野中　広務

一　研修の名称
検定対象機械器具等に関する初任者研修
二　研修の実施機関
日本消防検定協会

○自治省告示第百六号

町の境界変更

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七条第一項の規定により、栃木県芳賀郡市貝町と同郡芳賀町との境界を次のとおり変更する旨、栃木県知事から届出があった。

右の境界変更は、平成七年六月一日からその効力を生ずるものとする。

平成七年五月三十一日　自治大臣　野中　広務

芳賀郡市貝町に編入する区域

芳賀郡芳賀町大字東高橋三五四二の四から三五四二の六まで、三五四三の一、三五四四の二、三五四五の二、三五四六の二、三五四七の二、三五四八の二、三五四九の二、三五五〇の三、三五五〇の四、三五五一の四、三五七〇の二、三五七〇の三、三五七七の三、三五八八の二、大字下延生字東原八〇の九二、八〇の一一三から八〇の一一六まで、八〇の一四九から八〇の一五一まで、八〇の一五四から八〇の一六二まで、字南原八四の五から八四の八まで、八四の六九から八四の七三まで、三五二の二、三五三の二、三五四の二、三五五の二、三五六の二、三五七の二、三五八の二、三五九の二及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である国有地の一部並びに大字東高橋三五四二の一、三五四六の一、大字下延生字東原八〇の二七、八〇の一一七、八〇の一一九、八〇の一二〇、八〇の一四六、八〇の一四七に隣接する道路、水路である国有地の一部、大字東高橋三五四四の一、三五四五の一、三五七九、三五八八の一、三五九一、三五九二、三五九三の一の地先の水路である国有地の一部

芳賀郡芳賀町に編入する区域

政治団体名	代表者	会計責任者	主たる事務所の所在地	届出年月日
神皇義塾蒼龍社鹿児島支部	中島　一男	妹尾　光臣	鹿児島県垂水市錦江町一―三六	七、一、一〇
長州塾	久光　浩司	竹下　正行	山口県熊毛郡平生町大字大野北五六五―一〇	七、二、一六
闘魂会	猪木　寛至	内村　義徳	東京都港区六本木六―三―八	七、三、二
日本青年社茨城県本部	富施　光治	森野　久雄	茨城県水戸市朝日町二七五九―一七	七、一、三〇
日本青年社土浦支部	鈴木　学	中川　賢一	茨城県稲敷郡江戸崎町犬塚九九六―一	七、二、一五
日本へブライ友好親善協会	小牧　久時	今在家佳子	滋賀県大津市坂本二―六―一八	七、二、二〇
日本を建て直す会	奥本　芳徳	塚川　義行	大阪府堺市東雲東町一―四―一七	六、一二、一九
PRU関西政治センター	奥村　修一	西岡　登	大阪府大阪市北区堂山町一―二―二	七、一、一五
PRU四国高速政治センター	井上　富夫	西岡　鋭	香川県高松市福岡町二―一〇―四三	七、二、一七
森田勇造を育てる会	徳弘　隆男	徳弘　隆男	高知県高知市はりまや町三―六―一	七、一、六
陽西筑波緊楽会本部	野口　法之	野口　法之	茨城県真壁郡関城町藤ケ谷二四五六	七、二、一五
リベラル近畿	柴田　範幸	衛藤　社司	大阪府大阪市北区天神橋三―九―七	七、二、一三
柳風会	柳本　豊	八木　通夫	大阪府大阪市西成区山王一―二―四	七、二、六
渡部恒三を育てる会津の会	秋山　欣三	秋山　欣二	福島県会津若松市南千石町七―一五	七、三、六

備考　従来、新政策フォーラムは秋田県選挙管理委員会に、青葉会、新時代政策研究会は大阪府選挙管理委員会に、須藤浩後援会は千葉県選挙管理委員会にそれぞれ届出がされていたが、自治大臣に届出すべき政治団体となったものである。

○自治省告示第九十八号

町村の境界変更

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七条第一項の規定により、群馬県群馬郡箕郷町と北群馬郡榛東村との境界を次のとおり変更する旨、群馬県知事から届出があった。

右の境界変更は、平成七年七月一日からその効力を生ずるものとする。

平成七年五月十二日

自治大臣　野中　広務

群馬郡箕郷町に編入する区域

北群馬郡榛東村大字広馬場字宿四一四五の二、四一六五、四一六六の一、四一六六の三、四一六九の二から四一六九の八まで、四一七〇の一から四一七〇の三まで、四一七九の五、四一七九の六、四一八〇、四一八一の三、四一八一の四、四一八二、四一八三の二、四一八三の四、四一八三の五及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である国有地の全部

北群馬郡榛東村に編入する区域

群馬郡箕郷町大字柏木沢字大清水二八一の二、三一八の一、三一八の二、三三〇、三二八の四、三三三の二、三三五の二、三三八の二、三三九の三、三四六の三、三四八の二、三四九の二、三五〇の一、三五〇の二、三五一の二及びこれらの区域に隣接介在する道路である国有地の全部並びに北群馬郡榛東村大字広馬場字宿四一六七、四一六八の一に隣接する群馬郡箕郷町の道路である国有地の一部

○自治省告示第九十九号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第百五十条第六項の規定に基づき、政見放送及び経歴放送実施規程（平成六年自治省告示第百六十五号）の一部を次のように改正する。

平成七年五月十五日

自治大臣　野中　広務

第八条第三項に後段として次のように加える。

この場合において、当該参議院名簿届出政党等から自らが選定した手話通訳士（平成元年厚生省告示第百二十二号の手話通訳士をいう。）一人による手話通訳を付して政見を録画するよう申込みがあったときは、日本放送協会は、当該手話通訳士による手話通訳を付して政見を録画するものとする。

附　則

1　この規程は、告示の日から施行する。

2　改正後の政見放送及び経歴放送実施規程の規定は、この規程の施行の日（以下「施行日」という。）以後初めてその期日を公示され又は告示される参議院比例代表選出議員の選挙について適用し、施行日の前日までにその期日を公示され又は告示された参議院比例代表選出議員の選挙については、なお従前の例による。

○自治省告示第百号

市町の境界変更

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七条第一項の規定により、山口県下関市と豊浦郡菊川町との境界を次のとおり変更する旨、山口県知事から届出があった。

右の境界変更は、平成七年六月二十一日からその効力を生ずるものとする。

平成七年五月二十三日

自治大臣　野中　広務

下関市に編入する区域

豊浦郡菊川町大字日新字乳原井手二五一八、二五一九、二五二〇の二、二五二一の二、二五二二の一、二五二三の二、二五二七の二、二五二八の一、二五二九、二五三〇、二五三一の二、二五四〇の二、字南前田二五四一の二及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である国有地の全部並びに下関市大字内日下字中小森二五一五に隣接する菊川町の水路である国有地の全部

豊浦郡菊川町に編入する区域

下関市大字内日下字南前田二五四七、二五四八の二、字西前田二五四九の二、二五五〇の二、二五五二の二、二五五三の二、二五五七の二、二五五八の二、字法才二五七二の二及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である国有地の全部

○自治省告示第百一号

村の境界変更

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七条第一項の規定により、熊本県阿蘇郡白水村と同郡久木野村との境界を次のとおり変更する旨、熊本県知事から届出があった。

右の境界変更は、平成七年六月一日からその効力を生ずるものとする。

平成七年五月二十三日

自治大臣　野中　広務

阿蘇郡白水村に編入する区域

阿蘇郡久木野村大字河陰字川ヶ鶴一二六九の四から一二六九の六まで及びこれらの区域に介在する水路である国有地の全部

阿蘇郡久木野村に編入する区域

阿蘇郡白水村大字中松字北金間一〇九二の八、一〇九二の九、字下葉山一四八七の二、一四八九の二、一四九〇の二、一四九〇の三、一四九一の二及びこれらの区域に隣接介在する水路である国有地の一部並びに字北金間一〇九二の二の地先の道路、水路である国有地の一部

○自治省告示第百二号

政党助成法（平成六年法律第五号）第五条第三項の規定による政党交付金の交付を受けようとする政党の届出事項の異動の届出があったので、同条第四項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成七年五月二十三日

自治大臣　野中　広務

政党の名称	異動事項	新	旧	届出年月日
新進党	所属国会議員の住所　伊藤　英成	愛知県豊田市丸山町一〇―五―一	愛知県豊田市下林町四―三七―八	平成七年四月四日
	岡田　克也	三重県四日市市堀木二―九―一二	三重県四日市市鵜の森二―九―一二	
	藤井　裕久	東京都港区高輪四―四―二	神奈川県藤沢市藤沢一〇一五	

○自治省告示第九十五号

地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）附則第十一条第四十二項第一号の規定に基づき、同号に規定する自治大臣が指定する家屋を次のように指定し、平成七年度分の固定資産税から適用する。

平成七年五月八日

自治大臣　野中　広務

関西国際空港において次の表に掲げる施設の用に供する家屋

施設名	所有者	所在地
日本航空関西輸出貨物ターミナル	日本航空株式会社	大阪府泉南市泉州空港南一番地
日本航空関西輸入貨物ターミナル	日本航空株式会社	大阪府泉南市泉州空港南一番地
日本航空関西国内貨物ターミナル	日本航空株式会社	大阪府泉佐野市泉州空港北一番地
全日本空輸輸出貨物ビル	全日本空輸株式会社	大阪府泉南市泉州空港南一番地
全日本空輸輸入貨物ビル	全日本空輸株式会社	大阪府泉南市泉州空港南一番地
全日本空輸国内貨物ビル	全日本空輸株式会社	大阪府泉佐野市泉州空港北一番地
日本エアシステム関西国際空港国内貨物上屋	株式会社日本エアシステム	大阪府泉佐野市泉州空港北一番地

○自治省告示第九十六号

地方税法施行規則（昭和二十九年総理府令第二十三号）附則第六条第四十五項の規定に基づき、同項に規定する自治大臣が指定する機械その他の設備を次のように指定し、平成七年度分の固定資産税から適用する。

平成七年五月八日

自治大臣　野中　広務

一　新東京国際空港において事業の用に供する次の表に掲げる機械その他の設備

設備名	所有者	設置施設名	設置施設所在地
航空機部品収納設備	日本航空株式会社	日本航空成田センターストア	千葉県成田市三里塚字御料牧場一番地一新東京国際空港内
航空貨物取扱設備	日本航空株式会社	新東京国際空港第五貨物ビル	千葉県成田市取香字上人塚一四八番地
航空貨物取扱設備	全日本空輸株式会社	新東京国際空港第五貨物ビル	千葉県成田市取香字上人塚一四八番地

二　関西国際空港において事業の用に供する次の表に掲げる機械その他の設備

設備名	所有者	設置施設名	設置施設所在地
無線設備	日本航空株式会社	日本航空関西オペレーションセンター	大阪府泉南郡田尻町泉州空港中一番地
無線設備	全日本空輸株式会社	全日本空輸関西オペレーションセンター	大阪府泉佐野市泉州空港北一番地
運航関連情報設備	全日本空輸株式会社	全日本空輸関西オペレーションセンター	大阪府泉佐野市泉州空港北一番地
航空貨物取扱設備	日本航空株式会社	日本航空関西輸出貨物ターミナル	大阪府泉南市泉州空港南一番地
航空貨物取扱設備	全日本空輸株式会社	全日本空輸輸出貨物ビル	大阪府泉南市泉州空港南一番地
航空貨物取扱設備	全日本空輸株式会社	全日本空輸輸入貨物ビル	大阪府泉南市泉州空港南一番地

○自治省告示第九十七号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第六条第一項の規定による政治団体の届出があったので、同法第七条の二第一項の規定に基づき、その名称等を次のとおり公表する。

平成七年五月十一日

自治大臣　野中　広務

㈠　政治資金団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
公明政治協会	笠間　肇	岡田　克司	東京都新宿区南元町一七	七、三、一六

㈡　その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
青葉会	中馬　弘毅	西尾進一良	大阪府大阪市阿倍野区昭和町五ー九ー一	七、一、一〇
SSNフォーラム21	須藤　浩	須藤　浩	千葉県四街道市鹿渡九三三ー一二三	七、三、六
OAK・TREEフォーラム	小野　晋也	織田　隆司	東京都千代田区永田町二ー一ー一二	七、三、一〇
萱野茂さんを「ささやかに支援する」首都圏の会	浦川　治造	宇梶　静枝	神奈川県川崎市幸区小倉一五二一一	七、二、二二
関西電力総連政治活動委員会	芦田　忠治	安井　良雄	大阪府大阪市北区南扇町一ー一四	六、一二、二〇
くらし・平和フォーラム	西岡瑠璃子	竹内　昭	高知県高知市本町二ー五ー一二	七、一、二三
ケイ・ケイ会	粕谷　茂	堀　清一	東京都渋谷区笹塚三ー一ー六	七、三、一〇
國士塾	村上久実夫	金谷　裕之	大阪府羽曳野市樫山二三三	六、一二、二六
国士新時代研究会	金谷　一彦	尾崎　兵治	大阪府富田林市若松町西一ー一八八四ー一	六、一二、一六
新時代政策研究会	中野　寛成	藤田　薫	大阪府豊中市曽根西町一ー二ー二	七、二、七
新政策研究会	長峯　基	坂元　良之	宮崎県都城市妻ケ丘町四八街区二	七、一、九
新政策フォーラム	二田　孝治	青山　仁	秋田県秋田市保戸野千代田町六ー八	七、二、一七
新日本政匡会	田名部匡省	辻野　正彦	東京都港区南青山二ー二四ー一五	七、三、六
須藤浩後援会	細野　一雄	黒木　洋一	千葉県四街道市鹿渡九三三ー一二三	七、三、六
政治結社昭志団	松本　晃二	大滝　宏幸	大阪府大阪市浪速区元町一ー四ー二二	七、二、二六

㈢　道路の区域

区間	変更前後の別	敷地の幅員	延長	備考
北海道石狩郡当別町字蕨岱三一〇七番一から同郡石狩町新港南一丁目八三番三まで	前 A	一〇・九〇〜七三・〇〇メートル	二六・六九〇キロメートル	上記A・B・C・D及びEは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	前 B・C・D・E	二四・〇〇〜一二四・〇〇	一五・五一一	
	後 A	一〇・九〇〜七三・〇〇	二六・六九〇	
	後 B・C・D・E	二四・〇〇〜一二四・〇〇	一五・五一一	

㈣　図面縦覧場所　北海道開発局及び同局札幌開発建設部

○建設省告示第千二百九号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成七年五月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成七年五月三十一日　　建設大臣　野坂　浩賢

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
三百三十四号	北海道斜里郡斜里町字真鯉国有林清里営林署二三〇林班り小班から同町字真鯉国有林清里営林署二三〇林班ニ小班まで	北海道開発局及び同局網走開発建設部
〃	北海道斜里郡斜里町字真鯉二二三番から同町字真鯉二一八番まで	〃
〃	北海道斜里郡斜里町字真鯉国有林清里営林署二二四林班ハ小班から同町字真鯉国有林清里営林署二二一林班ロ小班まで	〃
三百三十七号	北海道石狩郡石狩町大字生振村五六二番二から同町大字生振村七七四番二まで	北海道開発局及び同局札幌開発建設部
〃	北海道石狩郡石狩町大字生振村四八二番七から同町大字生振村四二二番一まで	〃

供用開始の期日　平成七年五月三十一日

○建設省告示第千二百四号

建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第百七条第一号の規定に基づき、左記の構造を通常の火災時の加熱に二時間以上耐える性能を有する床の構造として指定したので告示する。

平成七年五月三十日　建設大臣　野坂　浩賢

記

一　指定番号　F二〇八九
二　申請者住所氏名　神奈川県横浜市西区北幸一丁目四番一号　株式会社岡村製作所　代表取締役社長　中村喜久男
三　品目名（商品名）　両面繊維混入けい酸カルシウム板（一二㎜＋一二㎜）二重張軽量鉄骨下地中空床（一二〇㎜）（岡村二時間耐火乾式床）
四　構造の形状及び寸法　別添のとおり（「別添」は省略）
五　主たる構成建築材料名及びその製造者名　一般構造用圧延鋼材（JIS　G　三一〇一）、熱間圧延軟鋼板及び鋼帯（JIS　G　三一三一）、繊維混入けい酸カルシウム板（不燃第一〇六一号）
六　標準仕様書　別添のとおり（「別添」は省略）

○建設省告示第千二百五号

建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第百七条第一号の規定に基づき、左記の構造を通常の火災時の加熱に一時間以上耐える性能を有する外壁（耐力）の構造として指定したので告示する。

平成七年五月三十日　建設大臣　野坂　浩賢

記

一　指定番号　WB一〇〇三
二　申請者住所氏名　東京都新宿区西新宿二丁目一番一号　三井ホーム株式会社　代表取締役社長　赤井士郎
三　品目名（商品名）　立体金網入りセメントモルタル吹付外壁（耐力）（三井ホームRC　TWIN　WALL工法耐火耐力壁（狭小敷地対応壁））
四　構造の形状及び寸法　別添のとおり（「別添」は省略）
五　主たる構成建築材料名及びその製造者名　吹付セメントモルタル（普通ポルトランドセメント　JIS　R　五二一〇）、立体溶接金網（株式会社トーアミ技研事業部宮崎工場）、溶接金網・接合金網（鉄線　SWM―G　JIS　G　三五三二）、差し筋・補強筋（鉄筋コンクリート用棒鋼　JIS　G　三一一二）
六　標準仕様書　別添のとおり（「別添」は省略）

○建設省告示第千二百六号

建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第百七条第一号の規定に基づき、左記の構造を通常の火災時の加熱に一時間以上耐える性能を有する間仕切壁の構造として指定したので告示する。

平成七年五月三十日　建設大臣　野坂　浩賢

記

一　指定番号　W一一八九
二　申請者住所氏名　東京都新宿区西新宿二丁目一番一号　三井ホーム株式会社　代表取締役社長　赤井士郎
三　品目名（商品名）　立体金網入りセメントモルタル吹付間仕切壁（三井ホームRC　TWIN　WALL工法耐火耐力壁（界壁―B））
四　構造の形状及び寸法　別添のとおり（「別添」は省略）
五　主たる構成建築材料名及びその製造者名　吹付セメントモルタル（普通ポルトランドセメント　JIS　R　五二一〇）、立体溶接金網（株式会社トーアミ技研事業部宮崎工場）、溶接金網・接合金網（鉄線　SWM―G　JIS　G　三五三二）、差し筋・補強筋（鉄筋コンクリート用棒鋼　JIS　G　三一一二）
六　標準仕様書　別添のとおり（「別添」は省略）

○建設省告示第千二百七号

建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第百七条第一号の規定に基づき、左記の構造を通常の火災時の加熱に一時間以上耐える性能を有するはりの構造として指定したので告示する。

平成七年五月三十日　建設大臣　野坂　浩賢

記

一　指定番号　G一一三五
二　申請者住所氏名　東京都中央区銀座五丁目一三番一六号　新日鐵化学株式会社　代表取締役社長　宮崎武
三　品目名（商品名）　両面着色亜鉛鉄板（〇・五㎜）張ロックウール保温板（四九㎜）・繊維混入けい酸カルシウム板（二五㎜）合成被覆鉄骨はり（エスガードE・G―六〇K）
四　構造の形状及び寸法　別添のとおり（「別添」は省略）
五　主たる構成建築材料名及びその製造者名　両面着色亜鉛鉄板（〇・五㎜）張ロックウール保温板（四九㎜）（耐火Wn一二二七）、繊維混入けい酸カルシウム板（耐火（通）C一一一）
六　標準仕様書　別添のとおり（「別添」は省略）

○建設省告示第千二百八号

北海道開発局長が次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成七年五月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成七年五月三十一日　建設大臣　野坂　浩賢

一
(一)　道路の種類　一般国道
(二)　路線名　四十号
(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
北海道天塩郡豊富町字上サロベツ二五四六番二三から同町字上サロベツ五五七三番一まで	前　A	メートル 二一・七八～一一四・〇〇	キロメートル 一四・五九八	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	後　A	一一・七八～一一四・〇〇	一四・五九八	
	後　B	二六・〇〇～三六・〇〇	一五・八三八	

(四)　図面縦覧場所　北海道開発局及び同局稚内開発建設部

二
(一)　道路の種類　一般国道
(二)　路線名　二百二十九号
(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
北海道古平郡古平町大字沖町国有林余市営林署三〇一林班八小班から同町大字沖町三一一番四まで	前　A	メートル 七・三〇～三四・〇〇	キロメートル 一・〇二一	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	前　B	一二・四〇～七三・〇〇	〇・九九五	
	後　B	一二・四〇～七三・〇〇	〇・九九五	

(四)　図面縦覧場所　北海道開発局及び同局小樽開発建設部

三
(一)　道路の種類　一般国道
(二)　路線名　二百七十五号
(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
北海道枝幸郡浜頓別町字レカセウシュナイ二二四番一三五から同町字頓別一五四番七まで	前	メートル 一九・〇〇～四三・〇〇	キロメートル 〇・九五一	
	後	二一・〇〇～四九・〇〇	〇・九五一	
北海道枝幸郡浜頓別町字頓別一五四番七から同町字頓別一五四番二〇〇まで	前　A	一二・〇〇～七三・五〇	〇・五九五	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	後　A	一二・〇〇～七三・五〇	〇・五九五	
	後　B	二〇・〇〇～四九・九〇	〇・六六八	

(四)　図面縦覧場所　北海道開発局及び同局稚内開発建設部

四
(一)　道路の種類　一般国道
(二)　路線名　三百三十七号

改築工事は次のとおり完了するので、道路法施行令（昭和二十七年政令第四百七十九号）第二条第二項の規定のとおり告示する。

平成七年五月二十九日

建設大臣　野坂　浩賢

路線名	工事区間	工事の種類	工事完了の期日
百四十八号	長野県北安曇郡小谷村大字北小谷字下平から同村大字北小谷字清水畑まで 新潟県糸魚川市大字大所字蒲原から同市大字大所字牧山まで	改築	平成七年五月二十九日

○建設省告示第千百九十七号

建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第百七条第一号の規定に基づき、左記の構造を通常の火災時の加熱に一時間以上耐える性能を有する外壁（非耐力）の構造として指定したので告示する。

平成七年五月三十日

建設大臣　野坂　浩賢

記

一　指定番号　Wn一二八六

二　申請者住所氏名　大阪府大阪市北区西天満二丁目四番四号　積水化学工業株式会社　代表取締役社長　西澤進

三　品目名（商品名）　硬質木片セメント板（二〇㎜）（屋外側）・硬質木片セメント板（一二㎜）（屋内側）張ロックウール充塡外壁（非耐力）
（セキスイハイムＳＴ―一）

四　構造の形状及び寸法　別添のとおり（「別添」は省略）

五　主たる構成建築材料名及びその製造者名　硬質木片セメント板（準不燃第二〇一二号）、ロックウール保温材（不燃第一〇二二号）

六　標準仕様書　別添のとおり（「別添」は省略）

○建設省告示第千百九十八号

建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第百七条第一号の規定に基づき、左記の構造を通常の火災時の加熱に二時間以上耐える性能を有するはりの構造として指定したので告示する。

平成七年五月三十日

建設大臣　野坂　浩賢

記

一　指定番号　G二一六六

二　申請者住所氏名　東京都渋谷区恵比寿四―二〇―三　恵比寿ガーデンプレイスタワー二六階　ニッセキハウス工業株式会社　代表取締役　堀内三郎

三　品目名（商品名）　高温高圧蒸気養生した軽量気泡コンクリート板（五〇㎜）被覆中空鉄骨はり
（ＳＬＢキメラボード五〇Ｇ）

四　構造の形状及び寸法　別添のとおり（「別添」は省略）

五　主たる構成建築材料名及びその製造者名　高温高圧蒸気養生した軽量気泡コンクリート板（ニッセキハウス工業株式会社　米沢工場・福岡工場）

六　標準仕様書　別添のとおり（「別添」は省略）

○建設省告示第千百九十九号

建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第百七条第一号の規定に基づき、左記の構造を通常の火災時の加熱に二時間以上耐える性能を有する柱の構造として指定したので告示する。

平成七年五月三十日

建設大臣　野坂　浩賢

記

一　指定番号　C二一八四

二　申請者住所氏名　東京都千代田区内幸町一丁目一番一号　旭化成建材株式会社　代表取締役社長　鈴木基之

三　品目名（商品名）　ＡＬＣ板（厚五〇㎜）被覆鉄骨中空柱
（ヘーベルライト（厚五〇㎜））

四　構造の形状及び寸法　別添のとおり（「別添」は省略）

五　主たる構成建築材料名及びその製造者名　ＡＬＣ板（ヘーベルライト）（旭化成工業株式会社　建材製造所白老工場、境工場、松戸工場、穂積工場、岩国工場）

六　標準仕様書　別添のとおり（「別添」は省略）

○建設省告示第千二百号

建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第百七条第一号の規定に基づき、左記の構造を通常の火災時の加熱に二時間以上耐える性能を有する柱の構造として指定したので告示する。

平成七年五月三十日

建設大臣　野坂　浩賢

記

一　指定番号　C二一八五

二　申請者住所氏名　東京都千代田区丸の内二丁目一番二号　旭硝子株式会社　代表取締役社長　瀬谷博道

三　品目名（商品名）　水酸化アルミニウム・ガラス繊維混入セメント系湿式吹付材（三〇㎜）裏打ステンレスワイヤーメッシュ入ガラス繊維補強半円形セメント板（二〇㎜）被覆中空鋼管柱
（サンクリート耐火柱カバーC―2）

四　構造の形状及び寸法　別添のとおり（「別添」は省略）

五　主たる構成建築材料名及びその製造者名　ガラス繊維補強セメント板（不燃第一〇〇五号）、ワイヤーメッシュ（ＪＩＳ　Ｇ　四三〇九）、水酸化アルミ系耐火被覆材（旭硝子株式会社　窯業建材事業部）

六　標準仕様書　別添のとおり（「別添」は省略）

○建設省告示第千二百一号

建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第百七条第一号の規定に基づき、左記の構造を通常の火災時の加熱に二時間以上耐える性能を有する柱の構造として指定したので告示する。

平成七年五月三十日

建設大臣　野坂　浩賢

記

一　指定番号　C二一八六

二　申請者住所氏名　東京都千代田区神田司町二丁目三番　株式会社大林組　代表取締役社長　津室隆夫

三　品目名（商品名）　炭素繊維メッシュ入炭素繊維混入コンクリート板（六〇㎜）・吹付けロックウール（五〇㎜）合成被覆鉄骨柱
（リノベスウォール六〇　C―2）

四　構造の形状及び寸法　別添のとおり（「別添」は省略）

五　主たる構成建築材料名及びその製造者名　炭素繊維メッシュ入炭素繊維混入コンクリート板（耐火Wn一二七八）、吹付けロックウール（耐火（通）C　二二一一）

六　標準仕様書　別添のとおり（「別添」は省略）

○建設省告示第千二百二号

建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第百七条第一号の規定に基づき、左記の構造を通常の火災時の加熱に二時間以上耐える性能を有するはりの構造として指定したので告示する。

平成七年五月三十日

建設大臣　野坂　浩賢

記

一　指定番号　G二一六七

二　申請者住所氏名　東京都千代田区神田司町二丁目三番　株式会社大林組　代表取締役社長　津室隆夫

三　品目名（商品名）　炭素繊維メッシュ入炭素繊維混入コンクリート板（六〇㎜）・吹付けロックウール（五〇㎜）合成被覆鉄骨はり
（リノベスウォール六〇　G―2）

四　構造の形状及び寸法　別添のとおり（「別添」は省略）

五　主たる構成建築材料名及びその製造者名　炭素繊維メッシュ入炭素繊維混入コンクリート板（耐火Wn一二七八）、吹付けロックウール（耐火（通）G　二二一一）

六　標準仕様書　別添のとおり（「別添」は省略）

○建設省告示第千二百三号

建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第百七条第一号の規定に基づき、左記の構造を通常の火災時の加熱に三十分以上耐える性能を有する屋根の構造として指定したので告示する。

平成七年五月三十日

建設大臣　野坂　浩賢

記

一　指定番号　R〇二八二

二　申請者住所氏名　長野県下伊那郡松川町上片桐三六四六　竹村工業株式会社　代表取締役社長　竹村弘實

三　品目名（商品名）　高圧木毛セメント板（一五㎜～三〇㎜）野地板金属板葺屋根
（ＴＳボード）

四　構造の形状及び寸法　別添のとおり（「別添」は省略）

五　主たる構成建築材料名及びその製造者名　高圧木毛セメント板（準不燃第二〇三一号）、着色亜鉛めっき鋼板（ＪＩＳ　Ｇ　三三〇二）

六　標準仕様書　別添のとおり（「別添」は省略）

○建設省告示第千百九十号

建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第二十二条の二第二項第三号の規定に基づき、次の表のロ欄に掲げる者の申請に係るイ欄の構造を、長屋又は共同住宅の界壁の遮音構造として指定したので告示する。

平成七年五月二十九日　建設大臣　野坂　浩賢

指定番号	イ	ロ
遮音（個）第二五七号	両面石膏ボード（一二・五㎜）、繊維混入けい酸カルシウム板（八㎜）、重ね張りロックウール（二五＋二五㎜）挿入、軽量鉄骨間柱千鳥配置間仕切壁（一一六㎜～一四一㎜）（ニチアスファイアータイト六〇—IIA）	東京都港区芝大門一—一—二六　ニチアス株式会社　代表取締役社長　音馬　峻

○建設省告示第千百九十一号

建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第二十二条の二第二項第三号の規定に基づき、次の表のロ欄に掲げる者の申請に係るイ欄の構造を、長屋又は共同住宅の界壁の遮音構造として指定したので告示する。

平成七年五月二十九日　建設大臣　野坂　浩賢

指定番号	イ	ロ
遮音（個）第二五八号	両面せっこうボード（一二・五㎜）リブ付繊維混入石膏押出成形板（八㎜）重ね張りグラスウール（二五㎜）挿入間仕切壁（一四五～一六五㎜）（浅野スタッドレスパネルNE耐火一二〇（SLP—NE耐火一二〇））	東京都港区芝大門二丁目一二番一〇号　浅野スレート株式会社　代表取締役社長　吉村　隆

○建設省告示第千百九十二号

日本道路公団において次のように道路の区域を決定したので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成七年五月二十九日から三十日間関東地方建設局において一般の縦覧に供する。

平成七年五月二十九日　建設大臣　野坂　浩賢

路線名　関越自動車道上越線

道路の区域

区間	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）
長野県小県郡東部町大字祢津字町屋三〇九六番二から同県小県郡東部町大字和字上ノ山三八一八番三まで	最大　一〇〇 最小　二二	三、二七一
上田市大字芳田字上ノ原二七三四番三から同市大字秋和字丸余一六七五番まで	最大　五一七 最小　二一	九、五四九
長野県埴科郡坂城町大字南條字太郎山四三〇一番一から同県埴科郡坂城町大字坂城字黍平四二〇四番九まで	最大　二五七 最小　二三	八、五五八
更埴市大字森字沢山二八四五番一から同市大字雨宮字窪河原五三一番一まで	最大　一一三 最小　二四	八、三七九

○建設省告示第千百九十三号

関東地方建設局長が次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成七年五月二十九日から二週間一般の縦覧に供する。

平成七年五月二十九日　建設大臣　野坂　浩賢

一

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　二百四十六号

(三) 道路の区域

区間	変更前後の別		敷地の幅員（メートル）	延長（キロメートル）	備考
町田市鶴間字十九号一八六一番から横浜市瀬谷区五貫目町一番四まで	前	A	一二・〇〇～一三・〇〇	一・三一〇	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
		B	三〇・〇〇～一二〇・〇〇	一・二一〇	
	後	A	一二・〇〇～一三・〇〇	一・三一〇	
		B	三〇・〇〇～一一二・六〇	一・二一〇	

(四) 図面縦覧場所　関東地方建設局及び同局川崎国道工事事務所

二

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　十八号

(三) 道路の区域

区間	変更前後の別		敷地の幅員（メートル）	延長（キロメートル）	備考
長野県上水内郡信濃町大字柏原字西岡一二三一番から同町大字柏原字西岡一二一九番二まで	前	A	八・八〇～一三・五〇	〇・一八〇	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	後	A	八・八〇～一三・五〇	〇・一八〇	
		B	一〇・〇〇～二六・二〇	〇・一七八	

(四) 図面縦覧場所　関東地方建設局及び同局長野国道工事事務所

○建設省告示第千百九十四号

建設省中部地方建設局長が次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成七年五月二十九日から二週間一般の縦覧に供する。

平成七年五月二十九日　建設大臣　野坂　浩賢

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　一号

(三) 道路の区域

区間	変更前後の別		敷地の幅員（メートル）	延長（キロメートル）	備考
三島市市塚原新田字舟ケ久保一七六番一から沼津市原字女鹿塚二九二九番一まで	前	A	一四・〇〇～一七八・五〇	一六・八八〇	上記AおよびBは関係図面に表示する敷地の区分をいう。
		B	二二・〇〇～二四五・〇〇	九・三六八	
	後	A	一四・〇〇～一七八・五〇	一六・八八〇	
		B	二二・〇〇～二四五・〇〇	九・三六八	

(四) 図面縦覧場所　中部地方建設局及び同局沼津工事事務所

○建設省告示第千百九十五号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成七年五月二十九日から二週間一般の縦覧に供する。

平成七年五月二十九日　建設大臣　野坂　浩賢

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
十八号	長野県上水内郡信濃町大字柏原字西岡一二三一番から同町大字柏原字西岡一二一九番二まで	関東地方建設局及び同局長野国道工事事務所

供用開始の期日　平成七年五月二十九日

○建設省告示第千百九十六号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十二条の規定により本大臣において実施中の一般国道の

構造を通常の火災時の加熱に一時間以上耐える性能を有するはりの構造として指定したので告示する。

平成七年五月二十九日　　建設大臣　野坂　浩賢

記

一　指定番号　G一一三六

二　申請者住所氏名　大阪府大阪市北区大淀中一丁目一番八八号　積水ハウス株式会社　代表取締役　奥井功

三　品目名（商品名）　軽量コンクリート板（七五■）・セラミックファイバーブランケット（八■）、ロックウール保温板（三〇■）積層巻き付け合成被覆鉄骨はり（セキスイハウス　G六〇　D七五F）

四　構造の形状及び寸法　別添のとおり（「別添」は省略）

五　主たる構成建築材料名及びその製造者名　軽量コンクリート板（耐火Wn一二六六）、セラミックファイバーブランケット・ロックウール保温板積層ワイヤードブランケット（耐火　G　一〇六六）

六　標準仕様書　別添のとおり（「別添」は省略）

○建設省告示第千百八十五号

住宅・都市整備公団法施行令（昭和五十六年政令第二百六十七号）第十三条第二項及び第三項（同令附則第五条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、住宅・都市整備公団法（昭和五十六年法律第四十八号）第三十七条第四項（大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法（昭和五十年法律第六十七号）第百一条の十五第一項及び被災市街地復興特別措置法（平成七年法律第十四号）第二十二条第二項において準用する場合を含む。）及び住宅・都市整備公団法附則第二十五条第二項の規定による支払金の支払期間及び利率を次のように定めたので、告示する。

平成七年五月二十九日　　建設大臣　野坂　浩賢

一　住宅・都市整備公団法第三十四条第一項に規定する宅地の造成と併せて整備されるべき特定公共施設の新設等に関する工事

宅地造成の規模	三百ヘクタール以上の宅地の造成	三百ヘクタール未満の宅地の造成
支払期間	三十年以内	二十年以内
据置期間	十年以内	三年以内
据置期間中の利率	無利子	三・八五パーセント
据置期間終了後の利率	三・八五パーセント	三・八五パーセント

二　大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法第百一条の十五第一項に規定する都心共同住宅供給事業の実施と併せて整備されるべき特定公共施設の新設等に関する工事

支払期間	二十年以内
据置期間	三年以内
据置期間中の利率	三・八五パーセント
据置期間終了後の利率	三・八五パーセント

三　被災市街地復興特別措置法第二十二条第二項に規定する被災市街地復興土地区画整理事業、被災市街地復興推進地域内において行われる市街地再開発事業又は住宅被災市町村の区域内において行われる住宅の建設と併せて整備されるべき特定公共施設の新設等に関する工事

支払期間	二十年以内
据置期間	三年以内
据置期間中の利率	三・八五パーセント
据置期間終了後の利率	三・八五パーセント

附　則

1　第一号及び第三号の規定は、住宅・都市整備公団が平成七年五月八日以後に締結した住宅・都市整備公団法第三十七条第四項（被災市街地復興特別措置法第二十二条第二項において準用する場合を含む。）及び住宅・都市整備公団法附則第二十五条第二項の規定による支払金に係る契約（以下この項において「契約」という。）から適用し、住宅・都市整備公団が同日前に締結した契約については、なお従前の例による。

2　第二号の規定は、住宅・都市整備公団が大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法の一部を改正する法律（平成七年法律第十五号）の施行の日（平成七年五月二十五日）以後に締結した大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法第百一条の十五第一項において準用する住宅・都市整備公団法第三十七条第四項及び同法附則第二十五条第二項の規定による支払金に係る契約から適用する。

3　平成七年五月十二日建設省告示第千百二十九号は、廃止する。

○建設省告示第千百八十六号

租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）第二十六条第十二項の規定に基づき、同項に規定する使用者に代わって租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第四十一条第一項に規定する住宅の取得等に要する資金の貸付けを行っていると認められる法人を次のように指定し、公布の日以後に当該住宅の取得等をした居住者が、同項の定めるところにより居住の用に供した場合における当該住宅の取得等に係る借入金について適用する。

平成七年五月二十九日　　建設大臣　野坂　浩賢

法人名　財団法人兵庫県職員互助会

所在地　兵庫県神戸市中央区下山手通五丁目十番一号

○建設省告示第千百八十七号

建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第二十二条の二第二項第三号の規定に基づき、次の表のロ欄に掲げる者の申請に係るイ欄の構造を、長屋又は共同住宅の界壁の遮音構造として指定したので告示する。

平成七年五月二十九日　　建設大臣　野坂　浩賢

指定番号	イ	ロ
遮音（個）第二五四号	両面せっこうボード（九・五又は一二・五■）、リブ付せっこうボードパネル（一二・五■）重ね張りグラスウール（二五■）挿入間仕切壁（一二七～一八〇■）（吉野遮音パネラ・ライトS1）	東京都千代田区丸の内三丁目三番一号　新東京ビル内　吉野石膏株式会社　代表取締役社長　須藤永一郎

○建設省告示第千百八十八号

建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第二十二条の二第二項第三号の規定に基づき、次の表のロ欄に掲げる者の申請に係るイ欄の構造を、長屋又は共同住宅の界壁の遮音構造として指定したので告示する。

平成七年五月二十九日　　建設大臣　野坂　浩賢

指定番号	イ	ロ
遮音（個）第二五五号	両面せっこうボード（九・五又は一二・五■）、リブ付せっこうボードパネル（一二・五■）重ね張りグラスウール（二五■）挿入補強金物付き間仕切壁（一二四～一七〇■）（吉野遮音パネラ・ライトS2）	東京都千代田区丸の内三丁目三番一号　新東京ビル内　吉野石膏株式会社　代表取締役社長　須藤永一郎

○建設省告示第千百八十九号

建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第二十二条の二第二項第三号の規定に基づき、次の表のロ欄に掲げる者の申請に係るイ欄の構造を、長屋又は共同住宅の界壁の遮音構造として指定したので告示する。

平成七年五月二十九日　　建設大臣　野坂　浩賢

指定番号	イ	ロ
遮音（個）第二五六号	両面繊維混入石膏板（八■）力骨付き強化石膏ボード（二一■）重ね張りグラスウール（五〇■）挿入自立間仕切壁（一五四■～二〇〇■）（耐火遮音スーパーDウォール二HIIタイプ）	宮城県仙台市宮城野区福室字境四番一一八ノ一　ディウォール工業株式会社　代表取締役　土井　憲一

○建設省告示第千百七十八号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成七年五月二十六日から二週間一般の縦覧に供する。

平成七年五月二十六日　建設大臣　野坂　浩賢

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
十七号	群馬県新田郡尾島町大字世良田字小角田前二八七九番三から同町大字世良田字小角田前二八七九番二四まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	関東地方建設局及び同局高崎工事事務所

供用開始の期日　平成七年五月二十六日

○建設省告示第千百七十九号

建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第百七条第一号の規定に基づき、左記の構造を通常の火災時の加熱に二時間以上耐える性能を有する間仕切壁の構造として指定したので告示する。

平成七年五月二十九日　建設大臣　野坂　浩賢

記

一　指定番号　W二三〇四
二　申請者住所氏名　東京都千代田区丸の内三丁目三番一号新東京ビル内　吉野石膏株式会社　代表取締役社長　須藤永一郎
三　品目名（商品名）　両面せっこうボード（一二・五、一五、一六㎜）、リブ補強強化せっこうボード（二一㎜）重ね張グラスウール挿入間仕切壁（一二四～五七四㎜）（吉野耐火ウォール　A－NS・LR）
四　構造の形状及び寸法　別添のとおり（「別添」は省略）
五　主たる構成建築材料名及びその製造者名　強化せっこうボード（不燃第一〇〇八号）、軽量せっこうボード（不燃第一〇二七号）グラスウール（不燃第一〇三一号）
六　標準仕様書　別添のとおり（「別添」は省略）

○建設省告示第千百八十号

建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第百七条第一号の規定に基づき、左記の構造を通常の火災時の加熱に一時間以上耐える性能を有する間仕切壁の構造として指定したので告示する。

平成七年五月二十九日　建設大臣　野坂　浩賢

記

一　指定番号　W一一九一
二　申請者住所氏名　東京都千代田区丸の内三丁目三番一号新東京ビル内　吉野石膏株式会社　代表取締役社長　須藤永一郎
三　品目名（商品名）　両面せっこうボード（一二・五、一五、一六㎜）、リブ補強強化せっこうボード（一五㎜）重ね張グラスウール挿入間仕切壁（一一〇～五六二㎜）（吉野耐火ウォール　B－NS・LR）
四　構造の形状及び寸法　別添のとおり（「別添」は省略）
五　主たる構成建築材料名及びその製造者名　強化せっこうボード（不燃第一〇〇八号）、軽量せっこうボード（不燃第一〇二七号）グラスウール（不燃第一〇三一号）
六　標準仕様書　別添のとおり（「別添」は省略）

○建設省告示第千百八十一号

建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第百七条第一号の規定に基づき、左記の構造を通常の火災時の加熱に二時間以上耐える性能を有する間仕切壁の構造として指定したので告示する。

平成七年五月二十九日　建設大臣　野坂　浩賢

記

一　指定番号　W二三〇五
二　申請者住所氏名　東京都千代田区丸の内三丁目三番一号新東京ビル内　吉野石膏株式会社　代表取締役社長　須藤永一郎
三　品目名（商品名）　両面ボード用原紙張繊維混入硬質石膏板（一二・五、一五㎜）、強化せっこうボード（二一㎜）重ね両面張グラスウール挿入軽量鉄骨下地間仕切壁（一三二～五七二㎜）（吉野耐火ウォール　A－200）
四　構造の形状及び寸法　別添のとおり（「別添」は省略）
五　主たる構成建築材料名及びその製造者名　強化せっこうボード（不燃第一〇〇八号）、グラスウール（不燃第一〇三一号）、両面ボード用原紙張繊維混入硬質石膏板（会社名・工場名については別記のとおり）
六　標準仕様書　別添のとおり（「別添」は省略）

別記（会社名及び工場名）
吉野石膏株式会社
　東京工場、草加工場、千葉第一工場、千葉第二工場、三河工場、北九州工場
北海道吉野石膏株式会社
　北海道工場
菱化吉野石膏株式会社
　秋田工場、高砂工場
小名浜吉野石膏株式会社
　いわき工場
新潟吉野石膏株式会社
　東港工場
直島吉野石膏株式会社
　直島工場
新東洋膏板株式会社
　松江工場
日産建材株式会社
　富山工場
多木建材株式会社
　加古川工場

○建設省告示第千百八十二号

建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第百七条第一号の規定に基づき、左記の構造を通常の火災時の加熱に二時間以上耐える性能を有する間仕切壁の構造として指定したので告示する。

平成七年五月二十九日　建設大臣　野坂　浩賢

記

一　指定番号　W二三〇七
二　申請者住所氏名　東京都千代田区内幸町一丁目一番一号　旭化成建材株式会社　代表取締役社長　鈴木基之
三　品目名（商品名）　両面せっこうボード（九・五㎜）・強化せっこうボード（一五㎜）重ね張軽量気泡コンクリートパネル（七五㎜）千鳥配置ロックウール（七五㎜）挿入間仕切壁（二〇〇～二二四㎜）（ノイザラス五五）
四　構造の形状及び寸法　別添のとおり（「別添」は省略）
五　主たる構成建築材料名及びその製造者名　軽量気泡コンクリートパネル（JIS　A　五四一六）、せっこうボード（準不燃第二〇二七号、準不燃第二〇一五号）、強化せっこうボード（不燃第一〇〇八号）、ロックウール吸音材（JIS　A　六三〇三）
六　標準仕様書　別添のとおり（「別添」は省略）

○建設省告示第千百八十三号

建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第百七条第一号の規定に基づき、左記の構造を通常の火災時の加熱に一時間以上耐える性能を有する柱の構造として指定したので告示する。

平成七年五月二十九日　建設大臣　野坂　浩賢

記

一　指定番号　C一一五三
二　申請者住所氏名　大阪府大阪市北区大淀中一丁目一番八八号　積水ハウス株式会社　代表取締役　奥井功
三　品目名（商品名）　軽量コンクリート板（七五㎜）・繊維混入けい酸カルシウム板（二五㎜）合成被覆中空鉄骨柱（セキスイハウス　C六〇　D七五K）
四　構造の形状及び寸法　別添のとおり（「別添」は省略）
五　主たる構成建築材料名及びその製造者名　軽量コンクリート板（耐火Wn一二六六）繊維混入けい酸カルシウム板（不燃第一〇六一号）
六　標準仕様書　別添のとおり（「別添」は省略）

○建設省告示第千百八十四号

建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第百七条第一号の規定に基づき、左記の

三　品目名（商品名）　化粧鋼板（〇・八㎜）・セラミックファイバーブランケット（六㎜）張（屋外側）、着色亜鉛めっき鋼板（〇・五㎜）・セラミックファイバーブランケット（六㎜）張（屋内側）せっこうボード（一二㎜・九㎜）張スチールハニカム・ロックウール挿入外壁（非耐力）
（オリエンタル防音パネルI型）

四　構造の形状及び寸法　別添のとおり（「別添」は省略）

五　主たる構成建築材料名及びその製造者名　化粧鋼板（不燃（個）第一八九三号）、化粧鋼板（不燃（個）第一一七四号）、鋼材（JIS G 三四六六）、着色亜鉛めっき鋼板（JIS G 三三〇二）、ブランケット（セラミックファイバー）（不燃（個）第一九一七号）、ロックウール保温板2号（不燃第一〇二二号）、せっこうボード（準不燃第二〇一五号、不燃第一〇〇三号）軽量せっこうボード（準不燃第二〇二七号、不燃第一〇二七号）

六　標準仕様書　別添のとおり（「別添」は省略）

○建設省告示第千百七十一号

建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第百七条第一号の規定に基づき、左記の構造を通常の火災時の加熱に一時間以上耐える性能を有する柱の構造として指定したので告示する。

平成七年五月二十五日　建設大臣　野坂　浩賢

記

一　指定番号　C一一五二

二　申請者住所氏名　東京都中央区銀座五丁目一三番一六号　新日鐵化学株式会社　代表取締役社長　宮崎武

三　品目名（商品名）　両面着色亜鉛鉄板（〇・五㎜）張ロックウール保温板（四九㎜）・繊維混入けい酸カルシウム板（二五㎜）合成被覆鉄骨柱（エスガードE・C－六〇K）

四　構造の形状及び寸法　別添のとおり（「別添」は省略）

五　主たる構成建築材料名及びその製造者名　両面着色亜鉛鉄板（〇・五㎜）張ロックウール保温板（四九㎜）（耐火Wn一二二七）、繊維混入けい酸カルシウム板（耐火（通）C一一一一）

六　標準仕様書　別添のとおり（「別添」は省略）

○建設省告示第千百七十二号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成七年五月二十五日から二週間一般の縦覧に供する。

平成七年五月二十五日　建設大臣　野坂　浩賢

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
八号及び十七号	三条市直江町一丁目三四九六番から同市直江町一丁目三四七一番四まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	北陸地方建設局及び同局新潟国道工事事務所

供用開始の期日　平成七年五月二十五日

○建設省告示第千百七十三号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成七年五月二十五日から二週間一般の縦覧に供する。

平成七年五月二十五日　建設大臣　野坂　浩賢

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
十八号	高崎市上豊岡町字関口一六〇番二から同市藤塚町字藤塚七番一まで	関東地方建設局及び同局高崎工事事務所
〃	安中市板鼻字始瀬九二番二から同市板鼻字荒田一五二番一まで	〃

供用開始の期日　平成七年五月二十五日

○建設省告示第千百七十四号

建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第百七条第一号の規定に基づき、左記の構造を各種既指定構造と同等の耐火性能を有する耐火構造として指定したので告示する。

平成七年五月二十六日　建設大臣　野坂　浩賢

記

一、申請者住所氏名　東京都千代田区神田和泉町一―一六インターナショナルビル　日本建築仕上材工業会　会長　岩崎行男

二、品目名（構造名）　粉じん固化剤を用いた封じ込め工法を施す耐火構造

三、構造の形状及び寸法　別添のとおり（「別添」は省略）

四、主たる構成建築材料名及びその製造者名　セメント系粉じん固化剤等既指定耐火構造（耐火（通）C一三一一等）

五、標準仕様書　別添のとおり（「別添」は省略）

○建設省告示第千百七十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第三項の規定により、都市計画事業の承認をしたので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成七年五月二十六日　建設大臣　野坂　浩賢

一　施行者の名称　阪神高速道路公団

二　都市計画事業の種類及び名称　京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）道路事業一・四・三号新十条通

三　事業施行期間　自平成七年五月二十六日至平成十五年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　京都府京都市山科区西野山桜ノ馬場町及び西野山岩ケ谷町、伏見区深草正覚町、深草相深町、深草下高松町、深草藤田坪町、深草中川原町及び深草西川原町並びに東山区本町二十丁目

使用の部分　京都府京都市山科区西野山桜ノ馬場町及び西野山岩ケ谷町、東山区今熊野泉山町並びに伏見区稲荷山、深草願成町、深草南明町及び深草正覚町

○建設省告示第千百七十六号

信濃川水系に係る指定区間外の一級河川について、昭和四十六年三月三十一日付けで告示された新潟県告示第四百四十五号を次のように改める。

関係図面のうち、信濃川区域図第二号図を次のように改める。

その関係図面は、北陸地方建設局及び同局信濃川下流工事事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成七年五月二十六日　建設大臣　野坂　浩賢

（図面省略）

○建設省告示第千百七十七号

関東地方建設局長が次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成七年五月二十六日から二週間一般の縦覧に供する。

平成七年五月二十六日　建設大臣　野坂　浩賢

一　道路の種類　一般国道

二　路線名　十七号

三　道路の区域

区間	変更前後の別		敷地の幅員	延長	備考
埼玉県深谷市大字東方字墳堀二七六番一から群馬県前橋市田口町三八一番まで	前	A	メートル 七・一〇～八九・〇〇	キロメートル 五二・九四〇	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
		B	二二・〇〇～一五一・四〇	三二・六七二	
	後	A	七・一〇～八九・〇〇	五二・九四〇	
		B	二二・〇〇～一五一・四〇	三二・六七二	

四　図面縦覧場所　関東地方建設局及び同局高崎工事事務所

道路の区域 区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）
綾部市七百石町下和田一五番二から同市七百石町高城二九番三まで（ただし、関係図面表示のとおり。）	前	最大 七六 最小 二九	八一八
	後	最大 二五五 最小 三一	

○建設省告示第千百六十三号

次のように高速自動車国道の供用を開始するので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成七年五月二十三日から三十日間近畿地方建設局において一般の縦覧に供する。

平成七年五月二十三日　建設大臣　野坂　浩賢

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
近畿自動車道敦賀線	綾部市七百石町池ノ谷二番二から同市七百石町奥ノ谷三二番まで	平成七年五月二十三日十七時

○建設省告示第千百六十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成七年五月二十三日　建設大臣　野坂　浩賢

一　施行者の名称　長野県

二　都市計画事業の種類及び名称　平成四年建設省告示第千二百四十一号豊科都市計画、穂高都市計画、三郷都市計画及び堀金都市計画下水道事業犀川安曇野流域下水道

三　事業施行期間　自平成四年六月二十六日至平成十三年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　平成四年度建設省告示第千二百四十一号及び平成五年建設省告示第五十六号の事業地のうち長野県南安曇郡豊科町大字南穂高並びに穂高町大字穂高地内において事業地を変更する。

○建設省告示第千百六十五号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、次のとおり告示する。

平成七年五月二十五日　建設大臣　野坂　浩賢

一　起業者の名称　静岡県

二　事業の種類　静岡県農業試験場原種ほ、原原種ほ及び優良品種決定ほ移転整備事業

三　起業地

イ　収用の部分　静岡県磐田市三ヶ野字下ノ坪、字六反田、字三反通、字楠、字中沖田及び下沖田地内

ロ　使用の部分　なし

四　土地収用法第二十六条の二第二項の規定による図面の縦覧場所　静岡県磐田市役所

○建設省告示第千百六十六号

建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第百七条第一号の規定に基づき、左記の構造を通常の火災時の加熱に二時間以上耐える性能を有する間仕切壁の構造として指定したので告示する。

平成七年五月二十五日　建設大臣　野坂　浩賢

記

一　指定番号　W二三〇二

二　申請者住所氏名　東京都港区三田三―九―一一日本生命三田ビル三階　アドラ建材株式会社　代表取締役社長　志村靖雄

三　品目名（商品名）　両面ボード用原紙張石膏板（二一㎜）三枚重ね張間仕切壁（六三㎜）（アドラTXL―六〇Y）

四　構造の形状及び寸法　別添のとおり（「別添」は省略）

五　主たる構成建築材料名及びその製造者名　強化石膏ボード（JIS　A六九〇一）

六　標準仕様書　別添のとおり（「別添」は省略）

○建設省告示第千百六十七号

建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第百七条第一号の規定に基づき、左記の構造を通常の火災時の加熱に一時間以上耐える性能を有する間仕切壁の構造として指定したので告示する。

平成七年五月二十五日　建設大臣　野坂　浩賢

記

一　指定番号　W一一八六

二　申請者住所氏名　東京都港区三田三―九―一一日本生命三田ビル三階　アドラ建材株式会社　代表取締役社長　志村靖雄

三　品目名（商品名）　両面ボード用原紙張石膏板（一五㎜）三枚重ね張間仕切壁（四五㎜）（アドラTXL―四五）

四　構造の形状及び寸法　別添のとおり（「別添」は省略）

五　主たる構成建築材料名及びその製造者名　両面ボード用原紙張石膏板（不燃（個）第一一五九四号）

六　標準仕様書　別添のとおり（「別添」は省略）

○建設省告示第千百六十八号

建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第百七条第一号の規定に基づき、左記の構造を通常の火災時の加熱に二時間以上耐える性能を有する間仕切壁の構造として指定したので告示する。

平成七年五月二十五日　建設大臣　野坂　浩賢

記

一　指定番号　W二三〇三

二　申請者住所氏名　東京都港区三田三―九―一一日本生命三田ビル三階　アドラ建材株式会社　代表取締役社長　志村靖雄

三　品目名（商品名）　両面ボード用原紙張石膏板（二一㎜）三枚重ね張間仕切壁（六〇㎜）（アドラTXL―六〇）

四　構造の形状及び寸法　別添のとおり（「別添」は省略）

五　主たる構成建築材料名及びその製造者名　両面ボード用原紙張石膏板（不燃（個）第一一五九四号）

六　標準仕様書　別添のとおり（「別添」は省略）

○建設省告示第千百六十九号

建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第百七条第一号の規定に基づき、左記の構造を通常の火災時の加熱に一時間以上耐える性能を有する間仕切壁の構造として指定したので告示する。

平成七年五月二十五日　建設大臣　野坂　浩賢

記

一　指定番号　W一一九〇

二　申請者住所氏名　東京都港区西新橋二丁目一四番一号　秩父小野田株式会社　代表取締役社長　今村一輔

三　品目名（商品名）　両面せっこうボード（九・五㎜）強化せっこうボード（二一㎜）重ね張軽量鉄骨目地ジョイナー下地ロックウール（二五㎜）挿入間仕切壁（一一一～一六一㎜）（EDOL―N1）

四　構造の形状及び寸法　別添のとおり（「別添」は省略）

五　主たる構成建築材料名及びその製造者名　強化せっこうボードGB―F（V）（不燃第一〇〇八号）、せっこうボードGB―R（準不燃第二〇一五号、不燃第一〇〇三号）、ロックウール断熱材（不燃第一〇二一号）、床、天井ランナー（JIS　A　六五一七）、スタッド（JIS　A　六五一七）、軽量鉄骨目地ジョイナー（JIS　G　三三〇二）

六　標準仕様書　別添のとおり（「別添」は省略）

○建設省告示第千百七十号

建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第百七条第一号の規定に基づき、左記の構造を通常の火災時の加熱に一時間以上耐える性能を有する外壁（非耐力）の構造として指定したので告示する。

平成七年五月二十五日　建設大臣　野坂　浩賢

記

一　指定番号　Wn一二八七

二　申請者住所氏名　埼玉県蕨市塚越五丁目一二番二号　オリエンタルメタル株式会社　代表取締役社長　津村芳範

平成七年五月十八日　建設大臣　野坂　浩賢

一　施行者の名称　石川県
二　都市計画事業の種類及び名称　小松能美都市計画道路事業三・六・五十三号高架側道二号線
三　事業施行期間　自平成七年五月十八日至平成十七年三月三十一日
四　事業地　収用の部分　石川県小松市細工町、小寺町、新鍛冶町及び新町地内

○建設省告示第千百五十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、都市計画事業の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成七年五月十八日　建設大臣　野坂　浩賢

一　施行者の名称　石川県
二　都市計画事業の種類及び名称　小松能美都市計画道路事業三・六・五十四号高架側道三号線
三　事業施行期間　自平成七年五月十八日至平成十七年三月三十一日
四　事業地　収用の部分　石川県小松市幸町三丁目、幸町二丁目、幸町一丁目、三日市町地方、八日市町地方及び日の出町三丁目地内

○建設省告示第千百五十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、都市計画事業の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成七年五月十八日　建設大臣　野坂　浩賢

一　施行者の名称　石川県
二　都市計画事業の種類及び名称　小松能美都市計画道路事業八・七・七号高架側道四号線
三　事業施行期間　自平成七年五月十八日至平成十七年三月三十一日
四　事業地　収用の部分　石川県小松市日の出町三丁目及び八日市町地方地内

○建設省告示第千百五十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、都市計画事業の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定に基づき次のとおり告示する。

平成七年五月十八日　建設大臣　野坂　浩賢

一　施行者の名称　新潟県
二　都市計画事業の種類及び名称　長岡都市計画道路事業三・五・百十一号本町蔵巻線
三　事業施行期間　自平成七年五月十八日至平成十三年三月三十一日
四　事業地　収用の部分　新潟県見附市本町一丁目、二丁目及び三丁目地内

○建設省告示第千百五十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成七年五月十八日　建設大臣　野坂　浩賢

一　施行者の名称　長野県
二　都市計画事業の種類及び名称　昭和六十三年建設省告示第二千二百四十一号飯田都市計画道路事業三・五・二十二号小沼飯田線
三　事業施行期間　自昭和六十三年十一月二十四日至平成十年三月三十一日
四　事業地　収用の部分　昭和六十三年建設省告示第二千二百四十一号の事業地のうち飯田市上郷黒田地内において事業地を変更する。

○建設省告示第千百五十八号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成七年五月十九日から二週間一般の縦覧に供する。

平成七年五月十九日　建設大臣　野坂　浩賢

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
二百十号	福岡県浮羽郡吉井町大字桜井字四ノエ二七六番一から同郡浮羽町大字朝田字東大崎二五一番二まで	九州地方建設局及び同局福岡国道工事事務所

供用開始の期日　平成七年五月二十日

○建設省告示第千百五十九号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、次のとおり告示する。

平成七年五月二十二日　建設大臣　野坂　浩賢

一　起業者の名称　建設大臣
一　事業の種類　一般国道百九十六号改築工事（今治バイパス・愛媛県今治市旦字祖神元地内から同県同市長沢字柿木原地内まで）並びにこれに伴う県道及び市道付替工事
一　起業地
　イ　収用の部分　愛媛県今治市旦字祖神元及び字ハサ又、桜井字要害、字寺山、字引地山、字他中、字長谷、字二股、字裏山及び字一ノ谷並びに長沢字二ノ谷、字三ノ谷、字北山第一、字茅ケ谷、字北山第一小字石打、字北堅、字北野、字境ケ谷、字松之木、字下勝手、字石打、字車塚、字長田、字辻、字大窪、字立丁、字橋之本、字樋之前、字堂之前、字久作、字土居、字五反地、字井出口、字横手、字芋尻及び字柿木原地内
　ロ　使用の部分　愛媛県今治市旦字祖神元及び字ハサ又、桜井字引地山、字他中、字長谷、字二股、字裏山及び字一ノ谷並びに長沢字二ノ谷、字三ノ谷、字北山第一、字茅ケ谷、字北堅、字北野、字境ケ谷、字松之木、字下勝手、字石打、字車塚、字長田、字辻、字大窪、字立丁、字橋之本、字樋之前、字堂之前、字久作、字土居、字井出口、字横手、字芋尻及び字柿木原地内
一　土地収用法第二十六条の二第二項の規定による図面の縦覧場所　愛媛県今治市役所

○建設省告示第千百六十号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成七年五月二十二日から二週間一般の縦覧に供する。

平成七年五月二十二日　建設大臣　野坂　浩賢

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
百六十一号	滋賀県高島郡今津町大字日置前字山神五五六番四から同町大字弘川字下野一三一五番まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	近畿地方建設局及び同局滋賀国道工事事務所

供用開始の期日　平成七年五月二十二日

○建設省告示第千百六十一号

建設省中部地方建設局長が次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成七年五月二十二日から二週間一般の縦覧に供する。

平成七年五月二十二日　建設大臣　野坂　浩賢

㈠　道路の種類　一般国道
㈡　路線名　二十三号
㈢　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
安城市榎前町松原六五番から同市高棚町芦池一一一五番まで	前	メートル 四〇・〇〇〜七〇・〇〇	キロメートル 二・七七九
	後	四〇・〇〇〜七六・〇〇	二・七七九

㈣　図面縦覧場所　中部地方建設局及び同局名四国道工事事務所

○建設省告示第千百六十二号

日本道路公団において次のように道路の区域を変更したので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成七年五月二十三日から三十日間建設省近畿地方建設局において一般の縦覧に供する。

平成七年五月二十三日　建設大臣　野坂　浩賢

路線名　近畿自動車道敦賀線

告示第1第5号：嫌気濾床接触ばっ気方式

製造者の住所・氏名	大阪府門真市大字門真1048番地 松下電工㈱ 取締役社長 今井 清輔
工場の所在地及び名称	三重県四日市市大字駿出字北新開60番地 松下電工㈱四日市工場 福岡県北九州市小倉南区新道寺431—2 九州化工㈱ 宮城県黒川郡大衡村大瓜平場23—1 仙台中央運送㈱ 三重県三重郡菰野町大字千種字東原野7202—1 中川運送㈱菰野工場 茨城県新治郡八郷町大字下林字滝の口3286 中川運送㈱石岡工場

認定番号	浄化槽の名称
95—1E—002	ナショナル 小型合併処理浄化槽 MAC—5T型
〃 002—1	〃 〃 6T型
〃 002—2	〃 〃 7T型
95—1E—003	ナショナル 小型合併処理浄化槽 MAC—8T型
〃 003—1	〃 〃 10T型

告示第6第2号：接触ばっ気方式（流量調整槽）

製造者の住所・氏名	大阪府吹田市江の木町16番9号 ベスト工業㈱ 代表取締役社長 近藤 龍夫
工場の所在地及び名称	福島県いわき市常磐下船尾町紀並28—4 ベスト工業㈱いわき工場 兵庫県氷上郡柏原町柏原字西山西2155—1 ベスト工業㈱柏原工場 福岡県鞍手郡宮田町大字鶴田字池田1896 ㈱エコン 愛知県春日井市東山町字平縄2313—33 ㈱昭研 沖縄県具志川市字田場1836—1 ㈱三和工業

認定番号	浄化槽の名称
95—6BR—001	ベスト合併処理浄化槽 CXL—H型（501～1000）
〃 001—1	〃 J型（501～1000）
〃 001—2	〃 JK型（501～1000）
〃 001—3	〃 JL型（501～1000）
〃 001—4	〃 JLK型（501～1000）
〃 001—5	〃 N型（501～1000）
〃 001—6	〃 NK型（501～1000）
〃 001—7	〃 NL型（501～1000）
〃 001—8	〃 NLK型（501～1000）
〃 001—9	〃 NLLK型（501～1000）

○建設省告示第千百五十号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、次のとおり告示する。

平成七年五月十七日

建設大臣 野坂 浩賢

一 起業者の名称 日本道路公団

一 事業の種類 高速自動車国道近畿自動車道敦賀線新設工事（京都府舞鶴市字池ノ内下小字ッカモト地内～同府同市字上根小字ヒロク原地内間及び京都府舞鶴市大字木ノ下小字中谷地内～舞鶴東インターチェンジ間）及びこれに伴う附帯工事並びに市道及び河川の付替工事

一 起業地

イ 収用の部分 京都府舞鶴市字池ノ内下小字ッカモト、小字小迫谷、小字由里、小字大迫、小字段ノ田、小字宮ノ下及び小字サハ、字布敷小字沢、小字沢山、小字上ノ宮、小字東谷、小字尾二ヶ谷、小字滝ノ口、小字登尾及び小字五郎、字別所小字五郎、小字アンザ、小字堂谷、小字岡ヶ畑、小字仲田、小字小谷、小字白垣、小字若林、小字大谷及び小字ミトカ、字寺田小字大谷、小字清水、小字小寺、小字栃迫、小字栃迫、小字長畑、小字古戸、小字油里下、小字大西、小字ベット及び小字ピロクワラ、字上根小字大谷、小字下清水、小字小寺、小字小寺口、小字上清水、小字栃迫口、小字長畑、小字由里ノ下、小字ユリ下、小字古堂、小字仲川、小字仲川口、小字追ノキ、小字竹ノ尻、小字竹ノシリ、小字竹ノシリ口、小字ベット、小字岩フシ、小字ロクロ谷口、小字見谷及び小字ヒロク原、大字常小字木下、小字和田前及び小字青路、大字木ノ下小字桜谷、小字木下、小字和田前及び小字青路、大字与保呂小字青路及び小字竹尻並びに大字堂奥小字西青路、小字青ジ、小字東青路、小字柳ヶ谷、小字千丈谷、小字松ノ下、小字石ヶ迫、小字スケヒ山、小字原ヶ谷、小字大平、小字西ヶ谷、小字小迫口、小字旭、小字大谷、小字谷ノ奥及び小字小谷地内

ロ 使用の部分 京都府舞鶴市字池ノ内下小字小迫谷並びに大字木ノ下小字中谷、小字桜谷及び小字木下地内

一 土地収用法第二十六条の二第二項の規定による図面の縦覧場所 京都府舞鶴市役所

○建設省告示第千百五十一号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、次のとおり告示する。

平成七年五月十八日

建設大臣 野坂 浩賢

一 起業者の名称 建設大臣、日本道路公団

一 事業の種類 一般国道十三号改築工事（一般有料道路「湯沢横手道路」秋田県湯沢市森字嶽ノ下地内から同県平鹿郡十文字町十文字新田字海道下地内まで）

一 起業地

イ 収用の部分 秋田県湯沢市森字嶽ノ下及び字上野、岩崎字上宿、字袖森合、字下堤、字南七条、字南六条、字南五条、字南四条、字南三条、字南二条、字南一条、字北一条、字北二条、字北三条及び字下川原並びに成沢字南九条及び字南八条地内、同県平鹿郡十文字町佐賀会字中川原、字新山道添、字新山前、字上仲田及び字下仲田、上鍋倉字西坊田野、字掵下屎布後及び字上掵、十五野新田字十文字トタ及び字増田道東並びに十文字新田字海道下地内

ロ 使用の部分 なし

一 土地収用法第二十六条の二第二項の規定による図面の縦覧場所 秋田県湯沢市役所、同県平鹿郡十文字町役場

○建設省告示第千百五十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、都市計画事業の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成七年五月十八日

建設大臣 野坂 浩賢

一 施行者の名称 石川県

二 都市計画事業の種類及び名称 小松能美都市計画道路事業八・七・六号高架側道一号線

三 事業施行期間 自平成七年五月十八日至平成十七年三月三十一日

四 事業地 収用の部分 石川県小松市八幡町、三日市町地方、上本折町、白山町、八日市町地方及び土居原町地内

○建設省告示第千百五十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、都市計画事業の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

	宮崎県北諸県郡山田町大字中霧島3504番地　宮崎スーパーレジン㈱

認定番号	浄化槽の名称
95−1H−001	フジクリーンLR−5型
〃　001−1	〃　6型
〃　001−2	〃　7型
95−1H−002	フジクリーンLR−8型
〃　002−1	〃　10型

告示第8：回分式活性汚泥方式

製造者の住所・氏名	愛媛県松山市福音寺町55−1　ダイキ㈱ 代表取締役　大亀　孝裕
工場の所在地及び名称	愛媛県北宇和郡津島町大字近家甲1607−8　津島ダイキ㈱ 長野県南佐久郡臼田町大字田口字五箇5574　信州ダイキ㈱ 福島県福島市山田字赤仁井田100−7　㈱国際機材

認定番号	浄化槽の名称
95−6H−001	ダイキ　バイオステップ　BS−A型（51〜127）
〃　001−1	〃　〃　〃　B型（51〜263）
〃　001−2	〃　〃　〃　C型（51〜336）
〃　001−3	〃　〃　〃　D型（51〜336）
〃　001−4	〃　〃　〃　E型（201〜427）
〃　001−5	〃　〃　〃　F型（201〜500）
〃　001−6	〃　〃　〃　G型（201〜500）
〃　001−7	〃　〃　〃　H型（201〜500）
〃　001−8	〃　〃　〃　FN型（501〜672）
〃　001−9	〃　〃　〃　GN型（501〜672）
〃　001−10	〃　〃　〃　HN型（501〜672）
〃　001−11	〃　〃　〃　IN型（501〜751）
〃　001−12	〃　〃　〃　JN型（501〜1000）
〃　001−13	〃　〃　〃　KN型（501〜817）
〃　001−14	〃　〃　〃　LN型（501〜1000）
〃　001−15	〃　〃　〃　MN型（501〜817）
〃　001−16	〃　〃　〃　NN型（501〜1000）
〃　001−17	〃　〃　〃　ON型（501〜1000）
〃　001−18	〃　〃　〃　PN型（501〜1000）
〃　001−19	〃　〃　〃　QN型（501〜1000）

○建設省告示第千百四十九号

浄化槽法(昭和五十八年法律第四十三号)第十三条第一項の規定に基づき、平成七年三月三日付けをもって次のように工場において製造される浄化槽の型式を認定したので、同法第十九条の規定に基づき公示する。

平成七年五月十六日

建設大臣　野坂　浩賢

（次のように認定）

昭和55年建設省告示第1292号（以下「告示」という。）第1第1号：分離接触ばっ気方式

製造者の住所・氏名	大阪府吹田市江の木町16番9号　ベスト工業㈱ 代表取締役社長　近藤　雅夫
工場の所在地及び名称	福島県いわき市常磐下船尾町蛇並28番4号　ベスト工業㈱いわき工場 兵庫県氷上郡柏原町柏原字西山西2155番地の1　ベスト工業㈱柏原工場

認定番号	浄化槽の名称
95−1A−003	ベスト浄化槽SI−5型
〃　003−1	〃　〃　6型
〃　003−2	〃　〃　7型
〃　003−3	〃　〃　8型
〃　003−4	〃　〃　10型

告示第1第4号：分離接触ばっ気方式（合併処理）

製造者の住所・氏名	東京都目黒区大橋1丁目6番3号　小松化成㈱ 代表取締役社長　岩島　斉
工場の所在地及び名称	愛媛県北宇和郡津島町大字近家甲1607−8　津島ダイキ㈱ 長野県南佐久郡臼田町大字田口字五箇5574　信州ダイキ㈱ 福島県福島市山田字赤仁井田100−7　㈱国際機材

認定番号	浄化槽の名称
95−1D−004	コマツ小規模合併処理浄化槽　サミット　KMC2−14型
〃　004−1	〃　〃　〃　16型
〃　004−2	〃　〃　〃　18型
95−1D−005	コマツ小規模合併処理浄化槽　サミット　KMC2−21型
95−1D−006	コマツ小規模合併処理浄化槽　サミット　KMC2−25型
95−1D−007	コマツ小規模合併処理浄化槽　サミット　KMC2−28型
〃　007−1	〃　〃　〃　30型
95−1D−008	コマツ小規模合併処理浄化槽　サミット　KMC2−35型
95−1D−009	コマツ小規模合併処理浄化槽　サミット　KMC2−40型
95−1D−010	コマツ小規模合併処理浄化槽　サミット　KMC2−42型
〃　010−1	〃　〃　〃　45型
〃　010−2	〃　〃　〃　48型
〃　010−3	〃　〃　〃　50型

告示第1第5号：嫌気濾床接触ばっ気方式

製造者の住所・氏名	大阪府門真市大字門真1048番地 松下電工㈱ 取締役社長 今井 清輔
工場の所在地及び名称	三重県四日市市大字駒出字北新開60番地 松下電工㈱四日市工場 福岡県北九州市小倉南区新道寺431―2 九州化工㈲ 宮城県黒川郡大衡村大瓜平場23―1 仙台中央運送㈱ 三重県三重郡菰野町大字千種字東原野7202―1 中川運送㈱菰野工場 茨城県新治郡八郷町大字下林字滝の口3286 中川運送㈱石岡工場

認定番号	浄化槽の名称
95―1E―002	ナショナル 小型合併処理浄化槽 MAC―5T型
〃 002―1	〃 〃 6T型
〃 002―2	〃 〃 7T型
95―1E―003	ナショナル 小型合併処理浄化槽 MAC―8T型
〃 003―1	〃 〃 10T型

告示第6第2号：接触ばっ気方式（流量調整槽）

製造者の住所・氏名	大阪府吹田市江の木町16番9号 ベスト工業㈱ 代表取締役社長 近藤 輝夫
工場の所在地及び名称	福島県いわき市常磐下船尾町乾並28―4 ベスト工業㈱いわき工場 兵庫県氷上郡柏原町柏原字西山西2155―1 ベスト工業㈱柏原工場 福岡県鞍手郡宮田町大字鶴田字池田1896 ㈱エコン 愛知県春日井市東山町字平橋2313―33 ㈱昭研 沖縄県具志川市字田場1836―1 ㈲三和工業

認定番号	浄化槽の名称
95―6BR―001	ベスト合併処理浄化槽 CXL―H型（501～1000）
〃 001―1	〃 J型（501～1000）
〃 001―2	〃 JK型（501～1000）
〃 001―3	〃 JL型（501～1000）
〃 001―4	〃 JLK型（501～1000）
〃 001―5	〃 N型（501～1000）
〃 001―6	〃 NK型（501～1000）
〃 001―7	〃 NL型（501～1000）
〃 001―8	〃 NLK型（501～1000）
〃 001―9	〃 NLLK型（501～1000）

○建設省告示第千百五十号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、次のとおり告示する。

平成七年五月十七日　建設大臣　野坂　浩賢

一　起業者の名称　日本道路公団

一　事業の種類　高速自動車国道近畿自動車道敦賀線新設工事（京都府舞鶴市字池ノ内下小字ツカモト地内～同府同市字上根小字ヒロク原地内間及び京都府舞鶴市大字木ノ下小字中谷地内～舞鶴東インターチェンジ間）及びこれに伴う附帯工事並びに市道及び河川の付替工事

一　起業地

イ　収用の部分　京都府舞鶴市字池ノ内下小字ツカモト、小字小迫谷、小字由里、小字大迫、小字段ノ田、小字宮ノ下及び小字サハ、字布敷小字沢、小字沢山、小字上ノ宮、小字東谷、小字尾二ヶ谷、小字滝ノ口、小字登尾及び小字五郎、字別所小字五郎、小字アンザ、小字堂谷、小字岡ヶ畑、小字仲田、小字小谷、小字白垣、小字若林、小字大谷及び小字ミトカ、字寺田小字大谷、小字清水、小字小寺、小字栃迫、小字栃迫、小字長畑、小字古戸、小字油里下、小字大西、小字ベット及び小字ピロクワラ、字上根小字大谷、小字下清水、小字小寺、小字小寺口、小字上清水、小字栃迫口、小字長畑、小字由里ノ下、小字ユリ下、小字古堂、小字仲川、小字仲川口、小字追ノキ、小字竹ノ尻、小字竹ノシリ、小字竹ノシリ口、小字ベット、小字岩フシ、小字ロクロ谷口、小字見谷及び小字ヒロク原、大字常小字木下、小字和田前及び小字青路、大字木ノ下小字桜谷、小字木下、小字和田前及び小字青路、大字与保呂小字青路及び小字竹尻並びに大字堂奥小字西青路、小字青ジ、小字東青路、小字柳ヶ谷、小字千丈谷、小字松ノ下、小字石ヶ迫、小字スケヒ山、小字原ヶ谷、小字大平、小字西ヶ谷、小字小迫口、小字旭、小字大谷、小字谷ノ奥及び小字小谷地内

ロ　使用の部分　京都府舞鶴市字池ノ内下小字小迫谷並びに大字木ノ下小字中谷、小字桜谷及び小字木下地内

一　土地収用法第二十六条の二第二項の規定による図面の縦覧場所　京都府舞鶴市役所

○建設省告示第千百五十一号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、次のとおり告示する。

平成七年五月十八日　建設大臣　野坂　浩賢

一　起業者の名称　建設大臣、日本道路公団

一　事業の種類　一般国道十三号改築工事（一般有料道路「湯沢横手道路」秋田県湯沢市森字嶽ノ下地内から同県平鹿郡十文字町十文字新田字海道下地内まで）

一　起業地

イ　収用の部分　秋田県湯沢市森字嶽ノ下及び字上野、岩崎字上宿、字袖森合、字下堤、字南七条、字南六条、字南五条、字南四条、字南三条、字南二条、字南一条、字北一条、字北二条、字北三条及び字下川原並びに成沢字南九条及び字南八条地内、同県平鹿郡十文字町佐賀会字中川原、字新山道添、字新山前、字上仲田及び字下仲田、上鍋倉字西坊田野、字掵下屋布後及び字上掵、十五野新田字十文字トタ及び字増田道東並びに十文字新田字海道下地内

ロ　使用の部分　なし

一　土地収用法第二十六条の二第二項の規定による図面の縦覧場所　秋田県湯沢市役所、同県平鹿郡十文字町役場

○建設省告示第千百五十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、都市計画事業の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成七年五月十八日　建設大臣　野坂　浩賢

一　施行者の名称　石川県

二　都市計画事業の種類及び名称　小松能美都市計画道路事業八・七・六号高架側道一号線

三　事業施行期間　自平成七年五月十八日至平成十七年三月三十一日

四　事業地　収用の部分　石川県小松市八幡町、三日市町地方、上本折町、白山町、八日市町地方及び土居原町地内

○建設省告示第千百五十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、都市計画事業の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

	宮崎県北諸県郡山田町大字中霧島3504番地　宮崎スーパーレジン㈱

認定番号	浄化槽の名称
95－1H－001	フジクリーンLR－5型
〃　001－1	〃　6型
〃　001－2	〃　7型
95－1H－002	フジクリーンLR－8型
〃　002－1	〃　10型

告示第8：回分式活性汚泥方式

製造者の住所・氏名	愛媛県松山市福音寺町55－1　ダイキ㈱ 代表取締役　大亀　孝裕
工場の所在地及び名称	愛媛県北宇和郡津島町大字近家甲1607－8　津島ダイキ㈱ 長野県南佐久郡臼田町大字田口字五箇5574　信州ダイキ㈱ 福島県福島市山田字赤仁井田100－7　㈱国際機材

認定番号	浄化槽の名称
95－6H－001	ダイキ　バイオステップ　BS－A型（51～127）
〃　001－1	〃　〃　〃　B型（51～263）
〃　001－2	〃　〃　〃　C型（51～336）
〃　001－3	〃　〃　〃　D型（51～336）
〃　001－4	〃　〃　〃　E型（201～427）
〃　001－5	〃　〃　〃　F型（201～500）
〃　001－6	〃　〃　〃　G型（201～500）
〃　001－7	〃　〃　〃　H型（201～500）
〃　001－8	〃　〃　〃　FN型（501～672）
〃　001－9	〃　〃　〃　GN型（501～672）
〃　001－10	〃　〃　〃　HN型（501～672）
〃　001－11	〃　〃　〃　IN型（501～751）
〃　001－12	〃　〃　〃　JN型（501～1000）
〃　001－13	〃　〃　〃　KN型（501～817）
〃　001－14	〃　〃　〃　LN型（501～1000）
〃　001－15	〃　〃　〃　MN型（501～817）
〃　001－16	〃　〃　〃　NN型（501～1000）
〃　001－17	〃　〃　〃　ON型（501～1000）
〃　001－18	〃　〃　〃　PN型（501～1000）
〃　001－19	〃　〃　〃　QN型（501～1000）

○建設省告示第千百四十九号

浄化槽法(昭和五十八年法律第四十三号)第十三条第一項の規定に基づき、平成七年三月三日付けをもって次のように工場において製造される浄化槽の型式を認定したので、同法第十九条の規定に基づき公示する。

平成七年五月十六日　　建設大臣　野坂　浩賢

（次のように表記）

昭和55年建設省告示第1292号（以下「告示」という。）第1第1号：分離接触ばっ気方式

製造者の住所・氏名	大阪府吹田市江の木町16番9号　ベスト工業㈱ 代表取締役社長　近藤　雅夫
工場の所在地及び名称	福島県いわき市常磐下船尾町蛇並28番4号　ベスト工業㈱いわき工場 兵庫県氷上郡柏原町柏原字西山西2155番地の1　ベスト工業㈱柏原工場

認定番号	浄化槽の名称
95－1A－003	ベスト浄化槽SI－5型
〃　003－1	〃　〃　6型
〃　003－2	〃　〃　7型
〃　003－3	〃　〃　8型
〃　003－4	〃　〃　10型

告示第1第4号：分離接触ばっ気方式（合併処理）

製造者の住所・氏名	東京都目黒区大橋1丁目6番3号　小松化成㈱ 代表取締役社長　岩島　斉
工場の所在地及び名称	愛媛県北宇和郡津島町大字近家甲1607－8　津島ダイキ㈱ 長野県南佐久郡臼田町大字田口字五箇5574　信州ダイキ㈱ 福島県福島市山田字赤仁井田100－7　㈱国際機材

認定番号	浄化槽の名称
95－1D－004	コマツ小規模合併処理浄化槽　サミット　KMC2－14型
〃　004－1	〃　〃　〃　16型
〃　004－2	〃　〃　〃　18型
95－1D－005	コマツ小規模合併処理浄化槽　サミット　KMC2－21型
95－1D－006	コマツ小規模合併処理浄化槽　サミット　KMC2－25型
95－1D－007	コマツ小規模合併処理浄化槽　サミット　KMC2－28型
〃　007－1	〃　〃　〃　30型
95－1D－008	コマツ小規模合併処理浄化槽　サミット　KMC2－35型
95－1D－009	コマツ小規模合併処理浄化槽　サミット　KMC2－40型
95－1D－010	コマツ小規模合併処理浄化槽　サミット　KMC2－42型
〃　010－1	〃　〃　〃　45型
〃　010－2	〃　〃　〃　48型
〃　010－3	〃　〃　〃　50型

区間	変更前後の別	敷地の幅員	延長
静岡市丸子字泉ヶ谷三一四四番の一から同市宇津の谷字平段一四六番一まで	前	四〇・三〇～一〇三・〇〇 メートル	二・七一五 キロメートル
	後	四〇・三〇～一三七・〇〇	二・七一五

四　中部地方建設局及び同局静岡国道工事事務所

○建設省告示第千百四十八号

浄化槽法（昭和五十八年法律第四十三号）第十三条第一項の規定に基づき、平成七年一月三十日付けをもって次のように工場において製造される浄化槽の型式を認定したので、同法第十九条の規定に基づき公示する。

平成七年五月十六日　建設大臣　野坂　浩賢

（次のように別記）

昭和55年建設省告示第1292号（以下「告示」という。）第1第1号：分離接触ばっ気方式

製造者の住所・氏名	大阪府大阪市北区西天満二丁目4番4号　積水化学工業㈱ 代表取締役社長　西澤　進
工場の所在地及び名称	北海道歌志内市字文珠159－9　大栄産業㈱北海道工場

認定番号	浄化槽の名称
95－1A－001	セキスイ浄化槽　CB－N5型
〃　001－1	〃　〃　N6型
〃　001－2	〃　〃　N7型
〃　001－3	〃　〃　N8型
〃　001－4	〃　〃　N10型
〃　001－5	〃　〃　N16型
〃　001－6	〃　〃　N20型
〃　001－7	〃　〃　N25型
〃　001－8	〃　〃　N30型
〃　001－9	〃　〃　N35型
95－1A－002	セキスイ浄化槽　CB－N40型
〃　002－1	〃　〃　N45型
〃　002－2	〃　〃　N50型

告示第1第4号：分離接触ばっ気方式（合併処理）

製造者の住所・氏名	広島県福山市御幸町森脇230　㈱テラルキョクトウ 代表取締役　菅田　博文
工場の所在地及び名称	東京都西多摩郡瑞穂町高根271－1　㈱五十鈴化工

認定番号	浄化槽の名称
95－1D－001	BITEX小型合併浄化槽　BITEX－13S型
〃　001－1	〃　〃　16S型
〃　001－2	〃　〃　21S型
95－1D－002	BITEX小型合併浄化槽　BITEX－25S型
〃　002－1	〃　〃　30S型
95－1D－003	BITEX小型合併浄化槽　BITEX－31S型
〃　003－1	〃　〃　35S型
〃　003－2	〃　〃　40S型
〃　003－3	〃　〃　45S型
〃　003－4	〃　〃　50S型

告示第1第5号：嫌気濾床接触ばっ気方式

製造者の住所・氏名	東京都目黒区大橋1丁目6番3号　小松化成㈱ 代表取締役社長　岩島　斉
工場の所在地及び名称	愛媛県温泉郡川内町大字則之内甲2357－5　川内ダイキ㈱ 長野県南佐久郡臼田町大字田口字五輪5574　信州ダイキ㈱

認定番号	浄化槽の名称
95－1E－001	コマツ小規模合併処理浄化槽　サミット　KMC2－5型
〃　001－1	〃　〃　〃　6型
〃　001－2	〃　〃　〃　7型
〃　001－3	〃　〃　〃　8型
〃　001－4	〃　〃　〃　10型

告示第8：水位変動流量調整型嫌気・好気循環濾床方式

製造者の住所・氏名	愛知県名古屋市千種区今池四丁目1番4号　フジクリーン工業㈱ 代表取締役社長　渡辺　嘉一
工場の所在地及び名称	栃木県那須郡那須町大字高久甲2691－2　東日本フジ化工㈱那須工場 愛知県西加茂郡三好町大字福谷字根浦27－340　フジ化工㈱三好工場 福岡県嘉穂郡庄内町大字綱分1471－7　西日本フジ化工㈱庄内工場 北海道赤平市字赤平651番地2　赤平技術サービス㈱ 北海道白老郡白老町字石山7番地37　㈲ダイワ化成 宮城県桃生郡河北町福地字塩手105番地　㈱コバヤシ製作所 宮城県黒川郡大和町宮床字仁田87　㈲宮城レジン工業 栃木県下都賀郡石橋町中大領308－2　㈱前田工業 栃木県芳賀郡茂木町大字上郷字森前610　㈲栄信工業九石工場 愛知県豊橋市富久縞町茅野21　戸澤物産㈱ 愛知県常滑市字黒山37番地1　㈲中央産業 岐阜県加茂郡川辺町鹿塩字梶屋敷525－1　フジカ化成㈱ 岐阜県恵那郡岩村町大字飯羽間字極楽寺2501　三洋技研㈱恵那工場 奈良県五條市中之町784　日本化成工業㈱五條工場 兵庫県神崎郡市川町西田中8番地7　㈱カズキ化成 福岡県北九州市小倉南区大字木下853番地　㈲福岡エフ・アール・ピー 福岡県粕屋郡古賀町大字青柳牛ケ谷57　㈱フジクリーンエンジニアリング 福岡県嘉穂郡穂波町椋本594－54　九州フジ化工㈱

○建設省告示第千百四十三号
次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。
その関係図面は、平成七年五月十五日から二週間一般の縦覧に供する。
平成七年五月十五日
建設大臣　野坂　浩賢

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
十八号	更埴市大字粟佐字南沖一五四一番二から同市大字粟佐字鍛冶畑一五八〇番三まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ）	関東地方建設局及び同局長野国道工事事務所
二十号	長野県諏訪郡富士見町大字落合字小手沢九五七三番五から同町大字落合字小手沢九九〇四番一まで	〃
四百六十八号	鶴ヶ島市大字三ッ木字青柳一〇〇四番一から同市大字三ッ木字逆木九八二番一まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ）	関東地方建設局及び同局大宮国道工事事務所

供用開始の期日　平成七年五月十五日

○建設省告示第千百四十四号
浄化槽法（昭和五十八年法律第四十三号）第十三条一項の規定に基づき、平成七年四月十一日付けをもって次のように工場において製造される浄化槽の型式を認定したので、同法第十九条の規定に基づき公示する。
平成七年五月十六日
建設大臣　野坂　浩賢
（次のように別記）
昭和55年建設省告示第1292号（以下「告示」という。）第1第5号：嫌気濾床接触ばっ気方式

製造者の住所・氏名	東京都目黒区大橋1丁目6番3号　小松化成㈱　代表取締役社長　岩島　斉
工場の所在地及び名称	茨城県下館市女方511　㈱东栄製作所下館工場 大阪府泉佐野市長滝3190の1　西村産業㈱泉佐野工場

認定番号	浄化槽の名称
95—1E—004	コマツ小規模合併処理浄化槽サミットKUC2—12型
〃　004—1	〃　14型
95—1E—005	コマツ小規模合併処理浄化槽サミットKUC2—16型
〃　005—1	〃　18型
〃　005—2	〃　21型

製造者の住所・氏名	大阪府大阪市中央区島之内2丁目8番15号　ニッシン工業㈱　代表取締役　安西　一
工場の所在地及び名称	香川県大川郡大川町富田中2345　日清化学工業㈱ 熊本県球磨郡錦町大字西155　㈲ニッシン化工

認定番号	浄化槽の名称
95—1E—006	ニッシンNS—5型
〃　006—1	〃　〃　6型
〃　006—2	〃　〃　7型
〃　006—3	〃　〃　8型
〃　006—4	〃　〃　10型

○建設省告示第千百四十五号
東北地方建設局長が次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。
その関係図面は、平成七年五月十六日から二週間一般の縦覧に供する。
平成七年五月十六日
建設大臣　野坂　浩賢

一　㈠　道路の種類　一般国道
㈡　路線名　四号
㈢　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
福島県安達郡安達町米沢字堀込二三番一から福島市松川町下川崎字新田山三四番まで	前	三七・〇〇～一〇一・五 メートル	〇〇・二四〇 キロメートル
	後	三七・〇〇～一一一・八〇	〇〇・二四〇

㈣　図面縦覧場所　東北地方建設局及び同局福島工事事務所

二　㈠　道路の種類　一般国道
㈡　路線名　四号
㈢　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
郡山市日和田町日和田字竹ノ内一番九から同市日和田町日和田字朝日担四七番四まで	前	三五・五〇～一二三・四〇 メートル	〇〇・三一九 キロメートル
	後	三四・五〇～一二三・四〇	〇〇・三一九

㈣　図面縦覧場所　東北地方建設局及び同局郡山国道工事事務所

三　㈠　道路の種類　一般国道
㈡　路線名　七号
㈢　道路の区域

区間	変更前後別		敷地の幅員	延長	備考
秋田県山本郡二ッ井町切石字兀の下一六番から同町種字堤下一〇九番一まで	前	A	九・六〇～五七・八〇〇 メートル	五・一五一 キロメートル	上記A・B・C及びDは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
		B	一五・〇〇～一六二・五〇〇	一・三八九	
		C	一四・五〇～六八・五〇〇	〇・一六六	
	後	A	九・六〇～五七・八〇	五・一五一	
		B・C・D	一二・一〇～一六二・五〇	二・九六〇	

㈣　図面縦覧場所　東北地方建設局及び同局能代工事事務所

○建設省告示第千百四十六号
次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。
その関係図面は、平成七年五月十六日から二週間一般の縦覧に供する。
平成七年五月十六日
建設大臣　野坂　浩賢

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
四号	郡山市日和田町日和田字竹ノ内一番六から同市日和田町日和田字朝日担四七番五まで	東北地方建設局及び同局郡山国道工事事務所

供用開始の期日　平成七年五月十六日

○建設省告示第千百四十七号
建設省中部地方建設局長が次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。
その関係図面は、平成七年五月十六日から二週間一般の縦覧に供する。
平成七年五月十六日
建設大臣　野坂　浩賢

㈠　道路の種類　一般国道
㈡　路線名　一号
㈢　道路の区域

○建設省告示第千百三十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、都市計画事業の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成七年五月十五日　建設大臣　野坂　浩賢

一　施行者の名称　北海道
二　都市計画事業の種類及び名称　深川都市計画道路事業三・四・二号駅前通
三　事業施行期間　自平成七年五月十五日至平成十三年三月三十一日
四　事業地　収用の部分　北海道深川市一条、二条及び三条地内

○建設省告示第千百三十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、都市計画事業の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成七年五月十五日　建設大臣　野坂　浩賢

一　施行者の名称　北海道
二　都市計画事業の種類及び名称　札幌圏都市計画道路事業三・四・二百九号大曲中央通及び三・三・三十六号月寒通
三　事業施行期間　自平成七年五月十五日至平成十二年三月三十一日
四　事業地　収用の部分　北海道札幌郡広島町大曲南ケ丘一丁目地内

○建設省告示第千百三十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、都市計画事業の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成七年五月十五日　建設大臣　野坂　浩賢

一　施行者の名称　北海道
二　都市計画事業の種類及び名称　美唄奈井江都市計画道路事業三・三・百十五号駅前通
三　事業施行期間　自平成七年五月十五日至平成十一年三月三十一日
四　事業地　収用の部分　北海道空知郡奈井江町字奈井江町地内

○建設省告示第千百三十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、都市計画事業の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成七年五月十五日　建設大臣　野坂　浩賢

一　施行者の名称　北海道
二　都市計画事業の種類及び名称　下川都市計画道路事業三・三・二号桜ケ丘通、三・三・一号大通及び三・四・三号南大通
三　事業施行期間　自平成七年五月十五日至平成十二年三月三十一日
四　事業地　収用の部分　北海道上川郡下川町幸町、西町及び南町地内

○建設省告示第千百四十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、都市計画事業の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成七年五月十五日　建設大臣　野坂　浩賢

一　施行者の名称　北海道
二　都市計画事業の種類及び名称　枝幸都市計画道路事業三・四・七号オホーツク通
三　事業施行期間　自平成七年五月十五日至平成十三年三月三十一日
四　事業地　収用の部分　北海道枝幸郡枝幸町字幸町及び字梅ケ枝町地内

○建設省告示第千百四十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可をしたので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成七年五月十五日　建設大臣　野坂　浩賢

一　施行者の名称　北海道
二　都市計画事業の種類及び名称　平成五年建設省告示第千二百七十六号網走都市計画道路事業三・四・四号潮見台通
三　事業施行期間　自平成五年五月十四日至平成十年三月三十一日
四　事業地　収用の部分　平成五年建設省告示第千二百七十六号の事業地のうち字潮見地内において事業地を変更する。

○建設省告示第千百四十二号

関東地方建設局長が次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成七年五月十五日から二週間一般の縦覧に供する。

平成七年五月十五日　建設大臣　野坂　浩賢

一㈠　道路の種類　一般国道
㈡　路線名　四百六十八号
㈢　道路の区域

区間	変更前後の別	敷地の幅員	延長
鶴ケ島市大字三ツ木字逆木九八二番一地内	前	二二三・〇〇メートル～二四四・〇〇メートル	〇・〇二六キロメートル
	後	二二三・〇〇～二四九・〇〇	〇・〇二六

㈣　図面縦覧場所　関東地方建設局及び同局大宮国道工事事務所

二㈠　道路の種類　一般国道
㈡　路線名　二十号
㈢　道路の区域

区間	変更前後の別	敷地の幅員	延長
長野県諏訪郡富士見町大字落合字小手沢九五七三番五から同町大字落合字小手沢九九〇四番一まで	前	一三・〇〇メートル～三七・八〇メートル	〇・一一八キロメートル
	後	一三・〇〇～四〇・〇〇	〇・一一八

㈣　図面縦覧場所　関東地方建設局及び同局長野国道工事事務所

三㈠　道路の種類　一般国道
㈡　路線名　十八号
㈢　道路の区域

区間	変更前後の別	敷地の幅員	延長	備考
小諸市大字平原一〇三三番一から同市大字平原一〇八番一まで	前　A	一四・二〇メートル～一九・〇〇メートル	〇・二七〇キロメートル	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	前　B	一三・〇〇～三三・二〇	〇・二七八	
	後　A	一四・二〇～一九・〇〇	〇・二七〇	
上田市大字下塩尻字高川原一九四番三から同市大字下塩尻字五反田一四七番二まで	前	九・八〇～一一・七〇	〇・二六七	
	後	一〇・三〇～二一・九〇	〇・二六七	
長野市大字小島字布野裏一七三番一から同市大字柳原字中組二〇〇六番六まで	前	一八・〇〇～二三・四〇	〇・四〇三	
	後	一八・〇〇～六〇・五〇	〇・四〇三	

㈣　図面縦覧場所　関東地方建設局及び同局長野国道工事事務所

四㈠　道路の種類　一般国道
㈡　路線名　百二十二号
㈢　道路の区域

区間	変更前後の別	敷地の幅員	延長
岩槻市本町四丁目二四八七番二から同市本町二丁目二四〇六番四まで	前	八・八五メートル～二八・四〇メートル	〇・三五六キロメートル
	後	一六・〇〇～二八・四〇	〇・三五六

㈣　図面縦覧場所　関東地方建設局及び同局大宮国道工事事務所

目、並びに天宝喜字北昭、字中内及び字下田、並びに明神字下田、字遠下田、字霜田及び字明神山。

ロ　つくば市大字平沢字永瀬、字四反田、字三反田、字地蔵前及び字渋の内、並びに大字北字永瀬、字中谷及び字古城、並びに大字高野字木根橋、字清水、字清水台、字南及び字御神立、並びに大字百家字池作、字根崎、字一本松及び字一ッ橋、並びに大字野畑字上迎、牛久市下根町字西原、字西ノ原、字甚兵衛荒句、字西野、字千上、字隼人山、字本郷道、字中下根、字堀尻、字六斗蒔及び字ヤッノ上、茎崎町天宝喜字宇津木崎、字若宮久保、字下口及び字大山、並びに細見字細見、字大高、字細見下、字細見台、字細見浦及び字井頭、並びに自由ヶ丘、並びにあしび野、並びに若栗字下坪及び字宮本、並びに高崎字稲荷原、字稲荷、字稲荷下、字若栗境、字根田山、字水草内、字永久保、字竹ノ下、字永久保山、字寺久保、字丸金、字郷中塚及び字千部塚、並びに菅間字向田、並びに茎崎字天久保及び字永作、並びに上岩崎字天久保、字永作、字〆切道、字日枝東及び字日枝前、並びに下岩崎字永作台、字遠戒日寺、字大日後、字向山、字出口、字浜、字浜台、字中城、字井頭、字井頭台、字内山、字中宿、字鳥井木台、字細見道及び字上定作、並びに大舟戸字細見道及び字大舟戸道、並びに泊崎字上定作、字千泥、字上千泥及び字井頭台、利根町大字布川字太子堂及び字新太、並びに大字羽中字南、新利根村大字柴崎字下吉山、字中吉山、字上吉山、字新宿、字寺地、字寺地下、字宿下、字九軒、字九軒下、字一盃城、字長峰、字居道、字三島、字四反田、字茂原、字寄居、字寄居下、字後窪、字後久保、字土丹道、字柴崎及び字瀬々沼、並びに大字伊佐津字宮久保、字道光坂及び字篠本。

　河内村大字生板字横間から新利根村大字柴崎字九軒までの区間内。

○建設省告示第千百二十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、都市計画事業の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成七年五月十一日　建設大臣　野坂　浩賢

一　施行者の名称　北海道
二　都市計画事業の種類及び名称　中標津都市計画公園事業九・六・一ゆめの森公園
三　事業施行期間　自平成七年五月十一日至平成十四年三月三十一日
四　事業地
　収用の部分　北海道標津郡中標津町字中標津地内
　使用の部分　北海道標津郡中標津町字中標津地内

○建設省告示第千百二十九号

住宅・都市整備公団法施行令（昭和五十六年政令第二百六十七号）第十三条第二項及び第三項（同令附則第五条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、住宅・都市整備公団法（昭和五十六年法律第四十八号）第三十七条第四項（被災市街地復興特別措置法（平成七年法律第十四号）第二十二条第二項において準用する場合を含む。）及び住宅・都市整備公団法附則第二十五条第二項の規定による支払金の支払期間及び利率を次のように定めたので、告示する。

平成七年五月十二日　建設大臣　野坂　浩賢

一　住宅・都市整備公団法第三十四条第一項に規定する宅地の造成と併せて整備されるべき特定公共施設の新設等に関する工事

宅地造成の規模	三百ヘクタール以上の宅地の造成	三百ヘクタール未満の宅地の造成
支払期間	三十年以内	二十年以内
据置期間	十年以内	三年以内
据置期間中の利率	無利子	四・二パーセント
据置期間終了後の利率	四・二パーセント	四・二パーセント

二　被災市街地復興特別措置法第二十二条第二項に規定する被災市街地復興推進地域内において行われる市街地再開発事業又は住宅被災市町村の区域内において行われる住宅の建設と併せて整備されるべき特定公共施設の新設等に関する工事

支払期間	二十年以内
据置期間	三年以内
据置期間中の利率	四・二パーセント
据置期間終了後の利率	四・二パーセント

附　則

1　この告示は、平成七年四月七日から施行する。
2　昭和六十二年九月三十日建設省告示第千六百四十四号は、廃止する。

○建設省告示第千百三十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、都市計画事業の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成七年五月十二日　建設大臣　野坂　浩賢

一　施行者の名称　愛知県
二　都市計画事業の種類及び名称　知多北部都市計画道路事業三・三・六号名古屋半田線
三　事業施行期間　自平成七年五月十二日至平成十年三月三十一日
四　事業地　収用の部分　愛知県東海市荒尾町祢崎、明倫及び水深並びに富木島町後田地内

○建設省告示第千百三十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、都市計画事業の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定に基づき下記のとおり告示する。

平成七年五月十二日　建設大臣　野坂　浩賢

一　施行者の名称　広島県
二　都市計画事業の種類及び名称　庄原都市計画道路事業三・四・二号駅前新庄線
三　事業施行期間　自平成七年五月十二日至平成十二年三月三十一日
四　事業地　収用の部分　広島県庄原市東本町一丁目及び中本町一丁目地内

○建設省告示第千百三十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、都市計画事業の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成七年五月十五日　建設大臣　野坂　浩賢

一　施行者の名称　北海道
二　都市計画事業の種類及び名称　室蘭圏都市計画道路事業三・四・二百十五号港大通
三　事業施行期間　自平成七年五月十五日至平成十年三月三十一日
四　事業地　収用の部分　北海道室蘭市祝津町一丁目、祝津町二丁目、築地町及び港南町一丁目地内

○建設省告示第千百三十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、都市計画事業の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成七年五月十五日　建設大臣　野坂　浩賢

一　施行者の名称　北海道
二　都市計画事業の種類及び名称　札幌圏都市計画道路事業三・三・三百四号南大通及び三・四・三百二十六号早苗別通
三　事業施行期間　自平成七年五月十五日至平成十四年三月三十一日
四　事業地　収用の部分　北海道江別市上江別及び上江別西町地内

○建設省告示第千百三十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、都市計画事業の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成七年五月十五日　建設大臣　野坂　浩賢

一　施行者の名称　北海道
二　都市計画事業の種類及び名称　千歳恵庭圏都市計画道路事業三・二・五十四号空港泉沢大通
三　事業施行期間　自平成七年五月十五日至平成十一年三月三十一日
四　事業地　収用の部分　北海道千歳市泉沢、文京六丁目、文京五丁目及び福住一丁目地内

○建設省告示第千百三十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、都市計画事業の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成七年五月十五日　建設大臣　野坂　浩賢

一　施行者の名称　北海道
二　都市計画事業の種類及び名称　留萌都市計画道路事業三・四・十七号春日通
三　事業施行期間　自平成七年五月十五日至平成十一年三月三十一日
四　事業地　収用の部分　北海道留萌市春日町二丁目及び春日町三丁目地内

四　構造の形状及び寸法　別添のとおり（「別添」は省略）

五　主たる構成建築材料名及びその製造者名　軽量気泡コンクリートパネル（JIS　A　五四一六）、セメント系セルフレベリング材（JASS一五　M一〇三）

六　標準仕様書　別添のとおり（「別添」は省略）

○建設省告示第千百二十三号

建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第百七条第一号の規定に基づき、左記の構造を通常の火災時の加熱に二時間以上耐える性能を有する柱の構造として指定したので告示する。

平成七年五月十一日

建設大臣　野坂　浩賢

記

一　指定番号　C二一八三

二　申請者住所氏名　大阪府大阪市中央区本町四丁目一番一三号　株式会社竹中工務店　取締役社長　竹中統一

三　品目名（商品名）　吹付けロックウール（二〇■）被覆コンクリート充填鋼管柱（CFT－HR－一二〇）

四　構造の形状及び寸法　別添のとおり（「別添」は省略）

五　主たる構成建築材料名及びその製造者名　ロックウール（不燃第一〇二二号）、セメント（JIS　R　五二一〇又はJIS　R　五二一一あるいは白色セメント）、普通コンクリート（JASS　五）

六　標準仕様書　別添のとおり（「別添」は省略）

○建設省告示第千百二十四号

建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第百七条第一号の規定に基づき、左記の構造を通常の火災時の加熱に三時間以上耐える性能を有する柱の構造として指定したので告示する。

平成七年五月十一日

建設大臣　野坂　浩賢

記

一　指定番号　C三一三六

二　申請者住所氏名　大阪府大阪市中央区本町四丁目一番一三号　株式会社竹中工務店　取締役社長　竹中統一

三　品目名（商品名）　吹付けロックウール（三〇■）被覆コンクリート充填鋼管柱（CFT－HR－一八〇）

四　構造の形状及び寸法　別添のとおり（「別添」は省略）

五　主たる構成建築材料名及びその製造者名　ロックウール（不燃第一〇二二号）、セメント（JIS　R　五二一〇又はJIS　R　五二一一あるいは白色セメント）、普通コンクリート（JASS　五）

六　標準仕様書　別添のとおり（「別添」は省略）

○建設省告示第千百二十五号

建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第百七条第一号の規定に基づき、左記の構造を通常の火災時の加熱に一時間以上耐える性能を有する外壁（非耐力）の構造として指定したので告示する。

平成七年五月十一日

建設大臣　野坂　浩賢

記

一　指定番号　Wn一二八五

二　申請者住所氏名　埼玉県川越市南台一丁目一〇番四号　株式会社ショックベトン・ジャパン　代表取締役　堀井秀治

三　品目名（商品名）　ロックウール板（二五■）裏張軽量プレキャストコンクリート板（四〇■）外壁（非耐力）（ラチスライト）

四　構造の形状及び寸法　別添のとおり（「別添」は省略）

五　主たる構成建築材料名及びその製造者名　早強ポルトランドセメント（JIS　R　五二一〇）、コンクリート用砕砂（JIS　A　五〇〇四）、人工軽量骨材（JIS　A　五〇〇二）、ロックウール化粧保温材（不燃第一〇一四号）

六　標準仕様書　別添のとおり（「別添」は省略）

○建設省告示第千百二十六号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、次のとおり告示する。

なお、起業地の一部について収用の手続が保留されているので、あわせて告示する。

平成七年五月十一日

建設大臣　野坂　浩賢

一　起業者の名称　日本道路公団

一　事業の種類　高速自動車国道東海北陸自動車道新設工事（大和インターチェンジ～白鳥インターチェンジ間）及びこれに伴う附帯工事並びに町道、河川及び農業用水路の付替工事

一　起業地

イ　収用の部分　岐阜県郡上郡大和町島字相戸、字坊ヶ野、字向、字大平及び字下坂、落部字向、名皿部字小谷洞、字久仙、字歩岐田及び字猪鹿ヶ津山並びに万場字下前平、字歩岐口、字北部、字上田、字千洞、字西野尻、字中前平、字山通、字上前平、字会所洞、字高見、字矢場田、字末田、字井田、字井上洞口、字熊通、字笹平、字松原、字下山服、字上山服、字野首、字上中通及び字藤巻地内

同県同郡白鳥町中津屋字神谷、字狭間、字島開津、字森下及び字西ヶ洞、大島字中ノ棚及び字上野、為真字小向イ並びに那留字帳締谷、字丸山下及び字那留ヶ野地内

ロ　使用の部分　岐阜県郡上郡大和町島字相戸、字坊ヶ野、字向、字大平及び字下坂、落部字下坂、字橋戸及び向山平並びに名皿部字中会津山及び字小谷洞地内

同県同郡白鳥町中津屋字神谷、字狭間、字島開津、字森下及び字西ヶ洞地内

一　土地収用法第二十六条の二第二項の規定による図面の縦覧場所　岐阜県郡上郡大和町役場及び同県同郡白鳥町役場

一　収用の手続が保留されている起業地　岐阜県郡上郡白鳥町大島字中ノ棚及び字上野、為真字小向イ並びに那留字帳締谷、字丸山下及び字那留ヶ野地内

○建設省告示第千百二十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成七年五月十一日

建設大臣　野坂　浩賢

一　施行者の名称　茨城県

二　都市計画事業の種類及び名称　昭和四十八年建設省告示第二千三百三十一号研究学園都市計画、竜ヶ崎・牛久都市計画、稲敷東部台都市計画及び稲敷東南部都市計画下水道事業霞ヶ浦常南流域下水道

三　事業施行期間　自昭和四十八年十一月二十六日至平成十一年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　昭和四十八年建設省告示第二千三百三十一号、昭和五十六年建設省告示第千三百七十八号及び平成二年建設省告示第二千一号の事業地に河内村大字生板字境内、並びに大字長竿字東の町、新利根村大字柴崎字九軒を加える。

使用の部分　昭和四十八年建設省告示第二千三百三十一号、昭和五十五年建設省告示第二百七十九号、昭和五十六年建設省告示第千三百七十八号、昭和六十三年建設省告示第二千三百六十三号及び平成二年建設省告示第二千一号の事業地のうちイに掲げる区域を削り、当該事業地にロに掲げる区域を加える。

イ　牛久市奥原町字上之久保、字慶長山、字横大道、字小僧坊、字小僧坊窪、字はえ坂、字かぢや久保、字かぢやま、字八幡久保、字かぢ作、字八幡、字鍛治山、字中山谷ッ、字大崎下、字大崎、字折本、字姥神、字清水久保、字古堀込、字かじや作、字池ノ台、字新田、字古新田、字池田、字井戸、字松ヶ下、字水砂、字木戸及び字平、並びに井ノ岡町字矢口、字丸山久保、字ヘラガサキ、字蛇谷、字丸山及び字中山、並びに大字桂字新切中道添、字新切缶林道添、字新切、字新切道添、字みのわ台、字みのり台、字みのわ谷台、字康申塚、字みの工谷ッ、字箕輪谷ッ、字みの己谷、字みの乙谷、字みのわ谷ッ、字赤塚、字みのわ、字赤壙、字中峯谷、字中峯谷ッ、字三ッ股東谷ッ、字三ッ股東谷、字三ッ股東谷ッ、字東谷ッ、字柏峯、字獅子見塚谷、字獅子見塚、字三斗栗、字三斗栗山、字三斗蒔、字月出里道、字月出里、字獅子見塚谷ッ及び字獅子見塚久保、茎崎町高崎字稲荷原、字稲荷下、字寺久保、字丸金、字松ヶ下及び字若田、並びに菅岡字下田、並びに小茎字疫病久保、字小司久保、字稲、字木崎台、字木崎、字上山、字小山、字堅久保及び字三ッ塚、並びに庄兵衛新田字新作、並びに六斗字浜崎、字大久保、字上ノ原、字六斗蒔裏、字皿久保及び字二ッ塚、並びに高見原3丁目、4丁目、及び5丁

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
三号	福岡県粕屋郡新宮町大字原上字力町一五九七番三から同町大字原上字力町一七二八番一まで	九州地方建設局及び同局福岡国道工事務所
〃	福岡県八女郡広川町大字日吉字野路一四四四番二から同町大字日吉字野路四〇九八番まで	〃
二百一号	福岡県粕屋郡篠栗町大字篠栗字蓮原二六二番三八から同町大字篠栗字蓮原二六二番一まで	〃
二百二号	前原市大字池田字濱添六五二番八から同市大字波多江字合ノ原七一七番一四まで	〃

供用開始の期日　平成七年五月十日

○建設省告示第千百十六号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十二条の規定により本大臣において実施中の一般国道の改築工事は次のとおり完了するので、道路法施行令（昭和二十七年政令第四百七十九号）第二条第二項の規定により告示する。

平成七年五月十日

建設大臣　野坂　浩賢

路線名	工事区間	工事の種類	工事完了の期日
三百八十七号	大分県玖珠郡玖珠町大字日出生字石飛から同町大字日出生字鶴ノ原を経て同町大字日出生字栗ノ木登まで	改築	平成七年五月十日

○建設省告示第千百十七号

建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第百七条第一号の規定に基づき、左記の構造を通常の火災時の加熱に一時間以上耐える性能を有する外壁（非耐力）の構造として指定したので告示する。

平成七年五月十一日

建設大臣　野坂　浩賢

記

一　指定番号　Wn一二八三

二　申請者住所氏名　愛知県江南市前野町東二番地の一　ミサワセラミックス株式会社　代表取締役社長　田中文平

三　品目名（商品名）　溶接金網入り軽量気泡コンクリート板（一〇〇～一八〇㎜）外壁（非耐力）（Hi－PALC（ハイ・パルク））

四　構造の形状及び寸法　別添のとおり（「別添」は省略）

五　主たる構成建築材料名及びその製造者名　高温高圧蒸気養生した軽量気泡コンクリート（ミサワセラミックス株式会社）

六　標準仕様書　別添のとおり（「別添」は省略）

○建設省告示第千百十八号

建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第百七条第一号の規定に基づき、左記の構造を通常の火災時の加熱に二時間以上耐える性能を有するはりの構造として指定したので告示する。

平成七年五月十一日

建設大臣　野坂　浩賢

記

一　指定番号　G二一六五

二　申請者住所氏名　愛知県江南市前野町東二番地の一　ミサワセラミックス株式会社　代表取締役社長　田中文平

三　品目名（商品名）　溶接金網入り軽量気泡コンクリート板（一〇〇～一八〇㎜）吹付けロックウール（五〇㎜）合成被覆鉄骨はり（Hi－PALC壁付き被覆鉄骨はり耐火構造（合成耐火構造））

四　構造の形状及び寸法　別添のとおり（「別添」は省略）

五　主たる構成建築材料名及びその製造者名　高温高圧蒸気養生した軽量気泡コンクリート（ミサワセラミックス株式会社）、吹付けロックウール（耐火（通）G三二一一）

六　標準仕様書　別添のとおり（「別添」は省略）

○建設省告示第千百十九号

建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第百七条第一号の規定に基づき、左記の構造を通常の火災時の加熱に二時間以上耐える性能を有する柱の構造として指定したので告示する。

平成七年五月十一日

建設大臣　野坂　浩賢

記

一　指定番号　C二一八二

二　申請者住所氏名　愛知県江南市前野町東二番地の一　ミサワセラミックス株式会社　代表取締役社長　田中文平

三　品目名（商品名）　溶接金網入り軽量気泡コンクリート板（一〇〇～一八〇㎜）繊維混入けい酸カルシウム（四〇㎜）耐火被覆板、合成被覆鉄骨柱（Hi－PALC壁付き被覆鉄骨柱耐火構造（合成耐火構造））

四　構造の形状及び寸法　別添のとおり（「別添」は省略）

五　主たる構成建築材料名及びその製造者名　高温高圧蒸気養生した軽量気泡コンクリート板（ミサワセラミックス株式会社）繊維混入けい酸カルシウム板（不燃第一〇六一号）

六　標準仕様書　別添のとおり（「別添」は省略）

○建設省告示第千百二十号

建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第百七条第一号の規定に基づき、左記の構造を通常の火災時の加熱に一時間以上耐える性能を有する外壁（非耐力）の構造として指定したので告示する。

平成七年五月十一日

建設大臣　野坂　浩賢

記

一　指定番号　Wn一二八四

二　申請者住所氏名　東京都墨田区両国二丁目一〇番一四号　大同コンクリート工業株式会社　取締役社長　福岡義彦

三　品目名（商品名）　鉄筋入り軽量気泡コンクリート板（一二五㎜）張外壁（非耐力）（エルックス一二〇〇－Wn）

四　構造の形状及び寸法　別添のとおり（「別添」は省略）

五　主たる構成建築材料名及びその製造者名　普通ポルトランドセメント（JIS　R　五二一〇）、軽量細骨材（JIS　A　五〇〇二）、軽量粗骨材（JIS　A　五〇〇二）

六　標準仕様書　別添のとおり（「別添」は省略）

○建設省告示第千百二十一号

建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第百七条第一号の規定に基づき、左記の構造を通常の火災時の加熱に三〇分以上耐える性能を有する屋根の構造として指定したので告示する。

平成七年五月十一日

建設大臣　野坂　浩賢

記

一　指定番号　R〇二七八

二　申請者住所氏名　東京都中央区京橋二丁目九番二号　三晃金属工業株式会社　取締役社長　川崎文一郎

三　品目名（商品名）　木毛セメント板（二五㎜）野地板木毛セメント板（二五㎜）ポリエチレンフォーム（四㎜）裏張金属板葺屋根（サンコーフラット）

四　構造の形状及び寸法　別添のとおり（「別添」は省略）

五　主たる構成建築材料名及びその製造者名　塩化ビニル樹脂金属積層板（不燃（屋根用）第一〇〇一号）木毛セメント板（準不燃第二〇三一号）

六　標準仕様書　別添のとおり（「別添」は省略）

○建設省告示第千百二十二号

建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第百七条第一号の規定に基づき、左記の構造を通常の火災時の加熱に一時間以上耐える性能を有する床の構造として指定したので告示する。

平成七年五月十一日

建設大臣　野坂　浩賢

記

一　指定番号　F一〇五八

二　申請者住所氏名　東京都千代田区内幸町一丁目一番一号　旭化成建材株式会社　代表取締役社長　鈴木基之

三　品目名（商品名）　軽量気泡コンクリートパネル（一〇〇～一五〇㎜）セメント系セルフレベリング材（一〇㎜）床（ヘーベルシステムスラブ）

○建設省告示第千百十一号

日本道路公団において次のように道路の区域を変更したので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成七年五月十日から三十日間北陸地方建設局において一般の縦覧に供する。

平成七年五月十日　　建設大臣　野坂　浩賢

路線名　北陸自動車道

道路の区域

区間	変更前後の別	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）
長岡市大積町一丁目字城ノ腰三七六番六から同市大積町一丁目字城ノ腰三七七番一三まで（ただし、関係図面表示のとおり。）	前	最大 一一四 最小 七四	六〇
	後	最大 一二四 最小 七四	
小矢部市平櫻字山畔一八六四番二から同市平櫻字山畔一八六九番二まで（ただし、関係図面表示のとおり。）	前	最大 三四 最小 三〇	三三一
	後	最大 五六 最小 三〇	

○建設省告示第千百十二号

次のように高速自動車国道の供用を開始するので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成七年五月十日から三十日間北陸地方建設局において一般の縦覧に供する。

平成七年五月十日　　建設大臣　野坂　浩賢

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
北陸自動車道	長岡市大積町一丁目字城ノ腰三七六番六から同市大積町一丁目字城ノ腰三七七番一三まで	平成七年五月十日
〃	小矢部市平櫻字山畔一八六四番二から同市平櫻字山畔一八六四番三まで	平成七年五月十日

○建設省告示第千百十三号

建設省近畿地方建設局長が次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成七年五月十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成七年五月十日　　建設大臣　野坂　浩賢

㈠　道路の種類　一般国道

㈡　路線名　百六十一号及び三百三号

㈢　道路の区域

区間	変更前後の別		敷地の幅員（メートル）	延長（キロメートル）	備考
滋賀県高島郡マキノ町大字沢字中ノ町四七七番四から同郡今津町大字弘川字中野一四四一番まで	前	A	六・九〇～二〇・〇〇	五・九〇一	上記A・B及びCは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
		B	四〇・三〇～六五・〇〇	〇・六七九	
		C	二九・〇〇～七二・〇〇	五・六一五	
	後	A	六・九〇～二〇・〇〇	五・九〇一	
		B	四〇・三〇～六五・〇〇	〇・六七九	
		C	二九・〇〇～七二・〇〇	五・六一五	

㈣　図面縦覧場所　近畿地方建設局及び同局滋賀国道工事事務所

○建設省告示第千百十四号

建設省九州地方建設局長が次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成七年五月十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成七年五月十日　　建設大臣　野坂　浩賢

一㈠　道路の種類　一般国道

㈡　路線名　三号

㈢　道路の区域

区間	変更前後の別		敷地の幅員（メートル）	延長（キロメートル）	備考
福岡県八女郡立花町大字下辺春字駄原二八二八番一から同町大字下辺春字三ノ瀬二五九番まで	前	A	一一・四〇～一三・〇〇	〇・二四〇	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
		B	一一・四〇～一七・〇〇	〇・二四五	
	後	A	一一・四〇～一三・〇〇	〇・二四〇	

㈣　図面縦覧場所　九州地方建設局及び同局福岡国道工事事務所

二㈠　道路の種類　一般国道

㈡　路線名　三号

㈢　道路の区域

区間	変更前後の別	敷地の幅員（メートル）	延長（キロメートル）
福岡県粕屋郡新宮町大字原上字力町一五九七番三から同町大字原上字力町一七二八番一まで	前	三四・五九～四一・六〇	〇・一〇一
	後	三六・一〇～四三・四〇	〇・一〇一
福岡県八女郡広川町大字日吉字野路一四四四番二から同町大字日吉字野路四〇九八番まで	前	一五・一〇～三六・〇〇	〇・〇三七
	後	一五・六〇～三六・〇〇	〇・〇三七

㈣　図面縦覧場所　九州地方建設局及び同局福岡国道工事事務所

三㈠　道路の種類　一般国道

㈡　路線名　二百一号

㈢　道路の区域

区間	変更前後の別	敷地の幅員（メートル）	延長（キロメートル）
福岡県粕屋郡篠栗町大字篠栗字蓬原二六二番三八から同町大字篠栗字蓬原二六二番一まで	前	二七・〇〇～三四・二〇	〇・〇五三
	後	二七・〇〇～四四・二〇	〇・〇五三

㈣　図面縦覧場所　九州地方建設局及び同局福岡国道工事事務所

四㈠　道路の種類　一般国道

㈡　路線名　二百二号

㈢　道路の区域

区間	変更前後の別		敷地の幅員（メートル）	延長（キロメートル）	備考
福岡市西区今宿町字前田八一番七から福岡県糸島郡二丈町大字福井字角ノ下四七八三番一〇まで	前	A	七・五〇～九二・〇〇	二一・八九七	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
		B	一六・八〇～二八八・〇〇	一九・〇〇一	
	後	A	七・五〇～九二・〇〇	二一・八九七	
		B	一六・八〇～二八八・〇〇	一九・〇〇一	

㈣　図面縦覧場所　九州地方建設局及び同局福岡国道工事事務所

○建設省告示第千百十五号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成七年五月十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成七年五月十日　　建設大臣　野坂　浩賢

能を有する屋根の構造として指定したので告示する。

平成七年五月十日　建設大臣　野坂　浩賢

記

一　指定番号　R〇二七九
二　申請者住所氏名　愛知県名古屋市港区汐止町一二番地　ニチハ株式会社　取締役社長　岩佐正剛
三　品目名（商品名）　木繊維混入セメントけい酸カルシウム板（一八㎜）野地板ポリ塩化ビニル被覆金属板瓦棒葺屋根（ニチハモエンEX2　野地板耐火屋根）
四　構造の形状及び寸法　別添のとおり（「別添」は省略）
五　主たる構成建築材料名及びその製造者名　木繊維混入セメントけい酸カルシウム板（化粧）（準不燃（個）第二七七二号）、塩化ビニル樹脂金属積層板（不燃第一一〇一号）
六　標準仕様書　別添のとおり（「別添」は省略）

○建設省告示第千百二号

建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第百七条第一号の規定に基づき、左記の構造を通常の火災時の加熱に一時間以上耐える性能を有する間仕切壁の構造として指定したので告示する。

平成七年五月十日　建設大臣　野坂　浩賢

記

一　指定番号　W一一八七
二　申請者住所氏名　東京都港区芝大門一丁目一番二六号　ニチアス株式会社　代表取締役社長　音馬　峻
三　品目名（商品名）　両面繊維混入けい酸カルシウム板（八㎜）・せっこうボード（一二・五㎜）重ね張軽量鉄骨中空間仕切壁（九一㎜～五八二㎜）（ニチアスファイアータイト六〇—II）
四　構造の形状及び寸法　別添のとおり（「別添」は省略）
五　主たる構成建築材料名及びその製造者名　繊維混入けい酸カルシウム板（不燃第一〇六一号）、せっこうボード（JIS　A　六九〇一）
六　標準仕様書　別添のとおり（「別添」は省略）

○建設省告示第千百三号

建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第百七条第一号の規定に基づき、左記の構造を通常の火災時の加熱に三十分以上耐える性能を有する屋根の構造として指定したので告示する。

平成七年五月十日　建設大臣　野坂　浩賢

記

一　指定番号　R〇二八〇
二　申請者住所氏名　長野県下伊那郡松川町上片桐三六四六　竹村工業株式会社　代表取締役社長　竹村弘實
三　品目名（商品名）　高圧木毛セメント板（一五㎜～二五㎜）・木毛セメント板（一五㎜～五〇㎜）積層野地板金属板葺屋根（シャオンボードF）
四　構造の形状及び寸法　別添のとおり（「別添」は省略）
五　主たる構成建築材料名及びその製造者名　高圧木毛セメント板・木毛セメント板積層野地板（竹村工業株式会社　本社工場）（竹村工業株式会社　建材第二工場）
六　標準仕様書　別添のとおり（「別添」は省略）

○建設省告示第千百四号

建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第百七条第一号の規定に基づき、左記の構造を通常の火災時の加熱に三十分以上耐える性能を有する屋根の構造として指定したので告示する。

平成七年五月十日　建設大臣　野坂　浩賢

記

一　指定番号　R〇二八一
二　申請者住所氏名　東京都中央区新富一丁目一番七号　銀座ティーケイビル五階　株式会社マルタニ商工　代表取締役　鉄谷正勝
三　品目名（商品名）　木毛セメント板（二五㎜）野地板ポリエチレンフォーム裏張アルミニウム合金板葺屋根（アルアピア）
四　構造の形状及び寸法　別添のとおり（「別添」は省略）
五　主たる構成建築材料名及びその製造者名　アルミニウム合金板（JIS　H　四一〇〇）、木毛セメント板（準不燃第二〇三一号）、亜鉛メッキ鋼板タルキ（準不燃第一〇四一号）、ポリエチレンフォーム（屋根不燃住指発第二六五号）
六　標準仕様書　別添のとおり（「別添」は省略）

○建設省告示第千百五号

建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第百七条第一号の規定に基づき、左記の構造を通常の火災時の加熱に一時間以上耐える性能を有する間仕切壁の構造として指定したので告示する。

平成七年五月十日　建設大臣　野坂　浩賢

記

一　指定番号　W一一八八
二　申請者住所氏名　大阪府大阪市城東区今福東一丁目四番一二号　株式会社イトーキクレビオ　代表取締役社長　桒山壽二
三　品目名（商品名）　ロックウール板（一六㎜）裏張鋼板（〇・六㎜）両面張・両面強化せっこうボード（一五㎜）二枚重ね張中空間仕切壁（イトウォール一時間耐火型—三）
四　構造の形状及び寸法　別添のとおり（「別添」は省略）
五　主たる構成建築材料名及びその製造者名　鋼板（JIS　G　三一四一）ロックウール板（大建工業株式会社　岡山工場）
六　標準仕様書　別添のとおり（「別添」は省略）

○建設省告示第千百六号

建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第百七条第一号の規定に基づき、左記の構造を通常の火災時の加熱に一時間以上耐える性能を有する床の構造として指定したので告示する。

平成七年五月十日　建設大臣　野坂　浩賢

記

一　指定番号　F一〇五九
二　申請者住所氏名　東京都千代田区内幸町一丁目一番一号　旭化成建材株式会社　代表取締役社長　鈴木基之
三　品目名（商品名）　オートクレーブ養生した鉄筋入軽量気泡コンクリート床（一〇〇㎜）（ヘーベルDS—一〇〇F）
四　構造の形状及び寸法　別添のとおり（「別添」は省略）
五　主たる構成建築材料名及びその製造者名　オートクレーブ養生した鉄筋入軽量気泡コンクリート床パネル（JIS　A　五四一六）
六　標準仕様書　別添のとおり（「別添」は省略）

○建設省告示第千百七号

昭和五十三年一月十二日建設省告示第二十号をもって公示した三国川ダムの建設に関する基本計画に基づいて実施した信濃川水系の三国川ダムの建設は、平成六年三月三十一日に完了したので、特定多目的ダム法（昭和三十二年法律第三十五号）第十四条の規定により、公示する。

平成七年五月十日　建設大臣　野坂　浩賢

○建設省告示第千百八号

昭和四十六年建設省告示第七百九十八号（昇降機検査資格者となるために必要な知識及び技能を修得させるための講習を指定する件）の一部を次のように改正する。

平成七年五月十日　建設大臣　野坂　浩賢

第一号中「東京都港区南青山五—十一—二　財団法人　日本昇降機安全センター」を「東京都港区虎ノ門一—十三—五　財団法人　日本建築設備・昇降機センター」に改める。

○建設省告示第千百九号

昭和四十六年建設省告示第七百九十九号（建築設備検査資格者となるために必要な知識及び技能を修得させるための講習を指定する件）の一部を次のように改正する。

平成七年五月十日　建設大臣　野坂　浩賢

第一号中「東京都港区虎ノ門一—十三—五　財団法人　日本建築設備安全センター」を「東京都港区虎ノ門一—十三—五　財団法人　日本建築設備・昇降機センター」に改める。

○建設省告示第千百十号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第十二条第一項及び第二項（第八十八条第一項及び第四項においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定に基づき、昭和四十五年建設省告示第千八百二十五号の一部を次のように改正する。

平成七年五月十日　建設大臣　野坂　浩賢

前文中「第三項」を「第四項」に改める。

○建設省告示第千九十四号

建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第百七条第一号の規定に基づき、左記の構造を通常の火災時の加熱に二時間以上耐える性能を有する柱の構造として指定したので告示する。

平成七年五月十日　　建設大臣　野坂　浩賢

記

一　指定番号　C二一八〇
二　申請者住所氏名　神奈川県横浜市鶴見区鶴見中央二―一五―一五　株式会社アスク　代表取締役社長　鈴木正之
三　品目名（商品名）　ALC板（七五㎜）水酸化アルミニウム・セメント湿式吹付モルタル（三〇㎜）合成被覆鉄骨柱（プロホワイトALC合成C―2）
四　構造の形状及び寸法　別添のとおり（「別添」は省略）
五　主たる構成建築材料名及びその製造者名　水酸化アルミニウム・セメント湿式吹付モルタル耐火材（耐火C二一四三）、ALC板（七五㎜以上）（耐火（通）Wn一六〇一）
六　標準仕様書　別添のとおり（「別添」に省略）

○建設省告示第千九十五号

建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第百七条第一号の規定に基づき、左記の構造を通常の火災時の加熱に二時間以上耐える性能を有するはりの構造として指定したので告示する。

平成七年五月十日　　建設大臣　野坂　浩賢

記

一　指定番号　G二一六三
二　申請者住所氏名　神奈川県横浜市鶴見区鶴見中央二―一五―一五　株式会社アスク　代表取締役社長　鈴木正之
三　品目名（商品名）　ALC板（七五㎜）水酸化アルミニウム・セメント湿式吹付モルタル（三〇㎜）合成被覆鉄骨はり（プロホワイトALC合成G―2）
四　構造の形状及び寸法　別添のとおり（「別添」は省略）
五　主たる構成建築材料名及びその製造者名　水酸化アルミニウム・セメント湿式吹付モルタル耐火材（耐火G二一二五）、ALC板（七五㎜以上）（耐火（通）Wn一六〇一）
六　標準仕様書　別添のとおり（「別添」は省略）

○建設省告示第千九十六号

建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第百七条第一号の規定に基づき、左記の構造を通常の火災時の加熱に三十分以上耐える性能を有する屋根の構造として指定したので告示する。

平成七年五月十日　　建設大臣　野坂　浩賢

記

一　指定番号　R〇二七四
二　申請者住所氏名　富山県東礪波郡井波町井波一番地ノ一　大建工業株式会社　取締役社長　六車襄二
三　品目名（商品名）　両面繊維強化ロックウール成型板・パーライト複層板（一八㎜）野地板屋根（ダイロートン一八TLY）
四　構造の形状及び寸法　別添のとおり（「別添」は省略）
五　主たる構成建築材料名及びその製造者名　両面繊維強化ロックウール成型板・パーライト複層板（大建工業株式会社　岡山工場）石綿セメント板（不燃（個）第一〇〇三号）
六　標準仕様書　別添のとおり（「別添」は省略）

○建設省告示第千九十七号

建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第百七条第一号の規定に基づき、左記の構造を通常の火災時の加熱に三十分以上耐える性能を有する屋根の構造として指定したので告示する。

平成七年五月十日　　建設大臣　野坂　浩賢

記

一　指定番号　R〇二七七
二　申請者住所氏名　東京都江東区東陽六丁目三番二号　株式会社エフ・アール・シー　代表取締役社長　亀田拳弘
三　品目名（商品名）　炭素繊維混入コンクリート板（四〇㎜）屋根（FRC―ROOF）
四　構造の形状及び寸法　別添のとおり（「別添」は省略）
五　主たる構成建築材料名及びその製造者名　炭素繊維混入コンクリート板（ディグナスパネル株式会社いわき工場）
六　標準仕様書　別添のとおり（「別添」は省略）

○建設省告示第千九十八号

建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第百七条第一号の規定に基づき、左記の構造を通常の火災時の加熱に一時間以上耐える性能を有する外壁（非耐力）の構造として指定したので告示する。

平成七年五月十日　　建設大臣　野坂　浩賢

記

一　指定番号　Wn一二八二
二　申請者住所氏名　東京都中央区京橋二丁目九番二号　三晃金屬工業株式会社　取締役社長　川崎文一郎
三　品目名（商品名）　両面鋼板（〇・五㎜、〇・三五㎜）張シリカボード入けい酸マグネシウムハニカムコア（四九㎜）積層板外壁（非耐力）（FP―五〇）
四　構造の形状及び寸法　別添のとおり（「別添」は省略）
五　主たる構成建築材料名及びその製造者名　両面鋼板（〇・五㎜、〇・三五㎜）張シリカボード入けい酸マグネシウムハニカムコア（四九㎜）積層板（三晃金屬工業株式会社　深谷製作所）
六　標準仕様書　別添のとおり（「別添」は省略）

○建設省告示第千九十九号

建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第百七条第一号の規定に基づき、左記の構造を通常の火災時の加熱に二時間以上耐える性能を有する間仕切壁の構造として指定したので告示する。

平成七年五月十日　　建設大臣　野坂　浩賢

記

一　指定番号　W二三〇一
二　申請者住所氏名　東京都港区西新橋二丁目一四番一号　秩父小野田株式会社　代表取締役社長　今村一輔
三　品目名（商品名）　両面繊維混入石膏板（五㎜）強化せっこうボード（二一㎜）重ね張軽量鉄骨目地ジョイナー下地ロックウール（五〇㎜）挿入間仕切壁（一一七～一五二㎜）（EDOL―C2）
四　構造の形状及び寸法　別添のとおり（「別添」は省略）
五　主たる構成建築材料名及びその製造者名　強化せっこうボードGBF(V)（不燃第一〇〇八号）、繊維混入石膏板（不燃（個）第一八三〇号）、ロックウール断熱材（不燃第一〇二二号）、上下ランナー（JIS　A　六五一七）、スタッド（JIS　A　六五一七）、軽量鉄骨目地ジョイナー（JIS　G　三三〇二）
六　標準仕様書　別添のとおり（「別添」は省略）

○建設省告示第千百号

建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第百七条第一号の規定に基づき、左記の構造を通常の火災時の加熱に一時間以上耐える性能を有する間仕切壁の構造として指定したので告示する。

平成七年五月十日　　建設大臣　野坂　浩賢

記

一　指定番号　W一一八五
二　申請者住所氏名　香川県高松市浜の町四四番一三号　有限会社讃岐建工　代表取締役　岡田富博
三　品目名（商品名）　両面強化せっこうボード（一二・五㎜）・せっこうボード（九・五㎜）張グラスウール挿入軽量鉄骨下地間仕切壁（サンウォール　C―二）
四　構造の形状及び寸法　別添のとおり（「別添」は省略）
五　主たる構成建築材料名及びその製造者名　強化せっこうボード（不燃第一〇〇八号）、せっこうボード（準不燃第二〇一五号）
六　標準仕様書　別添のとおり（「別添」は省略）

○建設省告示第千百一号

建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第百七条第一号の規定に基づき、左記の構造を通常の火災時の加熱に三十分以上耐える性

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　二十一号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
岐阜県加茂郡坂祝町勝山字下町一一五番二から同町官有無番地まで	前	一一・七〇〜三一・四〇メートル	〇・二一〇キロメートル
	後	八・九〇〜二三・二〇	〇・二一〇

(四) 図面縦覧場所　中部地方建設局及び同局岐阜国道工事事務所

○建設省告示第千八十八号

建設省近畿地方建設局長が次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成七年五月八日から二週間一般の縦覧に供する。

平成七年五月八日

建設大臣　野坂　浩賢

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　百六十五号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別		敷地の幅員	延長	備考
香芝市穴虫二二一二番から橿原市四條町五四六番二まで	前	A	六・〇〇〜四五・〇〇メートル	一三・七八三キロメートル	上記A・B及びCは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
		B	二七・〇〇〜六一・五〇	七・一七五	
		C	一二・〇〇〜七五・五〇	四・六二一	
	後	A	六・〇〇〜四五・〇〇	一三・七八三	
		B	二六・〇〇〜六九・〇〇	七・二六六	
		C	一二・〇〇〜七五・五〇	四・六二一	

(四) 図面縦覧場所　近畿地方建設局及び同局奈良国道工事事務所

○建設省告示第千八十九号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成七年五月八日から二週間一般の縦覧に供する。

平成七年五月八日

建設大臣　野坂　浩賢

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
二百九十八号	三郷市鷹野四丁目五二九番地先から同市鷹野四丁目五〇三番一まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	関東地方建設局及び同局北首都国道工事事務所

供用開始の期日　平成七年五月八日

○建設省告示第千九十号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成七年五月八日から二週間一般の縦覧に供する。

平成七年五月八日

建設大臣　野坂　浩賢

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
四十一号	岐阜県加茂郡七宗町川並字上山川平二一五八番一三から同町川並字上山川平二一五八番一五まで	中部地方建設局及び同局岐阜国道工事事務所
百五十六号	岐阜県郡上郡八幡町吉野字森ヶ畑六四三番一から同町吉野字森ヶ畑六二六番八まで	〃
〃	岐阜県郡上郡八幡町五町字イワバ山五八三番一地内	〃

供用開始の期日　平成七年五月八日

○建設省告示第千九十一号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成七年五月八日から二週間一般の縦覧に供する。

平成七年五月八日

建設大臣　野坂　浩賢

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
百六十五号	奈良県北葛城郡新庄町大字弁之庄字明要二一三番一から同町大字東室字石子一二八番一まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	近畿地方建設局及び同局奈良国道工事事務所

供用開始の期日　平成七年五月八日

○建設省告示第千九十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同法第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成七年五月九日

建設大臣　野坂　浩賢

一　施行者の名称　山形県

二　都市計画事業の種類及び名称　昭和五十四年建設省告示第千五百九十五号村山都市計画、東根都市計画、河北都市計画、尾花沢都市計画及び大石田都市計画下水道事業最上川流域下水道（村山処理区）

三　事業施行期間　自昭和五十四年十月十九日至平成十四年三月三十一日

四　事業地　収用の部分　昭和五十四年建設省告示第千五百九十五号、昭和五十六年建設省告示第千二百八十二号、昭和六十年建設省告示第四十一号、平成三年建設省告示第二百八十号及び平成四年建設省告示第三百十二号の事業地に山形県北村山郡大石田町大字横山字中道、大字横山字来迎寺、大字田沢字小野原、村山市大字富並字鷺ノ倉及び大字稲下字川口地内並びに村山市基点、大字大久保字下野、字市ノ町、字東、字高橋及び字稲ノ下、大字稲下字ノキハ、字堂ノ前、字平林、字山ノ外及び字川口、大字大槇字川口、字鷺滝、字野口、字船橋、字沖、字秋山、字北原及び字長峯、大字白鳥字小国沢及び字朴ノ木森、大字長島字東、字間堀、字東原、字野山及び字清水、大字富並字鷺ノ倉、字下川口、字川口、字上川口、字小滝、字小滝原及び字堺ノ目並びに大字田沢字岡沢、字大川端、字大木沢及び字小野原並びに東根市大字長瀞字草野、大字蟹沢字西、字北口、字羽黒堂、字土手脇、字熊の堂、字樋の越及び字元林並びに大字島大堀字島及び字島浦並びに尾花沢市大字尾花沢字下新田、字南原及び字上町並びに北村山郡大石田町大字田沢字小野原、字田前及び字小菅、大字横山字小菅道脇、字来迎寺、字来迎寺原、字中島、字源平原、字上ノ原、字寺下及び字中道並びに大字大石田字日照畑、字四日町、字本町、字小路、字野中沢、字東町及び字上ノ原を加える。

○建設省告示第千九十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成七年五月九日

建設大臣　野坂　浩賢

一　施行者の名称　宮城県

二　都市計画事業の種類及び名称　昭和五十七年建設省告示第百四十五号鹿島台都市計画、古川都市計画及び小牛田都市計画下水道事業鳴瀬川流域下水道

三　事業施行期間　自昭和五十七年三月二日至平成十三年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　昭和五十七年建設省告示第百四十五号、昭和五十九年建設省告示第千八十九号、昭和六十年建設省告示第千四百七十九号、昭和六十三年建設省告示第千八十一号、平成二年建設省告示第千五百九十号及び平成三年建設省告示第三百三十八号の事業地に宮城県志田郡三本木町桑折字相ノ沢及び三本木字町東を加える。

使用の部分　昭和五十七年建設省告示第百四十五号、昭和五十九年建設省告示第千八十九号、昭和六十年建設省告示第千四百七十九号、昭和六十三年建設省告示第千八十一号、平成二年建設省告示第千五百九十号及び平成三年建設省告示第三百三十八号の事業地に宮城県志田郡三本木町桑折字上川原並びに三本木字一本包角子を追加し、三本木町桑折字相ノ沢及び字沼下地内において事業地を変更する。

能を有する柱の構造として指定したので告示する。

平成七年五月八日　建設大臣　野坂　浩賢

記

一　指定番号　C三一三五
二　申請者住所氏名　山口県宇部市西本町一丁目一二番三二号　宇部興産株式会社　代表取締役社長　中東素男
三　品目名（商品名）　高温高圧蒸気養生した軽量気泡コンクリート板（一四〇㎜）吹付けロックウール（六五㎜）合成被覆中空鉄骨柱（パミスP3）
四　構造の形状及び寸法　別添のとおり（「別添」は省略）
五　主たる構成建築材料名及びその製造者名　軽量気泡コンクリート板（耐火Wn一一二四）、吹付けロックウール（耐火（通）C三三一一）
六　標準仕様書　別添のとおり（「別添」は省略）

○建設省告示第千八十一号

建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第百七条第一号の規定に基づき、左記の構造を通常の火災時の加熱に二時間以上耐える性能を有するはりの構造として指定したので告示する。

平成七年五月八日　建設大臣　野坂　浩賢

記

一　指定番号　G二一六四
二　申請者住所氏名　東京都新宿区西新宿一丁目二五番一号　大成建設株式会社　代表取締役社長　山本兵蔵
三　品目名（商品名）　鋼製フレーム付き軽量コンクリート板（七〇㎜）・吹付けロックウール（四五㎜）合成被覆鉄骨はり（フレームパネルカーテンウォール（G二一〇））
四　構造の形状及び寸法　別添のとおり（「別添」は省略）
五　主たる構成建築材料名及びその製造者名　軽量コンクリート（Wn一一二六）、溶接金網（JIS G 三五五一）、軽量型鋼（JIS G 三三五〇）
六　標準仕様書　別添のとおり（「別添」は省略）

○建設省告示第千八十二号

建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第百七条第一号の規定に基づき、左記の構造を通常の火災時の加熱に三時間以上耐える性能を有するはりの構造として指定したので告示する。

平成七年五月八日　建設大臣　野坂　浩賢

記

一　指定番号　G三一一九
二　申請者住所氏名　東京都新宿区西新宿一丁目二五番一号　大成建設株式会社　代表取締役社長　山本兵蔵
三　品目名（商品名）　鋼製フレーム付き軽量コンクリート板（八〇㎜）、吹付けロックウール（六〇㎜）合成被覆鉄骨はり（フレームパネルカーテンウォール（G一八〇））
四　構造の形状及び寸法　別添のとおり（「別添」は省略）
五　主たる構成建築材料名及びその製造者名　軽量コンクリート（Wn一一二六）、溶接金網（JIS G 三五五一）、軽量型鋼（JIS G 三三五〇）
六　標準仕様書　別添のとおり（「別添」は省略）

○建設省告示第千八十三号

建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第百七条第一号の規定に基づき、左記の構造を通常の火災時の加熱に三十分以上耐える性能を有する屋根の構造として指定したので告示する。

平成七年五月八日　建設大臣　野坂　浩賢

記

一　指定番号　R〇二七六
二　申請者住所氏名　大阪府大阪市中央区南本町四丁目一番一号　株式会社淀川製鋼所　取締役社長　大森正男
三　品目名（商品名）　硬質木片セメント板（一八㎜）野坂板・ポリスチレンフォーム保温板（二五㎜）・発泡ポリエチレン（四㎜）裏張金属板葺屋根（ヨドタイルルーフ）
四　構造の形状及び寸法　別添のとおり（「別添」は省略）
五　主たる構成建築材料名及びその製造者名　着色亜鉛めっき鋼板（不燃第一〇四一号）、硬質木片セメント板（準不燃第二〇一二号）、ポリスチレンフォーム保温板（JIS A 九五一一）、発泡ポリエチレンフォーム（東レ株式会社）
六　標準仕様書　別添のとおり（「別添」は省略）

○建設省告示第千八十四号

住宅・都市整備公団法（昭和五十六年法律第四十八号）第四十一条第十四項の規定により、住宅・都市整備公団が施行する土地区画整理事業の施行規程の変更の認可をしたので、同条第十五項において準用する同条第十一項の規定により、次のとおり告示する。

平成七年五月八日　建設大臣　野坂　浩賢

一　施行者の名称　住宅・都市整備公団
二　事業施行期間　昭和六十三年二月二日から平成十二年三月三十一日まで
三　施行地区　福岡県筑紫野市大字塔原及び大字杉塚の各一部
四　土地区画整理事業の名称　筑紫野都市計画事業塔原・杉塚土地区画整理事業
五　事務所の所在地　福岡県筑紫野市大字塔原四六二番地の一
六　施行規程及び事業計画の認可の年月日　昭和六十三年二月二日
七　事務所の所在地の変更　福岡県前原市大字前原六六一番地の一
八　施行規程の変更の認可の年月日　平成七年五月八日

○建設省告示第千八十五号

農地所有者等賃貸住宅建設融資利子補給臨時措置法（昭和四十六年法律第三十二号）第五条第二項の規定に基づき、平成六年建設省告示第千六百三十六号（農地所有者等賃貸住宅建設融資利子補給臨時措置法の規定に基づき利子補給率を定める件）の一部を次のように改正する。

平成七年五月八日　建設大臣　野坂　浩賢

「年一・七パーセント」を「年一・二五パーセント」に、「年一・四パーセント」を「年一・一五パーセント」に、「年六・〇パーセント」を「年五・三パーセント」に改める。

附　則

この告示による利子補給率は、平成七年五月八日以後新たに結ばれた利子補給契約から適用し、平成七年五月七日以前に結ばれた利子補給契約については、なお従前の例による。

○建設省告示第千八十六号

関東地方建設局長が次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成七年五月八日から二週間一般の縦覧に供する。

平成七年五月八日　建設大臣　野坂　浩賢

㈠　道路の種類　一般国道
㈡　路線名　二百四十六号
㈢　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
座間市南栗原二丁目二七七八番一から同市南栗原二丁目二七七八番一二まで	前	三一・二〇～三三・五〇メートル	〇・〇八八キロメートル
	後	二七・〇〇～二九・〇〇	〇・〇八八

㈣　図面縦覧場所　関東地方建設局及び同局横浜国道工事事務所

○建設省告示第千八十七号

建設省中部地方建設局長が次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成七年五月八日から二週間一般の縦覧に供する。

平成七年五月八日　建設大臣　野坂　浩賢

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
三　号	北九州市八幡西区則松五丁目一八六四番七から同市八幡西区則松四丁目一七七九番一五まで	九州地方建設局及び同局北九州国道工事事務所

三　供用開始の期日　平成七年五月二日

○建設省告示第千七十三号

建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第百七条第一号の規定に基づき、左記の構造を通常の火災時の加熱に二時間以上耐える性能を有する柱の構造として指定したので告示する。

平成七年五月八日　　建設大臣　野坂　浩賢

記

一　指定番号　C二一八一
二　申請者住所氏名　大阪府大阪市中央区伏見町三丁目二番六号　スチライト工業株式会社　代表取締役　金井正巳
三　品目名（商品名）　エトリンガイト系吹付材（二五㎜）被覆鉄骨柱（タイカアロックC―一二〇）
四　構造の形状及び寸法　別添のとおり（「別添」は省略）
五　主たる構成建築材料名及びその製造者名　エトリンガイト系吹付材（スチライト工業株式会社　滋賀工場）
六　標準仕様書　別添のとおり（「別添」は省略）

○建設省告示第千七十四号

建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第百七条第一号の規定に基づき、左記の構造を通常の火災時の加熱に一時間以上耐える性能を有する柱の構造として指定したので告示する。

平成七年五月八日　　建設大臣　野坂　浩賢

記

一　指定番号　C一一五〇
二　申請者住所氏名　東京都千代田区丸の内三丁目三番一号新東京ビル内　吉野石膏株式会社　代表取締役社長　須藤永一郎
三　品目名（商品名）　強化せっこうボード（二一㎜）被覆鉄骨柱（吉野耐火コラム　C―1）
四　構造の形状及び寸法　別添のとおり（「別添」は省略）
五　主たる構成建築材料名及びその製造者名　強化せっこうボード（不燃第一〇〇八号）
六　標準仕様書　別添のとおり（「別添」は省略）

○建設省告示第千七十五号

建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第百七条第一号の規定に基づき、左記の構造を通常の火災時の加熱に一時間以上耐える性能を有する柱の構造として指定したので告示する。

平成七年五月八日　　建設大臣　野坂　浩賢

記

一　指定番号　C一一五一
二　申請者住所氏名　東京都千代田区丸の内三丁目三番一号新東京ビル内　吉野石膏株式会社　代表取締役社長　須藤永一郎
三　品目名（商品名）　ALC板（七五㎜）・強化せっこうボード（二一㎜）合成被覆鉄骨柱（吉野耐火コラム　C―1（合成））
四　構造の形状及び寸法　別添のとおり（「別添」は省略）
五　主たる構成建築材料名及びその製造者名　強化せっこうボード（不燃第一〇〇八号）、軽量気泡コンクリートパネル（耐火（通）Wn一六〇一）
六　標準仕様書　別添のとおり（「別添」は省略）

○建設省告示第千七十六号

建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第百七条第一号の規定に基づき、左記の構造を通常の火災時の加熱に三時間以上耐える性能を有する柱の構造として指定したので告示する。

平成七年五月八日　　建設大臣　野坂　浩賢

記

一　指定番号　C三一三四
二　申請者住所氏名　東京都江東区東陽六丁目三番二号　株式会社エフ・アール・シー　代表取締役社長　亀田泰弘
三　品目名（商品名）　炭素繊維補強コンクリート板（五〇㎜）・吹付けロックウール（六〇㎜）合成被覆鉄骨柱（CFRC　セミウェット　C三）
四　構造の形状及び寸法　別添のとおり（「別添」は省略）
五　主たる構成建築材料名及びその製造者名　炭素繊維補強コンクリート板（耐火Wn一一五〇）、吹付けロックウール（耐火（通）C三二一一）
六　標準仕様書　別添のとおり（「別添」は省略）

○建設省告示第千七十七号

建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第百七条第一号の規定に基づき、左記の構造を通常の火災時の加熱に三十分以上耐える性能を有する屋根の構造として指定したので告示する。

平成七年五月八日　　建設大臣　野坂　浩賢

記

一　指定番号　R〇二七五
二　申請者住所氏名　大阪府大阪市中央区南本町四丁目一番一号　株式会社淀川製鋼所　取締役社長　大森正男
三　品目名（商品名）　硬質木片セメント板（一八㎜）野地板、両面鋼板張イソシアヌレートフォーム板（二五㎜）葺屋根（ヨド屋根パネル）
四　構造の形状及び寸法　別添のとおり（「別添」は省略）
五　主たる構成建築材料名及びその製造者名　着色亜鉛めっき鋼板（不燃第一〇四一号）、硬質木片セメント板（準不燃第二〇一二号）、イソシアヌレートフォーム（準不燃（個）第二七九三号）
六　標準仕様書　別添のとおり（「別添」は省略）

○建設省告示第千七十八号

建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第百七条第一号の規定に基づき、左記の構造を通常の火災時の加熱に一時間以上耐える性能を有する外壁（非耐力）の構造として指定したので告示する。

平成七年五月八日　　建設大臣　野坂　浩賢

記

一　指定番号　Wn一二八一
二　申請者住所氏名　東京都千代田区丸の内二丁目一番二号　旭硝子株式会社　代表取締役社長　瀬谷博道
三　品目名（商品名）　水酸化アルミ系耐火被覆材（三〇㎜）裏打ちGRCパネル（一五㎜）張外壁（非耐力）（サンクリート耐火外壁　W―1）
四　構造の形状及び寸法　別添のとおり（「別添」は省略）
五　主たる構成建築材料名及びその製造者名　GRC（不燃第一〇〇五号）ワイヤーメッシュ（JIS　G　四三〇九）、発泡スチロール（JIS　A　九五一一）水酸化アルミ系耐火被覆材（旭硝子株式会社　窯業建材事業部）
六　標準仕様書　別添のとおり（「別添」は省略）

○建設省告示第千七十九号

建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第百七条第一号の規定に基づき、左記の構造を通常の火災時の加熱に一時間以上耐える性能を有する間仕切壁の構造として指定したので告示する。

平成七年五月八日　　建設大臣　野坂　浩賢

記

一　指定番号　W一一八四
二　申請者住所氏名　宮城県仙台市宮城野区福住字境四番一一八ノ一　ディウォール工業株式会社　代表取締役　土井恵一
三　品目名（商品名）　両面せっこうボード（九・五㎜）強化せっこうボード（二一㎜）重ね張グラスウール挿入間仕切壁（一二八～一六三㎜）（耐火遮音Dウォール　一HIIタイプ）
四　構造の形状及び寸法　別添のとおり（「別添」は省略）
五　主たる構成建築材料名及びその製造者名　せっこうボード（準不燃第二〇二七号）、強化せっこうボード（不燃第一〇〇八号）、グラスウール（JIS　A　六三〇六）
六　標準仕様書　別添のとおり（「別添」は省略）

○建設省告示第千八十号

建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第百七条第一号の規定に基づき、左記の構造を通常の火災時の加熱に三時間以上耐える性

(二) 路線名 三号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
北九州市八幡西区瀬板二丁目一〇二〇番六から同市八幡西区瀬板二丁目一〇一〇番一〇〇まで	前	二〇・二〇～三五・二〇メートル	〇・二三一キロメートル
	後	二五・六〇～二九・八〇	〇・二三一

(四) 図面縦覧場所 九州地方建設局及び同局北九州国道工事事務所

二 (一) 道路の種類 一般国道

(二) 路線名 十号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別		敷地の幅員	延長	備考
行橋市大字辻垣字下ノ河原一五一番一から宇佐市大字南敷田字小田七三四番二まで	前	A	八・〇〇～三九・〇〇メートル	三三・五〇三キロメートル	上記A・B及びCは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
		B	一九・〇〇～一八九・〇〇	一六・一〇〇	
		C	二三・五〇～一三七・〇〇	一二・九八一	
	後	A	八・〇〇～三九・〇〇	三三・五〇三	
		B	一九・〇〇～一八九・〇〇	一六・一〇〇	
		C	二三・五〇～一三七・〇〇	一二・九八一	

(四) 図面縦覧場所 九州地方建設局及び同局大分工事事務所

三 (一) 道路の種類 一般国道

(二) 路線名 十号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別		敷地の幅員	延長	備考
宇佐市大字山下字猿渡前一二二五番五から大分県速見郡日出町大字豊岡字新田九一三番三まで	前	A	九・〇〇～七〇・〇〇メートル	四三・二六〇キロメートル	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
		B	二一・〇〇～二〇八・〇〇	二六・六〇〇	
	後	A	九・〇〇～七〇・〇〇	四三・二六〇	
		B	二一・〇〇～二〇八・〇〇	二六・六〇〇	

(四) 図面縦覧場所 九州地方建設局及び同局大分工事事務所

〇建設省告示第千六十七号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成七年五月一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成七年五月一日　建設大臣　野坂　浩賢

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
八号	富山県西砺波郡福岡町下老子七二一番から同町下老子六九五番まで	北陸地方建設局及び同局富山工事事務所

供用開始の期日　平成七年五月一日

〇建設省告示第千六十八号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成七年五月一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成七年五月一日　建設大臣　野坂　浩賢

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
十号	中津市大字犬丸字丁ノ坪二二二二番一地内	九州地方建設局及び同局大分工事事務所
〃	宇佐市大字南宇佐字北田二一一八番一から同市大字南宇佐字明神木一〇〇六番一まで	〃

供用開始の期日　平成七年五月一日

〇建設省告示第千六十九号

北陸地方建設局長が次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成七年五月二日から二週間一般の縦覧に供する。

平成七年五月二日　建設大臣　野坂　浩賢

(一) 道路の種類 一般国道

(二) 路線名 百五十七号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
石川県能美郡辰口町字和佐谷二二三二番から同町字和佐谷内一番まで	前	二五・〇〇～八二・二〇メートル	〇・二四〇キロメートル
	後	二五・〇〇～一一五・二〇	〇・二四〇

(四) 図面縦覧の場所 北陸地方建設局及び同局金沢工事事務所

〇建設省告示第千七十号

建設省九州地方建設局長が次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成七年五月二日から二週間一般の縦覧に供する。

平成七年五月二日　建設大臣　野坂　浩賢

(一) 道路の種類 一般国道

(二) 路線名 三号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別		敷地の幅員	延長	備考
北九州市八幡西区則松五丁目一八六四番九から同市八幡西区則松四丁目一七七二番九まで	前	A	二〇・〇〇～三二・〇〇メートル	〇・一七〇キロメートル	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
		B	二〇・〇〇～二五・二〇	〇・一九〇	
	後	A	二〇・〇〇～三二・〇〇	〇・一七〇	

(四) 図面縦覧の場所 九州地方建設局及び同局北九州国道工事事務所

〇建設省告示第千七十一号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成七年五月二日から二週間一般の縦覧に供する。

平成七年五月二日　建設大臣　野坂　浩賢

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
二百九十八号	草加市新善町二九二番一から同市新善町二七二番一まで	関東地方建設局及び同局北首都国道工事事務所

供用開始の期日　平成七年五月二日

〇建設省告示第千七十二号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成七年五月二日から二週間一般の縦覧に供する。

平成七年五月二日　建設大臣　野坂　浩賢

○建設省告示第千六百六十一号

平成七年建設省告示第六百二号により告示した土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第二十六条の二第二項の規定による図面の縦覧場所に変更があったので、次のとおり告示する。

平成七年五月一日　建設大臣　野坂　浩賢

一　土地収用法第二十六の二第二項の規定による図面の縦覧場所の変更

変更前　北海道勇払郡追分町役場、同道千歳市役所、同道夕張郡長沼町役場、同道恵庭市役所、同道札幌郡広島町役場、同道札幌市豊平区役所

変更後　北海道札幌土木現業所千歳出張所、北海道勇払郡追分町役場、同道夕張郡長沼町役場、同道恵庭市役所、同道札幌郡広島町役場、同道札幌市豊平区役所

○建設省告示第千六百六十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成七年五月一日　建設大臣　野坂　浩賢

○建設省告示第千六百六十三号

関東地方建設局長が次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成七年五月一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成七年五月一日　建設大臣　野坂　浩賢

一(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　六号

(三)　道路の区域

区間	変更前後の別		敷地の幅員	延長	備考
水戸市酒門町字上千束一九五五番二八からひたちなか市大字稲田字橋本四一六番二地先まで	前	A	二三・〇〇～一一〇・七〇メートル	一〇・六八四キロメートル	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
		B	二五・〇〇～四六七・〇〇	一一・四二四	
	後	A	二三・〇〇～一一〇・七〇	一〇・六八四	
		B	二五・〇〇～四九三・五〇	一一・四二四	

(四)　図面縦覧場所　関東地方建設局及び同局常陸工事事務所

二(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　十八号

(三)　道路の区域

一　施行者の名称　青森県

二　都市計画事業の種類及び名称　八戸都市計画、六戸都市計画及び五戸都市計画下水道事業馬淵川流域下水道（馬淵川処理区）

三　事業施行期間　自昭和五十六年十二月二十二日至平成十三年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　昭和五十六年建設省告示第二千五十号、昭和五十九年建設省告示第千六百四十五号、昭和六十三年建設省告示第千六百十五号及び平成四年建設省告示第千三百七号の事業地に青森県八戸市大字市川町字新堀及び字和野前を加える。

使用の部分　昭和五十六年建設省告示第二千五十号、昭和五十九年建設省告示第千六百四十五号、昭和六十三年建設省告示第千六百十五号及び平成四年建設省告示第千三百七号の事業地に青森県八戸市大字市川町字古舘から字向谷地までの区間内、同大字字赤川、字新堀、字南尻引、字和野前、字轟木前谷地、字田ノ沢下及び同県三戸郡五戸町大字上市川字越戸地内並びに同大字字石呑から同町字古舘までの区間内を加える。

区間	変更前後の別		敷地の幅員	延長	備考
安中市板鼻字荒田一七〇番四から同市中宿字柳町一七八番一まで	前	A	一三・四〇～五六・一〇メートル	二・九七五キロメートル	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
		B	一八・二〇～九二・七〇	二・八六七	
	後	A	一三・四〇～五六・一〇	二・九七五	
		B	一八・二〇～一二一・〇〇	二・八六七	

(四)　図面縦覧場所　関東地方建設局及び同局高崎工事事務所

○建設省告示第千六百六十四号

建設省中部地方建設局長が次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成七年五月一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成七年五月一日　建設大臣　野坂　浩賢

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　十九号

(三)　道路の区域

区間	変更前後の別	敷地の幅員	延長
長野県木曽郡楢川村大字平沢字胡桃沢乙二〇七七番九八から同村大字平沢字胡桃沢乙二〇七七番一五五まで	前	一六・四〇～二四・〇〇メートル	〇・二五〇キロメートル
	後	一六・四〇～四一・〇〇	〇・二五〇

(四)　図面縦覧場所　中部地方建設局及び同局飯田国道工事事務所

○建設省告示第千六百六十五号

日本道路公団が次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成七年五月一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成七年五月一日　建設大臣　野坂　浩賢

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　四十二号

(三)　道路の区域

区間	変更前後の別		敷地の幅員	延長	備考
御坊市塩屋町北塩屋字北湊六九五番八から和歌山県有田郡吉備町大字水尻字中坪八一番三まで	前	A	八・五〇～九五・七〇メートル	二七・一九九キロメートル	上記A・B・C・D及びEは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
		B	一二・〇〇～二三三・〇〇	六・六四〇	
		C	一二・五〇～九九・〇〇	一・九八〇	
		D	一二・〇〇～二二四・五〇	八・一七二	
	後	A	八・五〇～九五・七〇	二七・一九九	
		B	一二・〇〇～二三三・〇〇	六・六四〇	
		C	一二・五〇～九九・〇〇	一・九八〇	
		D	一二・〇〇～二二四・五〇	八・一七二	
		E	一二・六〇～六七・〇〇	二・三三三	

(四)　図面縦覧場所　近畿地方建設局、同局和歌山工事事務所及び日本道路公団大阪建設局

○建設省告示第千六百六十六号

建設省九州地方建設局長が次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成七年五月一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成七年五月一日　建設大臣　野坂　浩賢

一(一)　道路の種類　一般国道

○労働省告示第五十九号

雇用保険法施行規則（昭和五十年労働省令第三号）第百二条の三第一項第一号イ及び第二号イ(1)(i)の規定に基づき、労働大臣が指定する業種及び当該業種ごとに労働大臣が定める期間を次のように定める。

平成七年五月一日

労働大臣　浜本　万三

次の表に掲げる業種を雇用保険法施行規則第百二条の三第一項第一号イに規定する労働大臣が指定する業種とし、当該業種に係る同項第二号イ(1)(i)に規定する労働大臣が定める期間は、平成七年五月一日から平成八年四月三十日までとする。

整毛業
下着製造業
布団製造業
金属製家具製造・卸売業
電球類用ガラス・バルブ製造業
卓上用・ちゅう房用ガラス器具製造業
鉄骨製造業
金属加工機械用部分品・附属品製造業（機械工具、金型を除く。）
鋳造装置製造業（ダイカストマシン・同附属装置製造業を除く。）
複写機製造業
内燃機関電装品製造業（自動車用に限る。）
電気計測器製造業
自動車製造業（二輪自動車を除く。）
自動車部分品・附属品製造業
漁船製造・修理業
アネロイド形指示圧力計製造業
試験機製造業
靴・履物卸売業
なめし革卸売業
写真現像・焼付業
旅館

備考　この表に掲げる業種のうち、整毛業、卓上用・ちゅう房用ガラス器具製造業、自動車部分品・附属品製造業、試験機製造業、写真現像・焼付業及び旅館は、日本標準産業分類（平成五年総務庁告示第六十号）において分類された業種区分によるものとする。

○労働省告示第六十号

勤労者財産形成促進法（昭和四十六年法律第九十二号）第十八条第二項（同条第五項において準用する場合を含む。）において準用する雇用促進事業団法（昭和三十六年法律第百十六号）第二十条第三項及び雇用促進事業団法施行規則（昭和三十六年労働省令第十九号）第二条の規定に基づき、平成七年五月八日付けで認可した雇用促進事業団勤労者財産形成業務方法書の変更を次のとおり告示する。

平成七年五月八日

労働大臣　浜本　万三

雇用促進事業団勤労者財産形成業務方法書（昭和48年業務方法書第7号）の一部を次のように改正する。

第10条第1項中「年4.3パーセント」を「年4.05パーセント」に改め、同条第3項の表中「年4.3パーセント」を「年4.05パーセント」に、「年4.75パーセント」を「年4.2パーセント」に改める。

第17条第1項の表中「年4.3パーセント」を「年4.05パーセント」に改め、同条第3項中「年4.9パーセント」を「年4.2パーセント」に、「年4.3パーセント」を「年4.05パーセント」に改める。

第31条中「年5.64パーセント」を「年5.37パーセント」に改める。

第36条の5第1項、第42条第1項及び附則第2項から第4項までの規定中「年4.3パーセント」を「年4.05パーセント」に改める。

附則第7項中「年4.1パーセント」を「年3.85パーセント」に、「年4.3パーセント」を「年4.05パーセント」に改める。

附則第9項中「年4.3パーセント」を「年4.05パーセント」に改める。

附　則

1　この改正は、平成7年5月8日から施行する。

2　改正後の第10条第1項及び第3項、第17条第1項及び第3項、第31条、第36条の5第1項、第42条第1項、附則第2項から第4項まで、附則第7項並びに附則第9項の規定は、平成7年4月7日以後に申込みを受理した貸付けに係る財形持家分譲資金、財形持家転貸資金、教育資金等、共同社宅用住宅資金及び財形融資資金の利率について適用し、同日前に申込みを受理した貸付けに係る財形持家分譲資金、財形持家転貸資金、教育資金等、共同社宅用住宅資金及び財形融資資金の利率については、なお従前の例による。

○労働省告示第六十一号

雇用促進事業団法（昭和三十六年法律第百十六号）第二十条第三項及び雇用促進事業団法施行規則（昭和三十六年労働省令第十九号）第二条の規定に基づき、平成七年五月八日付けで認可した雇用促進事業団一般業務方法書の変更を次のとおり告示する。

平成七年五月八日

労働大臣　浜本　万三

雇用促進事業団一般業務方法書（昭和36年業務方法書第1号）の一部を次のように改正する。

第104条の6第1項中「、中小事業主及び認定組合等については年4.2パーセントとし、その他の者については年4.5パーセント」を「年3.85パーセント」に改め、同条第2項中「、中小事業主については年4パーセントとし、その他の者については年4.3パーセント」を「年3.85パーセント」に改める。

附　則

1　この改正は、平成7年5月8日から施行する。

2　平成7年5月7日以前に貸付けが決定された福祉施設設置資金、通年雇用設備設置資金及び高年齢者職場改善資金の利率については、改正後の第104条の6第1項（第104条の18において準用する場合を含む。）及び第104条の6第2項（第104条の24において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、なお従前の例による。

○労働省告示第六十二号

労働災害防止団体法（昭和三十九年法律第百十八号）第二条第二項の規定に基づき、昭和三十九年労働省告示第三十二号（労働災害防止団体法第二条第二項の業種を指定する件）の一部を次のように改正する。

平成七年五月十日

労働大臣　浜本　万三

第二号中「道路運送法（昭和二十六年法律第百八十三号）第二条第二項に規定する事業（旅客を運送するものを除く。）及び同条第四項に規定する事業、通運事業法（昭和二十四年法律第二百四十一号）第二条第二項に規定する事業」を「貨物自動車運送事業法（平成元年法律第八十三号）第二条第一項に規定する事業（貨物軽自動車運送事業を除く。）並びに貨物運送取扱事業法（平成元年法律第八十二号）第二条第八項に規定する事業（鉄道運送事業者及び貨物自動車運送事業者の行う運送に係るものに限る。）、同条第九項に規定する事業及び同条第十項に規定する事業（鉄道運送事業者及び貨物自動車運送事業者に係るものに限る。）」に、「行なう」を「行う」に改める。

第三号中「第五号」を「第四号」に、「行なう」を「行う」に改める。

○郵政省告示第二百八十三号

ラジコン用発振器の推奨規格適合証明事業認定規程（昭和五十九年郵政省告示第八百九十五号）第八条の規定に基づき、認定証明事業者の名称の変更の届出があったので、同規程第十条の規定により告示する。

平成七年五月二十五日

郵政大臣　大出　俊

一　名称を変更した認定証明事業者の名称

変更後の名称	変更前の名称
財団法人　日本ラジコン電波安全協会	財団法人　日本ラジコン模型安全協会

二　認定証明事業者の名称を変更した日

平成七年四月十日

○郵政省告示第二百八十四号

無線従事者規則（平成二年郵政省令第十八号）第十八条第二項の規定に基づき、次の学校等の認定の取消しを行ったので告示する。

平成七年五月二十六日

郵政大臣　大出　俊

学校等及び部科の名称並びに認定告示番号	免除した無線従事者国家試験	認定取消年月日
長崎大学工学部電子工学科昭和五十五年郵政省告示第三百二十四号	第一級陸上無線技術士の予備試験	平成七年四月十三日
長崎大学工学部電気工学科昭和五十七年郵政省告示第五百四十九号	第一級陸上無線技術士の予備試験	平成七年四月十三日

○郵政省告示第二百八十五号

次の特定郵便局長を長とする郵便局を設置した。

なお、郵便物の集配事務は取り扱わない。

平成七年五月二十九日

郵政大臣臨時代理
国務大臣　野中　広務

名称	位置	設置年月日
市原ちはら台郵便局	郵便番号二九〇—〇一　千葉県市原市草刈一九〇七番地ちはら台	平成七年五月十六日

○郵政省告示第二百八十六号

次の特定郵便局長を長とする郵便局を設置する。

なお、郵便物の集配事務は取り扱わない。

平成七年五月二十九日

郵政大臣臨時代理
国務大臣　野中　広務

名称	位置	設置年月日
府中日鋼町郵便局	郵便番号一八三　東京都府中市日鋼町	平成七年六月十六日
萩たまち郵便局	郵便番号七五八　山口県萩市東田町	平成七年六月二十六日

合格者	機器の名称	機器の型式名	検定番号	検定合格の年月日
日立電子株式会社	ＥＵＭ－05ＧＴ／ＷＴ形400MHz／ＦＭ無線電話装置	ＦＳ２ＳＤ400－１～５Ｆ２Ｄ・Ｆ３Ｅ20－１ 注　用途の記号「Ｓ」は、海上移動業務用を除く陸上建造物内及び陸上建造物外で使用できるものであることを示す。	Ｆ95025	平成7．3．7
日立電子株式会社	ＥＵＭ－05ＧＴ／Ｔ形400MHz／ＦＭ無線電話装置	ＦＳ２ＳＤ400－１～５Ｆ２Ｄ・Ｆ３Ｅ１－１ 注　用途の記号「Ｓ」は、海上移動業務用を除く陸上建造物内及び陸上建造物外で使用できるものであることを示す。	Ｆ95026	平成7．3．7
松下通信工業株式会社	ＥＦ－2405Ｔ形超短波無線電話装置	ＦＳ２ＭＳ150－25Ｆ２Ｄ・Ｆ３Ｅ16－１ 注　用途の記号「Ｓ」は、海上移動業務用を除く陸上建造物内及び陸上建造物外で使用できるものであることを示す。	Ｆ95027	平成7．3．16
アイコム株式会社	ＶＨＦ　無線電話装置　ＩＣ－ＶＭ1010ＦＴ	ＦＳ２ＥＤ150－３～10Ｆ２Ｄ・Ｆ３Ｅ１－１ 注　用途の記号「Ｓ」は、海上移動業務用を除く陸上建造物内及び陸上建造物外で使用できるものであることを示す。	Ｆ95028	平成7．3．20
アイコム株式会社	ＵＨＦ　無線電話装置　ＩＣ－ＵＭ1010ＦＴ	ＦＳ２ＥＤ400／470－３～10Ｆ２Ｄ・Ｆ３Ｅ１－１ 注　用途の記号「Ｓ」は、海上移動業務用を除く陸上建造物内及び陸上建造物外で使用できるものであることを示す。	Ｆ95029	平成7．3．20
信和通信機株式会社	ＳＨＡ505ＥＦＴ型　携帯用ＶＨＦ送受信機	ＦＳ２ＳＷ150－１～５Ｆ２Ｄ・Ｆ３Ｅ16－１ 注　用途の記号「Ｓ」は、海上移動業務用を除く陸上建造物内及び陸上建造物外で使用できるものであることを示す。	Ｆ95030	平成7．3．20

4　800MHz帯携帯・自動車無線電話通信を行う陸上移動局の用に供する送受信装置の機器

合格者	機器の名称	機器の型式名	検定番号	検定合格の年月日
日本電装株式会社	ＤＴ－03形移動電話機	ＪＫＳ１ＤＥＢ898.0125／900.9875－915.0125／924.9875－0.63－1038－７	Ｊ95022	平成7．3．3
日本モトローラ株式会社	ＴＰ－0666　移動電話無線機	ＪＫＳ１ＭＪＢ898.0125／900.9875－915.0125／924.9875－0.63－1038－14	Ｊ95025	平成7．3．20
日本モトローラ株式会社	ＴＰ－0656　移動電話無線機	ＪＫＳ１ＭＪＢ898.0125／900.9875－915.0125／924.9875－0.63－1038－15	Ｊ95026	平成7．3．20
京セラ株式会社	移動電話無線機　ＨＰ－10Ｋ	ＪＫＳ１ＫＲＢ898.0125／900.9875－915.0125／924.9875－0.63－1038－13	Ｊ95028	平成7．3．29
富士通株式会社	ＦＪＡ22型携帯電話無線機	ＪＫＳ１ＦＳＡ925.0125／939.9875－0.6／３－2397－２	Ｊ95029	平成7．4．3

5　1,500MHz帯携帯・自動車無線電話通信を行う陸上移動局の用に供する送受信装置の機器

合格者	機器の名称	機器の型式名	検定番号	検定合格の年月日
ソニー株式会社	ＴＨ251型　携帯電話無線機	ＪＥＳ１ＮＹＤ1.429.050／1.452.950－0.8－957－３	Ｊ95023	平成7．3．16
ソニー株式会社	ＴＫ－35携帯電話無線機	ＪＥＳ１ＮＹＤ1.429.050／1.452.950－0.8－957－４	Ｊ95024	平成7．3．16
三洋電機株式会社	ＴＨ851型携帯電話無線機	ＪＥＳ１ＳＹＤ1.429.050／1.452.950－0.8－957－５	Ｊ95027	平成7．3．20

6　ＭＣＡ陸上移動通信を行う陸上移動局及び指令局の用に供する送受信装置の機器

合格者	機器の名称	機器の型式名	検定番号	検定合格の年月日
アイコム株式会社	ＭＣＡ　移動無線電話装置　ＩＣ－ＭＣＡ１Ａ	ＭＣＳ２ＥＤ900－10－2234－２	ＭＣ95002	平成7．3．7

7　デジタルＭＣＡ陸上移動通信を行う陸上移動局及びデジタル指令局の用に供する送受信装置の機器

合格者	機器の名称	機器の型式名	検定番号	検定合格の年月日
日立電子株式会社	ＥＳＭ－02ＤＭ／Ａ形1500MHzデジタルＭＣＡ無線電話装置	ＭＥＳ２ＳＤ1.400－２－479－１	ＭＣ95003	平成7．3．30

8　デジタル選択呼出専用受信機の機器（ＭＦ専用受信機）

合格者	機器の名称	機器の型式名	検定番号	検定合格の年月日
古野電気株式会社	ＤＳＣ－６Ａ型　ＭＦ聴守受信機付ＤＳＣターミナル	ＭＲＭ１ＦＤ－３	ＭＲ95001	平成7．3．6

9　デジタル選択呼出装置の機器

合格者	機器の名称	機器の型式名	検定番号	検定合格の年月日
古野電気株式会社	「デジタル選択呼出装置」	ＳＡＭ１ＦＤ１－１	ＳＡ95001	平成7．3．6
古野電気株式会社	「デジタル選択呼出装置」	ＳＡＭ１ＦＤ２－２	ＳＡ95002	平成7．3．23
古野電気株式会社	ＤＳＣ－６型　デジタル選択呼出装置	ＳＡＭ１ＦＤ１－２	ＳＡ95003	平成7．3．23

10　陸上移動無線データ通信を行う陸上移動局の用に供する送受信装置の機器

合格者	機器の名称	機器の型式名	検定番号	検定合格の年月日
日本電気株式会社	ＴＭ150ＰＣカード型　テレターミナル無線モデム	ＴＫＳ２ＮＥ900－１－199－１	ＴＫ95001	平成7．3．3

11　デジタル選択呼出専用受信機の機器（ＶＨＦ専用受信機）

合格者	機器の名称	機器の型式名	検定番号	検定合格の年月日
古野電気株式会社	ＤＳＣ－８ＶＰ型　ＶＨＦ聴守受信機付ＤＳＣターミナル	ＶＲＭ１ＦＤ－４	ＶＲ95001	平成7．3．23

ソ	双ノ平	〃	
	祖父岡	〃	
ツ	塚原	〃	
テ	寺山	〃	
ナ	中山本	〃	
	流	〃	
ヤ	八横	〃	
	山田	〃	
	上記以外の棚倉町	963−61	

塙町		
イ	伊香	963−53
	板庭	963−55
ウ	植田	963−53
オ	大蕨	963−55
カ	片貝	〃
	上石井	963−52
	川上	963−55
キ	木野反	〃
タ	台宿	963−53
	田代	963−55
	田野作	〃
ナ	中塚	〃
	那倉	〃
マ	真名畑	963−53
ヤ	山形	963−55
ユ	湯岐	〃
	上記以外の塙町	963−54

矢祭町		
ウ	内川	963−53
シ	下石井	963−52
セ	関岡	963−53
ト	戸塚	963−52
ナ	中石井	〃
ミ	茗荷	963−53
	上記以外の矢祭町	963−51

○郵政省告示第二百七十八号

次に掲げる郵便局において郵便振替の小切手払の取扱いを開始した。

○郵政省告示第二百八十二号

次の無線設備の機器は、無線機器型式検定規則（昭和三十六年郵政省令第四十号）第九条の規定による検定に合格した。

平成七年五月二十五日

郵政大臣　大出　俊

1　簡易無線局の用に供する無線設備の機器

合格者	機器の名称	機器の型式名	検定番号	検定合格の年月日
日立電子株式会社	EMM−05GT／CD形 150MHz／FM簡易無線電話装置	CS1SD150−1〜5F 3E1−1	C95009	平成7. 3. 10
信和通信機株式会社	SHA505ECT型 携帯用VHF簡易無線機	CS1SW150−1〜5F 3E1−1	C95010	平成7. 3. 10
日立電子株式会社	EUM−05GT／CD形 400MHz／FM簡易無線電話装置	CS1SD400−1〜5F 3E1−1	C95011	平成7. 3. 10

2　簡易陸上移動無線電話通信を行う陸上移動局の用に供する送受信装置の機器

合格者	機器の名称	機器の型式名	検定番号	検定合格の年月日
富士通株式会社	F80P−194形CRP携帯電話装置	CKS2FS900−0.8−959−1	CK95001	平成7. 3. 23

3　F2A電波、F2B電波、F2D電波、F2N電波、F2X電波又はF3E電波を使用する無線局の用に供する送信装置及び受信装置の機器

合格者	機器の名称	機器の型式名	検定番号	検定合格の年月日
日立電子株式会社	EMM−05GT／WT形 150MHz／FM無線電話装置	FS2SD150−1〜5F 2D・F3E20−1 注　用途の記号「S」は、海上移動業務用を除く陸上建造物内及び陸上建造物外で使用できるものであることを示す。	F95020	平成7. 3. 6
日立電子株式会社	EMM−05GT／T形 150MHz／FM無線電話装置	FS2SD150−1〜5F 2D・F3E1−1 注　用途の記号「S」は、海上移動業務用を除く陸上建造物内及び陸上建造物外で使用できるものであることを示す。	F95021	平成7. 3. 6
東北日立電子株式会社	EUM−03SD／SWT形 400MHz／FM無線電話装置	FS2TL400−3F2D・F3E16−2 注　用途の記号「S」は、海上移動業務用を除く陸上建造物内及び陸上建造物外で使用できるものであることを示す。	F95022	平成7. 3. 6
東北日立電子株式会社	EUM−01SD／SWT形 400MHz／FM無線電話装置	FS2TL400−1F2D・F3E16−2 注　用途の記号「S」は、海上移動業務用を除く陸上建造物内及び陸上建造物外で使用できるものであることを示す。	F95023	平成7. 3. 6
松下通信工業株式会社	EK−3T32形地域振興携帯型移動無線電話装置	FS2MS385.45／367.45／385.7375T／367.7375R 0.6F2D・F3E24−1 注　用途の記号「S」は、海上移動業務用を除く陸上建造物内及び陸上建造物外で使用できるものであることを示す。	F95024	平成7. 3. 7

平成七年五月二十二日

郵政大臣　大出　俊

郵便局		取扱開始年月日
大阪府	平野加美東郵便局	平成七年五月十六日
愛知県	名古屋大森郵便局	平成七年五月十七日

○郵政省告示第二百七十九号

次に掲げる郵便局において郵便振替の小切手払の取扱いを開始する。

平成七年五月二十二日

郵政大臣　大出　俊

郵便局		取扱開始年月日
兵庫県	神戸御幸通郵便局	平成七年六月五日

○郵政省告示第二百八十号

電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）第三十八条第四項の規定により、昭和五十一年郵政省告示第四百七十七号（郵政大臣の認定する抄録を備え付けることのできる無線局を定める等の件）第五項に掲げる船舶局が電波法及びこれに基づく命令の集録に代えて備え付けることができる抄録として、平成七年五月十日付けをもって、次の書類を認定した。

この認定の有効期限は、平成八年六月三十日とする。

平成七年五月二十二日

郵政大臣　大出　俊

名　　称　特定船舶局専用電波法令抄録

発行年月日　平成七年六月一日

発　行　所　東京都豊島区駒込二丁目三番十号
財団法人　電気通信振興会

○郵政省告示第二百八十一号

型式検定に合格した無線設備の機器について、変更の届出を受理したので、無線機器型式検定規則（昭和三十六年郵政省令第四十号）第十二条第四項の規定に基づき告示する。

平成七年五月二十二日

郵政大臣　大出　俊

合　格　者　日本モトローラ株式会社

検定番号　J94047

変更前の機器の名称　TP−0651　移動電話無線機

変更後の機器の名称　移動電話無線機　HP−10M

変更年月日　平成7年3月20日

平成七年五月十八日

郵政大臣　大出　俊

名称	位置	再開年月日
上大貫簡易郵便局	郵便番号三二九－二八 栃木県那須郡塩原町上大貫	平成七年四月三日

○郵政省告示第二百七十三号

次の簡易郵便局において、簡易郵便局規則（昭和二十四年郵政省令第七号）第四条第五号に掲げる事務の取扱いを開始した。

平成七年五月十八日

郵政大臣　大出　俊

都道府県名	名称	実施年月日
秋田県	国見簡易郵便局	平成七年五月一日

○郵政省告示第二百七十四号

次の簡易郵便局において、簡易郵便局規則（昭和二十四年郵政省令第七号）第四条第三号中電信為替の振出しに関する事務及び第四号中電信払込みに関する事務の取扱いを開始した。

平成七年五月十八日

郵政大臣　大出　俊

都道府県名	名称	実施年月日
三重県	東員南大社簡易郵便局	平成七年四月一日

○郵政省告示第二百七十五号

郵便規則（昭和二十二年通信省令第三十四号）第四十条の規定に基づき、平成七年六月一日に発行する八十円郵便切手五種の様式を次のとおり告示する。

平成七年五月十八日

郵政大臣　大出　俊

様式

グリーティング八十円郵便切手

意　匠　ハートフル・フラワー

刷　色　黄、紫味赤、明るい黄味赤、青、青味緑、暗い青

印面寸法（縦二十七・〇ミリメートル　横二十二・五ミリメートル）

意　匠　マイ　ハート

刷　色　黄、紫味赤、明るい黄味赤、青、青味緑

印面寸法（縦二十七・〇ミリメートル　横二十二・五ミリメートル）

意　匠　おめでとう

刷　色　黄、紫味赤、明るい黄味赤、青味緑、暗い青

印面寸法（縦二十七・〇ミリメートル　横二十二・五ミリメートル）

意　匠　緑の小宇宙

刷　色　黄、紫味赤、明るい黄味赤、青、青味緑、暗い青

印面寸法（縦二十七・〇ミリメートル　横二十二・五ミリメートル）

意　匠　花ともだち

刷　色　黄、紫味赤、明るい黄味赤、青、青味緑、暗い青

印面寸法（縦二十七・〇ミリメートル　横二十二・五ミリメートル）

○郵政省告示第二百七十六号

平成七年郵政省告示第百四十三号（切手趣味週間・「阪神・淡路大震災」寄附金付八十円郵便切手を発行する件）の一部を次のように改正する。

平成七年五月十九日

郵政大臣　大出　俊

四中「同年五月十九日」を「同年五月三十日」に改める。

○郵政省告示第二百七十七号

郵便規則（昭和二十二年通信省令第三十四号）第九条の二第二項の規定に基づき、昭和四十三年郵政省告示第百九十五号（郵便法等の規定に基づき郵便番号を定める件）の表の一部を次のように改正し、平成七年六月一日から施行する。

平成七年五月二十二日

郵政大臣　大出　俊

福島県石川郡の項を次のように改める。

石川郡		
	浅川町	963―62
	石川町	963―78
	玉川村	963―63
	古殿町	963―83
	平田村	
オ	小平	963―81
キ	北方	〃
コ	駒形	〃
ナ	中倉	〃
ニ	西山	〃
ヒ	東山	〃
	上記以外の平田村	963―82

福島県田村郡の項を次のように改める。

田村郡		
	大越町	963―41
	滝根町	963―36
	常葉町	963―46
	三春町	963―77
	都路村	963―47
	小野町	
イ	飯豊	963―35
ウ	浮金	〃
オ	小戸神	〃
	小野山神	〃
カ	上羽出庭	963―33
シ	塩庭	〃
ナ	夏井	〃
ミ	南田原井	〃
ユ	湯沢	〃
ヨ	吉野辺	963―35
ワ	和名田	963―33
	上記以外の小野町	963―34
	船引町	
イ	石沢	963―44
オ	大倉	〃
カ	門沢	963―42
	門鹿	963―44
	上移	963―45
キ	北移	〃
	北鹿又	963―44
ク	椚山	963―42
ト	遠山沢	〃
ナ	長外路	963―44
	永谷	963―42
	中山	963―45
ニ	新館	963―44
ホ	堀越	963―42
ミ	南移	963―45
ヨ	横道	〃
	上記以外の船引町	963―43

福島県東白川郡の項を次のように改める。

東白川郡		
	鮫川村	963―84
	棚倉町	
オ	岡田	963―56
カ	上手沢	〃
キ	北山本	〃
シ	下手沢	〃
	下山本	〃

	倉敷郵便局三越内出張所	郵便番号七一〇　岡山県倉敷市阿知一丁目	預払機事務	平成五年三月二十九日
	高梁郵便局高梁サテライトポスト内出張所	郵便番号七一六　岡山県高梁市旭町	預払機事務	平成五年四月六日
広島県	呉郵便局あがプラザ内出張所	郵便番号七三七　広島県呉市阿賀中央六丁目	預払機事務	平成五年三月二十二日

を

	倉敷郵便局三越内出張所	郵便番号七一〇　岡山県倉敷市阿知一丁目	預払機事務	平成五年三月二十九日
広島県	呉郵便局あがプラザ内出張所	郵便番号七三七　広島県呉市阿賀中央六丁目	預払機事務	平成五年三月二十二日

に

改める。

○郵政省告示第二百六十一号

次の郵便局を改称した。

平成七年五月十八日　郵政大臣　大出　俊

旧名称	改称	位置	改称年月日
石山鳥居川郵便局	大津栄町郵便局	郵便番号五二〇　滋賀県大津市栄町	平成七年五月八日

○郵政省告示第二百六十二号

次の郵便局を改称する。

平成七年五月十八日　郵政大臣　大出　俊

現名称	改称	位置	改称年月日
宮前郵便局	亀岡宮前郵便局	郵便番号六二一―〇二　京都府亀岡市宮前町	平成七年五月二十二日

○郵政省告示第二百六十三号

次の郵便局を移転した。

平成七年五月十八日　郵政大臣　大出　俊

名称	旧位置	移転位置	移転年月日
上曽根郵便局	郵便番号四〇〇―一五　山梨県東八代郡中道町右左口	郵便番号四〇〇―一五　山梨県東八代郡中道町上曽根町田	平成七年四月二十四日

○郵政省告示第二百六十四号

次の郵便局を移転する。

平成七年五月十八日　郵政大臣　大出　俊

名称	現位置	移転位置	移転年月日
京都田中郵便局	郵便番号六〇六　京都府京都市左京区田中下柳町	郵便番号六〇六　京都府京都市左京区田中上柳町	平成七年五月二十九日

○郵政省告示第二百六十五号

次の郵便局を移転・改称した。

平成七年五月十八日　郵政大臣　大出　俊

旧名称	改称	旧位置	移転位置	実施年月日
北岩渕郵便局	赤羽岩渕駅前郵便局	郵便番号一一五　東京都北区岩渕町	郵便番号一一五　東京都北区赤羽一丁目	平成七年五月一日

○郵政省告示第二百六十六号

次の郵便局の郵便物の集配事務を廃止した。

平成七年五月十八日　郵政大臣　大出　俊

名称	位置	廃止年月日	事務引継局
富岡郵便局	郵便番号八六三―二五　熊本県天草郡苓北町富岡	平成七年五月十四日	志岐郵便局（郵便番号八六三―二五　熊本県天草郡苓北町志岐）

○郵政省告示第二百六十七号

次の郵便局の郵便物の集配事務を開始した。

平成七年五月十八日　郵政大臣　大出　俊

名称	位置	開始年月日	郵便区
志岐郵便局	郵便番号八六三―二五　熊本県天草郡苓北町志岐	平成七年五月十四日	熊本県天草郡苓北町志岐、富岡、内田、白木尾、年柄、坂瀬川

○郵政省告示第二百六十八号

次の郵便局の郵便物の集配事務を廃止する。

平成七年五月十八日　郵政大臣　大出　俊

名称	位置	廃止年月日	事務引継局
篠井郵便局	郵便番号三二一―二二　栃木県宇都宮市篠井町	平成七年五月二十九日	徳次郎郵便局（郵便番号三二一―二一　栃木県宇都宮市徳次郎）
同			大沢郵便局（郵便番号三二一―二三　栃木県今市市）

○郵政省告示第二百六十九号

次の簡易郵便局において、簡易郵便局規則（昭和二十四年郵政省令第七号）第四条第二号に掲げる事務の取扱いを廃止した。

平成七年五月十八日　郵政大臣　大出　俊

都道府県名	名称	実施年月日
福岡県	東山簡易郵便局	平成七年五月一日

○郵政省告示第二百七十号

一時閉鎖中の次の簡易郵便局を廃止した。

平成七年五月十八日　郵政大臣　大出　俊

名称	位置	廃止年月日	事務引継局
福原簡易郵便局	郵便番号〇二三　岩手県水沢市大橋	平成七年三月三十一日	水沢郵便局（郵便番号〇二三　岩手県水沢市寺脇）
西加茂簡易郵便局	郵便番号九五九―一三　新潟県加茂市栄町	平成七年四月一日	加茂郵便局（郵便番号九五九―一三　新潟県加茂市青海町一丁目）

○郵政省告示第二百七十一号

次の簡易郵便局を一時閉鎖した。

平成七年五月十八日　郵政大臣　大出　俊

名称	位置	一時閉鎖年月日	事務引継局
若穂団地簡易郵便局	郵便番号三八一―〇一　長野県長野市若穂保科	平成七年三月十一日	若穂郵便局（郵便番号三八一―〇一　長野県長野市若穂綿内）
下諏訪清水簡易郵便局	郵便番号三九三　長野県諏訪郡下諏訪町清水町	平成七年四月一日	下諏訪郵便局（郵便番号三九三　長野県諏訪郡下諏訪町栄町）
南那須八ケ代簡易郵便局	郵便番号三二一―〇五　栃木県那須郡南那須町八ケ代	平成七年四月七日	南那須郵便局（郵便番号三二一―〇五　栃木県那須郡南那須町大金）

○郵政省告示第二百七十二号

一時閉鎖中の次の簡易郵便局を再開した。

沖縄県	沖縄郵便局ダイエー内出張所	郵便番号九〇四－二一 沖縄県沖縄市字高原	預払機事務	平成七年三月二十九日
	沖縄北谷郵便局サンエー内出張所	郵便番号九〇四－〇一 沖縄県中頭郡北谷町北前一丁目	預払機事務	平成七年三月三十日
	那覇中央郵便局那覇空港第一ターミナル内出張所	郵便番号九〇一－〇一 沖縄県那覇市鏡水	預払機事務	平成七年三月三十一日

備考　取扱時間は、別に公示する取扱時間によるものとする。

○郵政省告示第二百六十号

平成二年七月十六日郵政省告示第四百四十六号（郵便貯金自動預払機等により事務を取り扱う郵便局の出張所を設置する件）他四件の一部を次のように改正する。

平成七年五月十七日　　郵政大臣　大出　俊

平成二年七月十六日郵政省告示第四百四十六号の別表中

	京橋郵便局三越銀座店内出張所	郵便番号一〇四　東京都中央区銀座四丁目	預払機事務	平成二年七月二十三日
千葉県	千葉西郵便局千葉鉄工団地内出張所	郵便番号二八一　千葉県千葉市千種町	郵便貯金自動支払機による機械払、自動貸付け（以下「支払機事務」という。）	平成二年七月九日
	佐倉郵便局佐倉市役所内出張所	郵便番号二八五　千葉県佐倉市海隣寺	預払機事務	平成二年七月九日

を、

	京橋郵便局三越銀座店内出張所	郵便番号一〇四　東京都中央区銀座四丁目	預払機事務	平成二年七月二十三日
千葉県	佐倉郵便局佐倉市役所内出張所	郵便番号二八五　千葉県佐倉市海隣寺	預払機事務	平成二年七月九日

に、

平成二年十一月一日郵政省告示第六百七十一号の別表中

長野県	野沢郵便局COME－21内出張所	郵便番号三八四－〇一　長野県佐久市中込一丁目	郵便貯金自動支払機による機械払、自動貸付け（以下「支払機事務」という。）	平成二年十一月五日
新潟県	五泉郵便局ジャスコ内出張所	郵便番号九五九－一六　新潟県五泉市吉沢一丁目	預払機事務	平成二年十一月五日
愛知県	西尾郵便局ミカ内出張所	郵便番号四四五　愛知県西尾市高畠町三丁目	預払機事務	平成二年十一月五日

を、

長野県	野沢郵便局COME－21内出張所	郵便番号三八四－〇一　長野県佐久市中込一丁目	郵便貯金自動支払機による機械払、自動貸付け（以下「支払機事務」という。）	平成二年十一月五日
愛知県	西尾郵便局ミカ内出張所	郵便番号四四五　愛知県西尾市高畠町三丁目	預払機事務	平成二年十一月五日

に、

平成四年二月三日郵政省告示第八十五号の別表中

山梨県	石和郵便局石和簡易保険保養センター内出張所	郵便番号四〇六　山梨県東八代郡石和町大字松本	支払機事務	平成四年二月十七日
千葉県	木更津郵便局木更津市民総合福祉会館内出張所	郵便番号二九二　千葉県木更津市潮見二丁目	預払機事務	平成四年二月十日
東京都	高輪郵便局慶応義塾前出張所	郵便番号一〇八　東京都港区三田三丁目	預払機事務	平成四年二月十日

を、

山梨県	石和郵便局石和簡易保険保養センター内出張所	郵便番号四〇六　山梨県東八代郡石和町大字松本	支払機事務	平成四年二月十七日
東京都	高輪郵便局慶応義塾前出張所	郵便番号一〇八　東京都港区三田三丁目	預払機事務	平成四年二月十日

に、

平成四年十一月十三日郵政省告示第六百八十九号の別表中

東京都	中野郵便局中野サンモール内出張所	郵便番号一六四　東京都中野区中野五丁目	預払機事務	平成四年十一月九日
	八王子南郵便局そごう内出張所	郵便番号一九二－〇三　東京都八王子市南大沢二丁目	預払機事務	平成四年十一月九日
長野県	長野東郵便局信州ジャスコ内出張所	郵便番号三八〇　長野県長野市三輪九丁目	預払機事務	平成四年十一月九日

を、

東京都	中野郵便局中野サンモール内出張所	郵便番号一六四　東京都中野区中野五丁目	預払機事務	平成四年十一月九日
長野県	長野東郵便局信州ジャスコ内出張所	郵便番号三八〇　長野県長野市三輪九丁目	預払機事務	平成四年十一月九日

に、

平成五年五月十七日郵政省告示第二百四十九号の別表中

	神田郵便局神田駅前出張所	郵便番号一〇一　東京都千代田区鍛冶町一丁目	預払機事務	平成五年三月二十九日
	大崎郵便局五反田駅前出張所	郵便番号一四一　東京都品川区西五反田一丁目	預払機事務	平成五年三月二十九日
	新宿北郵便局高田馬場駅前出張所	郵便番号一六九　東京都新宿区高田馬場四丁目	預払機事務	平成五年三月二十九日

を、

	神田郵便局神田駅前出張所	郵便番号一〇一　東京都千代田区鍛冶町一丁目	預払機事務	平成五年三月二十九日
	新宿北郵便局高田馬場駅前出張所	郵便番号一六九　東京都新宿区高田馬場四丁目	預払機事務	平成五年三月二十九日

に、

都道府県	出張所名	所在地	事務	設置年月日
静岡県	沼津西郵便局東海大学内出張所	郵便番号四一一―〇三　静岡県沼津市西野	支払機事務	平成七年三月三十日
	掛川郵便局静岡日本電気内出張所	郵便番号四三六　静岡県掛川市下俣	預払機事務	平成七年四月三日
愛知県	日進郵便局名古屋商科大学内出張所	郵便番号四七〇―〇一　愛知県日進市米野木	預払機事務	平成七年三月二十九日
	日進郵便局愛知学院大学内出張所	郵便番号四七〇―〇一　愛知県日進市岩崎	預払機事務	平成七年三月二十九日
三重県	四日市郵便局パワーシティ四日市内出張所	郵便番号五一〇　三重県四日市市泊小柳町	預払機事務	平成七年三月三十日
	桑名郵便局マイカル桑名内出張所	郵便番号五一一　三重県桑名市新西方一丁目	預払機事務	平成七年三月三十日
滋賀県	彦根郵便局滋賀県立大学内出張所	郵便番号五二二　滋賀県彦根市八坂町	預払機事務	平成七年四月三日
	信楽郵便局国立療養所紫香楽病院内出張所	郵便番号五二九―一八　滋賀県甲賀郡信楽町牧	支払機事務	平成七年五月十一日
京都府	京都中央郵便局京都近鉄内出張所	郵便番号六〇〇　京都府京都市下京区烏丸通七条南	預払機事務	平成七年三月二十九日
	京都北郵便局北大路ビブレ内出張所	郵便番号六〇三　京都府京都市北区小山北上総町	預払機事務	平成七年三月二十九日
	京都西郵便局国立療養所宇多野病院内出張所	郵便番号六一六　京都府京都市右京区鳴滝音戸山町	支払機事務	平成七年三月二十九日
	周山郵便局京北町役場内出張所	郵便番号六〇一―〇二　京都府北桑田郡京北町大字周山	支払機事務	平成七年四月三日
大阪府	大阪福島郵便局野田阪神駅前出張所	郵便番号五五三　大阪府大阪市福島区海老江一丁目	預払機事務	平成七年三月三十日
	和泉南郵便局桃山学院大学内出張所	郵便番号五九〇―〇二　大阪府和泉市まなび野	預払機事務	平成七年三月三十日
	泉佐野郵便局ジャスコシティ日根野内出張所	郵便番号五九八　大阪府泉佐野市日根野	預払機事務	平成七年四月一日
兵庫県	五色郵便局五色県民健康村内出張所	郵便番号六五六―一三　兵庫県津名郡五色町都志大日	預払機事務	平成七年三月三十日
奈良県	奈良中央郵便局奈良ラインハウス内出張所	郵便番号六三〇　奈良県奈良市中筋町	預払機事務	平成七年三月二十九日

都道府県	出張所名	所在地	事務	設置年月日
島根県	松江中央郵便局島根大学内出張所	郵便番号六九〇　島根県松江市西川津町	預払機事務	平成七年三月三十日
岡山県	玉野郵便局ハピータウン内出張所	郵便番号七〇六　岡山県玉野市宇野	預払機事務	平成七年三月三十一日
広島県	三原郵便局三菱重工内出張所	郵便番号七二三　広島県三原市糸崎町	預払機事務	平成七年三月二十九日
	千代田郵便局サンクス内出張所	郵便番号七三一―一五　広島県山県郡千代田町有田	預払機事務	平成七年三月二十九日
香川県	観音寺郵便局観音寺サティ内出張所	郵便番号七六八　香川県観音寺市甲	預払機事務	平成七年三月二十九日
	高松東郵便局国立療養所高松病院内出張所	郵便番号七六一―〇一　香川県高松市新田	支払機事務	平成七年三月三十日
愛媛県	西条郵便局西条市総合市民センター内出張所	郵便番号七九三　愛媛県西条市明屋敷	預払機事務	平成七年三月二十九日
	大洲郵便局アクトピア大洲内出張所	郵便番号七九五　愛媛県大洲市宮ノ前	預払機事務	平成七年三月三十一日
福岡県	福岡中央郵便局博多大丸カードサービス内出張所	郵便番号八一〇　福岡県福岡市中央区渡辺通四丁目	預払機事務	平成七年三月二十九日
	三池郵便局国立大牟田病院内出張所	郵便番号八三七　福岡県大牟田市大字橘	預払機事務	平成七年三月二十九日
佐賀県	唐津郵便局まいづるスリーナイン内出張所	郵便番号八四七　佐賀県唐津市町田	預払機事務	平成七年三月三十日
	肥前中原郵便局マイカルタウン上峰内出張所	郵便番号八四九―〇一　佐賀県三養基郡上峰町坊所字七本谷	預払機事務	平成七年三月三十日
	玄海郵便局玄海原子力発電所内出張所	郵便番号八四七―一四　佐賀県東松浦郡玄海町大字今村	預払機事務	平成七年三月三十一日
	佐賀中央郵便局佐賀駅ディトス内出張所	郵便番号八四〇　佐賀県佐賀市駅前一丁目	預払機事務	平成七年五月十二日
大分県	大分中央郵便局JR大分駅内出張所	郵便番号八七〇　大分県大分市要町	預払機事務	平成七年三月三十一日
鹿児島県	鹿児島中央郵便局鹿児島第二合同庁舎内出張所	郵便番号八九〇　鹿児島県鹿児島市東郡元町	預払機事務	平成七年三月三十一日

武蔵府中郵便局イトーヨーカ堂内出張所	郵便番号一八三 東京都府中市本町一丁目	支払機事務	平成七年三月三十日
国分寺郵便局丸井内出張所	郵便番号一八五 東京都国分寺市南町三丁目	預払機事務	平成七年三月三十日
東村山郵便局イトーヨーカ堂内出張所	郵便番号一八九 東京都東村山市本町二丁目	預払機事務	平成七年三月三十日
八王子南郵便局東京都立大学内出張所	郵便番号一九二—〇三 東京都八王子市南大沢一丁目	預払機事務	平成七年三月三十日
八王子南郵便局ダイエー内出張所	郵便番号一九二—〇三 東京都八王子市南大沢二丁目	預払機事務	平成七年三月三十日
東京中央郵便局有楽町ビルヂング内出張所	郵便番号一〇〇 東京都千代田区有楽町一丁目	支払機事務	平成七年三月三十一日
芝郵便局虎ノ門SSビル内出張所	郵便番号一〇五 東京都港区虎ノ門一丁目	預払機事務	平成七年三月三十一日
代々木郵便局国立オリンピック記念青少年総合センター内出張所	郵便番号一五一 東京都渋谷区代々木神園町	預払機事務	平成七年三月三十一日
成城郵便局西友内出張所	郵便番号一五七 東京都世田谷区砧六丁目	預払機事務	平成七年三月三十一日
中野郵便局丸井本店内出張所	郵便番号一六四 東京都中野区中野三丁目	支払機事務	平成七年三月三十一日
豊島郵便局西友内出張所	郵便番号一七〇 東京都豊島区巣鴨二丁目	預払機事務	平成七年三月三十一日
石神井郵便局ヨークマート内出張所	郵便番号一七七 東京都練馬区下石神井一丁目	預払機事務	平成七年三月三十一日
小金井郵便局西友内出張所	郵便番号一八四 東京都小金井市本町五丁目	預払機事務	平成七年三月三十一日
小金井郵便局東京学芸大学内出張所	郵便番号一八四 東京都小金井市貫井北四丁目	預払機事務	平成七年三月三十一日
国立郵便局西友内出張所	郵便番号一八六 東京都国立市中一丁目	預払機事務	平成七年三月三十一日
小平郵便局陸上自衛隊小平駐屯地内出張所	郵便番号一八七 東京都小平市喜平町二丁目	預払機事務	平成七年三月三十一日

	立川郵便局西友内出張所	郵便番号一九〇 東京都立川市羽衣町二丁目	預払機事務	平成七年三月三十一日
	青梅郵便局青梅簡保センター内出張所	郵便番号一九八 東京都青梅市駒木三丁目	預払機事務	平成七年三月三十一日
	保谷郵便局西友内出張所	郵便番号二〇二 東京都保谷市ひばりが丘三丁目	預払機事務	平成七年三月三十一日
	清瀬郵便局国立療養所東京病院内出張所	郵便番号二〇四 東京都清瀬市竹丘三丁目	預払機事務	平成七年三月三十一日
新潟県	十日町郵便局ジャスコ内出張所	郵便番号九四八 新潟県十日町市字川端丑	預払機事務	平成七年三月三十一日
	高田郵便局上越教育大学内出張所	郵便番号九四三 新潟県上越市上屋敷町	預払機事務	平成七年四月一日
長野県	長野中央郵便局長野市役所内出張所	郵便番号三八〇 長野県長野市緑町	預払機事務	平成七年三月二十九日
	川中島郵便局いせや内出張所	郵便番号三八一—二二 長野県長野市青木島四丁目	預払機事務	平成七年三月二十九日
	飯田郵便局飯田市立病院内出張所	郵便番号三九五 長野県飯田市八幡町	預払機事務	平成七年三月二十九日
	長野東郵便局国立療養所東長野病院内出張所	郵便番号三八一 長野県長野市上野二丁目	預払機事務	平成七年三月三十日
	大町郵便局大町市役所内出張所	郵便番号三九八 長野県大町市大字大町	預払機事務	平成七年三月三十日
富山県	福光郵便局ベル福光前出張所	郵便番号九三九—一六 富山県西砺波郡福光町	支払機事務	平成七年三月三十日
	入善郵便局コスモ二十一前出張所	郵便番号九三九—〇六 富山県下新川郡入善町椚山	預払機事務	平成七年三月三十一日
	砺波郵便局市立砺波総合病院内出張所	郵便番号九三九—一三 富山県砺波市新富町	預払機事務	平成七年三月三十一日
石川県	森本郵便局国立療養所医王病院内出張所	郵便番号九二〇—〇一 石川県金沢市岩出町	支払機事務	平成七年三月三十日
福井県	福井中央郵便局福井市役所内出張所	郵便番号九一〇 福井県福井市大手三丁目	預払機事務	平成七年三月三十日
	三国郵便局三国町役場前出張所	郵便番号九一三 福井県坂井郡三国町中央	支払機事務	平成七年三月三十日

千葉県	千葉中央郵便局国立療養所千葉東病院内出張所	郵便番号二六〇　千葉県千葉市中央区仁戸名町	預払機事務	平成七年三月二十九日
	千葉中央郵便局西友内出張所	郵便番号二六〇　千葉県千葉市中央区春日二丁目	預払機事務	平成七年三月二十九日
	花見川郵便局西友内出張所	郵便番号二六二　千葉県千葉市花見川区南花園二丁目	預払機事務	平成七年三月二十九日
	松戸北郵便局新京成電鉄常盤平駅内出張所	郵便番号二七〇　千葉県松戸市常盤平一丁目	預払機事務	平成七年三月二十九日
	松戸北郵便局新京成電鉄元山駅内出張所	郵便番号二七〇　千葉県松戸市五香六実	預払機事務	平成七年三月二十九日
	安孫子郵便局我孫子市役所内出張所	郵便番号二七〇―一一　千葉県我孫子市安孫子	預払機事務	平成七年三月三十日
	松戸郵便局松戸市役所内出張所	郵便番号二七一　千葉県松戸市根本	預払機事務	平成七年三月三十日
	市川郵便局西友内出張所	郵便番号二七二　千葉県市川市南八幡三丁目	預払機事務	平成七年三月三十日
	行徳郵便局西友内出張所	郵便番号二七二―〇一　千葉県市川市行徳駅前一丁目	預払機事務	平成七年三月三十日
	松戸北郵便局西友内出張所	郵便番号二七〇　千葉県松戸市常盤平三丁目	預払機事務	平成七年三月三十一日
	松戸郵便局新京成電鉄上本郷駅内出張所	郵便番号二七一　千葉県松戸市上本郷	預払機事務	平成七年三月三十一日
	茂原郵便局茂原ショッピングプラザアスモ内出張所	郵便番号二九七　千葉県茂原市高師	預払機事務	平成七年三月三十一日
神奈川県	登戸郵便局明治大学内出張所	郵便番号二一四　神奈川県川崎市多摩区東三田一丁目	預払機事務	平成七年三月三十日
	座間郵便局国立相模原病院内出張所	郵便番号二二八　神奈川県相模原市桜台	預払機事務	平成七年三月三十日
	横浜南郵便局横浜市立大学附属浦舟病院内出張所	郵便番号二三二　神奈川県横浜市南区浦舟町	預払機事務	平成七年三月三十日
	茅ケ崎郵便局茅ケ崎サティ内出張所	郵便番号二五三　神奈川県茅ケ崎市茅ケ崎二丁目	預払機事務	平成七年三月三十日
	横須賀郵便局西友内出張所	郵便番号二三八　神奈川県横須賀市大滝町二丁目	預払機事務	平成七年三月三十一日
	大船郵便局西友内出張所	郵便番号二四七　神奈川県鎌倉市大船一丁目	預払機事務	平成七年三月三十一日
東京都	葛飾新宿郵便局セイフー内出張所	郵便番号一二五　東京都葛飾区青戸三丁目	支払機事務	平成七年三月二十九日
	深川郵便局イーストニ十一内出張所	郵便番号一三五　東京都江東区東陽六丁目	預払機事務	平成七年三月二十九日
	新宿郵便局新宿エルタワー内出張所	郵便番号一六〇　東京都新宿区西新宿一丁目	支払機事務	平成七年三月二十九日
	杉並南郵便局西永福駅前出張所	郵便番号一六八　東京都杉並区永福三丁目	支払機事務	平成七年三月二十九日
	立川郵便局陸上自衛隊立川駐屯地内出張所	郵便番号一九〇　東京都立川市緑町	預払機事務	平成七年三月二十九日
	東京中央郵便局通商産業省内出張所	郵便番号一〇〇　東京都千代田区霞が関一丁目	預払機事務	平成七年三月三十日
	東京中央郵便局有楽町西武内出張所	郵便番号一〇〇　東京都千代田区有楽町二丁目	預払機事務	平成七年三月三十日
	京橋郵便局国立がんセンター内出張所	郵便番号一〇四　東京都中央区築地五丁目	預払機事務	平成七年三月三十日
	芝郵便局東芝本社内出張所	郵便番号一〇五　東京都港区芝浦一丁目	支払機事務	平成七年三月三十日
	高輪郵便局日本電気本社内出張所	郵便番号一〇八　東京都港区芝五丁目	預払機事務	平成七年三月三十日
	高輪郵便局沖電気本社内出張所	郵便番号一〇八　東京都港区芝浦四丁目	預払機事務	平成七年三月三十日
	品川郵便局丸井内出張所	郵便番号一四〇　東京都品川区東大井五丁目	預払機事務	平成七年三月三十日
	千鳥郵便局西友内出張所	郵便番号一四六　東京都大田区多摩川一丁目	預払機事務	平成七年三月三十日
	目黒郵便局航空自衛隊幹部学校内出張所	郵便番号一五三　東京都目黒区中目黒二丁目	預払機事務	平成七年三月三十日
	大泉郵便局OZ大泉西武内出張所	郵便番号一七八　東京都練馬区東大泉町二丁目	預払機事務	平成七年三月三十日

第二項の名称佐世保の送信時刻（中央標準時による。）中「午前七時五十五分　午後六時五十五分」を「午前七時三十五分　午後七時三十五分」に改める。

第二項の名称那覇の送信時刻（中央標準時による。）中「午前六時二十分　午後六時二十分」を「午前七時二十分　午後七時二十分」に改める。

○郵政省告示第二百五十七号

郵便規則（昭和二十二年通信省令第三十四号）第九条の二第二項の規定に基づき、昭和四十三年郵政省告示第百九十五号（郵便法等の規定に基づき郵便番号を定める件）の表の一部を次のように改正し、東京都新宿区の項は平成七年六月三十日から、福岡県北九州市小倉北区及び鹿児島県鹿児島市の項は平成七年六月一日から施行する。

平成七年五月十六日

郵政大臣　大出　俊

東京都新宿区の項中

「西　新　宿　3　丁　目　」を

「西新宿3丁目NTT新宿ビル　163—19」に改める。

福岡県北九州市小倉北区の項中

「㈱　エフエム九州　802—70」を

「㈱エフエム九州　802—70
読売新聞西部本社　802—71」に改める。

鹿児島県鹿児島市の項中

「鹿児島中央局私書箱　890—91」を

「鹿児島中央局私書箱　890—91
MBC　890—70」に改める。

○郵政省告示第二百五十八号

無線局運用規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十七号）第百四十条の規定に基づき、昭和五十五年郵政省告示第六百十一号（航行警報を送信する無線局の運用の件の全部を改正する件）の一部を次のように改正する。

平成七年五月十七日

郵政大臣　大出　俊

第一号の表電波の型式及び周波数の欄中「22,398kHz」を「22,648.5kHz」に改め、同表送信時刻（中央標準時による。）の欄中「午前11時20分」を削り、同号注2(1)中「ソビエト社会主義共和国連邦」を「ロシア連邦」に、同号注2(12)中「ビルマ連邦社会主義共和国」を「ミャンマー連邦」に改める。

第二号(3)の表用語の欄中「午前11時20分の送信にあつては、英語」を削る。

○郵政省告示第二百五十九号

郵便貯金自動預払機等により事務を取り扱う郵便局の出張所を別表のとおり設置した。

平成七年五月十七日

郵政大臣　大出　俊

別表

都道府県	名称	位置	取扱事務	設置年月日
北海道	当別郵便局北海道医療大学内出張所	郵便番号〇六一—〇二　北海道石狩郡当別町金沢	郵便貯金自動預払機による機械預入、機械払、自動貸付け及び弁済（以下「預払機事務」という。）	平成七年三月三十日
	野幌郵便局札幌学院大学内出張所	郵便番号〇六九　北海道江別市文京台	預払機事務	平成七年三月三十日
	室蘭郵便局室蘭市役所内出張所	郵便番号〇五一　北海道室蘭市幸町	預払機事務	平成七年四月三日
宮城県	仙台北郵便局宮城学院内出張所	郵便番号九八一　宮城県仙台市青葉区桜ケ丘九丁目	預払機事務	平成七年四月五日
秋田県	大館郵便局大館市立総合病院内出張所	郵便番号〇一七　秋田県大館市豊町	預払機事務	平成七年三月三十日
茨城県	牛久郵便局森林総合研究所内出張所	郵便番号三〇五　茨城県稲敷郡茎崎町松の里	預払機事務	平成七年三月二十九日
	水戸中央郵便局国立水戸病院内出張所	郵便番号三一〇　茨城県水戸市東原三丁目	預払機事務	平成七年三月二十九日
栃木県	宇都宮東郵便局福田屋内出張所	郵便番号三二一　栃木県宇都宮市今泉町	預払機事務	平成七年三月二十九日
	壬生郵便局獨協医科大学内出張所	郵便番号三二一—〇二　栃木県下都賀郡壬生町大字北小林	預払機事務	平成七年三月二十九日
群馬県	渋川郵便局国立療養所西群馬病院内出張所	郵便番号三七七　群馬県渋川市金井	預払機事務	平成七年三月二十九日
埼玉県	越谷郵便局西友内出張所	郵便番号三四三　埼玉県越谷市越ケ谷一丁目	預払機事務	平成七年三月二十九日
	所沢郵便局国立身体障害者リハビリテーションセンター内出張所	郵便番号三五九　埼玉県所沢市並木四丁目	預払機事務	平成七年三月二十九日
	岩槻郵便局目白大学内出張所	郵便番号三三九　埼玉県岩槻市浮谷	郵便貯金自動支払機による機械払、自動貸付け（以下「支払機事務」という。）	平成七年三月三十日

(三)　意匠が「モミジアオイ」のもの

ア　刷　色　明るい青、明るい黄味緑、赤、黄色、赤味だいだい

イ　印面寸法　縦二十四・五ミリメートル　横二十二・〇ミリメートル

ウ　裏面意匠　「アサガオ」、「コマクサ」

二　発行枚数

(一)　全国版

ア　裏面が無地のもの　一一六、四二〇、〇〇〇枚

イ　裏面意匠が「水族園」のもの　四八、五二四、〇〇〇枚

ウ　裏面意匠が「アサガオ」のもの　七七、一二八、〇〇〇枚

(二)　地方版

裏面の意匠

ア　北海道版「ハマナスのかおり」　二、〇二四、〇〇〇枚

イ　東北版「おとめゆり」　二、二二四、〇〇〇枚

ウ　関東版「トンボと池」　九、一四四、〇〇〇枚

エ　東京版「サギソウ」　一二、三六四、〇〇〇枚

オ　信越版「コマクサ」　二、〇二四、〇〇〇枚

カ　北陸版「清流に躍る鮎」　一、七二四、〇〇〇枚

キ　東海版「マンボウ」　七、九八四、〇〇〇枚

ク　近畿版「いい夏、みつけた」　一七、五二四、〇〇〇枚

ケ　中国版「のはなしょうぶ」　四、六四四、〇〇〇枚

コ　四国版「入道雲とサーフィン」　三、三二四、〇〇〇枚

サ　九州版「水車小屋のある風景」　一二、〇二四、〇〇〇枚

シ　沖縄版「パインアップル」　九二四、〇〇〇枚

以上の地方版については、それぞれの地域で販売する。

三　販売期間

平成七年六月一日から同年八月二十五日まで

四　抽せん日

平成七年九月三日

五　賞品名及び当せん本数

(一)　賞の種類が「かもめ～る賞」のもの

ア　品　名　テレビデオ又はアウトドアセット

イ　当せん本数　三、一八〇本

(二)　賞の種類が「ふるさと小包賞」のもの

ア　品　名　ふるさと小包又はワールドゆうパック

イ　当せん本数　九五、四〇〇本

(三)　賞の種類が「切手シート賞」のもの

ア　品　名　ふみの日小型切手シート

イ　当せん本数　一九、〇八〇、〇〇〇本

六　賞品の交付期間

平成七年九月四日から平成八年三月四日まで

○郵政省告示第二百五十四号

次の簡易郵便局を一時閉鎖した。

平成七年五月十五日

郵政大臣　大出　俊

名称	位置	一時閉鎖年月日	事務引継局
泉川簡易郵便局	郵便番号七八一―一九 高知県高岡郡仁淀村大植	平成七年一月三十日	長者郵便局 （郵便番号七八一―一九 高知県高岡郡仁淀村長者）
伊井簡易郵便局	郵便番号九一九―〇六 福井県坂井郡金津町伊井	平成七年三月一日	金津郵便局 （郵便番号九一九―〇六 福井県坂井郡金津町南金津）

○郵政省告示第二百五十五号

郵便貯金の利子の民間海外援助事業に対する寄附の委託に関する法律（平成二年法律第七十二号）第七条の規定に基づき、平成六年三月三十一日から平成七年三月三十日までの間における寄附金の経理状況を次のとおり告示する。

平成七年五月十五日

郵政大臣　大出　俊

寄附金の経理状況

平成6年3月31日から　平成7年3月30日まで

区別	事項	金額
受入	1　総高	237,959,287円
	2　寄附金の受入れ	2,521,565,128
	3　寄附金を大蔵省資金運用部へ預託した結果生じた利子	19,412,182
	4　配分団体からの返還金	22,332,733
	計	2,801,269,330
支払	1　配分団体へ交付	2,560,943,000
	2　貯金の普及等に要した費用	136,492,211
	3　寄附金の管理費	36,633,450
	4　預金者への返還金	301,789
	5　次期へ繰越し	66,898,880
	計	2,801,269,330

○郵政省告示第二百五十六号

無線局運用規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十七号）第百四十条の規定に基づき、昭和三十九年郵政省告示第六百七十七号（無線局運用規則第百四十条の規定による気象通報を送信する無線局の運用の件の全部を改正する等の件）の一部を改正する。

平成七年五月十五日

郵政大臣　大出　俊

第一項第二号を削る。

第一項中第三号を第二号とし、第四号を第三号に改める。

第二項の名称小樽の送信時刻（中央標準時による。）中「午前七時五十分　午後一時五十五分　午後七時五十分」を「午前七時五十分　午後七時五十分」に、「午前七時五十五分　午後一時三十分　午後七時五十分」を「午前七時三十五分　午後七時三十分」に改める。

第二項の名称塩釜の送信時刻（中央標準時による。）中「午前九時三十分　午後三時二十五分」を「午前八時四十分　午後八時四十分」に改める。

第二項の名称横浜の送信時刻（中央標準時による。）中「午前八時五十分　午後六時四十分」を「午前八時五十分　午後七時三十分」に改める。

第二項の名称名古屋の送信時刻（中央標準時による。）中「午前十時二十五分　午後七時五十分」を「午前七時二十五分　午後八時五分」に改める。

第二項の名称神戸の送信時刻（中央標準時による。）中「午前九時五十五分　午後十時二十五分」を「午前八時二十五分　午後八時二十五分」に改める。

第二項の名称舞鶴の送信時刻（中央標準時による。）中「午前六時三十五分　午前九時五十五分　午後五時二十五分」を「午前八時五分　午後七時二十五分」に改める。

第二項の名称新潟の送信時刻（中央標準時による。）中「午前七時二十五分　午後四時二十分　午後九時五十分」を「午前七時二十五分　午後八時五十分」に改める。

第二項の名称門司の送信時刻（中央標準時による。）中「午前六時二十五分　午後六時五十五分」を「午前八時五分　午後八時五分」に改める。

第二項の名称鹿児島の送信時刻（中央標準時による。）中「午前七時五十分　午後六時五十分」を「午前七時五十分　午後七時五十分」に改める。

1.2.1　平面路小包…長さ1.5メートル、長さと長さ以外の方向に計った最大の横周との合計3メートル
　　重量15キログラム
1.2.2　航空路小包…長さ1.5メートル、長さと長さ以外の方向に計った最大の横周との合計3メートル
　　重量15キログラム
1.3　税関告知書及び送状
1.3.1　税関告知書の所要枚数…1枚
1.3.2　税関告知書及び送状の記載言語…スロヴァキア語、チェッコ語、ドイツ語、英語、フランス語又はロシア語
1.3.3　同時に差し出された同一条件（差出人、受取人、料金及び線路）の3個までの小包（保険付小包を除く。）につき1個分の税関告知書及び送状を使用すること…否
1.4　普通小包に対する受取通知
1.4.1　取扱い…可
2　速達
2.1　取扱い…可
2.2　速達を行うのは小包か又は到着通知書か…場合により、小包又は到着通知書
3　保険付小包
3.1　取扱い…可
3.2　保険金額の最高限…｛平面路…12,466SDR／航空路…2,286SDR｝
4　取戻し及びあて名変更
4.1　取扱い…否
5　小包の配達方法…配達人による配達及び窓口交付
6　名あて国における保管期間
6.1　到着が受取人に通知された小包
6.1.1　普通の場合…1か月（生きた動物の場合は2日）
6.1.2　例外の場合…2か月
6.2　到着通知書を発送することができなかった小包又は留置小包…2か月

152　スロヴェニアの項1.3.2中「フランス語、ドイツ語、イタリア語又はハンガリー語」を「又はフランス語」に改め、同項3.2中「3,267SDR」を「3,266SDR」に改める。

171　トルクメニスタンの項を次のように改める。

171　トルクメニスタン
Turkmenistan
（Turkménistan）

1　一般
1.1　小包の種類…通合小包
1.2　小包の大きさ及び重量の制限
1.2.1　平面路小包…長さ1.05メートル、長さと長さ以外の方向に計った最大の横周との合計2メートル
　　重量20キログラム
1.2.2　航空路小包…長さ1.05メートル、長さと長さ以外の方向に計った最大の横周との合計2メートル
　　重量20キログラム
1.3　税関告知書及び送状
1.3.1　税関告知書の所要枚数…4枚
1.3.2　税関告知書及び送状の記載言語…トルクメニスタン語、英語又はロシア語
1.3.3　同時に差し出された同一条件（差出人、受取人、料金及び線路）の3個までの小包（保険付小包を除く。）につき1個分の税関告知書及び送状を使用すること…―
1.4　普通小包に対する受取通知
1.4.1　取扱い…可
1.5　その他の条件
12　アルメニアの項1.5に同じ。
2　速達
2.1　取扱い…否
3　保険付小包
3.1　取扱い…可
3.2　保険金額の最高限…500SDR
4　取戻し及びあて名変更
4.1　取扱い…否
5　小包の配達方法…―
6　名あて国における保管期間
6.1　到着が受取人に通知された小包
6.1.1　普通の場合…1か月
6.1.2　例外の場合…―
6.2　到着通知書を発送することができなかった小包又は留置小包…1か月

○郵政省告示第二百五十二号

国際郵便規則（昭和三十四年郵政省令第三号）第五十五条の規定に基づき、昭和三十七年郵政省告示第八百四十一号（郵便に関する条約により外国へ郵送することを許さない物品）の一部を次のように改正する。

平成七年五月十五日

郵政大臣　大出　俊

10　アルゼンティンの項2.1.3.1の植物の号の次に2.1.3.2として次のように加える。

2.1.3.2　条件付許容物品

○	チンチラ又はビクーニャ以外の動物製品及び副産物は、名あて国の衛生当局（Servicio Nacional de Sanidad Animal（SENASA））の許可を得ている場合に限り許される。	動物製品

11　オーストラリア（ロード・ハウ島及び離島におけるオーストラリアの地域を含む。）の項2.1.3.1の容器の号を次のように改める。

○	果実又は野菜の表示のある箱及び果実又は野菜の送達専用に作成されたボール紙製の容器（いずれの場合においても新品、中古を問わない。）	容器

40　キューバの項1.1.1の貨幣等の号を次のように改める。

○	貨幣、富くじ券、銀行券又はその他の金銭的価値を有するもの	貨幣等

51　フィジーの項2.1.1の放射性物質の号の次に次の一号を加える。

○	銀行券又はその他の形態を有する通貨	通貨等

112　ニュー・ジーランド（ニウェ島、トークラウ諸島及びロスを含む。）の項2.1.1.1の公序良俗違反物品の号の次に次の一号を加える。

○	銀行券又はその他の形態を有する通貨（書留郵便物及び保険付郵便物を含む。）	通貨等

112　ニュー・ジーランド（ニウェ島、トークラウ諸島及びロスを含む。）の項2.1.6.2の貨幣の号を削る。

113　オマーンの項2.1.2.2の医薬品の号を次のように改める。

○	医薬品は、名あて国の関係当局（Ministère de la santé）の許可を得ている場合及び次の条件を満たしている場合に限り許される。 ―当該医薬品の名称、量、製造年月日及び有効期限の詳細な記述があること。 ―関係当局により証明された購入インボイスの写しが添付されていること。 ―差出人及び受取人の住所及び電話番号の記載があること。	医薬品

○郵政省告示第二百五十三号

郵便法（昭和二十二年法律第百六十五号）第二十二条第三項及びお年玉付郵便葉書等に関する法律（昭和二十四年法律第二百二十四号）第一条第一項の規定に基づき、暑中見舞用郵便葉書を次により発行する。

平成七年五月十五日

郵政大臣　大出　俊

一　料額印面の様式
(一)　意匠が「蛍」のもの
ア　刷色　黄色、明るい青、明るい黄緑、明るい紫、明るい黄味赤
イ　印面寸法｛縦二十四・五ミリメートル／横二十一・六ミリメートル｝
ウ　裏面意匠　無地、「おとめゆり」、「トンボと池」、「サギソウ」、「清流に躍る鮎」、「いい夏、みつけた」、「のはなしょうぶ」、「水車小屋のある風景」
(二)　意匠が「水族園」のもの
ア　刷色　黄色、明るい青味緑、にぶ青味紫、紫味青、赤味だいだい
イ　印面寸法｛縦二十四・五ミリメートル／横二十一・五ミリメートル｝
ウ　裏面意匠　「水族園」、「ハマナスのかおり」、「マンボウ」、「入道雲とサーフィン」、「パインアップル」

54の2　エリトリアの項を次のように改める。

54の2　エリトリア
Erythrée
(Eritrea)

1　一般
1.1　小包の種別…連合小包
1.2　小包の大きさ及び重量の制限
1.2.1　平面路小包…長さ1.5メートル、長さと長さ以外の方向に計った最大の横周との合計3メートル
重量20キログラム
1.2.2　航空路小包…長さ1.5メートル、長さと長さ以外の方向に計った最大の横周との合計3メートル
重量20キログラム
1.3　税関告知書及び送状
1.3.1　税関告知書の所要枚数…1枚
1.3.2　税関告知書及び送状の記載言語…英語
1.3.3　同時に差し出された同一条件（差出人、受取人、料金及び経路）の3個までの小包（保険付小包を除く。）につき1個分の税関告知書及び送状を使用すること…可
1.4　普通小包に対する受取通知
1.4.1　取扱い…可
1.5　その他の条件
57　エティオピアの項1.5に同じ。
2　速達
2.1　取扱い…可
2.2　速達を行うのは小包か又は到着通知書か…到着通知書
3　保険付小包
3.1　取扱い…否
4　取戻し及びあて名変更
4.1　取扱い…可
4.2　あてるべき官署…Central Post Office, ASMARA
5　小包の配達方法…窓口交付
6　名あて国における保管期間
6.1　到着が受取人に通知された小包
6.1.1　普通の場合…15日
6.1.2　例外の場合…1か月
6.2　到着通知書を発送することができなかった小包又は留置小包…1か月

81　アイルランドの項1.3.3中「可」を「否」に改め、同項2.1中「否」を「可」に改め、同項2.1の次に2.2として次のように加える。

2.2　速達を行うのは小包か又は到着通知書か…小包

88　カンボディアの項1.2.1中「10キログラム」を「20キログラム」に改める。

89　カザフスタンの項1.3.1中「2枚」を「3枚」に改め、同項1.3.2中「アルメニア語、英語」を「フランス語」に改め、同項2.1中「否」を「可」に改め、同項1.4.1中「一」を「可」に改め、同項2.1の次に2.2として次のように加える。

2.2　速達を行うのは小包か又は到着通知書か…到着通知書

89　カザフスタンの項4.2中「Bureau central des reclamations, 113 105 MOSCOU—105」を「Bureau international des postes, 480017 ALMATY, ul. Panfilova 1—A」に改め、同項5中「一」を「配達人による配達及び窓口交付」に改め、同項6.1.2中「一」を「2か月」に改める。

97　レバノンの項1.2.1中「1.5メートル」を「1.05メートル」に「3メートル」を「2メートル」に改め、同項1.2.2中「1.5メートル」を「1.05メートル」に「3メートル」を「2メートル」に、「5キログラム」を「10キログラム」に改める。

101の2　マケドニア旧ユーゴースラヴィア共和国の項を次のように改める。

101の2　マケドニア旧ユーゴースラヴィア共和国
Ancien République Yugoslave de Macédonie
(Former Yugoslav Republic of Macedonia)

1　一般
1.1　小包の種別…連合小包
1.2　小包の大きさ及び重量の制限
1.2.1　平面路小包…長さ1.05メートル、長さと長さ以外の方向に計った最大の横周との合計2メートル
重量20キログラム
1.2.2　航空路小包…長さ1.05メートル、長さと長さ以外の方向に計った最大の横周との合計2メートル
重量20キログラム
1.3　税関告知書及び送状
1.3.1　税関告知書の所要枚数…1枚
1.3.2　税関告知書及び送状の記載言語…マケドニア語、フランス語又は英語
1.3.3　同時に差し出された同一条件（差出人、受取人、料金及び経路）の3個までの小包（保険付小包を除く。）につき1個分の税関告知書及び送状を使用すること…否
1.4　普通小包に対する受取通知
1.4.1　取扱い…可
1.5　その他の条件
181　ユーゴースラヴィアの項1.5に同じ。
2　速達
2.1　取扱い…可
2.2　速達を行うのは小包か又は到着通知書か…到着通知書
3　保険付小包
3.1　取扱い…可
3.2　保険金額の最高限…1,633SDR
4　取戻し及びあて名変更
4.1　取扱い…可
4.2　あてるべき官署…名あて局
5　小包の配達方法…配達人による配達及び窓口交付
6　名あて国における保管期間
6.1　到着が受取人に通知された小包
6.1.1　普通の場合…1か月
6.1.2　例外の場合…1か月
6.2　到着通知書を発送することができなかった小包又は留置小包…1か月

109　モーリシャスの項1.2.1及び1.2.2中「10キログラム」を「20キログラム」に改める。

127　ウズベキスタンの項を次のように改める。

127　ウズベキスタン
Ouzbekistan
(Uzbekistan)

1　一般
1.1　小包の種別…連合小包
1.2　小包の大きさ及び重量の制限
1.2.1　平面路小包…長さ1.05メートル、長さと長さ以外の方向に計った最大の横周との合計2メートル
重量10キログラム
1.2.2　航空路小包…長さ1.05メートル、長さと長さ以外の方向に計った最大の横周との合計2メートル
重量10キログラム
1.3　税関告知書及び送状
1.3.1　税関告知書の所要枚数…3枚
1.3.2　税関告知書及び送状の記載言語…フランス語又はロシア語
1.3.3　同時に差し出された同一条件（差出人、受取人、料金及び経路）の3個までの小包（保険付小包を除く。）につき1個分の税関告知書及び送状を使用すること…可
1.4　普通小包に対する受取通知
1.4.1　取扱い…可
1.5　その他の条件
12　アルメニアの項1.5に同じ。
2　速達
2.1　取扱い…可
2.2　速達を行うのは小包か又は到着通知書か…到着通知書
3　保険付小包
3.1　取扱い…可
3.2　保険金額の最高限…平面路…326SDR／航空路…1,000SDR
4　取戻し及びあて名変更
4.1　取扱い…可
4.2　あてるべき官署…Bureau international des postes, 480017 ALMATY, ul. Panfilova 1—A
5　小包の配達方法…配達人による配達及び窓口交付
6　名あて国における保管期間
6.1　到着が受取人に通知された場合
6.1.1　普通の場合…1か月
6.1.2　例外の場合…2か月
6.2　到着通知書を発送することができなかった小包又は留置小包…1か月

134　ペルーの項1.3.2中「フランス語」を「英語」に改め、同項2.1中「可」を「否」に改め、同項2.2を削り、同項4.2中「Oficina de Cambio de Encomiendas Internacionales, Internacionales, LIMA, PERU」を「Subdirección de Encomiendas Internacionales, Dirección Postal de Lima-Provincias, LIMA, PERU」に改める。

151の2　スロヴァキアの項を次のように改める。

151の2　スロヴァキア
Slovaque
(Slovak)

1　一般
1.1　小包の種別…連合小包
1.2　小包の大きさ及び重量の制限

「㈱ベネッセコーポレーション名古屋支社　461—88」に改める。

大阪府大阪市北区の項中

「㈱福武書店大阪支社　530—88」を

「㈱ベネッセコーポレーション大阪支社（大阪中央局私書箱あてに限る。）　530—88」に改める。

大阪府大阪市東住吉区の項中

「㈱福武書店大阪支社　546—88」を

「㈱ベネッセコーポレーション大阪支社（東住吉局私書箱あてに限る。）　546—88」に改める。

大阪府豊中市の項中

「㈱福武書店大阪支社　560—88」を

「㈱ベネッセコーポレーション大阪支社（豊中局私書箱あてに限る。）　560—88」に改める。

大阪府吹田市の項中

「㈱福武書店大阪支社（吹田局私書箱あてに限る。）　564—88」を

「㈱ベネッセコーポレーション大阪支社（吹田局私書箱あてに限る。）　564—88」に改める。

岡山県岡山市の項中

「㈱福武書店　700—88」を

「㈱ベネッセコーポレーション本社　700—88」に改める。

○郵政省告示第二百四十五号

次の特定郵便局長を長とする郵便局を設置した。

なお、郵便物の集配事務は取り扱わない。

平成七年五月十一日

郵政大臣　大出　俊

名称	位置	設置年月日
五日市伊奈郵便局	郵便番号一九〇—〇一 東京都西多摩郡五日市町伊奈	平成七年五月一日

○郵政省告示第二百四十六号

昭和四十一年郵政省告示第六百四十四号（郵便法第二十六条第一項第五号に掲げる刊行物を指定する件）の一部を次のように改正する。

平成七年五月十一日

郵政大臣　大出　俊

表第三十九回指定の部大気汚染学会誌の項中「大気汚染学会誌」を「大気環境学会誌」に、「大気汚染研究協会」を「社団法人大気環境学会」に改める。

表第六十三回指定の部ＣＡＩ学会誌の項中「ＣＡＩ学会誌」を「教育システム情報学会誌」に、「ＣＡＩ学会」を「教育システム情報学会」に改める。

○郵政省告示第二百四十七号

電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）第三十八条第四項の規定により、陸上移動業務、携帯移動業務及び無線標定業務の無線局、無線呼出局（電気通信業務を行うことを目的として開設するものを除く。）並びに簡易無線局が、電波法及びこれに基づく命令の集録に代えて備え付けることのできる抄録として、平成七年四月二十六日付けをもって、次の書類を認定した。

この認定の有効期限は、平成八年六月三十日とする。

平成七年五月十一日

郵政大臣　大出　俊

名　称　陸上移動業務、携帯移動業務及び無線標定業務の無線局、無線呼出局（電気通信業務を行うことを目的として開設するものを除く。）並びに簡易無線局用電波法令抄録

発行年月日　平成七年五月十日
発　行　者　東京都豊島区駒込二丁目三番十号
財団法人　電気通信振興会

○郵政省告示第二百四十八号

次の簡易郵便局を廃止した。

平成七年五月十一日

郵政大臣　大出　俊

名称	位置	廃止年月日	事務引継局
波野簡易郵便局	郵便番号三一四 茨城県鹿島郡鹿島町神向寺	平成六年十月十日	常盤鹿島郵便局（郵便番号三一四茨城県鹿島郡鹿島町鉢形中山）
松谷簡易郵便局	郵便番号三七七—〇八 群馬県吾妻郡吾妻町松谷甲	同	原町郵便局（郵便番号三七七—〇八群馬県吾妻郡吾妻町原町）

○郵政省告示第二百四十九号

郵便規則（昭和二十二年逓信省令第三十四号）第四十条の規定に基づき、平成七年六月一日に発行する八十円郵便切手の様式を次のとおり告示する。

なお、この郵便切手は、石川県、富山県及び福井県内の各郵便局並びに東京中央郵便局、名古屋中央郵便局、京都中央郵便局及び大阪中央郵便局で販売する。

平成七年五月十二日

郵政大臣　大出　俊

様式

意　匠　金沢城石川門

刷　色　黄色、金、明るい青、明るい茶、紫味灰、灰黒

印面寸法　縦三十三・〇ミリメートル
　　　　　横二十二・五ミリメートル

○郵政省告示第二百五十号

郵便規則（昭和二十二年逓信省令第三十四号）第四十条の規定に基づき、平成七年六月一日に発行する八十円郵便切手の様式を次のとおり告示する。

なお、この郵便切手は、高知県、徳島県、香川県及び愛媛県内の各郵便局並びに東京中央郵便局、名古屋中央郵便局、京都中央郵便局及び大阪中央郵便局で販売する。

平成七年五月十二日

郵政大臣　大出　俊

様式

意　匠　足摺岬

刷　色　黄色、灰味赤紫、青、暗い灰、銀

印面寸法　縦三十三・〇ミリメートル
　　　　　横二十二・五ミリメートル

○郵政省告示第二百五十一号

国際郵便規則（昭和三十四年郵政省令第三号）第十五条第三項、第十七条第三項、第四項及び第五項、第二十七条第三項、第五十六条並びに第五十七条の規定に基づき、平成五年郵政省告示第二百十九号（外国あて小包郵便物の送達等に関し外国郵政庁で定める条件に関する件）の一部を次のように改正する。

平成七年五月十五日

郵政大臣　大出　俊

11　アルゼンチンの項4.2中「Dirección Generale de Correos (IMAJI)」を「Correo Argentino, Gerencia General de Operaciones. Reclamaciones Internacionales, Sarmiento 151, 3° piso, Oficina 311 bis」に改める。

12　アルメニアの項1.3.2中「アルメニア語」を「フランス語、アルメニア語」に改める。

14　オーストリアの項6.1.2中「—」を「通関手続により小包が保留された場合は30日、小包の内容品が生きた動物の場合は48時間」に改める。

47　デンマーク（グリーンランドを含む。）の項6.1.1中「15日」を「14日（休日を除く。）」に改め、同項6.1.2中「2か月」を「—」に改め、同項6.2中「15日」を「14日（休日を除く。）」に改める。

○郵政省告示第二百四十二号

次に掲げる郵便局において郵便振替の小切手払の取扱いを開始する。

平成七年五月八日

郵政大臣　大出　俊

郵便局	取扱開始年月日
埼玉県　三郷一郵便局	平成七年五月十日
島根県　松江末次郵便局	同
兵庫県　下手野郵便局	平成七年五月二十二日

○郵政省告示第二百四十三号

郵便法（昭和二十二年法律第百六十五号）第二十六条第一項第三号の規定に基づき、昭和三十六年郵政省告示第四百二号（盲人用の録音物及び点字用紙を発受することができる点字図書館、点字出版施設等盲人の福祉を増進することを目的とする施設を指定する件）の表の一部を次のように改正する。

平成七年五月十日

郵政大臣　大出　俊

茨城県の部筑波技術短期大学の項の次に次のように加える。

つくば市社会福祉協議会　郵便番号三〇五　つくば市大字金田一九七九番地つくば市役所桜庁舎内

茨城県の部取手市社会福祉協議会の項の次に次のように加える。

那珂町社会福祉協議会　郵便番号三一一―〇一　茨城県那珂郡那珂町大字福田一八一九番地の五

埼玉県の部所沢市社会福祉協議会の項の次に次のように加える。

所沢市立所沢図書館　郵便番号三五九　所沢市並木一丁目一三番地

東京都の部立川市高松図書館の項の次に次のように加える。

立川市中央図書館　郵便番号一九〇　立川市曙町二丁目三六番二号

東京都の部中央区視覚障害者福祉協会の項を次のように改める。

中央区視覚障害者福祉協会広報部　郵便番号一〇四　中央区勝どき二丁目九番二勝どき二丁目アパート三〇二号室田中秀臣方

東京都の部練馬区立練馬図書館の項を削り、同部練馬区立貫井図書館の項の次に次のように加える。

練馬区立練馬図書館　郵便番号一七六　練馬区豊玉北六丁目八番一号

練馬区立光が丘図書館　郵便番号一七九　練馬区光が丘四丁目一番五号

神奈川県の部川崎市福祉センターの項の次に次のように加える。

川崎市北部身体障害者福祉会館　郵便番号二一三　川崎市高津区溝口一七二番地三

千葉県の部大網白里町社会福祉協議会の項の次に次のように加える。

音訳「シオンの会」　郵便番号二六〇　千葉市中央区汐見丘町一一番一四号カトリック西千葉教会内

長野県の部上田市立図書館の項の前に次のように加える。

伊那市立図書館　郵便番号三九六　伊那市大字伊那三四一七番地二

静岡県の部浜北市社会福祉協議会の項の次に次のように加える。

浜保鍼灸マッサージ連合師会広報部　郵便番号四三〇　浜松市寺島町四〇四番地二

愛知県の部愛知県立名古屋盲学校の項の次に次のように加える。

愛知点字普及会　郵便番号四六二　名古屋市北区安井二丁目五番二号成願寺荘西三棟一一〇号

愛知県の部豊田市立図書館の項の次に次のように加える。

豊橋市身体障害者総合福祉会館　郵便番号四四〇　豊橋市東新町一五番地

愛知県の部なんとかクラブの項を削り、同部名古屋ライトハウス名古屋盲人情報文化センターの項の次に次のように加える。

日進市立図書館　郵便番号四七〇―〇一　日進市蟹甲町中島二六七番地

岐阜県の部中津川市立図書館の項の次に次のように加える。

美濃加茂市社会福祉協議会　郵便番号五〇五　美濃加茂市新池町三丁目四番一号

三重県の部伊勢市社会福祉協議会の項の次に次のように加える。

磯部町朗読奉仕会さくらんぼ　郵便番号五一七―〇二　三重県志摩郡磯部町迫間一四番地磯部町社会福祉協議会内

富山県の部日本赤十字社富山県支部の項の次に次のように加える。

氷見市社会福祉協議会　郵便番号九三五　氷見市鞍川九七五番地

京都府の部丹後視力障害者福祉センターの項の次に次のように加える。

丹波町社会福祉協議会　郵便番号六二二―〇二　京都府船井郡丹波町字須知小字鍋倉一番地の一

大阪府の部全病理ボランティアの会の項の次に次のように加える。

全病理ボランティアの会千里山支部　郵便番号五六五　吹田市千里山西三丁目一六番三号根来昭子方

兵庫県の部クローバの会の項の次に次のように加える。

香寺町社会福祉協議会　郵便番号六七九―二一　兵庫県神崎郡香寺町矢田部七三三番地香寺町立老人福祉センター内

こうのとりグループ　郵便番号六五七　神戸市灘区日尾町二丁目二番一七号小野方

兵庫県の部東洋はり医学会大阪北摂支部録音部の項を削り、同部ボイスフレンズの項の次に次のように加える。

ボーチェ　郵便番号六五六　洲本市山手二丁目二番二六号洲本市総合福祉会館内

兵庫県の部ボランティアグループ「小鳩」の項の次に次のように加える。

ボランティア・グループ「小鳩」宝塚支部　郵便番号六六五　宝塚市高司二丁目七番一五号

岡山県の部岡山県立点字図書館の項の次に次のように加える。

岡山市ふれあい公社　郵便番号七〇二　岡山市桑野七一五番地の二

岡山県の部笠岡音訳の会の項の次に次のように加える。

加茂町身体障害者福祉協会　郵便番号七〇九―三九　岡山県苫田郡加茂町大字青柳五番地

広島県の部広島市視力障害者福祉協会の項の次に次のように加える。

広島市中区社会福祉協議会　郵便番号七三〇　広島市中区千田町一丁目九番四三号広島市社会福祉センター内

山口県の部下関市視力障害者福祉会の項中「幡生本町七番一八号」を「貴船町一丁目一二番二号赤松邦彦方」に改める。

○郵政省告示第二百四十四号

郵便規則（昭和二十二年逓信省令第三十四号）第九条の二第二項の規定に基づき、昭和四十三年郵政省告示第百九十五号（郵便法等の規定に基づき郵便番号を定める件）の表の一部を次のように改正し、平成七年四月一日から適用する。

平成七年五月十一日

郵政大臣　大出　俊

群馬県高崎市の項中

「(株)稲武書店（高崎局私書箱あてに限る。）　370―88」を

「(株)ベネッセコーポレーション　東京支社（高崎局私書箱あてに限る。）　370―88」に改める。

埼玉県久喜市の項中

「(株)稲武書店　346―88」を

「(株)ベネッセコーポレーション　346―88」に改める。

東京都中央区の項中

「(株)稲武書店　東京支社　103―88」を

「(株)ベネッセコーポレーション　東京支社（日本橋局私書箱あてに限る。）　103―88」に改める。

東京都多摩市の項中

「株式会社　稲武書店　東京支社　206―88」を

「(株)ベネッセコーポレーション　東京支社　206―88」に改める。

愛知県名古屋市中村区の項中

「(株)稲武書店（名古屋中央局私書箱あてに限る。）　450―88」を

「(株)ベネッセコーポレーション　名古屋支社（名古屋中央局私書箱あてに限る。）　450―88」に改める。

愛知県名古屋市東区の項中

「(株)稲武書店　名古屋支社　461―88」を

○郵政省告示第二百四十一号

郵便貯金規則（昭和二十三年逓信省令第十七号）第六条ただし書の規定に基づき、郵便貯金創業百二十周年を記念して平成七年五月二日以降発行する定額郵便貯金証書及び定期郵便貯金証書の様式を次のとおり告示する。

平成七年五月一日　郵政大臣　大出　俊

様式　定額郵便貯金証書（単票式）

表面

郵便貯金創業120周年記念
定額郵便貯金証書

見本

郵政大臣

用紙の大きさ　縦八五ミリメートル
横一八二ミリメートル

裏面

取扱年月日	取扱郵便局	貸付金額	返済金額	返済期限	担保口数	貸付番号
		円	円		口	

貸付表示欄

備考欄

1 2 3 4 5 6 7 8 9 10

000000

様式　定期郵便貯金証書（単票式）

表面

郵便貯金創業120周年記念
定期郵便貯金証書

120

見本

郵政大臣

用紙の大きさ　縦八五ミリメートル
横一八二ミリメートル

裏面

取扱年月日	取扱郵便局	貸付金額	返済金額	返済期限	担保口数	貸付番号
		円	円			

貸付表示欄

備考欄

1 2 3 4 5 6 7 8

000000

変更年月日　平成七年三月二十二日
名称　都井岬無線方位信号所（レーマーク）
位置
所在地　宮崎県串間市（都井岬）
北緯　三一—二一—四九
東経　一三一—二〇—五三
変更した事項
電波の型式及び周波数　Q〇N　九、四〇五MHz(±)六五MHz
空中線電力　七ワット
電波の発射時間　毎三〇秒間に一〇秒間
電波の発射方式　無指向性式
通常方位測定区域　半径約二一海里の円内の海面
変更年月日　平成七年三月二十二日
記事　九、三四〇MHzから九、四七〇MHzまでの周波数を使用する航海用レーダーにより本信号所の電波を受信したとき、当該レーダーの指示面に本信号所の方向が点線で現れる。

所在地　宮城県塩釜港塩釜区内（地蔵島灯台の東南東方約八二〇メートル）
北緯　三八—一九—〇二
東経　一四一—〇五—〇一
変更した事項
等級及び灯質　削除
灯質　単閃緑光　毎三秒に一閃光
光度　四〇カンデラ
光達距離　五・〇海里
変更年月日　平成七年三月十六日

名称　木更津港内第一号灯浮標
位置
所在地　千葉県木更津港内（木更津港防波堤西灯台の東方約二・五キロメートル）
北緯　三五—二二—一八
東経　一三九—五三—三〇
変更した事項
等級及び灯質　削除
灯質　単閃緑光　毎三秒に一閃光
光度　四〇カンデラ
光達距離　五・〇海里
変更年月日　平成七年三月十六日

名称　樺島灯台
位置
所在地　長崎県西彼杵郡野母崎町（樺島の南西端山頂の南側）
北緯　三二—三二—五二
東経　一二九—四六—四五
変更した事項
位置
所在地　長崎県西彼杵郡野母崎町（樺島南西端）
北緯　三二—三二—五二
東経　一二九—四六—四五
変更年月日　平成七年三月十六日

名称　三角港エマチノ瀬灯浮標
位置
所在地　熊本県三角港内（寺島灯台の北西方約六二〇メートル）
北緯　三二—三五—四二
東経　一三〇—二八—一七
変更した事項
等級及び灯質　削除
灯質　単閃赤光　毎三秒に一閃光
光度　七〇カンデラ
光達距離　六・〇海里
変更年月日　平成七年三月十六日

名称　坊勢港奈座奈三号防波堤灯台
位置
所在地　兵庫県飾磨郡家島町（奈三号防波堤外端）
北緯　三四—三八—五九
東経　一三四—三〇—四〇
変更した事項
位置
所在地　兵庫県飾磨郡家島町（坊勢港奈三号防波堤外端）
北緯　三四—三九—〇一
東経　一三四—三〇—四〇
等級及び灯質　削除
灯質　単閃赤光　毎三秒に一閃光
変更年月日　平成七年三月十九日

名称　六平瀬北東方灯浮標
位置
所在地　堂島（熊本県天草郡松島町）西端の北西方約三一〇メートル
北緯　三二—三一—一九
東経　一三〇—二四—二八
変更した事項
等級及び灯質　削除
灯質　群閃赤光　毎六秒に二閃光
光度　七〇カンデラ
光達距離　六・〇海里
変更年月日　平成七年三月十七日

名称　陸奥塩釜灯台
位置
所在地　青森県三沢市（浜通り）
北緯　四〇—四八—一〇
東経　一四一—二四—一〇
変更した事項
塗色及び構造　白色　塔形
等級及び灯質　削除
灯質　等明暗白光　明三秒暗三秒
光度　八、五〇〇カンデラ
変更年月日　平成七年三月二十日

名称　師崎港片名第一防波堤灯台
位置
所在地　愛知県師崎港（片名第一防波堤先端）
北緯　三四—四二—二七
東経　一三六—五八—二三
変更した事項
名称　師崎港片名沖防波堤南灯台
位置
所在地　愛知県師崎港（片名沖防波堤南端）
北緯　三四—四二—二六
東経　一三六—五八—二六
塗色及び構造　赤色　塔形
等級及び灯質　削除
灯質　単閃赤光　毎四秒に一閃光
光度　七〇カンデラ
光達距離　六・〇海里
高さ　地上から構造物の頂部まで六・七メートル　平均水面上から灯火まで九・三メートル
変更年月日　平成七年三月二十日

名称　西幡豆港南防波堤灯台
位置
所在地　愛知県幡豆郡幡豆町（西幡豆港南防波堤外端）
北緯　三四—四七—一一
東経　一三七—〇七—〇六
変更した事項
位置
所在地　愛知県幡豆郡幡豆町（西幡豆港南防波堤外端）
北緯　三四—四七—一〇
東経　一三七—〇七—〇四
塗色及び構造　赤色　塔形
等級及び灯質　削除
灯質　連成不動単閃赤光　毎六秒に一閃光
光達距離　閃光一一・五海里　不動光六・〇海里
高さ　地上から構造物の頂部まで八・六メートル　平均水面上から灯火まで一二メートル
変更年月日　平成七年三月二十日

名称　日向福島港防波堤灯台
位置
所在地　宮崎県福島港（防波堤外端）
北緯　三一—二六—二九
東経　一三一—一二—二九
変更した事項
等級及び灯質　削除
灯質　等明暗赤光　明三秒暗三秒
高さ　地上から構造物の頂部まで一一メートル　平均水面上から灯火まで一四メートル
変更年月日　平成七年三月二十日

名称　金武中城港中城新港第二号灯浮標
位置
所在地　沖縄県金武中城港内（金武中城港中城西防波堤東灯台の東方約三六〇メートル）
北緯　二六—一八—〇七
東経　一二七—五二—二六
変更した事項
等級及び灯質　削除
灯質　群閃赤光　毎六秒に二閃光
変更年月日　平成七年三月二十日
記事　一時位置変更中のところ等級及び灯質変更のうえ復旧

名称　糸満港西水路第五号灯浮標
位置
所在地　エージナ島三角点（沖縄県糸満市）の北方約一・九キロメートル
北緯　二六—〇七—二〇
東経　一二七—三九—三六
変更した事項
等級及び灯質　削除
灯質　群閃緑光　毎六秒に二閃光
光度　四〇カンデラ
光達距離　五・〇海里
変更年月日　平成七年三月二十日

名称　宇治山田港大湊防波堤灯台
位置
所在地　三重県宇治山田港（大湊防波堤外端）
北緯　三四—三一—三三
東経　一三六—四五—四四
変更した事項
塗色及び構造　赤色　やぐら形
等級及び灯質　削除
灯質　単閃赤光　毎三秒に一閃光
高さ　地上から構造物の頂部まで八・六メートル　平均水面上から灯火まで九・八メートル

光度　四〇カンデラ
光達距離　五・〇海里
点灯年月日　平成七年三月十日
記事　東燃株式会社川崎工場管理

名称　東燃川崎東扇島沖V灯浮標
位置
所在地　京浜港川崎区内（川崎南防波堤灯台の南東方約二・一キロメートル）
北緯　三五―二九―一五
東経　一三九―四七―四五
塗色及び構造　黄色X形頭標一個付　黄色やぐら形
灯質　単閃黄光　毎三秒に一閃光
光度　四〇カンデラ
光達距離　五・〇海里
点灯年月日　平成七年三月十日
記事　東燃株式会社川崎工場管理

名称　東燃川崎東扇島沖W灯浮標
位置
所在地　京浜港川崎区内（川崎南防波堤灯台の南東方約二・〇キロメートル）
北緯　三五―二九―二二
東経　一三九―四七―四九
塗色及び構造　黄色X形頭標一個付　黄色やぐら形
灯質　単閃黄光　毎三秒に一閃光
光度　四〇カンデラ
光達距離　五・〇海里
点灯年月日　平成七年三月十日
記事　東燃株式会社川崎工場管理

名称　東燃川崎東扇島沖X灯浮標
位置
所在地　京浜港川崎区内（川崎南防波堤灯台の南東方約二・〇キロメートル）
北緯　三五―二九―二八
東経　一三九―四七―五三
塗色及び構造　黄色X形頭標一個付　黄色やぐら形
灯質　単閃黄光　毎三秒に一閃光
光度　四〇カンデラ
光達距離　五・〇海里
点灯年月日　平成七年三月十日
記事　東燃株式会社川崎工場管理

名称　東燃川崎東扇島沖Y灯浮標
位置
所在地　京浜港川崎区内（川崎南防波堤灯台の東南東方約一・八キロメートル）
北緯　三五―二九―三五
東経　一三九―四七―四九
塗色及び構造　黄色X形頭標一個付　黄色やぐら形
灯質　単閃黄光　毎三秒に一閃光
光度　四〇カンデラ
光達距離　五・〇海里
点灯年月日　平成七年三月十日
記事　東燃株式会社川崎工場管理

○海上保安庁告示第六十七号

航路標識法施行規則（昭和二十四年運輸省令第三十号）第二条ただし書の規定に基づき、次のとおり航路標識の用品を定めたので、告示する。

平成七年五月二十三日　海上保安庁長官　桑野　裕

番号	型式	製造者の名称	製造者の住所
第95―1号	ML―155―L3W	株式会社制星社	東京都中央区築地2丁目15番14号
第95―2号	ML―155―L3Y	〃	〃
第95―3号	ML―155―L4W	〃	〃
第95―4号	ML―155―L4Y	〃	〃
第95―5号	ML―155―L5W	〃	〃
第95―6号	ML―155―L5Y	〃	〃
第95―7号	ML―155―L6W	〃	〃
第95―8号	ML―155―L6Y	〃	〃

○海上保安庁告示第六十八号

航路標識の設置について、航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）第六条の規定により、次のように告示する。

平成七年五月二十六日　海上保安庁長官　桑野　裕

名称　熊本港第一号灯浮標
位置
所在地　熊本県熊本港内（住吉灯台の北西方約七・五キロメートル）
北緯　三二―四五―一四
東経　一三〇―三二―一〇
塗色及び構造　緑色円筒形頭標一個付　緑色やぐら形
灯質　群閃緑光　毎六秒に二閃光
光度　一五〇カンデラ
光達距離　七・五海里
点灯年月日　平成七年三月十八日

名称　相馬港沖防波堤北灯台
位置
所在地　福島県相馬港（沖防波堤北端）
北緯　三七―五一―五二
東経　一四〇―五八―四七
塗色及び構造　白色　塔形
灯質　群閃緑光　毎六秒に二閃光
光度　六〇〇カンデラ
光達距離　一一・五海里
明弧　全度
高さ　地上から構造物の頂部まで一二メートル　平均水面上から灯火まで一六メートル
点灯年月日　平成七年三月二十日

名称　木更津港富津西防波堤灯台
位置
所在地　千葉県木更津港（富津西防波堤外端）
北緯　三五―一九―五二
東経　一三九―四九―二八
塗色及び構造　赤色　塔形
灯質　単閃赤光　毎三秒に一閃光
光度　七〇カンデラ
光達距離　六・〇海里
明弧　全度
高さ　地上から構造物の頂部まで五・七メートル　平均水面上から灯火まで八・二メートル
点灯年月日　平成七年三月二十日

名称　関門航路西無線方位信号所
位置
所在地　関門港若松区内（関門航路第四号灯浮標）
北緯　三三―五六―一五
東経　一三〇―五二―〇四
電波の型式及び周波数　Q〇N　九、四〇五MHz（±）六五MHz
空中線電力　四〇〇ミリワット
電波の発射時間　常時
電波の発射方式　無指向性式
通常方位測定区域　半径約五海里の円内の海面
業務開始年月日　平成七年三月二十日
記事　九、三四〇MHzから九、四七〇MHzまでの周波数を使用する航海用レーダーの空中線の指向面が本信号所の方向を向いたとき、レーダーの指示面に符号（三個の長輝線と一個の短輝線）が現れる。この符号の内端の直前が本信号所の位置である。

○海上保安庁告示第六十九号

航路標識の位置その他の変更について、航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）第六条の規定により、次のように告示する。

平成七年五月二十九日　海上保安庁長官　桑野　裕

名称　三厩港北防波堤灯台
位置
所在地　青森県三厩港（北防波堤外端）
北緯　四一―一一―四五
東経　一四〇―二六―二〇
変更した事項
位置
所在地　青森県三厩港（北防波堤外端）
北緯　四一―一一―四四
東経　一四〇―二六―二五
等級及び灯質　削除
灯質　等明暗赤光　明三秒暗三秒
変更年月日　平成七年三月十六日

名称　塩釜港第三号灯浮標
位置

光度 四〇カンデラ
光達距離 五・〇海里
点灯年月日 平成七年三月十日
記事 東燃株式会社川崎工場管理

名称 東燃川崎東扇島沖I灯浮標
位置
所在地 京浜港川崎区内（川崎南防波堤灯台の南南東方約一・九キロメートル）
北緯 三五―二九―〇七
東経 一三九―四七―一一
塗色及び構造 黄色X形頭標一個付 黄色やぐら形
灯質 単閃黄光 毎三秒に一閃光
光度 四〇カンデラ
光達距離 五・〇海里
点灯年月日 平成七年三月十日
記事 東燃株式会社川崎工場管理

名称 東燃川崎東扇島沖J灯浮標
位置
所在地 京浜港川崎区内（川崎南防波堤灯台の南南東方約二・〇キロメートル）
北緯 三五―二九―〇三
東経 一三九―四七―〇五
塗色及び構造 黄色X形頭標一個付 黄色やぐら形
灯質 単閃黄光 毎三秒に一閃光
光度 四〇カンデラ
光達距離 五・〇海里
点灯年月日 平成七年三月十日
記事 東燃株式会社川崎工場管理

名称 東燃川崎東扇島沖K灯浮標
位置
所在地 京浜港川崎区内（川崎南防波堤灯台の南方約二・一キロメートル）
北緯 三五―二八―五九
東経 一三九―四六―五八
塗色及び構造 黄色X形頭標一個付 黄色やぐら形
灯質 単閃黄光 毎三秒に一閃光
光度 四〇カンデラ
光達距離 五・〇海里
点灯年月日 平成七年三月十日
記事 東燃株式会社川崎工場管理

名称 東燃川崎東扇島沖L灯浮標
位置
所在地 京浜港川崎区内（川崎南防波堤灯台の南方約二・二キロメートル）
北緯 三五―二八―五五
東経 一三九―四六―五二
塗色及び構造 黄色X形頭標一個付 黄色やぐら形
灯質 単閃黄光 毎三秒に一閃光
光度 四〇カンデラ
光達距離 五・〇海里
点灯年月日 平成七年三月十日
記事 東燃株式会社川崎工場管理

名称 東燃川崎東扇島沖M灯浮標
位置
所在地 京浜港川崎区内（川崎南防波堤灯台の南方約二・三キロメートル）
北緯 三五―二八―五一
東経 一三九―四六―四五
塗色及び構造 黄色X形頭標一個付 黄色やぐら形
灯質 単閃黄光 毎三秒に一閃光
光度 四〇カンデラ
光達距離 五・〇海里
点灯年月日 平成七年三月十日
記事 東燃株式会社川崎工場管理

名称 東燃川崎東扇島沖N灯浮標
位置
所在地 京浜港川崎区内（川崎南防波堤灯台の南方約二・五キロメートル）
北緯 三五―二八―四六
東経 一三九―四六―四九
塗色及び構造 黄色X形頭標一個付 黄色やぐら形
灯質 単閃黄光 毎三秒に一閃光
光度 四〇カンデラ
光達距離 五・〇海里
点灯年月日 平成七年三月十日
記事 東燃株式会社川崎工場管理

名称 東燃川崎東扇島沖O灯浮標
位置
所在地 京浜港川崎区内（川崎南防波堤灯台の南方約二・七キロメートル）
北緯 三五―二八―四〇
東経 一三九―四六―五三
塗色及び構造 黄色X形頭標一個付 黄色やぐら形
灯質 単閃黄光 毎三秒に一閃光
光度 四〇カンデラ
光達距離 五・〇海里
点灯年月日 平成七年三月十日
記事 東燃株式会社川崎工場管理

名称 東燃川崎東扇島沖P灯浮標
位置
所在地 京浜港川崎区内（川崎南防波堤灯台の南方約二・八キロメートル）
北緯 三五―二八―三四
東経 一三九―四六―五七
塗色及び構造 黄色X形頭標一個付 黄色やぐら形
灯質 単閃黄光 毎三秒に一閃光
光度 四〇カンデラ
光達距離 五・〇海里
点灯年月日 平成七年三月十日
記事 東燃株式会社川崎工場管理

名称 東燃川崎東扇島沖Q灯浮標
位置
所在地 京浜港川崎区内（川崎南防波堤灯台の南方約二・七キロメートル）
北緯 三五―二八―三九
東経 一三九―四七―〇二
塗色及び構造 黄色X形頭標一個付 黄色やぐら形
灯質 単閃黄光 毎三秒に一閃光
光度 四〇カンデラ
光達距離 五・〇海里
点灯年月日 平成七年三月十日
記事 東燃株式会社川崎工場管理

名称 東燃川崎東扇島沖R灯浮標
位置
所在地 京浜港川崎区内（川崎南防波堤灯台の南方約二・六キロメートル）
北緯 三五―二八―四五
東経 一三九―四七―〇七
塗色及び構造 黄色X形頭標一個付 黄色やぐら形
灯質 単閃黄光 毎三秒に一閃光
光度 四〇カンデラ
光達距離 五・〇海里
点灯年月日 平成七年三月十日
記事 東燃株式会社川崎工場管理

名称 東燃川崎東扇島沖S灯浮標
位置
所在地 京浜港川崎区内（川崎南防波堤灯台の南南東方約二・四キロメートル）
北緯 三五―二八―五〇
東経 一三九―四七―一三
塗色及び構造 黄色X形頭標一個付 黄色やぐら形
灯質 単閃黄光 毎三秒に一閃光
光度 四〇カンデラ
光達距離 五・〇海里
点灯年月日 平成七年三月十日
記事 東燃株式会社川崎工場管理

名称 東燃川崎東扇島沖T灯浮標
位置
所在地 京浜港川崎区内（川崎南防波堤灯台の南南東方約二・二キロメートル）
北緯 三五―二九―〇六
東経 一三九―四七―三四
塗色及び構造 黄色X形頭標一個付 黄色やぐら形
灯質 単閃黄光 毎三秒に一閃光
光度 四〇カンデラ
光達距離 五・〇海里
点灯年月日 平成七年三月十日
記事 東燃株式会社川崎工場管理

名称 東燃川崎東扇島沖U灯浮標
位置
所在地 京浜港川崎区内（川崎南防波堤灯台の南東方約二・二キロメートル）
北緯 三五―二九―〇九
東経 一三九―四七―四〇
塗色及び構造 黄色X形頭標一個付 黄色やぐら形
灯質 単閃黄光 毎三秒に一閃光

北　　緯　三四―二一―三二
東　　経　一三四―〇三―〇八
塗色及び構造　黄色X形頭標一個付　黄色やぐら形
灯　　質　単閃黄光　毎三秒に一閃光
光　　度　一〇〇カンデラ
光達距離　六・五海里
変更年月日　平成七年三月十四日

名　　称　豆酘港南防波堤灯台
位置　所在地　長崎県下県郡厳原町（豆酘港南防波堤外端）
北　　緯　三四―〇六―四七
東　　経　一二九―一一―一四
変更した事項
塗色及び構造　白色　塔形
等級及び灯質　削除
灯　　質　連成不動単閃緑光　毎三秒に一閃光
光　　度　閃光八七〇カンデラ　不動光四〇カンデラ
変更年月日　平成七年三月十四日

名　　称　東播磨航路第一号灯浮標
位置　所在地　兵庫県東播磨港内（東播磨港別府西防波堤灯台の南西方約三・五キロメートル）
北　　緯　三四―四〇―二五
東　　経　一三四―四八―二五
変更した事項
等級及び灯質　削除
灯　　質　群閃緑光　毎六秒に二閃光
光　　度　一五〇カンデラ
光達距離　七・五海里
変更年月日　平成七年三月十五日

名　　称　仁尾港灯台
位置　所在地　香川県三豊郡仁尾町（大蔦島山頂の東北東方約八七〇メートル）
北　　緯　三四―一二―〇一
東　　経　一三三―三八―一二
変更した事項
等級及び灯質　削除
灯　　質　単閃白光　毎四秒に一閃光
光　　度　三、五〇〇カンデラ
高　　さ　地上から構造物の頂部まで七・一メートル　平均水面上から灯火まで一二メートル
変更年月日　平成七年三月十五日

名　　称　金武中城港馬天第二号灯浮標
位置　所在地　沖縄県金武中城港内（金武中城港馬天北防波堤灯台の東北東方約六五〇メートル）
北　　緯　二六―一〇―五四
東　　経　一二七―四七―〇六
変更した事項
等級及び灯質　削除
灯　　質　単閃赤光　毎五秒に一閃光
光　　度　七〇カンデラ
光達距離　六・〇海里
変更年月日　平成七年三月十五日

○海上保安庁告示第六十六号

航路標識の設置について、航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）第六条の規定により、次のように告示する。

平成七年五月二十二日　海上保安庁長官　秦野　裕

名　　称　東燃川崎東扇島沖A灯浮標
位置　所在地　京浜港川崎区内（川崎南防波堤灯台の東南東方約一・六キロメートル）
北　　緯　三五―二九―四三
東　　経　一三九―四七―四六
塗色及び構造　黄色X形頭標一個付　黄色やぐら形
灯　　質　単閃黄光　毎三秒に一閃光
光　　度　四〇カンデラ
光達距離　五・〇海里
点灯年月日　平成七年三月十日
記　　事　東燃株式会社川崎工場管理

名　　称　東燃川崎東扇島沖B灯浮標
位置　所在地　京浜港川崎区内（川崎南防波堤灯台の東南東方約一・五キロメートル）
北　　緯　三五―二九―四二
東　　経　一三九―四七―四一
塗色及び構造　黄色X形頭標一個付　黄色やぐら形
灯　　質　単閃黄光　毎三秒に一閃光
光　　度　四〇カンデラ
光達距離　五・〇海里
点灯年月日　平成七年三月十日
記　　事　東燃株式会社川崎工場管理

名　　称　東燃川崎東扇島沖C灯浮標
位置　所在地　京浜港川崎区内（川崎南防波堤灯台の南東方約一・三キロメートル）
北　　緯　三五―二九―四〇
東　　経　一三九―四七―三一
塗色及び構造　黄色X形頭標一個付　黄色やぐら形
灯　　質　単閃黄光　毎三秒に一閃光
光　　度　四〇カンデラ
光達距離　五・〇海里
点灯年月日　平成七年三月十日
記　　事　東燃株式会社川崎工場管理

名　　称　東燃川崎東扇島沖D灯浮標
位置　所在地　京浜港川崎区内（川崎南防波堤灯台の南東方約一・二キロメートル）
北　　緯　三五―二九―四〇
東　　経　一三九―四七―二七
塗色及び構造　黄色X形頭標一個付　黄色やぐら形
灯　　質　単閃黄光　毎三秒に一閃光
光　　度　四〇カンデラ
光達距離　五・〇海里
点灯年月日　平成七年三月十日
記　　事　東燃株式会社川崎工場管理

名　　称　東燃川崎東扇島沖E灯浮標
位置　所在地　京浜港川崎区内（川崎南防波堤灯台の南東方約一・四キロメートル）
北　　緯　三五―二九―三三
東　　経　一三九―四七―二四
塗色及び構造　黄色X形頭標一個付　黄色やぐら形
灯　　質　単閃黄光　毎三秒に一閃光
光　　度　四〇カンデラ
光達距離　五・〇海里
点灯年月日　平成七年三月十日
記　　事　東燃株式会社川崎工場管理

名　　称　東燃川崎東扇島沖F灯浮標
位置　所在地　京浜港川崎区内（川崎南防波堤灯台の南東方約一・五キロメートル）
北　　緯　三五―二九―二六
東　　経　一三九―四七―二二
塗色及び構造　黄色X形頭標一個付　黄色やぐら形
灯　　質　単閃黄光　毎三秒に一閃光
光　　度　四〇カンデラ
光達距離　五・〇海里
点灯年月日　平成七年三月十日
記　　事　東燃株式会社川崎工場管理

名　　称　東燃川崎東扇島沖G灯浮標
位置　所在地　京浜港川崎区内（川崎南防波堤灯台の南南東方約一・七キロメートル）
北　　緯　三五―二九―一八
東　　経　一三九―四七―二〇
塗色及び構造　黄色X形頭標一個付　黄色やぐら形
灯　　質　単閃黄光　毎三秒に一閃光
光　　度　四〇カンデラ
光達距離　五・〇海里
点灯年月日　平成七年三月十日
記　　事　東燃株式会社川崎工場管理

名　　称　東燃川崎東扇島沖H灯浮標
位置　所在地　京浜港川崎区内（川崎南防波堤灯台の南南東方約一・九キロメートル）
北　　緯　三五―二九―一一
東　　経　一三九―四七―一八
塗色及び構造　黄色X形頭標一個付　黄色やぐら形
灯　　質　単閃黄光　毎三秒に一閃光

北緯　三四－四三－四四
東経　一三八－二九－四五
廃止年月日　平成七年三月十五日

○海上保安庁告示第六十五号

航路標識の性質その他の変更について、航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）第六条の規定により、次のように告示する。

平成七年五月十七日　海上保安庁長官　秦野　裕

名称　八代港第二号灯浮標
位置
所在地　熊本県八代港内（八代港防波堤灯台の東方約五七〇メートル）
北緯　三二－三一－〇六
東経　一三〇－三二－二七
変更した事項
等級及び灯質　削除
灯質　単閃赤光　毎三秒に一閃光
光度　七〇カンデラ
光達距離　六・〇海里
変更年月日　平成七年三月九日

名称　神戸オリエンタルホテル屋上灯台
位置
所在地　兵庫県神戸市（オリエンタルホテル屋上）
北緯　三四－四一－〇四
東経　一三五－一一－四五
変更した事項　業務休止
変更年月日　平成七年三月十日
記事　一時変更

名称　万関瀬戸東口灯台
位置
所在地　長崎県下県郡美津島町（万関瀬戸東口）
北緯　三四－一七－四六
東経　一二九－二一－三四
変更した事項
等級及び灯質　削除
灯質　不動緑光
変更年月日　平成七年三月十日

名称　万関瀬戸西口灯台
位置
所在地　長崎県下県郡美津島町（万関瀬戸西口）
北緯　三四－一七－三二
東経　一二九－二一－一九
変更した事項
等級及び灯質　削除
灯質　不動緑光
変更年月日　平成七年三月十日

名称　塩釜港貞山堀航路第一号灯浮標
位置
所在地　宮城県塩釜港塩釜区内（地蔵島灯台の西南西方約二・一キロメートル）
北緯　三八－一八－五六
東経　一四一－〇三－〇三
変更した事項
等級及び灯質　削除
灯質　単閃緑光　毎三秒に一閃光
光度　四〇カンデラ
光達距離　五・〇海里
変更年月日　平成七年三月十二日

名称　小野田港第三号灯浮標
位置
所在地　小野田港防波堤灯台（山口県小野田市）の南西方約三・七キロメートル
北緯　三三－五六－三六
東経　一三一－〇八－三八
変更した事項
位置　正規位置の三三度約三〇〇メートル
変更年月日　平成七年三月十三日
記事　一時変更

名称　小野田港第四号灯浮標
位置
所在地　小野田港防波堤灯台（山口県小野田市）の南西方約三・七キロメートル
北緯　三三－五六－三四
東経　一三一－〇八－四二
変更した事項
位置　正規位置の三三度約三〇〇メートル
変更年月日　平成七年三月十三日
記事　一時変更

名称　斑島灯台
位置
所在地　長崎県北松浦郡小値賀町（斑島北西端）
北緯　三三－一二－三二
東経　一二九－〇一－〇三
変更した事項
塗色及び構造　白色　塔形
等級及び灯質　削除
灯質　群明暗白光　明六秒暗二秒明二秒暗二秒
光度　一三、五〇〇カンデラ
高さ　地上から構造物の頂部まで一〇メートル　平均水面上から灯火まで一九メートル
変更年月日　平成七年三月十三日
記事　一時塗色及び構造等変更中のところ塗色及び構造等変更のうえ復旧

名称　百貫灯浮標
位置
所在地　百貫港灯台（熊本県熊本市）の西方約二・二キロメートル
北緯　三二－四七－五八
東経　一三〇－三五－〇三
変更した事項
位置
所在地　百貫港灯台（熊本県熊本市）の西方約三・三キロメートル
北緯　三二－四八－〇二
東経　一三〇－三四－一五
等級及び灯質　削除
灯質　モールス符号赤光　毎八秒にA（・－）
変更年月日　平成七年三月十三日

名称　二面島灯台
位置
所在地　香川県仲多度郡多度津町（二面島）
北緯　三四－一七－五三
東経　一三三－三七－二八
変更した事項
塗色及び構造　白色　塔形
等級及び灯質　削除
灯質　単閃白光　毎三秒に一閃光
変更年月日　平成七年三月十四日

名称　三港連高松港A灯浮標
位置
所在地　香川県高松港内（高松港朝日町外防波堤南灯台の西南西方約五五〇メートル）
北緯　三四－二一－一九
東経　一三四－〇三－一〇
変更した事項
位置
所在地　香川県高松港内（高松港朝日町外防波堤南灯台の西方約二九〇メートル）
北緯　三四－二一－二七
東経　一三四－〇三－一七
変更年月日　平成七年三月十四日

名称　三港連高松港B灯浮標
位置
所在地　香川県高松港内（高松港朝日町外防波堤南灯台の南西方約六一〇メートル）
北緯　三四－二一－一六
東経　一三四－〇三－一〇
変更した事項
位置
所在地　香川県高松港内（高松港朝日町外防波堤南灯台の西方約四〇〇メートル）
北緯　三四－二一－二九
東経　一三四－〇三－一三
塗色及び構造　黄色X形頭標一個付　黄色　やぐら形
灯質　単閃黄光　毎三秒に一閃光
光度　一〇〇カンデラ
光達距離　六・五海里
変更年月日　平成七年三月十四日

名称　三港連高松港C灯浮標
位置
所在地　香川県高松港内（高松港朝日町外防波堤南灯台の南西方約六七〇メートル）
北緯　三四－二一－一二
東経　一三四－〇三－一〇
変更した事項
位置
所在地　香川県高松港内（高松港朝日町外防波堤南灯台の西北西方約五三〇メートル）

名称　笠島灯浮標
位置
所在地　神奈川県横須賀港内（海獺島灯標の東南東方約三六〇メートル）
北緯　三五－一二－二八
東経　一三九－四四－三二
変更した事項
位置
所在地　海獺島灯標（神奈川県横須賀市）の東南東方約三六〇メートル
北緯　三五－一二－二八
東経　一三九－四四－三二
等級及び灯質　削除
灯質　群急閃白光　毎一〇秒に三急閃光
光度　六三〇カンデラ
光達距離　九・五海里
変更年月日　平成七年三月六日

名称　下関南東水道第四号灯浮標
位置
所在地　本山岬（山口県小野田市）の南方約八・〇キロメートル
北緯　三三－五一－二五
東経　一三一－一一－五八
変更した事項
等級及び灯質　削除
灯質　モールス符号白光　毎八秒にA（・－）
記事
一　付属施設　レーダー反射器
二　本灯浮標の識別を容易にするため、4の文字を毎八秒間に二回電光表示する。
変更年月日　平成七年三月六日

名称　能登埼灯台
位置
所在地　愛媛県北宇和郡津島町（能登埼赤鼻）
北緯　三三－〇九－〇九
東経　一三二－二五－三七
変更した事項
等級及び灯質　削除
灯質　群閃白光　毎一三秒に三閃光
光度　三、五〇〇カンデラ
光達距離　一二・五海里
変更年月日　平成七年三月七日

名称　阿久根桑島北灯浮標
位置
所在地　手崎（鹿児島県阿久根市（桑島））の北方約三三〇メートル
北緯　三二－〇二－一二
東経　一三〇－〇九－五六
変更した事項
等級及び灯質　削除
灯質　モールス符号赤光　毎八秒にA（・－）
光度　七〇カンデラ
光達距離　六・〇海里
変更年月日　平成七年三月七日

名称　阿久根港カヂカケ瀬南東灯浮標
位置
所在地　鹿児島県阿久根港内（阿久根倉津埼灯台の西方約七八〇メートル）
北緯　三二－〇〇－三八
東経　一三〇－一〇－二四
変更した事項
等級及び灯質　削除
灯質　モールス符号緑光　毎八秒にA（・－）
光度　四〇カンデラ
光達距離　五・〇海里
変更年月日　平成七年三月七日

名称　横浜航路第二号灯浮標
位置
所在地　京浜港横浜区内（横浜本牧防波堤灯台の東方約一・二キロメートル）
北緯　三五－二六－一二
東経　一三九－四二－一九
変更した事項
等級及び灯質　削除
灯質　群閃赤光　毎六秒に二閃光
記事
一　付属施設　レーダー反射器
二　本灯浮標の識別を容易にするため、2の文字を毎六秒間に二回電光表示する。
変更年月日　平成七年三月八日

名称　横浜根岸第三号灯浮標
位置
所在地　京浜港横浜区内（横浜金沢木材ふとう東防波堤灯台の東北東方約一・八キロメートル）
北緯　三五－二三－〇〇
東経　一三九－四〇－四一
変更した事項
等級及び灯質　削除
灯質　単閃緑光　毎三秒に一閃光
光度　四〇カンデラ
光達距離　五・〇海里
変更年月日　平成七年三月八日

名称　備讃瀬戸南航路第一号灯浮標
位置
所在地　二面島灯台（香川県仲多度郡多度津町）の南方約五八〇メートル
北緯　三四－一七－三四
東経　一三三－三七－二四
変更した事項
等級及び灯質　削除
灯質　群閃緑光　毎六秒に二閃光
記事
一　付属施設　レーダー反射器
二　本灯浮標の識別を容易にするため、1の文字を毎六秒間に二回電光表示する。
変更年月日　平成七年三月八日

○海上保安庁告示第六十四号

航路標識の設置及び廃止について、航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）第六条の規定により、次のように告示する。

平成七年五月十七日　海上保安庁長官　秦野　裕

名称　観音埼沖浦賀水道航路東方灯標
位置
所在地　観音埼灯台（神奈川県横須賀市）の東南東方約四・二キロメートル
北緯　三五－一四－二九
東経　一三九－四七－三一
塗色及び構造　黄色X形頭標一個付　黄色柱形
灯質　単閃黄光　毎三秒に一閃光
光度　三四〇カンデラ
光達距離　九・五海里
明弧　全度
高さ　平均水面上から構造物の頂部まで一六メートル　平均水面上から灯火まで一〇メートル
点灯年月日　平成七年三月九日
記事
一　付属施設　レーダー反射器
二　本灯の下方にある踊場四隅に障害灯（単閃黄光　毎三秒に一閃光　光度三〇カンデラ）が設置してある。
三　応用地質株式会社千葉支店管理

名称　城ケ島南西沖浮漁礁灯浮標
位置
所在地　城ケ島灯台（神奈川県三浦市（城ケ島））の西南西方約七・七キロメートル
北緯　三五－〇五－三六
東経　一三九－三一－三八
塗色及び構造　黄色X形頭標一個付　黄色　やぐら形
灯質　モールス符号黄光　毎八秒にD（－・・）
光度　一四〇カンデラ
光達距離　七・五海里
点灯年月日　平成七年三月十日
記事
一　付属施設　レーダー反射器
二　神奈川県管理

名称　銭島灯標
位置
所在地　赤埼（長崎県上県郡上対馬町）の南東方約一・二キロメートル
北緯　三四－三五－四九
東経　一二九－二八－五六
塗色及び構造　黒色円すい形頭標二個（底面対向）付　黒地に黄横帯一本塗塔形
灯質　群急閃白光　毎一〇秒に三急閃光
光度　二七〇カンデラ
光達距離　九・〇海里
明弧　全度
高さ　地上から構造物の頂部まで七・七メートル　平均水面上から灯火まで九・六メートル
点灯年月日　平成七年三月十三日

名称　駿河湾海洋観測灯浮標
位置
所在地　御前埼灯台（静岡県榛原郡御前崎町）の東北東方約二九キロメートル

囲まれる区域内
ロ　期間　平成七年五月二十六日から平成七年六月十一日まで
三　水路測量の実施方法　複合測位装置、ナローマルチビーム測深機、海上磁力計、海上重力計等による海底地形、地質構造等の調査
四　航行船舶に対する安全措置　測量船は、水路業務法施行規則（昭和二十五年運輸省令第五十五号）第六条に定める標識を掲揚

○海上保安庁告示第六十二号
航路標識の設置について、航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）第六条の規定により、次のように告示する。
平成七年五月十七日
海上保安庁長官　秦野　裕
名称　川崎浮島D灯浮標
位置
所在地　京浜港川崎区内（川崎南防波堤灯台の東北東方約一・六キロメートル）
北緯　三五—三〇—二九
東経　一三九—四七—四四
塗色及び構造　黄色X形頭標一個付　黄色やぐら形
灯質　単閃黄光　毎三秒に一閃光
光度　四〇カンデラ
光達距離　五・〇海里
点灯年月日　平成七年三月二日
記事　川崎市港湾局管理

○海上保安庁告示第六十三号
航路標識の性質その他の変更について、航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）第六条の規定により、次のように告示する。
平成七年五月十七日
海上保安庁長官　秦野　裕
名称　四日市港東防波堤南灯台
位置
所在地　三重県四日市港（東防波堤南端）
北緯　三四—五六—五三
東経　一三六—三九—四三
変更した事項
塗色及び構造　赤色　塔形
等級及び灯質　削除
灯質　等明暗赤光　明三秒暗三秒
変更年月日　平成七年二月二十七日
名称　四日市港船だまり西防波堤灯台
位置
所在地　三重県四日市港（船だまり西防波堤外端）
北緯　三四—五七—二五
東経　一三六—三八—三一
変更した事項
塗色及び構造　白色　塔形
等級及び灯質　削除
灯質　単閃白光　毎三秒に一閃光
変更年月日　平成七年二月二十七日
名称　奈半利港港口南防波堤西灯台
位置
所在地　高知県奈半利港（港口南防波堤西端）
北緯　三三—二四—五五
東経　一三四—〇〇—五二
変更した事項
記事　一時撤去中のところ、通航船に対し港口南防波堤西端を明示するため、正規位置の北東方約一四〇メートルの奈半利港西防波堤灯台に仮設の照射灯（灯質不動白光　光度二五〇、〇〇〇カンデラ　平均水面上から灯火までの高さ一〇メートル）を設置し、港口南防波堤西端を照らしている。
変更年月日　平成七年二月二十八日
名称　東京西第十五号灯浮標
位置
所在地　京浜港東京区内（東京西防波堤灯台の北北西方約三・六キロメートル）
北緯　三五—三六—四三
東経　一三九—四六—〇四
変更した事項
等級及び灯質　削除
灯質　単閃緑光　毎三秒に一閃光
変更年月日　平成七年三月一日
記事　一時撤去中のところ等級及び灯質変更のうえ復旧
名称　馬ノ瀬南方灯浮標
位置
所在地　鞆崎港盛谷三号防波堤灯台（広島県豊田郡東野町）の北東方約一・八キロメートル
北緯　三四—一六—五七
東経　一三二—五五—五二
変更した事項
等級及び灯質　削除
灯質　群急閃白光　毎一五秒に六急閃光と一長閃光
光度　一九〇カンデラ
光達距離　八・〇海里
変更年月日　平成七年三月一日
名称　木更津港第七号灯浮標
位置
所在地　千葉県木更津港内（木更津港防波堤西灯台の西北西方約二・一キロメートル）
北緯　三五—二二—五三
東経　一三九—五〇—三七
変更した事項
等級及び灯質　削除
灯質　単閃緑光　毎三秒に一閃光
光度　四〇カンデラ
光達距離　五・〇海里
変更年月日　平成七年三月二日
名称　室蘭港南外防波堤灯台
位置
所在地　北海道室蘭港（南外防波堤外端）
北緯　四二—二〇—四七
東経　一四〇—五五—一一
変更した事項
位置
所在地　北海道室蘭港第三区（南外防波堤外端）
北緯　四二—二〇—四七
東経　一四〇—五五—一一
等級及び灯質　削除
灯質　単明暗赤光　明六秒暗二秒
変更年月日　平成七年三月三日
名称　大船渡漁港細浦東防波堤灯台
位置
所在地　岩手県大船渡市（大船渡漁港細浦東防波堤外端）
北緯　三九—〇一—〇〇
東経　一四一—四三—一六
変更した事項
塗色及び構造　白色　塔形
等級及び灯質　削除
灯質　連成不動単閃緑光　毎五秒に一閃光
光度　閃光八七〇カンデラ　不動光四〇カンデラ
記事　削除
変更年月日　平成七年三月三日
名称　佐井港北防波堤仮設灯台
位置
所在地　青森県佐井港（北防波堤外端）
北緯　四一—二六—〇一
東経　一四〇—五一—五一
変更した事項
位置
所在地　青森県佐井港（北防波堤外端）
北緯　四一—二六—〇二
東経　一四〇—五一—五一
等級及び灯質　削除
灯質　群閃赤光　毎六秒に二閃光
高さ　地上から構造物の頂部まで三・六メートル　平均水面上から灯火まで七・一メートル
変更年月日　平成七年三月三日
名称　千葉港第二号灯浮標
位置
所在地　千葉県千葉港千葉区内（千葉灯標の西北西方約一・四キロメートル）
北緯　三五—三四—〇四
東経　一四〇—〇二—〇四
変更した事項
等級及び灯質　削除
灯質　単閃赤光　毎三秒に一閃光
光度　七〇カンデラ
光達距離　六・〇海里
変更年月日　平成七年三月三日
名称　千葉港第七号灯浮標
位置
所在地　千葉県千葉港千葉区内（千葉灯標の北東方約三・六キロメートル）
北緯　三五—三五—二七
東経　一四〇—〇四—一二
変更した事項
等級及び灯質　削除
灯質　群閃緑光　毎六秒に二閃光
記事
一　付属施設　レーダー反射器
二　本灯浮標の識別を容易にするため、7の文字を毎六秒間に二回電光表示する。
変更年月日　平成七年三月三日

点灯年月日　平成七年二月二十二日
記事　一　付属施設　レーダー反射器
二　高知県管理

名称　橘港第三号灯浮標
位置
所在地　徳島県橘港内（橘港長島灯台の西南西方約一・六キロメートル）
北緯　三三―五一―五八
東経　一三四―三九―三七
撤去年月日　平成七年二月二十二日
記事　一時変更

○海上保安庁告示第六十号
航路標識の位置その他の変更について、航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）第六条の規定により、次のように告示する。
平成七年五月十二日
海上保安庁長官　秦野　裕

名称　苫小牧港西防波堤灯台
位置
所在地　北海道苫小牧港（西防波堤外端）
北緯　四二―三七―〇八
東経　一四一―三七―二六
変更した事項
位置
所在地　北海道苫小牧港第二区（西防波堤外端）
北緯　四二―三七―〇八
東経　一四一―三七―二六
塗色及び構造　白色　塔形
等級及び灯質　削除
灯質　群閃緑光　毎七秒に二閃光
記事　削除
変更年月日　平成七年二月二十日

名称　広畑航路第二号灯浮標
位置
所在地　兵庫県姫路港広畑区内（広畑東防波堤灯台の南南西方約三・七キロメートル）
北緯　三四―四三―四二
東経　一三四―三七―一二
変更した事項
等級及び灯質　削除
灯質　群閃赤光　毎六秒に二閃光
光度　七〇カンデラ
光達距離　六・〇海里
変更年月日　平成七年二月二十日

名称　名護港防波堤灯台
位置
所在地　鹿児島県米ノ津港（名護漁港防波堤外端）
北緯　三二―〇七―二〇
東経　一三〇―一九―五一
変更した事項
名称　米ノ津港名護金比羅防波堤灯台
位置
所在地　鹿児島県米ノ津港（名護漁港金比羅防波堤外端）
北緯　三二―〇七―一九
東経　一三〇―一九―四七
等級及び灯質　削除
灯質　群閃緑光　毎六秒に二閃光
光達距離　一一・五海里
高さ　地上から構造物の頂部まで八・六メートル　平均水面上から灯火まで一二メートル
変更年月日　平成七年二月二十日

名称　寺間港防波堤灯台
位置
所在地　宮城県牡鹿郡女川町（寺間港防波堤外端）
北緯　三八―二六―一一
東経　一四一―三一―四一
変更した事項
塗色及び構造　赤色　塔形
等級及び灯質　削除
灯質　等明暗赤光　明三秒暗三秒
光度　一、四〇〇カンデラ
変更年月日　平成七年二月二十一日

名称　渡り黒ミ灯浮標
位置
所在地　麦埼灯台（三重県志摩郡志摩町）の西方約二・九キロメートル
北緯　三四―一四―一二
東経　一三六―四九―一一
変更した事項
等級及び灯質　削除
灯質　群閃赤光　毎六秒に二閃光
光度　七〇カンデラ
光達距離　六・〇海里
変更年月日　平成七年二月二十一日

名称　尾道港東口第一号灯浮標
位置
所在地　広島県尾道糸崎港内（戸崎北端の北西方約六六〇メートル）
北緯　三四―二四―〇五
東経　一三三―一四―三〇
変更した事項
等級及び灯質　削除
灯質　群閃緑光　毎六秒に二閃光
光度　四〇カンデラ
光達距離　五・〇海里
変更年月日　平成七年二月二十一日

名称　運天港第五号灯浮標
位置
所在地　雷鳴埼三角点（沖縄県国頭郡今帰仁村）の東方約八四〇メートル
北緯　二六―四〇―四九
東経　一二八―〇〇―五四
変更した事項
等級及び灯質　削除
灯質　群閃緑光　毎六秒に二閃光
光度　四〇カンデラ
光達距離　五・〇海里
変更年月日　平成七年二月二十一日

名称　運天港第七号灯浮標
位置
所在地　沖縄県運天港内（雷鳴埼三角点の南東方約七二〇メートル）
北緯　二六―四〇―三五
東経　一二八―〇〇―四〇
変更した事項
等級及び灯質　削除
灯質　単閃緑光　毎三秒に一閃光
光度　四〇カンデラ
光達距離　五・〇海里
変更年月日　平成七年二月二十一日

名称　室蘭港北外防波堤灯台
位置
所在地　北海道室蘭港（北外防波堤南端）
北緯　四二―二一―〇四
東経　一四〇―五五―一五
変更した事項
位置
所在地　北海道室蘭港第三区（北外防波堤南端）
北緯　四二―二一―〇四
東経　一四〇―五五―一五
等級及び灯質　削除
灯質　単明暗緑光　明六秒暗二秒
変更年月日　平成七年二月二十二日

名称　運天港第二号灯浮標
位置
所在地　古宇利島三角点（沖縄県国頭郡今帰仁村）の南南西方約一・五キロメートル
北緯　二六―四一―二八
東経　一二八―〇〇―五二
変更した事項
等級及び灯質　削除
灯質　単閃緑光　毎三秒に一閃光
光度　四〇カンデラ
光達距離　五・〇海里
変更年月日　平成七年二月二十三日

○海上保安庁告示第六十一号
水路業務法（昭和二十五年法律第百二号）第八条の規定に基づき、水路測量の実施について、次のとおり告示する。
平成七年五月十五日
海上保安庁長官　秦野　裕

一　水路測量を実施しようとする者の氏名又は名称及び住所　海上保安庁水路部　東京都中央区築地五丁目三番一号
二　水路測量を実施する区域及び期間
イ　区域
(イ)　北緯三三度四〇分東経一三七度一五分の地点、北緯三三度四〇分東経一三八度四〇分の地点、北緯三二度四〇分東経一三八度四〇分の地点、北緯三二度四〇分東経一三七度一五分の地点、北緯三三度四〇分東経一三七度一五分の地点を順次結ぶ線によって囲まれる区域内
(ロ)　北緯二五度二五分東経一三四度五五分の地点、北緯二六度東経一三五度五五分の地点、北緯二四度四〇分東経一三六度四〇分の地点、北緯二四度二五分東経一三六度一〇分の地点、北緯二四度五〇分東経一三六度の地点、北緯二五度〇五分東経一三五度一〇分の地点、北緯二五度二五分東経一三四度五五分の地点を順次に結ぶ線によって

○海上保安庁告示第五十七号

水路業務法（昭和二十五年法律第百二号）第八条の規定に基づき、水路測量の実施について、次のとおり告示する。

平成七年五月十一日

海上保安庁長官　秦野　裕

一　水路測量を実施しようとする者の氏名又は名称及び住所　海上保安庁水路部　東京都中央区築地五丁目三番一号

二　水路測量を実施する区域及び期間

イ　区域　北緯三五度一一分東経一三九度三八分の地点、北緯三五度一一分東経一四〇度六分の地点、北緯三五度三七分東経一四〇度六分の地点、北緯三五度三七分東経一三九度三八分の地点、北緯三五度一一分東経一三九度三八分の地点を順次に結ぶ線によって囲まれる区域内

ロ　期間　平成七年五月二十四日から平成七年六月十六日まで

三　水路測量の実施方法　電磁波測位装置、衛星航行測位装置、音響測深機、地質探査装置等による海底地形、海底地質構造の調査

四　航行船舶に対する安全措置

イ　測量船は、水路業務法施行規則（昭和二十五年運輸省令第五十五号）第六条に定める標識を掲揚

ロ　水路通報第十八号（平成七年五月五日発行）により通報

ハ　三管区水路通報第十八号（平成七年五月二日発行）により通報

○海上保安庁告示第五十八号

水路業務法（昭和二十五年法律第百二号）第八条の規定に基づき、水路測量の実施について、次のとおり告示する。

平成七年五月十一日

海上保安庁長官　秦野　裕

一　水路測量を実施しようとする者の氏名又は名称及び住所　海上保安庁水路部　東京都中央区築地五丁目三番一号

二　水路測量を実施する区域及び期間

イ　区域　北緯二四度一三分東経一五三度五三分の地点、北緯二四度一三分東経一五四度六分の地点、北緯二四度二二分東経一五四度六分の地点、北緯二四度二二分東経一五三度五三分の地点、北緯二四度一三分東経一五三度五三分の地点を順次に結ぶ線によって囲まれる区域内

ロ　期間　平成七年五月二十六日から平成七年六月二十六日まで

三　水路測量の実施方法　電磁波測位装置、衛星航行測位装置、音響測深機、地質探査装置等による海底地形、海底地質構造の調査

四　航行船舶に対する安全措置

イ　測量船は、水路業務法施行規則（昭和二十五年運輸省令第五十五号）第六条に定める標識を掲揚

ロ　三管区水路通報第十八号（平成七年五月二日発行）により通報

○海上保安庁告示第五十九号

航路標識の設置及び一時撤去について、航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）第六条の規定により、次のように告示する。

平成七年五月十一日

海上保安庁長官　秦野　裕

名称　紀伊灯明崎沖灯浮標
位置　所在地　灯明崎（和歌山県東牟婁郡太地町）の北東方約九一〇メートル
北緯　三三—三五—五〇
東経　一三五—五八—二〇
塗色及び構造　黄色X形頭標一個付　黄色　やぐら形
灯質　単閃黄光　毎四秒に一閃光
光度　八〇カンデラ
光達距離　六・〇海里
点灯年月日　平成七年二月十五日
記事　太地水産共同組合管理

名称　潮岬西方灯浮標
位置　所在地　潮岬灯台（和歌山県西牟婁郡串本町）の西北西方約一二キロメートル
北緯　三三—二七—五三
東経　一三五—三八—一三
塗色及び構造　黄色X形頭標一個付　黄色　柱形
灯質　モールス符号黄光　毎一五秒にD（—・・）
光度　八〇カンデラ
光達距離　六・〇海里
点灯年月日　平成七年二月二十日
記事　株式会社中山製鋼所管理

名称　四国電力橘湾火力発電所E灯浮標
位置　所在地　徳島県橘港内（橘港長島灯台の西南西方約二・四キロメートル）
北緯　三三—五一—五四
東経　一三四—三九—〇六
塗色及び構造　緑色円筒形頭標一個付　緑色　やぐら形
灯質　単閃緑光　毎三秒に一閃光
光度　三〇カンデラ
光達距離　四・五海里
点灯年月日　平成七年二月二十日
記事　四国電力株式会社橘湾火力建設所管理

名称　四国電力橘湾火力発電所A灯浮標
位置　所在地　徳島県橘港内（橘港長島灯台の西南西方約二・五キロメートル）
北緯　三三—五一—五七
東経　一三四—三九—四一
塗色及び構造　緑色円筒形頭標一個付　緑色　やぐら形
灯質　単閃緑光　毎三秒に一閃光
光度　三〇カンデラ
光達距離　四・五海里
点灯年月日　平成七年二月二十一日
記事　四国電力株式会社橘湾火力建設所管理

名称　四国電力橘湾火力発電所B灯浮標
位置　所在地　徳島県橘港内（橘港長島灯台の西南西方約一・六キロメートル）
北緯　三三—五一—五九
東経　一三四—三九—三六
塗色及び構造　緑色円筒形頭標一個付　緑色　やぐら形
灯質　単閃緑光　毎三秒に一閃光
光度　三〇カンデラ
光達距離　四・五海里
点灯年月日　平成七年二月二十一日
記事　四国電力株式会社橘湾火力建設所管理

名称　四国電力橘湾火力発電所C灯浮標
位置　所在地　徳島県橘港内（橘港長島灯台の西南西方約一・八キロメートル）
北緯　三三—五二—〇〇
東経　一三四—三九—二六
塗色及び構造　緑色円筒形頭標一個付　緑色　やぐら形
灯質　単閃緑光　毎三秒に一閃光
光度　三〇カンデラ
光達距離　四・五海里
点灯年月日　平成七年二月二十一日
記事　四国電力株式会社橘湾火力建設所管理

名称　四国電力橘湾火力発電所D灯浮標
位置　所在地　徳島県橘港内（橘港長島灯台の西南西方約二・一キロメートル）
北緯　三三—五一—五七
東経　一三四—三九—一四
塗色及び構造　緑色円筒形頭標一個付　緑色　やぐら形
灯質　単閃緑光　毎三秒に一閃光
光度　三〇カンデラ
光達距離　四・五海里
点灯年月日　平成七年二月二十一日
記事　四国電力株式会社橘湾火力建設所管理

名称　高知沖黒潮牧場C灯浮標
位置　所在地　興津埼灯台（高知県高岡郡窪川町）の東南東方約二六キロメートル
北緯　三三—〇四—四〇
東経　一三三—二九—一〇
塗色及び構造　黄色X形頭標一個付　黄色　柱形
灯質　モールス符号黄光　毎八秒にD（—・・）
光度　一四〇カンデラ
光達距離　七・五海里

○海上保安庁告示第五十号

海上保安庁長官の職権を管区海上保安本部長等に委任（平成六年海上保安庁告示第七十七号）の一部を次のように改正する。

平成七年五月八日

海上保安庁長官　秦野　裕

第一項第一号中「航路標識法施行規則（昭和二十四年運輸省令第三十号）の規定」の下に「（第二条ただし書を除く。）」を加え、同項中第五号を削り、第六号を第五号とし、第七号を第六号とし、第八号を第七号とする。

第二項中「第十二号」を「第十三号」に、「電波標識」を「電波標識（海上保安庁以外の者が管理するものに限る。）」に、「航路標識（電波標識を除く。）」を「航路標識（海上保安庁以外の者が管理するものであって、電波標識以外のものに限る。）」に改め、同項第十二号を同項第十三号とし、同項第十一号を削り、同項第十号を同項第十二号とし、同項第九号の次に次の二号を加える。

十　航路標識法施行規則第五条第一項第一号及び第六条第一項の規定による事前通知

十一　航路標識法施行規則第五条第一項第二号の規定による協定の締結

附　則

この告示は、許可、認可等の整理及び合理化のための運輸省関係法律の一部を改正する法律（平成七年法律第八十五号）第三条の規定の施行の日から施行する。

○海上保安庁告示第五十一号

水路業務法施行規則（昭和二十五年運輸省令第五十五号）第五条の規定に基づき、昭和五十五年海上保安庁告示第七十一号（平均水面及び基本水準面の高さに関する件）の一部を次のように改正する。

平成七年五月八日

海上保安庁長官　秦野　裕

昭和五十五年海上保安庁告示第七十一号本文中「第四条」を「第五条」に改める。

附　則

この告示は、平成七年五月八日から施行する。

○海上保安庁告示第五十二号

水路業務法（昭和二十五年法律第百二号）第八条の規定に基づき、水路測量の実施について、次のとおり告示する。

平成七年五月十日

海上保安庁長官　秦野　裕

一　水路測量を実施しようとする者の氏名又は名称及び住所　海上保安庁水路部　東京都中央区築地五丁目三番一号

二　水路測量を実施する区域及び期間

イ　区域　北緯三一度三五分東経一三〇度一分の地点、北緯三一度三五分東経一三〇度二七分の地点、北緯三一度二〇分東経一三〇度二七分の地点、北緯三一度二〇分東経一三〇度二一分の地点を順次に結ぶ線によって囲まれる区域内

ロ　期間　平成七年六月五日から平成七年八月三十一日まで

三　水路測量の実施方法

イ　電磁波測距儀、経緯儀による原点測量

ロ　電波測位による音響測深及び音波探査

四　航行船舶に対する安全措置

イ　測量船は、水路業務法（昭和二十五年法律第百二号）第十七条に規定する運輸省令で定める標識を掲揚

ロ　十管区水路通報第十九号（平成七年五月十九日発行）により通報

○海上保安庁告示第五十三号

水路業務法（昭和二十五年法律第百二号）第八条の規定に基づき、水路測量の実施について、次のとおり告示する。

平成七年五月十日

海上保安庁長官　秦野　裕

一　水路測量を実施しようとする者の氏名又は名称及び住所　海上保安庁水路部　東京都中央区築地五丁目三番一号

二　水路測量を実施する区域及び期間

イ　区域　北緯三四度三四分三〇秒東経一三一度一分の地点、北緯三四度三四分三〇秒東経一三一度二四分三〇秒の地点、北緯三四度三六分東経一三一度二四分三〇秒の地点、北緯三四度三六分東経一三一度二八分三〇秒の地点、北緯三四度二一分東経一三一度二八分三〇秒の地点、北緯三四度二一分東経一三一度一分の地点を順次に結ぶ線によって囲まれる区域内

ロ　期間　平成七年六月五日から平成七年八月三十一日まで

三　水路測量の実施方法

イ　電磁波測距儀、経緯儀による原点測量

ロ　電波測位による音響測深及び音波探査

四　航行船舶に対する安全措置

イ　測量船は、水路業務法（昭和二十五年法律第百二号）第十七条に規定する運輸省令で定める標識を掲揚

ロ　七管区水路通報第十九号（平成七年五月十九日発行）により通報

○海上保安庁告示第五十四号

水路業務法（昭和二十五年法律第百二号）第八条の規定に基づき、水路測量の実施について、次のとおり告示する。

平成七年五月十日

海上保安庁長官　秦野　裕

一　水路測量を実施しようとする者の氏名又は名称及び住所　海上保安庁水路部　東京都中央区築地五丁目三番一号

二　水路測量を実施する区域及び期間

イ　区域　北緯三五度三〇秒東経一三二度四七分の地点、北緯三五度三〇秒東経一三二度五分三〇秒の地点、北緯三四度三八分東経一三二度五分三〇秒の地点、北緯三四度三八分東経一三二度四七分の地点を順次に結ぶ線によって囲まれる区域内

ロ　期間　平成七年六月五日から平成七年八月三十一日まで

三　水路測量の実施方法

イ　電磁波測距儀、経緯儀による原点測量

ロ　電波測位による音響測深及び音波探査

四　航行船舶に対する安全措置

イ　測量船は、水路業務法（昭和二十五年法律第百二号）第十七条に規定する運輸省令で定める標識を掲揚

ロ　八管区水路通報第二〇号（平成七年五月二六日発行）により通報

○海上保安庁告示第五十五号

水路業務法（昭和二十五年法律第百二号）第八条の規定に基づき、水路測量の実施について、次のとおり告示する。

平成七年五月十日

海上保安庁長官　秦野　裕

一　水路測量を実施しようとする者の氏名又は名称及び住所　海上保安庁水路部　東京都中央区築地五丁目三番一号

二　水路測量を実施する区域及び期間

イ　区域　北緯三四度一〇分三〇秒東経一三九度二一分三〇秒の地点、北緯三四度一〇分三〇秒東経一三九度三九分の地点、北緯三三度四九分三〇秒東経一三九度三九分の地点、北緯三三度四九分三〇秒東経一三九度二一分三〇秒の地点、北緯三四度一分東経一三九度二一分三〇秒の地点、北緯三四度一分東経一三九度二一分の地点、北緯三四度四分東経一三九度二一分の地点、北緯三四度四分東経一三九度二一分三〇秒の地点を順次に結ぶ線によって囲まれる区域内

ロ　期間　平成七年六月五日から平成七年八月三十一日まで

三　水路測量の実施方法

イ　電磁波測距儀、経緯儀による原点測量

ロ　電波測位による音響測深及び音波探査

四　航行船舶に対する安全措置

イ　測量船は、水路業務法（昭和二十五年法律第百二号）第十七条に規定する運輸省令で定める標識を掲揚

ロ　三管区水路通報第二〇号（平成七年五月十七日発行）により通報

○海上保安庁告示第五十六号

水路業務法（昭和二十五年法律第百二号）第八条の規定に基づき、水路測量の実施について、次のとおり告示する。

平成七年五月十日

海上保安庁長官　秦野　裕

一　水路測量を実施しようとする者の氏名又は名称及び住所　海上保安庁水路部　東京都中央区築地五丁目三番一号

二　水路測量を実施する区域及び期間

イ　区域　北緯四〇度四四分東経一四一度二一分三〇秒の地点、北緯四〇度四四分東経一四一度四九分三〇秒の地点、北緯四十度三〇分東経一四一度四九分三〇秒の地点、北緯四〇度三〇分東経一四一度二一分三〇秒の地点を順次に結ぶ線によって囲まれる区域内

ロ　期間　平成七年六月五日から平成七年八月三十一日まで

三　水路測量の実施方法

イ　電磁波測距儀、経緯儀による原点測量

ロ　電波測位による音響測深及び音波探査

四　航行船舶に対する安全措置

イ　測量船は、水路業務法（昭和二十五年法律第百二号）第十七条に規定する運輸省令で定める標識を掲揚

ロ　二管区水路通報第十九号（平成七年五月十九日発行）により通報

大−4278	日野KC−RU3FSDB	〃	〃
大−4279	日野KC−RU4FSCB	〃	〃
大−4280	日野KC−RU4FSDB	〃	〃
大−4281	日野KC−RU1JHCB	〃	〃
大−4282	日野KC−CH1JFAA	〃	〃

大-3502	いすゞKC-FTR32K2	〃	〃
大-3503	いすゞKC-FTR32L2	〃	〃
大-3504	いすゞKC-FTR32N2	〃	〃
大-3505	いすゞKC-FTR32S2	〃	〃
大-3506	いすゞKC-ETR32F2	〃	〃
大-3507	いすゞKC-EXZ82J1	〃	〃

○運輸省告示第三百四十七号

道路運送車両法施行規則（昭和二十六年運輸省令第七十四号）第六十三条第一項の規定により、平成七年四月二十四日次のとおり自動車の保安装置をその型式について認定した。

平成七年五月三十一日　　運輸大臣　亀井　静香

型式認定番号	保安装置の名称及び型式	製作者等の名称	製作者等の住所
⊜LR-147	大型後部反射器　DAIDO　7501	大同工業株式会社	神奈川県大和市深見西二丁目1番19号
⊜LR-148	大型後部反射器　DAIDO　7502	〃	〃
⊜LR-149	大型後部反射器　DAIDO　7503	〃	〃
⊜LR-150	大型後部反射器　DAIDO　7504	〃	〃
⊜LR-151	大型後部反射器　DAIDO　7505	〃	〃

○運輸省告示第三百四十八号

道路運送車両法施行規則（昭和二十六年運輸省令第七十四号）第六十三条第一項の規定により、平成七年四月十八日次のとおり自動車の保安装置をその型式について認定した。

平成七年五月三十一日　　運輸大臣　亀井　静香

型式認定番号	保安装置の名称及び型式	製作者等の名称	製作者等の住所
⊜R-1166	反射器（後部）　ICHIKOH　7411	市光工業株式会社	東京都品川区東五反田5丁目10番18号

○運輸省告示第三百四十九号

道路運送車両法施行規則（昭和二十六年運輸省令第七十四号）第六十三条第一項の規定により、平成七年四月二十四日次のとおり自動車の保安装置をその型式について認定した。

平成七年五月三十一日　　運輸大臣　亀井　静香

型式認定番号	保安装置の名称及び型式	製作者等の名称	製作者等の住所
⊜-1167	反射器（後部）　STANLEY　RR2200	スタンレー電気株式会社	東京都目黒区中目黒2丁目9番13号

○運輸省告示第三百五十号

道路運送車両法施行規則（昭和二十六年運輸省令第七十四号）第六十三条第一項の規定により、平成七年五月九日次のとおり自動車の保安装置をその型式について認定した。

平成七年五月三十一日　　運輸大臣　亀井　静香

型式認定番号	保安装置の名称及び型式	製作者等の名称	製作者等の住所
⊜R-1168	反射器（後部）　小糸220-76327	株式会社　小糸製作所	東京都港区高輪4丁目8番3号

○運輸省告示第三百五十一号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条第一項の規定により、平成七年五月八日次のとおり自動車をその型式について指定した。

平成七年五月三十一日　　運輸大臣　亀井　静香

指定番号	車名及び型式	製作者等の名称	製作者等の住所
8169	マツダ　KC-WGFAK	マツダ株式会社	広島県安芸郡府中町新地3番1号
8170	マツダ　KC-WGJAK	〃	〃
8171	マツダ　KC-WGJ4T	〃	〃
8172	マツダ　KC-WGZ4T	〃	〃

○運輸省告示第三百五十二号

道路運送車両の保安基準（昭和二十六年運輸省令第六十七号）第三十二条第五項の規定により、平成七年四月十八日次のとおり前照灯をその型式について指定した。

平成七年五月三十一日　　運輸大臣　亀井　静香

前照灯の型式		製作者の名称	製作者の住所
タイプ1	タイプ2		
E1　55/53（左側）	E1　55/53（左側）	ヘラー社	ドイツ連邦共和国　リップシュタット　D-59552
E1　56/53（右側）	E1　56/53（右側）		

○運輸省告示第三百五十三号

道路運送車両の保安基準（昭和二十六年運輸省令第六十七号）第三十二条第五項の規定により、平成七年四月十八日次のとおり前照灯をその型式について指定した。

平成七年五月三十一日　　運輸大臣　亀井　静香

前照灯の型式		製作者の名称	製作者の住所
タイプ1	タイプ2		
LE　06010 O（右側）	LE　06010 O（右側）	ロバート　ボッシュ社	ドイツ連邦共和国　シュツットガルト　ワーナー通り　51　70469
LE　06010 N（左側）	LE　06010 N（左側）		

○運輸省告示第三百五十四号

道路運送車両の保安基準（昭和二十六年運輸省令第六十七号）第三十二条第五項の規定により、平成七年五月十五日次のとおり前照灯をその型式について指定した。

平成七年五月三十一日　　運輸大臣　亀井　静香

前照灯の型式		製作者の名称	製作者の住所
タイプ1	タイプ2		
16522383（左側）	16522383（左側）	ゼネラルモーターズ・コーポレーション　デルファイ・インテリア＆ライティング・システムズ	P.O. BOX 2459　アンダーソン　インディアナU.S.A
16522384（右側）	16522384（右側）		

○運輸省告示第三百五十五号

道路運送車両法施行規則（昭和二十六年運輸省令第七十四号）第六十二条の三の二第一項の規定により、平成七年五月八日次のとおり自動車の型式について騒音に係る認定をした。

平成七年五月三十一日　　運輸大臣　亀井　静香

型式認定番号	車名及び型式	製作者等の名称	製作者等の住所
大-4276	日野KC-RU3FPCB	日野自動車工業株式会社	東京都日野市日野台3丁目1番地の1
大-4277	日野KC-RU3FSCB	〃	〃

③ 点検整備の際に分解を伴った場合には、チェック記号を◯で囲むなどとして記録しておきます。

(3) 「整備を完了した年月日」
整備を完了した年月日を記載します。

(4) 「車台番号」、「自動車登録番号又は車両番号」
自動車に備え付けの自動車検査証又は軽自動車届出済証を見て記載します。

(5) 「点検時の総走行距離」
積算距離計（オドメータ）を見て点検時における自動車の総走行距離の数値を記載します。

(6) 「点検又は整備を実施した者の氏名又は名称及び住所」
点検又は整備を実施した者の氏名（法人は会社名）と住所を記載します。
なお、ユーザー自身が点検又は整備を実施した場合には、住所の記載は省略できます。
また、点検と整備を実施した者が異なるときは、両者を記載します。

（作業区分）

作業区分		意味	作業例	チェック記号の例
点検		点検の結果、異状がなかった。		レ
整備作業	交換	点検の結果、交換した。（部品、油脂、液類の交換作業を示す。）	◯ ブレーキ・ライニングの交換 ◯ ホイール・ベアリングの交換	×
	修理	点検の結果、修理した。（摩耗、損傷などのため部品を修復する作業を示す。）	◯ ディストリビュータのコンタクト・ポイントの修正 ◯ タイヤのパンク修理	△
	調整	点検の結果、調整した。（機能維持のため、遊び、すき間、角度などを基準値に戻す作業を示す。）	◯ ブレーキ・ドラムとライニングとのすき間調整 ◯ クラッチ・ペダルの遊び調整	A
	締付	点検の結果、締め付けた。（緩んだ箇所を増し締めする作業を示す。）	◯ ホイール・ナットの増し締め ◯ リーフ・スプリングのUボルトの増し締め	T
	清掃	点検の結果、清掃した。（粉塵、油などによる汚れを取り除く作業を示す。）	◯ ブレーキ・ドラム内の汚れの清掃 ◯ バッテリのターミナル部の清掃	C
	給油	点検の結果、給油した。（油脂、液類を補給する作業を示す。）	◯ バッテリ液の補給 ◯ シャシ各部の給油脂	L

○運輸省告示第三百四十三号

運輸審議会から、平成七年五月十一日付け運審第二十六号により、北九州高速鉄道株式会社の軌道の旅客運賃変更認可申請事案（事案番号平七第四〇一九号）については、申請どおり認可することが適当である旨の答申があったので、運輸審議会一般規則（昭和二十七年運輸省令第八号）第二十九条の規定により、これを告示する。

なお、答申文は、運輸審議会において、閲覧に供する。

平成七年五月二十六日

運輸大臣 亀井 静香

○運輸省告示第三百四十四号

運輸審議会一般規則（昭和二十七年運輸省令第八号）第十五条第一項の規定により、次のとおり運輸審議会件名表に登載された。

平成七年五月二十九日

運輸大臣 亀井 静香

事案番号	事案の種類	申請者	事案の内容
平7第9013号	定期航空運送事業の免許	日本航空株式会社	申請路線 福島―帯広
平7第9014号	定期航空運送事業の免許	全日本空輸株式会社	申請路線 大阪―上海
平7第9015号	定期航空運送事業の免許	全日本空輸株式会社	申請路線 大阪―クアラルンプール

○運輸省告示第三百四十五号

運輸審議会一般規則（昭和二十七年運輸省令第八号）第十五条第一項の規定により、次のとおり運輸審議会件名表に登載された。

平成七年五月二十九日

運輸大臣 亀井 静香

事案番号	事案の種類	申請者	事案の内容
平7第1005号	一般旅客定期航路事業の免許	有村産業株式会社	申請航路 那覇―名古屋―大阪

○運輸省告示第三百四十六号

道路運送車両法施行規則（昭和二十六年運輸省令第七十四号）第六十二条の三の二第一項の規定により、平成七年五月十六日次のとおり自動車の型式について騒音に係る認定をした。

平成七年五月三十日

運輸大臣 亀井 静香

型式認定番号	車名及び型式	製作者等の名称	製作者等の住所
大―3492	いすゞKC－FTR33F2	いすゞ自動車株式会社	東京都品川区南大井6丁目26番1号
大―3493	いすゞKC－FTR33F2K	〃	〃
大―3494	いすゞKC－FTR33H2	〃	〃
大―3495	いすゞKC－FTR33H2K	〃	〃
大―3496	いすゞKC－FTR33K2	〃	〃
大―3497	いすゞKC－FTR33L2	〃	〃
大―3498	いすゞKC－FTR33N2	〃	〃
大―3499	いすゞKC－FTR33S2	〃	〃
大―3500	いすゞKC－FTR32F2	〃	〃
大―3501	いすゞKC－FTR32H2	〃	〃

		取り付けます。	(4) オイルの量は規定の範囲の上限（MAX）を超えないようにしてください。 (5) オイルをこぼしたときは、完全に拭き取ってください。
	冷却水の補給	（リザーバ・タンク付きの車両） (1) 冷却水が不足している場合は、リザーバ・タンクのキャップを外し、タンクの上限（FULL）まで冷却水を補給します。 (2) 通常は、ラジエータ・キャップを外さないでください。 ただし、リザーバ・タンクに冷却水がないときは、ラジエータのキャップを外し、ラジエータの口元いっぱいまで補給します。 (3) 補給後はキャップを確実に取り付けます。 （リザーバ・タンクなしの車両） (1) ラジエータ・キャップを外し、冷却水を規定の量まで補給します。 (2) 補給後はラジエータ・キャップを確実に取り付けます。	(1) 冷却水は上限（FULL）を超えて入れないでください。 冷却水の温度が高いとき、急にラジエータ・キャップを外すと蒸気や熱湯が吹き出し危険です 水温が下がってから、布きれなどでキャップを包み、静かに開けてください。 (2) 冷却水の減り具合が著しいときは、ラジエータ本体、ホースなどから水漏れが考えられます。
	冷却水の交換	（冷却水の抜き方） (1) ラジエータ・キャップを外し、次にドレン・プラグを外し、冷却水を抜きます。 (2) リザーバ・タンクの冷却水も同時に抜きます。 （冷却水の入れ方） (1) ラジエータのドレン・プラグを確実に締め付けます。 (2) リザーバ・タンク付きの車両の場合は、冷却水をラジエータの口元まで入れ、次にリザーバ・タンクの上限（FULL）まで入れます。 また、リザーバ・タンクなしの車両の場合は、冷却水をラジエータの規定の量まで入れます。	(1) 冷却水の温度が高いとき、急にラジエータ・キャップを外すと蒸気や熱湯が吹き出し危険です。水温が下がってから、布きれなどでキャップを包み静かに開けてください。 (2) ロング・ライフ・クーラント、不凍液などは、車両にあった品質のものを使用してください。
		(3) 給水後はキャップを確実に取り付けます。 (4) エンジンを始動させ、しばらくたってからエンジンを停止させ、ラジエータ・キャップを外して冷却水の減り具合を確認し、減り具合が著しいときは冷却水を補給します。 (5) 補給後はラジエータ・キャップを確実に取り付けます。	
その他	ドライブ・チェーンの給油	(1) リア・ホイールを浮かした状態で、ホイールを手でゆっくり回しながら、チェーンやスプロケットに付着した泥、汚れをブラシなどで落とし、洗浄油で洗浄します。 (2) 乾燥後、リア・ホイールを手でゆっくり回しながら給油を行います。 なお、グリス封入式ドライブチェーンの場合は、洗浄は行わないでください。	(1) オイルは、車両にあった品質のものを使用してください。 (2) オイルがチェーン各部によく行きわたるようにチェーン・ローラの両側に給油してください。 (3) 給油後は、余分なオイルは拭き取ってください。

5　その他

○定期点検整備記録簿

定期点検整備記録簿は、点検の結果と整備の概要を記録、保存して、自動車の維持管理に役立てるためのものです。

定期点検整備記録簿は、自動車に備え付けることになっており、その保存期間は、自家用乗用自動車などにあっては2年間、その他の自動車にあっては1年間となっています。なお、自動車の維持管理を適切に継続していくためにも、この記録簿を可能な限り長期間保存し、自動車の「生涯記録簿」として活用されることが望まれます。

定期点検整備記録簿の記載事項と記載要領は次のとおりです。

＜記載事項及び記載要領＞

(1)　「点検の年月日」……点検を実施した年月日を記載します。

(2)　「点検の結果」、「整備の概要」……① それぞれの点検項目について、下表に示す作業区分に従ってチェック記号を用いるなどして、点検の結果及び必要となった整備の概要を記載します。
② 整備の概要については、交換した主な部品（ブレーキ液、ブレーキ・ホースなど）や測定結果（ブレーキ・ライニング、ブレーキ・パットの厚みなど）なども必要に応じ記載します。

		くたさい。	
緩衝装置	リア・ショック・アブソーバの調整	スプリングの強さをテンショナにより調整します。	テンショナによる調整は、左右の不揃いがないよう位置又は数字などを合わせて行ってください。
動力伝達装置	クラッチ・レバーの遊びの調整（油圧式を除く。）	(1) クラッチ・ケーブルのクラッチ・レバー側またはクラッチ側のテンショナにより遊びを調整します。 (2) 調整後は、クラッチ・レバーを手で抵抗を感じる位置まで引き、遊びの量が規定の範囲にあるかをスケールなどにより確認します (3) 遊びを確認する箇所と遊びの量は車の種類により異なりますので、自動車製作者が指定する方法により確認してください。	
電気装置	バッテリ・ターミナル部の清掃	(1) ターミナル部に汚れや腐食があるときは清掃します。 なお、ターミナル部が腐食して白い粉が付いているときは、ぬるま湯を湿した布で拭くとよく落ちます。 (2) ターミナル部の腐食が著しいものは、ターミナル部を取り外し、ワイヤ・ブラシ、サンド・ペーパで磨きます。 (3) 清掃、締付後は、ターミナル部にグリースを薄く塗っておきます。	(1) バッテリの整備を行うときは、必ずエンジンを停止させてください。 (2) 作業中、バッテリの＋・－端子が工具などによりショートすると危険ですから注意してください (3) 清掃のときは、バッテリ補給口に異物が入らないように注液口のキャップを締めておいてください。 (4) ターミナルからバッテリ端子を取り外す場合は、アース側の端子から外してください。 また、取り付ける場合は、アース側の端子を最後に取り付けてください (5) ターミナル部に緩みが生じないよう確実に締め付けてください。
	バッテリ液の補給	(1) バッテリ液が不足している場合は、キャップを外し、各槽とも上限（UPPER－LEVEL）まで精製水を補給します。 (2) 補給後はキャップを確実に締め付けます。	バッテリ液は、腐食性が大きく皮膚炎を起こしたり、金属を腐食させるなど非常に危険なので、人体、衣服、車体などに付着しないよう取扱いには十分注意してください。〔メンテナンス・フリー・バッテリ（密封型）の場合は、バッテリにはってある注意書に従ってください。〕
	ヒューズの交換 ○灯火装置（前照灯、制動灯など） ○方向指示器	(1) エンジン・スイッチを切り、故障状況から、点検すべきヒューズをヒューズ・ボックスの表示に従い確認し、ヒューズが切れていないかを点検します。 (2) ヒューズが切れている場合は、ヒューズ・ボックスの表示に従い、指定されている容量のヒューズと交換します。	(1) 指定容量を超えるヒューズ、針金、銀紙などは、配線の加熱、焼損の原因になるので使用しないでください。 (2) 交換してもすぐにヒューズが切れる場合は、他に原因が考えられます。
原動機（エンジン）	エア・クリーナ・エレメントの清掃、交換	(1) クリップ、ナットなどの締付金具を外し、カバーを取り外します。 (2) 湿式ウレタン・タイプの場合は、洗浄油で洗って乾燥させた後オイルに浸し、固くしぼって取り付けます。 また、乾式ろ紙タイプの場合は、ろ紙を傷つけないよう軽くたたくか、又はエレメントの内側から圧縮空気を吹きつけ塵などを吹き飛ばしてください。 なお、湿式ろ紙タイプの場合は、清掃すると目詰まりを引き起こすおそれがあるので清掃しないでください。 (3) エレメントを交換する際は、エレメントの取付方向、カバーの取付方向が定められているものは、その方法に従ってください。 (4) カバーを取り付け、クリップ、ナットなどの締付金具を確実に締め付けます。	湿式ウレタン・タイプの場合は、車両にあった品質のオイルを使用してください。
	エンジン・オイルの補給	(1) オイル・フィラ・キャップを外し、オイルを補給します。 (2) オイル補給後、オイルの量が規定の範囲にあるかをレベル・ゲージで確認します。 (3) オイル・フィラ・キャップを確実に	(1) 作業は平坦な場所で行います (2) オイルは、車両にあった品質のものを使用してください。 (3) 補給するときは、オイル・フィラからごみなどが入らないようにしてください。

装置	整備項目	整備の実施方法	注意事項
		（FULL）まで入れます。 また、リザーバ・タンクなしの車両の場合は冷却水をラジエータの規定の量まで入れます。 (4) 補給後はキャップを確実に取り付けます。 (5) エンジンを始動させ、しばらくたってからエンジンを停止させ、ラジエータ・キャップを外して冷却水の減り具合を確認し、減り具合か著しいときは、冷却水を補給します。 (6) 補給後はラジエータ・キャップを確実に取り付けます。	
その他	洗浄液噴射装置（ウィンド・ウォッシャ）の洗浄液（ウィンド・ウォッシャ液）の補給	ウィンド・ウォッシャ液の原液の希釈割合は気温によって異なるので、次の割合を参考にして希釈した洗浄液をタンクに補給します。 使用地域・季節／希釈割合／凍結温度 通常／原液1に水2／－10℃程度 寒冷地の冬期／原液1に水1／－20℃程度 極寒冷地の冬期／原液のまま／－50℃程度	タンクか空のままウィンド・ウォッシャを使用すると、モーターか破損することかあります。
	窓拭器（ワイパー）のブレードの交換	ワイパーのアームを起こし、ブレード取付部を外してブレードを交換します。	(1) 車の種類により左右のブレードの長さか異なる場合かありますので、取り外す前に長さを確認しておいてください。 (2) 収納型ワイパー（コンシールド・タイプ）の場合は、ワイパーを作動させ、アームが上方に向いたときエンジン・スイッチを切り、作動を停止させてから作業します なお、アームを起こしたまま作動させると車体に傷をつけることがあります。 (3) ブレードを取り外したとき、アームを倒すとカラスに傷をつけることかあります。

(2) 二輪自動車

装置	整備項目	整備の実施方法	注意事項
制動装置（ブレーキ）	ブレーキ液の補給	(1) ブレーキ液か不足している場合は、ブレーキ液のリザーバ・タンクのキャップを外し、上限（MAX）までブレーキ液を補給します。 (2) 補給後は、キャップを確実に締め付けます。	(1) ブレーキ液は、上限（MAX）を超えて補給しないでください。 (2) ブレーキ液を補給するときは、タンク内にごみなとか入らないように十分注意してください。 (3) ブレーキ液は、車両にあった品質のものを使用してください。異質のものを使用すると性能か低下することかあります。 (4) ブレーキ液の減り具合か著しいときは、ブレーキ系統の液漏れか考えられます。
	フロント・ブレーキ・レバー、リア・ブレーキ・レバーの遊びの調整（ディスク・ブレーキを除く。）	(1) ブレーキ・ケーブルのブレーキ・レバー側又はブレーキ・パネル側のアジャスタにより遊びを調整します。 (2) 調整後は、ブレーキ・レバーを手で抵抗を感じるまで引き、遊びの量が規定の範囲にあるかをスケールなどにより確認します。 (3) 遊びを確認する箇所と遊びの量は車の種類により異なりますので、自動車製作者か指定する方法により確認してください。	
	リア・ブレーキ・ペダルの遊びの調整（ディスク・ブレーキを除く。）	(1) ブレーキ・パネル部のアジャスタにより遊びを調整します。 (2) 調整後は、ブレーキ・ペダルを手で抵抗を感じるまで押し、遊びの量か規定の範囲にあるかをスケールなどにより確認します。 (3) 遊びを確認する箇所と遊びの量は車の種類により異なりますので、自動車製作者が指定する方法により確認して	

	ウォッシャ）など		
原動機（エンジン）	エア・クリーナ・エレメントの清掃、交換	(1) クリップ、ナットなどの締付金具を外し、カバーを取り外します。 (2) 乾式ろ紙タイプの場合は、ろ紙を傷つけないよう軽くたたくか、又はエレメントの内側から圧縮空気を吹きつけ、塵などを吹き飛ばしてください。 なお、湿式ろ紙タイプの場合は、清掃すると目詰まりを引き起こすおそれがあるので清掃しないでください。 (3) エレメントを交換する際は、エレメントの取付方向、カバーの取付方向が定められているものは、その方法に従ってください。 (4) カバーを取り付け、クリップ、ナットなどの締付金具を確実に締め付けます。	(1) カバーを取り外したとき、ナットをキャブレータ内などに落としたりしないようにしてください。 (2) 取り外したカバー、ナットをエンジン・ルーム内に置いたままでエンジンをかけると、けがをしたり部品が破損するおそれがあります。
	エンジン・オイルの補給	(1) オイル・フィラ・キャップを外し、オイルを補給します。 (2) オイル補給後、オイルの量が規定の範囲にあるかをオイル・レベル・ゲージで確認します。 (3) オイル・フィラ・キャップを確実に取り付けます。	(1) 作業は平坦な場所で行います。 (2) オイルは、車両にあった品質のものを使用してください。 (3) 補給するときは、オイル・フィラからごみなどが入らないようにしてください。 (4) オイルの量は規定の範囲の上限（MAX）を超えないようにしてください。 (5) オイルをこぼしたときは、完全に拭き取ってください。
	ジーゼル車の燃料フィルタの水抜き	燃料フィルタ又は水分離器の底に水かたまった場合には、下に受け皿を置き、水抜き用プラグを緩めて排水します。 なお、プライミング（手動）ポンプを操作して燃料を送ると早く排水できます。	周囲に付着した燃料をよく拭き取ってください。
	ジーゼル車の燃料系統のエア抜き	(1) 燃料フィルタ又は噴射ポンプのエア・プラグをスパナなどの工具により緩めます。 (2) エア・プラグから出る燃料中の気泡がなくなるまでプライミング・ポンプを操作し、混入したエアを抜きます。 なお、燃料系統にエアが入ると、エンジンが始動しにくくなります。 (3) エア抜き後は、プライミング・ポンプとエア・プラグを固定します。	(1) エア・プラグ、燃料フィルタなどから燃料漏れがないかを確認します。 (2) 周囲に付着した燃料をよく拭き取ってください。
	冷却水の補給	（リザーバ・タンク付きの車両） (1) 冷却水が不足している場合は、リザーバ・タンクのキャップを外し、タンクの上限（FULL）まで冷却水を補給します。 (2) 通常は、ラジエータ・キャップを外さないでください。 ただし、リザーバ・タンクに冷却水がないときは、ラジエータのキャップを外し、ラジエータの口元いっぱいまで補給します。 (3) 補給後はキャップを確実に取り付けます。 （リザーバ・タンクなしの車両） (1) ラジエータ・キャップを外し、冷却水を規定の量まで補給します。 (2) 補給後はラジエータ・キャップを確実に取り付けます。	(1) 冷却水は上限（FULL）を超えて入れないでください。 冷却水の温度か高いとき、急にラジエータ・キャップを外すと蒸気や熱湯か吹き出し危険です。水温か下がってから、布きれなどでキャップを包み静かに開けてください。 (2) 冷却水の減り具合が著しいときは、ラジエータ本体、ホースなどからの水漏れが考えられます。
	冷却水の交換	（冷却水の抜き方） (1) ラジエータ・キャップを外し、次にドレン・プラグを外し、冷却水を抜きます。 (2) リザーバ・タンクの冷却水も同時に抜きます。 （冷却水の入れ方） (1) ラジエータのドレン・プラグを確実に締め付けます。 (2) 室内のヒータの温度調整レバーを「HOT」の位置にします。 (3) リザーバ・タンク付きの車両の場合は、冷却水をラジエータの口元まで入れ、次にリザーバ・タンクの上限	(1) 冷却水の温度か高いとき、急にラジエータ・キャップを外すと蒸気や熱湯か吹き出し危険です。水温か下がってから、布きれなとでキャップを包み静かに開けてください。 (2) ロング・ライフ・クーラント、不凍液などは、車両にあった品質のものを使用してください。

装置		(2) 駐車ブレーキ・レバーを十分に引き、交換するタイヤとの対角線のタイヤ（例：右後輪を交換する場合は左前輪）の前後に輪止めをかけます。 (3) 交換するタイヤに近いジャッキ・ポイントにジャッキをかけます。 (4) ホイール・レンチでホイール・ナットを少し（約1回転）緩めます。 (5) タイヤか地面から少し浮くまで静かにジャッキ・アップします。 (6) ホイール・ナットを外し、タイヤを交換します。 (7) タイヤかかたつかない程度までナットを締め付けます。このとき、ナットのとがっている方のテーパ部とディスク・ホイール孔のシート部が平均に当たるように締め付けます。 (8) タイヤか地面に接するまでジャッキを下げ、ホイール・ナットを対角線の順序で2～3回に分けて、徐々に締め付けます。最後の締付けは確実に行ってください。 （最後の締付け方法は、車の種類によって異なりますので、定められた方法で確実に締め付けてください。） (9) ジャッキを外して、工具、ジャッキ、交換したタイヤを所定の位置に片付けます。 (10) 交換したタイヤは早めに修理してください。	に潜り込んだり、のぞき込まないようにしてください。 (2) 取り出したスペア・タイヤは、ジャッキか外れたときの危険防止のため、ジャッキ近くの車体の下に置きます。 (3) 締め付けるときは、レンチを足で踏んだり、パイプなどを使用して必要以上に締め付けないでください。 (4) 万一、パンクにより路上でタイヤを交換するときは、交通のじゃまにならず、安全に作業できる平らな地面の硬いところを選びます。 また、非常点滅表示灯や停止表示器材で後続車に注意を促し、同乗者は降ろしてください。 (5) インナ・ナット付ダブル・タイヤの場合 ① 内輪と外輪のエア・バルブ位置をずらして取り付けてください。 ② 内輪を交換したときは、内ナットを完全に締め付けた後、外輪を取り付けてください。 ③ 外輪だけを交換するときは、内ナット締付けを確認してください。 (6) 車によっては、ホイール・ナットが、車両の右側のものは右ねじ、左側のものは左ねじになっているものかありますので、緩めたり締め付けたりするときは、その方向に注意してください。
電気装置	バッテリ・ターミナル部の清掃	(1) ターミナル部に汚れや腐食かあるときは清掃します。 なお、ターミナル部か腐食して白い粉か付いているときは、ぬるま湯を浸した布で拭くとよく落ちます。 (2) ターミナル部の腐食が著しいものは、ターミナル部を取り外し、ワイヤ・ブラシ、サンド・ペーパで磨きます。 (3) 清掃、締付後は、ターミナル部にグリースを薄く塗っておきます。	(1) バッテリの整備を行うときは、必ずエンジンを停止させてください。 作業中、バッテリの＋・－端子か工具などによりショートすると危険ですから注意してください。 (3) 清掃のときは、バッテリ槽内に異物か入らないように注液口のキャップを締めておいてください。 (4) ターミナルからバッテリ端子を取り外す場合は、アース側の端子から外してください。また、取り付ける場合は、アース側の端子を最後に取り付けてください。 (5) ターミナル部に緩みか生じないよう確実に締め付けてください。
	バッテリ液の補給	(1) バッテリ液が不足している場合は、キャップを外し、各槽とも上限（UPPER－LEVEL）まで精製水を補給します。 (2) 補給後はキャップを確実に締め付けます。	バッテリ液は、腐食性か大きく皮膚炎を起こしたり、金属を腐食させるなど非常に危険なので、人体、衣服、車体などに付着しないよう取扱いには十分注意してください。 （メンテナンス・フリー・バッテリ（密封型）の場合は、バッテリにはってある注意書に従ってください。）
	ヒューズの交換 ○ 灯火装置（前照灯、制動灯など） ○ 方向指示器 ○ 窓拭器（ワイパー） ○ 洗浄液噴射装置（ウィンド・	(1) エンジン・スイッチを切り、故障状況から、点検すべきヒューズをヒューズ・ボックスの表示に従い確認し、ヒューズが切れていないかを点検します。 (2) ヒューズが切れている場合は、ヒューズ・ボックスの表示に従い、指定されている容量のヒューズと交換します。	(1) 指定容量を超えるヒューズ、針金、銀紙などは、配線の加熱、焼損の原因になるので使用しないでください。 (2) 交換してもすぐにヒューズか切れる場合は、他の原因が考えられます。

		の状態		
		スロットル・バルブとチョーク・バルブの状態	12月	○ スロットル・バルブとチョーク・バルブがスムーズに動くかをスロットル・グリップ、チョーク・レバーなどを操作して点検します。
	冷却装置	水量	6月	○ リザーバ・タンクの冷却水量が、規定の範囲（UPPER～LOWERなど）にあるかを点検します また、リザーバ・タンクなしの場合は、ラジエータ・キャップを取り外し、冷却水量が十分であるかを点検します
		水漏れ	12月	○ アイドリング状態か、ラジエータ・キャップ・テスタで加圧した状態で、ラジエータ、ウォータ・ポンプ、ラジエータ・ホースなどから水漏れがないかを目視などにより点検します。 ○ ラジエータ・ホースに損傷や劣化がないか、また、ホースのクランプ類に緩みがないかを目視により点検します。
灯火装置、方向指示器		作用	6月	○ 前照灯、制動灯、尾灯、方向指示器など各灯火類が正常に作動し、点灯又は点滅具合に異状がないかを目視などにより点検します。また、各灯火のレンズや反射器に変色、損傷などがないかを点検します。 ○ 各灯火の取付けに緩みがないかを点検します。
警音器（ホーン）、施錠装置（ハンドル・ロック）		作用	12月	○ ホーンの音量及び音質を聴覚などにより点検します。 ○ キーを操作して、施錠、解錠が確実に作用するかをハンドルを動かして点検します。
計器		作用	12月	○ 走行して速度計の指示がスムースに作動するかを点検します。 ○ その他の計器にあっては、必要に応じ、規定の方法により点検します。
エグゾースト・パイプ、マフラ		取付けの緩み、損傷	12月	○ エグゾースト・パイプとマフラの取付部、接続部に緩みがないかをスパナなどにより点検します。 ○ 損傷、排気ガスの漏れ、他の部分との接触のおそれがないかを目視などにより点検します。
		マフラの機能	12月	○ エンジンの回転数を変化させて、排気音に異状がないかを聴覚などにより点検します
フレーム		緩み、損傷	12月	○ フレームなどのボルト、ナットに緩みがないかをスパナなどにより点検します また、フレームなどに損傷などがないかを目視により点検します。
その他		シャシ各部の給油脂状態	12月	○ シャシ各部の給油脂状態が十分であるかを目視などにより点検します

4 整備の実施の方法について

ここでは、「2 日常点検の実施の方法」と「3 定期点検の実施の方法」に基づき点検を行った結果、清掃、調整、交換などの整備が必要となった場合、通常行われることが多いものの代表例について、その実施の方法を説明しています。

整備の際に、特に注意を要する事項は、次のとおりです。

① 安全な場所を選ぶ。
② ユーザー自身が整備を行おうとする場合は、知識、技量の範囲内で行う。
③ 適切な工具を使用する。
④ エンジンは停止状態で行う。
⑤ 駐車ブレーキ・レバーを十分に引き、車輪に輪止めをかけるなどして、車両を動かないようにして行う。
⑥ 自動車をリフト・アップする場合には、適切なジャッキ、スタンド、リフトなどを使用して安全に行う。（自動車に備付けの簡易なジャッキは、タイヤ交換時に使用するものです。）
⑦ 廃棄部品や油脂廃類は、環境に悪影響を与えないよう適切に処理を行う。

(1) 四輪自動車など

装置	整備項目	整備の実施方法	注意事項
制動装置（ブレーキ）	ブレーキ液の補給	(1) ブレーキ液が不足している場合は、ブレーキ液のリザーバ・タンクのキャップを外し、上限（MAX）までブレーキ液を補給します。 (2) 補給後は、キャップを確実に締め付けます。	(1) ブレーキ液は、上限（MAX）を超えて補給しないでください。 (2) ブレーキ液を補給するときは、タンク内にごみなどが入らないように十分注意してください。 (3) ブレーキ液を補給するときは、こぼさないようにしてください。車体にこぼしたときは、拭き取ってください。 (4) 補給はエンジンが冷えてから行ってください エンジン温度が高いときに、排気系統へブレーキ液が付くと発煙する危険があります。 (5) ブレーキ液は、車両にあった品質のものを使用してください。異質のものを混用すると、性能が低下することがあります。 (6) ブレーキ液の減り具合が著しいときは、ブレーキ系統の液漏れが考えられます。
走行	タイヤの交換	(1) 工具、ジャッキ、スペア・タイヤを取り出します。	(1) ジャッキ・アップ中は危険ですからエンジンをかけたり、車の下

	シャフト、ドライブ・シャフト			1速の位置に変速した後、ホイールを手で回したとき、異状ながたがないかを点検します。
		スプライン部のがた	12月	○　エンジンを止めた状態でリヤ・ホイールを浮かせて1速の位置に変速した後、ホイールを手で回したとき、異状ながたがないかを点検します。
		自在継手部（ユニバーサル・ジョイント）のがた	12月	○　エンジンを止めた状態でリヤ・ホイールを浮かせて1速の位置に変速した後、ホイールを手で回したとき、異状ながたがないかを点検します。
	チェーン、スプロケット	チェーンの緩み	6月	○　スプロケット間の中央部を手で上下に動かし、チェーンの張り、たわみが規定の範囲にあるかをスケールなどにより点検します。 ○　リヤ・ホイールを浮かして、ホイールを手でゆっくり回しながらチェーンがスムーズに回転するかを点検します。また、チェーンの錆付、給油脂状態を目視により点検します。
		スプロケットの取付状態と摩耗	12月	○　スプロケットの取付ナット、ボルトに緩みがないかをスパナなどにより点検します。 ○　スプロケットに摩耗や損傷がないかを目視により点検します。
原動機（エンジン）	点火装置	点火プラグ（スパーク・プラグ）の状態	6月	○　スパーク・プラグを取り外し、電極に汚れや損傷かないか、また、絶縁碍子に焼損がないかを目視により点検します。 ○　中心電極と接地電極のすき間（プラグ・ギャップ）が規定の範囲にあるかをプラグ・ギャップ・ゲージなどにより点検します。
		点火時期	6月	○　エンジン暖機後、アイドリング状態でタイミング・ライトなどを用いて、点火時期か適切であるかを、規定の合わせマークを見て点検します。
	バッテリ	液量	6月	○　バッテリ各槽の液量が規定の範囲（UPPER～LOWERなど）にあるかを点検します。
		液の比重	12月	○　バッテリ各槽のバッテリ液の比重か規定の範囲にあるかを比重計により点検します。
		ターミナル部の接続状態	12月	○　ターミナル部に、緩みや腐食がないかを目視などにより点検します。
	電気配線	接続部の緩み、損傷	12月	○　電気配線の接続部に緩みがないかを手で動かすなとして点検します。 ○　ハンドルを動かしたときのかみ込みやシートなどとの接触がないかを目視により点検します。
				○　電気配線に損傷がないか、クランプに緩みがないかを目視などにより点検します。
	本体	かかり具合、異音	12月	○　エンジンが速やかに始動し、スムースに回転するかを点検します。 ○　エンジン始動時及びアイドリング状態で、異音かないかを点検します。
		低速と加速の状態	12月	○　エンジンを暖機させた状態で、アイドリンク時の回転がスムーズに続くかを点検します。また、回転計を用いて点検する場合は、アイトリング時の回転数か規定の範囲にあるかを点検します。 ○　エンジンを徐々に加速したとき、スロットル・グリップに引っ掛かりがないか、また、エンスト、ノッキングなとを起こすことなくスムーズに回転するかを走行するなどして点検します。
		排気の状態	6月	○　エンジンを十分に暖機させた状態で、アイドリング時、加速時の排気ガスの色が白煙や黒煙でないかを目視により点検します。
		エア・クリーナ・エレメントの状態	6月	○　エレメントを取り外し、汚れ、詰まり、損傷などがないかを目視なとにより点検します。
	潤滑装置	エンジン・オイルの汚れと量	6月	○　車両を水平な状態にして、エンジンを停止させ、オイル・レベル・ゲージなどに付着したオイルの汚れ具合を目視により点検します。また、オイル・レヘル・ゲージによりオイル量か規定の範囲にあるかを点検します。
		オイル漏れ	6月	○　シリンダ、クランク・ケース、オイル・パイプ、オイル・ホースなどからオイル漏れかないかを目視により点検します。 ○　2サイクル・エンジンにあっては、オイル・ポンプの取付部、オイル・タンクなどからオイル漏れがないかを目視により点検します。
	燃料装置	燃料漏れ	12月	○　フューエル・タンク、フューエル・コック、ホース、パイプ、キャブレータなどから燃料漏れがないかを、フューエル・コックのすべての切替位置で目視なとにより点検します。 ○　フューエル・ホースに損傷や劣化かないかを目視などにより点検します。
		キャブレータのリンク機構	12月	○　キャブレータのリンク機構がスムーズに動くかをスロットル・グリップの操作により点検します。

				摩耗、締付状態、リターン・スプリングのへたり、ブレーキ・カム面の摩耗、セレーション部のねじれを目視により点検します。
		ドラムの摩耗と損傷	12月	○ ブレーキを作動させ、ブレーキ・アームとブレーキ・パネル部のウェア・インジケータ（摩耗限度ライン）によりドラムの摩耗状況を点検し、また、ドラムの外観に損傷がないかを点検します。 ○ ブレーキ作動時に異音がある場合、ウェア・インジケータが規定値を超えている場合、又はウェア・インジケータが付いていない場合には、ホイールを取り外し、ドラム内面に異状な摩耗、損傷などがないかを目視により点検します
	ブレーキ・ディスク、パッド	ディスクとパッドとのすき間	12月	○ ブレーキを数回作動させパッドを安定させた後、ホイールを浮かし手で回し、ブレーキの引きずりがないかを点検します。
		パッドの摩耗	12月	○ キャリパ・ボデーの点検孔から、ウェア・インジケータ（摩耗限度ライン）によりパッドの厚みを点検します。また、必要に応じてスケールなどにより点検します
		ディスクの摩耗と損傷	12月	○ ディスクに摩耗や損傷がないかを目視などにより点検します。
走行装置	ホイール	タイヤの空気圧	6月	○ タイヤ・ゲージを用いて、空気圧が規定値であるかを点検します。
		タイヤの亀裂と損傷	12月	○ タイヤの全周にわたり、亀裂や損傷がないかを目視により点検します。また、タイヤの全周にわたり釘、石、その他の異物が刺さったり、かみ込んだりしていないかを目視などにより点検します。
		タイヤの溝の深さと異状な摩耗	12月	○ タイヤの接地面に設けられているウェア・インジケータ（スリップ・サイン）の表示により点検するか、又は、タイヤの接地面の全周にわたり、溝の深さが規定値以上あるかをディプス・ゲージなどにより点検します。 ○ タイヤに偏摩耗などの異状な摩耗がないかを目視により点検します。
		ホイール・ナットとホイール・ボルトの緩み	6月	○ アクスル・シャフトとアクスル・ホルダの締付ナット、ボルトに緩みがないかをスパナなどにより点検します。また、割ピン類に欠損がないかを目視により点検しま

				す。
		フロント・ホイール・ベアリングのがた	12月	○ フロント・フォークを動かないようにして、タイヤの両端に手をかけて動かし、フロント・ホイール・ベアリングにがたがないかを点検します。また、ホイールを浮かして手で回したとき、スムーズに回転し異音がないかを点検します。
		リア・ホイール・ベアリングのがた	12月	○ タイヤの両端に手をかけて動かし、リヤ・ホイール・ベアリングにがたがないかを点検します また、ホイールを浮かして手で回したとき、スムーズに回転し異音がないかを点検します。
緩衝装置	サスペンション・アーム（スイング・アーム）	連結部のがた、アームの損傷	12月	○ スイング・アーム、リンクなどの連結部に、がたがないかを手で揺するなどして目視により点検します。 ○ スイング・アームに損傷などがないかを目視により点検します。また、スイング・アームの取付ボルトに緩みがないかをスパナなどにより点検します。 ○ ボトム・リンク式のフロント・フォークを採用している場合は、フォーク・ロッカ・アームの連結部にがたがないかを手で揺するなどして点検します。また、フォーク・ロッカ・アームの損傷、取付部に緩みがないかをスパナなどにより点検します。
	ショック・アブソーバ	オイル漏れ、損傷	12月	○ ショック・アブソーバにオイル漏れや損傷がないかを目視により点検します。
動力伝達装置	クラッチ	クラッチ・レバーの遊び	6月	○ クラッチ・レバーを手で抵抗を感じるまで引き、遊びの量が規定の範囲にあるかをスケールなどにより点検します。
		作用	6月	○ アイドリング状態で、クラッチ・レバーをいっぱいに引いたときに異音がないか、異状に重くないかを点検します。また、変速操作がスムーズにできるか点検します。 ○ クラッチ・レバーを徐々に離して発進したとき、滑りがなく、接続がスムーズであるかを点検します。 ○ 自動式クラッチにあっては、走行するなどして接続が滑らかであるかを点検します。
	トランスミッション	オイル漏れ、オイル量	6月	○ トランスミッション周辺からオイル漏れがないかを目視などにより点検します。 ○ 車両を水平な状態にして、エンジンを停止させ、数分後にオイル量が規定の範囲にあるかをオイル・レベル・ゲージなどにより点検します。
	プロペラ・	連結部の緩み	6月	○ エンジンを止めた状態でリヤ・ホイールを浮かせて

じ取り装置（ハンドル、フロント・フォーク）				右に動かし、左右の動きがスムーズであるかを点検します。 ○　ハンドルに対して前輪の曲がり（ひねり）がないかを目視により点検します。 ○　走行して、ハンドルが異状に振れたり、取られないか、また、操作が異状に重くないかを点検します。
	フロント・フォーク	損傷	12月	○　フロント・フォークに損傷、曲がりなどがないかを目視により点検します。 ○　フロント・フォークを上下に作動させて、フロント・フォークに異音、オイル漏れなどがないかを点検します。
		ステアリング・ステムの取付状態	12月	○　ステアリング・ステムの締付ボルト、ナットに緩みがないかをスパナなどにより点検します。
		ステアリング・ステムの軸受部のがた	12月	○　ホイールを浮かした状態で、手でフロント・フォークの下部を前後に動かし軸受部にがたがないかを点検します。又は、フロント・ブレーキを作動させた状態で、ハンドルを前後、上下に動かし、軸受部にがたがないかを点検します。 ○　必要がある場合には、ステアリング・ステムを取り外し、摩耗、亀裂、曲がりなどがないかを目視により点検します。
制動装置（ブレーキ）	ブレーキ・ペダル及びブレーキ・レバー	遊び	6月	○　ブレーキ・ペダルを手で抵抗を感じるまで押し、遊びの量が規定の範囲にあるかをスケールなどにより点検します。なお、ペダルの下に床板を有するものにあってもペダルの遊びを点検します。 ○　ブレーキ・レバーを手で抵抗を感じるまで引き、遊びの量が規定の範囲にあるかをスケールなどにより点検します。 ○　油圧式のものにあっては、ブレーキ・レバーの引き具合により、又はペダルの踏みごたえにより、エアが混入していないかを点検します。
		ブレーキのきき具合	6月	○　乾燥した路面を走行して、フロント・ブレーキ、リヤ・ブレーキを別々に作動させ、きき具合が十分であるかを点検します。又は、ブレーキ・テスタを用いて、制動力が規定値以上であるかを点検します。
	ロッド、ケーブル類	緩み、がた、損傷	12月	○　ブレーキを作動させ、ロッド、ケーブル類に損傷などがないか、取付部や連結部に緩みやがた、損傷がないかをスパナなどにより点検します。
				○　ブレーキを作動させた時、異状に重くないかを点検します。また、割ピン類に欠損がないかを目視により点検します。
	ホース、パイプ	漏れ、損傷、取付状態	6月	○　ブレーキを作動させ、ホース、パイプ、接続部からブレーキ液の漏れがないかを点検します。 ○　ホース、パイプ及び接続部に劣化、損傷などがないかを点検します。また、結合部、クランプに緩みがないか、ハンドルを左右に切った時や走行中の振動によりホースやパイプが他の機構部分に干渉しないかを点検します。
	リザーバ・タンク	液量	12月	○　リザーバ・タンクのブレーキ液量が規定の範囲（UPPER～LOWERなど）にあるかを点検します。 ○　リザーバ・タンク周辺からブレーキ液の漏れがないかを目視などにより点検します。
	マスタ・シリンダ、ホイール・シリンダ、ディスク・キャリパ	機能、摩耗、損傷	12月	○　ブレーキを作動させマスタ・シリンダ、ディスク・キャリパの作動具合を外部からパッドの動きにより点検します。 ○　マスタ・シリンダ及びディスク・キャリパに損傷や液漏れがないかを目視などにより点検します。 ○　マスタ・シリンダ及びディスク・キャリパ・アセンブリを分解した時は、ピストン・カップ、ピストン・シール、ブーツなどに摩耗、損傷、腐食、劣化などがないかを目視などにより点検します。
	ブレーキ・ドラム、ブレーキ・シュー	ドラムとライニングとのすき間	6月	○　ブレーキを数回作動させ、シューを安定させ後、ホイールを浮かし手で回したとき、引きずりがないかを点検します。
		シューの摺動部分、ライニングの摩耗	12月	○　ブレーキを作動させ、ブレーキ・アームとブレーキ・パネル部のウェア・インジケータ（摩耗限度ライン）により、シューの摺動部分とライニングに摩耗がないかを目視により点検します。ただし、ウェア・インジケータが規定値を超えている場合、又はウェア・インジケータが付いていない場合には、ブレーキ・パネルを取り外し、シューの作動状態に異状がないか、ライニングに異状な摩耗や損傷、剥離がないかを目視により点検します。また、ライニングの厚みをスケールなどにより点検します。 ○　必要がある場合には、ブレーキ・シューを取り外し、シューの摺動部分の摩耗、損傷、アンカ・ピンの

	傷					○ リフト・アップなどの状態で、フレーム、クロス・メンバなどのリベット、ボルトに緩みかないかをスパナなどにより点検します また、フレーム、クロス・メンバなどに損傷などかないかを目視などにより点検します ○ トア、エンジン・フート、トランク・リッドなどの各ヒンジに緩みかないかを手で動かすなどして点検します。 〈貨物車など〉 ○ リフト・アップなどの状態で、フレーム、サイド・メンバ、クロス・メンバなどのリベット、ボルトに緩みかないかをスパナなどにより点検します また、フレーム各部に損傷などかないかを目視により点検します。 ○ チルト式キャブにあっては、キャブ・チルト・ロック装置、ヒンジなどの各部に緩みや損傷かないかを目視などにより点検します また、機能に異状かないかを点検します。 ○ 物品積載装置、巻込防止装置、突入防止装置などの取付ボルトに緩みかないかをスパナなどにより点検します。また、物品積載装置、巻込防止装置、突入防止装置などに損傷などかないかを目視により点検します ○ ドア、エンジン・フート、バック・ドアなどのヒンジに緩みかないかを手て動かすなどして点検します。また、損傷かないかを目視により点検します。
連結装置	カプラの機能と損傷				12月	○ 平坦な場所で、トレーラなどとの連結及び切離しかスムースに行えるかを点検します。 ○ カプラの取付部に緩みかないかをスパナなどにより点検します。 ○ カプラ・ジョー、ジョー・ピン、シャフト及び軸受部に摩耗や損傷、かたかないかを目視などにより点検します。また、ラバー式カプラの場合には、ラバーに損傷や摩耗かないかを目視などにより点検します。 ○ カプラ・サトル（ベース）の上面に損傷や摩耗かないかを目視などにより点検します。
	キング・ピンの亀裂と損傷				12月	○ トレーラのキング・ピン及びキング・ピン・プレートに亀裂や摩耗、損傷かないかを目視などにより点検します。また、キング・ピン取付部に損傷かないかを目視により点検します
	ピントル・フックとルネット・アイの損傷				12月	○ ピントル・フックとルネット・アイに損傷かないかを目視により点検します。また、取付部に緩みかないかをスパナなどにより点検します。
座席	座席ベルト（シート・ベルト）の状態		12月		12月	○ シート・ベルトに損傷かないかを目視により点検します また、バックルを操作してかみ具合に異状かないかを点検します。
閉扉発車防止装置	機能				12月	○ 乗降口の扉を開いたとき、運転席の警報装置が作動するか、また、扉を閉した後てなければ発車しないかを点検します。
その他	シャシ各部の給油脂状態		6月	6月	1月	○ シャシ各部の給油脂の状態か十分であるかを目視などにより点検します ○ 給油脂部のダスト・ブーツの破損、グリース・ニップルの脱落や緩みを点検します。 ○ 自動給脂式のものは、自動給脂装置のスイッチを操作し、パイロット・ランプの点灯により、給脂か十分であるかを目視により点検します。

(2) 二輪自動車

点検箇所		点検項目	点検時期（月ごと）	点検の実施方法
か	ハンドル	操作具合	12月	○ フロント・ホイールを浮かして、手でハンドルを左

						します
計器	作用		12月	12月	12月	○　速度計（タコグラフ）の指示（表示）かスムーズに作動するかを点検します ○　その他の計器にあっては、必要に応じ規定の方法により点検します
エグゾースト・パイプとマフラ	取付けの緩み、損傷	1年	12月	12月	3月	○　リフト・アップなどの状態で、次の点検を行います。 ・　エグゾースト・パイプ及びマフラの取付部、接続部に緩みかないかを手て揺するなどとして点検します。また、各ボルト、ナットに緩みかないかをスパナなどにより点検します。 ・　エンジンを始動し、接続部より排気ガスか漏れていないかを点検します。 ・　エグゾースト・パイプ及びマフラに損傷や腐食がないか点検します。 ・　エグゾースト・パイプ及びマフラが他の部分との接触のおそれかないかを点検します。 ・　ラバー・ハンガーの劣化や損傷、取付状態を点検します。
	マフラの機能	2年	2月	12月	12月	○　エンジンを始動し、回転数を変化させ、排気音に異状がないかを聴覚などにより点検します。
エア・コンプレッサ	エア・タンクの凝水		[illegible]月	6月	1月	○　エア・タンクのドレン・コックを開き、タンクに水がたまっていないかを点検します
	コンプレッサ、プレッシャ・レギュレータとアンローダ・バルブの機能		12月	12月	12月	（エア・コンプレッサの点検） ○　エア・タンクのエアを排出した後、エンジンを始動させ、アイドリング状態で、タンク内圧か規定値になるまでの所要時間を調べることにより点検します。 （プレッシャ・レギュレータ、アンローダ・バルブの点検） ○　エンジン運転状態で、ブレーキ・ペダルを数回踏み、タンク内圧力か下限規定値に低下したときに、自動的にエア・コンプレッサか働き、上限規定値で自動的に停止するかを点検します
高圧ガスを燃料とする燃料装置等	導管、継手部のガス漏れと損傷				3月	○　石けん水などを塗って、ベーパライザ、導管及び継手部にガス漏れかないかを目視などにより点検します。 ○　導管及び継手部に損傷かないかを目視により点検します。
	ベーパライザのタール				3月	○　エンジン暖機後、ドレン・コックを開き、ベーパライザにタールかたまっていないかを点検します。
	ガス容器取付部の緩みと損傷				12月	○　ガス容器又はコンテナ取付部及びクランプに緩みかないかをスパナなどにより点検します。また、損傷がないかを目視により点検します。
	座席のある車室との間の気密				2月	<コンテナ式> ○　コンテナ・ケースの換気孔のうち、ガスなどを送入するための換気孔一つを残し、すべての換気孔を密閉した後、コンテナ・ケースに炭酸ガスなどを0．1kg／㎠の圧力で３０秒間送入し、そのままの状態でコンテナ・ケースからガスなどの漏れがないかをガス検知器などにより点検します。 <コンテナ式以外> ○　ガス容器格納室の換気孔のうち、ガスなどを送入するための換気孔一つを残し、すべての換気孔を密閉した後、ノズル径４φ（または６φ）のホースで炭酸ガスなどを5kg／㎠（ノズル径が６φの場合は3kg／㎠）の圧力で３０秒間送入し、そのままの状態で、座席のある車室へガスなどか漏れないかをガス検知器などにより点検します。
車枠（フレーム）、車体（ボデー）	非常口の扉の機能				[illegible]月	○　非常口の扉かスムーズに開き、確実に閉まるかを点検します。また、開いたときに警報装置が作動するかを点検します。
	ドア・ロックの機能		12月		2月	○　ドアかキーやインナ・ロックにより確実にロックするかを点検します。
	緩み、損	2年	12月	12月	3月	・乗用車など・

		の機能					て、チェック・バルブの両側から交互にエアを送り、通気状態に差があるかを手を当てるなどして点検します。
一酸化炭素等発散防止装置	触媒反応方式等排出ガス減少装置の取付けの緩みと損傷		2年	12月		12月	＜ガソリン車、ＬＰＧ車＞ ○　リフト・アップなどの状態で、次の点検を行います。 ・　触媒などの排出ガス減少装置本体の取付けに緩みがないかをスパナなどにより点検します。 ・　触媒本体に損傷がないかを目視により点検します。（遮熱板に変形や損傷がなければ、この点検を省略できます。） ・　排気温度警告装置の配線の取付けに異状がないかを目視により点検します
	二次空気供給装置の機能		2年	12月		12月	＜ガソリン車、ＬＰＧ車（キャブレータ式）＞ ○　二次空気供給装置用フィルタの詰まりや損傷を点検します。また、アイドリング状態で、二次空気供給装置のエア・ホースをエア・クリーナ側で外し、ホースからの空気の吸い込みを点検します （規定の方法により点検を行うことと、されている場合には、その方法により点検します。）
	排気ガス再循環装置の機能		2年	12月		12月	○　エンジン暖機状態で、ＥＧＲコントロール・バルブのダイヤフラム部に手を当て、エンジン回転数を変化させたときのダイヤフラムの作動状態を確認します。
	減速時排気ガス減少装置の機能		2年	12月		12月	＜ガソリン車、ＬＰＧ車＞ ○　ダッシュ・ポットのロッドを指で押したとき抵抗感があり、指を離したとき瞬時に戻ることを確認することにより点検します。 （規定の方法により点検を行うことと、されている場合には、その方法により点検します。）
	配管の損		2年	12月		12月	○　ホース及びパイプに損傷、外れなどか

	傷と取付状態					ないかを目視などにより点検します。
熱害防止装置	遮熱板の取付けの緩みと損傷	2年	12月		12月	＜ガソリン車、ＬＰＧ車＞ ○　リフト・アップなどの状態で、次の点検を行います。 ・　遮熱板の取付ボルトに緩みがないかをスパナなどにより点検します。 ・　損傷がなく、他の部分と干渉していないかを目視などにより点検します
灯火装置、方向指示器	作用		6月	6月	1月	○　前照灯、制動灯、尾灯、方向指示器などの各灯火類が正常に作動し、点灯又は点滅具合か不良でないかを目視などにより点検します。また、各灯火のレンズや反射器に変色、損傷などがないかを点検します。 ○　各灯火の取付けに緩みがないかを点検します。
警音器（ホーン）、窓拭器（ワイパー）、洗浄液噴射装置（ウィンド・ウォッシャ）、デフロスタ、施錠装置（ステアリング・ロック）	作用		12月	12月	12月	（ホーンの点検） ○　ホーンの音量及び音質を聴覚などにより点検します。 （ワイパー及びウィンド・ウォッシャの点検） ○　次の点検を行います。 ・　ウィンド・ウォッシャ液の量か適当か。 ・　ウィンド・ウォッシャ液の噴射の向き及び高さか適当か ・　ワイパーの低速及び高速の各作動か不良でないか。 ・　ワイパーの払拭状態が不良でないか。 （デフロスタの点検） ○　デフロスタを作動させ、吹き出し口（サイドを含む。）からの空気の吹き出しや風量の切り換えに異状かないかを手を当てて点検します。 （ステアリング・ロックの点検） ○　エンジン・キーを抜いたときステアリング・ロックか確実に作用するかを点検

							○　燃圧計などを使用するか、又はフィード・ポンプを手で作動させて、フィード・ポンプに圧力かかかっているかを点検します。
	冷却装置	水量		6月	6月	1月	＜リザーバ・タンク（サブ・タンク）付き＞ ○　冷却水か規定の範囲（MAX～MIN など）にあるかを目視により点検します。 ＜リザーバ・タンク（サブ・タンク）なし＞ ○　ラジエータ・キャップを外し、冷却水の量か適当であるかを目視により点検します。
		ファン・ベルトの緩みと損傷	1年	6月	6月	1月	○　定められたプーリ間のベルト中央部を手（約10kg）で押したときのたわみ量が、規定の範囲にあるかをスケールなどにより点検します。又は、ベルト・テンション・ゲージ（張力計）を用いてベルトの張力か規定値内にあるかを点検します。 ○　ベルト全周にわたっての内側や側面に、摩耗や損傷、亀裂がないかを目視などにより点検します。
		水漏れ	1年	12月	12月	3月	○　アイドリング状態か、又はラジエータ・キャップ・テスタで加圧した状態で、ラジエータ、ウォータ・ポンプ、ラジエータ・ホース、ヒータ・ホースなどから水漏れがないかを目視により点検します。 ○　ラジエータ・ホースやヒータ・ホースに損傷や劣化がないか、また、ホースのクランプに緩みがないかをスパナなどにより点検します。
		ラジエータ・キャップの機能		12月	12月	12月	○　ラジエータ・キャップを外し、次の点検を行います。 ・　キャップの負圧弁を手で動かし、開閉状態に異状がないかを点検します また、ラジエータ・キャップ・テスタ

							を使用する場合は、圧力調整弁の開弁圧か規定の範囲にあるかを点検します。 ・　キャップのバルブ・シート面に汚れや損傷かないかを目視により点検します。
ばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置	ブローバイ・ガス還元装置	メータリング・バルブの状態	2年	12月		12月	＜ガソリン車、LPG車＞ ○　エンジンを作動させ、アイドリング状態でメータリング・バルブのインテーク・マニホールト側のホースをつまんだり放したりしたとき、バルブの作動音（カチカチ音）が発生するかを点検します。又は、メータリング・バルブの片側から通気し、反対側から通気しないことを点検します。
		配管の損傷	2年	12月		12月	＜ガソリン車、LPG車＞ ○　目視により、次の点検を行います。 ・　ホース、パイプなとの配管に劣化や損傷かないか。 ・　クランプの取付状態に異状がないか。
	燃料蒸発ガス排出抑止装置	配管等の損傷	2年	12月		12月	＜ガソリン車、LPG車＞ ○　ホース、パイプなどに損傷などがないかを目視などにより点検します。
		チャコール・キャニスタの詰まりと損傷	2年	12月		12月	＜ガソリン車、LPG車＞ ○　チャコール・キャニスタのフューエル・タンク側のホースを取り外しエアを送り、詰まりがないかを点検します。 ○　パージ・コントロール・バルブのフューエル・タンクからきているホース側を強く吹いたとき通気し、キャブレータからきているホース側を強く吹いたとき通気しないこと、また、大気開放側から強く吹いたとき通気することを点検します。 ○　チャコール・キャニスタ本体に損傷がないかを目視により点検します。
		チェック・バルブ	2年	12月		12月	＜ガソリン車、LPG車＞ ○　チェック・バルブを取り外すなどし

						ては、この点検を省略できます。）
潤滑装置	エンジン・オイルの汚れと量		6月	6月	1月	○ オイル量がオイル・レベル・ゲージにより示された範囲内にあるかを点検します　また、オイル・レベル・ゲージに付着したオイルの汚れ具合も点検します
	オイル漏れ	1年	6月	6月	1月	○ リフト・アップなどの状態で、目視などにより、次の点検を行います。 ・ シリンダ・ヘッド・カバー、オイル・パン、ドレーン・プラグなどからオイル漏れがないか。 ・ オイル・クーラ・ホースなどに劣化によるふくらみや亀裂、損傷がないか。
燃料装置	燃料漏れ	2年	6月	12月	1月	○ リフト・アップなどの状態で、目視などにより、次の点検を行います。 ・ フューエル・タンク、フューエル・ポンプ、ホース、パイプ、キャブレータ、インジェクタ、ノズル・ホルダ、インジェクション・ポンプなどから燃料漏れがないか。 ・ フューエル・ホース、パイプに亀裂や損傷がないか。 ・ 各ホース、パイプのクランプの取付けに緩みがないか。
	リンク機構の状態	2年	12月	—	12月	○ 各リンクの取付状態が不良でないか、リンクの結合部にがたがないか、また、ケーブルの動きに引っ掛かりがないかをスロットル・レバーを手で作動方向に動かしながら目視により点検します ○ リンク機構がスムースに動くかをアクセル・ペダルの操作により点検します
	スロットル・バルブとチョーク・バルブの状態	2年	12月		12月	○ スロットル・バルブ、シャフトにかたかないかをシャフトを指で押して点検します。 ○ スロットル・バルブとチョーク・バルブが全開、全閉するかをスロットル・レバーを手で動かすなどとして点検します。
	燃料フィルタ（フューエル・フィルタ）の詰まり		12月	12月	3月	○ エレメント式のものにあっては、エレメントを取り出し、汚れによる詰まりがないかを目視により点検します。（カートリッジ式のものにあっては、この点検は不要です）
	噴射ノズル（インジェクション・ノズル）の噴射圧力と噴霧状態		12月	12月	3月	〈ディーゼル車〉 ○ ノズル・ホルダを取り外し、インジェクション・ノズルの噴射圧力が規定の範囲にあるか、噴霧状態が不良でないか、また、後たれがないかをノズル・テスタにより点検します　（低速と加速の状態、排気の状態に異状がなければ、この点検を省略できます。）
	噴射時期、噴射量		12月	12月	12月	（噴射時期の点検） 〈ディーゼル車の分配型噴射ポンプ〉 ○ インジェクション・ポンプ側の合いマークとケースの刻印が一致しているかを点検します 〈ディーゼル車の列型噴射ポンプ〉 ○ クランク・プーリ又はフライ・ホイールの噴射開始時期の合いマークと、エンジン本体側の指針又は刻印とを一致させておき、そのときのインジェクション・ポンプ側の合いマークとタイマの刻印が一致しているかを点検します　（低速と加速の状態、排気の状態に異状がなければ、この点検を省略できます。） （噴射量の点検） ○ 噴射量が規定の範囲にあるかをポンプ・テスタにより点検します。（噴射ポンプに規定の封印が取り付けられており、低速と加速の状態、排気の状態に異状がなければ、この点検を省略できます。）
	供給ポンプ（フィード・ポンプ）の機能				12月	〈ディーゼル車の分配型噴射ポンプ〉 ○ エンジンの低速と加速の状態に異状がないことを確認するなどにより点検します。 〈ディーゼル車の列型噴射ポンプ〉

		ル部の接続状態					続状態が不良でないかを点検します。
	電気配線	接続部の緩み、損傷	2年	12月	12月	3月	○　エンジン・ルーム内の電気配線について、次の点検を行います。 ・　接続部に緩みがないかを手で動かすなどして点検します。 ・　電気配線に損傷がないか、また、クランプに緩みがないかを目視などにより点検します。 ・　電気配線が他部品と干渉するおそれがないかを点検します。 ○　必要に応じ、シャシ各部の電気配線についても点検します。
原動機（エンジン）	本体	かかり具合、異音		12月	12月	3月	○　エンジンが速やかに始動し、スムーズに回転するかを点検します。また、エンジン始動時及びアイドリング状態で、異音がないかを点検します。
		低速と加速の状態		12月	12月	3月	○　エンジンを暖機させた状態で、アイドリング時の回転がスムーズに続くかを点検します。また、回転計を用いて点検する場合は、アイドリング時の回転数が規定の範囲にあるかを点検します。 ○　エンジンを徐々に加速したとき、アクセル・ペダルに引っ掛かりがないか、また、エンスト、ノッキングなどを起こすことなくスムーズに回転するかを走行するなどして点検します。
		排気の状態	1年	6月	6月	3月	<ガソリン車、ＬＰＧ車> ○　エンジンを十分に暖機させた状態で、回転計を用いてアイドリング回転数が規定の範囲にあるかを確認した後、排気ガスの色が白煙や黒煙でないかを目視により点検します。また、アイドリング時のＣＯ（一酸化炭素）及びＨＣ（炭化水素）の排出濃度をＣＯ・ＨＣテスタにより点検します ディーゼル車> ○　エンジンを十分に暖機させた状態で、異状な黒煙を排出していないかを目視な

							どにより点検します。
		エア・クリーナ・エレメントの状態	1年 距離	6月	6月	1月	○　エレメントを取り外し、汚れ、詰まり、損傷などがないかを目視などにより点検します。
		エア・クリーナの油の汚れと量			6月		○　エア・クリーナのケースを取り外し、オイルの汚れ具合を目視により点検します。また、オイルの量が規定の範囲にあるかを目視により点検します。
		シリンダ・ヘッドとマニホールド各部の締付状態				12月	○　シリンダ・ヘッド及びマニホールド各部の締付部に緩みがないかをトルク・レンチなどにより点検します。（塑性域締め（角度締め）方式の場合には、この点検は不要です。）
		圧縮圧力				12月	<ガソリン車、ＬＰＧ車> ○　スパーク・プラグを全数取り外し、燃料を噴射しないようにカットし、スロットル・バルブを全開にして、スタータを回転させ、コンプレッション・ゲージにより点検します。（低速と加速の状態、排気の状態に異状がなければ、この点検を省略できます。） <ディーゼル車> ○　ノズル・ホルダ又はグロー・プラグを全数取り外し、燃料を噴射しないようにカットし、コンプレッション・ゲージを取り付け、スロットル・バルブを全開にしてスタータを回転させ点検します。（低速と加速の状態、排気の状態に異状がなければ、この点検を省略できます。）
		弁すき間（バルブ・クリアランス）		12月	12月	12月	○　シリンダ・ヘッド・カバーを取り外し、点検する気筒を圧縮上死点に合わせ、シックネス・ゲージでバルブ・クリアランスが規定の範囲にあるかを点検します。（バルブ・クリアランスによる異音がなく、エンジンがスムースに回転している場合、又は自動調整式の場合にあ

		自在継手部（ユニバーサル・ジョイント）のダスト・ブーツの亀裂と損傷	2年	12月	12月	3月	○ リフト・アップなどの状態で、ユニバーサル・ジョイントのダスト・ブーツに亀裂や損傷がないかを目視により点検します。また、ブーツからのグリース漏れやブーツ・クランプの緩みがないかを目視などにより点検します。
		スプライン部のがた		12月	12月	12月	○ リフト・アップなどの状態で、プロペラ・シャフト、ドライブ・シャフトを手で回転方向、上下、左右に動かし、スプライン部にがたがないかを点検します。
		自在継手部（ユニバーサル・ジョイント）のがた		12月	12月	12月	○ リフト・アップなどの状態で、プロペラ・シャフト及びドライブ・シャフトのユニバーサル・ジョイント付近を回転方向、上下、左右に動かし、がたがないかを点検します。
		センタ・ベアリングのがた		12月	12月	12月	○ リフト・アップなどの状態で、センタ・ベアリング付近のシャフトを手で上下、左右方向に動かし、がたがないかを点検します。
		アクスル・シャフトのねじれと亀裂				12月	○ リヤ・アクスル・シャフトを取り外し、シャフトにねじれや亀裂がないかを点検します。（リヤ・アクスル・シャフトの支持方式が全浮動式以外のものは、この点検を省略できます。）
	デファレンシャル	オイル漏れ、オイル量	2年距離	6月	6月	1月	○ リフト・アップなどの状態で、デファレンシャル周辺からオイル漏れがないかを目視などにより点検します。 ○ リフト・アップなどの状態で、フィラ・プラグを取り外してプラグ穴に指を入れるなどしてオイル量を点検します。（オイル漏れがなければ、オイル量は正常と判断して、この点検を省略できます。）
電気装置	点火装置	点火プラグ（スパーク・プラグ）の状態	1年	6月		3月	○ スパーク・プラグ（白金プラグを除く。）を取り外し、次の点検を行います。 ・ 電極に汚れや損傷、摩耗がないか、また、絶縁碍子に焼損がないかを目視により点検します。 ・ 中心電極と接地電極とのすき間（プラグ・ギャップ）が規定の範囲にあるかをプラグ・ギャップ・ゲージなどにより点検します。
		点火時期	1年	6月		3月	○ エンジン暖機後、規定のアイドリング回転数で、タイミング・ライトなどを用いて点火時期が適切であるかを、クランク・プーリなどの合わせマークを見て点検します。
		ディストリビュータのキャップの状態	1年	12月		12月	○ ディストリビュータのキャップを取り外し、目視により、次の点検を行います。 ・ キャップ、ロータの汚れがないか。 ・ ハイテンション・コードの差込部に緩みや錆などがないか。 ・ キャップ内側各端子（セグメント）に焼損や錆がないか。 ・ キャップの合わせ面がほこり等で汚れていないか。 ・ センタ・ピースに損傷や摩耗がないか、また、スプリングにへたりなどがないか。
		進角装置（遅角機構を含む。）の機能		12月		12月	○ タイミング・ライトなどを用いて、エンジン回転の加減速を反復しながら、進角、遅角がスムーズに行われるかをクランク・プーリなどの合わせマークを見て点検します。
	バッテリ	液量		6月	6月	1月	○ バッテリ各槽の液量が規定の範囲（UPPER～LOWERなど）にあるかを車両を揺するなどして目視により点検します。
		液の比重		12月	12月	12月	○ バッテリ各槽のバッテリ液の比重が規定の範囲にあるかを比重計により点検します。
		ターミナ	1年	12月	12月	3月	○ ターミナル部が、緩みや腐食により接

装置	部位	点検項目					点検方法
力伝達装置		遊び、切れたときの床板とのすき間					まで押し、遊びの量が規定の範囲にあるかをスケールなどにより点検します。このとき、マスタ・シリンダと一体型の倍力装置付きのクラッチにあっては、エンジンを停止しクラッチ・ペダルを数回踏み込んで、タンク内圧力を大気圧にして点検します。 ○ レリーズ・フォーク先端を手で動かし、レリーズ・フォーク先端の遊びの量が規定の範囲にあるかをスケールなどにより点検します。（無調整式レリーズ・シリンダの場合は点検は不要です。） ○ アイドリング状態でパーキング・ブレーキを確実に作動させ、さらに、ブレーキ・ペダルを踏んだ状態で1速にシフトしてクラッチ・ペダルを徐々に離し、クラッチがつながる直前のクラッチ・ペダルと床板とのすき間（又は、床いっぱいまでクラッチ・ペダルを踏み込んだ位置からのすき間）が規定の範囲にあるかをスケールなどにより点検します。
		作用		6月	6月	1月	○ アイドリング状態でクラッチ・ペダルを踏み込んだとき、異音がなく、異状に重くないかを点検します。また、1速又は後退（リバース）への変速操作がスムーズにできるかを点検します ○ クラッチ・ペダルを徐々に離し発進したとき、滑りがなく、接続がスムーズであるかを点検します。
		液量		12月	12月	3月	○ リザーバ・タンクの液量が規定の範囲にあるかを目視により点検します。
	トランスミッション及びトランスファ	オイル漏れ、オイル量	1年	6月	6月	1月	(オイル漏れの点検) <M/T車> ○ リフト・アップなどの状態で、トランスミッション及びトランスファ本体周辺（ケースの合わせ目）やオイル・シール部からのオイル漏れがないかを目視などにより点検します。 <A/T車> ○ リフト・アップなどの状態で、トランスミッション及びトランスファ本体周辺（ケースの合わせ目）やオイル・シール部からのオイル漏れがないかを目視などにより点検します。また、オイル・クーラ・ホースに亀裂や損傷がないかを点検します。 (オイル量の点検) <M/T車> ○ リフト・アップなどの状態で、トランスミッション及びトランスファのフィラ・プラグを取り外し、プラグ穴に指を入れるなどしてオイル量を点検します。（オイル漏れがなければ、オイル量は正常と判断して、この点検を省略できます。） <A/T車> ○ 水平な場所に車両を止め、パーキング・ブレーキを確実に作動させてエンジンを暖機し、アイドリング状態でブレーキ・ペダルを踏み込んだ状態で、シフト・レバーをゆっくり各レンジにシフトした後Pレンジ（車両によってはNレンジ）に戻します。そして、レベル・ゲージによりオイル量を点検します。 ○ レンジ操作の際、シフト・レバーに異状な重さやがたがなく、ポジション・インジケータの表示と一致しているかを点検します。
	プロペラ・シャフト、ドライブ・シャフト	連結部の緩み	1年 距離	6月	6月	3月	○ リフト・アップなどの状態で、プロペラ・シャフトのジョイント・フランジ・ヨーク取付ボルト、ナット、センタ・ベアリング・ブラケット取付ボルトに緩みがないかをスパナなどにより点検します。 ○ リフト・アップなどの状態で、ドライブ・シャフトの取付ナットに緩みがないかをスパナなどにより点検します

		傷					
		リーフ・スプリングの連結部のがた		12月	12月	12月	○ リフト・アップなどの状態で、次の点検を行います。 ・ リーフ・スプリングのピンなどで連結されている部分を手で揺するなどして、軸方向又は直角方向にがたがないかを点検します。 ・ 後二軸のトラニオン式などにあっては、トルク・ロッド（ラジアス・ロッド）の連結部にがたがないかを点検ハンマなどにより点検します。
		リーフ・スプリングのリーフのずれ				12月	○ リフト・アップなどの状態で、リーフ・スプリングが左右又は前後の方向にずれていないかを目視により点検します。
	コイル・サスペンション（トーション・バーを含む。）	コイル・スプリングの損傷				3月	○ リフト・アップなどの状態で、コイル・スプリングの折損、亀裂などがないかを目視などにより点検します
		取付部、連結部の緩み、がた、損傷		12月	12月	12月	○ リフト・アップなどの状態で、次の点検を行います。 ・ サスペンションの各取付ボルトやナットに緩みがないかをスパナなどにより点検します。 ・ サスペンションの各連結部を手で揺するなどして軸方向又は直角方向にがたがないかを点検します。 ・ サスペンション各部に損傷がないか、また、ボール・ジョイントのダスト・ブーツに亀裂や損傷がないかを点検します。
	サスペンションの取付部及び連結部	緩み、がた、損傷	2年				○ リフト・アップなどの状態で、次の点検を行います。 ・ サスペンションの各取付ボルトやナットに緩みがないかをスパナなどにより点検します。 ・ サスペンションの各連結部を手で揺するなどして軸方向又は直角方向にがたがないかを点検します。 ・ サスペンション各部に損傷がないか、また、ボール・ジョイントのダスト・ブーツに亀裂や損傷がないかを点検します
	エア・サスペンション	エア漏れ				3月	○ エンジンを始動させ、タンク内圧力が規定値に達したときエンジンを停止させ、圧力計により空気圧の保持状態からエア漏れがないかを点検します。 ○ リフト・アップなどの状態で、ベローズ、レベリング・バルブ及びパイプの接続部などに石けん水などを塗って、エア漏れがないかを点検します。
		ベローズの損傷				3月	○ リフト・アップなどの状態で、ベローズに損傷がないかを点検します。
		取付部、連結部の緩みと損傷				3月	○ リフト・アップなどの状態で、次の点検を行います。 ・ ラジアス・ロッド、スタビライザ、リンケーンなどの取付部と連結部に緩みがないかをスパナなどにより点検します。 ・ 取付部と連結部に損傷がないかを目視などにより点検します。
		ベローズの高さ				12月	○ 車両を水平な場所に置き、エア・タンク内圧力が規定の範囲にあることを確認した後、フロント、リヤのベローズの高さをスケールなどにより点検します。
		レベリング・バルブの機能				12月	○ 車両を水平な場所に置き、レベリング・バルブとアクスル部を連結しているロッドをレベリング・バルブのレバーから切り離し、レベリング・バルブのレバーを作動させて、ベローズの高さが変化するまでの時間が規定の範囲にあるかをスケールと時計で確認することにより機能を点検します。
	ショック・アブソーバ	オイル漏れ、損傷	2年	12月	12月	3月	○ リフト・アップなどの状態で、目視などにより、次の点検を行います。 ・ ショック・アブソーバにオイル漏れや損傷がないか。 ・ 取付部に損傷がないか。
動	クラッチ	ペダルの	1年	6月	6月	1月	○ クラッチ・ペダルを手で抵抗を感じる

走行装置	ホイール	タイヤの空気圧		6月	6月	1月	○ タイヤ・ゲージを用いて、タイヤ（スペア・タイヤを含む。）の空気圧が規定値であるかを点検します。
		タイヤの亀裂と損傷		12月	12月	3月	○ タイヤの全周にわたり亀裂や損傷がないかを目視により点検します。また、タイヤの全周にわたり釘、石、その他の異物が刺さったり、かみ込んだりしていないかを目視などにより点検します
		タイヤの溝の深さと異状な摩耗	1年	12月	12月	3月	○ タイヤの接地面に設けられているウェア・インジケータ（スリップ・サイン）の表示により点検するか、又は、タイヤの接地面の全周にわたり、溝の深さが規定値以上あるかをディプス・ゲージなどにより点検します。 ○ タイヤに偏摩耗などの異状がないかを目視により点検します。
		ホイール・ナットとホイール・ボルトの緩み	1年 距離	6月	6月	1月	○ ホイール・ナット、ボルトに緩みがないかをホイール・ナット・レンチなどにより点検します。また、リヤ・シャフトの支持方式が全浮動式のものにあっては、アクスル・シャフトの取付ナット、ボルトに緩みがないかを点検します。
		リム、サイド・リング、ホイール・ディスクの損傷				3月	○ リム、サイド・リング、ホイール・ディスクに損傷、腐食などがないかを目視により点検します。また、サイド・リング付きのディスク・ホイールにあっては、合い口のすき間についても規定値内であるかを点検します。
		フロント・ホイール・ベアリングのがた	2年 距離	12月	12月	3月	○ リフト・アップなどの状態で、次の点検を行います ・ 補助者にブレーキ・ペダルを踏ませ、タイヤの上下に手を掛けて動かし、フロント・ホイール・ベアリングにがたがないかを点検します。 ・ ホイールを回転させて異音がないかを点検します。 ・ 必要がある場合には、フロント・ホイール・ベアリングを取り外し、ベアリングなどに摩耗や損傷、泥水などの浸入がないかを点検します。
		リア・ホイール・ベアリングのがた	2年 距離	12月	12月	12月	○ リフト・アップなどの状態で、次の点検を行います。 ・ 駐車ブレーキを引き（踏み）、タイヤの上下に手を掛けて動かし、リヤ・ホイール・ベアリングにがたがないかを点検します。 ・ ホイールを回転させて、異音がないかを点検します。 ・ 必要がある場合には、リヤ・ホイール・ベアリングを取り外し、ベアリングなどに摩耗や損傷、泥水などの浸入がないかを点検します
緩衝装置	リーフ・サスペンション	リーフ・スプリングの損傷		12月	12月	3月	○ リフト・アップなどの状態で、リーフ・スプリングに折損、亀裂などがないかを目視などにより点検します。
		リーフ・スプリングの取付部の緩みと損傷		12月	12月		○ リフト・アップなどの状態で、次の点検を行います。 ・ リーフ・スプリングのUボルト、スプリング・バンドなどに緩みや損傷がないかをスパナなどにより点検します。 ・ スプリング・ブラケットの取付部に緩みや損傷がないかを点検ハンマなどにより点検します。
		リーフ・スプリングの取付部（ブラケット部を除く。）の緩みと損傷				3月	○ リフト・アップなどの状態で、リーフ・スプリングのUボルト、スプリング・バンドなどに緩みや損傷がないかをスパナなどにより点検します。
		リーフ・スプリング・ブラケットの取付けの緩みと損				12月	○ リフト・アップなどの状態で、スプリング・ブラケットの取付部に緩みや損傷がないかを点検ハンマなどにより点検します。

							ックネス・ゲージにより、また、点検孔のないものはアジャスタにより、すき間を点検します。
		シューの摺動部分、ライニングの摩耗	1年距離	12月	12月	3月	○ リフト・アップなどの状態で、ブレーキ・ドラムを取り外し、次の点検を行います。 ・ ライニングに異状な摩耗や損傷、剥離がないかを目視などにより点検します。 ・ ライニングの厚みをスケールなどにより点検します。 ・ リベット、ボルトに緩みがないかを点検します。 ○ 必要がある場合には、シューを分解し、次の点検を行います。 ・ ブレーキ・シューの摺動部分に異状な摩耗や損傷がないか。 ・ アンカ・ピンに異状な摩耗がないか、また、錆付いていないか。 ・ リターン・スプリングにへたりがないか。 ・ 調整装置がスムーズに作動するか。
		ドラムの摩耗と損傷	2年	12月	12月	12月	○ リフト・アップなどの状態で、ブレーキ・ドラムを取り外し、ドラムの内側に異状な摩耗、亀裂、損傷などがないかを目視などにより点検します。
	バック・プレート	バック・プレートの状態				12月	○ リフト・アップなどの状態で、バック・プレート又はアンカ・ブラケットに損傷や亀裂、変形がないかを目視により点検します。 ○ リフト・アップなどの状態で、バック・プレート又はアンカ・ブラケットの取付ボルトに緩みがないかをスパナなどにより点検します。
	ブレーキ・ディスク、パッド	ディスクとパッドとのすき間	1年距離	12月	12月	3月	○ リフト・アップなどの状態で、タイヤを手で回したとき異状な引きずりがないかを点検します。
		パッドの摩耗	1年距離	12月	12月	3月	○ リフト・アップなどの状態で、ホイールを取り外しキャリパ・ボデーの点検孔から、パットの厚みを点検します。また、必要に応じてスケールなどにより点検します。
		ディスクの摩耗と損傷	2年	12月	12月	12月	○ リフト・アップなどの状態てホイールを取り外し、ディスク・ロータに異状な摩耗や損傷がないかを目視により点検します。
	センタ・ブレーキ・ドラム、ライニング	ドラムの取付けの緩み		12月	12月	3月	○ リフト・アップなどの状態で、センタ・ブレーキ・ドラムの取付ボルトに緩みがないかをスパナなどにより点検します。
		ドラムとライニングのすき間		12月	12月	3月	○ リフト・アップなどの状態て、パーキング・ブレーキ・レバーを数回操作し、ブレーキ・シューを安定させた後、点検孔のあるものは、シックネス・ゲージにより、また、点検孔のないものは、アジャスタにより、すき間を点検します。
		ライニングの摩耗		12月	12月	12月	○ リフト・アップなどの状態で、センタ・ブレーキ・ドラムを取り外し、ライニングに異状な摩耗や損傷、剥離がないかを目視などにより点検します。（ドラムとライニングとのすき間に異状がなければ、この点検を省略できます。）
		ドラムの摩耗と損傷		12月	12月	12月	○ リフト・アップなどの状態で、センタ・ブレーキ・ドラムを取り外し、ドラムの内側に異状な摩耗、損傷などがないかを目視などにより点検します。（ドラムとライニングとのすき間に異状がなければ、この点検を省略できます。）
	二重安全ブレーキ機構	機能		12月	12月	12月	<油圧式二重安全ブレーキ機構（セフティ・シリンダ式）> ○ フロント・ホイール・シリンダのエア・ブリーダを緩めた状態とリヤ・ホイール・シリンダのエア・ブリーダを緩めた状態のそれぞれにおいて、ブレーキ・ペダルを反復して踏み込んだとき、ブレーキ・ペダルと床板とのすき間があるかを点検します。

							検します ○　エンジンを停止させ、真空圧か大気圧になるまでブレーキ・ペダルを普通に踏み込んだとき、1回目より2回目、3回目と踏み込むにしたがってブレーキ・ペダルと床板とのすき間か増大するかを点検します <空気油圧複合式> ○　エア・タンク内圧力か規定値の状態て、ブレーキ・ペダルを踏み込んだときに規定の制動力か出るか、また、ブレーキ・ペダルから足を離したときにブレーキの引きずりかないかをブレーキ・テスタなどを使用して点検します。
		油密、気密				12月	<真空又は空気倍力式> ○　エンジン停止状態で、ブレーキ・ペダルを数回踏むなどして真空圧又は空気圧を大気圧してから、次にブレーキ・ペダルを強く踏み込んだままエンジンを始動し、真空圧又は空気圧が規定値に達したとき、ブレーキ・ペダルと床板とのすき間が減少するかを点検します ○　エンジンを停止させ、真空圧又は空気圧か大気圧になるまでブレーキ・ペダルを普通に踏み込んだとき、1回目より2回目、3回目と踏み込むにしたがってブレーキ・ペダルと床板とのすき間か増大するかを点検します。 ○　必要かある場合には、次の点検を行います。 ・　油圧計などのテスタを使用して、油圧の低下、発生油圧などか規定の範囲にあるかを点検します。 ・　真空計又は圧力計などのテスタを使用して、圧力の低下などか規定の範囲にあるかを点検します。 <空気油圧複合式> ○　エア・タンク内圧力か規定値の状態てブレーキ・ペダルを踏み込んだときに規
							定の制動力かでるか、また、ブレーキ・ペダルから足を離したときにブレーキの引きずりかないかをブレーキ・テスタなどを使用して点検します。 ○　必要かある場合には、次の点検を行います。 ・　油圧計などのテスタを使用して、油圧の低下、発生油圧などか規定の範囲にあるかを点検します。 ・　真空計又は圧力計などのテスタを使用して、圧力の低下などか規定の範囲にあるかを点検します。
		チェック・バルブとリレー・バルブの機能				12月	○　一体型真空倍力式にあっては、チェック・バルブの片側からは通気し、反対側からは通気しないことを確認することにより機能を点検します。（倍力装置の油密、気密に異状かなければ、この点検を省略てきます。） ○　一体型真空倍力式以外の場合は、真空計又は圧力計などのテスタを使用して各バルブの機能を点検します。又は分解して、チェック・ハルブ、リレー・ハルブ、ダイヤフラム、ピストン・カップなどのゴム部品に損傷や劣化かないかを確認することにより機能を点検します。
	ブレーキ・カム	摩耗				12月	○　リフト・アップなどの状態て、ブレーキ・ドラムを取り外し、カムに摩耗や損傷がないかを目視により点検します。
	ブレーキ・ドラム、ブレーキ・シュー	ドラムとライニングとのすき間	1年距離	6月	6月	1月	<自動調整式> ○　リフト・アップなどの状態て、ブレーキ・ペダル又はパーキング・ブレーキ・レハーを数回操作し、ブレーキ・シューを安定させた後、タイヤを手て回したとき、引きずりがないかを点検します。 <手動調整方式> ○　リフト・アップなどの状態て、ブレーキ・ペダル又はパーキング・ブレーキ・レハーを数回操作し、ブレーキ・シューを安定させた後、点検孔のあるものはシ

	バ						ルを取り外し、ディスク・キャリパの周辺から液漏れがないかを目視などにより点検します。
		機能、摩耗、損傷	2年	12月	12月	12月	（摩耗、損傷の点検） ○ マスタ・シリンダに損傷や液漏れがないかを目視などにより点検します。 ○ リフト・アップなどの状態で、ブレーキ・ドラムを取り外し、ホイール・シリンダ（シリンダ・ブーツ内を含む。）に損傷や液漏れがないかを目視などにより点検します。 ○ リフト・アップなどの状態で、ホイールを取り外し、ディスク・キャリパに損傷や液漏れがないかを目視などにより点検します。 ○ 必要がある場合には、マスタ・シリンダ、ホイール・シリンダ及びディスク・キャリパを分解し、シリンダ、ピストン、ピストン・カップ、ピストン・シール、チェック・バルブ、ブーツなどに摩耗、損傷、腐食、劣化などがないかを目視により点検します。 （機能の点検） ○ ブレーキ・ペダルの遊び、踏み込んだときの床板とのすき間及びブレーキのきき具合に異状がないことを確認します。
	ブレーキ・チャンバ	ロッドのストローク				1月	○ 規定の空気圧の状態で、補助者にブレーキ・ペダルをいっぱいに踏み込ませ、ロッドのストロークが規定の範囲にあるかをスケールなどにより点検します。
		機能				12月	○ 規定の空気圧の状態で、補助者にブレーキ・ペダルをいっぱいに踏み込ませ、チャンバのクランプ回りに石けん水などを塗ってエア漏れがないかを目視により点検します。 ○ ペダルを戻したときのチャンバ・ロッドの戻りに異状がないかを目視により点検します。 ○ 必要がある場合には、ブレーキ・チャ

							ンバを分解し、ダイヤフラム、スプリング、ゴム部品などに損傷や劣化がないかを目視により点検します。
	ブレーキ・バルブ、クイック・リリーズ・バルブ、リレー・バルブ	機能		12月	12月	12月	○ 規定の空気圧の状態で、補助者にブレーキ・ペダルをいっぱいに踏み込ませ、ブレーキ・バルブ、クイック・レリーズ・バルブ、リレー・バルブからエア漏れがないかを聴覚により点検します。また、ペダルを戻したとき、各バルブからのエアの排出に異状がないかを聴覚により点検します。 ○ ブレーキ・バルブにあっては、エアの吐出側に圧力計を取り付け、規定の空気圧の状態で、補助者にブレーキ・ペダルをいっぱいに踏み込ませ、圧力計がエア・タンク内の圧力と同じ圧力であるかを点検します。又は、分解して、バルブ、ピストン、バルブ・スプリング、ゴム部品などに損傷やへたり、劣化がないかを点検します。 ○ リレー・バルブにあっては、入口側と出口側に圧力計を取り付け、規定の空気圧の状態で、補助者にブレーキ・ペダルを踏み込ませ、入口側と出口側の圧力差が規定の範囲にあるかを点検します。又は、分解して、バルブ、ピストン、ダイヤフラム、スプリング、ゴム部品などに損傷やへたり、劣化がないかを目視により点検します。
	倍力装置（ブレーキ・ブースタ）	エア・クリーナの詰まり		12月	12月	3月	○ 分離型真空倍力式にあっては、エレメントを取り出し、汚れによる詰まり、損傷がないかを目視により点検します。
		機能		12月	12月		<真空倍力式> ○ エンジン停止状態で、ブレーキ・ペダルを数回踏むなどして真空圧を大気圧にしてから、次にブレーキ・ペダルを強く踏み込んだままエンジンを始動し、真空圧が規定値に達したとき、ブレーキ・ペダルと床板とのすき間が減少するかを点

							・オイル・ポンプ及びギヤ・ボックスの取付部に緩みがないか。 ・ホース及びパイプの接続部に緩みがないか。
制動装置（ブレーキ）	ブレーキ・ペダル	遊び、踏み込んだときの床板とのすき間	1年	6月	12月	1月	○ エンジン停止状態でブレーキ・ペダルを数回踏み、ブースター内を大気圧にしてから、ブレーキ・ペダルを手で抵抗を感じるまで押し、遊びの量が規定の範囲にあるかをスケールなどにより点検します。 ○ エンジンをかけた状態でブレーキ・ペダルを強く踏み込んで、ペダルと床板とのすき間が規定の範囲にあるかをスケールなどにより点検します。また、踏みごたえから、エアの混入がないかを点検します。
		ブレーキのきき具合	1年	6月	12月	1月	○ 乾燥した路面を走行してブレーキ・ペダルを踏み込んだとき、踏力に応じた制動力が得られ、進行方向にまっすぐに止まることができるかを点検します。 ○ ブレーキ・テスタで点検する場合は、左右前後輪の制動力の総和及び左右差が規定値にあるかを点検します
	駐車ブレーキ・レバー（パーキング・ブレーキ・レバー）	引きしろ（踏みしろ）	1年	6月	12月	1月	○ パーキング・ブレーキ・レバーを規定の力で操作したとき、引きしろ（踏みしろ）が、規定のノッチ数（ラチェットがかみ込む音で確認）の範囲にあるか、また、開放時に戻らないかを点検します。
		ブレーキのきき具合	1年	6月	12月	1月	○ 乾燥した勾坂（5分の1（20%）勾配）の路面で、停止状態が保持できるかを点検します。 ○ ブレーキ・テスタで点検する場合は、制動力が規定値以上あるかを点検します。
	ロッド、ケーブル類	緩み、がた、損傷	2年 距離	12月	12月	3月	○ リフト・アップなどの状態で、スパナなどにより、次の点検を行います。 ・ロッド、ケーブル類に損傷がないか、 ・取付部、連結部に緩みやがた、損傷がないか。 ・ケーブルのクランプに緩みがないか。
	ホース、パイプ	漏れ、損傷、取付状態	1年	6月	6月	1月	○ リフト・アップなどの状態で、次の点検を行います。 ・ホース、パイプ、接続部に液漏れや損傷がないかを目視などにより点検します。 ・走行中の振動やハンドル操作などによりパイプ、ホースが車体その他に部分と接触のおそれがないかを目視により点検します。 ・ホースに劣化によるふくらみや亀裂、損傷がないかを目視により点検します。 ・接続部、クランプに緩みなどがないかをスパナなどにより点検します。 ○ エア・ブレーキにあっては、リフト・アップなどの状態で、ホース、パイプの接続部に石けん水などを塗ってエア漏れがないかを目視により点検します。又は、エンジンを始動させ、タンク内圧力が規定値に達したときエンジンを停止させ、圧力計により空気圧の保持状態からエア漏れがないかを点検します。
	リザーバ・タンク	ブレーキ液の量		12月	12月	3月	○ リザーバ・タンクの液量が規定の範囲（MAX～MINなど）にあるかを点検します。 ○ リザーバ・タンク周辺から液漏れがないかを目視などにより点検します。また、通気孔のある場合には、通気孔の詰まりを目視などにより点検します
	マスタ・シリンダ、ホイール・シリンダ、ディスク・キャリ	液漏れ	1年				○ マスタ・シリンダの周辺から液漏れがないかを目視などにより点検します。 ○ リフト・アップなどの状態で、ブレーキ・ドラムを取り外し、ホイール・シリンダのブーツ周辺から液漏れがないかを目視などにより点検します。 ○ リフト・アップなどの状態で、ホイー

間5,000kmに満たない場合には、省略することができますが、2回連続して省略することはできません。

3 「四輪自動車など」の表中「点検項目」欄で、※印を付した点検項目については、バス、タクシー、乗用のレンタカーなどについて行って下さい。

定期点検の実施方法

(1) 四輪自動車など

点検箇所		点検項目	点検時期（年又は月ごと）				点検の実施方法
			自家用乗用など	自家用貨物など	大型特殊	事業用など	
かじ取り装置（ステアリング）	ハンドル	操作具合	2年	12月	12月	12月	○ 次の点検を行います。 ・ 一定車速で平坦な路面を直進中、ハンドルが振れることがないか、また、左右に取られることがないか。 ・ 走行中にハンドルを操作したとき、操作が異状に重くないか、また、戻りがよいか。 ・ ハンドルを上下、左右、軸方向に動かしたときにがたがないか、また、ハンドルを直進位置から左右に回したときの遊びの量が適当であるか。
	ギヤ・ボックス	オイル漏れ				12月	○ リフト・アップなどの状態で、ギヤ・ボックス各部からのオイル漏れがないかを目視などにより点検します
		取付けの緩み	2年距離	12月	12月	12月	○ リフト・アップなどの状態で、ギヤ・ボックスとフレームとの取付けに緩みがないかをスパナなどにより点検します。
	ロッド、アーム類（ステアリング・リンケージ）	ボール・ジョイントのダスト・ブーツの亀裂と損傷	2年	12月	12月	3月	○ リフト・アップなどの状態で、ロッド、アーム類のボール・ジョイントのダスト・ブーツに亀裂や損傷がないかを目視などにより点検します。
		緩み、がた、損傷	2年距離	12月	12月	3月	○ リフト・アップなどの状態で、ロッド、アーム類について、可動部を操舵力の伝わる方向に手で揺するなどして、次の点検を行います。 ・ 連結部にがたがないか。 ・ 取付部に緩みがないか。 ・ 曲がりや損傷がないか。 ・ 割ピンが欠損していないか。
	ナックル	連結部のがた		12月	12月	3月	○ リフト・アップなどの状態で、補助者にブレーキ・ペダルを踏ませ、タイヤの上下に手を掛けて動かし、キング・ピン又はボール・ジョイントにがたがないかを点検します。
	かじ取り車輪	ホイール・アライメント	2年距離	12月		12月	○ ホイール・アライメント・テスタ（又は、キャンバ・キャスタ・キングピン・ゲージ、ターニング・ラジアス・ゲージ、トーイン・ゲージ）を用いて、キャンバ、キャスタ、トーイン（及びキング・ピンの傾斜角度）が規定の範囲にあるかを点検します。（タイヤの異状摩耗、ハンドルの振れ、車体の傾きなどの異状が認められない場合は、サイド・スリップ・テスタにより点検してもよい。
	パワー・ステアリング装置	ベルトの緩みと損傷	1年	6月	6月	1月	○ 定められたプーリ間のベルト中央部を手（約10kg）で押したとき、たわみ量が規定の範囲にあるかをスケールなどにより点検します。 ○ ベルト全周にわたって内側、側面に著しい摩耗や損傷、亀裂がないかを目視などにより点検します
		オイル漏れ、オイル量	2年	12月	12月	3月	○ リフト・アップなどの状態で、次の点検を行います。 ・ ギヤ・ボックス、オイル・ポンプ、ホース、パイプ、接続部などからのオイル漏れがないか。 ・ ホースの劣化によるふくらみや損傷、亀裂などがないか。 ○ アイドリング状態でハンドルを数回据え切りをして油温を上げた後、リザーバ・タンクのオイル量を点検します。（車両によっては、冷間時エンジン停止状態で点検する車両もあります。）
		取付けの緩み	2年距離	12月	12月	12月	○ リフト・アップの状態で、スパナなどにより、次の点検を行います

点検箇所		点検項目	実施方法
			○ きれいに拭き取れるかを点検します
	◎空気圧力計	空気圧力の上がり具合	○ エンジンをかけて、空気圧力の上がり具合が極端に遅くないかを点検します。また、空気圧力が空気圧力計の表示に示された範囲にあるかを点検します。
	◎ブレーキ・バルブ	排気音	○ ブレーキ・ペダルを踏み込んで放した場合に、ブレーキ・バルブからの排気音が正常であるかを点検します。
エンジン・ルームの点検	ウィンド・ウォッシャ・タンク	※液量	○ ウィンド・ウォッシャ液の量が適当かを点検します。
	ブレーキのリザーバ・タンク	液量	○ リザーバ・タンク内の液量が規定の範囲（MAX～MINなど）にあるかを点検します。
	バッテリ	※液量	○ バッテリ各槽の液量が規定の範囲（UPPER～LOWERなど）にあるかを車両を揺らすなどして点検します
	ラジエータなどの冷却装置	※水量	○ リザーバ・タンク内の冷却水の量が規定の範囲（MAX～MINなど）にあるかを点検します。 冷却水の量が著しく減少しているときは、ラジエータ、ラジエータ・ホースなどからの水漏れのおそれがあります。
	潤滑装置	※エンジン・オイルの量	○ エンジン・オイルの量がオイル・レベル・ゲージにより示された範囲内にあるかを点検します。
	△ファン・ベルト	※張り具合、損傷	○ ベルトの中央部を手で押し、ベルトが少したわむ程度であるかを点検します。 ○ ベルトに損傷がないかを点検します。
車の周りからの点検	灯火装置、方向指示器	点灯・点滅具合、汚れ、損傷	○ エンジン・スイッチを入れ、前照灯、制動灯などの灯火装置の点灯具合や方向指示器の点滅具合が不良でないかを点検します。 ○ レンズなどに汚れや損傷がないかを点検します。
	タイヤ	空気圧	○ タイヤの接地部のたわみの状態により、空気圧が不足していないかを点検します
		亀裂、損傷	○ タイヤの全周に著しい亀裂や損傷がないかを点検します。また、タイヤの全周にわたり、釘、石、その他の異物が刺さったり、かみ込んだりしていないかを点検します。
		異状な摩耗	○ タイヤの接地面が異状に摩耗していないかを点検します.
		※溝の深さ	○ 溝の深さに不足がないかをウェア・インジケータ（スリップ・サイン）などにより点検します.
	◎エア・タンク	タンク内の凝水	○ ドレン・コックを開いて、タンクに水がたまっていないかを点検します。

（注）1　※印の点検項目は、「自家用貨物など」、「事業用など」に分類される自動車にあっても、自動車の走行距離や運行時の状態等から判断した適切な時期に行えばよいものです.

2　◎印の点検箇所は、エア・ブレーキが装着されている場合に点検してください。

3　△印の点検箇所は、「自家用乗用など」に分類される自動車にあっては、定期点検の際に実施するなどしてください。

3　定期点検の実施の方法

定期点検は、一般的な構造・装置の自動車に関し標準的な使用を前提として、定期的に行う必要のある点検を定めたものです。「自家用乗用など」に分類される自動車には、1年点検と2年点検の2種類があります。「自家用貨物など」に分類される自動車には、6か月点検と12か月点検の2種類が、また、「事業用など」に分類される自動車には、1か月点検、3か月点検と12か月点検の3種類があります。ここでは、標準的な点検の実施の方法を説明しています。

なお、特種な構造・装置の自動車や、走行距離が多いなど使用の状況が厳しい場合には、表に示されていない点検（メーカーなどが発行する点検整備の情報を参考として行う点検）が必要となります。

点検の際に、特に注意を要する事項は、次のとおりです。

① 安全な場所を選ぶ。

② ユーザー自身が定期点検のうちの一定部分を行おうとする場合には、知識、技量に見合ったものを行う。

③ 適切な機械・工具や測定器具を使用する。

④ 自動車をリフト・アップする場合には、適切なジャッキ、スタンド、リフトなどを使用して安全に点検を行う。（自動車に備付けの簡易なジャッキは、タイヤ交換時に使用するものです。）

（注）1　表中「実施方法」欄で用いている用語などの意味は、次のとおりです。

用語	意味
「リフト・アップなどの状態で」	ジャッキ・アップしスタンドで保持することにより、又はリフトやピットなどを使用して、自動車の下部を点検しやすい状態にすることをいいます。
「目視などにより点検する」	主として目視や手により点検することをいいます。
「スパナなどにより点検する」	スパナ、レンチ、点検ハンマなどの工具を使用して点検することをいいます。
「スケールなどにより点検する」	スケール、ノギス、ダイヤル・ゲージなどの測定器により、測定・点検することをいいます。
「規定・・・」	自動車製作者の定める方法、範囲又は値などをいいます。
「<　　　>」	点検の対象となる構造・装置などを示します。

2　「四輪自動車など」の表中「点検時期」欄で、「自家用乗用など」について「距離」と付した点検項目については、前回その項目について定期点検をしたときからの走行距離か、年

自家用貨物など	○ 車両総重量が8トン未満の貨物の運送の用に供する自家用の普通自動車、小型自動車	○ 1、10〜19、4、6、40〜49、60〜69	○ 白地に緑文字
	○ 乗車定員が10人以下の専ら幼児の運送を目的とする自家用の普通自動車、小型自動車	○ 3、30〜39、5、7、50〜59、70〜79	○ 白地に緑文字
	○ 乗車定員が10人以下で車両総重量が8トン未満の特種の用途に供する自家用の普通自動車、小型自動車	○ 8、80〜89	○ 白地に緑文字
	○ 乗車定員が10人以下で車両総重量が8トン未満の自家用の大型特殊自動車	○ 9、90〜99、0、00〜09	○ 白地に緑文字
	○ 二輪の小型自動車 ○ 二輪の軽自動車		
	○ 乗車定員が10人以下の乗用の普通自動車、小型自動車、検査対象軽自動車であって、道路運送法施行規則第52条の規定により受けた許可に係る自家用自動車（いわゆるレンタカー）	○ 3、30〜39、5、7、50〜59、70〜79	○ 白地に緑文字又は黄地に黒文字であって、平仮名文字が「れ」、「わ」のもの
	○ 貨物の運送の用に供する検査対象軽自動車であって、道路運送法施行規則第52条の規定により受けた許可に係る自家用自動車（いわゆるレンタカー）	○ 40〜49	○ 黄地に黒文字であって、平仮名文字が「わ」のもの
事業用など	○ 自動車運送事業（貨物軽自動車運送事業を除く。）の用に供する自動車		○ 緑地に白文字
	○ 貨物の運送の用に供する普通自動車、小型自動車であって、道路運送法施行規則第52条の規定により受けた許可に係わる自家用自動車（いわゆるレンタカー）	○ 1、10〜19、4、6、40〜49、60〜69	○ 白地に緑文字であって、平仮名文字が「れ」、「わ」のもの
	○ 乗車定員が11人以上の自家用自動車（いわゆる自家用のバスなど）	○ 2、20〜29、8、80〜89	○ 白地に緑文字
	○ 乗車定員が10人以下で車両総重量が8トン以上の自家用自動車（いわゆる自家用の大型貨物自動車など）	○ 1、10〜19、8、80〜89、9、90〜99、0、00〜09	○ 白地に緑文字

2 日常点検の実施の方法

日常点検は、ユーザーの皆さんが、日頃自動車を使用していく中で、自分自身の責任において行う点検です。この点検は、運転席にすわったり、エンジン・ルームをのぞいたり、また、自動車の周りを回りながら自動車の状態を見ることによって容易に実施可能なものです。

「自家用乗用など」に分類される自動車のユーザーの皆さんにあっては、走行距離や運行時の状態などから判断した適切な時期に、例えば、長距離を走行するとき、洗車・給油を行うときなどを目安に、実施することが必要です。また、「自家用貨物など」と「事業用など」に分類される自動車については、1日1回、その運行の前に実施することが必要です。

ここでは、標準的な点検の実施の方法について説明しています。

日常点検の実施方法

点検箇所		点検項目	点検の実施の方法
運行中の異状箇所		当該箇所の異状	○ 前日又は前回の運行中に異状を認めた箇所について、運行に支障がないかを点検します。
運転席での点検	ブレーキ・ペダル	踏みしろ、ブレーキのきき	○ ブレーキ・ペダルをいっぱいに踏み込んだとき、床板とのすき間（踏み残りしろ）や踏みごたえが適当であるかを点検します。 （床板とのすき間が少なくなっているときや、踏みごたえがやわらかく感じるときは、ブレーキ液の液漏れ、空気の混入によるブレーキのきき不良のおそれがあります。）
	駐車ブレーキ・レバー（パーキング・ブレーキ・レバー）	引きしろ（踏みしろ）	○ パーキング・ブレーキ・レバーをいっぱいに引いた（踏んだ）とき、引きしろ（踏みしろ）が多すぎたり、少なすぎたりしないかを点検します。
	原動機（エンジン）	※かかり具合、異音	○ エンジンが速やかに始動し、スムーズに回転するかを点検します。また、エンジン始動時及びアイドリング状態で、異音がないかを点検します。
		※低速、加速の状態	○ エンジンを暖機させた状態で、アイドリング時の回転がスムーズに続くかを点検します。 ○ エンジンを徐々に加速したとき、アクセル・ペダルに引っ掛かりがないか、また、エンスト、ノッキングなどを起こすことなくスムーズに回転するかを走行するなどして点検します。
	ウィンド・ウォッシャ	※噴射状態	○ ウィンド・ウォッシャ液の噴射の向き及び高さが適当かを点検します。
	ワイパー	※拭き取りの状態	○ ワイパーを作動させ、低速及び高速の各作動が不良でないかを点検します。

航空灯火	灯質	光度	配置等
誘導案内灯	白熱電灯、不動光		誘導路と滑走路との接続点付近

五　変更した事項に係る飛行場灯火の供用開始期日　平成七年六月二十二日

○運輸省告示第三百四十一号

広島西飛行場の飛行場灯火について告示した事項に変更があったので、航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第四十六条の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成七年五月二十五日　　運輸大臣　亀井　静香

一　設置者の氏名及び住所　広島県　広島県広島市中区基町十番五十二号

二　航空灯火の種類及び名称　飛行場灯火　広島西飛行場照明施設

三　航空灯火の位置及び所在地　広島西飛行場内　広島県広島市

四　変更した事項（本事項に関しては、平成七年五月二十五日付け航空路誌改訂版を参照。なお、変更前の事項については、平成五年運輸省告示第五百五十四号を参照）

飛行場灯台及び風向灯の項を次のとおり変更した。

航空灯火	灯質	光度	配置等
飛行場灯台	白熱電灯、航空白と航空緑の閃交光、毎分二十八閃光	航空白実効光度二十三万カンデラ、航空緑実効光度四万カンデラ	北緯三十四度二十一分五十七秒、東経百三十二度二十五分十八秒
風向灯	白熱電灯、不動光		飛行場灯台の北約三百七十メートルの位置

五　変更した事項に係る飛行場灯火の供用開始期日　平成七年六月二十二日

○運輸省告示第三百四十二号

道路運送車両法の一部を改正する法律（平成六年法律第八十六号）及び道路運送車両法施行規則等の一部を改正する省令（平成七年運輸省令第八号）の施行に伴い、昭和五十八年運輸省告示第百二十三号（自動車の点検及び整備に関する手引）の全部を次のように改正し、平成七年七月一日から適用するので公表する。

平成七年五月二十五日　　運輸大臣　亀井　静香

自動車の点検及び整備に関する手引

目次

1　はじめに

自動車は、現代社会において、なくてはならないものとなっていますが、一方において、交通事故、環境問題は、依然として大きな社会問題となっており、このような問題を一歩一歩解決していくことにより、人と調和のとれた安全で快適な「くるま社会」を形成していくことが求められています。

そのためには、自動車は常に適切な状態で使用されることが必要ですが、自動車も機械である以上、使用することにより劣化・摩耗が進み、構造や装置の性能が低下するので、実際に自動車を使用するユーザーの皆さん自身が、責任をもって常日頃から適切に管理することが大切です。このため、自動車を点検整備し常に適切な状態に維持する責任が、ユーザーの皆さんにあることが法律（道路運送車両法（昭和２６年法律第１８５号））に定められています。

ユーザーの皆さん一人ひとりが、責任をもって、定められた「日常点検整備」と「定期点検整備」を確実に実施し、さらに、自動車メーカーなどが発行する点検整備の情報を参考として、使用の状況や自動車の構造・装置などに応じて適切に点検整備を実施することにより、自動車を常に安全で良好な状態に維持することが必要です。

この手引は、ユーザーの皆さんが、自動車の点検整備についての理解を深めていただけるよう、一般的な自動車について標準的な使用を前提とした「日常点検」と「定期点検」の実施の方法と、これらの点検に伴い必要となる整備の実施の方法の指針を示したものです。

ユーザーの皆さんがこの手引を活用され、安全で快適な「くるま社会」をめざして適切に自動車を使用することが期待されます。

（注）1　この「手引」の中で用いる「日常点検」と「定期点検」の内容については、平成７年７月１日から施行される改正後の自動車点検基準（昭和２６年運輸省令第７０号）の定めるところによっています。

2　この「手引」の中で用いる自動車の区分（「自家用乗用など」、「自家用貨物など」、「事業用など」）の意味は次のとおりです。

	対象となる主な自動車	自動車登録番号標又は車両番号標（例） 分類番号	塗色等
自家用など	○自家用乗用自動車	3、30～39、5、7、50～59、70～79	○白地に緑文字又は黄地に黒文字
	○貨物の運送の用に供する自家用の検査対象軽自動車	○40～49	○黄地に黒文字
	○特種の用途に供する自家用の検査対象軽自動車	○80～89	○黄地に黒文字
	○貨物軽自動車運送事業の用に供する検査対象軽自動車	○40～49	○黒地に黄文字

中—2893	ニッサンディーゼルＫ C—BKR71LV	〃	〃
中—2894	ニッサンディーゼルＫ C—BKR71LAV	〃	〃
中—2895	ニッサンディーゼルＫ C—BPR71GV	〃	〃
中—2896	ニッサンディーゼルＫ C—BPR71GY	〃	〃
中—2897	ニッサンディーゼルＫ C—BPR71LV	〃	〃
中—2898	ニッサンディーゼルＫ C—BPR71LZ	〃	〃
中—2899	ニッサンディーゼルＫ C—BPR71PV	〃	〃
中—2900	ニッサンディーゼルＫ C—BPS71GN	〃	〃
中—2901	ニッサンディーゼルＫ C—BPS71LN	〃	〃
中—2902	ニッサンディーゼルＫ C—BPR70LV	〃	〃
中—2903	ニッサンディーゼルＫ C—BPR70PV	〃	〃

○運輸省告示第三百三十五号

道路運送車両法施行規則（昭和二十六年運輸省令第七十四号）第六十二条の三の二第一項の規定により、平成七年四月二十一日次のとおり自動車の型式について騒音に係る認定をした。

平成七年五月十八日　　運輸大臣　亀井　静香

型式認定番号	車名及び型式	製作者等の名称	製作者等の住所
中－3100	三菱ＫＣ－ＭＪ218Ｆ	三菱自動車工業株式会社	東京都港区芝５丁目33番８号
大－4153	三菱ＫＣ－ＭＪ219Ｌ	〃	〃
大－4154	三菱ＫＣ－ＭＪ629Ｆ	〃	〃
大－4155	三菱ＫＣ－ＭＫ219Ｆ	〃	〃
大－4156	三菱ＫＣ－ＭＫ219Ｊ	〃	〃
大－4157	三菱ＫＣ－ＭＫ619Ｆ	〃	〃
大－4158	三菱ＫＣ－ＭＫ619Ｊ	〃	〃
大－4159	三菱ＫＣ－ＭＫ629Ｆ	〃	〃
大－4160	三菱ＫＣ－ＭＫ612Ｊ	〃	〃
大－4161	三菱ＫＣ－ＭＫ622Ｊ	〃	〃
大－4162	三菱ＫＣ－ＭＭ219Ｊ	〃	〃
大－4163	三菱ＫＣ－ＭＭ619Ｊ	〃	〃
大－4164	三菱ＫＣ－ＭＭ812Ｈ	〃	〃
大－4165	三菱ＫＣ－ＭＭ822Ｈ	〃	〃

○運輸省告示第三百三十六号

道路運送車両法施行規則（昭和二十六年運輸省令第七十四号）第六十二条の四第一項の規定により、平成七年四月二十一日第三欄に掲げる型式の自動車に備える一酸化炭素等発散防止装置として、第二欄に掲げる一酸化炭素等発散防止装置をその型式について認定した。

平成七年五月十八日　　運輸大臣　亀井　静香

型式認定番号	一酸化炭素等発散防止装置の型式	一酸化炭素等発散防止装置を備える自動車の車名及び型式	製作者等の名称	製作者等の住所
自公ＫＤ012	Ｍ－４Ｄ683	三菱ＫＤ－Ｎ48Ｗ	三菱自動車工業株式会社	東京都港区芝５丁目33番８号

○運輸省告示第三百三十七号

大分空港の施設について告示した事項に変更を加えたので、航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第五十五条の二第二項において準用する同法第四十六条の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成七年五月二十五日　　運輸大臣　亀井　静香

一　設置者の氏名及び住所　運輸大臣　東京都千代田区霞が関二丁目一番三号

二　飛行場の名称及び位置　大分空港　大分県東国東郡武蔵町

三　変更した事項（本事項に関しては、平成七年五月二十五日付け航空路誌改定版を参照。なお、変更前の事項については、平成二年運輸省告示第二十六号を参照）

イ　誘導路

延長　三千四百三十二メートル

ロ　エプロン

面積　九万二千四百五十平方メートル

四　変更した事項に係る施設の供用開始期日　平成七年六月二十二日

○運輸省告示第三百三十八号

奄美空港について告示した事項に変更があったので、航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第四十六条の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成七年五月二十五日　　運輸大臣　亀井　静香

一　設置者の氏名及び住所　鹿児島県　鹿児島県鹿児島市山下町十四番五十号

二　飛行場の名称及び位置　奄美空港　鹿児島県大島郡笠利町

三　変更した事項（本事項に関しては、平成七年五月二十五日付け航空路誌改定版を参照。なお、変更前の事項については、昭和六十三年運輸省告示第二百六十六号及び平成二年運輸省告示第二百八十号を参照）

イ　誘導路

(1)　延長　千三百二十八メートル

(2)　幅　二十三メートル、二十六・五メートル及び三十メートル

(3)　舗装の種類　アスファルトコンクリート舗装及びセメントコンクリート舗装

ロ　エプロン

面積　三万八百平方メートル

四　変更した事項に係る施設の供用開始期日　平成七年六月二十二日

○運輸省告示第三百三十九号

下地島空港について告示した事項に変更があったので、航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第四十六条の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成七年五月二十五日　　運輸大臣　亀井　静香

一　設置者の氏名及び住所　沖縄県　沖縄県那覇市泉崎一丁目二番二号

二　飛行場の名称及び位置　下地島空港　沖縄県宮古郡伊良部町

三　変更した事項（本事項に関しては、平成七年五月二十五日付け航空路誌改定版を参照。なお、変更前の事項については、昭和五十四年運輸省告示第三百五十七号及び昭和五十五年運輸省告示第二百八十一号を参照）

イ　誘導路

延長　三千二百メートル

ロ　エプロン

(1)　面積　十二万九千二百平方メートル

(2)　舗装の種類　アスファルトコンクリート舗装及びセメントコンクリート舗装

四　変更した事項に係る施設の供用開始期日　平成七年六月二十二日

○運輸省告示第三百四十号

奄美空港の飛行場灯火について告示した事項に変更があったので、航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第四十六条の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成七年五月二十五日　　運輸大臣　亀井　静香

一　設置者の氏名及び住所　鹿児島県　鹿児島県鹿児島市山下町十四番五十号

二　航空灯火の種類及び名称　飛行場灯火　奄美空港照明施設

三　航空灯火の位置及び所在地　奄美空港内及びその周辺　鹿児島県大島郡笠利町

四　変更した事項（本事項に関しては、平成七年五月二十五日付け航空路誌改訂版を参照。なお、変更前の事項については、昭和六十三年運輸省告示第二百六十七号を参照）

誘導案内灯の項を誘導路中心線灯の項の次に次のとおり追加した。

9597	ニッサンディーゼルKC−BKS71GDR	〃	〃
9598	ニッサンディーゼルKC−BPR71GDR	〃	〃
9599	ニッサンディーゼルKC−BPR70GDR	〃	〃
9600	ニッサンディーゼルKC−BKR66ED	いすゞ自動車株式会社及び極東開発工業株式会社	東京都品川区南大井6丁目26番1号（いすゞ自動車株式会社）及び兵庫県西宮市甲子園口6丁目1番45号（極東開発工業株式会社）
9601	ニッサンディーゼルKC−BKR71ED	〃	〃

○運輸省告示第三百三十四号

道路運送車両法施行規則（昭和二十六年運輸省令第七十四号）第六十二条の三の二第一項の規定により、平成七年四月二十一日次のとおり自動車の型式について騒音に係る認定をした。

平成七年五月十八日　　運輸大臣　亀井　静香

型式認定番号	車名及び型式	製作者等の名称	製作者等の住所
中−2848	ニッサンKC−AKR69CAE	いすゞ自動車株式会社	東京都品川区南大井6丁目26番1号
中−2849	ニッサンKC−AKR69EAV	〃	〃
中−2850	ニッサンKC−AKR69LAV	〃	〃
中−2851	ニッサンKC−AKR66E2N	〃	〃
中−2852	ニッサンKC−AKR66E3N	〃	〃
中−2853	ニッサンKC−AKR66EP	〃	〃
中−2854	ニッサンKC−AKR66EAV	〃	〃
中−2855	ニッサンKC−AKR66GN	〃	〃
中−2856	ニッサンKC−AKR66GAV	〃	〃
中−2857	ニッサンKC−AKR66LZ	〃	〃
中−2858	ニッサンKC−AKR66LV	〃	〃
中−2859	ニッサンKC−AKR66LAV	〃	〃
中−2860	ニッサンKC−APR66GV	〃	〃
中−2861	ニッサンKC−APR66LV	〃	〃
中−2862	ニッサンKC−APR66PV	〃	〃
中−2863	ニッサンKC−AKR71EAV	〃	〃
中−2864	ニッサンKC−AKR71GAV	〃	〃
中−2865	ニッサンKC−AKR71LV	〃	〃
中−2866	ニッサンKC−AKR71LAV	〃	〃
中−2867	ニッサンKC−APR71GV	〃	〃
中−2868	ニッサンKC−APR71GY	〃	〃
中−2869	ニッサンKC−APR71LV	〃	〃
中−2870	ニッサンKC−APR71LZ	〃	〃
中−2871	ニッサンKC−APR71PV	〃	〃
中−2872	ニッサンKC−APS71GN	〃	〃
中−2873	ニッサンKC−APS71LN	〃	〃
中−2874	ニッサンKC−APR70LV	〃	〃
中−2875	ニッサンKC−APR70PV	〃	〃
中−2876	ニッサンディーゼルKC−BKR69CAE	〃	〃
中−2877	ニッサンディーゼルKC−BKR69EAV	〃	〃
中−2878	ニッサンディーゼルKC−BKR69LAV	〃	〃
中−2879	ニッサンディーゼルKC−BKR66E2N	〃	〃
中−2880	ニッサンディーゼルKC−BKR66E3N	〃	〃
中−2881	ニッサンディーゼルKC−BKR66EP	〃	〃
中−2882	ニッサンディーゼルKC−BKR66EAV	〃	〃
中−2883	ニッサンディーゼルKC−BKR66GN	〃	〃
中−2884	ニッサンディーゼルKC−BKR66GAV	〃	〃
中−2885	ニッサンディーゼルKC−BKR66LZ	〃	〃
中−2886	ニッサンディーゼルKC−BKR66LV	〃	〃
中−2887	ニッサンディーゼルKC−BKR66LAV	〃	〃
中−2888	ニッサンディーゼルKC−BPR66GV	〃	〃
中−2889	ニッサンディーゼルKC−BPR66LV	〃	〃
中−2890	ニッサンディーゼルKC−BPR66PV	〃	〃
中−2891	ニッサンディーゼルKC−BKR71EAV	〃	〃
中−2892	ニッサンディーゼルKC−BKR71GAV	〃	〃

8123	ニッサンディーゼルKC－BPR66PR	〃	〃
8124	ニッサンディーゼルKC－BKR71EA	〃	〃
8125	ニッサンディーゼルKC－BKR71LR	〃	〃
8126	ニッサンディーゼルKC－BKR71LAR	〃	〃
8127	ニッサンディーゼルKC－BKS71GR	〃	〃
8128	ニッサンディーゼルKC－BPR71GR	〃	〃
8129	ニッサンディーゼルKC－BPR71LR	〃	〃
8130	ニッサンディーゼルKC－BPR71PR	〃	〃
8131	ニッサンディーゼルKC－BPR70LR	〃	〃
8132	ニッサンディーゼルKC－BPR70LYR	〃	〃
8133	ニッサンディーゼルKC－BPR70PR	〃	〃
8134	ニッサンディーゼルKC－BPR70PYR	〃	〃
8135	ニッサンKC－AKR69EA	〃	〃
8136	ニッサンKC－AKR69LAR	〃	〃
8137	ニッサンKC－AKR66E	〃	〃
8138	ニッサンKC－AKR66EA	〃	〃
8139	ニッサンKC－AKR66ER	〃	〃
8140	ニッサンKC－AKR66LR	〃	〃
8141	ニッサンKC－AKR66LAR	〃	〃
8142	ニッサンKC－APR66GR	〃	〃
8143	ニッサンKC－APR66LR	〃	〃
8144	ニッサンKC－APR66PR	〃	〃
8145	ニッサンKC－AKR71EA	〃	〃
8146	ニッサンKC－AKR71LR	〃	〃
8147	ニッサンKC－AKR71LAR	〃	〃
8148	ニッサンKC－AKS71GR	〃	〃
8149	ニッサンKC－APR71GR	〃	〃
8150	ニッサンKC－APR71LR	〃	〃
8151	ニッサンKC－APR71PR	〃	〃
8152	ニッサンKC－APR70LR	〃	〃
8153	ニッサンKC－APR70LYR	〃	〃
8154	ニッサンKC－APR70PR	〃	〃
8155	ニッサンKC－APR70PYR	〃	〃

○運輸省告示第三百三十三号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条第一項の規定により、平成七年四月二十一日次のとおり自動車をその型式について指定した。

平成七年五月十八日

運輸大臣 亀井 静香

指定番号	車名及び型式	製作者等の名称	製作者等の住所
9588	ニッサンKC－AKR66ED	いすゞ自動車株式会社及び新明和工業株式会社	東京都品川区南大井6丁目26番1号（いすゞ自動車株式会社）及び兵庫県西宮市小曽根町1丁目5番25号（新明和工業株式会社）
9589	ニッサンKC－AKR71ED	〃	〃
9590	ニッサンKC－AKS71GDR	〃	〃
9591	ニッサンKC－APR71GDR	〃	〃
9592	ニッサンKC－APR70GDR	〃	〃
9593	ニッサンKC－AKR66ED	いすゞ自動車株式会社及び極東開発工業株式会社	東京都品川区南大井6丁目26番1号（いすゞ自動車株式会社）及び兵庫県西宮市甲子園口6丁目1番45号（極東開発工業株式会社）
9594	ニッサンKC－AKR71ED	〃	〃
9595	ニッサンディーゼルKC－BKR66ED	いすゞ自動車株式会社及び新明和工業株式会社	東京都品川区南大井6丁目26番1号（いすゞ自動車株式会社）及び兵庫県西宮市小曽根町1丁目5番25号（新明和工業株式会社）
9596	ニッサンディーゼルKC－BKR71ED	〃	〃

指定番号	車名及び型式	製作者等の名称	製作者等の住所
8156	マツダE－SGEW	マツダ株式会社	広島県安芸郡府中町新地3番1号
8157	マツダE－SG5W	〃	〃
8158	マツダKD－SGLW	〃	〃
8159	マツダKD－SGLR	〃	〃
8160	マツダKD－SGL3	〃	〃
8161	マツダKD－SGL5	〃	〃
8162	ニホンフォードE－SGEWF	〃	〃
8163	ニホンフォードE－SG5WF	〃	〃
8164	ニホンフォードKD－SGLWF	〃	〃
8165	ニホンフォードKD－SGLRF	〃	〃
8166	ニホンフォードKD－SGL3F	〃	〃
8167	ニホンフォードKD－SGL5F	〃	〃

○運輸省告示第三百二十九号

道路運送車両法施行規則（昭和二十六年運輸省令第七十四号）第六十二条の四第一項の規定により、平成七年四月二十五日第三欄に掲げる型式の自動車に備える一酸化炭素等発散防止装置として、第二欄に掲げる一酸化炭素等発散防止装置をその型式について認定した。

平成七年五月十七日　　運輸大臣　亀井　静香

型式認定番号	一酸化炭素等発散防止装置の型式	一酸化炭素等発散防止装置を備える自動車の車名及び型式	製作者等の名称	製作者等の住所
自公E488	MA－FE－H1	マツダE－SGEW、ニホンフォードE－SGEWF	マツダ株式会社	広島県安芸郡府中町新地3番1号
自公E489	MA－J5－H1	マツダE－SG5W、ニホンフォードE－SG5WF	〃	〃
自公KD013	MA－WL－F1	マツダKD－SGLW、マツダKD－SGLR、マツダKD－SGL3、マツダKD－SGL5、ニホンフォードKD－SGLWF、ニホンフォードKD－SGLRF、ニホンフォードKD－SGL3F、ニホンフォードKD－SGL5F	〃	〃

○運輸省告示第三百三十号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条第一項の規定により、平成七年四月二十七日次のとおり自動車をその型式について指定した。

平成七年五月十八日　　運輸大臣　亀井　静香

指定番号	車名及び型式	製作者等の名称	製作者等の住所
8168	BMW　E－GK50	ビー・エム・ダブリュー株式会社	千葉県千葉市美浜区中瀬1丁目10番地2

○運輸省告示第三百三十一号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条第一項の規定により、平成七年四月二十一日次のとおり自動車をその型式について指定した。

平成七年五月十八日　　運輸大臣　亀井　静香

指定番号	車名及び型式	製作者等の名称	製作者等の住所
8110	三菱KD－N38W	三菱自動車工業株式会社	東京都港区芝5丁目33番8号
8111	三菱KD－N48W	〃	〃
8112	三菱KD－N28W	〃	〃
8113	三菱KD－N28WG	〃	〃

○運輸省告示第三百三十二号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条第一項の規定により、平成七年四月二十一日次のとおり自動車をその型式について指定した。

平成七年五月十八日　　運輸大臣　亀井　静香

指定番号	車名及び型式	製作者等の名称	製作者等の住所
8114	ニッサンディーゼルKC－BKR69EA	いすゞ自動車株式会社	東京都品川区南大井6丁目26番1号
8115	ニッサンディーゼルKC－BKR69LAR	〃	〃
8116	ニッサンディーゼルKC－BKR66E	〃	〃
8117	ニッサンディーゼルKC－BKR66EA	〃	〃
8118	ニッサンディーゼルKC－BKR66ER	〃	〃
8119	ニッサンディーゼルKC－BKR66LR	〃	〃
8120	ニッサンディーゼルKC－BKR66LAR	〃	〃
8121	ニッサンディーゼルKC－BPR66GR	〃	〃
8122	ニッサンディーゼルKC－BPR66LR	〃	〃

㊀ＬＲ－146　大型後部反射器　ＮＳ－007　〃　〃

○運輸省告示第三百十七号

道路運送車両法施行規則（昭和二十六年運輸省令第七十四号）第六十三条第一項の規定により、平成七年三月二十七日次のとおり自動車の保安装置をその型式について認定した。

平成七年五月十日　　運輸大臣　亀井　静香

型式認定番号	保安装置の名称及び型式	製作者等の名称	製作者等の住所
㊀Ｃ－149	年少者用補助乗車装置　ＧＲＤ－80	タカタ株式会社	東京都港区六本木一丁目４番30号

○運輸省告示第三百十八号

道路運送車両法施行規則（昭和二十六年運輸省令第七十四号）第六十三条第一項の規定により、平成七年三月二十七日次のとおり自動車の保安装置をその型式について認定した。

平成七年五月十日　　運輸大臣　亀井　静香

型式認定番号	保安装置の名称及び型式	製作者等の名称	製作者等の住所
㊀Ｃ－150	年少者用補助乗車装置　ＳＪＵ－9014	シンセイワ株式会社	東京都品川区南大井６丁目12番10号

○運輸省告示第三百十九号

道路運送車両法施行規則（昭和二十六年運輸省令第七十四号）第六十三条第一項の規定により、平成七年三月二十七日次のとおり自動車の保安装置をその型式について認定した。

平成七年五月十日　　運輸大臣　亀井　静香

型式認定番号	保安装置の名称及び型式	製作者等の名称	製作者等の住所
㊀Ｃ－151	年少者用補助乗車装置　ＳＪＵ－9024	シンセイワ株式会社	東京都品川区南大井６丁目12番10号

○運輸省告示第三百二十号

道路運送車両法施行規則（昭和二十六年運輸省令第七十四号）第六十三条第一項の規定により、平成七年三月二十日次のとおり自動車の保安装置をその型式について認定した。

平成七年五月十日　　運輸大臣　亀井　静香

型式認定番号	保安装置の名称及び型式	製作者等の名称	製作者等の住所
㊀Ｒ－1163	反射器（後部）　小糸220－63420	株式会社　小糸製作所	東京都港区高輪４丁目８番３号

○運輸省告示第三百二十一号

道路運送車両法施行規則（昭和二十六年運輸省令第七十四号）第六十三条第一項の規定により、平成七年三月二十七日次のとおり自動車の保安装置をその型式について認定した。

平成七年五月十日　　運輸大臣　亀井　静香

型式認定番号	保安装置の名称及び型式	製作者等の名称	製作者等の住所
㊀Ｒ－1164	反射器（後部）　ＩＣＨＩ　ＫＯＨ　7404	市光工業株式会社	東京都品川区東五反田５丁目10番18号

○運輸省告示第三百二十二号

道路運送車両法施行規則（昭和二十六年運輸省令第七十四号）第六十三条第一項の規定により、平成七年四月十八日次のとおり自動車の保安装置をその型式について認定した。

平成七年五月十日　　運輸大臣　亀井　静香

型式認定番号	保安装置の名称及び型式	製作者等の名称	製作者等の住所
㊀Ｒ－1165	反射器（後部）　ＩＣＨＩ　ＫＯＨ　7397	市光工業株式会社	東京都品川区東五反田５丁目10番18号

○運輸省告示第三百二十三号

道路運送車両の保安基準（昭和二十六年運輸省令第六十七号）第三十二条第五項の規定により、平成七年四月六日次のとおり前照灯をその型式について指定した。

平成七年五月十日　　運輸大臣　亀井　静香

前照灯の型式		製作者の名称	製作者の住所
タイプ１	タイプ２		
小糸100－22251	小糸100－22251　ＬＨ	株式会社　小糸製作所	東京都港区高輪４丁目８番３号

○運輸省告示第三百二十四号

道路運送車両の保安基準（昭和二十六年運輸省令第六十七号）第三十二条第五項の規定により、平成七年三月二十日次のとおり前照灯をその型式について指定した。

平成七年五月十日　　運輸大臣　亀井　静香

前照灯の型式		製作者の名称	製作者の住所
タイプ１	タイプ２		
ＬＥ　12010Ａ　Ｌ（左側）　ＬＥ　12010Ａ　Ｒ（右側）	ＬＥ　12010Ａ　Ｌ（左側）　ＬＥ　12010Ａ　Ｒ（右側）	ロバート　ボッシュ　ゲー・エム・ベー・ハー	ドイツ連邦共和国7000シュトットガルト市１

○運輸省告示第三百二十五号

運輸審議会から、平成七年四月二十日付け運審第二十三号により、呉市、広島電鉄株式会社、広島交通株式会社及び広島バス株式会社の一般乗合旅客自動車運送事業の運賃変更認可申請事案（事案番号平七第五〇二二号、平七第五〇二三号、平七第五〇二四号及び平七第五〇二五号）については、申請どおり認可することが適当である旨の答申があったので、運輸審議会一般規則（昭和二十七年運輸省令第八号）第二十九条の規定により、これを告示する。

なお、答申文は、運輸審議会において、閲覧に供する。

平成七年五月十日　　運輸大臣　亀井　静香

○運輸省告示第三百二十六号

運輸審議会から、平成七年四月二十日付け運審第二十四号により、日ノ丸自動車株式会社及び日本交通株式会社の一般乗合旅客自動車運送事業の運賃変更認可申請事案（事案番号平七第五〇二六号及び平七第五〇二七号）については、申請どおり認可することが適当である旨の答申があったので、運輸審議会一般規則（昭和二十七年運輸省令第八号）第二十九条の規定により、これを告示する。

なお、答申文は、運輸審議会において、閲覧に供する。

平成七年五月十日　　運輸大臣　亀井　静香

○運輸省告示第三百二十七号

運輸審議会から、平成七年四月二十七日付け運審第二十五号により、日本航空株式会社の定期航空運送事業の免許申請事案（事案番号平七第九〇一二号）については、免許することが適当である旨の答申があったので、運輸審議会一般規則（昭和二十七年運輸省令第八号）第二十九条の規定により、これを告示する。

なお、答申文は、運輸審議会において、閲覧に供する。

平成七年五月十六日　　運輸大臣　亀井　静香

○運輸省告示第三百二十八号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条第一項の規定により、平成七年四月二十五日次のとおり自動車をその型式について指定した。

平成七年五月十七日　　運輸大臣　亀井　静香

大—3746	ニッサンディーゼルＫＣ—ＭＫ260ＨＡ	〃	〃
大—3747	ニッサンディーゼルＫＣ—ＭＫ260ＫＡ	〃	〃

○運輸省告示第三百十一号

道路運送車両法施行規則（昭和二十六年運輸省令第七十四号）第六十二条の四第一項の規定により、平成七年四月十七日第三欄に掲げる型式の自動車に備える一酸化炭素等発散防止装置として、第二欄に掲げる一酸化炭素等発散防止装置をその型式について認定した。

平成七年五月九日　　運輸大臣　亀井　静香

型式認定番号	一酸化炭素等発散防止装置の型式	一酸化炭素等発散防止装置を備える自動車の車名及び型式	製作者等の名称	製作者等の住所
自公ＫＣ089	ＮＫＣ—ＭＤ92	ニッサンディーゼルＫＣ—ＭＫ260ＢＮＤ、ニッサンディーゼルＫＣ—ＭＫ260ＢＮ、ニッサンディーゼルＫＣ—ＭＫ260ＥＮ、ニッサンディーゼルＫＣ—ＭＫ260ＦＮ、ニッサンディーゼルＫＣ—ＭＫ260ＨＮ、ニッサンディーゼルＫＣ—ＭＫ260ＫＮ、ニッサンディーゼルＫＣ—ＭＫ260ＬＮ、ニッサンディーゼルＫＣ—ＭＫ260ＮＮ、ニッサンディーゼルＫＣ—ＭＫ260ＴＮ、ニッサンディーゼルＫＣ—ＭＫ260ＶＮ、ニッサンディーゼルＫＣ—ＭＫ260ＦＡ、ニッサンディーゼルＫＣ—ＭＫ260ＨＡ、ニッサンディーゼルＫＣ—ＭＫ260ＫＡ	日産ディーゼル工業株式会社	埼玉県上尾市大字壱丁目1番地

○運輸省告示第三百十二号

道路運送車両法施行規則（昭和二十六年運輸省令第七十四号）第六十二条の四第一項の規定により、平成七年四月十七日第三欄に掲げる型式の自動車に備える一酸化炭素等発散防止装置として、第二欄に掲げる一酸化炭素等発散防止装置をその型式について認定した。

平成七年五月九日　　運輸大臣　亀井　静香

型式認定番号	一酸化炭素等発散防止装置の型式	一酸化炭素等発散防止装置を備える自動車の車名及び型式	製作者等の名称	製作者等の住所
自公Ｅ486	ＥＮ—ＶＱ30—７Ｍ	ニッサンＥ—ＨＹ33	日産自動車株式会社	神奈川県横浜市神奈川区宝町２番地
自公Ｅ487	ＥＮ—ＶＱ30—８Ｍ	ニッサンＥ—ＨＹ33、ニッサンＥ—ＨＢＹ33	〃	〃

○運輸省告示第三百十三号

道路運送車両法施行規則（昭和二十六年運輸省令第七十四号）第六十二条の三第一項の規定により、平成七年四月十七日次のとおり小型特殊自動車をその型式について認定した。

平成七年五月九日　　運輸大臣　亀井　静香

型式認定番号	車名及び型式	車体の形状	原動機の名称及び型式	原動機の総排気量(l)	製作者の名称及び住所
農1951	ヤンマー21Ａ	農耕トラクタ	ヤンマー3ＴＮＥ78Ａ	1.204	ヤンマーディーゼル株式会社　大阪府大阪市北区茶屋町１番32号
農1952	ヤンマー23Ｃ	〃	ヤンマー3ＴＮＥ82Ａ	1.330	〃
農1953	ヤンマー25Ａ	〃	ヤンマー3ＴＮＥ82Ａ	1.330	〃

○運輸省告示第三百十四号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条第一項の規定により、平成七年四月十七日次のとおり自動車をその型式について指定した。

平成七年五月十日　　運輸大臣　亀井　静香

指定番号	車名及び型式	製作者等の名称	製作者等の住所
8106	ニッサンＥ—ＨＹ33	日産自動車株式会社	神奈川県横浜市神奈川区宝町２番地
8107	ニッサンＥ—ＨＢＹ33	〃	〃
8108	ニッサンＥ—ＰＹ33	〃	〃
8109	ニッサンＫＤ—ＵＹ33	〃	〃

○運輸省告示第三百十五号

道路運送車両法施行規則（昭和二十六年運輸省令第七十四号）第六十三条第一項の規定により、平成七年四月六日次のとおり自動車の保安装置をその型式について認定した。

平成七年五月十日　　運輸大臣　亀井　静香

型式認定番号	保安装置の名称及び型式	製作者等の名称	製作者等の住所
⊖ＬＲ—136	大型後部反射器　ＳＴＡＮＬＥＹ　124—0644	スタンレー電気株式会社	東京都目黒区中目黒２丁目９番13号
⊖ＬＲ—137	大型後部反射器　ＳＴＡＮＬＥＹ　124—0645	〃	〃
⊖ＬＲ—138	大型後部反射器　ＳＴＡＮＬＥＹ　124—0646	〃	〃
⊖ＬＲ—139	大型後部反射器　ＳＴＡＮＬＥＹ　124—0647	〃	〃
⊖ＬＲ—140	大型後部反射器　ＳＴＡＮＬＥＹ　124—0648	〃	〃
⊖ＬＲ—141	大型後部反射器　ＳＴＡＮＬＥＹ　124—0649	〃	〃
⊖ＬＲ—142	大型後部反射器　ＳＴＡＮＬＥＹ　124—0650	〃	〃

○運輸省告示第三百十六号

道路運送車両法施行規則（昭和二十六年運輸省令第七十四号）第六十三条第一項の規定により、平成七年四月十八日次のとおり自動車の保安装置をその型式について認定した。

平成七年五月十日　　運輸大臣　亀井　静香

型式認定番号	保安装置の名称及び型式	製作者等の名称	製作者等の住所
⊖ＬＲ—143	大型後部反射器　ＮＳ—001	日軽商事株式会社	東京都港区三田３丁目13番12号
⊖ＬＲ—144	大型後部反射器　ＮＳ—002	〃	〃
⊖ＬＲ—145	大型後部反射器　ＮＳ—006	〃	〃

○運輸省告示第三百五号

道路運送車両の保安基準（昭和二十六年運輸省令第六十七号）第三十二条第五項の規定により、平成七年三月二十日次のとおり前照灯をその型式について指定した。

平成七年五月二日　　運輸大臣　亀井　静香

前照灯の型式 タイプ1	前照灯の型式 タイプ2	製作者の名称	製作者の住所
E1 227 229（左側）	E1 227 229（左側）	ヘラー社	ドイツ連邦共和国 リップシュタット市 59552
E1 227 230（右側）	E1 227 230（右側）		

○運輸省告示第三百六号

道路運送車両法施行規則（昭和二十六年運輸省令第七十四号）第六十二条の三第一項の規定により、平成七年四月七日次のとおり原動機付自転車をその型式について認定した。

平成七年五月二日　　運輸大臣　亀井　静香

型式認定番号	車名及び型式	車体の形状	原動機の名称及び型式	原動機の総排気量(l)	製作者の氏名又は名称及び住所
I－1628	スズキA－B A14A	オートバイ	A151	0.049	スズキ株式会社　静岡県浜松市高塚町300番地

○運輸省告示第三百七号

運輸審議会一般規則（昭和二十七年運輸省令第八号）第十五条第二項の規定により、次のとおり運輸審議会件名表に登載された。

平成七年五月八日　　運輸大臣　亀井　静香

事案番号	事案の種類	申請者	事案の内容	
平7 第1003号	一般旅客定期航路事業の運賃の変更認可	株式会社ブルーハイウェイライン	東京～那智勝浦～高知航路の運賃の変更	
			(1) 旅客運賃 運賃平均値上げ率	15.3パーセント
			(2) 手荷物運賃 運賃平均値上げ率	15.9パーセント
			(3) 貨物自動車等航送運賃 運賃平均値上げ率	3.3パーセント
			(4) 乗用自動車航送運賃 運賃平均値上げ率	14.2パーセント
平7 第1004号	一般旅客定期航路事業の運賃の変更認可	株式会社ブルーハイウェイライン	大阪～志布志航路の運賃の変更	
			(1) 旅客運賃 運賃平均値上げ率	19.7パーセント
			(2) 手荷物運賃 運賃平均値上げ率	19.8パーセント
			(3) 貨物自動車等航送運賃 運賃平均値上げ率	3.2パーセント
			(4) 乗用自動車航送運賃 運賃平均値上げ率	20.1パーセント

○運輸省告示第三百八号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条第一項の規定により、平成七年四月十七日次のとおり自動車をその型式について指定した。

平成七年五月九日　　運輸大臣　亀井　静香

指定番号	車名及び型式	製作者等の名称	製作者等の住所
9586	ニッサンディーゼルKC－MK211ASD	日産ディーゼル工業株式会社及び新明和工業株式会社	埼玉県上尾市大字壱丁目1番地（日産ディーゼル工業株式会社）及び兵庫県西宮市小曽根町1丁目5番25号（新明和工業株式会社）
9587	ニッサンディーゼルKC－MK211ASD	日産ディーゼル工業株式会社及び極東開発工業株式会社	埼玉県上尾市大字壱丁目1番地（日産ディーゼル工業株式会社）及び兵庫県西宮市甲子園口6丁目1番45号（極東開発工業株式会社）

○運輸省告示第三百九号

道路運送車両法施行規則（昭和二十六年運輸省令第七十四号）第六十二条の三の二第一項の規定により、平成七年四月十七日次のとおり自動車の型式について騒音に係る認定をした。

平成七年五月九日　　運輸大臣　亀井　静香

型式認定番号	車名及び型式	製作者等の名称	製作者等の住所
中－2435	ニッサンディーゼルKC－MK211AS	日産ディーゼル工業株式会社	埼玉県上尾市大字壱丁目1番地
中－2436	ニッサンディーゼルKC－MK211BS	〃	〃
中－2437	ニッサンディーゼルKC－MK211CS	〃	〃
中－2438	ニッサンディーゼルKC－MK211ES	〃	〃
中－2439	ニッサンディーゼルKC－MK211GS	〃	〃
中－2440	ニッサンディーゼルKC－MK211HS	〃	〃
中－2441	ニッサンディーゼルKC－MK211KS	〃	〃

○運輸省告示第三百十号

道路運送車両法施行規則（昭和二十六年運輸省令第七十四号）第六十二条の三の二第一項の規定により、平成七年四月十七日次のとおり自動車の型式について騒音に係る認定をした。

平成七年五月九日　　運輸大臣　亀井　静香

型式認定番号	車名及び型式	製作者等の名称	製作者等の住所
大－3735	ニッサンディーゼルKC－MK260BND	日産ディーゼル工業株式会社	埼玉県上尾市大字壱丁目1番地
大－3736	ニッサンディーゼルKC－MK260BN	〃	〃
大－3737	ニッサンディーゼルKC－MK260EN	〃	〃
大－3738	ニッサンディーゼルKC－MK260FN	〃	〃
大－3739	ニッサンディーゼルKC－MK260HN	〃	〃
大－3740	ニッサンディーゼルKC－MK260KN	〃	〃
大－3741	ニッサンディーゼルKC－MK260LN	〃	〃
大－3742	ニッサンディーゼルKC－MK260NN	〃	〃
大－3743	ニッサンディーゼルKC－MK260TN	〃	〃
大－3744	ニッサンディーゼルKC－MK260VN	〃	〃
大－3745	ニッサンディーゼルKC－MK260FA	〃	〃

○運輸省告示第三百号

運輸審議会から、平成七年四月十八日付け運審第二十二号により、九越フェリー株式会社の一般旅客定期航路事業の免許及び運賃設定認可申請事案（事案番号平七第一〇〇一号及び平七第一〇〇二号）については、免許すること及び申請どおり認可することが適当である旨の答申があったので、運輸審議会一般規則（昭和二十七年運輸省令第八号）第二十九条の規定により、これを告示する。

なお、答申文は、運輸審議会において、閲覧に供する。

平成七年五月二日　　運輸大臣　亀井　静香

○運輸省告示第三百一号

道路運送車両法施行規則（昭和二十六年運輸省令第七十四号）第六十二条の四第一項の規定により、平成七年四月七日第三欄に掲げる型式の自動車に備える一酸化炭素等発散防止装置として、第二欄に掲げる一酸化炭素等発散防止装置をその型式について認定した。

平成七年五月二日　　運輸大臣　亀井　静香

型式認定番号	一酸化炭素等発散防止装置の型式	一酸化炭素等発散防止装置を備える自動車の車名及び型式	製作者等の名称	製作者等の住所
自公GB003	GBN－NA20－1M	ニッサンGB－SK2F23、ニッサンGB－SK4F23、いすゞGB－ASK2F23、いすゞGB－ASK4F23	日産自動車株式会社	神奈川県横浜市神奈川区宝町2番地
自公KC087	KCN－TD25－1	ニッサンKC－SN2F23、ニッサンKC－SN4F23、ニッサンKC－SN6F23、いすゞKC－ASN2F23、いすゞKC－ASN4F23、いすゞKC－ASN6F23	〃	〃
自公KC088	KCN－TD27－1	ニッサンKC－SP2F23、ニッサンKC－SP4F23、ニッサンKC－SP8F23、いすゞKC－ASP2F23、いすゞKC－ASP4F23、いすゞKC－ASP8F23、ニッサンKC－BP4F23、ニッサンKC－BP8F23、いすゞKC－ABP4F23、いすゞKC－ABP8F23	〃	〃

○運輸省告示第三百二号

道路運送車両法施行規則（昭和二十六年運輸省令第七十四号）第六十二条の四第一項の規定により、平成七年四月七日第三欄に掲げる型式の自動車に備える一酸化炭素等発散防止装置として、第二欄に掲げる一酸化炭素等発散防止装置をその型式について認定した。

平成七年五月二日　　運輸大臣　亀井　静香

型式認定番号	一酸化炭素等発散防止装置の型式	一酸化炭素等発散防止装置を備える自動車の車名及び型式	製作者等の名称	製作者等の住所
自公KC083	MA－VS－A2	マツダKC－WGSAT、マツダKC－WGSAD	マツダ株式会社	広島県安芸郡府中町新地3番1号
自公KC084	MA－TF－F1	マツダKC－WGEAT、マツダKC－WGEAD、マツダKC－WGEAK、マツダKC－WGEAH、マツダKC－WGE1T、マツダKC－WGE4T	〃	〃
自公KC085	MA－4HF1－F1	マツダKC－WG3AT、マツダKC－WG3AM、マツダKC－WG3AD、マツダKC－WG3AN、マツダKC－WG3AK、マツダKC－WG3AH、マツダKC－WG31T、マツダKC－WG34T	〃	〃
自公KC086	MA－4HG1－F1	マツダKC－WG6AT、マツダKC－WG6AD、マツダKC－WG6AK、マツダKC－WG6AF、マツダKC－WG61T、マツダKC－WG61D、マツダKC－WG61H、マツダKC－WG61K、マツダKC－WG64T、マツダKC－WG64H、マツダKC－WG67T、マツダKC－WG67H	〃	〃

○運輸省告示第三百三号

道路運送車両法施行規則(昭和二十六年運輸省令第七十四号)第六十二条の四第一項の規定により、平成七年四月七日第三欄に掲げる型式の自動車に備える一酸化炭素等発散防止装置として、第二欄に掲げる一酸化炭素等発散防止装置をその型式について認定した。

平成七年五月二日　　運輸大臣　亀井　静香

型式認定番号	一酸化炭素等発散防止装置の型式	一酸化炭素等発散防止装置を備える自動車の車名及び型式	製作者等の名称	製作者等の住所
自公E484	EN－GA15－7M	ニッサンE－WFY10、ニッサンE－WFGY10、マツダE－BWFY10	日産自動車株式会社	神奈川県横浜市神奈川区宝町2番地
自公E485	EN－GA15－7AM	ニッサンE－WFY10、ニッサンE－WFNY10、マツダE－BWFY10、マツダE－BWFNY10	〃	〃

○運輸省告示第三百四号

自動車型式指定規則（昭和二十六年運輸省令第八十五号）第十四条第二項の規定により、次のとおり自動車の型式についての指定を取り消した。

平成七年五月二日　　運輸大臣　亀井　静香

指定番号	車名及び型式	製作者の名称	製作者の住所
7343	ニッサンY－SK30	日産自動車株式会社	神奈川県横浜市神奈川区宝町2番地

8085	マツダ KC―WG64H	〃	〃
8086	マツダ KC―WG67T	〃	〃
8087	マツダ KC―WG67H	〃	〃

○運輸省告示第二百九十五号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条第一項の規定により、平成七年四月七日次のとおり自動車をその型式について指定した。

平成七年五月一日　運輸大臣　亀井　静香

指定番号	車名及び型式	製作者等の名称	製作者等の住所
8088	ニッサン GB―SK2F23	日産自動車株式会社	神奈川県横浜市神奈川区宝町2番地
8089	ニッサン GB―SK4F23	〃	〃
8090	ニッサン KC―SN2F23	〃	〃
8091	ニッサン KC―SN4F23	〃	〃
8092	ニッサン KC―SN6F23	〃	〃
8093	ニッサン KC―SP2F23	〃	〃
8094	ニッサン KC―SP4F23	〃	〃
8095	ニッサン KC―SP8F23	〃	〃
8096	いすゞ GB―ASK2F23	〃	〃
8097	いすゞ GB―ASK4F23	〃	〃
8098	いすゞ KC―ASN2F23	〃	〃
8099	いすゞ KC―ASN4F23	〃	〃
8100	いすゞ KC―ASN6F23	〃	〃
8101	いすゞ KC―ASP2F23	〃	〃
8102	いすゞ KC―ASP4F23	〃	〃
8103	いすゞ KC―ASP8F23	〃	〃

○運輸省告示第二百九十六号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条第一項の規定により、平成七年四月七日次のとおり自動車をその型式について指定した。

平成七年五月一日　運輸大臣　亀井　静香

指定番号	車名及び型式	製作者等の名称	製作者等の住所
8104	ニッサンKD―WEY10	日産自動車株式会社	神奈川県横浜市神奈川区宝町2番地
8105	マツダKD―BWEY10	〃	〃

○運輸省告示第二百九十七号

道路運送車両法施行規則（昭和二十六年運輸省令第七十四号）第六十二条の三の二第一項の規定により、平成七年四月七日次のとおり自動車の型式について騒音に係る認定をした。

平成七年五月一日　運輸大臣　亀井　静香

型式認定番号	車名及び型式	製作者等の名称	製作者等の住所
小―134	ニッサンKC―BP4F23	日産自動車株式会社	神奈川県横浜市神奈川区宝町2番地
小―135	ニッサンKC―BP8F23	〃	〃
小―136	いすゞKC―ABP4F23	〃	〃
小―137	いすゞKC―ABP8F23	〃	〃

○運輸省告示第二百九十八号

道路運送車両法施行規則（昭和二十六年運輸省令第七十四号）第六十二条の三の二第一項の規定により、平成七年四月七日次のとおり自動車の型式について騒音に係る認定をした。

平成七年五月一日　運輸大臣　亀井　静香

型式認定番号	車名及び型式	製作者等の名称	製作者等の住所
大―3481	いすゞ KC―EXR81D1	いすゞ自動車株式会社	東京都品川区南大井6丁目26番1号
大―3482	いすゞ KC―EXR81E1	〃	〃
大―3483	いすゞ KC―EXR81G1	〃	〃
大―3484	いすゞ KC―EXR81L1	〃	〃
大―3485	いすゞ KC―EXR82D1	〃	〃
大―3486	いすゞ KC―EXR82E1	〃	〃
大―3487	いすゞ KC―EXR82G1	〃	〃
大―3488	いすゞ KC―EXD81D1	〃	〃
大―3489	いすゞ KC―EXD81E1	〃	〃
大―3490	いすゞ KC―EXD82D1	〃	〃
大―3491	いすゞ KC―EXD82E1	〃	〃

○運輸省告示第二百九十九号

道路運送車両法施行規則（昭和二十六年運輸省令第七十四号）第六十二条の三の二第一項の規定により、平成七年四月七日次のとおり自動車の型式について騒音に係る認定をした。

平成七年五月一日　運輸大臣　亀井　静香

型式認定番号	車名及び型式	製作者等の名称	製作者等の住所
大―4145	三菱KC―FU417SZ	三菱自動車工業株式会社	東京都港区芝5丁目33番8号
大―4146	三菱KC―FU410SZ	〃	〃
大―4147	三菱KC―FU410YZ	〃	〃
大―4148	三菱KC―FU419SZ	〃	〃
大―4149	三菱KC―FU411YZ	〃	〃
大―4150	三菱KC―KV207M	〃	〃
大―4151	三菱KC―KS305R	〃	〃
大―4152	三菱KC―KS509S	〃	〃

○運輸省告示第二百九十一号

船舶職員法（昭和二十六年法律第百四十九号）第十三条の二第一項の規定に基づき指定した次の船舶職員養成施設は、平成六年六月十日付けをもって廃止されたので告示する。

平成七年五月一日　運輸大臣　亀井　静香

一　三級海技士（航海）第一種養成施設

名　称	所　在　地
鳥羽商船高等専門学校航海学科	三重県鳥羽市池上町一番一号

二　三級海技士（機関）第一種養成施設

名　称	所　在　地
鳥羽商船高等専門学校機関学科	三重県鳥羽市池上町一番一号

三　機関当直三級海技士（機関）第一種養成施設

名　称	所　在　地
鳥羽商船高等専門学校機関学科	三重県鳥羽市池上町一番一号

四　船橋当直三級海技士（航海）第一種養成施設

名　称	所　在　地
鳥羽商船高等専門学校航海学科	三重県鳥羽市池上町一番一号

○運輸省告示第二百九十二号

船舶職員法（昭和二十六年法律第百四十九号）第十三条の二第一項の規定に基づき指定した次の船舶職員養成施設は、平成六年九月二十一日付けをもって廃止されたので告示する。

平成七年五月一日　運輸大臣　亀井　静香

一　三級海技士（航海）第一種養成施設

名　称	所　在　地
富山商船高等専門学校航海学科	富山県新湊市海老江練合一一二

二　三級海技士（機関）第一種養成施設

名　称	所　在　地
富山商船高等専門学校機関学科	富山県新湊市海老江練合一一二

三　機関当直三級海技士（機関）第一種養成施設

名　称	所　在　地
富山商船高等専門学校航海学科	富山県新湊市海老江練合一一二

四　船橋当直三級海技士（航海）第一種養成施設

名　称	所　在　地
富山商船高等専門学校機関学科	富山県新湊市海老江練合一一二

○運輸省告示第二百九十三号

船舶安全法の規定に基づく事業場の認定に関する規則（昭和四十八年運輸省令第四十九号）第十四条の規定に基づき、平成七年四月七日付けをもって次のように整備規程の変更の認可をしたので、同令第十八条の規定に基づき、告示する。

平成七年五月一日　運輸大臣　亀井　静香

整備規程認可番号	整備規程の名称	氏名又は名称	住　所	変更の内容
第3号	住友電気工業株式会社膨脹式救命いかだ整備規程	住友電気工業株式会社	大阪府大阪市中央区北浜四丁目5番33号	艤装品に海面着色剤を加える。
第8号	住友電気工業株式会社膨脹式救命いかだ整備規程（50型用）	〃	〃	〃

○運輸省告示第二百九十四号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条第一項の規定により、平成七年四月六日次のとおり自動車をその型式について指定した。

平成七年五月一日　運輸大臣　亀井　静香

指定番号	車名及び型式	製作者等の名称	製作者等の住所
8060	マツダ KC—W GSAT	マツダ株式会社	広島県安芸郡府中町新地3番1号
8061	マツダ KC—W GSAD	〃	〃
8062	マツダ KC—W GEAT	〃	〃
8063	マツダ KC—W GEAD	〃	〃
8064	マツダ KC—W GEAK	〃	〃
8065	マツダ KC—W GEAH	〃	〃
8066	マツダ KC—W GE1T	〃	〃
8067	マツダ KC—W GE4T	〃	〃
8068	マツダ KC—W G3AT	〃	〃
8069	マツダ KC—W G3AM	〃	〃
8070	マツダ KC—W G3AD	〃	〃
8071	マツダ KC—W G3AN	〃	〃
8072	マツダ KC—W G3AK	〃	〃
8073	マツダ KC—W G3AH	〃	〃
8074	マツダ KC—W G31T	〃	〃
8075	マツダ KC—W G34T	〃	〃
8076	マツダ KC—W G6AT	〃	〃
8077	マツダ KC—W G6AD	〃	〃
8078	マツダ KC—W G6AK	〃	〃
8079	マツダ KC—W G6AF	〃	〃
8080	マツダ KC—W G61T	〃	〃
8081	マツダ KC—W G61D	〃	〃
8082	マツダ KC—W G61H	〃	〃
8083	マツダ KC—W G61K	〃	〃
8084	マツダ KC—W G64T	〃	〃

第81—22674号	株式会社大陽製作所	大阪府門真市東田町12—10	〃
第81—22675号～第81—22676号	株式会社千石	兵庫県加西市別所町395	電気ストーブ
第81—22677号	株式会社サンスターステンレス	愛知県名古屋市守山区小六町18—22	電気温水器
第81—22678号	株式会社ローレル	神奈川県秦野市栄町8—6	ヘヤーカーラー
第81—22679号	株式会社ユパック	香川県丸亀市港町307	電気温水器
第96—527号	国産電機株式会社	静岡県沼津市大岡3744	携帯発電機
第95—5316号	松下電器産業株式会社	大阪府門真市大字門真1006	電子レンジ
第95—5317号	株式会社シグマ	東京都世田谷区成城9—32—3	その他の電子応用遊戯器具

○通商産業省告示第三百五十号

電気用品取締法（昭和三十六年法律第二百三十四号）第二十三条第一項の規定に基づき、平成七年五月十六日付けをもって次のように甲種電気用品の型式を認可したので、同法第四十四条第一号の規定に基づき告示する。

平成七年五月三十一日　通商産業大臣　橋本龍太郎

型式認可番号	氏名又は名称	住所	甲種電気用品名
第12—8480号	有限会社ワイエムコーポレーション	大阪府大東市深野北1—12—27	キャブタイヤコード
第12—8481号～第12—8482号	〃	〃	その他のビニルコード
第12—8483号	〃	〃	ビニルキャブタイヤケーブル
第61—16853号	株式会社タカショー	和歌山県海南市阪井489	その他の家庭機器用変圧器
第61—16854号	ソーテック機器株式会社	大阪府東大阪市森河内西2—5—2	〃
第32—1676号	ビコ株式会社	東京都品川区北品川1—9—2	管形ヒューズ
第81—22680号	八光トレーディング株式会社	大阪府大阪市淀川区西宮原1—8—35	電気コーヒー沸かし器
第81—22681号	鳥取三洋電機株式会社	鳥取県鳥取市南吉方3—201	電気アイロン
第91—54215号	株式会社オーム電機	東京都豊島区東池袋1—28—7	直流電源装置
第91—54216号	株式会社泉精器製作所	長野県松本市大字笹賀3039	空気清浄機
第91—54217号	九州日立マクセル株式会社	福岡県田川郡方城町大字伊方4680	毛髪乾燥機
第95—5318号～第95—5320号	株式会社日立ホームテック	千葉県柏市新十余二3—1	電子レンジ

○通商産業省告示第三百五十一号

電気用品取締法（昭和三十六年法律第二百三十四号）第二十五条の三第一項の規定に基づき、平成七年五月十六日付けをもって次のように甲種電気用品の型式を承認したので、同法第四十四条第四号の規定に基づき告示する。

平成七年五月三十一日　通商産業大臣　橋本龍太郎

型式承認番号	氏名又は名称	住所	甲種電気用品名
第91—54218号	允福股份有限公司	台湾省台北県五股郷五灌五路16号之一	電気乾燥機
第91—54219号～第91—54221号	華美電子股份有限公司	台湾高雄縣橋頭郷芋林路305號	直流電源装置
第91—54222号	仁寶電脳工業股份有限公司	台湾台北市松山區八徳路四段319号7樓	〃

○通商産業省告示第三百五十二号

計量法施行規則（平成五年通商産業省令第六十九号）第百二十二条第二項の規定に基づき、環境計量講習（濃度関係）及び環境計量講習（騒音・振動関係）に関し必要な事項を次のように告示する。

平成七年五月三十一日　通商産業大臣　橋本龍太郎

一　受講資格　環境計量士の試験に合格した者

二　講習期間

平成七年七月十七日から七月二十一日まで（濃度関係）

平成七年七月三十一日から八月四日まで（濃度関係）

平成七年八月二十一日から八月二十五日まで（濃度関係）

平成七年九月四日から九月八日まで（濃度関係）

平成七年九月十八日から九月二十二日まで（騒音・振動関係）

平成七年十月二日から十月六日まで（濃度関係）

平成七年十月二十三日から十月二十七日まで（濃度関係）

平成七年十一月六日から十一月十日まで（騒音・振動関係）

三　講習内容の概要　環境計量士（濃度関係）及び環境計量士（騒音・振動関係）になろうとする者に必要な学科及び実習

四　受講予定人員　約四十名

五　受講申請書の提出期限　平成七年七月三十一日まで

六　受講申請書の提出先　通商産業省計量教習所（東京都東村山市富士見町五丁目四番三十六号　郵便番号　一八九）

七　提出書類（各一通）

1　受講申請書（計量法施行規則様式第九十四によるもの）

2　履歴書（計量法施行規則様式第六十五によるもの）

3　写真（大きさは、縦、横五センチメートルとし、受講申請前六月以内に、正面、半身、脱帽で撮影したもので、裏面に氏名を自署したもの）

4　環境計量士の試験の合格証書又は合格証明書の写し

5　あて名を明記した返信用封筒（大きさは、角形二号のものに限る）

○通商産業省告示第三百五十三号

計量法（平成四年法律第五十一号）第七十六条第一項の規定に基づき、平成七年五月十日付けをもって次のように特定計量器の型式を承認したので同法第百五十九条第一項第五号の規定に基づき、告示する。

平成七年五月三十一日　通商産業大臣　橋本龍太郎

一、型式承認番号　第D九五一五号

二、名称　日東イシダ株式会社

三、住所　宮城県仙台市若林区卸町五丁目三番五

四、特定計量器の種類　非自動はかり

○通商産業省告示第三百五十四号

計量法（平成四年法律第五十一号）第七十六条第一項の規定に基づき、平成七年五月十八日付けをもって次のように特定計量器の型式を承認したので同法第百五十九条第一項第五号の規定に基づき、告示する。

平成七年五月三十一日　通商産業大臣　橋本龍太郎

一、型式承認番号　第H九五四号

二、名称　テルモ株式会社

三、住所　東京都渋谷区幡ヶ谷二丁目四四番地一号

四、特定計量器の種類　抵抗体温計

○通商産業省告示第三百四十九号

電気用品取締法（昭和三十六年法律第二百三十四号）第十八条の規定に基づき、平成七年五月十六日付けをもって次のように甲種電気用品の型式を認可したので、同法第四十四条第1号の規定に基づき告示する。

平成七年五月三十一日　　通商産業大臣　橋本龍太郎

型式認可番号	氏名又は名称	住所	甲種電気用品名
第41—3585号～第41—3586号	小倉電器株式会社	大阪府大阪市旭区大宮5—3—9	蛍光灯用ソケット
第41—7827号	竜野松下電工株式会社	兵庫県竜野市竜野町片山300	タイムスイッチ
第41—18616号～第41—18617号	株式会社泰和電器	東京都大田区大森西2—32—4	差込みプラグ
第41—18620号	〃	〃	〃
第41—18622号	〃	〃	〃
第41—18623号	朝日ナショナル照明株式会社	大阪府東大阪市吉田下島1—55	その他の点滅器
第41—18716号	東亜興業株式会社	東京都墨田区押上2—32—2	漏電遮断器
第41—18750号	〃	〃	〃
第41—18870号	〃	〃	〃
第41—19213号	〃	〃	〃
第41—7794号	神保電器株式会社	東京都大田区大森西1—19—4	差込みプラグ
第41—13551号	松下産業機器株式会社	大阪府豊中市稲津町3—1—1	光電式自動点滅器
第41—13569号	株式会社福島明工社	福島県岩瀬郡岩瀬村大字大久保字北田164	タンブラースイッチ
第41—13679号～第41—13681号	株式会社カワグチ	愛知県大府市北崎町西定保根141	ジョイントボックス
第61—16845号～第61—16850号	土居電機株式会社	京都府向日市寺戸町二ノ坪21	水銀灯用安定器その他の高圧放電灯用安定器
第81—22660号	松下寿電子工業株式会社	香川県高松市古新町8—1	その他の採暖用電熱器具
第81—22661号～第81—22662号	松下住設機器株式会社	奈良県大和郡山市筒井町800	電熱ボード
第81—22663号	みのる産業株式会社	岡山県赤磐郡山陽町下市447	観賞植物用ヒーター
第81—22664号～第81—22665号	三京株式会社	大阪府大阪市平野区平野南1—3—8	電気カーペット
第81—22666号	フランスベッド株式会社	東京都渋谷区桜丘町31—15	家庭用温熱治療器
第81—22667号	有限会社米澤工業	静岡県清水市袖師町1419—17	電気温蔵庫
第81—22668号	金澤工業株式会社	茨城県猿島郡総和町女沼1663	その他の調理用電熱器具
第81—22669号～第81—22670号	山岡金属工業株式会社	大阪府守口市東郷通2—21	電気コーヒー沸かし器
第81—22671号	ダイトー株式会社	大阪府大東市三箇6—15—15	〃
第91—54181号	株式会社イワキ	東京都千代田区神田須田町2—6—6	電気ポンプ
第91—54182号	東京精工株式会社	福島県石川郡玉川村大字川辺字宮ノ前393—1	〃
第91—54183号～第91—54184号	日立多賀エンジニアリング株式会社	茨城県日立市東多賀町1—1—1	〃
第91—54185号	株式会社トーカド	東京都大田区北千束1—4—6	直流電源装置
第91—54186号	株式会社ローレル	神奈川県秦野市栄町8—6	電気乾燥機
第91—54187号	株式会社寺西電機製作所	愛知県西加茂郡三好町大字莇生字並木60	電気マッサージ器
第91—54188号	中部工機株式会社	三重県桑名市大字森忠463	電気氷削り機
第91—54189号～第91—54190号	株式会社東芝	神奈川県川崎市幸区堀川町72	電気脱水機
第91—54191号～第91—54192号	株式会社協信	岐阜県中津川市手賀野339—2	換気扇
第91—54193号	明治ナショナル工業株式会社	大阪府大阪市淀川区新高3—9—14	電気冷房機
第91—54194号	日立冷熱株式会社	東京都千代田区神田須田町1—23—2	〃
第91—54195号～第91—54197号	ダイキン工業株式会社	大阪府大阪市北区中崎西2—4—12梅田センタービル	〃
第91—54198号	佐藤ライト工業株式会社	三重県安芸郡芸濃町椋本2768—2	電気温風機
第91—54199号	三洋精機工業株式会社	大阪府東大阪市菱江366	電気ポンプ
第91—54200号～第91—54201号	株式会社桜川ポンプ製作所	大阪府茨木市西安威1—6—24	〃
第91—54202号～第91—54203号	志摩エレックス株式会社	三重県志摩郡志摩町片田3793	直流電源装置
第91—54204号	日機装エイコー株式会社	東京都渋谷区恵比寿西2—3—3武田第2ビル	電気ポンプ
第91—54205号	愛知電機株式会社	愛知県春日井市愛知町1	電動かくはん機
第91—54206号～第91—54207号	株式会社協信	岐阜県中津川市手賀野339—2	換気扇
第91—54208号～第91—54209号	松下精工株式会社	大阪府大阪市城東区今福西6—2—61	送風機
第91—54210号	株式会社栗田電機製作所	東京都北区神谷2—38—8	〃
第91—54211号	松下電工株式会社	大阪府門真市大字門真1048	毛髪乾燥機
第91—54211—1号	竹芝精巧株式会社	京都府八幡市野尻北ノ口9—1	〃
第91—54212号	丸高医療機株式会社	静岡県藤枝市八幡字広通550—1	家庭用電位治療器
第91—54213号	株式会社泉精器製作所	長野県松本市大字笹賀3039	医療用物質生成器
第91—54214号	株式会社イースタン	長野県茅野市塚原1—8—37	直流電源装置
第94—6719号	金澤工業株式会社	茨城県猿島郡総和町女沼1663	電気スタンド
第12—8479号	伸興電線株式会社	香川県大川郡志度町志度1298—2	キャブタイヤコード
第61—16851号	株式会社共進電機製作所	大阪府大阪市淀川区三津屋南2—6—16	蛍光灯用安定器
第61—16852号	サングロウ電機株式会社	大阪府大阪市西淀川区柏里1—3—3	〃
第81—22672号	松下冷機株式会社	大阪府東大阪市高井田本通4—2—5	電気温蔵庫
第81—22673号	大陽産業株式会社	大阪府門真市東田町12—10	電気湯沸かし器

亜鉛含有量（mg／l）	処理前の数値		処理前の数値			
	処理後の数値		処理後の数値			
溶解性鉄含有量（mg／l）	処理前の数値		処理前の数値			
	処理後の数値		処理後の数値			
溶解性マンガン含有量（mg／l）	処理前の数値		処理前の数値			
	処理後の数値		処理後の数値			
クロム含有量（mg／l）	処理前の数値		処理前の数値			
	処理後の数値		処理後の数値			
弗素含有量（mg／l）	処理前の数値		処理前の数値			
	処理後の数値		処理後の数値			
大腸菌群数（個／cm^3）	処理前の数値		処理前の数値			
	処理後の数値		処理後の数値			
窒素含有量（mg／l）	処理前の数値		処理前の数値			
	処理後の数値		処理後の数値			
燐含有量（mg／l）	処理前の数値		処理前の数値			
	処理後の数値		処理後の数値			
沃素消費量（mg／l）	処理前の数値		処理前の数値			
	処理後の数値		処理後の数値			

備考　1　申請に係る指定公害防止用設備の種類に応じて事業の用に供しなくなった指定公害防止用設備と事業の用に供する指定公害防止用設備の両方について記入のこと。
　　　2　ばい煙の濃度は、乾きガス中の濃度とすること。
　　　3　※印のある欄は、記入しないこと。

チオベンカルブ（mg／l）	処理前の数値		処理前の数値			
	処理後の数値		処理後の数値			
ベンゼン（mg／l）	処理前の数値		処理前の数値			
	処理後の数値		処理後の数値			
セレン及びその化合物（mg／l）	処理前の数値		処理前の数値			
	処理後の数値		処理後の数値			
水素イオン濃度（水素指数）	処理前の数値		処理前の数値			
	処理後の数値		処理後の数値			
生物化学的酸素要求量（mg／l）	処理前の数値		処理前の数値			
	処理後の数値		処理後の数値			
化学的酸素要求量（mg／l）	処理前の数値		処理前の数値			
	処理後の数値		処理後の数値			
浮遊物質量（mg／l）	処理前の数値		処理前の数値			
	処理後の数値		処理後の数値			
ノルマルヘキサン抽出物質含有量（動植物油脂類含有量）（mg／l）	処理前の数値		処理前の数値			
	処理後の数値		処理後の数値			
ノルマルヘキサン抽出物質含有量（鉱油類含有量）（mg／l）	処理前の数値		処理前の数値			
	処理後の数値		処理後の数値			
フェノール類含有量（mg／l）	処理前の数値		処理前の数値			
	処理後の数値		処理後の数値			
銅含有量（mg／l）	処理前の数値		処理前の数値			
	処理後の数値		処理後の数値			

テトラクロロエチレン（㎎／l）	処理前の数値		処理前の数値			
	処理後の数値		処理後の数値			
ジクロロメタン（㎎／l）	処理前の数値		処理前の数値			
	処理後の数値		処理後の数値			
四塩化炭素（㎎／l）	処理前の数値		処理前の数値			
	処理後の数値		処理後の数値			
1・2-ジクロロエタン（㎎／l）	処理前の数値		処理前の数値			
	処理後の数値		処理後の数値			
1・1-ジクロロエチレン（㎎／l）	処理前の数値		処理前の数値			
	処理後の数値		処理後の数値			
シス-1・2-ジクロロエチレン（㎎／l）	処理前の数値		処理前の数値			
	処理後の数値		処理後の数値			
1・1・1-トリクロロエタン（㎎／l）	処理前の数値		処理前の数値			
	処理後の数値		処理後の数値			
1・1・2-トリクロロエタン（㎎／l）	処理前の数値		処理前の数値			
	処理後の数値		処理後の数値			
1・3-ジクロロプロペン（㎎／l）	処理前の数値		処理前の数値			
	処理後の数値		処理後の数値			
チウラム（㎎／l）	処理前の数値		処理前の数値			
	処理後の数値		処理後の数値			
シマジン（㎎／l）	処理前の数値		処理前の数値			
	処理後の数値		処理後の数値			

2．汚水処理装置

	処理前の数値及び処理後の数値（事業の用に供しなくなった指定公害防止用設備）		処理前の数値及び処理後の数値（事業の用に供する指定公害防止用設備）		規制基準により定められた許容限度としての数値及び規制根拠法令（条例を含む。）	※備　考
カドミウム及びその化合物（mg／l）	処理前の数値		処理前の数値			
	処理後の数値		処理後の数値			
シアン化合物（mg／l）	処理前の数値		処理前の数値			
	処理後の数値		処理後の数値			
有機燐化合物（mg／l）	処理前の数値		処理前の数値			
	処理後の数値		処理後の数値			
鉛及びその化合物（mg／l）	処理前の数値		処理前の数値			
	処理後の数値		処理後の数値			
六価クロム化合物（mg／l）	処理前の数値		処理前の数値			
	処理後の数値		処理後の数値			
砒素及びその化合物（mg／l）	処理前の数値		処理前の数値			
	処理後の数値		処理後の数値			
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物（mg／l）	処理前の数値		処理前の数値			
	処理後の数値		処理後の数値			
アルキル水銀化合物（mg／l）	処理前の数値		処理前の数値			
	処理後の数値		処理後の数値			
ＰＣＢ（mg／l）	処理前の数値		処理前の数値			
	処理後の数値		処理後の数値			
トリクロロエチレン（mg／l）	処理前の数値		処理前の数値			
	処理後の数値		処理後の数値			

別紙

1．ばい煙処理装置又は窒素酸化物抑制装置

			処理前の数値及び処理後の数値（事業の用に供しなくなった指定公害防止用設備）			処理前の数値及び処理後の数値（事業の用に供する指定公害防止用設備）		規制基準により定められた許容限度としての数値及び規制根拠法令（条例を含む。）	備考
ばい煙の濃度	ばいじん（g／Nm）		処理前の数値			処理前の数値			
			処理後の数値			処理後の数値			
	カドミウム及びその化合物（mg／Nm）		処理前の数値			処理前の数値			
			処理後の数値			処理後の数値			
	塩素（mg／Nm）		処理前の数値			処理前の数値			
			処理後の数値			処理後の数値			
	塩化水素（mg／Nm）		処理前の数値			処理前の数値			
			処理後の数値			処理後の数値			
	弗素、弗化水素及び弗化珪素（mg／Nm）		処理前の数値			処理前の数値			
			処理後の数値			処理後の数値			
	鉛及びその化合物（mg／Nm）		処理前の数値			処理前の数値			
			処理後の数値			処理後の数値			
	窒素酸化物（容量比ppm）		処理前の数値			処理前の数値			
			処理後の数値			処理後の数値			
ばい煙量	いおう酸化物（Nm／h）	最大	処理前の数値		最大	処理前の数値			
			処理後の数値			処理後の数値			
		通常	処理前の数値		通常	処理前の数値			
			処理後の数値			処理後の数値			

三　汚水処理装置	事業の用に供しなくなった指定公害防止用設備及びこれに代えて事業の用に供される指定公害防止用設備の設置に係る水質汚濁防止法（昭和四十五年法律第百三十八号）第五条若しくは第七条の規定に基づく届出に係る届出書、瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第百十号）第五条第一項若しくは第八条第一項の規定に基づく許可に係る申請書（水質汚濁防止法第二十三条第二項の規定により、鉱山保安法、電気事業法又は海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第百三十六号）の適用を受ける者の申請にあっては、鉱山保安法、電気事業法又は海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の相当規定の定めるところにより通商産業大臣又は運輸大臣に提出すべきこれらの指定公害防止用設備の設置に係る申請書等）又は下水道法（昭和三十三年法律第七十九号）第十二条の三若しくは第十二条の四の規定に基づく届出に係る届出書（同法第二十五条の規定に基づく条例の相当規定の定めるところによる届出書等を含む。）	事業の用に供しなくなった指定公害防止用設備及びこれに代えて事業の用に供される指定公害防止用設備によるそれぞれの処理前及び処理後の水質汚濁防止法第三条第一項に規定する排出水の汚染状態並びに下水道法第二条第三号及び第四号に規定する公共下水道及び流域下水道に排除される下水の水質	水質汚濁防止法第三条第一項に規定する排水基準及び同条第三項の規定に基づき都道府県の定める排水基準並びに下水道法第十二条の二第一項又は第十二条の十第一項第一号に規定する基準及び同法第十二条第一項、第十二条の二第三項又は第十二条の十第一項第二号の規定に基づき都道府県又は市町村の定める基準

様式第１（第１条関係）

租税特別措置法施行令第５条の８第２項又は第28条第２項に規定する公害その他これに準ずる公共の災害の防止に資する効果が著しく高いものであることの証明申請書

通商産業大臣　　　　　殿

申請年月日	
※証明年月日	
※証 明 番 号	

申請者名（署名又は記名押印）

住　　所

租税特別措置法施行令第５条の８第２項又は第28条第２項に規定する公害その他これに準ずる公共の災害の防止に資する効果が著しく高いものであることにつき、租税特別措置法施行規則第５条の12第３項又は第20条の５第３項の規定による通商産業大臣の証明を受けたいので、下記により申請します。

記

1．申請に係る指定公害防止用設備の名称、位置及び供用開始年月日

2．新設又は増設を行った指定公害防止用設備の名称、位置及び新設又は増設を行った年月日

3．原因物質の量、濃度及び汚染状態の指標に関する申請に係る指定公害防止用設備による処理後の数値及び規制基準により定められた許容限度としての数値（別紙のとおり）

上記の申請について、租税特別措置法施行規則第５条の12第３項又は第20条の５第３項の規定により証明します。

通商産業大臣

記名押印

（備考）

1　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とすること。

2　※印のある欄は、記入しないこと。

様式第２（第１条関係）

租税特別措置法施行令第５条の８第３項又は第28条第３項に規定する公害その他これに準ずる公共の災害の防止に資する効果が著しく高く、かつ当該効果が当該事業の用に供しなくなった指定公害防止用設備よりも高いものであることの証明申請書

通商産業大臣　　　　　殿

申請年月日	
※証明年月日	
※証 明 番 号	

申請者名（署名又は記名押印）

住　　所

租税特別措置法施行令第５条の８第３項又は第28条第３項に規定する公害その他これに準ずる公共の災害の防止に資する効果が著しく高く、かつ当該効果が当該事業の用に供しなくなった指定公害防止用設備よりも高いものであることにつき、租税特別措置法施行規則第５条の12第５項又は第20条の５第５項の規定による通商産業大臣の証明を受けたいので、下記により申請します。

記

1．申請に係る指定公害防止用設備の名称、位置及び供用開始年月日

2．事業の用に供しなくなった指定公害防止用設備の名称、位置及び事業の用に供しなくなった年月日

3．原因物質の量、濃度及び汚染状態の指標に関する申請に係る指定公害防止用設備による処理前の数値、処理後の数値及び規制基準により定められた許容限度としての数値（別紙のとおり）

上記の申請について、租税特別措置法施行規則第５条の12第５項又は第20条の５第５項の規定により証明します。

通商産業大臣

記名押印

（備考）

1　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とすること。

2　※印のある欄は、記入しないこと。

第四項各号に定める要件に該当するものであると認めるときは、その証明を行うものとする。

（証明書の交付）

第三条　通商産業大臣は、前条の証明を行ったときは、当該証明に係る証明申請書一通にその旨を記入し、証明書として当該証明を受けた者に対し交付するものとする。

（証明の取消し）

第四条　通商産業大臣は、第二条の証明を受けた者が第一条の規定による申請に際して虚偽の申請を行ったときは、当該証明を取り消すことができる。

別表第一（第一条、第二条関係）

指定公害防止用設備の種類	添付書類	処理後の数値	規制基準等
一　ばい煙処理装置又は窒素酸化物抑制装置	新設又は増設を行った指定公害防止用設備の設置に係る大気汚染防止法（昭和四十三年法律第九十七号）第六条第一項又は第八条第一項の規定に基づく届出に係る届出書（同法第二十七条第二項の規定により、電気事業法（昭和三十九年法律第百七十号）若しくはガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号）の規定の適用を受ける者の申請又は鉱山保安法（昭和二十四年法律第七十号）第八条第一項の認可を受けた者の申請にあっては、電気事業法、ガス事業法又は鉱山保安法の相当規定の定めるところにより通商産業大臣、鉱山保安監督局長又は鉱山保安監督部長に提出すべきこれらの指定公害防止用設備の設置に係る申請書等）	新設又は増設を行った指定公害防止用設備による処理後の大気汚染防止法第二条第一項に規定するばい煙の濃度（ただし、いおう酸化物に関しては、処理後のばい煙量）	大気汚染防止法第三条第一項に規定する排出基準及び同法第四条第一項の規定に基づき都道府県の定める排出基準
二　ろ過集じん装置	新設又は増設を行った指定公害防止用設備の設置に係る大気汚染防止法第十八条の六第一項又は第三項の規定に基づく届出に係る届出書（鉱山保安法第八条第一項の認可を受けた者の申請にあっては、同法の相当規定の定めるところにより鉱山保安監督局長又は鉱山保安監督部長に提出すべきこれらの指定公害防止用設備の設置に係る申請書等）	新設又は増設を行った指定公害防止用設備による処理後の大気汚染防止法第二条第五項に規定する特定粉じんの濃度	大気汚染防止法第十八条の五に規定する規制基準
三　汚水処理装置	新設又は増設を行った指定公害防止用設備の設置に係る水質汚濁防止法（昭和四十五年法律第百三十八号）第五条若しくは第七条の規定に基づく届出に係る届出書、瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第百十号）第五条第一項若しくは第八条第一項の規定に基づく許可に係る申請書（水質汚濁防止法第二十三条第二項の規定により、鉱山保安法、電気事業法又は海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第百三十六号）の適用を受ける者の申請にあっては、鉱山保安法、電気事業法又は海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の相当規定の定めるところにより通商産業大臣又は運輸大臣に提出すべきこれらの指定公害防止用設備の設置に係る申請書等）又は下水道法（昭和三十三年法律第七十九号）第十二条の三若しくは第十二条の四の規定に基づく届出に係る届出書（同法第二十五条の規定に基づく条例の相当規定の定めるところによる届出書等を含む。）	新設又は増設を行った指定公害防止用設備による処理後の水質汚濁防止法第三条第一項に規定する排出水の汚染状態並びに下水道法第二条第三号及び第四号に規定する公共下水道及び流域下水道に排除される下水の水質	水質汚濁防止法第三条第一項に規定する排水基準及び同条第三項の規定に基づき都道府県の定める排水基準並びに下水道法第十二条の二第一項又は第十二条の十第一項第一号に規定する基準及び同法第十二条第一項、第十二条の二第三項又は第十二条の十第一項第二号の規定に基づき都道府県又は市町村の定める基準

別表第二（第一条、第二条関係）

指定公害防止用設備の種類	添付書類	処理前の数値及び処理後の数値	規制基準等
一　ばい煙処理装置又は窒素酸化物抑制装置	事業の用に供しなくなった指定公害防止用設備及びこれに代えて事業の用に供される指定公害防止用設備の設置に係る大気汚染防止法（昭和四十三年法律第九十七号）第六条第一項又は第八条第一項の規定に基づく届出に係る届出書（同法第二十七条第二項の規定により、電気事業法（昭和三十九年法律第百七十号）若しくはガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号）の規定の適用を受ける者の申請又は鉱山保安法（昭和二十四年法律第七十号）第八条第一項の認可を受けた者の申請にあっては、電気事業法、ガス事業法又は鉱山保安法の相当規定の定めるところにより通商産業大臣、鉱山保安監督局長又は鉱山保安監督部長に提出すべきこれらの指定公害防止用設備の設置に係る申請書等）	事業の用に供しなくなった指定公害防止用設備及びこれに代えて事業の用に供される指定公害防止用設備によるそれぞれの処理前及び処理後の大気汚染防止法第二条第一項に規定するばい煙の濃度（ただし、いおう酸化物に関しては、処理前及び処理後のばい煙量）	大気汚染防止法第三条第一項に規定する排出基準及び同法第四条第一項の規定に基づき都道府県の定める排出基準
二　ろ過集じん装置	事業の用に供しなくなった指定公害防止用設備及びこれに代えて事業の用に供される指定公害防止用設備の設置に係る大気汚染防止法第十八条の六第一項又は第三項の規定に基づく届出に係る届出書（鉱山保安法第八条第一項の認可を受けた者の申請にあっては、同法の相当規定の定めるところにより鉱山保安監督局長又は鉱山保安監督部長に提出すべきこれらの指定公害防止用設備の設置に係る申請書等）	事業の用に供しなくなった指定公害防止用設備及びこれに代えて事業の用に供される指定公害防止用設備によるそれぞれの処理前及び処理後の大気汚染防止法第二条第五項に規定する特定粉じんの濃度	大気汚染防止法第十八条の五に規定する規制基準

を交付する窓口の数は十九以下であってはならない。

㈢　勝車投票券の発売等の用に供する窓口の前面には、原則として六メートル以上の空間を確保すること。

㈣　勝車投票券の発売等の用に供する各施設に現金及び重要書類を保管するための設備を設けてあること。

六　観客の用に供する施設等

㈠　冷暖房を有し、椅子席を備えた、適当な数の観客席を設けること。

㈡　観客の見やすい場所に確定出場選手、勝車投票券の発売金額、勝車及び払戻金額を明示するための掲示設備を設けてあること。

㈢　観客の用に供するため、適当な数及び広さの次の施設を、利用しやすい場所に設けてあること。

イ　インフォメーションコーナー

ロ　初心者ガイダンスコーナー

ハ　お客様相談所

ニ　荷物預り所

ホ　救護所

ヘ　喫茶・休憩コーナー

ト　飲食店（飲食店は、快適かつ衛生的な設備を有し、かつ、食品取扱設備、洗浄設備、給水及び残物等処理設備を備えていること。）

チ　売店

リ　トイレ（それぞれ男子用及び女子用の区別があり、水洗式のものであること。）

ヌ　駐車場（駐車場は、競走場周辺の道路交通等に支障を及ぼすことのないよう入場者の自動車等を収容するに十分な広さであること。自ら設置することが困難である場合には、競走開催期間中については他の駐車場所有者等との契約により十分の広さの駐車場を確保すること。）

七　その他開催に必要な施設等

㈠　報道関係者室を設けてあること。

㈡　テレビ実況室を設けてあること。

㈢　場内の主要施設間に電話等の通信連絡設備を設けてあること。（通信連絡設備の設置場所及び相互関係は別表に示す基準によるものとする。）

㈣　放送設備を次の場所に設けてあること。

イ　開催本部

ロ　決勝審判室

ハ　主たる勝車投票券発売所及び払戻金交付所

ニ　その他必要な場所

㈤　電気設備は、競走を支障なく運営するために必要十分な容量を有するものとし、かつ、停電時において決勝判定写真の撮影、場内放送、投票業務及び払戻業務等が支障なく行える補助電気設備を設けてあること。

㈥　勝車投票券の発売等の用に供する施設相互間の通路は、有がいであること。

㈦　警察官詰所、消防職員詰所及び場内取締員控所を設けてあること。

別表

開催執務委員長席	↕	審判委員席
〃	↕	投票委員席
〃	↕	場内取締委員席
〃	↕	総務委員席
競技委員長席	↕	番組編成委員席
〃	↕	検車委員席
〃	↕	管理委員席
〃	↕	審判委員席
警備隊長席	↕	場内取締委員席
〃	↕	消防職員詰所
〃	↕	各入場口
番組編成委員席	↕	検車委員席
〃	↕	管理委員席
〃	↕	審判委員席
検車委員席	↕	管理委員席
〃	↕	審判委員席
管理委員席	↕	審判委員席
審判委員席	↕	投票委員席
〃	↕	走路審判員控室
〃	↕	発走員控室
〃	↕	周回通告員控室
投票委員席	↕	各勝車投票券発売所
〃	↕	各払戻金交付所
〃	↕	投票掲示所
場内取締委員席	↕	場内取締員控所
〃	↕	各入場口

○通商産業省告示第三百四十八号

租税特別措置法施行規則（昭和三十二年大蔵省令第十五号）第五条の十二第三項及び第五項並びに第二十条の五第三項及び第五項に規定する通商産業大臣の行う証明に関する手続きを次のように定め、平成七年四月一日から適用する。

なお、平成四年通商産業省告示第四百三号は、廃止する。

平成七年五月三十日　　通商産業大臣　橋本龍太郎

（証明申請書の提出）

第一条　租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）第五条の九第二項又は第二十八条第二項に規定する指定公害防止用設備（以下「指定公害防止用設備」という。）につき、租税特別措置法施行規則（以下「規則」という。）第五条の十二第三項又は第二十条の五第三項の規定による通商産業大臣の証明を受けようとする者及び規則第五条の十二第五項又は第二十条の五第五項の規定による通商産業大臣の証明を受けようとする者は、それぞれ様式第一又は第二による証明申請書二通に、それぞれ別表第一又は第二の各第一欄に掲げる当該申請に係る指定防止用設備の種類ごとにそれぞれ同表第二欄に定める書類を添付して、通商産業大臣に提出しなければならない。（提出先は、当該指定公害防止用設備を設置する工場又は事業場の所在地を管轄する通商産業局商工部。（関東通商産業局にあっては総務企画部。沖縄県にあっては沖縄開発庁沖縄総合事務局通商産業部商工課。））

（証明）

第二条　通商産業大臣は、前条の規定による証明申請書の提出があった場合において、規則第五条の十二第三項又は第二十条の五第三項の規定による証明申請にあっては、別表第一の第一欄に掲げる当該申請に係る指定公害防止用設備の種類ごとに、同表第三欄に定める処理後の数値及び同表第四欄に定める規制基準を、規則第五条の十二第五項又は第二十条の五第五項の規定による証明申請にあっては、別表第二の第一欄に掲げる当該申請に係る指定公害防止用設備の種類ごとに、同表第三欄に定める処理前の数値及び処理後の数値並びに同表第四欄に定める規制基準を勘案して、当該指定公害防止用設備が規則第五条の十二第二項若しくは第四項各号又は第二十条の五第二項若しくは

型式認可番号	氏名又は名称	住所	甲種電気用品名
第95—5298—A1号	株式会社マルヤン	東京都港区虎ノ門2—6—4	電子レンジ
第95—5299—A1号	〃	〃	〃
第95—5298—A2号	株式会社グローバル	大阪府大阪市西区阿波座1—12—3	〃
第95—5299—A2号	〃	〃	〃

○通商産業省告示第三百四十四号

電気用品取締法（昭和三十六年法律第二百三十四号）第二十五条の三第一項の規定に基づき、平成七年五月十二日付けをもって次のように甲種電気用品の型式を承認したので、同法第四十四条第四号の規定に基づき告示する。

平成七年五月二十五日

通商産業大臣臨時代理
内閣総理大臣　村山　富市

型式承認番号	氏名又は名称	住所	甲種電気用品名
第95—5314号	パン　カリフォルニア松下電業株式会社	メキシコ国　バハ　カリフォルニア州　ティファナ市新ティファナ工業団地　2番地　エヘ　オリエンテ　ポニエンテ　アリビオ通り　ブロック5北	テレビジョン受信機
第41—23680号〜第41—23681号	鑑勝工業股份有限公司	台湾桃園縣亀山郷大湖村頂湖路29—1號	差込みプラグ
第91—54178号	和垣電機股份有限公司	台湾屏東縣内埔郷豊田村建国路12号	直流電源装置
第91—54179号〜第91—54180号	東莞塘厦立信電子廠	中華人民共和国広東省東莞市塘厦鎮128工業区	直流電源装置

○通商産業省告示第三百四十五号

小型自動車競走法施行規則の一部を改正する省令（平成七年通商産業省令第十三号）の施行に伴い、昭和三十二年通商産業省告示第三百三十九号（小型自動車競走施行規則第十二条第一項の規定に基づく小型自動車競走施行者が提出すべき日本小型自動車振興会交付金額確認申請書の様式）は、平成七年五月二十六日限り廃止する。

平成七年五月二十六日

通商産業大臣　橋本龍太郎

○通商産業省告示第三百四十六号

輸出検査法（昭和三十二年法律第九十七号）第十九条第二項の規定に基づき、昭和三十三年通商産業省告示第八十八号（輸出検査法第三条の検査を行う指定検査機関の名称、住所、検査の区分および検査を行う事業所の所在地を告示した件）の一部を次のように改正する。

平成七年五月二十九日

通商産業大臣　橋本龍太郎

財団法人麻製品検査協会の項住所および検査を行う事業所の所在地の欄中「滋賀県神崎郡能登川町垣見五二〇」を「滋賀県神崎郡能登川町猪子四三八の三」に改める。

○通商産業省告示第三百四十七号

小型自動車競走法施行規則（昭和二十五年通商産業省令第四十六号）第四条の四第四号の規定に基づき、施設の規模、構造及び設備並びにこれらの配置の基準を次のように定めたので告示する。ただし、五(三)並びに六(三)ロについては、平成九年四月一日から適用する。

平成七年五月二十九日

通商産業大臣　橋本龍太郎

一　競争路

(一)　平行する二つの直線部及び相対する二つの最小半径曲線部からなる線（以下「測定線」という。）を基準線とする周回競走路（以下「競走路」という。）を設けてあること。

(二)　競走路の曲線部の基準線の曲率半径は、五十メートル以上であること。

(三)　競走路の距離は、測定線上において一周五百メートル以上であること。

(四)　競走路は測定線の外側にあって、その幅員は、曲線部の基準線を二分する箇所から競走車の進行方向に測定して基準線の四分の一を経過する箇所までの部分の競走路にあっては二十八メートル以上、その他の部分の競走路にあっては二十五メートル以上であること。

(五)　競走路の内側には二メートル以上の幅員を有する回避地帯（以下「内部回避地帯」という。）、外側には八メートル以上の幅員（用地が取得できないこと等のため、八メートル以上の幅員を有する回避地帯を設けることが困難な場合であって、選手のさくとの衝突事故を防止するため緩衝物を設けたときは、緩衝物の性能に応じ適当な幅員）を有する回避地帯（以下「外部回避地帯」という。）を有すること。

(六)　競走路及び回避地帯には、適度の傾斜があること。

(七)　競走路及び回避地帯の路面は、アスファルトで舗装され、競走を公正かつ安全に行うため必要な硬度及び強度を有し、平たんで、き裂又ははく離がなく、かつ、均質なものであること。

(八)　内部回避地帯の内側には、堅ろうな有がい排水設備を設けてあること。

(九)　外部回避地帯の外側に競走の障害を防止するのに十分な硬度及び強度を有する高さ一・八メートル（観客が立ち入ることができない区域にあっては、一メートル）以上のさくを設けてあること。さくの構造、素材については、選手の安全性に十分配慮したものとする。

(十)　内部回避地帯の内側には、緑地帯等を設けてあること。

二　開催本部

開催本部は、観客から隔離され、かつ、競走の実施を監督し、又は指揮するのに適当な場所に位置し、観客の動静を把握できる装置を備えていること。この場合においては、開催本部は開催執務委員長室、競技委員長室及び警備本部を含むものとする。

三　審判施設等

(一)　審判施設等は、観客から隔離され、かつ、審判業務が円滑に実施することができる場所に位置する決勝審判室、走路審判所、審判員控室並びに発走合図システム装置及びその他審判に必要な設備とする。

(二)　決勝審判室は、競走の審判に必要なビデオ設備及び写真判定設備を有し、外部回避地帯の外側であって決勝線の延長線上にある競走路全域をふかんできる箇所に設けてあること。

(三)　走路審判所は、競走の審判に適当な箇所に六箇所以上設けてあること。なお、床面の高さは、一・三メートル以上の高さを有するものであること。

(四)　審判員控室は、審判員の数に応じ審判業務遂行上支障のない適当な広さと設備を有し、決勝審判員控室は決勝審判室に、走路審判員控室は競走路に、発走員控室は発走線に、周回通告員控室は決勝線に、それぞれ近接した場所にあること。

(五)　その他審判に必要な設備は、次のとおりとする。

イ　競走状況監視装置

ロ　決勝写真の撮影に必要な対面鏡及び照明設備

ハ　審判員相互間の同時通話設備

ニ　周回通告表示装置

ホ　周回確認灯

四　選手管理施設等

(一)　観客から完全に隔離された場所に、競走に参加する選手に係る業務に必要な広さと設備を有する次の施設を設けてあること。

イ　管理事務室（管理事務室は選手の控室に隣接する位置に設置すること。）

ロ　番組編成室

ハ　賞金、手当、旅費等の支給室

ニ　検車事務室並びに競走車の検査場、修理場、保管場及び燃料庫（いずれも耐火構造であること。）並びに競走車の試走路。

ホ　医務室（医務室は、選手の身体検査及び応急手当を行うに必要な広さと設備を有し、かつ、搬出入が容易にできる場所及び構造であって寝台二台以上を設けてあること。）

ヘ　選手の控室（選手の数に応じた適当な広さを有し、かつ、衛生的な部屋であって、選手が十分に休養できるものであること。）

ト　出走すべき選手の控室（当該競走に出場すべき選手の控室を発走線に近接した場所に設置し、次の競走に出走すべき選手の控室を競走路の出場口に近接した場所に設置すること。）

チ　選手のための食堂、売店、洗面所、浴室及びトイレ

リ　選手の観覧席又は観覧用設備

(二)　選手の競走路への出場口及び出場路並びに競走路からの退場口及び退場路は、観客から完全にしゃ断されたものであること。

五　勝車投票施設等

(一)　勝車投票券の発売等の用に供する施設は、購入しやすい構造であって、現金及び重要書類を適切に管理できるものであること。

(二)　勝車投票券の発売等の用に供する窓口は、それぞれ総収容人員数に応じた適当な数であり、かつ、各窓口の間隔は〇・九メートル以上であること。この場合において、勝車投票券を発売する窓口の数は七十九以下、払戻金

○通商産業省告示第三百四十一号

電気用品取締法（昭和三十六年法律第二百三十四号）第十八条の規定に基づき、平成七年五月十二日付けをもって次のように甲種電気用品の型式を認可したので、同法第四十四条第一号の規定に基づき告示する。

平成七年五月二十五日

通商産業大臣臨時代理
内閣総理大臣　村山　富市

型式認可番号	氏名又は名称	住所	甲種電気用品名
第95—5315号	株式会社新庄富士通ゼネラル	山形県新庄市金沢702—3	テレビジョン受信機
第95—4566号	株式会社気高精工	鳥取県気高郡気高町大字下坂本1284	電子レンジ
第61—16841号〜第61—16842号	株式会社ナクノ	北海道雨竜郡雨竜町字満寿36—9	蛍光灯用安定器
第81—22656号	ニラサワ製販株式会社	新潟県三条市大野畑16—38	電気なべ
第81—22657号	株式会社シスナムランド	埼玉県大宮市大字砂1718—14	その他の理容用電熱器具
第91—54151号	ダイキン工業株式会社	大阪府大阪市北区中崎西2—4—12梅田センタービル	医療用物質生成器
第91—54152号	株式会社伸晃	大阪府東大阪市角田2—4—21	換気扇
第91—54153号〜第91—54156号	三洋電機株式会社	大阪府守口市京阪本通2—5—5	電気冷房機
第91—54157号〜第91—54158号	ジーエージー株式会社	長野県南安曇郡豊科町大字豊科1000	〃
第41—18639号〜第41—18644号	富士電機株式会社	神奈川県川崎市川崎区田辺新田1—1	漏電遮断器
第41—23668号	株式会社紺谷製作所	大阪府大阪市城東区今福南3—2—8	コードコネクターボディ
第41—23669号	東尾電気工業株式会社	福井県遠敷郡上中町長江19—12—1	差込みプラグ
第41—23670号	株式会社共和	大阪府大阪市西成区橘3—20—28	〃
第61—16843号	株式会社ナクノ	北海道雨竜郡雨竜町字満寿36—9	蛍光灯用安定器
第61—16844号	大阪高波株式会社	大阪府大阪市浪速区日本橋東3—3—15	〃
第71—2829号	株式会社ワイ・イー・ドライブ	福岡県北九州市八幡西区黒崎城石2—1	かご形3相誘導電動機
第32—1211号〜第32—1212号	スターヒューズ株式会社	東京都渋谷区東2—22—7	筒形ヒューズ
第41—7821号	旭電器工業株式会社	三重県津市白塚町2856	押しボタンスイッチ
第41—7898号	株式会社三ッ星電器製作所	東京都品川区荏原1—5—6	〃
第41—18528号	斎田工機株式会社	東京都港区芝3—18—9	その他のソケット
第41—18988号	行田電線株式会社	大阪府大阪市城東区古市1—2—11	差込みプラグ
第91—31421号	株式会社キームス	三重県津市大字野田字鎌切856	直流電源装置
第91—42450号〜第91—42451号	九州ミツミ株式会社	福岡県飯塚市大字立岩字帯田1049	〃
第91—54159号〜第91—54160号	ダイキン工業株式会社	大阪府大阪市北区中崎西2—4—12梅田センタービル	電気冷房機
第91—54161号	株式会社エスエヌディ	長野県諏訪市大字四賀3225—2	直流電源装置
第91—43294号	株式会社荻原製作所	長野県諏訪郡下諏訪町4717	電気ポンプ
第91—54162号〜第91—54163号	株式会社日立製作所	東京都千代田区神田駿河台4—6	電気冷房機
第91—54164号	三洋電機株式会社	大阪府守口市京阪本通2—5—5	電気冷蔵庫
第91—54165号	株式会社東芝	神奈川県川崎市幸区堀川町72	電気冷房機
第91—54166号	松下精工株式会社	大阪府大阪市城東区今福西6—2—61	〃
第91—54167号〜第91—54170号	三菱電機株式会社	東京都千代田区丸の内2—2—3	〃
第91—54171号	三洋電機株式会社	大阪府守口市京阪本通2—5—5	自動販売機
第91—54172号	株式会社日立栃木エレクトロニクス	栃木県下都賀郡大平町富田709—2	電気除湿機
第41—23671号〜第41—23672号	菱陽電機株式会社	岡山県小田郡矢掛町小田6621	配線用遮断器
第81—22658号	山田鋭一	愛知県名古屋市中川区三ッ屋町2—23	その他の理容用電熱器具
第91—54173号	ジーエージー株式会社	長野県南安曇郡豊科町大字豊科1000	電気冷房機
第91—54174号	株式会社会津タムラ製作所	福島県大沼郡会津本郷町字上村北27—2	直流電源装置
第91—54175号	株式会社栗田電機製作所	東京都北区神谷2—38—8	送風機
第91—54176号	日本動物薬品株式会社	東京都葛飾区西新小岩4—37—9	電気ポンプ
第91—42454号	サンウエーブ工業株式会社	東京都渋谷区代々木3—25—3	電気乾燥機

○通商産業省告示第三百四十二号

電気用品取締法（昭和三十六年法律第二百三十四号）第二十三条第一項の規定に基づき、平成七年五月十二日付けをもって次のように甲種電気用品の型式を認可したので、同法第四十四条第一号の規定に基づき告示する。

平成七年五月二十五日

通商産業大臣臨時代理
内閣総理大臣　村山　富市

型式認可番号	氏名又は名称	住所	甲種電気用品名
第41—23673号〜第41—23678号	寺崎電気産業株式会社	大阪府大阪市阿倍野区阪南町7—2—10	分電盤ユニットスイッチ
第41—23679号	株式会社綾野製作所	香川県綾歌郡飯山町下法軍寺766	コンセント
第71—3753号〜第71—3755号	富士電機株式会社	神奈川県川崎市川崎区田辺新田1—1	かご形3相誘導電動機
第81—22659号	株式会社ダーハム	東京都渋谷区幡ヶ谷1—8—4	電気ストーブ
第91—54177号	株式会社オリイ	神奈川県伊勢原市鈴川6	直流電源装置

○通商産業省告示第三百四十三号

電気用品取締法（昭和三十六年法律第二百三十四号）第二十三条の二第一項の規定に基づき、平成七年五月十二日付けをもって次のように甲種電気用品の型式の認可とみなす確認を行ったので、同法第四十四条第一号の規定に基づき告示する。

平成七年五月二十五日

通商産業大臣臨時代理
内閣総理大臣　村山　富市

第91−54120号	ホシザキ冷器株式会社	島根県仁多郡横田町大字中村2525−1	電気冷蔵庫
第91−54121号〜第91−54124号	株式会社荏原製作所	東京都大田区羽田旭町11−1	電気ポンプ
第91−54125号〜第91−54133号	株式会社日立製作所	東京都千代田区神田駿河台4−6	電気冷房機
第91−54134号〜第91−54135号	三洋電機株式会社	大阪府守口市京阪本通2−5−5	〃
第91−54136号〜第91−54137号	株式会社日立製作所	東京都千代田区神田駿河台4−6	〃
第91−54138号	三菱電機株式会社	東京都千代田区丸の内2−2−3	送風機
第91−54139号	ダイキン工業株式会社	大阪府大阪市北区中崎西2−4−12梅田センタービル	電気冷房機
第91−54140号	大和冷機工業株式会社	大阪府大阪市中央区安土町2−3−13	電気冷凍庫
第91−54141号	松下電器産業株式会社	大阪府門真市大字門真1006	電気冷房機
第91−54142号	株式会社東芝	神奈川県川崎市幸区堀川町72	電気冷蔵庫
第91−54143号	西武電機工業株式会社	東京都板橋区中台1−23−2	換気扇
第91−54144号	日栄電機産業株式会社	東京都葛飾区東新小岩6−26−16	電気温風機
第61−16836号〜第61−16839号	チック田方電機株式会社	静岡県田方郡函南町塚本220−1	蛍光灯用安定器
第61−16840号	結城オリジン株式会社	東京都豊島区高田1−18−1	水銀灯用安定器その他の高圧放電灯用安定器
第94−6718号	ミサキ電機株式会社	兵庫県津名郡津名町木曽上76−1	電気スタンド
第81−22653号	クレオ工業株式会社	静岡県駿東郡清水町徳倉2330−82	電気プレス器
第81−22654号	気高電機株式会社	鳥取県気高郡気高町大字宝木1561−8	電気ストーブ
第81−22655号	カリモク工業株式会社	愛知県刈谷市司町9−45	電気こたつ
第91−46965号	リコーエレメックス株式会社	愛知県名古屋市東区泉2−28−24	空気清浄機
第91−54145号	三洋電機株式会社	大阪府守口市京阪本通2−5−5	電気冷房機
第91−54146号	富士工業株式会社	神奈川県相模原市渕野辺2−1−9	換気扇

〇通商産業省告示第三百三十六号

電気用品取締法（昭和三十六年法律第二百三十四号）第二十三条第一項の規定に基づき、平成七年五月九日付けをもって次のように甲種電気用品の型式を認可したので、同法第四十四条第一号の規定に基づき告示する。

平成七年五月二十二日

通商産業大臣臨時代理
内閣総理大臣　村山　富市

型式認可番号	氏名又は名称	住所	甲種電気用品名
第41−23664号	オスラム・メルコ株式会社	神奈川県横浜市西区北幸2−8−29東武横浜第3ビル	蛍光灯用ソケット
第41−23665号	川崎電線株式会社	神奈川県川崎市高津区坂戸1−13−3	差込みプラグ
第91−54147号	日本ヒルティ株式会社	神奈川県横浜市都筑区茅ヶ崎南2−6−20	直流電源装置
第91−54148号〜第91−54149号	三星電子ジャパン株式会社	東京都中央区日本橋浜町2−31−1浜町センタービル	電気洗濯機
第91−54150号	日本電興株式会社	岐阜県可児郡御嵩町御嵩字平芝2151−11	換気扇
第95−5313号	松木技研株式会社	群馬県前橋市六供町99	テレビジョン受信機

〇通商産業省告示第三百三十七号

電気用品取締法（昭和三十六年法律第二百三十四号）第二十三条の二第一項の規定に基づき、平成七年五月九日付けをもって次のように甲種電気用品の型式の認可とみなす確認を行ったので、同法第四十四条第一号の規定に基づき告示する。

平成七年五月二十二日

通商産業大臣臨時代理
内閣総理大臣　村山　富市

型式認可番号	氏名又は名称	住所	甲種電気用品名
第91−49200−A1号	エレクトロラックス・ジャパン株式会社	神奈川県横浜市中区尾上町1−8	電気乾燥機

〇通商産業省告示第三百三十八号

中小企業信用保険法（昭和二十五年法律第二百六十四号）第二条第三項第一号の規定に基づき、同号の事業者を次のように指定する。

平成七年五月二十二日

通商産業大臣臨時代理
内閣総理大臣　村山　富市

番号	名称	住所	指定の期間
2720	株式会社電工社	東京都渋谷区道玄坂一丁目十番五号	平成七年三月八日から平成八年三月七日まで

〇通商産業省告示第三百三十九号

計量法（平成四年法律第五十一号）第七十六条第一項の規定に基づき、平成七年五月十日付けをもって次のように特定計量器の型式を承認したので同法第百五十九条第一項第五号の規定に基づき、告示する。

平成七年五月二十三日

通商産業大臣臨時代理
内閣総理大臣　村山　富市

一、型式承認番号　第D九五一二号
二、名称　研精工業株式会社
三、住所　東京都大田区中馬込一丁目一六番七号
四、特定計量器の種類　非自動はかり

一、型式承認番号　第D九五一三号
二、名称　研精工業株式会社
三、住所　東京都大田区中馬込一丁目一六番七号
四、特定計量器の種類　非自動はかり

一、型式承認番号　第D九五一四号
二、名称　株式会社　日本製衡所
三、住所　埼玉県児玉郡美里町小茂田五六〇−一
四、特定計量器の種類　非自動はかり

一、型式承認番号　第D九五一六号
二、名称　有限会社　高原計機
三、住所　栃木県矢板市扇町一丁目一七番二二号
四、特定計量器の種類　非自動はかり

一、型式承認番号　第D九五一七号
二、名称　メトラー・トレド株式会社
三、住所　スイス　グライフェンジー　八六〇六　ランガッハー
四、特定計量器の種類　非自動はかり

一、型式承認番号　第D九五一八号
二、名称　メトラー・トレド株式会社
三、住所　スイス　グライフェンジー　八六〇六　ランガッハー
四、特定計量器の種類　非自動はかり

〇通商産業省告示第三百四十号

計量法（平成四年法律第五十一号）第七十六条第一項の規定に基づき、平成七年五月十二日付けをもって次のように特定計量器の型式を承認したので同法第百五十九条第一項第五号の規定に基づき、告示する。

平成七年五月二十三日

通商産業大臣臨時代理
内閣総理大臣　村山　富市

一、型式承認番号　第SS九五二号
二、名称　大倉電気株式会社
三、住所　東京都杉並区成田西三丁目二〇番八号
四、特定計量器の種類　ガラス電極式水素イオン濃度指示計

○通商産業省告示第三百三十四号

電気用品取締法（昭和三十六年法律第二百三十四号）第四十四条第二号の規定に基づき、昭和三十八年通商産業省告示第百六十六号（甲種電気用品の試験を行う者を指定した件）の一部を次のように改正し、平成七年七月一日から施行する。

平成七年五月二十二日

通商産業大臣臨時代理
内閣総理大臣　村山　富市

表を次のように改める。

指定区分	甲種電気用品の試験を行う指定試験機関の名称及び住所	甲種電気用品の試験を行う指定試験機関の事業所の名称及び所在地	業務開始の期日
電線及び電気温床線	名称　財団法人日本電気用品試験所 住所　東京都渋谷区代々木5丁目14番12号	名称　財団法人日本電気用品試験所横浜事業所 所在地　神奈川県横浜市鶴見区元宮1丁目12番30号	昭和53年2月27日
点滅器（電子応用機械器具に組み込まれるものであって突入電流に耐えるものを除く。）並びに接続器及びその附属品	同上	名称　財団法人日本電気用品試験所東京事業所 所在地　東京都渋谷区代々木5丁目14番12号 名称　財団法人日本電気用品試験所関西事業所 所在地　兵庫県尼崎市若王寺3丁目9番1号	同上
ヒューズ（温度ヒューズを除く。）、開閉器、カットアウト及び電流制限器	同上	同上	同上
温度ヒューズ及び電熱器具	同上	名称　財団法人日本電気用品試験所東京事業所 所在地　東京都渋谷区代々木5丁目14番12号 名称　財団法人日本電気用品試験所横浜事業所 所在地　神奈川県横浜市鶴見区元宮1丁目12番30号 名称　財団法人日本電気用品試験所関西事業所 所在地　兵庫県尼崎市若王寺3丁目9番1号	同上
小形単相変圧器（電子応用機械器具用変圧器を除く。）、電圧調整器、放電灯用安定器、かご形3相誘導電動機、電動力応用機械器具（自動販売機（発振管を有するものに限る。）を除く。）、電子応用機械器具、令別表第一第12号に掲げる交流用電気機械器具及び携帯発電機	同上	同上	同上
点滅器（電子応用機械器具に組み込まれるものであって突入電流に耐えるものに限る。）、電子応用機械器具用変圧器、自動販売機（発振管を有するものに限る。）	名称　財団法人日本品質保証機構 住所　東京都港区赤坂1丁目9番15号	名称　財団法人日本品質保証機構総合製品安全試験検査センター 所在地　東京都世田谷区砧1丁目21番25号 名称　財団法人日本品質保証機構北関西試験センター 所在地　大阪府箕面市石丸1丁目7番7号	同上

○通商産業省告示第三百三十五号

電気用品取締法（昭和三十六年法律第二百三十四号）第十八条の規定に基づき、平成七年五月九日付けをもって次のように甲種電気用品の型式を認可したので、同法第四十四条第一号の規定に基づき告示する。

平成七年五月二十二日

通商産業大臣臨時代理
内閣総理大臣　村山　富市

型式認可番号	氏名又は名称	住所	甲種電気用品名
第81—22651号	三洋電機株式会社	大阪府守口市京阪本通2—5—5	電気温水器
第81—22652号	株式会社土谷特殊農機具製作所	北海道帯広市西21条北1—3—2	その他の凍結・凝結防止用電熱器具
第91—54111号～第91—54114号	株式会社荏原製作所	東京都大田区羽田旭町11—1	電気ポンプ
第91—54115号～第91—54119号	株式会社日立製作所	東京都千代田区神田駿河台4—6	電気冷房機

第91—54101号〜第91—54102号	九州松下電器株式会社	福岡県福岡市博多区美野島4—1—62	電気井戸ポンプ
第91—54103号	松和電器株式会社	三重県松阪市広陽町17	直流電源装置
第91—54104号	三洋電機株式会社	大阪府守口市京阪本通2—5—5	電気冷房機
第91—54105号	ケンツメディコ株式会社	埼玉県児玉郡児玉町大字共栄552—1	電気マッサージ器
第91—54106号	栃木トミー工業株式会社	東京都葛飾区立石7—9—10	直流電源装置
第94—6717号	株式会社エスエヌディ	長野県諏訪市大字四賀3225—2	家庭用光線治療器
第96—524号〜第96—526号	国産電機株式会社	静岡県沼津市大岡3744	携帯発電機
第61—14420号	土居電機株式会社	京都府向日市寺戸町二ノ坪21	水銀灯用安定器その他の高圧放電灯用安定器
第81—22650号	気高電機株式会社	鳥取県気高郡気高町大字宝木1561—8	電気湯沸かし器
第91—54107号〜第91—54108号	三洋電機株式会社	大阪府守口市京阪本通2—5—5	電気冷房機

○通商産業省告示第三百二十八号

電気用品取締法（昭和三十六年法律第二百三十四号）第二十三条第一項の規定に基づき、平成七年四月二十八日付けをもって次のように甲種電気用品の型式を認可したので、同法第四十四条第一号の規定に基づき告示する。

平成七年五月十六日

通商産業大臣　橋本龍太郎

型式認可番号	氏名又は名称	住所	甲種電気用品名
第41—23660号	リョービ株式会社	広島県府中市目崎町762	アダプター
第41—23661号	〃	〃	ペンダントスイッチ
第41—23662号	川崎電線株式会社	神奈川県川崎市高津区坂戸1—13—3	マルチタップ
第91—54109号〜第91—54110号	ブラウンジャパン株式会社	神奈川県横浜市中区山下町89—1	電気かみそり

○通商産業省告示第三百二十九号

電気用品取締法（昭和三十六年法律第二百三十四号）第二十五条の三第一項の規定に基づき、平成七年四月二十八日付けをもって次のように甲種電気用品の型式を承認したので、同法第四十四条第四号の規定に基づき告示する。

平成七年五月十六日

通商産業大臣　橋本龍太郎

型式承認番号	氏名又は名称	住所	甲種電気用品名
第95—5312号	艾迪科（丹東）顕示器有限公司	中国遼寧省丹東市振興区桃源街424	テレビジョン受信機
第41—23663号	大仁興業股份有限公司	台湾省台南県永康郷南湾村南興路41號	コードコネクターボディ

○通商産業省告示第三百三十号

中小企業信用保険法（昭和二十五年法律第二百六十四号）第二条第三項第一号の規定に基づき、同号の事業者を次のように指定する。

平成七年五月十六日

通商産業大臣　橋本龍太郎

番号	名称	住所	指定の期間
2719	株式会社平松機械製作所	岐阜県各務原市鵜沼三ツ池町四丁目百八十九番地	平成七年三月三十一日から平成八年三月三十日まで

○通商産業省告示第三百三十一号

計量法（平成四年法律第五十一号）第七十六条第一項の規定に基づき、平成七年四月二十六日付けをもって次のように特定計量器の型式を承認したので同法第百五十九条第一項第五号の規定に基づき、告示する。

平成七年五月十七日

通商産業大臣　橋本龍太郎

一、型式承認番号　第SS九五三号
二、名称　株式会社　中央製作所
三、住所　名古屋市瑞穂区内浜町二四番一号
四、特定計量器の種類　ガラス電極式水素イオン濃度指示計

一、型式承認番号　第Q九五六号
二、名称　ミナト医科学株式会社
三、住所　大阪市淀川区新北野三丁目一三番一一号
四、特定計量器の種類　アネロイド型血圧計

一、型式承認番号　第H九五一—一号
二、名称　セイコーエプソン株式会社
三、住所　東京都新宿区西新宿二丁目四番一号
四、特定計量器の種類　抵抗体温計

一、型式承認番号　第H九五二—一号
二、名称　セイコーエプソン株式会社
三、住所　東京都新宿区西新宿二丁目四番一号
四、特定計量器の種類　抵抗体温計

○通商産業省告示第三百三十二号

中小企業診断士登録規則（昭和三十八年通商産業省令第百二十四号）第四条第三項の規定に基づき、次のとおり中小企業診断士の登録事項の変更の登録をした。

平成七年五月十九日

通商産業大臣　橋本龍太郎

（中小企業診断士の管轄都道府県の変更）

氏名	変更前	変更後
鈴木　正博	埼玉	岐阜
小林　善作	東京	千葉
三吉　孜	東京	大阪
増田　知二	東京	愛知
原田　晋吾	東京	広島
高橋　久雄	東京	神奈川
有松　章夫	東京	福岡
大屋　清	東京	大阪
剣持　浩	東京	大阪
須原　明人	東京	山口
鈴木　浩美	東京	宮城
松田　隆夫	東京	大阪
竹崎　文枝	神奈川	東京
伊藤　理	新潟	東京
舟橋　康二	愛知	兵庫
氏家　宏	愛知	岐阜
黒宮　慶治	愛知	千葉
堀江　和生	石川	岡山
内海　隆三	石川	東京
深尾　克治	大阪	滋賀
佐々木秀孝	大阪	岡山
岩田　秀正	大阪	東京
外立　正巳	大阪	東京
植村　尚	大阪	東京
長島　頼行	大阪	東京
白石　毅二	大阪	東京
渡部　徳義	兵庫	広島
小山　宗司	徳島	大阪
国弘　憲二	愛媛	山口

○通商産業省告示第三百三十三号

輸入貿易管理令（昭和二十四年政令第四百十四号）第三条第一項の規定に基づき、昭和四十一年通商産業省告示第百七十号（輸入割当てを受けるべき貨物の品目、輸入についての許可を受けるべき貨物の原産地または船積地域その他貨物の輸入について必要な事項の公表を行なう等の件）の一部を次のように改正する。

平成七年五月二十二日

通商産業大臣臨時代理
内閣総理大臣　村山　富市

第三号の27の次に次のように加える。

27の2　二の表の第一のクロアチア及びボスニア・ヘルツェゴヴィナを地域とする全貨物の二号承認の申請の期日、申請書の提出先、添付書類その他必要な事項は別に定めるところによる。

第三号の30の次に次のように加える。

31　二の表の第二の化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律第二条第三項に規定する特定物質の申請の期日、申請書の提出先、添付書類その他必要な事項は別に定めるところによる。

づき告示する。

平成七年五月十六日　通商産業大臣　橋本龍太郎

型式認可番号	氏名又は名称	住所	甲種電気用品名
第95—5311号	松下電器産業株式会社	大阪府門真市大字門真1006	テレビジョン受信機
第94—6704号～第94—6705号	永井プラスチック工業株式会社	長野県上田市中央1—8—8	オーバーヘッド映写機
第94—6706号	キャビン工業株式会社	東京都渋谷区幡ヶ谷2—2—10	スライド映写機
第94—6716号	永井プラスチック工業株式会社	長野県上田市中央1—8—8	オーバーヘッド映写機
第94—5679号	株式会社進光社	東京都渋谷区恵比寿南1—12—2	ビューワー
第41—7824号	神保電器株式会社	東京都大田区大森西1—19—4	コンセント
第41—7826号	旭電器工業株式会社	三重県津市白塚町2856	中間スイッチ
第41—13549号	丸茂電機株式会社	東京都千代田区神田須田町1—24	その他のソケット
第41—13567号	大和電線工業株式会社	東京都足立区扇3—25—8	差込みプラグ
第41—23654号	川崎電線株式会社	神奈川県川崎市高津区坂戸1—13—3	〃
第91—21842号	日東工器株式会社	東京都大田区仲池上2—9—4	浴槽用電気気泡発生器
第94—1575号～第94—1576号	日綿化学工業株式会社	静岡県小笠郡大東町西之谷13	家庭用つり下げ型蛍光灯器具
第94—5021号～第94—5022号	多田機工株式会社	千葉県船橋市習志野台8—58—1	〃
第94—6714号～第94—6715号	日幸電子工業株式会社	大阪府堺市香ヶ丘町3丁3—6	電気スタンド
第81—22644号	株式会社中央産業	新潟県燕市殿島1—1—50	電気ホットプレート
第81—22645号	ニラサワ製販株式会社	新潟県三条市大野畑16—38	電気コーヒー沸かし器
第81—22646号	奥野電器産業株式会社	東京都品川区南大井6—17—1	電気消毒器
第81—22647号	株式会社日立ホームテック	千葉県柏市新十余二3—1	電気こたつ
第81—22648号	松下住設機器株式会社	奈良県大和郡山市筒井町800	電気カーペット
第81—22649号	松下電器産業株式会社	大阪府門真市大字門真1006	電気アイロン
第91—31471号	東京軽電機株式会社	東京都大田区多摩川2—4—3	直流電源装置
第91—42564号	株式会社タムラ製作所	東京都練馬区東大泉1—19—43	〃
第91—42422号～第91—42423号	株式会社桜川ポンプ製作所	大阪府茨木市西安威1—6—24	電気ポンプ
第91—42605号	旭電器工業株式会社	三重県津市白塚町2856	調光器
第91—42612号	松下電工株式会社	大阪府門真市大字門真1048	電気マッサージ器
第91—54084号	小糸工業株式会社	神奈川県横浜市戸塚区前田町100	電気温風機
第91—54085号	東和電気株式会社	埼玉県川越市南台1—4—2	直流電源装置
第91—54086号	桂金属工業株式会社	東京都大田区西嶺町24—11	調光器
第91—54087号～第91—54088号	株式会社日立工機山形	山形県山形市大字漆山1784	その他の電気吸じん機
第91—54089号	水戸暖冷工業株式会社	茨城県東茨城郡茨城町前田1680	送風機
第91—54090号	中部工機株式会社	三重県桑名市大字森忠463	電気氷削り機
第91—54091号	株式会社伸晃	大阪府東大阪市角田2—4—21	換気扇
第91—54092号～第91—54093号	株式会社東芝	神奈川県川崎市幸区堀川町72	電気冷房機
第91—54094号	株式会社日立製作所	東京都千代田区神田駿河台4—6	〃
第91—54095号	有限会社高島電工	静岡県裾野市深良3642—12	医療用物質生成器
第32—1675号	コーア株式会社	長野県伊那市大字伊那3672	その他の包装ヒューズ
第41—7776号	大和電器株式会社	東京都品川区小山3—2—14	差込みプラグ
第41—18444号	日南電気株式会社	東京都品川区中延2—11—16	コードコネクターボディ
第41—23655号	大和電器株式会社	東京都品川区小山3—2—14	差込みプラグ
第41—23656号	株式会社亀屋工業所	茨城県日立市神峰町4—11—12	圧力スイッチ
第41—23657号	和泉オプトパーツ株式会社	大阪府泉大津市北豊中町2—5—6	キーレスソケット
第41—18448号～第41—18449号	杉本電器株式会社	東京都品川区戸越1—17—8	コンセント
第41—18537号	陶山電機株式会社	愛知県尾張旭市新居町寺田3042—1	ランプレセプタクル
第41—18545号	日南電気株式会社	東京都品川区中延2—11—16	差込みプラグ
第41—18566号	鳥井電器株式会社	東京都品川区小山3—11—8	分岐ソケット
第41—18760号	株式会社仲野電機製作所	東京都八王子市楢原町290	差込みプラグ
第41—23658号	株式会社アサヒ	神奈川県相模原市田名5994—1	コードコネクターボディ
第41—23659号	京都電線株式会社	京都府城陽市寺田中大小37—1	コンセント
第61—16832号～第61—16834号	池田電機株式会社	兵庫県姫路市西延末404—1	蛍光灯用安定器
第61—16835号	高岡電子工業株式会社	三重県一志郡一志町大字高野1290—1	燃焼器具用変圧器
第91—39895号	東京理水工業株式会社	東京都中央区八丁堀2—24—4第二昭和ビル2F	医療用物質生成器
第91—42856号	志摩エレックス株式会社	三重県志摩郡志摩町片田3793	直流電源装置
第91—42545号	日栄電機産業株式会社	東京都葛飾区東新小岩6—26—16	電気温風機
第91—54096号	富士電機株式会社	神奈川県川崎市川崎区田辺新田1—1	自動販売機
第91—54097号～第91—54098号	株式会社川本製作所	愛知県名古屋市中区大須4—11—39	電気ポンプ
第91—54099号～第91—54100号	日立冷熱株式会社	東京都千代田区神田須田町1—23—2	電気冷房機

第41—18546号〜第41—18547号	〃	〃	〃
第41—23650号	旭東電気株式会社	大阪府大阪市旭区新森６—２—１	その他の点滅器
第61—16830号	東西電工株式会社	徳島県海部郡牟岐町大字河内字赤水98—１	蛍光灯用安定器
第61—11852号	池田電機株式会社	兵庫県姫路市西延末404—１	水銀灯用安定器その他の高圧放電灯用安定器
第61—11854号〜第61—11855号	〃	〃	〃
第91—27349号	日東工器株式会社	東京都大田区仲池上２—９—４	その他の電気気泡発生器
第91—42522号〜第91—42523号	名古屋松下電工株式会社	愛知県西春日井郡清洲町大字一場字番町207	自動洗浄乾燥式便器
第41—7854号	松下電工株式会社	大阪府門真市大字門真1048	コンセント
第41—23651号〜第41—23652号	富士電器工業株式会社	大阪府柏原市河原町３—10	差込みプラグ
第41—23653号	高田鶴吉	大阪府東大阪市足代北１—18—26	マルチタップ
第81—22642号	気高電機株式会社	鳥取県気高郡気高町大字宝木1561—８	電気フライパン
第81—22643号	アール・ティ・エンジニアリング株式会社	愛知県豊田市神池町２—1236	電気こんろ
第91—54065号	大森電気株式会社	東京都武蔵村山市伊奈平３—３—２	電気遊戯盤
第91—54066号	株式会社三和	群馬県前橋市二之宮町575—１	〃
第91—54067号	三洋電機株式会社	大阪府守口市京阪本通２—５—５	電気冷房機
第91—54068号	〃	〃	直流電源装置
第91—54069号	有限会社アルプス計器	長野県上水内郡信州新町大字竹房285	〃
第94—6712号	日立照明株式会社	千葉県習志野市東習志野６—７—１	家庭用つり下げ型蛍光灯器具
第61—16831号	サンエー電機株式会社	京都府京都市南区久世殿城町295	ネオン変圧器
第91—54070号	三菱電機株式会社	東京都千代田区丸の内２—２—３	電気冷房機
第91—54071号	株式会社東芝	神奈川県川崎市幸区堀川町72	〃
第91—54072号	多久電機株式会社	佐賀県多久市南多久町大字長尾3898	電気ポンプ
第91—54073号	日立多賀エンジニアリング株式会社	茨城県日立市東多賀町１—１—１	〃
第91—54074号	三洋電機株式会社	大阪府守口市京阪本通２—５—５	自動販売機
第91—54075号	株式会社協信	岐阜県中津川市手賀野339—２	換気扇
第91—54076号〜第91—54078号	株式会社東芝	神奈川県川崎市幸区堀川町72	〃
第91—54079号	三洋電機株式会社	大阪府守口市京阪本通２—５—５	電気冷房機
第94—6713号	東芝機器株式会社	群馬県前橋市古市町180	家庭用つり下げ型蛍光灯器具
第95—5310号	福島アビオニクス株式会社	福島県郡山市片平町字渡戸山１	テレビジョン受信機
第95—3824号	パイオニア株式会社	東京都目黒区目黒１—４—１	〃

○通商産業省告示第三百三十三号

電気用品取締法（昭和三十六年法律第二百三十四号）第二十三条第一項の規定に基づき、平成七年四月二十五日付けをもって次のように甲種電気用品の型式を認可したので、同法第四十四条第一号の規定に基づき告示する。

平成七年五月十五日　　通商産業大臣　橋本龍太郎

型式認可番号	氏名又は名称	住所	甲種電気用品名
第91—54080号	株式会社メディテック・インターナショナル	東京都港区南青山６—12—３—606	医療用物質生成器
第91—54081号	サンデンインターナショナル株式会社	東京都台東区台東１—31—７	冷凍用のショーケース
第91—54082号	松下電工株式会社	大阪府門真市大字門真1048	電気かみそり

○通商産業省告示第三百三十四号

電気用品取締法（昭和三十六年法律第二百三十四号）第二十三条の二第一項の規定に基づき、平成七年四月二十五日付けをもって次のように甲種電気用品の型式の認可とみなす確認を行ったので、同法第四十四条第一号の規定に基づき告示する。

平成七年五月十五日　　通商産業大臣　橋本龍太郎

型式認可番号	氏名又は名称	住所	甲種電気用品名
第91—45627—Ａ1号	株式会社タカラユニオン	大阪府堺市三宝町３丁186—12	電気マッサージ器
第91—53678—Ａ1号	株式会社ドウシシャ	大阪府大阪市浪速区稲荷２—７—28	直流電源装置
第95—5234—Ａ２号	株式会社ニッセン	京都府京都市南区吉祥院通登中町18	テレビジョン受信機
第95—5235—Ａ２号	〃	〃	〃

○通商産業省告示第三百三十五号

電気用品取締法（昭和三十六年法律第二百三十四号）第二十五条の三第一項の規定に基づき、平成七年四月二十五日付けをもって次のように甲種電気用品の型式を承認したので、同法第四十四条第四号の規定に基づき告示する。

平成七年五月十五日　　通商産業大臣　橋本龍太郎

型式承認番号	氏名又は名称	住所	甲種電気用品名
第41—18574号	台湾松工電材股份有限公司	台湾桃園県大溪鎮信義路228號	コンセント
第41—18909号	〃	〃	〃
第91—54083号	台達電子工業股份有限公司	台湾桃園縣亀山郷山頂村興邦路三一之三号	直流電源装置

○通商産業省告示第三百三十六号

電気用品取締法（昭和三十六年法律第二百三十四号）第二十三条第一項の規定に基づき、平成七年四月十二日付けをもって次のように甲種電気用品の型式の認可をしたので、同法第四十四条第一号の規定に基づき告示する。

平成七年五月十六日　　通商産業大臣　橋本龍太郎

型式認可番号	氏名又は名称	住所	甲種電気用品名
第41—23622号〜第41—23625号	日本スクエアディー株式会社	大阪府吹田市南吹田５—27—23	配線用遮断器

○通商産業省告示第三百三十七号

電気用品取締法（昭和三十六年法律第二百三十四号）第十八条の規定に基づき、平成七年四月二十八日付けをもって次のように甲種電気用品の型式を認可したので、同法第四十四条第一号の規定に基

三　近代化に際し配慮すべき重要事項

1　消費者の利益の増進に関する事項

消費者保護と製造物責任の強化に対応するため、製品の品質水準の向上に一層努めるとともに、品質、性能、利用方法等に係る正確な知識を普及するため適切な表示による対応を図っていくものとする。

2　省エネルギーの推進に関する事項

省エネルギー設備の積極的導入に努めるものとする。

別表第一

設備の種類	数量(台)	金額(百万円)
原料貯蔵・送粒装置	四五	四五〇
フィルム成形設備	一、五九九	三一、九八〇
制御装置	四〇三	二、〇一五
自動包装・梱包装置	一二五	六二五
運搬機器・装置	三一五	一、五五五
製袋機	五〇三	六、〇三六
印刷機	一〇一	五、〇五〇
受電装置	三八	一、一四〇
冷房用設備	一二二	二、四四〇
騒音防止設備	一二二	二、四四〇
試験検査設備	二〇三	一、〇一五
合計	三、五七二	五四、七四六

別表第二

従業員規模別	従業員一人あたりの月間付加価値額
二〇人以下	六一〇千円
二一人以上五〇人以下	六四〇千円
五一人以上一〇〇人以下	六八〇千円
一〇一人以上	七五〇千円

○通商産業省告示第三百十九号

電気工事士法(昭和三十五年法律第百三十九号)第四条第四項第二号の規定に基づき、同号の養成施設として次のように指定したので告示する。

平成七年五月十二日

通商産業大臣　橋本龍太郎

一　名称及び所在地　天山技能訓練所　電気工事科

佐賀県佐賀市新生町二番一号

備考　第一号の指定は、平成七年九月以降に当該養成施設において電気工事士法施行規則(昭和三十五年通商産業省令第九十七号)第三条で定める第二種電気工事士たるに必要な知識及び技能に関する課程を修了した者について効力を発する。

○通商産業省告示第三百二十号

輸入貿易管理令(昭和二十四年政令第四百十四号)第三条第一項の規定に基づき、昭和四十一年通商産業省告示第百七十号(輸入割当てを受けるべき貨物の品目、輸入についての許可を受けるべき貨物の原産地または船積地域その他貨物の輸入について必要な事項の公表を行なう等の件)の一部を次のように改正し、平成七年六月十四日から施行する。

平成七年五月十五日

通商産業大臣　橋本龍太郎

第二号の表の第2中「、モントリオール議定書」の下に「附属書Cのグループ II に属する物質及び」を加え、同表の第2の2中「三の29」を「三の28の2に掲げる国又は地域を除く国又は地域を船積地域とする同議定書附属書CのグループIIに属する物質及び三の29」に改める。

第三号の28の次に次のように加える。

28の2　二の表の第二のモントリオール議定書附属書CのグループIIに属する物質の二号承認を要しない国又は地域は、次のとおりとする。

アンティグァ・バーブーダ、オーストラリア、バハマ、バルバドス、ボリヴィア、カナダ、チリ、キューバ、デンマーク、エクアドル、エジプト、フィンランド、ドイツ、ギリシャ、ハンガリー、アイスランド、イスラエル、イタリア、ケニア、大韓民国、クウェイト、ルクセンブルグ、マラウイ、マレイシア、マーシャル、モーリシァス、メキシコ、モザンビーク、オランダ、ニュー・ジーランド、ノールウェー、パキスタン、セント・クリストファー・ネイヴィース、サウディ・アラビア、セイシェル、スウェーデン、テュニジア、連合王国、アメリカ合衆国、ヴァヌアツ、ヴィエトナム、ザイール、ジンバブェ

第三号の29中「コモロ」の下に「、コンゴー」を、「チェッコ」の下に「、朝鮮民主主義人民共和国」を、「リヒテンシュタイン」の下に「、リトアニア」を、「ウズベキスタン」の下に「、ヴァヌアツ」を、「ヴィエトナム」の下に「、ザイール」を加える。

附　則

第三号の28の2の改正規定中イスラエルに係る部分については、平成七年七月四日から施行する。

○通商産業省告示第三百二十一号

電気用品取締法(昭和三十六年法律第二百三十四号)第二十五条の三第一項の規定に基づき、平成七年四月二十一日付けをもって次のように甲種電気用品の型式を承認したので、同法第四十四条第四号の規定に基づき告示する。

平成七年五月十五日

通商産業大臣　橋本龍太郎

型式承認番号	氏名又は名称	住所	甲種電気用品名
第32—1396号〜第32—1399号	三社電器株式會社	大韓民國ソウル特別市城東區聖水洞2街277—105	管形ヒューズ
第32—1674号	〃	〃	〃
第91—54051号	韓国日通工株式会社	大韓民国忠清北道忠州市牧杏洞山83—8	直流電源装置
第12—8476号	國際通信株式會社	大韓民國仁川直轄市北區富田洞614—2	キャブタイヤコード
第12—8477号	石岩上屋新科塑膠五金廠	中国深圳寶安縣石岩鎭上屋郷	その他のビニルコード
第91—47037号	台湾日立股份有限公司	台灣台北市南京東路三段六十一號一、二樓六十三號一、二、三、四樓	電気冷房機
第91—47139号	〃	〃	〃

○通商産業省告示第三百二十二号

電気用品取締法(昭和三十六年法律第二百三十四号)第十八条の規定に基づき、平成七年四月二十五日付けをもって次のように甲種電気用品の型式を認可したので、同法第四十四条第一号の規定に基づき告示する。

平成七年五月十五日

通商産業大臣　橋本龍太郎

型式認可番号	氏名又は名称	住所	甲種電気用品名
第81—22636号〜第81—22639号	株式会社ユーパック	香川県丸亀市港町307	電気温水器
第81—22640号〜第81—22641号	気高電機株式会社	鳥取県気高郡気高町大字宝木1561—8	電気ホットプレート
第91—54053号	株式会社ニットー	兵庫県尼崎市金楽寺町1—5—1	電気乾燥機
第91—54054号〜第91—54056号	ダイキン工業株式会社	大阪府大阪市北区中崎西2—4—12梅田センタービル	電気冷房機
第91—54057号	株式会社フジ医療器	大阪府大阪市浪速区日本橋5—5—21	電気マッサージ器
第91—54058号	クロイ電機株式会社	京都府京都市下京区西七条八幡町27	調光器
第91—54059号〜第91—54060号	株式会社日立製作所	東京都千代田区神田駿河台4—6	電気冷房機
第91—54061号	坂本茂	茨城県稲敷郡東村大字佐原組新田487	電気ポンプ
第91—54062号〜第91—54063号	株式会社日立製作所	東京都千代田区神田駿河台4—6	〃
第91—54064号	ユニオン電子株式会社	岐阜県中津川市中津川2495—1	換気扇
第41—13514号	株式会社ファミリー電器製作所	福島県須賀川市旭町126	ミシン用コントローラー
第41—18509号	〃	〃	〃

第41−18538号	杉本電器株式会社	東京都品川区戸越1−17−8	マルチタップ
第61−14477号	池田電機株式会社	兵庫県姫路市西延末404−1	水銀灯用安定器その他の高圧放電灯用安定器
第81−22635号	株式会社日立ホームテック	千葉県柏市新十余二3−1	電気こたつ
第91−54052号	株式会社日立製作所	東京都千代田区神田駿河台4−6	空気清浄機
第12−1207号	カワイ電線株式会社	大阪府大阪市東淀川区小松3−20−46	キャブタイヤコード
第12−1209号	〃	〃	ビニルキャブタイヤケーブル
第12−1211号	〃	〃	単心ビニルコード
第12−1212号	〃	〃	その他のビニルコード
第12−3763号〜第12−3764号	〃	〃	ビニルキャブタイヤケーブル

○通商産業省告示第三百十七号

電気用品取締法（昭和三十六年法律第二百三十四号）第二十三条第一項の規定に基づき、平成七年四月二十一日付けをもって次のように甲種電気用品の型式を認可したので、同法第四十四条第一号の規定に基づき告示する。

平成七年五月十一日　　通商産業大臣　橋本龍太郎

型式認可番号	氏名又は名称	住所	甲種電気用品名
第95−5305号	テクノエース株式会社	愛知県名古屋市千種区大久手町7−1	テレビジョン受信機
第95−5309号	株式会社日立製作所	東京都千代田区神田駿河台4−6	〃
第91−54046号	三星電子ジャパン株式会社	東京都中央区日本橋浜町2−31−1浜松センタービル	電気冷蔵庫
第91−54047号	東京エス・チィ・データ通信システムズ株式会社	東京都品川区西五反田3−7−10	直流電源装置
第91−54048号〜第91−54049号	株式会社アクシス	神奈川県横浜市港北区新横浜2−7−19天幸ビル50	〃
第91−54050号	横河・ヒューレット・パッカード株式会社	東京都杉並区高井戸東3−29−21	〃
第92−683号	ジェフコム株式会社	大阪府東大阪市中石切3−13−16	装飾用電灯器具
第41−23649号	株式会社ケントレイディング	東京都練馬区田柄2−53−1	その他の差込接続器
第61−16829号	ホビーエキスプレス株式会社	神奈川県横浜市青葉区荏田西1−1−5	おもちゃ用変圧器

○通商産業省告示第三百十八号

中小企業近代化促進法（昭和三十八年法律第六十四号）第三条第一項の規定に基づき、ポリエチレン製のフィルム（厚さが〇・一八ミリメートル未満のものに限る。以下同じ。）の製造業の中小企業近代化計画を定め、平成七年五月十二日から実施するので、同条第三項の規定に基づき、その要旨を告示する。

平成七年五月十二日　　通商産業大臣　橋本龍太郎

ポリエチレン製のフィルムの製造業の中小企業近代化計画の要旨

一　平成十一年度末における近代化の目標

1　製品の性能又は品質

製品の品質及び性能を向上させるため、日本工業規格で定める基準以上の品質及び性能の達成に努めるとともに、不良率については、次の数値を目標とする。

一　フィルム製造段階の不良率については二〜三パーセント以下とする。

二　製袋段階の不良率については一パーセント以下とする。

三　印刷段階の不良率については一・五パーセント以下とする。

2　生産費の目標

設備の近代化、生産方式及び経営方式の適正化、新技術の開発、原材料の共同購入等により、生産費の上昇を極力抑制し、国際競争力の確保に努めるものとする。

3　その他の近代化の目標

従業員のゆとりと豊かさを実現するために、労働環境の改善と労働時間の短縮に取組むものとし、併せて生涯教育、ライフプラン支援策等の実施等を通じて業界のイメージアップを図り、人材確保等に努めるものとする。

4　製品の供給の見通し

平成十一年度におけるポリエチレン製フィルムの需要は一〇五万トン程度と見込まれ、それに対応した供給を行うものとする。

二　近代化の目標を達成するために必要な事項

1　新商品・新技術の開発及び人材の開発に関する事項

イ　新商品の開発

より多様化・高度化する需要家ニーズに対応するため、国公立試験研究機関、原料樹脂製造業者等の協力の下、薄膜・強化フィルム等品質・機能面に優れた新商品の開発に努めるものとする。

ロ　新技術の開発

国際競争力を維持しつつも従業員のゆとりと豊かさを実現するために、機械製造業者等の協力も得て加工技術の高度化、高度省力化・無人化生産システムの開発に努めるものとする。

ハ　人材の開発等に関する事項

技能検定の実施等を通じて技能者の技術水準の向上、成形技術の高度化を図るとともに、経営環境の変化に適応した人材を確保するために、管理者研修、営業社員講座等各層を対象とした人材開発事業をより一層充実させるものとする。

2　生産規模等の適正化に関する事項

イ　設備の近代化に関する事項

新技術導入、省力化対応の観点から、平成十一年度末までに、別表第一の設備投資を行い、設備の近代化を図るものとする。

その際、一台あたりの生産能力が大幅に増加することを考慮し、老朽設備の廃棄を行うなどして過剰設備の発生防止に配慮するものとする。

ロ　生産方式及び経営方式の適正化に関する事項

需要家ニーズの多様化・高度化に対応しつつ、生産効率の低下等を極力抑え、国際競争力を維持・強化する観点から、適正な生産の規模又は経営の規模を別表二に定めることとし、併せて今後の経営環境の変化に対応するため、経営者を対象とするトップセミナー、経営戦略のためのグループ研究会等を開催し、企業の経営戦略化を促進するとともに、共同事業、企業間の業務提携等集約化を推進するものとする。

3　取引関係の改善に関する事項

需要成熟化の中で中小企業事業者が商取引の近代化を達成するために、地域事業協同組合等を核として市場調査、製品企画、販売促進、販売、配送等総合的な共同マーケティング事業に積極的に取り組んでいくとともに、需要家の協力も得つつ取引単位の標準化を図っていくものとする。

4　従業員のゆとりと豊かさの実現に関する事項

騒音対策、工場内温度管理等を徹底し、作業環境の向上に努めるとともに、生産設備の省力化等を推進し、夜勤業務の軽減、労働時間の短縮に努め、政府目標である総労働時間一八〇〇時間を達成するよう積極的に取り組むものとする。また、日本ポリオレフィンフィルム厚生年金基金への事業者の参加拡大を図り、従業員のゆとりと豊かさの実現に努めるものとする。

5　国際化に関する事項

増大する海外需要への対応や国際競争力の維持・強化を図る観点から、各国情報の収集・分析、海外進出マニュアルの作成、海外からの研修生受入れ、技術交流、国際会議の開催等を通じ、国際的視野に立った企業経営を指向するものとする。

6　環境の保全に関する事項

環境保全の観点から、常設組織を設置して廃棄物実態調査の実施、廃棄物回収システムの構築、再生品の市場形成等リサイクルにかかる諸事項の検討を積極的に実施していくものとする。

第91—54024号	株式会社ユースワン	東京都千代田区外神田2—10—7TIビル5F	電気乾燥機
第91—54025号	株式会社須田金属製作所	東京都墨田区東向島4—40—15	直流電源装置
第91—54026号	ブラウンジャパン株式会社	神奈川県横浜市中区山下町89—1	電気かみそり
第91—54027号	松下電工株式会社	大阪府門真市大字門真1048	毛髪乾燥機
第41—23641号	青山電陶株式会社	愛知県瀬戸市效範町2—13	ランプレセプタクル
第81—22630号	兼松家電販売株式会社	東京都中野区南台5—34—10	電気プレス器
第81—22631号	日本ゼネラル・アプライアンス株式会社	東京都千代田区東神田2—10—16丸富第一ビル3F	電気アイロン

○通商産業省告示第三百十四号

電気用品取締法（昭和三十六年法律第二百三十四号）第二十五条の三第一項の規定に基づき、平成七年四月十八日付けをもって次のように甲種電気用品の型式を承認したので、同法第四十四条第四号の規定に基づき告示する。

平成七年五月十一日

通商産業大臣　橋本龍太郎

型式承認番号	氏名又は名称	住所	甲種電気用品名
第12—8474号	石岩上屋新科塑膠五金廠	中国深圳寶安縣石岩鎭上屋鄉	その他のビニルコード
第12—8475号	〃	〃	キャブタイヤコード
第41—23642号	韓國KDK株式會社	大韓民國ソウル特別市九老區加里峰洞60—17	器具用差込プラグ
第91—54028号	允福股份有限公司	台湾省台北県五股鄉五權五路16号之一	空気清浄機
第91—54029号	株式会社アルトコリア	大韓民國京畿道水原市勸善區平洞14—1	直流電源装置

○通商産業省告示第三百十五号

電気用品取締法（昭和三十六年法律第二百三十四号）第二十三条第一項の規定に基づき、平成七年四月二十日付けをもって次のように甲種電気用品の型式の認可をしたので、同法第四十四条第一号の規定に基づき告示する。

平成七年五月十一日

通商産業大臣　橋本龍太郎

型式認可番号	氏名又は名称	住所	甲種電気用品名
第94—6689号	アイチム—16株式会社	埼玉県比企郡吉見町和名46—104	反射投影機

○通商産業省告示第三百十六号

電気用品取締法（昭和三十六年法律第二百三十四号）第十八条の規定に基づき、平成七年四月二十一日付けをもって次のように甲種電気用品の型式を認可したので、同法第四十四条第一号の規定に基づき告示する。

平成七年五月十一日

通商産業大臣　橋本龍太郎

型式認可番号	氏名又は名称	住所	甲種電気用品名
第95—5304号	松下寿電子工業株式会社	香川県高松市古新町8—1	テレビジョン受信機
第95—5306号	シャープ株式会社	大阪府大阪市阿倍野区長池町22—22	〃
第95—5307号	東芝映像機器株式会社	埼玉県深谷市上柴町東2—29—8	〃
第95—5308号	パイオニア株式会社	東京都目黒区目黒1—4—1	〃
第41—13727号	三和電気工業株式会社	東京都中野区中野4—15—9	器具用差込プラグ
第41—18470号	旭東電気株式会社	大阪府大阪市旭区新森6—2—1	配線用遮断器
第41—18520号	〃	〃	〃
第41—18835号	セイワ電熱株式会社	神奈川県大和市下草柳825	アイロンプラグ
第41—23643号～第41—23644号	河村電器産業株式会社	愛知県瀬戸市暁町3—86	漏電遮断器
第91—54030号	三洋電機株式会社	大阪府守口市京阪本通2—5—5	電気冷房機
第91—54031号～第91—54035号	株式会社日立製作所	東京都千代田区神田駿河台4—6	〃
第11—4822号	三和電線工業株式会社	東京都荒川区東日暮里6—48—10	ゴムキャブタイヤケーブル
第41—23645号～第41—23646号	日本開閉器工業株式会社	神奈川県川崎市高津区宇奈根715—1	押しボタンスイッチ
第81—22632号	松下電器産業株式会社	大阪府門真市大字門真1006	電気アイロン
第81—22633号	タイガー魔法瓶株式会社	大阪府門真市速見町1033	電気がま
第81—22634号	山田鋲一	愛知県名古屋市中川区三ヶ屋町2—23	毛髪加湿器
第91—54036号	山岡金属工業株式会社	大阪府守口市東郷通2—21	空気清浄機
第91—54037号～第91—54038号	株式会社協信	岐阜県中津川市手賀野339—2	換気扇
第91—54039号	エリデック株式会社	大阪府大阪市淀川区西宮原1—7—31	直流電源装置
第91—54040号	気高電機株式会社	鳥取県気高郡気高町大字宝木1561—8	電気温風機
第91—54041号	タカラ工業株式会社	東京都大田区大森西3—28—5	電気ポンプ
第91—54042号	金澤工業株式会社	茨城県猿島郡総和町女沼1663	電気温風機
第94—6707号～第94—6708号	信和デジタル機器株式会社	茨城県鹿島郡大野村志崎74	複写機
第94—6709号	コニカ株式会社	東京都新宿区西新宿1—26—2	〃
第94—6710号	沢口照明産業株式会社	東京都武蔵野市吉祥寺北町4—10—8	電気スタンド
第94—6711号	株式会社デンコー	東京都青梅市今井3—7—8	家庭用光線治療器
第32—1400号	株式会社アサヒ電機製作所	東京都目黒区上目黒3—3—14	管形ヒューズ
第41—23647号	株式会社ニッソー	東京都足立区島根3—2—5	その他の差込接続器
第41—23648号	大崎電気工業株式会社	東京都品川区東五反田2—2—7	タイムスイッチ
第91—54043号	株式会社日立製作所	東京都千代田区神田駿河台4—6	電気冷房機
第91—54044号	松下精工株式会社	大阪府大阪市城東区今福西6—2—61	換気扇
第91—54045号	富士工業株式会社	神奈川県相模原市渕野辺2—1—9	〃
第12—8478号	泉尾電気工業株式会社	福井県遠敷郡上中町長江19—12—1	ケーブル
第41—13570号	株式会社福島明工社	福島県岩瀬郡岩瀬村大字大久保字北田164	アダプター

第81－22624号	株式会社カタオカ	香川県丸亀市土器町北1－21	電気こたつ
第81－22625号	田淵電子工業株式会社	栃木県大田原市若草1－1475	電磁誘導加熱式調理器
第91－42768号	日光精器株式会社	大阪府枚方市国領町6－37	直流電源装置
第91－53998号	松下精工電機株式会社	大阪府交野市倉治3－4－3	電気乾燥機

○通商産業省告示第三百十号

電気用品取締法（昭和三十六年法律第二百三十四号）第二十三条第一項の規定に基づき、平成七年四月十四日付けをもって次のように甲種電気用品の型式を認可したので、同法第四十四条第一号の規定に基づき告示する。

平成七年五月九日

通商産業大臣　橋本龍太郎

型式認可番号	氏名又は名称	住所	甲種電気用品名
第81－22626号	タイガー魔法瓶株式会社	大阪府門真市速見町1033	電気ホットプレート
第91－53999号	松下電器産業株式会社	大阪府門真市大字門真1006	電気冷蔵庫
第91－54000号	〃	〃	電気除湿機
第91－54001号	三星電子ジャパン株式会社	東京都中央区日本橋浜町2－31－1浜町センタービル	電気冷蔵庫
第94－6703号	株式会社キーム電機	東京都豊島区東池袋1－28－7	電気スタンド

○通商産業省告示第三百十一号

電気用品取締法（昭和三十六年法律第二百三十四号）第二十五条の三第一項の規定に基づき、平成七年四月十四日付けをもって次のように甲種電気用品の型式を承認したので、同法第四十四条第四号の規定に基づき告示する。

平成七年五月九日

通商産業大臣　橋本龍太郎

型式承認番号	氏名又は名称	住所	甲種電気用品名
第41－23636号	大仁興業股份有限公司	台湾省台南県永康郷南湾村南興路41號	器具用差込プラグ
第41－23637号	石岩上屋新科塑膠五金廠	中国深圳宝安県石岩鎮上屋郷	差込みプラグ

○通商産業省告示第三百十二号

電気用品取締法（昭和三十六年法律第二百三十四号）第十八条の規定に基づき、平成七年四月十八日付けをもって次のように甲種電気用品の型式を認可したので、同法第四十四条第一号の規定に基づき告示する。

平成七年五月十一日

通商産業大臣　橋本龍太郎

型式認可番号	氏名又は名称	住所	甲種電気用品名
第91－27350号	日東工器株式会社	東京都大田区仲池上2－9－4	その他の電気気泡発生器
第91－42302号	神保電器株式会社	東京都大田区大森西1－19－4	空気圧縮機
第96－520号～第96－523号	国産電機株式会社	静岡県沼津市大岡3744	携帯発電機
第51－422号	チンバール工業株式会社	広島県広島市南区大州3－1－42	アンペア制用電流制限器
第91－54002号～第91－54003号	三菱電機株式会社	東京都千代田区丸の内2－2－3	電気冷房機
第91－54004号	日栄電機産業株式会社	東京都葛飾区東新小岩6－26－16	電気乾燥機
第91－54005号	信越電子株式会社	長野県飯田市毛賀1636－2	その他の電気吸じん機
第91－54006号	リンナイ株式会社	愛知県名古屋市中川区福住町2－26	空気清浄機
第91－54007号～第91－54009号	松下精工株式会社	大阪府大阪市城東区今福西6－2－61	換気扇
第91－54010号～第91－54012号	日立冷熱株式会社	東京都千代田区神田須田町1－23－2	電気冷房機
第91－54013号	三吉工業株式会社	神奈川県横浜市港北区箕輪町2－10－48	浴槽用電気気泡発生器
第91－54014号～第91－54015号	株式会社日立製作所	東京都千代田区神田駿河台4－6	電気冷房機
第91－54016号～第91－54017号	株式会社アツコーポレーション	静岡県浜松市泉4－12－1	〃
第91－54018号	株式会社スイデン	大阪府大阪市天王寺区烏ヶ辻1－4－23	〃
第81－9536号	有限会社テミガー協会	東京都文京区本郷4－24－6	電気温きゅう器
第81－13573号	アロン化成株式会社	大阪府大阪市西区土佐堀1－4－8	電気便座
第81－22627号	株式会社大厦製作所	大阪府大阪市平野区加美北4－6－32	その他の理容用電熱器具
第81－22628号	杉山金属株式会社	新潟県燕市大字小池3633－10	その他の調理用電熱器具
第81－22629号	株式会社松村製作所	東京都足立区西新井本町1－26－9	電気温蔵庫
第91－31306号	株式会社イワキ	東京都千代田区神田須田町2－6－6	電気ポンプ
第41－18938号	有限会社ミツバ電陶製作所	愛知県瀬戸市田端町2－37	ランプレセプタクル
第41－18943号	〃	〃	防水ソケット
第41－23638号	株式会社加藤電器製作所	愛知県瀬戸市南山町1－82	キーレスソケット
第41－23639号	張相徳	東京都大田区千鳥2－37－14	差込みプラグ
第41－23640号	ニラサワ製販株式会社	新潟県三条市大野畑16－38	コードリール
第91－42621号	佐藤ライト工業株式会社	三重県安芸郡芸濃町椋本2768－2	毛髪乾燥機
第41－18484号	ミクロン機器株式会社	東京都大田区千鳥2－9－18	タイムスイッチ
第91－54019号	株式会社コロナ	新潟県三条市東新保7－7	空気清浄機
第91－54020号	ホシザキ冷器株式会社	島根県仁多郡横田町大字中村2525－1	電気冷凍庫
第91－54021号～第91－54022号	三和式ベンチレーター株式会社	愛知県稲沢市高重中町53	換気扇
第95－5302号	三菱電機株式会社	東京都千代田区丸の内2－2－3	テレビジョン受信機
第95－5303号	株式会社日立製作所	東京都千代田区神田駿河台4－6	〃

○通商産業省告示第三百十三号

電気用品取締法（昭和三十六年法律第二百三十四号）第二十三条第一項の規定に基づき、平成七年四月十八日付けをもって次のように甲種電気用品の型式を認可したので、同法第四十四条第一号の規定に基づき告示する。

平成七年五月十一日

通商産業大臣　橋本龍太郎

型式認可番号	氏名又は名称	住所	甲種電気用品名
第12－8473号	相信商事株式会社	大阪府大阪市中央区北浜2－1－9	その他のビニルコード
第91－54023号	有限会社エス・エス・ジー・インターナショナル	東京都町田市玉川学園1－24－17	直流電源装置

○通商産業省告示第三百五号

計量法（平成四年法律第五十一号）第七十六条第一項の規定に基づき、平成七年四月十三日付けをもって次のように特定計量器の型式を承認したので同法第百五十九条第一項第五号の規定に基づき、告示する。

平成七年五月二日　　通商産業大臣　橋本龍太郎

一、型式承認番号　第H九五三号
二、名称　テルモ株式会社
三、住所　東京都渋谷区幡ヶ谷二丁目四四番地一号
四、特定計量器の種類　抵抗体温計

○通商産業省告示第三百六号

計量法（平成四年法律第五十一号）第七十六条第一項の規定に基づき、平成七年四月十八日付けをもって次のように計量器の型式を承認したので同法第百五十九条第一項第五号の規定に基づき、告示する。

平成七年五月二日　　通商産業大臣　橋本龍太郎

一、型式承認番号　第F—二十八号
二、名称　株式会社小野測器
三、住所　神奈川県横浜市緑区白山一—十六—一
四、計量器の種類　精密騒音計

一、型式承認番号　第F—二十九号
二、名称　株式会社小野測器
三、住所　神奈川県横浜市緑区白山一—十六—一
四、計量器の種類　精密騒音計

一、型式承認番号　第S—四十八号
二、名称　株式会社小野測器
三、住所　神奈川県横浜市緑区白山一—十六—一
四、計量器の種類　普通騒音計

○通商産業省告示第三百七号

計量法（平成四年法律第五十一号）第七十六条第一項の規定に基づき、平成七年四月十八日付けをもって次のように計量器の型式を承認したので同法第百五十九条第一項第五号の規定に基づき、告示する。

平成七年五月二日　　通商産業大臣　橋本龍太郎

一、型式承認番号　第B九百五十一号
二、名称　株式会社吉田製作所
三、住所　東京都台東区上野三丁目十三番九号
四、計量器の種類　ボンベ型熱量計

○通商産業省告示第三百八号

輸入貿易管理令（昭和二十四年政令第四百十四号）第三条第一項の規定に基づき、昭和四十一年通商産業省告示第百七十号（輸入割当てを受けるべき貨物の品目、輸入についての許可を受けるべき貨物の原産地または船積地域その他貨物の輸入について必要な事項の公表を行なう等の件）の一部を次のように改正し、平成七年五月五日から施行する。

平成七年五月二日　　通商産業大臣　橋本龍太郎

第二号の表の第1中全ての国又は地域の項を削り、同表の第2中「並びに廃棄物等」を「、廃棄物等並びに化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律に定める特定物質」に改め、同表の第2に次のように加える。

4　全ての国又は地域を船積地域とする化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律（平成7年法律第65号）第2条第3項に規定する特定物質

○通商産業省告示第三百九号

電気用品取締法（昭和三十六年法律第二百三十四号）第十八条の規定に基づき、平成七年四月十四日付けをもって次のように甲種電気用品の型式を認可したので、同法第四十四条第一号の規定に基づき告示する。

平成七年五月九日　　通商産業大臣　橋本龍太郎

型式認可番号	氏名又は名称	住所	甲種電気用品名
第32—1672号～第32—1673号	有限会社三宏電気	神奈川県川崎市高津区北見方14	管形ヒューズ
第94—6697号～第94—6700号	東芝機器株式会社	群馬県前橋市古市町180	家庭用つり下げ型蛍光灯器具
第91—53973号	富士電機冷機製造株式会社	岐阜県可児市下切姫ヶ丘1—23	自動販売機
第91—53974号～第91—53975号	草津電機株式会社	滋賀県草津市東草津2—3—38	電気ポンプ
第91—53976号～第91—53978号	株式会社荏原製作所	東京都大田区羽田旭町11—1	〃
第81—18331号	ミラノ産業株式会社	東京都江戸川区松島2—1—9	電気乾燥器
第81—22615号	西山工業株式会社	静岡県富士市天間177—2	電気温水器
第81—22616号	株式会社中里	東京都港区芝浦4—17—3	投込み湯沸かし器
第81—22617号～第81—22618号	株式会社堤エンジニアリング	熊本県上益城郡甲佐町大字緑町字中野275	電熱シート
第81—22619号	金澤工業株式会社	茨城県猿島郡総和町女沼1663	その他の調理用電熱器具
第81—22620号～第81—22621号	パイナルヒーテックス株式会社	埼玉県草加市谷塚町271—8	その他の採暖用電熱器具
第91—31156号	日栄電機産業株式会社	東京都葛飾区東新小岩6—26—16	電気マッサージ器
第91—42317号	日本電産パワーゼネラル株式会社	東京都新宿区西新宿7—5—25西新宿木村屋ビル	直流電源装置
第91—53979号～第91—53980号	株式会社東芝	神奈川県川崎市幸区堀川町72	電気冷房機
第91—53981号～第91—53985号	株式会社日立製作所	東京都千代田区神田駿河台4—6	〃
第91—53986号	〃	〃	送風機
第11—4820号～第11—4821号	富士電線株式会社	愛媛県松山市高浜町1—2240—1	溶接用ケーブル
第91—53987号	ヤギシタ電機株式会社	神奈川県小田原市寿町1—3—27	直流電源装置
第91—53988号	有限会社アルプス計器	長野県上水内郡信州新町大字竹房285	〃
第91—53989号	ダイキン工業株式会社	大阪府大阪市北区中崎西2—4—12梅田センタービル	電気冷房機
第91—53990号	福岡電機株式会社	大阪府四條畷市米崎町2—4	自動販売機
第41—18476号	共和電器株式会社	東京都品川区荏原2—2—14	蛍光灯用ソケット
第41—23634号	株式会社大日製作所	石川県石川郡野々市町扇が丘1—1	箱開閉器
第41—23635号	コカゴ・コーポレーション株式会社	大阪府交野市私部西4—2—9	差込みプラグ
第81—18451号	名古屋松下電工株式会社	愛知県西春日井郡清洲町大字一場字番町207	電気温水器
第81—22622号～第81—22623号	日本電熱株式会社	長野県南安曇郡豊科町大字豊科500	電気コーヒー沸かし器
第12—3857号	株式会社特電	長野県小県郡丸子町大字長瀬3183	金糸コード
第12—7121号～第12—7122号	第一電工株式会社	東京都千代田区丸の内3—1—1国際ビル内	合成樹脂絶縁電線
第91—53993号	三洋電機株式会社	大阪府守口市京阪本通2—5—5	自動販売機
第91—53994号～第91—53995号	松下精工株式会社	大阪府大阪市城東区今福西6—2—61	電気乾燥機
第32—1403号	スターヒューズ株式会社	東京都渋谷区東2—22—7	筒形ヒューズ
第51—421号	大崎電気工業株式会社	東京都品川区東五反田2—2—7	アンペア制用電流制限器
第91—53996号～第91—53997号	三洋電機株式会社	大阪府守口市京阪本通2—5—5	電気冷房機
第94—6701号～第94—6702号	武口照明産業株式会社	東京都武蔵野市吉祥寺北町4—10—8	電気スタンド

別表第二ワニス・エナメル類の項を次のように改め、別表第二合成樹脂塗料の前へ移動させる。

ワニス・エナメル類	K五四九二 K五五六二	一容器ごと	外面	印刷し、押印し、又は証紙を付ける。	直径一〇ミリメートル以上のJISマーク 日本工業規格番号 許可番号 製造年月（又は略号） 製造業者名（又は略号）
	K五五七二 K五五九一				直径一〇ミリメートル以上のJISマーク 日本工業規格番号 日本工業規格による種類 許可番号 製造年月（又は略号） 製造業者名（又は略号）

別表第二油性塗料類の項を、次のように改める。

油性塗料類	K五四二一 K五五一一 K五五一六 K五六二一～五 K五六二七	一容器ごと	外面	印刷し、押印し、又は証紙を付ける。	直径一〇ミリメートル以上のJISマーク 日本工業規格番号 日本工業規格による種類 許可番号 製造年月（又は略号） 製造業者名（又は略号）
	K五六二八～九				直径一〇ミリメートル以上のJISマーク 日本工業規格番号 許可番号 製造年月（又は略号） 製造業者名（又は略号）

別表第二合成樹脂塗料の項を、次のように改める。

合成樹脂塗料	K五五八一 K五五八三 K五五五三 K五六五四	一容器ごと	外面	印刷し、押印し、又は証紙を付ける。	直径一〇ミリメートル以上のJISマーク 日本工業規格番号 許可番号 製造年月（又は略号） 製造業者名（又は略号）
	K五五八二 K五六四一 K五六六三 K五六四六 K五六五一				直径一〇ミリメートル以上のJISマーク 日本工業規格番号 日本工業規格による種類 許可番号 製造年月（又は略号） 製造業者名（又は略号）

別表第二タールエポキシ樹脂塗料の項を、次のように改める。

タールエポキシ樹脂塗料	K五六六四	一容器ごと	外面	印刷し、吹き付け、押印し、又は証紙を付ける。	直径一〇ミリメートル以上のJISマーク 日本工業規格番号 日本工業規格による種類 許可番号 製造年月（又は略号） 製造業者名（又は略号）

別表第二多彩模様塗料の項を、次のように改める。

多彩模様塗料	K五六六七	一容器ごと	外面	印刷し、吹き付け、押印し、又は証紙を付ける。	直径一〇ミリメートル以上のJISマーク 日本工業規格番号 日本工業規格による種類 許可番号 製造年月（又は略号） 製造業者名（又は略号）

別表第二合成樹脂エマルション模様塗料の項を、次のように改める。

合成樹脂エマルション模様塗料	K五六六八	一容器ごと	外面	印刷し、吹き付け、押印し、又は証紙を付ける。	直径一〇ミリメートル以上のJISマーク 日本工業規格番号 日本工業規格による種類 許可番号 製造年月（又は略号） 製造業者名（又は略号）

別表第二合成樹脂エマルションパテの項を、次のように改める。

合成樹脂エマルションパテ	K五六六九	一容器又は一包装ごと	外面	印刷し、押印し、又は証紙を付ける。	直径一〇ミリメートル以上のJISマーク 日本工業規格番号 日本工業規格による種類 許可番号 製造年月（又は略号） 製造業者名（又は略号）

別表第二工業用皮ベルトの項を削る。

別表第二水彩絵の具の項を、次のように改める。

水彩絵の具	S六〇二八	一チューブごと	チューブの外面、巻紙の表面、又はシールの添付	印刷し、押印し、刻印し、浮き出し、又はシールを付ける。	直径三ミリメートル以上のJISマーク 許可番号又は工場名（又は略号）若しくは事業場名（又は略号） 製造業者名（又は略号）
		一容器ごと	外面	印刷し、押印し、又は証紙を付ける。	直径五ミリメートル以上のJISマーク 日本工業規格番号 許可番号 製造業者名（又は略号）

○通商産業省告示第三百四号

工業標準化法施行規則（昭和二十四年通商産業省令、総理府令、文部省令、厚生省令、農林省令、運輸省令、郵政省令、電気通信省令、労働省令、建設省令第一号）第六十四条又は第六十五条及び第六十五条の二（同規則第七十八条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、昭和三十六年通商産業省告示第六十一号（工業標準化法施行規則に基づく指定商品の公表ならびにこれらに係る日本工業規格に該当する旨の表示許可（承認）申請書および表示の様式等を指定）の一部を次のように改正する。

平成七年五月一日　　通商産業大臣　橋本龍太郎

別表第二ロックウール保温材及びグラスウール保温材の項を統合し、次のように改める。

<table>
<tr><td>人造鉱物繊維保温材</td><td>A九五〇四</td><td>一製品又は一包装ごと</td><td>表面、外面又は外部</td><td>印刷し、押印し、又は証紙若しくは荷札を付ける。</td><td>直径二〇ミリメートル以上のJISマーク
日本工業規格による種類
許可番号又は工場名（又は略号）若しくは事業場名（又は略号）
製造年月（又は略号）
製造業者名（又は略号）</td></tr>
</table>

別表第二けい酸カルシウム保温材及びはっ水性パーライト保温材の項を統合し、次のように改める。

<table>
<tr><td>無機多孔質保温材</td><td>A九五一〇</td><td>一製品又は一包装ごと</td><td>外面又は外部</td><td>印刷し、押印し、又は証紙若しくは荷札を付ける。</td><td>直径二〇ミリメートル以上のJISマーク
日本工業規格による種類
許可番号又は工場名（又は略号）若しくは事業場名（又は略号）
製造年月（又は略号）
製造業者名（又は略号）</td></tr>
</table>

別表第二有機系多孔質保温材の項を、次のように改める。

<table>
<tr><td>発泡プラスチック保温材</td><td>A九五一一</td><td>一製品又は一包装ごと</td><td>表面、外面又は外部</td><td>印刷し、押印し、浮き出し、又は証紙若しくは荷札を付ける。</td><td>直径一〇ミリメートル以上のJISマーク
日本工業規格による種類（又は記号）
許可番号
製造年月（又は略号）
製造業者名（又は略号）</td></tr>
</table>

別表第二自転車用フリーホイール、小ギヤ及びディレーラの項を削る。

別表第二硫酸の項を、次のように改める。

<table>
<tr><td rowspan="3">硫酸</td><td rowspan="3">K一三二二</td><td colspan="3">下のいずれか</td><td rowspan="3">直径一〇ミリメートル以上のJISマーク
日本工業規格番号
日本工業規格による種類
許可番号
製造年月（又は略号）
製造業者名（又は略号）</td></tr>
<tr><td>一容器ごと</td><td>外面</td><td>印刷し、押印し、又は証紙を付ける。</td></tr>
<tr><td>一タンクローリー、一タンク車、一タンク船、又は一出荷ごと</td><td></td><td>送り状に書く。</td></tr>
</table>

別表第二酸化チタンの項を削る。

別表第二赤りんの項を削る。

別表第二ブタノールの項を削る。

別表第二冷媒の項を削る。

別表第二一、一、一―トリクロロエタンの項を削る。

別表第二カーバイドの項を削る。

別表第二芳香族・タール製品の項を、次のように改める。

<table>
<tr><td rowspan="3">芳香族・タール製品</td><td rowspan="3">K二四三五～九</td><td colspan="3">下のいずれか</td><td rowspan="3">直径一〇ミリメートル以上のJISマーク
日本工業規格番号
許可番号
製造年月（又は略号）
製造業者名（又は略号）</td></tr>
<tr><td>一容器又は一包装ごと</td><td>外面</td><td>印刷し、押印し、又は証紙を付ける。</td></tr>
<tr><td>一貨車、一貨物自動車、一貨物船、一タンク船、一タンク自動車、又は一コンテナごと</td><td></td><td>送り状に書く。</td></tr>
</table>

5　減収調査

実測筆の10a当たり見積り収量	10a当たり生産量（A又はA'）	回帰係数（Y）	回帰線上の10a当たり収量	図表から読んだ点	図表から読んだ10a当たり収量	読んだ理由	晴天続き・雨天 早刈り・遅刈り 被害　著・中・軽 その他（　　）	10a当たり筆平均見積り収量
	kg	個	kg	(Y)　% + −	kg			kg

通し番号		標本筆の字地番	10a当たり共済基準収量 ①	10a当たり平年収量 ②	10a当たり見積り収量 ③	摘要
実測筆(1)			kg	kg	kg	
周辺4筆	(2)					
	(3)					
	(4)					
	(5)					
実測筆(6)						
周辺4筆	(7)					
	(8)					
	(9)					
	(10)					

○農林水産省告示第七百二十八号

肥料取締法（昭和二十五年法律第百二十七号）第十三条第一項及び第四項の規定に基づき次のように生産業者又は輸入業者の氏名又は名称及び住所並びに肥料の名称の変更に係る届出があったので、同法第十六条第二項の規定に基づき告示する。

平成七年五月三十日　　農林水産大臣　大河原太郎

内容省略（官報参照）

○農林水産省告示第七百二十九号

肥料取締法（昭和二十五年法律第百二十七号）第十二条第二項の規定に基づき、平成七年五月九日付けをもって次のように肥料の登録の有効期間を更新したので、同法第十六条第一項の規定に基づき告示する。

平成七年五月三十日　　農林水産大臣　大河原太郎

内容省略（官報参照）

○農林水産省告示第七百三十号

肥料取締法（昭和二十五年法律第百二十七号）第十二条第三項の規定に基づき、平成七年五月九日付けをもって次のように肥料の仮登録の有効期間を更新したので、同法第十六条第一項の規定に基づき告示する。

平成七年五月三十日　　農林水産大臣　大河原太郎

内容省略（官報参照）

○農林水産省告示第七百三十一号

肥料取締法（昭和二十五年法律第百二十七号）第十四条の規定に基づき、次の肥料の登録は失効したので、同法第十六条第一項の規定に基づき告示する。

平成七年五月三十日　　農林水産大臣　大河原太郎

内容省略（官報参照）

○農林水産省告示第七百三十二号

肥料取締法（昭和二十五年法律第百二十七号）第七条の規定に基づき、平成七年五月十日付けをもって次のように肥料を登録したので、同法第十六条第一項の規定に基づき告示する。

平成七年五月三十日　　農林水産大臣　大河原太郎

内容省略（官報参照）

○農林水産省告示第七百三十三号

漁港法（昭和二十五年法律第百三十七号）第二十五条第二項の規定による漁港管理者の選定の届出があったので、同条第三項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成七年五月三十一日　　農林水産大臣　大河原太郎

漁港の名称	漁港の種類	所在地	選定された漁港管理者
六ケ浦漁港	第一種漁港	岩手県陸前高田市	岩手県

3　草丈・茎数・穂数・稔実歩合調査（作況基準筆調査のみ）

草丈調査（　月　日）					茎数調査（　月　日）	
個体番号＼調査箇所	I	II	III	IV	調査箇所	茎数
1	cm	cm	cm	cm	I	本
2					II	
3					III	
4					IV	
5					合計	
合計	(20)	(20)	(20)	(20)	平均	(22)　.
Σ(20) cm		(21) 平均草丈 Σ(20)/15 〔Σ(20)/20〕		cm	(23) 1㎡当たり茎数(22)×(14) 本	

穂数調査（　月　日・出穂期後　日）					
調査箇所	全穂数	無効穂数	有効穂数	(29) 1㎡当たり全穂数 (27)×(14)	(30) 1㎡当たり有効穂数 (28)×(14)
I	本	本			
II				本	本
III				(29′) 修正1㎡当たり全穂数 (29)×(16)	(30′) 修正1㎡当たり有効穂数 (30)×(16)
IV					
合計	(24)	(25)	(26) (24)−(25) 本		
平均	(27) (24)/3 〔(24)/4〕　.		(28) (26)/3 〔(26)/4〕　.	本	本

稔実歩合調査（　月　日・出穂期後　日）								
個体番号＼調査箇所	I		II		III		IV	
	全	不稔	全	不稔	全	不稔	全	不稔
1	個粒	個粒	個粒	個粒	個粒	個粒	個粒	個粒
2								
3								
4								
5								
合計	(31)	(32)	(31)	(32)	(31)	(32)	(31)	(32)

調査穂合計（15本又は20本）			
(33) 全小穂(粒)数Σ(31)	個粒	(40) 付近のほ場に対するこの筆の作柄	%
(34) 不稔小穂(粒)数Σ(32)	個粒		
(35) 稔実小穂(粒)数(33)−(34)	個粒		
(36) 1穂平均全小穂(粒)数	.　個粒	(41) この筆と付近のほ場の作柄と特に差のある理由	
(37) 1穂平均稔実小穂(粒)数	.　個粒		
(38) 1㎡当たり全小穂(粒)数(36)×(29)又は(36)×(30′)			
(39) 1㎡当たり稔実小穂(粒)数(37)又は(37)×(30′)			

4　刈取り調査

刈取り日時	月　日午前/後　時ごろ		露有無	天候　当日　前日
刈取り面積	m			
	(42) 刈取り試料の重量	(43) 10a当たり重量 (42)×(15)	(44) 修正10a当たり重量 (43)×(16)	
生穂重（未調製生全麦重）	g	A　kg	A′　kg	
乾燥穂重（未調製乾燥全麦重）		B	B′	
乾燥全麦重		C	C′	
上麦重	(　)	D C×(47)又は0×(10)（　）	D′（　）	
(45) 10a当たり見積り収量	kg			

(46) 合筆調製のため乾燥全麦重を縮分した重量	g
(47) 合筆した場合の上麦重歩合(10)	%
(48) 10a当たり平年収量	kg

被害状況	
被害の種類	被害歩合
	.　%
	.
	.
	.

上麦重歩合測定（縦目ふるい使用の場合）					
	縦目ふるいにかけた重量	小麦 二条 2.1mm段以上	2.0mm段	1.9mm段以下	(57) 上麦の重量 (50)+(51)
		六条 1.9mm段以上	1.8mm段	1.7mm段以下	.　g
		裸麦 1.8mm段以上	1.7mm段	1.6mm段以下	(58) 上麦重歩合 (57)/(49)×100
重量	(49)　.　g	(50)　.　g	(51)　.　g	(52)　.　g	
割合	(53) 100.0	(54)　.　%	(55)　.　%	(56)　.　%	.　%

千粒重測定（作況基準筆調査のみ）					
		第1回	第2回	計	
上麦	重量	.　g	.　g	(59)　.　g	(63) 上麦千粒重 (59)/(60)×1,000　.　g
	粒数	粒	粒	(60)　粒	
くず麦	重量	.　g	.　g	(61)　.　g	(64) くず麦千粒重 (61)/(62)×1,000　.　g
	粒数	粒	粒	(62)　粒	

（記入注意）

1　観察・聞き取り事項の※印は，作況基準筆調査のみ行う。

2　(15)のばらまきで333.3は1㎡3箇所刈り，250は1㎡4箇所刈りの場合である。

3　草丈，茎数，穂数，稔実歩合及び刈取りの調査対象範囲は次のとおりである。

	普通すじまき	広幅・密(多)すじまき	点(株)まき	横がん木	ばらまき
草丈	60cm間で5株	30cm間で5株	5株	十条で5株	90cm間で5株
茎数	60cm間	30cm間	5株のうち2株	十条内	30cm×90cm内
穂数	60cm間	30cm間	2株	十条内	30cm×90cm内
稔実歩合	5本	5本	5本	5本	5本
刈取り	1㎡当たりけい長	1㎡当たりけい長	1㎡当たり株数	2条	1㎡（円形刈り）

4　(29′)及び(30′)の1㎡当たり全（有効）穂数，(44)の修正10a当たり重量は(16)の作付面積利用度による修正率を乗じて算出する。

5　稔実歩合調査で小麦は小穂数，六条大麦，二条大麦及び裸麦は片側中央列粒数を調査する。

6　(36)及び(37)は，(33)及び(35)を小麦では，15本(20本)，二条大麦7.5本（10本）六条大麦及び裸麦 2.5本(3.33本)で除して算出する。

7　(42)，(43)，(44)の上麦重の（　）内は磨み選による再選別を行った場合に記入する。

平成七年五月三十日

農林水産大臣　大河原太一郎

一(一)　保安林の所在場所　愛知県東加茂郡旭町大字閑羅瀬字赤澤七の二

(二)　指定の目的　水源のかん養

(三)　指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、尾張西三河地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

二(一)　保安林の所在場所　愛知県東加茂郡足助町大字明川字神子ケ入二三の一、大字小町字田畑二六、二七、二八の一、字森ノ下二三、大字怒田澤字小沼洞八、九、一一の四、旭町大字小渡字下平二の二、二の一一、字麥久保一八から二〇まで、二〇の一、字セイゴ六の二四、六の二八、六の三三、六の三四、大字明賀字マノ一二の一、四五（次の図に示す部分に限る。）、字アスガ四、大字萬町字平頭ケ入一八、二〇の二、二六の二、二八、二九、三〇の一、三一の一、字向田一五の一、一五の二、一六、二一、二二（次の図を示す部分に限る。）、二四、二六、大字閑羅瀬字松根一〇の三八、大字田津原字宮ノ空六五の三、六六

(二)　指定の目的　土砂の流出の防備

(三)　指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、尾張西三河地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を愛知県庁及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第七百二十六号

作物統計調査規則（昭和四十六年農林省令第四十号）第五条及び第六条の規定に基づき、昭和四十六年六月五日農林省告示第八百九十五号（作物統計調査の調査期日及び範囲を定める件）の一部を次のように改正し、平成七年六月一日から施行する。

平成七年五月三十日

農林水産大臣　大河原太一郎

別表一、別表四、別表五及び別表六を次のように改める。

（「次のよう」は、省略し、地方農政局統計情報事務所出張所（地方農政局が所在する都府県にあっては地方農政局統計情報出張所、北海道にあっては北海道統計情報事務所出張所、沖縄県にあっては沖縄総合事務局統計情報出張所）に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第七百二十七号

作物統計調査規則（昭和四十六年農林省令第四十号）第七条第九項の規定に基づき、昭和四十七年三月二十八日農林省告示第四百六十八号（作物統計調査に用いる調査票を定める件）の一部を次のように改正し、平成七年六月一日から施行する。

平成七年五月三十日

農林水産大臣　大河原太一郎

麦類作況・減収標本（特定・基準）筆調査野帳の様式を次のように改める。

指定統計第37号　作物統計

麦類作況・減収標本(特定・基準)筆調査野帳

秘　農林水産省

調査者氏名	

筆の所在地	年産	作物	事務所	出張所	階層	市町村	標本単位区	調査筆の種類
	西暦	麦						標(1・2) 特 基
		2						1 2 3
	筆の通し番号	標本単位区内実測筆数	標本単位区内麦作付筆数	標本大字	大字(町)	小字	地番	
		筆	筆					

耕作者の住所・氏名	市郡　町村　番地	氏名	電話（　）

1　観察・聞き取り事項

農家の刈取り予定日	月　日

品種	田畑別		春・秋まき別		栽培様式														筆の作付面積
	田	畑	春まき	秋まき	ばらまき	広まき(幅)	普通すじまき	密(多)すじまき	点まき(株)	がん木	機まき	手まき	平畝	畝立	単作	間作	混作	畝落し	
	1	2	1	2	1	2	3	4	5	6	1	2	1	2	1	2	3	4	a

は種期	月　日	出穂期	月　日	成熟期	月　日	農家の刈取り期	月　日

土壌土性					[illegible]の良否			施肥の有無				[illegible]	[illegible]	[illegible]の良否			肥培管理の良否			農家の刈取り方法			
								基肥		追肥										コンバイン			
砂土	砂壌土	壌土	しょく壌土	しょく土	良	普通	不良	した	しない	した	しない			良	並み	不良	良	普通	不良	普通型	自脱型	バインダー	手刈り
1	2	3	4	5	1	2	3	1	2	1	2	回	回	1	2	3	1	2	3	1	2	3	4

2　栽植密度・単位当たり換算率

畝幅・株間測定

調査箇所	普通すじまき・点(株)まき栽培					積がん木栽培	
	(1) 畝幅（6けい間の長さ）	株間（11株間の長さ）	(2) 平均畝幅 (1)/5	(3) 1㎡当たりけい長（株数） 10,000/(2)	刈取り株数	1がん木の床幅	条幅（6条間の長さ）
I	cm	cm	cm	cm (0.1株)	株	cm	cm
II							
III							
合計	(4)	(6)			(8)	(9)	(11)
平均	(5)(4)/15 .	(7)(6)/30 .				(10)(9)/3 .	(12)(11)/15 .

調査箇所の略図

全けい数n＝　けい又は床　[n＝m

間隔 1/n＝　けい又は床　n′＝m

ランダムスタートa＝第　けい又は床　n″＝m

n‴＝m]

栽培方法別単位当たり換算率			ばらまき	普通すじまき	広幅・密(多)すじまき	点(株)まき	がん木
	1㎡当たり	(13)（けい長・株数・条数）		10,000/(5) cm	10,000/(5) cm	10,000/((5)×(7)) . 株 (単位0.01)	10,000/((10)×(12)) . 条 (単位0.01)
		(14)（茎数・穂数）(単位0.01)	3.704	(13)/60 .	(13)/30 .	(13)/2 .	2×(13) .
	(15) 10a当たり（重量）		333.3又は250	333.3	333.3	(13)/(8)×1,000 .	1,666,667/((10)×(12)) .

作付面積利用度による修正	畝落し栽培の明らかでない場合	(16) 標準畝幅 cm		(19) 修正率 (5)/(16) . (単位0.001)
	ばらまき栽培で排水溝がある場合	(17) ほ場の本地面積 a	(18) 排水溝の面積 a	(19) 修正率 ((17)−(18))/(17) . (単位0.001)

二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成七年五月三十日

農林水産大臣　大河原太一郎

一　保安林の所在場所　神奈川県愛甲郡清川村宮ヶ瀬字釜田川一六四二の一

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、神奈川地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を神奈川県庁及び清川村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第七百二十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成七年五月三十日

農林水産大臣　大河原太一郎

一　保安林の所在場所　徳島県麻植郡美郷村字土井ノ奥三四九、三五二、三五五の一、三五六

二　指定の目的　水源のかん養

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、吉野川地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を徳島県庁及び美郷村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第七百二十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成七年五月三十日

農林水産大臣　大河原太一郎

一　保安林の所在場所　徳島県麻植郡美郷村大字別枝山字大平一二五、二二五、二二六、山川町字西野峯二〇七の一、字西麓一一七の一、一一七の五、一一七の六

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字大平二二五・二二六（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）、字西野峯二〇七の一（次の図に示す部分に限る。）、字西麓一一七の一・一一七の五（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、一一七の六

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、吉野川地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を徳島県庁及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第七百二十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成七年五月三十日

農林水産大臣　大河原太一郎

一　保安林の所在場所　徳島県三好郡東祖谷山村字京上二六九の五、西祖谷山村字閑定九の一（次の図に示す部分に限る。）、字中尾一九七の一、池田町中西字サルガワ九三五、一九四四、字ナカサコ一〇六八から一〇七一まで、一〇七五、一〇七六、三加茂町加茂六九七九、六九八〇、七〇〇五、七〇〇七、三好町大字昼間字前山四〇五五の三五、大字東山字滝久保二六四、字貞安四四八、大字足代字山分四五八九の五七〇、三野町大字太刀野山字花園北三八〇の四四、四七一の一

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字京上二六九の五（次の図に示す部分に限る。）、字閑定九の一（次の図に示す部分に限る。）、字中尾一九七の一（次の図に示す部分に限る。）、字サルガワ九三五・一九四四（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、字ナカサコ一〇六八から一〇七一まで・一〇七五・一〇七六（以上六筆について次の図に示す部分に限る。）、字前山四〇五五の三五（次の図に示す部分に限る。）、字花園北三八〇の四四・四七一の一（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、字滝久保二六四（次の図に示す部分に限る。）、加茂六九七九、六九八〇、七〇〇五、七〇〇七、字貞安四四八、字山分四五八九の五七〇

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、吉野川地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を徳島県庁及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第七百二十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成七年五月三十日

農林水産大臣　大河原太一郎

一㈠　保安林の所在場所　徳島県麻植郡美郷村字土井ノ奥一五一の一

㈡　指定の目的　水源のかん養

㈢　指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、吉野川地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

二㈠　保安林の所在場所　徳島県阿波郡市場町大字切幡字坤山一七の一

㈡　指定の目的　土砂の流出の防備

㈢　指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　次の森林については、主伐は、択伐による。

字坤山一七の一（次の図に示す部分に限る。）

(2)　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(3)　主伐として伐採をすることができる立木は、吉野川地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(4)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を徳島県庁及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第七百二十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

改める。

秋冬ねぎの部大館の項の次に次のように加える。

酒田	山形県	酒田市

秋冬ねぎの部真壁の項の次に次のように加える。

大田原	栃木県	大田原市

秋冬ねぎの部中

弓浜	鳥取県	米子市 境港市 西伯郡の内 岸本町 日野郡の内 江府町、溝口町

を

鳥取西部	鳥取県	米子市 境港市 西伯郡の内 会見町、岸本町、日吉津村、淀江町、大山町、名和町、中山町 日野郡

に改め、同部汗入の項を削る。

夏はくさいの部中

吾妻西部	群馬県	吾妻郡の内 長野原町、嬬恋村

を

留辺蘂	北海道	常呂郡の内 留辺蘂町
北岩手	岩手県	岩手郡の内 岩手町
吾妻西部	群馬県	吾妻郡の内 長野原町、嬬恋村

に改める。

ばれいしょの部東和の項を削る。

夏秋ピーマンの部中

三春	福島県	田村郡の内 三春町

を

たむら	福島県	田村郡の内 三春町、滝根町、船引町

に改め、同部大野朝地の項中「朝地町、大野町」を「緒方町、朝地町、大野町、千歳村、犬飼町」に改める。

ほうれんそうの部徳島中部の項中「脇町」を「脇町、穴吹町」に改める。

春レタスの部児玉の項中「児玉町、神川村」を「児玉町、神川町」に改め、同部中三井小部の項の次に次のように加える。

沖縄本島南部	沖縄県	糸満市 島尻郡の内 豊見城村、東風平町、具志頭村、玉城村、知念村、佐敷町、与那原町、大里村、南風原町

夏秋レタスの部岩手高原の項の次に次のように加える。

結城	茨城県	結城市

冬レタスの部中

阿波中央	徳島県	阿波郡の内 阿波町

を

徳島中部	徳島県	阿波郡の内 阿波町 美馬郡の内 脇町、穴吹町

に改める。

冬レタスの部築城の項を削り、同部中

豊前	福岡県	豊前市

を

福岡豊築	福岡県	豊前市 築上郡

に改め、同部川辺の項の次に次のように加える。

沖縄本島南部	沖縄県	糸満市 島尻郡の内 豊見城村、東風平町、具志頭村、玉城村、知念村、佐敷町、与那原町、大里村、南風原町

○農林水産省告示第七百十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成七年五月三十日　農林水産大臣　大河原太一郎

一　保安林の所在場所　神奈川県小田原市前川字池洞七八六地先・七八七地先・七八八地先・七八九地先・七九一地先・字坊前九一一地先・九一二地先（以上七筆地先国有林。次の図に示す部分に限る。）、久野字山畦沢四八五六の四、早川字上ノ山一〇四三の一、一〇四三の三、足柄下郡箱根町宮城野字山畦沢一三四四の一・字日影山一三五八の一・一三六〇・字へギ石一三三六二の一・宮ノ下字東街道八の一・字一本松四二九の七・湯河原町吉浜字星ケ山二〇二四の四（以上七筆について次の図に示す部分に限る。）

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、神奈川地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を神奈川県庁並びに小田原市役所及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第七百十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成七年五月三十日　農林水産大臣　大河原太一郎

一㈠　保安林の所在場所　神奈川県津久井郡津久井町根小屋字東寺沢二六六三、青根字上ノ山三一五〇（次の図に示す部分に限る。）、字京田三五三一、三五三二、三五三六・三五三七（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、藤野町牧野字新和田沢四九五五・四九六一・四九七八・四九八六・四九九一（以上五筆について次の図に示す部分に限る。）、四九五三、四九五四、四九八四、四九八五、四九八七、四九九〇、五〇四二、字長保一一七八、澤井字栃谷一九九五の一・佐野川字津久井一二一九・一二四二・一二四三の二（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）、字朝日一二四九

㈡　指定の目的　土砂の流出の防備

㈢　指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、神奈川地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

㈣　指定施業要件を定めない保安林予定森林の所在場所

字新和田沢五〇四二

二㈠　保安林の所在場所　神奈川県津久井郡津久井町青根字長者舎三八〇四の二（次の図に示す部分に限る。）

㈡　指定の目的　土砂の崩壊の防備

㈢　指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐は、択伐による。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、神奈川地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を神奈川県庁及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第七百二十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第

〃	フォードF8340—4WD	92011	〃
〃	FIAT60—90DT	89059	〃
〃	FIAT80—90DT	85047	〃
〃	FIAT65—90DT	91097	〃
〃	FIAT　F100DT	91098	〃
〃	FIAT　F130DT	91101	〃
農用トラクター（乗用型）用安全キャブ及び安全フレーム	フォードFSC—30Q	92052	〃
〃	フォードSLC40	92016	〃
〃	Sekura　S581	93020	〃
〃	Sekura　S585	93021	〃
〃	NH　Genesis　1	94069	〃
〃	NH　Genesis　2	94040	〃
〃	FIAT　CS15	91109	〃
〃	FIAT　CS16	93063	〃
〃	FIAT　CS24	91110	〃
〃	フォードF901	90078	〃
〃	フォードF901—4	90079	〃
〃	フォードF901—6	90005	〃
〃	フォードF901—4A	92053	〃
〃	フォードSF40	91096	〃
〃	FIAT　TS26	94041	〃

○農林水産省告示第七百十七号

野菜生産出荷安定法（昭和四十一年法律第百三号）第四条第一項、第六条第一項及び第七条第一項の規定に基づき、昭和四十一年八月十八日農林省告示第九百五十号（野菜生産出荷安定法に基づき、野菜指定産地を指定した件）の一部を次のように改正し、同法第四条第五項（同法第六条第三項及び第七条第二項において準用する場合を含む。）の規定により告示する。

平成七年五月三十日

農林水産大臣　大河原太一郎

春キャベツの部横浜の項中「神奈川区、保土ケ谷区、港北区、戸塚区、泉区、栄区、旭区、緑区、瀬谷区」を「神奈川区、保土ケ谷区、港北区、戸塚区、泉区、栄区、旭区、緑区、瀬谷区、青葉区、都筑区」に改め、同部みなべの項を削る。

夏秋キャベツの部北設楽の項を削り、同部阿蘇の項中「高森町、波野村」を「高森町、波野村、蘇陽町」に改める。

冬キャベツの部横浜の項中「神奈川区、保土ケ谷区、港北区、戸塚区、泉区、栄区、旭区、緑区、瀬谷区」を「神奈川区、保土ケ谷区、港北区、戸塚区、泉区、栄区、旭区、緑区、瀬谷区、青葉区、都筑区」に改め、同部亀山の項を削る。

夏秋きゅうりの部石岡の項中「千代田村、玉里村、出島村」を「千代田町、玉里村、出島村」に改め、同部日光今市の項を削り、同部吉野川中流の項中「阿波部　麻植郡の内　川島町、山川町　美馬郡の内　脇町」を「板野郡の内　土成町　阿波郡　麻植郡の内　川島町、山川町　美馬郡の内　脇町、穴吹町」に改め、同部三好東部の項中「三好郡の内　三野町、三好町、井川町、三加茂町」を「美馬郡の内　美馬町、半田町、三好郡の内　三野町、三好町、井川町、三加茂町」　貞光町　に改める。

冬春きゅうりの部児玉の項中「美里町、児玉町、神川村、上里町」を「美里町、児玉町、神川町、上里町」に改め、同部中

朝倉甘木	福岡県　甘木市　朝倉郡の内　朝倉町

を

筑前あさくら	福岡県　甘木市　朝倉郡の内　朝倉町、夜須町

に改め、同部日向の項中「門川町」を「門川町、東郷町」に改め、同部東串良の項中「東串良町」を「串良町、東串良町」に改める。

秋冬さといもの部緒方の項中「緒方町」を「清川村、緒方町、朝地町」に改める。

春だいこんの部七飯の項の次に次のように加える。

小山	栃木県　小山市

夏だいこんの部飛騨北濃の項中「丹生川村、清美村、荘川村、朝日村」を「丹生川村、清見村、荘川村、朝日村」に改め、同部東粟倉の項を削る。

秋冬だいこんの部東伯中部の項及び出雲団地の項を削る。

たまねぎの部伊都の項中「かつらぎ町、高野口町、九度山町」を「かつらぎ町、高野口町」に改める。

夏秋トマトの部津軽中部の項の次に次のように加える。

西津軽中部	青森県　西津軽郡の内　木造町、森田村、稲垣村

夏秋トマトの部阿蘇の項中「白水村、久木野村、長陽村」を「蘇陽町、白水村、久木野村、長陽村」に改め、同部高千穂の項中「西臼杵郡の内　高千穂町」を「西臼杵郡」に改める。

冬春トマトの部河宇の項中「上三川町、上河内村、河内町」を「上三川町、上河内町、河内町」に改め、同部児玉の項の次に次のように加える。

北川辺	埼玉県　北埼玉郡の内　北川辺町

冬春トマトの部中

南有馬	長崎県　南高来郡の内　南有馬町

を

大雲仙	長崎県　南高来郡の内　加津佐町、口之津町、南有馬町、北有馬町

に改め、同部宮崎の項の次に次のように加える。

日向	宮崎県　日向市　東臼杵郡の内　門川町、東郷町、南郷村、西郷村、北郷村

夏秋なすの部中

小山	栃木県　小山市

を

古川	宮城県　古川市	小山	栃木県　小山市

に改め、同部恵那の項中「加子母村、付知町、福岡町、蛭川村、山岡町」を「坂下町、加子母村、付知町、福岡町、蛭川村」に改め、同部阿波の項中「脇町」を「脇町、穴吹町」に改める。

冬春なすの部中

甘木	福岡県　甘木市

を

筑前あさくら	福岡県　甘木市　朝倉郡の内　夜須町

に改める。

冬にんじんの部水戸の項中「勝田市」を「ひたちなか市」に改め、同部なんさつの項の次に次のように加える。

喜屋武	沖縄県　糸満市

夏ねぎの部中

弓浜	鳥取県　米子市　境港市　西伯郡の内　岸本町

を

鳥取西部	鳥取県　米子市　境港市　西伯郡の内　岸本町、日吉津村、淀江町、大山町、名和町、中山町　日野郡
三豊西部	香川県　三豊郡の内　大野原町、豊浜町

に

○農林水産省告示第七百十一号

繭糸価格安定法（昭和二十六年法律第三百十号）第十二条の十四第二項の規定に基づき、農林水産大臣が定める額を次のように定めたので、同条第三項の規定により当該農林水産大臣が定める額及びその適用期間を告示する。

平成七年五月二十九日　農林水産大臣　大河原太一郎

農林水産大臣が定める額　一キログラムにつき一、〇〇〇円（ただし、平成七年九月三十日までの間に行われるものとして繭糸価格安定法第十二条の五第一項の農林水産大臣の認定を受けた輸入に係る生糸にあっては、一キログラムにつき一、一五〇円）

適用期間　平成七年六月一日から六月三十日まで

○農林水産省告示第七百十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成七年五月三十日　農林水産大臣　大河原太一郎

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　鳥取県東伯郡三朝町大字神倉字丹戸・大字中津字市ノカヤ（以上二字国有林）
二　保安林として指定された目的　水源のかん養
三　変更後の指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採することができる立木は、天神川地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県庁及び三朝町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第七百十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成七年五月三十日　農林水産大臣　大河原太一郎

一(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　静岡県熱海市泉四一三の一・伊豆山一一五五（以上二筆国有林）
(二)　保安林として指定された目的　水源のかん養
(三)　変更後の指定施業要件
1　立木の伐採方法
(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。
(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、伊豆地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
二(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　静岡県熱海市伊豆山一一五五（国有林）
(二)　保安林として指定された目的　公衆の保健
(三)　変更後の指定施業要件
1　立木の伐採方法
(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。
(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、伊豆地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を静岡県庁及び熱海市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第七百十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成七年五月三十日　農林水産大臣　大河原太一郎

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　鳥取県八頭郡智頭町大字芦津字沖ノ山・大字中原字焼小屋・若桜町大字吉川字吉川山・佐治村大字高山字山王谷（以上四字国有林。次の図に示す部分に限る。）
二　保安林として指定された目的　水源のかん養
三　変更後の指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採することができる立木は、千代川地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鳥取県庁及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第七百十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成七年五月三十日　農林水産大臣　大河原太一郎

一(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　秋田県仙北郡田沢湖町生保内字駒ケ岳二の二一
(二)　保安林として指定された目的　水源のかん養
(三)　変更後の指定施業要件
1　立木の伐採の方法
(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。
(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、雄物川地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
二(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　秋田県本荘市山内字白石四五、四六、四七の一
(二)　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
(三)　変更後の指定施業要件
1　立木の伐採の方法
(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。
(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、子吉川地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を秋田県庁並びに本荘市役所及び田沢湖町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第七百十六号

農業機械化促進法（昭和二十八年法律第二百五十二号）第十条の二第四項の規定に基づき、生物系特定産業技術研究推進機構から型式検査に合格した農機具の検査合格証及び検査成績表の書換交付について次のとおり報告があったので、同条第五項の規定に基づき公示する。

平成七年五月三十日　農林水産大臣　大河原太一郎

農機具の種類	型式名	合格番号	書換事項：書換前の依頼者の名称	書換事項：書換後の依頼者の名称	変更の年月日	変更の理由
農用トラクター（乗用型）	フォード3930	90018	北海フォードトラクター株式会社	日本ニューホランド株式会社	平成7年3月1日	会社名の変更による
〃	フォード3930―4WD	90019	〃	〃	〃	〃
〃	フォード4130	90020	〃	〃	〃	〃
〃	フォード4130―4WD	90021	〃	〃	〃	〃
〃	フォード4630D	90022	〃	〃	〃	〃
〃	フォード4630D―4WD	90023	〃	〃	〃	〃
〃	フォード5030―4WD	92050	〃	〃	〃	〃
〃	フォード5640A―4WD	91082	〃	〃	〃	〃
〃	フォード5640―4WD	91083	〃	〃	〃	〃
〃	フォード6640A―4WD	91084	〃	〃	〃	〃
〃	フォード6640―4WD	91085	〃	〃	〃	〃
〃	フォード7740A―4WD	91086	〃	〃	〃	〃
〃	フォード7740―4WD	91087	〃	〃	〃	〃
〃	フォード7840―4WD	91088	〃	〃	〃	〃
〃	フォード8240―4WD	91089	〃	〃	〃	〃

六〇一八の一、東多久町大字別府字村蔵一〇七五の一、字羽佐間山一〇八五の五四、一〇八五の一二二、一〇八五の三一一、字荒平六一七六の一、大字納所字井手林二八四一、二八四二、字両子四五三〇、西多久町大字板屋一七五一の五、一七五一の二〇から一七五一の二二まで、一七五一の二四、一七五一の二五、一七五一の三四から一七五一の三六まで、一七九四、一〇二一二、一〇二一八、北多久町大字多久原字畑田三六四〇、字チサノ木六一七七の一、六一七七の一〇、大字小侍字八丁坂四九六一の三一、四九六一の三二、四九九四の一、五〇〇〇、五〇〇二の一、五〇〇五、五〇〇九、五〇一〇の二から五〇一〇の四まで、五〇二四、五〇二五、五〇二六の一、五〇二六の二、鳥栖市牛原町字浦田一二一四の三、一二一四の三七、一二三六の三、一二三六の六、一二三六の一四、神埼郡脊振村大字服巻字橋詰五六〇八の一三から五六〇八の一七まで、五六〇八の二六、五六〇八の二九、五六〇八の三三

二　指定の目的　水源のかん養

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、佐賀東部地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を佐賀県庁並びに関係市役所及び脊振村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第七百四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成七年五月二十六日　農林水産大臣　大河原太一郎

一　保安林の所在場所　三重県多気郡大台町大字上三瀬字大戸地一〇二二の一、一〇二二

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、南伊勢地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を三重県庁及び大台町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第七百五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成七年五月二十六日　農林水産大臣　大河原太一郎

一　保安林の所在場所　三重県一志郡美杉村三多気字かなごろ六二二五の四から六二二五の一二まで、六二二五の一四から六二二五の二二まで、六二二五の二三から六二二五の二九まで、六二二五の一三・六二二五の二二・六二二五の三〇（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）

二　指定の目的　水源のかん養

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、北伊勢地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

㈡　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その関係書類を三重県庁及び美杉村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第七百六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成七年五月二十六日　農林水産大臣　大河原太一郎

一　保安林の所在場所　宮城県白石市小原字赤沢山二の一、二の二、字上沢中三の一、三の二、三の四、五の一、五の五、八の一、八の二、角田市鳩原字瀬の木橋八七、八八の一

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、宮城南部地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮城県庁及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第七百七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成七年五月二十六日　農林水産大臣　大河原太一郎

一　保安林の所在場所　三重県熊野市飛鳥町大又字小口一二一八の一、一二二八の二、一二二一九、一二二〇、南牟婁郡紀宝町神内字高山原一一三〇の二九、一一三〇の九四

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、尾鷲熊野地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を三重県庁並びに熊野市役所及び紀宝町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第七百八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成七年五月二十六日　農林水産大臣　大河原太一郎

一　保安林の所在場所　愛知県東加茂郡旭町大字萬町字柿平五、一三の一、字柿畑三の二、七、一二の一、一二の二、二一の二、四九の一、大字浅谷字カフレ五五の五八から五五の六二まで、五五の六五、大字時瀬字東谷五四の二、五四の三、五四の七、五四の八、五九の一、字横手二の二、九の一二、九の一四、九の一五、大字下切字猪道二五・八から二五二〇まで

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、尾張西三河地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を愛知県庁及び旭町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第七百九号

砂糖の価格安定等に関する法律（昭和四十年法律第百九号）第七条第一項及び砂糖の価格安定等に関する法律施行令（昭和四十年政令第二百八十二号）第十条の規定に基づき、粗糖の平均輸入価格を定めたので、同法第七条第二項の規定により当該平均輸入価格及びその適用期間を告示する。

平成七年五月二十九日　農林水産大臣　大河原太一郎

平均輸入価格　一、〇〇〇キログラムにつき　三三、七六〇円

適用期間　平成七年六月一日から六月十五日まで

○農林水産省告示第七百十号

砂糖の価格安定等に関する法律（昭和四十年法律第百九号）第十八条の二第一項の規定に基づき、同項の異性化糖標準価格を定めたので、同条第六項において準用する同法第七条第二項の規定により当該異性化糖標準価格及びその適用期間を告示する。

平成七年五月二十九日　農林水産大臣　大河原太一郎

異性化糖標準価格　一、〇〇〇キログラムにつき　一二一、一二八円

うち消費税額分　三、五二八円

適用期間　平成七年六月一日から六月十五日まで

記

1　配布を受けた試験研究用林木遺伝資源の種類等
(1)　種類及び品種（系統）名
(2)　種子、花粉、穂木、苗木その他の区分
2　試験研究の目的及び内容
3　試験研究の実施期間
4　試験研究の成果の要約

備考　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とすること。

○農林水産省告示第六百九十九号

農業機械化促進法（昭和二十八年法律第二百五十二号）第八条の二第一項の規定に基づき、生物系特定産業技術研究推進機構から平成六年度において実施した型式検査に合格した農機具の型式等について次のとおり報告があったので、同条第二項の規定に基づき公示する。

平成七年五月二十五日　　農林水産大臣　大河原太一郎

1　農機具の種類及び型式名、合格番号並びに依頼者の名称

農機具の種類	農機具の型式名	合格番号	依頼者の名称
農用トラクター（乗用型）	クボタＧＬ368	94062	株式会社 クボタ
〃	クボタＧＬ418	94063	〃
〃	ケース・インターナショナル 4210A	94064	三菱農機株式会社
〃	ケース・インターナショナル 4220A	94065	〃
〃	ケース・インターナショナル 4230A	94066	〃
農用トラクター（乗用型）用安全キャブ及び安全フレーム	クボタＧＳＱ418	94067	株式会社 クボタ
〃	クボタＧＳＦ418	94068	〃
〃	NH Genesis 1	94069	北海フォードトラクター株式会社
〃	ケース・インターナショナル C−85	94070	三菱農機株式会社
〃	ブリッツマイヤー セーフティフレーム 906	94071	〃
〃	ヤンマーＫＱ330	94072	ヤンマー農機株式会社
〃	ヤンマーＳＦ252	94073	〃
〃	ヤンマーＳＦ252A	94074	〃
〃	ヤンマーＳＦ332A	94075	〃

2　検査成績の閲覧

検査成績の閲覧については、農林水産省農蚕園芸局肥料機械課及び地方農政局、沖縄開発庁沖縄総合事務局、都道府県庁並びに生物系特定産業技術研究推進機構において閲覧に供する。

○農林水産省告示第七百号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成七年五月二十六日　　農林水産大臣　大河原太一郎

一　解除に係る保安林の所在場所　広島県広島市佐伯区五日市町大字保井田字樟畑三五〇の七六、三五〇の七七、三五〇の九九から三五〇の一〇四まで
二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
三　解除の理由　指定理由の消滅

○農林水産省告示第七百一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成七年五月二十六日　　農林水産大臣　大河原太一郎

一(一)　保安林の所在場所　徳島県海部郡海南町相川字上六瀬谷七五、七六の三から七六の一三まで、那賀郡木頭村大字折宇字大谷山四、大字北川字千本一の六、一の七、一の九、一の一〇、一の一四から一の一七まで、三の三、五の五、五の六、五の八、六の一から六の三まで、七、二〇の一、二〇の二、二一の一、二二、二三、二四の一、二五、二九の一、三六の二、三六の三、三七から四〇まで、四一の二
(二)　指定の目的　水源のかん養
(三)　指定施業要件
1　立木の伐採の方法
(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。
(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、那賀・海部川地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

二(一)　保安林の所在場所　徳島県阿波郡阿波町字棚ケ窪一四二の一四八、一四二の一五二
(二)　指定の目的　土砂の流出の防備
(三)　指定施業要件
1　立木の伐採の方法
(1)　次の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
字棚ケ窪一四二の一四八・一四二の一五二（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）
(2)　その他の森林については、主伐は、択伐による。
(3)　主伐として伐採をすることができる立木は、吉野川地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(4)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を徳島県庁及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第七百二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成七年五月二十六日　　農林水産大臣　大河原太一郎

一(一)　保安林の所在場所　佐賀県東松浦郡相知町大字伊岐佐字滝の元丙一二六三、丙一二九六の二
(二)　指定の目的　水源のかん養
(三)　指定施業要件
1　立木の伐採の方法
(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。
(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、佐賀西部地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

二(一)　保安林の所在場所　佐賀県東松浦郡相知町大字平山上字岩本甲一七六九の四、甲一七六九の七、甲一七六九の一二、甲一七六九の一三、甲一七七一の二
(二)　指定の目的　土砂の流出の防備
(三)　指定施業要件
1　立木の伐採の方法
(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。
(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、佐賀西部地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を佐賀県庁及び相知町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第七百三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成七年五月二十六日　　農林水産大臣　大河原太一郎

一　保安林の所在場所　佐賀県多久市多久町一八七〇の一から一八七〇の三まで、一九六八の一、一九六八の三二から一九六八の三四まで、一九六八の四〇、南多久町大字下多久五六九六の一、五七〇九の一、五七〇九の七、五七〇九の六九、

日までに、現金で、又はその発行する納入告知書により納付しなければならない。

（譲渡等の制限）

第七条　林木遺伝資源の配布を受けた者は、当該林木遺伝資源を自己の試験研究の用に供するものとし、第三者に使用させ、又は譲渡してはならない。

（変更の届出）

第八条　林木遺伝資源の配布を受けた者は、当該林木遺伝資源を用いて行おうとする試験研究について申請書に記載した事項に変更を生じたときは、遅滞なく、別記様式第二号による届出書を育種センター所長に提出しなければならない。

（試験研究結果等の報告）

第九条　林木遺伝資源の配布を受けた者は、当該林木遺伝資源に係る試験研究が終了したときは、遅滞なく、別記様式第三号による報告書を育種センター所長に提出しなければならない。

第十条　育種センター所長は、林木遺伝資源の配布を受けた者に対し、当該林木遺伝資源に係る試験研究の実施状況について報告を求めることができる。

別表（第三条関係）

種類		配布単位量
種子	やまならし・しらかんば	〇・一g
	さわら・かつら	〇・五g
	ねずこ・やしゃぶし	一g
	えぞまつ・とうひ・ひのき	二g
	からまつ・あかえぞまつ・すぎ・あすなろ	三g
	とどまつ・あかまつ・けやき・きはだ	五g
	もみ・こうやまき・いたやかえで	十g
	くり・つぶらじい・くぬぎ・こなら・みずなら・とちのき・おにぐるみ	三十粒
	ちょうせんごよう・ぶな・ほおのき	五十粒
	いちい・くすのき・やちだも	百粒
花粉		〇・五cc
穂木		二十本
苗木		五本
根		五個
茎		五個

備考　この表に掲げられていない種類の林木遺伝資源の配布単位量は、その属する科、属又は種に類似する種類の林木遺伝資源の配布単位量に準ずるものとする。

別記様式第一号（第四条関係）

試験研究用林木遺伝資源配布申請書

年　月　日

林木育種センター所長殿

住　所
氏　名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）　印

林木育種センター試験研究用林木遺伝資源配布規程第４条の規定により、下記のとおり試験研究用林木遺伝資源の配布を申請します。

記

1　配布を受けようとする試験研究用林木遺伝資源の種類及び品種（系統）名
2　配布を受けようとする試験研究用林木遺伝資源の種子、花粉、穂木、苗木その他の区分
3　配布を受けようとする試験研究用林木遺伝資源を用いて行おうとする試験研究の概要
(1)　目　的
(2)　内　容
(3)　実施期間
(4)　実施場所

備考　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とすること。

別記様式第二号（第八条関係）

試験研究用林木遺伝資源配布申請書記載事項変更届出書

年　月　日

林木育種センター所長殿

住　所
氏　名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）　印

年　月　日付けをもって提出した試験研究用林木遺伝資源配布申請書の記載事項に下記のとおり変更を生じたので、林木育種センター試験研究用林木遺伝資源配布規程第８条の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

1　変更した年月日
2　変更した事項
3　変更した理由

備考　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とすること。

別記様式第三号（第九条関係）

試験研究用林木遺伝資源試験研究結果報告書

年　月　日

林木育種センター所長殿

住　所
氏　名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）　印

年　月　日付けをもって配布を受けた試験研究用林木遺伝資源に係る試験研究が終了したので、林木育種センター試験研究用林木遺伝資源配布規程第９条の規定により、下記のとおり提出します。

二(一)　解除に係る保安林の所在場所　愛媛県温泉郡重信町大字下林字寺尾内四五〇（次の図に示す部分に限る。）
(二)　保安林として指定された目的　水源のかん養
(三)　解除の理由　土地改良事業用地とするため
三(一)　解除に係る保安林の所在場所　愛媛県新居浜市立川町五七一の六、五七一の八、五七一の九、五七二の八、五七二の九、五七二の一〇、越智郡玉川町大字鈍川字大サコ庚六六八の二七、庚六六八の二九、字スヘリガ尾左谷庚七三〇の九から庚七三〇の一一まで、庚七三〇の一三
(二)　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
(三)　解除の理由　道路用地とするため
四(一)　解除に係る保安林の所在場所　愛媛県越智郡吉海町大字名二五七九の三、二五九一の三
(二)　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
(三)　解除の理由　林道用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を愛媛県庁及び重信町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第六百九十一号
森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。
平成七年五月二十三日　農林水産大臣　大河原太一郎
一(一)　解除に係る保安林の所在場所　島根県美濃郡匹見町大字石谷ロ七五四の三、ロ七五四の五、ロ七五四の六、大字道川ロ五七一の二（次の図に示す部分に限る。）、隠岐郡西郷町大字原田字本谷九六八の一七、九六八の一八
(二)　保安林として指定された目的　水源のかん養
(三)　解除の理由　道路用地とするため
二(一)　解除に係る保安林の所在場所　島根県仁多郡横田町大字中村字前半田二五六一の七（次の図に示す部分に限る。）、二五六一の二
(二)　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
(三)　解除の理由　農道用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を島根県庁及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第六百九十二号
森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。
平成七年五月二十三日　農林水産大臣　大河原太一郎
一　解除に係る保安林の所在場所　山形県最上郡戸沢村大字古口字砂沢五三四の一四、三四〇一の二（次の図に示す部分に限る。）、三四〇一の三
二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
三　解除の理由　農道用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を山形県庁戸沢村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第六百九十三号
農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和二十五年法律第百七十五号）第十九条の三第一項の規定に基づき外国製造業者に係る承認を行ったので、同条第四項の規定により告示する。
平成七年五月二十五日　農林水産大臣　大河原太一郎
一　外国製造業者の名称及び住所
ハンソン・ナチュラル・リソース・カンパニー　アメリカ合衆国オレゴン州ウォーレントン市北東部スキャパノンドライブ五五〇
二　格付の表示を付することができる農林物資の種類
製材等
三　当該農林物資の製造を行う工場の名称及び所在地
ハンソン・ナチュラル・リソース・カンパニー　カペンハム・フォレスト・インダストリーズ・ディヴィジョン・ウォーレントン・ウッド・プロダクツ　アメリカ合衆国オレゴン州ウォーレントン市北東部スキャパノンドライブ五五〇
四　承認の年月日
平成七年五月十日

○農林水産省告示第六百九十四号
農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和二十五年法律第百七十五号）第十九条の三第三項の規定に基づき外国製造業者の認定を行ったので、同条第四項の規定により告示する。
平成七年五月二十五日　農林水産大臣　大河原太一郎
一　外国製造業者の名称及び住所
ハンソン・ナチュラル・リソース・カンパニー　アメリカ合衆国オレゴン州ウォーレントン市北東部スキャパノンドライブ五五〇
二　格付の表示を付することができる農林物資の種類
製材等
三　当該農林物資の製造を行う工場の名称及び所在地
ハンソン・ナチュラル・リソース・カンパニー　カペンハム・フォレスト・インダストリーズ・ディヴィジョン・ウォーレントン・ウッド・プロダクツ　アメリカ合衆国オレゴン州ウォーレントン市北東部スキャパノンドライブ五五〇
四　認定の年月日
平成七年五月十日

○農林水産省告示第六百九十五号
森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。
平成七年五月二十五日　農林水産大臣　大河原太一郎
一　解除に係る保安林の所在場所　群馬県勢多郡宮城村大字三夜沢字上十二　九九四（国有林。次の図に示す部分に限る。）
二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
三　解除の理由　指定理由の消滅
（「次の図」は、省略し、その図面を群馬県庁及び宮城村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第六百九十六号
森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。
平成七年五月二十五日　農林水産大臣　大河原太一郎
一　解除に係る保安林の所在場所　群馬県勢多郡宮城村大字三夜沢字上十二　九九四（国有林。次の図に示す部分に限る。）
二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
三　解除の理由　指定理由の消滅
（「次の図」は、省略し、その図面を群馬県庁及び宮城村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第六百九十七号
森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。
平成七年五月二十五日　農林水産大臣　大河原太一郎
一(一)　解除に係る保安林の所在場所　京都府船井郡瑞穂町字賀実小字上ヒロノ一八の一三から一八の二四まで
(二)　保安林として指定された目的　水源のかん養
(三)　解除の理由　指定理由の消滅
二(一)　解除に係る保安林の所在場所　京都府宮津市字万年小字幸寿一七九の五
(二)　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
(三)　解除の理由　指定理由の消滅

○農林水産省告示第六百九十八号
林木育種センター試験研究用林木遺伝資源配布規程を次のように定める。
平成七年五月二十五日　農林水産大臣　大河原太一郎

林木育種センター試験研究用林木遺伝資源配布規程

（趣旨）
第一条　林木育種センター（以下「育種センター」という。）が行う試験研究用の林木遺伝資源の配布については、この規程の定めるところによる。
（定義）
第二条　この規程において、「林木遺伝資源」とは、種子、花粉、穂木、苗木その他の植物体の全部又は一部で林業上有用な遺伝形質を有するものをいう。
（林木遺伝資源の配布及び価格）
第三条　育種センターは、その保管する林木遺伝資源を、別表の上欄に掲げる種類に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる配布単位量につき三千三百円で配布するものとする。
（配布の申請）
第四条　林木遺伝資源の配布を受けようとする者は、別記様式第一号による申請書（以下単に「申請書」という。）を林木育種センター所長（以下「育種センター所長」という。）に提出しなければならない。
（配布の制限等）
第五条　育種センター所長は、前条の規定による申請書の提出があった場合において、当該申請に係る林木遺伝資源の不足その他の相当な理由があるときは、林木遺伝資源の配布を拒み、又はその数を制限することができる。
（代金の納付）
第六条　林木遺伝資源の配布を受けようとする者は、その代金を、育種センター所長の定める期

五、二五字ッポ瀬一の一（次の図に示す部分に限る。）

(二) 指定の目的　水源のかん養

(三) 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(1) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、越前地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

三(一) 保安林の所在場所　福井県武生市中津原町八九字小倍四六の二

(二) 指定の目的　土砂の崩壊の防備

(三) 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(1) 主伐は、択伐による。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、越前地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福井県庁及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第六百八十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成七年五月二十二日　　農林水産大臣　大河原太一郎

一 保安林の所在場所　福井県大野郡和泉村下山六四字深谷ヶ平一の一四から一の一九まで、二の・から二の一〇まで、二の二二から二の二四まで

二 指定の目的　水源のかん養

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めない。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、越前地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福井県庁及び和泉村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第六百八十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成七年五月二十二日　　農林水産大臣　大河原太一郎

一 保安林の所在場所　長崎県島原市北千本木町甲二六八二の一（次の図に示す部分に限る。）、甲二六八二の六

二 指定の目的　土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めない。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、長崎南部地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長崎県庁及び島原市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第六百八十六号

卸売市場法（昭和四十六年法律第三十五号）第八条の規定に基づき認可を受けて開設された中央卸売市場の開設に係る認可事項に変更があったので、同法第五十三条第二項の規定に基づき、告示する。

平成七年五月二十三日　　農林水産大臣　大河原太一郎

開設者

宮崎市

変更後の市場の名称及び位置並びに取扱品目

市場の名称	位置	取扱品目
宮崎市中央卸売市場	宮崎市新別府町雀田一一八五番地	野菜及び果実並びにこれらの加工品 生鮮水産物及びその加工品 花き

変更前の市場の名称及び位置並びに取扱品目

市場の名称	位置	取扱品目
宮崎市中央卸売市場	宮崎市新別府町雀田一一八五番地	野菜及び果実並びにこれらの加工品、生鮮水産物及びその加工品

○農林水産省告示第六百八十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成七年五月二十三日　　農林水産大臣　大河原太一郎

一(一) 解除に係る保安林の所在場所　広島県山県郡戸河内町字内黒山八八〇の一〇

(二) 保安林として指定された目的　水源のかん養

(三) 解除の理由　道路用地とするため

二(一) 解除に係る保安林の所在場所　広島県比婆郡東城町大字粟田字黒岩山二三五八の三、二三五八の四、字赤迫山二四四四の三から二四四四の一〇まで

(二) 保安林として指定された目的　水源のかん養

(三) 解除の理由　農道用地とするため

三(一) 解除に係る保安林の所在場所　広島県高田郡向原町大字坂字虫居谷山一九一五の一七、字虫居谷隠地山一九一八の三（次の図に示す部分に限る。）

(二) 保安林として指定された目的　水源のかん養

(三) 解除の理由　水道事業用地とするため

四(一) 解除に係る保安林の所在場所　広島県安芸郡倉橋町字大白明山一九八（次の図に示す部分に限る。）

(二) 保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

(三) 解除の理由　林道用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を広島県庁及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第六百八十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成七年五月二十三日　　農林水産大臣　大河原太一郎

一 解除に係る保安林の所在場所　広島県山県郡芸北町大字溝口字檜ヶ墓九七の五二から九七の五九まで、九七の六一、九七の六二、字松ヶ坤一〇〇の一二、一〇〇の一四から一〇〇の一七まで、一〇〇の一九、一〇〇の二〇、一〇一の一二、一〇一の一三、一〇一の一五から一〇一の一七まで、一〇一の一九

二 保安林として指定された目的　水源のかん養

三 解除の理由　農道用地とするため

○農林水産省告示第六百八十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成七年五月二十三日　　農林水産大臣　大河原太一郎

一(一) 解除に係る保安林の所在場所　石川県小松市津江町ソ一の四・一の五・一の八・一の九（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）、江沼郡山中町今立町リ一、九の一・一六・四九の一・四九の二・五〇・六二・六三の三（以上七筆について次の図に示す部分に限る。）、六三の二、今立町ヌ三の一から三の一二まで、石川郡尾口村字東荒谷イ七の一（次の図に示す部分に限る。）

(二) 保安林として指定された目的　水源のかん養

(三) 解除の理由　林道用地とするため

二(一) 解除に係る保安林の所在場所　石川県小松市津江町ソ一の一（次の図に示す部分に限る。）

(二) 保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

(三) 解除の理由　林道用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を石川県庁並びに小松市役所及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第六百九十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成七年五月二十三日　　農林水産大臣　大河原太一郎

一(一) 解除に係る保安林の所在場所　愛媛県上浮穴郡面河村笠方二五六一の三、東宇和郡城川町大字遊子谷二五八五の三

(二) 保安林として指定された目的　水源のかん養

(三) 解除の理由　道路用地とするため

三 指定施業要件
㈠ 立木の伐採の方法
1 主伐は、択伐による。
2 主伐として伐採をすることができる立木は、斐伊川地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
㈡ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び大東町役場に備え置いて縦覧に供する。）

〇農林水産省告示第六百七十七号
森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。
平成七年五月二十二日　農林水産大臣　大河原太一郎
一 保安林の所在場所 島根県大田市高山町山中字久谷二七四七の一、簸川郡多伎町大字奥田儀九四三、一二六八の一
二 指定の目的 水源のかん養
三 指定施業要件
㈠ 立木の伐採の方法
1 主伐に係る伐採種は、定めない。
2 主伐として伐採をすることができる立木は、斐伊川地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
㈡ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁並びに大田市役所及び多伎町役場に備え置いて縦覧に供する。）

〇農林水産省告示第六百七十八号
森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。
平成七年五月二十二日　農林水産大臣　大河原太一郎
一 保安林の所在場所 島根県鹿足郡津和野町大字後田字大藪谷イ二六一、イ二六二、イ二六三、イ二六三の一からイ二六三の三まで、イ二六四、イ四六五からイ四六八まで、イ四六八の一、イ四六九
二 指定の目的 土砂の流出の防備
三 指定施業要件
㈠ 立木の伐採の方法
1 主伐に係る伐採種は、定めない。
2 主伐として伐採をすることができる立木は、高津川地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
㈡ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び津和野町役場に備え置いて縦覧に供する。）

〇農林水産省告示第六百七十九号
森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。
平成七年五月二十二日　農林水産大臣　大河原太一郎
一 保安林の所在場所 島根県簸川郡佐田町大字佐津目字矢ノ原六五七、六五八、六六二の続二、六六二の続三、字岩棚八〇二、字岩棚屋敷八〇二の一、大字一窪田字川崎一七一三の続四から一七一三の続九まで、二七五二から二七五四まで、字川先三七五五、大田市祖式町祖式字室石二七四九の六、二七五八の二
二 指定の目的 土砂の流出の防備
三 指定施業要件
㈠ 立木の伐採の方法
1 主伐に係る伐採種は、定めない。
2 主伐として伐採をすることができる立木は、斐伊川地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
㈡ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁並びに大田市役所及び佐田町役場に備え置いて縦覧に供する。）

〇農林水産省告示第六百八十号
森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。
平成七年五月二十二日　農林水産大臣　大河原太一郎
一㈠ 保安林の所在場所 島根県仁多郡仁多町大字鴨倉三三六、大字亀嵩三三一七、三三三一
㈡ 指定の目的 水源のかん養
㈢ 指定施業要件
1 立木の伐採の方法
(1) 主伐に係る伐採種は、定めない。
(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、斐伊川地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
二㈠ 保安林の所在場所 島根県仁多郡仁多町大字亀嵩二七八三の一、二七八三の二、二八一〇、三五三六、三五五四の一、大字三成一五二三の二四
㈡ 指定の目的 土砂の流出の防備
㈢ 指定施業要件
1 立木の伐採の方法
(1) 主伐に係る伐採種は、定めない。
(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、斐伊川地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び仁多町役場に備え置いて縦覧に供する。）

〇農林水産省告示第六百八十一号
森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。
平成七年五月二十二日　農林水産大臣　大河原太一郎
一 保安林の所在場所 広島県広島市安佐南区長束西四丁目一六〇の三六（次の図に示す部分に限る。）
二 指定の目的 土砂の流出の防備
三 指定施業要件
㈠ 立木の伐採の方法
1 主伐に係る伐採種は、定めない。
2 主伐として伐採をすることができる立木は、太田川地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
㈡ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を広島県庁及び広島市役所に備え置いて縦覧に供する。）

〇農林水産省告示第六百八十二号
森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。
平成七年五月二十二日　農林水産大臣　大河原太一郎
一 保安林の所在場所 広島県佐伯郡吉和村字中津谷畑三四一の一五
二 指定の目的 土砂の流出の防備
三 指定施業要件
㈠ 立木の伐採の方法
1 主伐は、択伐による。
2 主伐として伐採をすることができる立木は、太田川地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
㈡ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を広島県庁及び吉和村役場に備え置いて縦覧に供する。）

〇農林水産省告示第六百八十三号
森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。
平成七年五月二十二日　農林水産大臣　大河原太一郎
一㈠ 保安林の所在場所 福井県敦賀市新道一号松ノ木峠八の一、二号入目木一〇の二、一〇の四、三号石飛五、四号堀田一五の一、七号兀ノ谷一〇、一二号ヒモノ谷口三〇、二二号庵断谷五の一から五の三まで、三二号蛇谷六、三四号銚子口三の一、三の二、四二号奥釜谷四
㈡ 指定の目的 水源のかん養
㈢ 指定施業要件
1 立木の伐採の方法
(1) 主伐に係る伐採種は、定めない。
(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、若狭地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
二㈠ 保安林の所在場所 福井県大野市上笹又二三字鍬ケ谷一の一（次の図に示す部分に限る。）、二四字老婆ケ嶽一の一、一の三、一の

○農林水産省告示第六百七十二号
森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。
平成七年五月二十二日　農林水産大臣　大河原太一郎
一　保安林の所在場所　広島県豊田郡本郷町大字本郷字土肥谷一二五七、一二六三の一、一二六三の二、字前迫五二五六の二、五二五六の三、五二五七の二、大字船木字中之谷九二一の三、九二一の四、九二一六二
二　指定の目的　土砂の崩壊の防備
三　指定施業要件
㈠　立木の伐採の方法
1　主伐は、択伐による。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、瀬戸内地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
㈡　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を広島県庁及び本郷町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第六百七十三号
森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。
平成七年五月二十二日　農林水産大臣　大河原太一郎
一㈠　保安林の所在場所　福井県小浜市上田八八号岩屋谷一三
㈡　指定の目的　水源のかん養
㈢　指定施業要件
1　立木の伐採の方法
(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。
(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、若狭地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
二㈠　保安林の所在場所　福井県大野郡和泉村角野六〇字一ノ谷山一の一、一の七、川合一八字落ケ平五七の一五から五七の一七まで
㈡　指定の目的　土砂の流出の防備
㈢　指定施業要件
1　立木の伐採の方法
(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。
(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、越前地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
三㈠　保安林の所在場所　福井県吉田郡上志比村市荒川五〇字上山一の一
㈡　指定の目的　土砂の崩壊の防備
㈢　指定施業要件
1　立木の伐採の方法
(1)　主伐に係る立木の伐採を禁止する。
(2)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
2　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福井県庁並びに小浜市役所及び関係村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第六百七十四号
森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。
平成七年五月二十二日　農林水産大臣　大河原太一郎
一㈠　保安林の所在場所　山形県東田川郡立川町大字肝煎字高森一六の一、字鹽沢四六の一、四六の二、四七の六、朝日村大字大針字滝ノ上二四、二五（次の図に示す部分に限る。）、二八の一、二八の三、三〇、三三、飽海郡松山町大字山寺字長四郎山一七九、一八二、一八二の一、一八三、一八四、二〇〇から二〇三まで、二〇四の一、二〇六から三〇八まで、平田町大字田沢字大沢一四、一四の一、一六の一、一八の二、一八の三、一九の一、二〇の一、二三、二三の一、二五の二、二七、三〇、三三、三八、三九、四七の二、四九の二、五〇の二、五二の二、五三の一、五三の四、五四の一、五五、五七、五九の一、六〇
㈡　指定の目的　土砂の流出の防備
㈢　指定施業要件
1　立木の伐採の方法
(1)　次の森林については、主伐は、択伐による。
字鹽沢四六の一、四六の二、四七の六
(2)　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
(3)　主伐として伐採をすることができる立木は、庄内地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(4)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
二㈠　保安林の所在場所　山形県鶴岡市大字中清水字桃木沢三一八、三二〇、三二二、三三三
㈡　指定の目的　土砂の崩壊の防備
㈢　指定施業要件
1　立木の伐採の方法
(1)　主伐は、択伐による。
(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、庄内地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
2　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山形県庁並びに鶴岡市役所及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第六百七十五号
森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。
平成七年五月二十二日　農林水産大臣　大河原太一郎
一㈠　保安林の所在場所　福井県大野郡和泉村持穴二五字穴倉冷水一の一（次の図に示す部分に限る。）
㈡　指定の目的　水源のかん養
㈢　指定施業要件
1　立木の伐採の方法
(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。
(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、越前地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
二㈠　保安林の所在場所　福井県丹生郡越廼村八ツ俣七五字上大稲場二、五、六の一、六の二、七から一〇まで、一二、一三、一四の一、一六の一、一七、一九の一、二五の一、二六、二七、二八の一、七六字ロ河内一、二、五、六の一、六の二、七、八、九の二、一〇、一一の一、一一の二、一三から一七まで、七七字大平三から八まで、九の一、九の二、一〇から一二まで、七八字小路ケ平一、二、三の一、三の二、四から七まで、九から一一まで、一二の一、一二の二、一六から二三まで、二四の一、二四の二、二五、城有六七字横畑一、二、四から一一まで、一二の一、一二の二、一三、一四、一六、一七、二〇から二六まで、六八字上ノ山一六の一、二七から三〇まで、三二から三八まで、六九字米太郎一、二、五から九まで、一三の一、一三の二、一五から一八まで、二〇、二八、二九の一、二九の二、三〇から三五まで、三七の一、三七の二、四〇から四三まで、四四の一、四四の二、四五、四六、四八から五一まで、五四、五六から五九まで、六〇の一、六〇の二、六一、六二の一、六二の二、六三の一、六三の二、六四、六五、六七から七七まで、七〇字辨作り一、一二の一、一三の一、一四、一五、七一字新峠一から四まで、六、七の一、七の二、八から一一まで
㈡　指定の目的　水源のかん養
㈢　指定施業要件
1　立木の伐採の方法
(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。
(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、越前地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福井県庁及び関係村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第六百七十六号
森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。
平成七年五月二十二日　農林水産大臣　大河原太一郎
一　保安林の所在場所　島根県大原郡大東町大字上佐世一六三〇、一六三八の一、一六四一の一、一六七〇の一、大字山田一三二八、一四九四の一、一二一一、大字幡屋一五〇八の一
二　指定の目的　土砂の崩壊の防備

三㈠　保安林の所在場所　秋田県雄勝郡雄勝町上院内字山ノ田一三八（次の図に示す部分に限る。）
㈡　指定の目的　土砂の流出の防備
㈢　指定施業要件
1　立木の伐採の方法
(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。
(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、雄物川地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を秋田県庁及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第六百六十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成七年五月二十二日　農林水産大臣　大河原太一郎

一㈠　保安林の所在場所　秋田県北秋田郡田代町外川原字泊滝三四の二（次の図に示す部分に限る。）、字鍵掛沢二七の一、三一の二
㈡　指定の目的　水源のかん養
㈢　指定施業要件
1　立木の伐採の方法
(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。
(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、米代川地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(3)　間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。
2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
二㈠　保安林の所在場所　秋田県北秋田郡森吉町阿仁前田字下滝ノ沢四五の一、四六、四七の一、四七の二、四八の一、四八の二、四九の一、四九の二、五〇の一、五〇の二、五一、五二の一から五二の三まで、五四の一、五四の二、五六の一から五六の三まで
㈡　指定の目的　土砂の流出の防備
㈢　指定施業要件
1　立木の伐採の方法
(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。
(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、米代川地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
三㈠　保安林の所在場所　秋田県仙北郡田沢湖町田沢字鶴道七
㈡　指定の目的　土砂の流出の防備
㈢　指定施業要件
1　立木の伐採の方法
(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。
(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、雄物川地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(3)　間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。
2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を秋田県庁及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第六百六十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成七年五月二十二日　農林水産大臣　大河原太一郎

一　保安林の所在場所　広島市安佐北区狩留家町字西山五〇（次の図に示す部分に限る。）、一一四、一一五
二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
㈠　立木の伐採の方法
1　主伐は、択伐による。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、太田川地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
㈡　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を広島県庁及び広島市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第六百六十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成七年五月二十二日　農林水産大臣　大河原太一郎

一㈠　保安林の所在場所　広島県御調郡御調町大字白太字池ノ峠二〇〇、二〇五、大字津蟹字土休一六三の五、字坊司一八三の一七、一八三の一八
㈡　指定の目的　土砂の流出の防備
㈢　指定施業要件
1　立木の伐採の方法
(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。
(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、瀬戸内地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
2　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
二㈠　保安林の所在場所　広島県三原市高坂町真良字高山六、七、甲九、甲一〇、御調郡向島町字権現平山甲七七五の一、乙七七五、七七六、字正戸端一〇六一六の一
㈡　指定の目的　土砂の崩壊の防備
㈢　指定施業要件
1　立木の伐採の方法
(1)　主伐は、択伐による。
(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、瀬戸内地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
2　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を広島県庁並びに三原市役所及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第六百七十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成七年五月二十二日　農林水産大臣　大河原太一郎

一　保安林の所在場所　広島県安芸郡音戸町大字音戸字白瀧一二三七の一、一二五二、九五一五の二
二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
㈠　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、瀬戸内地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
㈡　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を広島県庁及び音戸町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第六百七十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成七年五月二十二日　農林水産大臣　大河原太一郎

一　保安林の所在場所　広島県因島市土生町字畝山一一一、一一二、一一六、一一九の一、一一九の二、一二二、一二三、字迫之内一五五の一、一五七、一五九、一六一から一六五まで、一六八、一七〇、一七一、一七五、一七六から一八一まで、一八二の一、一八三、一八四、一八六から一九〇まで、字平木奥二〇七八の二、字前安郷三三九の三、三庄町字寺ノ奥七五九、七六〇、七六二、七六三、七六四、字毛曽七六九の一、七七〇、七七一、字南七八九、七九〇、七九二から八〇〇まで、字平原八二二から八三〇まで、八三一の一、八三二の一、八三三の一、八三四、八三五の二、八三六の一、八三九から八四二まで、八五五、八五六、八六一の一、八六二の一、八六三、八六四、字甲浪一〇六一の一、一〇六二の一、一〇六九の一、一〇七〇の一、一〇七一の一、一〇七二、一〇七四の一
二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
㈠　立木の伐採の方法
1　主伐は、択伐による。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、瀬戸内地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
㈡　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を広島県庁及び因島市役所に備え置いて縦覧に供する。）

の指定をする。

平成七年五月十七日　農林水産大臣　大河原太一郎

一　保安林の所在場所　島根県江津市跡市町三六四九、三六五〇
二　指定の目的　水源のかん養
三　指定施業要件
㈠　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、江の川下流地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
㈡　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び江津市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第六百六十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成七年五月十七日　農林水産大臣　大河原太一郎

一　保安林の所在場所　島根県邑智郡桜江町大字大貫九五一の二
二　指定の目的　土砂の崩壊の防備
三　指定施業要件
㈠　立木の伐採の方法
1　主伐は、択伐による。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、江の川下流地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
㈡　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び桜江町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第六百六十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成七年五月十九日　農林水産大臣　大河原太一郎

一　解除に係る保安林の所在場所　広島県呉市吉浦町字木綿平九四一の四・九四一の五（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）
二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
三　解除の理由　指定理由の消滅
（「次の図」は、省略し、その図面を広島県庁及び呉市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第六百六十二号

薬事法（昭和三十五年法律第百四十五号）第八十三条の規定により読み替えられる同法第四十二条第一項の規定に基づき、動物用抗生物質医薬品基準（平成三年九月十七日農林水産省告示第千二百四号）の一部を次のように改正する。

平成七年五月二十二日　農林水産大臣　大河原太一郎

（「次のよう」は、省略し、その関係書類を都道府県庁に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第六百六十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成七年五月二十二日　農林水産大臣　大河原太一郎

一　保安林の所在場所　福井県福井市国見町一一七字尾花八二（次の図に示す部分に限る。）、八七、八九、九〇、九一の一、大野市西山四五字鶴負上一、佐開四五字深谷一の二から一の四まで、四六字馬止一の八四から一の八七まで、稲郷八七字茶屋平一の一、九二字引佐古一、九三字一ノ坂一、九四字尾廻り一、九五字目取一、九六字小横谷一、九七字祖母尾一、下若生子二九字鍵瀬一の八から一の一〇まで、大野郡和泉村久沢六〇字代内三の三
二　指定の目的　水源のかん養
三　指定施業要件
㈠　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、越前地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福井県庁並びに関係市役所及び和泉村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第六百六十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成七年五月二十二日　農林水産大臣　大河原太一郎

一　保安林の所在場所　福井県福井市浄教寺町四五字藤懸二の四、二の五、二の七から二の一二まで、三の七から三の一二まで、四の一から四の六まで、五、六の一から六の七まで、七の一から七の三まで、八の一から八の四まで、八の六、九の二、一〇の二、一〇の三、大野市木本一六八字向谷一の七、一の四六から一の五六まで
二　指定の目的　水源のかん養
三　指定施業要件
㈠　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、越前地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福井県庁及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第六百六十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成七年五月二十二日　農林水産大臣　大河原太一郎

一㈠　保安林の所在場所　石川県珠洲市若山町吉ヶ池七　六の乙、吉ヶ池壱壱　四の二（次の図に示す部分に限る。）、鈴内弐五　一二の二、鈴内四弐　六二の一、六三の一、三崎町杉山弐弐　一〇二から一〇四まで、七尾市麻生町牛込二三の一、権保ノ谷内二五の二四から二五の二六まで
㈡　指定の目的　土砂の流出の防備
㈢　指定施業要件
1　立木の伐採の方法
(1)　主伐は、択伐による。
(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、能登地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
2　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
二㈠　保安林の所在場所　石川県珠洲市正院町岡田イ七の一、八、飯塚イ八の三
㈡　指定の目的　土砂の崩壊の防備
㈢　指定施業要件
1　立木の伐採の方法
(1)　主伐は、択伐による。
(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、能登地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
2　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を石川県庁及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第六百六十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成七年五月二十二日　農林水産大臣　大河原太一郎

一㈠　保安林の所在場所　秋田県北秋田郡田代町山田字務沢四〇の一（次の図に示す部分に限る。）
㈡　指定の目的　水源のかん養
㈢　指定施業要件
1　立木の伐採の方法
(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。
(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、米代川地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
二㈠　保安林の所在場所　秋田県北秋田郡田代町早口字早口沢（国有林。）
㈡　指定の目的　土砂の流出の防備
㈢　指定施業要件
1　立木の伐採の方法
(1)　次の森林については、主伐は、択伐による。
字早口沢（次の図に示す部分に限る。）
(2)　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
(3)　主伐として伐採をすることができる立木は、米代川地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(4)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

㈠　立木の伐採の方法
1　主伐は、択伐による。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、斐伊川地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
㈡　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び斐川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第六百五十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成七年五月十七日　農林水産大臣　大河原太一郎

一　保安林の所在場所　島根県簸川郡大社町大字日御碕字高門六二六、六二七、六二八の二、字亀恵比須六七五の二、一〇五四、一〇五五
二　指定の目的　土砂の崩壊の防備
三　指定施業要件
㈠　立木の伐採の方法
1　主伐は、択伐による。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、斐伊川地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
㈡　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び大社町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第六百五十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成七年五月十七日　農林水産大臣　大河原太一郎

一
㈠　保安林の所在場所　島根県仁多郡横田町大字小馬木字東矢入一七四六の七三、字西矢入一七四七の八、一、大字八川字日向林二四五一の一、字井手ノサコ二四五三の一、仁多町大字上阿井二三三四の二三、二三三四の三八、飯石郡赤来町大字井戸谷五九六の二
㈡　指定の目的　水源のかん養
㈢　指定施業要件
1　立木の伐採の方法
(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。
(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、斐伊川地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

二
㈠　保安林の所在場所　島根県大原郡大東町大字中湯石二一二〇の一、二一三八の一
㈡　指定の目的　土砂の流出の防備
㈢　指定施業要件
1　立木の伐採の方法
(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。
(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、斐伊川地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

三
㈠　保安林の所在場所　島根県大原郡大東町大字北村字米田五九一、五九八、字北谷七一五の一、字小林七一六
㈡　指定の目的　土砂の崩壊の防備
㈢　指定施業要件
1　立木の伐採の方法
(1)　主伐は、択伐による。
(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、斐伊川地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
2　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第六百五十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成七年五月十七日　農林水産大臣　大河原太一郎

一
㈠　保安林の所在場所　島根県那賀郡金城町大字七条イ九一七、ロ一九一、ロ一九二、ロ一九二の内一、ロ一九二の二、ロ一九二の五、ロ四七三の内一、ロ四七三の二、ロ四七三の三、ロ四七五、ロ四七六の二、ロ四七七、大字久佐イ一八二の一、イ一八三の一、イ一八四、イ一一九五の一、イ一一九六、大字上来原八九七の続一の内一
㈡　指定の目的　水源のかん養
㈢　指定施業要件
1　立木の伐採の方法
(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。
(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、江の川下流地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
2　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

二
㈠　保安林の所在場所　島根県浜田市櫟田原町五一七、五二三の四、五二五、字野町二一〇六の一
㈡　指定の目的　土砂の崩壊の防備
㈢　指定施業要件
1　立木の伐採の方法
(1)　主伐は、択伐による。
(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、江の川下流地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
2　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁並びに浜田市役所及び金城町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第六百五十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成七年五月十七日　農林水産大臣　大河原太一郎

一
㈠　保安林の所在場所　島根県邑智郡邑智町大字上川戸六〇五、六一〇の三、六一一の三、瑞穂町大字鱒淵六九四、三四三九の四、三四四〇の八、大字鱒淵三四三九の五、川本町大字川下三一三三、三一三四の二、三一三四の四
㈡　指定の目的　土砂の流出の防備
㈢　指定施業要件
1　立木の伐採の方法
(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。
(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、江の川下流地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
2　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

二
㈠　保安林の所在場所　島根県邑智郡川本町大字川下九九六の一、一〇〇〇の一、一〇一一、一〇一二、一〇一七の一、一六二三、一八四二、三一二五、三一三五の一、三一三六の一、三一三七の一、三一三八の四、三七七〇の一、三七七〇の七、四〇六四、桜江町大字長谷九〇五の二、九〇五の三、九〇八、九〇九、九一一の一、九一二、九一四、九三八の一
㈡　指定の目的　土砂の崩壊の防備
㈢　指定施業要件
1　立木の伐採の方法
(1)　主伐は、択伐による。
(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、江の川下流地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
2　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第六百五十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成七年五月十七日　農林水産大臣　大河原太一郎

一　保安林の所在場所　島根県邑智郡川本町大字川下九二〇一、一〇四七の五、一〇四九、一八六三、三一〇八の一、三一〇九、三一一六、大字川本二七六六の三、二七六八、大字谷戸二九〇四、二九〇四の六、大和村大字都賀行一〇二一の一、一二一七の一、一二一九、一二二〇の一、一二二五の一、羽須美村大字宇津井一〇三四の四、一〇三七、二一三九、二一四三
二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
㈠　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、江の川下流地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
㈡　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第六百五十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林

島三五〇〇、三五〇二、三五〇四、三五〇五

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、斐伊川地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第六百四十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成七年五月十七日　農林水産大臣　大河原太一郎

一　保安林の所在場所　島根県仁多郡仁多町大字上阿井二三三四の二五、二三三四の二九、二三三四の三〇、二三三四の三二、二三三四の三四、二三三四の三五、二三三四の三七、二三三四の四一、二三三四の四二、二三三四の四四から二三三四の四六まで

二　指定の目的　水源のかん養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、斐伊川地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び仁多町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第六百四十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成七年五月十七日　農林水産大臣　大河原太一郎

一　保安林の所在場所　島根県能義郡広瀬町奥田原一七三四の四、一七三五から一七三九まで、一七三九の続一、一七三九の続二、一七六二の一

二　指定の目的　水源のかん養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、斐伊川地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び広瀬町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第六百四十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成七年五月十七日　農林水産大臣　大河原太一郎

一　保安林の所在場所　島根県能義郡広瀬町布部一五四〇

二　指定の目的　水源のかん養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐の伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、斐伊川地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び広瀬町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第六百四十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成七年五月十七日　農林水産大臣　大河原太一郎

一　保安林の所在場所　島根県仁多郡仁多町大字亀嵩二九七九の一、二九七九の三、三七七五の二二、三七七五の三七、大字上阿井二三三四の四〇

二　指定の目的　水源のかん養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、斐伊川地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び仁多町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第六百五十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成七年五月十七日　農林水産大臣　大河原太一郎

一(一)　保安林の所在場所　島根県美濃郡匹見町大字匹見イ一九六四の二二、イ一九六四の三〇、イ一九八一の二

(二)　指定の目的　土砂の流出の防備

(三)　指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐は、択伐による。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、高津川地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

二(一)　保安林の所在場所　島根県簸川郡大社町大字杵築東字森一八八、字亀山三一〇五の二

(二)　指定の目的　土砂の崩壊の防備

(三)　指定施業要件　立木の伐採を禁止する。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び匹見町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第六百五十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成七年五月十七日　農林水産大臣　大河原太一郎

一　保安林の所在場所　島根県鹿足郡日原町大字商人字植葛根一三六六から一三六八まで、字植カンネ二六四五から二六四七まで、字植カンネ下二六四八

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、高津川地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び日原町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第六百五十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成七年五月十七日　農林水産大臣　大河原太一郎

一　保安林の所在場所　島根県江津市跡市町三六四八、都治町八三六から八三八まで、八四〇、八四一、八四三、八四五の一、八四五の内一、一七六三から一七六五まで、一七六七、一七六八の一

二　指定の目的　水源のかん養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、江の川下流地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び江津市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第六百五十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成七年五月十七日　農林水産大臣　大河原太一郎

一　保安林の所在場所　島根県簸川郡斐川町大字神氷字和西二〇五五の一、大字阿宮六八三、六八四の三、六八七の四、六八七の五、六八八、六九一の三

二　指定の目的　土砂の崩壊の防備

三　指定施業要件

三一三九のロ、三一四三、又三一四三、三一四九、三一五一、三一五二、三一五三のイ、三一五三のロ、三一五四から三一五七まで、三一六八から三一七〇まで、又三一七〇、三一七一から三一七七まで、三一七八のイ、三一七八のロ、三一七九の第一、三一七九の第二、三一八〇、三一八六、三一八九

(二) 指定の目的　水源のかん養

(三) 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(1) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、長崎南部地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

三(一) 保安林の所在場所　長崎県福江市戸岐町九一七の一、九五三の一、九五五のイ、九七〇、一〇一七の一、一〇三四の一、一〇三五、一〇三六、一〇四二の一、一〇四四の一、一〇四五、一〇四六、一〇五一の一、一〇五一の二、一〇五二、一〇八一の一、一〇九七の一、一一〇一の一、一一〇三、一一一〇、一一二四の二、一一五〇の二、南松浦郡玉之浦町荒川郷字外ノ河原浦二の一、字内ノ河原浦三の一、字ヘボノ浦六、七、八の二から八の五まで、八の九、八の一二（次の図に示す部分に限る。）、字忠太首九の一から九の三まで、九の五、九の一三、字星山一一の一から一一の五まで、字小島瀬四四の一、字呼子ドノ四五の三・字パンセガ浦六二の一（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、六二の七から六二の一二まで、六二の一四、字矢妻八九の一、一〇三、一〇九の一、一〇九の三から一〇九の七まで、字木場所一一五の一、一一五の四から一一五の九まで、一二〇の一、字フウセンド一二二の一、一二二の一三から一二二の一八まで、字グミッラ一二四の一、一二四の七、一二四の八、字黒バエ一二五の一

(二) 指定の目的　水源のかん養

(三) 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(1) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、五島壱岐地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

四(一) 保安林の所在場所　長崎県下県郡厳原町大字樫根字日掛陰二七の一・二七の三・二七の九・二七の二〇・二七の二五・二七の二六・二七の二八・二七の三一・二七のイ第二の二・二七のハ（以上一〇筆について次の図に示す部分に限る。）、二二の一、二二の七、二二の一〇から二二の一三まで、二二の一五、二二の一六、二二の一八から二二の二四まで、二二の二六、二二の二八、二二の三一、二二の四三、二二の四四、二二の五三、二二の六一から二二の六三まで、二二のロ、二二のハ、二二のヘ第一、二二のヘ第二、二二のヘ第三、二二のヘ第四、二二のヘ第五、二二のヘ第八、二二のヘ第一四、二二のト第一、二二のト第二、二二のチ第二、二二のリ第一、二二のリ第二、二二のリ第三、二二のリ第四、二二のリ第五、二二のリ第六、二二のリ第七、二二のリ第八、二二のリ第九、二二のリ第一〇、二二のリ第一二、二七の二、二七の四から二七の八まで、二七の一〇から二七の一三まで、二七の一五から二七の一九まで、二七の二三、二七の二四、二七の二七、大字下原字フケノ床九一一の一・九一一のイ・字日掛陽九三四の三・九三四の三二・九三四のイ第一・九三四のイ第二（以上六筆について次の図に示す部分に限る。）、九三四の九、九三四の一八、九三四の二一、九三四の二五、九三四の三一、九三四の三三、九三四の三四、九三四のイ第四、九三四のイ第五、九三四のイ第六、九三四のイ第七、九三四のイ第八の一、九三四のイ第一〇、九三四のイ第一一、九三四のイ第一二、九三四のイ第一三、九三四のイ第一四、九三四のイ第一五、九三四のイ第一六、九三四のイ第一七の一、九三四のロ、九六四の四、九六四のハ第一、九六四のハ第二、九六四のハ第三、九六四のハ第四、九六四のハ第五、九六四のハ第六、九六四のハ第八の一、九六四のハ第八の二、九六四のハ第九、九六四のハ第一二、九六四のハ第一三、九六四のハ第一四、九六四のハ第一五、九六四のハ第一六、九六四のハ第一七、九六四のハ第一八、九六四のハ第一九、九六四のニ第一、九六四のニ第二、美津島町大字加志字高滝三三六のロ、三三六のハ、三三六のニ、三四二、三四五（次の図に示す部分に限る。）、三四六、三五一、三五二のイ、三五二のロ、三五二のハ、三五二のニ第一、字シタタ三六九の一、三七一のイ、三七五の第一、三七九、三八〇、字小河内三八五のイ、三八五の一、三八九のロ、三九三、字大平三九五のイ、三九七から三九九まで、四〇〇（次の図に示す部分に限る。）、字賀形坂四〇二、四〇三、字真道四〇五、四〇六、字中限四〇七、字ツロコロ四〇八の一、四〇八の三、四一四のイ第一、四一四のロ、四一四のハ、四一五、字真星隈四一七、四二〇のイ、四二〇のロ、四二〇のハ、字長ノ原四二二、四二九のイ、四二九のロ、字楠四三一、四三七、字笹嶽四三八、字ミサエ原四四一のイ第一、四四一のロ、四四二、四四五のロ、四四五のハ、四四五のニ、字タバクチ四五〇・四五一（以上二筆合併）、四五二、四五五のイ、四五五のロ、四五六、四五七、四五八・四五九（以上二筆合併）、四六〇、四六一、四六二のイ、四六二のロ、四六三のイ、四六三のロ、四六三のハ、四六三のニ、四六三のホ、字テイシコウ四六八の第一、四七〇のイ、四七〇のロ、字口細四七一のイ、四七一のロ、四七一の一、四七二のイ・四七二のハ・四七二のニ・四七二のホ・字白嶽四七五の第一（以上五筆について次の図に示す部分に限る。）、字サラコウ四七六のイ、四七六のロ第一、四七七、四八一、四八八・四九一（以上二筆合併）、字大山壇四八九・四九七（以上二筆合併）、字京ノ原五〇三の一、五〇三の三、五〇三のロ、五〇三のハ、五〇四の一、五〇五のイ、五〇五のロ、五〇九、五一〇の一、五一三の一、五一四のイ、五一四のロ、五一四のハ、五一四のニ、五一四のホ、五一四のヘ、五一四のト、五一四の三、五一四の四、五一五のイ、五一五のロ、五一五のハ、五一五のニ、字中ノ原五一六の一、五二二のイ、五二二のロ、五二二のハ、五二三、五二四、字隈ノ神五二六のイ、五二六のロ、字鬮ケ隈ロ五三〇の一、五四六のイ、五七一の一、五七一の二、五七一のロ、五七一のハ第一、字猪ノ隈ロ五八二のイ、五八二のロ、五八三から五八六まで、五八八、五八九、字陰平ロ六〇五の第一、六〇九、字マケノ隈六七五のイ、六七八のイ、六七八のロ、六七八のハ第一、六八二、六八三のイ、六八三のロ、六八三のハ、六八三のニ、六八三のホ、六八三のヘ、六八三のト、六八三のチ、六八三のヌ第一、六九五のイ、六九五のロ、六九五のハ、六九五のニ、六九五のホ

(二) 指定の目的　水源のかん養

(三) 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(1) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、対馬地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

五(一) 保安林の所在場所　長崎県南高来郡有明町大野名字舞嶽戊五五八〇の一（次の図に示す部分に限る。）

(二) 指定の目的　土砂の流出の防備

(三) 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(1) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、長崎南部地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長崎県庁並びに関係市役所及び町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第六百四十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成七年五月十七日

農林水産大臣　大河原太一郎

一 保安林の所在場所　島根県大原郡大東町大字上久野一三五〇、仁多郡仁多町大字亀嵩二一九八七の一、二九八九の三、飯石郡赤来町大字下来

○農林水産省告示第六百三十八号

肥料取締法（昭和二十五年法律第百二十七号）第十二条第二項の規定に基づき、平成七年四月二十四日付けをもって次のように肥料の登録の有効期間を更新したので、同法第十六条第一項の規定に基づき告示する。

平成七年五月十二日　農林水産大臣　大河原太一郎

内容省略（官報参照）

○農林水産省告示第六百三十九号

肥料取締法（昭和二十五年法律第百二十七号）第十二条第三項の規定に基づき、平成七年四月二十四日付けをもって次のように肥料の仮登録の有効期間を更新したので、同法第十六条第一項の規定に基づき告示する。

平成七年五月十二日　農林水産大臣　大河原太一郎

内容省略（官報参照）

○農林水産省告示第六百四十号

肥料取締法（昭和二十五年法律第百二十七号）第十四条の規定に基づき、次の肥料の登録は失効したので、同法第十六条第一項の規定に基づき告示する。

平成七年五月十二日　農林水産大臣　大河原太一郎

内容省略（官報参照）

○農林水産省告示第六百四十一号

肥料取締法（昭和二十五年法律第百二十七号）第七条の規定に基づき、平成七年四月二十五日付けをもって次のように肥料を登録したので、同法第十六条第一項の規定に基づき告示する。

平成七年五月十二日　農林水産大臣　大河原太一郎

内容省略（官報参照）

○農林水産省告示第六百四十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成七年五月十五日　農林水産大臣　大河原太一郎

一　解除に係る保安林の所在場所　愛知県西加茂郡藤岡町大字石飛字澡山口二一二の五

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　指定理由の消滅

○農林水産省告示第六百四十三号

中央卸売市場の卸売業者が卸売の業務を廃止したので、卸売市場法（昭和四十六年法律第三十五号）第五十三条第二項の規定に基づき告示する。

平成七年五月十六日　農林水産大臣　大河原太一郎

廃止した卸売業者の名称　大阪鶏卵販売株式会社
取扱品目の部類　加工食料品部
卸売の業務を行っていた市場　大阪市中央卸売市場本場
廃止した年月日　平成七年三月三十一日

○農林水産省告示第六百四十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成七年五月十六日　農林水産大臣　大河原太一郎

一(一)　保安林の所在場所　長崎県松浦市今福町木場免字南田倉一三七四の五・字本谷一三八三の一・字椎木谷一五四〇の四・一五四〇の五（以上四筆国有林）、北松浦郡世知原町槍巻免字大谷一一七二、一一七三、一一七六の三、一一八八の三、一一九〇の一、一一九〇の二、一一九二の一、一一九三、一一九四の一から一一九四の三まで、一一九六、一一九九、一二〇一の一、一二〇一の二、一二〇三の七、一二〇四の一から一二〇四の五まで、一二〇四の七、一二〇四の八、一二〇四の一〇、一二〇四の一二、一二〇五の一、一二〇五の二、一二〇九、一二一〇の一、一二一一、一二一三、一二一四の一、一二一四の二、一二一四の五、一二一四の六、一二一五の一から一二一五の八まで、一二一六の一、一二一六の二、一二一六の四から一二一六の一三まで、字場切一二一七の一、一二一七の二、一二一七の四から一二一七の六まで、一二一七の八から一二一七の三八まで、一二一八、一二一八の二、一二一九、一二二二の一、一二二二の二、一二二三の二、一二二三の三、一二二四、一二二五、一二三一、一二三三から一二三六まで、一二三七の一、一二三七の三から一二三七の一五まで、一二三八の一、一二三八の三、一二三八の四、一二三九から一二四二まで、一二四二の二、一二四四、一二四四の二、一二四五の二、一二四九、一二五一、一二五六、一二五八、一二六〇、一二六二、一二六三の一、一二六七、一二六九の二、一二七〇、一二七一の六、一二七三の一、一二七五の一、一二七五の四、一二七六、一二七九、一二八〇の二、一二八一の一、一二八一の二、字大久保一四六四の一、字鴨見一五七五の一から一五七五の三まで、一五七五の五から一五七五の七まで、一五七五の一九、一五七五の二〇、一五七五の二八、一五七五の二九、一五七五の三二から一五七五の五〇まで、一五七六から一五七九まで、一五八〇の一

(二)　指定の目的　水源のかん養

(三)　指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、長崎北部地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

二(一)　保安林の所在場所　長崎県西彼杵郡大瀬戸町雪浦河通郷字赤松平四一三の四（国有林。次の図に示す部分に限る。）、四一三の四（次の図に示す部分に限る。）、字小野四〇八の一〇・字目一ッポゥ四二九の一（以上二筆国有林）、雪浦小松郷字追込口一四四六の一、多以良内郷字山田五九九の二、字奥ノ湯田六五三の二、六五五七の五から六五五七の一〇まで、六五七の一二、六五五七の一五、六五五七の一七、六五五七の一九、六五五七の二〇、六五五七の二二、六五五七の二四、六五五七の二五、六五五七の二七、六五五七の三〇、六五五七の三五、六五五七の三六、六六五〇の一、七〇三、七〇四、字スク山八一七の一〇、八一七の一二、字大田尾九一一の二、字城二〇五八の五、字清メ谷二二八五の八から二二八五の一一まで、二二八五の一四、二二八五の一八、二二八五の一九、二二八五の二二、二二八五の二三、二二八五の二五、二二八五の三四、二二八五の六三、二二八五の六五、二二九二、字下無田二三三二の七、二三三二の二五、二三三二の六五、二三三二の六八、字小峰二三九五、字タンタン二六三三の三、二六三三の五、二六三三の二六、字池ノ尾二六八七の七、二六八七の一九、二六八七の二四、二六八七の二九、二七三九、字慶佐二七四六の七、二七四六の一八、二七五六の一、字大堀二七八四の一八、瀬戸西濱郷字籠子ケ谷一六二二の二五、瀬戸下山郷字城ノ川八八七の一、長崎市平間町一九〇九、一九二二、一九二三、一九二五、一九二六の第二、一九二七から一九三〇まで、二一五四、二一五六から二一六〇まで、二一六一の一、二一六七、二一七二、二一七三、二一七四の一、二一八二、二一八三の一、二一八四、二一八八、二七八四、二八〇三のロ、二八〇四から二八〇七まで、二八一六のロ、二八一七、二九一四、二九一五の一、二九二四の一一、二九三六の一、二九六七、二九六九、二九七〇、二九七一の一、二九七二、二九七四、二九七五、三三一八、三三一九のイ、三三一九のロ、三三二〇の一、三三二〇のロ、三三二一のイ、三三二一のロ、三三三〇の三、三三六七の第三、現川町一二九、一三〇、又一三一、一三五、一六四、一六六から一六八まで、一八三、一八四のイ、一八四の二、一八五、一八六、一八七のイ、一八七のロ、一八八、一八九、一九一の第一、七六五の第一、七六八の一、一一七六、一一九九の一、一二〇〇の一、又一二一六、一七七三の一、一七七三の二、一七七五、一七七六の一、一七七六の五、一七七七の三、二二〇九、二二〇九の二、二二〇九の三、二二一〇、二二一一の一、二二一一の三、二二一一の四、二二一二から二二一五まで、二二一九の一、二二一九の三、二二三〇、二二三一、二二三二の一、二二四七の一、二七九三の一、二七九四から二七九七まで、二八三八から二八四四まで、三〇七七の第一、三〇八九、三〇九〇、三〇九四の第四、三〇九八、三一〇〇のロ、三一〇八の第一、三一〇八の第二、三一三八、三一三九、

三四、三五、三六、三七、三八の一

7　次に掲げる土地に存する標柱一号から標柱一六号までを順次結んだ線及び標柱一号と標柱一六号を結んだ線に囲まれた区域（次の図に示すとおりとする。）

秋田県仙北郡西木村上檜木内字杉ノ沢口三六、三七

8　次に掲げる土地に存する標柱一号から標柱八号までを順次結んだ線及び標柱一号と標柱八号を結んだ線に囲まれた区域（次の図に示すとおりとする。）

秋田県仙北郡角館町西長野字中泊四〇一の三、四〇一の六

9　次に掲げる土地に存する標柱一号から標柱一二号までを順次結んだ線及び標柱一号と標柱一二号を結んだ線に囲まれた区域（次の図に示すとおりとする。）

秋田県仙北郡角館町西長野字中泊四〇一の一二、四〇一の一五

10　次に掲げる土地に存する標柱一号から標柱八号までを順次結んだ線及び標柱一号と標柱八号を結んだ線に囲まれた区域（次の図に示すとおりとする。）

秋田県仙北郡角館町西長野字中泊四〇一の二〇

11　次に掲げる土地に存する標柱九号から標柱一四号までを順次結んだ線及び標柱九号と標柱一四号を結んだ線に囲まれた区域（次の図に示すとおりとする。）

秋田県仙北郡角館町西長野字中泊四〇一の二〇

12　次に掲げる土地に存する標柱一号から標柱六号までを順次結んだ線及び標柱一号と標柱六号を結んだ線に囲まれた区域（次の図に示すとおりとする。）

秋田県仙北郡西木村小山田字八津四〇四の六三、四〇四の六四

13　次に掲げる土地に存する標柱七号から標柱一二号までを順次結んだ線及び標柱七号と標柱一二号を結んだ線に囲まれた区域（次の図に示すとおりとする。）

秋田県仙北郡西木村小山田字八津四〇四の六三、四〇四の六四

14　次に掲げる土地に存する標柱一号から標柱六号までを順次結んだ線及び標柱一号と標柱六号を結んだ線に囲まれた区域（次の図に示すとおりとする。）

秋田県平鹿郡山内村平野沢字松ヶ沢奥二一の一、二二の一

15　次に掲げる土地に存する標柱一号から標柱八号までを順次結んだ線及び標柱一号と標柱八号を結んだ線に囲まれた区域（次の図に示すとおりとする。）

秋田県横手市金沢字上ノ台三

16　次に掲げる土地に存する標柱九号から標柱一八号までを順次結んだ線及び標柱九号と標柱一八号を結んだ線に囲まれた区域（次の図に示すとおりとする。）

秋田県横手市金沢字上ノ台三

17　次に掲げる土地に存する標柱一号から標柱八号までを順次結んだ線及び標柱一号と標柱八号を結んだ線に囲まれた区域（次の図に示すとおりとする。）

秋田県仙北郡仙南村金沢字新山堂二五の四、二五の五

18　次に掲げる土地に存する標柱一号から標柱九号までを順次結んだ線及び標柱一号と標柱九号を結んだ線に囲まれた区域（次の図に示すとおりとする。）

秋田県仙北郡仙南村金沢字新山堂二五の六

㈡　指定の目的　土砂の流出の防備

㈢　指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐は、択伐による。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、雄物川地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

㈣　指定の有効期間　三年

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を秋田県庁並びに関係市役所及び町村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第六百三十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第四十一条第二項の規定により、次のように保安施設地区の指定をする。

平成七年五月十二日　農林水産大臣　大河原太一郎

一　保安施設地区の所在場所

1　次に掲げる土地に存する標柱一号から標柱一九号までを順次結んだ線及び標柱一号と標柱一九号を結んだ線に囲まれた区域（次の図に示すとおりとする。）

秋田県仙北郡西木村上檜木内字桁沢一九〇、一九三

2　次に掲げる土地に存する標柱一号から標柱八号までを順次結んだ線及び標柱一号と標柱八号を結んだ線に囲まれた区域並びに標柱九号から標柱一七号までを順次結んだ線及び標柱九号と標柱一七号を結んだ線に囲まれた区域（次の図に示すとおりとする。）

秋田県仙北郡田沢湖町生保内字下高野八二の一

3　次に掲げる土地に存する標柱一号から標柱三〇号までを順次結んだ線及び標柱一号と標柱三〇号を結んだ線に囲まれた区域（次の図に示すとおりとする。）

秋田県仙北郡田沢湖町田沢字打野二〇一、字中ノ沢一二の四一

4　次に掲げる土地に存する標柱一号から標柱一二号までを順次結んだ線及び標柱一号と標柱一二号を結んだ線に囲まれた区域（次の図に示すとおりとする。）

秋田県仙北郡田沢湖町潟字一ノ渡三五一、字頭無二五〇の一

5　次に掲げる土地に存する標柱一号から標柱一七号までを順次結んだ線及び標柱一号と標柱一七号を結んだ線に囲まれた区域（次の図に示すとおりとする。）

秋田県仙北郡角館町山谷川崎字高屋三七六の六、三七六の七、三七六の三二、三七六の四〇

6　次に掲げる土地に存する標柱一号から標柱一二号までを順次結んだ線及び標柱一号と標柱一二号を結んだ線に囲まれた区域（次の図に示すとおりとする。）

秋田県仙北郡田沢湖町岡崎字神成沢三八の二から三八の五まで、三八の一六

7　次に掲げる土地に存する標柱一号から標柱五五号までを順次結んだ線及び標柱一号と標柱五五号を結んだ線に囲まれた区域（次の図に示すとおりとする。）

秋田県仙北郡南外村字木直沢二八、三〇、四一、四四、四六、四八、五〇、五四、九七の一、一一一、一一三

8　次に掲げる土地に存する標柱一号から標柱二六号までを順次結んだ線及び標柱一号と標柱二六号を結んだ線に囲まれた区域（次の図に示すとおりとする。）

秋田県仙北郡南外村字木直沢一、二、一四、一五、一八、一九、二一、二六、二九、三〇、一〇九、一一三、一一八

9　次に掲げる土地に存する標柱一号から標柱三二号までを順次結んだ線及び標柱一号と標柱三二号を結んだ線に囲まれた区域（次の図に示すとおりとする。）

秋田県仙北郡神岡町神宮寺字宮寺三、四、六の一、六の二、六の四、一九から二一まで、二六の二、二九

10　次に掲げる土地に存する標柱一号から標柱二〇号までを順次結んだ線及び標柱一号と標柱二〇号を結んだ線に囲まれた区域（次の図に示すとおりとする。）

秋田県仙北郡神岡町神宮寺字宮寺二一、二二、二三の一、二三の二、二四、二六の一、二六の二

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐は、択伐による。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、雄物川地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

四　指定の有効期間　七年

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を秋田県庁及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第六百三十七号

肥料取締法（昭和二十五年法律第百二十七号）第十三条第一項の規定に基づき次のように生産業者又は輸入業者の氏名又は名称及び住所の変更に係る届出があったので、同法第十六条第二項の規定に基づき告示する。

平成七年五月十二日　農林水産大臣　大河原太一郎

内容省略（官報参照）

二(一)　解除に係る保安林の所在場所　静岡県島田市伊久美字松葉五〇二一・五〇三二・字横苅五一二六・五一二七の一・五一二七の二・五一二八（以上六筆について次の図に示す部分に限る。）

(二)　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

(三)　解除の理由　林道用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を静岡県庁並びに島田市役所及び春野町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第六百三十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成七年五月十二日　　農林水産大臣　大河原太一郎

一　解除に係る保安林の所在場所　佐賀県西松浦郡西有田町大木字大平（国有林。次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　水源のかん養

三　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を佐賀県庁及び西有田町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第六百三十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成七年五月十二日　　農林水産大臣　大河原太一郎

一(一)　解除に係る保安林の所在場所　徳島県美馬郡木屋平村字太合カケ四四五の八一（次の図に示す部分に限る。）

(二)　保安林として指定された目的　水源のかん養

(三)　解除の理由　公共施設用地とするため

二(一)　解除に係る保安林の所在場所　徳島県海部郡海部町鞆浦字那佐四二の二六

(二)　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

(三)　解除の理由　電気通信施設用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を徳島県庁及び木屋平村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第六百三十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成七年五月十二日　　農林水産大臣　大河原太一郎

一(一)　解除に係る保安林の所在場所　徳島県海部郡海南町平井字川又一八九（次の図に示す部分に限る。）

(二)　保安林として指定された目的　水源のかん養

(三)　解除の理由　林道用地とするため

二(一)　解除に係る保安林の所在場所　徳島県三好郡池田町佐野字北沼谷二七二一の四五（次の図の示す部分に限る。）

(二)　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

(三)　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を徳島県庁及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第六百三十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成七年五月十二日　　農林水産大臣　大河原太一郎

一(一)　解除に係る保安林の所在場所　愛知県西加茂郡藤岡町大字三箇字下山四の三一・五の一九・五の二一・五の二三から五の二五まで（以上六筆国有林）、五の一四・五の一六から五の一八まで・五の二〇・五の二二・五の二六・五の二七・五の二九（以上九筆国有林。次の図に示す部分に限る。）、四の三三、五の二八（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

(二)　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

(三)　解除の理由　道路用地とするため

二(一)　解除に係る保安林の所在場所　愛知県西加茂郡三好町大字福谷字広久伝一五の三八・一五の八五（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

(二)　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

(三)　解除の理由　送電施設用地とするため

三(一)　解除に係る保安林の所在場所　愛知県額田郡幸田町大字芦谷字堂狭間一二の一一五・一二の一一八・一二の一三四（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）、一二の一三五

(二)　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

(三)　解除の理由　農道用地とするため

四(一)　解除に係る保安林の所在場所　愛知県西加茂郡藤岡町大字石飛字間ノ山一二二四の一二（次の図に示す部分に限る。）

(二)　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

(三)　解除の理由　水道事業用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を愛知県庁及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第六百三十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第四十一条第二項の規定により、次のように保安施設地区の指定をする。

平成七年五月十二日　　農林水産大臣　大河原太一郎

一(一)　保安施設地区の所在場所

1　次に掲げる土地に存する標柱一号から標柱三〇号までを順次結んだ線及び標柱一号と標柱三〇号を結んだ線に囲まれた区域（次の図に示すとおりとする。）

秋田県鹿角市十和田大湯字大清水二の三、字大湯（国有林）

2　次に掲げる土地に存する標柱一号から標柱一二号までを順次結んだ線及び標柱一号と標柱一二号を結んだ線に囲まれた区域（次の図に示すとおりとする。）

秋田県鹿角市十和田大湯字戸倉二三、字大湯（国有林）

3　次に掲げる土地に存する標柱一三号から標柱二七号までを順次結んだ線及び標柱一三号と標柱二七号を結んだ線に囲まれた区域（次の図に示すとおりとする。）

秋田県鹿角市十和田大湯字戸倉二三、字大湯（国有林）

4　次に掲げる土地に存する標柱一号から標柱一〇号までを順次結んだ線及び標柱一号と標柱一〇号を結んだ線に囲まれた区域（次の図に示すとおりとする。）

秋田県鹿角市十和田末広字紀ノ元五四の一

(二)　指定の目的　土砂の流出の防備

(三)　指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐は、択伐による。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、米代川地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

(四)　指定の有効期間　七年

二(一)　保安施設地区の所在場所

1　次に掲げる土地に存する標柱一号から標柱一一号までを順次結んだ線及び標柱一号と標柱一一号を結んだ線に囲まれた区域（次の図に示すとおりとする。）

秋田県仙北郡田沢湖町田沢字中山一〇の三三、一七の二、一七の一〇

2　次に掲げる土地に存する標柱一号から標柱六号までを順次結んだ線及び標柱一号と標柱六号を結んだ線に囲まれた区域（次の図に示すとおりとする。）

秋田県仙北郡田沢湖町田沢字中山一〇の二四、一七の一〇

3　次に掲げる土地に存する標柱一号から標柱八号までを順次結んだ線及び標柱一号と標柱八号を結んだ線に囲まれた区域（次の図に示すとおりとする。）

秋田県仙北郡田沢湖町岡崎字神成沢三七、三七の六

4　次に掲げる土地に存する標柱一号から標柱六号までを順次結んだ線及び標柱一号と標柱六号を結んだ線に囲まれた区域（次の図に示すとおりとする。）

秋田県仙北郡田沢湖町岡崎字神成沢三七の五、三七の七

5　次に掲げる土地に存する標柱七号から標柱一五号までを順次結んだ線及び標柱七号と標柱一五号を結んだ線に囲まれた区域（次の図に示すとおりとする。）

秋田県仙北郡田沢湖町岡崎字神成沢三七の五、三七の七

6　次に掲げる土地に存する標柱一号から標柱一八号までを順次結んだ線及び標柱一号と標柱一八号を結んだ線に囲まれた区域（次の図に示すとおりとする。）

秋田県仙北郡西木村上檜木内字杉ノ沢口

ゆり	ヘネチア	ヘブルデルス・フレッター・エン・デン・ジェー・エー・ハーン
ゆり	マユリ	ヘブルデルス・フレッター・エン・デン・ジェー・エー・ハーン
ゆり	アルハンブラ	ヘブルデルス・フレッター・エン・デン・ジェー・エー・ハーン
ゆり	モンテブジ	ヘブルデルス・フレッター・エン・デン・ジェー・エー・ハーン
ゆり	エミコ	ヘブルデルス・フレッター・エン・デン・ジェー・エー・ハーン
ゆり	ヴィヴァルディ	ヘブルデルス・フレッター・エン・デン・ジェー・エー・ハーン
ゆり	フェンチュー	ヘブルデルス・フレッター・エン・デン・ジェー・エー・ハーン
ゆり	オックスフォード	ヘブルデルス・フレッター・エン・デン・ジェー・エー・ハーン
ゆり	マレンマ	ヘブルデルス・フレッター・エン・デン・ジェー・エー・ハーン
ゆり	ジブラルタル	ヘブルデルス・フレッター・エン・デン・ジェー・エー・ハーン
ゆり	マルセイユ	ヘブルデルス・フレッター・エン・デン・ジェー・エー・ハーン
ゆり	ミウロ	ヘブルデルス・フレッター・エン・デン・ジェー・エー・ハーン
ゆり	オレロン	ヘブルデルス・フレッター・エン・デン・ジェー・エー・ハーン
オランダかいう	ドリーミーピンク	株式会社ミヨシ
ばら	ボールイースター	麒麟麦酒株式会社
ばら	クリン	麒麟麦酒株式会社
ばら	ピーチ　パフェ	第一園芸株式会社
ばら	ケイベラ	京成バラ園芸株式会社
ばら	ルイタルビ	京成バラ園芸株式会社
ばら	コルマガン	京成バラ園芸株式会社
ばら	コルヨボル	京成バラ園芸株式会社
ばら	タンラバー	京成バラ園芸株式会社
ばら	タンイリクス	京成バラ園芸株式会社
ばら	タンブスボン	京成バラ園芸株式会社
ばら	タンエタン	京成バラ園芸株式会社
ばら	タンエトルデ	京成バラ園芸株式会社
あじさい	ホワイトダイヤモンド	坂本正次
あじさい	ピンクダイヤモンド	坂本正次

2　出願の年月日、出願品種の植物体の特性の概要、出願者の住所、出願品種の育成をした者の氏名及び出願品種の育成の経過の概要

出願品種ごとの出願の年月日、出願品種の植物体の特性の概要、出願者の住所、出願品種の育成をした者の氏名及び出願品種の育成の経過の概要は、次のとおりである。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産省農蚕園芸局種苗課に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第六百二十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成七年五月十二日　　農林水産大臣　大河原太一郎

一㈠　解除に係る保安林の所在場所　鳥取県東伯郡赤碕町大字山川字勝田川頭東平八〇八の二三（国有林。次の図に示す部分に限る。）、八〇八の二（次の図に示す部分に限る。）

㈡　保安林として指定された目的　水源のかん養

㈢　解除の理由　道路用地とするため

二㈠　解除に係る保安林の所在場所　鳥取県八頭郡用瀬町大字安蔵字横谷一〇九七の一・字カイノ谷一〇九八の一・佐治村大字大井字岩井谷五二六の七・東伯郡三朝町大字下畑字上大杉七〇四の一九・西伯郡西伯町大字下中谷字野牛山三二六二の一・三二七七次一（以上六筆について次の図に示す部分に限る。）

㈡　保安林として指定された目的　水源のかん養

㈢　解除の理由　林道用地とするため

三㈠　解除に係る保安林の所在場所　鳥取県八頭郡郡家町大字大門字平木谷八七〇の一・日野郡日南町宮内字鬼林山一三三七の一・一三三七の二・字大平ル一三三九・字大菅谷一三四六の五（以上五筆について次の図に示す部分に限る。）

㈡　保安林として指定された目的　水源のかん養

㈢　解除の理由　農道用地とするため

四㈠　解除に係る保安林の所在場所　鳥取県東伯郡赤碕町大字山川字勝田川頭東平八〇八の二三（国有林。次の図に示す部分に限る。）、八〇八の二（次の図に示す部分に限る。）、八頭郡智頭町大字智頭字榎木谷平二五八六の三から二五八六の五まで・二五八七の二から二五八七の五まで（以上七筆国有林）

㈡　保安林として指定された目的　土砂の崩壊の防備

㈢　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県庁及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第六百二十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成七年五月十二日　　農林水産大臣　大河原太一郎

一　保安林の所在場所　神奈川県秦野市蓑毛字春嶽一一四三・一一四四（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　水源のかん養

三　解除の理由　指定理由の消滅

（「次の図」は、省略し、その図面を神奈川県庁及び秦野市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第六百二十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成七年五月十二日　　農林水産大臣　大河原太一郎

一　解除に係る保安林の所在場所　神奈川県足柄上郡山北町皆瀬川字白井平二一七五（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　水源のかん養

三　解除の理由　林道用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を神奈川県庁及び山北町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第六百二十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成七年五月十二日　　農林水産大臣　大河原太一郎

一　解除に係る保安林の所在場所　神奈川県愛甲郡清川村宮ケ瀬字平沢一五の一（国有林。次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を神奈川県庁及び清川村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第六百三十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成七年五月十二日　　農林水産大臣　大河原太一郎

一㈠　解除に係る保安林の所在場所　静岡県周智郡春野町豊岡四七（国有林。次の図に示す部分に限る。）

㈡　保安林として指定された目的　水源のかん養

㈢　解除の理由　林道用地とするため

じめ南アフリカ共和国植物防疫機関により㈠の消毒のために適切な施設及び設備を有するものとして指定されたものであること。

五に次のように加える。

㈢　㈠の消毒は、こん包がなされたままで行うこと。

六中「五により」を「低温処理施設において五により」に改め、同六中「消毒施設」を「当該施設」に改める。

七中「行なわれた」を「行われた」に改める。

○農林水産省告示第六百二十一号

農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律（平成六年法律第四十六号）第十六条第一項の規定に基づき、平成七年五月八日付けをもって次の者を全国農林漁業体験民宿業協会として指定したので、同条第二項の規定に基づき告示する。

平成七年五月十二日　農林水産大臣　大河原太一郎

名称	所在地
財団法人農林漁業体験協会	東京都千代田区永田町一丁目十一番三十号

○農林水産省告示第六百二十二号

漁港法（昭和二十五年法律第百三十七号）第五条第二項の規定に基づき、昭和五十八年六月七日農林水産省告示第八百五十一号（漁港を指定する等の件）の一部を次のように改正する。

平成七年五月十二日　農林水産大臣　大河原太一郎

区域の欄を次のように改める。

平良市字久貝野川三百八十二番に設置された標柱（イ点）から三百十六度千百十メートルの地点（ロ点）に引いた線（イ線）、ロ点から二百三十度四百メートルの地点（ハ点）に引いた線、ハ点から百五十度二千十メートルの地点（ニ点）に引いた線、ニ点から二百三十度二千五百六十四メートルの地点（ホ点）に引いた線、ホ点から百四十八度八百四十メートルの地点（へ点）に引いた線、同市字松原アラシ八百二十四番に設置された標柱（ト点）から百九十八度千二百メートルの地点（チ点）に引いた線（ロ線）、へ点からチ点に引いた線及び陸岸により囲まれた海面

水域の欄に規定するイ線、同欄に規定するロ線、同欄に規定するイ点から百八十三度五メートルの地点（リ点）に引いた線、リ点から百五十八度六百八十メートルの地点（ヌ点）に引いた線、ヌ点から八十三度四百五十メートルの地点（ル点）に引いた線、同欄に規定するト点からル点に引いた線及び水際線により囲まれた地域並びに水域内の島しょ。ただし、保安林を除く。

○農林水産省告示第六百二十三号

砂糖の価格安定等に関する法律（昭和四十年法律第百九号）第七条第一項及び砂糖の価格安定等に関する法律施行令（昭和四十年政令第二百八十二号）第十条の規定に基づき、粗糖の平均輸入価格を定めたので、同法第七条第二項の規定により当該平均輸入価格及びその適用期間を告示する。

平成七年五月十二日　農林水産大臣　大河原太一郎

平均輸入価格　一、〇〇〇キログラムにつき　三四、七四〇円

適用期間　平成七年五月十六日から五月三十一日まで

○農林水産省告示第六百二十四号

砂糖の価格安定に関する法律（昭和四十年法律第百九号）第十八条の二第一項の規定に基づき、同項の異性化糖標準価格を定めたので、同条第六項において準用する同法第七条第二項の規定により当該異性化糖標準価格及びその適用期間を告示する。

平成七年五月十二日　農林水産大臣　大河原太一郎

異性化糖標準価格　一、〇〇〇キログラムにつき　一二一、七二五円
うち消費税額分　三、五四五円

適用期間　平成七年五月十六日から五月三十一日まで

○農林水産省告示第六百二十五号

種苗法施行規則（昭和五十三年農林水産省令第十七号）第十条第一項の規定に基づき、種苗法（昭和二十二年法律第百十五号）第十条第一項の品種登録をすることが適当であると認める出願品種を次のとおり公表する。

平成七年五月十二日　農林水産大臣　大河原太一郎

1　農林水産植物の種類、出願品種の名称及び出願者の氏名又は名称

農林水産植物の種類	出願品種の名称	出願者の氏名又は名称
たばこ	じょうそうF56	日本たばこ産業株式会社
スイトピー	岡山農試ピー1号	岡山県
スイトピー	岡山農試ピー2号	岡山県
ガーベラ	キロー	株式会社ミヨシ
ガーベラ	メロン	株式会社ミヨシ
ガーベラ	ワイキキ	フローリスト　デ　クワッケル社
ガーベラ	ティンティー	フローリスト　デ　クワッケル社
きく	パッシオナール	フィデス　ベヘーア社
きく	ダーク　イエロー　ポアルディー	有限会社ジェー・アンド・エッチ・ジャパン
きく	ホワイト　ダイアモンド	有限会社ジェー・アンド・エッチ・ジャパン
きく	デラーノ	有限会社ジェー・アンド・エッチ・ジャパン
きく	ヨンバー	有限会社ジェー・アンド・エッチ・ジャパン
きく	ドナ	有限会社ジェー・アンド・エッチ・ジャパン
きく	ヨンダ	有限会社ジェー・アンド・エッチ・ジャパン
きく	リン	有限会社ジェー・アンド・エッチ・ジャパン
きく	キントレー	有限会社ジェー・アンド・エッチ・ジャパン
きく	ヨコル	有限会社ジェー・アンド・エッチ・ジャパン
きく	レッド　デラーノ	有限会社ジェー・アンド・エッチ・ジャパン
きく	ヨピン	有限会社ジェー・アンド・エッチ・ジャパン
きく	サンドロ	有限会社ジェー・アンド・エッチ・ジャパン
きく	岩の白露	岩田義明、岩田悟
きく	アイノーブル	岩田義明、岩田悟
ダイアンサス	ソネット　アン	中曽根和雄、株式会社ミヨシ
ダイアンサス	ソネット　アディ	中曽根和雄、株式会社ミヨシ
ダイアンサス	ソネット　マリア	中曽根和雄、株式会社ミヨシ
ダイアンサス	ソネットミスティ	中曽根和雄、株式会社ミヨシ
カンパニュラ	キーニング　ベル	株式会社ミヨシ
カンパニュラ	すずかぜ	株式会社ミヨシ
カンパニュラ	メイ　パープルマーチン	株式会社サカタのタネ
ゆり	アズラ	ヘブルデルス・フレッター・エン・デン・ジェー・エー・ハーン
ゆり	サルヂダナ	ヘブルデルス・フレッター・エン・デン・ジェー・エー・ハーン
ゆり	アトール	ヘブルデルス・フレッター・エン・デン・ジェー・エー・ハーン

㈡ 保安林として指定された目的　水源のかん養
㈢ 解除の理由　道路用地とするため
二㈠ 解除に係る保安林の所在場所　島根県邑智郡瑞穂町大字上田所二二〇三・二二〇三の六・二二〇三の一二・二二〇三の一一八・二三五六の一一（以上五筆について次の図に示す部分に限る。）、那賀郡弥栄村大字三里八一六七の二・八一六七の四・八一七四の二・八一九九から八二〇二まで・八二〇三の二（以上八筆について次の図に示す部分に限る。）、飯石郡吉田村大字吉田字杉戸三八六四の五（次の図に示す部分に限る。）
㈡ 保安林として指定された目的　水源のかん養
㈢ 解除の理由　林道用地とするため
三㈠ 解除に係る保安林の所在場所　島根県仁多郡仁多町大字高尾一九六七の一（次の図に示す部分に限る。）、大字三成一四一九の一（次の図に示す部分に限る。）
㈡ 保安林として指定された目的　水源のかん養
㈢ 解除の理由　農道用地とするため
四㈠ 解除に係る保安林の所在場所　島根県那賀郡三隅町大字河内一四一一の三
㈡ 保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
㈢ 解除の理由　送電施設用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を島根県庁及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第六百十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成七年五月十一日　農林水産大臣　大河原太一郎

一㈠ 解除に係る保安林の所在場所　島根県美濃郡匹見町大字紙祖イ二一五〇の一・イ二一五一の一・イ二一五一の三からイ二一五一の五まで（以上五筆について次の図に示す部分に限る。）
㈡ 保安林として指定された目的　水源のかん養
㈢ 解除の理由　道路用地とするため
二㈠ 解除に係る保安林の所在場所　島根県那賀郡弥栄村大字栃木一一五八の九から一一五八の一一まで、一一六〇の九、一一六〇の一三、一一六〇の一六、一一六〇の二二
㈡ 保安林として指定された目的　水源のかん養
㈢ 解除の理由　林道用地とするため
三㈠ 解除に係る保安林の所在場所　島根県仁多郡横田町大字小馬木字万歳一五二〇の一（次の図に示す部分に限る。）
㈡ 保安林として指定された目的　水源のかん養
㈢ 解除の理由　農道用地とするため
四㈠ 解除に係る保安林の所在場所　島根県仁多郡仁多町大字三成一五二四の六（国有林）
㈡ 保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
㈢ 解除の理由　道路用地とするため
五㈠ 解除に係る保安林の所在場所　島根県飯石郡赤来町大字畑田六一〇（国有林。次の図に示す部分に限る。）
㈡ 保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
㈢ 解除の理由　河川管理施設用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を島根県庁及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第六百十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成七年五月十一日　農林水産大臣　大河原太一郎

一㈠ 解除に係る保安林の所在場所　島根県能義郡広瀬町布部二八八六の一一から二八八六の一四まで（以上四筆国有林。）、二八八六の八から二八八六の一〇まで、鹿足郡柿木村大字椛谷字西平七八八の二二
㈡ 保安林として指定された目的　水源のかん養
㈢ 解除の理由　道路用地とするため
二㈠ 解除に係る保安林の所在場所　島根県那賀郡弥栄村大字栃木一一四六の五、一一四六の六
㈡ 保安林として指定された目的　水源のかん養
㈢ 解除の理由　農道用地とするため
三㈠ 解除に係る保安林の所在場所　島根県邑智郡石見町大字矢上六〇四五の一・六〇四五の二・六〇四五の四・六〇五五から六〇六一まで・六〇六二の三・六〇六三の一・六〇六三の二・六〇六四・六〇六五・六〇六七の一・六〇六九の一・六〇七二・六〇七三・六〇七四の二・六〇七七から六〇八七まで・六〇八八の一・六〇八八の二・六〇九一・六〇九七の一（以上三五筆について次の図に示す部分に限る。）
㈡ 保安林として指定された目的　水源のかん養
㈢ 解除の理由　林道用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を島根県庁及び石見町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第六百十七号

農薬取締法（昭和二十三年法律第八十二号）第二条第三項の規定により、平成七年三月十日付けをもって次の農薬を登録し、登録票を交付した。

平成七年五月十一日　農林水産大臣　大河原太一郎

内容省略（官報参照）

○農林水産省告示第六百十八号

農薬取締法（昭和二十三年法律第八十二号）第二条第三項の規定により、平成七年三月三十一日付けをもって次の農薬を登録し、登録票を交付した。

平成七年五月十一日　農林水産大臣　大河原太一郎

内容省略（官報参照）

○農林水産省告示第六百十九号

農薬取締法（昭和二十三年法律第八十二号）第二条第三項の規定により、次の農薬を再登録し、登録票を交付した。

平成七年五月十一日　農林水産大臣　大河原太一郎

内容省略（官報参照）

○農林水産省告示第六百二十号

植物防疫法施行規則（昭和二十五年農林省令第七十三号）別表一の一の項の規定に基づき、昭和四十八年五月二十四日農林省告示第千四十五号（植物防疫法施行規則別表一の一の項の南アフリカ共和国産のバレンシア種、ワシントンネーブル種、トマンゴ種及びプロテア種のスウイートオレンジ、レモン並びにグレープフルーツの生果実並びにスワジランド王国産のバレンシア種、ワシントンネーブル種、トマンゴ種及びプロテア種のスウイートオレンジ並びにグレープフルーツの生果実に係る農林大臣が定める基準を定める件）の一部を次のように改正する。

平成七年五月十二日　農林水産大臣　大河原太一郎

一中「行なわれる」を「行われる」に改める。

三中「生産地等における」を削り、同三の㈡中「行なわれた」を「行われた」に改め、同三に次のように加える。

㈣ ㈢の植物防疫官による消毒が実施されたことの確認は、南アフリカ共和国植物防疫機関と共同して、次により行うものとすること。

ア 南アフリカ共和国内の低温処理施設（以下「低温処理施設」という。）において消毒が行われる場合にあっては、当該施設において五の消毒が行われたことを確認すること。

イ 海上輸送中の冷蔵設備を有する船舶（以下「低温処理船舶」という。）において消毒が行われる場合にあっては、五の消毒が開始されたことを、輸出港においては当該消毒が終了されていることをそれぞれ確認すること。

四の本則中「生果実」を「低温処理施設において消毒を行う場合にあっては、生果実」に改め、本則を㈠とし、同四に次のように加える。

㈡ 低温処理船舶において消毒を行う場合にあっては、船舶の各船倉には南アフリカ共和国植物防疫機関による封印がなされていること。

五中「生産地等における」を削り、同五の㈠中「南アフリカ共和国内の消毒施設」を「低温処理施設又は低温処理船舶」に改め、同五の㈡を次のように改める。

㈡ 低温処理施設及び低温処理船舶は、あらか

平成七年五月十一日　農林水産大臣　大河原太一郎

一㈠　解除に係る保安林の所在場所　長崎県佐世保市戸ヶ倉町（国有林。次の図に示す部分に限る。）、北松浦郡世知原町上野原免字板山（国有林。次の図に示す部分に限る。）
㈡　保安林として指定された目的　水源のかん養
㈢　解除の理由　道路用地とするため
二㈠　解除に係る保安林の所在場所　長崎県島原市広高野町甲一〇五三の三、甲一〇九一の二、甲一〇九一の三、甲一一〇五の四
㈡　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
㈢　解除の理由　道路用地とするため
三㈠　解除に係る保安林の所在場所　長崎県南松浦郡富江町土取郷字椴島（国有林。次の図に示す部分に限る。）
㈡　保安林として指定された目的　風害の防備
㈢　解除の理由　漁港施設用地とするため
四㈠　解除に係る保安林の所在場所　長崎県南松浦郡富江町土取郷字椴島（国有林。次の図に示す部分に限る。）
㈡　保安林として指定された目的　潮害の防備
㈢　解除の理由　漁港施設用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を長崎県庁並びに佐世保市役所及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第六百八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成七年五月十一日　農林水産大臣　大河原太一郎

一　解除に係る保安林の所在場所　秋田県鹿角市尾去沢字尾去沢三の三・三の四・十和田末広字蛯ケ平八九・九〇の一・九〇の二（以上五筆について次の図に示す部分に限る。）
二　保安林として指定された目的　水源のかん養
三　解除の理由　道路用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を秋田県庁及び鹿角市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第六百九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成七年五月十一日　農林水産大臣　大河原太一郎

一㈠　解除に係る保安林の所在場所　山形県山形市大字上宝沢字薬木沢（国有林。次の図に示す部分に限る。）
㈡　保安林として指定された目的　水源のかん養
㈢　解除の理由　無線施設用地とするため
二㈠　解除に係る保安林の所在場所　山形県東田川郡櫛引町大字黒川字研沢（国有林。次の図に示す部分に限る。）
㈡　保安林として指定された目的　水源のかん養
㈢　解除の理由　排水路用地とするため
三㈠　解除に係る保安林の所在場所　山形県飽海郡遊佐町大字上蕨岡字城出三七の五、三八の二、四二の四、四二の六、七四の三
㈡　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
㈢　解除の理由　道路用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を山形県庁並びに山形市役所及び櫛引町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第六百十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成七年五月十一日　農林水産大臣　大河原太一郎

一㈠　解除に係る保安林の所在場所　広島県高田郡高宮町大字川根字藤ヶ谷一八六九の三、一八七一の二、一八七二の三、一八九〇の七、一八九三の二、字火ノ山二〇九七の二、字薬品二一〇八の三、二一〇八の四、二一九六・二二一〇・二二一三・字大谷二二二六・字西川二九〇五・字境ヶ谷三三〇〇の一・字三国山三二九三・三二九五・三二九六の二・三二九八の一（以上一〇筆について次の図に示す部分に限る。）
㈡　保安林として指定された目的　水源のかん養
㈢　解除の理由　送電施設用地とするため
二㈠　解除に係る保安林の所在場所　広島県竹原市新庄町字大木三九二の六（国有林）、世羅郡世羅町大字青山字大迫山五五の四、五八の三三
㈡　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
㈢　解除の理由　道路用地とするため
三㈠　解除に係る保安林の所在場所　広島県高田郡高宮町大字川根字中谷二四四二・字竹貞二七六四の一（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）
㈡　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
㈢　解除の理由　送電施設用地とするため
四㈠　解除に係る保安林の所在場所　広島県加茂郡河内町大字戸野字大原四一三〇の二
㈡　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
㈢　解除の理由　農道用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を広島県庁及び高宮町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第六百十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成七年五月十一日　農林水産大臣　大河原太一郎

一㈠　解除に係る保安林の所在場所　福井県勝山市北郷町東野八二字マムシロ一の一・一の二八一字トチノキ谷一の二（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）
㈡　保安林として指定された目的　水源のかん養
㈢　解除の理由　林道用地とするため
二㈠　解除に係る保安林の所在場所　福井県遠敷郡名田庄村井上一ッ谷（国有林。次の図に示す部分に限る。）・納田終一七九号骨谷一九の一（国有林。次の図に示す部分に限る。）
㈡　保安林として指定された目的　水源のかん養
㈢　解除の理由　無線施設用地とするため
三㈠　解除に係る保安林の所在場所　福井県南条郡今庄町合波四七字上野谷一五の三
㈡　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
㈢　解除の理由　送電施設用地とするため
四㈠　解除に係る保安林の所在場所　福井県大野市仏原仏原（国有林。次の図に示す部分に限る。）
㈡　保安林として指定された目的　なだれの危険の防止
㈢　解除の理由　道路用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を福井県庁並びに関係市役所及び名田庄村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第六百十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成七年五月十一日　農林水産大臣　大河原太一郎

一㈠　解除に係る保安林の所在場所　石川県羽咋郡押水町字御館外九字入会卯二の四から二の六まで
㈡　保安林として指定された目的　水源のかん養
㈢　解除の理由　道路用地とするため
二㈠　解除に係る保安林の所在場所　石川県小松市新保町子二の二（次の図に示す部分に限る。）
㈡　保安林として指定された目的　水源のかん養
㈢　解除の理由　林道用地とするため
三㈠　解除に係る保安林の所在場所　石川県鳳至郡門前町字北川壱一四の二（国有林）
㈡　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
㈢　解除の理由　道路用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を石川県庁及び小松市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第六百十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成七年五月十一日　農林水産大臣　大河原太一郎

一　解除に係る保安林の所在場所　石川県金沢市古郷町カ五の甲・五の乙（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、横谷町へ三の二
二　保安林として指定された目的　水源のかん養
三　解除の理由　送電線施設用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を石川県庁及び金沢市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第六百十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成七年五月十一日　農林水産大臣　大河原太一郎

一㈠　解除に係る保安林の所在場所　島根県那賀郡旭町大字都川二五四九の一六から二五四九の一八まで、二五五二の一一

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　指定理由の消滅

○農林水産省告示第六百号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成七年五月十一日　農林水産大臣　大河原太一郎

一㈠　解除に係る保安林の所在場所　愛媛県宇摩郡別子山村字成ル乙二二九三の五（国有林）、乙二二九三の三（次の図に示す部分に限る。）

㈡　保安林として指定された目的　水源のかん養

㈢　解除の理由　ダム事業用地とするため

二㈠　解除に係る保安林の所在場所　愛媛県伊予三島市富郷町津根山字イラクボ乙二一一の一三・乙二一一の一四（以上二筆国有林。）、字竹ノ向乙九九の三、乙九九の六、字下道乙一〇三の五、具定町字日之尾山乙六四の二二

㈡　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

㈢　解除の理由　道路用地とするため

三㈠　解除に係る保安林の所在場所　愛媛県伊予三島市富郷町津根山字耕地ノ下乙三五三の七（国有林）

㈡　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

㈢　解除の理由　ダム事業用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を愛媛県庁及び別子山村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第六百一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成七年五月十一日　農林水産大臣　大河原太一郎

一㈠　解除に係る保安林の所在場所　愛媛県上浮穴郡柳谷村大字西谷字横野八〇九〇の二、八〇九二の四

㈡　保安林として指定された目的　水源のかん養

㈢　解除の理由　道路用地とするため

二㈠　解除に係る保安林の所在場所　愛媛県西条市飯岡字北山一五二五の七、藤之石字清水己一四の四、南宇和郡城辺町緑甲四六三の五、甲四六八の一、甲四六八の二、甲四六八の四、甲四六九の二

㈡　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

㈢　解除の理由　道路用地とするため

三㈠　解除に係る保安林の所在場所　愛媛県西条市丸野字目ゴヤ五一〇七・字メゴヤ五一〇八の乙（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

㈡　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

㈢　解除の理由　林道用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を愛媛県庁及び西条市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第六百二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成七年五月十一日　農林水産大臣　大河原太一郎

一　解除に係る保安林の所在場所　愛媛県東宇和郡明浜町大字俵津一〇番耕地七二三の二から一〇番耕地七二三の五まで、一〇番耕地七二四の二、一〇番耕地七七三の二から一〇番耕地七七三の四まで、一〇番耕地七七四の二から一〇番耕地七七四の五まで、一〇番耕地七七四の八、一〇番耕地七七九の二、一〇番耕地七九四の二から一〇番耕地七九四の八まで

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　指定理由の消滅

○農林水産省告示第六百三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成七年五月十一日　農林水産大臣　大河原太一郎

一㈠　解除に係る保安林の所在場所　愛媛県上浮穴郡柳谷村大字西谷字中久保六九五五・六九五六・六九五八・七〇七四・七〇七六・七〇七八・七〇七九・七〇九七・七〇九八・七一〇〇から七一〇二まで・七一〇五（以上一三筆について次の図に示す部分に限る。）、北宇和郡津島町大字増穂字ナガタ丁五九八の一七四、丁五九八の一七六

㈡　保安林として指定された目的　水源のかん養

㈢　解除の理由　道路用地とするため

二㈠　解除に係る保安林の所在場所　愛媛県東予市大字楠字永納山（国有林。次の図に示す部分に限る）、今治市長沢字鳥越乙一二四の二、乙一二七の二、宇摩郡土居町大字浦山字モミノ木乙三七五（次の図に示す部分に限る。）

㈡　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

㈢　解除の理由　送電施設用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を愛媛県庁並びに東予市役所及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第六百四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成七年五月十一日　農林水産大臣　大河原太一郎

一㈠　解除に係る保安林の所在場所　愛媛県周桑郡丹原町大字臼坂丁一〇五三の八五・丁一〇五三の九二・丁一〇五三の九八・丁一〇五三の一〇〇・丁一〇五三の一一〇（以上五筆について次の図に示す部分に限る。）

㈡　保安林として指定された目的　水源のかん養

㈢　解除の理由　指定理由の消滅

二㈠　解除に係る保安林の所在場所　愛媛県西条市福武字金剛院谷乙五〇の三・乙五〇の四・乙五〇の六・大浜字蛇谷六四〇四の一・六四〇六の一・北宇和郡津島町岩松字勧作谷乙二六四の九（以上六筆について次の図に示す部分に限る。）、乙二六四の一八、乙二六六の三、字保木ノ上乙一七七の二、字土居ノ奥乙二〇八の一一、字六広ヶ乙二七〇の二、字梅之弧谷乙三四一の一九、乙三四四の四、字黒ヶ谷乙三五一の三、乙三五一の二、乙三六六の二、字宮ヶ谷乙三七七の三、乙三七九の四

㈡　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

㈢　解除の理由　指定理由の消滅

三㈠　解除に係る保安林の所在場所　愛媛県喜多郡長浜町大字柴乙二九一の二

㈡　保安林として指定された目的　土砂の崩壊の防備

㈢　解除の理由　指定理由の消滅

（「次の図」は、省略し、その図面を愛媛県庁並びに西条市役所及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第六百五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成七年五月十一日　農林水産大臣　大河原太一郎

一㈠　解除に係る保安林の所在場所　島根県鹿足郡日原町大字左鐙字高嶺戸谷（国有林。次の図に示す部分に限る。）

㈡　保安林として指定された目的　水源のかん養

㈢　解除の理由　林道用地とするため

二㈠　解除に係る保安林の所在場所　島根県飯石郡掛合町大字波多一八二〇の二、大字松笠二二六六の四から二二六六の六まで、二二六七の一七、二二六八の二、二二六八の四、二二六八の五、二二六九の二、二二七一の一七、二二七一の一八、二二七二の一二、二二七二の一三、二二七三の一一、二二七七の七、大字穴見七六四の五

㈡　保安林として指定された目的　水源のかん養

㈢　解除の理由　農道用地とするため

三㈠　解除に係る保安林の所在場所　島根県飯石郡頓原町大字花栗八四〇の一三

㈡　保安林として指定された目的　水源のかん養

㈢　解除の理由　公共施設用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を島根県庁及び日原町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第六百六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成七年五月十一日　農林水産大臣　大河原太一郎

一　解除に係る保安林の所在場所　長崎県諫早市本野町一四九五の三八、一五九六の一一、一五九六の一二、南松浦郡岐宿町川原郷字部河内三三五七の二

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　指定理由の消滅

○農林水産省告示第六百七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

ほうせんか	タウロ	農事組合法人早川園芸
ほうせんか	サヒタリオ	農事組合法人早川園芸
ほうせんか	キャペゴ	有限会社ジェー・アンド・エッチ・ジャパン
ほうせんか	キチ	有限会社ジェー・アンド・エッチ・ジャパン
ほうせんか	キニダ	有限会社ジェー・アンド・エッチ・ジャパン
ほうせんか	キナイ	有限会社ジェー・アンド・エッチ・ジャパン
ほうせんか	キキア	有限会社ジェー・アンド・エッチ・ジャパン
ほうせんか	キボラ	有限会社ジェー・アンド・エッチ・ジャパン
ほうせんか	インガ	有限会社ジェー・アンド・エッチ・ジャパン
ほうせんか	キベチ	有限会社ジェー・アンド・エッチ・ジャパン
ほうせんか	イキツ	有限会社ジェー・アンド・エッチ・ジャパン
ほうせんか	キルバ	有限会社ジェー・アンド・エッチ・ジャパン
ほうせんか	キマ	有限会社ジェー・アンド・エッチ・ジャパン
ほうせんか	マルベシア	有限会社ジェー・アンド・エッチ・ジャパン
しおん	ホワイト　バタフライ	K.ジャヒーン　ザーデン社、P.アカボーム
しおん	ピンク　バタフライ	K.ジャヒーン　ザーデン社、P.アカボーム
しおん	ブルー　バタフライ	K.ジャヒーン　ザーデン社、P.アカボーム
アルストロメリア	庄内（しょうない）あかねちゃ	小林金市
アルストロメリア	ミス庄内（しょうない）	小林金市
ゆり	ビドー	ヘフルデルス・フレッター・エン・ゾン・ジェー・エー・ハーン
ゆり	メディテラネー	ヘフルデルス・フレッター・エン・ゾン・ジェー・エー・ハーン
ゆり	ベルリン	ヘフルデルス・フレッター・エン・ゾン・ジェー・エー・ハーン
ゆり	ベザーロ	ヘフルデルス・フレッター・エン・ゾン・ジェー・エー・ハーン
ゆり	アカプルコ	ヘフルデルス・フレッター・エン・ゾン・ジェー・エー・ハーン
ゆり	キアンティ	ヘフルデルス・フレッター・エン・ゾン・ジェー・エー・ハーン
ゆり	ロンドン	ヘフルデルス・フレッター・エン・ゾン・ジェー・エー・ハーン
リカステ	ラシンフォニ　コウチャイ	岩瀬昭則
ばら	ベッタープラッシュ	ボール　ヘクメック
ばら	ラ　ビ　アン　ローズ	亀山肇
ばら	紅姫（べにひめ）	京成バラ園芸株式会社
ばら	夜曲（やきょく）	京成バラ園芸株式会社
ばら	正雪（しょうせつ）	京成バラ園芸株式会社
ばら	タノタックス	京成バラ園芸株式会社
ばら	インターゴル	京成バラ園芸株式会社
ばら	インターエルフ	京成バラ園芸株式会社
ばら	コルファンゴ	京成バラ園芸株式会社
ばら	コルマジン	京成バラ園芸株式会社
ばら	チボイシオ	第一園芸株式会社
ばら	チボスチカ	第一園芸株式会社
つつじ	結華	森崎正登

2　出願の年月日、出願品種の植物体の特性の概要、出願者の住所、出願者の氏名及び出願品種の育成の経過の概要

出願品種ごとの出願の年月日、出願品種の植物体の特性の概要、出願者の住所、出願品種の育成をした者の氏名及び出願品種の育成の経過の概要は、次のとおりである。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産省農蚕園芸局種苗課に備え置いて縦覧に供する。）

平成七年五月十一日　農林水産大臣　大河原太一郎

○農林水産省告示第五百九十六号

国有林野事業改善特別措置法施行令（昭和五十三年政令第二百八十三号）第五条の規定に基づき、平成三年農林水産省告示第六百四十五号（国有林野事業改善特別措置法施行令第五条の規定に基づき、農林水産大臣の指定する施設を定める件）の一部を次のように改正する。

平成七年五月十一日　農林水産大臣　大河原太一郎

次の二号を加える。

九　清里営林署

十　標津営林署

○農林水産省告示第五百九十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成七年五月十一日　農林水産大臣　大河原太一郎

一　保安林の所在場所　神奈川県津久井郡城山町久保沢三丁目一一〇八の一四（国有林）、一一〇八の二

二　保安林として指定された目的　土砂の崩壊の防備

三　解除の理由　指定理由の消滅

○農林水産省告示第五百九十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成七年五月十一日　農林水産大臣　大河原太一郎

一(一)　解除に係る保安林の所在場所　愛媛県南宇和郡一本松町大字正木字樺山（国有林。次の図に示す部分に限る。）、高知県宿毛市橋上町楠山字ホッキウ山（国有林。次の図に示す部分に限る。）

(二)　保安林として指定された目的　水源のかん養

(三)　解除の理由　公共施設用地とするため

二(一)　解除に係る保安林の所在場所　愛媛県南宇和郡一本松町大字正木字樺山（国有林。次の図に示す部分に限る。）、高知県宿毛市橋上町楠山字ホッキウ山（国有林。次の図に示す部分に限る。）

(二)　保安林として指定された目的　公衆の保健

(三)　解除の理由　公共施設用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を関係県庁並びに宿毛市役所及び一本松町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第五百九十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成七年五月十一日　農林水産大臣　大河原太一郎

一　解除に係る保安林の所在場所　愛媛県温泉郡中島町大字饒乙三〇〇、乙三五〇の一、乙三五〇の二、乙三五一の二、乙三五三の二

六四六〇、六四六四、六四六五、鎌貫字仙太平二四一六九（次の図に示す部分に限る。）、二二四一九六、枕崎市東鹿籠字中尾二二一六五、一二一六六の一から二二一六六の三まで、川辺郡川辺町上山田字陣ノ尾二六〇二の一、二六〇五、二六〇六、二六〇九、二六一五、字坂ノ下三六一八、字狸山谷三六七二の一

（二）指定の目的　土砂の崩壊の防備

（三）指定施業要件

1 立木伐採の方法

(1) 主伐は、択伐による。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、南薩地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

二（一）保安林の所在場所　鹿児島県鹿児島市岡之原町一六九一、一九一三の一、一九一三の二、一九二五の二、串木野市上名字山之神下三六四二の一、三六四二の二、三六四二の四（次の図に示す部分に限る。）、指宿市新西方字開平二二四六、二二四九の三、二二五〇の一、二二五〇の二、二二五一、二二五九の二、揖宿郡山川町利永字迫一四一五の三、一四一六の一、一四一六の三、字内屋敷一五八〇の一四、開聞町仙田字立山一六八〇の五、字十口一六八四の二、一六八四の三、日置郡東市来町長里字平松平三四〇〇の二、字西牟田二五四三四の五、五四三五、五四三九の一、市来町大里字鍋城原六一一二の一、郡山町東俣字前田六〇五の一、字井六ヶ字都四〇二二の四、四〇二一の六、四〇三二

（二）指定の目的　土砂の崩壊の防備

（三）指定施業要件

1 立木伐採の方法

(1) 主伐は、択伐による。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、南薩地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鹿児島県庁並びに関係市役所及び町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第五百九十号

肥料取締法（昭和二十五年法律第百二十七号）第十三条第一項の規定に基づき次のように生産業者又は輸入業者の氏名又は名称及び住所の変更に係る届出があったので、同法第十六条第二項の規定に基づき告示する。

平成七年五月二日　農林水産大臣　大河原太一郎

内容省略（官報参照）

○農林水産省告示第五百九十一号

肥料取締法（昭和二十五年法律第百二十七号）第十二条第二項の規定に基づき、平成七年四月七日付けをもって次のように肥料の登録の有効期間を更新したので、同法第十六条第一項の規定に基づき告示する。

平成七年五月二日　農林水産大臣　大河原太一郎

内容省略（官報参照）

○農林水産省告示第五百九十二号

肥料取締法（昭和二十五年法律第百二十七号）第七条の規定に基づき、平成七年四月十日付けをもって次のように肥料を登録したので、同法第十六条第一項の規定に基づき告示する。

平成七年五月二日　農林水産大臣　大河原太一郎

内容省略（官報参照）

○農林水産省告示第五百九十三号

農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和二十五年法律第百七十五号）第十九条の三第一項の規定に基づき外国製造業者に係る承認を行ったので、同条第四項の規定により告示する。

平成七年五月十日　農林水産大臣　大河原太一郎

一　外国製造業者の名称及び住所

ティンバーウエルド・マニュファクチャリング　アメリカ合衆国モンタナ州コロンバス市クラウ街九〇三番地

二　格付の表示を付することができる農林物資の種類

集成材

三　当該農林物資の製造を行う工場の名称及び所在地

ティンバーウエルド・マニュファクチャリング工場　アメリカ合衆国モンタナ州コロンバス市クラウ街九〇三番地

四　承認の年月日

平成七年四月七日

○農林水産省告示第五百九十四号

農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和二十五年法律第百七十五号）第十九条の三第三項の規定に基づき外国製造業者の認定を行ったので、同条第四項の規定により告示する。

平成七年五月十日　農林水産大臣　大河原太一郎

一　外国製造業者の名称及び住所

ティンバーウエルド・マニュファクチャリング　アメリカ合衆国モンタナ州コロンバス市クラウ街九〇三番地

二　格付の表示を付することができる農林物資の種類

集成材

三　当該農林物資の製造を行う工場の名称及び所在地

ティンバーウエルド・マニュファクチャリング工場　アメリカ合衆国モンタナ州コロンバス市クラウ街九〇三番地

四　認定の年月日

平成七年四月七日

○農林水産省告示第五百九十五号

種苗法施行規則（昭和五十三年農林水産省令第十七号）第十条第一項の規定に基づき、種苗法（昭和二十二年法律第百十五号）第十条第一項の品種登録をすることが適当であると認める出願品種を次のとおり公表する。

平成七年五月十日　農林水産大臣　大河原太一郎

1　農林水産植物の種類、出願品種の名称及び出願者の氏名又は名称

農林水産植物の種類	出願品種の名称	出願者の氏名又は名称
とうもろこし	スイートメモリー	北海道、ホクレン農業協同組合連合会
とうもろこし	Tos 12	北海道
茶	べにふうき	野菜・茶業試験場
いちご	あかしゃのみつこ	木下清和、木下美津子
いちご	ひまつり	学校法人東海大学
かんきつ	サザンイエロー	果樹農業試験場
かんきつ	サザンレッド	果樹農業試験場
かんきつ	天草	果樹農業試験場
びわ	田茂	谷川富保
ぶどう	シナノスマイル	返町静男
すもも	かがやき	宿沢正允
もも	ゆめしらね	川手敬司
きんぎょそう	ブライダルピンク	日本ケミテック株式会社
きんぎょそう	ナポレオンレッド	日本ケミテック株式会社
ストック	キャンシーズ　ピンク	内藤数夫
ガーベラ	テラキガット	第一園芸株式会社
ガーベラ	テラクララ	第一園芸株式会社
きく	北晴	宮野喜久夫
ほうせんか	カンセル	農事組合法人早川園芸
ほうせんか	エストレラ	農事組合法人早川園芸

○農林水産省告示第五百八十一号

植物防疫法施行規則（昭和二十五年農林省令第七十三号）別表一の四の項の規定に基づき、平成四年五月六日農林水産省告示第五百十八号（アメリカ合衆国から発送されるサマーグランド種、スプリングレッド種、ファイアブライト種、ファンタジア種、メイグランド種、メイグロ種、メイダイヤモンド種、メイファイア種及びレッドダイヤモンド種のネクタリンの生果実に係る農林水産大臣が定める基準を定める件）の一部を次のように改正する。

平成七年五月一日　農林水産大臣　大河原太一郎

一中「及びレッドダイヤモンド種」を「、レッドダイヤモンド種及びロイヤルジャイアント種」に改め、四の(二)中「は、未包装のままで行うこととし、」を「で」に改める。

○農林水産省告示第五百八十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成七年五月一日　農林水産大臣　大河原太一郎

一(一)　保安林の所在場所　神奈川県鎌倉市佐助二丁目七六九、七六九の二から七六九の四まで、逗子市沼間六丁目一一四八の一（次の図に示す部分に限る。）

(二)　指定の目的　土砂の流出の防備

(三)　指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐は、択伐による。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、神奈川地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

二(一)　保安林の所在場所　神奈川県三浦市三崎町小網代字東ノ台一五一五の二（次の図に示す部分に限る。）

(二)　指定の目的　土砂の崩壊の防備

(三)　指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐は、択伐による。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、神奈川地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を神奈川県庁及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第五百八十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成七年五月一日　農林水産大臣　大河原太一郎

一　解除に係る保安林の所在場所　三重県鳥羽市桃取町字清水三五二の三

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　指定理由の消滅

○農林水産省告示第五百八十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成七年五月一日　農林水産大臣　大河原太一郎

一　解除に係る保安林の所在場所　広島県福山市加茂町字北山三〇〇九の六、三〇〇九の四〇、三〇〇九の四三、三〇一〇の二、三〇一八の三

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　道路用地とするため

○農林水産省告示第五百八十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成七年五月一日　農林水産大臣　大河原太一郎

一(一)　解除に係る保安林の所在場所　広島県山県郡加計町加計字引明四四八・四五一（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

(二)　保安林として指定された目的　水源のかん養

(三)　解除の理由　林道用地とするため

二(一)　解除に係る保安林の所在場所　広島県福山市加茂町字北山三〇五六の五（国有林。次の図に示す部分に限る。）、三〇五六の八から三〇五六の一〇まで・三〇五六の一三（以上四筆国有林）、三〇五六の六、三〇五六の一二、三〇五六の一四、大竹市玖波町字大人原一二四の一・一三一・一三三の一・一三四の一・一三五・一三八の四・一四一の一・一四一の六（以上八筆について次の図に示す部分に限る。）、一三〇の三、一三三の五、一三四の二、一三七の五、一三八の二、一三八の六、一三八の七、一三八の九、一四〇の二、一四〇の六

(二)　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

(三)　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を広島県庁並びに関係市役所及び加計町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第五百八十六号

水産資源保護法（昭和二十六年法律第三百十三号）第十五条第一項及び第八項の規定に基づき、保護水面の区域及び管理者を次のように告示する。

平成七年五月二日　農林水産大臣　大河原太一郎

一　保護水面の区域

次に掲げる基点1、点ア、点イ、基点2を順次結んだ線と湖岸線（琵琶湖基準水位による。）によって囲まれた水面。

基点1　滋賀県近江八幡市牧町字准本一八八四番三地先の琵琶湖岸に保護水面の管理者（以下「管理者」という。）が建設した標柱の位置

基点2　滋賀県近江八幡市牧町字大和田一七四三番三地先の琵琶湖岸に管理者が建設した標柱の位置

点ア　滋賀県近江八幡市牧町字准本地先消波堤の西端の標識灯の位置

点イ　滋賀県近江八幡市牧町字大和田地先消波堤の東端の標識灯の位置

二　管理者　滋賀県知事

○農林水産省告示第五百八十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成七年五月二日　農林水産大臣　大河原太一郎

一　保安林の所在場所　佐賀県三養基郡基山町大字園部字岩坪一二二一、字本ヶ辻一二六〇の一、一二六一、字開田一七九八、字別所一九五二の一、一九五二の二、一九五三、神埼郡三瀬村大字杠字松尾八五、九五、九七、一〇一の二、一〇九の一

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、佐賀東部地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を佐賀県庁及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第五百八十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成七年五月二日　農林水産大臣　大河原太一郎

一　保安林の所在場所　鹿児島県姶良郡牧園町宿窪田字西瓜越九七五の八、九七五の四〇、九七五の四一、横川町中ノ字崩丸一八五八、字天神迫二一六八の一、二一六八の四、姶良町北山字牟田山三四六四の四五、三四六四の八一

二　指定の目的　土砂の崩壊の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、姶良地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県庁及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第五百八十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成七年五月二日　農林水産大臣　大河原太一郎

一(一)　保安林の所在場所　鹿児島県加世田市宮原字免喰二七〇四の一から二七〇四の三まで、字薄薮二八八六から二八八八まで（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）、内山田字市来六四五九の一から六四五九の三まで、

○厚生省
　通商産業省告示第一号

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（昭和四十八年法律第百十七号）第二条第四項の規定に基づき、次に名称を掲げる化学物質を指定化学物質として指定したので、同条第六項の規定に基づき、告示する。

平成七年五月二十三日

厚生大臣　井出　正一
通商産業大臣臨時代理
内閣総理大臣　村山　富市

通し番号	化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律第2条第4項の規定に基づき、指定化学物質として指定した化学物質の名称	整理番号
159	（4－エトキシフェノキシ）アセトアミド	(3)－4145
160	1，2－ジフェノキシエタン	(3)－4146
161	アクリル酸・エチル＝アクリラート共重合物、ナフテン酸及び銅塩（有機酸、無機酸）の反応生成物	(6)－1965
162	2－クロロ－1，1－ジメトキシエタン	(2)－3589
163	2－*tert*－ブチル－4－（4－クロロフェニル）－1－（1，2，4－トリアゾール－1－イル）－2－ブタノール	(5)－6229
164	4－アリルオキシ－1－ブタノール	(2)－3590
165	1，1－ビス（トリメトキシシリル）エタン及び1，2－ビス（トリメトキシシリル）エタンの混合物	(2)－3591
166	オクタデシル＝メタクリラート・2－（*N*－メチル－*N*－ペルフルオロオクチルスルホンアミド）エチル＝メタクリラート・1，1－ジクロロエチレン・テトラメチレン＝ジアクリラート共重合物	(6)－1966
167	ジブロモスチレン、トリブロモスチレン及びブロモスチレンの混合物	(3)－4147
168	*N*－ブチル－5－シアノ－4－メチルピリジン－2，3，6－トリオン＝（2－クロロ－4－ニトロフェニル）－3－ヒドラゾン	(5)－6230
169	1－ブロモ－3，4－ジフルオロベンゼン	(3)－4148
170	2－フェニルフェノールへのオキシラン付加物（n＝1～5）及びアクリル酸の反応生成物	(4)－1693
171	ジカリウム＝ジナトリウム＝4－アミノ－3，6－ビス［4′－（2，3－ジブロモプロピオンアミド）－1′－スルホナト－2′－フェニルアゾ］－5－ヒドロキシナフタレン－2，7－ジスルホナート、ジカリウム＝ジナトリウム＝4－アミノ－3－［4′－（2，3－ジブロモプロピオンアミド）－1′－スルホナト－2′－フェニルアゾ］－6－［4″－（2－ブロモアクリルアミド）－1″－スルホナト－2″－フェニルアゾ］－5－ヒドロキシナフタレン－2，7－ジスルホナート及びジカリウム＝ジナトリウム＝4－アミノ－6－［4′－（2，3－ジブロモプロピオンアミド）－1′－スルホナト－2′－フェニルアゾ］－3－［4″－（2－ブロモアクリルアミド）－1″－スルホナト－2″－フェニルアゾ］－5－ヒドロキシナフタレン－2，7－ジスルホナートの混合物	(4)－1694
172	4，5－ジクロロ－6－エチルピリミジン	(5)－6231
173	2－［2，3－ジメチル－4－（2－エトキシエチル）フェノキシ］エチルアミン	(3)－4149
174	3，3－（ジメトキシ）プロピオノニトリル	(2)－3592
175	*N*－ベンジル－2，3－ジクロロマレイミド	(5)－6232
176	2－［*N*－エチル－*N*－ペルフルオロアルキル（C＝1～8）スルホンアミド］エチル＝アクリラート	(2)－3593
177	6－メチルヘプチル＝3－（3，5－ジ－*tert*－ブチル－4－ヒドロキシフェニル）プロピオナート	(3)－4150
178	2－シクロヘキシル－2－プロパノール	(3)－4151
179	1－シクロヘキシル－1－メチルエチル＝2－エチルペルオキシヘキサノアート	(3)－4152
180	1－シクロヘキシル－1－メチルエチル＝2－エチル－2－メチルペルオキシヘプタノアート、1－シクロヘキシル－1－メチルエチル＝2，2－ジメチルペルオキシオクタノアート及び1－シクロヘキシル－1－メチルエチル＝2，2－ジエチルペルオキシヘキサノアートの混合物	(3)－4153
181	*N*，*N*－ジメチル（4－メトキシベンジル）アニリニウム＝4－アルキル（C＝9～16）ベンゼンスルホナート	(3)－4154
182	3，3，4，4，5，5，6，6，7，7，8，8，9，9，10，10，10－ヘプタデカフルオロ－1－デセン	(2)－3594

「(120)06B債第0572号　1,530,000円
(121)その他　1,000,000円」に改める。

三項の規定に基づき告示する。

平成七年五月十二日　　厚生大臣　井出　正一

名称	主たる事務所の所在地
あさひ銀総合システム株式会社	埼玉県浦和市針ヶ谷四丁目二番二十号

○厚生省告示第百九号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第三十六条第一項の規定に基づき、次の表の上欄に掲げる健康保険組合の名称を、同表の下欄に掲げる日をもって、同表の中欄に掲げる名称に変更することに係る規約の変更を認可したので、健康保険法施行令（大正十五年勅令第二百四十三号）第十五条第二項の規定により告示する。

平成七年五月二十四日　　厚生大臣　井出　正一

変更前の名称	変更後の名称	変更年月日
東亜合成化学工業健康保険組合	東亜合成健康保険組合	平成七年四月一日
福武書店健康保険組合	ベネッセグループ健康保険組合	平成七年四月一日

○厚生省告示第百十号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第三十六条第一項の規定に基づき、次の表の上欄に掲げる健康保険組合の従たる事務所を、同表の下欄に掲げる日をもって、同表の中欄に掲げる場所に設置することに係る規約の変更を認可したので、健康保険法施行令（大正十五年勅令第二百四十三号）第十五条第二項の規定により告示する。

平成七年五月二十四日　　厚生大臣　井出　正一

健康保険組合名	所在地	設置年月日
いすゞ自動車健康保険組合	神奈川県大和市下鶴間一丁目三番一号	平成七年四月一日

○厚生省告示第百十一号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第三十六条第一項の規定に基づき、次の表の上欄に掲げる健康保険組合の同表の中欄に掲げる場所における従たる事務所を、同表の下欄に掲げる日をもって廃止することに係る規約の変更を認可したので、健康保険法施行令（大正十五年勅令第二百四十三号）第十五条第二項の規定により告示する。

平成七年五月二十四日　　厚生大臣　井出　正一

健康保険組合名	所在地	廃止年月日
近藤紡績健康保険組合	滋賀県大津市相模町四番一号	平成七年四月一日

○厚生省告示第百十二号

次の表の第一欄に掲げる健康保険組合の事務所の所在地を、同表の第五欄に掲げる日をもって、同表の第四欄に掲げる所在地に変更することに係る規約の変更の届出を受理したので、健康保険法施行令（大正十五年勅令第二百四十三号）第十五条第二項の規定により告示する。

平成七年五月二十四日　　厚生大臣　井出　正一

健康保険組合名	事務所区分	変更前の所在地	変更後の所在地	変更年月日
常磐健康保険組合	主たる事務所	福島県いわき市常磐湯本町三函四十八番一号	福島県いわき市常磐湯本町辰ノ口一番地	平成七年四月一日

○厚生省告示第百十三号

薬事法施行規則(昭和三十六年厚生省令第一号)第十一条の四第一項の規定に基づき、昭和五十五年十二月厚生省告示第二百二十三号（薬事法施行規則第十一条の四第一項の規定に基づき、医薬品を指定する件）の一部を次のように改正し、平成七年六月一日から適用する。

平成七年五月二十六日　　厚生大臣　井出　正一

第一号中「第十四条の三第一項第一号」を「第十四条の四第一項第一号」に改める。

○厚生省告示第百十四号

健康保険法の規定による療養に要する費用の額の算定方法（平成六年三月厚生省告示第五十四号）に基づき、使用薬剤の購入価格（薬価基準）(平成六年三月厚生省告示第五十号）の一部を次のように改正する。

平成七年五月二十六日　　厚生大臣　井出　正一

別表第14部の次に第15部として次のように加える。

第15部　内用薬　(11)

品名	規格単位	薬価
		円
(お)		
オノンカプセル	112.5mg 1 カプセル	103.90
(か)		
ガスチーム	20,000単位 1 包	183.00
カルバン錠25	25mg 1 錠	35.20
カルバン錠50	50mg 1 錠	62.60
カルバン錠100	100mg 1 錠	111.10
(ふ)		
フェアストン錠40	40mg 1 錠	704.10
フェアストン錠60	60mg 1 錠	1,019.00
ブロナーゼMS	20,000単位 1 包	183.00

注射薬

品名	規格単位	薬価
		円
(い)		
イダマイシン注	5mg 1 瓶	18,880

外用薬

品名	規格単位	薬価
		円
(ひ)		
ヒアレイン0.1	0.1% 5ml 1 瓶	702.50
ヒアレインミニ0.1	0.1%0.4ml 1 個	23.10
ヒアレインミニ0.3	0.3%0.4ml 1 個	33.00

○厚生省告示第百十五号

健康保険法の規定による療養に要する費用の額の算定方法（平成六年三月厚生省告示第五十四号）に基づき、特定保険医療材料及びその購入価格（材料価格基準（平成六年三月厚生省告示第百十六号）の一部を次のように改正し、平成七年六月一日から適用する。

平成七年五月三十一日　　厚生大臣　井出　正一

第二項中

「(12)大腿骨ステム用ヘッド（アルミナセラミック・無処理）　150,000円
(13)大腿骨ステム用ヘッド（HDP・無処理）　50,000円
(14)大腿骨ステム（生体用合金・骨新生型）　620,000円
(15)大腿骨ステム（生体用合金・表面マクロ加工型）　560,000円
(16)大腿骨ステム（生体用合金・骨セメント結合型）　640,000円
(17)大腿骨ステム（生体用合金・HAコーティング型）　640,000円
(18)大腿骨ステム（生体用合金・無処理）　395,000円
(19)大腿骨ステム（ポリアセタール・表面マクロ加工型）　80,000円」

を

「(12)大腿骨ステム用ヘッド（ジルコニアセラミック・無処理）　165,000円
(13)大腿骨ステム用ヘッド（アルミナセラミック・無処理）　150,000円
(14)大腿骨ステム用ヘッド（HDP・無処理）　50,000円
(15)大腿骨ステム（生体用合金・骨新生型）　620,000円
(16)大腿骨ステム（生体用合金・表面マクロ加工型）　560,000円
(17)大腿骨ステム（生体用合金・骨セメント結合型）　640,000円
(18)大腿骨ステム（生体用合金・HAコーティング型）　640,000円
(19)大腿骨ステム（生体用合金・無処理）　395,000円
(20)大腿骨ステム（ポリアセタール・表面マクロ加工型）　80,000円」

に改め、

「(120)その他　1,000,000円」を

○厚生省告示第百四号

薬事法（昭和三十五年法律第百四十五号）第十四条の四第一項（同法第二十三条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、再評価を受けるべき医薬品の範囲を指定したので、同項及び同法第十四条の四第三項（同法第二十三条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、当該医薬品の範囲、提出すべき資料及びその提出期限を次のように告示する。

平成七年五月八日　　厚生大臣　井出　正一

一　医薬品の範囲

1　薬事法施行令（昭和三十六年政令第十一号）第一条の五第二号に規定する医療用医薬品のうち、別表第一に掲げるもの（薬事法第十四条の三第一項の規定により再審査を受けなければならない分量、用法、用量、効能、効果等のみを有するものを除く。）

2　一般用医薬品（薬事法施行令第一条の五第二号に規定する医療用医薬品以外の医薬品をいう。）のうち、別表第二に掲げるもの

二　提出すべき資料

再評価に係る医薬品の有効成分の種類、投与経路、剤型等に応じ、薬事法施行規則（昭和三十六年厚生省令第一号）第十八条の三第一項第一号に掲げる資料。ただし、医学薬学上公知であると認められる場合その他資料の添付を必要としない合理的理由がある場合においては、その資料を提出することを要しない。

三　提出期限

平成七年九月八日

別表第一

一　次の成分を有効成分として含有する単味剤

1　サルチル酸ナトリウムチオブロミン
2　テオサリシン（別名サリチル酸カルシウムテオブロミン）
3　エピネフリン及びその塩類（点眼剤を除く。）
4　塩酸シコチアミン
5　エノシタビン
6　カルモフール
7　シタラビン
8　チオイノシン
9　テガフール
10　ドキシフルリジン
11　フルオロウラシル
12　メトトレキサート
13　メルカプトプリン

二　次の成分を有効成分として含有する配合剤

1　一錠中アスピリン二五〇㎎及びアスコルビン酸二五㎎を含有する錠剤
2　一錠中アスピリン三三〇㎎及びダイアルミネート一五〇㎎を含有する錠剤
3　一錠中イソプロピルアンチピリン一五〇㎎、アリルイソプロピルアセチル尿素六〇㎎、フェナセチン二五〇㎎及びカフェイン五〇㎎を含有する錠剤
4　一錠中イソプロピルアンチピリン一五〇㎎、アリルイソプロピルアセチル尿素六〇㎎、フェナセチン二五〇㎎及び無水カフェイン五〇㎎を含有する錠剤
5　一錠中イソプロピルアンチピリン七五㎎、アリルイソプロピルアセチル尿素三〇㎎、フェナセチン一二五㎎及びカフェイン二五㎎を含有する錠剤
6　一錠中又は一カプセル中イソプロピルアンチピリン七五㎎、アリルイソプロピルアセチル尿素三〇㎎、フェナセチン一二五㎎及び無水カフェイン二五㎎を含有する錠剤又はカプセル剤
7　〇・六g中イソプロピルアンチピリン一五〇㎎、アリルイソプロピルアセチル尿素六〇㎎、フェナセチン二五〇㎎及びカフェイン五〇㎎を含有する末剤、散剤、細粒剤又は顆粒剤
8　〇・六g中イソプロピルアンチピリン一五〇㎎、アリルイソプロピルアセチル尿素六〇㎎、フェナセチン二五〇㎎及び無水カフェイン五〇㎎を含有する顆粒剤
9　一g中イソプロピルアンチピリン一五〇㎎、アリルイソプロピルアセチル尿素六〇㎎、フェナセチン二五〇㎎及び無水カフェイン五〇㎎を含有する顆粒剤
10　一g中シメトリド〇・八g及び無水カフェイン〇・〇二gを含有する顆粒剤
11　一錠中ニコチノイルアミノアンチピリン五〇㎎、エテンザミド五〇㎎、ブセチン五〇㎎及びカフェイン一二・五㎎を含有する錠剤
12　一g中ブセチン三〇〇㎎、エテンザミド三〇〇㎎、カフェイン五〇㎎及びジベンゾイルチアミン五〇㎎を含有する顆粒剤
13　一g中ブセチン三〇〇㎎、エテンザミド三〇〇㎎、カフェイン五〇㎎及びチアミンジスルフィド一〇㎎を含有する顆粒剤
14　一錠中アスピリンアルミニウム一五〇㎎、フェナセチン六五㎎、マレイン酸クロルフェニラミン一・二五㎎及びカフェイン二五㎎を含有する錠剤
15　一g中アスピリンアルミニウム三〇〇㎎、フェナセチン一三〇㎎、マレイン酸クロルフェニラミン二・五㎎及びカフェイン五〇㎎を含有する散剤
16　一g中サリチルアミド二七〇㎎、アセトアミノフェン一五〇㎎、マレイン酸クロルフェニラミン三㎎及び無水カフェイン三〇㎎を含有する散剤又は顆粒剤
17　一g中サリチルアミド四五㎎、アセトアミノフェン二五㎎、無水カフェイン五㎎及びマレイン酸クロルフェニラミン〇・五㎎を含有する顆粒剤
18　一㎖中サリチルアミド四五㎎、アセトアミノフェン二五㎎、マレイン酸クロルフェニラミン〇・五㎎及び無水カフェイン五㎎を含有するシロップ剤
19　一錠中サリチルアミド一三五㎎、アセトアミノフェン七五㎎、メチレンジサリチル酸プロメタジン六・七五㎎及び無水カフェイン三〇㎎を含有する錠剤
20　一g中サリチルアミド二七〇㎎、アセトアミノフェン一五〇㎎、メチレンジサリチル酸プロメタジン一三・五㎎及び無水カフェイン六〇㎎を含有する顆粒剤
21　一g中サリチルアミド四五㎎、アセトアミノフェン二五㎎、メチレンジサリチル酸プロメタジン二・二五㎎及び無水カフェイン一〇㎎を含有する顆粒剤
22　一錠中ストレプトキナーゼ一〇、〇〇〇単位及びストレプトドルナーゼ二、五〇〇単位を含有する錠剤又はバッカル剤
23　一カプセル中プロクターゼ一〇㎎及びパンクレアチン五〇㎎を含有するカプセル剤
24　二カプセル中又は一g中テガフール二〇〇㎎及びウラシル四四八㎎を含有するカプセル剤又は顆粒剤

別表第二

一　神経症に基づく諸症状の緩和を主たる目的とする内服用薬剤のうち、有効成分としてブロムワレリル尿素を含有する単味剤であって昭和五十四年三月一日以降に薬事法第十四条第一項の規定による承認を受けたもの

二　鎮痛又は解熱を主たる目的とする内服用薬剤及びかぜ症候群に基づく諸症状の緩和を主たる目的とする内服用薬剤のうち、有効成分としてイブプロフェンを含有するもの

○厚生省告示第百五号

平成元年四月厚生省告示第九十四号をもって告示した厚生年金基金令（昭和四十一年政令第三百二十四号）第二十九条第一項の規定に基づく指定法人昭和コンピュータシステム株式会社（平成四年九月二十一日付けであさひ銀情報システム株式会社に名称変更）は、同項第一号に掲げる要件に該当しなくなったため、同条第二項の規定に基づき平成七年四月一日付けで同株式会社に係る指定を取り消したので、同条第三項の規定に基づき告示する。

平成七年五月十二日　　厚生大臣　井出　正一

○厚生省告示第百六号

厚生年金基金令（昭和四十一年政令第三百二十四号）第二十九条第一項の規定に基づき、厚生年金基金がその業務の一部を委託できる法人として、平成七年四月一日付けで次のものを指定したので、同条第三項の規定に基づき告示する。

平成七年五月十二日　　厚生大臣　井出　正一

名称	主たる事務所の所在地
あさひ銀総合システム株式会社	埼玉県浦和市針ヶ谷四丁目二番二十号

○厚生省告示第百七号

平成三年四月厚生省告示第七十七号をもって告示した国民年金基金令（平成二年政令第三百四号）第二十条第一項の規定に基づく指定法人昭和コンピュータシステム株式会社（平成四年九月二十一日付けであさひ銀情報システム株式会社に名称変更）は、同項第一号に掲げる要件に該当しなくなったため、同条第二項の規定に基づき平成七年四月一日付けで同株式会社に係る指定を取り消したので、同条第三項の規定に基づき告示する。

平成七年五月十二日　　厚生大臣　井出　正一

○厚生省告示第百八号

国民年金基金令（平成二年政令第三百四号）第二十条第一項の規定に基づき、国民年金基金がその業務の一部を委託できる法人として、平成七年四月一日付けで次のものを指定したので、同条第

○文化庁告示第六号

著作権法施行規則（昭和四十五年文部省令第二十六号）第一条の二第四号及び第五号の著作権に関する講習を次のとおり実施するので同規則第二条第二項の規定に基づき告示する。

平成七年五月八日

文化庁長官　遠山　敦子

一　名称

平成七年度図書館等職員著作権実務講習会

二　目的

著作権法施行令（昭和四十五年政令第三百三十五号）第一条の三第一項に掲げる図書館その他の施設（以下「図書館等」という。）の職員に対し図書館等の実務に必要な著作権に関する知識を修得させる。

三　日時及び場所

(1)　東京会場

(ア)　日時　平成七年七月二十六日（水）（十時から十七時まで）、七月二十七日（木）（十時から十七時まで）及び七月二十八日（金）（十時から十七時まで）

(イ)　場所　東京大学経済学部別館第一教室（東京都文京区本郷七—三—一）

(2)　岡山会場

(ア)　日時　平成七年八月二十三日（水）（十時から十七時まで）、八月二十四日（木）（十時から十七時まで）及び八月二十五日（金）（十時から十七時まで）

(イ)　場所　岡山大学大学院自然科学研究科会議室（岡山市津島中三—一—一）

四　履習すべき科目

著作権法及び著作権実務演習

五　受講資格

(1)　大学又は高等専門学校を卒業した者で、図書館等に勤務するもの

(2)　高等学校を卒業した者又は高等専門学校第三学年を修了した者で、三年以上図書館事務又はこれに相当する事務に従事した経験を有し、かつ、図書館等に勤務するもの

(3)　司書となる資格を有する者、司書補となる資格を有する者で当該資格を得た後三年以上図書館事務に従事した経験を有するもの又は人事院規則で定める採用試験のうち、主として図書館学に関する知識、技術又はその他の能力を必要とする業務に従事することを職務とする官職を対象とするものに合格した者

(4)　前各号に掲げるもののほか、文化庁長官が受講を認めた者

六　受講者

文化庁において受講申込者のうちから東京会場は三百人、岡山会場は二百人の範囲内で選定し、平成七年六月三十日（金）までにその旨を通知した者

七　受講地

(1)　東京会場

原則として北海道地方、東北地方、関東地方又は中部地方（新潟県、山梨県、静岡県及び長野県）に居住する者

(2)　岡山会場

原則として中部地方（富山県、石川県、福井県、岐阜県及び愛知県）、近畿地方、中国地方、四国地方又は九州地方に居住する者

八　受講申込手続

(1)　申込期間

平成七年五月八日（月）から六月九日（金）まで

(2)　申込書

別記様式

(3)　申込方法

受講申込者は、申込書に返信用封筒（定形封筒に返信先を記入し八十円分の切手を貼付したもの、複数名の受講をまとめて申し込む場合は角型二号封筒に百九十円分の切手を貼付したもの）を添えて、文化庁文化部著作権課（東京都千代田区霞が関三—二—二　郵便番号一〇〇）に申し込むこと。

(4)　受講料

無料

九　受講修了者

受講成績が良好と認められた者

十　修了証書

受講修了者には修了証書を授与する。

別記様式（日本工業規格A4横型）

平成7年度図書館等職員著作権実務講習会申込書

ふりがな		生年月日	大正 昭和　年　月　日
氏　　名			
勤務先　名　　称			
勤務先　住　　所	〒		
勤務先　電話番号	（　　）　—　　（内線）		
受講資格（カッコ内の該当番号を○で囲むこと）	平成7年5月8日付け文化庁告示第6号第5項（(1)、(2)、(3)、(4)）に該当する。		
受講地（いずれかを○で囲むこと）	東　京　会　場　　　岡　山　会　場		
受講理由（受講資格が第5項(4)である者のみ記入）			

○文化庁告示第七号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第三十二条の三第一項の規定により、次の表に掲げる重要文化財について松井田町の管理団体の指定を解除する。

平成七年五月十七日

文化庁長官　遠山　敦子

名　称	員数	指　定　告　示	所　在　の　場　所
碓氷峠鉄道施設	一構	平成五年文部省告示第百六号 平成六年文部省告示第百五十二号	群馬県碓氷郡松井田町

名称	氏名	芸名・雅号	生年月日	住所
常磐津節浄瑠璃	明田　昭	常磐津一巴太夫	昭和五年十二月二十五日	滋賀県大津市追分町十四ノ十七
古典落語	小林　盛夫	柳家小さん	大正四年一月二日	東京都豊島区目白二ノ二十ノ九
工芸技術の部				
白磁	井上　萬二		昭和四年三月二十四日	佐賀県西松浦郡有田町西部丁三〇七
三彩	加藤　卓男		大正六年九月十二日	岐阜県多治見市市之倉町四ノ一一五
羅	北村　武資		昭和十年八月十八日	京都府京都市上京区一条通浄福寺東入南新在家町三三一
鍛金	奥山　喜	奥山　峰石	昭和十二年一月十六日	東京都北区西ケ原四ノ四十四ノ十二

（保持団体指定・認定）

上欄　重要無形文化財		下欄　重要無形文化財の保持団体		
名称	指定要件	名称	代表者	保持団体の所在地
工芸技術の部				
小鹿田焼	一　陶土は、小鹿田皿山で採取された原土を唐臼で粉砕し、手作業で水簸・乾燥させたものとし、単味で使用すること。 二　成形は、蹴轆轤により、大物作りは、底打ち、紐付、腰継ぎによること。 三　模様付けでは、伝承された刷毛目、飛び鉋、櫛目、指描き、打掛け、流掛け等の技法によること。 四　釉薬は、フラシ釉（透明釉）、地釉（飴釉）、セイジ（緑釉）、薄セイジ、黒釉、ドーケとし、原料は、木灰、藁灰、長石、鉄石、銅とし、調整は伝承された方法により、施釉は、生掛けを基本とすること。 五　窯焚き（焼成）は、伝承された登窯によること。 六　伝統的な小鹿田焼の作調等の特質を保持すること。	小鹿田焼技術保存会	黒木　力	大分県日田市田島二ノ六ノ一　日田市教育委員会内

○文部省告示第七十九号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第五十六条の三第四項の規定により、次の表の上欄に掲げる重要無形文化財能シテ方（昭和三十年文化財保護委員会告示第十八号）、重要無形文化財髹漆（昭和四十九年文部省告示第六十四号）、及び重要無形文化財竹工芸（昭和五十七年文部省告示第六十三号）について、同表の下欄に掲げる者を当該重要無形文化財の保持者として追加認定する。

平成七年五月三十一日　　文部大臣　与謝野　馨

上欄　重要無形文化財	下欄　重要無形文化財の保持者			
名称	氏名	芸名・雅号	生年月日	住所
芸能の部				
能シテ方	観世　夫	観世銕之亟	昭和六年一月六日	東京都世田谷区深沢五ノ十九ノ十二
工芸技術の部				
髹漆	塩多慶四郎		大正十五年一月十七日	石川県輪島市河井町一部一三一
竹工芸	前田　房次	二代　前田竹房斎	大正六年七月七日	大阪府堺市平井九八〇

2　願書の請求及び提出先
　文部省教育助成局教職員課

3　願書の受付期間
　平成七年六月十二日（月）から平成七年六月二十六日（月）まで（郵送の場合は六月二十六日消印のものまで受け付ける。）

六　その他
　受験手続等に関する照会は、文部省教育助成局教職員課（東京都千代田区霞が関三丁目二番二号　郵便番号一〇〇）あてに行うこと。

○文部省告示第七十五号
　教員資格認定試験規程（昭和四十八年文部省令第十七号）第五条第一項の規定により、平成七年度特殊教育教員資格認定試験（以下「認定試験」という。）を次のとおり実施することとし、同条第二項の規定に基づき告示する。
　平成七年五月二十九日
　　　　　　　　　文部大臣　与謝野　馨

一　認定試験の種目等

認定試験の種目	取得できる教育職員免許状の種類等	
養護訓練（視覚障害教育）	盲学校養護訓練教諭一種免許状	視覚障害教育
養護訓練（聴覚障害教育）	聾学校養護訓練教諭一種免許状	聴覚障害教育
養護訓練（肢体不自由教育）	養護学校養護訓練教諭一種免許状	肢体不自由教育

二　認定試験の実施機関
　筑波大学

三　認定試験の受験資格
　次のいずれかに該当する者で、大学、短期大学又は看護学校、保育専門学校、理療科教員養成施設等の教育機関において教育若しくは心身障害者の指導に関する一年以上の課程を修了したもの又は学校、医療保健施設、児童福祉施設等において二年以上心身障害者の指導に当たった経験を有するもの

1　大学（短期大学を除く。）を卒業した者
2　学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第五十六条の規定により大学に入学することができる者で、平成七年四月一日における年齢が満二十二歳以上のもの
3　大学入学資格検定規程（昭和二十六年文部省令第十三号）附則第四項の表の上欄各号に掲げる者

四　認定試験の施行期日及び場所
1　第一次試験
　(1)　期日　平成七年八月二十日（日）
　(2)　場所　筑波大学学校教育部（東京都文京区大塚三丁目二九番一号）
2　第二次試験
　(1)　期日　平成七年十月十五日（日）
　(2)　場所　筑波大学が定める場所

五　出願手続
1　出願書類
　認定試験を受験しようとする場合は、所定の受験願書（受験手数料として五千三百円の収入印紙（日本政府発行）をはること。）に履歴書、戸籍抄本又は住民票の写し、写真その他筑波大学が定める必要な書類を添えて提出すること。
2　願書の請求及び提出先
　筑波大学学校教育事務部業務課
3　願書の受付期間
　平成七年六月二十六日（月）から平成七年七月十日（月）まで（郵送の場合は七月十日消印のものまで受け付ける。）

六　その他
　受験手続等に関する照会は、筑波大学学校教育事務部業務課（東京都文京区大塚三丁目二九番一号　郵便番号一一二）あてに行うこと。

○文部省告示第七十六号
　文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第八十三条の七第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる文化財の保存技術を選定保存技術として選定し、及び同表の下欄に掲げる者を当該選定保存技術の保持者として認定する。
　平成七年五月三十一日
　　　　　　　　　文部大臣　与謝野　馨

上欄	下欄		
選定保存技術	選定保存技術の保存団体		
名称	氏名	生年月日	住所
表装建具製作	高田　三男	大正十五年一月三日	京都府京都市下京区高辻通柳馬場西入泉正寺町四五六
能楽小鼓（胴・革）製作修理	鈴木　理之	昭和十一年十一月七日	愛知県名古屋市千種区振甫町二一－七
烏梅製造	中西　喜祥	大正七年五月十二日	奈良県添上郡月ケ瀬村大字尾山二二六三
漆掻き用具製作	中畑　文利	昭和十八年一月二十四日	青森県三戸郡田子町大字田子字田子六四－二二

○文部省告示第七十七号
　文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第八十三条の七第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる文化財の保存技術を選定保存技術として選定し、及び同表の下欄に掲げる団体を当該選定保存技術の保存団体として認定する。
　平成七年五月三十一日
　　　　　　　　　文部大臣　与謝野　馨

上欄	下欄	
選定保存技術	選定保存技術の保存団体	
名称	団体の名称	住所
装潢修理技術	国宝修理装潢師連盟	京都府京都市下京区西中筋通花屋町下ル　株式会社　宇佐美松鶴堂内

○文部省告示第七十八号
　文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第五十六条の三第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる無形文化財を重要無形文化財に指定し、及び同条第二項の規定により、同表の下欄に掲げる者を当該重要無形文化財の保持者又は保持団体として認定する。
　平成七年五月三十一日
　　　　　　　　　文部大臣　与謝野　馨
（各個指定）

上欄	下欄			
重要無形文化財	重要無形文化財の保持者			
名称	氏名	芸名・雅号	生年月日	住所
芸能の部				
琵琶	永井　ハル	山崎　旭萃	明治三十九年三月五日	大阪府高槻市宮田町一ノ六ノ五

〔四級〕

程度　調理の基礎となる切り方・計量・食品の概量の目測ができる。基本的な調理法の要点等がわかる。

領　域	内　容
一、調理の基礎	（一）初歩的な包丁の使い方ができる。 （二）計量スプーン・計量カップで調味料等を正しく量ることができる。 （三）衛生的かつ、安全な態度がとれる。 （四）食品の概量がわかる。 （五）基本的な調理法の要点がわかる。 （六）栄養素とその働きがわかる。

○文部省告示第七十二号

教科書の発行に関する臨時措置法施行規則（昭和二十三年文部省令第十五号）第五条第二項の規定に基づき、平成七年度における教科書展示会の開始の時期及び期間を次のとおり指示する。

平成七年五月十八日

文部大臣　与謝野　馨

一　教科書展示会の開始の時期　平成七年六月二十九日

二　教科書展示会の期間　十日間

○文部省告示第七十三号

教員資格認定試験規程（昭和四十八年文部省令第十七号）第五条第一項の規定により、平成七年度小学校教員資格認定試験（以下「認定試験」という。）を次のとおり実施することとし、同条第二項の規定に基づき告示する。

平成七年五月二十九日

文部大臣　与謝野　馨

一　取得できる教育職員免許状の種類　小学校教諭二種免許状

二　認定試験の実施機関（以下「実施大学」という。）

横浜国立大学、静岡大学、岡山大学、熊本大学

三　認定試験の受験資格

次のいずれかに該当する者

1　大学に二年以上在学し、かつ、六十二単位以上を修得した者

2　学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第五十六条の規定により大学に入学することができる者で、平成七年四月一日における年齢が満二十歳以上のもの

四　認定試験の施行期日及び場所

1　第一次試験

(1)　期日　平成七年九月九日（土）及び平成七年九月十日（日）

(2)　場所　実施大学（横浜国立大学、静岡大学、岡山大学、熊本大学）及び宮城教育大学

2　第二次試験

(1)　期日　平成七年十月中旬において実施大学の定める日

(2)　場所　実施大学の定める場所

3　指導の実践に関する事項に係る試験

(1)　期日　平成七年十一月中旬から下旬までの間において実施大学の定める日

(2)　場所　実施大学の定める場所

五　出願手続

1　出願書類

認定試験を受験しようとする場合は、所定の受験願書（受験手数料として五千三百円の収入印紙（日本政府発行）をはること。）に履歴書、戸籍抄本又は住民票の写し、写真その他実施大学が定める必要な書類を添えて提出すること。

2　願書の請求及び提出先

受験を希望する実施大学の担当係

3　願書の受付期間

平成七年七月三日（月）から平成七年七月十七日（月）まで（郵送によるものとし、七月十七日消印のものまで受け付ける。）

六　その他

受験手続等に関する照会は、次に掲げる実施大学の担当係あてに行うこと。

横浜国立大学教育学部教務第一係

（神奈川県横浜市保土ケ谷区常盤台一五六　郵便番号二四〇）

静岡大学教育学部教務係

（静岡県静岡市大谷八三六　郵便番号四二二）

岡山大学教育学部学生係

（岡山県岡山市津島中三丁目一番一号　郵便番号七〇〇）

熊本大学教育学部教務係

（熊本県熊本市黒髪二丁目四〇番一号　郵便番号八六〇）

○文部省告示第七十四号

教員資格認定試験規程（昭和四十八年文部省令第十七号）第五条第一項の規定により、平成七年度高等学校教員資格認定試験（以下「認定試験」という。）を次のとおり実施することとし、同条第二項の規定に基づき告示する。

平成七年五月二十九日

文部大臣　与謝野　馨

一　認定試験の種目等

認定試験の種目	取得できる教育職員免許状の種類等	
看　護	高等学校教諭一種免許状	看　護
柔　道	高等学校教諭一種免許状	柔　道
剣　道	高等学校教諭一種免許状	剣　道
情報技術	高等学校教諭一種免許状	情報技術
建　築	高等学校教諭一種免許状	建　築
デザイン	高等学校教諭一種免許状	デザイン
情報処理	高等学校教諭一種免許状	情報処理

二　認定試験の実施機関

文部省

三　認定試験の受験資格

1　看護の種目に係る認定試験にあっては、次の各項目のいずれかに該当する者で、保健婦助産婦看護婦法（昭和二十三年法律第二百三号）第七条の規定により看護婦の免許を受けているもの（同法第五十三条第一項に該当するものを含む。）

(1)　大学（短期大学を除く。）を卒業した者

(2)　学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第五十六条の規定により大学に入学することができる者で、平成七年四月一日における年齢が満二十二歳以上のもの

2　柔道、剣道、情報技術、建築、デザイン及び情報処理の種目に係る認定試験にあっては、次の各項目のいずれかに該当する者

(1)　大学（短期大学を除く。）を卒業した者

(2)　学校教育法第五十六条の規定により大学に入学することができる者で、平成七年四月一日における年齢が満二十二歳以上のもの

(3)　大学入学資格検定規程（昭和二十六年文部省令第十三号）附則第四項の表の上欄各号に掲げる者

四　認定試験の施行期日及び場所

1　第一次試験

(1)　期日　平成七年九月十日（日）

(2)　場所　宮城教育大学（宮城県仙台市青葉区荒巻字青葉）

東京学芸大学（東京都小金井市貫井北町四丁目一番一号）

岡山大学教育学部（岡山県岡山市津島中三丁目一番一号）

熊本大学教育学部（熊本県熊本市黒髪二丁目四〇番一号）

2　第二次試験

(1)　期日　平成七年十月二十九日（日）

(2)　場所　東京学芸大学（東京都小金井市貫井北町四丁目一番一号）

五　出願手続

1　出願書類

認定試験を受験しようとする場合は、所定の受験願書（受験手数料として五千三百円の収入印紙（日本政府発行）をはること。）に履歴書、戸籍抄本又は住民票の写し、写真その他必要な書類を添えて提出すること。

領域	内容
	(三) えり作りが適切にできる。 (四) ポケット作り・付け方が適切にできる。 (五) 明きの始末が適切にできる。 (六) 肩・わきの縫い方・すその始末が適切にできる。 (七) えり付け・縫い代の始末が適切にできる。 (八) そでぐりの縫い方・始末が適切にできる。 (九) 糸始末ができ、アイロンかけが正しくできる。 (十) かぎホックを正しく付けることができる。
三　理論	(一) 服飾美とその要素、個性・流行とデザインについての知識をもっている。 (二) 子ども服の製作に関する一般的な知識を持っている。

〔三級〕

程度　創造性のあるデザインで縫製の基礎基本的な知識・技術を発展させ、材料に適した縫い方を正しく理解しエプロンを製作することができる。

領域	内容
一　デザインの構成技術	(一) 創意工夫ができ、服飾品の配色・配置が適切にできる。 (二) 曲線の扱いがよく、機能的に構成することができる。 (三) エプロン・ポケット口の最小寸法が理解できる。
二　製作技術	エプロンが基準にそって時間内にできる。 (一) 材料が適切で、布目・表裏の見分けができ、正しい縫い代を付けて裁断することができる。 (二) 布地に適したミシンの針目で、服飾・曲線・直線を正しく縫うことができる。 (三) ポケットの作り方・付け方が正しくできる。 (四) ひもの作り方・付け方が正しくできる。 (五) ボタン付けが正しくできる。 (六) 糸始末ができ、アイロンかけが正しくできる。
三　理論	(一) デザイン・色彩について基礎的な知識を持っている。 (二) 縫製に必要な基礎基本的な知識を持っている。

〔四級〕

程度　縫製の基礎となるミシン縫い・手縫い等の基本的な知識・技術を持ち、基礎縫いができる。

領域	内容
一　縫製の基礎技術	基礎縫いが基準にそって時間内にできる。 (一) 布目の見分けができ、幅をそろえて正しく折ることができる。 (二) 針目の大きさ、糸調子の調整ができ、ミシン縫いが正しくできる。 (三) なみ縫い・まつり縫い・半返し縫い・ボタン付け等の手縫いが正しくできる。 (四) 糸始末ができ、アイロンかけが正しくできる。

(二)　全国高等学校家庭科食物調理技術検定

〔一級〕

程度　高度な技術が調理に応用でき、課題に応じた献立作成及び調理ができる。

領域	内容
一、献立作成	(一) 献立表が正しく記入できる。
二、調理技術	(一) 課題に応じた供応食、行事食等の調理が時間内にできる。 (二) 指定調理が正しくできる。 (三) 材料の特徴を生かした調理ができる。 (四) おいしく食べられる状態に調理ができる。 (五) 衛生的・能率的かつ、安全に調理ができる。 (六) 適切な美しい盛り付け、配膳ができる。
三、理論	(一) 栄養全般についての知識を理解し、状態・時期に応じた献立ができる。 (二) 新しい食品や調理機器を導入し、活用できる。

〔二級〕

程度　食品の栄養的特徴を理解して、課題に応じた日常食の献立作成及び調理ができる。

領域	内容
一、献立作成	(一) 献立表が正しく記入できる。
二、調理技術	(一) 課題に応じた日常食の調理が時間内にできる。 (二) 材料の特徴を生かした調理ができる。 (三) おいしく食べられる状態に調理ができる。 (四) 衛生的・能率的かつ、安全に調理ができる。 (五) 適切な盛り付けができる。
三、理論	(一) 栄養素の消化吸収と代謝を理解している。 (二) 食品加工・食品衛生について理解し、調理に応用できる。 (三) 調理の基本をふまえ、日常食の献立・調理ができる。

〔三級〕

程度　食品の調理上の性質を理解し、日常食の調理ができる。献立作成の基礎となる事柄や各種調理法の特徴・要点が理解できる。

領域	内容
一、調理技術	(一) 基本的な日常の調理が時間内にできる。 (二) おいしく食べられる状態に調理ができる。 (三) 衛生的・能率的かつ、安全に調理ができる。 (四) 適切な盛り付けができる。
二、食品の目測	(一) 高校生の一日の食品群別摂取量のめやすがわかる。
三、理論	(一) 日常の食生活に関わる基礎的な知識を理解している。 (二) 調理に関する知識・技術をもっている。

一　技能審査の名称
(一)　全国高等学校家庭科被服製作技術検定
(二)　全国高等学校家庭科食物調理技術検定
二　技能審査を行う法人の名称　財団法人全国高等学校家庭科教育振興会
三　代表者　星野　良雄
四　事務所の所在地　東京都千代田区富士見一丁目五番六号
五　認定の有効期間　平成七年四月五日から平成十年四月四日まで
六　審査基準
(一)　全国高等学校家庭科被服製作技術検定
〔一級　和服〕
程度　和服についての基礎基本的な知識・技術を理解し、ひとえ羽織に適した縫製で製作することができる。

領域	内容
一　製作技術	ひとえ羽織が基準にそって時間内にできる。 (一)　柄合わせができ、布を正しく裁つことができる。 (二)　しるし付けが正確にでき、寸法表のとおりに仕立てることができる。 (三)　左右のそで作りが適切にできる。 (四)　背縫い・肩すべり付けが適切にできる。 (五)　まちが正しく付き、始末が適切にできる。 (六)　すそのくけ方が適切にできる。 (七)　ちの作り方、付け方が適切にできる。 (八)　えり付け・えりくけが適切にできる。 (九)　そでが正しく付き、振り・肩すべりの始末が適切にできる。 (十)　糸始末ができアイロンかけが、正しくできる。 (十一)　正しくたたむことができる。
二　理論	(一)　衣生活の充実向上に関する知識を持っている。 (二)　和服の着装・マナーの知識を持っている。 (三)　ひとえ長着の製作に関する一般的な知識を持っている。

〔一級　洋服〕
程度　高度な技術を縫製に応用でき、総裏ジャケットの製作をすることができる。

領域	内容
一　デザインの構成技術	(一)　洋服に関するデザインの一般的な知識を持ち、デザインすることができる。 (二)　洋服に関する高度な構成能力を持ち、型紙を製作することができる。
二　製作技術	総裏ジャケットが基準にそって時間内にできる。 (一)　布目・表裏の見分けができ、適切な縫い代を付けて裁断することができる。 (二)　そで・えり・ポケットを適切に作ることができる。 (三)　表裏の切り替え・背縫い・ダーツ縫いが適切にできる。 (四)　ポケットの付け方が適切にできる。 (五)　表裏・見返しの肩合わせが適切にできる。 (六)　前端・えりぐりの縫い方が適切にできる。 (七)　見返し奥の裏布の付け方が適切にできる。 (八)　肩・わきの縫い方・すその始末が適切にできる。 (九)　そでの付け方・始末が適切にできる。 (十)　糸始末ができ、アイロンかけが正しくできる。 (十一)　ボタンホール・ボタン付けが適切にできる。 (十二)　ブラウス・スカート等の調和がよく、着装が着用者の体型に適している。
三　理論	(一)　被服管理の適切な知識を持っている。 (二)　洋服の着装・マナーの知識を持っている。 (三)　総裏ジャケットの製作に関する一般的な知識を持っている。

〔二級　和服〕
程度　和服についての基礎基本的な知識・技術を理解し、ひとえ長着に適した縫製で製作することができる。

領域	内容
一　製作技術	ひとえ長着が基準にそって時間内にできる。 (一)　柄合わせができ、布を正しく裁つことができる。 (二)　しるし付けが正確にでき、寸法表のとおりに仕立てることができる。 (三)　左右のそで作り、背縫い、肩当付けが適切にできる。 (四)　わき縫い・始末が適切にできる。 (五)　えり下くけ・おくみ付けと始末が適切にできる。 (六)　つま先・すそくけが適切にできる。 (七)　えり付け・えりくけが適切にできる。 (八)　そで付け・振りの始末が適切にできる。 (九)　糸始末ができアイロンかけが正しくできる。 (十)　正しくたたむことができる。
二　理論	(一)　日常着についての素材の種類・性能の知識を持っている。 (二)　ひとえ長着の製作に関する一般的な知識を持っている。

〔二級　洋服〕
程度　洋服の構成技術と子ども服に適したデザインの知識を持ち、製作することができる。

領域	内容
一　デザインの構成技術	(一)　デザインの構成がよく、創意工夫することができる。 (二)　デザインを理解し型紙を製作することができる。
二　製作技術	子ども服が基準にそって時間内にできる。 (一)　布目・表裏の見分けができ、正しい縫い代を付けて裁断することができる。 (二)　服飾・切り替えの縫い方が適切にできる。

別表一（用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４）
（試験認定受験願書）

受　験　願　書

収入印紙

年　月　日

文　部　大　臣　殿

ふりがな
氏　　名　　　　　㊞

年　月　日生

本　籍（県名）
住　所　　　　　（何某方）

下記により博物館法施行規則による学芸員の試験認定を受けたいので必要な書類を添えてお願いします。

受験する場所	東京	受験する科目	博物館学	教育原理	社会教育概論	視聴覚教育	文化史	美術史	考古学	民俗学	自然科学史	物理	化学	生物学	地学

試験の免除を受けたい試験科目名

㈲　1　受験科目欄の該当欄を○印で囲むこと。
　　2　受験者は、収入印紙の消印を押さないこと。

別表二（用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４）
（無試験認定受験願書）

受　験　願　書

収入印紙

年　月　日

文　部　大　臣　殿

ふりがな
氏　　名　　　　　㊞

年　月　日生

本　籍
住　所　　　　　（何某方）

下記により博物館法施行規則の規定による学芸員の無試験認定を受けたいので必要な書類を添えてお願いします。

受験資格　博物館法施行規則第９条　第１号　第２号　第３号　第４号に該当

㈲　1　受験資格中の該当号数を○印で囲むこと。
　　2　受験者は、収入印紙の消印を押さないこと。

別表三（用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４）

履　歴　書

（ふりがな）	性　別	男　女
氏　名	生年月日	年　月　日生
	技能・免許状その他資格	取得　年　月　日
本籍（県名）		
住　所		

学　歴		
学　校　名	修　業　期　間	卒　業（修業）（中退）

職　歴				身の上に関する事項
年　月　日	所属官庁（会社）名	職　名	備　考	身体上の故障 その他

（備考）　別表三の履歴書の「職歴」欄の記入に当たっては、博物館、博物館相当施設等における職務内容及び経験年数を「備考」欄に記入すること。

別表四（用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４）

受　験　資　格　認　定　申　請　書

年　月　日

文　部　大　臣　殿

ふりがな
氏　　名　　　　　㊞

年　月　日生

本　籍（県名）
住　所　　　　　（何某方）

下記により、学芸員の受験資格の認定を受けたいので、必要な書類を添えて申請します。

記

受験資格　　1試験認定　　2無試験認定

㈲　受験資格の認定を希望する項を○印で囲むこと。

添付書類
1　履歴書（別表三の様式により作成したもの）
2　学芸員補の職又はこれに相当する職の在職年数、職務内容を証明する書類
3　博物館に関する経験年数及び職務内容を証明する書類
4　教育職員の職としてあったその在職年数及びその職務内容を証明する書類
5　その他参考となる資料

○文部省告示第七十一号

技能審査の認定に関する規則（昭和四十二年文部省告示第二百三十七号）第一条第一項の規定に基づく次の技能審査を平成七年四月五日付けで認定したので、同規則第四条の規定に基づき告示する。

平成七年五月二日　　　　文部大臣　与謝野　馨

小学校教員養成機関

	設置者名	機関名	学科等名	免許状の種類	修業年限	入学定員	指定期間
1	学校法人大谷学園	横浜高等教育専門学校	専門課程児童科初等課程	小学校教諭二種免許状	2年	50人	平成7年度から平成11年度までの入学者が卒業するまで
2	学校法人麻生学園	福岡教員養成所	教育社会福祉専門課程児童教育科初等教育課程	小学校教諭二種免許状	2年	40人	平成7年度から平成11年度までの入学者が卒業するまで

中学校教員養成機関

	設置者名	機関名	学科等名	免許状の種類（免許教科）	修業年限	入学定員	指定期間
1	学校法人大沼学園	国際音楽学校	中学校音楽教諭養成科	中学校教諭二種免許状（音楽）	2年	30人	平成7年度から平成11年度までの入学者が卒業するまで

○文部省告示第七十号

博物館法施行規則（昭和三十年文部省令第二十四号）第四条第一項の規定により、平成七年度における学芸員の資格認定を次のとおり実施するので、同条第二項の規定に基づき告示する。

平成七年五月二日

文部大臣　与謝野　馨

一　認定の種別

試験認定及び無試験認定

二　受験資格

(一)　試験認定の場合

ア　学士の学位を有する者

イ　大学に二年以上在学し、六十二単位以上を修得した者で三年以上学芸員補の職（学芸員補に相当する職又はこれと同等以上の職として文部大臣が指定するものを含む。以下同じ。）にあった者

ウ　教育職員の普通免許状を有し、五年以上教育職員の職にあった者

エ　六年以上学芸員補の職にあった者

オ　その他文部大臣が前各号に掲げる者と同等以上の資格を有すると認めた者

(二)　無試験認定の場合

ア　学位規則（昭和二十八年文部省令第九号）による修士又は博士の学位を有する者

イ　大学において博物館に関する科目に関し二年以上教授、助教授又は講師の職にあった者

ウ　十年以上学芸員補の職にあった者で都道府県の教育委員会の推薦する者

エ　その他文部大臣が前各号に掲げる者と同等以上の資格を有すると認めた者

三　認定方法

(一)　試験認定の場合

ア　日時

平成七年十一月十五日（水）及び平成七年十一月十六日（木）　時刻は、受験票を送付する際通知する。

イ　場所

国立教育会館社会教育研修所（東京都台東区上野公園十二の四十三）

ウ　科目及び方法

試験科目		試験の方法	備考
必須科目	博物館学	筆記及び口述	
	教育原理	筆記	
	社会教育概論	筆記	
	視聴覚教育	筆記	
選択科目	文化史	筆記	上記科目のうちから二科目を選択すること
	美術史	筆記	
	考古学	筆記	
	民俗学	筆記	
	自然科学史	筆記	
	物理	筆記	
	化学	筆記	
	生物学	筆記	
	地学	筆記	

なお、試験認定は、二年度以上にわたり、それぞれ一以上の試験科目について受けることができる。

(二)　無試験認定の場合

受験者について、文部大臣が博物館に関する学識及び業績を書類により審査するものとする。

四　合格者の発表

平成八年二月に官報に掲載するとともに本人に通知する。

五　受験手続

(一)　書類の提出先

受験者の住所の存する都道府県の教育委員会。ただし、大学又は国立の博物館に勤務する職員にあっては、当該勤務する大学又は国立の博物館の長

(二)　出願書類

ア　受験願書（試験認定を受ける者にあっては、別表一の様式の受験願書に、受験する科目一科目につき千二百円の収入印紙、無試験認定を受ける者にあっては、別表二の様式の受験願書に三千六百円の収入印紙をはったもの）

イ　受験資格を証明する書類

ウ　履歴書（別表三の様式によるもの）

エ　住民票の写し（出願前六か月以内に交付をうけたもの）

オ　写真（出願前一年以内に脱帽して撮影した手札形の写真を葉書大の厚紙にはり付け、裏面に本籍、住所、氏名（振り仮名を付ける）及び生年月日を記載したもの）

カ　試験認定を出願する者で、試験科目の免除を願い出る者については、その免除を受ける資格を証明する書類

キ　無試験認定を出願する者については、博物館に関する学識及び業績を明示する書類及び資料

(三)　受付期間

平成七年五月十五日（月）から平成七年八月四日（金）までの間で(一)に定める提出先で受け付ける。

六　受験資格認定

試験認定を出願する者で受験資格オによる者、及び無試験認定を出願する者で受験資格エによる者については、別表四の様式による受験資格認定申請書を、平成七年六月二十三日(金)までに文部省生涯学習局社会教育課（東京都千代田区霞ケ関三の二の二）に提出し、受験資格の認定を受けること。

幼稚園教諭養成機関

	設置者名	機関名	学科等名	免許状の種類	修業年限	入学定員	指定期間
1	香川県	香川県立保育専門学院		幼稚園教諭二種免許状	2年	50人	平成7年度から平成11年度までの入学者が卒業するまで
2	学校法人野又学園	函館医療保育専門学校	専門課程保育科	幼稚園教諭二種免許状	2年	100人	平成7年度から平成11年度までの入学者が卒業するまで
3	学校法人北海道学院	釧路専門学校	幼児教育科	幼稚園教諭二種免許状	2年	50人	平成7年度から平成11年度までの入学者が卒業するまで
4	学校法人東奥学園	東奥保育・福祉専門学院	保母・幼稚園教員養成専門課程保育科	幼稚園教諭二種免許状	2年	50人	平成7年度から平成11年度までの入学者が卒業するまで
5	学校法人北上学園	専修大学北上福祉教育専門学校	教育・社会福祉専門課程保育科	幼稚園教諭二種免許状	2年	50人	平成7年度から平成11年度までの入学者が卒業するまで
6	学校法人堀越学園	高崎保育専門学校	幼稚園教諭保母養成専門課程幼稚園教諭保母養成科	幼稚園教諭二種免許状	2年	85人	平成7年度から平成11年度までの入学者が卒業するまで
7	学校法人平方学園	明和女子短期大学付設幼稚園教員養成所	幼稚園教員養成専門課程保育科	幼稚園教諭二種免許状	2年	40人	平成7年度から平成11年度までの入学者が卒業するまで
8	学校法人愛国学園	愛国学園保育専門学校	保育専門課程幼児教育科	幼稚園教諭二種免許状	2年	50人	平成7年度から平成11年度までの入学者が卒業するまで
9	学校法人大乗淑徳学園	淑徳文化専門学校	幼稚園教諭保母養成専門課程幼児教育学科	幼稚園教諭二種免許状	2年	150人	平成7年度から平成11年度までの入学者が卒業するまで
			幼稚園教諭保母養成専門課程（第二部）幼児教育学科	幼稚園教諭二種免許状	3年	50人	平成7年度から平成11年度までの入学者が卒業するまで
10	学校法人大沼学園	国際音楽学校	幼稚園教諭養成科(第二部)	幼稚園教諭二種免許状	2年	40人	平成7年度から平成11年度までの入学者が卒業するまで
11	学校法人帝京大学	帝京大学福祉・保育専門学校	教員養成専門課程(第二部)幼稚園教員養成科	幼稚園教諭二種免許状	2年	50人	平成7年度から平成11年度までの入学者が卒業するまで
12	学校法人聖心女子学院	聖心女子専門学校	保育専門課程保育科	幼稚園教諭二種免許状	2年	50人	平成7年度から平成11年度までの入学者が卒業するまで
13	学校法人大谷学園	横浜高等教育専門学校	専門課程児童科初等課程	幼稚園教諭二種免許状（小学校二種免許状）	2年	50人	平成7年度から平成11年度までの入学者が卒業するまで
			専門課程児童科保育課程	幼稚園教諭二種免許状	2年	50人	平成7年度から平成11年度までの入学者が卒業するまで
14	学校法人文化長野学園	文化女子大学長野専門学校	教育・社会福祉専門課程保育科	幼稚園教諭二種免許状	2年	50人	平成7年度から平成11年度までの入学者が卒業するまで
15	学校法人名古屋自由学院	名古屋保育専門学校	教育専門課程保育科幼稚園教員保母専攻コース	幼稚園教諭二種免許状	2年	50人	平成7年度から平成11年度までの入学者が卒業するまで
			教育専門課程（第二部）保育科幼稚園教員保母専攻コース	幼稚園教諭二種免許状	3年	25人	平成7年度から平成11年度までの入学者が卒業するまで
			教育専門課程（第二部）保育科幼稚園教員専攻コース	幼稚園教諭二種免許状	2年	75人	平成7年度から平成11年度までの入学者が卒業するまで
16	学校法人箕面学園	箕面学園福祉保育専門学校	社会福祉専門課程保育科	幼稚園教諭二種免許状	2年	50人	平成7年度から平成11年度までの入学者が卒業するまで
17	学校法人麻生学園	福岡教員養成所	教育社会福祉専門課程児童教育科初等教育課程	幼稚園教諭二種免許状（小学校二種免許状）	2年	40人	平成7年度から平成11年度までの入学者が卒業するまで
			教育社会福祉専門課程児童教育科幼児教育課程	幼稚園教諭二種免許状	2年	120人	平成7年度から平成11年度までの入学者が卒業するまで
			教育社会福祉専門課程（第二部）児童教育科幼児教育課程	幼稚園教諭二種免許状	3年	120人	平成7年度から平成11年度までの入学者が卒業するまで

○文部省告示第六十八号

教育職員免許法（昭和二十四年法律第百四十七号）第五条第一項の規定に基づき、養護教諭養成機関として、次のとおり指定した。

平成七年五月一日　　文部大臣　与謝野　馨

	設置者名	機関名	学科等名	免許状の種類	修業年限	入学定員	指定期間
1	青森県	青森県立青森高等看護学院	公衆衛生看護学部	養護教諭一種免許状	1年	30人	平成7年度から平成11年度までの入学者が卒業するまで
2	岩手県	岩手県立衛生学院	保健学科	養護教諭一種免許状	1年	35人	平成7年度から平成11年度までの入学者が卒業するまで
3	秋田県	秋田県立衛生看護学院	保健科	養護教諭一種免許状	1年	40人	平成7年度から平成11年度までの入学者が卒業するまで
4	東京都	東京都立公衆衛生看護専門学校	看護専門課程保健学科	養護教諭一種免許状	1年	50人	平成7年度から平成11年度までの入学者が卒業するまで
5	富山県	富山県立総合衛生学院	保健学科	養護教諭一種免許状	1年	25人	平成7年度から平成11年度までの入学者が卒業するまで
6	石川県	石川県立総合看護専門学校	専門課程保健学科	養護教諭一種免許状	1年	20人	平成7年度から平成11年度までの入学者が卒業するまで
7	山梨県	山梨県立高等看護学院	保健婦学科	養護教諭一種免許状	1年	35人	平成7年度から平成11年度までの入学者が卒業するまで
8	長野県	長野県公衆衛生専門学校	保健婦学科	養護教諭一種免許状	1年	50人	平成7年度から平成11年度までの入学者が卒業するまで
9	滋賀県	滋賀県立総合保健専門学校	看護専門課程保健学科	養護教諭一種免許状	1年	25人	平成7年度から平成11年度までの入学者が卒業するまで
10	京都府	京都府立保健婦専門学校	医療専門課程保健学科	養護教諭一種免許状	1年	50人	平成7年度から平成11年度までの入学者が卒業するまで
11	大阪市	大阪市立保健専門学校	保健婦専門課程保健婦学科	養護教諭一種免許状	1年	40人	平成7年度から平成11年度までの入学者が卒業するまで
12	兵庫県	兵庫県立総合衛生学院	専門課程保健学科保健養護科	養護教諭一種免許状	1年	40人	平成7年度から平成11年度までの入学者が卒業するまで
13	島根県	島根県立総合看護学院	保健学科保健婦課程	養護教諭一種免許状	1年	20人	平成7年度から平成11年度までの入学者が卒業するまで
14	岡山県	岡山県公衆衛生看護学校	保健学科	養護教諭一種免許状	1年	50人	平成7年度から平成11年度までの入学者が卒業するまで
15	広島県	広島県立広島看護専門学校	保健学科	養護教諭一種免許状	1年	50人	平成7年度から平成11年度までの入学者が卒業するまで
16	山口県	山口県立衛生看護学院	保健婦科	養護教諭一種免許状	1年	40人	平成7年度から平成11年度までの入学者が卒業するまで
17	高知県	高知県立総合看護専門学校	専門課程保健学科	養護教諭一種免許状	1年	30人	平成7年度から平成11年度までの入学者が卒業するまで
18	福岡県	福岡県立看護専門学校	保健学科	養護教諭一種免許状	1年	40人	平成7年度から平成11年度までの入学者が卒業するまで
19	長崎県	長崎県立長崎保健看護学校	保健学科	養護教諭一種免許状	1年	30人	平成7年度から平成11年度までの入学者が卒業するまで
20	鹿児島県	鹿児島県立保健看護学校	保健婦課程保健学科	養護教諭一種免許状	1年	30人	平成7年度から平成11年度までの入学者が卒業するまで
21	学校法人大谷学園	横浜高等教育専門学校	専門課程養護科	養護教諭二種免許状	2年	50人	平成7年度から平成11年度までの入学者が卒業するまで

○文部省告示第六十九号

教育職員免許法（昭和二十四年法律第百四十七号）第五条別表第一備考第三号の規定に基づき、教員養成機関として、次のとおり指定した。

平成七年五月一日　　文部大臣　与謝野　馨

○国税庁告示第四号

酒税法施行規則（昭和三十七年大蔵省令第二十六号）第十三条第八項第三号の規定に基づき、酒類の保存のため物品を混和することができる酒類の種類又は品目等を定める等の件（昭和三十七年四月国税庁告示第六号）の一部を次のように改正する。

平成七年五月十二日

国税庁長官　寺村　信行

表の「全酒類」の項「混和することができる物品」欄中、「ラピターゼ（製造者大阪市中央区道修町四丁目一番一号武田薬品株式会社）、」を削除し、「亀印オリライト（製造者京都府相楽郡加茂町大字奥畑小字中屋垣内十五番地岩本亀太郎）又は白鷺ＫＦ（製造者大阪市中央区道修町四丁目一番一号武田薬品工業株式会社）」を「亀印オリライト（製造者京都府相楽郡加茂町大字奥畑小字中屋垣内十五番地岩本亀太郎）、白鷺ＫＦ（製造者大阪市中央区道修町四丁目一番一号武田薬品工業株式会社）、又はポリビニルポリピロリドン」に改める。

また、「ビール、果実酒類又は発泡酒」の項「混和することができる物品」欄中、「Ｌ－アスコルビン酸」を「Ｌ－アスコルビン酸又はバイオファインＰ１９（製造者横浜市港北区篠原町三〇一四番地一号クエスト・インターナショナル・ジャパン株式会社）」に改める。

○国税庁告示第五号

酒税法施行規則（昭和三十七年大蔵省令第二十六号）第十三条第八項第三号の規定に基づき、酒類の保存のため物品を混和することができる酒類の種類又は品目等を定める等の件（昭和三十七年四月国税庁告示第六号）の一部を次のように改正する。

平成七年五月三十日

国税庁長官　小川　是

表の「ビール又は発泡酒」の項「混和することができる物品」欄中、「Ｌ－アスコルビン酸ナトリウム又はシュベーネ（清澄用木製ミニチップ）」を「Ｌ－アスコルビン酸ナトリウム、シュベーネ（清澄用木製ミニチップ）又はメタ重亜硫酸カリウム」に改める。

○大蔵省・通商産業省告示第一号

商工組合中央金庫法（昭和十一年法律第十四号）第三十条ノ二の規定に基づき、商工組合中央金庫法第三十条ノ二の規定に基づき自己資本比率の基準を定める件（平成五年三月大蔵省・通商産業省告示第一号）の一部を次のように改正する。

平成七年五月三十日

大蔵大臣　武村　正義
通商産業大臣　橋本龍太郎

別表第1中、「(2)ＯＥＣＤ諸国の中央政府及び中央銀行向け債権　・ＯＥＣＤ諸国とは、ＯＥＣＤ加盟国及びＩＭＦの一般借入取極によりＩＭＦと特別な貸付取極を締結している国をいう（以下同じ。）。」を「(2)ＯＥＣＤ諸国の中央政府及び中央銀行向け債権　・ＯＥＣＤ諸国とは、ＯＥＣＤ加盟国及びＩＭＦの一般借入取極によりＩＭＦと特別な貸付取極を締結している国をいう。ただし、過去5年間に対外公的債務のリスケジュールを行った国を除く（以下同じ。）。」に改める。

○大蔵省農林水産省告示第八号

農林中央金庫法（大正十二年法律第四十二号）第十六条ノ二の規定に基づき、農林中央金庫法第十六条ノ二の規定に基づき自己資本比率の基準を定める件（平成五年三月大蔵省農林水産省告示第七号）の一部を次のように改正する。

平成七年五月三十日

大蔵大臣　武村　正義
農林水産大臣　大河原太一郎

第四項中「貸倒引当金については、」を「貸倒引当金及び第三号に掲げる相互援助積立金については、その合計額を」に改め、「第四号及び第五号」を「第五号及び第六号」に改め、第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三　相互援助積立金（農水産業協同組合貯金保険法（昭和四十八年法律第五十三号）第六十二条第二項に規定する農水産業協同組合に係る相互援助取決めに基づく積立金をいう。）

別表第１中

「

(2)ＯＥＣＤ諸国の中央政府及び中央銀行向け債権	・ＯＥＣＤ諸国とは、ＯＥＣＤ加盟国及びＩＭＦの一般借入取極によりＩＭＦと特別な貸付取極を締結している国をいう（以下同じ。）。

」を

「

(2)ＯＥＣＤ諸国の中央政府及び中央銀行向け債権	・ＯＥＣＤ諸国とは、ＯＥＣＤ加盟国及びＩＭＦの一般借入取極によりＩＭＦと特別な貸付取極を締結している国をいう。ただし、過去5年間に対外公的債務のリスケジュールを行った国を除く（以下同じ。）。

」に改める。

め大蔵大臣が告示する数量は、次の各号に掲げる物品の区分に応じ、当該各号に掲げる数量とする。

一　生鮮等牛肉　三十九万二千四百十二トン

二　冷凍牛肉　二十九万二百十三トン

〇大蔵省告示第百十五号

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第七条の五第三項の規定に基づき、平成七年度の初日から平成七年四月三十日までの生鮮等牛肉及び冷凍牛肉の各輸入数量を次のように告示する。

平成七年五月三十一日　大蔵大臣　武村　正義

平成七年度の初日から平成七年四月三十日までの生鮮等牛肉及び冷凍牛肉の各輸入数量は、次の各号に掲げる物品の区分に応じ、当該各号に掲げる数量とする。

一　生鮮等牛肉　三万二千九百六十六トン

二　冷凍牛肉　三万九百八十三トン

〇大蔵省告示第百十六号

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第七条の六第一項及び第二項の規定に基づき、平成六年度までの過去三年度における各年度の豚肉等の輸入数量を合計したものの三分の一に相当する数量に百分の百十九を乗じて得た数量を次のように定める。

平成七年五月三十一日　大蔵大臣　武村　正義

五十六万七千二十九トン

〇大蔵省告示第百十七号

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第七条の六第七項の規定に基づき、平成七年度の初日から平成七年四月三十日までの豚肉等の輸入数量並びに生きている豚及び豚肉等の輸入数量を次のように告示する。

平成七年五月三十一日　大蔵大臣　武村　正義

平成七年度の初日から平成七年四月三十日までの豚肉等の輸入数量並びに生きている豚及び豚肉等の輸入数量は、次の各号に掲げる物品の区分に応じ、当該各号に掲げる数量とする。

一　豚肉等　四万八千八百五十七トン

二　生きている豚及び豚肉等　四万八千八百五十七トン

〇大蔵省告示第百十八号

関税暫定措置法施行令（昭和三十五年政令第六十九号）第五十八条第一項の規定に基づき、同項に規定する特定の物品についての期限を次のように定める。

平成七年五月三十一日　大蔵大臣　武村　正義

別表に掲げる物品について、同表に掲げる期限とする。

別表

区分	項名	品目	期限
第一号	一・九	関税率表第七二一三・一〇号、第七二一三・二〇号、第七二一三・三一号、第七二一三・三九号、第七二一三・四一号、第七二一三・四九号、第七二一四・一〇号、第七二一四・二〇号、第七二一四・三〇号、第七二一四・四〇号、第七二一四・五〇号、第七二一五・一〇号、第七二一五・二〇号、第七二一五・三〇号又は第七二一五・九〇号に掲げる物品	平成七年六月二日

注

一、本表の「区分」とは、関税暫定措置法施行令（以下「令」という。）第五十八条第一項第一号又は第二号の別をいう。

二、本表の「項名」とは、令別表第三の項名をいう。

○大蔵省告示第百九号

銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第十四条の二の規定に基づき、銀行法第十四条の二の規定に基づき自己資本比率の基準を定める件（平成五年三月大蔵省告示第五十五号）の一部を次のように改正する。

平成七年五月三十日

大蔵大臣　武村　正義

別表第1中、「(2)ＯＥＣＤ諸国の中央政府及び中央銀行向け債権｜・ＯＥＣＤ諸国とは、ＯＥＣＤ加盟国及びＩＭＦの一般借入取極によりＩＭＦと特別な貸付取極を締結している国をいう（以下同じ。）。」を「(2)ＯＥＣＤ諸国の中央政府及び中央銀行向け債権｜・ＯＥＣＤ諸国とは、ＯＥＣＤ加盟国及びＩＭＦの一般借入取極によりＩＭＦと特別な貸付取極を締結している国をいう。ただし、過去5年間に対外公的債務のリスケジュールを行った国を除く（以下同じ。）。」に改める。

○大蔵省告示第百十号

長期信用銀行法（昭和二十七年法律第百八十七号）第十七条において準用する銀行法第十四条の二の規定に基づき、長期信用銀行法第十七条において準用する銀行法第十四条の二の規定に基づき自己資本比率の基準を定める件（平成五年三月大蔵省告示第五十六号）の一部を次のように改正する。

平成七年五月三十日

大蔵大臣　武村　正義

別表第1中、「(2)ＯＥＣＤ諸国の中央政府及び中央銀行向け債権｜・ＯＥＣＤ諸国とは、ＯＥＣＤ加盟国及びＩＭＦの一般借入取極によりＩＭＦと特別な貸付取極を締結している国をいう（以下同じ。）。」を「(2)ＯＥＣＤ諸国の中央政府及び中央銀行向け債権｜・ＯＥＣＤ諸国とは、ＯＥＣＤ加盟国及びＩＭＦの一般借入取極によりＩＭＦと特別な貸付取極を締結している国をいう。ただし、過去5年間に対外公的債務のリスケジュールを行った国を除く（以下同じ。）。」に改める。

○大蔵省告示第百十一号

外国為替銀行法（昭和二十九年法律第六十七号）第十一条において準用する銀行法第十四条の二の規定に基づき、外国為替銀行法第十一条において準用する銀行法第十四条の二の規定に基づき自己資本比率の基準を定める件（平成五年三月大蔵省告示第五十七号）の一部を次のように改正する。

平成七年五月三十日

大蔵大臣　武村　正義

別表第1中、「(2)ＯＥＣＤ諸国の中央政府及び中央銀行向け債権｜・ＯＥＣＤ諸国とは、ＯＥＣＤ加盟国及びＩＭＦの一般借入取極によりＩＭＦと特別な貸付取極を締結している国をいう（以下同じ。）。」を「(2)ＯＥＣＤ諸国の中央政府及び中央銀行向け債権｜・ＯＥＣＤ諸国とは、ＯＥＣＤ加盟国及びＩＭＦの一般借入取極によりＩＭＦと特別な貸付取極を締結している国をいう。ただし、過去5年間に対外公的債務のリスケジュールを行った国を除く（以下同じ。）。」に改める。

○大蔵省告示第百十二号

信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号）第八十九条第一項において準用する銀行法第十四条の二の規定に基づき、信用金庫法第八十九条第一項において準用する銀行法第十四条の二の規定に基づき自己資本比率の基準を定める件（平成五年三月大蔵省告示第六十二号）の一部を次のように改正する。

平成七年五月三十日

大蔵大臣　武村　正義

別表第1中、「(2)ＯＥＣＤ諸国の中央政府及び中央銀行向け債権｜・ＯＥＣＤ諸国とは、ＯＥＣＤ加盟国及びＩＭＦの一般借入取極によりＩＭＦと特別な貸付取極を締結している国をいう（以下同じ。）。」を「(2)ＯＥＣＤ諸国の中央政府及び中央銀行向け債権｜・ＯＥＣＤ諸国とは、ＯＥＣＤ加盟国及びＩＭＦの一般借入取極によりＩＭＦと特別な貸付取極を締結している国をいう。ただし、過去5年間に対外公的債務のリスケジュールを行った国を除く（以下同じ。）。」に改める。

○大蔵省告示第百十三号

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第七条の三第七項の規定に基づき、関税暫定措置法別表第一の五に掲げる物品について、平成七年度の初日から平成七年四月三十日までの輸入数量を同表の各項ごとに合計した輸入数量を次のように告示する。

平成七年五月三十一日

大蔵大臣　武村　正義

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）別表第一の五に掲げる物品の平成七年度の初日から平成七年四月三十日までの輸入数量を同表の各項ごとに合計した輸入数量は、次の表の上欄に掲げる同法別表第一の五の項の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる数量とする。

関税暫定措置法別表第一の五の項名	輸入数量
一	○トン
二	○トン
三	○トン
四	九、二二三トン
五	六トン
六	○トン
七	○トン
八	○トン
九	六四七トン
一〇	○トン
一一	四四トン
一二	一、八六五トン
一三	四三二、五四九トン
一四	一〇二、三八六トン
一五	○トン
一六	四一四トン
一七	一、七九八トン
一八	一、二二一トン
一九	三七トン
二〇	○トン
二一	五八七トン
二二	○トン
二三	一〇六トン
二四	○トン
二五	○トン
二六	○トン
二七	一七四トン
二八	○トン
二九	三七トン

○大蔵省告示第百十四号

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第七条の五第一項の規定に基づき、平成六年度の生鮮等牛肉又は冷凍牛肉の輸入数量に百分の百十七を乗じて得た数量を次のように定める。

平成七年五月三十一日

大蔵大臣　武村　正義

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第七条の五第一項及び第三項に規定するあらかじ

ただし、繰り上げて償還することがある。なお、償還期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に償還金を支払う。

十　償還金額　額面金額百円につき百円

十一　元金支払場所　日本銀行の本店、支店、代理店、国債代理店及び国債元利金支払取扱店並びに取扱郵便局

十二　募集期間　平成七年四月二十七日から平成七年五月十六日まで

十三　払込期日　平成七年五月二十二日

○大蔵省告示第百四号

所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第七十八条第二項第二号及び法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第三十七条第三項第二号の規定に基づき、寄付金控除の対象となる寄付金又は法人の各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入する寄付金を指定する件（昭和四十年五月大蔵省告示第百五十九号）の一部を次のように改正する。

平成七年五月十六日

大蔵大臣　武村　正義

別表に次のように加える。

宗教法人飯野八幡宮（福島県いわき市平字八幡小路八四番地）	重要文化財として指定されている宗教法人飯野八幡宮の建造物の保存修理の費用	平成七年五月十六日から平成八年三月三十一日まで

○大蔵省告示第百五号

国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵省令第三十号）第六条第一項の規定に基づき、平成七年五月二十二日に発行する利付国債の発行条件等を次のとおり告示する。

平成七年五月十六日

大蔵大臣　武村　正義

一　名称及び記号　利付国庫債券（二年）（第百十二回）

二　発行の根拠法律及びその条項　財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第四条第一項

三　発行方法　郵政大臣による国債の募集の取扱い及び取得による発行

四　発行額　額面金額で百八十五億円

五　払込金額　百八十五億二千九百六十万円

六　額面金額の種類　五万円、十万円、百万円、千万円、一億円及び十億円の六種

七　発行日　平成七年五月二十二日

八　募集の価格　額面金額百円につき百円十六銭

九　利率　年一・七パーセント

十　初期利子　平成七年十一月二十日を支払期とし、次の算式により算出した金額を支払う。ただし、支払期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う（以下、次号及び第十二号において規定する期日について同じ。）。

$$額面金額又は登録金額\times\frac{3.6}{100}\times\left(\frac{平成7年5月22日から平成7年11月20日までの日数}{365}\right)$$

十一　第二期以後の利子　毎年五月二十日及び十一月二十日を支払期とし、各支払期において、その日以前六月間に属する利子を支払う。ただし、利子支払期の開始前に元金の償還を行う場合には、元金の償還期を利子支払期とし、元金の償還期までの利子を支払う。

十二　償還期限　平成九年五月二十日

ただし、繰り上げて償還することがある。

十三　償還金額　額面金額百円につき百円

十四　元利金支払場所　日本銀行の本店、支店、代理店、国債代理店及び国債元利金支払取扱店並びに取扱郵便局

十五　募集期間　平成七年五月二日から平成七年五月十六日まで

十六　払込期日　平成七年五月二十二日

○大蔵省告示第百六号

預金保険法（昭和四十六年法律第三十四号）第六十条第一項の規定に基づき、大蔵大臣が指定する金融機関等を定める件（昭和六十一年六月大蔵省告示第百五号）の一部を次のように改正する。

平成七年五月十八日

大蔵大臣　武村　正義

「株式会社京葉銀行」を「株式会社名古屋銀行」に改める。

○大蔵省告示第百七号

国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵省令第三十号）第六条第一項の規定に基づき、平成七年五月二十二日に発行する利付国債の発行条件等を次のとおり告示する。

平成七年五月十九日

大蔵大臣　武村　正義

一　名称及び記号　利付国庫債券（四年）（第三十四回）

二　発行の根拠法律及びその条項　財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第四条第一項

三　発行方法　郵政大臣による国債の募集の取扱い及び取得による発行

四　発行額　額面金額で百五億円

五　払込金額　百五億四千九十五万円

六　額面金額の種類　五万円、十万円、百万円、千万円、一億円及び十億円の六種

七　発行日　平成七年五月二十二日

八　募集の価格　額面金額百円につき百円三十九銭

九　利率　年二・四パーセント

十　初期利子　平成七年十一月二十日を支払期とし、次の算式により算出した金額を支払う。ただし、支払期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う（以下、次号及び第十二号において規定する期日について同じ。）。

$$額面金額又は登録金額\times\frac{2.4}{100}\times\left(\frac{平成7年5月22日から平成7年11月20日までの日数}{365}\right)$$

十一　第二期以後の利子　毎年五月二十日及び十一月二十日を支払期とし、各支払期において、その日以前六月間に属する利子を支払う。ただし、利子支払期の開始前に元金の償還を行う場合には、元金の償還期を利子支払期とし、元金の償還期までの利子を支払う。

十二　償還期限　平成十一年五月二十日

ただし、繰り上げて償還することがある。

十三　償還金額　額面金額百円につき百円

十四　元利金支払場所　日本銀行の本店、支店、代理店、国債代理店及び国債元利金支払取扱店並びに取扱郵便局

十五　募集期間　平成七年五月十五日から平成七年五月十六日まで

十六　払込期日　平成七年五月二十二日

○大蔵省告示第百八号

財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第三十四条の二第一項の規定に基づき、平成七年度分の予算について、支出負担行為の実施計画につき大蔵大臣の承認を経なければならない経費を定める件（平成七年三月大蔵省告示第七十号）の一部を次のように改正し、平成七年五月十九日から適用する。

平成七年五月二十五日

大蔵大臣　武村　正義

別表1一般会計(1)歳出予算（繰越経費を含む。）の表厚生省の項中「環境衛生施設整備費」を「環境衛生施設災害復旧事業費
環境衛生施設整備費」に改め、運輸省の項中「海岸事業費」を「鉄道整備基金助成費のうち
　鉄道施設災害復旧費補助金
海岸事業費」に、「港湾施設災害復旧事業費」を「港湾施設災害復旧事業費
神戸港埠頭公社港湾施設災害復旧事業費」に、「航路標識整備事業費」を「航路標識整備事業費
航路標識災害復旧事業費」に改め、建設省の項中「河川等災害復旧事業費
都市災害復旧事業費」を「河川等災害復旧事業費
住宅施設災害復旧事業費
都市災害復旧事業費
有料道路災害復旧事業費」に改める。

十七銭〇厘以上のそれぞれの応募価格

十　募入平均価格　額面金額百円につき九十九円六十七銭一厘

十一　償還期限　平成七年七月二十日
ただし、繰り上げて償還することがある。なお、償還期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に償還金を支払う。

十二　償還金額　額面金額百円につき百円

十三　元金支払場所　日本銀行の本店、支店、代理店、国債代理店及び国債元利金支払取扱店並びに取扱郵便局

十四　入札参加者　大蔵大臣から通知を受けた者

十五　払込期日　平成七年四月二十日

○大蔵省告示第百号

国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵省令第三十号）第四条第三項の規定に基づき、平成七年五月二十二日に発行する利付国債の発行条件等を次のとおり告示する。

平成七年五月十五日

大蔵大臣　武村　正義

一　名称及び記号　利付国庫債券（十年）（第百八十回）

二　発行の根拠法律及びその条項　財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第四条第一項

三　発行方法　国債の募集の取扱い及び引受けを目的として組織される団体との間に国債の募集の取扱い及び引受けに関する契約を締結する方法による発行

四　発行額　額面金額で一兆円

五　払込金額　一兆五十六億千五百十二万二千円

六　額面金額の種類　五万円、十万円、百万円、千万円、一億円及び十億円の六種

七　発行日　平成七年五月二十二日

八　募集の価格　額面金額百円につき百円五十六銭

九　利率　年三・六パーセント

十　初期利子　平成七年十二月二十日を支払期とし、次の算式により算出した金額を支払う。ただし、支払期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う（以下、次号及び第十二号において規定する期日について同じ。）。

$$額面金額又は登録金額 \times \frac{3.6}{100} \times \left(\frac{1}{2} + \frac{平成7年5月22日から平成7年6月20日までの日数}{365} \right)$$

十一　第二期以後の利子　毎年六月二十日及び十二月二十日を支払期とし、各支払期において、その日以前六月間に属する利子を支払う。ただし、利子支払期の開始前に元金の償還を行う場合には、元金の償還期を利子支払期とし、元金の償還期までの利子を支払う。

十二　償還期限　平成十七年六月二十日
ただし、繰り上げて償還することがある。

十三　償還金額　額面金額百円につき百円

十四　元利金支払場所　日本銀行の本店、支店、代理店、国債代理店及び国債元利金支払取扱店並びに取扱郵便局

十五　募集期間　平成七年四月二十七日から平成七年五月十六日まで

十六　払込期日　平成七年五月二十二日

○大蔵省告示第百一号

国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵省令第三十号）第六条第一項の規定に基づき、平成七年五月二十二日に発行する利付国債の発行条件等を次のとおり告示する。

平成七年五月十五日

大蔵大臣　武村　正義

一　名称及び記号　利付国庫債券（十年）（第百八十回）

二　発行の根拠法律及びその条項　財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第四条第一項

三　発行方法　郵政大臣による国債の募集の取扱い及び取得による発行

四　発行額　額面金額で三百五億円

五　払込金額　三百六億七千八十万円

六　額面金額の種類　五万円、十万円、百万円、千万円、一億円及び十億円の六種

七　発行日　平成七年五月二十二日

八　募集の価格　額面金額百円につき百円五十六銭

九　利率　年三・六パーセント

十　初期利子　平成七年十二月二十日を支払期とし、次の算式により算出した金額を支払う。ただし、支払期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う（以下、次号及び第十二号において規定する期日について同じ。）。

$$額面金額又は登録金額 \times \frac{3.6}{100} \times \left(\frac{1}{2} + \frac{平成7年5月22日から平成7年6月20日までの日数}{365} \right)$$

十一　第二期以後の利子　毎年六月二十日及び十二月二十日を支払期とし、各支払期において、その日以前六月間に属する利子を支払う。ただし、利子支払期の開始前に元金の償還を行う場合には、元金の償還期を利子支払期とし、元金の償還期までの利子を支払う。

十二　償還期限　平成十七年六月二十日
ただし、繰り上げて償還することがある。

十三　償還金額　額面金額百円につき百円

十四　元利金支払場所　日本銀行の本店、支店、代理店、国債代理店及び国債元利金支払取扱店並びに取扱郵便局

十五　募集期間　平成七年四月二十七日から平成七年五月十六日まで

十六　払込期日　平成七年五月二十二日

○大蔵省告示第百二号

国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵省令第三十号）第四条第三項の規定に基づき、平成七年五月二十二日に発行する割引国債の発行条件等を次のとおり告示する。

平成七年五月十五日

大蔵大臣　武村　正義

一　名称及び記号　割引国庫債券（五年）（第九十七回）

二　発行の根拠法律及びその条項　財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第四条第一項

三　発行方法　国債の募集の取扱い及び引受けを目的として組織される団体との間に国債の募集の取扱い及び引受けに関する契約を締結する方法による発行

四　発行額　額面金額で四百七十億円

五　払込金額　四百三億二百五十万円

六　額面金額の種類　五万円、十万円、五十万円、百万円、三百万円、千万円及び一億円の七種

七　発行日　平成七年五月二十二日

八　募集の価格　額面金額百円につき八十五円七十五銭

九　償還期限　平成十二年五月二十二日
ただし、繰り上げて償還することがある。なお、償還期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に償還金を支払う。

十　償還金額　額面金額百円につき百円

十一　元金支払場所　日本銀行の本店、支店、代理店、国債代理店及び国債元利金支払取扱店並びに取扱郵便局

十二　募集期間　平成七年四月二十七日から平成七年五月十六日まで

十三　払込期日　平成七年五月二十二日

○大蔵省告示第百三号

国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵省令第三十号）第六条第一項の規定に基づき、平成七年五月二十二日に発行する割引国債の発行条件等を次のとおり告示する。

平成七年五月十五日

大蔵大臣　武村　正義

一　名称及び記号　割引国庫債券（五年）（第九十七回）

二　発行の根拠法律及びその条項　財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第四条第一項

三　発行方法　郵政大臣による国債の募集の取扱い及び取得による発行

四　発行額　額面金額で五十億円

五　払込金額　四十二億八千七百五十万円

六　額面金額の種類　五万円、十万円、五十万円、百万円、三百万円、千万円及び一億円の七種

七　発行日　平成七年五月二十二日

八　募集の価格　額面金額百円につき八十五円七十五銭

九　償還期限　平成十二年五月二十二日

$額面金額又は未償還金額 \times \frac{3.0}{100} \times \left(\frac{1}{2} + \frac{1}{365}\right)$

十二　第二期以後の利子　毎年四月二十日及び十月二十日を支払期とし、各支払期において、その日以前六月間に属する利子を支払う。ただし、利子支払期の開始前に元金の償還を行う場合には、元金の償還期を利子支払期とし、元金の償還期までの利子を支払う。

十三　償還期限　平成十三年四月二十日
ただし、繰り上げて償還することがある。

十四　償還金額　額面金額百円につき百円

十五　元利金支払場所　日本銀行の本店、支店、代理店、国債代理店及び国債元利金支払取扱店並びに取扱郵便局

十六　入札参加者　大蔵大臣から通知を受けた者

十七　払込期日　平成七年四月二十日

○大蔵省告示第九十七号

国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵省令第三十号）第五条第八項の規定に基づき、平成七年四月二十日に発行した利付国債の発行条件等を次のとおり告示する。

平成七年五月九日

大蔵大臣　武村　正義

一　名称及び記号　利付国庫債券（二年）（第百十一回）

二　発行の根拠法律及びその条項　財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第四条第一項及び阪神・淡路大震災に対処するための平成六年度における公債の発行の特例等に関する法律（平成七年法律第十七号）第二条第一項

三　発行方法　価格を競争に付して行われる入札発行（以下「価格競争入札発行」という。）並びに利率及び発行価格を定めて行われる入札発行（以下「定率公募入札発行」という。）

四　募入決定の方法

イ　価格競争入札発行　各申込みのうち応募価格の高いものからその応募額を順次割り当てる。

ロ　定率公募入札発行　各申込みの応募額を案分により割り当てる。

五　発行額

イ　価格競争入札発行　財政法第四条第一項の規定に基づき発行した利付国債について、額面金額で千八百十三億円

ロ　定率公募入札発行　阪神・淡路大震災に対処するための平成六年度における公債の発行の特例等に関する法律第二条第一項の規定に基づき発行した利付国債について、額面金額で二百九十九億六千百万円

六　払込金額

イ　価格競争入札発行　千八百十三億八十一万円

ロ　定率公募入札発行　二百九十九億六千百万円

七　額面金額の種類　五万円、十万円、百万円、千万円、一億円及び十億円の六種

八　発行日　平成七年四月二十日

九　発行価格

イ　価格競争入札発行　額面金額百円につき九十九円九十九銭以上のそれぞれの応募価格

ロ　定率公募入札発行　額面金額百円につき百円

十　利率　年二・一パーセント

十一　初期利子　平成七年十月二十日を支払期とし、次の算式により算出した金額を支払う。ただし、支払期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う（以下、次号、第十三号及び第十四号において規定する期日について同じ。）。

$額面金額又は未償還金額 \times \frac{2.1}{100} \times \left(\frac{1}{2} + \frac{1}{365}\right)$

十二　第二期以後の利子　毎年四月二十日及び十月二十日を支払期とし、各支払期において、その日以前六月間に属する利子を支払う。ただし、利子支払期の開始前に元金の償還を行う場合には、元金の支払期を利子支払期とし、元金の償還期までの利子を支払う。

十三　終期利子　平成九年四月二十一日を支払期とし、次の算式により算出した金額を支払う。

$額面金額又は未償還金額 \times \frac{2.1}{100} \times \left(\frac{1}{2} + \frac{1}{365}\right)$

十四　償還期限　平成九年四月二十一日
ただし、繰り上げて償還することがある。

十五　償還金額　額面金額百円につき百円

十六　元利金支払場所　日本銀行の本店、支店、代理店、国債代理店及び国債元利金支払取扱店並びに取扱郵便局

十七　入札参加者　大蔵大臣から通知を受けた者

十八　払込期日　平成七年四月二十日

○大蔵省告示第九十八号

国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵省令第三十号）第七条第三項の規定に基づき、平成七年四月二十日に発行した利付国債の発行条件等を次のとおり告示する。

平成七年五月九日

大蔵大臣　武村　正義

一　名称及び記号　利付国庫債券（十年）（第百七十九回）

二　発行の根拠法律及びその条項　財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第四条第一項

三　発行方法　金融自由化対策資金による応募

四　発行額　額面金額で千九百億円

五　額面金額の種類　五万円、十万円、百万円、千万円、一億円及び十億円の六種

六　発行日　平成七年四月二十日

七　発行価格　額面金額百円につき百一円八銭

八　利率　年四・〇パーセント

九　初期利子　平成七年十二月二十日を支払期とし、次の算式により算出した金額を支払う。ただし、支払期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う（以下、次号及び第十一号において規定する期日について同じ。）。

$額面金額又は未償還金額 \times \frac{4.0}{100} \times \left(\frac{1}{2} + \frac{平成7年4月20日から平成7年6月20日までの日数}{365}\right)$

十　第二期以後の利子　毎年六月二十日及び十二月二十日を支払期とし、各支払期において、その日以前六月間に属する利子を支払う。ただし、利子支払期の開始前に元金の償還を行う場合には、元金の償還期を利子支払期とし、元金の償還期までの利子を支払う。

十一　償還期限　平成十七年六月二十日
ただし、繰り上げて償還することがある。

十二　償還金額　額面金額百円につき百円

十三　元利金支払場所　日本銀行の本店、支店、代理店、国債代理店及び国債元利金支払取扱店並びに取扱郵便局

十四　払込期日　平成七年四月二十日

○大蔵省告示第九十九号

国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵省令第三十号）第五条第八項の規定に基づき、平成七年四月二十日に発行した割引短期国債の発行条件等を次のとおり告示する。

平成七年五月十一日

大蔵大臣　武村　正義

一　名称及び記号　割引短期国庫債券（第百二十三回）

二　発行の根拠法律及びその条項　国債整理基金特別会計法（明治三十九年法律第六号）第五条第一項

三　発行方法　価格を競争に付して行われる入札発行

四　募入決定の方法　各申込みのうち応募価格の高いものからその応募額を順次割り当てる。

五　発行額　額面金額で九千九百九十七億八千万円

六　払込金額　九千九百六十四億九千百六十六万千円

七　額面金額の種類　千万円、五千万円、一億円、及び十億円の四種

八　発行日　平成七年四月二十日

九　発行価格　額面金額百円につき九十九円六

○大蔵省告示第九十三号

国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵省令第三十号）第五条第八項の規定に基づき、平成七年四月十日に発行した割引短期国債の発行条件等を次のとおり告示する。

平成七年五月九日

大蔵大臣 武村 正義

一 名称及び記号 割引短期国庫債券（第百二十二回）

二 発行の根拠法律及びその条項 国債整理基金特別会計法（明治三十九年法律第六号）第五条第一項

三 発行方法 価格を競争に付して行われる入札発行

四 募入決定の方法 各申込みのうち応募価格の高いものからその応募額を順次割り当てる。

五 発行額 額面金額で一兆四千九百九十五億七千万円

六 払込金額 一兆四千八百七十六億四千百五十七万円

七 額面金額の種類 千万円、五千万円、一億円及び十億円の四種

八 発行日 平成七年四月十日

九 発行価格 額面金額百円につき九十九円二十銭〇厘以上のそれぞれの応募価格

十 募入平均価格 額面金額百円につき九十九円二十銭四厘

十一 償還期限 平成七年十月十一日

ただし、繰り上げて償還することがある。なお、償還期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に償還金を支払う。

十二 償還金額 額面金額百円につき百円

十三 元金支払場所 日本銀行の本店、支店、代理店、国債代理店及び国債元利金支払取扱店並びに取扱郵便局

十四 入札参加者 大蔵大臣から通知を受けた者

十五 払込期日 平成七年四月十日

○大蔵省告示第九十四号

国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵省令第三十号）第七条第三項の規定に基づき、平成七年四月十日に発行した割引短期国債の発行条件等を次のとおり告示する。

平成七年五月九日

大蔵大臣 武村 正義

一 名称及び記号 割引短期国庫債券（第百二十二回）

二 発行の根拠法律及びその条項 国債整理基金特別会計法（明治三十九年法律第六号）第五条第一項

三 発行方法 資金運用部による引受け

四 発行額 額面金額で二千億円

五 額面金額の種類 千万円、五千万円、一億円及び十億円の四種類

六 発行日 平成七年四月十日

七 発行価格 額面金額百円につき九十九円二十銭四厘

八 償還期限 平成七年十月十一日

ただし、繰り上げて償還することがある。なお、償還期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に償還金を支払う。

九 償還金額 額面金額百円につき百円

十 元金支払場所 日本銀行の本店、支店、代理店、国債代理店及び国債元利金支払取扱店並びに取扱郵便局

十一 払込期日 平成七年四月十日

○大蔵省告示第九十五号

国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵省令第三十号）第五条第八項の規定に基づき、平成七年四月二十日に発行した利付国債の発行条件等を次のとおり告示する。

平成七年五月九日

大蔵大臣 武村 正義

一 名称及び記号 利付国庫債券（二十年）（第二十九回）

二 発行の根拠法律及びその条項 財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第四条第一項

三 発行方法 価格を競争に付して行われる入札発行

四 募入決定の方法 各申込みのうち応募価格の高いものからその応募額を順次割り当てる。

五 発行額 額面金額で三千三百七十二億円

六 払込金額 三千三百六十九億五千三百九十万円

七 額面金額の種類 五万円、十万円、百万円、千万円、一億円及び十億円の六種

八 発行日 平成七年四月二十日

九 発行価格 額面金額百円につき九十九円八十五銭以上のそれぞれの応募価格

十 利率 年四・二パーセント

十一 初期利子 平成八年三月二十日を支払期とし、次の算式により算出した金額を支払う。ただし、支払期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う（以下、次号、第十三号及び第十四号において規定する期日について同じ。）。

$$\text{額面金額又は登録金額} \times \frac{4.2}{100} \times \left(\frac{1}{2} + \frac{\text{平成7年4月20日から平成7年9月20日までの日数}}{365} \right)$$

十二 第二期以後の利子 毎年三月二十日及び九月二十日を支払期とし、各支払期において、その日以前六月間に属する利子を支払う。ただし、利子支払期の開始前に元金の償還を行う場合には、元金の償還期を利子支払期とし、元金の償還期までの利子を支払う。

十三 終期利子 平成二十七年九月二十一日を支払期とし、次の算式により算出した金額を支払う。

$$\text{額面金額又は登録金額} \times \frac{4.2}{100} \times \left(\frac{1}{2} + \frac{1}{365} \right)$$

十四 償還期限 平成二十七年九月二十一日

ただし、繰り上げて償還することがある。

十五 償還金額 額面金額百円につき百円

十六 元利金支払場所 日本銀行の本店、支店、代理店、国債代理店及び国債元利金支払取扱店並びに取扱郵便局

十七 入札参加者 大蔵大臣から通知を受けた者

十八 払込期日 平成七年四月二十日

○大蔵省告示第九十六号

国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵省令第三十号）第五条第八項の規定に基づき、平成七年四月二十日に発行した利付国債の発行条件等を次のとおり告示する。

平成七年五月九日

大蔵大臣 武村 正義

一 名称及び記号 利付国庫債券（六年）（第九回）

二 発行の根拠法律及びその条項 財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第四条第一項

三 発行方法 価格を競争に付して行われる入札発行（以下「価格競争入札発行」という。）並びに利率及び発行価格を定めて行われる入札発行（以下「定率公募入札発行」という。）

四 募入決定の方法

イ 価格競争入札発行 各申込みのうち応募価格の高いものからその応募額を順次割り当てる。

ロ 定率公募入札発行 各申込みの応募額を案分により割り当てる。

五 発行額

イ 価格競争入札発行 額面金額で四千九百八十八億円

ロ 定率公募入札発行 額面金額で九十二億二千万円

六 払込金額

イ 価格競争入札発行 五千三億三千四百七十二万円

ロ 定率公募入札発行 九十二億四千九百五十万四千円

七 額面金額の種類 五万円、十万円、百万円、千万円、一億円及び十億円の六種

八 発行日 平成七年四月二十日

九 発行価格

イ 価格競争入札発行 額面金額百円につき百円二十五銭以上のそれぞれの応募価格

ロ 定率公募入札発行 額面金額百円につき百円三十二銭

十 利率 年三・〇パーセント

十一 初期利子 平成七年十月二十日を支払期とし、次の算式により算出した金額を支払う。ただし、支払期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う（以下、次号及び第十三号において規定する期日について同じ。）。

債務の内容	当初の弁済期日	元本	利子	遅延利子 元本分	遅延利子 利子分	計
三　千九百八十八年八月二十五日にブルガリア外国貿易銀行株式会社と銀行との間で締結された借款契約に基づいて支払われるべき元本及び利子並びにそれらの遅延利子	千九百九十三年九月一日	四一七、二九七、〇〇〇	一三四、〇〇二、四九八	一六、七二三、八九一	五、三七〇、三三九	五七三、三九三、七二八
	千九百九十四年三月一日	四一七、二九七、〇〇〇	一二一、六七六、九四五	二、四四五、四七四	七一三、〇六〇	五四二、一三二、四七九
	千九百九十四年九月一日	四一七、二九七、〇〇〇	一一三、三八五、八八二	〇	〇	五三〇、六八二、八八二
	千九百九十五年三月一日	四一七、二九七、〇〇〇	一〇一、三九七、四五四	〇	〇	五一八、六九四、四五四
小計						二、一六四、九〇三、五四三
総計（円建て分）		六、九〇三、七〇八、〇〇〇	一、九六五、四六一、六六四	一〇六、二〇五、八三四	三三、七四八、一一〇	九、〇〇九、一二三、六〇八

付表

債務の内容	当初の弁済期日	元本	利子	遅延利子 元本分	遅延利子 利子分	計
一　千九百八十八年八月二十五日にブルガリア外国貿易銀行株式会社と銀行との間で締結された借款契約に基づいて支払われるべき元本及び利子並びにそれらの遅延利子	千九百九十三年九月一日	二、六三五、三二〇・八三ドル	六四五、六九〇・二〇ドル	九〇、五一一・二七ドル	二二、一七六・五四ドル	三、三九三、六九八・八四ドル
	千九百九十四年三月一日	二、六三五、三二〇・八三	五九六、二四一・三四	一四、三三四・九八	三、二四一・〇三	三、二四九、一三八・一八
	千九百九十四年九月一日	二、六三五、三二〇・八三	六三八、九五五・四八	〇	〇	三、二七四、二七六・三一
	千九百九十五年三月一日	二、六三五、三二〇・八三	七五三、五八二・八〇	〇	〇	三、三八八、九〇三・六三
総計（ドル建て分）		一〇、五四一、二八三・三二	二、六三四、四六九・八二	一〇四、八四六・二五	二五、四一七・五七	一三、三〇六、〇〇七・〇六

（ブルガリア側書簡）

（訳文）

書簡をもって啓上いたします。本官は、本日付けの閣下の次の書簡を受領したことを確認する光栄を有します。

（日本側書簡）

本官は、更に、ブルガリア共和国政府に代わって前記の取極を確認するとともに、閣下の書簡及びこの返簡が両政府間の合意を構成するものとみなし、その合意がその効力発生のために必要なブルガリア共和国の国内手続を完了した旨の同国政府からの書面による通告を日本国政府が受領した日に効力を生ずることに同意する光栄を有します。

本官は、以上を申し進めるに際し、ここに重ねて閣下に向かって敬意を表します。

千九百九十五年一月三十一日にソフィアで

ブルガリア共和国

大蔵省次官　S・ガブリイスキー

ブルガリア共和国駐在

日本国特命全権大使　藤原武平太閣下

○外務省告示第三百三十二号

平成七年三月二十日にサン・サルヴァドルで、首都圏清掃機材整備計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がエル・サルヴァドル共和国政府との間に行われた。

1　援助の目的及び内容　首都圏清掃機材整備計画を実施するために必要な

(a)　車両及び機材並びにそれらの調達に必要な役務の供与

(b)　前記(a)の生産物の輸送に必要な役務の供与

2　贈与の限度額　七億五千三百万円

3　贈与の使用期限　平成八年三月十九日まで

4　署名者

日本側　石原重孝在エル・サルヴァドル大使

エル・サルヴァドル側　オスカル・アルフレド・サンタマリア外務大臣

平成七年五月三十日

外務大臣　河野　洋平

○外務省告示第三百三十三号

平成七年三月二十一日にリマで、ペルー共和国政府に対する贈与に関する次の概要の書簡の交換がペルー共和国政府との間に行われた。

1　援助の目的及び内容　ペルーの経済の構造改善努力推進及び債務問題を含むペルーの経済困難緩和に寄与するため、両政府の関係当局が合意する生産物及び役務を購入するための資金を贈与すること。

2　贈与額　二十億円

3　署名者

日本側　青木盛久在ペルー大使

ペルー側　ファン・カスティージャ・メサ外務大臣臨時代理

平成七年五月三十日

外務大臣　河野　洋平

○外務省告示第三百三十四号

平成七年一月十六日にアンタナナリヴォで、国道二号線三橋梁改善計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がマダガスカル共和国政府との間に行われた。

1　援助の目的及び内容　国道二号線三橋梁改善計画を実施するために必要な

(a)　橋及び関連施設の建設に必要な生産物及び役務の供与

(b)　前記(a)の生産物の輸送に必要な役務の供与

2　贈与の限度額　五億九千百万円

3　贈与の使用期限　平成八年一月十五日まで

4　署名者

日本側　岩崎允彦在マダガスカル大使

マダガスカル側　ジャック・シラ外務大臣

平成七年五月三十日

外務大臣　河野　洋平

○外務省告示第三百三十五号

平成七年三月二十一日にプノンペンで、カンボディア王国政府に対する贈与に関する次の概要の書簡の交換がカンボディア王国政府との間に行われた。

1　援助の目的及び内容　カンボディアの経済の構造改善努力推進及び債務問題を含むカンボディアの経済困難緩和に寄与するため、両政府の関係当局が合意する生産物及び役務を購入するための資金を贈与すること。

2　贈与額　二十五億円

3　署名者

日本側　今川幸雄在カンボディア大使

カンボディア側　ウン・フオット外務・国際協力大臣

平成七年五月三十日

外務大臣　河野　洋平

光栄を有します。

（日本側書簡）

本大臣は、更に、閣下の書簡に述べられた了解をチュニジア共和国政府に代わって確認する光栄を有します。

本大臣は、以上を申し進めるに際し、ここに重ねて閣下に向かって敬意を表します。

千九百九十五年二月二十七日にチュニスで

チュニジア共和国外務大臣

ハビブ・ベン・ヤヒヤ

チュニジア共和国駐在

日本国特命全権大使　原島秀毅閣下

○外務省告示第三百三十一号

平成七年一月三十一日にソフィアで、債務救済措置に関する次の書簡の交換がブルガリア共和国政府との間に行われた。

この交換公文は、平成七年三月二十三日に効力を生じた。

平成七年五月二十九日

外務大臣　河野　洋平

（日本側書簡）

（訳文）

書簡をもって啓上いたします。本使は、千九百九十四年四月十三日にパリで開催されたブルガリア共和国政府の代表者と関係債権諸国政府の代表者との間の協議において到達した結論に基づき日本国政府の代表者とブルガリア共和国政府の代表者との間で行われた最近の交渉に言及する光栄を有します。本使は、更に、当該交渉において到達した次の了解を確認する光栄を有します。

1　債務繰延方式による債務救済措置が、日本輸出入銀行及び関係民間銀行（以下「銀行」という。）により、日本国の関係法令に従ってとられることになる。

2(1)　繰り延べられる債務（以下「繰延債務」という。）は、ブルガリア外国貿易銀行株式会社が銀行に対して負う次の債務から成る。繰延債務の内訳は、この書簡の付表に掲げられる。

(a)　千九百九十四年四月一日から千九百九十五年四月三十日までの間（両期日を含む。）に弁済期限の到来したか又は到来する元本及び利子

(b)　千九百九十四年三月三十一日以前に弁済期限の到来した元本及び利子

(c)　(b)にいう債務の遅延利子であって、この書簡の付表に掲げる当初の弁済期日から千九百九十四年三月三十一日までの間（両期日を含む。）に生じたもの

(2)　繰延債務の総額は、日本円によって契約された債務については、九十億九百十二万三千六百八円（九、〇〇九、一二三、六〇八円）、また、合衆国ドルによって契約された債務については、千三百三十万六千七合衆国ドル六セント（一三、三〇六、〇〇七・〇六合衆国ドル）になる。

(3)　(2)にいう総額及びこの書簡の付表は、ブルガリア共和国政府の関係当局、ブルガリア外国貿易銀行株式会社及び銀行が行う最終的照合の後に日本国政府及びブルガリア共和国政府の関係当局間の合意により修正されることがある。

3　債務繰延べの条件は、ブルガリア共和国政府、ブルガリア外国貿易銀行株式会社及び銀行との間で締結される債務繰延契約であって、なかんずく次の原則を含むものにおいて規定される。

(1)　2(1)にいう債務の各々は、二千一年三月三十一日に始まる八回の均等半年賦払によって支払われる。

(2)　繰延債務に対する利子率は、日本円によって契約された債務については、年六・四五パーセントとし、また、合衆国ドルによって契約された債務については、適用可能なロンドン銀行間取引金利（六箇月の貸出しに適用される年利）に年〇・八一二五パーセントを加えたものとし、2(1)(a)にいう債務については、この書簡の付表に掲げる弁済期日から、2(1)(b)にいう債務及び2(1)(c)にいう遅延利子については千九百九十四年四月一日からそれぞれ適用される。

本使は、更に、この書簡及びブルガリア共和国政府に代わって前記の取極を確認される閣下の返簡が両政府間の合意を構成するものとみなし、その合意がその効力発生のために必要なブルガリア共和国の国内手続を完了した旨の同国政府からの書面による通告を日本国政府が受領した日に効力を生ずることを提案する光栄を有します。

本使は、以上を申し進めるに際し、ここに重ねて閣下に向かって敬意を表します。

千九百九十五年一月三十一日にソフィアで

ブルガリア共和国駐在

日本国特命全権大使　藤原武平太

ブルガリア共和国

大蔵省次官　S・ガブリイスキー閣下

付表

債務の内容	当初の弁済期日	額：元本	額：利子	額：遅延利子（元本分）	額：遅延利子（利子分）	額：計	小計
一　千九百八十年六月二十七日にブルガリア外国貿易銀行株式会社と銀行との間で締結された借款契約に基づいて支払われるべき元本及び利子並びにそれらの遅延利子	千九百九十三年七月七日	七〇一、一三〇、〇〇〇円	二一五、五六三、六六〇円	五〇、一九三、二二四円	一五、四三一、九九五円	九八二、三一八、八七九円	三、五九六、一二〇、九一四
	千九百九十四年一月七日	七〇一、一三〇、〇〇〇	一九一、七四四、四四六	一五、七三二、二〇四	四、三〇二、四三〇	九一二、九〇九、〇八〇	
	千九百九十四年七月七日	七〇一、一三〇、〇〇〇	一六一、六七二、六九五	〇	〇	八六二、八〇二、六九五	
	千九百九十五年一月七日	七〇一、一三〇、〇〇〇	一三六、九六〇、二六〇	〇	〇	八三八、〇九〇、二六〇	
二　千九百八十六年七月三十日にブルガリア外国貿易銀行株式会社と銀行との間で締結された借款契約に基づいて支払われるべき元本及び利子並びにそれらの遅延利子	千九百九十三年十月三十一日	六〇七、五〇〇、〇〇〇	二二八、二〇五、一八四	二一、一一一、〇四一	七、九三〇、二八六	八六四、七四六、五一一	三、二四八、一〇〇、一五一
	千九百九十四年四月三十日	六〇七、五〇〇、〇〇〇	二〇五、二〇四、二二八	〇	〇	八一二、七〇四、二二八	
	千九百九十四年十月三十一日	六〇七、五〇〇、〇〇〇	一八九、〇〇五、六二二	〇	〇	七九六、五〇五、六二二	
	千九百九十五年四月三十日	六〇七、五〇〇、〇〇〇	一六六、六四三、七九〇	〇	〇	七七四、一四三、七九〇	

5　支払われる利子については、エクアドル共和国のすべての租税及び課徴金が免除される。

6　エクアドル共和国政府は、商業上の関係債務の決済に伴って生ずる銀行手数料を支払う。

7　関係契約の条件のうちこの書簡において特に言及されていないものは、関係契約の当事者間で別段の合意がある場合を除くほか、引き続き適用されることが確認される。

8　エクアドル共和国政府は、いずれかの第三国の居住者である債権を有する者に対し債務救済措置について2(4)又は4(1)にいう条件より有利な条件を与えた場合には、当該第三国の居住者に与えられる条件より不利でない条件を債権者に直ちに与える。

本使は、閣下が前記の了解をエクアドル共和国政府に代わって確認されれば幸いであります。

本使は、以上を申し進めるに際し、ここに重ねて閣下に向かって敬意を表します。

千九百九十五年一月三十一日にキートで

エクアドル共和国駐在
日本国特命全権大使　塙哲夫

エクアドル共和国
大蔵大臣　モデスト・コレア・サン・アンドレス閣下

附属書一

3(3)にいう繰延商業債務の利子の額の算定方法の算式

$$I = A \times D \times R \times \frac{1}{365}$$

I：利子の額
A：未決済の債務の額
D：債務が決済されないままに経過した日数
R：年間の利子率

（注）

(1)　千九百九十五年三月三十一日における最初の利子の支払に関し、Dは、書簡I又はIIに定める各々の弁済期日から千九百九十五年三月三十日までの間（両期日を含む。）の日数に等しい。

(2)　最初の支払の後に引き続き行われる利子の支払については、Dは、当該支払に先立つ支払の日から当該支払の前日までの間（両期日を含む。）の日数に等しい。

附属書二

4(6)にいう支払繰予商業債務の利子の額の算定方法の算式

$$I = A \times D \times R \times \frac{1}{365}$$

I：利子の額
A：未決済の債務の額
D：債務が決済されないままに経過した日数
R：年間の利子率

（注）

(1)　千九百九十四年十二月十五日における最初の利子の支払に関し、Dは、書簡III又はIVに定める各々の弁済期日から千九百九十四年十二月十四日までの間（両期日を含む。）の日数に等しい。

(2)　最初の支払の後に引き続き行われる利子の支払については、Dは、当該支払に先立つ支払の日から当該支払の前日までの間（両期日を含む。）の日数に等しい。

（エクアドル側書簡）

（訳文）

書簡をもって啓上いたします。本大臣は、本日付けの閣下の次の書簡を受領したことを確認する光栄を有します。

（日本側書簡）

本大臣は、更に、閣下の書簡に述べられた了解をエクアドル共和国政府に代わって確認する光栄を有します。

本大臣は、以上を申し進めるに際し、ここに重ねて閣下に向かって敬意を表します。

千九百九十五年一月三十一日にキートで

エクアドル共和国
大蔵大臣　モデスト・コレア・サン・アンドレス

エクアドル共和国駐在
日本国特命全権大使　塙哲夫閣下

○外務省告示第三百三十号

平成七年二月二十七日にチュニスで、円借款の供与に関する次の書簡の交換がチュニジア共和国政府との間に行われた。

平成七年五月二十九日

外務大臣　河野　洋平

（日本側書簡）

（訳文）

書簡をもって啓上いたします。本使は、日本国とチュニジア共和国との間の友好関係及び経済協力を強化することを目的として供与される日本国の借款に関して日本国政府の代表者とチュニジア共和国政府の代表者との間で最近到達した次の了解を確認する光栄を有します。

1
(1)　七十五億七千七百万円（七、五七七、〇〇〇、〇〇〇円）の額までの円貨による借款（以下「借款」という。）が、南部地域上下水道整備計画（以下「計画」という。）の実施のため、海外経済協力基金（以下「基金」という。）により、日本国の関係法令に従って、チュニジア共和国政府に供与されることになる。

(2)　借款は、千九百九十三年六月二十五日に日本国政府より公表された開発途上国への資金協力計画の2(2)に沿って供与されることになる。

2
(1)　借款は、チュニジア共和国政府と基金との間で締結される借款契約に基づいて使用に供される。借款の条件及び使用に関する手続は、なかんずく次の原則を含むことになる前記の借款契約によって規制される。

(a)　償還期間は、七年の据置期間の後十八年とする。

(b)　利子率は、年三パーセントとする。

(c)　支出期間は、前記の借款契約の発効の日から五年とする。

(2)　(1)にいう借款契約は、基金が計画の実行可能性（環境に対する配慮を含む。）を確認した後に締結される。

(3)　(1)(c)にいう支出期間は、両政府の関係当局の同意を得て延長することができる。

3
(1)　借款は、チュニジアの実施機関が調達適格国の供給者、請負業者又はコンサルタントに対して行う支払で、計画の実施に必要な生産物又は役務の購入のために両者の間で締結されることのある契約に基づいて行われるものを対象として使用に供される。ただし、当該購入は、調達適格国において、それらの国で生産される生産物又はそれらの国から供給される役務について行われる。

(2)　(1)にいう調達適格国の範囲は、両政府の関係当局間で合意される。

(3)　借款の一部は、計画の実施のための適格な現地通貨の需要に充てるために使用することができる。

4　チュニジア共和国政府は、3(1)にいう生産物又は役務が基金の調達のためのガイドライン（国際入札の手続が適用できないか又は適当でない場合を除くほか従うべき国際入札の手続をなかんずく定める。）に従って調達されることを確保する。

5　チュニジア共和国政府は、借款に基づいて購入される生産物の海上輸送及び海上保険に関し、両国の海運会社及び海上保険会社の間の公正かつ自由な競争を妨げることのあるいかなる制限も課さない。

6　3(1)にいう生産物又は役務の供給に関連してチュニジア共和国においてその役務が必要とされる日本国民は、作業の遂行のためチュニジア共和国への入国及び同国における滞在に必要な便宜を与えられる。

7　チュニジア共和国政府は、基金について、借款及びそれから生ずる利子に対して又はそれらに関連してチュニジア共和国において課されるすべての租税又は財政課徴金を免除する。

8　チュニジア共和国政府は、次のことを確保するために必要な措置をとる。

(1)　借款が適正にかつ専ら計画のために使用されること。

(2)　借款に基づいて建設される施設がこの了解に定める目的のために適正にかつ効果的に維持され及び使用されること。

9　チュニジア共和国政府は、要請に応じ、日本国政府及び基金に対し、計画の進捗状況に関する情報及び資料を提供する。

10　両政府は、この了解から又はそれに関連して生ずることのあるいかなる事項についても相互に協議する。

本使は、閣下が前記の了解をチュニジア共和国政府に代わって確認されれば幸いであります。

本使は、以上を申し進めるに際し、ここに重ねて閣下に向かって敬意を表します。

千九百九十五年二月二十七日にチュニスで

チュニジア共和国駐在
日本国特命全権大使　原島秀毅

チュニジア共和国外務大臣
ハビブ・ベン・ヤヒヤ閣下

（チュニジア側書簡）

（訳文）

書簡をもって啓上いたします。本大臣は、本日付けの閣下の次の書簡を受領したことを確認する

1

(1)　この取極は、一方においてエクアドル共和国政府及び政府企業並びにエクアドルの民間企業及び個人（以下「債務者」という。）と他方において日本国の居住者である関係債権者（以下「債権者」という。）との間で契約され、日本国政府が保険を引き受けた商業上の債務の元本及び利子（以下「繰延商業債務」と総称する。）であって、次に掲げるものの総額に適用される。

(a)　日本国政府が保険を引き受けたエクアドルの商業上の債務についての債務救済措置に関し千九百八十五年九月十一日に日本国政府とエクアドル共和国政府との間で交換された書簡（以下「書簡I」という。）により行われた取極に従って繰り延べられた債務に関し、

(i)　千九百九十四年六月三十日以前に弁済期限の到来した未払の元本及び繰延利子

(ii)　千九百九十四年七月一日から千九百九十四年十二月三十一日までの間（両期日を含む。）に弁済期限の到来した元本及び繰延利子

(注)　千九百八十五年九月十一日に日本国政府とエクアドル共和国政府との間で交換された書簡により行われた取極は、合意により千九百八十八年十二月二十七日に修正されたことが確認される。

(b)　日本国政府が保険を引き受けたエクアドルの商業上の債務についての債務救済措置に関し千九百八十八年十二月二十七日に日本国政府とエクアドル共和国政府との間で交換された書簡（以下「書簡II」という。）により行われた取極に従って繰り延べられた債務に関し、

(i)　千九百九十四年六月三十日以前に弁済期限の到来した未払の元本及び繰延利子

(ii)　千九百九十四年七月一日から千九百九十四年十二月三十一日までの間（両期日を含む。）に弁済期限の到来した元本及び繰延利子

(2)　繰延商業債務は、日本円によって契約されたもの及び合衆国ドルによって契約されたものから成る。

(a)　(1)(a)(i)にいう債務の総額は、日本円によって契約された債務については、四億五千六百五十四万六千九百九十一円（四五六、五四六、九九一円）、また、合衆国ドルによって契約された債務については、二百六十八万千三百十五合衆国ドル二十一セント（二、六八一、三一五・二一合衆国ドル）と見積もられる。

(b)　(1)(a)(ii)にいう債務の総額は、日本円によって契約された債務については、八千四百二十万九千二十一円（八四、二〇九、〇二一円）、また、合衆国ドルによって契約された債務については、五十四万五千八十合衆国ドル六十四セント（五四五、〇八〇・六四合衆国ドル）と見積もられる。

(c)　(1)(b)(i)にいう債務の総額は、日本円によって契約された債務については、六億五千四十八万六千三百五十五円（六五〇、四八六、三五五円）、また、合衆国ドルによって契約された債務については、四百二万六百三十六合衆国ドル四十六セント（四、〇二〇、六三六・四六合衆国ドル）と見積もられる。

(d)　(1)(b)(ii)にいう債務の総額は、日本円によって契約された債務については、四億三千三百七十六万千八百二十一円（四三三、七六一、八二一円）、また、合衆国ドルによって契約された債務については、二百五十万二千百二十四合衆国ドル九十セント（二、五〇二、一二四・九〇合衆国ドル）と見積もられる。

(3)　(2)(a)、(b)、(c)及び(d)にいう総額は、日本国政府及びエクアドル共和国政府の関係当局が行う最終的照合の後に両政府の関係当局間の合意により修正されることがある。

2

(1)　エクアドル共和国政府は、エクアドル中央銀行を通じて、繰延商業債務を決済するため(4)に定める支払計画（以下「支払計画」という。）に従って行われる支払の額及び日付を日本国政府に通告する。

(2)　エクアドル共和国政府は、繰延商業債務の総額を支払計画に従いエクアドル中央銀行を通じ関係契約によって指定された通貨により債権者に支払う。

(3)　日本国政府は、商業上の関係債務が支払計画に従って行われる支払により決済されることを容易にするため、日本国において施行されている関係法令の範囲内で可能な措置をとる。

(4)　繰延商業債務は、二千三年三月三十一日に始まる十四回の均等半年賦払によって支払われる。

3

(1)　エクアドル共和国政府は、商業上の関係債務の各々について、当該債務が決済されていない限り、(3)に定めるところにより算定される利子を次の計画に従って債権者に支払う。

最初の支払は、千九百九十五年三月三十一日に行われる。最初の支払の後に引き続き行われる支払は、千九百九十五年九月三十日に始まり、毎年三月三十一日及び九月三十日に行われる。

(2)　繰延商業債務に対する支払計画上の利子率は、日本円によって契約されたものについては、年六・九パーセント、合衆国ドルによって契約されたものについては、年八パーセントとする。

(3)　支払われる利子の額は、未決済の債務の額に当該債務が決済されないまま経過した日数及び一日当たりの適用可能な利子率を乗じて算定される。一日当たりの利子率は、(2)にいう利子率を三百六十五で除して算定される。前記の算定方法を算式で表したものが、この書簡の附属書一に掲げられる。

(4)　エクアドル共和国政府は、支払計画（(1)に掲げる利子の支払計画を含む。）上の支払が遅延した場合には、未払額から生ずる遅延利子を(2)にいう利子率に年一パーセントを加えた利子率によって支払う。

4

(1)　日本国政府が保険を引き受けたエクアドルの商業上の債務に関する債務救済措置に関して、千九百九十年五月九日及び千九百九十二年八月四日に日本国政府とエクアドル共和国政府との間で交換された書簡（以下それぞれ「書簡III」及び「書簡IV」という。）により行われた取極に従い繰り延べられた商業上の債務に関し、千九百九十四年六月三十日以前に弁済期限が到来し、かつ、同日までに支払われなかった繰延利子（以下「支払猶予商業債務」という。）の総額は、次の計画に従って支払われることが確認される。

(a)　千九百九十四年十二月十五日以前に支払われるべき総額の二十五パーセントは、同日に支払われた。

(b)　総額の二十五パーセントは、千九百九十五年一月三十一日以前

(c)　総額の二十五パーセントは、千九百九十五年四月三十日以前

(d)　総額の残り二十五パーセントは、千九百九十五年七月三十日以前

(2)　支払猶予商業債務の総額は、日本円によって契約された債務については、二億五千三百五十五万七百九十八円（二五三、五五〇、七九八円）、また、合衆国ドルによって契約された債務については、二百二十五万千百五十八合衆国ドル二十二セント（二、二五一、一五八・二二合衆国ドル）と見積もられる。

(3)　(2)にいう総額は、日本国政府及びエクアドル共和国政府の関係当局が行う最終的照合の後に両政府の関係当局間の合意により修正されることがある。

(4)　エクアドル共和国政府は、支払猶予商業債務の各々について、当該債務が決済されていない限り、千九百九十四年十二月十五日、千九百九十五年一月三十一日、千九百九十五年四月三十日及び千九百九十五年七月三十一日に(6)に定められるところにより算定される利子を債権者に支払う。

(5)　支払猶予商業債務の利子率は、日本円によって契約された債務については、年六・九パーセントとし、合衆国ドルによって契約された債務については、年八パーセントとする。

(6)　支払われる利子の額は、未決済の債務の額に当該債務が決済されないまま経過した日数及び一日当たりの適用可能な利子率を乗じて算定される。一日当たりの利子率は、(5)にいう利子率を三百六十五で除して算定される。前記の算定方法を算式で表したものが、この書簡の附属書二に掲げられる。

(7)　エクアドル共和国政府は、(1)にいう支払計画（(4)に掲げる利子の支払計画を含む。）上の支払が遅延した場合には、未払額から生ずる遅延利子を(5)にいう利子率に年一パーセントを加えた利子率によって支払う。

債務の内容	弁済期日	額
3　千九百八十八年十二月二十七日に日本国政府とエクアドル共和国政府との間で交換された書簡に基づくエクアドル共和国政府と銀行との間の債務繰延契約（円借款分）に従って支払われるべき元本及び繰延利子	千九百九十三年一月三十一日	二二、〇八五、八五四円
	千九百九十三年七月三十一日	二一、七二五、七五八円
	千九百九十四年一月三十一日	一一二、一一二、八五四円
	千九百九十四年七月三十一日	一〇九、一八五、七五六円
小計		二六五、一一〇、二二二円
4　千九百八十五年九月十一日に日本国政府とエクアドル共和国政府との間で交換された書簡に基づくエクアドル電力庁と銀行との間の債務繰延契約に従って支払われるべき元本及び繰延利子	千九百九十三年一月一日	三七、三〇五、八六九円
	千九百九十三年七月一日	三五、八六三、三〇七円
	千九百九十四年一月一日	一六、五五三、一〇七円
	千九百九十四年七月一日	一五、九〇〇、二六六円
小計		一〇五、六二二、五四九円
5　千九百八十八年十二月二十七日に日本国政府とエクアドル共和国政府との間で交換された書簡に基づくエクアドル電力庁と銀行との間の債務繰延契約に従って支払われるべき元本及び繰延利子	千九百九十三年一月三十一日	二六、九九一、八三三円
	千九百九十三年七月三十一日	二六、五五一、七四九円
	千九百九十四年一月三十一日	一一二、九〇二、八三三円
	千九百九十四年七月三十一日	一〇九、二六八、五六五円
小計		二七五、七一三、九八〇円
6　千九百八十八年十二月二十七日に日本国政府とエクアドル共和国政府との間で交換された書簡に基づくエクアドル共和国政府と銀行との間の債務繰延契約に従って支払われるべき元本及び繰延利子	千九百九十三年一月三十一日	五、六三八、〇三三円
	千九百九十三年七月三十一日	五、五四六、一〇九円
	千九百九十四年一月三十一日	三〇、四九二、〇三三円
	千九百九十四年七月三十一日	二九、四七五、七四四円
小計		七一、一五一、九一九円
総計		一、二七二、五一二、七八八円

付表二

債務の内容	弁済期日	額
1　千九百九十年五月九日に日本国政府とエクアドル共和国政府との間で交換された書簡に基づくエクアドル共和国政府と銀行との間の債務繰延契約（円借款分）に従って支払われるべき繰延利子	千九百九十三年五月三十一日	二一、九九八、四一五円
	千九百九十三年十一月三十日	二二、一一九、二八六円
	千九百九十四年五月三十一日	二一、九九八、四一五円
小計		六六、一一六、一一六円
2　千九百九十二年八月四日に日本国政府とエクアドル共和国政府との間で交換された書簡に基づくエクアドル共和国政府と銀行との間の債務繰延契約（円借款分）に従って支払われるべき繰延利子	千九百九十三年十二月三十一日	二二、三九〇、〇三八円
	千九百九十四年六月三十日	二二、〇二四、九八三円
小計		四四、四一五、〇二一円
3　千九百九十年五月九日に日本国政府とエクアドル共和国政府との間で交換された書簡に基づくエクアドル共和国政府と銀行との間の債務繰延契約に従って支払われるべき繰延利子	千九百九十三年五月三十一日	四、六二四、五九四円
	千九百九十三年十一月三十日	四、六五〇、〇〇四円
	千九百九十四年五月三十一日	四、六二四、五九四円
小計		一三、八九九、一九二円
4　千九百九十二年八月四日に日本国政府とエクアドル共和国政府との間で交換された書簡に基づくエクアドル共和国政府と銀行との間の債務繰延契約に従って支払われるべき繰延利子	千九百九十三年十二月三十一日	三、〇九六、八五一円
	千九百九十四年六月三十日	三、〇四六、三五九円
小計		六、一四三、二一〇円
5　千九百九十年五月九日に日本国政府とエクアドル共和国政府との間で交換された書簡に基づくエクアドル電力庁と銀行との間の債務繰延契約に従って支払われるべき繰延利子	千九百九十三年五月三十一日	二四、八一九、二八二円
	千九百九十三年十一月三十日	二四、九五五、六五二円
	千九百九十四年五月三十一日	二四、八一九、二八二円
小計		七四、五九四、二一六円
6　千九百九十二年八月四日に日本国政府とエクアドル共和国政府との間で交換された書簡に基づくエクアドル電力庁と銀行との間の債務繰延契約に従って支払われるべき繰延利子	千九百九十三年十二月三十一日	二一、九六三、二〇二円
	千九百九十四年六月三十日	二一、六〇五、一〇六円
小計		四三、五六八、三〇八円
総計		二四八、七三六、〇六三円

（エクアドル側書簡）

（訳文）

書簡をもって啓上いたします。本大臣は、本日付けの閣下の次の書簡を受領したことを確認する光栄を有します。

（日本側書簡）

本大臣は、更に、閣下の書簡に述べられた了解をエクアドル共和国政府に代わって確認する光栄を有します。

本大臣は、以上を申し進めるに際し、ここに重ねて閣下に向かって敬意を表します。

千九百九十五年一月三十一日にキートで

エクアドル共和国

大蔵大臣　モデスト・コレア・サン・アンドレス

エクアドル共和国駐在

日本国特命全権大使　塙哲夫閣下

（商業上の債務についての債務救済措置に関する日本国政府とエクアドル共和国政府との間の交換公文）

（日本側書簡）

（訳文）

書簡をもって啓上いたします。本使は、千九百九十四年六月二十七日にパリで開催されたエクアドル共和国政府の代表者と関係債権諸国政府の代表者との間の協議において到達した結論に基づき日本国政府の代表者とエクアドル共和国政府の代表者との間で行われた最近の交渉に言及する光栄を有します。本使は、更に、当該交渉において到達した次の了解を確認する光栄を有します。

付表二

債務の内容	弁済期日	額
1 千九百九十年五月九日に日本国政府とエクアドル共和国政府との間で交換された書簡に基づくエクアドル共和国政府と基金との間の債務繰延契約に従って支払われるべき繰延利子	千九百九十三年五月三十一日	四五、一二九、五五一円
	千九百九十三年十一月三十日	四五、三七七、五一五円
	千九百九十四年五月三十一日	四五、一二九、五五一円
小計		一三五、六三六、六一七円
2 千九百九十二年八月四日に日本国政府とエクアドル共和国政府との間で交換された書簡に基づくエクアドル共和国政府と基金との間の債務繰延契約に従って支払われるべき繰延利子	千九百九十三年十二月三十一日	五二、三一六、五八八円
	千九百九十四年六月三十日	六一、八九〇、八六五円
小計		一一四、二〇七、四五三円
総計		二四九、八四四、〇七〇円

（エクアドル側書簡）

（訳文）

書簡をもって啓上いたします。本大臣は、本日付けの閣下の次の書簡を受領したことを確認する光栄を有します。

（日本側書簡）

本大臣は、更に、閣下の書簡に述べられた了解をエクアドル共和国政府に代わって確認する光栄を有します。

本大臣は、以上を申し進めるに際し、ここに閣下に向かって敬意を表します。

千九百九十五年一月三十一日にキートで

エクアドル共和国
大蔵大臣　モデスト・コレア・サン・アンドレス

エクアドル共和国駐在
日本国特命全権大使　塙哲夫閣下

（日本輸出入銀行関係の債務救済措置に関する日本国政府とエクアドル共和国政府との間の交換公文）

（日本側書簡）

（訳文）

書簡をもって啓上いたします。本使は、千九百九十四年六月二十七日にパリで開催されたエクアドル共和国政府の代表者と関係債権諸国政府の代表者との間の協議において到達した結論に基づき日本国政府の代表者とエクアドル共和国政府の代表者との間で行われた最近の交渉に言及する光栄を有します。本使は、更に、当該交渉において到達した次の了解を確認する光栄を有します。

1　債務繰延方式による債務救済措置が、日本輸出入銀行及び関係民間銀行（以下「銀行」という。）により、日本国の関係法令に従ってとられることになる。

2(1)　繰り延べられる債務（以下「繰延債務」という。）は、エクアドル共和国政府及びエクアドル電力庁が銀行に対して負う次の債務であってこの書簡の付表一（以下「付表一」という。）に掲げるものから成る。

(a)　過去に繰り延べられなかった債務の元本及び利子であって、

(i)　千九百九十四年六月三十日以前に弁済期限の到来した未払のもの

(ii)　千九百九十四年七月一日から千九百九十四年十二月三十一日までの間（両期日を含む。）に弁済期限の到来したもの

(b)　千九百八十五年九月十一日及び千九百八十八年十二月二十七日に日本国政府とエクアドル共和国政府との間で交換された書簡により行われた取極に従って繰り延べられた債務の元本及び利子であって、

(i)　千九百九十四年六月三十日以前に弁済期限の到来した未払のもの

(ii)　千九百九十四年七月一日から千九百九十四年十二月三十一日までの間（両期日を含む。）に弁済期限の到来したもの

(注)　千九百八十五年九月十一日に日本国政府とエクアドル共和国政府との間で交換された書簡により行われた取極は、合意により千九百八十八年十二月二十七日に修正されたことが確認される。

(2)　繰延債務の総額は、十二億七千二百五十一万二千七百八十八円（一、二七二、五一二、七八八円）になる。

(3)　(2)にいう総額及び付表一は、エクアドル電力庁及びエクアドル共和国政府の関係当局、銀行が行う最終的照合の後に日本国政府及びエクアドル共和国政府の関係当局間の合意により修正されることがある。

3　債務繰延べの条件は、一方においてエクアドル共和国政府及びエクアドル電力庁と他方において銀行との間で締結される債務繰延契約であって、なかんずく次の原則を含むものにおいて規定される。

(1)(a)　付表一の1、2及び3に掲げる債務の各々は、二千五年三月三十一日に始まる二十回の均等半年賦払によって支払われる。

(b)　付表一の4、5及び6に掲げる債務の各々は、二千三年三月三十一日に始まる十四回の均等半年賦払によって支払われる。

(2)(a)　付表一に掲げる各々の弁済期日から千九百九十四年六月三十日までの間（両期日を含む。）に適用される繰延債務の利子率は、それぞれ当初の関係借款契約又は関係債務繰延契約に定める利子率に等しいものとする。

(b)　付表一に掲げる各々の弁済期日又は千九百九十四年七月一日のいずれか遅い時点から適用される繰延債務の利子率は、付表一の1、2及び3に掲げる債務については年五・二パーセント、付表一の4、5及び6に掲げる債務については年六・五パーセントとする。

4　千九百九十年五月九日及び千九百九十二年八月四日に日本国政府とエクアドル共和国政府との間で交換された書簡により行われた取極に従って繰り延べられた債務に関し、千九百九十四年六月三十日以前に弁済期限が到来し、かつ、同日までに支払われなかった利子であってこの書簡の付表二に掲げるものの総額は、次の支払計画に従って支払われることが確認される。

(1)　千九百九十四年十一月三十日以前に支払われるべき総額の二十五パーセントは、同日に支払われた。

(2)　総額の二十五パーセントは、千九百九十五年一月三十一日以前

(3)　総額の二十五パーセントは、千九百九十五年四月三十日以前

(4)　総額の二十五パーセントは、千九百九十五年七月三十一日以前

本使は、閣下が前記の了解をエクアドル共和国政府に代わって確認されれば幸いであります。

本使は、以上を申し進めるに際し、ここに重ねて閣下に向かって敬意を表します。

千九百九十五年一月三十一日にキートで

エクアドル共和国駐在
日本国特命全権大使　塙哲夫

エクアドル共和国
大蔵大臣　モデスト・コレア・サン・アンドレス閣下

付表一

債務の内容	弁済期日	額
1 千九百七十四年三月二十七日に日本国政府とエクアドル共和国政府との間で交換された書簡に基づく円借款の供与についてのエクアドル共和国政府と銀行との間の借款契約に従って支払われるべき元本及び契約上の利子	千九百九十三年六月七日	一一二、八四二、四三九円
	千九百九十三年十二月七日	一一〇、四四一、二〇九円
	千九百九十四年六月七日	一〇七、九五九、六九五円
	千九百九十四年十二月七日	一〇五、五二九、七三五円
小計		四三六、七七三、一七八円
2 千九百八十五年九月十一日に日本国政府とエクアドル共和国政府との間で交換された書簡に基づくエクアドル共和国政府と銀行との間の債務繰延契約（円借款分）に従って支払われるべき元本及び繰延利子	千九百九十三年一月一日	四一、三六六、五四九円
	千九百九十三年七月一日	四〇、二二〇、四二九円
	千九百九十四年一月一日	一八、五三九、六四八円
	千九百九十四年七月一日	一八、〇一四、三一四円
小計		一一八、一四〇、九四〇円

代化計画の実施に係る円貨による借款の支出期間がジョルダン・ハシェミット王国政府と海外経済協力基金との間の合意により平成九年四月十二日まで延長される旨の口上書の交換が、ジョルダン・ハシェミット王国政府との間に行われた。

平成七年五月二十三日

外務大臣臨時代理
国務大臣　五十嵐広三

○外務省告示第三百二十八号

平成七年三月二十二日にヤンゴンで、食糧増産援助に関する次の概要の書簡の交換がミャンマー連邦政府との間に行われた。

1　援助の目的及び内容　食糧生産の増大に寄与するための農業物資及びその輸送に必要な役務の供与

2　贈与の限度額　十億円

3　贈与の使用期限　平成八年三月二十一日まで

4　署名者

日本側　田島高志在ミャンマー大使

ミャンマー側　D・O・エーベル国家計画・経済開発大臣

平成七年五月二十五日

外務大臣臨時代理
国務大臣　五十嵐広三

○外務省告示第三百二十九号

平成七年一月三十一日にキートで、債務救済措置に関する次の三の書簡の交換がエクアドル共和国政府との間に行われた。

平成七年五月二十五日

外務大臣臨時代理
国務大臣　五十嵐広三

（海外経済協力基金関係の債務救済措置に関する日本国政府とエクアドル共和国政府との間の交換公文）

（日本側書簡）

（訳文）

書簡をもって啓上いたします。本使は、千九百九十四年六月二十七日にパリで開催されたエクアドル共和国政府の代表者と関係債権諸国政府の代表者との間の協議において到達した結論に基づき日本国政府の代表者とエクアドル共和国政府の代表者との間で行われた最近の交渉に言及する光栄を有します。本使は、更に、当該交渉において到達した次の了解を確認する光栄を有します。

1　債務繰延方式による債務救済措置が、海外経済協力基金（以下「基金」という。）により、日本国の関係法令に従ってとられることになる。

2

(1)　繰り延べられる債務（以下「繰延債務」という。）は、エクアドル共和国政府が基金に対して負う次の債務であってこの書簡の付表一に掲げるものから成る。

(a)　過去に繰り延べられなかった債務の元本及び利子であって、

(i)　千九百九十四年六月三十日以前に弁済期限の到来した未払のもの

(ii)　千九百九十四年七月一日から千九百九十四年十二月三十一日までの間（両期日を含む。）に弁済期限の到来したもの

(b)　千九百八十五年九月十一日及び千九百八十八年十二月二十七日に日本国政府とエクアドル共和国政府との間で交換された書簡により行われた取極に従って繰り延べられた債務の元本及び利子であって、

(i)　千九百九十四年六月三十日以前に弁済期限の到来した未払のもの

(ii)　千九百九十四年七月一日から千九百九十四年十二月三十一日までの間（両期日を含む。）に弁済期限の到来したもの

(注)　千九百八十五年九月十一日に日本国政府とエクアドル共和国政府との間で交換された書簡により行われた取極は、合意により千九百八十八年十二月二十七日に修止されたことが確認される。

(2)　繰延債務の総額は、二十二億八千七百八十三万五千八百八十五円（二、三八七、八三五、八八五円）になる。

(3)　(2)にいう総額及びこの書簡の付表一は、エクアドル共和国政府の関係当局及び基金が行う最終的照合の後に日本国政府及びエクアドル共和国政府の関係当局間の合意により修正されることがある。

3　債務繰延べの条件は、エクアドル共和国政府と基金との間で締結される債務繰延契約であって、なかんずく次の原則を含むものにおいて規定される。

(1)　繰延債務を構成する債務の各々は、二千五年三月三十一日に始まる二十回の均等半年賦払によって支払われる。

(2)　繰延債務に対してそれぞれこの書簡の付表一に掲げる弁済期日から適用される利子率は、年五・一パーセントとする。

4

(1)　千九百九十年五月九日及び千九百九十二年八月四日に日本国政府とエクアドル共和国政府との間で交換された書簡により行われた取極に従って繰り延べられた債務に関し、千九百九十四年六月三十日以前に弁済期限が到来し、かつ、同日までに支払われなかった利子であってこの書簡の付表二に掲げるものの総額（以下「支払猶予債務」という。）は、次の支払計画に従って支払われることが確認される。

(a)　千九百九十四年十一月三十日以前に支払われるべき総額の二十五パーセントは、同日に支払われた。

(b)　総額の二十五パーセントは、千九百九十五年一月三十一日以前

(c)　総額の二十五パーセントは、千九百九十五年四月三十日以前

(d)　総額の二十五パーセントは、千九百九十五年七月三十一日以前

(2)　支払猶予債務に対してそれぞれこの書簡の付表二に掲げる弁済期日から利子が課され、その利子率は、3(2)にいう利子率と同等の率とする。

本使は、閣下が前記の了解をエクアドル共和国政府に代わって確認されれば幸いであります。

本使は、以上を申し進めるに際し、ここに閣下に向かって敬意を表します。

千九百九十五年一月三十一日にキートで

エクアドル共和国駐在
日本国特命全権大使　墳哲夫

エクアドル共和国
大蔵大臣　モデスト・コレア・サン・アンドレス閣下

付表一

債務の内容	弁済期日	額
1　千九百七十七年三月二十一日に日本国政府とエクアドル共和国政府との間で交換された書簡に基づく円借款の供与についてのエクアドル共和国政府と基金との間の借款契約に従って支払われるべき元本及び契約上の利子	千九百九十三年一月二十日	三六〇、八七二、二四一円
	千九百九十三年七月二十日	三五二、五四一、三八三円
	千九百九十四年一月二十日	三四六、三四二、五九二円
	千九百九十四年七月二十日	三三八、二四八、六三一円
小計		一、三九八、〇〇四、八四七円
2　千九百八十五年九月十一日に日本国政府とエクアドル共和国政府との間で交換された書簡に基づくエクアドル共和国政府と基金との間の債務繰延契約に従って支払われるべき元本及び繰延利子	千九百九十三年一月一日	一三〇、四四四、四九七円
	千九百九十三年七月一日	一三一、八一三、七六九円
	千九百九十四年一月一日	七三、九〇二、三二三円
	千九百九十四年七月一日	七二、〇二四、三四八円
小計		四〇八、一八四、九三七円
3　千九百八十八年十二月二十七日に日本国政府とエクアドル共和国政府との間で交換された書簡に基づくエクアドル共和国政府と基金との間の債務繰延契約に従って支払われるべき元本及び繰延利子	千九百九十三年一月三十一日	四七、三三八、八八二円
	千九百九十三年七月三十一日	四六、五六七、〇五三円
	千九百九十四年一月三十一日	二四六、八五五、三七五円
	千九百九十四年七月三十一日	二四〇、八八四、七九一円
小計		五八一、六四六、一〇一円
総計		二、三八七、八三五、八八五円

平成七年五月二十二日

外務大臣　河野　洋平

○外務省告示第三百二十二号

平成七年三月二十八日にパリキールで、チューク州零細漁業振興計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がミクロネシア連邦政府との間に行われた。

1　援助の目的及び内容　チューク州零細漁業振興計画を実施するために必要な

(a)　水揚げ施設及び関連施設の建設に必要な生産物及び役務の供与

(b)　車両及びその調達に必要な役務の供与

(c)　機材及びその据付けに必要な役務の供与

(d)　前記(a)、(b)及び(c)の生産物の輸送に必要な役務の供与

2　贈与の限度額　一億千六百万円

3　贈与の使用期限　平成八年三月二十七日まで

4　署名者

日　本　側　西川駐在ミクロネシア臨時代理大使

ミクロネシア側　レシオ・S・モーゼス外務大臣

平成七年五月二十二日

外務大臣　河野　洋平

○外務省告示第三百二十三号

平成七年三月二十一日にマナグアで、大西洋北部零細漁業開発計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がニカラグア共和国政府との間に行われた。

1　援助の目的及び内容　大西洋北部零細漁業開発計画を実施するために必要な

(a)　車両、機材及びボート並びにそれらの調達に必要な役務の供与

(b)　前記(a)の生産物の輸送に必要な役務の供与

2　贈与の限度額　三億九千八百万円

3　贈与の使用期限　平成八年三月二十日まで

4　署名者

日　本　側　宮本吉範在ニカラグア大使

ニカラグア側　ヘラルド・ペラルタ・マジョルガ対外協力大臣臨時代理

平成七年五月二十二日

外務大臣　河野　洋平

○外務省告示第三百二十四号

平成七年三月二十一日にマナグアで、生活困窮者支援計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がニカラグア共和国政府との間に行われた。

1　援助の目的及び内容　生活困窮者支援計画を実施するために必要な

(a)　亜鉛鉄板の供与

(b)　前記(a)の生産物の輸送に必要な役務の供与

2　贈与の限度額　三億千四百万円

3　贈与の使用期限　平成八年三月二十日まで

4　署名者

日　本　側　宮本吉範在ニカラグア大使

ニカラグア側　ヘラルド・ペラルタ・マジョルガ対外協力大臣臨時代理

平成七年五月二十二日

外務大臣　河野　洋平

○外務省告示第三百二十五号

別表上欄に掲げる無償資金協力（経済構造改善努力支援）に係る取極に基づく贈与の使用期限は、それぞれ別表中欄の日に行われた口上書の交換により別表下欄の日まで延長された。

平成七年五月二十三日

外務大臣臨時代理

国務大臣　五十嵐広三

取　　　極	贈与の使用期限の延長のための口上書等の交換の日付	延長後の贈与の使用期限
経済構造改善努力支援に関する日本国政府とインドネシア共和国政府との間の交換公文（平成四年一月二十一日付け）	平成六年二月二十四日	平成六年八月二十六日
経済構造改善努力支援に関する日本国政府とインドネシア共和国政府との間の交換公文（平成四年一月二十一日付け）	平成六年八月二十四日	平成六年十一月二十六日
経済構造改善努力支援に関する日本国政府とエティオピア政府との間の交換公文（平成五年三月十八日付け）	平成六年三月二十八日	平成六年九月二十九日
経済構造改善努力支援に関する日本国政府とエル・サルヴァドル共和国政府との間の交換公文（平成五年三月十九日付け）	平成六年三月十五日	平成六年九月二十九日
経済構造改善努力支援に関する日本国政府とギニア共和国政府との間の交換公文（平成四年十一月六日付け）	平成六年六月八日	平成六年十二月九日
経済構造改善努力支援に関する日本国政府とギニア・ビサオ共和国政府との間の交換公文（平成五年一月十三日付け）	平成六年三月二十五日	平成六年九月二十八日
経済構造改善努力支援に関する日本国政府とサントメ・プリンシペ民主共和国政府との間の交換公文（平成四年十二月七日付け）	平成六年七月二十九日	平成七年二月一日
経済構造改善努力支援に関する日本国政府とジンバブエ共和国政府との間の交換公文（平成四年六月二十六日付け）	平成六年二月二十八日	平成六年九月二日
経済構造改善努力支援に関する日本国政府と象牙海岸共和国政府との間の交換公文（平成四年十一月二十八日付け）	平成六年五月十七日	平成六年十一月二十日
経済構造改善努力支援に関する日本国政府とタンザニア連合共和国政府との間の交換公文（平成三年十二月五日付け）	平成六年二月二十八日	平成六年九月一日
経済構造改善努力支援に関する日本国政府とタンザニア連合共和国政府との間の交換公文（平成四年十一月二十三日付け）	平成六年七月二十二日	平成七年一月二十四日
経済構造改善努力支援に関する日本国政府とニカラグァ共和国政府との間の交換公文（平成五年三月十九日付け）	平成六年三月二十四日	平成六年九月二十八日
経済構造政善努力支援に関する日本国政府とブルンディ共和国政府との間の交換公文（平成四年三月二十三日付け）	平成六年三月三十一日	平成六年九月三十日
経済構造改善努力支援に関する日本国政府とマダガスカル共和国政府との間の交換公文（平成五年三月十九日付け）	平成六年三月十九日	平成六年十二月二十九日
経済構造改善努力支援に関する日本国政府とモーリタニア・イスラム共和国政府との間の交換公文（平成四年十二月十五日付け）	平成六年七月二十四日	平成七年一月二十六日
経済構造改善努力支援に関する日本国政府とモンゴル国政府との間の交換公文（平成四年五月二十八日付け）	平成六年四月二十七日	平成六年十月二十七日
経済構造改善努力支援に関する日本国政府とモンゴル国政府との間の交換公文（平成四年五月二十八日付け）	平成六年十月二十六日	平成七年三月三十一日
経済構造改善努力支援に関する日本国政府とルワンダ共和国政府との間の交換公文（平成四年三月四日付け）	平成六年三月十日	平成六年九月十二日

○外務省告示第三百二十六号

平成七年四月十九日にポート・モレスビーで、円借款の供与に関する日本国政府とパプア・ニューギニア政府との間の昭和六十三年八月二十五日付けの交換公文に従ってパプア・ニューギニア政府に供与されることになった農業振興開発計画の実施に係る円貨による借款の支出期間がパプア・ニューギニア政府と海外経済協力基金との間の合意により平成十年四月二十日まで延長される旨の口上書の交換が、パプア・ニューギニア政府との間に行われた。

平成七年五月二十三日

外務大臣臨時代理

国務大臣　五十嵐広三

○外務省告示第三百二十七号

平成七年四月十日にアンマンで、円借款の供与に関する日本国政府とジョルダン・ハシェミット王国政府との間の昭和六十三年九月二十一日付けの交換公文に従ってジョルダン・ハシェミット王国政府に供与されることになった北ゴール灌漑近

MP1865290	95.01.04	95.04.01
MP1880121	95.01.04	95.04.14
MP1884167	95.01.12	95.04.05
MP1884554	95.01.13	95.04.05
MP1908959	95.01.04	95.04.05
MP1934679	94.12.28	95.04.19
MP1936223	95.01.05	95.04.28
MP1942257	95.01.13	95.04.26
MP2053666	95.01.20	95.04.20
MP2065723	95.01.11	95.04.11
MP2085116	95.01.12	95.04.07
MP2101958	95.02.02	95.02.27
MP2137908	95.01.25	95.04.21
MP2151997	95.02.06	95.04.04
MP2154796	95.01.13	95.04.21
MP2171555	95.01.26	95.04.13
MP2179378	95.01.11	95.04.05
MP2192347	95.01.17	95.04.27
MP2203256	95.01.25	95.02.09
MP2207967	95.02.01	95.04.10
MP2238181	95.01.23	95.04.17
MP2238262	95.01.23	95.04.27
MP2240587	95.01.25	95.04.03
MP2240588	95.01.25	95.04.03
MP2240589	95.01.25	95.04.03
MP2240590	95.01.25	95.04.03
MP2259243	95.01.24	95.04.18
MP2282481	95.02.03	95.04.21
MP2284145	95.01.25	95.04.11
MP2285093	95.01.19	95.02.15
MP2289465	95.01.31	95.02.27
MP2294543	95.01.26	95.04.19
MP2295607	95.01.31	95.02.16
MP2299725	95.02.09	95.04.17
MP2300460	95.01.27	95.04.25
MP2302097	95.02.13	95.04.26
MP2313688	95.01.23	95.04.05
MP2317553	95.01.30	95.04.27
MP2319444	95.02.02	95.04.03
MP2323096	95.01.25	95.04.21
MP2327099	95.01.25	95.04.21
MP2330203	95.01.24	95.04.18
MP2341917	95.02.16	95.04.06
MP2341950	95.02.16	95.04.17
MP2345632	95.02.14	95.04.11
MP2358011	95.02.06	95.03.30
MP2362267	95.02.09	95.04.07
MP2387974	95.02.02	95.04.17
MP2404779	95.03.07	95.04.12
MP2412441	95.02.13	95.04.07
MP2427383	95.02.16	95.04.19
MP2454975	95.02.14	95.04.28
MP2471426	95.02.07	95.04.21
MP2481657	95.02.16	95.04.18
MP2504183	95.02.06	95.04.19
MP2525476	95.02.06	95.04.17
MP2531440	95.02.06	95.04.26
MP2556194	95.02.21	95.04.03
MP2561696	95.02.13	95.02.24
MP2564907	95.02.17	95.04.20
MP2568140	95.02.23	95.04.17
MP2570252	95.02.27	95.04.19
MP2571061	95.02.28	95.04.24
MP2574186	95.02.08	95.04.21
MP2578973	95.02.15	95.03.31
MP2581015	95.02.17	95.04.18
MP2600618	95.02.23	95.04.11
MP2608958	95.02.13	95.04.11
MP2617080	95.02.20	95.03.31
MP2618120	95.02.21	95.04.18
MP2618195	95.02.21	95.04.03
MP2623786	95.02.28	95.04.04
MP2623787	95.02.28	95.04.04
MP2623788	95.02.28	95.04.04
MP2623789	95.02.28	95.04.04
MP2634260	95.02.22	95.04.21
MP2640739	95.02.17	95.04.03
MP2648965	95.02.27	95.04.26
MP2654954	95.03.02	95.04.03
MP2662377	95.02.20	95.03.31
MP2682551	95.02.20	95.04.03
MP2688773	95.02.27	95.04.15
MP2688774	95.02.27	95.04.15
MP2692544	95.02.27	95.04.07
MP2699626	95.02.27	95.04.26
MP2721270	95.03.08	95.04.05
MP2726571	95.02.20	95.04.18
MP2732153	95.03.02	95.04.07
MP2740758	95.03.15	95.04.10
MP2749771	95.03.02	95.04.27
MP2782326	95.02.24	95.03.31
MP2783813	95.02.24	95.04.16
MP2788485	95.03.02	95.04.04
MP2791601	95.03.06	95.03.31
MP2803539	95.03.01	95.04.20
MP2819430	95.03.03	95.03.31
MP2819431	95.03.03	95.03.31
MP2823787	95.03.08	95.04.17
MP2831294	95.02.23	95.04.17
MP2832591	95.02.27	95.04.18
MP2837001	95.03.06	95.04.25
MP2837011	95.03.07	95.04.05
MP2839026	95.03.09	95.04.04
MP2851956	95.02.28	95.04.03
MP2866066	95.03.10	95.04.13
MP2874440	95.03.08	95.04.05
MP2880790	95.03.06	95.04.17
MP2888256	95.02.28	95.03.30
MP2891258	95.03.06	95.04.04
MP2891564	95.03.06	95.04.28
MP2892315	95.03.07	95.04.25
MP2940577	95.03.20	95.04.18
MP2942338	95.03.08	95.04.21
MP2955033	95.03.28	95.04.27
MP2956793	95.03.10	95.04.10
MP2960422	95.03.09	95.04.06
MP2966899	95.03.22	95.04.18
MP2987661	95.03.16	95.04.20
MP2988862	95.03.10	95.04.19
MP2990539	95.03.16	95.04.17
MP2990540	95.03.16	95.04.17
MP2990543	95.03.16	95.04.17
MP2992790	95.03.10	95.04.24
MP2999360	95.03.13	95.04.13
MP3001470	95.03.16	95.04.03
MP3006224	95.03.27	95.04.04
MP3015206	95.03.15	95.04.19
MP3018110	95.03.13	95.04.06
MP3024061	95.03.16	95.04.23
MP3048872	95.03.24	95.04.19
MP3052044	95.03.29	95.04.26
MP3055576	95.03.29	95.04.27
MP3083958	95.03.17	95.04.10
MP3096180	95.03.20	95.04.17
MP3099607	95.03.31	95.04.11
MP3101847	95.04.07	95.04.26
MP3126451	95.03.22	95.04.11
MP3127183	95.03.23	95.04.26
MP3145189	95.03.27	95.04.20
MP3186265	95.03.17	95.04.20
MP3206517	95.03.30	95.04.24
MP3227455	95.04.12	95.04.21
MP3238518	95.04.03	95.04.20
MP3245553	95.04.06	95.04.18
MP3297806	95.04.07	95.04.18
MP3391362	95.04.05	95.04.21
MP3403557	95.04.12	95.04.17
MP3419253	95.04.06	95.04.25

○外務省告示第三百十八号

チリ共和国政府は、昭和五十二年五月十八日にジュネーヴで作成された「環境改変技術の軍事的使用その他の敵対的使用の禁止に関する条約」の加入書を平成六年四月二十六日に国際連合事務総長に寄託した。よって、同条約は、その第九条(4)の規定に従い、チリ共和国について効力を生じた。

（平成六年六月十五日付け国際連合事務総長書簡）

平成七年五月二十二日　　外務大臣　河野　洋平

○外務省告示第三百十九号

カザフスタン共和国政府は、昭和四十三年七月一日にロンドン市、モスクワ市及びワシントン市で作成された「核兵器の不拡散に関する条約」の加入書を、平成六年二月十四日にグレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国政府に寄託した。

（平成六年四月十一日付け連合王国外務省口上書）

平成七年五月二十二日　　外務大臣　河野　洋平

○外務省告示第三百二十号

ラトヴィア共和国政府は、昭和四十七年十一月十六日にパリで作成された「世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約」の受諾書を平成七年一月十日に国際連合教育科学文化機関の事務局長に寄託した。よって、同条約は、その第三十三条の規定に従い、平成七年四月十日にラトヴィア共和国について効力を生じた。

（平成七年二月二十八日付け国際連合教育科学文化機関事務局長回章）

平成七年五月二十二日　　外務大臣　河野　洋平

○外務省告示第三百二十一号

ロシア連邦政府は、次の条約及び二の議定書の加入書を平成六年十二月九日に国際連合教育科学文化機関事務局長に寄託した。

一　千九百七十一年七月二十四日にパリで改正された万国著作権条約

二　無国籍者及び亡命者の著作物に対する千九百七十一年七月二十四日にパリで改正された万国著作権条約の適用に関する同条約の第一附属議定書

三　ある種の国際機関の著作物に対する千九百七十一年七月二十四日にパリで改正された万国著作権条約の適用に関する同条約の第二附属議定書

よって、前記一の条約は、その第九条(2)の規定に従い、また、前記二及び三の議定書は、それぞれ、その2(b)の規定に従い、平成七年三月九日にロシア連邦について効力を生じた。

（平成七年二月二十日付け国際連合教育科学文化機関事務局長書簡）

MN9080627 92.11.11 95.04.11
MN9081767 93.06.22 95.01.10
MN9081802 93.07.06 95.01.23
MN9081810 93.07.09 95.02.28
MN9082372 94.09.09 95.04.20
MN9082560 95.01.26 95.03.24
MN9083017 93.05.25 95.01.24
MN9084472 94.05.19 95.01.20
MN9088505 94.03.08 95.01.18
MN9089846 94.11.14 95.03.31
MN9089847 94.11.14 95.03.31
MN9091664 93.02.03 94.11.15
MN9093185 93.05.24 94.11.16
MN9093579 93.06.18 94.12.19
MN9094658 93.09.17 95.01.18
MN9094659 93.09.17 95.01.18
MN9094660 93.09.17 95.01.18
MN9097022 94.08.23 95.02.23
MN9102432 93.10.06 95.04.19
MN9105704 94.05.23 95.01.09
MN9115614 93.08.13 95.02.22
MN9119077 92.12.15 95.01.10
MN9119213 93.02.15 94.12.14
MN9119693 93.11.01 95.01.10
MN9134261 94.02.28 95.01.24
MN9136316 93.12.16 95.04.03
MN9136696 94.02.10 95.02.23
MN9136897 94.03.07 95.03.30
MN9140603 94.02.18 94.12.08
MN9147069 93.11.06 95.01.09
MN9150014 94.02.03 95.04.14
MN9150233 94.06.22 94.12.12
MN9159677 94.03.01 95.01.05
MN9168160 93.12.24 95.01.05
MN9169441 94.06.22 95.01.31
MN9169530 94.03.14 95.02.21
MN9172364 94.04.08 95.04.28
MN9174655 94.06.27 95.02.07
MN9176863 94.03.16 95.02.23
MN9177857 94.07.07 95.04.17
MN9178052 94.12.05 95.02.24
MN9178344 94.05.19 95.01.05
MN9185582 94.09.13 95.02.09
MN9186452 94.08.01 95.04.13
MN9195346 94.09.30 94.11.28
MN9201494 94.12.01 95.01.20
MN9207805 94.12.19 95.01.05
MN9210955 94.10.26 95.02.20
MN9216135 94.10.24 95.01.09
MN9232738 95.03.06 95.04.26
MN9233560 94.09.21 94.12.27
MN9243451 95.02.23 95.04.07
MN9250749 94.12.27 95.04.26
MP0001489 94.08.22 95.04.27

MP0002522 94.08.04 95.04.12
MP0007183 94.08.10 94.12.08
MP0009629 94.08.12 95.04.04
MP0030609 94.08.10 95.04.04
MP0031875 94.08.11 94.11.09
MP0033296 94.08.15 95.04.10
MP0056309 94.08.15 94.12.14
MP0061586 94.08.16 95.04.26
MP0067402 94.08.11 95.01.05
MP0093627 94.08.24 95.02.14
MP0096347 94.08.29 95.04.18
MP0121736 94.08.17 95.04.27
MP0125734 94.08.22 95.04.28
MP0159765 94.09.01 95.04.05
MP0176643 94.08.17 95.04.28
MP0182839 94.08.25 95.04.14
MP0187644 94.08.31 95.04.13
MP0188479 94.08.31 95.04.24
MP0199362 94.08.31 95.02.15
MP0208829 94.08.23 95.04.17
MP0216951 94.09.07 95.04.10
MP0217161 94.08.17 95.04.11
MP0227423 94.08.31 94.09.30
MP0241856 94.08.22 95.04.13
MP0243512 94.08.24 95.04.10
MP0253415 94.08.23 95.04.21
MP0260747 94.08.23 95.04.11
MP0266928 94.08.30 95.04.06
MP0309591 94.09.06 95.04.21
MP0323125 94.08.30 95.04.10
MP0366425 94.09.09 95.02.24
MP0367431 94.09.12 95.04.03
MP0372644 94.09.12 95.04.19
MP0375463 94.09.13 95.02.22
MP0395920 94.09.21 95.04.12
MP0431688 94.09.19 95.04.17
MP0439879 94.09.01 95.04.20
MP0449673 94.09.14 95.04.04
MP0449878 94.09.14 95.04.24
MP0450909 94.09.16 95.04.06
MP0459246 94.09.05 95.04.17
MP0472006 94.09.06 95.04.04
MP0478479 94.09.06 95.04.28
MP0480332 94.09.14 95.04.28
MP0485011 94.09.20 94.10.20
MP0487661 94.09.16 95.01.12
MP0516454 94.09.13 95.02.07
MP0531557 94.09.19 95.04.28
MP0554696 94.09.29 95.01.24
MP0559528 94.09.16 95.04.20
MP0598543 94.10.07 95.02.07
MP0606144 94.09.20 95.04.21
MP0621153 94.09.21 95.04.10
MP0622682 94.09.19 95.04.03

MP0672505 94.09.27 95.04.07
MP0672713 94.09.27 95.04.17
MP0674833 94.09.29 95.01.25
MP0695259 94.09.22 95.04.18
MP0711868 94.10.17 94.11.22
MP0730496 94.10.17 95.04.28
MP0755488 94.10.18 95.04.04
MP0759341 94.09.26 95.04.11
MP0768412 94.10.05 95.04.06
MP0820620 94.09.30 95.04.24
MP0828872 94.10.12 95.04.12
MP0876115 94.10.13 95.04.04
MP0899313 94.10.14 95.04.12
MP0903950 94.10.21 95.04.17
MP0909066 94.10.04 94.11.01
MP0963282 94.10.28 95.04.14
MP0973958 94.10.13 95.04.24
MP0989369 94.10.28 94.12.01
MP0989370 94.10.28 94.12.01
MP0990105 94.10.27 95.04.13
MP0999708 94.10.21 95.04.19
MP1007612 94.11.09 95.01.06
MP1027694 94.10.28 95.04.11
MP1028991 94.11.01 95.04.17
MP1033325 94.11.09 95.02.16
MP1047247 94.11.01 95.04.06
MP1054091 94.10.19 95.04.07
MP1111828 94.10.28 95.04.04
MP1112668 94.10.31 94.12.28
MP1115642 94.11.07 94.11.29
MP1117075 94.11.08 94.12.20
MP1119374 94.11.11 95.01.05
MP1124678 94.10.26 94.12.16
MP1127339 94.11.08 95.01.12
MP1128111 94.10.27 95.01.06
MP1156548 94.11.07 95.02.07
MP1156940 94.11.09 95.04.05
MP1160209 94.10.26 95.04.19
MP1171028 94.11.08 95.04.14
MP1182565 94.11.01 95.04.10
MP1193039 94.11.15 95.03.31
MP1201563 94.10.27 95.04.06
MP1210760 94.11.16 95.04.06
MP1211562 94.10.25 95.04.24
MP1222096 94.11.09 95.04.07
MP1229943 94.11.21 95.04.19
MP1230018 94.11.21 94.12.13
MP1247274 94.11.10 95.04.27
MP1260418 94.11.09 95.02.21
MP1267466 94.11.09 95.04.04
MP1275766 94.11.30 95.04.08
MP1292805 94.11.17 95.02.07
MP1309809 94.11.09 95.04.03
MP1322000 94.11.29 95.01.25

MP1329335 94.11.09 95.04.14
MP1334180 94.11.17 95.04.18
MP1351653 94.11.28 95.01.06
MP1365928 94.11.09 95.04.03
MP1366850 94.11.16 95.04.20
MP1367642 94.11.16 94.12.28
MP1372008 94.11.24 95.04.11
MP1382966 94.11.18 95.01.05
MP1392252 94.12.06 95.04.07
MP1398760 94.12.01 95.04.28
MP1421122 94.11.21 95.01.06
MP1430861 94.11.28 95.01.10
MP1437634 94.12.06 95.01.27
MP1460424 94.12.01 95.04.13
MP1473052 94.11.17 95.03.30
MP1511509 94.11.18 95.04.19
MP1567274 94.12.08 95.04.05
MP1571272 94.11.22 95.04.05
MP1575073 94.11.28 95.04.28
MP1580720 94.12.06 95.04.28
MP1585870 94.12.12 95.04.12
MP1588388 94.12.15 95.04.27
MP1617415 94.12.02 95.02.21
MP1618551 94.12.07 95.04.05
MP1620973 94.12.14 95.01.10
MP1624518 94.11.30 95.02.24
MP1639863 94.12.19 95.04.19
MP1647412 94.12.02 95.01.26
MP1652080 94.12.07 95.04.18
MP1680966 94.12.26 95.04.25
MP1681549 94.12.27 95.04.25
MP1686515 94.12.12 95.01.27
MP1711841 94.12.16 95.01.20
MP1718220 94.12.12 95.01.19
MP1719756 94.12.15 95.04.05
MP1721699 94.12.21 95.02.22
MP1737271 95.01.05 95.01.31
MP1742295 94.12.26 95.04.03
MP1752054 94.12.28 95.04.28
MP1755418 94.12.13 95.01.06
MP1763769 94.12.15 95.01.25
MP1781901 95.01.11 95.02.16
MP1786234 94.12.19 95.02.15
MP1797936 94.12.16 95.04.03
MP1798036 94.12.15 95.02.15
MP1807354 94.12.22 95.04.14
MP1813610 94.12.28 95.04.24
MP1825799 95.01.05 95.02.06
MP1837497 94.12.21 95.03.13
MP1838645 94.12.27 95.04.11
MP1851195 95.01.04 95.04.06
MP1852114 95.01.10 95.02.20
MP1852943 95.01.10 95.02.15
MP1863890 94.12.27 95.04.01

MN6837006	94.03.10	95.04.05	MN7160670	94.04.11	95.04.27	MN7656861	94.05.17	95.04.11	MN8456785	94.07.15	95.04.17
MN6837399	94.03.14	95.04.19	MN7161267	94.04.12	95.04.14	MN7687385	94.05.17	95.01.18	MN8459397	94.07.12	95.04.20
MN6838879	94.03.22	95.04.28	MN7162260	94.04.14	95.04.03	MN7702807	94.05.23	95.04.12	MN8469211	94.07.13	95.04.20
MN6846077	94.03.25	94.11.29	MN7178391	94.04.18	95.04.11	MN7704151	94.05.27	95.04.27	MN8482021	94.07.15	95.04.21
MN6848997	94.04.04	95.04.20	MN7211300	94.04.18	95.04.03	MN7707339	94.05.24	95.04.10	MN8484035	94.07.20	95.02.07
MN6854317	94.03.22	95.04.21	MN7213069	94.04.20	95.04.04	MN7732384	94.06.03	95.04.05	MN8537148	94.07.14	95.04.27
MN6855654	94.03.23	95.04.26	MN7219924	94.04.27	95.04.05	MN7764145	94.05.30	95.04.28	MN8540089	94.07.18	95.04.28
MN6864777	94.04.01	95.04.14	MN7225483	94.04.21	95.04.11	MN7770119	94.06.10	95.04.24	MN8540090	94.07.18	95.04.28
MN6867820	94.04.05	95.04.11	MN7227249	94.04.08	95.04.12	MN7771769	94.06.14	95.01.26	MN8555164	94.07.14	95.04.12
MN6890494	94.03.31	95.04.11	MN7247367	94.04.27	95.04.25	MN7772602	94.06.14	95.01.26	MN8559940	94.07.22	95.04.21
MN6897187	94.03.25	95.04.25	MN7261746	94.04.27	95.04.06	MN7774546	94.06.06	95.04.04	MN8561649	94.07.25	95.04.10
MN6898954	94.03.30	95.04.19	MN7265831	94.04.18	95.04.05	MN7797982	94.06.06	95.04.12	MN8571773	94.07.26	95.04.27
MN6903539	94.03.17	95.04.28	MN7297851	94.04.28	95.04.21	MN7801089	94.06.08	95.04.28	MN8576240	94.07.14	94.09.06
MN6910147	94.03.25	94.12.16	MN7303176	94.04.19	95.04.24	MN7801472	94.06.09	94.12.13	MN8582759	94.07.27	95.04.07
MN6913486	94.03.29	95.04.19	MN7303577	94.04.21	95.04.27	MN7801993	94.06.09	95.04.05	MN8585772	94.07.15	95.04.24
MN6916859	94.04.01	95.02.20	MN7337256	94.04.27	95.01.25	MN7813155	94.05.26	95.04.05	MN8605335	94.07.26	95.04.03
MN6924361	94.03.30	95.04.20	MN7368134	94.04.18	95.04.24	MN7824935	94.05.31	94.12.12	MN8643593	94.07.19	95.04.12
MN6930382	94.04.04	95.02.15	MN7379727	94.05.02	95.04.19	MN7832534	94.06.10	95.04.26	MN8647536	94.07.20	95.04.04
MN6944528	94.04.05	95.04.14	MN7384292	94.05.12	95.04.24	MN7836184	94.06.01	95.04.26	MN8648711	94.07.21	95.04.20
MN6945440	94.04.07	95.04.27	MN7384481	94.05.12	95.04.05	MN7853738	94.06.15	95.02.27	MN8694909	94.07.28	95.04.14
MN6961093	94.03.24	95.04.03	MN7386566	94.05.16	95.04.19	MN7858060	94.05.24	95.04.07	MN8704687	94.07.27	94.12.02
MN6961114	94.03.23	95.04.17	MN7401655	94.04.22	95.03.21	MN7947126	94.06.14	95.04.04	MN8706967	94.08.02	95.04.18
MN6971030	94.04.11	95.04.13	MN7401842	94.04.26	95.04.12	MN7956610	94.06.16	95.04.10	MN8721061	94.07.25	95.04.12
MN6971366	94.04.11	95.04.20	MN7403648	94.04.27	95.04.04	MN7965711	94.06.07	95.04.05	MN8725952	94.08.09	95.04.03
MN6978772	94.04.01	95.04.28	MN7407819	94.05.06	95.01.10	MN7973298	94.06.08	95.04.14	MN8737926	94.07.22	95.04.24
MN6979569	94.04.04	95.04.19	MN7414454	94.05.13	95.04.21	MN7984321	94.06.06	95.04.20	MN8775386	94.07.29	95.04.19
MN6981799	94.04.11	95.04.21	MN7414944	94.05.13	95.03.31	MN7993697	94.06.15	95.04.06	MN8801499	94.08.08	95.04.28
MN6990779	94.04.01	95.04.07	MN7421514	94.05.09	95.04.25	MN8072621	94.06.14	95.04.28	MN8817329	94.08.01	95.01.04
MN7011942	94.04.12	95.04.21	MN7439596	94.05.24	95.04.14	MN8088641	94.06.16	95.04.28	MN8821792	94.08.04	95.01.10
MN7013920	94.04.14	94.09.08	MN7442822	94.04.26	95.04.19	MN8093864	94.06.22	95.02.09	MN8822092	94.08.04	95.04.21
MN7014976	94.04.18	95.02.22	MN7445879	94.05.13	95.04.27	MN8097948	94.06.28	95.04.07	MN8842656	94.07.28	95.04.12
MN7026066	94.04.21	95.04.13	MN7447048	94.04.22	95.04.17	MN8103785	94.07.06	95.04.03	MN8853103	94.08.17	95.04.14
MN7027180	94.04.06	95.04.28	MN7452276	94.05.02	95.01.10	MN8111370	94.06.16	95.04.19	MN8854912	94.08.04	95.04.12
MN7042616	94.04.11	95.04.18	MN7474076	94.05.06	94.09.06	MN8134852	94.06.29	95.04.03	MN8878839	94.08.16	95.01.02
MN7052388	94.04.01	95.04.05	MN7478892	94.05.13	95.04.26	MN8143795	94.06.21	95.04.20	MN8884523	94.08.04	95.04.06
MN7054024	94.04.05	95.04.17	MN7481562	94.05.17	95.04.06	MN8152464	94.06.22	95.04.19	MN8901371	94.08.01	95.04.11
MN7054025	94.04.05	95.04.17	MN7489421	94.05.02	95.04.26	MN8163815	94.06.27	95.04.26	MN8921385	94.08.18	95.02.17
MN7054026	94.04.05	95.04.17	MN7492457	94.05.11	95.04.24	MN8165326	94.06.27	95.04.05	MN8948396	94.08.19	95.04.14
MN7065174	94.04.15	95.04.18	MN7544791	94.05.19	95.04.17	MN8167606	94.07.04	95.04.24	MN8969925	94.08.12	95.04.21
MN7067188	94.03.25	95.04.25	MN7546732	94.05.20	95.04.11	MN8179530	94.06.21	95.04.24	MN8985544	94.08.08	95.04.03
MN7067190	94.03.25	95.04.25	MN7554700	94.05.13	95.01.12	MN8190124	94.06.17	95.04.14	MN8993052	94.08.19	94.09.23
MN7073033	94.04.13	95.04.27	MN7574824	94.05.18	95.04.19	MN8203069	94.07.01	95.04.24	MN9006770	93.08.10	95.04.20
MN7104711	94.04.18	95.04.03	MN7580846	94.05.25	95.04.27	MN8231758	94.07.01	95.04.26	MN9012018	93.06.01	95.04.06
MN7114787	94.04.11	95.01.12	MN7581032	94.05.25	95.04.26	MN8240719	94.06.24	95.04.24	MN9017453	92.12.24	95.04.05
MN7118756	94.04.13	95.04.26	MN7581589	94.05.25	95.04.05	MN8253433	94.06.23	95.04.04	MN9018838	93.03.02	95.04.14
MN7122480	94.04.11	95.01.05	MN7582993	94.05.12	95.04.26	MN8279674	94.07.01	95.04.28	MN9024429	92.11.03	95.04.17
MN7125551	94.04.27	95.04.25	MN7590622	94.06.08	95.04.10	MN8341044	94.07.14	95.04.28	MN9031538	93.02.12	94.08.31
MN7132993	94.04.14	95.04.10	MN7606084	94.05.17	95.04.06	MN8343011	94.06.28	95.04.06	MN9042463	93.04.20	95.04.06
MN7133801	94.04.15	95.04.03	MN7607033	94.05.11	95.04.17	MN8351658	94.07.08	95.04.21	MN9047302	93.02.02	95.01.20
MN7135400	94.04.18	95.01.17	MN7607158	94.05.12	95.04.17	MN8359088	94.07.01	95.04.17	MN9047779	93.02.25	95.01.23
MN7137721	94.04.21	95.04.26	MN7607434	94.05.18	95.04.17	MN8399793	94.06.29	95.04.07	MN9056486	94.08.15	95.02.26
MN7137831	94.04.21	95.04.11	MN7623878	94.05.19	95.04.14	MN8403934	94.07.05	95.03.30	MN9065544	94.03.29	95.02.23
MN7137933	94.04.21	95.04.24	MN7624435	94.05.25	95.04.13	MN8415819	94.07.12	95.04.12	MN9073243	94.03.10	94.12.22
MN7144069	94.04.08	95.04.11	MN7634133	94.05.17	95.04.10	MN8424163	94.07.04	95.04.28	MN9075642	92.12.07	95.01.10

MN4604396 93.09.30 95.04.04
MN4617334 93.10.19 95.04.07
MN4661927 93.10.12 95.04.07
MN4665347 93.10.06 95.04.18
MN4672221 93.10.04 95.04.13
MN4680630 93.10.15 94.09.30
MN4691665 93.10.01 95.04.17
MN4692004 93.10.04 95.04.19
MN4714002 93.10.08 95.04.25
MN4722671 93.10.18 95.04.24
MN4727063 93.10.29 95.04.14
MN4738053 93.10.05 95.04.26
MN4752294 93.10.08 95.04.10
MN4752295 93.10.08 95.04.10
MN4775031 93.10.08 95.04.26
MN4782546 93.10.12 95.04.11
MN4783730 93.10.14 95.04.06
MN4789099 93.10.25 95.01.19
MN4789910 93.10.26 95.04.06
MN4793910 93.10.19 95.04.20
MN4799715 93.10.12 95.04.17
MN4804098 93.10.19 95.04.21
MN4817749 93.11.05 95.04.14
MN4853098 93.11.02 95.04.12
MN4868670 93.11.04 95.04.27
MN4871847 93.11.10 95.04.03
MN4895613 93.10.25 94.12.22
MN4897187 93.10.27 95.04.20
MN4917901 93.11.02 95.04.19
MN4927057 93.10.21 95.04.10
MN4930441 93.10.29 95.01.12
MN4937530 93.10.29 95.04.11
MN4937628 93.10.29 95.04.28
MN4961027 93.10.28 95.04.06
MN4971049 93.11.12 95.01.05
MN4977532 93.10.26 95.04.03
MN4990993 93.11.04 95.04.18
MN4995153 93.11.04 95.04.26
MN5052080 93.11.17 95.04.17
MN5095562 93.11.15 95.04.20
MN5114463 93.11.08 95.01.06
MN5122795 93.11.25 95.04.19
MN5134103 93.11.10 95.04.18
MN5145178 93.11.12 95.04.04
MN5152078 93.11.26 95.04.14
MN5177056 93.11.10 95.04.06
MN5197033 93.11.12 95.04.13
MN5208080 93.11.11 95.01.05
MN5210895 93.11.11 95.04.13
MN5217069 93.11.17 95.04.18
MN5217888 93.11.17 95.04.20
MN5229651 93.11.17 95.04.21
MN5236735 93.11.26 95.04.26
MN5241435 93.12.01 95.04.07

MN5245324 93.12.07 95.01.10
MN5247577 93.12.01 95.04.20
MN5249567 93.11.25 95.04.11
MN5256099 93.11.26 95.04.12
MN5291679 93.12.13 95.04.13
MN5315154 93.12.08 95.04.13
MN5317213 93.12.09 95.04.25
MN5321766 93.11.30 95.01.30
MN5337371 93.11.29 95.04.12
MN5337444 93.11.29 95.04.21
MN5366765 93.12.20 95.02.24
MN5397854 93.12.15 95.04.17
MN5399444 93.12.01 95.04.26
MN5407610 93.12.17 95.04.14
MN5417890 93.12.08 95.04.19
MN5418437 93.12.08 95.04.06
MN5418579 93.12.08 95.04.07
MN5418748 93.12.09 95.04.24
MN5439951 93.12.15 95.04.11
MN5452818 93.12.21 95.04.24
MN5457803 93.12.09 95.04.10
MN5458048 93.12.09 95.04.07
MN5480633 93.12.06 95.04.26
MN5501883 93.12.17 95.04.25
MN5510734 93.12.06 95.04.19
MN5511885 93.12.09 95.04.03
MN5524865 93.12.16 95.04.12
MN5525564 93.12.17 95.04.19
MN5527329 93.12.20 95.04.18
MN5549840 93.12.27 95.04.07
MN5579938 93.12.20 95.04.25
MN5589971 93.12.14 95.04.18
MN5590245 93.12.21 95.04.07
MN5606707 93.12.27 95.04.20
MN5625879 93.12.15 95.04.14
MN5626691 93.12.16 95.04.10
MN5636388 94.01.06 95.04.20
MN5638372 94.01.10 95.04.07
MN5639657 94.01.11 95.04.14
MN5643290 94.01.14 95.04.27
MN5655827 94.01.07 95.04.27
MN5672986 93.12.27 95.04.07
MN5691027 94.01.12 95.04.11
MN5696856 94.01.26 95.04.13
MN5704894 94.01.18 95.04.03
MN5710757 94.01.13 95.01.11
MN5760358 94.01.07 95.04.20
MN5765168 94.01.14 95.04.03
MN5777215 94.01.10 95.04.11
MN5778153 94.01.10 94.09.19
MN5780049 94.01.27 95.04.13
MN5809431 94.01.14 95.02.13
MN5816914 94.01.12 95.02.20
MN5831876 94.01.11 95.04.26

MN5832124 94.01.11 95.04.14
MN5835246 94.01.14 95.04.18
MN5837493 94.01.17 95.04.04
MN5840592 94.01.19 95.02.20
MN5852785 94.01.17 95.04.20
MN5864424 94.01.18 94.09.30
MN5882849 94.01.13 95.04.20
MN5885906 94.01.17 95.01.24
MN5937551 94.01.20 95.04.11
MN5937962 94.01.24 95.04.10
MN5942577 94.01.21 95.04.18
MN5962621 94.01.18 95.04.19
MN5976860 94.01.20 95.04.14
MN5982809 94.01.27 95.04.11
MN6005473 94.01.26 95.04.04
MN6022081 94.01.18 95.04.25
MN6026147 94.02.03 95.04.06
MN6037761 94.01.19 95.04.12
MN6042350 94.01.31 95.04.19
MN6048443 94.02.02 95.04.28
MN6051387 94.01.18 94.11.29
MN6054433 94.01.26 95.04.17
MN6110123 94.01.24 95.04.28
MN6112516 94.02.02 95.04.17
MN6121579 94.02.02 94.11.21
MN6126159 94.02.07 95.04.28
MN6131894 94.02.10 95.04.03
MN6164009 94.01.25 95.04.28
MN6164675 94.01.26 95.04.18
MN6167608 94.02.03 94.11.29
MN6178303 94.02.17 95.04.05
MN6195826 94.02.04 95.04.27
MN6196559 94.02.07 95.04.12
MN6197633 94.02.08 95.04.03
MN6203530 94.02.15 95.04.18
MN6203532 94.02.15 95.04.18
MN6204798 94.02.16 95.02.16
MN6220381 94.02.03 95.04.06
MN6227644 94.02.16 95.04.19
MN6228124 94.02.15 95.04.05
MN6231353 94.02.21 95.04.03
MN6236599 94.02.09 95.04.13
MN6247601 94.02.16 95.04.13
MN6248607 94.02.17 95.04.25
MN6249422 94.02.18 95.04.07
MN6263253 94.01.31 95.04.25
MN6268890 94.02.14 95.04.11
MN6285812 94.02.15 95.04.14
MN6304295 94.02.23 95.04.14
MN6309214 94.02.16 95.04.10
MN6318965 94.02.09 95.04.13
MN6325332 94.02.07 95.04.12
MN6330157 94.02.16 95.01.18
MN6332229 94.02.18 95.04.14

MN6344732 94.02.10 95.04.07
MN6347691 94.02.17 95.04.27
MN6352769 94.02.24 95.04.10
MN6355314 94.02.18 95.04.05
MN6356127 94.02.09 95.02.01
MN6357025 94.02.15 95.03.22
MN6359665 94.02.24 94.12.06
MN6367651 94.02.14 95.04.05
MN6375274 94.02.23 95.04.03
MN6396670 94.02.17 95.04.04
MN6400447 94.02.24 95.04.05
MN6417487 94.03.03 95.04.10
MN6418783 94.03.04 95.04.25
MN6434677 94.02.15 95.04.20
MN6435906 94.02.16 95.04.05
MN6444287 94.02.24 95.04.20
MN6446920 94.02.28 95.01.25
MN6451788 94.03.03 94.12.02
MN6472509 94.03.07 95.04.12
MN6486005 94.02.25 95.04.21
MN6502886 94.03.03 95.04.28
MN6504654 94.03.14 95.04.26
MN6508260 94.03.01 94.09.07
MN6522523 94.02.28 95.04.03
MN6551301 94.02.22 95.04.06
MN6558498 94.03.02 95.04.26
MN6581939 94.03.08 94.07.20
MN6581940 94.03.08 94.07.20
MN6581941 94.03.08 94.07.20
MN6584278 94.03.14 95.04.10
MN6588923 94.03.01 95.04.11
MN6624252 94.03.11 95.04.06
MN6626915 94.02.23 95.04.18
MN6657609 94.03.01 95.04.18
MN6663809 94.03.09 95.04.10
MN6680130 94.03.07 95.04.05
MN6688967 94.03.29 95.04.27
MN6694023 94.03.10 95.04.27
MN6708233 94.03.17 95.04.19
MN6713747 94.03.15 95.04.14
MN6727075 94.03.16 95.04.25
MN6727571 94.03.16 95.04.25
MN6728177 94.03.17 95.01.10
MN6736116 94.03.03 95.04.27
MN6739890 94.03.08 95.04.05
MN6749285 94.03.18 95.04.10
MN6750560 94.03.22 95.04.19
MN6766917 94.03.28 95.04.04
MN6797414 94.03.16 95.04.07
MN6798611 94.03.17 95.02.13
MN6798779 94.03.18 95.04.27
MN6809495 94.03.22 95.04.11
MN6809983 94.03.30 95.04.17
MN6819911 94.03.28 95.04.18

MN2388657	93.05.20	95.04.21
MN2395334	93.05.12	95.04.24
MN2404886	93.05.13	95.04.24
MN2421438	93.05.12	95.02.13
MN2440825	93.05.21	95.04.11
MN2443836	93.05.18	95.04.28
MN2449314	93.05.11	95.04.19
MN2457058	93.05.13	95.04.03
MN2459215	93.05.12	95.04.04
MN2459533	93.05.12	95.04.04
MN2463197	93.05.13	95.04.18
MN2465999	93.05.14	95.04.25
MN2473104	93.05.14	95.04.25
MN2478066	93.05.13	95.04.26
MN2481340	93.05.14	95.04.13
MN2484468	93.05.17	95.04.12
MN2493462	93.05.17	95.04.05
MN2528119	93.05.20	95.01.04
MN2540238	93.05.20	95.04.12
MN2545439	93.05.25	95.04.24
MN2553253	93.05.24	95.04.24
MN2556284	93.05.19	95.04.25
MN2567394	93.05.19	95.04.21
MN2594296	93.05.24	95.01.05
MN2596765	93.05.21	95.04.04
MN2597515	93.05.24	95.01.06
MN2609519	93.06.03	95.04.17
MN2612793	93.05.24	95.04.24
MN2614519	93.05.27	95.04.03
MN2642296	93.05.26	95.04.04
MN2650470	93.05.27	95.04.20
MN2657053	93.05.27	95.04.13
MN2673353	93.06.10	95.04.20
MN2678166	93.05.27	95.04.17
MN2705158	93.05.31	95.04.28
MN2721989	93.06.02	95.04.20
MN2724580	93.06.08	95.04.19
MN2732808	93.06.11	95.04.14
MN2734833	93.06.03	95.04.11
MN2785882	93.06.11	95.04.25
MN2802934	93.06.14	95.04.27
MN2811086	93.06.08	95.04.18
MN2816564	93.06.04	95.04.13
MN2827663	93.06.07	95.01.27
MN2829272	93.06.08	95.04.11
MN2833771	93.06.07	94.12.26
MN2869403	93.06.11	95.04.20
MN2870814	93.06.11	94.08.17
MN2872809	93.06.16	95.04.07
MN2885105	93.06.14	95.04.28
MN2891099	93.06.15	95.04.27
MN2907128	93.06.14	95.04.04
MN2909728	93.06.16	95.01.05
MN2911230	93.06.16	95.03.20
MN2911385	93.06.16	95.04.26
MN2919498	93.06.17	95.04.18
MN2953503	93.06.17	95.04.12
MN2959121	93.07.27	95.04.11
MN2965035	93.06.11	95.03.15
MN2978674	93.06.18	95.04.19
MN2995418	93.06.18	95.04.25
MN3001509	93.06.21	95.04.14
MN3009323	93.06.18	95.04.18
MN3022684	93.06.24	95.04.04
MN3023364	93.06.23	95.04.04
MN3025234	93.06.21	95.04.13
MN3027597	93.06.22	95.04.28
MN3034257	93.06.22	95.04.25
MN3036308	93.06.22	95.04.24
MN3037234	93.06.24	95.04.11
MN3054820	93.06.25	95.04.11
MN3062820	93.06.23	95.04.20
MN3101660	93.07.05	95.04.14
MN3116065	93.07.01	95.04.26
MN3122237	93.07.13	95.04.26
MN3133388	93.07.02	95.01.17
MN3152910	93.06.29	95.04.10
MN3154758	93.06.30	95.04.24
MN3155361	93.06.30	95.01.05
MN3180700	93.07.06	94.12.26
MN3182950	93.07.08	95.04.03
MN3189958	93.06.25	94.12.09
MN3192556	93.07.01	95.04.06
MN3195860	93.07.08	95.04.19
MN3196434	93.07.09	95.04.18
MN3196452	93.07.08	95.04.21
MN3198986	93.07.13	95.04.21
MN3224683	93.07.07	95.04.19
MN3234042	93.06.23	95.04.19
MN3254303	93.06.28	95.04.26
MN3269346	93.06.24	95.04.11
MN3269347	93.06.24	95.04.11
MN3282591	93.07.12	95.04.14
MN3291904	93.06.28	95.04.11
MN3299417	93.07.02	95.04.18
MN3301422	93.07.09	95.01.10
MN3328918	93.06.29	95.01.12
MN3330082	93.07.02	94.12.09
MN3348165	93.07.01	95.04.10
MN3366037	93.07.05	95.04.04
MN3385017	93.07.09	95.04.21
MN3387349	93.07.13	95.04.25
MN3391849	93.07.19	95.04.07
MN3401070	93.07.19	95.04.17
MN3408657	93.07.21	95.04.17
MN3413174	93.07.20	94.11.29
MN3428680	93.07.21	95.04.11
MN3437178	93.07.20	95.04.04
MN3458485	93.07.26	95.04.07
MN3459091	93.07.26	95.01.05
MN3467466	93.07.21	95.04.20
MN3494455	93.07.19	95.04.04
MN3494474	93.07.19	95.04.17
MN3509664	93.08.03	95.04.26
MN3516260	93.07.20	95.04.28
MN3522169	93.07.26	95.04.20
MN3546504	93.07.20	95.04.10
MN3550763	93.07.23	95.04.17
MN3552167	93.07.26	95.04.03
MN3557064	93.07.29	95.04.19
MN3564706	93.07.23	95.04.14
MN3572623	93.07.20	94.09.06
MN3573969	93.07.22	95.02.21
MN3574998	93.07.23	95.04.26
MN3575156	93.07.23	95.02.21
MN3599230	93.07.26	95.04.10
MN3605613	93.08.05	95.04.12
MN3611308	93.07.29	95.04.19
MN3633431	93.07.26	95.04.04
MN3648780	93.07.29	95.03.13
MN3658914	93.08.03	95.04.10
MN3659903	93.08.10	95.04.03
MN3660917	93.07.26	95.04.07
MN3666420	93.08.05	95.04.20
MN3680111	93.07.22	95.04.17
MN3681297	93.07.28	95.01.05
MN3681298	93.07.28	95.01.05
MN3681991	93.07.30	95.04.28
MN3685267	93.07.22	95.04.06
MN3691292	93.07.23	95.01.05
MN3708012	93.07.23	95.01.11
MN3719812	93.08.18	95.04.25
MN3727011	93.07.30	95.04.12
MN3735282	93.08.12	95.04.17
MN3735283	93.08.12	95.04.17
MN3751067	93.08.02	95.01.10
MN3751490	93.08.05	95.04.25
MN3784059	93.08.04	94.12.24
MN3788074	93.08.10	95.04.20
MN3801771	93.08.12	95.04.21
MN3821697	93.08.11	95.01.18
MN3823166	93.08.16	95.04.07
MN3837878	93.08.17	95.04.04
MN3853363	93.08.12	95.04.24
MN3866515	93.08.13	95.04.10
MN3869813	93.08.16	95.04.24
MN3895779	93.08.06	95.04.13
MN3895959	93.08.06	95.04.12
MN3895990	93.08.06	95.04.12
MN3896751	93.08.09	95.04.19
MN3910206	93.08.19	95.01.04
MN3910484	93.08.23	94.12.02
MN3912771	93.08.13	95.04.21
MN3966302	93.08.10	95.04.07
MN3980417	93.08.31	95.04.18
MN3986257	93.08.17	95.04.06
MN3990533	93.08.13	95.04.19
MN3992386	93.08.19	95.04.10
MN4007393	93.08.26	95.04.10
MN4020763	93.08.16	95.01.09
MN4044829	93.08.27	95.01.27
MN4054787	93.08.16	95.04.18
MN4061521	93.08.24	95.04.10
MN4074622	93.09.02	95.04.05
MN4079916	93.08.26	95.04.24
MN4084949	93.08.24	95.04.04
MN4086770	93.08.27	95.04.19
MN4101643	93.09.02	95.02.07
MN4125997	93.08.24	95.04.13
MN4126602	93.08.24	95.04.05
MN4129497	93.08.27	95.04.21
MN4137739	93.09.08	95.04.12
MN4143922	93.08.30	95.04.13
MN4148367	93.08.20	95.04.17
MN4162216	93.09.08	95.04.04
MN4205007	93.09.03	95.01.20
MN4219552	93.09.01	95.04.28
MN4242872	93.09.14	95.04.07
MN4267669	93.09.13	95.04.28
MN4269126	93.09.13	95.04.28
MN4271924	93.09.21	95.04.24
MN4281807	73.09.16	95.04.20
MN4287743	93.09.20	95.04.17
MN4301979	93.09.08	95.04.14
MN4358404	93.09.07	95.04.25
MN4368104	93.09.07	95.04.06
MN4433794	93.09.16	95.01.30
MN4444603	93.09.17	95.04.11
MN4475688	93.10.07	95.04.12
MN4478531	93.10.12	95.04.27
MN4478540	93.10.12	95.04.27
MN4482239	93.09.16	95.04.18
MN4486665	93.09.20	95.04.21
MN4489262	93.09.27	95.01.05
MN4494334	93.10.01	95.04.26
MN4520665	93.10.05	95.04.07
MN4531351	93.09.22	95.04.21
MN4538246	93.10.01	95.04.19
MN4553416	93.09.28	95.04.25
MN4559933	93.10.08	95.04.14
MN4579815	93.09.21	95.04.06
MN4581834	93.09.27	95.04.06
MN4582007	93.09.27	95.04.06
MN4586095	93.10.04	95.02.15
MN4594257	93.10.06	95.04.18
MN4600075	93.09.24	95.02.22

MN0917088	93.01.26	95.04.06
MN0921863	93.01.19	95.04.14
MN0925715	93.01.20	95.04.03
MN0927615	93.01.21	95.04.04
MN0928469	93.01.21	95.04.11
MN0935086	93.01.21	95.04.05
MN0935517	93.01.21	95.04.07
MN0937596	93.01.21	95.01.24
MN0939818	93.01.25	95.04.21
MN0941790	93.01.20	95.01.09
MN0942644	93.01.20	95.04.20
MN0948031	93.01.21	95.04.21
MN0973943	93.01.21	95.02.16
MN1019824	93.02.05	95.04.04
MN1019974	93.02.08	95.04.11
MN1025019	93.01.27	95.04.27
MN1027066	93.01.28	95.04.12
MN1032865	93.01.27	95.04.20
MN1037351	93.01.29	95.04.11
MN1045028	93.02.03	95.04.03
MN1049465	93.01.29	95.04.26
MN1051865	93.01.26	95.02.22
MN1061938	93.02.02	95.03.31
MN1074416	93.01.28	95.04.18
MN1081869	93.02.04	95.04.03
MN1087020	93.02.01	95.04.06
MN1089187	93.01.29	95.04.20
MN1089488	93.01.29	95.04.03
MN1102881	93.02.04	95.04.26
MN1104209	93.02.01	95.04.04
MN1110259	93.01.29	95.01.11
MN1114987	93.02.02	95.04.12
MN1123653	93.02.02	95.04.26
MN1125968	93.02.05	95.04.14
MN1130066	93.02.01	95.01.05
MN1130601	93.02.02	95.04.19
MN1139151	93.02.03	95.04.05
MN1169800	93.02.08	95.04.03
MN1175485	93.02.03	94.12.28
MN1186214	93.02.09	95.04.27
MN1192452	93.02.08	95.02.07
MN1193017	93.02.08	95.04.12
MN1196461	93.02.08	95.04.21
MN1198350	93.02.10	95.04.18
MN1210088	93.02.10	95.04.13
MN1214511	93.02.09	95.04.18
MN1220158	93.02.08	95.04.14
MN1234252	93.02.10	95.04.28
MN1235156	93.02.09	95.03.15
MN1243301	93.02.17	95.04.26
MN1269247	93.02.12	95.01.10
MN1269712	93.02.10	95.01.23
MN1287851	93.02.12	95.04.04
MN1291840	93.02.17	95.04.05
MN1302214	93.02.18	95.04.27
MN1308651	93.02.17	95.04.13
MN1309821	93.02.15	95.04.06
MN1319109	93.02.18	95.01.31
MN1322814	93.02.19	95.04.19
MN1332349	93.02.16	95.04.12
MN1333690	93.02.22	95.04.10
MN1337550	93.02.18	95.04.07
MN1341052	93.02.16	95.04.26
MN1343250	93.02.17	95.03.10
MN1347432	93.02.17	95.04.03
MN1378351	93.02.23	95.04.13
MN1383842	93.02.22	95.04.17
MN1394871	93.02.23	95.04.18
MN1404703	93.02.22	95.04.03
MN1432816	93.02.23	95.04.26
MN1465310	93.03.01	95.04.21
MN1483887	93.03.04	95.04.05
MN1500086	93.03.02	95.04.28
MN1517135	93.03.01	95.04.20
MN1519423	93.03.03	94.12.22
MN1522685	93.03.05	95.04.28
MN1544648	93.03.05	95.04.06
MN1581045	93.03.09	95.04.19
MN1593028	93.03.08	95.04.10
MN1604606	93.03.24	95.04.03
MN1609503	93.03.09	95.04.17
MN1622914	93.03.12	95.04.10
MN1624649	93.03.11	95.04.03
MN1625327	93.03.08	95.04.28
MN1625619	93.03.09	95.04.04
MN1645500	93.03.10	95.04.17
MN1652489	93.03.16	95.02.17
MN1662706	93.03.15	95.04.17
MN1681717	93.03.12	95.04.07
MN1693378	93.03.12	95.04.11
MN1699383	93.03.17	95.04.28
MN1707022	93.03.12	95.04.24
MN1720481	93.03.16	95.04.11
MN1742732	93.03.18	95.02.13
MN1746751	93.03.31	95.04.14
MN1754563	93.03.19	95.04.05
MN1755413	93.03.22	95.04.28
MN1763954	93.03.26	95.04.24
MN1768110	93.03.22	95.04.03
MN1770255	93.03.22	95.04.11
MN1785204	93.03.22	95.04.07
MN1786395	93.03.25	95.04.06
MN1788806	93.03.29	95.04.27
MN1803630	93.03.24	95.04.12
MN1806653	93.03.23	95.04.05
MN1806897	93.03.23	95.04.18
MN1819925	93.03.25	95.04.25
MN1821975	93.03.26	95.04.17
MN1824756	93.03.24	95.04.14
MN1842429	93.03.29	95.04.06
MN1844205	93.03.26	95.04.11
MN1845484	93.03.30	95.04.26
MN1849879	93.03.29	95.04.24
MN1854952	93.03.25	95.04.20
MN1855288	93.03.29	95.04.26
MN1858454	93.03.26	94.12.13
MN1872310	93.03.25	95.04.12
MN1873607	93.03.31	95.04.24
MN1875395	93.03.26	95.04.14
MN1875805	93.03.30	95.04.03
MN1880353	93.03.29	95.04.03
MN1882477	93.04.01	95.04.12
MN1884870	93.03.29	95.04.07
MN1889080	93.04.01	95.04.19
MN1895748	93.04.01	95.04.13
MN1895838	93.04.01	95.04.13
MN1901336	93.04.01	95.04.04
MN1902061	93.03.31	95.04.21
MN1908042	93.03.30	95.04.10
MN1911209	93.04.02	95.02.01
MN1916359	93.04.02	95.04.13
MN1935440	93.04.01	95.04.14
MN1937298	93.04.07	95.04.18
MN1937638	93.04.09	95.01.06
MN1941132	93.03.31	95.04.06
MN1941394	93.04.01	95.02.09
MN1945228	93.03.31	95.03.24
MN1955635	93.04.08	95.04.18
MN1955743	93.04.09	95.04.27
MN1958102	93.04.05	95.04.15
MN1968176	93.04.02	95.04.07
MN1970427	93.04.12	95.04.26
MN1971698	93.04.08	95.04.17
MN1973179	93.04.08	95.04.14
MN1983412	93.04.09	95.04.10
MN2001845	93.04.20	95.04.19
MN2014875	93.04.22	95.04.26
MN2020095	93.04.07	95.04.05
MN2020100	93.04.07	95.04.05
MN2026181	93.04.08	95.04.20
MN2032274	93.04.08	95.04.03
MN2035422	93.04.09	95.04.20
MN2046257	93.04.12	95.04.12
MN2046802	93.04.22	95.04.27
MN2050211	93.04.09	95.04.18
MN2052449	93.04.09	95.01.05
MN2052450	93.04.09	95.01.05
MN2055250	93.04.08	95.04.05
MN2056304	93.04.08	95.04.14
MN2056796	93.04.09	95.04.20
MN2058146	93.04.13	95.04.21
MN2059478	93.04.14	95.04.03
MN2063091	93.04.14	95.04.25
MN2065056	93.04.12	95.04.21
MN2068756	93.04.14	95.04.26
MN2070273	93.04.12	95.04.21
MN2070949	93.04.14	95.04.04
MN2072198	93.04.14	95.04.17
MN2078962	93.04.14	95.04.04
MN2090356	93.04.15	95.04.27
MN2091813	93.04.16	95.04.14
MN2092487	93.04.19	95.04.28
MN2098777	93.04.15	95.04.18
MN2101584	93.04.15	95.04.06
MN2103943	93.04.15	95.04.03
MN2113562	93.04.15	95.04.18
MN2119070	93.04.12	95.04.19
MN2120474	93.04.20	95.04.26
MN2120516	93.04.26	95.04.21
MN2121420	93.04.20	95.04.10
MN2125972	93.04.23	95.04.05
MN2130134	93.04.19	95.01.30
MN2135987	93.04.20	95.04.25
MN2140190	93.04.16	95.04.28
MN2147684	93.04.20	95.04.18
MN2149956	93.04.19	95.04.26
MN2154778	93.04.21	95.04.20
MN2159659	93.04.21	95.04.06
MN2168157	93.04.22	95.04.04
MN2187839	93.04.21	95.04.14
MN2188342	93.04.19	95.01.26
MN2197142	93.04.23	95.04.18
MN2205329	93.04.16	95.04.17
MN2210474	93.04.22	95.04.21
MN2218769	93.04.26	95.04.28
MN2231825	93.04.21	95.04.19
MN2238815	93.04.26	95.04.20
MN2246817	93.05.14	95.04.19
MN2255410	93.04.23	95.04.26
MN2262675	93.04.30	95.04.28
MN2270196	93.04.28	95.04.25
MN2279075	93.04.27	95.04.11
MN2280157	93.04.28	95.04.27
MN2282014	93.04.26	95.04.14
MN2293506	93.04.28	95.04.27
MN2305635	93.04.30	95.04.28
MN2308677	93.05.06	95.04.07
MN2308914	93.05.06	95.04.24
MN2311544	93.05.06	95.04.18
MN2314341	93.04.26	95.04.26
MN2326000	93.05.10	95.03.24
MN2333902	93.04.30	95.04.04
MN2358202	93.05.12	95.04.05
MN2358483	93.05.12	95.04.28
MN2362461	93.05.06	95.04.21
MN2363642	93.05.10	95.04.03

MM4630557	92.08.10	95.04.12
MM4640009	92.07.29	95.04.10
MM4654946	92.08.24	95.04.13
MM4660691	92.09.03	95.04.06
MM4671706	92.08.13	95.04.14
MM4698945	92.09.11	95.04.04
MM4699969	92.08.31	94.12.12
MM4704259	92.08.26	95.04.03
MM4713714	92.09.11	95.04.21
MM4720355	92.08.25	95.04.28
MM4723976	92.09.04	95.04.19
MM4749166	92.08.31	95.04.05
MM4752416	92.09.03	95.04.25
MM4754828	92.09.08	95.04.03
MM4766839	92.08.24	95.04.20
MM4772407	92.08.20	95.04.17
MM4773664	92.08.24	95.04.06
MM4776550	92.08.26	95.04.18
MM4778930	92.08.31	95.04.03
MM4783708	92.09.08	95.04.17
MM4785145	92.09.09	95.01.10
MM4785514	92.09.09	95.04.25
MM4790360	92.09.17	95.04.10
MM4830926	92.09.11	95.04.10
MM4836136	92.08.18	95.04.24
MM4858495	92.09.07	95.04.07
MM4858569	92.09.07	95.04.20
MM4868002	92.08.17	95.04.24
MM4886010	92.08.12	95.04.27
MM4892617	92.08.13	95.04.13
MM4893628	92.08.17	95.04.05
MM4896911	92.08.21	95.04.10
MM4902692	92.08.17	95.04.27
MM4916018	92.09.21	95.04.14
MM4916765	92.09.25	95.04.14
MM4921772	92.08.25	95.04.06
MM4922612	92.08.27	95.04.19
MM4923573	92.09.01	95.04.04
MM4926123	92.09.22	95.04.05
MM4944169	92.09.04	95.04.12
MM4950998	92.08.25	95.04.11
MM4961671	92.09.04	95.04.14
MM4969145	92.09.17	95.04.28
MM4970749	92.09.24	95.04.04
MM4971953	92.09.30	95.04.07
MM4986660	92.09.21	95.04.19
MM4988518	92.09.01	95.04.05
MM5015894	92.09.24	95.04.27
MM5028048	92.08.25	95.04.19
MM5028049	92.08.25	95.04.19
MM5032355	92.09.01	95.04.21
MM5034859	92.09.04	95.01.17
MM5034860	92.09.04	95.01.17
MM5041402	92.08.31	95.04.10

MM5046096	92.09.10	95.04.26
MM5050580	92.09.24	95.04.11
MM5071177	92.09.24	95.04.24
MM5108752	92.10.12	95.04.05
MM5115168	92.10.26	95.04.24
MM5117106	92.10.29	95.04.10
MM5130489	92.09.28	95.04.10
MM5140154	92.09.08	95.04.28
MM5151468	92.10.02	95.04.20
MM5155380	92.09.14	95.04.21
MM5162807	92.10.13	95.02.06
MM5169772	92.10.16	95.04.28
MM5198421	92.09.22	95.04.20
MM5210938	92.10.12	95.04.07
MM5213008	92.10.14	95.04.28
MM5215052	92.09.24	94.11.15
MM5226088	92.10.12	95.04.05
MM5228765	92.10.16	95.01.12
MM5229828	92.10.19	95.04.14
MM5231891	92.10.21	95.04.27
MM5234234	92.10.26	94.11.08
MM5238455	92.11.02	95.04.12
MM5240449	92.09.22	95.04.27
MM5247548	92.10.05	95.04.26
MM5269643	92.09.30	95.04.13
MM5272808	92.10.08	95.04.07
MM5279719	92.10.16	95.04.20
MM5281943	92.09.25	95.04.19
MM5285633	92.10.05	95.04.05
MM5299146	92.09.30	95.04.14
MM5299741	92.10.07	95.04.14
MM5301251	92.09.18	95.04.25
MM5312130	92.11.02	95.02.24
MM5317397	92.10.07	95.04.05
MM5317848	92.10.08	95.04.18
MM5323171	92.09.28	95.04.07
MM5350006	92.10.15	95.04.07
MM5350322	92.10.16	95.04.26
MM5378086	92.10.22	95.04.03
MM5388297	92.09.29	95.04.19
MM5393113	92.10.12	95.04.12
MM5394449	92.10.14	95.04.06
MM5395779	92.10.19	95.04.06
MM5411991	92.10.12	95.04.11
MM5413779	92.10.14	95.04.17
MM5419208	92.10.20	95.04.14
MM5429431	92.10.20	95.04.25
MM5437364	92.10.15	95.04.18
MM5451415	92.10.15	95.04.26
MM5493088	92.10.19	95.04.13
MM5540443	92.11.04	95.04.18
MM5553695	92.10.30	95.04.19
MM5570539	92.10.12	95.04.03
MM5573974	92.11.02	95.04.19

MM5626063	92.10.27	95.04.17
MM5628253	92.10.30	95.01.18
MM5628630	92.10.30	95.04.25
MM5645931	92.11.02	95.04.10
MM5688476	92.10.28	95.04.04
MM5692757	92.11.02	95.04.07
MM5693991	92.10.29	95.04.14
MM5726752	92.11.06	95.04.25
MM5741108	92..1.02	95.04.12
MN0019084	92.11.05	95.04.10
MN0027406	92.11.05	95.02.17
MN0063076	92.11.09	95.04.26
MN0083412	92.11.06	95.01.23
MN0089123	92.11.06	95.04.14
MN0108215	92.11.12	95.04.04
MN0125272	92.11.10	95.04.24
MN0146539	92.11.24	95.04.25
MN0153436	92.11.13	95.01.24
MN0155643	92.11.18	95.04.18
MN0157128	92.11.12	95.04.11
MN0176153	92.11.16	94.09.13
MN0200858	92.11.20	95.04.11
MN0214770	92.11.18	95.04.06
MN0220328	92.11.20	95.04.13
MN0234301	92.11.30	95.04.14
MN0257022	92.11.20	94.12.13
MN0257442	92.12.01	95.04.17
MN0285719	92.12.01	95.04.10
MN0289498	92.11.25	95.04.17
MN0293311	92.11.26	95.04.05
MN0308224	92.11.30	95.04.04
MN0321065	92.11.26	95.03.22
MN0324100	92.12.01	95.04.24
MN0345172	92.12.02	95.04.21
MN0354730	92.12.03	95.04.12
MN0356251	92.12.02	95.04.24
MN0375333	92.12.03	95.04.13
MN0389376	92.12.02	95.04.21
MN0401630	92.12.04	95.04.14
MN0416373	92.12.03	95.04.19
MN0417133	92.12.08	95.04.20
MN0419633	92.12.04	95.01.05
MN0421674	92.12.08	95.04.14
MN0426733	92.12.09	95.04.26
MN0440697	92.12.09	95.01.19
MN0447999	92.12.09	95.04.17
MN0448885	92.12.14	95.04.19
MN0451313	92.12.09	95.04.24
MN0458380	92.12.11	95.04.07
MN0465647	92.12.09	95.04.25
MN0465754	92.12.09	95.04.25
MN0471408	92.12.10	95.04.24
MN0472509	92.12.10	95.04.11
MN0477449	92.12.09	95.01.05

MN0490485	92.12.09	94.12.21
MN0495480	92.12.15	94.09.19
MN0506149	92.12.11	95.04.03
MN0510142	92.12.14	95.04.20
MN0514525	92.12.11	95.04.14
MN0528457	92.12.11	95.04.03
MN0529061	92.12.11	95.04.11
MN0529272	92.12.14	95.01.10
MN0534274	92.12.14	95.03.30
MN0546816	92.12.17	95.02.07
MN0572231	92.12.16	95.04.04
MN0580785	92.12.21	95.04.14
MN0588674	92.12.21	95.04.14
MN0589269	92.12.18	95.04.27
MN0601130	92.12.25	95.04.14
MN0605511	92.12.24	95.04.10
MN0611353	92.12.18	95.04.25
MN0618585	92.12.22	95.04.19
MN0629620	92.12.24	95.01.30
MN0634461	92.12.21	95.04.05
MN0643801	92.12.25	95.04.26
MN0654794	93.01.08	95.04.24
MN0663059	92.12.22	95.04.07
MN0667953	92.12.25	95.04.18
MN0668158	92.12.24	95.04.18
MN0680903	93.01.04	95.04.14
MN0681851	93.01.04	95.04.20
MN0701218	93.01.05	95.04.25
MN0718075	93.01.04	95.04.17
MN0721538	93.01.08	95.04.14
MN0742841	93.01.07	95.04.21
MN0743372	93.01.08	95.04.26
MN0751418	93.01.08	95.04.28
MN0764925	93.01.12	95.04.17
MN0766065	93.01.06	95.04.12
MN0766370	93.01.06	95.04.17
MN0766551	93.01.06	95.01.05
MN0772639	93.01.26	95.04.17
MN0779711	93.01.08	95.04.06
MN0786680	93.01.12	95.04.03
MN0791723	93.01.08	95.04.27
MN0799780	93.01.20	95.04.21
MN0804614	93.01.08	94.12.28
MN0809126	93.01.13	95.04.24
MN0813177	93.01.12	95.03.06
MN0826726	93.01.13	95.04.14
MN0830179	93.01.12	95.04.26
MN0844966	93.01.19	95.04.19
MN0852003	93.01.14	94.12.14
MN0890419	93.01.18	95.04.05
MN0892512	93.01.18	95.04.04
MN0893883	93.01.18	95.04.26
MN0913586	93.01.28	94.12.28
MN0913726	93.01.25	95.04.11

MM3164240	92.05.06	95.04.14
MM3169025	92.04.22	95.04.11
MM3172003	92.04.16	95.04.06
MM3172389	92.04.16	95.04.10
MM3175873	92.05.01	95.04.28
MM3178455	92.04.16	95.04.27
MM3179286	92.04.17	95.04.21
MM3180868	92.04.20	95.04.19
MM3181986	92.04.22	95.04.18
MM3183376	92.04.24	95.04.10
MM3188734	92.05.06	95.04.18
MM3191141	92.04.16	95.04.18
MM3193559	92.04.27	95.04.03
MM3193580	92.04.27	95.04.03
MM3199734	92.04.30	95.04.20
MM3201784	92.05.07	95.04.03
MM3204000	92.05.12	95.04.27
MM3205010	92.05.13	95.04.14
MM3206491	92.05.15	95.04.13
MM3206564	92.05.15	95.04.24
MM3211232	92.05.06	95.04.21
MM3223398	92.04.28	95.04.13
MM3230330	92.05.01	95.04.12
MM3236950	92.05.20	95.04.04
MM3240113	92.05.01	95.04.03
MM3240905	92.05.08	95.04.04
MM3248737	92.05.07	95.04.26
MM3252583	92.05.12	95.04.07
MM3258584	92.05.19	95.04.19
MM3268991	92.05.01	95.04.24
MM3285922	92.05.25	95.04.13
MM3309032	92.05.26	95.04.26
MM3312072	92.05.28	95.04.21
MM3316848	92.05.14	95.04.06
MM3318386	92.05.11	95.04.06
MM3319881	92.05.15	95.04.13
MM3319887	92.05.15	95.04.18
MM3319907	92.05.15	95.04.18
MM3319935	92.05.15	95.04.14
MM3320362	92.05.18	95.04.18
MM3326997	92.05.15	95.04.19
MM3330236	92.05.28	95.04.24
MM3372131	92.05.15	95.04.28
MM3381006	92.06.01	95.04.27
MM3396285	92.05.08	95.04.20
MM3417260	92.05.11	95.04.28
MM3418990	92.05.13	95.04.21
MM3420037	92.05..4	95.04.05
MM3430485	92.05.22	95.04.14
MM3452497	92.06.03	95.01.26
MM3455847	92.05.19	95.04.20
MM3470933	92.05.26	95.04.17
MM3484417	92.05.19	94.12.01
MM3491053	92.05.15	95.04.11

MM3491599	92.05.20	95.04.11
MM3506971	92.05.15	95.04.10
MM3515787	92.06.01	95.04.17
MM3518796	92.06.04	95.04.27
MM3519565	92.06.05	95.04.14
MM3533049	92.05.12	95.04.24
MM3546405	92.05.25	95.04.06
MM3552039	92.05.18	95.04.07
MM3558753	92.05.22	95.04.20
MM3559994	92.05.28	95.04.07
MM3560336	92.05.28	95.04.25
MM3572611	92.05.19	95.04.24
MM3577712	92.05.28	95.04.04
MM3590731	92.05.29	94.12.20
MM3590733	92.05.29	94.12.20
MM3625344	92.06.09	95.04.19
MM3640025	92.06.05	95.01.10
MM3647825	92.05.19	95.04.26
MM3668424	92.06.19	95.04.26
MM3674736	92.06.08	95.02.22
MM3676302	92.06.08	95.04.11
MM3690221	92.06.24	95.04.24
MM3690330	92.06.24	95.04.20
MM3692417	92.06.02	95.04.11
MM3697540	92.06.08	95.04.21
MM3707046	92.06.18	95.04.20
MM3708103	92.06.19	94.12.28
MM3709149	92.06.19	95.03.31
MM3711058	92.06.23	95.04.28
MM3724962	92.06.11	95.04.19
MM3731418	92.06.18	95.04.21
MM3753792	92.06.08	95.04.26
MM3763257	92.06.23	94.12.12
MM3765669	92.06.26	95.04.13
MM3775605	92.06.11	95.04.20
MM3785726	92.06.09	95.04.19
MM3792968	92.06.03	95.04.28
MM3807540	92.07.03	95.04.17
MM3812302	92.06.10	95.04.25
MM3828665	92.06.05	95.04.12
MM3838664	92.06.08	95.04.13
MM3846004	92.05.27	95.04.19
MM3859461	92.06.09	95.04.07
MM3863131	92.06.15	95.04.03
MM3864364	92.06.17	95.04.18
MM3872820	92.06.29	95.04.21
MM3873678	92.06.30	95.04.14
MM3886936	92.06.12	95.04.26
MM3887698	92.06.11	95.04.04
MM3904104	92.06.24	95.02.01
MM3914948	92.06.25	95.04.12
MM3915127	92.06.15	95.04.11
MM3923376	92.06.23	95.04.04
MM3928267	92.06.22	95.04.21

MM3928985	92.07.02	95.04.17
MM3929782	92.07.10	95.04.11
MM3941396	92.06.18	95.04.04
MM3943371	92.06.23	95.04.18
MM3944475	92.06.24	95.04.04
MM3947946	92.06.29	95.04.06
MM3958352	92.07.10	95.04.20
MM3962863	92.06.22	95.04.19
MM3970891	92.07.10	95.04.26
MM3971198	92.07.10	95.04.18
MM3985272	92.07.03	95.04.27
MM4010966	92.07.20	95.04.03
MM4016367	92.06.19	95.04.19
MM4017677	92.06.30	95.04.14
MM4020306	92.06.30	95.02.01
MM4022005	92.06.15	95.04.27
MM4038792	92.07.03	95.04.12
MM4039565	92.07.07	95.04.05
MM4039749	92.07.07	95.04.07
MM4042372	92.07.14	95.04.11
MM4046286	92.06.30	95.04.21
MM4050805	92.07.15	95.04.03
MM4060681	92.06.26	95.04.04
MM4062546	92.06.30	95.03.31
MM4067797	92.07.06	95.04.03
MM4068779	92.07.07	95.01.05
MM4074941	92.07.15	95.04.20
MM4076801	92.07.16	95.04.10
MM4079404	92.07.20	95.02.15
MM4090666	92.07.13	95.04.07
MM4095899	92.06.30	95.04.11
MM4096203	92.07.01	95.04.27
MM4099630	92.07.06	95.04.24
MM4101577	92.07.07	95.04.11
MM4101772	92.07.07	95.04.21
MM4109457	92.07.15	95.04.21
MM4114432	92.07.21	95.04.20
MM4125478	92.07.06	95.04.13
MM4153080	92.07.21	95.04.07
MM4165367	92.07.17	95.04.04
MM4180335	92.06.30	95.04.18
MM4181608	92.07.02	95.04.14
MM4186635	92.07.15	95.04.06
MM4219108	92.07.09	95.04.26
MM4245409	92.07.13	94.08.23
MM4257564	92.07.13	95.04.24
MM4263426	92.07.03	95.04.24
MM4275168	92.07.03	95.04.20
MM4278334	92.07.13	95.04.17
MM4283102	92.07.06	95.02.21
MM4286387	92.07.14	95.04.21
MM4286990	92.07.15	95.04.11
MM4287622	92.07.16	95.04.17
MM4293624	92.07.24	95.01.19

MM4299595	92.07.13	95.01.23
MM4314326	92.07.24	95.04.17
MM4319243	92.07.17	95.04.07
MM4325246	92.07.03	95.04.06
MM4332899	92.07.15	95.04.28
MM4335981	92.07.20	95.04.14
MM4343055	92.08.06	95.04.28
MM4351009	92.07.20	95.04.03
MM4354323	92.07.27	95.04.11
MM4355780	92.07.29	95.04.19
MM4371002	92.08.05	95.04.13
MM4371003	92.08.05	95.04.13
MM4371004	92.08.05	95.04.13
MM4373341	92.08.12	95.04.10
MM4374956	92.08.14	95.04.12
MM4374957	92.08.14	95.04.12
MM4379687	92.07.22	95.04.27
MM4382183	92.07.24	95.04.14
MM4384573	92.07.28	95.04.21
MM4385466	92.07.30	95.04.17
MM4390745	92.08.05	95.04.11
MM4406632	92.07.28	95.04.17
MM4418702	92.07.20	95.04.14
MM4419620	92.07.28	95.04.28
MM4431816	92.08.10	95.04.20
MM4433382	92.08.18	95.04.13
MM4433383	92.08.18	95.04.13
MM4440063	92.08.07	95.04.18
MM4486782	92.08.10	95.04.19
MM4492004	92.08.14	95.03.31
MM4495464	92.07.22	95.04.07
MM4497231	92.07.23	95.04.20
MM4517044	92.08.14	95.04.20
MM4517452	92.08.14	95.04.19
MM4521116	92.08.05	95.02.24
MM4537370	92.08.06	95.04.14
MM4538841	92.08.13	95.04.04
MM4549937	92.08.10	95.04.25
MM4554941	92.08.18	95.04.07
MM4555353	92.08.19	95.04.28
MM4556235	92.07.21	95.04.20
MM4559425	92.08.10	95.01.18
MM4571089	92.07.27	95.04.11
MM4573076	92.07.29	95.04.05
MM4576768	92.08.03	95.04.20
MM4586935	92.07.23	95.04.27
MM4590372	92.07.29	95.04.18
MM4604473	92.07.23	95.04.06
MM4605112	92.07.24	95.01.04
MM4611439	72.08.12	95.04.26
MM4613202	92.07.20	95.04.20
MM4613746	92.07.21	95.04.04
MM4620737	92.08.07	95.04.28
MM4624738	92.08.03	95.04.26

MM2038001 92.02.04 95.04.17
MM2039009 92.01.29 95.04.14
MM2054032 92.02.06 95.04.10
MM2054157 92.02.06 95.04.17
MM2060487 92.02.21 95.04.14
MM2062085 92.02.01 95.04.27
MM2063344 92.02.18 95.04.14
MM2068914 92.02.04 95.04.20
MM2073770 92.02.10 95.04.13
MM2078059 92.02.17 95.04.03
MM2078862 92.02.17 94.09.01
MM2081137 92.02.19 95.04.04
MM2081141 92.02.19 95.04.21
MM2082206 92.01.31 95.04.12
MM2089091 92.02.10 95.04.25
MM2091225 92.02.12 95.04.04
MM2100450 92.02.24 95.04.07
MM2108829 92.02.12 95.04.12
MM2112744 92.02.13 95.04.27
MM2121085 92.02.13 95.04.17
MM2125846 92.01.30 95.04.18
MM2128233 92.02.01 95.04.26
MM2129259 92.02.03 95.04.25
MM2142812 92.02.18 95.04.20
MM2163246 92.02.13 95.01.05
MM2169081 92.02.20 95.03.29
MM2169491 92.02.21 95.04.24
MM2171169 92.02.25 95.04.27
MM2173479 92.02.28 94.11.30
MM2177496 92.02.03 95.04.28
MM2203510 92.01.31 95.04.26
MM2204955 92.02.03 95.04.26
MM2205586 92.02.04 95.04.17
MM2226944 92.02.12 95.04.18
MM2236717 92.03.11 95.01.18
MM2238660 92.02.17 95.04.05
MM2238661 92.02.17 95.04.05
MM2243805 92.02.21 95.04.21
MM2246747 92.02.26 95.04.06
MM2255628 92.03.09 95.04.12
MM2260981 92.02.24 95.04.13
MM2267304 92.02.10 95.04.28
MM2267604 92.02.12 95.04.26
MM2276166 92.02.24 95.04.27
MM2286627 92.02.07 95.04.27
MM2286718 92.02.07 95.04.06
MM2298602 92.02.17 95.04.27
MM2312230 92.02.25 95.04.03
MM2312567 92.02.26 95.04.03
MM2316212 92.03.10 95.04.17
MM2318989 92.02.25 95.04.28
MM2319254 92.02.26 95.04.21
MM2322043 92.03.11 95.04.10
MM2322147 92.03.12 95.04.03

MM2324827 92.02.24 95.04.28
MM2336782 92.03.09 95.04.11
MM2346133 92.02.27 95.04.26
MM2349674 92.03.06 95.04.14
MM2354304 92.02.28 95.04.25
MM2361174 92.02.28 95.04.26
MM2375924 92.03.04 95.03.27
MM2377287 92.03.05 95.04.27
MM2386002 92.02.13 94.11.28
MM2386967 92.02.21 95.01.19
MM2396073 92.02.26 95.04.18
MM2397879 92.02.28 94.11.29
MM2408343 92.03.06 95.04.20
MM2435515 92.03.09 95.04.05
MM2437655 92.03.13 95.04.26
MM2440370 92.03.11 95.04.05
MM2455675 92.02.27 95.04.25
MM2459219 92.03.03 95.04.06
MM2463318 92.03.07 95.04.25
MM2463438 92.03.07 95.04.27
MM2469269 92.03.13 95.02.03
MM2477084 92.02.27 95.04.12
MM2483782 92.02.25 95.04.26
MM2502958 92.03.18 95.04.03
MM2518377 92.03.11 95.04.10
MM2523314 92.03.10 95.04.10
MM2525539 92.04.04 95.04.12
MM2535615 92.04.02 95.04.14
MM2543471 92.03.13 95.04.25
MM2547032 92.03.23 95.04.21
MM2549094 92.03.25 95.04.26
MM2561245 92.03.10 95.01.23
MM2562761 92.03.12 95.04.14
MM2567169 92.03.19 95.04.12
MM2567170 92.03.19 95.04.12
MM2579662 92.03.05 95.04.06
MM2581484 92.03.10 95.04.10
MM2588622 92.03.24 95.04.06
MM2596654 92.03.18 95.04.28
MM2601024 92.04.02 95.04.12
MM2608279 92.04.03 95.04.05
MM2615852 92.03.24 95.04.21
MM2620578 92.03.16 95.04.24
MM2624351 92.04.02 95.04.12
MM2625308 92.03.13 95.04.06
MM2628257 92.03.23 95.04.03
MM2630619 92.03.26 95.04.12
MM2635689 92.04.07 95.04.18
MM2635690 92.04.07 95.04.18
MM2635692 92.04.07 95.04.18
MM2635767 92.04.07 95.04.06
MM2636751 92.04.09 95.04.04
MM2636920 92.04.09 95.04.19
MM2638515 92.03.11 95.02.28

MM2640084 92.03.12 95.01.11
MM2657698 92.03.17 95.04.21
MM2659998 92.03.10 95.04.20
MM2661769 92.03.18 95.04.04
MM2662168 92.03.23 95.04.10
MM2664468 92.04.06 95.04.05
MM2666904 92.03.12 95.04.06
MM2670181 92.03.17 95.04.13
MM2673002 92.03.21 95.04.27
MM2682353 92.04.01 95.04.26
MM2687651 92.03.12 95.04.11
MM2688877 92.03.23 95.02.01
MM2692665 92.03.11 95.03.31
MM2696655 92.03.19 94.12.24
MM2700562 92.03.30 95.04.18
MM2701283 92.03.31 95.02.24
MM2724988 92.03.23 95.04.19
MM2733907 92.03.19 95.04.10
MM2740078 92.03.19 95.04.13
MM2741239 92.03.24 95.04.19
MM2742036 92.03.27 95.04.17
MM2747078 92.03.16 95.04.26
MM2759009 92.04.01 95.04.07
MM2761294 92.04.06 95.04.14
MM2762744 92.04.06 95.04.21
MM2766531 92.03.18 95.01.30
MM2784591 92.04.02 95.04.26
MM2787871 92.03.23 95.01.09
MM2789894 92.03.31 95.04.21
MM2797225 92.03.27 95.04.24
MM2798226 92.03.31 95.04.18
MM2799127 92.04.01 95.04.17
MM2802824 92.03.30 95.04.06
MM2816307 92.03.26 95.04.14
MM2818182 92.03.30 95.04.14
MM2819440 92.04.01 95.04.21
MM2826176 92.04.13 95.04.06
MM2831714 92.04.01 95.02.22
MM2831932 92.04.07 95.04.05
MM2834301 92.04.01 95.04.27
MM2845369 92.03.23 95.04.07
MM2848152 92.03.19 95.04.06
MM2853953 92.04.17 95.04.07
MM2855712 92.04.10 95.04.11
MM2859791 92.03.31 95.02.16
MM2864460 92.04.01 95.04.10
MM2864523 92.04.01 95.04.27
MM2874092 92.04.06 95.04.03
MM2880733 92.04.15 95.04.25
MM2883884 92.04.20 95.04.10
MM2888805 92.04.30 95.04.13
MM2899486 92.03.25 95.04.19
MM2909390 92.04.15 95.04.28
MM2911005 92.04.01 95.04.18

MM2912239 92.04.18 95.04.28
MM2918666 92.04.14 95.04.12
MM2921631 92.04.21 95.04.20
MM2928152 92.04.08 95.04.10
MM2933694 92.04.06 95.04.13
MM2942039 92.04.16 95.04.17
MM2951400 92.04.27 94.11.02
MM2951480 92.04.28 95.04.07
MM2952178 92.04.28 95.04.10
MM2954603 92.04.13 95.04.26
MM2967331 92.04.10 95.04.25
MM2969190 92.04.13 95.04.19
MM2970455 92.04.14 95.04.14
MM2973946 92.04.18 95.04.11
MM2975243 92.04.20 94.09.19
MM2979450 92.04.23 95.04.14
MM2992282 92.04.10 95.04.24
MM2995630 92.04.17 95.04.13
MM3001962 92.05.01 95.04.26
MM3011315 92.03.31 95.04.18
MM3013489 92.04.08 95.04.13
MM3016749 92.04.22 95.02.17
MM3016828 92.04.22 95.04.21
MM3020248 92.04.21 95.04.20
MM3029942 92.04.22 95.04.27
MM3033393 92.04.15 95.04.20
MM3037700 92.05.08 95.04.26
MM3040322 92.04.10 95.04.17
MM3047844 92.04.20 95.04.26
MM3051893 92.04.24 95.04.14
MM3065054 92.04.28 95.04.11
MM3071196 92.04.13 95.04.07
MM3074560 92.04.16 95.04.04
MM3076077 92.04.18 95.04.28
MM3076263 92.04.18 95.04.17
MM3076719 92.04.20 95.04.18
MM3078722 92.04.21 95.02.23
MM3086797 92.05.01 95.04.12
MM3087435 92.04.15 95.04.20
MM3090377 92.04.15 95.04.21
MM3091682 92.04.28 95.04.19
MM3095264 92.04.20 95.04.27
MM3098202 92.04.07 95.04.28
MM3106356 92.04.27 95.04.21
MM3123976 92.04.24 95.04.17
MM3135612 92.04.10 95.04.14
MM3140469 92.04.10 95.04.26
MM3140738 92.04.14 95.04.24
MM3143302 92.04.16 95.01.05
MM3143622 92.04.17 95.04.20
MM3146375 92.04.16 95.04.24
MM3149286 92.04.14 95.03.31
MM3152134 92.04.22 95.04.18
MM3152925 92.04.27 95.04.25

MM0494903	91.10.09	95.04.24
MM0512744	91.10.01	95.04.06
MM0519562	91.09.27	95.04.05
MM0523550	91.10.11	95.04.24
MM0534753	91.10.04	95.04.13
MM0535604	91.10.11	95.04.28
MM0538990	91.10.08	95.04.06
MM0554512	91.10.14	95.04.21
MM0565908	91.10.08	95.04.19
MM0567496	91.10.09	95.04.05
MM0576845	91.10.22	95.04.20
MM0611686	91.10.19	95.04.20
MM0617835	91.10.22	95.04.03
MM0631871	91.10.15	95.04.13
MM0635041	91.10.19	95.04.26
MM0636610	91.10.24	95.04.20
MM0637313	91.10.28	95.04.19
MM0649367	91.10.22	95.04.13
MM0659339	91.10.24	95.04.03
MM0662121	91.10.09	95.04.17
MM0664990	91.10.16	95.04.25
MM0667959	91.10.22	95.04.14
MM0676864	91.10.28	95.04.20
MM0678645	91.10.15	95.04.25
MM0690406	91.11.11	95.04.11
MM0694993	91.10.16	95.04.27
MM0703054	91.10.30	95.04.11
MM0706419	91.11.06	95.04.12
MM0707941	91.11.08	95.04.27
MM0724646	91.10.21	95.04.21
MM0729785	91.10.16	95.04.14
MM0729983	91.10.18	95.04.26
MM0739586	91.10.25	94.09.09
MM0764249	91.10.11	95.04.25
MM0771772	91.10.21	95.04.18
MM0780706	91.10.29	95.04.05
MM0780709	91.10.29	95.04.05
MM0785071	91.10.23	95.04.26
MM0788977	91.10.25	95.04.07
MM0791712	91.11.13	95.04.14
MM0802743	91.11.01	95.04.20
MM0815433	91.10.22	95.04.21
MM0822141	91.10.23	94.12.09
MM0832196	91.11.07	95.04.12
MM0841077	91.10.30	95.04.26
MM0841838	91.11.05	95.04.25
MM0851440	91.10.31	95.04.03
MM0856643	91.10.29	95.04.27
MM0857494	91.10.31	95.04.17
MM0857929	91.10.31	95.04.26
MM0858122	91.11.01	95.04.05
MM0858199	91.11.01	95.04.07
MM0872702	91.11.21	95.02.07
MM0876316	91.11.05	95.04.07
MM0881381	91.11.20	94.07.20
MM0881392	91.11.20	95.04.17
MM0883774	91.10.23	95.04.28
MM0890548	91.11.16	95.04.19
MM0898923	91.10.30	95.04.07
MM0919235	91.11.08	95.04.27
MM0920778	91.11.12	95.04.05
MM0924415	91.11.15	95.04.03
MM0929535	91.11.21	95.04.20
MM0942686	91.11.05	94.12.22
MM0952809	91.11.20	95.04.24
MM0964648	91.10.31	95.04.03
MM0972655	91.10.30	95.04.03
MM0974634	91.11.02	95.04.24
MM1014705	91.11.22	95.04.03
MM1019558	91.12.02	95.01.12
MM1027980	91.11.11	95.04.19
MM1029134	91.11.13	95.04.04
MM1031139	91.11.18	95.03.01
MM1036059	91.11.26	95.04.10
MM1037391	91.11.06	95.04.21
MM1037561	91.11.12	95.04.20
MM1050730	91.10.31	95.04.10
MM1054292	91.11.19	95.04.12
MM1055369	91.11.21	95.04.12
MM1063031	91.11.14	95.04.14
MM1079575	91.12.02	95.04.24
MM1098136	91.11.21	95.04.07
MM1098762	91.11.25	95.04.14
MM1099442	91.11.27	95.04.05
MM1104778	91.11.21	95.04.03
MM1108816	91.11.30	95.04.20
MM1111684	91.12.07	95.04.28
MM1112930	91.11.14	95.03.31
MM1118755	91.11.30	95.04.18
MM1119630	91.12.04	95.04.24
MM1122656	91.12.09	95.04.11
MM1126697	91.11.29	95.04.04
MM1127238	91.12.03	95.04.12
MM1133014	91.11.18	95.04.19
MM1135546	91.11.21	95.04.07
MM1151624	91.11.19	95.04.14
MM1166461	91.12.09	95.04.10
MM1168681	91.11.26	95.04.27
MM1169913	91.12.02	95.04.14
MM1178351	91.12.10	95.04.18
MM1183067	91.11.27	95.04.13
MM1183706	91.11.28	95.04.26
MM1189592	91.11.19	95.04.11
MM1225539	91.11.22	95.04.10
MM1226675	91.11.25	95.04.20
MM1227900	91.11.27	95.04.24
MM1238820	91.11.27	95.04.25
MM1250468	91.11.26	95.04.28
MM1253883	91.11.30	95.04.24
MM1257329	91.12.20	95.04.05
MM1264351	91.11.30	95.04.03
MM1272756	91.12.10	94.12.27
MM1277252	91.12.17	94.11.08
MM1304109	91.12.09	95.04.21
MM1327711	91.12.24	95.04.25
MM1335547	91.12.13	95.04.25
MM1345632	91.12.24	95.04.12
MM1346475	91.11.28	95.04.03
MM1348440	91.12.12	95.04.07
MM1385197	91.12.09	95.04.14
MM1387758	91.12.21	95.04.18
MM1400480	92.01.09	95.04.07
MM1408391	91.12.18	95.04.19
MM1410434	91.12.24	95.04.26
MM1420503	91.12.11	95.04.07
MM1422232	91.12.17	95.04.11
MM1437544	91.12.18	95.04.27
MM1438084	91.12.20	95.04.19
MM1441493	92.01.09	95.01.05
MM1453957	92.01.10	95.04.07
MM1454690	92.01.16	95.04.06
MM1454994	92.01.17	95.04.24
MM1476951	91.12.12	95.01.10
MM1480139	91.12.18	95.04.06
MM1487643	92.01.06	95.04.14
MM1487949	92.01.06	95.04.03
MM1488801	92.01.07	95.04.21
MM1495884	92.01.10	95.04.18
MM1496434	91.12.13	95.04.27
MM1497899	91.12.19	95.04.26
MM1505867	92.01.06	95.04.27
MM1508401	91.12.11	94.12.08
MM1521197	91.12.16	95.04.25
MM1523880	91.12.19	95.04.14
MM1524387	91.12.19	95.04.21
MM1531729	92.01.06	95.04.27
MM1539054	92.01.08	95.04.03
MM1546707	91.12.19	95.04.10
MM1553325	91.12.12	95.04.11
MM1554975	92.01.22	95.04.24
MM1561053	91.12.20	95.04.28
MM1569203	91.12.13	95.04.17
MM1572307	91.12.24	95.04.19
MM1574776	92.01.06	95.04.14
MM1582535	92.01.14	95.04.11
MM1626146	92.01.16	95.04.07
MM1626469	92.01.17	95.04.10
MM1635705	91.12.27	95.04.26
MM1637541	92.01.08	95.04.17
MM1639698	92.01.16	95.04.25
MM1643893	92.01.24	95.04.18
MM1651190	91.12.24	95.04.25
MM1654522	92.01.13	95.04.21
MM1655851	91.12.27	95.04.18
MM1658766	92.01.16	95.04.11
MM1676224	92.01.23	95.02.15
MM1677212	92.01.24	95.04.03
MM1687009	92.01.08	95.04.17
MM1689268	92.01.21	95.04.14
MM1693922	92.01.08	95.04.05
MM1699236	92.01.28	95.01.09
MM1705100	92.01.10	95.04.17
MM1707221	92.01.17	95.04.28
MM1726347	92.01.16	95.04.06
MM1735499	92.01.20	94.11.28
MM1744851	92.01.29	95.04.25
MM1750911	92.01.18	95.04.21
MM1757689	92.01.24	95.03.23
MM1785025	92.01.17	95.04.17
MM1785456	92.01.17	95.04.07
MM1793219	92.01.13	95.04.12
MM1804360	92.01.23	95.04.21
MM1808912	92.01.28	95.04.10
MM1823218	92.01.21	95.04.07
MM1825484	92.01.27	95.04.12
MM1835455	92.01.27	95.04.20
MM1836609	92.01.28	95.04.13
MM1848686	92.01.21	95.04.18
MM1850102	92.01.22	95.04.07
MM1850360	92.01.22	95.04.11
MM1852539	92.01.28	95.04.21
MM1858190	92.01.14	95.04.27
MM1860485	92.01.17	95.04.11
MM1863992	92.02.20	95.04.04
MM1871092	92.01.21	95.04.03
MM1875867	92.01.28	95.04.26
MM1876402	92.01.17	95.04.21
MM1885039	92.01.08	95.04.06
MM1911744	92.01.30	95.04.04
MM1927170	92.01.17	95.04.17
MM1939459	92.02.05	95.04.19
MM1942704	92.01.23	95.04.12
MM1949534	92.02.03	95.04.10
MM1960372	92.02.03	95.04.04
MM1960702	92.02.03	95.04.17
MM1964212	92.01.28	95.04.05
MM1966461	92.01.23	95.04.17
MM1957841	92.01.28	95.01.10
MM1985762	92.01.30	95.04.07
MM1986103	92.01.30	95.01.05
MM1986154	92.01.30	95.04.28
MM1988985	92.02.06	95.04.18
MM2002669	92.01.30	95.04.07
MM2005409	92.01.30	95.04.10
MM2016278	92.02.01	95.04.10
MM2021345	92.02.12	95.04.13

ML8356745	91.07.11	95.04.19
ML8357623	91.07.19	95.04.04
ML8359545	91.07.18	95.04.21
ML8361426	91.07.04	95.04.17
ML8379418	91.07.12	95.04.28
ML8380760	91.07.15	95.04.28
ML8389984	91.07.05	95.01.24
ML8405952	91.07.30	95.04.25
ML8407955	91.07.15	95.04.04
ML8408352	91.07.03	95.04.18
ML8408771	91.07.06	95.02.22
ML8423333	91.07.16	95.04.10
ML8428870	91.07.19	95.04.03
ML8430283	91.07.25	95.04.12
ML8441594	91.07.15	95.04.06
ML8448195	91.07.25	95.04.10
ML8459539	91.07.23	95.04.05
ML8474151	91.07.26	95.04.11
ML8476513	91.07.31	95.04.20
ML8496098	91.07.23	95.04.24
ML8510744	91.07.16	95.04.25
ML8524292	91.07.09	95.04.03
ML8527039	91.07.12	95.04.25
ML8530960	91.07.18	95.02.15
ML8540121	91.07.31	95.01.26
ML8543786	91.07.17	95.04.24
ML8545125	91.07.22	95.04.24
ML8549858	91.08.01	95.04.26
ML8575573	91.07.12	95.04.13
ML8590970	91.07.18	95.04.04
ML8592232	91.07.22	95.04.21
ML8596010	91.07.31	95.04.19
ML8614197	91.08.06	95.04.13
ML8619815	91.07.22	95.03.29
ML8620245	91.07.23	95.04.24
ML8623798	91.07.25	95.03.22
ML8625383	91.07.26	94.09.15
ML8629325	91.07.31	95.04.04
ML8629428	91.08.01	95.04.19
ML8632754	91.08.05	95.04.17
ML8633954	91.08.06	95.04.24
ML8653537	91.08.02	95.04.12
ML8662510	91.08.12	95.04.12
ML8670592	91.07.31	95.04.19
ML8729779	91.08.02	95.04.06
ML8733043	91.08.02	95.04.28
ML8746122	91.08.19	95.04.28
ML8747179	91.07.30	95.04.12
ML8748170	91.07.31	95.04.18
ML8762017	91.08.07	95.04.03
ML8765654	91.08.14	95.04.12
ML8772382	91.07.29	95.04.03
ML8786582	91.08.20	95.04.25
ML8800932	91.08.01	95.04.05

ML8802367	91.08.02	95.04.21
ML8821234	91.08.05	95.04.07
ML8826763	91.08.19	95.04.20
ML8829687	91.07.30	95.04.10
ML8830268	91.08.01	95.04.03
ML8833445	91.08.12	95.04.28
ML8852549	91.08.15	95.04.17
ML8858455	91.09.04	95.04.07
ML8860329	91.08.12	95.04.05
ML8860330	91.08.12	95.04.05
ML8860332	91.08.12	95.04.05
ML8876034	91.08.09	95.04.17
ML8884443	91.08.12	95.04.17
ML8884467	91.08.12	95.04.14
ML8894111	91.08.21	95.04.18
ML8896290	91.08.29	95.04.14
ML8913297	91.08.14	95.04.28
ML8925124	91.08.27	95.01.23
ML8925125	91.08.27	95.01.23
ML8928122	91.08.30	95.04.17
ML8941717	91.08.23	95.04.24
ML8945036	91.08.28	95.04.05
ML8948840	91.09.02	95.02.21
ML8949558	91.08.07	95.04.19
ML8956731	91.08.15	95.02.02
ML8956759	91.08.15	95.04.04
ML8965809	91.08.27	95.04.19
ML8973434	91.08.20	95.04.14
ML8973552	91.08.21	95.04.10
ML8974481	91.08.30	95.04.11
ML8979023	91.08.17	95.04.26
ML8999966	91.08.30	95.04.20
ML9004158	90.08.21	95.01.05
ML9009711	90.07.24	94.08.30
ML9009981	90.08.20	94.09.27
ML9011409	90.09.24	94.09.01
ML9047185	90.07.10	94.12.16
ML9048480	92.10.25	95.02.09
ML9054707	92.03.11	95.04.12
ML9067744	91.02.26	94.12.15
ML9074886	90.11.29	95.01.05
ML9082873	91.02.26	95.02.06
ML9083781	91.08.21	95.01.25
ML9087789	91.02.26	95.04.28
ML9089501	91.02.22	95.01.05
ML9090972	91.04.03	95.04.03
ML9103329	91.06.12	95.04.17
ML9109414	91.04.23	95.03.10
ML9109721	91.06.18	95.03.13
ML9112333	91.06.17	95.01.24
ML9114622	91.06.05	95.02.25
ML9116322	91.10.21	94.09.27
ML9117782	91.12.26	95.04.14
ML9119461	91.08.08	95.04.14

ML9119473	91.08.09	95.04.21
ML9122513	92.01.28	95.01.25
ML9122533	92.02.11	95.01.27
ML9125826	91.10.04	95.04.18
ML9131625	91.08.01	95.04.17
ML9137192	92.03.12	94.11.08
ML9137210	92.03.18	95.01.25
ML9138773	91.12.02	95.01.12
ML9143635	91.09.11	95.04.21
ML9146522	92.04.08	95.02.08
ML9150010	92.01.06	95.01.13
ML9150432	92.01.27	95.04.11
ML9151587	92.04.06	95.04.07
ML9155898	91.12.02	95.04.07
ML9156205	91.12.12	95.04.06
ML9158330	92.02.21	95.04.18
ML9158453	91.12.10	95.01.25
ML9164907	92.08.10	95.04.26
ML9169021	92.01.20	95.03.23
ML9172328	92.01.31	95.02.08
ML9187973	92.06.23	95.04.19
ML9193233	92.07.24	95.01.31
ML9194377	92.08.03	94.08.04
ML9196058	92.05.27	94.12.28
ML9206728	92.06.03	94.12.06
ML9206731	92.06.09	95.01.10
ML9214815	92.06.29	95.01.11
ML9215329	92.08.05	95.02.08
ML9219950	92.08.10	94.12.14
ML9220830	92.10.16	95.02.23
ML9224807	92.08.07	95.04.04
MM0008875	91.08.23	95.04.27
MM0008992	91.08.23	95.04.14
MM0011635	91.08.28	95.04.24
MM0016628	91.09.06	95.04.21
MM0020607	91.08.07	95.04.14
MM0021257	91.08.09	95.04.18
MM0030502	91.08.13	95.04.25
MM0038805	91.08.27	95.04.18
MM0051121	91.08.16	95.04.20
MM0052010	91.08.19	95.04.20
MM0055508	91.08.26	95.04.25
MM0055515	91.08.26	95.04.25
MM0056154	91.08.27	95.04.19
MM0066626	91.08.22	95.04.03
MM0071192	91.09.06	95.04.12
MM0080226	91.09.02	95.04.27
MM0082761	91.09.06	95.04.25
MM0094326	91.08.26	95.04.21
MM0094327	91.08.26	95.04.21
MM0095786	91.09.05	95.04.26
MM0096741	91.09.11	95.04.14
MM0099859	91.08.27	95.04.05
MM0100768	91.09.02	95.01.20

MM0100925	91.09.03	95.04.26
MM0109316	91.08.30	95.04.28
MM0111433	91.08.29	95.04.14
MM0133463	91.09.19	95.04.14
MM0140868	91.09.24	95.04.20
MM0145625	91.09.10	95.04.14
MM0145928	91.09.11	95.04.20
MM0160892	91.09.10	95.04.04
MM0174587	91.09.09	95.04.20
MM0175717	91.09.13	95.04.10
MM0176411	91.09.19	95.04.20
MM0179783	91.09.03	95.04.19
MM0181541	91.09.05	95.04.25
MM0186118	91.09.11	95.04.21
MM0195885	91.09.26	95.04.25
MM0201426	91.09.09	95.04.26
MM0205193	91.09.13	95.04.19
MM0209174	91.09.19	95.04.05
MM0215181	91.09.30	95.04.26
MM0226134	91.09.11	95.04.05
MM0227698	91.09.12	95.04.21
MM0235650	91.09.04	95.04.10
MM0246107	91.09.03	95.04.07
MM0254479	91.09.13	95.04.03
MM0255085	91.09.13	95.04.11
MM0283997	91.09.24	95.04.27
MM0286865	91.09.30	94.11.14
MM0296706	91.09.18	95.04.06
MM0310120	91.08.26	95.04.17
MM0311890	91.08.30	95.04.03
MM0316719	91.08.28	95.04.28
MM0326880	91.09.13	95.04.20
MM0328493	91.09.10	95.04.18
MM0329656	91.09.26	95.04.27
MM0345727	91.09.11	95.04.21
MM0347189	91.09.17	95.04.27
MM0355291	91.09.20	95.04.26
MM0376093	91.10.03	95.04.17
MM0382611	91.09.13	95.04.17
MM0392729	91.09.19	95.04.28
MM0395752	91.09.26	95.04.20
MM0407414	91.09.25	95.04.26
MM0412620	91.09.19	95.04.10
MM0416353	91.09.20	95.04.17
MM0422373	91.09.09	95.04.27
MM0441494	91.10.01	95.04.24
MM0443678	91.10.03	95.04.25
MM0456031	91.09.20	95.04.19
MM0463934	91.10.05	95.04.05
MM0473965	91.10.14	95.04.21
MM0474469	91.10.17	95.04.20
MM0475413	91.09.17	95.04.05
MM0487523	91.09.25	95.04.21
MM0494377	91.10.08	95.04.07

ML4538558	90.12.27	95.01.04
ML4540564	90.12.28	94.11.08
ML4577578	90.12.25	94.11.02
ML4710861	91.01.16	95.04.12
ML4760145	91.02.04	95.01.12
ML4880804	91.01.30	95.04.03
ML4933441	91.02.16	95.04.17
ML4986419	91.02.02	94.12.13
ML5018902	91.02.27	94.09.30
ML5027630	91.03.12	95.02.21
ML5058935	91.02.14	95.04.03
ML5106598	91.02.20	95.04.21
ML5152262	91.02.27	95.04.19
ML5154750	91.03.06	94.11.18
ML5170621	91.02.19	95.01.23
ML5174181	91.02.28	95.04.03
ML5207434	91.02.14	95.04.25
ML5237606	91.03.18	95.02.21
ML5364924	91.03.19	95.01.09
ML5445685	91.03.25	95.01.05
ML7002214	91.12.04	95.04.13
ML7011715	91.04.15	95.04.14
ML7017323	91.04.09	94.10.18
ML7019605	91.04.10	95.04.12
ML7024084	91.04.03	94.11.18
ML7027298	91.04.08	95.04.04
ML7034928	91.04.09	95.04.19
ML7039609	91.04.03	94.12.08
ML7058139	91.04.01	95.01.18
ML7074751	91.04.02	95.04.03
ML7074984	91.04.03	95.04.07
ML7100756	91.04.05	95.04.13
ML7115999	91.04.08	95.04.21
ML7143643	91.04.09	95.04.17
ML7148916	91.04.11	95.04.14
ML7151426	91.04.09	95.04.05
ML7166322	91.04.15	95.04.24
ML7170064	91.04.18	95.04.07
ML7172334	91.04.19	95.04.14
ML7174710	91.04.22	95.04.07
ML7184163	91.04.24	95.04.27
ML7184954	91.04.16	95.01.04
ML7190380	91.04.11	95.04.17
ML7195206	91.04.17	95.04.14
ML7197388	91.04.19	95.04.20
ML7217690	91.04.24	95.04.19
ML7218817	91.05.01	95.04.06
ML7230803	91.04.17	95.04.20
ML7242928	91.05.02	95.04.14
ML7249141	91.04.23	95.04.03
ML7259056	91.04.19	95.04.21
ML7277669	91.04.30	95.04.26
ML7279712	91.04.16	95.04.24
ML7279823	91.04.16	95.04.12

ML7280674	91.04.15	95.04.19
ML7281068	91.04.18	95.04.19
ML7285384	91.04.17	95.04.21
ML7285611	91.04.17	95.04.21
ML7285856	91.04.17	95.04.06
ML7290537	91.04.15	95.04.11
ML7299306	91.04.16	95.04.20
ML7301104	91.04.23	95.04.18
ML7309419	91.04.06	95.04.05
ML7311176	91.04.22	95.04.24
ML7320736	91.05.10	95.04.07
ML7340227	91.05.17	95.04.19
ML7342870	91.05.21	95.04.18
ML7401949	91.06.03	95.04.20
ML7408994	91.05.20	95.04.14
ML7414836	91.05.07	95.04.07
ML7416283	91.04.23	95.04.04
ML7416830	91.04.30	95.04.24
ML7418886	91.04.25	95.04.20
ML7422690	91.05.01	95.04.06
ML7423798	91.05.07	95.04.18
ML7427691	91.05.17	95.04.03
ML7433577	91.05.15	95.04.06
ML7435037	91.05.18	95.04.14
ML7457138	91.05.16	95.04.06
ML7466348	91.05.09	95.04.13
ML7467619	91.05.10	95.04.25
ML7469873	91.05.15	95.04.28
ML7473922	91.05.20	95.04.27
ML7479260	91.05.07	95.04.17
ML7482429	91.05.13	95.04.06
ML7483613	91.05.15	95.04.06
ML7484389	91.05.16	95.03.13
ML7498352	91.05.14	95.04.19
ML7498754	91.05.15	95.04.19
ML7501657	91.05.28	95.04.25
ML7504354	91.05.08	95.04.21
ML7505453	91.05.13	95.04.21
ML7510154	91.05.20	95.04.26
ML7513248	91.05.09	95.04.05
ML7513412	91.05.09	95.04.19
ML7516272	91.05.18	95.04.17
ML7519343	91.05.28	95.04.19
ML7527656	91.05.10	95.04.14
ML7531071	91.05.16	95.04.07
ML7531719	91.05.17	95.04.25
ML7542924	91.05.09	95.04.13
ML7544500	91.05.13	95.01.05
ML7549503	91.05.20	95.04.13
ML7564483	91.05.22	95.04.27
ML7565024	91.05.09	95.04.17
ML7575546	91.05.15	95.04.04
ML7576291	91.05.16	95.04.12
ML7590285	91.04.25	95.04.27

ML7590595	91.04.30	95.04.03
ML7600767	91.05.21	95.04.11
ML7610989	91.05.27	95.04.17
ML7619299	91.05.27	95.04.28
ML7626602	91.05.16	95.04.14
ML7630730	91.05.01	95.04.10
ML7639501	91.06.04	95.04.18
ML7643489	91.05.17	95.04.18
ML7654085	91.06.07	95.04.21
ML7657555	91.05.29	95.04.18
ML7674281	91.05.31	95.04.11
ML7677203	91.06.04	95.04.25
ML7694063	91.05.31	95.04.04
ML7698024	91.06.05	95.04.04
ML7701898	91.06.10	95.04.24
ML7716746	91.06.04	95.04.10
ML7726728	91.06.11	95.04.18
ML7728255	91.05.23	95.04.03
ML7746322	91.05.29	95.04.19
ML7759312	91.05.28	95.04.26
ML7771748	91.05.27	95.04.05
ML7781997	91.06.05	95.04.25
ML7786276	91.06.12	95.04.18
ML7797653	91.06.07	95.04.12
ML7809038	91.05.27	95.04.19
ML7809433	91.05.30	95.04.10
ML7810350	91.05.21	95.04.18
ML7811000	91.05.22	95.04.25
ML7811022	91.05.22	95.01.10
ML7817325	91.06.06	95.04.11
ML7817326	91.06.06	95.04.11
ML7821596	91.06.05	95.04.03
ML7822755	91.06.07	95.04.06
ML7823590	91.06.12	95.04.04
ML7827592	91.06.25	95.04.13
ML7828141	91.05.29	95.04.07
ML7828142	91.05.29	95.04.03
ML7828550	91.06.06	95.04.14
ML7856519	91.06.20	95.04.03
ML7857342	91.06.27	95.04.03
ML7870031	91.06.13	95.04.11
ML7878117	91.06.12	95.04.17
ML7881587	91.05.30	95.04.21
ML7881929	91.06.01	95.04.26
ML7886139	91.05.29	95.04.20
ML7910674	91.05.31	95.04.25
ML7915445	91.06.14	95.04.07
ML7917984	91.06.20	95.01.04
ML7918779	91.06.03	95.04.20
ML7924114	91.06.17	95.04.04
ML7928378	91.05.30	95.04.07
ML7936195	91.05.24	95.04.10
ML7943679	91.06.05	95.01.24
ML7951015	91.05.21	95.04.27

ML7758267	91.06.10	95.04.19
ML7761029	91.06.11	95.04.14
ML7971638	91.06.26	95.04.12
ML7985990	91.06.27	95.04.27
ML8005720	91.06.19	95.01.25
ML8007072	91.06.20	95.04.07
ML8009825	91.06.24	95.04.28
ML8016115	91.07.01	95.04.19
ML8025852	91.07.02	95.04.07
ML8030590	91.06.13	94.12.28
ML8043276	91.06.26	95.04.13
ML8045690	91.06.28	95.04.24
ML8046194	91.06.28	95.04.[illegible]
ML8046565	91.06.28	95.04.06
ML8048725	91.07.02	95.04.20
ML8049260	91.06.11	95.04.19
ML8049960	91.06.11	95.04.06
ML8066396	91.06.27	95.04.07
ML8072795	91.07.22	95.02.15
ML8089206	91.06.11	95.04.24
ML8090930	91.06.14	95.04.10
ML8097381	91.07.02	95.04.25
ML8101582	91.06.13	95.04.06
ML8121220	91.06.14	95.04.21
ML8124102	91.06.19	95.04.07
ML8124256	91.06.19	95.04.11
ML8126376	91.06.24	95.01.30
ML8130326	91.06.28	95.04.27
ML8130836	91.07.01	95.04.18
ML8131432	91.07.01	95.04.12
ML8148837	91.06.13	95.04.28
ML8171878	91.07.24	95.04.25
ML8172092	91.07.25	95.04.24
ML8172627	91.07.29	95.04.10
ML8184547	91.06.24	95.04.19
ML8186567	91.06.27	95.04.25
ML8196201	91.07.11	95.04.11
ML8197305	91.07.12	95.04.12
ML8205184	91.06.24	95.04.19
ML8207075	91.07.08	95.04.04
ML8211801	91.06.17	95.04.24
ML8220994	91.07.02	95.04.07
ML8231481	91.06.21	95.04.27
ML8245909	91.07.08	95.04.14
ML8252765	91.07.03	95.04.27
ML8276864	91.06.27	95.04.20
ML8278053	91.07.04	95.04.26
ML8278054	91.07.04	95.04.26
ML8279044	91.06.26	95.04.25
ML8311264	91.07.17	95.04.17
ML8330142	91.07.15	95.04.11
ML8336632	91.07.20	95.04.27
ML8336653	91.07.22	95.04.04
ML8338388	91.07.01	95.04.12

3　署名者
日　本　側　西村元彦在象牙海岸大使
象牙海岸側　レオン・コナン・コフィ外務大臣臨時代理

平成七年五月十六日

外務大臣　河野　洋平

○外務省告示第三百十一号

平成六年十一月二十二日にコナクリで、ギニア共和国政府に対する贈与に関する次の概要の書簡の交換がギニア共和国政府との間に行われた。

1　援助の目的及び内容　ギニアの経済の構造改善努力推進及び債務問題を含むギニアの経済困難緩和に寄与するため、両政府の関係当局が合意する生産物及び役務を購入するための資金を贈与すること。

2　贈与額　十億円

3　署名者
日本側　北番恵一在ギニア大使
ギニア側　ミシェル・カマノ計画・協力大臣

平成七年五月十六日

外務大臣　河野　洋平

○外務省告示第三百十二号

平成六年十一月十四日にダマスカスで、ダマスカス市消防機材整備計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がシリア・アラブ共和国政府との間に行われた。

1　援助の目的及び内容　ダマスカス市消防機材整備計画を実施するために必要な
(a)　車両及びその調達に必要な役務の供与
(b)　前記(a)の生産物の輸送に必要な役務の供与

2　贈与の限度額　七億三百万円

3　贈与の使用期限　平成七年十一月十三日まで

4　署名者
日　本　側　久保田穰在シリア大使
シリア側　アブドル・ラヒーム・アル・スベイ企画担当国務大臣

平成七年五月十六日

外務大臣　河野　洋平

○外務省告示第三百十三号

平成六年十一月十日に北京で、輸出入食品検査研究センター機材整備計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換が中華人民共和国政府との間に行われた。

1　援助の目的及び内容　輸出入食品検査研究センター機材整備計画を実施するために必要な
(a)　機材及びその据付けに必要な役務の供与
(b)　前記(a)の生産物の輸送に必要な役務の供与

2　贈与の限度額　九億八千九百万円

3　贈与の使用期限　平成七年十一月九日まで

4　署名者
日本側　國廣道彦在中国大使
中国側　陳新華対外貿易経済協力部部長助理

平成七年五月十七日

外務大臣　河野　洋平

○外務省告示第三百十四号

平成六年十一月十日に北京で、天津代謝病防治センター機材整備計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換が中華人民共和国政府との間に行われた。

1　援助の目的及び内容　天津代謝病防治センター機材整備計画を実施するために必要な
(a)　機材及びその据付けに必要な役務の供与
(b)　車両及びその調達に必要な役務の供与
(c)　前記(a)及び(b)の生産物の輸送に必要な役務の供与

2　贈与の限度額　五億四百万円

3　贈与の使用期限　平成七年十一月九日まで

4　署名者
日本側　國廣道彦在中国大使
中国側　陳新華対外貿易経済協力部部長助理

平成七年五月十七日

外務大臣　河野　洋平

○外務省告示第三百十五号

平成七年三月十四日にウランバートルで、ウランバートル市公共輸送力改善計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がモンゴル国政府との間に行われた。

1　援助の目的及び内容　ウランバートル市公共輸送力改善計画を実施するために必要な
(a)　車両及びその調達に必要な役務の供与
(b)　前記(a)の生産物の輸送に必要な役務の供与

2　贈与の限度額　十億五千九百万円

3　贈与の使用期限　平成八年三月十三日まで

4　署名者
日　本　側　城所卓雄在モンゴル臨時代理大使
モンゴル側　ツェベグミドィン・ツォグト通商産業大臣

平成七年五月十七日

外務大臣　河野　洋平

○外務省告示第三百十六号

日本国政府は、平成六年三月三十日にロンドンで採択された「千九百九十四年の国際コーヒー協定」の加入書を平成七年五月十八日に国際連合事務総長に寄託した。

よって、同協定は、同日に日本国について効力を生じた。

なお、同協定の締約国は、平成七年四月三十日現在次のとおりである。

（＊印は、同協定を暫定的に適用している国を示す。）

ベルギー王国（＊）、ブルンディ共和国（＊）、コロンビア共和国（＊）、コンゴー共和国、コスタ・リカ共和国（＊）、象牙海岸共和国、キューバ共和国、サイプラス共和国、デンマーク王国、エクアドル共和国、エル・サルヴァドル共和国、フィンランド共和国（＊）、フランス共和国（＊）、ガボン共和国、ドイツ連邦共和国（＊）、ギリシャ共和国（＊）、グァテマラ共和国（＊）、ギニア共和国、インド、インドネシア共和国、ジャマイカ、日本国（＊）、ケニア共和国、ルクセンブルグ大公国（＊）、マダガスカル共和国（＊）、マラウイ共和国、オランダ王国（＊）、ノールウェー王国、パプア・ニューギニア独立国（＊）、パラグァイ共和国、スペイン（＊）、スウェーデン王国、スイス連邦（＊）、タイ王国、トリニダッド・トバゴ共和国、ウガンダ共和国、グレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国、ザイール共和国（＊）、ザンビア共和国、欧州共同体

平成七年五月十八日

外務大臣　河野　洋平

○外務省告示第三百十七号

次の旅券は紛失の届出があったので旅券法第十八条第一項第五号の規定に基づき、それぞれ左記冒頭に記載の年月日以降無効となった。

平成七年五月十九日

外務大臣　河野　洋平

[illegible]	発行年月日	失効年月日
B30159938	93.06.14	95.01.31
MB2006012	92.02.12	94.12.07
MB3002702	93.02.09	94.12.07
MB3017212	94.10.27	95.02.07
MK4860725	90.02.15	94.08.05
MK4982138	90.03.07	95.01.10
ML1623121	90.05.23	95.01.10
ML1790265	90.05.23	94.09.30
ML1819577	90.05.24	94.11.25
ML1926935	90.06.08	94.10.26
ML1939624	90.06.14	94.11.08
ML1941754	90.06.18	95.04.21
ML1960862	90.06.15	95.03.31
ML1967393	90.06.29	95.01.04
ML2205430	90.06.29	95.03.16
ML2224481	90.07.23	95.01.23
ML2359204	90.07.07	94.12.27
ML2381842	90.07.03	95.01.05
ML2488348	90.07.23	95.04.03
ML2570582	90.08.23	95.01.05
ML2583428	90.08.02	95.01.17
ML2686120	90.08.14	95.04.10
ML2808305	90.08.06	95.04.17
ML2823499	90.08.10	95.04.06
ML2831442	90.08.16	95.04.17
ML2834286	90.08.27	95.01.05
ML2346309	90.08.13	94.10.24
ML2901828	90.08.21	95.01.05
ML2922783	90.08.18	95.04.12
ML2922787	90.08.18	95.04.12
ML2957024	90.08.16	95.04.07
ML3143563	90.09.13	95.04.07
ML3158319	90.09.11	94.12.01
ML3278751	90.09.21	95.01.25
ML3398048	90.10.03	95.04.11
ML3474818	90.10.23	95.02.04
ML3477498	90.09.27	95.02.17
ML3504253	90.10.11	95.02.21
ML3625536	90.10.09	95.01.10
ML3723034	90.10.26	95.04.25
ML3726289	90.10.31	95.04.13
ML3706621	90.10.26	94.11.14
ML3970357	90.11.22	95.04.17
ML4032387	90.11.20	95.03.31
ML4039556	90.12.05	94.12.20
ML4053879	90.11.21	95.02.02
ML4247565	90.12.03	95.01.10
ML4250060	90.12.05	95.04.06
ML4284779	91.01.07	95.04.04
ML4302225	90.12.15	95.04.26
ML4354186	91.01.05	95.02.02
ML4474885	91.01.08	95.01.05
ML4529443	91.01.08	95.04.21

画、当時の実施機関である国際連合、研修所の招請国政府である政府及び研修所の事業に参加する他の政府の間の千九百七十年五月一日の実行計画12の規定によって設立されたものであること並びにそれ以来研修所が日本国に設置されてきたことを想起し、

研修所が、千九百九十四年四月十三日のアジア太平洋経済社会委員会（以下「委員会」という。）によって採択された決議第五号（第五十回総会）及び千九百九十四年七月二十六日の経済社会理事会の決定第二百八十九号（千九百九十四年）により、千九百九十五年四月一日に委員会の補助機関として設立されることとなることを考慮し、

研修所が永続性のある制度的枠組みを与えられ及び国際連合によって支援される地域機関として継続的に機能することを委員会が強く希望していることを想起し、

研修所が引き続き日本国に設置されることを希望して、

次のとおり協定した。

第一条　研修所の地位及び所在地

1　政府は、研修所が委員会の補助機関の地位を有するものであり、並びに研修所が、政府統計職員の実務を指向した研修を通じ、統計を収集し、分析し及び普及させ並びに時宜を得たかつ質の高い統計（経済及び社会の開発に関する計画に利用し得るもの）を作成するアジア太平洋地域の開発途上国の能力及び活動を強化すること並びにこれらの開発途上国が統計研修に関する能力その他関連する活動を確立し又は強化することを援助することを目的とするものであることを認識する。

2　政府は、研修所が日本国の東京首都圏に設置されることに同意する。

第二条　政府による寄与

政府は、関係がありかつ適用することができる法令に基づき、かつ、毎年の予算に従い、委員会に対し、研修所の活動に使用されるように、現金及び現物（事務所用の場所、備品、施設及び現地職員の役務の提供等）による寄与を行う。

第三条　財政及び関連措置

研修所のすべての経費（職員の報酬を含む。）は、委員会が政府、他の政府、国際連合の他の機関及び専門機関その他の源泉から現金又は現物で受領する任意の寄与によって支弁されるものとし、当該任意の寄与は、国際連合財政規則に従って管理される。

第四条　便益、特権及び免除

1　政府は、国際連合（研修所を含む。）並びに職務を行う国際連合の職員及び専門家につき、政府が締約者である国際連合の特権及び免除に関する条約を適用する。

2　政府は、国際連合の専門機関並びに職務を行う専門機関の職員及び専門家につき、政府が締約者である専門機関の特権及び免除に関する条約（当該専門機関に適用される同条約附属書を含む。）を適用する。

第五条　政府と国際連合との間の協力

政府及び国際連合は、研修所の運営を容易にするため、緊密に協力する。そのため、政府及び国際連合は、適当な場合には、相互に協議するものとし、合理的に要請される場合には、研修所の活動に関するすべての情報及び援助を相互に利用可能なものとする。

第六条　効力発生及び終了

1　この協定は、署名の日に効力を生ずる。

2　この協定は、合意によって又はいずれか一方の締約者が他方の締約者に対し十二箇月前に文書による通告を行うことによって終了させることができる。

以上の証拠として、下名は、それぞれ政府及び国際連合の代表として正当に委任を受けて、千九百九十五年四月十四日にバンコックで、英語によるこの協定の原本二通に署名した。

日本国政府のために

恩田宗

国際連合のために

A・モイ

○外務省告示第三百五号

カナダ政府及びグレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国政府は、明治四十三年九月二十三日にブラッセルで作成された「海難ニ於ケル救援救助ニ付テノ規定ノ統一ニ関スル条約」から脱退する旨を、それぞれ、平成六年十一月二十二日及び同年十二月十二日にベルギー王国政府に通告した。よって、同条約は、その第十九条の規定に従い、平成七年十一月二十二日にカナダについて、また、同年十二月十二日にグレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国について効力を失う。

（平成六年十一月二十二日付け及び同年十二月十二日付け在本邦ベルギー王国大使館口上書）

平成七年五月十五日

外務大臣　河野　洋平

○外務省告示第三百六号

平成七年一月十二日にロメで、無償資金協力に関する次の概要の書簡の交換がトーゴー共和国政府との間に行われた。

1　援助の目的及び内容　貧困開発途上国の債務問題に関する昭和五十三年三月十一日付けの国際連合貿易開発会議第九回特別貿易開発理事会第三会期決議第百六十五号に留意し、トーゴーの経済の発展と国民の福祉の向上に寄与するため、両政府の関係当局が合意する生産物及び役務を購入するための資金を贈与すること。

2　贈与額　四千七百万四千円

3　署名者

日　本　側　川村裕在トーゴー臨時代理大使

トーゴー側　外務・協力大臣に代わるヤオ・ロランド・クポッツラ外務・協力省官房長

平成七年五月十六日

外務大臣　河野　洋平

○外務省告示第三百七号

平成六年十二月二十二日にアディス・アベバで、無償資金協力に関する次の概要の書簡の交換がエティオピア政府との間に行われた。

1　援助の目的及び内容　貧困開発途上国の債務問題に関する昭和五十三年三月十一日付けの国際連合貿易開発会議第九回特別貿易開発理事会第三会期決議第百六十五号に留意し、エティオピアの経済の発展と国民の福祉の向上に寄与するため、両政府の関係当局が合意する生産物及び役務を購入するための資金を贈与すること。

2　贈与額　五千六百九十一万五千円

3　署名者

日　　本　　側　浜田泰弘在エティオピア大使

エティオピア側　アブドゥルメジッド・フセイン対外経済協力大臣

平成七年五月十六日

外務大臣　河野　洋平

○外務省告示第三百八号

平成六年十一月九日にバンギで、3号国道舗装計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換が中央アフリカ共和国政府との間に行われた。

1　援助の目的及び内容　3号国道舗装計画を実施するために必要な

(a)　舗装及び関連施設の建設に必要な生産物及び役務の供与

(b)　前記(a)の生産物の輸送に必要な役務の供与

2　贈与の限度額　二十一億九千万円

3　贈与の使用期限　平成七年十一月八日まで

4　署名者

日　　本　　側　冨永純正在中央アフリカ臨時代理大使

中央アフリカ側　エマニュエル・ドクナ大蔵・計画・国際協力大臣

平成七年五月十六日

外務大臣　河野　洋平

○外務省告示第三百九号

平成六年十二月八日にヌアクショットで、ヌアクショット魚市場建設計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がモーリタニア・イスラム共和国政府との間に行われた。

1　援助の目的及び内容　ヌアクショット魚市場建設計画を実施するために必要な

(a)　魚市場、漁民ロッカー及び関連施設の建設に必要な生産物及び役務の供与

(b)　機材及びその据付けに必要な役務の供与

(c)　車両及びその調達に必要な役務の供与

(d)　前記(a)、(b)及び(c)の生産物の輸送に必要な役務の供与

2　贈与の限度額　八億六千五百万円

3　贈与の使用期限　平成七年十二月七日まで

4　署名者

日　　本　　側　中村武在モーリタニア大使

モーリタニア側　タキ・ウルド・シイディ計画大臣

平成七年五月十六日

外務大臣　河野　洋平

○外務省告示第三百十号

平成六年十一月二十八日にアビジャンで、象牙海岸共和国政府に対する贈与に関する次の概要の書簡の交換が象牙海岸共和国政府との間に行われた。

1　援助の目的及び内容　象牙海岸の経済の構造改善努力推進及び債務問題を含む象牙海岸の経済困難緩和に寄与するため、両政府の関係当局が合意する生産物及び役務を購入するための資金を贈与すること。

2　贈与額　二十億円

画の実施に必要な生産物又は役務の購入のために両者の間で既に締結されたか又は締結されることのある契約に基づいて行われるものを対象として使用に供される。ただし、当該購入は、調達適格国において、それらの国で生産される生産物又はそれらの国から供給される役務について行われる。

(2) 借款Iの一部は、付表に掲げる事業計画の実施のための適格な現地通貨の需要に充てるために使用することができる。

II

1

(1) 四十八億円（四、八〇〇、〇〇〇、〇〇〇円）の額までの円貨による借款（以下「借款II」という。）が、道路整備計画、上水道整備計画及び送配電網整備計画（以下「計画」という。）を支援するため、基金により、日本国の関係法令に従って、ヴィエトナム社会主義共和国政府に供与されることになる。

(2) 借款IIは、千九百九十三年六月二十五日に日本国政府により公表された開発途上国への資金協力計画の2(2)に沿って供与されることになる。

2 借款IIは、ヴィエトナム社会主義共和国政府と基金との間で締結される借款契約に基づいて使用に供される。借款IIの条件及び使用に関する手続は、なかんずく次の原則を含むことになる前記の借款契約によって規制される。

(a) 償還期間は、十年の据置期間の後二十年とする。

(b) 利子率は、年一・八パーセントとする。

(c) 支出期間は、借款契約の発効の日から三年とする。

3

(1) 借款は、次のものを対象として使用に供される。

(a) ヴィエトナム社会主義共和国内の輸入者が調達適格国の供給者に対して行う支払で、両政府の関係当局間で合意される表に掲げる生産物の購入及び当該生産物の購入に付随する役務の購入のために当該輸入者と当該供給者との間で既に締結されたか又は締結されることのある契約に基づいて行われるもの

(b) ヴィエトナム社会主義共和国政府が調達適格国のコンサルタントに対して行う支払で、計画の実施及び(a)にいう生産物の調達に関連する役務の購入のためにヴィエトナム社会主義共和国政府とコンサルタントとの間で締結されることのある契約に基づいて行われるもの

(a)及び(b)にいう購入は、調達適格国において、それらの国で生産される生産物又はそれらの国から供給される役務について行われる。

(2) (1)(a)にいう表には、両政府の関係当局間の合意によって修正を加えることができる。

III

1 I2(1)(c)及びII2(c)にいうそれぞれの支出期間は、両政府の関係当局の同意を得て延長することができる。

2 I3(1)及びII3(1)にいう調達適格国のそれぞれの範囲は、両政府の関係当局間で合意される。

3 ヴィエトナム社会主義共和国政府は、I3(1)、II3(1)(a)及びII3(1)(b)にいう生産物又は役務が基金の調達のためのガイドライン（国際入札の手続が適用できないか又は適当でない場合を除くほか従うべき国際入札の手続をなかんずく定める。）に従って調達されることを確保する。

4 ヴィエトナム社会主義共和国政府は、借款I及び借款IIに基づいて購入される生産物の海上輸送及び海上保険に関し、両国の海運会社及び海上保険会社の間の公正かつ自由な競争を妨げることのあるいかなる制限も課さない。

5 I3(1)、II3(1)(a)及びII3(1)(b)にいう生産物又は役務の供給に関連してヴィエトナム社会主義共和国においてその役務が必要とされる日本国民は、作業の遂行のためヴィエトナム社会主義共和国への入国及び同国における滞在に必要な便宜を与えられる。

6 ヴィエトナム社会主義共和国政府は、次のものを免除する。

(a) 基金について、借款I及び借款II並びにそれらから生ずる利子に対して又はそれらに関連してヴィエトナム社会主義共和国において課されるすべての財政課徴金又は租税

(b) 供給者、請負業者又はコンサルタントとして活動する日本国の会社について、借款I及び借款IIに基づいて行われる生産物又は役務の供給から取得する所得に対してヴィエトナム社会主義共和国において課されるすべての財政課徴金又は租税

(c) 請負業者又はコンサルタントとして活動する日本国の会社について、付表に掲げる事業計画の実施又はII3(1)(b)にいう役務の供給に必要な自己の資材及び設備の輸入及び再輸出に関してヴィエトナム社会主義共和国において課されるすべての関税及び関連の財政課徴金

(d) 付表に掲げる事業計画の実施又はII3(1)(b)にいう役務の供給に従事する日本人である被用者について、供給者、請負業者又はコンサルタントとして活動する日本国の会社から取得する個人所得に対してヴィエトナム社会主義共和国において課されるすべての財政課徴金又は租税

7 ヴィエトナム社会主義共和国政府は、次のことを確保するために必要な措置をとる。

(1) 借款I及び借款IIが適正にかつ専らI3(1)、II3(1)(a)及びII3(1)(b)のそれぞれにいう生産物又は役務を購入するために使用されること。

(2) 借款Iに基づいて建設される施設がこの了解に定める目的のために適正にかつ効果的に維持され及び使用されること。

8 ヴィエトナム社会主義共和国政府は、要請に応じ、日本国政府及び基金に対し、付表に掲げる事業計画及び計画の実施の進捗状況に関する情報及び資料を提供する。

9 両政府は、前記の了解から又はそれに関連して生ずることのあるいかなる事項についても相互に協議する。

本大臣は、閣下が前記の了解をヴィエトナム社会主義共和国政府に代わって確認されれば幸いであります。

本大臣は、以上を申し進めるに際し、ここに閣下に向かって敬意を表します。

千九百九十五年四月十八日に東京で

日本国外務大臣臨時代理
国務大臣　五十嵐広三

ヴィエトナム社会主義共和国
外務大臣　グエン・マイン・カム閣下

付表

	事業計画	（限度額）
1	フーミー火力発電所建設計画（第二期）	百二億六千二百万円
2	ファーライ火力発電所増設計画（第一期）	百十億五千七百万円
3	ハムトアン・ダーミー水力発電所建設計画（第一期）	百七十億九千二百万円
4	国道五号線改善計画（第二期）	五十四億七千万円
5	国道一号線橋梁復旧計画（第二期）	二十八億五千九百万円
6	南北統一鉄道橋梁復旧計画（第二期）	五千四百万円
7	ハノイ水環境改善計画（第一期）	六十四億六百万円
	総額	五百三十二億円

（訳文）

（ヴィエトナム側書簡）

書簡をもって啓上いたします。本大臣は、本日付けの閣下の次の書簡を受領したことを確認する光栄を有します。

（日本側書簡）

本大臣は、閣下の書簡に述べられた了解をヴィエトナム社会主義共和国政府に代わって確認する光栄を有します。

本大臣は、以上を申し進めるに際し、ここに閣下に向かって敬意を表します。

千九百九十五年四月十八日に東京で

ヴィエトナム社会主義共和国
外務大臣　グエン・マイン・カム

日本国外務大臣臨時代理
国務大臣　五十嵐広三閣下

○外務省告示第三百四号

平成七年四月十四日にバンコックで、アジア太平洋統計研修所に関する日本国政府と国際連合との間の協定の署名が行われ、同協定は、その第六条1の規定に従い、同日に効力を生じた。

平成七年五月十五日

外務大臣　河野　洋平

（訳文）

アジア太平洋統計研修所に関する日本国政府と国際連合との間の協定

日本国政府（以下「政府」という。）及び国際連合は、

後にアジア太平洋統計研修所（以下「研修所」という。）と名称を改めたアジア統計研修所が、千九百六十九年九月九日のアジア統計研修所の設立及び運営のための援助に関する日本国政府と国際連合開発計画との間の協定並びに国際連合開発計

必要な役務の供与
2　贈与の限度額　一億五千万円
3　贈与の使用期限　平成七年三月三十一日まで
4　署名者
日本側　藤井柳太郎在コモロ臨時代理大使
コモロ側　外務・協力大臣に代わるムスリム・ベン・ムサ　イスラム教大臣

平成七年五月十一日
外務大臣　河野　洋平

○外務省告示第二百九十四号
平成六年九月九日にモロニで、食糧増産援助に関する次の概要の書簡の交換がコモロ・イスラム共和国政府との間に行われた。
1　援助の目的及び内容　食糧生産の増大に寄与するための農業物資及びその輸送に必要な役務の供与
2　贈与の限度額　一億円
3　贈与の使用期限　平成七年三月三十一日まで
4　署名者
日本側　藤井柳太郎在コモロ臨時代理大使
コモロ側　外務・協力大臣に代わるムスリム・ベン・ムサ　イスラム教大臣

平成七年五月十一日
外務大臣　河野　洋平

○外務省告示第二百九十五号
平成六年十一月七日にアンマンで、食糧増産援助に関する次の概要の書簡の交換がジョルダン・ハシェミット王国政府との間に行われた。
1　援助の目的及び内容　食糧生産の増大に寄与するための農業物資及びその輸送に必要な役務の供与
2　贈与の限度額　五億円
3　贈与の使用期限　平成七年三月三十一日まで
4　署名者
日本側　池田右二在ジョルダン大使
ジョルダン側　ヒシャーム・ハーティブ計画大臣

平成七年五月十一日
外務大臣　河野　洋平

○外務省告示第二百九十六号
平成六年十月十九日にナイロビで、食糧増産援助に関する次の概要の書簡の交換がケニア共和国政府との間に行われた。
1　援助の目的及び内容　食糧生産の増大に寄与するための農業物資及びその輸送に必要な役務の供与
2　贈与の限度額　十一億円
3　贈与の使用期限　平成七年三月三十一日まで
4　署名者
日本側　佐藤ギン子在ケニア大使
ケニア側　ムサリア・ムダヴァディ大蔵大臣

平成七年五月十一日
外務大臣　河野　洋平

○外務省告示第二百九十七号
リトアニア共和国政府は、昭和六十一年九月二十六日にウィーンで採択された「原子力事故の早期通報に関する条約」の加入書を平成六年十一月十六日に国際原子力機関事務局長に寄託した。よって、同条約は、その第十二条4の規定に従い、平成六年十二月十七日にリトアニア共和国について効力を生じた。
（平成六年十二月十五日付け国際原子力機関事務局長書簡）

平成七年五月十一日
外務大臣　河野　洋平

○外務省告示第二百九十八号
一　キルギス共和国政府は、平成元年十一月二十日に国際連合総会で採択された「児童の権利に関する条約」の加入書を平成六年十月七日に国際連合事務総長に寄託した。よって、同条約は、その第四十九条2の規定に従い、平成六年十一月六日にキルギス共和国について効力を生じた。
二　西サモア独立国政府は、前記の条約の批准書を平成六年十一月二十九日に国際連合事務総長に寄託した。よって、同条約は、その第四十九条2の規定に従い、平成六年十二月二十九日に西サモア独立国について効力を生じた。
（平成七年二月三日付け国際連合事務総長書簡）

平成七年五月十一日
外務大臣　河野　洋平

○外務省告示第二百九十九号
アルゼンティン共和国政府は、「千九百七十二年十一月十日及び千九百七十八年十月二十三日にジュネーヴで改正された千九百六十一年十二月二日の植物の新品種の保護に関する国際条約」の加入書を平成六年十一月二十五日に植物の新品種の保護のための国際同盟の事務局長に寄託した。よって、同条約は、その第三十三条(2)の規定に従い、平成六年十二月二十五日にアルゼンティン共和国について効力を生じた。
（平成六年十一月二十八日付け植物の新品種の保護のための国際同盟事務局長回章）

平成七年五月十一日
外務大臣　河野　洋平

○外務省告示第三百号
マケドニア旧ユーゴースラヴィア共和国政府及びイエメン共和国政府は、昭和三十一年十月二十六日に国際連合本部で作成された「国際原子力機関憲章」の受諾書を、それぞれ、平成六年二月二十四日及び同年十月十四日にアメリカ合衆国政府に寄託した。よって、同憲章は、その第二十一条Eの規定に従い、それぞれの寄託の日にその国について効力を生じた。
（平成七年三月一日付けアメリカ合衆国国務省口上書）

平成七年五月十一日
外務大臣　河野　洋平

○外務省告示第三百一号
メキシコ合衆国政府は、昭和五十四年十二月二十一日にブラッセルで作成された「千九百六十八年二月二十三日の議定書によって改正された千九百二十四年八月二十五日の船荷証券に関するある規則の統一のための国際条約を改正する議定書」の加入書を平成六年五月二十日にベルギー政府に寄託した。よって、同議定書は、その第八条(2)の規定に従い、平成六年八月二十日にメキシコ合衆国について効力を生じた。
（平成六年五月二十日付け在本邦ベルギー王国大使館口上書）

平成七年五月十一日
外務大臣　河野　洋平

○外務省告示第三百二号
トンガ王国政府は、昭和四十二年五月三日にモナコで作成された「国際水路機関条約」の加入書を平成七年一月二十四日にモナコ公国政府に寄託した。よって、同条約は、その第二十条の規定に従い、同日にトンガ王国について効力を生じた。
（平成七年一月三十日付け在フランス共和国モナコ公国大使館口上書）

平成七年五月十一日
外務大臣　河野　洋平

○外務省告示第三百三号
平成七年四月十八日に東京で、円借款の供与に関する次の書簡の交換がヴィエトナム社会主義共和国政府との間に行われた。

平成七年五月十二日
外務大臣　河野　洋平

（日本側書簡）

（訳文）
書簡をもって啓上いたします。本大臣は、ヴィエトナム社会主義共和国の経済の安定及び開発努力を促進することを目的として供与される日本国の借款に関して日本国政府の代表者とヴィエトナム社会主義共和国政府の代表者との間で最近到達した次の了解を確認する光栄を有します。

I

1
(1)　五百三十二億円（五三、二〇〇、〇〇〇、〇〇〇円）の額までの円貨による借款（以下「借款I」という。）が、この書簡に附属する表（以下「付表」という。）に掲げる事業計画を実施するため、各事業計画につき付表に定める配分に応じ、海外経済協力基金（以下「基金」という。）により、日本国の関係法令に従って、ヴィエトナム社会主義共和国政府に供与されることになる。
(2)　付表の1、2、3、4及び6に掲げる事業計画のための借款Iは、千九百九十三年六月二十五日に日本国政府により公表された開発途上国への資金協力計画の2(2)に沿って供与されることになる。

2
(1)　借款Iは、ヴィエトナム社会主義共和国政府と基金との間で締結される借款契約に基づいて使用に供される。借款Iの条件及び使用に関する手続は、なかんずく次の原則を含むことになる前記の借款契約によって規制される。
(a)　償還期間は、十年の据置期間の後二十年とする。
(b)　利子率は、年一・八パーセントとする。
(c)　支出期間は、1、2、3、4、5及び6に掲げる事業計画については、関係借款契約の発効の日から五年とし、付表の7に掲げる事業計画については、関係借款契約の発効の日から七年とする。
(2)　(1)にいう借款契約の各々は、基金が当該借款契約にかかる事業計画の実行可能性（環境に対する配慮を含む。）を確認した後に締結される。

3
(1)　借款Iは、ヴィエトナムの実施機関が調達適格国の供給者、請負業者又はコンサルタントに対して行う支払で、付表に掲げる事業計

○外務省告示第二百八十二号

ロシア連邦政府は、昭和四十六年十月二十九日にジュネーヴで作成された「許諾を得ないレコードの複製からのレコード製作者の保護に関する条約」の加入書を平成六年十二月九日に世界知的所有権機関の事務局長に寄託した。よって、同条約は、その第十一条(2)の規定に従い、平成七年三月十三日にロシア連邦について効力を生じた。

（平成六年十二月十三日付け世界知的所有権機関事務局長回章）

平成七年五月十日　外務大臣　河野　洋平

○外務省告示第二百八十三号

シンガポール共和国政府及びアイスランド共和国政府は、昭和五十二年四月二十八日にブダペストで作成された「特許手続上の微生物の寄託の国際的承認に関するブダペスト条約」の加入書をそれぞれ平成六年十一月二十三日及び同年十二月二十三日に世界知的所有権機関の事務局長に寄託した。よって、同条約は、その第十六条(2)の規定に従い、平成七年二月二十三日にシンガポール共和国について、また、同年三月二十三日にアイスランド共和国について、それぞれ効力を生じた。

（平成六年十一月二十三日付け及び平成七年一月九日付け世界知的所有権機関事務局長回章）

平成七年五月十日　外務大臣　河野　洋平

○外務省告示第二百八十四号

アイスランド共和国政府は、昭和五十二年五月十三日にジュネーヴで作成された「千九百六十七年七月十四日にストックホルムで及び千九百七十七年五月十三日にジュネーヴで改正され並びに千九百七十九年十月二日に修正された標章の登録のための商品及びサービスの国際分類に関する千九百五十七年六月十五日のニース協定」の加入書を平成六年十二月二十三日に世界知的所有権機関の事務局長に寄託した。よって、同協定は、その第九条(4)(C)の規定に従い、平成七年四月九日にアイスランド共和国について効力を生じた。

（平成七年一月九日付け世界知的所有権機関事務局長回章）

平成七年五月十日　外務大臣　河野　洋平

○外務省告示第二百八十五号

平成七年三月二十日にテグシガルパで、ホンデュラス共和国政府に対する贈与に関する次の概要の書簡の交換がホンデュラス共和国政府との間に行われた。

1　援助の目的及び内容　ホンデュラスの経済構造改善努力推進及び債務問題を含むホンデュラスの経済困難緩和に寄与するため、両政府の関係当局が合意する生産物及び役務を購入するための資金を贈与すること。

2　贈与額　十二億円

3　署名者

日本側　浜野美智夫在ホンデュラス大使

ホンデュラス側　ロベルト・アリータ・キニョネス外務大臣代理

平成七年五月十日　外務大臣　河野　洋平

○外務省告示第二百八十六号

平成七年三月三十日にニュー・デリーで、円借款の供与に関する日本国政府とインド政府との間の平成三年十二月九日付けの交換公文に従ってインド政府に供与されることになったガンダール火力発電所建設計画（II）の実施に係る円貨による借款の支出期間がインド政府と海外経済協力基金との間の合意により平成九年四月十九日まで延長される旨の口上書の交換が、インド政府との間に行われた。

平成七年五月十日　外務大臣　河野　洋平

○外務省告示第二百八十七号

平成六年十一月二十一日にパリ（フランス）で、食糧援助に関する次の概要の書簡の交換がジブティ共和国政府との間に行われた。

1　援助の目的及び内容　千九百八十六年の食糧援助規約に関連して行われる米及びその輸送に必要な役務の供与

2　贈与の限度額　一億五千万円

3　贈与の使用期限　平成七年三月三十一日まで

4　署名者

日本側　松浦晃一郎在ジブティ大使

ジブティ側　アーメド・オマール・ファラ在フランス　ジブティ大使

平成七年五月十日　外務大臣　河野　洋平

○外務省告示第二百八十八号

平成六年十一月十四日にアビジャンで、ココディ大学病院センター拡充計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換が象牙海岸共和国政府との間に行われた。

1　援助の目的及び内容　ココディ大学病院センター拡充計画を実施するために必要な

(a)　外来棟及び附属施設の建設に必要な生産物及び役務の供与

(b)　機材及びその据付けに必要な役務の供与

(c)　前記(a)及び(b)の生産物の輸送に必要な役務の供与

2　贈与の限度額　十一億二千九百万円

3　贈与の使用期限　平成七年十一月十三日まで

4　署名者

日本側　西村元彦在象牙海岸大使

象牙海岸側　レオン・コナン・コフィ外務大臣臨時代理

平成七年五月十日　外務大臣　河野　洋平

○外務省告示第二百八十九号

平成六年十一月十四日にアビジャンで、サンペドロ漁港改修計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換が象牙海岸共和国政府との間に行われた。

1　援助の目的及び内容　サンペドロ漁港改修計画を実施するために必要な

(a)　岸壁、スリップウェイ及び関連施設の建設に必要な生産物及び役務の供与

(b)　前記(a)の生産物の輸送に必要な役務の供与

2　贈与の限度額　七億五千二百万円

3　贈与の使用期限　平成七年十一月十三日まで

4　署名者

日本側　西村元彦在象牙海岸大使

象牙海岸側　レオン・コナン・コフィ外務大臣臨時代理

平成七年五月十日　外務大臣　河野　洋平

○外務省告示第二百九十号

平成六年八月十九日にコナクリで、コナクリ市東部地域飲料水供給計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がギニア共和国政府との間に行われた。

1　援助の目的及び内容　コナクリ市東部地域飲料水供給計画を実施するために必要な

(a)　コナクリ市東部給水網の改修及び建設に必要な生産物及び役務の供与

(b)　機材及びその調達に必要な役務の供与

(c)　前記(a)及び(b)の生産物の輸送に必要な役務の供与

2　贈与の限度額　十四億三千二百万円

（平成六年度　八千八百万円）

（平成七年度　十三億四千四百万円）

3　贈与の使用期限

平成七年三月三十一日まで（平成六年度分）

平成八年三月三十一日まで（平成七年度分）

4　署名者

日本側　秋元暢寿在ギニア臨時代理大使

ギニア側　外務・協力大臣に代わるアルセニー・ルネ・ゴメス外務・協力大臣臨時代理

平成七年五月十一日　外務大臣　河野　洋平

○外務省告示第二百九十一号

平成六年十月二十一日にムババネで、食糧増産援助に関する次の概要の書簡の交換がスワジランド王国政府との間に行われた。

1　援助の目的及び内容　食糧生産の増大に寄与するための農業物資及びその輸送に必要な役務の供与

2　贈与の限度額　二億円

3　贈与の使用期限　平成七年三月三十一日まで

4　署名者

日本側　瀬崎克己在スワジランド大使

スワジランド側　サンバ・M・マスク経済計画開発大臣

平成七年五月十一日　外務大臣　河野　洋平

○外務省告示第二百九十二号

平成六年十月十八日にアビジャンで、食糧増産援助に関する次の概要の書簡の交換が象牙海岸共和国政府との間に行われた。

1　援助の目的及び内容　食糧生産の増大に寄与するための農業物資及びその輸送に必要な役務の供与

2　贈与の限度額　五億円

3　贈与の使用期限　平成七年三月三十一日まで

4　署名者

日本側　西村元彦在象牙海岸大使

象牙海岸側　レオン・コナン・コフィ外務大臣臨時代理

平成七年五月十一日　外務大臣　河野　洋平

○外務省告示第二百九十三号

平成六年九月九日にモロニで、食糧援助に関する次の概要の書簡の交換がコモロ・イスラム共和国政府との間に行われた。

1　援助の目的及び内容　千九百八十六年の食糧援助規約に関連して行われる米及びその輸送に

○外務省告示第二百七十一号

平成七年一月三十日にニュー・デリーで、無償資金協力に関する次の概要の書簡の交換がインド政府との間に行われた。

1　援助の目的及び内容　貧困開発途上国の債務問題に関する昭和五十三年三月十一日付けの国際連合貿易開発会議第九回特別貿易開発理事会第三会期決議第百六十五号に留意し、インドの経済の発展と国民の福祉の向上に寄与するため、両政府の関係当局が合意する生産物及び役務を購入するための資金を贈与すること。

2　贈与額　二億二千十八万五千円

3　署名者

日本側　山田中正在インド大使

インド側　モンテク・シン・アルワリア大蔵省経済問題担当次官

平成七年五月二日

外務大臣　河野　洋平

○外務省告示第二百七十二号

平成七年三月二十日にダッカで、無償資金協力に関する次の概要の書簡の交換がバングラデシュ人民共和国政府との間に行われた。

1　援助の目的及び内容　貧困開発途上国の債務問題に関する昭和五十三年三月十一日付けの国際連合貿易開発会議第九回特別貿易開発理事会第三会期決議第百六十五号に留意し、バングラデシュの経済の発展と国民の福祉の向上に寄与するため、両政府の関係当局が合意する生産物及び役務を購入するための資金を贈与すること。

2　贈与額　七十九億四千五百三十七万円

3　署名者

日　本　側　黒田義久在バングラデシュ臨時代理大使

バングラデシュ側　サダット・フセイン大蔵省経済関係局次官補

平成七年五月二日

外務大臣　河野　洋平

○外務省告示第二百七十三号

平成七年三月二十九日に東京で、河川防災・道路保全機材供与計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がネパール王国政府との間に行われた。

1　援助の目的及び内容　河川防災・道路保全機材供与計画を実施するために必要な

(a)　機材及び鉄線の供与

(b)　上記(a)の生産物の輸送に必要な役務の供与

2　贈与の限度額　七億九千万円

3　贈与の使用期限　平成八年三月二十八日まで

4　署名者

日本側　河野洋平外務大臣

ネパール側　マダヴ・クマール・ネパール外務大臣

平成七年五月二日

外務大臣　河野　洋平

○外務省告示第二百七十四号

平成七年三月十六日にニュー・デリーで、オスマニア総合病院医療機材整備計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がインド政府との間に行われた。

1　援助の目的及び内容　オスマニア総合病院医療機材整備計画を実施するために必要な

(a)　車両及びその調達に必要な役務の供与

(b)　機材及びその据付けに必要な役務の供与

(c)　前記(a)及び(b)の生産物の輸送に必要な役務の供与

2　贈与の限度額　七億五千七百万円

3　贈与の使用期限　平成八年三月十五日まで

4　署名者

日本側　小島誠二在インド臨時代理大使

インド側　ラマ・ムラリ大蔵省経済担当局長

平成七年五月二日

外務大臣　河野　洋平

○外務省告示第二百七十五号

平成七年一月二十日にウランバートルで、モンゴル国政府に対する贈与に関する次の概要の書簡の交換がモンゴル国政府との間に行われた。

1　援助の目的及び内容　モンゴルの経済の構造改善努力推進及び債務問題を含むモンゴルの経済困難緩和に寄与するため、両政府の関係当局が合意する生産物及び役務を購入するための資金を贈与すること。

2　贈与額　十億円

3　署名者

日本側　蓮見義博在モンゴル大使

モンゴル側　ツェベグミドィン・ツォグト通商産業大臣

平成七年五月二日

外務大臣　河野　洋平

○外務省告示第二百七十六号

平成六年十一月十四日にウィントフックで、食糧増産援助に関する次の概要の書簡の交換がナミビア共和国政府との間に行われた。

1　援助の目的及び内容　食糧生産の増大に寄与するための農業物資及びその輸送に必要な役務の供与

2　贈与の限度額　三億円

3　贈与の使用期限　平成七年三月三十一日まで

4　署名者

日本側　瀬崎克己在ナミビア大使

ナミビア側　ナンゴロ・ムブンバ農業・水資源・地方開発大臣

平成七年五月二日

外務大臣　河野　洋平

○外務省告示第二百七十七号

平成六年十一月十五日にマセルで、食糧援助に関する次の概要の書簡の交換がレソト王国政府との間に行われた。

1　援助の目的及び内容　千九百八十六年の食糧援助規約に関連して行われるメイズ及びその輸送に必要な役務の供与

2　贈与の限度額　一億円

3　贈与の使用期限　平成七年三月三十一日まで

4　署名者

日本側　瀬崎克己在レソト大使

レソト側　モラポ・コペラ外務大臣

平成七年五月二日

外務大臣　河野　洋平

○外務省告示第二百七十八号

平成七年一月十八日にコトヌで、村落給水計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がベナン共和国政府との間に行われた。

1　援助の目的及び内容　村落給水計画を実施するために必要な

(a)　給水施設の建設及び改修並びに維持管理研修センターの建設に必要な生産物及び役務の供与

(b)　車両及び機材並びにそれらの調達に必要な役務の供与

(c)　前記(a)及び(b)の生産物の輸送に必要な役務の供与

2　贈与の限度額　六億千八百万円

3　贈与の使用期限　平成八年一月十七日まで

4　署名者

日本側　川村裕在ベナン臨時代理大使

ベナン側　ロベール・ドスー外務・協力大臣

平成七年五月二日

外務大臣　河野　洋平

○外務省告示第二百七十九号

平成七年一月十八日にコトヌで、コトヌ市雨水排水施設整備計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がベナン共和国政府との間に行われた。

1　援助の目的及び内容　コトヌ市雨水排水施設整備計画を実施するための詳細設計に必要な役務の供与

2　贈与の限度額　五千百万円

3　贈与の使用期限　平成八年一月十七日まで

4　署名者

日本側　川村裕在ベナン臨時代理大使

ベナン側　ロベール・ドスー外務・協力大臣

平成七年五月二日

外務大臣　河野　洋平

○外務省告示第二百八十号

メキシコ合衆国政府、シンガポール共和国政府及びアイスランド共和国政府は、「千九百七十年六月十九日にワシントンで作成された特許協力条約」の加入書を、それぞれ、平成六年十月一日、同年十一月二十三日及び同年十二月二十三日に世界知的所有権機関の事務局長に寄託した。よって、同条約は、その第六十三条(2)の規定に従い、平成七年一月一日にメキシコ合衆国について、同年二月二十三日にシンガポール共和国について、また、同年三月二十三日にアイスランド共和国について効力を生じた。

（平成六年十月一日付け、同年十一月二十三日付け及び平成七年一月九日付け世界知的所有権機関事務局長回章）

平成七年五月十日

外務大臣　河野　洋平

○外務省告示第二百八十一号

カナダ政府は、昭和四十六年三月二十四日にストラスブールで作成された「国際特許分類に関するストラスブール協定」の加入書を平成七年一月十一日に世界知的所有権機関の事務局長に寄託した。よって、同協定は、平成八年一月十一日にカナダについて効力を生ずる。

（平成七年一月十一日付け世界知的所有権機関事務局長回章）

平成七年五月十日

外務大臣　河野　洋平

○法務省大蔵省告示第十二号

社債等登録法施行規則（昭和十七年司法省大蔵省令第一号）第三条第一項の規定による外国法人の発行する債券を次のように指定する。

平成七年五月十一日

法務大臣　前田　勲男
大蔵大臣　武村　正義

第一回韓国ガス公社円貨債券（一九九四）
第十九回ハンガリー国立銀行円貨債券（一九九四）
第一回交通銀行股份有限公司円貨債券（一九九四）
第二回スウェーデン地方金融公社円貨債券（一九九四）
第二回アンデス開発公社円貨債券（一九九四）
ビクトリア州政府保証第六回ビクトリア州財務公社円／豪ドル二通貨債券（一九九四）

○法務省大蔵省告示第十三号

社債等登録法施行令（昭和十七年勅令第四百九十二号）第十二条により準用する同令第一条第一項第二号ただし書の規定による会社を次のように指定する。

平成七年五月十一日

法務大臣　前田　勲男
大蔵大臣　武村　正義

債券の名称	登録機関の名称
第一回韓国ガス公社円貨債券（一九九四）	株式会社日本興業銀行
第十九回ハンガリー国立銀行円貨債券（一九九四）	同
第一回交通銀行股份有限公司円貨債券（一九九四）	同
第二回スウェーデン地方金融公社円貨債券（一九九四）	株式会社日本長期信用銀行
第二回アンデス開発公社円貨債券（一九九四）	同
ビクトリア州政府保証第六回ビクトリア州財務公社円／豪ドル二通貨債券（一九九四）	同

○法務省大蔵省告示第十四号

社債等登録法施行令（昭和十七年勅令第四百九十二号）第一条第一項第二号ただし書（同令第十二条において準用する場合を含む。）の規定による会社を次のように指定する。

平成七年五月十一日

法務大臣　前田　勲男
大蔵大臣　武村　正義

債券の名称	登録機関の名称
株式会社パロー第一回無担保転換社債	農林中央金庫
伊藤忠商事株式会社第七回無担保社債	株式会社東京銀行
関西電力株式会社第三百九十一回社債	株式会社日本興業銀行
東京都公募公債第四百九十六回	同
同	同
政府保証第三十一回住宅・都市整備債券	同
政府保証第二百八十四回道路債券	同
政府保証第十九回電源開発債券	同
注号特別第百五十九回鉄道建設債券	同
第六十九回雇用促進債券	同
中国電力株式会社第二百九十六回社債	同
中国電力株式会社第二百九十七回社債	同
東北電力株式会社第三百七十一回社債	同
東京都公債第六百二十六回	同
東京都公債第六百二十七回	同
熊本県平成六年度特三号公債に号特別第八回石油債券	同
北海道電力株式会社第二百五十三回社債	同
第二百二十回東京交通債券	同
富士通株式会社無担保第八回転換社債	同
日本電信電話株式会社第三十四回電信電話債券	株式会社第一勧業銀行
エヌ・ティ・ティ・データ通信株式会社第二回無担保社債	同
富士通株式会社無担保第九回転換社債	同
株式会社山善第二回物上担保附社債（適格機関投資家限定）	同
ジャスコ株式会社第五回無担保社債	同
中部電力株式会社第四百三回社債	株式会社さくら銀行
東邦瓦斯株式会社第十一回無担保社債	同
加藤産業株式会社第一回無担保転換社債	同
日本精化株式会社第三回無担保転換社債	同
福島工業株式会社第一回無担保転換社債	同
富士通株式会社無担保第十回転換社債	同
太平化学産業株式会社第二回物上担保付二号社債（適格機関投資家限定）	同
日本基礎技術株式会社第一回無担保転換社債	株式会社大和銀行
株式会社ニッセン第二回無担保転換社債	同
共立薬品工業株式会社第二回物上担保付社債（適格機関投資家限定）	同
株式会社シンコーミュージック第五回物上担保付社債（適格機関投資家限定）	株式会社住友銀行
カテナ株式会社第一回無担保転換社債	同
株式会社ヒューマックス第八回物上担保付社債（適格機関投資家限定）	同
株式会社タムラ製作所第二回無担保転換社債	同
株式会社織戸組第六回物上担保付社債（適格機関投資家限定）	同
京都市平成六年度う号公債	株式会社三和銀行
大阪市平成六年度第八回公債	同
株式会社駿河屋第四回物上担保付社債（適格機関投資家限定）	同
株式会社駿河屋第五回物上担保付社債（適格機関投資家限定）	同
植田製油株式会社第八回物上担保付社債（適格機関投資家限定）	同
北九州市平成六年度第一回公募公債	株式会社富士銀行
株式会社日本橋東洋第一回物上担保付社債（適格機関投資家限定）	株式会社三菱銀行
能美防災株式会社第二回無担保転換社債	同
日本電池株式会社第十二回無担保社債	同
株式会社ピカコーポレイション第三回物上担保付社債（適格機関投資家限定）	同
株式会社はやし第五回物上担保付社債（適格機関投資家限定）	株式会社あさひ銀行
日本電波塔株式会社第二回物上担保付社債（適格機関投資家限定）	同
浜松ホトニクス株式会社第一回無担保転換社債	同
日本フォームサービス株式会社第一回物上担保付社債（適格機関投資家限定）	同
第六十三回名古屋高速道路債券	株式会社東海銀行
株式会社第一住宅第四回物上担保付社債（適格機関投資家限定）	株式会社北海道拓殖銀行
札幌市第二十四回三号公債	同
株式会社サカイ引越センター第一回物上担保付社債	安田信託銀行株式会社
北九州市平成六年度第一回公債	株式会社福岡銀行
株式会社吉田石油店第一回物上担保付社債（適格機関投資家限定）	株式会社百十四銀行
横浜市平成六年度第十回公募公債	株式会社横浜銀行
神奈川県債務保証神奈川県土地開発公社債第九十九回	同
広島県平成六年度第一回公募公債	株式会社広島銀行
広島市平成六年度第一回公募公債	同
三重県平成六年度第一回公債第一号	株式会社百五銀行
宮城県公募公債第二十回一号	株式会社七十七銀行
株式会社岡島第二回物上担保付社債（適格機関投資家限定）	株式会社山梨中央銀行
株式会社伊徳第四回物上担保付社債（適格機関投資家限定）	株式会社秋田銀行

○法務省大蔵省告示第十五号

社債等登録法施行令（昭和十七年勅令第四百九十九号）第一条第一項第三号の規定による会社を次のように指定する。

平成七年五月十一日

法務大臣　前田　勲男
大蔵大臣　武村　正義

債券の名称	登録機関の名称
横浜市平成六年度第十一回事業公債	株式会社横浜銀行
福岡市平成六年度第二回公債	株式会社福岡銀行

金栄緒　平成３年４月19日生
住所　大阪府松原市天美東９丁目４番27号
尹起東　昭和33年７月６日生
朴香秀　昭和36年３月26日生
尹栄緒子　昭和62年６月12日生
尹源志　昭和63年９月19日生
住所　大阪市天王寺区上本町９丁目１番８号
李ナオミ　昭和42年６月13日生
住所　大阪府茨木市小柳町１番22号
秦實　昭和38年10月６日生
住所　香川県綾歌郡宇多津町231番地
苗華寶　昭和27年11月20日生
王倩　昭和51年９月25日生
住所　静岡県浜松市福塚町81番地の２
金入智代　昭和44年９月25日生
住所　沖縄県沖縄市南桃原２丁目20番13号
李善玉　昭和51年３月23日生

住所　東京都新宿区四谷4丁目10番地2
張剣深　昭和25年3月27日生
住所　千葉県市川市幸免町35番地の36
ラム・ジュン・オイ　昭和29年12月3日生
住所　静岡県富士市松岡632番地の1
李正和　昭和38年4月9日生
住所　千葉県夷隅郡大多喜町下大多喜78番地12
李曙明　昭和30年6月23日生
住所　大阪府泉佐野市下瓦屋6丁目2番7号
趙喜一郎　昭和18年2月13日生
河美喜　昭和22年2月16日生
趙成済　昭和47年2月16日生
趙美香　昭和49年11月6日生
趙美奈　昭和54年3月12日生
住所　大阪府貝塚市久保80番地11棟501号
李慶姫　昭和26年4月23日生
住所　大阪府岸和田市流木町174番地の2
尹博世　昭和48年11月20日生
尹泰熙　昭和50年6月27日生
住所　東京都小平市上水南町3丁目10番33−4号
陳淑玲　昭和35年3月16日生
住所　群馬県北群馬郡榛東村大字新井2896番地11
林雪琴　昭和28年1月21日生
住所　東京都大田区田園調布南12番−112号
張来梅　昭和30年7月11日生
葉恵屏　昭和47年2月20日生
葉恵美　昭和48年6月8日生
葉明徳　昭和49年10月22日生
住所　東京都練馬区旭丘1丁目38番1−303号
倪慧敏　昭和33年11月7日生
楊政龍　平成元年4月19日生
住所　東京都田無市西原町4丁目8番1号
孫正徳　昭和27年5月29日生
林智華　昭和40年10月23日生
孫恵詩　平成3年2月10日生
住所　東京都葛飾区奥戸5丁目20番17号
李敏恵　昭和36年6月17日生
住所　京都市左京区田中上大久保町13番地の2
宋沐恩　昭和28年2月24日生
陳瓊珊　昭和33年12月9日生
住所　大阪市西区阿波座2丁目2番22−303号
白金枝　昭和31年8月5日生
白麗玫　昭和51年11月25日生
住所　大阪市淀川区三津屋北2丁目21番22号
黄勝芳　大正12年2月5日生
黄王五秀　昭和4年12月1日生
黄啓祐　昭和44年10月16日生

住所　東京都足立区神明2丁目6番8号
楊美貞　昭和24年6月3日生
住所　東京都新宿区新宿1丁目17番13−406号
李讃生　昭和25年12月24日生
住所　名古屋市港区名四町126番地
崔賢弼　昭和28年12月10日生
金節子　昭和32年3月3日生
崔照人　昭和53年12月15日生
崔眞見　昭和55年10月2日生
崔健司　昭和57年3月15日生
住所　大阪府豊中市利倉2丁目13番5号
蔡錦雯　昭和40年10月25日生
住所　東京都大田区田園調布本町39番4号
周徐菊娥　昭和22年1月25日生
周徳強　昭和44年10月4日生
周殷青　昭和46年4月6日生
周殷英　昭和49年4月28日生
住所　東京都世田谷区上馬5丁目4番12号
周孝強　昭和42年12月31日生
住所　千葉市花見川区宮野木台1丁目22番30号
鄭麗禄　昭和22年10月4日生
住所　東京都杉並区阿佐谷北2丁目9番5号
メータ・サラキト　昭和28年3月9日生
住所　東京都世田谷区三宿1丁目18番16号
金義男　昭和19年10月13日生
張月仙　昭和25年1月14日生
金美恵　昭和49年5月25日生
金貴善　昭和50年5月29日生
金貴幸　昭和51年12月11日生
住所　東京都杉並区高円寺南4丁目29番2号
朱秦山　昭和31年1月1日生
林美恵　昭和31年3月26日生
朱千代　昭和62年1月20日生
ジュニファー・シュ　昭和63年10月26日生
住所　東京都江東区辰巳1丁目8番36−105号
曾慶明　昭和27年7月1日生
駱麗勝　昭和29年10月28日生
曾曉　昭和53年12月29日生
曾毅　平成4年9月4日生
住所　仙台市若林区新寺4丁目1番6−302号
林忠進　昭和9年5月13日生
住所　名古屋市港区港栄4丁目8番23号
李相守　昭和28年12月14日生
崔廣美　昭和30年8月16日生
李佑東　昭和55年8月20日生
李花奈　昭和57年2月15日生

李亜那　昭和61年1月21日生
住所　東京都世田谷区代沢5丁目33番14号
胡建生　昭和37年9月21日生
楊琛　昭和42年2月11日生
住所　東京都足立区中央本町4丁目18番2−105号
梁美子　昭和39年4月2日生
住所　大阪市阿倍野区帝塚山1丁目23番14−510号
金栄眞　昭和24年3月29日生
住所　東京都世田谷区奥沢1丁目14番19号
曹相琪　昭和9年12月7日生
曹元子　昭和42年11月8日生
曹政子　昭和48年6月15日生
曹康子　昭和51年5月19日生
住所　東京都新宿区市谷左内町11番地
韓利子　昭和21年5月30日生
住所　横浜市磯子区森1丁目14番6−914号
金成守　昭和52年2月18日生
住所　新潟県上越市東城町3丁目3番36号
朴松枝　昭和43年5月19日生
住所　沖縄県那覇市樋川1丁目9番12−301号
カルメリト・コメス・カルンボン　昭和34年6月4日生
住所　京都市左京区岩倉大鷺町1番地の9
金志烈　昭和24年4月28日生
尹智惠子　昭和27年6月18日生
金美月　昭和53年2月13日生
金宏美　昭和58年2月16日生
住所　京都市左京区岩倉西宮田町21番地
金孝列　昭和22年8月1日生
朴美代子　昭和24年7月20日生
金司　昭和49年4月8日生
金篤史　昭和58年11月14日生
池蓮伊　大正12年7月3日生
住所　京都府北桑田郡美山町大字野添小字渡り瀬12番地
金台萬　昭和21年7月2日生
金菊子　昭和26年9月1日生
金恵美　昭和52年7月5日生
金健嗣　昭和55年2月1日生
住所　京都市右京区西院久田町141番地
金優美　昭和49年10月7日生
住所　京都府北桑田郡美山町大字安掛小字寺ノ上17番地
金英勝　昭和23年7月21日生
許甲美　昭和29年2月7日生
金一夫　昭和54年5月17日生

金紀子　昭和55年12月3日生
住所　京都市南区上鳥羽北花名町9番地
卞玉子　昭和12年5月30日生
金日光　昭和43年6月11日生
住所　京都市下京区新町通五条上る材木町138番地の1
金貞枝　昭和36年12月25日生
住所　広島市南区段原3丁目20番19−201号
林美千代　昭和42年5月5日生
住所　名古屋市東区泉1丁目22番35号
蔡錦碧　昭和28年3月14日生
潘坤坤　昭和56年10月29日生
住所　大阪市西成区長橋3丁目6番2−201号
趙眞道美　昭和37年10月31日生
鄭久弥子　昭和60年12月25日生
鄭紀利加　昭和63年5月25日生
住所　大阪市住之江区浜口西2丁目10番20号
高秀蓮　昭和25年6月6日生
住所　大阪府東大阪市加納7丁目23番4−1310号
万玉蘭　昭和23年9月21日生
住所　大阪府岸和田市荒木町2丁目9番5号
韓早苗　昭和36年7月13日生
住所　大阪市東成区中道2丁目23番13号
金富男　昭和43年5月15日生
住所　大阪府岸和田市吉井町3丁目7番18号
金永浩　昭和31年8月7日生
韓由美子　昭和37年3月4日生
金高浩　昭和61年7月15日生
金由紀子　昭和63年4月6日生
金瑜佳　平成5年5月27日生
住所　大阪府茨木市平田1丁目7番1−404号
金大植　昭和26年8月10日生
金睦　昭和54年1月4日生
金秀明　昭和57年2月12日生
金悳　昭和58年10月25日生
住所　大阪市東成区神路4丁目1番15号
金一子　昭和22年5月11日生
住所　大阪市平野区長吉長原西4丁目2番17−402号
劉吉誠　昭和31年8月10日生
劉慶文　昭和32年3月21日生
劉陽　昭和56年11月29日生
劉麗　平成2年1月31日生
住所　大阪市淀川区東三国2丁目28番16号
兪鏞　昭和41年5月2日生
住所　大阪府交野市向井田1丁目26番11号
金奎植　昭和30年11月26日生
梁順子　昭和32年4月27日生
金千明　昭和59年12月18日生
金夏子　昭和62年8月11日生

住所　東京都墨田区緑3丁目22番1－404号
楊麗容　昭和35年6月1日生
住所　茨城県鹿島郡鉾田町大字鉾田2541番地
高勝英　昭和18年3月9日生
金八千　昭和18年12月22日生
高人鳳　昭和40年3月21日生
元玲花　昭和39年11月9日生
高杏子　昭和44年1月6日生
高春香　平成2年7月14日生
高愛実　平成2年7月14日生
高花梨　平成7年2月7日生
住所　大阪市都島区大東町3丁目3番1－914号
黄鳴雄　昭和29年8月31日生
王愛芬　昭和29年11月16日生
黄暉　昭和56年11月14日生
黄日華　昭和60年10月22日生
住所　大阪府堺市草部251番地の10
レイリンダ・ガルシア・キリキト　昭和40年10月6日生
住所　大阪府八尾市高美町5丁目43番地
ダン・クワン・ミン　昭和37年10月4日生
ブイ・ミイ・ホン　昭和38年2月10日生
ダン・クワン・ティエン　平成6年2月21日生
住所　奈良県桜井市大字西之宮285番地の1
趙孝雄　昭和36年6月16日生
住所　大阪市東住吉区鷹合1丁目20番23号
夫鳳男　昭和30年12月25日生
金京子　昭和33年1月16日生
夫麻美　昭和57年12月2日生
夫英輔　昭和60年1月29日生
住所　長野市みこと川72番地6
邸淑芬　昭和21年12月26日生
住所　東京都江戸川区東葛西1丁目5番1－908号
陳妙玲　昭和35年8月8日生
住所　北九州市八幡西区岸の浦2丁目2番7－101号
朴富子　昭和27年1月2日生
住所　北九州市八幡西区岸の浦2丁目2番7－404号
朴三淑　昭和13年2月9日生
鄭明美　昭和52年10月21日生
住所　横浜市港南区日野2丁目60番19号
孔永寅　昭和16年3月20日生
住所　川崎市麻生区高石6丁目24番20－502号
周済　昭和41年1月28日生
宋立堅　昭和42年8月31日生
住所　京都市南区吉祥院観音堂南町1番地の50
鄭大和　昭和38年8月22日生
住所　京都市右京区梅津中村町8番地の4
張京美　昭和42年11月30日生
住所　京都府八幡市男山長沢21番地4
全好栄　昭和32年12月20日生
住所　新潟県新発田市富塚町1丁目4番25号
張茂雄　昭和20年7月6日生
黄明祚　昭和27年1月10日生
張文希子　昭和53年2月28日生
張美江　昭和56年7月27日生
住所　奈良県生駒市東菜畑1丁目310番地の3
曹新煥　昭和29年9月19日生
朴則恵　昭和33年6月24日生
曹渼奎　昭和58年12月28日生
曹剛幸　昭和61年6月3日生
住所　奈良県生駒郡三郷町立野南1丁目17番11－604号
李圭司　昭和33年12月6日生
住所　奈良県大和郡山市筒井町463番地の1
姜成美　昭和47年2月9日生
住所　千葉県旭市江ヶ崎1640番地の6
尹玉姫　昭和37年11月22日生
住所　大阪府和泉市王子町103番地
宋恒樹　昭和41年10月9日生
住所　大阪府門真市江端町11番1－331号
鄭成伊　昭和29年11月4日生
住所　大阪府三島郡島本町広瀬4丁目24番1－102号
金英達　昭和8年9月15日生
住所　大阪市此花区春日出南2丁目9番61号
鄭郁子　昭和42年1月26日生
住所　大阪市中央区内久宝寺町4丁目2番10号
閔亜弓　昭和49年7月26日生
閔亮　昭和51年3月14日生
住所　大阪府門真市脇田町7番1号
呉根禮　昭和10年9月25日生
崔竹弘　昭和32年2月9日生
住所　大阪府泉大津市西港町10番13号
李健一　昭和27年3月21日生
秦善子　昭和32年4月28日生
住所　大阪府泉北郡忠岡町高月南3丁目1番7号
朱相徐　昭和29年1月17日生
李美代子　昭和33年7月5日生
朱翔　平成元年3月8日生
朱潤　平成2年4月12日生
黄道順　昭和6年5月12日生
住所　大阪府岸和田市磯上町5丁目28番19号
朴英二　昭和42年10月7日生
住所　大阪府岸和田市土生町1600番地
呂麗芝　昭和28年7月16日生
崔昶　昭和59年10月18日生
住所　大阪府堺市福田1027番地の7
崔龍鎮　昭和16年6月27日生
金光禮　昭和21年12月23日生
崔絵理奈　昭和47年12月3日生
崔龍訓　昭和49年9月29日生
崔大志　昭和52年8月18日生
住所　兵庫県西宮市樋之池町24番12－402号
黄華鎮　昭和16年1月16日生
住所　滋賀県蒲生郡日野町大字大窪1233番地
羅春先　昭和7年7月22日生
住所　滋賀県蒲生郡日野町大字松尾1371番地
呉慎一　昭和29年9月30日生
張裕美　昭和34年10月2日生
呉沙也香　昭和57年3月21日生
呉美香　昭和58年12月29日生
呉隼一　昭和60年12月6日生
住所　北海道北見市幸町7丁目1番6号
鄭華夢　昭和23年1月13日生
尹末子　昭和26年5月17日生
鄭成浴　昭和57年5月5日生
鄭麻由　昭和59年1月21日生
鄭政樹　昭和63年3月8日生
住所　埼玉県大宮市東大宮3丁目6番地の4
張新民　昭和26年5月23日生
欧志明　昭和26年12月2日生
張瑜　昭和55年11月24日生
張浩　昭和61年2月1日生
住所　埼玉県川越市大字的場2851番地3
李象全　昭和42年1月24日生
住所　千葉県八千代市ゆりのき台4丁目5番6号
ウン・アー・レック　昭和31年5月17日生
住所　兵庫県西宮市甲子園一番町3番28－301号
李泰徹　昭和38年7月16日生
住所　名古屋市港区当知3丁目3801番地
劉岩　大正6年11月4日生
住所　東京都江東区東砂8丁目2番3－401号
寇洪利　昭和33年6月30日生
狄桂玲　昭和32年12月8日生
寇亮　昭和58年12月31日生
寇寧　昭和63年2月18日生

○法務省告示第百十二号

佐賀県小城郡小城町役場備付けの次の戸籍が滅失した。

平成七年五月二十九日

法務大臣　前田　勲男

佐賀県小城郡岩松村大字松尾五百九十五番地
鮎川　ルイ

○法務省告示第百十三号

山形県東田川郡藤島町役場保存の次の除籍が滅失した。

平成七年五月二十九日

法務大臣　前田　勲男

山形県東田川郡東栄村大字東堀越字桔梗出九番地
秋庭　半治

○法務省告示第百十四号

福岡県田川市役所保存の次の除籍が滅失した。

平成七年五月二十九日

法務大臣　前田　勲男

福岡県田川郡後藤寺町大字奈良八百十六番地
田口嘉三次

○法務省告示第百十五号

山口県美祢市役所保存の次の除籍が滅失した。

平成七年五月二十九日

法務大臣　前田　勲男

山口県美祢郡東厚保村大字厚保川東二千百八十九番地
倉重　武彦

○法務省告示第百十六号

東京都武蔵野市役所保存の次の除籍の一部が滅失した。

平成七年五月二十九日

法務大臣　前田　勲男

東京府北多摩郡武蔵野村吉祥寺二千六十三番地
松本　祖眼

○法務省告示第百十七号

宮城県遠田郡小牛田町役場保存の次の除籍の一部が滅失した。

平成七年五月二十九日

法務大臣　前田　勲男

宮城県遠田郡関根村二十四番地
横山　幸治

○法務省告示第百十八号

山梨県南都留郡忍野村役場保存の次の原戸籍の一部が滅失した。

平成七年五月二十九日

法務大臣　前田　勲男

山梨県南都留郡忍野村新七番戸
渡邊　喜作

○法務省告示第百十九号

左記の者の申請に係る日本国に帰化の件は、これを許可する。

平成七年五月三十一日

法務大臣　前田　勲男

住所　東京都八王子市館町1518番地の16
鷹翔玲　昭和35年2月25日生

住所　大阪府大阪狭山市茱萸木8丁目1590番地の1
梁秦司　昭和40年8月29日生
住所　大阪府藤井寺市小山新町4番16号
徐芳美　昭和39年6月29日生
住所　大阪府堺市菜園町3丁16番地の5
金直美　昭和40年6月11日生
住所　大阪府岸和田市春木旭町36番17号
梅希咲子　昭和46年10月26日生
住所　大阪府堺市小阪370番地
林末美　昭和22年6月29日生
住所　大阪府和泉市池上町544番地
鄭幸司　昭和42年1月14日生
住所　大阪府八尾市北本町2丁目14番30号
金武智　昭和18年2月21日生
金英子　昭和47年5月15日生
住所　大阪市福島区大開4丁目1番12—215号
金正智　昭和23年6月21日生
姜順子　昭和25年11月10日生
金晃延　昭和48年6月2日生
住所　大阪府泉南市信達岡中1485番地の27
高和秀　昭和42年12月13日生
住所　大阪府寝屋川市本町21番13号
趙粉禮　昭和13年4月9日生
金秀廣　昭和49年3月28日生
住所　大阪府四條畷市雁屋南町16番7号
姜勝江　昭和30年11月18日生
住所　大阪市北区長柄中3丁目12番5号
張燕麗　昭和38年11月8日生
住所　大阪市住吉区帝塚山西1丁目10番27号
蔡幸江　昭和51年11月16日生
住所　大阪府堺市大豆塚町2丁49番地
呉晃　昭和26年6月24日生
黄正栄　昭和24年10月1日生
呉弘和　昭和52年3月10日生
呉麻紀　昭和54年10月8日生
住所　大阪市西淀川区柏里3丁目7番16—202号
文哲鴻　昭和23年5月10日生
梁富江　昭和24年9月16日生
文明香　昭和55年12月25日生
文有香　昭和58年8月13日生
文雄史　昭和62年1月19日生
住所　大阪市東淀川区菅原4丁目7番22号
李昌敏　昭和36年10月12日生
住所　福島県郡山市湖南町三代字寺ノ前205番地の3
マルリー・サナエ・ニヘイ　昭和37年5月28日生
住所　大阪市鶴見区諸口2丁目10番28号
全優子　昭和44年3月2日生
住所　大阪府枚方市長尾元町1丁目21番8—202号
曹潤華　昭和41年8月15日生
住所　大阪市中央区法円坂2丁目1番20—906号
金祐巳子　昭和46年1月27日生
住所　東京都世田谷区豪徳寺1丁目9番11号
安鶴治　昭和35年11月14日生
住所　大阪府柏原市本郷4丁目3番54号
汪建業　昭和42年11月1日生
住所　愛媛県北宇和郡三間町大字迫目52番地
ロサナ・パライソ・デオニショ　昭和36年11月29日生
住所　埼玉県岩槻市大字徳力675番地の12
江玉珠　昭和32年1月18日生
住所　東京都大田区西蒲田7丁目51番5号
何惠瑛　昭和25年4月1日生
住所　東京都田無市南町1丁目12番1号
韓洋　昭和47年12月29日生
住所　東京都品川区大崎4丁目9番9号
呉仁英　昭和24年11月21日生
住所　群馬県伊勢崎市山王町1144番地2
劉太年　昭和26年1月26日生
高麗艶　昭和26年11月23日生
住所　千葉県船橋市東船橋6丁目3番26号
劉壮　昭和49年3月12日生
レイコ・エビハラ　昭和6年3月23日生
住所　東京都大田区西蒲田7丁目50番2—404号
陳金鍼　昭和21年10月29日生
住所　兵庫県川西市向陽台3丁目8番地の76
陳瑞鋭　昭和29年8月23日生
葉寶蓉　昭和32年8月1日生
陳瀬臨　昭和63年8月2日生
陳沁璐　平成6年3月28日生
住所　東京都渋谷区南平台町18番13号
レジナルド・セント・クレア・スミス　大正12年9月22日生
住所　東京都豊島区北大塚3丁目23番6号
郭淑瓊　昭和23年7月10日生
住所　広島市西区楠木町3丁目14番24号
張正信　昭和16年10月16日生
郭水福　昭和19年6月8日生
張誠治　昭和39年9月20日生
劉尚代　昭和44年2月8日生
住所　川崎市中原区木月住吉町2035番地
張鎮文　昭和44年2月8日生
住所　大阪府松原市一津屋3丁目4番15—701号
梁雄生　昭和31年4月7日生
呂麗華　昭和31年11月10日生
梁碩　昭和56年12月4日生
住所　東京都新宿区大久保1丁目12番3—1201号
金光禮　昭和36年10月13日生
住所　千葉県松戸市西馬橋蔵元町124番地
金昌範　昭和34年4月21日生
住所　千葉県市川市南大野2丁目3番C—918号
許勇植　昭和31年3月3日生
住所　横浜市中区元町4丁目151番地の1
楊鎮昇　昭和38年9月3日生
住所　東京都練馬区練馬1丁目43番9号
趙永済　昭和38年11月19日生

○法務省告示第百十一号

左記の者の申請に係る日本国に帰化の件は、これを許可する。

平成七年五月十八日

法務大臣　前田　勲男

住所　川崎市川崎区中島2丁目8番2号
鮮幸治　昭和49年5月28日生
鮮映治　昭和52年8月27日生
鮮勝治　昭和54年8月12日生
住所　新潟県上越市新光町1丁目1番52号
李壬戌　大正11年1月24日生
朴甲順　昭和4年1月28日生
住所　新潟県上越市西城町3丁目10番14号
李龍大　昭和24年5月25日生
住所　東京都渋谷区代々木4丁目22番11号
李栄一　昭和49年12月17日生
住所　新潟県上越市新光町1丁目1番52号
李勝子　昭和53年4月28日生
李八重子　昭和53年4月28日生
住所　東京都多摩市聖ヶ丘2丁目18番地
高光立　昭和20年8月8日生
張米子　昭和25年10月12日生
高玲子　昭和49年3月8日生
高和政　昭和50年10月11日生
高陽子　昭和54年5月2日生
住所　神奈川県平塚市東八幡4丁目12番15号
陶鋼　昭和36年5月3日生
住所　三重県三重郡菰野町大字大強原1146番地
李政時　昭和15年12月1日生
金善子　昭和22年1月16日生
李尚龍　昭和42年11月22日生
李大龍　昭和45年6月17日生
住所　大阪府阪南市舞4丁目32番33号
郭炳虎　昭和25年5月14日生
趙祥子　昭和28年11月11日生
郭和世　昭和53年10月31日生
郭亮吾　昭和55年5月8日生
楊今伊　大正11年3月10日生
住所　大阪市大正区三軒家東1丁目6番14—1006号
陳俊　昭和34年11月5日生
徐董琴　昭和36年2月18日生
陳鴻　平成2年11月6日生
陳製奈　平成5年8月30日生
住所　徳島市中洲町3丁目44番地1
曹壽男　昭和25年5月8日生
曹美智代　昭和51年9月29日生
金栄礼　昭和30年9月15日生
曹大鶴　昭和53年9月11日生
曹達郎　平成2年4月2日生
住所　大阪府堺市東上野芝町1丁45番地
朱友明　昭和46年7月12日生
朱泉　昭和54年2月20日生
住所　横浜市中区山下町132番地
黄兆恩　昭和39年3月2日生
住所　名古屋市南区豊4丁目3番15号
金有生　昭和24年9月1日生
李末子　昭和25年6月30日生
金大裕　昭和53年4月9日生
金悠介　平成2年12月6日生
住所　三重県伊勢市楠部町263番地70
裴敏玲　昭和38年5月4日生
住所　福岡県京都郡苅田町京町1丁目15番地の1
楊正憲　昭和28年3月22日生
李慶子　昭和32年2月3日生
楊秀嬉　昭和56年7月26日生
楊慶佳　昭和58年1月18日生
楊慶実　昭和60年6月15日生
住所　千葉県富津市亀沢52番地1
鄭美香　昭和50年6月17日生
鄭美沙　昭和53年2月23日生
住所　鹿児島市下福元町481番地1
朴相元　昭和33年11月6日生
住所　埼玉県川口市並木3丁目4番26—606号
沈宝華　昭和30年10月1日生
徐麗慧　昭和35年11月4日生
住所　埼玉県入間市大字下藤沢728番地11
裴鵬偉　昭和38年10月10日生

住所 大阪市住吉区我孫子3丁目5番17号
李相・ 昭和38年4月7日生
住所 千葉県柏市南増尾710番地1
上秀寶 昭和19年2月28日生
住所 千葉県市川市北方2丁目20番3号
田博圭 昭和13年7月14日生
朴芳子 昭和17年10月5日生
田銘聡 昭和41年2月5日生
住所 千葉県市川市平田1丁目10番7—303号
田月英 昭和43年6月25日生
住所 千葉県船橋市本中山5丁目4番3—301号
沈杏華 昭和39年4月1日生
住所 千葉県松戸市常盤平陣屋前1番地の13
薛延鵬 昭和47年1月15日生
住所 山形市あずま町4番41号
ヒュー・フォン・リー 昭和47年7月2日生
住所 東京都世田谷区船橋4丁目22番15号
ヘーラット・クマラーゲ・ガーミニー・ウィジュワラダナ 昭和34年5月20日生
住所 三重県桑名市中央町5丁目38番地
張貞美 昭和43年11月18日生
住所 埼玉県戸田市喜沢南1丁目3番19—201号
呉恩 昭和46年4月19日生
住所 埼玉県与野市本町西1丁目6番16号
鄭春 昭和41年3月22日生
住所 埼玉県越谷市大字袋山1273番地7
鄭海虹 昭和41年8月25日生
住所 埼玉県越谷市大字大林602番地
趙暁鋒 昭和39年3月1日生
住所 埼玉県入間市大字下藤沢595番地1
王学信 昭和18年10月12日生
住所 埼玉県狭山市狭山台4丁目12番地2
孟寶 昭和28年5月11日生
姜思聰 昭和28年4月24日生
鄭鎮皓 昭和55年8月15日生
住所 東京都葛飾区東堀切3丁目21番14号
何紹勇 昭和35年6月17日生
姚小麗 昭和37年7月24日生
何玲奈 平成5年11月8日生
住所 東京都渋谷区本町6丁目6番4号
温寶祥 昭和31年5月23日生
住所 沖縄県宜野湾市嘉数2丁目10番10号
張杰 昭和21年2月8日生
住所 東京都世田谷区松原4丁目25番12号
玄義秀 昭和19年7月17日生
千知弘 昭和36年10月4日生
玄喜之 平成元年6月16日生
玄正之 平成3年8月27日生
住所 東京都杉並区高円寺南2丁目51番10号
王寶玉 昭和15年4月13日生
住所 東京都杉並区高円寺南2丁目51番10号
王寶增 昭和17年10月21日生
住所 東京都品川区大井4丁目21番10号
ダイアナ・マサンケ・イイツカ 昭和44年7月10日生
住所 群馬県佐波郡玉村町大字五料730番地
金禮子 昭和33年6月5日生
住所 北九州市門司区新開13番5—202号
尹敬植 昭和21年4月22日生
尹隆 昭和46年9月21日生
住所 北九州市門司区大久保3丁目6番2—201号
尹議一 昭和44年9月1日生
住所 北九州市八幡西区青山2丁目11番1—203号
李正善 昭和37年6月14日生
金嘉俊 昭和60年10月17日生
金寶俊 昭和62年1月5日生
住所 北九州市若松区北湊町1番11号
申秋子 昭和22年10月8日生
住所 福岡県嘉穂郡穂波町大字若菜152番地
川上東志子 昭和33年2月24日生
崔淳司 昭和55年7月16日生
崔公司 昭和59年9月18日生
住所 福岡県嘉穂郡稲築町大字漆生2347番地の1
崔崇司 昭和57年7月7日生
住所 福岡市中央区赤坂2丁目5番53—901号
崔和廣 昭和41年8月1日生
住所 広島市安佐南区沼田町大字伴1264番地の104
金和利 昭和33年1月28日生
曹雅慧 昭和35年12月5日生
金貞子 昭和61年4月21日生
金奈央 昭和63年12月12日生
金和平 平成2年10月22日生
住所 広島県福山市山手町3742番地
呉盛平 昭和37年2月10日生
住所 広島市中区幟町19番1—1841号
吉田須美子 大正13年4月7日生
住所 岐阜県土岐市泉町久尻15番地の7
南炳昌 昭和20年4月16日生
洪[illegible] 昭和22年12月1日生
曹祐子 昭和52年12月22日生
曹重一 昭和53年10月11日生
曹賢幸 昭和56年5月15日生
住所 岐阜県瑞浪市陶町猿爪953番地の65
曹尊守 昭和19年3月4日生
曹淑子 昭和24年9月13日生
曹弥生 昭和46年9月13日生
曹千秋 昭和48年11月1日生
曹政幸 昭和50年7月20日生
住所 東京都港区六本木7丁目14番1号
高幸恵 昭和48年6月1日生
住所 横浜市鶴見区北寺尾4丁目20番11号
俞鑑 昭和32年12月4日生
住所 横浜市磯子区洋光台6丁目15番10号
マリサ・イサベル・ヨシコ・ナカガワ・ハマト
昭和42年4月24日生

○法務省告示第百八号

福岡法務局甘木支局に備えてあった福岡県朝倉郡杷木町大字志波字岡本八参八番参の土地の登記簿が滅失した。

滅失した登記簿に登記されていた権利がなおその登記簿における順位を有するためには、当該権利の登記を受けた者又はその登記に関する嘱託若しくは通知をした官庁公署は、平成七年五月十六日から平成七年八月十六日までに登記回復の申請又はその嘱託若しくは通知をしなければならない。

平成七年五月十六日　法務大臣　前田　勲男

○法務省告示第百九号

外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法（昭和六十二年法律第六十六号）第七条の規定に基づき、次の者に対し、アメリカ合衆国ニューヨーク州を原資格国として外国法事務弁護士となる資格に関する同条の規定による承認をした。

平成七年五月十七日　法務大臣　前田　勲男

氏名　鈴木　修一
生年月日　千九百四十九年九月九日
国籍　日本国

○法務省告示第百十号

左記の者の申請に係る日本国に帰化の件は、これを許可する。

平成七年五月十七日　法務大臣　前田　勲男

住所 山口県徳山市城ケ丘5丁目11番3号
沈清基 昭和35年4月24日生
住所 静岡市昭府1丁目13番13号
金百中 昭和5年7月15日生
住所 静岡県浜松市高丘町550番地の36
全明美 昭和31年7月8日生
住所 山口市大字黒川200番地の1
李眞人 昭和62年6月23日生
住所 京都市伏見区深草平田町7番地の3
趙恵子 昭和32年9月13日生
住所 京都市山科区東野門口町13番地の1
姜美由紀 昭和39年6月21日生
住所 京都市右京区梅津上田町3番地の4
具本成 昭和36年8月22日生
住所 京都市伏見区深草小久保町178番地
朴正弘 昭和37年8月3日生
住所 京都市左京区一乗寺堂ノ前町1番地の5
朴・美 昭和43年12月4日生
住所 京都市右京区西院西淳和院町15番地の3
張久子 昭和32年8月17日生
朴克充 昭和59年12月14日生
住所 京都府向日市寺戸町東野辺10番地の5
孫慶美 昭和44年1月2日生
住所 京都市山科区西野大鳥井町38番地22
李一久 昭和38年12月13日生
住所 京都市北区平野八丁柳町59番地
全成器 昭和26年1月18日生
住所 広島市南区比治山本町4番5—504号
金粉花 昭和2年1月3日生
趙幸江 昭和32年12月15日生
住所 広島市南区西旭町13番19号
金幸雄 昭和44年12月24日生
住所 広島市東区矢賀3丁目6番5号
文勝 昭和41年11月23日生
住所 広島市佐伯区五日市中央3丁目4番3号
白政子 昭和20年10月22日生
住所 広島市中区江波南2丁目12番10—313号
金俊幸 昭和32年5月13日生
住所 名古屋市北区如意3丁目70番地の8
俞貞順 昭和40年12月9日生
住所 大阪市港区港晴4丁目16番10号
金正一 昭和18年11月18日生
全清子 昭和20年4月9日生
金安佐子 昭和46年1月19日生
金安益 昭和47年6月13日生

住所　大阪市淀川区田川2丁目4番3号
金徳嗣　昭和48年5月30日生
住所　大阪府大阪狭山市大野台6丁目6番11号
辛冉鳳　昭和21年12月12日生
鄭茂花　昭和25年4月11日生
辛政秀　昭和52年8月25日生
辛尚美　昭和54年8月22日生
辛哲和　昭和55年9月14日生
住所　大阪市東淀川区北江口4丁目14番7号
朴正和　昭和44年4月3日生
住所　大阪市港区三先2丁目20番1—109号
金信義　昭和27年9月6日生
高美令　昭和27年3月26日生
金末希　昭和56年11月29日生
金咲希　昭和58年6月3日生
住所　大阪府高槻市清福寺町25番10号
金孝順　昭和40年1月1日生
住所　大阪市東淀川区東中島3丁目11番3—407号
郭裕二　昭和36年3月10日生
住所　大阪市城東区野江1丁目17番13—113号
申一美　昭和40年10月20日生
住所　大阪市西成区鶴見橋2丁目11番35号
金守男　昭和28年8月22日生
住所　大阪府泉佐野市下瓦屋1丁目2番51—207号
黄利恵　昭和38年7月18日生
住所　大阪府堺市草部446番地
鄭竜則　昭和41年1月3日生
住所　大阪府東大阪市日下町1丁目1番53号
高和美　昭和44年6月17日生
住所　大阪府大東市御領3丁目6番2号
朴光夫　昭和16年8月30日生
呉君子　昭和20年10月22日生
朴星子　昭和44年9月12日生
朴小枝子　昭和45年10月9日生
住所　神奈川県秦野市南矢名1丁目8番13号
朴周佐　昭和50年9月19日生
住所　大阪府大東市灰塚6丁目2番2号
朴八栄　昭和41年6月2日生
住所　大阪市東成区大今里西3丁目14番9号
呉元圭　昭和39年10月14日生
住所　大阪府大東市南郷町6番3号
権貞範　昭和30年2月9日生
住所　大阪市鶴見区諸口5丁目浜8番17号
朴元宏　昭和38年10月27日生

金貴淑　昭和38年7月1日生
朴友希　平成元年12月6日生
朴知之　平成4年5月20日生
朴佳奈　平成6年5月2日生
住所　大阪府枚方市西田宮町12番23号
金忠則　昭和47年5月28日生
住所　大阪府守口市菊水通1丁目22番地
安律子　昭和44年7月8日生
住所　大阪府堺市新家町754番地の8
玄富訓　昭和27年6月19日生
金敬子　昭和33年10月8日生
玄大哲　昭和58年3月16日生
玄東哲　昭和59年11月20日生
玄明妃　昭和62年11月6日生
住所　大阪府堺市浜寺船尾町西1丁45番地の1
金保代　昭和37年4月22日生
金明美　昭和41年1月10日生
金龍亮　昭和42年12月22日生
金浩司　昭和45年4月7日生
住所　大阪府門真市上島町4番24号
申華植　昭和7年12月28日生
申幸二　昭和42年6月2日生
申智之　昭和45年9月9日生
住所　茨城県つくば市春日4丁目14番地12
徐幸雄　昭和45年10月2日生
住所　茨城県鹿島郡三和町大字東山田2944番地641
金幸夫　昭和40年5月23日生
住所　三重県阿山郡阿山町大字川合128番地の22
崔明美　昭和39年6月10日生
住所　山口県小野田市日の出3丁目9番9—403号
郭隆　昭和36年2月8日生
住所　長野県松本市大字芳川平田723番地9
朴恵子　昭和38年5月16日生
住所　名古屋市東区筒井3丁目4番3号
金光淵　昭和26年1月18日生
金慶子　昭和28年7月20日生
金辰光　昭和50年12月14日生
金加苗　昭和53年10月13日生
金由梨　昭和56年4月28日生
金知咲　昭和58年3月17日生
住所　名古屋市東区代官町5番19号
金光福　昭和34年5月30日生
住所　名古屋市中村区中村町7丁目68番地の2
金秀吉　昭和21年8月5日生

金貞照　昭和26年8月26日生
金竜也　昭和51年5月26日生
金赳夫　昭和53年4月2日生
金睦子　昭和58年10月1日生
住所　名古屋市天白区植田南1丁目310番地
金秀伸　昭和50年1月28日生
住所　名古屋市中村区宮塚町159番地
金和江　昭和44年12月3日生
住所　名古屋市中村区森田町1丁目2番26号
金新二　昭和18年10月13日生
金貞淑　昭和22年9月21日生
金博子　昭和46年10月11日生
金康子　昭和48年9月28日生
金幸正　昭和52年12月3日生
住所　東京都多摩市一ノ宮861番地の5
金弘明　昭和50年10月26日生
住所　神奈川県平塚市代官町24番15号
尹瀞子　昭和27年1月19日生
住所　東京都荒川区荒川6丁目25番9号
朴春子　昭和19年4月19日生
秦錦玲　昭和56年4月21日生
住所　大阪府大阪狭山市東茱萸木1丁目532番地の1
徐貴美　昭和43年2月27日生

○法務省告示第百七号
左記の者の申請に係る日本国に帰化の件は、これを許可する。
平成七年五月十五日
法務大臣　前田　勲男

住所　名古屋市緑区鳴海町字笹塚23番地の26
黄光徳　昭和27年9月24日生
住所　名古屋市中村区烏森町1丁目120番地
石陽彩　昭和45年1月21日生
住所　名古屋市西区南堀越1丁目1番13号
兪留燁　昭和26年5月19日生
兪俊行　昭和54年7月17日生
兪厚行　昭和56年7月27日生
住所　名古屋市北区上飯田南町4丁目1番地
孔幸子　昭和32年1月10日生
住所　福岡市西区福重団地7番1307号
金靖子　昭和40年3月6日生
住所　栃木県宇都宮市横山町630番地126
趙啓子　昭和45年6月22日生
住所　奈良市富雄元町1丁目7番9—103号
朴暎美　昭和58年5月10日生
住所　奈良市古市町614番地の1
金英叔　昭和27年1月7日生

住所　奈良県香芝市真美ヶ丘1丁目13番3号
兪典子　昭和37年3月16日生
住所　岩手県盛岡市盛岡駅前北通5番18号
諸圭子　昭和31年7月7日生
住所　大阪府東大阪市北石切町17番30号
李幸子　昭和44年3月11日生
住所　大阪府阪南市箱作2874番地の256
パウラ・シズエ・ヨコヤマ・ナガイ　昭和32年2月9日生
住所　大阪府岸和田市東大路町279番地の1
ジョージ・タツミ・イシベ　昭和37年3月10日生
住所　大阪府東大阪市柏田東町1番9号
呉隆俊　昭和38年12月24日生
呉隆昭　昭和41年10月10日生
住所　大阪府八尾市春日町3丁目1番26号
崔公伸　昭和44年7月27日生
住所　大阪府東大阪市北石切町7番40号
史如華　昭和29年3月19日生
住所　大阪市生野区中川5丁目12番2号
玄千鶴　昭和11年9月20日生
金玉姫　昭和15年2月6日生
玄和俊　昭和44年12月4日生
玄樹美　昭和51年6月19日生
住所　大阪市西淀川区佃2丁目2番12—508号
高剛琴　昭和25年7月30日生
馮丹　昭和51年11月8日生
馮岩　昭和53年9月20日生
住所　大阪市西淀川区福町1丁目12番19号
徐文美子　昭和36年5月6日生
住所　大阪府寝屋川市三井南町17番11号
ジャヤ・プラサード・ネパール　昭和28年9月1日生
住所　大阪府箕面市粟生間谷西7丁目27番23号
李基鉉　昭和16年4月18日生
金明子　昭和22年11月23日生
李龍徐　昭和46年2月6日生
李文宏　昭和49年1月23日生
李友三　昭和53年3月15日生
住所　大阪市鶴見区今津中5丁目8番10号
朴大作　昭和46年7月31日生
住所　大阪市北区大淀中5丁目14番1—402号
金伸二　昭和35年3月20日生
李雪枝　昭和39年12月13日生
金千尋　平成元年5月22日生
金翔平　平成2年11月7日生
金陽介　平成6年1月15日生

金恵子　昭和48年12月1日生
金常明　昭和59年5月20日生
住所　東京都板橋区仲宿37番11号
金大成　昭和51年8月2日生
住所　東京都江戸川区東小松川1丁目8番3号
金由美　昭和38年1月17日生
住所　宮崎市花ヶ島町鑓形町1236番地11
李理江　昭和44年8月4日生
住所　埼玉県熊谷市曙町3丁目41番地
凌慶光　昭和38年5月19日生
住所　東京都品川区小山7丁目9番9—103号
李迎　昭和25年2月3日生
住所　大阪市北区浪花町10番14号
李雪麗　昭和30年12月31日生
住所　東京都練馬区下石神井2丁目37番19号
ウィリアム・ヤスミチ・ローゼンバーガー　昭和28年10月23日生
住所　東京都港区東麻布2丁目2番3—303号
カンワール・ジット・シン　昭和17年10月31日生
ナギサ・カンワールジット・シン　昭和50年1月29日生
住所　秋田県仙北郡角館町岩瀬字西下タ野27番地
林桂堂　昭和18年3月6日生
住所　茨城県つくば市千現1丁目5番地の1
黄秋芬　昭和22年10月6日生
林政典　昭和50年8月25日生
林範如　昭和52年4月19日生
住所　東京都目黒区青葉台1丁目4番31号
田鶴玲　昭和31年8月10日生

○法務省告示第百号
石川県加賀市役所備付けの次の戸籍が滅失した。
平成七年五月十二日　法務大臣　前田　勲男
石川県加賀市七日市町イの二十五番地　宮本　弘三

○法務省告示第百一号
鹿児島県姶良郡横川町役場保存の次の除籍が滅失した。
平成七年五月十二日　法務大臣　前田　勲男
鹿児島県姶良郡横川町上ノ三百八十二番地　小川内米香
同町下ノ九百九十二番地　萩原嘉藤次

○法務省告示第百二号
沖縄県平良市役所保存の次の除籍が滅失した。
平成七年五月十二日　法務大臣　前田　勲男
沖縄県平良市字狩俣千六百五十二番地　池間　景昆
同所千四百四十四番地　狩俣　恵展

○法務省告示第百三号
山形県寒河江市役所保存の次の除籍が滅失した。
平成七年五月十二日　法務大臣　前田　勲男
山形県西村山郡西根村大字西根百八番地　芳賀　平内

○法務省告示第百四号
宮城県桃生郡桃生町役場保存の次の除籍の一部が滅失した。
平成七年五月十二日　法務大臣　前田　勲男
宮城県桃生郡桃生町太田字内待井十四番地　佐々木養太郎

○法務省告示第百五号
秋田県仙北郡千畑町役場保存の次の原戸籍の一部が滅失した。
平成七年五月十二日　法務大臣　前田　勲男
秋田県仙北郡千畑村小荒川字街道筋六番地ノ二　佐藤ハチエ

○法務省告示第百六号
左記の者の申請に係る日本国に帰化の件は、これを許可する。
平成七年五月十二日　法務大臣　前田　勲男

住所　東京都江東区大島8丁目12番20—1007号
王淑麗　昭和34年6月27日生
孫明　昭和54年2月24日生
孫亮　昭和56年8月9日生
孫光　昭和60年2月26日生
住所　神戸市灘区森後町2丁目3番20—503号
邢邦暉　昭和31年5月29日生
金曉明　昭和36年7月24日生
金悠詩　平成元年12月5日生
金悠希　平成6年7月11日生
住所　長崎県松浦市志佐町高野免1085番地
李英信　昭和31年8月26日生
住所　大阪府枚方市東船橋1丁目84番地の1
曹和石　昭和37年12月14日生
住所　横浜市鶴見区向井町1丁目1番地の1
金國夫　昭和17年5月6日生
朴菊子　昭和18年6月10日生
金浩司　昭和51年8月3日生
住所　横浜市鶴見区馬場3丁目8番17号
金栄　昭和48年2月1日生
住所　神戸市灘区岩屋北町2丁目4番1号
呂金生　昭和26年3月17日生
孫紅麗　昭和29年2月28日生
呂英子　昭和56年4月8日生
住所　神戸市兵庫区御崎町1丁目6番20号
金美紀　昭和38年9月26日生
住所　兵庫県多紀郡篠山町小田中88番地
金中鐘　昭和25年7月30日生
李慧栄　昭和28年1月24日生
金有香　昭和52年7月13日生
金明良　昭和58年5月23日生
住所　神戸市垂水区小東山1丁目2番地
金政弘　昭和38年8月4日生
徐久美子　昭和42年9月13日生
金裕太　平成3年12月8日生
金沙也佳　平成6年6月3日生
住所　熊本市田迎2丁目6番8号
崔道子　昭和41年11月25日生
住所　広島市西区都町22番8号
鄭泰司　昭和19年6月7日生
金君枝　昭和25年4月29日生
鄭理衣　昭和52年2月27日生
鄭匠志　昭和54年6月18日生
鄭弘美　昭和58年9月9日生
住所　広島県安芸郡海田町幸町7番3—9号
金仁照　昭和29年1月13日生
住所　広島市佐伯区五月が丘3丁目14番20号
金政利　昭和16年2月15日生
全和子　昭和19年8月8日生
金由美子　昭和42年8月11日生
金伸二　昭和46年1月12日生
金進　昭和49年8月20日生
住所　広島市安佐南区祇園2丁目24番31号
任南植　昭和27年10月1日生
住所　広島市東区上温品1丁目31番5号
李英樹　昭和39年10月9日生
住所　名古屋市中川区下之一色町字宮分89番地
崔晴枝　昭和35年1月11日生
住所　大阪市淀川区西宮原2丁目3番35—807号
金千代子　昭和16年3月4日生
住所　大阪市城東区東中浜1丁目8番17号
曹泰奎　昭和8年4月22日生
住所　大阪市城東区東中浜1丁目8番17号
曹永鶴　昭和32年5月9日生
住所　大阪市西淀川区大和田4丁目1番21号
宋鶴洙　昭和18年9月10日生
飯塚泉　昭和15年8月17日生
宋尚典　昭和45年3月14日生
宋尚英　昭和49年2月6日生
宋尚幸　昭和50年12月13日生
住所　大阪市西淀川区大和田4丁目7番30—210号
宋鶴昌　昭和26年7月6日生
金愁美　昭和33年2月28日生
宋尚美　昭和61年1月10日生
宋尚央　昭和63年3月1日生
宋尚吾　平成5年9月7日生
住所　大阪市平野区長吉長原4丁目3番2—705号
鄭清美　昭和35年2月28日生
住所　大阪府泉南郡岬町淡輪5746番地の45
崔裕明　昭和41年12月22日生
住所　大阪府堺市宮園町2番5—303号
鄭大助　昭和43年9月18日生
住所　大阪府大阪狭山市西山台6丁目13番9—103号
康孝子　昭和36年8月31日生
住所　大阪府堺市八田西町3丁5番31号
金明玲　昭和8年2月28日生
張美智子　昭和15年11月23日生
金マリ子　昭和44年11月18日生
住所　大阪府東大阪市衣摺4丁目21番1号
秦錦大　昭和38年11月9日生
金民子　昭和38年12月12日生
秦潤矢　平成4年5月19日生
住所　京都市北区大宮中林町11番地
高薫　昭和37年10月10日生
住所　大阪府東大阪市寿町3丁目9番21号
金晃烈　昭和26年8月1日生
鄭美鶴　昭和36年3月13日生
金谷史　昭和60年10月10日生
金千雪　昭和63年1月3日生
金谷行　平成3年1月2日生
住所　大阪府枚方市須山町64番34号
黄末子　昭和16年5月26日生
住所　大阪府枚方市交北1丁目5番20—304号
黄成和　昭和44年3月13日生

住所　京都市南区吉祥院西浦町49番地の3
朴聖二　昭和43年4月5日生
住所　埼玉県熊谷市鎌倉町3丁目4番7号
ディアナ・ブロボリ＝　昭和39年6月30日生
住所　東京都中野区本町4丁目22番7号
林静美　昭和31年1月25日生
住所　東京都世田谷区大原1丁目59番10号
チョイ・スンエー　昭和28年7月7日生

○法務省告示第九十八号
仙台法務局迫出張所に備えてあった宮城県登米郡中田町上沼字弥勒寺宿壱八弐番の土地の登記簿が滅失した。
滅失した登記簿に登記されていた権利がなおその登記簿における順位を有するためには、当該権利の登記を受けた者又はその登記に関する嘱託若しくは通知をした官庁公署は、平成七年五月九日から平成七年八月九日までに登記回復の申請又はその嘱託若しくは通知をしなければならない。
平成七年五月九日
法務大臣　前田　勲男

○法務省告示第九十九号
左記の者の申請に係る日本国に帰化の件は、これを許可する。
平成七年五月九日
法務大臣　前田　勲男

住所　埼玉県川口市大字東内野56番地の160
韓順明　昭和36年4月15日生
住所　東京都中野区中野5丁目51番15号
連華玲　昭和33年11月6日生
住所　埼玉県春日部市大字大場241番地1
李永守　昭和40年2月17日生
住所　埼玉県熊谷市大字大原855番地1
尹由美　昭和37年3月12日生
住所　埼玉県草加市青柳6丁目22番8－404号
呉婷婷　昭和32年1月18日生
住所　埼玉県岩槻市諏訪3丁目3番地
張玉文　昭和2年8月28日生
住所　埼玉県本庄市駅南1丁目17番11－101号
リンダ・マリコ・キヤシマ　昭和38年1月2日生
住所　埼玉県本庄市大字今井1206番地3
黄紅雪　昭和37年11月12日生
住所　東京都調布市多摩川3丁目68番地11
李熙槿　昭和28年1月19日生
朴奈美　昭和32年5月23日生
李圭志　昭和59年4月7日生
李裕梨　昭和60年4月26日生
李良善　昭和62年2月6日生
住所　神戸市北区有野台4丁目13番の8
全京子　昭和44年2月11日生
住所　大阪府寝屋川市北大利町22番8号
柳華善　昭和9年6月2日生
住所　大阪市北区堂島2丁目1番25－805号
南明美　昭和28年11月3日生
住所　大阪府堺市戎島町1丁55番地の3
李定一　昭和15年2月10日生
康光子　昭和22年10月30日生
李英治　昭和55年5月20日生
李安範　昭和57年12月20日生
住所　大阪府富田林市喜志新家町2丁目3921番地の3
文基順　昭和43年9月1日生
住所　北海道砂川市空知太西4条5丁目1番1号
韓眞理子　昭和42年2月20日生
住所　名古屋市港区八百島2丁目1901番地
朴佳美　昭和41年12月5日生
住所　名古屋市中村区角割町3丁目5番地の4
洪秀吉　昭和23年10月4日生
朴桂順　昭和26年12月29日生
洪象奇　昭和53年3月18日生
洪象健　昭和55年1月2日生
洪健三　昭和58年9月14日生
住所　和歌山県那賀郡岩出町大字森本117番地の13
金　淼　昭和34年3月5日生
金暉理　昭和58年11月20日生
住所　奈良県大和高田市土庫1丁目13番17号
卞金成　昭和12年9月14日生
朴英姫　昭和22年11月25日生
住所　大阪府高槻市下田部町1丁目11番15号
沈貞子　昭和49年1月29日生
住所　大阪府南河内郡美原町真福寺183番地の2
尹在洪　昭和15年8月28日生
住所　大阪府守口市東町2丁目16番5号
李礼子　昭和36年12月20日生
住所　大阪府守口市梶町4丁目44番4号
羅佳子　昭和42年4月6日生
住所　大阪府守口市淀江町7番1－102号
金公江　昭和39年7月11日生
住所　大阪市城東区東中浜3丁目21番24号
白貞男　昭和14年7月1日生
田好男　昭和38年12月7日生
田郁治　昭和43年2月25日生
住所　大阪府東大阪市菱江内東2丁目11番14号
林勇　昭和35年11月16日生
住所　大阪市鶴見区諸口1丁目2番11号
林進　昭和37年10月19日生
住所　大阪市平野区加美北5丁目9番4－403号
文用俊　昭和35年2月20日生
住所　大阪市阿倍野区文の里3丁目1番8号
朴和子　昭和32年10月24日生
住所　大阪市西淀川区歌島3丁目8番3－712号
梁文男　昭和34年2月20日生
高佳江　昭和36年10月10日生
梁祐史　平成元年3月19日生
梁恵梨　平成3年10月1日生
梁拓也　平成6年8月10日生
住所　大阪府藤井寺市国府2丁目10番48号
姜友明　昭和36年9月11日生
住所　大阪市西淀川区御幣島2丁目13番26号
呉聖夫　昭和27年1月11日生
住所　大阪市平野区西脇2丁目11番34号
張順子　昭和45年11月11日生
住所　大阪府寝屋川市河北西町2番13号
張智憲　昭和44年3月1日生
住所　大阪府東大阪市大蓮南1丁目8番9号
張貴憲　昭和47年5月23日生
住所　大阪市阿倍野区長池町17番8号
尹昭人　昭和33年12月5日生
住所　大阪市東成区東小橋2丁目8番25号
金咲美　昭和45年4月16日生
住所　大阪府大東市深野4丁目1番30号
金静子　昭和37年3月19日生
住所　大阪市東淀川区豊里2丁目24番17－901号
尹裕樹　昭和58年12月5日生
住所　大阪府和泉市寺田町73番地の1
蘇和恵　昭和44年12月4日生
住所　大阪市平野区加美北3丁目7番43号
康英美　昭和27年8月25日生
住所　大阪府東大阪市南荘町2番17号
李和恵　昭和33年4月8日生
住所　静岡市広野2丁目14番11号
金真由美　昭和44年2月4日生
住所　岡山市西古松242番地の20
金聖子　昭和48年8月29日生
住所　千葉県市川市大真間1丁目17番19号
張紹興　昭和37年11月4日生
住所　東京都昭島市田中町1丁目9番68号
南敏行　昭和31年8月14日生
朴愛淑　昭和35年3月9日生
南甲恵　平成元年12月27日生
南尚吾　平成5年6月26日生
住所　埼玉県北足立郡伊奈町大字小室9373番地12
李秉子　昭和40年3月11日生
住所　大阪府箕面市小野原東6丁目16番23－603号
文総里　昭和62年6月5日生
文道男　昭和26年7月6日生
郭東玉　昭和28年5月24日生
文総啓　昭和59年6月11日生
住所　宮崎市学園木花台南2丁目15番地11
南相分　昭和28年8月9日生
住所　山口県宇部市大字東須恵4番地の10
河貞美　昭和45年1月20日生
住所　高知市幸崎54番地
金秀樹　昭和36年11月25日生
住所　札幌市西区山の手3条7丁目2番1－302号
金光昭　昭和41年1月15日生
住所　大分県速見郡日出町1100番地の1
李元九　昭和42年10月24日生
住所　大阪府寝屋川市寿町23番8号
梁勝雄　昭和44年9月26日生
住所　大阪府羽曳野市向野2丁目8番18号
鄭伸好　昭和31年7月5日生
住所　大阪府泉佐野市湊2丁目6番40号
李清美　昭和36年6月5日生
住所　大阪府豊中市新千里南町2丁目6番18－308号
全琴順　昭和44年11月27日生
住所　大阪市平野区瓜破2丁目1番68－506号
全美奈子　昭和42年9月4日生
住所　大阪市北区朝野町4番A－812号
金幸子　昭和34年2月12日生
住所　大阪市淀川区三国本町2丁目1番37－211号
崔大殷　昭和45年3月15日生
住所　大阪府高槻市別所本町17番5－138号
金慶一　昭和18年3月10日生
李末順　昭和24年2月20日生

○法務省告示第九十六号

不動産登記法第百五十一条ノ二第一項の規定により宮崎地方法務局を同項の登記所に指定する。

この指定は、平成七年五月十一日から効力を生ずる。

平成七年五月二日　法務大臣　前田　勲男

○法務省告示第九十七号

左記の者の申請に係る日本国に帰化の件は、これを許可する。

平成七年五月八日　法務大臣　前田　勲男

住所　名古屋市中村区烏森町7丁目53番地の1
李淳子　昭和21年10月20日生
洪以玟　昭和48年2月4日生
洪承玟　昭和49年7月25日生
洪徇玟　昭和50年11月27日生

住所　名古屋市熱田区一番1丁目17番5号
鄭賢栄　昭和25年11月4日生

住所　神戸市西区伊川谷町有瀬800番地の1
安成煥　昭和22年2月3日生
朴美英子　昭和27年12月24日生
安智子　昭和51年9月12日生
安基之　昭和56年1月7日生

住所　神戸市須磨区竜が台2丁目1番地
金仁子　昭和42年1月7日生

住所　神戸市須磨区白川台5丁目57番地の2
李明子　昭和45年5月29日生

住所　兵庫県姫路市余部区上川原37番地の37
金容珠　昭和24年9月27日生
金豊　昭和48年7月19日生
金学　昭和50年1月22日生

住所　神戸市灘区土山町45番地
趙良子　昭和41年2月11日生

住所　北九州市戸畑区夜宮2丁目5番10—102号
崔正吉　昭和24年6月4日生
李春子　昭和25年4月14日生
崔裕美　昭和53年8月1日生
崔太郎　昭和56年3月16日生

住所　北九州市小倉北区黄金2丁目9番29—603号
林君江　昭和26年5月15日生

住所　神戸市垂水区本多聞1丁目6番16—302号
南栄祚　昭和43年6月15日生

住所　兵庫県西宮市里中町2丁目9番12号
尹福眞　昭和25年1月11日生

住所　神戸市東灘区甲南町1丁目3番17—910号
呉炳治　昭和46年9月10日生

住所　兵庫県姫路市今宿1912番地の5
徐周煥　昭和8年2月10日生

住所　兵庫県姫路市大津区天満965番地の26
鄭晄　昭和49年2月20日生

住所　兵庫県豊岡市幸町10番30号
朱知代　昭和43年12月25日生

住所　兵庫県尼崎市南武庫之荘10丁目62番3—304号
金盛男　昭和36年7月29日生

住所　兵庫県尼崎市名神町2丁目2番1—607号
朴京子　昭和9年10月20日生
金貞淑　昭和34年10月13日生

住所　兵庫県宝塚市小浜3丁目5番19号
蘇美律子　昭和41年10月17日生

住所　兵庫県三田市狭間が丘5丁目4番地
許薫　昭和39年3月21日生

住所　奈良県橿原市久米町927番地
李和弘　昭和42年10月16日生

住所　山口県玖珂郡由宇町3793番地の114
李敬命　昭和24年7月6日生
姜幸子　昭和25年7月18日生
李秉宏　昭和51年6月27日生
李秉大　昭和55年3月6日生

住所　岡山市津島新野1丁目8番12号
李秉政　昭和50年3月1日生

住所　大阪府泉大津市下条町15番30号
金貞鉉　昭和31年12月2日生

住所　大阪府岸和田市磯上町6丁目2番8号
金富造　昭和29年9月12日生

住所　大阪府羽曳野市高鷲1丁目9番12—108号
尹正浩　昭和42年9月13日生

住所　大阪府高石市綾園1丁目8番17号
曹忠行　昭和35年4月2日生

住所　大阪府和泉市内田町1370番地の11
金龍鎬　昭和37年6月29日生

住所　大阪府和泉市鶴山台3丁目10番98—108号
金善正　昭和28年8月10日生

住所　大阪府泉大津市東豊中町3丁目14番12号
朴千壽代　昭和46年3月16日生

住所　大阪府岸和田市吉井町4丁目13番22号
孫一植　昭和10年1月20日生
李充子　昭和15年6月10日生
孫栄子　昭和38年3月3日生
孫炳壽　昭和46年5月19日生

住所　大阪府岸和田市吉井町3丁目9番5号
龍旭子　昭和47年7月3日生

住所　大阪府泉佐野市羽倉崎2丁目5番1—303号
裵俊演　昭和39年6月15日生
黄善琴　昭和44年11月9日生

住所　大阪府岸和田市三田町858番地の2
金永鎬　昭和13年12月3日生
金禎子　昭和16年4月12日生
金恵　昭和39年11月25日生
金知子　昭和44年9月10日生
金賀子　昭和45年10月15日生
金晶子　昭和47年9月24日生

住所　大阪府泉北郡忠岡町馬瀬1丁目17番11号
金善秀　昭和13年7月27日生
李相千　昭和19年2月28日生
金相淑　昭和45年8月13日生
金九徳　昭和50年1月7日生

住所　大阪府貝塚市久保38番地の2
金玉盛　昭和30年11月7日生
文雪子　昭和30年12月25日生
金起弘　昭和54年12月5日生
金芳未　昭和56年7月14日生

住所　大阪府東大阪市立花町7番7号
梁在熙　昭和7年7月1日生
朴晴行　昭和38年10月27日生
朴永旭　昭和27年5月5日生
金美雪　昭和31年6月19日生
朴千貫　昭和55年7月18日生
朴光宏　昭和56年9月7日生

住所　大阪府柏原市石川町8番7号
程光石　昭和6年6月21日生
元貞淑　昭和13年2月11日生

住所　大阪府東大阪市高井田本通1丁目7番20号
白次玉　昭和11年5月1日生
李敬子　昭和15年9月10日生
白貞子　昭和41年4月27日生
白慶永　昭和43年7月29日生
白慶用　昭和45年11月10日生

住所　大阪市東成区中道4丁目17番6号
白映子　昭和39年4月22日生

住所　大阪市中央区森ノ宮中央1丁目22番1号
成幸子　昭和44年1月24日生

住所　大阪府四條畷市楠公1丁目2番6号
曹光明　昭和39年3月17日生

住所　大阪市港区弁天1丁目2番30—2803号
金忠利　昭和24年3月27日生
李洋子　昭和42年1月31日生
金浩　平成6年9月7日生

住所　大阪市生野区巽南5丁目16番30号
文美和　昭和41年4月21日生

住所　大阪市西淀川区佃1丁目3番9号
鄭正夫　昭和44年3月30日生

住所　大阪市住吉区遠里小野3丁目5番18号
鄭鴨　昭和43年6月27日生

住所　大阪府寝屋川市池田西町3番8—402号
李達子　昭和44年2月26日生

住所　大阪府茨木市東奈良2丁目17番11号
全頭成　昭和41年6月14日生

住所　大阪市港区築港2丁目1番8号
金於珍　大正11年12月13日生

住所　大阪府岸和田市土生町334番地の31
河忠勝　昭和19年7月14日生
崔順子　昭和20年12月1日生
河美保　昭和45年4月10日生

住所　大阪府吹田市岸部中1丁目26番3—3号
陳今玉　昭和10年3月27日生
趙敦子　昭和47年6月30日生

住所　大阪府吹田市岸部中1丁目26番B—19号
金利枝　昭和40年8月2日生

住所　大阪府守口市藤田町1丁目8番6号
宋華南　昭和27年10月14日生

住所　大阪府高槻市真上町4丁目1番13号
呉容子　昭和40年3月3日生

住所　大阪市西淀川区歌島1丁目16番13号
林雄一　昭和46年1月29日生

住所　大阪市生野区田島2丁目9番8号
白清美　昭和29年12月15日生

住所　大阪市住吉区遠里小野2丁目1番13号
朴良剛　昭和48年2月7日生

住所　大阪府交野市天野が原町1丁目14番10号
李枝男　昭和18年4月1日生
李富子　昭和19年1月30日生
李陽子　昭和47年4月29日生
李耕幸　昭和48年9月5日生
李直子　昭和52年5月5日生

住所　大阪府高槻市若松町1番18号
李君枝　昭和21年8月22日生

住所　大阪市平野区長吉長原西4丁目6番4号
鄭一美　昭和44年3月18日生

住所　大阪市淀川区新高5丁目16番14号
李相玉　昭和37年3月17日生

住所　大阪市東成区神路1丁目13番23号
金眞理子　昭和38年4月25日生

住所　大阪府八尾市老原4丁目91番地
金華花　昭和48年1月6日生

平成七年五月三十一日

防衛庁長官　玉沢徳一郎

日　　時　平成七年六月九日（予備、同月十日）〇七〇〇から一二〇〇まで

区　　域　津軽海峡東方の北緯四一度二〇分、東経一四二度三〇分の地点を中心とする半径十五海里の区域

実施艦　自衛艦二隻

その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　実施中は、実施艦に「B」旗（夜間は紅灯）を掲揚する。

〇防衛庁告示第九十八号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

平成七年五月三十一日

防衛庁長官　玉沢徳一郎

日　　時　平成七年六月十五日・十六日（予備、同月十七日）の毎日〇六〇〇から一八〇〇まで

区　　域　野島崎南方の次の(ア)から(エ)までの四地点を順次結んだ線及び(ア)の地点と(エ)の地点を結んだ線により囲まれる区域

(ア)　北緯三四度三五分
　東経一四〇度一七分

(イ)　北緯三四度〇八分
　東経一四一度〇二分

(ウ)　北緯三三度四四分
　東経一四〇度二三分

(エ)　北緯三四度三一分
　東経一四〇度〇八分

実施艦　自衛艦三隻

その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　実施中は、実施艦に「B」旗（夜間は紅灯）を掲揚する。

○防衛庁告示第八十九号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

平成七年五月十二日

防衛庁長官　玉沢徳一郎

日　時　平成七年五月二十九日（予備、同月三十日）〇八〇〇から一八〇〇まで

区　域　野島崎南方の次の(ア)から(エ)までの四地点を順次結んだ線及び(ア)の地点と(エ)の地点を結んだ線により囲まれる区域

(ア)　北緯三四度三五分
　東経一四〇度一七分

(イ)　北緯三四度〇八分
　東経一四一度〇二分

(ウ)　北緯三三度四四分
　東経一四〇度二三分

(エ)　北緯三四度三一分
　東経一四〇度〇八分

実施艦　自衛艦二隻

その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　実施中は、実施艦に「B」旗（夜間は紅灯）を掲揚する。

○防衛庁告示第九十号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

平成七年五月十九日

防衛庁長官　玉沢徳一郎

日　時　平成七年六月五日・六日（予備、同月七日・八日）の毎日〇八〇〇から一七〇〇まで

区　域　九州北方の次の(ア)から(エ)までの四地点を順次結んだ線及び(ア)の地点と(エ)の地点を結んだ線により囲まれる海面並びにその上空で海面から高度一五〇メートルまでの間

(ア)　北緯三四度四三分二〇秒
　東経一三〇度五二分一〇秒

(イ)　北緯三四度〇八分四〇秒
　東経一三〇度二九分一〇秒

(ウ)　北緯三四度一六分四五秒
　東経一三〇度一二分四五秒

(エ)　北緯三四度五一分
　東経一三〇度三五分一五秒

航空機　二機

その他　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

○防衛庁告示第九十一号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

平成七年五月二十二日

防衛庁長官　玉沢徳一郎

日　時　平成七年五月三十日（予備、同月三十一日）〇六〇〇から一八〇〇まで

区　域　豊後水道南方の次の(ア)から(カ)までの六地点を順次結んだ線及び(ア)の地点と(カ)の地点を結んだ線により囲まれる区域

(ア)　北緯三二度四八分
　東経一三二度三八分

(イ)　北緯三二度三六分
　東経一三二度三八分

(ウ)　北緯三二度三六分
　東経一三三度〇〇分

(エ)　北緯三二度二八分
　東経一三三度〇〇分

(オ)　北緯三二度四二分
　東経一三三度三〇分

(カ)　北緯三二度四八分
　東経一三三度三〇分

実施艦　自衛艦五隻

その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　実施中は、実施艦に「B」旗（夜間は紅灯）を掲揚する。

○防衛庁告示第九十二号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

平成七年五月二十二日

防衛庁長官　玉沢徳一郎

日　時　平成七年六月一日・二日（予備、同月三日）の毎日〇七〇〇から一七〇〇まで

区　域　津軽海峡東方の北緯四一度二〇分、東経一四二度三〇分の地点を中心とする半径十五海里の区域

実施艦　自衛艦四隻

その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　実施中は、実施艦に「B」旗（夜間は紅灯）を掲揚する。

○防衛庁告示第九十三号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

平成七年五月二十二日

防衛庁長官　玉沢徳一郎

日　時　平成七年六月六日・七日（予備、同月八日）の毎日〇八〇〇から一七〇〇まで

区　域　野島崎南方の次の(ア)から(エ)までの四地点を順次結んだ線及び(ア)の地点と(エ)の地点を結んだ線により囲まれる区域

(ア)　北緯三四度二四分二四秒
　東経一四〇度三四分四一秒

(イ)　北緯三四度〇八分
　東経一四一度〇二分

(ウ)　北緯三三度四四分
　東経一四〇度二三分

(エ)　北緯三四度一三分四八秒
　東経一四〇度一三分三〇秒

実施艦　自衛艦六隻

その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。

○防衛庁告示第九十四号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

平成七年五月二十二日

防衛庁長官　玉沢徳一郎

日　時　平成七年六月六日・七日（予備、同月八日）の毎日〇八〇〇から一七〇〇まで

区　域　野島崎南方の次の(ア)から(エ)までの四地点を順次結んだ線及び(ア)の地点と(エ)の地点を結んだ線により囲まれる区域

(ア)　北緯三四度二四分二四秒
　東経一四〇度三四分四一秒

(イ)　北緯三四度三五分
　東経一四〇度一七分

(ウ)　北緯三四度三一分
　東経一四〇度〇八分

(エ)　北緯三四度一三分四八秒
　東経一四〇度一三分三〇秒

実施艦　自衛艦六隻

その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。

○防衛庁告示第九十五号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

平成七年五月三十一日

防衛庁長官　玉沢徳一郎

日　時　平成七年六月八日（予備、同月九日）〇六〇〇から一八〇〇まで

区　域　豊後水道南方の次の(ア)から(カ)までの六地点を順次結んだ線及び(ア)の地点と(カ)の地点を結んだ線により囲まれる区域

(ア)　北緯三二度四八分
　東経一三二度三八分

(イ)　北緯三二度三六分
　東経一三二度三八分

(ウ)　北緯三二度三六分
　東経一三三度〇〇分

(エ)　北緯三二度二八分
　東経一三三度〇〇分

(オ)　北緯三二度四二分
　東経一三三度三〇分

(カ)　北緯三二度四八分
　東経一三三度三〇分

実施艦　自衛艦三隻

その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　実施中は、実施艦に「B」旗（夜間は紅灯）を掲揚する。

○防衛庁告示第九十六号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

平成七年五月三十一日

防衛庁長官　玉沢徳一郎

日　時　平成七年六月八日（予備、同月九日）〇八〇〇から一七〇〇まで

区　域　五島列島南方の次の経緯度線により囲まれる区域

(ア)　北緯三二度四七分

(イ)　北緯三三度二〇分

(ウ)　東経一二八度四六分

(エ)　東経一二九度一〇分

実施艦　自衛艦七隻

その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。

○防衛庁告示第九十七号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

○防衛庁告示第八十号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

平成七年五月八日

防衛庁長官　玉沢徳一郎

日　時　平成七年五月十六日(予備、同月十七日)〇七〇〇から一七〇〇まで

区　域　津軽海峡東方の北緯四一度二〇分、東経一四二度三〇分の地点を中心とする半径十五海里の区域

実施艦　自衛艦二隻

その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　実施中は、実施艦に「B」旗(夜間は紅灯)を掲揚する。

○防衛庁告示第八十一号

海上における射撃訓練は次のとおり実施する。

平成七年五月八日

防衛庁長官　玉沢徳一郎

日　時　平成七年五月十六日・十七日(予備、同月十八日)の毎日〇六〇〇から一八〇〇まで

区　域　豊後水道南方の次の(ア)から(カ)までの六地点を順次結んだ線及び(ア)の地点と(カ)の地点を結んだ線により囲まれる区域

(ア)北緯三二度四八分　東経一三二度三八分

(イ)北緯三二度三六分　東経一三二度三八分

(ウ)北緯三二度三六分　東経一三三度〇〇分

(エ)北緯三二度二八分　東経一三三度〇〇分

(オ)北緯三二度四二分　東経一三三度三〇分

(カ)北緯三二度四八分　東経一三三度三〇分

実施艦　自衛艦七隻

その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　実施中は、実施艦に「B」旗(夜間は紅灯)を掲揚する。

○防衛庁告示第八十二号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

平成七年五月八日

防衛庁長官　玉沢徳一郎

日　時　平成七年五月十七日・十八日(予備、同月十九日)の毎日〇八〇〇から一七〇〇まで

区　域　五島列島南方の次の経緯度線により囲まれる区域

(ア)北緯三一度四七分

(イ)北緯三二度二〇分

(ウ)東経一二八度四六分

(エ)東経一二九度一〇分

実施艦　自衛艦四隻

その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。

○防衛庁告示第八十三号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

平成七年五月八日

防衛庁長官　玉沢徳一郎

日　時　平成七年五月十八日・十九日(予備、同月二十日)の毎日〇八〇〇から一七〇〇まで

区　域　若狭湾北方の次の(ア)から(エ)までの四地点を順次結んだ線及び(ア)の地点と(エ)の地点を結んだ線により囲まれる区域

(ア)北緯三七度一七分　東経一三五度四〇分

(イ)北緯三六度五七分　東経一三五度四〇分

(ウ)北緯三六度三五分　東経一三五度〇〇分

(エ)北緯三六度五五分　東経一三五度〇〇分

実施艦　自衛艦二隻

その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。

○防衛庁告示第八十四号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

平成七年五月八日

防衛庁長官　玉沢徳一郎

日　時　平成七年五月二十五日〇六〇〇から一八〇〇まで

区　域　沖縄島東方の次の(ア)から(エ)までの四地点を順次結んだ線及び(ア)の地点と(エ)の地点を結んだ線により囲まれる区域

(ア)北緯二六度二三分　東経一二八度二〇分

(イ)北緯二七度〇六分　東経一二九度一〇分

(ウ)北緯二七度〇六分　東経一三一度〇〇分

(エ)北緯二六度一〇分　東経一三一度〇〇分

実施艦　自衛艦二隻

その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　実施中は、実施艦に「B」旗(夜間は紅灯)を掲揚する。

○防衛庁告示第八十五号

海上自衛隊の使用する船舶の信号符字の取消しを次のとおり告示する。

平成七年五月八日

防衛庁長官　玉沢徳一郎

信号符字	番号	名称	取消年月日
JSNV	八七	てうり	平成七年三月十日

○防衛庁告示第八十六号

海上自衛隊の使用する船舶の信号符字の取消しを次のとおり告示する。

平成七年五月八日

防衛庁長官　玉沢徳一郎

信号符字	番号	名称	取消年月日
JSST	八八	むろつ	平成七年三月三十日

○防衛庁告示第八十七号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

平成七年五月十二日

防衛庁長官　玉沢徳一郎

日　時　平成七年五月二十三日・二十四日(予備、同月二十五日)の毎日〇六〇〇から一八〇〇まで

区　域　豊後水道南方の次の(ア)から(カ)までの六地点を順次結んだ線及び(ア)の地点と(カ)の地点を結んだ線により囲まれる区域

(ア)北緯三二度四八分　東経一三二度三八分

(イ)北緯三二度三六分　東経一三二度三八分

(ウ)北緯三二度三六分　東経一三三度〇〇分

(エ)北緯三二度二八分　東経一三三度〇〇分

(オ)北緯三二度四二分　東経一三三度三〇分

(カ)北緯三二度四八分　東経一三三度三〇分

実施艦　自衛艦九隻

その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　実施中は、実施艦に「B」旗(夜間は紅灯)を掲揚する。

○防衛庁告示第八十八号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

平成七年五月十二日

防衛庁長官　玉沢徳一郎

日　時　平成七年五月二十五日〇八〇〇から一七〇〇まで

区　域　五島列島南方の次の経緯度線により囲まれる区域

(ア)北緯三一度四七分

(イ)北緯三二度二〇分

(ウ)東経一二八度四六分

(エ)東経一二九度一〇分

実施艦　自衛艦二隻

その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。

○総務庁告示第四十一号

統計法（昭和二十二年法律第十八号）第十五条第二項の規定に基づき、指定統計を作成するために集められた調査票の使用を承認したので、統計法施行令（昭和二十四年政令第百三十号）第六条の規定に基づき、次のように告示する。

平成七年五月二十五日

総務庁長官　山口　鶴男

指定統計の名称　賃金構造基本統計

調査票の使用目的　労働省都道府県労働基準局が、最低賃金に関する基礎調査から得られたデータと併せて地域的最低賃金の決定等の基礎資料とするため、それぞれの管轄区域に係る平成七年の賃金構造基本統計調査事業所票及び賃金構造基本統計調査個人票から所定の事項を閲覧し、転写し、又は集計する。

調査票の使用者の範囲　労働省都道府県労働基準局賃金課の職員及び都道府県労働基準局から集計事務を受託した機関の職員

統計の名称	期間	場所	内容	
			○農林業・非農林業、従業上の地位、従業者階級、週間就業時間別就業者数 ○産業、経営組織別雇用者数 ○農林業・非農林業、従業上の地位、従業者階級、週間就業時間別転職希望者及び追加就業希望者数 ○年齢階級、世帯主との続柄、主にする仕事を希望しているか否か別完全失業者 ○就業状態、農林業・非農林業、従業上の地位、世帯主との続柄、年齢階級別15歳以上人口 ○就業状態、農林業・非農林業、従業上の地位、従業者階級、配偶関係、年齢階級別女子15歳以上人口 ○就業状態、農林業・非農林業、従業上の地位、従業者階級、世帯の種類別15歳以上人口 ○今月及び前月の就業状態、産業、従業上の地位、従業者階級別15歳以上人口 ○産業、従業上の地位、年齢階級、週間就業時間別就業者数 ○産業、職業、従業上の地位、年齢階級別就業者数 ○就業状態、農林業・非農林業、従業上の地位、従業者階級、年齢階級別70歳以上人口 ○年齢階級、主にする仕事を希望しているか否か求職理由別完全失業者数 ○世帯主との続柄、主にする仕事を希望しているか否か、求職理由別完全失業者数 ○就業状態、年齢階級・産業・職業、世帯の種類、世帯の家族類型別世帯数 ○世帯総人員、15歳以上人員、就業人員、世帯の種類別世帯数	
小売物価統計	平成7年3月31日から平成7年2月分報告書（2月調査全国報告、平成7年3月調査東京都区部速報）刊行日まで	総務庁統計局統計調査部経済統計課	（小売物価統計調査について） ○主要品目の都市別小売価格（県庁所在都市及び県庁所在都市以外の人口15万以上の市、平成7年2月分） ○主要品目の東京都区部小売価格（平成7年3月分） ○その他の品目の東京都区部小売価格（平成7年3月分） ○全国統一価格品目の価格（平成7年3月分） ○輸入品の都市別小売価格（県庁所在都市、平成7年2月分）	
		総務庁統計局統計調査部消費統計課	（消費者物価指数について） ○全国の基本分類指数、商品・サービス分類指数、世帯属性別指数及び地域差指数（平成7年2月分） ○東京都区部の基本分類指数及び商品・サービス分類指数（平成7年3月分） ○都市階級、地方、県庁所在都市別基本分類指数（平成7年2月分） 平成7年1月分（暫定結果） （全国、都市階級、地域、都道府県庁所在都市別について） ○収入と支出 ○品目別購入数量、支出金額等 ○世帯の特性別世帯分布 （全国、都市階級別について） ○収入階級別収入と支出 ○世帯主の職業別収入と支出 ○住居の種類別収入と支出	
家計調査	平成7年3月27日から平成7年1月分の報告書刊行日まで		（全国について） ○世帯人員別収入と支出 ○世帯主の年齢階級別収入と支出 ○世帯主の産業別収入と支出 ○世帯主の勤め先企業規模別収入と支出 ○世帯の類型別収入と支出 ○世帯の特性、品目別購入数量、支出金額等	
学校保健統計	平成7年3月24日から平成8年3月23日まで	文部省大臣官房調査統計企画課	平成6年度学校保健統計調査 全国に関する結果 ○身長と胸囲の相関関係表及び身長別胸囲の平均値 ○身長と座高の相関関係表及び身長別座高の平均値	文部省大臣官房調査統計企画課
建築着工統計	平成7年4月1日から平成8年3月31日まで	建設省建設経済局調査情報課 ㈶建設物価調査会総務課資料室（東京都中央区日本橋大伝馬町11－8）	（平成7年2月分） ○着工建築物の都道府県別、12大都市別、都市別の建築主別、用途別、構造別、規模別表 ○着工住宅の都道府県別、市部・郡部・都市別の種類別、工事別、利用関係別、規模別表	建設省建設経済局調査情報課
建設工事統計	平成7年3月11日から平成8年3月10日まで	建設省建設経済局調査情報課	公共工事着工統計調査 （平成7年1月分） ○公共工事の施工都道府県別、発注者別、工事規模別、工事種類別、工事種類別の工事件数及び総工事費評価額	

○住宅の建て方（3区分）、調査区の建ぺい率（8区分）、建築面積の敷地面積に対する割合（9区分）別むね数…全国、大都市圏
○住宅の建て方（3区分）、調査区の容積率（10区分）、各住宅の延べ面積の合計の敷地面積に対する割合（9区分）別むね数…全国、大都市圏
○都市計画の地域区分（18区分）、居住世帯の有無別住宅数及び人が居住する住宅以外の建物数並びに世帯の種類（3区分）別世帯数及び世帯人員…全国、大都市圏
○都市計画の地域区分（18区分）、住宅の建て方（4区分）、構造（2区分）、非木造の共同住宅の階数（4区分）、建築の時期（8区分）別住宅数…全国、大都市圏
○都市計画の地域区分（18区分）、住宅の所有の関係（7区分）別住宅数、世帯数、世帯人員、1住宅当たり居住室数、1住宅当たり居住室の畳数、1住宅当たり延べ面積、1人当たり畳数及び1室当たり人員…全国、大都市圏
○住宅の建て方（4区分）、設備状況（18区分）別高齢者主世帯が居住する住宅数（75歳以上高齢者主世帯数、エレベーターのある共同住宅数―特掲）…全国、大都市圏
○住宅の建て方（4区分）、収納スペース（3区分）・冷暖房設備状況（8区分）別高齢者主世帯が居住する住宅数（エレベーターのある共同住宅数―特掲）…全国、大都市圏
○住宅の所有の関係（7区分）、腐朽破損の程度（3区分）別高齢者主世帯が居住する住宅数…全国、大都市圏
○世帯の種類（3区分）、住宅の所有の関係（7区分）、世帯の年間収入階級（9区分）別高齢者普通世帯数（75歳以上高齢者普通世帯数―特掲）…全国、大都市圏
○世帯の種類（3区分）、住宅の所有の関係（7区分）、居住室数（7区分）別高齢者普通世帯数…全国、大都市圏
○世帯の種類（3区分）、住宅の所有の関係（7区分）、居住室の畳数（13区分）別高齢者普通世帯数…全国、大都市圏
○住宅の所有の関係（7区分）、延べ面積（14区分）別高齢者主世帯数…全国、大都市圏
○住宅の所有の関係（7区分）・建て方（4区分）、最低居住水準・誘導居住水準状況（2区分）別高齢者主世帯数（75歳以上高齢者主世帯数―特掲）…全国、大都市圏
○住宅の建て方（2区分）、建て替え・購入・新築等（7区分）別昭和64年・平成元年以降に建築された持ち家に居住する高齢者主世帯数…全国、大都市圏
○住宅の種類（3区分）、専用住宅の所有の関係（5区分）、1か月当たり家賃（9区分）別借家に居住する高齢者主世帯数（75歳以上高齢者主世帯数―特掲）…全国、大都市圏
○現住居の居住形態（3区分）、家計を主に支える者の従前の居住形態（6区分）別昭和64年・平成元年以降に現住居に入居した高齢者普通世帯数…全国、大都市圏
○日照時間（4区分）・最寄りの医療機関までの距離（5区分）・最寄りの公園までの距離（5区分）・最寄りの公民館・集会所までの距離（5区分）・最寄りのバス停留所までの距離（5区分）・最寄りの鉄道の駅までの距離（5区分）別高齢者主世帯数…全国、大都市圏
○住宅の所有の関係（7区分）、居住室の畳数（18区分）、最低居住水準による必要畳数（17区分）別65歳以上の世帯員のいる主世帯数…全国、大都市圏
○住宅の所有の関係（7区分）・建て方（3区分）、居住室の畳数区分、誘導居住水準による必要畳数（16区分）別65歳以上の世帯員のいる主世帯数…全国、大都市圏
○家計を主に支える者の従業上の地位（7区分）、世帯人員（7区分）別65歳以上の世帯員のいる普通世帯数及び1世帯当たり居住室の畳数…全国、大都市圏
○世帯の種類（2区分）、住宅の所有の関係（7区分）、子の住んでいる場所（13区分）別高齢者普通世帯数（75歳以上高齢者普通世帯数―特掲）…全国、大都市圏
○世帯の年間収入階級（9区分）、子の住んでいる場所（13区分）別高齢者普通世帯数（75歳以上高齢者普通世帯数―特掲）…全国、大都市圏

労働力調査	平成7年3月31日以降	総務庁統計局統計調査部労働力統計課	平成7年2月分（全国について） ○就業状態、産業、従業上の地位、従業者階級別15歳以上人口

○現在の居住形態（10区分）、家計を主に支える者の入居時期（8区分）別普通世帯数…全国、大都市圏

○家計を主に支える者の入居時期（5区分）、従前の居住形態（11区分）、現在の居住形態（10区分）別昭和64年・平成元年以降に現住居に入居した普通世帯数…全国、大都市圏

○現在の居住形態（10区分）、家計を主に支える者の従前の居住形態（11区分）、居住期間（9区分）別昭和64年・平成元年以降に現住居に入居した普通世帯数…全国、大都市圏

○現在の居住形態（10区分）、家計を主に支える者の年齢（11区分）、従前の居住形態（8区分）別昭和64年・平成元年以降に現住居に入居した普通世帯数…全国、大都市圏

○現在の居住形態（7区分）、居住室の畳数（8区分）、家計を主に支える者の従前の居住形態（6区分）、従前の居住室の畳数（8区分）別昭和64年・平成元年以降に現住居に入居した普通世帯数（従前の居住形態が持ち家及び借家に住む世帯）…全国、大都市圏

○**世帯の年間収入階級**（5区分）、居住室の畳数（8区分）、家計を主に支える者の従前の居住形態（2区分）、居住室の畳数（8区分）別昭和64年・平成元年以降に現住居に入居した普通世帯数（従前の居住形態が持ち家及び借家に住む世帯）…全国、大都市圏

○現在の居住形態（10区分）、世帯の型（8区分）、家計を主に支える者の従前の居住形態（8区分）別昭和64年・平成元年以降に現住居に入居した普通世帯数…全国、大都市圏

○世帯の種類（3区分）、住宅の所有の関係（7区分）、家計を主に支える者の従前の居住形態（8区分）、従前の居住地別昭和64年・平成元年以降に現住居に入居した普通世帯数…**全国、大都市圏**

○家計を主に支える者の従業上の地位（3区分）、従前の居住形態（8区分）、雇用者世帯の年間収入階級（7区分）、現在の居住形態（9区分）別昭和64年・平成元年以降に現住居に入居した普通世帯数…全国、大都市圏

○住宅の所有の関係（9区分）、家計を主に支える者の従業上の地位（3区分）、通勤時間（9区分）別家計を主に支える者が雇用者である普通世帯数（家計を主に支える者が商工・その他の業主である普通世帯数—特掲）…全国、大都市圏

○住宅の所有の関係（5区分）、1か月当たり家賃・間代（18区分）、家計を主に支える者の入居時期（6区分）、通勤時間（9区分）別家計を主に支える者が雇用者である主世帯数…全国、大都市圏

○住宅の所有の関係（5区分）、延べ面積（6区分）、建て方（2区分）、家計を主に支える者の通勤時間（9区分）別昭和64年・平成元年以降に現住居に入居した家計を主に支える者が雇用者である主世帯数…全国、大都市圏

○住宅の種類（3区分）、建て方（5区分）、建築の時期（8区分）、日照時間（4区分）別住宅数…全国、大都市圏

○**住宅の所有の関係**（7区分）、建築の時期（8区分）、日照時間（4区分）別住宅数…全国、大都市圏

○住宅の建て方（3区分）、敷地面積（10区分）、建築面積の敷地面積に対する割合（9区分）、日照時間（4区分）別住宅数…全国、大都市圏

○住宅の種類（3区分）、専用住宅の所有の関係（6区分）、建築の時期（8区分）、敷地に接している道路の状況（16区分）別住宅数…全国、大都市圏

○住宅の所有の関係（5区分）、最寄りの交通機関までの距離（12区分）別住宅数…全国、大都市圏

○敷地の所有の関係（2区分）、敷地の取得の時期（13区分）、最寄りの交通機関までの距離（12区分）別持ち家数…全国、大都市圏

○住宅の所有の関係（7区分）、建築の時期（8区分）、幅員6メートル以上の道路までの距離（5区分）別住宅数…全国、大都市圏

○住宅の所有の関係（7区分）、建築の時期（8区分）、最寄りの医療機関、公園、公民館・集会所までの距離（5区分）別住宅数…全国、大都市圏

○住宅の所有の関係（9区分）、建築の時期（8区分）、便所が水洗か否か（2区分）、公共下水道（2区分）別住宅数…全国、大都市圏

○家計を主に支える者の年齢（11区分）、世帯の年間収入階級（6区分）、65歳以上の世帯員の有無（2区分）、高齢者のための設備の工事状況（5区分）別持ち家数（高齢者主世帯数一特掲）…全国、大都市圏

○住宅の種類（3区分）、専用住宅の所有の関係（6区分）、家計を主に支える者の入居時期（8区分）、建築の時期（8区分）別借家数及び1畳当たり家賃（住宅に同居する普通世帯数及び住宅以外の建物に居住する普通世帯数並びに1畳当たり家賃・間代一特掲）…全国、大都市圏

○住宅の種類（3区分）、専用住宅の所有の関係（6区分）、主世帯の家計を主に支える者の入居時期（8区分）、居住室の畳数（6区分）、1か月当たり家賃（18区分）別借家数（居住室の畳数、1か月当たり間代別住宅に同居する普通世帯数一特掲）…全国、大都市圏

○住宅の種類（3区分）、専用住宅の所有の関係（6区分）、主世帯の家計を主に支える者の入居時期（8区分）、居住室数（7区分）、1か月当たり家賃（18区分）別借家数…全国、大都市圏

○住宅の所有の関係（6区分）、主世帯の家計を主に支える者の従業上の地位（3区分）、世帯の年間収入階級（9区分）、1か月当たり家賃（18区分）別借家（専用住宅）数…全国、大都市圏

○住宅の種類（3区分）、専用住宅の所有の関係（6区分）、建築の時期（2区分）、1畳当たり家賃（18区分）別借家数（1畳当たり間代別住宅に同居する普通世帯数一特掲）…全国、大都市圏

○住宅の所有の関係（5区分）、建て方（4区分）、構造（2区分）、1畳当たり家賃（19区分）別借家（専用住宅）数…全国、大都市圏

○住宅の所有の関係（5区分）、建て方（4区分）、構造（2区分）、延べ面積の1㎡当たり家賃（18区分）別借家（専用住宅）数…全国、大都市圏

○住宅の所有の関係（6区分）、設備状況（18区分）、1畳当たり家賃（18区分）別借家（専用住宅）数…全国、大都市圏

○住宅の所有の関係（6区分）、収納スペース（3区分）・冷暖房設備状況（8区分）、1畳当たり家賃（18区分）別借家（専用住宅）数…全国、大都市圏

○住宅の所有の関係（5区分）、居住室の畳数（6区分）、1畳当たり家賃（18区分）別借家数…全国、大都市圏

○住宅の所有の関係（6区分）、建築の時期（7区分）、延べ面積（14区分）別非木造の共同住宅（専用住宅）数（6階建以上の建物の住宅数一特掲）…全国、大都市圏

○住宅の建て方（6区分）、建築の時期（8区分）、設備状況（16区分）別民営借家（専用住宅）数…全国、大都市圏

○住宅の建て方（6区分）、建築の時期（8区分）、収納スペース（3区分）・冷暖房設備状況（8区分）別民営借家（専用住宅）数…全国、大都市圏

○住宅の建て方（6区分）、居住室数（7区分）、1か月当たり家賃（18区分）別民営借家（専用住宅）数…全国、大都市圏

○住宅の建て方（6区分）、居住室の畳数（8区分）、1か月当たり家賃（18区分）別民営借家（専用住宅）数…全国、大都市圏

○家計を主に支える者の従業上の地位（7区分）、世帯の年間収入階級（9区分）、世帯の種類（3区分）、住宅の所有の関係（7区分）別普通世帯数、1世帯当たり人員、1世帯当たり居住室数及び1世帯当たり居住室の畳数…全国、大都市圏

○家計を主に支える者の従業上の地位（3区分）、世帯の年間収入階級（8区分）、世帯の種類（3区分）、住宅の所有の関係（7区分）別普通世帯数、1世帯当たり人員、1世帯当たり居住室数及び1世帯当たり居住室の畳数…大都市圏

○家計を主に支える者の年齢（11区分）、従業上の地位（7区分）、世帯の種類（3区分）、住宅の所有の関係（7区分）別普通世帯数及び1世帯当たり人員…全国、大都市圏

○家計を主に支える者の年齢（11区分）、世帯の年間収入階級（9区分）、世帯の種類（3区分）、住宅の所有の関係（7区分）別普通世帯数（総数及び雇用者世帯）…全国、大都市圏

○家計を主に支える者の従業上の地位（7区分）、世帯人員（7区分）、居住室数（7区分）別普通世帯数…全国、大都市圏

○家計を主に支える者の従業上の地位（7区分）、世帯人員（7区分）、居住室の畳数（8区分）別普通世帯数…全国、大都市圏

○住宅の所有の関係（7区分）・建て方（4区分）、世帯人員（6区分）、最低居住水準・誘導居住水準状況（2区分）別主世帯数…全国、大都市圏

○世帯の型（20区分）・家計を主に支える者の年齢（11区分）、世帯の年間収入階級（9区分）、最低居住水準・誘導居住水準状況（2区分）別主世帯数…全国、大都市圏

○住宅の種類（3区分）、専用住宅の所有の関係（7区分）・住宅の建て方（3区分）、建築の時期（8区分）、最低居住水準・誘導居住水準状況（2区分）別主世帯数…全国、大都市圏

○住宅の種類（3区分）・住宅の所有の関係（7区分）・建て方（4区分）・世帯人員（7区分）・世帯の年間収入階級（9区分）・家計を主に支える者の従業上の地位（7区分）、最低居住水準・誘導居住水準状況（16区分）別主世帯数…全国、大都市圏

○住宅の所有の関係（7区分）、居住室の畳数（18区分）、最低居住水準による必要畳数（17区分）別主世帯数…全国、大都市圏

○住宅の所有の関係（2区分）、居住室数（8区分）、最低居住水準による必要居住室数（8区分）別主世帯数…全国、大都市圏

○世帯の年間収入階級（9区分）、居住室の畳数（18区分）、最低居住水準による必要畳数（17区分）別主世帯数…全国、大都市圏

○住宅の所有の関係（7区分）、建て方（3区分）、居住室の畳数区分、誘導居住水準による必要畳数（16区分）別主世帯数…全国、大都市圏

○住宅の建て方（3区分）・世帯の型（8区分）、居住室数区分、誘導居住水準による必要居住室数（7区分）別主世帯数…全国、大都市圏

○世帯の年間収入階級（9区分）、住宅の建て方（3区分）、居住室の畳数区分、誘導居住水準による必要畳数（16区分）別主世帯数…全国、大都市圏

○住宅の種類（3区分）、建築の時期（5区分）、延べ面積（6区分）、建て替え・購入・新築等（7区分）別昭和64年・平成元年以降に建築された持ち家数…全国、大都市圏

○家計を主に支える者の従業上の地位（3区分）、雇用者世帯の年間収入階級（9区分）、居住室の畳数（6区分）、建て替え・購入・新築等（7区分）別昭和64年・平成元年以降に建築された持ち家数…全国、大都市圏

○家計を主に支える者の年齢（11区分）、建て替え・購入・新築等（7区分）別昭和64年・平成元年以降に建築された持ち家数…全国、大都市圏

○家計を主に支える者の年齢（11区分）、従前の居住形態（8区分）、建て替え・購入・新築等（7区分）別昭和64年・平成元年以降に建築された持ち家数…全国、大都市圏

○家計を主に支える者の入居時期（9区分）、住宅の建て方（2区分）、居住室の畳数（6区分）、建築の時期（11区分）別持ち家として取得した中古住宅数…全国、大都市圏

○家計を主に支える者の年齢（11区分）、従前の居住形態（8区分）、住宅の建て方（2区分）別持ち家として取得した中古住宅数（昭和64年・平年元年以降に入居した主世帯）…全国、大都市圏

○昭和64年・平成元年以降の増改築の有無（3区分）、家計を主に支える者の年齢（11区分）別持ち家数（増改築をした場所―特掲）…全国、大都市圏

○昭和64年・平成元年以降の増改築の有無（3区分）、住宅の種類（3区分）、建築の時期（8区分）別持ち家数（増改築をした場所―特掲）…全国、大都市圏

○昭和64年・平成元年以降の居住室の増改築の有無（3区分）、増改築により増加した居住室の畳数（7区分）、住宅の種類（3区分）、建築の時期（8区分）、居住室の畳数（6区分）別持ち家数…全国、大都市圏

○昭和64年・平成元年以降の居住室の増改築の有無（3区分）、家計を主に支える者の年齢（11区分）、世帯の年間収入階級（9区分）別持ち家数及び1住宅当たり増加畳数…全国、大都市圏

○昭和64年・平成元年以降の居住室の増改築の有無（3区分）、増改築により増加した居住室の畳数（7区分）、家計を主に支える者の年齢（11区分）別持ち家数…全国、大都市圏

○住宅の建て方（4区分）、建築の時期（8区分）、65歳以上の世帯員の有無（2区分）、高齢者のための設備の工事状況（5区分）別持ち家数…全国、大都市圏

○構造（2区分）、階数（9区分）、設備専用・共用、1むね内住宅数（8区分）別長屋建住宅及び共同住宅のむね数…全国、大都市圏

○敷地面積（10区分）別長屋建住宅のむね数並びに構造（2区分）、階数（4区分）、敷地面積（10区分）別共同住宅のむね数…全国、大都市圏

○各住宅の延べ面積の合計の敷地面積に対する割合（9区分）別長屋建住宅のむね数、1むね当たり敷地面積並びに構造（2区分）、階数（9区分）、各住宅の延べ面積の合計の敷地面積に対する割合（9区分）別共同住宅のむね数、1むね当たり住宅数及び1むね当たり敷地面積…全国、大都市圏

○構造（2区分）、階数（9区分）、建築面積の敷地面積に対する割合（9区分）別長屋建住宅・共同住宅のむね数及び住宅数…全国、大都市圏

○構造（5区分）、階数（4区分）、腐朽破損の程度（3区分）別長屋建住宅・共同住宅のむね数…全国、大都市圏

○世帯の種類（3区分）、家計を主に支える者の年齢（11区分）、世帯人員（7区分）、住宅の所有の関係（7区分）別普通世帯数…全国、大都市圏

○世帯の種類（3区分）、家族類型（9区分）、家計を主に支える者の年齢（11区分）、住宅の所有の関係（7区分）別普通世帯数…全国、大都市圏

○世帯の種類（3区分）、世帯の年間収入階級（9区分）、世帯人員（7区分）、住宅の所有の関係（7区分）別普通世帯数…全国、大都市圏

○世帯の種類（3区分）、世帯の型（8区分）、世帯の年間収入階級（9区分）、住宅の所有の関係（7区分）別普通世帯数…全国、大都市圏

○世帯の年間収入階級（9区分）、世帯人員（7区分）、居住室数（10区分）別普通世帯数（総数及び雇用者世帯）…全国、大都市圏

○世帯の年間収入階級（9区分）、世帯人員（7区分）、居住室の畳数（13区分）別普通世帯数（総数及び雇用者世帯）…全国、大都市圏

○世帯の種類（3区分）、世帯の型（20区分）、住宅の所有の関係（7区分）、居住室数（7区分）別普通世帯数…全国、大都市圏

○世帯の種類（3区分）、世帯の型（20区分）、住宅の所有の関係（7区分）、居住室の畳数（13区分）別普通世帯数…全国、大都市圏

○世帯の型（20区分）、住宅の所有の関係（7区分）、延べ面積（14区分）別主世帯数…全国、大都市圏

○世帯の種類（5区分）、居住室の畳数（13区分）、1人当たり居住室の畳数（14区分）別世帯数…全国、大都市圏

○世帯の種類（3区分）、住宅の所有の関係（7区分）・世帯の年間収入階級（9区分）、1人当たり居住室の畳数（14区分）別普通世帯数…全国、大都市圏

○住宅の種類（3区分）、専用住宅の所有の関係（6区分）、建て方（4区分）、構造（2区分）、主世帯の世帯人員（7区分）別主世帯数及び1人当たり居住室の畳数…全国

○住宅の所有の関係（7区分）、単身赴任者等の有無と人員（2区分）、1人世帯の種類（3区分）別主世帯数及び1人当たり居住室の畳数（単身赴任者等を復元した世帯の1人当たり居住室の畳数及び1人当たり居住室の畳数―併掲）…全国

○住宅の所有の関係（7区分）・世帯の型（20区分）、最低居住水準状況（2区分）別単身赴任者等を復元した主世帯数…全国、大都市圏

○住宅の種類（3区分）、専用住宅の所有の関係（6区分）・建て方（4区分）、構造（2区分）・建築の時期（8区分）、居住室の規模（6区分）別居住室数…全国、大都市圏

○住宅の種類（2区分）、腐朽破損の程度（3区分）、構造（4区分）、建て方（4区分）、延べ面積（6区分）、設備・台所の形態・冷暖房の状況（15区分）別住宅数…全国、大都市圏

○住宅の種類（2区分）、腐朽破損の程度（3区分）、構造（4区分）、建て方（4区分）、1人当たり居住室数（5区分）、設備・台所の形態・冷暖房の状況（15区分）別住宅数…全国、大都市圏

○住宅の種類（2区分）、腐朽破損の程度（3区分）、構造（4区分）、建て方（4区分）、1人当たり居住室の畳数（6区分）、設備・台所の形態・冷暖房の状況（15区分）別住宅数…全国、大都市圏

○住宅の種類（3区分）、専用住宅の所有の関係（9区分）、建築の時期（8区分）、台所の形態（13区分）別住宅数…全国、大都市圏

○住宅の種類（3区分）・住宅の所有の関係（8区分）・建て方（4区分）、構造（2区分）・建築の時期（13区分）、設備状況（18区分）別住宅数（エレベーターのある共同住宅数—特掲）…全国、大都市圏

○住宅の所有の関係（7区分）、建築の時期（8区分）、設備状況（18区分）別住宅数…全国、大都市圏

○住宅の所有の関係（6区分）、建て方（4区分）、構造（2区分）、設備状況（18区分）別住宅数…全国、大都市圏

○住宅の種類（3区分）・住宅の所有の関係（8区分）、構造（2区分）・建築の時期（13区分）、収納スペース（3区分）・冷暖房設備状況（8区分）別住宅数（エレベーターのある共同住宅数—特掲）…全国、大都市圏

○住宅の所有の関係（7区分）、建築の時期（8区分）、収納スペース（3区分）・冷暖房設備状況（8区分）別住宅数…全国、大都市圏

○住宅の所有の関係（6区分）、建て方（4区分）、構造（2区分）、収納スペース（3区分）・冷暖房設備状況（8区分）別住宅数…全国、大都市圏

○住宅の種類（3区分）・所有の関係（5区分）、建築の時期（8区分）、建て方（3区分）、駐車設備の状況（4区分）別自動車を持っている主世帯数…全国、大都市圏

○住宅の所有の関係（5区分）、敷地面積（7区分）、建て方（2区分）、駐車設備の状況（4区分）別自動車を持っている主世帯数…全国、大都市圏

○住宅の種類（3区分）・所有の関係（5区分）、建築の時期（8区分）、駐車設備の状況（3区分）、敷地面積（7区分）、建て方（2区分）、庭の状況（5区分）別一戸建及び長屋建の住宅数…全国、大都市圏

○住宅の所有の関係（7区分）、建築の時期（8区分）、腐朽破損の程度（3区分）別住宅数…全国、大都市圏

○住宅の建て方（4区分）、構造（5区分）、階数（9区分）、腐朽破損の程度（3区分）別住宅数…全国、大都市圏

○住宅の所有の関係（6区分）、建て方（2区分）、敷地面積（11区分）別一戸建及び長屋建の住宅数…全国、大都市圏

○住宅の種類（3区分）、敷地面積（11区分）、建築面積（9区分）別一戸建・長屋建の住宅数（一戸建住宅—特掲）…全国、大都市圏

○住宅の所有の関係（6区分）、建て方（2区分）、建築面積（9区分）別一戸建及び長屋建の住宅数…全国、大都市圏

○住宅の種類（3区分）、延べ面積（14区分）、敷地面積（11区分）別一戸建・長屋建の住宅数（一戸建住宅—特掲）…全国、大都市圏

○住宅の種類（3区分）、建築の時期（13区分）、建築面積の敷地面積に対する割合（9区分）別一戸建・長屋建の住宅数及び1住宅当たり敷地面積（一戸建住宅—特掲）…全国、大都市圏

○住宅の種類（3区分）、建築の時期（13区分）、延べ面積の敷地面積に対する割合（12区分）別一戸建・長屋建の住宅数及び1住宅当たり敷地面積（一戸建住宅—特掲）…全国、大都市圏

○住宅の種類（3区分）、敷地の所有の関係（2区分）、取得の時期（13区分）、敷地面積（11区分）別一戸建・長屋建の持ち家数…全国、大都市圏

○住宅の種類（3区分）・空き家の種類（4区分）、建て方（4区分）、構造（2区分）、腐朽破損の程度（3区分）別空き家数並びに住宅の種類（3区分）、建て方（4区分）、構造（2区分）別一時現在者のみの住宅数及び建築中の住宅数…全国、大都市圏

○建物の用途（3区分）、建て方（4区分）、構造（2区分）、階数（9区分）、建築の時期（13区分）別むね数…全国、大都市圏

○建物の用途（3区分）、階数（9区分）、建築面積（10区分）別長屋建住宅及び共同住宅のむね数…全国、大都市圏

			○産業（中分類）、従業者規模（14区分）、存続・新設・廃業別事業所数及び従業者数〔民営〕―都道府県、13大都市（平成6年・3年） ○産業（中分類）、常用雇用者規模（12区分）、存続・新設・廃業別事業所数及び従業者数〔民営〕―都道府県、13大都市 ○産業（大分類）、本所・支所（3区分）、存続・新設・廃業別事業所数及び従業者数〔民営〕―市区町村（平成6年・3年） ○産業（小分類）、従業者規模（14区分）別事業所数及び従業上の地位（3区分）別従業者数〔民営〕―都道府県、13大都市 ○産業（小分類）、常用雇用者規模（15区分）別事業所数及び従業上の地位（3区分）別従業者数〔民営〕―都道府県、13大都市 ○産業（小分類）、従業者規模（9区分）別事業所数及び従業上の地位（3区分）別従業者数〔民営〕―市区町村 ○産業（中分類）、常用雇用者規模（10区分）別事業所数及び従業者数〔民営〕―市区町村 ○産業（中分類）、本所・支所（3区分）別事業所数及び従業上の地位（3区分）別従業者数〔民営〕―都道府県、13大都市
住宅統計	平成7年3月31日以降	総務庁統計局統計調査部国勢統計課	平成5年住宅統計調査　確報集計全国及び大都市圏（大都市圏、距離帯、都市圏）結果 ○居住世帯の有無（8区分）別住宅数及び建物の種類（5区分）別人が居住する住宅以外の建物数…全国、大都市圏 ○住宅の種類(3区分)・住宅の所有の関係（9区分）別住宅数及び住宅以外の建物の種類（5区分）・住宅の所有の関係（2区分）別人が居住する住宅以外の建物数並びに世帯の種類（6区分）別世帯数及び世帯人員…全国、大都市圏 ○住宅の種類（3区分）、住宅の所有の関係（8区分）、建築の時期（13区分）別住宅数…全国、大都市圏 ○住宅の種類（3区分）、構造（5区分）、建築の時期（13区分）別住宅数…全国、大都市圏 ○住宅の建て方（4区分）、構造（5区分）、階数（4区分）、建築の時期（13区分）別住宅数…全国、大都市圏 ○住宅の所有の関係（6区分）、建て方（4区分）、構造（3区分）、階数（9区分）、建築の時期（8区分）別専用住宅数…全国、大都市圏 ○住宅の種類（3区分）、住宅の所有の関係（8区分）・建築の時期（13区分）別住宅数、世帯数、世帯人員、1住宅当たり居住室数、1住宅当たり居住室の畳数、1住宅当たり延べ面積、1人当たり居住室の畳数及び1室当たり人員…全国、大都市圏 ○住宅の種類（3区分）、住宅の所有の関係（8区分）、居住室の畳数（13区分）別住宅数…全国、大都市圏 ○住宅の種類（3区分）、住宅の所有の関係（5区分）、建て方（4区分）、構造（2区分）、延べ面積（6区分）別住宅数…全国、大都市圏 ○住宅の種類（3区分）、専用住宅の所有の関係（8区分）、建築の時期（10区分）、延べ面積（18区分）別住宅数…全国、大都市圏 ○住宅の種類（3区分）、延べ面積（14区分）、居住室の広さの延べ面積に対する割合（9区分）別住宅数…全国、大都市圏 ○住宅の種類（3区分）、建て方（4区分）、構造（2区分）、建築の時期（8区分）、延べ面積（6区分）別住宅数…全国、大都市圏

繊維流通統計	繊維統計速報（平成7年2月分）	″	
	非鉄金属地金・加工品統計速報（平成7年2月分）	″	
	石油統計速報（平成7年2月分）	3.24	
	鉱工業生産・出荷・在庫統計速報（平成7年2月分）	3.30	
石炭等需給動態統計	繊維統計月報（平成7年1月分）	3.25	
	エネルギー生産・需給統計月報（平成7年1月分）	″	
埋蔵鉱量統計	埋蔵鉱量統計調査（平成6年度甲調査）	3.31	資源エネルギー庁
ガス事業生産動態統計	ガス事業統計月報（平成6年12月分）	3.18	
	エネルギー生産・需給統計月報（平成7年1月分）	3.25	通商産業大臣官房調査統計部
石油製品需給動態統計商業動態統計調査	エネルギー生産・需給統計月報（平成7年1月分）	″	
	商業動態統計速報（平成7年1月分）	3. 1	
	商業動態統計月報（平成7年1月分）	3.18	
	商業動態統計速報（平成7年2月分）	3.31	
	大型小売店販売統計速報（平成7年2月分）	3.29	
紙流通統計	紙・パルプ統計月報（平成7年1月分）	3.25	
商業実態基本調査	商業実態基本調査報告書（都道府県編）（平成4年）	3.10	
商鉱工業石油等消費統計	石油等消費動態統計月報（平成7年1月分）	3.30	
	石油等消費構造統計表（平成5年）	3.31	
通商産業省企業活動基本統計	企業活動基本調査報告書（平成4年）	3.24	
特定機械設備統計調査	特定機械設備統計調査報告書（平成6年）	3.20	
港湾調査	港湾統計月報（平成6年6月分）	″	運輸省運輸政策局情報管理部
船舶船員統計	船舶統計（平成6年分）	3.22	
造船造機統計	造船造機統計速報（平成7年1月分）	3.12	
	″月報（平成6年8月分）	3.13	
鉄道車両等生産動態統計調査	鉄道車両等生産動態統計調査月報（平成6年9月分）	3.15	
	″速報（平成7年2月分）	3.28	
内航船舶輸送統計	内航船舶輸送統計月報（平成6年11月分）	3. 9	
	″速報（平成6年12月分）	3.30	
毎月勤労統計調査	毎月勤労統計調査月報（地方調査）（平成6年8月分）	3.13	労働大臣官房政策調査部
	″月報（″）（平成6年9月分）	3.28	
	″月報（全国調査）（平成6年12月分）	3. 6	
	″結果速報（平成7年1月分）	3. 3	
	″結果速報（平成7年2月分）	3.31	
建築着工統計	月刊住宅着工統計（平成7年1月分）	3. 1	建設省建設経済局調査情報課
	建設統計月報（平成7年1月分）	3.10	
	建築着工統計調査報告（平成7年2月分）	3.31	
建設工事統計	建設統計月報（平成6年12月分）	3.10	
	公共工事着工統計調査報告（平成7年1月分）	″	

○総務庁告示第三十九号

統計法（昭和二十二年法律第十八号）第十五条第二項の規定に基づき、指定統計を作成するために集められた調査票の使用を承認したので、統計法施行令（昭和二十四年政令第百三十号）第六条の規定に基づき、次のように告示する。

平成七年五月二十三日

総務庁長官　山口　鶴男

指定統計の名称　農業経営統計

調査票の使用目的　農林水産省が、農業経営の動向等の詳細集計・分析及び農政の推進に必要な集計を行うため、別表に掲げる農業経営統計調査調査票から所定の事項を閲覧し、転写し、又は集計する。

調査票の使用者の範囲　沖縄開発庁沖縄総合事務局農林水産部統計情報課及び同局統計情報出張所の職員並びに農林水産省経済局統計情報部、同省地方農政局統計情報部、同局統計情報出張所、同局統計情報事務所（同事務所出張所を含む。）及び同省北海道統計情報事務所（同事務所出張所を含む。）の職員

別表

調査票	年次
日計簿　農家台帳（フレキシブルディスクに転写分を含む。）　月別結果表（月別及び累積の磁気テープ及びフレキシブルディスクに転写分を含む。）　農家別年計表（No.1及びNo.2）（いずれも磁気テープ及びフレキシブルディスクに転写分を含む。）　野菜・果樹の品目別統計表（No.1及びNo.2）（いずれも磁気テープ及びフレキシブルディスクに転写分を含む。）　米生産費統計個別結果表（No.1、No.2及びNo.3）（いずれも磁気テープ及びフレキシブルディスクに転写分を含む。）　麦類生産費統計個別結果表（No.1、No.2及びNo.3）（いずれも磁気テープ及びフレキシブルディスクに転写分を含む。）　いも・豆類・工芸農作物生産費統計個別結果表（No.1、No.2及びNo.3）（いずれも磁気テープ及びフレキシブルディスクに転写分を含む。）　牛乳生産費統計個別結果表（No.1、No.2及びNo.3）（いずれも磁気テープ及びフレキシブルディスクに転写分を含む。）　肉用牛生産費統計個別結果表（No.1、No.2及びNo.3）（いずれも磁気テープ及びフレキシブルディスクに転写分を含む。）　肥育豚生産費統計個別結果表（No.1、No.2及びNo.3）（いずれも磁気テープ及びフレキシブルディスクに転写分を含む。）　繭生産費統計個別結果表（No.1及びNo.2）（いずれも磁気テープ及びフレキシブルディスクに転写分を含む。）　自給牧草費用価個別結果表（磁気テープ及びフレキシブルディスクに転写分を含む。）	平成七年から平成十一年まで

○総務庁告示第四十号

統計法施行令（昭和二十四年政令第百三十号）第七条第四項の規定に基づき、指定統計調査の結果の公表等に関し報告を受けた事項を次のとおり告示する。

平成七年五月二十四日

総務庁長官　山口　鶴男

統計法施行令第7条第1項ただし書に規定する方法による公表に係る事項

指定統計の名称	閲覧の期間	閲覧の場所	公表に係る集計事項	作成機関
事業所統計	平成7年3月30日から	総務庁統計局統計調査部経済統計課事業所統計室	○産業（小分類）、本所・支所（3区分：産業大分類）、存続・新設・廃業別事業所数及び従業者数〔民営〕－都道府県、13大都市（平成6年・3年） ○産業（大分類）、存続・新設・廃業別事業所数及び従業者数〔民営〕－市区町村（平成6年・3年）	総務庁統計局

○総務庁告示第三十七号

統計法（昭和二十二年法律第十八号）第十五条第二項の規定に基づき、指定統計を作成するために集められた調査票の使用を承認したので、統計法施行令（昭和二十四年政令第百三十号）第六条の規定に基づき、次のように告示する。

平成七年五月十六日

総務庁長官　山口　鶴男

一　指定統計の名称　工業統計調査

調査票の使用目的　滋賀県が、産業廃棄物の総発生量等を推計する基礎資料として製造品出荷額等の実態を把握するため、同県に係る昭和六十三年から平成五年までの工業統計調査工業調査票（甲及び乙）から所定の事項を転写し、集計する。

調査票の使用者の範囲　滋賀県生活環境部環境整備課の職員

二　指定統計の名称　工業統計調査

調査票の使用目的　島根県が、県内中小企業に対する診断指導業務の基礎資料とするため、同県に係る平成五年工業統計調査工業調査票（甲及び乙）（いずれも磁気テープに転写分を含む。）から所定の事項を転写し、集計する。

調査票の使用者の範囲　島根県総務部情報システム課の職員

○総務庁告示第三十八号

統計法施行令（昭和二十四年政令第百三十号）第七条第四項の規定に基づき、指定統計調査の結果の公表等に関し報告を受けた事項を次のとおり告示する。

平成七年五月十七日

総務庁長官　山口　鶴男

官報以外の刊行物による公表に係る事項

指定統計の名称	刊行物の名称	発行年月日	作成機関
国勢調査	平成2年国勢調査報告第6巻　従業地・通学地集計結果　その3	平成7 1.27	総務庁統計局
事業所統計	平成6年事業所名簿整備調査　結果の概要	3.30	
労働力調査	労働力調査報告（平成7年1月分）	3.22	
	〃（速報）（平成7年2月分）	3.31	
小売物価統計	小売物価統計調査報告主要都市（平成7年1月分）	3.16	
	〃東京都区部（平成7年2月分）	〃	
	消費者物価指数速報全国（平成7年1月分）	3.3	
	〃速報東京都区部（平成7年2月分）	〃	
	〃月報（平成7年1月分）	3.16	
	〃速報全国（平成7年2月分）	3.31	
	〃速報東京都区部（平成7年3月分及び平成6年度平均）	〃	
家計調査	家計調査報告（速報）（平成7年1月分）	3.27	
	〃（平成6年12月分及び6年平均）	3.29	
法人企業統計	法人企業統計季報（平成6年10～12月期）	3.15	大蔵省財政金融研究所調査統計部
学校基本調査	平成6年度学校基本調査報告書（高等教育機関編）	3.28	文部省大臣官房調査統計企画課
学校保健統計	平成6年度学校保健統計調査報告書	3.24	
人口動態調査	人口動態統計月報（概数）（平成6年10月分）	3.7	厚生省大臣官房統計情報部
	〃速報（平成7年1月分）	3.22	
薬事工業生産動態統計調査	薬事工業生産動態統計月報（平成6年5月分）	3.2	厚生省薬務局
	〃（平成6年6月分）	3.24	
医療施設統計	医療施設動態調査月報（概数）（平成6年11月分）	3.17	厚生省大臣官房統計情報部
	〃（平成6年12月分）	3.28	
牛乳乳製品統計	牛乳乳製品統計（平成7年2月分）	3.31	農林水産省経済局統計情報部
農家経済調査	農家経済収支（平成7年1月分）（併載：農村消費水準指数）	〃	
作物統計	野菜の生産出荷予想（冬春きゅうり（春どり）外4品目）（2月20日現在）	3.8	
	平成7年産夏秋野菜の作付予定面積及び出荷予定量の動向（平成7年3月1日現在）	3.14	
製材統計	製材統計（平成7年2月分）	3.6	
通商産業省生産動態統計	鉄鋼統計確報（平成7年1月分）	3.16	通商産業大臣官房調査統計部
	化学工業統計確報（平成7年1月分）	〃	
	窯業・建材統計確報（平成7年1月分）	〃	
	ゴム製品統計確報（平成7年1月分）	〃	
	プラスチック製品統計確報（平成7年1月分）	〃	
	機械統計確報（平成7年1月分）	〃	
	繊維統計確報（平成7年1月分）	〃	
	紙・パルプ統計確報（平成7年1月分）	〃	
	雑貨統計確報（平成7年1月分）	〃	
	資源統計確報（平成7年1月分）	〃	
	エネルギー生産・需給統計確報（平成7年1月分）	〃	
	鉱工業生産・出荷・在庫指数確報（平成7年1月分）	〃	
	鉄鋼統計月報（平成7年1月分）	3.25	
	化学工業統計月報（平成7年1月分）	〃	
	窯業・建材統計月報（平成7年1月分）	〃	
	ゴム製品統計月報（平成7年1月分）	〃	
	プラスチック製品統計月報（平成7年1月分）	〃	
	機械統計月報（平成7年1月分）	〃	
	繊維統計月報（平成7年1月分）	〃	
	紙・パルプ統計月報（平成7年1月分）	〃	
	雑貨統計月報（平成7年1月分）	〃	
	資源統計月報（平成7年1月分）	〃	
	エネルギー生産・需給統計月報（平成7年1月分）	〃	
	原材料統計速報（平成7年1月分）	3.16	
	鉄鋼統計速報（平成7年2月分）	3.30	
	化学工業統計速報（平成7年2月分）	〃	
	窯業・建材統計速報（平成7年2月分）	〃	
	ゴム製品統計速報（平成7年2月分）	〃	
	プラスチック製品統計速報（平成7年2月分）	〃	
	機械統計速報（平成7年2月分）	〃	
	繊維統計速報（平成7年2月分）	〃	
	紙・パルプ統計速報（平成7年2月分）	〃	

ファイル保有目的	〃
ファイル記録項目	告示第10号に掲げられた項目のうち次の項目が削除された。 5 資産所得合算課税区分 申告納税額のある者、予定納税額の還付申告者、みなし法人課税選択者、訂正申告書の提出者、加算税を賦課決定した者、青色申告者、その他管理を必要とする者
ファイル記録範囲	告示第10号と同じ。
処理情報の収集方法	本人の納税地を所轄する税務署（税理士名簿ファイルの内容と同じ。）
開示請求を受理する組織の名称及び所在地	
他の法律又はこれに基づく命令の規定による、処理情報の内容が記載された書類の本人への交付等	21、30、33及び34の各ファイル記録項目の内容については、国税通則法及び国税通則法施行令の規定により、これらを記載した納税証明書の交付を請求することができる。 3及び4の各ファイル記録項目の内容については、国税通則法の規定により通知書に記載され、既に本人に交付されている。 59及び60の各ファイル記録項目の内容については、所得税法（昭和40年法律第33号）及び所得税法施行令（昭和40年政令第96号）の規定により通知書に記載され、既に本人に交付されている。
個人情報ファイルの名称	消費税ファイル、債権管理ファイル
保有機関の名称	告示第10号と同じ。
個人情報ファイルが使用に供される事務をつかさどる組織の名称	〃
ファイル保有目的	〃
ファイル記録項目	〃
ファイル記録範囲	〃
処理情報の収集方法	〃
開示請求を受理する組織の名称及び所在地	本人の納税地を所轄する税務署（税理士名簿ファイルの内容と同じ。）
他の法律又はこれに基づく命令の規定による、処理情報の内容が記載された書類の本人への交付等	告示第10号と同じ。

(2) 海上保安庁が保有する個人情報ファイルの一部の変更

個人情報ファイルの名称	船舶明細情報ファイル
保有機関の名称	行政機関の保有する電子計算機処理に係る個人情報の保護に関する法律の規定に基づき、行政機関が平成5年10月1日現在で保有している個人情報ファイル及び平成5年10月1日までに保有をやめた個人情報ファイルを告示（平成5年11月1日総務庁告示第67号。以下「告示第67号」という。）と同じ。
個人情報ファイルが使用に供される事務をつかさどる組織の名称	警備救難部情報通信管理課
ファイル保有目的	告示第67号と同じ。
ファイル記録項目	〃
ファイル記録範囲	〃
処理情報の収集方法	〃
開示請求を受理する組織の名称及び所在地	海上保安庁警備救難部情報通信管理課 〒100 東京都千代田区霞が関2－1－3

備考

1　「個人情報ファイルの名称」

個人情報ファイルの名称及びファイル記録項目が同一である個人情報ファイルは、まとめて掲載しており、個人情報ファイルの名称の後の（　）内の数字は、この場合の個人情報ファイルの数を示している。

2　「他の法律又はこれに基づく命令の規定による、処理情報の内容が記載された書類の本人への交付等」

法第19条に規定されている「他の法律又はこれに基づく命令の規定により、処理情報の内容の全部若しくは一部が免許証、許可証、通知書その他の書類に記載されこれらが既に処理情報の本人に交付されているとき、処理情報の内容の全部若しくは一部が公表され若しくは閲覧に供されているとき、又は処理情報の本人が処理情報の内容の全部若しくは一部を知らせるべき旨の請求をすることができるとき」に該当し、開示請求ができない場合について記載している。

○総務庁告示第三十五号

統計法（昭和二十二年法律第十八号）第十五条第二項の規定に基づき、指定統計を作成するために集められた調査票の使用を承認したので、統計法施行令（昭和二十四年政令第百三十号）第六条の規定に基づき、次のように告示する。

平成七年五月十一日

総務庁長官　山口　鶴男

一　指定統計の名称　法人企業統計

調査票の使用目的　経済企画庁が、平成七年度法人企業動向調査の母集団を整備し、及び平成八年度法人企業動向調査の調査対象を選定するため、法人企業統計調査により作成された平成七年度の法人名簿（磁気テープに転写分）から所定の事項を転写する。

調査票の使用者の範囲　経済企画庁調査局景気統計調査課及び大蔵省財政金融研究所調査統計部調査統計課の職員

二　指定統計の名称　工業統計調査

調査票の使用目的　新潟県が、長期水需給計画策定の基礎資料として事業所における工業用水の使用等の実態を把握するため、同県に係る昭和五十九年から平成五年までの工業統計調査工業調査票（甲及び乙）（いずれも磁気テープに転写分を含む。）から所定の事項を転写し、集計する。

調査票の使用者の範囲　新潟県総務部情報管理課、同県企画調整部交通・資源対策課及び同部統計課の職員

三　指定統計の名称　商業動態統計調査

調査票の使用目的　新潟県が、県景気観測及び各種経済施策の基礎資料として、商業活動の動向を明らかにするため、同県に係る平成六年七月から平成九年六月までの各月分の商業動態統計調査指定商店名簿、商業動態統計調査調査区商店名簿及び商業動態統計調査指定商店確認名簿から所定の事項を転写する。

調査票の使用者の範囲　新潟県企画調整部統計課の職員

○総務庁告示第三十六号

統計法（昭和二十二年法律第十八号）第十五条第二項の規定に基づき、指定統計を作成するために集められた調査票の使用を承認したので、統計法施行令（昭和二十四年政令第百三十号）第六条の規定に基づき、次のように告示する。

平成七年五月十一日

総務庁長官　山口　鶴男

指定統計の名称　建築着工統計

調査票の使用目的　都道府県又は市町村（東京都の特別区を含む。）（以下「都道府県等」という。）が、建築行政の基礎資料として建築物の着工状況に関する統計を作成するため、それぞれの管轄区域に係る平成七年四月から平成九年三月までの各月分の建築着工統計調査建築着工統計調査票（磁気テープに転写分を含む。）から所定の事項を閲覧し、転写し、又は集計する。

調査票の使用者の範囲　建設省建設経済局調査情報課の職員並びに都道府県等の建築主管課及び電子計算機処理主管課の職員並びに都道府県等から集計事務を受託した機関の電子計算機処理担当の職員

個人情報ファイルの名称	授業料ファイル
保有機関の名称	文部省
個人情報ファイルが使用に供される事務をつかさどる組織の名称	福井大学事務局会計課
ファイル保有目的	学生の授業料納付に関する情報を記録し、債権の管理並びに収納済額一覧表及び未納者名簿等の作成に利用する。
ファイル記録項目	1債権発生年度、2学籍番号、3学年、4氏名、5住所、6連帯保証人氏名・住所、7債権発生年月日・理由・金額、8前後期授業料（金額・減少額・債権異動年月日・債権異動理由・確定額・納告督促記録・分納区分・収納年月日・収納額）、9学生区分、10入学年度
ファイル記録範囲	授業料債権発生者
処理情報の収集方法	本人からの申請、債権発生通知書
開示請求を受理する組織の名称及び所在地	福井大学事務局会計課 〒910 福井県福井市文京3－9－1

個人情報ファイルの名称	診療報酬明細書ファイル（8ファイル）
保有機関の名称	厚生省
個人情報ファイルが使用に供される事務をつかさどる組織の名称	別記のとおり
ファイル保有目的	診療報酬明細書を記録し、診療報酬請求の事務処理に使用する。
ファイル記録項目	1医療機関コード、2医療機関(1)名称(2)所在地、3保険者番号、4被保険者証記号・番号、5公費負担者番号、6公費負担医療の受給者番号、7市町村番号、8老人医療の受給者番号、9氏名、10生年月日、11性別、12職務上の事由、13傷病名、14診療開始日、15診療実日数、16転帰の内容、17初・再診の区別、18指導料の有無、19在宅療法の有無、20投薬の内容、21注射の内容、22処置の内容、23手術・麻酔の内容、24検査の内容、25画像診断の内容、26処方せん発行回数、27透析食・医食回数、28理学療法・精神病特殊療法の薬剤、29入院・外来の区別、30基本診療料、31医学管理料、32特定集中治療室料、33重症者室料、34請求点数、35公費分点数、36患者負担額
ファイル記録範囲	別記のとおり
処理情報の収集方法	入院患者及び外来患者の診療録
処理情報の経常的提供先	社会保険診療報酬支払基金、国民健康保険団体連合会、厚生省第二共済組合
行政機関の保有する電子計算機処理に係る個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）第13条第1項ただし書への該当	法第13条第1項ただし書に該当するため開示請求ができない。

別記

各個人情報ファイルの「個人情報ファイルが使用に供される事務をつかさどる組織の名称」及び「ファイル記録範囲」は、それぞれ次の①及び②のとおり

①国立沼田病院庶務課　②平成2年4月1日以降の外来患者及び入院患者

①国立療養所北海道第一病院事務部会計課　②平成6年12月1日以降の外来患者及び平成7年2月1日以降の入院患者

①国立療養所札幌南病院事務部医事課　②平成元年4月1日以降の外来患者及び入院患者

①国立療養所道川病院庶務課　②平成6年10月1日以降の外来患者及び入院患者

①国立療養所三重病院庶務課　②平成元年4月1日以降の外来患者及び入院患者

①国立療養所大牟田病院事務部会計課　②昭和57年4月1日以降の外来患者及び入院患者

①国立療養所西別府病院事務部医事課　②平成6年4月1日以降の外来患者及び入院患者

①国立療養所沖縄病院事務部医事課　②昭和61年4月1日以降の外来患者及び入院患者

2　既に公示された内容について平成7年4月1日までに変更のあった個人情報ファイル

(1)　国税庁が保有する個人情報ファイルの一部の変更

個人情報ファイルの名称	税理士名簿ファイル
保有機関の名称	行政機関の保有する電子計算機処理に係る個人情報の保護に関する法律の規定に基づき、行政機関が平成6年10月2日から7年1月4日までの間に保有を開始した個人情報ファイル及び既に公示された内容について平成7年1月4日までに変更のあった個人情報ファイルを告示（平成7年2月1日総務庁告示第10号。以下「告示第10号」という。）と同じ。
個人情報ファイルが使用に供される事務をつかさどる組織の名称	告示第10号と同じ。
ファイル保有目的	〃
ファイル記録目的	〃
ファイル記録範囲	〃
処理情報の収集方法	〃
開示請求を受理する組織の名称及び所在地	本人の事務所所在地を所轄する税務署（その名称は、告示第10号と同じ。その所在地は、緑税務署については〒225 神奈川県横浜市緑区市ヶ尾町22－3、安芸税務署については〒784 高知県安芸市矢の丸4－5、熊本東税務署については〒862 熊本県熊本市東町3－2－53、名護税務署については〒905 沖縄県名護市東江4－10－1に変更され、他の税務署については告示第10号と同じ。）
他の法律又はこれに基づく命令の規定による、処理情報の内容が記載された書類の本人への交付等	告示第10号と同じ。

個人情報ファイルの名称	所得税納税者原簿管理ファイル、みなし法人課税選択者ファイル、漢字ファイル、源泉徴収義務者ファイル、債権管理あて名ファイル、延納あて名ファイル、未到来債権管理ファイル、相続税及び贈与税の納税猶予対象者ファイル（2ファイル）、相続税及び贈与税の納税猶予対象特例農地等ファイル（2ファイル）
保有機関の名称	告示第10号と同じ。
個人情報ファイルが使用に供される事務をつかさどる組織の名称	〃
ファイル保有目的	〃
ファイル記録目的	〃
ファイル記録範囲	〃
処理情報の収集方法	〃
開示請求を受理する組織の名称及び所在地	本人の納税地を所轄する税務署（税理士名簿ファイルの内容と同じ。）

個人情報ファイルの名称	所得税確定納税額ファイル
保有機関の名称	告示第10号と同じ。
個人情報ファイルが使用に供される事務をつかさどる組織の名称	〃

処理情報の収集方法　本人からの決算書、更正・決定、異議決定、裁決、判決

開示請求を受理する組織の名称及び所在地　処理情報の本人の納税地を所轄する税務署（納税地等従属情報ファイルの別記に同じ。）

個人情報ファイルの名称　消費税中間申告事績ファイル

保有機関の名称　国税庁

個人情報ファイルが使用に供される事務をつかさどる組織の名称　課税部所得税課

ファイル保有目的　納税義務の適正な履行の確保に資する。

ファイル記録項目　1中間申告対象期間(至)、2中間申告年月日、3課税期間(自)、4課税期間(至)、5中間申告対象期間(自)、6中間申告区分、7中間申告納付税額、8中間差引納付税額

ファイル記録範囲　中間申告又はみなし申告があった者

処理情報の収集方法　本人からの中間申告書、みなし一括決議

開示請求を受理する組織の名称及び所在地　処理情報の本人の納税地を所轄する税務署（納税地等従属情報ファイルの別記に同じ。）

個人情報ファイルの名称　課税事績加算税情報ファイル

保有機関の名称　国税庁

個人情報ファイルが使用に供される事務をつかさどる組織の名称　課税部所得税課

ファイル保有目的　納税義務の適正な履行の確保に資する。

ファイル記録項目　1課税年分、2異動年月日、3課税異動事由区分、4加算税異動年月日、5加算税異動事由区分、6加算税種類(1)、7加算税額(1)、8加算税種類(2)、9加算税額(2)

ファイル記録範囲　加算税の賦課決定を受けた者

処理情報の収集方法　加算税の賦課決定

他の法律又はこれに基づく命令の規定による、処理情報の内容が記載された書類の本人への交付等　すべてのファイル記録項目の内容が、国税通則法の規定により、通知書に記載され、既に本人に交付されている。

個人情報ファイルの名称　消費税加算税事績ファイル

保有機関の名称　国税庁

個人情報ファイルが使用に供される事務をつかさどる組織の名称　課税部所得税課

ファイル保有目的　納税義務の適正な履行の確保に資する。

ファイル記録項目　1課税期間(至)、2申告処理年月日、3過少・無区分、4加算税額、5加算税基礎税額、6重加算税額、7重加算税基礎税額

ファイル記録範囲　加算税の賦課決定を受けた者

処理情報の収集方法　加算税の賦課決定

他の法律又はこれに基づく命令の規定による、処理情報の内容が記載された書類の本人への交付等　すべてのファイル記録項目の内容が、国税通則法の規定により、通知書に記載され、既に本人に交付されている。

個人情報ファイルの名称　申告承認事績ファイル

保有機関の名称　国税庁

個人情報ファイルが使用に供される事務をつかさどる組織の名称　課税部酒税課

ファイル保有目的　納税義務の適正な履行の確保に資する。

ファイル記録項目　1文書発送年月日、2営業形態、3年月日1、4年月日2、5区分1、6区分2、7期間(自)、8期間(至)、9蔵置場設置理由区分、10蔵置能力、11距離、12時間、13対象年月、14税額、15移出期間、16亡失酒類の種類、17数量、18承認条件

ファイル記録範囲　酒類の製造免許を受けた者、酒母等の製造免許を受けた者、酒類販売業免許を受けた者、酒類の蔵置場の設置許可を受けた者

処理情報の収集方法　本人からの承認申請書又は申告書

開示請求を受理する組織の名称及び所在地　処理情報の本人の酒類等製造場、酒類蔵置場、酒類販売場の所在地を管轄する税務署（納税地等従属情報ファイルの別記に同じ。）

個人情報ファイルの名称　免許者ファイル

保有機関の名称　国税庁

個人情報ファイルが使用に供される事務をつかさどる組織の名称　課税部酒税課

ファイル保有目的　納税義務の適正な履行の確保に資する。

ファイル記録項目　1当初免許付与通知年月日、2登記上の所在地

ファイル記録範囲　酒類の製造免許を受けた者、酒母等の製造免許を受けた者、酒類販売業免許を受けた者

処理情報の収集方法　本人からの申請書

他の法律又はこれに基づく命令の規定による、処理情報の内容が記載された書類の本人への交付等　すべてのファイル記録項目の内容が、酒税法（昭和28年法律第6号）の規定により、通知書に記載され、既に本人に交付されている。

個人情報ファイルの名称　免許事績ファイル

保有機関の名称　国税庁

個人情報ファイルが使用に供される事務をつかさどる組織の名称　課税部酒税課

ファイル保有目的　納税義務の適正な履行の確保に資する。

ファイル記録項目　1免許区分、2酒類区分、3収受年月日、4免許種類、5免許付与通知年月日、6免許取消年月日、7免許期間(自)、8免許期間(至)、9製造販売方法、10製造見込数量、11免許休止期間(自)、12免許休止期間(至)、13免許開始年月日

ファイル記録範囲　酒類の製造免許を受けた者、酒母等の製造免許を受けた者、酒類販売業免許を受けた者

処理情報の収集方法　本人からの申請書

他の法律又はこれに基づく命令の規定による、処理情報の内容が記載された書類の本人への交付等　すべてのファイル記録項目の内容が、酒税法の規定により、通知書に記載され、既に本人に交付されている。

個人情報ファイルの名称　決算書等損益情報（農業）ファイル
保有機関の名称　国税庁
個人情報ファイルが使用に供される事務をつかさどる組織の名称　課税部所得税課
ファイル保有目的　納税義務の適正な履行の確保に資する。
ファイル記録項目　1課税年分、2異動年月日、3販売金額、4家事消費金額、5雑収入金額、6期首農産物棚卸高、7期末農産物棚卸高、8収入合計金額、9租税公課、10種苗費、11素畜費、12肥料費、13飼料費、14農具費、15農薬衛生費、16諸材料費、17修繕費、18動力光熱費、19作業用衣料費、20農業共済掛金、21減価償却費、22荷造運賃手数料、23雇人費、24利子割引料、25地代・賃借料、26貸倒金、27土地改良費、28経費1、29経費2、30経費3、31経費4、32雑費、33期首棚卸高(農産物以外)、34期末棚卸高(農産物以外)、35牛馬果実育成金額、36経費総合計金額、37青色特典控除前の所得金額、38繰戻貸倒引当金、39繰戻金額1、40繰戻金額2、41専従者給与額、42繰入貸倒引当金、43繰入金額1、44繰入金額2、45青色控除前所得金額、46青色申告特別控除額、47専従者控除額、48免除所得金額、49所得金額
ファイル記録範囲　農業所得者用の決算書及び収支内訳書を提出した者、その他農業所得について管理を必要とする者
処理情報の収集方法　本人からの決算書・収支内訳書、更正・決定、異議決定、裁決、判決
開示請求を受理する組織の名称及び所在地　処理情報の本人の納税地を所轄する税務署（納税地等従属情報ファイルの別記に同じ。）

個人情報ファイルの名称　決算書等損益情報（不動産）ファイル
保有機関の名称　国税庁
個人情報ファイルが使用に供される事務をつかさどる組織の名称　課税部所得税課
ファイル保有目的　納税義務の適正な履行の確保に資する。
ファイル記録項目　1課税年分、2異動年月日、3賃貸料、4礼金・権利金・更新料、5名義書換料その他、6収入合計金額、7租税公課、8損害保険料、9修繕費、10減価償却費、11借入金利子、12地代家賃、13給料賃金、14貸倒金、15経費1、16経費、17経費総合計金額、18青色特典控除前の所得金額、19専従者給与額、20青色控除前所得金額、21青色申告特別控除額、22専従者控除額、23所得金額
ファイル記録範囲　不動産用の決算書及び収支内訳書を提出した者、その他不動産所得について管理を必要とする者
処理情報の収集方法　本人からの決算書・収支内訳書、更正・決定、異議決定、裁決、判決
開示請求を受理する組織の名称及び所在地　処理情報の本人の納税地を所轄する税務署（納税地等従属情報ファイルの別記に同じ。）

個人情報ファイルの名称　決算書等損益情報（現金主義）ファイル
保有機関の名称　国税庁
個人情報ファイルが使用に供される事務をつかさどる組織の名称　課税部所得税課
ファイル保有目的　納税義務の適正な履行の確保に資する。
ファイル記録項目　1課税年分、2異動年月日、3売上（収入）金額、4家事消費金額、5社会保険診療報酬金額、6自由診療報酬金額、7雑収入金額、8収入合計金額、9仕入金額、10給料賃金、11利子割引料、12地代家賃、13減価償却費、14経費1、15その他経費、16経費総合計金額、17青色特典控除前の所得金額、18専従者給与額、19青色特典控除額、20青色控除前所得金額、21青色申告特別控除額、22所得金額、23第3種事業税額、24医業用経費差額、25社会保険診療報酬所得金額
ファイル記録範囲　現金主義の決算書及び収支内訳書を提出した者、その他現金主義について管理を必要とする者
処理情報の収集方法　本人からの決算書・収支内訳書、更正・決定、異議決定、裁決、判決
開示請求を受理する組織の名称及び所在地　処理情報の本人の納税地を所轄する税務署（納税地等従属情報ファイルの別記に同じ。）

個人情報ファイルの名称　消費税届出履歴ファイル
保有機関の名称　国税庁
個人情報ファイルが使用に供される事務をつかさどる組織の名称　課税部所得税課
ファイル保有目的　納税義務の適正な履行の確保に資する。
ファイル記録項目　1届出年月日、2届出書区分、3適用期間(自)、4適用期間(至)、5事業廃止年月日
ファイル記録範囲　課税事業者届出書又は課税事業者選択届出書を提出した者
処理情報の収集方法　本人からの各種届出書又は申請書
開示請求を受理する組織の名称及び所在地　処理情報の本人の納税地を所轄する税務署（納税地等従属情報ファイルの別記に同じ。）

個人情報ファイルの名称　消費税申告・決議事績ファイル
保有機関の名称　国税庁
個人情報ファイルが使用に供される事務をつかさどる組織の名称　課税部所得税課
ファイル保有目的　納税義務の適正な履行の確保に資する。
ファイル記録項目　1課税期間(至)、2申告処理年月日、3課税期間(自)、4課税標準額計、5消費税額計、6控除過大調整税額、7控除対象仕入税額、8返還等対価に係る税額、9貸倒れに係る税額、10限界控除前の税額、11控除不足還付税額、12限界控除税額、13差引税額、14中間納付税額、15納付税額、16中間納付還付税額、17既確定税額、18差引納付税額、19課税資産譲渡対価額、20資産譲渡対価額、21課税売上高、22課税基準適用の有無、23延払基準適用の有無、24工事進行基準適用の有無、25現金主義会計適用の有無、26規則22条1項適用の有無、27控除税額計算方法、28課税売上割合・第1種事業、29課税売上割合・第2種事業、30課税売上割合・第3種事業、31課税売上割合・第4種事業、32令57条3項適用の有無、33金融機関番号、34口座番号、35預金種類
ファイル記録範囲　確定申告書・修正申告書を提出した者、更正・決定を受けた者
処理情報の収集方法　本人からの決算書、更正・決定、異議決定、裁決、判決
開示請求を受理する組織の名称及び所在地　処理情報の本人の納税地を所轄する税務署（納税地等従属情報ファイルの別記に同じ。）

個人情報ファイルの名称　消費税額ファイル
保有機関の名称　国税庁
個人情報ファイルが使用に供される事務をつかさどる組織の名称　課税部所得税課
ファイル保有目的　納税義務の適正な履行の確保に資する。
ファイル記録項目　1課税期間(至)、2申告処理年月日、3物品区分、4課税標準額、5消費税額
ファイル記録範囲　確定申告書・修正申告書を提出した者、更正・決定を受けた者

ファイル保有目的	納税義務の適正な履行の確保に資する。
ファイル記録項目	1課税年分、2異動年月日、3課税異動事由区分、4営業収入金額、5農業収入金額、6その他事業収入金額、7不動産収入金額、8給与収入金額、9公的年金収入金額、10その他雑収入金額、11営業所得金額、12農業所得金額、13その他事業所得金額、14不動産所得金額、15利子所得金額、16配当所得金額、17給与所得金額、18雑所得金額、19特後短期譲渡所得金額、20特後長期譲渡所得金額、21特後一時所得金額、22譲渡・一時所得金額、23総所得金額、24土地等の事業雑区分、25土地等事業収入金額、26土地等雑収入金額、27分離短期一般収入金額、28分離短期軽減収入金額、29分離長期一般収入金額、30分離長期特定収入金額、31分離長期軽課収入金額、32株式等の譲渡等区分、33株式一般収入金額、34新規公開株式収入金額、35山林収入金額、36退職収入金額、37土地等事業所得金額、38土地等雑所得金額、39分離短期一般所得金額、40分離短期軽減所得金額、41分離長期一般所得金額、42分離長期特定所得金額、43分離長期軽課所得金額、44株式一般所得金額、45新規公開株式所得金額、46株式譲渡等所得金額、47山林所得金額、48退職所得金額、49合計所得金額、50雑損控除額、51医療費控除額、52社会保険料控除額、53小規模共済等控除額、54生命保険料控除額、55損害保険料控除額、56寄附金控除額、57勤労学生障害者控除額、58老年者寡婦寡夫控除額、59配偶者の合計所得金額、60配偶者控除額、61配偶者特別控除額、62扶養控除額、63基礎控除額、64所得控除合計額、65課税総所得金額、66課税土地等所得金額、67課税分離短期譲渡所得金額、68課税分離長期譲渡所得金額、69課税株式譲渡所得金額、70課税山林所得金額、71課税退職所得金額、72算出総所得税額、73算出土地等税額、74算出分離短期譲渡税額、75算出分離長期譲渡税額、76算出株式譲渡税額、77算出山林所得税額、78算出退職所得税額、79算出合計税額、80配当控除額、81投資・リース税額等控除額、82住宅取得等特別控除額、83差引所得税額、84災害減免額、85外国税額控除額、86特別減税額、87源泉徴収税額、88雑・一時所得の源泉徴収税額、89未納付の源泉徴収税額、90申告納税額、91第3期分の納税額、92繰戻し還付増減差額、93延納届出額、94専従者給与（控除）額、95青色申告特別控除額、96平均課税対象金額、97変動雑所得金額、98臨時所得金額、99臨時雑所得金額、100損失繰越控除額
ファイル記録範囲	所得税の確定申告書を提出した者（公的年金・簡易還付を除く。）、本税の賦課決定を受けた者
処理情報の収集方法	本人からの確定申告書・修正申告書、更正・決定、異議決定、裁決、判決
開示請求を受理する組織	処理情報の本人の納税地を所轄する税務署（納税地等従属情報ファイルの別記に同じ。）
他の法律又はこれに基づく命令の規定による、処理情報の内容が記載された書類の本人への交付等	14、23、47、48、65、70及び71の各ファイル記録項目の内容については、国税通則法（昭和37年法律第66号）及び国税通則法施行令（昭和37年政令第135号）の規定により、これらを記載した納税証明書の交付を請求することができる。

個人情報ファイルの名称	課税事績公的年金情報ファイル
保有機関の名称	国税庁
個人情報ファイルが使用に供される事務をつかさどる組織の名称	課税部所得税課
ファイル保有目的	納税義務の適正な履行の確保に資する。
ファイル記録項目	1課税区分、2異動年月日、3課税異動事由区分、4公的年金収入金額、5雑所得金額、6医療費控除額、7社会保険料控除額、8生命保険料控除額、9損害保険料控除額、10勤労学生障害者控除額、11老年者寡婦寡夫控除額、12配偶者の合計所得金額、13配偶者控除額、14配偶者特別控除額、15扶養控除額、16基礎控除額、17所得控除合計額、18課税総所得金額、19算出総所得金額、20特別減税額、21源泉徴収税額、22申告納税額、23延納届出額、24合計所得金額、25繰越損失控除額
ファイル記録範囲	所得税の確定申告書（公的年金用）を提出した者
処理情報の収集方法	本人からの確定申告書
開示請求を受理する組織	処理情報の本人の納税地を所轄する税務署（納税地等従属情報ファイルの別記に同じ。）
他の法律又はこれに基づく命令の規定による、処理情報の内容が記載された書類の本人への交付等	18及び24の各ファイル記録項目の内容については、国税通則法及び国税通則法施行令の規定により、これらを記載した納税証明書の交付を請求することができる。

個人情報ファイルの名称	課税事績みなし法人情報ファイル
保有機関の名称	国税庁
個人情報ファイルが使用に供される事務をつかさどる組織の名称	課税部所得税課
ファイル保有目的	納税義務の適正な履行の確保に資する。
ファイル記録項目	1課税年分、2異動年月日、3課税異動事由区分、4営業収入金額、5農業収入金額、6その他事業収入金額、7不動産収入金額、8営業所得金額、9農業所得金額、10その他事業所得金額、11不動産所得金額、12事業主報酬額、13事業主報酬額の源泉、14繰越みなし法人損失額、15投資・リース税額控除額、16過大報酬額、17過大報酬額から差し引いた繰越みなし法人損失額、18事業所得源泉徴収税額、19みなし法人所得税額
ファイル記録範囲	みなし法人課税の確定申告書を提出した者、みなし法人課税につき本税の賦課決定を受けた者
処理情報の収集方法	本人からの確定申告書・修正申告書、更正・決定、異議決定、裁決、判決
開示請求を受理する組織の名称及び所在地	処理情報の本人の納税地を所轄する税務署（納税地等従属情報ファイルの別記に同じ。）

個人情報ファイルの名称	決算書等損益情報（一般）ファイル
保有機関の名称	国税庁
個人情報ファイルが使用に供される事務をつかさどる組織の名称	課税部所得税課
ファイル保有目的	納税義務の適正な履行の確保に資する。
ファイル記録項目	1課税年分、2異動年月日、3売上（収入）金額、4家事消費金額、5社会保険診療報酬金額、6自由診療報酬金額、7雑収入金額、8収入合計、9期首商品棚卸高、10仕入金額、11期末商品棚卸高、12差益金額、13租税公課、14荷造運賃、15水道光熱費、16旅費交通費、17通信費、18広告宣伝費、19接待交際費、20損害保険料、21修繕費、22消耗品費、23減価償却費、24福利厚生費、25給料賃金、26利子割引料、27地代家賃、28貸倒金、29経費1、30経費2、31経費3、32外注工賃、33雑費、34経費総合計金額、35青色特典控除前の所得金額、36繰戻貸倒引当金、37繰戻金額1、38繰戻金額2、39専従者給与額、40繰入貸倒引当金、41繰入金額1、42繰入金額2、43青色控除前所得金額、44青色申告特別控除額、45専従者控除額、46所得金額、47第3種事業税額、48製造原価・労務費、49医薬用経費差額、50社会保険診療報酬所得金額、51製造原価・外注工賃
ファイル記録範囲	一般用（営業・その他事業）の決算書及び収支内訳書を提出した者、その他、営業又はその他事業について管理を必要とする者
処理情報の収集方法	本人からの決算書・収支内訳書、更正・決定、異議決定、裁決、判決
開示請求を受理する組織の名称及び所在地	処理情報の本人の納税地を所轄する税務署（納税地等従属情報ファイルの別記に同じ。）

平戸税務署	〒859—51 長崎県平戸市岩の上町1509
福江税務署	〒853 長崎県福江市三尾野町35—1
壱岐税務署	〒811—51 長崎県壱岐郡郷ノ浦町本村触620—4壱岐合同庁舎
厳原税務署	〒817 長崎県下県郡厳原町大字桟原38
熊本西税務署	〒860 熊本県熊本市二の丸1—4
熊本東税務署	〒862 熊本県熊本市東町3—2—53
宇土税務署	〒869—04 熊本県宇土市新小路町95
玉名税務署	〒865 熊本県玉名市繁根木72—3
山鹿税務署	〒861—05 熊本県山鹿市大字山鹿1352
菊池税務署	〒861—13 熊本県菊池市大字隈府874—1
阿蘇税務署	〒869—26 熊本県阿蘇郡一の宮町大字宮地寺島1944
八代税務署	〒866 熊本県八代市新町1
人吉税務署	〒868 熊本県人吉市寺町20—1
天草税務署	〒863 熊本県本渡市古川町4—2
大分税務署	〒870 大分県大分市中島西1—1—32
別府税務署	〒874 大分県別府市光町22—25
臼杵税務署	〒875 大分県臼杵市大字臼杵2—107—637
佐伯税務署	〒876 大分県佐伯市鶴田9—5
三重税務署	〒879—71 大分県大野郡三重町大字市場1185
竹田税務署	〒878 大分県竹田市大字竹田字殿町2074—1
日田税務署	〒877 大分県日田市田島2—7—1
中津税務署	〒871 大分県中津市殿町2—1425—2
宇佐税務署	〒879—04 大分県宇佐市大字上田1046—3
鹿児島税務署	〒892 鹿児島県鹿児島市易居町1—6
伊集院税務署	〒899—25 鹿児島県日置郡伊集院町下谷口1532
知覧税務署	〒897—03 鹿児島県川辺郡知覧町郡6212
指宿税務署	〒891—04 鹿児島県指宿市大牟礼5—9—1
川内税務署	〒895 鹿児島県川内市若葉町1—25
出水税務署	〒899—02 鹿児島県出水市昭和町22—13
加治木税務署	〒899—52 鹿児島県姶良郡加治木町諏訪町13
大隅税務署	〒899—81 鹿児島県曽於郡大隅町岩川6659—3
鹿屋税務署	〒893 鹿児島県鹿屋市西原4—5—1鹿屋合同庁舎
種子島税務署	〒891—31 鹿児島県西之表市大字西之表9786西之表地方合同庁舎
大島税務署	〒894 鹿児島県名瀬市長浜町1—1
宮崎税務署	〒880 宮崎県宮崎市広島1—10—1
日南税務署	〒887 宮崎県日南市上平野町1—8—4
都城税務署	〒885 宮崎県都城市東町9街区27
小林税務署	〒886 宮崎県小林市大字細野243—1
高鍋税務署	〒884 宮崎県児湯郡高鍋町大字上江1207—5
延岡税務署	〒882 宮崎県延岡市東本小路112—1
那覇税務署	〒900 沖縄県那覇市旭町9沖縄国税総合庁舎
北那覇税務署	〒901—21 沖縄県浦添市宮城5—6—12
沖縄税務署	〒904—21 沖縄県沖縄市字美里1235
名護税務署	〒905 沖縄県名護市東江4—10—1
平良税務署	〒906 沖縄県平良市東仲宗根807—7
石垣税務署	〒907 沖縄県石垣市字登野城8

個人情報ファイルの名称	納税地等必須情報ファイル
保有機関の名称	国税庁
個人情報ファイルが使用に供される事務をつかさどる組織の名称	長官官房企画課
ファイル保有目的	納税義務の適正な履行の確保に資する。
ファイル記録項目	1漢字氏名、2カナ氏名、3漢字住所、4カナ住所、5郵便番号、6電話番号
ファイル記録範囲	確定申告書の提出者等管理を必要とする者
処理情報の収集方法	本人からの申告・届出・報告・申請・確認・担保提供・不服申立て、調査、更正・決定、裁決、判決、異議決定、指定、通知、承認等
開示請求を受理する組織の名称及び所在地	処理情報の本人の納税地を所轄する税務署、酒類等製造場又は酒類蔵置場若しくは酒類販売場の所在地を所轄する税務署（納税地等従属情報ファイルの別記に同じ。）

個人情報ファイルの名称	納税地等個別情報ファイル
保有機関の名称	国税庁
個人情報ファイルが使用に供される事務をつかさどる組織の名称	課税部所得税課
ファイル保有目的	納税義務の適正な履行の確保に資する。
ファイル記録項目	1生年月日、2死亡年月日、3開業年月日、4廃業年月日、5最終課税事績新年分、6最終課税事績旧年分、7延長対象期間(自)、8延長対象期間(至)、9延長期日、10期限延長指定日、11課税年分、12青色区分、13青色承認年分(新)、14青色承認年分(旧)、15青色取りやめ年分(新)、16青色取りやめ年分(旧)、17青色取消年分、18現金主義適用開始年分、19現金主義取りやめ年分、20現金主義再適用開始年分、21青色承認新年月日、22青色承認旧年月日、23青色取りやめ新年月日、24青色取りやめ旧年月日、25青色取消年月日、26特別農業所得者承認年分
ファイル記録範囲	確定申告書を提出した者、申告所得税について決定を受けた者、青色申告者、その他管理を必要とする者
処理情報の収集方法	本人からの確定申告書・青色申告承認申請書、更正・決定
開示請求を受理する組織の名称及び所在地	処理情報の本人の納税地を所轄する税務署（納税地等従属情報ファイルの別記に同じ。）

個人情報ファイルの名称	申請書等事績管理ファイル
保有機関の名称	国税庁
個人情報ファイルが使用に供される事務をつかさどる組織の名称	課税部所得税課
ファイル保有目的	納税義務の適正な履行の確保に資する。
ファイル記録項目	1提出年月日、2課税年分、3減額申請月、4取下年月日
ファイル記録範囲	青色申告書、更正請求書、予定納税の減額申請等各種届出書・申請書を提出した者
処理情報の収集方法	本人からの各種届出書・申請書
開示請求を受理する組織の名称及び所在地	処理情報の本人の納税地を所轄する税務署（納税地等従属情報ファイルの別記に同じ。）

個人情報ファイルの名称	課税事績情報ファイル
保有機関の名称	国税庁
個人情報ファイルが使用に供される事務をつかさどる組織の名称	課税部所得税課

福山税務署　〒720　広島県福山市三吉町4－4－8
府中税務署　〒726　広島県府中市鵜飼町555－40
三次税務署　〒728　広島県三次市十日市町東1－13－5
庄原税務署　〒727　広島県庄原市三日市町667－5
山口税務署　〒753　山口県山口市中河原町6－16山口地方合同庁舎2号館
岩国税務署　〒740　山口県岩国市麻里布町6－14－25
柳井税務署　〒742　山口県柳井市大字柳井3745－1
徳山税務署　〒745　山口県徳山市今宿町2－35
光税務署　〒743　山口県光市虹ヶ浜3－10－1
防府税務署　〒747　山口県防府市鞠生町1－2－12
厚狭税務署　〒757　山口県厚狭郡山陽町大字鴨庄111－1
下関税務署　〒751　山口県下関市山の口町1－18
宇部税務署　〒755　山口県宇部市常盤町1－8－22
長門税務署　〒759－41　山口県長門市東深川1964－1
萩税務署　〒758　山口県萩市大字唐樋町3－7
岡山東税務署　〒700　岡山県岡山市天神町3－23
岡山西税務署　〒700　岡山県岡山市伊福町4－5－38
西大寺税務署　〒704　岡山県岡山市西大寺中2－24－13
瀬戸税務署　〒709－08　岡山県赤磐郡瀬戸町瀬戸70
玉野税務署　〒706　岡山県玉野市宇野2－4－12
児島税務署　〒711　岡山県倉敷市児島小川5－1－66
倉敷税務署　〒710　岡山県倉敷市幸町2－37
玉島税務署　〒713　岡山県倉敷市玉島阿賀崎2－1－50
笠岡税務署　〒714　岡山県笠岡市五番町5－48
高梁税務署　〒716　岡山県高梁市向町13
新見税務署　〒718　岡山県新見市新見721－1
久世税務署　〒719－32　岡山県真庭郡久世町大字鍋屋8－1
津山税務署　〒708　岡山県津山市田町67
鳥取税務署　〒680　鳥取県鳥取市富安2－89－4鳥取第一地方合同庁舎
倉吉税務署　〒682　鳥取県倉吉市上井587－1
米子税務署　〒683　鳥取県米子市東町124－16
松江税務署　〒690　島根県松江市内中原町21
大東税務署　〒699－12　島根県大原郡大東町大字飯田86－7
出雲税務署　〒693　島根県出雲市今市町400－3
石見大田税務署　〒694　島根県大田市大田町大田イ289－2
浜田税務署　〒697　島根県浜田市殿町1177
益田税務署　〒698　島根県益田市元町12－11
西郷税務署　〒685　島根県隠岐郡西郷町大字港町字日記62－1
高松税務署　〒760　香川県高松市天神前2－10高松国税総合庁舎
丸亀税務署　〒763　香川県丸亀市大手町2－1－23
観音寺税務署　〒768　香川県観音寺市観音寺町甲272－5
坂出税務署　〒762　香川県坂出市京町2－6－27坂出合同庁舎
長尾税務署　〒769－23　香川県大川郡長尾町西871－1
土庄税務署　〒761－41　香川県小豆郡土庄町字吉ヶ浦甲6192－2
松山税務署　〒790　愛媛県松山市本町1－3－4
今治税務署　〒794　愛媛県今治市常盤町4－5－1
伊予西条税務署　〒793　愛媛県西条市神拝字新町甲511－17
新居浜税務署　〒792　愛媛県新居浜市一宮町1－5－4
伊予三島税務署　〒799－04　愛媛県伊予三島市中央5－9－45
大洲税務署　〒795　愛媛県大洲市大洲689
八幡浜税務署　〒796　愛媛県八幡浜市下松影1096－4
宇和島税務署　〒798　愛媛県宇和島市堀端町1－38
徳島税務署　〒770　徳島県徳島市幸町3－54
川島税務署　〒779－33　徳島県麻植郡川島町大字宮島747－2
阿南税務署　〒774　徳島県阿南市富岡町滝の下4－4
鳴門税務署　〒772　徳島県鳴門市撫養町南浜字東浜39－3
脇町税務署　〒779－36　徳島県美馬郡脇町猪尻西の久保36
池田税務署　〒778　徳島県三好郡池田町字シンマチ1340－1
高知税務署　〒780　高知県高知市本町5－6－15
伊野税務署　〒781－21　高知県吾川郡伊野町幸町5
中村税務署　〒787　高知県中村市新町4－4
須崎税務署　〒785　高知県須崎市青木町1－4
南国税務署　〒783　高知県南国市大埇字吉田前甲1592－2
安芸税務署　〒784　高知県安芸市矢の丸4－5
福岡税務署　〒810　福岡県福岡市中央区天神4－8－28
西福岡税務署　〒814　福岡県福岡市早良区百道1－5－22
博多税務署　〒812　福岡県福岡市東区馬出1－8－1
香椎税務署　〒813　福岡県福岡市東区千早6－2－1
筑紫税務署　〒818　福岡県筑紫野市大字二日市708－5
八幡税務署　〒805　福岡県北九州市八幡東区平野2－13－1
若松税務署　〒808　福岡県北九州市若松区白山1－2－3
直方税務署　〒822　福岡県直方市殿町9－10
田川税務署　〒825　福岡県田川市新町11－55
飯塚税務署　〒820　福岡県飯塚市新立岩11－45
久留米税務署　〒830　福岡県久留米市諏訪野町2401－10
甘木税務署　〒838　福岡県甘木市大字菩提寺字中の坪565－1
大川税務署　〒831　福岡県大川市大字榎津字大溝325－1
八女税務署　〒834　福岡県八女市大字本町510
大牟田税務署　〒836　福岡県大牟田市不知火町1－3－16
小倉税務署　〒802　福岡県北九州市小倉北区萩崎町1－10
門司税務署　〒801　福岡県北九州市門司区清滝3－5－30
行橋税務署　〒824　福岡県行橋市門樋町1－1
佐賀税務署　〒840　佐賀県佐賀市堀川町1－5
鳥栖税務署　〒841　佐賀県鳥栖市秋葉町3－12－2
唐津税務署　〒847　佐賀県唐津市千代田町2109－46
武雄税務署　〒843　佐賀県武雄市武雄町大字武雄5658－1
伊万里税務署　〒848　佐賀県伊万里市立花町4023－1
長崎税務署　〒850　長崎県長崎市松が枝町6－26
諫早税務署　〒854　長崎県諫早市永昌東町25－45
佐世保税務署　〒857　長崎県佐世保市木場田町2－19
島原税務署　〒855　長崎県島原市弁天町1－7403

横手税務署	〒013 秋田県横手市旭川1－5－8
湯沢税務署	〒012 秋田県湯沢市大工町2－32
青森税務署	〒030 青森県青森市本町1－6－5
弘前税務署	〒036 青森県弘前市大字本町2－2
黒石税務署	〒036－03 青森県黒石市西ヶ丘66
五所川原税務署	〒037 青森県五所川原市字柳町1
十和田税務署	〒034 青森県十和田市西三番町1－34
むつ税務署	〒035 青森県むつ市金谷2－6－15
八戸税務署	〒031 青森県八戸市江陽2－9－45
山形税務署	〒990 山形県山形市大手町1－23
寒河江税務署	〒991 山形県寒河江市中央2－2－35
村山税務署	〒995 山形県村山市楯岡笛田1－9－34
新庄税務署	〒996 山形県新庄市五日町字宮内241
酒田税務署	〒998 山形県酒田市光ヶ丘2－2－36
鶴岡税務署	〒997 山形県鶴岡市泉町5－70
長井税務署	〒993 山形県長井市高野町2－7－37
米沢税務署	〒992 山形県米沢市門東町1－1－9
名古屋中税務署	〒460 愛知県名古屋市中区三の丸3－3－2名古屋国税総合庁舎
名古屋東税務署	〒461 愛知県名古屋市東区主税町3－18
千種税務署	〒464 愛知県名古屋市千種区振甫町3－32
名古屋北税務署	〒462 愛知県名古屋市北区清水5－6－16
名古屋西税務署	〒451 愛知県名古屋市西区押切2－7－21
名古屋中村税務署	〒453 愛知県名古屋市中村区太閤3－4－1
昭和税務署	〒467 愛知県名古屋市瑞穂区瑞穂町字西藤塚1－4
熱田税務署	〒456 愛知県名古屋市熱田区花表町7－17
中川税務署	〒454 愛知県名古屋市中川区尾頭橋1－7－19
小牧税務署	〒485 愛知県小牧市中央1－424
尾張瀬戸税務署	〒489 愛知県瀬戸市熊野町76－1
一宮税務署	〒491 愛知県一宮市栄4－5－7
津島税務署	〒496 愛知県津島市良王町2－31－1
半田税務署	〒475 愛知県半田市宮路町50－5
刈谷税務署	〒448 愛知県刈谷市神明町3－501
西尾税務署	〒445 愛知県西尾市熊味町南十五夜41－1
岡崎税務署	〒444 愛知県岡崎市明大寺本町1－46
豊田税務署	〒471 愛知県豊田市平芝町4－44
豊橋税務署	〒440 愛知県豊橋市大国町111豊橋地方合同庁舎
新城税務署	〒441－13 愛知県新城市字裏野1－1
静岡税務署	〒420 静岡県静岡市追手町10－88
清水税務署	〒424 静岡県清水市江尻東1－5－1
下田税務署	〒415 静岡県下田市6－3－26
沼津税務署	〒410 静岡県沼津市米山町3－30
三島税務署	〒411 静岡県三島市文教町1－4－33
熱海税務署	〒413 静岡県熱海市春日町1－1
富士税務署	〒416 静岡県富士市本市場597－1
藤枝税務署	〒426 静岡県藤枝市青木2－2－33
島田税務署	〒427 静岡県島田市扇町2－2

磐田税務署	〒438 静岡県磐田市中泉字[illegible]松112－4
掛川税務署	〒436 静岡県掛川市緑ヶ丘2－11－4
浜松西税務署	〒430 静岡県浜松市元目町120－1
浜松東税務署	〒430 静岡県浜松市砂山町216－6
津税務署	〒514 三重県津市桜橋2－99
桑名税務署	〒511 三重県桑名市江場7－6
鈴鹿税務署	〒513 三重県鈴鹿市神戸9－24－45
四日市税務署	〒510 三重県四日市市西浦2－2－8
松阪税務署	〒515 三重県松阪市殿町1315－3
伊勢税務署	〒516 三重県伊勢市岩渕1－2－24
上野税務署	〒518 三重県上野市緑ヶ丘本町1680
尾鷲税務署	〒519－36 三重県尾鷲市末広町1－30
岐阜北税務署	〒500 岐阜県岐阜市千石町1－4
岐阜南税務署	〒500 岐阜県岐阜市加納清水町4－22－2
大垣税務署	〒503 岐阜県大垣市丸の内2－30
関税務署	〒501－32 岐阜県関市川間町2
多治見税務署	〒507 岐阜県多治見市音羽町1－35
中津川税務署	〒508 岐阜県中津川市西宮町2－2
高山税務署	〒506 岐阜県高山市名田町3－82
金沢税務署	〒920 石川県金沢市西念町103街区12金沢駅西合同庁舎
松任税務署	〒924 石川県松任市博労町117
小松税務署	〒923 石川県小松市園町ホ120－1
七尾税務署	〒926 石川県七尾市本府中町ニ部40－1
輪島税務署	〒928 石川県輪島市河井町15部90－16
福井税務署	〒910 福井県福井市春山1－6－1
三国税務署	〒913 福井県坂井郡三国町錦3－3－17
大野税務署	〒912 福井県大野市城町7－28
武生税務署	〒915 福井県武生市中央1－6－12
敦賀税務署	〒914 福井県敦賀市曙町11－43
小浜税務署	〒917 福井県小浜市一番町4－17
富山税務署	〒930 富山県富山市丸の内1－5－13富山丸の内合同庁舎
魚津税務署	〒937 富山県魚津市北鬼江313－2
高岡税務署	〒933 富山県高岡市博労本町5－30
砺波税務署	〒939－13 富山県砺波市本町8－10
広島東税務署	〒730 広島県広島市中区上八丁堀3－19
広島西税務署	〒733 広島県広島市西区観音新町1－17－3
広島南税務署	〒734 広島県広島市南区宇品東6－1－72
廿日市税務署	〒738 広島県廿日市市桜尾2－1－26
呉税務署	〒737 広島県呉市西中央2－1－21
海田税務署	〒736 広島県安芸郡海田町大正町1－13
広島北税務署	〒731－02 広島県広島市安佐北区亀山2－25－10
吉田税務署	〒731－05 広島県高田郡吉田町大字吉田3604－1
西条税務署	〒724 広島県東広島市西条昭和町16－8
竹原税務署	〒725 広島県竹原市竹原町北堀1548－17
尾道税務署	〒722 広島県尾道市古浜町27－18
三原税務署	〒723 広島県三原市宮沖町244

三木税務署　〒673—04　兵庫県三木市末広1—9—10
社税務署　〒673—14　兵庫県加東郡社町社51—3
西脇税務署　〒677　兵庫県西脇市西脇字後町771—118
加古川税務署　〒675　兵庫県加古川市加古川町木村字木寺5—2
姫路税務署　〒670　兵庫県姫路市北条字中道250
龍野税務署　〒679—41　兵庫県龍野市龍野町富永字田井屋畑1005—70
相生税務署　〒678　兵庫県相生市垣内町2—45
豊岡税務署　〒668　兵庫県豊岡市上陰字ウチダ216
和田山税務署　〒669—52　兵庫県朝来郡和田山町和田山字西裏388—1
柏原税務署　〒669—33　兵庫県氷上郡柏原町柏原518—1
洲本税務署　〒656　兵庫県洲本市山手1—1—15
奈良税務署　〒630　奈良県奈良市登大路町81奈良合同庁舎
葛城税務署　〒635　奈良県大和高田市西町1—15
桜井税務署　〒633　奈良県桜井市粟殿185—4
吉野税務署　〒639—31　奈良県吉野郡吉野町丹治132
和歌山税務署　〒640　和歌山県和歌山市湊通丁北1—1
粉河税務署　〒649—65　和歌山県那賀郡粉河町粉河807
海南税務署　〒642　和歌山県海南市名高255—4
湯浅税務署　〒643　和歌山県有田郡湯浅町湯浅2430—76
御坊税務署　〒644　和歌山県御坊市薗430—3
田辺税務署　〒646　和歌山県田辺市上屋敷町114
新宮税務署　〒647　和歌山県新宮市伊佐田町2—1—20
大津税務署　〒520　滋賀県大津市中央4—6—55
草津税務署　〒525　滋賀県草津市大路2—3—45
水口税務署　〒528　滋賀県甲賀郡水口町大字水口5587—3
近江八幡税務署　〒523　滋賀県近江八幡市桜宮町243—2
彦根税務署　〒522　滋賀県彦根市立花町5—20
長浜税務署　〒526　滋賀県長浜市高田町9—3
今津税務署　〒520—16　滋賀県高島郡今津町今津住吉1—5—10
札幌中税務署　〒060　北海道札幌市中央区大通西10札幌第二合同庁舎
札幌西税務署　〒063　北海道札幌市西区琴似4条1—7—1
札幌北税務署　〒065　北海道札幌市東区北16条東4
札幌南税務署　〒062　北海道札幌市豊平区月寒東1条5—3—4
函館税務署　〒040　北海道函館市新川町26—6
江差税務署　〒043　北海道檜山郡江差町字橋本町84
八雲税務署　〒049—31　北海道山越郡八雲町出雲町60
小樽税務署　〒047　北海道小樽市富岡1—16—1
余市税務署　〒046　北海道余市郡余市町朝日町1
倶知安税務署　〒044　北海道虻田郡倶知安町南1条東3—1倶知安地方合同庁舎
岩見沢税務署　〒068　北海道岩見沢市2条東4—5—1
滝川税務署　〒073　北海道滝川市大町1—8—14
深川税務署　〒074　北海道深川市4条15—3
旭川中税務署　〒070　北海道旭川市5条通11右1
旭川東税務署　〒070　北海道旭川市8条通14
富良野税務署　〒076　北海道富良野市桂木町3—2
名寄税務署　〒096　北海道名寄市西1条北1—11
留萌税務署　〒077　北海道留萌市寿町3—19
稚内税務署　〒097　北海道稚内市宝来2—2—24
室蘭税務署　〒051　北海道室蘭市入江町1—13
浦河税務署　〒057　北海道浦河郡浦河町常盤町28
苫小牧税務署　〒053　北海道苫小牧市旭町3—4—17
網走税務署　〒093　北海道網走市南6条東5—9
紋別税務署　〒094　北海道紋別市南が丘町2—1—44
北見税務署　〒090　北海道北見市青葉町3—1
釧路税務署　〒085　北海道釧路市幣舞町3—11
帯広税務署　〒080　北海道帯広市西5条南6—1
十勝池田税務署　〒083　北海道中川郡池田町字旭町1—8—8
根室税務署　〒087　北海道根室市弥栄町1—18根室地方合同庁舎
仙台北税務署　〒980　宮城県仙台市青葉区上杉1—1—1
仙台中税務署　〒980　宮城県仙台市青葉区中央4—5—2
仙台南税務署　〒982　宮城県仙台市太白区長町4—7—15
塩釜税務署　〒985　宮城県塩釜市旭町17—15
古川税務署　〒989—61　宮城県古川市幸町1—2—1
築館税務署　〒987—22　宮城県栗原郡築館町伊豆3—1—10
佐沼税務署　〒987—05　宮城県登米郡迫町左沼字沼向109
石巻税務署　〒986　宮城県石巻市千石町2—35
気仙沼税務署　〒988　宮城県気仙沼市古町3—4—5
大河原税務署　〒989—12　宮城県柴田郡大河原町大谷字末広12—1
盛岡税務署　〒020　岩手県盛岡市本町通3—8—37
花巻税務署　〒025　岩手県花巻市材木町8—20
水沢税務署　〒023　岩手県水沢市西上野町3—5
一関税務署　〒021　岩手県一関市田村町7—17
大船渡税務署　〒022　岩手県大船渡市盛町字下館下7—22
釜石税務署　〒026　岩手県釜石市小佐野町3—8—24
宮古税務署　〒027　岩手県宮古市保久田7—22
久慈税務署　〒028　岩手県久慈市川崎町15—15
二戸税務署　〒028—61　岩手県二戸市福岡字八幡下16
福島税務署　〒960　福島県福島市森合町16—6
二本松税務署　〒964　福島県二本松市亀谷1—29
郡山税務署　〒963　福島県郡山市堂前町20—11
須賀川税務署　〒962　福島県須賀川市東町96
田島税務署　〒967　福島県南会津郡田島町大字田島字寺前甲2939—2
会津若松税務署　〒965　福島県会津若松市城前1—82
喜多方税務署　〒966　福島県喜多方市字中島7513—3
白河税務署　〒961　福島県白河市字中田5—1
いわき税務署　〒970　福島県いわき市平字菱川町6—3
相馬税務署　〒976　福島県相馬市中村字曲田92—2
秋田南税務署　〒010　秋田県秋田市中通5—5—2
秋田北税務署　〒011　秋田県秋田市土崎港中央6—9—13
大館税務署　〒017　秋田県大館市赤館町2—16
能代税務署　〒016　秋田県能代市盤若町1—12
本荘税務署　〒015　秋田県本荘市東梵崎町28
大曲税務署　〒014　秋田県大曲市上栄町9—4

真岡税務署　〒321—43 栃木県真岡市荒町5178
栃木税務署　〒328 栃木県栃木市本町17—7
大田原税務署　〒324 栃木県大田原市紫塚1—5—54
氏家税務署　〒329—13 栃木県塩谷郡氏家町大字氏家2431—1
足利税務署　〒326 栃木県足利市大正町863—22
佐野税務署　〒327 栃木県佐野市若松町425
前橋税務署　〒371—91 群馬県前橋市表町2—16—7
伊勢崎税務署　〒372 群馬県伊勢崎市鹿島町562—1
高崎税務署　〒370 群馬県高崎市東町134—12高崎地方合同庁舎
藤岡税務署　〒375 群馬県藤岡市藤岡668—1
富岡税務署　〒370—23 群馬県富岡市富岡2741—1
中之条税務署　〒377—04 群馬県吾妻郡中之条町大字伊勢町1022—1
沼田税務署　〒378 群馬県沼田市東原新町1910—2
桐生税務署　〒376 群馬県桐生市永楽町1—15
館林税務署　〒374 群馬県館林市仲町11—12
長野税務署　〒380—91 長野県長野市西後町608—2
佐久税務署　〒385 長野県佐久市大字岩村田1201—2
上田税務署　〒386 長野県上田市中央西2—6—22
諏訪税務署　〒392 長野県諏訪市清水2—5—22
伊那税務署　〒396 長野県伊那市伊那3545—1
飯田税務署　〒395 長野県飯田市江戸町2—289—1
木曽税務署　〒397 長野県木曽郡木曽福島町5637—1
松本税務署　〒390 長野県松本市城西2—1—20
大町税務署　〒398 長野県大町市大字大町3190—16
信濃中野税務署　〒383 長野県中野市中央1—5—20
新潟税務署　〒951 新潟県新潟市営所通二番町692—5
新津税務署　〒956 新潟県新津市善道町1—6—38
新発田税務署　〒957 新潟県新発田市諏訪町1—12—24
巻税務署　〒953 新潟県西蒲原郡巻町大字巻甲4265
三条税務署　〒955 新潟県三条市南新保4—9
長岡税務署　〒940 新潟県長岡市南町3—9—1
小千谷税務署　〒947 新潟県小千谷市大字稗生乙725—3
十日町税務署　〒948 新潟県十日町市子377—1
柏崎税務署　〒945 新潟県柏崎市中央町5—53
高田税務署　〒943 新潟県上越市西城町3—2—18
糸魚川税務署　〒941 新潟県糸魚川市東寺町1—3—40
村上税務署　〒958 新潟県村上市三之町11—1
相川税務署　〒952—15 新潟県佐渡郡相川町大字三町目浜町25
東税務署　〒540 大阪府大阪市中央区大手前1—5—63大阪合同庁舎第3号館
西税務署　〒550 大阪府大阪市西区川口2—7—9
港税務署　〒552 大阪府大阪市港区磯路3—20—11
南税務署　〒542 大阪府大阪市中央区谷町7—5—23
浪速税務署　〒556 大阪府大阪市浪速区難波中3—13—9
天王寺税務署　〒543 大阪府大阪市天王寺区堂ヶ芝2—11—25
北税務署　〒530 大阪府大阪市北区南扇町7—13
大阪福島税務署　〒553 大阪府大阪市福島区玉川2—12—28
西淀川税務署　〒555 大阪府大阪市西淀川区野里3—3—3
生野税務署　〒544 大阪府大阪市生野区勝山北5—22—14
東成税務署　〒537 大阪府大阪市東成区東小橋2—1—7
旭税務署　〒535 大阪府大阪市旭区大宮1—1—25
城東税務署　〒536 大阪府大阪市城東区中央2—14—29
阿倍野税務署　〒545 大阪府大阪市阿倍野区三明町2—10—29
東住吉税務署　〒547 大阪府大阪市平野区平野西2—2—2
西成税務署　〒557 大阪府大阪市西成区千本中1—3—4
住吉税務署　〒558 大阪府大阪市住吉区住吉2—17—37
大淀税務署　〒531 大阪府大阪市北区中津1—5—16
東淀川税務署　〒532 大阪府大阪市淀川区木川東2—3—1
茨木税務署　〒567 大阪府茨木市上中条1—9—21
吹田税務署　〒564 大阪府吹田市片山町3—16—22
豊能税務署　〒563 大阪府池田市城南2—1—8
堺税務署　〒590 大阪府堺市南瓦町2—20
泉大津税務署　〒595 大阪府泉大津市二田町1—15—27
岸和田税務署　〒596 大阪府岸和田市土生町2—28—1
泉佐野税務署　〒598 大阪府泉佐野市下瓦屋3—1—19
富田林税務署　〒584 大阪府富田林市若松町西2—1697—1
東大阪税務署　〒577 大阪府東大阪市永和2—3—8
八尾税務署　〒581 大阪府八尾市高美町3—2—29
枚方税務署　〒573 大阪府枚方市大垣内町2—9—9
門真税務署　〒571 大阪府門真市殿島町8—12
上京税務署　〒602 京都府京都市上京区一条通西洞院東入元真如堂町358
中京税務署　〒604 京都府京都市中京区柳馬場通二条下ル等持寺町15
下京税務署　〒600 京都府京都市下京区間之町五条下ル大津町8
右京税務署　〒615 京都府京都市右京区西院上花田町10—1
東山税務署　〒605 京都府京都市東山区渋谷通大和大路東入下新シ町339—5
左京税務署　〒606 京都府京都市左京区聖護院円頓美町18
伏見税務署　〒612 京都府京都市伏見区鑓屋町
宇治税務署　〒611 京都府宇治市大久保町井の尻60—3
園部税務署　〒622 京都府船井郡園部町小山東町溝辺21—2
福知山税務署　〒620 京都府福知山市篠尾新町1—37
宮津税務署　〒626 京都府宮津市字鶴賀2070—14
舞鶴税務署　〒624 京都府舞鶴市字上安久240
峰山税務署　〒627 京都府中郡峰山町字杉谷小字イバラ山147—12
神戸税務署　〒650 兵庫県神戸市中央区中山手通2—2—20
灘税務署　〒657 兵庫県神戸市灘区泉通2—1
須磨税務署　〒654 兵庫県神戸市須磨区衣掛町5—2—18
兵庫税務署　〒652 兵庫県神戸市兵庫区水木通2—1—4
長田税務署　〒653 兵庫県神戸市長田区御船通1—1—4
西宮税務署　〒662 兵庫県西宮市江上町3—35
芦屋税務署　〒659 兵庫県芦屋市公光町6—2
伊丹税務署　〒664 兵庫県伊丹市千僧1—47—3
尼崎税務署　〒600 兵庫県尼崎市西難波町1—8—1
明石税務署　〒673 兵庫県明石市中崎1—6—16

世田谷税務署　〒154　東京都世田谷区若林4−22−14
北沢税務署　〒156　東京都世田谷区松原6−13−10
玉川税務署　〒158　東京都世田谷区玉川2−1−7
目黒税務署　〒153　東京都目黒区東山3−24−13
渋谷税務署　〒150　東京都渋谷区宇田川町1−10渋谷地方合同庁舎
新宿税務署　〒169　東京都新宿区北新宿1−19−3
中野税務署　〒164　東京都中野区中野4−9−15
杉並税務署　〒166　東京都杉並区成田東4−15−8
荻窪税務署　〒167　東京都杉並区天沼3−19−14
板橋税務署　〒173　東京都板橋区大山東町35−1
練馬東税務署　〒176　東京都練馬区栄町23−7
練馬西税務署　〒178　東京都練馬区東大泉7−31−35
豊島税務署　〒171　東京都豊島区西池袋3−33−22
王子税務署　〒114　東京都北区王子3−22−15
荒川税務署　〒116　東京都荒川区西日暮里6−7−2
足立税務署　〒120　東京都足立区千住旭町4−21足立地方合同庁舎
西新井税務署　〒123　東京都足立区栗原3−10−16
本所税務署　〒130　東京都墨田区業平1−7−2
向島税務署　〒131　東京都墨田区東向島2−7−14
葛飾税務署　〒124　東京都葛飾区立石6−1−3
江戸川税務署　〒132　東京都江戸川区平井1−16−11
江東西税務署　〒135　東京都江東区猿江2−16−12
江東東税務署　〒136　東京都江東区亀戸2−17−8
青梅税務署　〒198　東京都青梅市東青梅4−13−4
八王子税務署　〒192　東京都八王子市子安町4−4−9
日野税務署　〒191　東京都日野市大字万願寺229
町田税務署　〒194　東京都町田市中町3−3−6
立川税務署　〒190　東京都立川市高松町2−26−12
東村山税務署　〒189　東京都東村山市本町1−20−22
武蔵野税務署　〒180　東京都武蔵野市吉祥寺本町3−27−1
武蔵府中税務署　〒183　東京都府中市分梅町1−31
横浜中税務署　〒231　神奈川県横浜市中区山下町37−9横浜地方合同庁舎
横浜南税務署　〒232　神奈川県横浜市南区南太田町2−124−1
保土ヶ谷税務署　〒240　神奈川県横浜市保土ヶ谷区帷子町2−64
戸塚税務署　〒244　神奈川県横浜市戸塚区吉田町2001
神奈川税務署　〒222　神奈川県横浜市港北区大豆戸町528−5
緑税務署　〒225　神奈川県横浜市緑区市ヶ尾町22−3
鶴見税務署　〒230　神奈川県横浜市鶴見区鶴見中央4−38−32
川崎南税務署　〒210　神奈川県川崎市川崎区榎町3−18
川崎北税務署　〒213　神奈川県川崎市高津区久本2−4−3
川崎西税務署　〒215　神奈川県川崎市麻生区上麻生3−16−1
横須賀税務署　〒238　神奈川県横須賀市上町3−1
鎌倉税務署　〒248　神奈川県鎌倉市佐助1−9−30
藤沢税務署　〒251　神奈川県藤沢市朝日町1−11
平塚税務署　〒254　神奈川県平塚市松風町2−30
厚木税務署　〒243　神奈川県厚木市水引1−10−7
大和税務署　〒242　神奈川県大和市中央5−13−13
相模原税務署　〒229　神奈川県相模原市富士見6−4−14
小田原税務署　〒250　神奈川県小田原市荻窪440
千葉東税務署　〒260　千葉県千葉市中央区祐光1−1−1
千葉西税務署　〒262　千葉県千葉市花見川区武石町1−520
千葉南税務署　〒260　千葉県千葉市中央区蘇我町1−566−1
成田税務署　〒286　千葉県成田市加良部1−15
松戸税務署　〒271　千葉県松戸市小根本53−3
柏税務署　〒277　千葉県柏市あけぼの2−1−30
市川税務署　〒272　千葉県市川市北方1−11−10
船橋税務署　〒273　千葉県船橋市東船橋5−7−7
佐原税務署　〒287　千葉県佐原市北1−4−1
銚子税務署　〒288　千葉県銚子市栄町2−1−1
東金税務署　〒283　千葉県東金市東新宿1−1−12
茂原税務署　〒297　千葉県茂原市高師870
木更津税務署　〒292　千葉県木更津市富士見2−7−18
館山税務署　〒294　千葉県館山市北条1164
甲府税務署　〒400　山梨県甲府市丸の内1−11−6
山梨税務署　〒405　山梨県山梨市上神内川738
鰍沢税務署　〒400−06　山梨県南巨摩郡鰍沢町1502−1
大月税務署　〒401　山梨県大月市御太刀2−8−10大月地方合同庁舎
浦和税務署　〒336−92　埼玉県浦和市常盤4−11−19
朝霞税務署　〒351　埼玉県朝霞市大字浜崎1890−9
大宮税務署　〒330　埼玉県大宮市土手町3−184
上尾税務署　〒362　埼玉県上尾市大字南71−1
川口税務署　〒332　埼玉県川口市青木2−2−17
西川口税務署　〒332　埼玉県川口市西川口4−6−18
川越税務署　〒350　埼玉県川越市三光町36−1
所沢税務署　〒359　埼玉県所沢市並木1−7
東松山税務署　〒355　埼玉県東松山市箭弓町1−8−14
秩父税務署　〒368　埼玉県秩父市日野田町1−2−41
熊谷税務署　〒360　埼玉県熊谷市仲町41
本庄税務署　〒367　埼玉県本庄市駅南2−25−16
行田税務署　〒361　埼玉県行田市栄町17−15
春日部税務署　〒344　埼玉県春日部市大沼2−12−1
越谷税務署　〒343　埼玉県越谷市赤山町5−7−47
水戸税務署　〒310−91　茨城県水戸市北見町1−17
太田税務署　〒313　茨城県常陸太田市金井町3662
日立税務署　〒317　茨城県日立市若葉町2−1−8
潮来税務署　〒311−24　茨城県行方郡潮来町大字延方甲1358
竜ヶ崎税務署　〒301　茨城県竜ヶ崎市川原代町1182−5
土浦税務署　〒300　茨城県土浦市城北町4−15
下館税務署　〒308　茨城県下館市大字二木成823−2
古河税務署　〒306　茨城県古河市北町5−2
宇都宮税務署　〒320　栃木県宇都宮市昭和2−1−7
鹿沼税務署　〒322　栃木県鹿沼市東末広町1934−24

○総務庁告示第三十四号

行政機関の保有する電子計算機処理に係る個人情報の保護に関する法律（昭和六十三年法律第九十五号）第六条第一項の規定による通知を受けた個人情報ファイルについて、同法第八条第一項の規定に基づき、次のように告示する。

平成七年五月一日　　総務庁長官　山口　鶴男

1　行政機関が平成7年1月5日から4月1日までの間に保有を開始した個人情報ファイル

個人情報ファイルの名称	図書目録データベース
保有機関の名称	防衛庁
個人情報ファイルが使用に供される事務をつかさどる組織の名称	防衛大学校図書館事務室
ファイル保有目的	所蔵図書の管理及び検索に利用する。
ファイル記録項目	1書名、2著者名、3出版者、4出版年、5分類番号、6ISBN（国際標準図書番号）
ファイル記録範囲	防衛大学校図書館が所蔵する図書の著者
処理情報の収集方法	購入及び寄贈
開示請求を受理する組織の名称及び所在地	防衛庁長官官房総務課 〒107　東京都港区赤坂9－7－45

個人情報ファイルの名称	不動産登記法第151条ノ2第1項の登記簿（7ファイル）
保有機関の名称	法務省
個人情報ファイルが使用に供される事務をつかさどる組織の名称	富山地方法務局、岐阜地方法務局、金沢地方法務局金沢西出張所、富山地方法務局、熊本地方法務局熊本南出張所、札幌法務局苫小牧支局、高松法務局大内出張所
ファイル保有目的	不動産に関する登記を行うとともに登記事項の公開に資する。
ファイル記録項目	1不動産の表示に関する事項、2不動産の所有権に関する事項、3不動産の所有権以外の権利に関する事項
ファイル記録範囲	不動産に関する権利の登記名義人
処理情報の収集方法	不動産登記法（明治32年法律第24号）その他登記に関する法令の規定に基づく申請、嘱託又は職権
処理情報の経常的提供先	不動産登記法に基づく請求者、不動産所在地の市町村長
他の法律又はこれに基づく命令の規定による、処理情報の内容が記載された書類の本人への交付等	すべてのファイル記録項目の内容が、不動産登記法の規定により、登記原因を証する書面又は申請書の副本に登記済の旨が記載され、既に本人に還付されている。 すべてのファイル記録項目の内容について何人でも、同法の規定により、これらを記載した登記事項証明書又は登記事項要約書の交付を請求することができる。

個人情報ファイルの名称	外国勲章受章者名簿
保有機関の名称	外務省
個人情報ファイルが使用に供される事務をつかさどる組織の名称	大臣官房儀典官
ファイル保有目的	叙勲及び褒叙の先例調査のために利用する。
ファイル記録項目	1氏名、2肩書、3勲章授与国、4勲章名、5受章の形態、6受章年月日、7受章理由
ファイル記録範囲	外国政府から叙勲された日本人（通報のあった者）
処理情報の収集方法	在日外国公館及び本人又は関係者からの通報
処理情報の経常的提供先	在外公館、総理府賞勲局、宮内庁東宮職及び同庁式部職
開示請求を受理する組織の名称及び所在地	外務大臣官房儀典官 〒100　東京都千代田区霞が関2－2－1

個人情報ファイルの名称	外国人叙勲名簿
保有機関の名称	外務省
個人情報ファイルが使用に供される事務をつかさどる組織の名称	大臣官房儀典官
ファイル保有目的	叙勲及び褒叙の先例調査のために利用する。
ファイル記録項目	1氏名、2性別、3生年月日、4国籍、5経歴、6経歴の分類コード、7叙勲理由、8勲章名、9叙勲の形態、10叙勲年月日、11推薦団体
ファイル記録範囲	日本政府から叙勲された外国人
処理情報の収集方法	在外公館及び国内官庁から提供される推薦情報
処理情報の経常的提供先	在外公館、総理府賞勲局、宮内庁東宮職及び同庁式部職
開示請求を受理する組織の名称及び所在地	外務大臣官房儀典官 〒100　東京都千代田区霞が関2－2－1

個人情報ファイルの名称	納税地等従属情報ファイル
保有機関の名称	国税庁
個人情報ファイルが使用に供される事務をつかさどる組織の名称	長官官房企画課
ファイル保有目的	納税義務の適正な履行の確保に資する。
ファイル記録項目	1漢字屋号名、2カナ屋号名
ファイル記録範囲	確定申告書の提出者等管理を必要とする者
処理情報の収集方法	本人からの申告・届出・報告・申請・確認・担保提供・不服申立て、調査、更正・決定、裁決、判決、異議決定、指定、通知、承認等
開示請求を受理する組織の名称及び所在地	処理情報の本人の納税地を所轄する税務署、酒類等製造場又は酒類販売場若しくは酒類販売場の所在地を所轄する税務署（別記のとおり）

別記

「開示請求を受理する組織の名称及び所在地」は、次のとおり

麹町税務署	〒102　東京都千代田区九段南1－1－15関東信越国税総合庁舎
神田税務署	〒101　東京都千代田区神田錦町3－3
日本橋税務署	〒103　東京都中央区日本橋堀留町2－6－9
京橋税務署	〒104　東京都中央区新富2－6－1
芝税務署	〒108　東京都港区芝5－8－1
四谷税務署	〒160　東京都新宿区三栄町24
麻布税務署	〒106　東京都港区西麻布3－3－5
小石川税務署	〒112　東京都文京区春日1－4－5
本郷税務署	〒113　東京都文京区本郷4－15－11
東京上野税務署	〒110　東京都台東区東上野5－5－15
浅草税務署	〒111　東京都台東区蔵前2－8－12
品川税務署	〒108　東京都港区高輪3－13－22
荏原税務署	〒142　東京都品川区中延1－1－5
大森税務署	〒143　東京都大田区中央7－4－18
雪谷税務署	〒145　東京都大田区雪谷大塚町4－12
蒲田税務署	〒114　東京都大田区蒲田本町2－1－22

○国家公安委員会告示第三号

道路交通法施行規則（昭和三十五年総理府令第六十号）第三十九条の二第五項の規定により平成七年五月十一日付けをもって次のとおり型式認定番号を指定したので、原動機を用いる身体障害者用の車いす等の型式認定に関する規則（平成四年国家公安委員会規則第十九号）第三条の規定に基づき、告示する。

平成七年五月二十二日　　国家公安委員会委員長　野中　広務

型式認定番号	原動機を用いる車いすの名称及び型式	認定を受けた者の氏名及び住所
交　K95―7	電動車いす　ミュースター MSE―1	三浦工業株式会社 広島県廿日市市宮内4―12―1
交　K95―8	介助型電動車いす BT50	株式会社アテックス 愛媛県松山市衣山1―2―5
交　K95―9	四輪式電動車いす　ショップライダー TE―888	菱和コンサル株式会社 東京都港区浜松町2―5―1
交　K95―10	電動三輪車 EWC―35S	大阪府守口市京阪本通2―5―5 三洋電機株式会社

○公正取引委員会告示第二号

当委員会は、不当景品類及び不当表示防止法（昭和三十七年法律第百三十四号）第六条第一項の規定に基づき排除命令をしたので、同条第二項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成七年五月十一日

公正取引委員会委員長　小粥　正巳

一　排除命令を受けた事業者の名称及び住所

株式会社三貴（代表者　代表取締役　木村和巨）　東京都文京区向丘一丁目一六番二四号

二　排除命令の要旨

1　主文の要旨

㈠　株式会社三貴（以下「三貴」という。）は、宝石貴金属、婦人服及び子供服の取引に関し、平成六年六月一日から同月二四日までの間に行った「インド専用工場開設7周年記念大特価セール」、「キャリアファッションブティックジョイ　エキサイティング・サマー・フェア」及び「．94真夏の最新作超特価　サマーセール」と題する新聞折り込みビラの配布を受けた一般消費者の誤認を排除するために、当該ビラに記載された事項のうち、「非会員価格」と称する価格は通常販売に供されている価格とはいえず、宝石貴金属、婦人服及び子供服の販売価格について実際のものよりも著しく有利であると一般消費者に誤認される表示である旨を速やかに公示しなければならない。

㈡　三貴は、今後、宝石貴金属、婦人服及び子供服の取引に関し、ビラ、ダイレクトメール等における広告及び店舗において、本件記載事実と同様の表示をすることにより、販売価格について実際のものよりも著しく有利であると一般消費者に誤認される表示をしてはならない。

㈢　三貴は、今後一年間、宝石貴金属、婦人服及び子供服の取引に関し、ビラ、ダイレクトメール等により販売価格に係る広告をしたときは、直ちに、当委員会にその広告物を提出しなければならない。

2　事実の要旨

㈠　三貴は、肩書地に本店を置き、宝石貴金属、婦人服及び子供服の販売業を営む事業者であり、平成六年六月一日現在、沖縄県を除く全国各地区に、宝石貴金属を販売する「銀座じゅわいよくちゅーるマキ」と称する店舗又は「銀座ジュエリーマキ」と称する店舗（以下これらを「マキ」という。）を合計七〇九店、婦人服を販売する「ブティックジョイ」と称する店舗（以下「ブティックジョイ」という。）を二五五店及び子供服を販売する「ファニイ」と称する店舗（以下「ファニイ」という。）を二五七店有している。

㈡　三貴は、マキ、ブティックジョイ及びファニイにおいて、個々の商品について値札を付し、「三貴カメリアメンバーズ」と称する会員制度を設け、会員には、一部の商品について値札記載価格から割引した価格で販売する、ダイレクトメールを送付するなどの特典を与えており、店頭で所定の用紙に自己の氏名、住所等を記載して三貴カメリアメンバーズの会員の加入申込みを行った一般消費者はすべてその場で当該商品を割引した価格で購入することができることとしている。

㈢　三貴は、自己の販売する宝石貴金属、婦人服及び子供服の取引に関し、

(1)　平成六年六月一日から同月二四日までの間に、マキのうち六四二店舗について、「インド専用工場開設7周年記念大特価セール」と題するビラ約三五六〇万枚を、

(2)　平成六年六月二日から同月四日までの間に、ブティックジョイのうち一九八店舗について、「キャリアファッションブティックジョイ　エキサイティング・サマー・フェア」と題するビラ約三八〇万枚を、

(3)　平成六年六月一日から同月一九日までの間に、ファニイのうち二二三店舗について、「．94真夏の最新作超特価　サマーセール」と題するビラ約一二七〇万枚を、

それぞれ、新聞販売店を通じて一般日刊紙に折り込み、これら店舗周辺における当該新聞の購読者である一般消費者に配布した。

㈣　三貴は、前記3記載の各ビラにおいて、例えば、

(1)　宝石貴金属の販売に関し、埼玉県越谷市に所在する銀座ジュエリーマキ南越谷店について、平成六年六月二日に配布したビラにおいて、「K一八ダイヤモンドピアス　非会員価格￥五〇、〇〇〇　会員価格￥二四、九八〇」、「非会員価格とは、三貴カメリアメンバーズに加入していただいていないお客様にお売りする価格です。」等とした上で、「ただ今、店頭にて三貴カメリアメンバーズ会員募集中。」等と、

(2)　婦人服の販売に関し、青森県南津軽郡に所在するブティックジョイ藤崎店について、平成六年六月二日に配布したビラにおいて、「限定品　ジャケット（高級麻混）　非会員価格￥三〇、〇〇〇　会員価格￥五、九九八」、「※非会員価格とは、三貴カメリアメンバーズに加入していただいていないお客様にお売りする価格です。」等とした上で、「店頭にて三貴カメリアメンバーズ会員募集！」、「会員になったその日から会員価格でお買い物!!」等と、

(3)　子供服の販売に関し、福岡県久留米市に所在するファニイ六ッ門店について、平成六年六月二日に配布したビラにおいて、「特別限定品　プリントサンドレス　会員価格一、九九八円　非会員価格八、〇〇〇円」、「●非会員価格とは、三貴カメリアメンバーズに加入されていないお客様にお売りする価格です。」等とした上で、「店頭にて　その場で会員になれる三貴カメリアメンバーズ会員募集！」、「●その日から会員価格でお買物ができます。」等と、

特定の商品について、値札記載価格を「非会員価格」と称して「会員価格」と称する価格に併記し、あたかも、会員以外の者に対しては通常「非会員価格」と称する価格で販売するところを会員であれば右価格に比し著しく安い価格で購入できるかのように表示しているが、実際には、当該商品について、購入を希望する一般消費者は誰でも容易に会員価格で購入することができるところから、マキ、ブティックジョイ又はファニイのいずれにおいても「非会員価格」と称する価格で販売することはほとんどないものであって、当該価格は通常販売に供されている価格とはいえず、実際の販売価格が著しく安いかのように見せかける表示をしているものである。

3　法令の適用

前記事実によれば、三貴は、宝石貴金属、婦人服及び子供服の販売価格について、実際のものよりも取引の相手方に著しく有利であると一般消費者に誤認されるため、不当に顧客を誘引し、公正な競争を阻害するおそれがあると認められる表示をしているものであって、かかる行為は、不当景品類及び不当表示防止法第四条第二号の規定に違反するものである。

三　不服申立の方法

この命令に不服がある者は、不当景品類及び不当表示防止法第八条第一項及び「不当景品類及び不当表示防止法第六条第一項の規定による排除命令の告示及び同法第八条第一項の規定による審判手続の開始の請求に関する規則」（昭和三七年公正取引委員会規則第三号）第二条で定めるところにより、この告示の日から三〇日以内に、当委員会に対し、当該命令に係る行為について、審判手続の開始を請求することができる。

なお、この排除命令の表示は、「平成七年（排）第一号」である。

（五五四番及び五九四番）及び差久原（八四四番）

三　使用する土地の調書及び図面の縦覧場所

沖縄市仲宗根町三五番一四号　沖縄市軍用土地等地主会館

沖縄県中頭郡嘉手納町字嘉手納五八八番地　嘉手納町役場

沖縄県中頭郡北谷町字吉原九七八番地　北谷町軍用地等地主会事務所

○総理府告示第二十五号

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法（昭和二十七年法律第百四十号）第五条の規定に基づき土地の使用の認定をしたので、同法第七条第一項の規定により告示する。

平成七年五月九日

内閣総理大臣　村山　富市

一　使用する防衛施設局長の名称

那覇防衛施設局長

二　使用する土地の所在

宜野湾市字普天間後原（九三九番）及び字安仁屋前原（四八八番、四九一番及び四九二番）

沖縄県中頭郡北谷町字大村玉代勢原（六番及び一九番）、城原（三五二番）及び山川原（五〇三番及び五二三番）、字北前石平原（八三九番）、横嵩原（九三三番、九四三番、九五一番、九五二番、九六三番及び九七一番）及び伊波川原（一〇二一番）並びに字北谷東前田原（七八四番）及び正徳原（一二三四番）

三　使用する土地の調書及び図面の縦覧場所

宜野湾市伊佐四丁目一番一号　伊佐公民館

沖縄県中頭郡北谷町字吉原九七八番地　北谷町軍用地等地主会事務所

○総理府告示第二十六号

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法（昭和二十七年法律第百四十号）第五条の規定に基づき土地の使用の認定をしたので、同法第七条第一項の規定により告示する。

平成七年五月九日

内閣総理大臣　村山　富市

一　使用する防衛施設局長の名称

那覇防衛施設局長

二　使用する土地の所在

宜野湾市字野嵩前原（五二一番）、字伊佐上原（七九三番）、字大山嶽ノ佐久原（一六八三番、一七三五番一、一七七一番及び一七七二番）、加良当原（一八七九番）、波佐原（二二三六番）及び勢頭原（二四七〇番、二四七一番及び二五〇〇番）、字大謝名東原（九九四番一及び九九四番二）及び軍花原（一二五六番）、字宜野湾宜野湾原（六四五番、七四一番及び七六六番）、馬場下原（九九三番）、大嶺原（一〇〇五番及び一〇〇七番）及び下原（一〇八五番）並びに字神山黒数原（六五六番及び七二一番）

三　使用する土地の調書及び図面の縦覧場所

宜野湾市伊佐四丁目一番一号　伊佐公民館

○総理府告示第二十七号

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法（昭和二十七年法律第百四十号）第五条の規定に基づき土地の使用の認定をしたので、同法第七条第一項の規定により告示する。

平成七年五月九日

内閣総理大臣　村山　富市

一　使用する防衛施設局長の名称

那覇防衛施設局長

二　使用する土地の所在

浦添市字港川崎原（六七七番及び七〇四番）、字城間後原（五七二番）、西唐濱（六八七番、七二四番、七八二番及び七八三番）、東唐濱（八五八番）、淑口（九四一番二、一〇九七番及び一〇九八番）、嵩下（一一一二番及び一二六八番）及び嘉門（一三五〇番二）並びに字宮城イネコブ原（九〇五番、一〇二六番、一一一二番、一一三三番、一一三四番及び一一三五番）及びゴフル原（一一八一番及び一二一四番）

三　使用する土地の調書及び図面の縦覧場所

浦添市屋富祖三丁目一番一号　屋富祖公民館

○総理府告示第二十八号

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法（昭和二十七年法律第百四十号）第五条の規定に基づき土地の使用の認定をしたので、同法第七条第一項の規定により告示する。

平成七年五月九日

内閣総理大臣　村山　富市

一　使用する防衛施設局長の名称

那覇防衛施設局長

二　使用する土地の所在

那覇市垣花町（一番五、二番、七番、八番一、九番及び一一番二）並びに垣花町二丁目（四一番及び四一番一）及び三丁目（三二一番、五七番、五八番及び九一番）並びに住吉町一丁目（三四番及び一三七番一）、二丁目（三八番、七二番、八三番、八九番及び一〇七番）及び三丁目（八番、二六番一、七二番及び三二八番）

三　使用する土地の調書及び図面の縦覧場所

那覇市久米一丁目五番一六号　那覇防衛施設局

○総理府告示第二十九号

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法（昭和二十七年法律第百四十号）第五条の規定に基づき土地の使用の認定をしたので、同法第七条第一項の規定により告示する。

平成七年五月九日

内閣総理大臣　村山　富市

一　使用する防衛施設局長の名称

那覇防衛施設局長

二　使用する土地の所在

沖縄県中頭郡北谷町字砂辺差久原（七三七番、七五九番、七八三番、八三〇番、八三八番一、八七一番、八八九番三及び九六二番）

三　使用する土地の調書及び図面の縦覧場所

沖縄県中頭郡北谷町字吉原九七八番地　北谷町軍用地等地主会事務所

○総理府告示第三十号

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法（昭和二十七年法律第百四十号）第五条の規定に基づき土地の使用の認定をしたので、同法第七条第一項の規定により告示する。

平成七年五月九日

内閣総理大臣　村山　富市

一　使用する防衛施設局長の名称

那覇防衛施設局長

二　使用する土地の所在

沖縄県中頭郡読谷村字波平前原（五六七番）

三　使用する土地の調書及び図面の縦覧場所

沖縄県中頭郡読谷村字喜名二二〇七番地の一　喜名公民館

○総理府告示第三十一号

国会議事堂等周辺地域及び外国公館等周辺地域の静穏の保持に関する法律（昭和六十三年法律第九十号）第三条第一項の規定により、衆議院議長の要請があったので、次の地域を政党事務所周辺地域として指定する。

平成七年五月十日

内閣総理大臣　村山　富市

名称	日本共産党本部周辺地域	
期間	平成七年五月十七日から平成八年五月十六日まで	
地域	東京都渋谷区	千駄ヶ谷四丁目 千駄ヶ谷五丁目（一番から二十三番までに限る。） 代々木一丁目
	側端の一方のみが右の区域に含まれる道路（道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第二条第一項第一号に規定する道路をいう。以下同じ。）の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が右の区域に接する道路の区間並びにこれらの区域に接する道路の区間に接する交差点	

告示

○総理府告示第十八号

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法（昭和二十七年法律第百四十号）第五条の規定に基づき土地の使用の認定をしたので、同法第七条第一項の規定により告示する。

平成七年五月九日

内閣総理大臣　村山　富市

一　使用する防衛施設局長の名称
那覇防衛施設局長

二　使用する土地の所在
沖縄県国頭郡伊江村字西江上具志堅原（一〇九〇番及び一一四三番二）、カネクラ原（一四九二番及び一五五六番）、ツブルサ原（一一六八番、一二一四番、一二三〇番、一二八四番及び一三二九番）、上スメカ原（一三四一番、一三五一番、一三九一番、一四〇四番、一四三四番、一四三九番、一四四九番、一四五八番及び一四七一番）、中スメカ原（二四四〇番、二四五一番、二四五二番、二四六〇番、二四九六番、二五〇一番、二五〇二番、二五〇四番、二五〇九番、二五一三番、二五一四番及び二五二〇番）、下スメカ原（二五五〇番、二五七四番、二五七七番、二五八二番、二五八五番、二五九二番、二五九三番、二五九四番、二五九五番、二六一五番、二六二〇番、二六二一番、二六三〇番、二六三一番及び二六三三番）、カヤ毛原（二七五四番、二七七九番及び二七八〇番）、マジャ原（二六四二番、二六四五番、二六四七番、二六四八番、二六五一番、二六五八番、二六六一番、二六六四番、二六六五番、二六六七番、二六六九番、二六七〇番、二六七三番、二六七四番、二六七九番、二六八〇番、二六八一番、二六八二番、二六八三番、二六八四番、二六八五番、二六八六番、二六八七番、二六八八番、二六八九番、二六九〇番、二六九一番、二六九二番、二六九三番、二六九四番、二六九五番、二六九九番、二七〇〇番、二七〇一番、二七〇二番、二七〇三番、二七〇四番、二七〇五番、二七〇八番、二七一〇番、二七一四番、二七一五番、二七一六番及び二七三五番）及び親竹原（二二六二番、二三五九番及び二三六〇番）並びに字西江前トモリ（一九九七番）

三　使用する土地の調書及び図面の縦覧場所
沖縄県国頭郡伊江村字西江上一六九六番地　真謝公民館

○総理府告示第十九号

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法（昭和二十七年法律第百四十号）第五条の規定に基づき土地の使用の認定をしたので、同法第七条第一項の規定により告示する。

平成七年五月九日

内閣総理大臣　村山　富市

一　使用する防衛施設局長の名称
那覇防衛施設局長

二　使用する土地の所在
沖縄県国頭郡恩納村字恩納米島（一四〇一番）及び目座（一五八八番及び一六〇一番）
沖縄県国頭郡金武町字金武和留美原（五一〇九番）、池久保原（六九八三番及び七〇〇一番）、犬盛原（七三八六番及び七四二〇番）、伊保原（七六一八番、七六二四番及び七六五四番）及び平川原（八二八八番一）

三　使用する土地の調書及び図面の縦覧場所
沖縄県国頭郡恩納村字恩納二四五一番地　恩納村役場
沖縄県国頭郡金武町字金武三三五番地　金武防衛施設事務所

○総理府告示第二十号

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法（昭和二十七年法律第百四十号）第五条の規定に基づき土地の使用の認定をしたので、同法第七条第一項の規定により告示する。

平成七年五月九日

内閣総理大臣　村山　富市

一　使用する防衛施設局長の名称
那覇防衛施設局長

二　使用する土地の所在
沖縄県中頭郡読谷村字瀬名波鏡地原（八九六番二）及び鏡地折口原（一三〇四番）

三　使用する土地の調書及び図面の縦覧場所
沖縄県中頭郡読谷村字喜名二二〇七番地の一　喜名公民館

○総理府告示第二十一号

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法（昭和二十七年法律第百四十号）第五条の規定に基づき土地の使用の認定をしたので、同法第七条第一項の規定により告示する。

平成七年五月九日

内閣総理大臣　村山　富市

一　使用する防衛施設局長の名称
那覇防衛施設局長

二　使用する土地の所在
沖縄市字大工廻西尻原（六〇三番二）
沖縄県中頭郡読谷村字伊良皆仲袋原（一一〇一番）及び東原（一四九八番、一四九九番、一五〇〇番及び一六一〇番）、字比謝長佐久原（五五三番）並びに字長田長田原（一六六番）
沖縄県中頭郡嘉手納町字久得新川原（八六番）

三　使用する土地の調書及び図面の縦覧場所
沖縄市仲宗根町三五番一四号　沖縄市軍用土地等地主会館
沖縄県中頭郡読谷村字喜名二二〇七番地の一　喜名公民館
沖縄県中頭郡嘉手納町字嘉手納五八八番地　嘉手納町役場

○総理府告示第二十二号

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法（昭和二十七年法律第百四十号）第五条の規定に基づき土地の使用の認定をしたので、同法第七条第一項の規定により告示する。

平成七年五月九日

内閣総理大臣　村山　富市

一　使用する防衛施設局長の名称
那覇防衛施設局長

二　使用する土地の所在
沖縄市字知花曲茶原（二二九一番）

三　使用する土地の調書及び図面の縦覧場所
沖縄市仲宗根町三五番一四号　沖縄市軍用土地等地主会館

○総理府告示第二十三号

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法（昭和二十七年法律第百四十号）第五条の規定に基づき土地の使用の認定をしたので、同法第七条第一項の規定により告示する。

平成七年五月九日

内閣総理大臣　村山　富市

一　使用する防衛施設局長の名称
那覇防衛施設局長

二　使用する土地の所在
沖縄県中頭郡読谷村字楚辺字東（一六番及び二〇一番）、赤犬子原（一二一二番）及び後原（一二五二番）

三　使用する土地の調書及び図面の縦覧場所
沖縄県中頭郡読谷村字喜名二二〇七番地の一　喜名公民館

○総理府告示第二十四号

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法（昭和二十七年法律第百四十号）第五条の規定に基づき土地の使用の認定をしたので、同法第七条第一項の規定により告示する。

平成七年五月九日

内閣総理大臣　村山　富市

一　使用する防衛施設局長の名称
那覇防衛施設局長

二　使用する土地の所在
沖縄市字山内磨道原（六〇番一及び六〇番二）、西原（一一六九番）、仲原（一四〇五番一）及び石迫原（一五七六番）、字森根角石原町（一九一番）、伊森原（二七二番）及び石根原（三五九番、三六一番二、三六二番及び三八五番）、字白川白川原（三八二番一）並びに字大工廻大工廻原（三二二番、三四番及び七一番）、樅根原（二五九番、二六二番及び二六八番）及び大川原（四二四番）
沖縄県中頭郡嘉手納町字東野理原（三五〇番、三五一番及び三八一番）並びに字野里村内原（八二番）、南上原（八二九番、九五五番及び九五六番）、前原（一二八九番）及び新間原（一四四〇番）
沖縄県中頭郡北谷町字伊平赤道原（八〇四番）、字上勢頭平安山中勢頭原（五一番）、字下勢頭下勢頭原（四六一番）並びに字砂辺加志原

訓令

○法務省訓令第二号

検察官

被疑者補償規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成七年五月十二日

法務大臣　前田　勲男

被疑者補償規程の一部を改正する訓令

被疑者補償規程（昭和三十二年法務省訓令第一号）の一部を次のように改正する。

第四条の三第一号中「から第四十一条まで」を「又は第四十一条」に改める。

附　則

1　この訓令は、平成七年六月一日から施行する。

2　この訓令の施行前にした本人の行為が平成七年法律第九十一号による改正前の刑法第四十条に定める事由によって罪とならない場合については、なお従前の例による。

二」に改める。

附　則

この規則は、刑法の一部を改正する法律の施行の日（平成七年六月一日）から施行する。

○国家公安委員会規則第六号

警備業法（昭和四十七年法律第百十七号）第三条第四号、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第百二十二号）第四条第一項第三号、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第一号及び銃砲刀剣類所持等取締法（昭和三十三年法律第六号）第五条第一項第五号の三の規定に基づき、警備業の要件に関する規則等の一部を改正する規則を次のように定める。

平成七年五月二十三日

国家公安委員会委員長　野中　広務

警備業の要件に関する規則等の一部を改正する規則

（警備業の要件に関する規則の一部改正）

第一条　警備業の要件に関する規則（昭和五十八年国家公安委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

第二条第二十四号中「、第三十一条の二、第三十一条の三、第三十一条の六第一号」を「から第三十一条の四まで」に、「、第三十一条の九、第三十一条の十」を「から第三十一条の九まで」に、「第三十一条の十二第一号若しくは第二号、第三十二条第二号若しくは第三号、第三十三条第一号」を「第三十一条の十二、第三十一条の十三、第三十一条の十五、第三十一条の十六第一項第一号から第三号まで若しくは第二項、第三十一条の十七、第三十一条の十八第一号、第三十二条第一号、第三号若しくは第四号」に改める。

（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則の一部改正）

第二条　風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則（昭和六十年国家公安委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

第五条第二十四号中「、第三十一条の二、第三十一条の三、第三十一条の六第一号」を「から第三十一条の四まで」に、「、第三十一条の九、第三十一条の十」を「から第三十一条の九まで」に、「第三十一条の十二第一号若しくは第二号、第三十二条第二号若しくは第三号、第三十三条第一号」を「第三十一条の十二、第三十一条の十三、第三十一条の十五、第三十一条の十六第一項第一号から第三号まで若しくは第二項、第三十一条の十七、第三十一条の十八第一号、第三十二条第一号、第三号若しくは第四号」に改める。

（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律施行規則の一部改正）

第三条　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律施行規則（平成三年国家公安委員会規則第四号）の一部を次のように改正する。

第一条第二十四号中「、第三十一条の二、第三十一条の三、第三十一条の六第一号」を「から第三十一条の四まで」に、「、第三十一条の九、第三十一条の十」を「から第三十一条の九まで」に、「第三十一条の十二第一号若しくは第二号、第三十二条第二号若しくは第三号、第三十三条第一号」を「第三十一条の十二、第三十一条の十三、第三十一条の十五、第三十一条の十六第一項第一号から第三号まで若しくは第二項、第三十一条の十七、第三十一条の十八第一号、第三十二条第一号、第三号若しくは第四号」に改める。

（暴力的不法行為その他の罪に当たる違法な行為を定める規則の一部改正）

第四条　暴力的不法行為その他の罪に当たる違法な行為を定める規則（平成三年国家公安委員会規則第八号）の一部を次のように改正する。

第二十四号中「、第三十一条の二、第三十一条の三、第三十一条の六第一号」を「から第三十一条の四まで」に、「、第三十一条の九、第三十一条の十」を「から第三十一条の九まで」に、「第三十一条の十二第一号若しくは第二号、第三十二条第二号若しくは第三号、第三十三条第一号」を「第三十一条の十二、第三十一条の十三、第三十一条の十五、第三十一条の十六第一項第一号から第三号まで若しくは第二項、第三十一条の十七、第三十一条の十八第一号、第三十二条第一号、第三号若しくは第四号」に改める。

附　則

この規則は、銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律（平成七年法律第八十九号）の施行の日（平成七年六月十二日）から施行する。

○国家公安委員会規則第七号

刑法の一部を改正する法律（平成七年法律第九十一号）の施行に伴い、及び関係法令の規定に基づき、犯罪捜査規範等の一部を改正する規則を次のように定める。

平成七年五月二十六日

国家公安委員会委員長　野中　広務

犯罪捜査規範等の一部を改正する規則

（犯罪捜査規範の一部改正）

第一条　犯罪捜査規範（昭和三十二年国家公安委員会規則第二号）の一部を次のように改正する。

第二十八条第一項中「ぞう品」を「盗品等（盗品その他財産に対する罪に当たる行為によって領得された物をいう。以下同じ。）」に改める。

第三十五条の見出しを「（盗品等手配）」に改め、同条第一項中「ぞう品に」を「盗品等に」に、「ぞう品手配」を「盗品等手配」に改め、同条第二項中「ぞう品手配」を「盗品等手配」に、「当つては」を「当たつては」に、「ぞう品の」を「盗品等の」に、「またはともぎれを添附」を「又は共切れを添付」に改める。

第三十七条中「および」を「及び」に、「ぞう品手配」を「盗品等手配」に、「または」を「又は」に、「度合」を「度合い」に改める。

第三十八条第一項中「ぞう品手配」を「盗品等手配」に改める。

第四十条中「および」を「及び」に、「ぞう品手配」を「盗品等手配」に、「または」を「又は」に改める。

第百六条の見出し中「基く」を「基づく」に改め、同条中「ぞう物」を「盗品等」に改める。

第百五十七条第一項中「基く」を「基づく」に、「または」を「又は」に改める。

第百七十八条第一項第十三号中「ぞう物」を「盗品等」に改める。

第二百四十一条中「首かい」を「首謀者」に改める。

（犯罪捜査共助規則の一部改正）

第二条　犯罪捜査共助規則（昭和三十二年国家公安委員会規則第三号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「ぞう品」を「盗品等（盗品その他財産に対する罪に当たる行為によって領得された物をいう。）」に改める。

（警察官けん銃警棒等使用および取扱い規範の一部改正）

第三条　警察官けん銃警棒等使用および取扱い規範（昭和三十七年国家公安委員会規則第七号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項及び第二項中「および」を「及び」に改め、同条第三項中「次の各号に」を「次に」に改め、同項第一号中「騒じよう」を「騒乱」に、「附和随行シタル」を「付和随行した」に、「または」を「又は」に、「および」を「及び」に改め、同項第二号中「ごうかん」を「強姦」に、「および」を「及び」に改め、同項第三号から第五号までの規定中「もしくは」を「若しくは」に、「または」を「又は」に、「行なわれる」を「行われる」に改め、同項第六号中「行なわれる」を「行われる」に改め、同項第七号中「または」を「又は」に、「もしくは」を「若しくは」に、「あたる」を「当たる」に、「行なわれる」を「行われる」に改める。

（警備業の要件に関する規則の一部改正）

第四条　警備業の要件に関する規則（昭和五十八年国家公安委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

第一条第二号ア中「第二百五条第一項」を「第二百五条」に改める。

第二条第三号中「第百五条ノ二」を「第百五条の二」に、「第二百八条ノ二」を「第二百八条の二」に、「第二百三十五条ノ二」を「第二百三十五条の二」に改める。

（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則の一部改正）

第五条　風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則（昭和六十年国家公安委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

第五条第三号中「第百五条ノ二」を「第百五条の二」に、「第二百八条ノ二」を「第二百八条の二」に、「第二百三十五条ノ二」を「第二百三十五条の二」に改める。

（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律施行規則の一部改正）

第六条　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律施行規則（平成三年国家公安委員会規則第四号）の一部を次のように改正する。

第一条第三号中「第百五条ノ二」を「第百五条の二」に、「第二百八条ノ二」を「第二百八条の二」に、「第二百三十五条ノ二」を「第二百三十五条の二」に改める。

（暴力的不法行為その他の罪に当たる違法な行為を定める規則の一部改正）

第七条　暴力的不法行為その他の罪に当たる違法な行為を定める規則（平成三年国家公安委員会規則第八号）の一部を次のように改正する。

第三号中「第百五条ノ二」を「第百五条の二」に、「第二百八条ノ二」を「第二百八条の二」に、「第二百三十五条ノ二」を「第二百三十五条の

（その８）

遊技機内部の配線系統				
基板	個　数			
	設置位置			
	回路構成			
	部品配置			
	使用部品			
	マイクロプロセッサー	個　数		
		用　途		
		型式名		
		製造者名		
		特記事項		
	ROM	個　数		
		用　途		
		記憶容量		
		使用領域		
		記憶内容		
		プログラム	構　成	
			ソースプログラム	
			使用データ	
		検査合計		
		型式名		
		製造者名		
		特記事項		
	RAM	個　数		
		用　途		
		記憶容量		
		使用領域		
		初期化処理		
		型式名		
		製造者名		
		特記事項		
	基板管理番号			
	製造者名			

（その９）

入力信号	信号の種類	
	端子の位置	
出力信号	信号の種類	
	端子の位置	
遊技機の使用に接続を必要とする装置	名　称	
	用　途	
	接続条件	
備考		

備考　１　所定の欄に記載し得ないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。
　　　２　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とすること。

別表第一を次のように改める。

別表第１　試験の方法（第２条、第８条、第14条、第15条関係）

試験は、次に定めるところにより行う。

(1)　設計書等審査

認定申請書、検定申請書、遊技機試験申請書又は型式試験申請書及びこれらに添付しなければならない書類に記載された申請に係る遊技機の構造、材質及び性能の内容（以下「申請に係る遊技機の構造、材質及び性能」という。）が技術上の規格に適合しているか否かを審査する。

(2)　対比照合審査

申請に係る遊技機の構造、材質及び性能と試験に係る遊技機（遊技機の型式に関する検定に係る試験にあつては、試験用の遊技機。(3)において同じ。）とを対比照合する。

(3)　遊技機の試験

試験に係る遊技機について、申請に係る遊技機の構造、材質及び性能を有しているか否か並びに技術上の規格に適合しているか否かを実地に試験する。

附　則

（施行期日）

1　この規則は、平成七年六月一日から施行する。

（経過措置）

2　この規則の施行の際現に都道府県公安委員会に提出されている改正前の遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（以下「旧規則」という。）第一条第一項の認定申請書に係る遊技機についての風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（以下「法」という。）第二十条第二項の認定（以下「認定」という。）及び旧規則第七条第一項の検定申請書に係る型式についての法第二十条第四項の検定（以下「検定」という。）並びに現に法第二十条第五項に規定する指定試験機関（以下「指定試験機関」という。）に提出されている旧規則第十四条第一項の遊技機試験申請書に係る遊技機についての遊技機試験（指定試験機関が行う遊技機についての認定に係る試験をいう。以下同じ。）及び旧規則第十五条第一項の型式試験申請書に係る型式についての型式試験（指定試験機関が行う遊技機の型式に関する検定に係る試験をいう。以下同じ。）については、なお従前の例による。

3　この規則の施行前に遊技機試験を受けた遊技機若しくは検定を受けた型式に属する遊技機又はこの規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後に前項の規定によりなお従前の例によることとされる遊技機試験を受けた遊技機若しくは前項若しくは次項の規定によりなお従前の例によることとされる検定を受けた型式に属する遊技機についての認定については、なお従前の例による。

4　この規則の施行前に型式試験を受けた型式又は施行日以後に附則第二項の規定によりなお従前の例によることとされる型式試験を受けた型式についての検定については、なお従前の例による。

5　この規則の施行の際現に受けている検定及び施行日以後に附則第二項又は前項の規定によりなお従前の例によることとされる検定の取消しについては、改正後の遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（以下「新規則」という。）第十一条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

6　この規則の施行前に旧規則第十一条第一項の規定によりされた検定の取消し及び前項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における施行日以後にされた検定の取消しは、新規則第七条第二項第一号の規定の適用については、新規則第十一条第二項の規定による検定の取消しとみなす。

7　新規則第十一条の二の規定は、この規定の施行の際現に検定を受けている型式に属する遊技機及び施行日以後に附則第二項又は第四項の規定によりなお従前の例によることとされる検定を受けた型式に属する遊技機については、適用しない。

（その6）

開放条件装置	使用部品　開放条件装置の作動に係る制御又はデータ処理に係る電子回路	
	開放条件装置の作動に係る制御又はデータ処理に係るプログラム	
	開放条件装置の作動に欠くことができないその他の構造	
条件連続装置	個数	
	作動契機	
	条件　開放条件装置が作動することとなる図柄の組合せの数に占める条件連続装置が作動することとなる図柄の組合せの数の割合	
	条件連続装置が作動することとなる図柄の組合せが表示される確率	
	条件連続装置の1回の作動中の開放条件装置の作動回数の上限	
	作動終了条件	
	作動率（注7）	
	使用部品　条件連続装置の作動に係る制御又はデータ処理に係る電子回路	
	条件連続装置の作動に係る制御又はデータ処理に係るプログラム	
	条件連続装置の作動に欠くことができないその他の構造	

（注7）　「条件連続装置」欄の「作動率」とは，連続して遊技を行った場合における単位時間当たりの条件連続装置の作動回数をいう。

（その7）

得点増加装置	個数	
	作動契機　条件	
	作動の効果	
	使用部品　得点増加装置の作動に係る制御又はデータ処理に係る電子回路	
	得点増加装置の作動に係る制御又はデータ処理に係るプログラム	
	得点増加装置の作動に欠くことができないその他の構造	
遊技の用に供されるその他の装置	名称	
	装置目的及び機能	
	構造	
	動作原理	
遊技の公正を害する調整機能		
入賞口への入賞によらずに図柄が表示される性能		
発射された遊技球が遊技盤上に設けられたいずれの入賞口にも入賞しない性能		
条件連続装置以外の役物の作動を容易にするための特別の装置		
得点増加装置以外の入賞により獲得されるメダル等の数を増加させる装置		
得点増加装置の作動を容易にするための特別の装置		
本諸元表の他の欄に記載した役物以外の役物		
遊技球を入れることができない入賞口		
耐久性を有しない装置		
直接遊技の用に供されない装置で遊技の結果に影響を及ぼすおそれがあるもの		

（その4）

区分	項目			
図柄表示装置	個数			
	配置			
	構造	使用部品		
	表示する図柄	種類		
		表示契機		
		条件	入賞に係る図柄の組合せの種類	
			獲得されるメダル等の数	
			合計	
		鮮明度及び識別度		
	いずれの入球口（特別入球口を除く。）への入球によってでも表示することができない図柄			
	図柄表示装置の作動に係る制御又はデータ処理に係る電子回路	使用部品		
	図柄表示装置の作動に係る制御又はデータ処理に係るプログラム			
自動図柄設定装置	個数			
	設定する図柄	個数		
		種類		
	図柄の設定原理			
	自動図柄設定装置の作動に係る制御又はデータ処理に係る電子回路	使用部品		
	自動図柄設定装置の作動に係る制御又はデータ処理に係るプログラム			
	自動図柄設定装置の作動に欠くことができないその他の構造			
役物	個数			
	作動契機	条件		
	作動終了条件			
	作動の効果			

（その5）

区分	項目			
役物	遊技者の任意の選択で表示される一の図柄の表示原理			
	役物の作動に係る制御又はデータ処理に係る電子回路	使用部品		
	役物の作動に係る制御又はデータ処理に係るプログラム			
	役物の作動に欠くことができないその他の構造			
特別入球口	個数			
	配置			
	構造	入口の大きさ　㎜		
		内部構造	入賞感知機構	
			その他遊技の結果に影響を及ぼすこととなる機能を有する構造	
	開放条件			
	開放終了条件			
	入球率			
	材質			
開放条件装置	個数			
	作動契機	条件		
	入賞に係る図柄の組合せの数に占める開放条件装置が作動することとなる図柄の組合せの数の割合			
	開放条件装置が作動することとなる図柄の組合せが表示される確率			
	作動終了条件			
	作動率(注6)			

(注6)　「開放条件装置」欄の「作動率」とは、連続して遊技を行った場合における単位時間当たりの開放条件装置の作動回数をいう。

（その２）

遊技盤	遊技球の落下の方向に変化を与えるための装置	遊技くぎ	本数	
			配置	
			形状	
			傾き	
			材質	
			硬度　HV	
		風車	個数	
			配置	
			形状及び構造	
			傾き	
			材質	
			軸の硬度　HV	
		その他の装置	名称	
			機能	
			個数	
			配置	
			形状及び構造	
			材質	
ガラス板	遊技板との距離　mm			
	透視性			
	凹凸の有無			
	材質			
受け皿			個数	
			構造	
			材質	
遊技盤の枠		大きさ	高さ　mm	
			幅　mm	
			奥行　mm	
			構造	
			材質	
発射装置	種類			
	個数			
	構造			
	動作原理			
	発射レバーの個数			
	発射機構の１回の動作で発射される遊技球数			

（その３）

発射装置	発射強度			
	電動機	種類		
		回転速度		
		製造者名		
	１分間の発射遊技球数			
メダル等払出装置(注1)	構造			
	動作原理			
メダル等の獲得に係る遊技機の性能	出玉率(注2)	設計値		
		試射試験値		
	役物比率(注3)	設計値		
		試射試験値		
	入賞によらずにメダル等を獲得できる性能			
遊技に係る条件	メダル等の投入条件			
	遊技開始時の条件			
	入賞の条件			
入球口(注4)	個数			
	配置			
	構造			
		入口の大きさ　mm		
		内部構造	入賞感知機構	
			その他遊技の結果に影響を及ぼすこととなる機能を有する構造	
	入球率(注5)			
	材質			
ゲート	個数			
	配置			
	構造			
		入口の大きさ　mm		
	通過率			
	材質			

（注1）　「メダル等払出装置」とは、入賞により獲得されることとなるメダル等を受け皿に払い出すための装置をいう。

（注2）　「出玉率」とは、遊技機に投入したメダル等の総数に対する獲得されたメダル等の総数の割合をいう。

（注3）　「役物比率」とは、獲得されたメダル等の総数に占める役物及び得点増加装置の作動により獲得されたメダル等の数の割合をいう。

（注4）　「入球口」欄には、特別入球口以外の入球口について記載すること。

（注5）　「入球率」とは、連続して遊技を行った場合における単位時間当たりの当該入球口に入球した当該遊技に係る遊技球の数をいう。

（その８）

遊技機内部の配線系統					
基板	個　数				
	設置位置				
	回路構成				
	部品配置				
	使用部品				
		マイクロプロセッサー	個　数		
			用　途		
			型式名		
			製造者名		
			特記事項		
		ROM	個　数		
			用　途		
			記憶容量		
			使用領域		
			記憶内容		
				プログラム	構　成
					ソースプログラム
					使用データ
				検査合計	
			型式名		
			製造者名		
			特記事項		
		RAM	個　数		
			用　途		
			記憶容量		
			使用領域		
			初期化処理		
			型式名		
			製造者名		
			特記事項		
	基板管理番号				
	製造者名				

（その９）

入力信号	信号の種類	
	端子の位置	
出力信号	信号の種類	
	端子の位置	
遊技機の使用に接続を必要とする装置	名　称	
	用　途	
	接続条件	
備考		

備考　１　所定の欄に記載し得ないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。
　　　２　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とすること。

別記様式第５号（第１条、第７条関係）

（その１）

諸元表（じやん球遊技機）

型式名			
遊技機の種類			
遊技機の区分			
製造業者名			
使用条件	温　度　℃		
	湿　度　%		
	電　源	種　別	
		定格電圧　V	
		定格周波数　Hz	
	遊技機の設置条件		
	その他の使用条件		
遊技メダル等	遊技機を作動させるための遊技メダル又は遊技球（以下この別記様式において「メダル等」という。）の種別		
	１回の遊技につき必要なメダル等の規定数		
	規定数のメダル等の投入ごとの遊技に使用可能な遊技球の数		
	遊技メダル	直　径　mm	
		厚　さ　mm	
		材　質	
	遊技球	直　径　mm	
		質　量　g	
		材　質	
遊技盤	構　造		
	遊技盤の大きさ		
	遊技板	凹凸の有無	
		材　質	

（その6）

誘導図柄表示装置	作動率(注7)				
	図柄確定に要する時間				
	すべての図柄確定後の最小表示時間				
	誘導図柄表示装置の作動に係る制御又はデータ処理に係る電子回路				
	使用部品				
	誘導図柄表示装置の作動に係る制御又はデータ処理に係るプログラム				
誘導増加装置	個数				
	誘導増加装置に係る役物誘導装置	個数			
		配置			
	作動契機				
	条件				
	作動の効果				
	作動終了条件				
	特定入球口	個数			
		配置			
		入球率			
		誘導増加装置作動領域	配置		
			構造		
				入口の大きさ mm	
			通過率		
	作動率(注8)				
	誘導増加装置の作動に係る制御又はデータ処理に係る電子回路				
	使用部品				
	誘導増加装置の作動に係る制御又はデータ処理に係るプログラム				
	誘導増加装置の作動に欠くことができないその他の構造				

（注7）　「誘導図柄表示装置」欄の「作動率」とは、連続して遊技を行った場合における単位時間当たりの誘導図柄表示装置の作動回数をいう。

（注8）　「誘導増加装置」欄の「作動率」とは、連続して遊技を行った場合における単位時間当たりの誘導増加装置の作動回数をいう。

（その7）

得点増加装置	個数	
	作動契機	
	条件	
	作動の効果	
	得点増加装置の作動に係る制御又はデータ処理に係る電子回路	
	使用部品	
	得点増加装置の作動に係る制御又はデータ処理に係るプログラム	
	得点増加装置の作動に欠くことができないその他の構造	
遊技の用に供されるその他の装置	名称	
	設置目的及び機能	
	構造	
	動作原理	
遊技の公正を害する調整機能		
入球口への入球によらずに入賞図柄が表示される性能		
発射された遊技球が遊技盤上に設けられたいずれの入球口にも入球しない性能		
役物誘導装置及び誘導増加装置以外の役物の作動を容易にするための特別の装置		
得点増加装置以外の入賞により獲得されるメダル等の数を増加させる装置		
得点増加装置の作動を容易にするための特別の装置		
本諸元表の他の欄に記載した役物以外の役物		
遊技球を入れることができない入球口		
耐久性を有しない装置		
直接遊技の用に供されない装置で遊技の結果に影響を及ぼすおそれがあるもの		

（その４）

入賞図柄表示装置	個数		
	配置		
	構造		
	使用部品		
	表示する図柄	個数	
		種類	
		表示契機	
		条件	
		入賞に係る図柄の組合せの種類	
		獲得されるメダル等の数	
		鮮明度及び識別度	
	いずれの入球口（役物作動口を除く。）への入球によっても表示することができない図柄		
	入賞図柄表示装置の作動に係る制御又はデータ処理に係る電子回路		
	使用部品		
	入賞図柄表示装置の作動に係る制御又はデータ処理に係るプログラム		
役物	個数		
	作動契機		
	条件		
	役物作動口	個数	
		配置	
	作動終了条件		
	役物の作動により表示される入賞図柄(注5) の種類及び数		
	役物の作動により表示される入賞図柄の組合せが入賞に係る図柄の組合せに該当することとなる場合において、当該入賞図柄の組合せにより獲得することができるメダル等の数		

（注5） 「入賞図柄」とは、入賞図柄表示装置に係る図柄をいう（以下この別記様式において同じ。）。

（その５）

役物	役物の作動に係る制御又はデータ処理に係る電子回路		
	使用部品		
	役物の作動に係る制御又はデータ処理に係るプログラム		
	役物の作動に欠くことができないその他の構造		
役物誘導装置	個数		
	作動契機		
	条件		
	役物作動口	個数	
		配置	
	作動終了条件		
	作動率(注6)		
	役物誘導装置の作動に係る制御又はデータ処理に係る電子回路		
	使用部品		
	役物誘導装置の作動に係る制御又はデータ処理に係るプログラム		
	役物誘導装置の作動に欠くことができないその他の構造		
誘導図柄表示装置	個数		
	配置		
	構造		
	使用部品		
	作動契機		
	条件		
	表示する図柄の種類		
	役物誘導装置が作動することとなる図柄の組合せ		
	すべての図柄の組合せの数に占める役物誘導装置が作動することとなる図柄の組合せの数の割合		
	役物誘導装置が作動することとなる図柄の組合せを表示する確率		

（注6） 「役物誘導装置」欄の「作動率」とは、連続して遊技を行った場合における単位時間当たりの役物誘導装置の作動回数をいう。

（その2）

遊技盤	遊技球の落下の方向に変化を与えるための装置	遊技くぎ	本数	
			配置	
			形状	
			傾き	
			材質	
			硬度　HV	
		風車	個数	
			配置	
			形状及び構造	
			傾き	
			材質	
			軸の硬度　HV	
		その他の装置	名称	
			機能	
			個数	
			配置	
			形状及び構造	
			材質	
ガラス板	遊技板との距離　mm			
	透視性			
	凹凸の有無			
	材質			
受け皿		個数		
		構造		
		材質		
遊技盤の枠		大きさ	高さ　mm	
			幅　mm	
			奥行　mm	
		構造		
		材質		
発射装置	種類			
	個数			
	構造			
	動作原理			
	発射レバーの個数			
	発射機構の1回の動作で発射される遊技球数			

（その3）

発射装置	発射強度			
	電動機	種類		
		回転速度		
		製造者名		
	1分間の発射遊技球数			
メダル等払出装置(注1)	構造			
	動作原理			
メダル等の獲得に係る遊技機の性能	出玉率(注2)	設計値		
		試射試験値		
	役物比率(注3)	設計値		
		試射試験値		
	入賞によらずにメダル等を獲得できる性能			
遊技に係る条件	メダル等の投入条件			
	遊技開始時の条件			
	入賞の条件			
入球口	個数			
	配置			
	構造			
		入口の大きさ　mm		
		内部構造	入賞感知機構	
			その他遊技の結果に影響を及ぼすこととなる機能を有する構造	
	入球率(注4)			
	材質			
ゲート	個数			
	配置			
	構造			
		入口の大きさ　mm		
	通過率			
	材質			

(注1)　「メダル等払出装置」とは、入賞により獲得されることとなるメダル等を受け皿に払い出すための装置をいう。

(注2)　「出玉率」とは、遊技機に投入したメダル等の総数に対する獲得されたメダル等の総数の割合をいう。

(注3)　「役物比率」とは、獲得されたメダル等の総数に占める役物及び得点増加装置の作動により獲得されたメダル等の数の割合をいう。

(注4)　「入球率」とは、連続して遊技を行つた場合における単位時間当たりの当該入球口に入球した当該遊技に係る遊技球の数をいう。

（その8）

遊技機内部の配線系統	
基板 個数	
基板 設置位置	
基板 回路構成	
基板 部品配置	
基板 使用部品	
使用部品 マイクロプロセッサー 個数	
使用部品 マイクロプロセッサー 用途	
使用部品 マイクロプロセッサー 型式名	
使用部品 マイクロプロセッサー 製造者名	
使用部品 マイクロプロセッサー 特記事項	
使用部品 ROM 個数	
使用部品 ROM 用途	
使用部品 ROM 記憶容量	
使用部品 ROM 使用領域	
使用部品 ROM 記憶内容	
記憶内容 プログラム 構成	
記憶内容 プログラム ソースプログラム	
記憶内容 使用データ	
記憶内容 検査合計	
使用部品 ROM 型式名	
使用部品 ROM 製造者名	
使用部品 ROM 特記事項	
使用部品 RAM 個数	
使用部品 RAM 用途	
使用部品 RAM 記憶容量	
使用部品 RAM 使用領域	
使用部品 RAM 初期化処理	
使用部品 RAM 型式名	
使用部品 RAM 製造者名	
使用部品 RAM 特記事項	
基板 基板管理番号	
基板 製造者名	

（その9）

入力信号	信号の種類	
	端子の位置	
出力信号	信号の種類	
	端子の位置	
遊技機の使用に接続を必要とする装置	名称	
	用途	
	接続条件	
備考		

備考 1 所定の欄に記載し得ないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。
2 用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とすること。

別記様式第４号（第１条、第７条関係）

（その１）

諸元表（アレンジボール遊技機）

型式名			
遊技機の種類			
遊技機の区分			
製造業者名			
使用条件	温度	℃	
	湿度	％	
	電源	種別	
		定格電圧 V	
		定格周波数 Hz	
	遊技機の設置条件		
	その他の使用条件		
遊技メダル等	遊技機を作動させるための遊技メダル又は遊技球（以下この別記様式において「メダル等」という。）の種別		
	１回の遊技につき必要なメダル等の規定数		
	規定数のメダル等の投入ごとの遊技に使用可能な遊技球の数		
	遊技メダル	直径 mm	
		厚さ mm	
		材質	
	遊技球	直径 mm	
		質量 g	
		材質	
遊技盤	構造		
	遊技盤の大きさ		
	遊技板	凹凸の有無	
		材質	

（その6）

役物連続作動装置	すべての図柄の組合せの数に占める役物連続作動装置が作動することとなる図柄の組合せの数の割合	役物連続作動増加装置未作動時	
		役物連続作動増加装置作動時	
	役物連続作動装置が作動することとなる図柄の組合せが表示される確率	役物連続作動増加装置未作動時	
		役物連続作動増加装置作動時	
	作動終了条件		
	作動中の処理		
	役物連続作動装置の作動に係る制御又はデータ処理に係る電子回路		
	使用部品		
	役物連続作動装置の作動に係る制御又はデータ処理に係るプログラム		
	役物連続作動装置の作動に欠くことができないその他の構造		
役物連続作動増加装置	個　数		
	作動契機		
	条　件		
	すべての図柄の組合せの数に占める役物連続作動増加装置が作動することとなる図柄の組合せの数の割合		
	役物連続作動増加装置が作動することとなる図柄の組合せが表示される確率		
	作動終了条件		
	作動中の処理		

（その7）

役物連続作動増加装置	役物連続作動増加装置の作動に係る制御又はデータ処理に係る電子回路	
	使用部品	
	役物連続作動増加装置の作動に係る制御又はデータ処理に係るプログラム	
	役物連続作動増加装置の作動に欠くことができないその他の構造	
遊技の用に供されるその他の装置	名　称	
	設置目的及び機能	
	構　造	
	動作原理	
遊技の公正を害する調整機能		
役物連続作動増加装置以外の役物の作動を容易にするための特別の装置		
本諸元表の他の欄に記載した役物以外の役物		
耐久性を有しない装置		
直接遊技の用に供されない装置で遊技の結果に影響を及ぼすおそれがあるもの		

（その4）

メダルの獲得に係る遊技機の性能	各規定枚数に係る遊技の種類ごとの役物比率(注6)	設計値	
		試射試験値	
	各規定枚数に係る遊技の種類ごとの連続役物比率(注7)	設計値	
		試射試験値	
	メダルの獲得に係る遊技機の性能に係る制御又はデータ処理に係る電子回路		
	使用部品		
	メダルの獲得に係る遊技機の性能に係る制御又はデータ処理に係るプログラム		
	メダルの獲得に係る遊技機の性能に係る制御に欠くことができないその他の構造		
再遊技	再遊技の有無		
	再遊技に係る図柄の組合せ(注8)の種類		
	すべての図柄の組合せの数に占める再遊技に係る図柄の組合せの数の割合		
	再遊技に係る図柄の組合せが表示される確率		
	再遊技に係る図柄の組合せが表示された場合の処理 (注9)		
	再遊技に係る遊技機の作動の制御又はデータ処理に係る電子回路		
	使用部品		
	再遊技に係る遊技機の作動の制御又はデータ処理に係るプログラム		

(注6) 「役物比率」とは、獲得されたメダルの総数に占める役物の作動により獲得されたメダルの数の割合をいう。

(注7) 「連続役物比率」とは、獲得されたメダルの総数に占める役物が連続して作動する場合における当該役物の作動により獲得されたメダルの数の割合をいう。

(注8) 「再遊技に係る図柄の組合せ」とは、再遊技を行うことができることとなる図柄の組合せをいう（以下「再遊技」欄及び(注9)において同じ。）。

(注9) 「再遊技に係る図柄の組合せが表示された場合の処理」とは、再遊技に係る図柄の組合せが表示された時から当該図柄の組合せに係る再遊技が可能な状態となる時までの間の処理をいう。

（その5）

再遊技	再遊技に係る遊技機の作動に欠くことができないその他の構造		
役物	個数		
	作動契機		
	条件		
	すべての図柄の組合せの数に占める役物が作動することとなる図柄の組合せの数の割合		
	役物が作動することとなる図柄の組合せが表示される確率		
	役物の作動により増加する入賞に係る図柄の組合せ及び当該入賞に係る図柄の組合せが表示される確率		
	役物の作動により入賞に係る図柄の組合せの数が増加した場合における入賞に係る図柄の組合せの数がすべての図柄の組合せの数に占める割合		
	役物が作動した場合に入賞に係る図柄の組合せが表示される確率		
	作動終了条件		
	作動中の処理		
	役物の作動に係る制御又はデータ処理に係る電子回路		
	使用部品		
	役物の作動に係る制御又はデータ処理に係るプログラム		
	役物の作動に欠くことができないその他の構造		
役物連続作動装置	個数		
	作動契機	役物連続作動増加装置未作動時	
		役物連続作動増加装置作動時	
	条件	役物連続作動増加装置未作動時	
		役物連続作動増加装置作動時	

（その2）

区分	項目	細目	
受け皿	個数		
	構造		
	材質		
遊技機の枠	構造		
	材質		
ガラス板	透視性		
	凹凸の有無		
	材質		
回胴	個数		
	構造		
	材質		
回胴の回転軸	構造		
	材質		
回胴の上の図柄（以下この別記様式において「図柄」という。）	個数		
	種類		
	配列		
	大きさ	mm	
	鮮明度及び識別度		
回胴回転装置	構造		
	動作原理		
	回胴の回転速度		
	回胴回転装置作動中の図柄の識別度		
	回転停止装置が作動しない場合の回転の開始から停止までの時間	設計値	
		実測値	
	回胴回転装置の作動に係る制御又はデータ処理に係る電子回路		
		使用部品	
	回胴回転装置の作動に係る制御又はデータ処理に係るプログラム		
回転停止装置	構造		
	動作原理		
	停止ボタン等	個数	
		配置	
	停止ボタン等の操作後、回胴の回転の停止までに要する時間の最大値	設計値	
		実測値	

（その3）

区分	項目	細目	
回転停止装置	回胴停止装置の作動に係る制御又はデータ処理に係る電子回路		
		使用部品	
	回胴停止装置の作動に係る制御又はデータ処理に係るプログラム		
メダルの獲得に係る遊技機の性能	1回の入賞により獲得することができるメダル枚数の上限		
	規定枚数ごとの入賞に係る図柄の組合せ		
	規定枚数ごとの各入賞に係る図柄の組合せに対応して獲得することができるメダル枚数		
	すべての図柄の組合せの数に占める入賞に係る図柄の組合せの数の割合		
	各入賞に係る図柄の組合せが表示される確率		
	入賞に係る図柄の組合せが表示される動作原理		
	役物が作動しない場合におけるメダル1枚当たりの獲得メダル枚数の期待値	役物連続作動増加装置未作動時	
		役物連続作動増加装置作動時	
	入賞に係る図柄の組合せが表示された場合の処理（注4）		
	入賞によらずにメダルを獲得することができる性能		
	各規定枚数に係る遊技の種類ごとの出玉率（注5）	設計値	
		試射試験値	

（注4）「入賞に係る図柄の組合せが表示された場合の処理」とは、入賞に係る図柄の組合せが表示された時から当該入賞により獲得されることとなるメダルを受け皿に払い出す時までの間の処理をいう。

（注5）「出玉率」とは、遊技機に規定枚数のメダルを投入して回胴回転装置を作動させた後、回転するすべての回胴につき、規定枚数ごとに任意の順序により、任意の時間に回胴停止装置を作動させた場合における遊技機に投入したメダルの総数に対する獲得されたメダルの総数の割合をいう。

（その１５）

遊技機内部の記録系統					
基板	個　数				
	設置位置				
	回路構成				
	部品配置				
	使用部品				
		マイクロプロセッサー	個　数		
			用　途		
			型式名		
			製造者名		
			特記事項		
		ROM	個　数		
			用　途		
			記憶容量		
			使用領域		
			記憶内容		
				プログラム	構　成
					ソースプログラム
					使用データ
				検査合計	
			型式名		
			製造者名		
			特記事項		
		RAM	個　数		
			用　途		
			記憶容量		
			使用領域		
			初期化処理		
			型式名		
			製造者名		
			特記事項		
	基板管理番号				
	製造者名				

（その１６）

入力信号	信号の種類	
	端子の位置	
出力信号	信号の種類	
	端子の位置	
遊技機の使用に接続を必要とする装置	名　称	
	用　途	
	接続条件	
備考		

備考　１　所定の欄に記載し得ないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。
　　　２　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とすること。

別記様式第３号（第１条、第７条関係）

（その１）

諸元表（回胴式遊技機）

型式名			
遊技機の種類			
遊技機の区分			
製造業者名			
使用条件	温　度　℃		
	湿　度　％		
	電　源	種　別	
		定格電圧　V	
		定格周波数　Hz	
	その他の使用条件		
遊技メダル（以下この別記様式において「メダル」という。）	直　径　mm		
	厚　さ　mm		
	材　質		
メダル投入時の処理(注1)	規定枚数		
	規定枚数以内のメダル投入時の処理		
	規定枚数を超える数のメダル投入時の処理		
	メダル投入時の処理の制御又はデータ処理に係る電子回路		
		使用部品	
	メダル投入時の処理の制御又はデータ処理に係るプログラム		
		規定枚数を超える数のメダル投入時の処理	
メダル投入口の構造			
メダルセレクター(注2)	構　造		
	動作原理		
メダル払出装置(注3)	構　造		
	動作原理		

(注1)　「メダル投入時の処理」とは、メダル投入時から当該メダルに係る遊技が可能な状態になる時までの間の処理をいう（以下「メダル投入時の処理」欄において同じ。）。

(注2)　「メダルセレクター」とは、メダル投入口に投入されたメダルその他の物が当該遊技機での遊技を行うことができることとなるメダルであるか否かを選別するための装置をいう。

(注3)　「メダル払出装置」とは、入賞により獲得されることとなるメダルを受け皿に払い出すための装置をいう。

（その１３）

その他の図柄表示装置（注19）	個　数	
	名　称	
	設置目的	
	配　置	
	構　造	
	使用部品	
	作動契機	
	条　件	
	表示する図柄の種類	
	遊技の結果に影響を及ぼすこととなる図柄の組合せ	
	すべての図柄の組合せの数に占める遊技の結果に影響を及ぼすこととなる図柄の組合せの数の割合	
	遊技の結果に影響を及ぼすこととなる図柄の組合せを表示する確率	
	図柄確定に要する時間	
	すべての図柄確定後の最小表示時間	
	当該装置の作動に係る制御又はデータ処理に係る電子回路	
	使用部品	
	当該装置の作動に係る制御又はデータ処理に係るプログラム	
	遊技の結果に影響を及ぼすこととなる図柄の組合せを表示するか否かの抽選に係るプログラム	
	図柄の決定・表示に係るプログラム	
遊技の用に供されるその他の装置	名　称	
	設置目的及び機能	
	構　造	
	動作原理	

（注19）　「その他の図柄表示装置」欄には、遊技球の特定領域の通過の可否、役物連続作動装置の一回の作動による第一種特別電動役物又は第二種特別電動役物の連続作動回数の決定、大入賞口の開放等の回数の決定その他の遊技の結果に影響を及ぼすこととなる図柄（数字、文字その他の記号を含む。）の組合せを表示する装置について記載すること。

（その１４）

遊技の公正を害する調整機能	
役物の作動によりその入口が開き、又は拡大した場合における入賞が著しく容易である入賞口（大入賞口を除く。）	
役物が作動した場合に当該役物の作動によりその入口が開き、又は拡大した入賞口以外の入賞口への遊技球の入賞が容易になる機能	
本諸元表の他の欄に記載した役物以外の役物	
本諸元表の他の欄に記載した役物以外で役物の作動を容易にするための特別の装置	
遊技球を入賞させることができない入賞口	
耐久性を有しない装置	
直接遊技の用に供されない装置で遊技の結果に影響を及ぼすおそれがあるもの	
遊技球が入賞口に入賞し、若しくはゲートを通過し、又は図柄の組合せが表示された時（役物が作動することとなる場合に限る。）から当該役物の作動が終了する時までの間に遊技球が入賞口に入賞し、若しくはゲートを通過し、又は図柄の組合せが表示されたこと（当該役物が作動することとなる場合に限る。）を記憶する装置	

（その11）

区分	項目	細目	細目	細目	
役物連続作動装置	個　数				
	作動契機	条　件			
		役物連続作動装置の1回の作動による第一種特別電動役物又は第二種電動役物の連続作動回数			
	作動終了条件				
	作動率(注17)				
	役物連続作動装置の1回の作動により第一種特別電動役物又は第二種特別電動役物が連続作動した場合における獲得遊技球数の期待値				
	使用部品	役物連続作動装置の作動に係る電子回路			
		役物連続作動装置の作動に係る制御又はデータ処理に係るプログラム			
		役物連続作動装置の作動に欠くことができないその他の構造			
第三種特別電動役物	個　数				
	作動契機	条　件	第三種始動口	個　数	
				配　置	
				入賞率　合　計	
	大入賞口	個　数			
		配　置			
		構　造	入口の大きさ	mm	
			内部構造	入賞感知機構	
				その他遊技の結果に影響を及ぼすこととなる機能を有する構造	

（注17）　「役物連続作動装置」欄の「作動率」とは、遊技球を連続して発射させた場合における単位時間当たりの役物連続作動装置の作動回数をいう。

（その12）

区分	項目	細目	細目	細目	
第三種特別電動役物	大入賞口	開放率の契機			
		開放率の時間			
		入賞率			
		入賞による獲得遊技球数			
		規定入賞数			
		討　賞			
	特定入賞口	個　数			
		配　置			
		入賞率			
		特別装置作動領域	配　置		
			構　造	入口の大きさ　mm	
			通過率		
	特別装置	作動契機	条　件		
		作動終了条件			
		特別装置の1回の作動により第三種特別電動役物が作動した場合における獲得遊技球数の期待値			
	作動率(注18)				
	使用部品	第三種特別電動役物の作動に係る電子回路			
		第三種特別電動役物の作動に係る制御又はデータ処理に係るプログラム			
			特別装置の作動の開始及び終了に係るプログラム		
			入賞球数の計測に係るプログラム		
		第三種特別電動役物の作動に欠くことができないその他の構造			

（注18）　「第三種特別電動役物」欄の「作動率」とは、遊技球を連続して発射させた場合における単位時間当たりの第三種特別電動役物の作動回数をいう。

（その９）

特別図柄表示装置	条件装置が作動せず、かつ、第一種特別電動役物が作動することとなる図柄の組合せを表示する確率			
	確率Ｍ			
	作動率			
	図柄確定に要する時間			
	変動時間短縮ボタン等			
	すべての図柄確定後の最小表示時間			
	作動保留球数（注16）の記憶可能数の上限			
	特別図柄表示装置の作動に係る制御又はデータ処理に係る電子回路			
		使用部品		
	特別図柄表示装置の作動に係る制御又はデータ処理に係るプログラム			
		第一種特別電動役物及び条件装置が作動することとなる図柄の組合せを表示するか否かの抽選に係るプログラム		
		表示する図柄の組合せの決定・表示に係るプログラム		
		作動保留球数の記憶に係るプログラム		
第二種特別電動役物	個　数			
	作動契機			
		条　件		
	作動時間			
	第二種始動口	個　数		
		配　置		
		入賞率		
			合　計	

（注16）　「特別図柄表示装置」欄の「作動保留球数」とは、遊技球が第一種始動口に入賞した時から特別図柄表示装置の作動が終了する時までの間又は特別図柄表示装置において第一種特別電動役物が作動することとなる図柄の組合せが表示された時から当該第一種特別電動役物の作動が終了する時までの間に、第一種始動口に入賞した遊技球のうち、当該特別図柄表示装置又は第一種特別電動役物の作動が終了した後、引き続き当該特別図柄表示装置を作動させることとなる遊技球の数をいう。

（その１０）

第二種特別電動役物	大入賞口	個　数				
		配　置				
		構　造				
			入口の大きさ　㎜			
			内部構造	入賞感知機構		
				特定領域	配　置	
					構　造	
					入口の大きさ　㎜	
				その他遊技の結果に影響を及ぼすこととなる機能を有する構造		
		開放等の契機				
		始動口入賞時	開放等の回数			
			開放等の時間			
		役物連続作動装置作動時	開放等の回数			
			開放等の時間			
		入賞率				
		特定領域の通過率				
		入賞による獲得遊技球数				
		規定入賞数				
		材　質				
	第二種特別電動役物の作動に係る制御又はデータ処理に係る電子回路					
		使用部品				
	第二種特別電動役物の作動に係る制御又はデータ処理に係るプログラム					
		入賞球数の計測に係るプログラム				
	第二種特別電動役物の作動に欠くことができないその他の構造					

（その７）

第一種特別電動役物	個数				
	条件装置未作動時	作動契機			
			条件		
		作動終了条件			
		作動率(注12)			
	条件装置作動時	作動契機			
			条件		
		作動終了条件			
		確率Ｍ(注13)と役物連続作動装置の１回の作動による第一種特別電動役物の最大連続作動回数Ｎの積			
	条件装置	作動契機			
			条件		
		作動終了条件			
		作動率(注14)			
	第一種始動口	個数			
		配置			
		入賞率			
			合計		
	大入賞口	個数			
		配置			
		構造			
			入口の大きさ　mm		
			内部構造	入賞感知機構	
				特定領域　配置	
				特定領域　構造	
				特定領域　入口の大きさ　mm	
				その他遊技の結果に影響を及ぼすこととなる機能を有する構造	

（注12）　「第一種特別電動役物」欄の「条件装置未作動時」の項の「作動率」とは、特別図柄表示装置の作動率（遊技球を連続して発射させた場合における単位時間当たりの特別図柄表示装置の作動回数をいう。「第一種特別電動役物」欄及び「特別図柄表示装置」欄において同じ。）と特別図柄表示装置が一回作動した場合において条件装置が作動せず、かつ、第一種特別電動役物が作動することとなる図柄の組合せが表示される確率との積をいう。

（注13）　「確率Ｍ」とは、別表第２（１）ヘ（ホ）の確率Ｍをいう（（注14）及び「特別図柄表示装置」欄において同じ。）。

（注14）　「第一種特別電動役物」欄の「条件装置」の項の「作動率」とは、特別図柄表示装置の作動率と確率Ｍとの積をいう。

（その８）

第一種特別電動役物	大入賞口	開放等の契機		
		条件装置未作動時の開放等の時間		
		条件装置作動時の開放等の時間		
		入賞率		
		特定領域の通過率		
		平均入賞球数(注15)		
		入賞による獲得遊技球数		
		規定入賞数		
		材質		
	第一種特別電動役物の作動に係る制御又はデータ処理に係る電子回路			
		使用部品		
	第一種特別電動役物の作動に係る制御又はデータ処理に係るプログラム			
		条件装置の作動の開始及び終了に係るプログラム		
		入賞球数の計測に係るプログラム		
	第一種特別電動役物の作動に欠くことができないその他の構造			
特別図柄表示装置	個数			
	配置			
	構造			
		使用部品		
	作動契機			
		条件		
	表示する図柄の種類			
	第一種特別電動役物が作動することとなる図柄の組合せ			
	すべての図柄の組合せの数に占める第一種特別電動役物が作動することとなる図柄の組合せの数の割合			

（注15）　「平均入賞球数」とは、第一種特別電動役物の１回の作動による大入賞口への入賞球数の期待値をいう。

（その5）

普通電動役物	個数				
	作動契機				
		条件			
	役物に係る入賞口	個数			
		配置			
		構造			
			入口の大きさ　mm		
			内部構造	入賞感知機構	
				その他遊技の結果に影響を及ぼすこととなる機能を有する構造	
		普通電動役物の１回の作動による入口の開放等の時間			
		入賞率			
		入賞による獲得遊技機数			
		規定入賞数			
		材質			
	作動率（注9）				
	普通電動役物の作動に係る制御又はデータ処理に係る電子回路				
		使用部品			
	普通電動役物の作動に係る制御又はデータ処理に係るプログラム				
		入賞球数の計測に係るプログラム			
	普通電動役物の作動に欠くことができないその他の構造				
普通図柄表示装置	個数				
	配置				
	構造				
		使用部品			
	作動契機				
		条件			
	表示する図柄の種類				
	普通電動役物が作動することとなる図柄の組合せ				

（注9）　「普通電動役物」の欄の「作動率」とは、遊技球を連続して発射させた場合における単位時間当たりの普通電動役物の作動回数をいう。

（その6）

普通図柄表示装置	すべての図柄の組合せの数に占める普通電動役物が作動することとなる図柄の組合せの数の割合		
	普通電動役物が作動することとなる図柄の組合せを表示する確率		
	作動率（注10）		
	図柄確定に要する時間		
	すべての図柄確定後の最小表示時間		
	作動保留球数（注11）の記憶可能数の上限		
	普通図柄表示装置の作動に係る制御又はデータ処理に係る電子回路		
		使用部品	
	普通図柄表示装置の作動に係る制御又はデータ処理に係るプログラム		
		普通電動役物を作動させることとなる図柄の組合せを表示するか否かの抽選に係るプログラム	
		表示する図柄の組合せの決定・表示に係るプログラム	
		作動保留球数の記憶に係るプログラム	

（注10）　「普通図柄表示装置」欄の「作動率」とは、遊技球を連続して発射させた場合における単位時間当たりの普通図柄表示装置の作動回数をいう。

（注11）　「普通図柄表示装置」欄の「作動保留球数」とは、遊技球が入賞口（（注11）において「図柄に係る入賞口」という。）に入賞し、又はゲート（（注11）において「図柄に係るゲート」という。）を通過した時（普通図柄表示装置が作動することとなる場合に限る。）から当該普通図柄表示装置の作動が終了する時までの間又は普通図柄表示装置において普通電動役物が作動することとなる図柄の組合せが表示された時から当該普通電動役物の作動が終了する時までの間に、図柄に係る入賞口に入賞し、又は図柄に係るゲートを通過した遊技球のうち、当該普通図柄表示装置又は当該普通電動役物の作動が終了した後、引き続き当該普通図柄表示装置を作動させることとなる遊技球の数をいう。

（その３）

遊技球の獲得に係る遊技機の性能	入賞口への遊技球の入賞によらずに遊技球を獲得できる性能			
入賞口(注5)	個数			
	配置			
	構造			
		入口の大きさ　㎜		
		内部構造	入賞感知機構	
			その他遊技の結果に影響を及ぼすこととなる機能を有する構造	
	入賞率(注6)			
	入賞による獲得遊技球数			
	材質			
役物に係る入賞口であって、当該役物が作動しない場合にも遊技球が入賞することができるもの	個数			
	配置			
ゲート	個数			
	配置			
	構造			
		入口の大きさ　㎜		
	通過率(注7)			
	材質			

(注5)　「入賞口」欄には、役物に係る入賞口（役物が作動した場合に開き、又は拡大する入賞口をいう。以下この別記様式において同じ。）以外の入賞口について記載すること。

(注6)　「入賞率」とは、遊技球を連続して発射させた場合における単位時間当たりの当該入賞口に入賞した遊技球の数をいう（以下この別記様式において同じ。）。

(注7)　「通過率」とは、遊技球を連続して発射させた場合における単位時間当たりの当該ゲートを通過した遊技球の数をいう。

（その４）

チューリップ式役物	個数				
	役物に係る入賞口	個数			
		配置			
		構造			
			入口の大きさ　㎜		
			内部構造	入賞感知機構	
				その他遊技の結果に影響を及ぼすこととなる機能を有する構造	
		入賞率			
		入賞による獲得遊技球数			
		規定入賞数			
			合計		
		材質			
	チューリップ式役物の作動に欠くことができないその他の構造				
連動役物	個数				
	作動契機				
		条件			
	役物に係る入賞口	個数			
		配置			
		構造			
			入口の大きさ　㎜		
			内部構造	入賞感知機構	
				その他遊技の結果に影響を及ぼすこととなる機能を有する構造	
		入賞率			
		入賞による獲得遊技球数			
		規定入賞数			
			合計		
		材質			
	作動率(注8)				
	連動役物の作動に欠くことができないその他の構造				

(注8)　「連動役物」欄の「作動率」とは、遊技球を連続して発射させた場合における単位時間当たりの連動役物の作動回数をいう。

別記様式第２号（第１条、第７条関係）

（その１）

諸元表（ぱちんこ遊技機）

項目				記入欄
型式名				
遊技機の種類				
遊技機の区分				
製造業者名				
使用条件	温　度　℃			
	湿　度　%			
	電　源	種　別		
		定格電圧　V		
		定格周波数　Hz		
	遊技機の設置条件			
	その他の使用条件			
遊技球	直　径　mm			
	質　量　g			
	材　質			
遊技盤	構　造			
	遊技盤の大きさ			
	遊技板	凹凸の有無		
		材　質		
	遊技球の落下の方向に変化を与えるための装置	遊技くぎ	本　数	
			配　置	
			形　状	
			傾　き	
			材　質	
			硬　度　HV	
		風車	個　数	
			配　置	
			形状及び構造	
			傾　き	
			材　質	
			軸の硬度　HV	
		保留装置	個　数	
			配　置	
			形状及び構造	
			保留可能遊技球数	
			材　質	
		その他の装置	名　称	
			機　能	
			個　数	
			配　置	
			形状及び構造	
			材　質	

（その２）

項目			記入欄
ガラス板	遊技板との距離　mm		
	透視性		
	凹凸の有無		
	材　質		
受け皿	個　数		
	構　造		
	材　質		
遊技盤の枠	大きさ	高さ　mm	
		幅　mm	
		奥行　mm	
	構　造		
	材　質		
発射装置	種　類		
	個　数		
	構　造		
	動作原理		
	発射レバーの個数		
	発射機構の１回の動作で発射される遊技球数		
	発射強度		
	電動機	種　類	
		回転速度	
		製造者名	
	１分間の発射遊技球数		
賞球払出装置（注1）	構　造		
	動作原理		
遊技球の獲得に係る遊技機の性能	出玉率（注2）	設計値	
		試射試験値	
	役物比率（注3）	設計値	
		試射試験値	
	連続役物比率（注4）	設計値	
		試射試験値	

（注1）　「賞球払出装置」とは、入賞により獲得されることとなる遊技球を受け皿に払い出すための装置をいう。

（注2）　「出玉率」とは、発射した遊技球の総数に対する獲得された遊技球の総数の割合をいう。

（注3）　「役物比率」とは、獲得された遊技球の総数に占める役物の作動により獲得された遊技球の数の割合をいう。

（注4）　「連続役物比率」とは、獲得された遊技球の総数に占める役物が連続して作動する場合における当該役物の作動により獲得された遊技球の数の割合をいう。

請書に係る型式に属する遊技機につき次に掲げる書類
イ　遊技機の諸元表
ロ　遊技機の構造図、回路図及び動作原理図
ハ　遊技機並びに遊技機の部品及び装置の構造、材質及び性能の説明を記載した書類
ニ　遊技機の写真
ホ　遊技機の取扱説明書

第七条第三項中「前項第三号イ」を「前項第三号」に改め、同条に次の二項を加える。

4　第二項第四号イの諸元表は、ぱちんこ遊技機にあつては別記様式第二号により、回胴式遊技機にあつては別記様式第三号により、アレンジボール遊技機にあつては別記様式第四号により、じやん球遊技機にあつては別記様式第五号により作成するものとする。

5　第二項第四号ホの取扱説明書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。
一　遊技機の種類及び型式名並びにその製造業者名
二　遊技機の定格電圧、定格周波数その他の使用条件
三　遊技機の遊技の方法
四　遊技機の点検の方法
五　遊技機の部品の配置を示す図又は写真
六　遊技機の外観を示す図又は写真

第八条第一項中「検定に関し必要があると認める」を「検定の申請があつた」に改め、「（第十三条に規定する型式試験を受けた型式を除く。）」を削り、「定めるところにより試験」を「定める方法による試験（第十三条に規定する型式試験を受けた型式に係る検定の申請にあつては、当該検定申請書及び前条第二項第三号の書類による審査。次条において同じ。）」に改め、同条第二項中「前条第二項第三号イに定める書類」を「前項の審査」に改め、「再び試験」の下に「（次条第一項において「再試験」という。）」を加える。

第九条第一項中「公安委員会は」の下に「、前条第一項の試験の結果（同条第二項の再試験の結果を含む。次項において同じ。）」を、「認めるときは」の下に「、その旨の検定を行うものとし」を加え、同条第二項中「公安委員会は」の下に「、前条第一項の試験の結果」を加え、「適合していないと認めるときは」を「適合していると認められないときは、その旨の検定を行うものとし」に改め、同条に次の一項を加える。

3　検定申請書若しくは検定申請書に添付しなければならない書類に不備がある場合（これらの書類の記載事項に不備がある場合を含む。）又はこれらの書類に虚偽の記載がある場合は、当該検定申請書に係る型式は、その検定に関しては、技術上の規格に適合していないものとみなす。

第十一条第一項を次のように改める。

公安委員会は、第九条第一項の検定を受けた型式に属する遊技機の構造、材質若しくは性能が技術上の規格に適合せず、又は均一性を有していないことが判明したときは、その検定を取り消すことができる。

第十一条第二項中「前項」を「前二項」に改め、「その旨を」の下に「、理由を付した書面により当該検定を受けた者に通知するとともに」を加え、同項を同条第三項とし、同項の前に次の一項を加える。

2　公安委員会は、検定を受けた者が次のいずれかに該当するときは、その検定を取り消すことができる。
一　偽りその他不正の手段により当該検定を受けたことが判明するに至つたとき。
二　検定を受けた型式に属さない遊技機を検定を受けた型式に属する遊技機として販売し、又は貸し付けたとき。
三　次条の規定に違反して取扱説明書を添付せず、又は第七条第二項第四号ホの取扱説明書と異なる内容の取扱説明書を添付したとき。
四　公安委員会が、この章の規定の施行に必要な限度において、検定を受けた者に対し報告を求めた場合において、その報告がされず、又は虚偽の報告がされたとき。
五　公安委員会が、この章の規定の施行に必要な限度において、警察職員に検定を受けた者の事務所又は事業所において当該検定を受けた型式に属する遊技機その他の物件についての検査をさせ、又は関係者に質問をさせようとした場合において、その検査が拒まれ、妨げられ、若しくは忌避され、又はその質問に対し陳述がされず、若しくは虚偽の陳述がされたとき。

第二章中第十一条の次に次の一条を加える。

（取扱説明書）
第十一条の二　検定を受けた型式に属する遊技機を販売し、又は貸し付けるときは、当該遊技機には、第七条第二項第四号ホの取扱説明書と同一内容の取扱説明書を添付しなければならない。

第十四条第一項中「別記様式第三号」を「別記様式第七号」に改め、同条第二項中「定めるところにより」を「定める方法による」に改め、同条に次の一項を加える。

4　第三条第四項の規定は、遊技機試験について準用する。この場合において、同項中「認定申請書」とあるのは、「遊技機試験申請書」と読み替えるものとする。

第十五条第一項中「第七条第二項第三号ロ」を「第七条第二項第四号」に、「別記様式第四号」を「別記様式第八号」に改め、同条第二項中「型式試験申請書に係る型式に属する遊技機の試験用の部品」を「試験用の遊技機の部品」に改め、同条第三項中「に属する遊技機」及び「遊技機が属する」を削り、「定めるところにより」を「定める方法による」に改め、同条に次の一項を加える。

6　第九条第三項の規定は、型式試験について準用する。この場合において、同項中「検定申請書」とあるのは、「型式試験申請書」と読み替えるものとする。

別記様式第四号を別記様式第八号とし、別記様式第三号を別記様式第七号とし、別記様式第二号を別記様式第六号とし、別記様式第一号の次に次の四様式を加える。

別記様式第4（第7条関係）

※整理番号	
※受理年月日	
※再交付年月日	

特定物質運搬証明書再交付申請書

年　月　日

公安委員会　殿

住所

氏名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）　㊞

届出者の区分

特定物質の運搬の届出等に関する規則第7条第1項の規定により、運搬証明書の再交付を申請します。

運搬証明書番号		運搬証明書交付年月日	年　月　日
申請の理由			

備考1　※印欄は、記入しないこと。
　　2　用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

○国家公安委員会規則第五号
　風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第百二十二号）第二十条第二項及び第十一項並びに第四十七条の規定に基づき、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。
　平成七年五月十六日
　　　　　国家公安委員会委員長　野中　広務
　　遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則の一部を改正する規則
　遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和六十年国家公安委員会規則第四号）の一部を次のように改正する。
　目次中「第十一条」を「第十一条の二」に改める。
　第一条第三項第三号を次のように改める。
　三　前二号に規定する遊技機以外の遊技機について認定を受けようとする場合にあつては、認定申請書に係る遊技機につき次に掲げる書類
　　イ　遊技機の諸元表
　　ロ　遊技機の構造図、回路図及び動作原理図
　　ハ　遊技機並びに遊技機の部品及び装置の構造、材質及び性能の説明を記載した書類
　　ニ　遊技機の写真
　第一条に次の一項を加える。
　4　前項第三号イの諸元表は、ぱちんこ遊技機にあつては別記様式第二号により、回胴式遊技機にあつては別記様式第三号により、アレンジボール遊技機にあつては別記様式第四号により、じやん球遊技機にあつては別記様式第五号により作成するものとし、その他の遊技機にあつてはこれらの様式の記載事項に準ずる事項を記載することにより作成するものとする。
　第二条第一項中「否か」の下に「（第六条各号に掲げる遊技機の区分に該当する遊技機にあつては、その遊技機の区分に応じ、それぞれ同条各号に掲げる表に定める技術上の規格に適合しているか否か。次項及び第十四条第二項において同じ。）」を加え、「定めるところにより試験」を「定める方法による試験（第六条各号に掲げる遊技機の区分に該当する遊技機以外の遊技機にあつては、同表に定める方法に準ずる方法による試験。第十四条第二項において同じ。）」に改める。
　第三条第一項中「認めるとき」の下に「（第六条各号に掲げる遊技機の区分に該当する遊技機にあつては、その遊技機の区分に応じ、それぞれ同条各号に掲げる表に定める技術上の規格に適合していると認めるとき）」を加え、同条に次の一項を加える。
　4　認定申請書若しくは認定申請書に添付しなければならない書類に不備がある場合（これらの書類の記載事項に不備がある場合を含む。）又はこれらの書類に虚偽の記載がある場合は、当該認定申請書に係る遊技機は、その認定に関しては、遊技機の基準に該当するもの（第六条各号に掲げる遊技機の区分に該当する遊技機であつては、同条の技術上の規格に適合していないもの）とみなす。
　第五条に次の一項を加える。
　2　公安委員会は、前項の規定により認定を取り消したときは、その旨を、理由を付した書面により当該認定を受けた者に通知するものとする。
　第七条第一項中「別記様式第二号」を「別記様式第六号」に改め、同条第二項第一号中「第十一条第一項」を「第十一条第二項」に改め、同項第三号を次のように改める。
　三　第十三条に規定する型式試験を受けた型式について検定を受けようとする場合にあつては、第十五条第五項の規定により交付することを求めることができることとされる書類（同条第四項の規定による交付を受けた日から起算して三年を経過していないものに限る。）
　第七条第二項に次の一号を加える。
　四　前号に規定する型式以外の型式について検定を受けようとする場合にあつては、検定申

別記様式第２（第２条関係）

第　　号　　　　　　　　　　　　年　　月　　日

特定物質運搬証明書

公安委員会 ㊞

届出者	住所
	氏名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）
	届出者の区分

運搬日時	年　月　日　時　分から 年　月　日　時　分まで
発送地	
到達地	

運搬経路	経由地点	距離（km） 区間	距離（km） キロ程	路線名	所要時間（分）	運行時刻	運搬手段	備考

運搬の内容	
指示事項	

備考１　この運搬証明書は、運搬中常に携帯すること。
２　運搬中この運搬証明書の記載事項に変更を生じたときは、直ちに特定物質が現に在る場所を管轄する都道府県公安委員会に連絡し、指示に従って運搬すること。

備考　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とすること。

別記様式第３（第５条関係）

※整理番号	
※受理年月日	
※書換え年月日	

特定物質運搬証明書書換え申請書

年　　月　　日

公安委員会　殿

住所

氏名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）　㊞

届出者の区分

特定物質の運搬の届出等に関する規則第５条第１項の規定により、運搬証明書の書換えを申請します。

運搬証明書番号		運搬証明書交付年月日	年　月　日

	旧	新
変更内容		
変更理由		

備考１　※印欄は、記入しないこと。
２　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とすること。

規則

別記様式第１（第１条関係）

※整理番号	
※受理年月日	
※証明書番号	
※証明書交付年月日	

特定物質運搬届出書

年　月　日

公安委員会　殿

住所

氏名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）　㊞

届出者の区分（注１）

担当者　　電話番号

運搬日時（注２）	年　月　日　時　分から 年　月　日　時　分まで
発送地（注３）	
到達地（注３）	

運搬経路	経由地点	距離（km） 区間	距離（km） キロ程	路線名	所要時間(分)	運行時刻	運搬手段	備考（注４）

運搬する特定物質の名称及び数量（注５）					
運送人	氏名（法人にあっては、その名称）				
	住所				
運行責任者氏名（注６）					
同行者氏名（注７）					
特定物質積載車両及び運転者		自動車登録番号	最大積載重量	積載する特定物質及びその[illegible]	運転者氏名
積載方法（注８）					
運搬要領（注９）					
警察機関への連絡要領					

注１　許可製造者、承認輸入者、許可使用者又は廃棄義務者の別を記載すること。
２　全運搬経路の運搬日時を記載すること。
３　全運搬経路の発送地及び到達地を記載し、工場又は事業所である場合は、その名称を併記すること。
４　駐車、積卸し及び一時保管の予定場所及び予定時刻を記載すること。
５　特定物質の化学上の名称及び重量を記載すること。
６　運行に同行し、運搬の実施について責任を有する者の記載をすること。
７　運行に同行し、特定物質の取扱いに関し知識及び経験を有する者の記載をすること。
８　輸送する特定物質の積載方法の概要を記載し、積載時の車両の外観図を添付すること。
９　駐車、積卸し又は一時保管をする際に講じる見張り人の配置等盗取等の防止の措置について記載し、車列の編成及び車間距離を記載した図面を添付すること。

備考１　※印欄には記載しないこと。
２　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とすること。

○国家公安委員会規則第四号

化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律(平成七年法律第六十五号)第十七条第一項、第二項及び第四項の規定に基づき、並びに同法を実施するため、特定物質の運搬の届出等に関する規則を次のように定める。

平成七年五月一日

国家公安委員会委員長　野中　広務

特定物質の運搬の届出等に関する規則

(届出の手続)

第一条　化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律(以下「法」という。)第十七条第一項の規定による特定物質の運搬の届出をして、運搬証明書の交付を受けようとする者は、別記様式第一の運搬届出書二通を当該運搬の経路である区域を管轄する都道府県公安委員会(以下「公安委員会」という。)に提出しなければならない。

2　特定物質の運搬のうちその経路が二以上の公安委員会の管轄する区域にわたるもの(以下「広域運搬」という。)をしようとする者は、特定物質の発送地を管轄する公安委員会(以下「発送地公安委員会」という。)以外の公安委員会に前項の運搬届出書を提出するときは、発送地公安委員会を経由してこれをしなければならない。

3　第一項の規定による運搬届出書の提出は、一の公安委員会の管轄する区域内においてのみされる運搬にあっては当該運搬の開始の日の一週間前までに、広域運搬にあっては当該広域運搬の開始の日の二週間前までにしなければならない。

(運搬証明書)

第二条　法第十七条第一項の運搬証明書の様式は、別記様式第二のとおりとする。

2　広域運搬をしようとする者に対する発送地公安委員会以外の公安委員会による運搬証明書の交付は、発送地公安委員会を経由してするものとする。

(指示)

第三条　法第十七条第二項の国家公安委員会規則で定める事項は、次に掲げるとおりとする。

一　運搬手段
二　特定物質の積卸し又は一時保管をする場所
三　車両により運搬する場合における特定物質の積載方法、当該車両の駐車場所及び車列の編成
四　見張り人の配置その他特定物質への関係者以外の者の接近を防止するための措置
五　特定物質の取扱いに関し知識及び経験を有する者の同行
六　警察機関への連絡
七　前各号に掲げるもののほか、特定物質が盗取され、又は所在不明となることを防ぐために必要な事項

(公安委員会相互の連絡)

第四条　広域運搬の経路である区域を管轄する公安委員会は、相互に、法第十七条第二項の規定による指示(第六条第二項の規定による指示を含む。)の内容を通知し、その他当該広域運搬の円滑な実施のため必要な連絡を行わなければならない。

(運搬証明書の記載事項の変更)

第五条　法第十七条第一項の規定により公安委員会から運搬証明書の交付を受けた者は、特定物質の運搬の開始前において当該運搬証明書の記載事項を変更しようとするときは、遅滞なく当該公安委員会に届け出て、その書換えを受けなければならない。

2　前項の規定により運搬証明書の書換えを受けようとする者は、別記様式第三の運搬証明書書換え申請書一通に当該運搬証明書を添えて、その交付をした公安委員会に提出しなければならない。

3　前項の場合において発送地公安委員会以外の公安委員会に対する運搬証明書書換え申請書の提出は、発送地公安委員会を経由してしなければならない。

4　前項の規定により発送地公安委員会を経由して運搬証明書書換え申請書の提出を受けた公安委員会は、発送地公安委員会を経由して書換えをした運搬証明書の交付をするものとする。

第六条　特定物質の運搬をしている者は、運搬証明書の記載事項を変更する必要があると認めるときは、直ちに当該特定物質が現に在る場所を管轄する公安委員会に連絡しなければならない。

2　前項に規定する場合において、当該特定物質の運搬経路となる区域を管轄する公安委員会は、同項に規定する者に対し、当該特定物質が盗取され、又は所在不明となることを防ぐため、当該管轄区域内における運搬について運搬の経路その他必要な事項を指示するものとする。

(運搬証明書の再交付)

第七条　法第十七条第一項の規定により公安委員会から運搬証明書の交付を受けた者は、当該運搬証明書を喪失し、汚損し、又は盗取されたときは、遅滞なくその理由を付して当該公安委員会に届け出て、その再交付を受けなければならない。

2　前項の規定により運搬証明書の再交付を受けようとする者は、別記様式第四の運搬証明書再交付申請書一通を運搬証明書の交付をした公安委員会に提出しなければならない。この場合において、申請の理由が運搬証明書の汚損であるときは、運搬証明書再交付申請書に当該運搬証明書を添えなければならない。

3　発送地公安委員会以外の公安委員会に対する前項の規定による運搬証明書再交付申請書の提出は、発送地公安委員会を経由してしなければならない。

4　前項の規定により発送地公安委員会を経由して運搬証明書再交付申請書の提出を受けた公安委員会は、発送地公安委員会を経由して運搬証明書の交付をするものとする。

(旧運搬証明書の返納)

第八条　前条第一項の規定により運搬証明書の再交付を受けた者が、喪失し、又は盗取された運搬証明書(以下この条において「旧運搬証明書」という。)を回復したときは、旧運搬証明書を交付した公安委員会に当該旧運搬証明書を返納しなければならない。この場合において、発送地公安委員会又は特定物質の到達地を管轄する公安委員会(以下「到達地公安委員会」という。)以外の公安委員会に対する旧運搬証明書の返納は、発送地公安委員会又は到達地公安委員会を経由してしなければならない。

(運搬証明書の返納)

第九条　法第十七条第一項の規定により公安委員会から運搬証明書の交付を受けた者は、特定物質の運搬を終了したときは、速やかに当該公安委員会に当該運搬証明書を返納しなければならない。この場合において、到達地公安委員会以外の公安委員会に対する運搬証明書の返納は、到達地公安委員会を経由してしなければならない。

2　法第十七条第一項の規定により公安委員会から運搬証明書の交付を受けた者は、特定物質の運搬をしないこととなったときは、速やかに当該公安委員会に当該運搬証明書を返納しなければならない。この場合において、発送地公安委員会以外の公安委員会に対する運搬証明書の返納は、発送地公安委員会を経由してしなければならない。

附　則

この規則は、化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律の施行の日から施行する。

別表第二十三の五（第二十四条の二関係）

長期家族介護者援護金支給申請書

人事院様式672

（実施機関の長の官職氏名） 殿 下記の長期家族介護者援護金の支給を 申請します。		申請年月日　平成　年　月　日 申請者の住所 氏　名　㊞ 生年月日　年　月　日 死亡した要介護年金受給権者との続柄	
1 死亡した要介護年金受給権者に関する事項	氏　名	死亡年月日　平成　年　月　日	
	年金の種類・受給期間	□ 傷病補償年金（第　級）　年金証書の番号 □ 障害補償年金（第　級）　第　号 年　月から	
	死亡の原因		
2 申請者に関する事項	所得税の納付状況	申請者を扶養する者の状況	
	前年の所得について所得税の納付が □ ある　□ ない	□ 申請者を扶養する者がいない □ 申請者を扶養する者がいるが、その者は前年の所得について所得税を納付していない	
	規則16－0第29条に規定する障害の有無		
	障　害（障害等級第7級又はそれに相当する程度以上）が □ ある □ ない		
3 申請額	円		
※4　死亡した要介護年金受給権者に係る障害の部位・程度 □ 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し（有し）、常に介護を要するもの（第1級） □ 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し（有し）、常に介護を要するもの（第1級） 傷病等級第1級又は障害等級第1級に最初に該当することとなった日　年　月　日			
※受理 平成　年　月　日	※決定 平成　年　月　日	※支払 平成　年　月　日	※決定金額 円

注1　申請者は、※印の欄には記入しないこと。該当する□に✓印を記入すること。

2　この申請書には、人事院規則16－4（補償及び福祉施設の実施）第24条の2第1項に定めるところにより必要な書類を添付すること。

（日本工業規格A列4）

別表第二十八（その八）中

遺族特別援護金		／		／	

を

遺族特別援護金		／		／	
長期家族介護者援護金		／		／	

に改める。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

規則

人事院は、国家公務員災害補償法に基づき、人事院規則一六—三(災害を受けた職員の福祉施設)の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

平成七年五月二十五日

人事院総裁　弥富啓之助

人事院規則一六—三—一二

人事院規則一六—三(災害を受けた職員の福祉施設)の一部を改正する人事院規則

人事院規則一六—三(災害を受けた職員の福祉施設)の一部を次のように改正する。

第二条に次の一号を加える。

十九　長期家族介護者援護金の支給

第十九条の十四第一項中「又は障害差額特別給付金の支給」を「、障害差額特別給付金の支給又は長期家族介護者援護金の支給」に改め、同条を第十九条の十五とし、第十九条の十三の次に次の一条を加える。

(長期家族介護者援護金の支給)

第十九条の十四　実施機関は、せき髄その他神経系統の機能若しくは精神又は胸腹部臓器の機能の著しい障害(その程度が、常に介護を要するものとして、規則一六—〇第二十五条の二又は補償法別表に定める第一級に該当するものに限る。)により傷病補償年金又は障害補償年金を受ける権利を有する者(以下この条において「要介護年金受給権者」という。)が、当該障害に係る傷病補償年金又は障害補償年金を支給すべき事由が生じた日の翌日から起算して十年を経過した日以後に死亡した場合(その死亡が公務上の災害又は通勤による災害と認められる場合を除く。)には、その遺族に対して、長期家族介護者援護金として、百万円を支給するものとする。ただし、その死亡の原因について長期家族介護者援護金を支給することが適当でない事情があると認めたときは、長期家族介護者援護金を支給しないことができる。

2　長期家族介護者援護金を受けることができる遺族は、要介護年金受給権者の配偶者(婚姻の届出をしていないが、要介護年金受給権者の死亡の当時事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。次項において同じ。)、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹のうち、要介護年金受給権者の死亡の当時その収入によって生計を維持していた者であって、生活に困窮していると認められるものとする。ただし、妻(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。)以外の者にあっては、要介護年金受給権者の死亡の当時次に掲げる要件に該当した場合に限るものとする。

一　夫(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。第四項及び第五項において同じ。)、父母、祖父母又は兄弟姉妹については、六十歳以上であるか、又は規則一六—〇第二十九条に定める障害の状態(次号において「一定の障害の状態」という。)にあること。

二　子又は孫については、一定の障害の状態にあること。

3　長期家族介護者援護金の支給を受けるべき遺族の順位は、配偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹の順序とし、父母については、養父母を先にし、実父母を後にする。

4　第二項の規定にかかわらず、同項第一号に掲げる要件に該当しない要介護年金受給権者の夫、父母、祖父母及び兄弟姉妹のうち、要介護年金受給権者の死亡の当時その収入によって生計を維持し、かつ、五十五歳以上六十歳未満であった者であって、生活に困窮していると認められるものは、当分の間、長期家族介護者援護金を受けることができる遺族とする。

5　前項に規定する遺族の長期家族介護者援護金の支給を受けるべき順位は、第二項に規定する遺族の次の順位とし、前項に規定する遺族のうちにあっては、夫、父母、祖父母及び兄弟姉妹の順序とし、父母については、養父母を先にし、実父母を後にする。

6　長期家族介護者援護金の支給を受けることができる者が二人以上あるときは、長期家族介護者援護金の額は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する額をその人数で除して得た額とする。

7　要介護年金受給権者を故意に死亡させた者又は要介護年金受給権者の死亡前に、要介護年金受給権者の死亡によって長期家族介護者援護金を受けることができる先順位若しくは同順位の遺族となるべき者を故意に死亡させた者は、長期家族介護者援護金を受けることができる遺族としない。

附　則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の規則一六—三の規定は、平成七年四月一日から適用する。

人事院は、国家公務員災害補償法に基づき、人事院規則一六—四(補償及び福祉施設の実施)の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

平成七年五月二十五日

人事院総裁　弥富啓之助

人事院規則一六—四—一二

人事院規則一六—四(補償及び福祉施設の実施)の一部を改正する人事院規則

人事院規則一六—四(補償及び福祉施設の実施)の一部を次のように改正する。

第二十四条の次に次の一条を加える。

第二十四条の二　長期家族介護者援護金の支給を受けようとする者は、次に掲げる書類を添えて、別表第二十三の五に定める様式の申請書を実施機関に提出しなければならない。ただし、当該申請書の提出前に補償の請求又は他の福祉施設の申請に関し既に提出されている書類については、その添付を省略することができる。

一　死亡した規則一六—三第十九条の十四第一項に規定する傷病補償年金又は障害補償年金を受ける権利を有する者(以下「要介護年金受給権者」という。)の死亡診断書その他その者の死亡の事実を証明する書類又はその写し

二　長期家族介護者援護金の支給を受けることができる者と死亡した要介護年金受給権者との続柄に関し市町村長が発行する証明書

三　長期家族介護者援護金の支給を受けることができる者が死亡した要介護年金受給権者の死亡当時その者の収入によって生計を維持していた事実を証明する書類

四　前三号に掲げるもののほか、人事院が定める書類

2　実施機関は、前項の申請書を受理したときは、これを審査し、長期家族介護者援護金の支給をするかどうか及びこれをする場合の支払金額について決定し、申請者に書面で速やかにその決定に関する通知をしなければならない。

第二十六条第一項本文中「第十九条の十四」を「第十九条の十五」に改め、同項ただし書中「提出前に」の下に「補償の請求又は」を加える。

別表第二十三の四の次に次の一表を加える。

別記第十三号様式の注意3の③に次のように加える。

建築基準法第52条第8項の規定を適用する場合においては、14欄の次に次のように欄を設け、同条第9項の規定に基づき、建築物の敷地のうち前面道路と壁面線又は壁面の位置の制限として定められた限度の線との間の部分を除いた敷地の面積を記載し、最後に当該敷地面積の合計を記載して下さい。ただし、用途地域が異なる地域等にわたらない場合においては、敷地面積の合計について記載する必要はありません。

／＊壁面線の指定等がある場合の敷地面積に関する追加欄＊／

＃12216．：

＊【敷地面積】＊

＃12216．：

＊【敷地面積】＊

＃12217．：

＊【敷地面積の合計】＊

別記第十三号様式の注意3の⑨中「⑥、⑦及び⑩から⑮まで」を「⑦、⑧及び⑪から⑯まで」に改める。

別記第十四号様式の注意5の表中「第56条第2項」の右に「及び第4項」を加える。

附　則

この省令は、都市再開発法等の一部を改正する法律の一部の施行の日（平成七年五月二十五日）から施行する。

支出	建設費 用地取得造成費 ○○○
	計
収入	自己資金 借入金 うち住宅金融公庫 ○○○
	計

別表

管理業務者の概要

項目		
氏名又は名称		
住所又は主たる事務所の所在地		
当該賃貸住宅の管理を行う事務所の所在地		
宅地建物取引業法に基づく免許		（有・無）
免許ありの場合	免許の種別	
	免許番号	
	免許取得年月日	
自己資本の額		円
賃貸住宅の管理戸数	年	戸
	年	戸
	年	戸
	現在	年　月　日現在　戸
賃貸住宅の管理を行う人員の数		年　月　日現在　人

別記様式第十四中「第五十二条」を「第五十三条」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この省令は、大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法の一部を改正する法律（平成七年法律第十五号）の施行の日（平成七年五月二十五日）から施行する。

（建設省組織規程の一部改正）

2　建設省組織規程（昭和五十九年建設省令第十二号）の一部を次のように改正する。

第二十七条第二項中「第七十二条第五号」を「第七十二条第三号及び第六号」に改める。

第七十一条第二項中「及び第十四号から第十六号まで」を「、第十三号及び第十五号から第十七号まで」に改める。

第七十三条の四第二項中「第三号」を「第四号」に改める。

○建設省令第十五号

都市再開発法等の一部を改正する法律（平成七年法律第十三号）の施行に伴い、建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第六条第八項及び第七十三条第一項第三号の規定に基づき、並びに同法を実施するため、建築基準法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成七年五月二十四日

建設大臣　野坂　浩賢

建築基準法施行規則の一部を改正する省令

建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）の一部を次のように改正する。

第十条の二の次に次の一条を加える。

（建築協定区域隣接地に関する基準）

第十条の二の二　法第七十三条第一項第三号の建設省令で定める基準は、次に掲げるものとする。

一　建築協定区域隣接地の区域は、その境界が明確に定められていなければならない。

二　建築協定区域隣接地の区域は、建築協定区域との一体性を有する土地の区域でなければならない。

別記第一号様式（第三面）6欄中イを次のように改める。

【イ．敷地面積】(1)（　　）（　　）（　　）（　　）

(2)（　　）（　　）（　　）（　　）

別記第一号様式（第三面）6欄中ホを次のように改める。

【ホ．敷地面積の合計】(1)（　　）

(2)（　　）

別記第一号様式の注意3の④中「⑥欄の「イ」」の右に「(1)」を加え、同注意の④に次のように加える。

「イ」(2)は、同法第52条第8項の規定を適用する場合において、同条第9項の規定に基づき、「イ」(1)で記入した敷地面積に対応する敷地の部分について、建築物の敷地のうち前面道路と壁面線又は壁面の位置の制限として定められた限度の線との間の部分を除いた敷地の面積を記入してください。

別記第一号様式の注意3中⑯を同注意の⑰とし、同注意の⑮を同注意の⑯とし、同注意の⑭を同注意の⑮とし、同注意の⑬中「ホ」の左に「10欄の」を加え、同注意の⑬に次のように加える。

また、建築基準法第52条第8項の規定を適用する場合においては、「へ」の敷地面積は、6欄「ホ」(2)によることとします。

別記第一号様式の注意3中⑬を同注意の⑭とし、同注意の⑦から同注意の⑫までを一つずつ繰り下げ、同注意の⑥中「第52条第4項又は第5項」を「第52条第4項若しくは第5項」に改め、「場合」の右に「又は同条第8項の規定が適用される場合」を加え、「同条第4項又は第5項」を「同条第4項若しくは第5項」に改め、「定められる」の右に「当該建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合又は同条第8項の規定が適用される場合における」を加え、同注意の⑥を同注意の⑦とし、同注意の⑤の次に次のように加える。

⑥　6欄の「ホ」(1)は、「イ」(1)の合計とし、「ホ」(2)は、「イ」(2)の合計とします。

管理の期間	家賃及び敷金の収納状況を明らかにする書類
	年　月から　年　月まで（　年　ヶ月間）

6　分譲住宅に関する事項

（1）　譲受人の資格に関する事項

次の者を譲受人とする。 一　法第百一条の三第七号イ(1)に該当する者 二　法第百一条の三第七号イ(2)に該当する者 三　法第百一条の三第七号イ(3)に該当する者

注　該当するものを○で囲むこと。

（2）　価額その他譲渡の条件に関する事項

①　価額等

価額については、近傍同種の住宅の価額と均衡を失しないよう定めるものとする。

住宅、住宅に付随する土地又は借地権の価額を受領することを除くほか、譲受人から金品を受領し、その他譲受人の不当な負担となることを譲渡の条件としない

なお、価額の予定額については、次のとおりとする。

住棟番号	住戸番号	価額の予定額（円）

②　譲受人の選定方法

募集の方法		
選定の方法		
その他	（注２）事由 戸数　　戸	（注３）事由 戸数　　戸
	（注４）	

注１　「募集の方法」は、新聞掲載、掲示等をいう。

注２　災害、不良住宅の撤去その他の特別の事情がある場合において公募を行わない場合には、「その他」欄にその事由及び戸数を記載すること。

注３　同居親族が多い者その他の特に居住の安定を図る必要がある者を対象として募集を行う場合には、「その他」欄にその事由及び戸数を記載すること。

注４　募集を複数回に分けて実施する場合には、「その他」欄に同時期に募集を行う棟又は団地の別がわかるように記載すること。

（3）　分譲住宅の住宅以外の用途への変更の規制に関する事項

次の措置により、譲渡後の分譲住宅の住宅以外の用途への変更の規制を行う。 一　第五十条の二十一第一号の基準に該当するもの 二　第五十条の二十一第二号の基準に該当するもの

注　該当するものを○で囲むこと。

7　共同住宅の建設又は関連公益的施設の整備の事業の実施時期

事業の着手の予定年月日	共同住宅の建設	年　月　日
	関連公益的施設の整備	年　月　日
事業の完了の予定年月日	共同住宅の建設	年　月　日
	関連公益的施設の整備	年　月　日

8　関連公益的施設の整備に関する事項

（1）　関連公益的施設の種類、規模及び配置

種　　類	
地名地番	
敷地の面積	
床　面　積	

（2）　関連公益的施設の整備の事業に関する資金計画

	内　訳　　（円）

支出	建設費 用地取得造成費 ○　○　○
	計
収入	自己資金 借入金 うち住宅金融公庫 ○　○　○
	計

5 賃貸住宅に関する事項

(1) 賃借人の資格に関する事項

次の者を賃借人とする。 一 法第百一条の三第六号イ(1)に該当する者 二 法第百一条の三第六号イ(2)に該当する者

注 該当するものを○で囲むこと。

(2) 家賃その他賃貸の条件に関する事項

① 家賃等

家賃の額については、近傍同種の住宅の家賃の額と均衡を失しないよう定めるものとする。

なお、当初の家賃の予定額については、次のとおりとする。

住棟番号	住戸番号	家賃の予定額（円）

敷金	家賃の　ヶ月分
賃貸条件の制限	家賃及び敷金を受領することを除くほか、賃借人から権利金、謝金等の金品を受領し、その他賃借人の不当な負担となることを賃貸の条件としない。

② 賃借人の選定方法

募集の方法		
選定の方法		
その他	（注２）事由 戸数　　戸	（注３）事由 戸数　　戸
	（注４）	

注１ 「募集の方法」は、新聞掲載、掲示等をいう。

注２ 災害、不良住宅の撤去その他の特別の事情がある場合において公募を行わない場合には、「その他」欄にその事由及び戸数を記載すること。

注３ 同居親族が多い者その他の特に居住の安定を図る必要がある者を対象として募集を行う場合には、「その他」欄にその事由及び戸数を記載すること。

注４ 募集を複数回に分けて実施する場合には、「その他」欄に同時期に募集を行う棟又は団地の別がわかるように記載すること。

(3) 賃貸住宅の管理の方法及び期間

管理の方法	管理期間における管理の方式	1. 賃貸住宅の管理の委託 2. 転貸人への賃貸住宅の賃貸 3. 自ら管理
	1の場合の委託する相手又は2の場合の賃貸する相手（以下「管理業務者」という。）の氏名又は名称	
	管理業務者又は3の場合の申請者の概要	別添による。
	賃貸住宅の修繕	外壁補修、屋上防水、鉄部塗装、給排水管改修等について、計画的に実施する。
	備付図書	賃貸住宅の賃貸借契約書

別記様式第十三の二（第五十条の二関係）

年　月　日

都府県知事　殿

認定申請者住所
又は主たる事務所の所在地
氏名又は名称　印

都心共同住宅供給事業計画認定申請書

大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法第百一条の二第一項の規定に基づき、都心共同住宅供給事業の実施に関する計画について認定を申請します。

1　都心共同住宅供給事業を実施する区域

地名地番	
敷地の面積	
土地に関する権原	1　所有権 2　借地権・その他（　　　　　） 　期間は　年　月　日から　年　月　日まで

注　土地に関する権原の欄中「借地権・その他」とは、共同住宅の敷地となるべき土地について建物の所有を目的とする地上権、賃貸権又は使用貸借権をいう。

2　共同住宅の戸数

住宅戸数	認定申請対象戸数　　　戸（全体建設戸数　　　戸） うち 賃貸住宅戸数　　　戸 分譲住宅戸数　　　戸

3　共同住宅の規模、構造及び設備

（1）住戸ごとの規模

住棟番号	住戸番号	賃貸住宅・分譲住宅の別	床面積	居住室数
			㎡	
			㎡	
			㎡	
			㎡	
			㎡	
			㎡	

注　第五十条の六第一号の同居親族がない者の居住の用に供する住宅の場合は、住戸番号を○で囲むこと。

（2）住棟ごとの構造等

住棟番号	戸数	住宅の構造
		1．耐火構造 2．準耐火構造
		1．耐火構造 2．準耐火構造
		1．耐火構造 2．準耐火構造
計		

注　「準耐火構造」は住宅金融公庫法第2条第5号に規定するものをいう。

（3）各住戸ごとに備える設備

台　所　（有・無）
水洗便所　（有・無）
収納設備　（有・無）
洗面設備　（有・無）
浴　室　（有・無）
その他　（　　　　　　）

注　「その他」とは、暖房施設等をいう。

4　共同住宅の建設の事業に関する資金計画

	内　訳	（円）

（令第四十五条の二第一項の建設省令で定める共同住宅の共用部分等）

第五十条の二十三　令第四十五条の二第一項の建設省令で定める共同住宅の共用部分又は関連公益的施設は、次に掲げる住宅の区分に応じ、それぞれ次に掲げるものとする。

一　住宅が賃貸住宅である場合にあつては、次に掲げるもの。

イ　廊下及び階段

ロ　エレベーター及びエレベーターホール

ハ　立体的遊歩道及び人工地盤施設

ニ　通路

ホ　駐車場

ヘ　児童遊園、広場及び緑地

ト　給水施設、排水施設、ごみ処理施設、電気施設、ガス施設、熱供給施設及び情報通信施設

チ　機械室及び管理事務所

リ　電波障害防除設備

ヌ　集会施設

二　住宅が分譲住宅である場合にあつては、次に掲げるもの。

イ　立体的遊歩道及び人工地盤施設

ロ　通路

ハ　駐車場

ニ　児童遊園、広場及び緑地

ホ　集会施設

（賃貸住宅の家賃）

第五十条の二十四　法第百一条の十一第一項の建設省令で定める額は、一月につき、次に掲げる額を合計した額とする。

一　賃貸住宅（関連公益的施設であつて都府県知事が定めるものを含む。以下この条及び次条において同じ。）の建設に要した費用（当該費用のうち、国又は地方公共団体の補助に係る部分を除く。）を期間三十五年、利率年九パーセントで毎月元利均等に償却するものとして算出した額

二　賃貸住宅の建設に要した費用（昇降機設置工事費、暖房設備設置工事費、冷房設備設置工事費、給湯設備設置工事費、浴槽及びふろがまの設置工事費並びに特殊基礎工事費を除く。）に千分の一・四を乗じて得た額

三　賃貸住宅について、昇降機、暖房設備、冷房設備、給湯設備又は浴槽及びふろがまを設置した場合においては、当該設備の工事費に、次に掲げる工事費の区分に応じ、それぞれ次に掲げる率を乗じて得た額（イからハに掲げる工事費にあつては、当該額に当該設備の保守に要する費用の月割額を加えた額）

イ　昇降機設置工事費　千分の一・五

ロ　暖房設備設置工事費　千分の一・五

ハ　冷房設備設置工事費　千分の一・五

ニ　給湯設備設置工事費　千分の十五・四

ホ　浴槽及びふろがまの設置工事費千分の十・八

四　賃貸住宅の災害による損害を補てんするための損害保険又は損害保険に代わるべき火災共済に要する費用の月割額

五　賃貸住宅の建設のため通常必要な土地又は借地権を取得する場合に通常必要と認められる価額に千二百分の五を乗じて得た額（当該賃貸住宅について、地代を必要とする場合においては、当該額に、当該地代の月割額と借地契約に係る土地の価額に千二百分の六を乗じて得た額のいずれか低い額を加えた額）

六　賃貸住宅又はその敷地に租税その他の公課が賦課される場合においては賦課される額の月割額

七　前各号の規定により算出した額の合計額に百分の二を乗じて得た額

2　認定事業者は、前項の規定にかかわらず、自己の建設及び管理をする賃貸住宅で、かつ、同時期に賃借人の募集を行うものについて、住宅相互間における家賃の均衡を図るため必要があると認める場合においては、各戸の床面積、位置及び形状による利便の度合いを勘案して定める調整額を同項の規定により算出した額に加え、又はその額から減じた額を家賃の額とすることができる。ただし、この場合において、家賃の額の合計額は、同項の規定により算出した額の合計額を超えてはならない。

3　認定事業者は、賃貸住宅の維持及び管理を行うため必要があると認める場合においては、当該賃貸住宅に係る推定再建築費（昇降機設置工事、暖房設備設置工事、冷房設備設置工事、給湯設備設置工事、浴槽及びふろがまの設置工事並びに特殊基礎工事に係る推定再建築費に相当する額を除く。）に千分の一・四を乗じて得た額を第一項第二号に掲げる額とし、昇降機設置工事、暖房設備設置工事、冷房設備設置工事、給湯設備設置工事、浴槽及びふろがまの設置工事に係る推定再建築費に相当する額の区分に応じ、それぞれ第一項第三号イからホまでに掲げる率を乗じて得た額（昇降機設置工事、暖房設備設置工事及び冷房設備設置工事に係る推定再建築費に相当する額にあつては、当該乗じて得た額に当該設備の保守に要する費用の月割額を加えた額）を同号に掲げる額とすることができる。

第五十条の二十五　法第百一条の十一第二項の建設省令で定める基準は、賃貸住宅の推定再建築費が、当該賃貸住宅の建設費に一・五を乗じて得た額を超えることとする。

2　賃貸住宅が前項の基準に該当する場合における前条第一項第一号の規定の適用については、同号中「賃貸住宅（関連公益的施設であつて都府県知事が定めるものを含む。以下この条及び次条において同じ。）の建設に要した費用（当該費用のうち、国又は地方公共団体の補助に係る部分を除く。）」とあるのは、「賃貸住宅（関連公益的施設であつて都府県知事が定めるものを含む。以下この条及び次条において同じ。）の建設に要した費用（当該費用のうち、国又は地方公共団体の補助に係る部分を除く。）に建設大臣が建築物価の変動を考慮して地域別に定める率を乗じて得た額」とする。

（分譲住宅の価額）

第五十条の二十六　法第百一条の十一第三項の建設省令で定める額は、次に掲げる額を合計した額とする。

一　分譲住宅（関連公益的施設であつて都府県知事が定めるものを含む。以下この条において同じ。）の建設に要した費用（当該費用のうち、国又は地方公共団体の補助に係る部分を除く。）

二　分譲住宅を建設するために借り入れた資金の利息（借り入れた資金の額に利率年十パーセントを乗じて得た額を限度とする。）

三　分譲住宅又はその敷地に租税その他の公課が賦課される場合においては賦課される額

四　分譲事務費等について都道府県知事が定めた方法により算出した額

2　認定事業者は、前項の規定にかかわらず、自己の建設した分譲住宅で、かつ、同時期に譲受人の募集を行うものについて、住宅相互間における価額の均衡を図るため必要があると認める場合においては、各戸の床面積、位置及び形状による利便の度合いを勘案して定める調整額を同項の規定により算出した額に加え、又はその額から減じた額を価額とすることができる。ただし、この場合において、価額の合計額は、同項の規定により算出した額の合計額を超えてはならない。

3　認定事業者は、特別の事情がある場合においてやむを得ないときは、第一項の規定にかかわらず、都府県知事の承認を得て、分譲住宅の価額を別に定めることができる。

（法第百一条の十五第一項の建設省令で定める戸数）

第五十条の二十七　法第百一条の十五第一項の建設省令で定める戸数は、百戸とする。

第五十二条を第五十三条とし、第五十一条の次に次の一条を加える。

（大都市等の特例）

第五十二条　この省令中都府県知事の権限に属する事務は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下この条において「指定都市」という。）及び同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下この条において「中核市」という。）においては、当該指定都市又は中核市（以下この条において「指定都市等」という。）の長が行うものとする。この場合においては、この省令中都府県知事に関する規定は、指定都市等の長に関する規定として指定都市等の長に適用があるものとする。

別記様式第一中「第一条」を「第一条の二」に改める。

別記様式第十三の次に次の一様式を加える。

4　前項第六号の申込みの期間は、少なくとも一週間としなければならない。

（賃借人の選定）

第五十条の九　賃借りの申込みを受理した戸数が賃貸住宅の戸数を超える場合においては、一般賃貸人は、抽選その他公正な方法により賃借人を選定しなければならない。

（賃借人の選定の特例）

第五十条の十　一般賃貸人は、同居親族が多い者その他の特に居住の安定を図る必要がある者で都府県知事が定める基準に適合するものについては、一回の募集ごとに賃貸しようとする住宅の戸数の五分の一を超えない範囲内の戸数（地域の実情を勘案して当該都府県知事が別に戸数を定める場合には、その戸数）について、前二条に定めるところにより当該賃貸住宅の賃借人を選定することができる。

（賃貸借契約の解除）

第五十条の十一　一般賃貸人は、賃借人が不正の行為によつて賃貸住宅を賃借りしたときは、当該賃貸住宅に係る賃貸借契約の解除をすることを賃貸の条件としなければならない。

（賃貸条件の制限）

第五十条の十二　賃貸住宅を賃貸する者（以下この章において「賃貸人」という。）は、毎月その月分の家賃を受領すること及び家賃の三月分を超えない額の敷金を受領することを除くほか、賃借人から権利金、謝金等の金品を受領し、その他賃借人の不当な負担となることを賃貸の条件としてはならない。

（転貸の条件）

第五十条の十三　法第百一条の三第六号イ(2)に掲げる者に賃貸住宅を賃貸する賃貸人は、転借人の資格、転借人の選定方法、家賃その他転貸の条件に関し、同条六号イ（(2)を除く。）、ロ、ハ及びニ並びに法第百一条の十一第一項及び第二項の規定に準じて賃借人が当該賃貸住宅を転貸することを賃貸の条件としなければならない。

（管理の方法の基準）

第五十条の十四　法第百一条の三第六号ニの建設省令で定める管理の方法の基準は、次のとおりとする。

一　賃貸人は、賃貸住宅の管理を行うために必要な資力及び信用並びにこれを的確に行うために必要な経験及び能力を有する者で都府県知事が定める基準に該当する者に当該賃貸住宅の管理を委託し、又は当該賃貸住宅を賃貸すること。ただし、当該賃貸人が当該基準に該当する者であり、かつ、当該賃貸住宅の管理を自ら行う場合には、この限りでない。

二　賃貸住宅の修繕が計画的に行われるものであること。

三　賃貸人は、賃貸住宅の賃貸借契約書並びに家賃及び敷金の収納状況を明らかにする書類をその事務所に備え付けること。

（法第百一条の三第六号ホの建設省令で定める期間）

第五十条の十五　法第百一条の三第六号ホの建設省令で定める期間は、十年とする。ただし、住宅事情の実態により必要があると認められるときは、都道府県知事は、十年を超え二十年以下の範囲内で、その期間を別に定めることができる。

（譲渡の条件に関する基準）

第五十条の十六　法第百一条の三第七号ハの建設省令で定める譲渡の条件の基準は、次条から第五十条の二十までに定めるとおりとする。

（譲受人の募集方法）

第五十条の十七　分譲住宅を法第百一条の三第七号イ(1)又は(2)に掲げる者に譲渡する者（以下この章において「一般譲渡人」という。）は、災害、不良住宅の撤去その他の特別の事情がある場合において分譲住宅に入居させることが適当である者として都府県知事が認めるものを入居させる場合を除くほか、当該分譲住宅の譲受人を公募しなければならない。

2　前項の規定による公募は、都府県知事が定めるところにより、譲受けの申込みの期間の末日から起算して少なくとも二週間前に、新聞掲載、掲示等の方法により広告して行わなければならない。

3　前二項の規定による公募は、棟ごとに又は団地ごとに、少なくとも次に掲げる事項を示して行わなければならない。

一　譲渡する住宅が都心共同住宅供給事業により建設されたものであること。

二　分譲住宅の所在地、戸数、規模及び構造

三　一般譲渡人の氏名及び住所又は名称及び主たる事務所の所在地

四　譲受人の資格

五　価額その他譲渡の条件

六　譲受けの申込みの期間及び場所

七　申込みに必要な書面の種類

八　譲受人の選定方法

4　前項第六号の申込みの期間は、少なくとも一週間としなければならない。

（譲受人の選定）

第五十条の十八　譲受けの申込みを受理した戸数が分譲住宅の戸数を超える場合においては、一般譲渡人は、抽選その他公正な方法により譲受人を選定しなければならない。

（譲受人の選定の特例）

第五十条の十九　一般譲渡人は、同居親族が多い者その他の特に居住の安定を図る必要がある者で都府県知事が定める基準に適合するものについては、一回の募集ごとに譲渡しようとする住宅の戸数の五分の一を超えない範囲内の戸数（地域の実情を勘案して都府県知事が別に戸数を定める場合には、その戸数）について、前二条の定めるところにより当該分譲住宅の譲受人を選定することができる。

（譲渡条件の制限）

第五十条の二十　分譲住宅を譲渡する者（以下この章において「譲渡人」という。）は、住宅、住宅に付随する土地又は借地権の価額を受領することを除くほか、譲受人から金品を受領し、その他譲受人の不当な負担となることを譲渡の条件としてはならない。

（法第百一条の三第七号ニの建設省令で定める基準）

第五十条の二十一　法第百一条の三第七号ニの建設省令で定める基準は、次のとおりとする。

一　譲渡後の分譲住宅の用途の住宅以外の用途への変更の規制が建築基準法第六十九条又は第七十六条の三第一項の規定による建築協定の締結により行われるものであること。

二　譲渡後の分譲住宅の用途を住宅以外の用途へ変更してはならないことを譲渡契約の内容とするものであること。

（法第百一条の五第一項の建設省令で定める軽微な変更）

第五十条の二十二　法第百一条の五第一項の建設省令で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。

一　住宅の戸数の変更のうち、五分の一未満の戸数の変更（変更後の戸数が十戸以上である場合に限る。）

二　共同住宅の建設又は関連公益的施設の整備の事業の実施時期の変更のうち、事業の着手又は完了の予定年月日の六月以内の変更

○建設省令第十四号

大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法（昭和五十年法律第六十七号）、土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）及び大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法施行令（昭和五十年政令第三百六号）の規定に基づき、大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成七年五月二十四日

建設大臣　野坂　浩賢

大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法施行規則の一部を改正する省令

目次中「第一章　土地区画整理促進区域（第一条・第二条）」を「第一章　総則（第一条）
第一章の二　土地区画整理促進区域（第一条の二・第二条）」に、「第四章　住宅街区整備事業（第十六条―第五十条）」を「第四章　住宅街区整備事業（第十六条―第五十条）
第四章の二　都心共同住宅供給事業（第五十条の二―第五十条の二十七）」に改める。

第一章を第一章の二とし、第一条第一項中「大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法（以下「法」という。）」を「法」に改め、同条を第一条の二とし、第一章として次の一章を加える。

第一章　総則

（法第二条第五号の建設省令で定める土地の区域）

第一条　大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法（以下「法」という。）第二条第五号の建設省令で定める土地の区域は、都の区域（特別区の存する区域に限る。）、大阪市の区域及び首都圏、近畿圏及び中部圏の近郊整備地帯等の整備のための国の財政上の特別措置に関する法律施行令（昭和四十一年政令第三百十八号）第一条に規定する区域であって、法第三条の三第一項に規定する供給計画において定められた同条第二項第四号の住宅及び住宅地の供給を重点的に図るべき地域の区域とする。

第十一条の次に次の一条を加える。

（換地設計）

第十一条の二　特定土地区画整理事業にあっては、土地区画整理法施行規則第十二条第一項に規定する換地図は、同条第二項各号に掲げるもののほか、法第十六条第二項の規定により換地計画において共同住宅区内の土地の共有持分を与えるように定める場合におけるその土地の位置及び形状を表示し、特定土地区画整理事業の施行後における町又は字の区域及び各筆の土地ごとの予定番地を記入したものでなければならない。

第四章の次に次の一章を加える。

第四章の二　都心共同住宅供給事業

（計画の認定の申請）

第五十条の二　法第百一条の二第一項の認定の申請は、別記様式第十三の二の申請書を都府県知事に提出して行うものとする。

2　前項の申請書には、次に掲げる図書を添付しなければならない。

一　都心共同住宅供給事業を実施する区域の位置を表示した付近見取図

二　縮尺、方位、都心共同住宅供給事業を実施する区域の境界線及び都心共同住宅供給事業を実施する区域内における共同住宅の位置を表示した配置図

三　縮尺、方位、間取り、各室の用途及び設備の概要を表示した各階平面図

四　認定を申請しようとする者が当該認定に係る都心共同住宅供給事業を実施する区域となるべき土地の区域内の土地又はその土地について建物の所有を目的とする地上権、賃借権若しくは使用貸借による権利を有する者であることを証する書類

五　住宅が賃貸住宅である場合にあっては、近傍同種の住宅の家賃の額を記載した書類

六　住宅が分譲住宅である場合にあっては、近傍同種の住宅の価額を記載した書類

七　共同住宅の建設と併せて関連公益的施設の整備を行う場合にあっては、次に掲げる図書

イ　都心共同住宅供給事業を実施する区域内における関連公益的施設の位置を表示した配置図

ロ　縮尺、方位並びに関連公益的施設に係る間取り、各室の用途及び設備の概要を表示した各階平面図

（計画の記載事項）

第五十条の三　法第百一条の二第二項第八号の建設省令で定める事項は、共同住宅の建設又は関連公益的施設の整備の事業の実施時期とする。

（法第百一条の三第一号の建設省令で定める規模）

第五十条の四　法第百一条の三第一号の建設省令で定める規模は、三百平方メートルとする。

（法第百一条の三第二号の建設省令で定める戸数）

第五十条の五　法第百一条の三第二号の建設省令で定める戸数は、十戸とする。

（規模、構造及び設備の基準）

第五十条の六　法第百一条の三第三号の建設省令で定める規模、構造及び設備の基準は、次のとおりとする。

一　各戸が床面積（共同住宅の共用部分の床面積を除く。第五十条の二十四第二項及び第五十条の二十六第二項において同じ。）五十平方メートル（現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。以下この章において「同居親族」という。）がない者の居住の用に供する住宅にあっては、二十五平方メートル）以上であり、かつ、二以上の居住室を有するものであること。

二　住宅金融公庫法（昭和二十五年法律第百五十六号）第二条第四号に規定する耐火構造の住宅又は同条第五号に規定する準耐火構造の住宅であること。

三　各戸が台所、水洗便所、収納設備、洗面設備及び浴室を備えたものであること。

（賃貸の条件に関する基準）

第五十条の七　法第百一条の三第六号ハの建設省令で定める賃貸の条件の基準は、次条から第五十条の十三までに定めるとおりとする。

（賃借人の募集方法）

第五十条の八　賃貸住宅を法第百一条の三第六号イ(1)に掲げる者に賃貸する者（以下この章において「一般賃貸人」という。）は、災害、不良住宅の撤去その他の特別の事情がある場合において賃貸住宅に入居させることが適当である者として都府県知事が認めるものを入居させる場合を除くほか、当該賃貸住宅の賃借人を公募しなければならない。

2　前項の規定による公募は、都府県知事が定めるところにより、賃借りの申込みの期間の末日から起算して少なくとも二週間前に、新聞掲載、掲示等の方法により広告して行わなければならない。

3　前二項の規定による公募は、棟ごとに又は団地ごとに、少なくとも次に掲げる事項を示して行わなければならない。

一　賃貸する住宅が都心共同住宅供給事業により建設されたものであること。

二　賃貸住宅の所在地、戸数、規模及び構造

三　一般賃貸人の氏名及び住所又は名称及び主たる事務所の所在地

四　賃借人の資格

五　家賃その他賃貸の条件

六　賃借りの申込みの期間及び場所

七　申込みに必要な書面の種類

八　賃借人の選定方法

○労働省令第二十七号

行政機関職員定員令（昭和四十四年政令第百二十一号）第二条第二項の規定に基づき、労働省定員規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成七年五月二十二日

労働大臣　浜本　万三

労働省定員規則の一部を改正する省令

労働省定員規則（昭和四十四年労働省令第十五号）の一部を次のように改正する。

第一項の表本省の項中「二二、三三三人」を「二二、三五七人」に、「二二、五五二人」を「二二、五七六人」に改め、同表合計の項中「二二、四五二人」を「二二、四七六人」に、「二二、六七一人」を「二二、六九五人」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この省令は、公布の日から施行する。

（労働省定員規則の一部を改正する省令の一部改正）

2　労働省定員規則の一部を改正する省令（平成七年労働省令第十四号）の一部を次のように改正する。

附則第二項の表平成七年九月三十日までの間の項中「二二、四〇〇人」を「二二、四二四人」に、「二二、六一九人」を「二二、六四三人」に改め、同表平成七年十月一日から同年十二月三十一日までの間の項中「二二、三九七人」を「二二、四二一人」に、「二二、六一六人」を「二二、六四〇人」に改める。

三万八千八百十四円」に改める。

別表第三の一の項中「三万六百六十八円」を「三万千六百七円」に改め、同表の二の項中「四万二千三百円」を「四万三千五百九十六円」に改め、同表の三の項中「八万二千四百八十五円」を「八万五千十二円」に、「五万六千四十八円」を「五万七千七百六十五円」に改める。

別表第四第一表の一の項中「七十九円」を「八十円」に改める。

別表第四第二表中「百二十九円」を「百三十円」に改め、同表備考中二を三とし、一を二とし、一として次のように加える。

一　郵便貯金法第十条第一項ただし書に掲げる法人その他の団体による積立郵便貯金、定額郵便貯金又は定期郵便貯金の預入にあつては、本表の二の項、三の項又は五の項に定める額（取扱口数に係る部分を除く。）は、当該貯金の預入を除いたものについて計算して得た額とする。

別表第四第三表中「百二十九円」を「百三十円」に改める。

別表第五の一の項中「四千四百十二円」を「五千五百一円」に、「十一万三百円」を「十一万五千五百三十円」に、「二十五」を「二十一」に、「四千三百九十四円」を「五千四百七十九円」に、「十万九千八百四十円」を「十一万五千六十円」に改め、同表の二の項中「三千三円」を「三千七百五十四円」に、「七万五千七十円」を「七万八千八百三十円」に改め、同表の三の項中「四千三百十八円」を「五千三百八十七円」に、「十万七千九百六十円」を「十一万三千百三十円」に、「二十五」を「二十一」に、「四千三百円」を「五千三百六十五円」に、「十万七千五百円」を「十一万二千六百六十円」に改め、同表の四の項中「二千九百九円」を「三千六百四十円」に、「七万二千七百三十円」を「七万六千四百三十円」に改め、同表の五の項中「千五百六十八円」を「千九百七十二円」に、「三万九千百九十円」を「四万千四百二十円」に改める。

別表第六の一の項中「十万九千八百四十円」を「十一万五千六十円」に、「六千七十三円」を「七千五百五十円」に、「五千十五円」を「六千二百五十二円」に、「二千七百七十三円」を「三千五百二円」に改め、同表の二の項中「七万五千七十円」を「七万八千八百三十円」に、「二千五十八円」を「二千六百一円」に改め、同表の三の項中「十万七千五百円」を「十一万二千六百六十円」に、「六千十円」を「七千四百七十四円」に、「四千九百五十二円」を「六千百七十六円」に、「二千七百十円」を「三千四百二十六円」に改め、同表の四の項中「七万二千七百三十円」を「七万六千四百三十円」に、「千九百九十五円」を「二千五百二十五円」に改め、同表の五の項中「三万九千百九十円」を「四万千四百二十円」に、「千三百二十九円」を「千六百八十二円」に改める。

附　則

この省令は、公布の日から施行し、第八条、附則第二項及び別表第一から別表第六までの改正規定（別表第四第二表備考の改正規定を除く。）は、平成七年四月一日から適用する。ただし、第四条及び第四条の二の改正規定は、平成七年六月一日から施行する。

○郵政省令第三十八号
金融自由化対策資金の先物外国為替への運用に関する省令を次のように定める。
平成七年五月八日
郵政大臣　大出　俊
金融自由化対策資金の先物外国為替への運用に関する省令
（運用の目的）
第一条　郵便貯金特別会計の金融自由化対策資金（以下「資金」という。）を先物外国為替に運用する場合には、保有する外貨債（郵便貯金法（昭和二十二年法律第百四十四号。以下「法」という。）第六十八条の三第一項に掲げる有価証券のうち外国通貨をもって表示されるものをいう。以下同じ。）の為替変動の危険の防止又は軽減を目的とし、資金の運用の健全性に配慮し、投機的な運用は行わない。
（運用の基準）
第二条　資金を先物外国為替に運用する場合には、法第六十八条の三第六項に規定する方法により、この省令の施行後に購入する外貨債のうち為替変動の危険を防止し、又は軽減しようとするものごとに、次の各号に掲げる基準により行うものとする。
一　当該外貨債が、具体的に為替変動の危険にさらされていること。
二　先物外国為替に運用することにより、前号の危険が防止され、又は軽減されること。
附　則
この省令は、公布の日から施行する。

○郵政省令第三十九号
簡易生命保険の積立金の先物外国為替への運用に関する省令を次のように定める。
平成七年五月八日
郵政大臣　大出　俊
簡易生命保険の積立金の先物外国為替への運用に関する省令
（運用の目的）
第一条　簡易生命保険特別会計の積立金（以下「積立金」という。）を先物外国為替に運用する場合には、保有する外貨債（簡易生命保険の積立金の運用に関する法律（昭和二十七年法律第二百十号。以下「法」という。）第三条第一項に掲げる有価証券のうち外国通貨をもって表示されるものをいう。以下同じ。）の為替変動の危険の防止又は軽減を目的とし、積立金の運用の健全性に配慮し、投機的な運用は行わない。
（運用の基準）
第二条　積立金を先物外国為替に運用する場合には、法第三条第七項に規定する方法により、この省令の施行後に購入する外貨債のうち為替変動の危険を防止し、又は軽減しようとするものごとに、次の各号に掲げる基準により行うものとする。
一　当該外貨債が、具体的に為替変動の危険にさらされていること。
二　先物外国為替に運用することにより、前号の危険が防止され、又は軽減されること。
附　則
この省令は、公布の日から施行する。

○郵政省令第四十号
放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）の規定に基づき、放送法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。
平成七年五月十日
郵政大臣　大出　俊
放送法施行規則の一部を改正する省令
放送法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十号）の一部を次のように改正する。
第十七条の八第一項中「受けようとする者」の下に「（次項において「申請者」という。）」を加え、同項ただし書を削り、同条第二項中「前項」を「前二項」に、「一に」を「いずれかに」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。
2　前項の規定にかかわらず、次に掲げる場合は、申請者は前項各号に掲げる者以外の者であることを要しない。
一　委託放送事業者（前項第二号又は第三号に掲げる者である場合を除く。）が当該委託放送業務に係る認定の更新を受ける場合
二　認定等を受けることにより、一の者が二以上六以内の超短波放送（一のフレーム（超短波放送に関する送信の標準方式（昭和四十三年郵政省令第二十六号）第九条第二項に規定するフレームをいう。）において二の放送が行われるときは、当該二の放送は一の放送とみなす。附則第二項において同じ。）を委託して行わせる委託放送業務に係る前項各号に掲げる者となる場合であって放送の公正かつ能率的な普及に役立つと認める場合
三　当該委託放送業務が多重放送又は臨時目的放送を専ら委託して行わせるものである場合
四　その他放送の普及等のため特に必要があると認める場合
附則第二項中「第十七条の八第一項本文」を「第十七条の八第一項」に改める。
附則第三項中「第十七条の八第二項各号の一」を「第十七条の八第三項各号のいずれか」に改める。
附　則
この省令は、公布の日から施行する。

○郵政省令第四十一号
電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）の規定に基づき、放送局の開設の根本的基準の一部を改正する省令を次のように定める。
平成七年五月十日
郵政大臣　大出　俊
放送局の開設の根本的基準の一部を改正する省令
放送局の開設の根本的基準（昭和二十五年電波監理委員会規則第二十一号）の一部を次のように改正する。
附則第二項中「六以内の超短波放送」の下に「（一のフレーム（超短波放送に関する送信の標準方式（昭和四十三年郵政省令第二十六号）第九条第二項に規定するフレームをいう。）において二の放送が行われたときは、当該二の放送は一の放送とみなす。）」を加える。
附　則
この省令は、公布の日から施行する。

○郵政省令第四十二号
電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）の規定に基づき、電気通信事業法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。
平成七年五月二十三日
郵政大臣　大出　俊
電気通信事業法施行規則の一部を改正する省令
電気通信事業法施行規則（昭和六十年郵政省令第二十五号）の一部を次のように改正する。
第三十六条中第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。
3　法第二十七条第三項において準用する法第二十四条第三項の郵政省令で定める書類は、前条第四項第二号から第四号までに掲げる書類（最近の登録又は変更登録の申請書に添えて提出されたものにつきその内容に変更がある部分に限る。）とする。
附　則
この省令は、公布の日から施行する。

○郵政省令第四十三号
簡易郵便局規則の一部を改正する省令を次のように定める。
平成七年五月二十五日
郵政大臣　大出　俊
簡易郵便局規則の一部を改正する省令
簡易郵便局規則（昭和二十四年郵政省令第七号）の一部を次のように改正する。
第四条第五号中「受入れ」の下に「並びに保険金（被保険者の生存中の保険期間の満了及び保険期間内の簡易生命保険約款に定める期間の満了によるものに限る。以下同じ。）」を加え、「及び年金の支払」を「及び年金」に、「対する年金の支払に限る。以下同じ。）」を「対して支払われるものに限る。以下同じ。）の支払」に改める。
第四条の二第六号中「（被保険者の生存中の保険期間の満了及び保険期間内の簡易生命保険約款に定める期間の満了によるものに限る。以下同じ。）」を削る。
第八条第一項第二号中「四百六十円」を「四百七十円」に改め、同条第三項第二号中「二十五」を「二十一」に改め、同条第五項第二号中「二十六万八千四百三十六円」を「二十八万五千三百七十九円」に、「二十五」を「二十一」に改める。
附則第二項中「百二十九円」を「百三十円」に改める。
付録様式一から付録様式四までの規定中「日本工業規格B4」を「日本工業規格A4」に改める。
別表第一の一の項中「十万九千八百四十円」を「十一万五千六十円」に改め、同表の二の項中「七万五千七十円」を「七万八千八百三十円」に改め、同表の三の項中「十万七千五百円」を「十一万二千六百六十円」に改め、同表の四の項中「七万二千七百三十円」を「七万六千四百三十円」に改め、同表の五の項中「三万九千百九十円」を「四万千四百三十円」に改める。
別表第一の二中「八万九千四百三十七円」を「九万千九百五十七円」に、「八万八千三百六十一円」を「九万八百八十一円」に、「五万九千六百六十三円」を「六万千三百七十三円」に改める。
別表第二中「十二万六千五百三十八円」を「十

○運輸省建設省令第三号

許可、認可等の整理及び合理化のための運輸省関係法律の一部を改正する法律（平成七年法律第八十五号）第四条の施行に伴い、道路運送法（昭和二十六年法律第百八十三号）第九十一条の規定に基づき、道路管理者の意見徴取に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成七年五月八日

運輸大臣　亀井　静香
建設大臣　野坂　浩賢

道路管理者の意見徴取に関する省令の一部を改正する省令

道路管理者の意見徴取に関する省令（昭和二十六年運輸省建設省令第一号）の一部を次のように改正する。

題名中「意見徴取」を「意見聴取」に改める。

第七条を第八条とし、第六条を第七条とし、第五条を第六条とし、第四条の次に次の一条を加える。

（道路管理者の意見を聴く必要がない場合）

第五条　道路運送法（昭和二十六年法律第百八十三号。以下「法」という。）第九十一条ただし書の省令で定める場合は、次の各号の一に該当する場合とする。

一　法第四条第一項又は第十五条第一項の規定による処分により運行することとなる事業用自動車の大きさ又は重量が、当該処分に係る路線と路線を共通にする他の旅客自動車運送事業者の当該共通にする路線の部分において運行する事業用自動車の大きさ又は重量を超えない場合（当該共通にする路線の部分に限る。）

二　法第四条第一項又は第十五条第一項の規定による処分に係る路線が、高速自動車国道（高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第四条第一項に規定する高速自動車国道をいう。以下同じ。）又は自動車専用道路（道路法第四十八条の四第一項に規定する自動車専用道路をいう。以下同じ。）に係る路線の部分を含み、かつ、当該路線の部分に停留所が存しない場合又は当該路線の部分の停留所のすべてを廃止する場合において、当該処分により運行することとなる事業用自動車の大きさ又は重量が、車両制限令（昭和三十六年政令第二百六十五号）第三条第一項又は第三項に規定する最高限度を超えないとき（当該高速自動車国道又は自動車専用道路に係る路線の部分に限る。）

三　法第十五条第一項の規定による処分に係る路線が、高速自動車国道又は自動車専用道路に係る路線の部分を含み、かつ、当該路線の部分において停留所の新設又は位置の変更が行われない場合（当該路線の部分に停留所が存しない場合及び当該路線の部分の停留所のすべてを廃止する場合を除く。）において、当該処分により運行することとなる事業用自動車の大きさ又は重量が、車両制限令第三条第一項に規定する最高限度を超えないとき（当該高速自動車国道又は自動車専用道路に係る路線の部分に限る。）

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○運輸省令第三十二号

行政機関職員定員令（昭和四十四年政令第百二十一号）第二条第二項の規定に基づき、運輸省定員規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成七年五月二十二日

運輸大臣　亀井　静香

運輸省定員規則の一部を改正する省令

運輸省定員規則（昭和四十四年運輸省令第三十一号）の一部を次のように改正する。

第一項の表中「一八、三二二人」を「一八、三二六人」に、「一八、九六三人」を「一八、九七七人」に、「三六、〇九九人」を「三六、一一三人」に、「三七、六九七人」を「三七、七一一人」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この省令は、公布の日から施行する。

（運輸省定員規則の一部を改正する省令の一部改正）

2　運輸省定員規則の一部を改正する省令（平成七年運輸省令第二十一号）の一部を次のように改正する。

附則第二項の表本省の項中「一八、三七八人」を「一八、三九二人」に、「一八、三四一人」を「一八、三五五人」に改める。

○運輸省令第三十三号

統計法（昭和二十二年法律第十八号）第三条第二項の規定に基づき、船員労働統計調査規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成七年五月三十一日

運輸大臣　亀井　静香

船員労働統計調査規則の一部を改正する省令

船員労働統計調査規則（昭和三十二年運輸省令第八号）の一部を次のように改正する。

第四条を削り、第五条第二号中「労働時間」の下に「、休日及び有給休暇」を加え、同条を第四条とする。

第六条の表調査の区分の欄中「及び第二号調査」を削り、「第三号調査」を「第二号調査」に、「第四号調査」を「第三号調査」に改め、同条を第五条とする。

第七条第一項中「三月分、」を削り、同条第二項中「及び第四号調査」を削り、「九月分」を「一年分（一月から十二月までの分）」に改め、同条第三項中「一年分（一月から十二月までの分）」を「六月分」に、「行なう」を「行う」に改め、同条を第六条とし、同条の次に次の一条を加える。

（申告義務者の範囲）

第七条　調査は、第三条に規定する船舶の所有者（船舶共有の場合は船舶管理人、船舶賃借の場合は船舶借入人。以下「申告義務者」という。）に対して行う。

第八条から第十二条までを次のように改める。

（調査の方法）

第八条　地方運輸局又は海運監理部の海運支局長（以下「海運支局長」という。）（地方運輸局又は海運監理部の海運支局（以下「海運支局」という。）の設置されていない場合は地方運輸局長（海運監理部長を含む。以下同じ。））は、その管轄区域に主たる事業所を置く申告義務者に対し、第六条の調査期間の前日までに運輸大臣が告示で定める様式による調査票を配布しなければならない。

2　第二号調査又は第三号調査の申告義務者が前項に規定する期日までに調査票の配布を受けなかつたときは、海運支局長又は地方運輸局長にその旨を申し出て、その配布を受けなければならない。

（申告）

第九条　前条の調査票の配布を受けた者は、調査票に所定の事項を記入し、調査期間経過後二月以内に当該調査票の配布を行つた海運支局長又は地方運輸局長に提出しなければならない。

（集計の方法）

第十条　海運支局長は、受理した調査票を審査整理し、地方運輸局長に送付しなければならない。

第十一条　地方運輸局長は、受理した調査票及び海運支局長から送付を受けた調査票を審査整理し、運輸大臣に送付しなければならない。

2　運輸大臣は、送付を受けた調査票を審査集計する。

（結果の公表）

第十二条　運輸大臣は、調査期間経過後六月以内に集計の結果を公表する。

第十四条を削り、第十五条を第十四条とする。

第一号様式から第四号様式までを削る。

附　則

この省令は、公布の日から施行し、平成七年六月分の調査から適用する。

○運輸省令第三十号

許可、認可等の整理及び合理化のための運輸省関係法律の一部を改正する法律の施行に伴い、並びに鉄道抵当法第八条第二項及び第三十九条、水路業務法第九条並びに航空法第百三十三条の規定に基づき、並びに関係法律を実施するため、許可、認可等の整理及び合理化のための運輸省関係法律の一部を改正する法律の施行に伴う運輸省関係省令の整備に関する省令を次のように定める。

平成七年五月八日

運輸大臣　亀井　静香

許可、認可等の整理及び合理化のための運輸省関係法律の一部を改正する法律の施行に伴う運輸省関係省令の整備に関する省令

（鉄道抵当法施行規則の一部改正）

第一条　鉄道抵当法施行規則（明治三十八年逓信省令第三十七号）の一部を次のように改正する。

第一条中「抵当権設定」を「鉄道財団設定」に改め、「抵当負債ヲ要スル事由ヲ記載シ」を削り、同条に次の一項を加える。

前項ノ申請書ニハ鉄道財団目録ノ外管轄登記所ノ名称及所在地ヲ記載シタル書類ヲ添付スベシ

第二条から第七条までを削り、第七条ノ二第一項中「第八条第四項」を「（明治三十八年法律第五十三号）第八条第二項」に、「第百六十六条」を「（明治三十二年法律第四十八号）第百六十六条第一項第九号」に改め、同項第二号中「抵当権ノ設定認可ノ申請又ハ其ノ申請前ニ於ケル鉄道財団公告」を「鉄道財団設定ノ認可」に改め、同条第二項中「又ハ第二項」を削り、同条を第二条とする。

第七条ノ三第二項中「第二条ノ二」を「第一条第二項」に改め、同条を第三条とし、第七条ノ四を第四条とし、第八条を第五条とし、第九条を第六条とし、第九条ノ二を第七条とし、第九条ノ三を第八条とし、第十条を第九条とし、第十一条を第十条とし、第十二条を第十一条とする。

第十三条中「根抵当権」を「鉄道抵当法第二十五条ノ二ノ抵当権ノ」に改め、同条第八号中「抵当権設定認可」を「抵当権設定」に改め、同条を第十二条とし、第十三条ノ二を第十三条とする。

第十三条ノ三第二項中「担保附社債信託法」の下に「（明治三十八年法律第五十二号）」を加え、同条を第十三条ノ二とする。

第十六条中「第十三条」を「第十二条」に改める。

第二十一条から第二十七条までを次のように改める。

第二十一条乃至第二十七条　削除

第三号様式中「抵当権設定の認可年月日」を「抵当権設定の年月日」に改める。

第六号様式中「第十三条ノ二」を「第十三条」に改める。

（軌道抵当取扱規則の一部改正）

第二条　軌道抵当取扱規則（明治四十二年閣令第六号）の一部を次のように改正する。

第一条中「鉄道抵当法施行規則」の下に「（明治三十八年逓信省令第三十七号）」を加える。

第二条中「抵当権ノ設定若ハ変更又ハ抵当証書若ハ信託証書ニ記載セル事項ノ変更ニ関スル書類」を「軌道財団設定ノ認可申請書」に改める。

第四条中「軌道財団ニ関スル公告ノ申請書、」を削る。

第六条及び第七条を次のように改める。

第六条及第七条　削除

（水路業務法施行規則の一部改正）

第三条　水路業務法施行規則（昭和二十五年運輸省令第五十五号）の一部を次のように改正する。

第六条を第七条とし、第五条を第六条とし、第四条を第五条とし、第三条の次に次の一条を加える。

（水路測量の基準の特例）

第四条　法第九条ただし書の運輸省令で定める水路測量は、次の表の上欄に掲げる水路測量とし、同条ただし書の運輸省令で定める基準は、同表の上欄に掲げる水路測量ごとにそれぞれ同表の下欄に掲げる基準とする。

水路測量	基準
専ら国際間の水路に関する情報の交換を目的として行う水路測量	イ　地球の形状及び大きさ並びに測量の原点については世界測地系に基づく基準 ロ　法第九条第二号及び第四号から第七号までに掲げる測量の基準
国際協力として専ら特定の外国政府のために行う水路測量	前項に掲げる基準又は当該外国政府の要請による基準

（道路運送法施行規則の一部改正）

第四条　道路運送法施行規則（昭和二十六年運輸省令第七十五号）の一部を次のように改正する。

第六十条の三中「第八十九条の二」を「第九十条」に改める。

（航空法施行規則の一部改正）

第五条　航空法施行規則（昭和二十七年運輸省令第五十六号）の一部を次のように改正する。

第二百三十七条を次のように改める。

第二百三十七条　削除

第二百四十条第一項第四十一号中「航空運送代理店業に係る」を削る。

第三十号様式㈹中

「（報告徴収及び立入検査）
第百三十四条　運輸大臣は、この法律の施行を確保するため必要があるときは、次の各号に掲げる者に対し、航空機若しくは装備品の整備、改造若しくは製造、航空従事者の養成、航空身体検査証明、飛行場若しくは航空保安施設の管理若しくは使用、航空運送事業、航空機使用事業、航空運送代理店業又は旅客航空運送取扱業に関し報告を求めることができる。」

を

「（報告徴収及び立入検査）
第百三十四条　運輸大臣は、この法律の施行を確保するため必要があるときは、次に掲げる者に対し、航空機若しくは装備品の整備、改造若しくは製造、航空従事者の養成、航空身体検査証明、飛行場若しくは航空保安施設の工事、管理若しくは使用、航空運送事業、航空機使用事業又は航空運送代理店業に関し報告を求めることができる。」

に、

「八　航空運送代理店業又は旅客航空運送取扱業を経営する者」を

「八　航空運送代理店業を経営する者」に改める。

（小型船造船業法施行規則の一部改正）

第六条　小型船造船業法施行規則（昭和四十一年運輸省令第五十四号）の一部を次のように改正する。

第七条を次のように改める。

第七条　削除

第一号様式中「役員の氏名」を「代表者の氏名」に改める。

第二号様式中「役員の氏名」を「代表者の氏名」に改める。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○運輸省令第三十一号

海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律（平成七年法律第九十号）の一部の施行に伴い、並びに海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第百三十六号）第二十一条第三項及び第四十八条第一項の規定に基づき、並びに同法第三十一条第二項の規定を実施するため、海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成七年五月十二日

運輸大臣　亀井　静香

海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律施行規則の一部を改正する省令

海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律施行規則（昭和四十六年運輸省令第三十八号）の一部を次のように改正する。

第十三条第三号ハ及び同条第四号ロ中「及び履歴書」を削り、同条第五号ハを削り、同条に次の一号を加える。

六　申請者（申請者が法人である場合は、その業務を行う役員）が法第二十二条第一号及び第二号に該当しない者である旨の宣誓書

第十五条を次のように改める。

第十五条　削除

第二十二条第二項中「及び履歴書」を削り、「添附」を「添付」に改める。

第二十三条第二項中「次の書類」を「登記簿の謄本」に改め、同項各号を削る。

第二十六条中第二項を削り、第三項を第二項とし、第四項から第八項までを一項ずつ繰り上げる。

第三十八条第一項の表中第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号から第七号までを一号ずつ繰り上げ、同条第二項を削り、同条第三項中「第四号」を「第三号」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項中「第五号から第七号まで」を「第四号から第六号まで」に改め、同項を同条第三項とし、同条中第五項を第四項とし、第六項を第五項とする。

第四十一条第二項の表第二号中「法第二十五条、」を削る。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

第４号様式（第３条、第21条関係）（用紙の大きさは、日本工業規格Ａ列４番とする。）

整理番号

内航貨物定期航路事業明細書

氏名又は名称及び住所				
航路の名称				
事業の概要				
運航開始（変更）予定年月日	年　月　日	運航回数		
航路	航路の起点			
	寄港地			
	航路の終点			
	相互間の距離			
使用船舶名（予備船を含む。）				
起点、寄港地、終点における営業所及び代理店の名称並びに所在地	起点、寄港地、終点の別			
	営業所名			
	営業所の所在地			
	代理店名			
	代理店の所在地			

備考
この明細書は、航路ごとに作成すること。

第５号様式（第５条、第21条関係）（用紙の大きさは、日本工業規格Ａ列４番とする。）

整理番号

事業計画変更認可申請書

事業の種別		
許可番号		
変更しようとする事項		
変更の内容	旧	
	新	
変更しようとする理由		

内航海運業法第８条第１項の規定により、事業計画の変更の認可を申請します。

年　月　日

殿

住　所

申請者　氏名又は名称　　　　印

（法人にあっては その代表者の氏名）

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

第２号様式（第１条の３、第21条関係）（用紙の大きさは、日本工業規格Ａ列４番とする。）

整理番号

<table>
<tr><th colspan="4">許可申請書</th></tr>
<tr><td colspan="3">申請者の氏名又は名称及び住所</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="3">加入海運組合</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="3">事業の種別</td><td>（　　　）</td></tr>
<tr><td rowspan="12">事業計画</td><td rowspan="2">営業所の名称及び位置</td><td>主たる営業所</td><td></td></tr>
<tr><td>従たる営業所</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="7">使用する船舶</td><td>船名</td><td></td></tr>
<tr><td>船種</td><td></td></tr>
<tr><td>船質</td><td></td></tr>
<tr><td>総トン数</td><td></td></tr>
<tr><td>長さ</td><td></td></tr>
<tr><td>所有者の氏名又は名称及び住所</td><td></td></tr>
<tr><td>貸渡先の氏名又は名称及び住所</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="3">内航貨物定期航路事業</td><td>航路の名称</td><td></td></tr>
<tr><td>起点及び終点</td><td></td></tr>
<tr><td>運航回数</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="3">予定する事業の開始の日</td><td>年　月　日</td></tr>
</table>

内航海運業法第４条第１項の規定により、上記のとおり許可を申請します。

年　月　日

殿

住所

申請者　氏名又は名称　　　　印

（法人にあっては その代表者の氏名）

備考

1　事業の種別のかっこ内には、第４条第１項第１号の事業にあってはＡ、同項第２号の事業にあってはＢ、同項第３号の事業にあってはＣ、同項第４号の事業にあってはＤ、離島航路（本土と離島とを連絡する航路及び離島相互間を連絡する航路をいう。）においては専ら生活必需物資の運送を行う事業にあってはＥ、一の特定の者の需要に応じ特定の航路において特定の貨物の運送を行う事業にあってはＦと記入すること。

2　使用する船舶とは、当該事業の用に供する船舶をいう。

3　船種の欄には、次の要領で記載すること。

(1)　第１条の２第１項各号に掲げる船種（油送船、セメント専用船、特殊タンク船、自動車専用船、土・砂利・石材専用船又はその他の貨物船）又は同条第２項の油送船若しくは貨物船の別を記載すること。

(2)　さらに次の事項について（　）を付して記載すること。

イ　専用船（特定種類の貨物の運送に適した構造を有する船舶）については、その種類

ロ　ひき船については、その旨

ハ　はしけについては、その旨（その他の貨物船（専用船を除く。）に該当するはしけについては、船倉を有するはしけ又は船倉を有しないはしけの別を記載すること。）

4　船質の欄には、鋼船、木船の別を記載すること。

第３号様式（第３条、第11条、第21条関係）（用紙の大きさは、日本工業規格Ａ列４番とする。）

整理番号

<table>
<tr><th colspan="2">使用船舶明細書</th></tr>
<tr><td>事業の種別</td><td></td></tr>
<tr><td>氏名又は名称及び住所</td><td></td></tr>
<tr><td>総トン数の合計
（うち自己所有船の総トン数）</td><td>（　　　）</td></tr>
<tr><td>船舶番号</td><td></td></tr>
<tr><td>船名</td><td></td></tr>
<tr><td>総トン数</td><td></td></tr>
<tr><td>重量トン数</td><td></td></tr>
<tr><td>長さ</td><td></td></tr>
<tr><td>船種</td><td></td></tr>
<tr><td>船質</td><td></td></tr>
<tr><td>進水年月</td><td></td></tr>
<tr><td>機関の種類</td><td></td></tr>
<tr><td>軸馬力</td><td></td></tr>
<tr><td>航行区域</td><td></td></tr>
<tr><td>就航状況</td><td></td></tr>
<tr><td>主要貨物</td><td></td></tr>
<tr><td>速力</td><td></td></tr>
<tr><td>乗組員数</td><td></td></tr>
<tr><td>他の事業への使用</td><td></td></tr>
<tr><td>所有者名</td><td></td></tr>
<tr><td>運航形態</td><td></td></tr>
<tr><td>貸渡先</td><td></td></tr>
<tr><td>貸渡期間</td><td></td></tr>
<tr><td>貸渡料</td><td></td></tr>
</table>

備考

1　使用船舶とは、当該事業の用に供する船舶をいう。

2　総トン数の合計の欄には、貸渡期間が６月未満の貸渡しに係る船舶以外の使用船舶の総トン数の合計を記載すること。

3　船種の欄には、次の要領で記載すること。

(1)　第１条の２第１項各号に掲げる船種（油送船、セメント専用船、特殊タンク船、自動車専用船、土・砂利・石材専用船又はその他の貨物船）又は同条第２項の油送船若しくは貨物船の別を記載すること。

(2)　さらに次の事項について（　）を付して記載すること。

イ　専用船（特定種類の貨物の運送に適した構造を有する船舶）については、その種類

ロ　ひき船については、その旨

ハ　はしけについては、その旨（その他の貨物船（専用船を除く。）に該当するはしけについては、船倉を有するはしけ又は船倉を有しないはしけの別を記載すること。）

4　船質の欄には、鋼船、木船の別を記載すること。

5　就航状況の欄には、定期、不定期、専航、用定期の別を記載すること。

6　他の事業への使用の欄には、例えば外航、港内運送事業用等として使用する場合に、その旨及び年間予定日数を記載すること。

7　運航形態の欄には、自己所有、裸よう船、定期よう船、運航委託の別を記載すること。

○運輸省令第二十八号

モーターボート競走法（昭和二十六年法律第二百四十二号）第四条第一項、第六条の二第一項及び第九条の三の規定に基づき、並びに同法第二十二条の八において準用する第二十一条第三項の規定を実施するため、モーターボート競走法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成七年五月二日

運輸大臣　亀井　静香

モーターボート競走法施行規則の一部を改正する省令

モーターボート競走法施行規則（昭和二十六年運輸省令第五十九号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「左に」を「次に」に改め、同項第六号中「河川法（明治二十九年法律第七十一号）、都市計画法（大正八年法律第三十六号）」を「河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）」に改める。

第六条第一項に次のただし書を加える。

ただし、運輸大臣の承認を受けた場合は、この限りでない。

第六条第二項を削り、同条第三項中「二分の一をこえて」を「四分の三を超えて」に改め、同項を同条第二項とする。

第十六条中「左に」を「次に」に改め、同条第一号中「理事会」の下に「及び評議員会」を加える。

附則に次の二項を加える。

7　施行者は、阪神・淡路大震災による被害等により平成六年度に開催できなかった競走のある場合には、第三条の二第一項第三号の規定にかかわらず、運輸大臣の承認を受けて、平成七年度内に限り、同号に規定する年間開催回数に当該開催できなかった競走の回数を加えた回数を限度として競走を開催することができる。この場合において、当該施行者の使用する競走場の平成七年度の年間開催回数は、同項第一号の規定にかかわらず、同号に規定する回数に当該施行者が前段の規定により同項第三号に規定する年間開催回数を超えて競走を開催する回数を加えたものとする。

8　前項の規定により第三条の二第一項第三号に規定する年間開催回数を超えて競走を開催する施行者についての同条第二項の規定の適用については、同項中「競走場の修理、改造若しくは移転又は天災地変その他やむを得ない理由により競走を開催できない月のある場合には、前項第四号の規定にかかわらず、運輸大臣の承認を受けて」とあるのは「前項第四号の規定にかかわらず、附則第七項の規定により前項第三号に規定する年間開催回数を超えて競走を開催するために必要な範囲で」と、「当該承認に係る施行者」とあるのは「当該施行者」とする。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○運輸省令第二十九号

内航海運業法（昭和二十七年法律第百五十一号）第三条第二項及び第四条第二項の規定に基づき、並びに同法第四条第一項、第八条第一項及び第二十五条の二第一項の規定を実施するため、内航海運業法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成七年五月二日

運輸大臣　亀井　静香

内航海運業法施行規則の一部を改正する省令

内航海運業法施行規則（昭和二十七年運輸省令第四十二号）の一部を次のように改正する。

第一号様式から第五号様式までを次のように改める。

第１号様式（第１条の３、第21条関係）（用紙の大きさは日本工業規格Ａ列４番とする。）

届出受理番号＿＿＿＿＿＿

事業開始届出書		
事業の種別		
営業所の名称及び所在地	主たる営業所	
	従たる営業所	
使用する船舶	船舶番号	
	船名	
	総トン数	
	重量トン数	
	長さ	
	船種	
	船質	
	進水年月	
	主機馬力	
	摘要	
事業開始年月日		年　月　日

内航海運業法第３条第２項の規定により、上記のとおり届け出ます。

年　月　日

殿

住　所

届出者　氏名又は名称　印

（法人にあっては その代表者の氏名）

備考

1　使用する船舶とは、当該届出事業の用に供する船舶をいう。

2　船種の欄には、次の要領で記載すること。

(1)　第１条の２第１項各号に掲げる船種（油送船、セメント専用船、特殊タンク船、自動車専用船、土・砂利・石材専用船又はその他の貨物船）を記載すること。

(2)　さらに次の事項について（　）を付して記載すること。

イ　専用船（特定種類の貨物の運送に適した構造を有する船舶）については、その種類

ロ　ひき船については、その旨

ハ　はしけについては、その旨（その他の貨物船（専用船を除く。）に該当するはしけについては、船倉を有するはしけ又は船倉を有しないはしけの別を記載すること。）

3　船質の欄には、鋼船、木船の別を記載すること。

4　摘要の欄には、よう船の場合は、その船舶の所有者の氏名又は名称及び住所を、貸渡しの場合は、貸渡先の氏名又は名称及び住所を記載すること。

○通商産業省・郵政省令第一号

基盤技術研究円滑化法（昭和六十年法律第六十五号）を実施するため、基盤技術研究促進センターに関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成七年五月十五日

通商産業大臣　橋本龍太郎
郵政大臣　大出　俊

基盤技術研究促進センターに関する省令の一部を改正する省令

基盤技術研究促進センターに関する省令（昭和六十年通商産業省・郵政省令第一号）の一部を次のように改正する。

様式第一から様式第八までの様式中「日本工業規格B５」を「日本工業規格A４」に改める。

様式第九中「日本工業規格B８」を「日本工業規格A８」に改める。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

二九八月	一二四、四四〇円	九七、三六〇円
二九九月	一二五、五九〇円	九八、一七〇円
三〇〇月	一二六、七二〇円	九九、一八〇円
三〇一月	一二八、〇二〇円	一〇〇、一八〇円
三〇二月	一二九、三〇〇円	一〇一、一八〇円
三〇三月	一三〇、五八〇円	一〇二、一八〇円
三〇四月	一三一、八六〇円	一〇三、一八〇円
三〇五月	一三三、一五〇円	一〇四、一七〇円
三〇六月	一三四、四三〇円	一〇五、一七〇円
三〇七月	一三五、七一〇円	一〇六、一七〇円
三〇八月	一三七、〇〇〇円	一〇七、一七〇円
三〇九月	一三八、二八〇円	一〇八、一七〇円
三一〇月	一三九、五六〇円	一〇九、一七〇円
三一一月	一四〇、八五〇円	一一〇、一七〇円
三一二月	一四二、一三〇円	一一一、一六〇円
三一三月	一四三、五八〇円	一一二、二五〇円
三一四月	一四五、〇三〇円	一一三、三四〇円
三一五月	一四六、四七〇円	一一四、四三〇円
三一六月	一四七、九二〇円	一一五、五一〇円
三一七月	一四九、三七〇円	一一六、六〇〇円
三一八月	一五〇、八一〇円	一一七、六九〇円
三一九月	一五二、二六〇円	一一八、七八〇円
三二〇月	一五三、七一〇円	一一九、八七〇円
三二一月	一五五、一五〇円	一二〇、九六〇円
三二二月	一五六、六〇〇円	一二二、〇五〇円
三二三月	一五八、〇五〇円	一二三、一三〇円
三二四月	一五九、四九〇円	一二四、二二〇円
三二五月	一六一、〇〇〇円	一二五、四一〇円
三二六月	一六二、五一〇円	一二六、六〇〇円
三二七月	一六四、〇〇〇円	一二七、七九〇円
三二八月	一六五、五二〇円	一二八、九七〇円
三二九月	一六七、〇二〇円	一三〇、一六〇円
三三〇月	一六八、五二〇円	一三一、三五〇円
三三一月	一七〇、〇二〇円	一三二、五三〇円
三三二月	一七一、五四〇円	一三三、七二〇円
三三三月	一七三、〇四〇円	一三四、九一〇円
三三四月	一七四、五五〇円	一三六、一〇〇円
三三五月	一七六、〇五〇円	一三七、二八〇円
三三六月	一七七、五五〇円	一三八、四七〇円
三三七月	一七九、二四〇円	一三九、七六〇円
三三八月	一八〇、九三〇円	一四一、〇五〇円
三三九月	一八二、六二〇円	一四二、三四〇円
三四〇月	一八四、三〇〇円	一四三、六四〇円
三四一月	一八五、九九〇円	一四四、九三〇円
三四二月	一八七、六八〇円	一四六、二二〇円
三四三月	一八九、三七〇円	一四七、五一〇円
三四四月	一九一、〇五〇円	一四八、八〇〇円
三四五月	一九二、七四〇円	一五〇、〇九〇円
三四六月	一九四、四三〇円	一五一、三九〇円
三四七月	一九六、一二〇円	一五二、六七〇円
三四八月	一九七、八〇〇円	一五三、九六〇円
三四九月	一九九、六〇〇円	一五五、三八〇円
三五〇月	二〇一、三九〇円	一五六、七八〇円
三五一月	二〇三、一九〇円	一五八、一八〇円
三五二月	二〇四、九八〇円	一五九、五八〇円
三五三月	二〇六、七八〇円	一六〇、九九〇円
三五四月	二〇八、五七〇円	一六二、三九〇円
三五五月	二一〇、三六〇円	一六三、八〇〇円
三五六月	二一二、一六〇円	一六五、二一〇円
三五七月	二一三、九五〇円	一六六、六一〇円
三五八月	二一五、七五〇円	一六八、〇一〇円
三五九月	二一七、五四〇円	一六九、四一〇円

二三六月	六五、二一〇円	四四、五八〇円
二三七月	六五、九三〇円	四五、〇七〇円
二三八月	六六、六六〇円	四五、五六〇円
二三九月	六七、三九〇円	四六、〇五〇円
二四〇月	六八、一二〇円	四六、五三〇円
二四一月	六八、九五〇円	四七、七二〇円
二四二月	六九、七八〇円	四八、九一〇円
二四三月	七〇、六一〇円	五〇、一〇〇円
二四四月	七一、四四〇円	五一、二九〇円
二四五月	七二、二六〇円	五二、四八〇円
二四六月	七三、〇九〇円	五三、六六〇円
二四七月	七三、九二〇円	五四、八五〇円
二四八月	七四、七五〇円	五六、〇三〇円
二四九月	七五、五八〇円	五七、二二〇円
二五〇月	七六、四一〇円	五八、四一〇円
二五一月	七七、二四〇円	五九、六〇〇円
二五二月	七八、〇六〇円	六〇、七八〇円
二五三月	七八、九二〇円	六一、四七〇円
二五四月	七九、七七〇円	六二、一七〇円
二五五月	八〇、六三〇円	六二、八六〇円
二五六月	八一、四九〇円	六三、五五〇円
二五七月	八二、三五〇円	六四、二四〇円
二五八月	八三、一九〇円	六四、九四〇円
二五九月	八四、〇五〇円	六五、六三〇円
二六〇月	八四、九一〇円	六六、三二〇円
二六一月	八五、七七〇円	六七、〇一〇円
二六二月	八六、六二〇円	六七、七一〇円
二六三月	八七、四八〇円	六八、四〇〇円
二六四月	八八、三三〇円	六九、〇八〇円
二六五月	八九、三〇〇円	六九、八四〇円
二六六月	九〇、二七〇円	七〇、六一〇円

二六七月	九一、二三〇円	七一、三七〇円
二六八月	九二、二〇〇円	七二、一三〇円
二六九月	九三、一六〇円	七二、八九〇円
二七〇月	九四、一三〇円	七三、六五〇円
二七一月	九五、〇九〇円	七四、四一〇円
二七二月	九六、〇六〇円	七五、一七〇円
二七三月	九七、〇二〇円	七五、九三〇円
二七四月	九七、九九〇円	七六、七〇〇円
二七五月	九八、九五〇円	七七、四六〇円
二七六月	九九、九二〇円	七八、二一〇円
二七七月	一〇一、〇一〇円	七九、〇五〇円
二七八月	一〇二、一〇〇円	七九、八八〇円
二七九月	一〇三、一九〇円	八〇、七二〇円
二八〇月	一〇四、二八〇円	八一、五五〇円
二八一月	一〇五、三七〇円	八二、三八〇円
二八二月	一〇六、四六〇円	八三、二二〇円
二八三月	一〇七、五六〇円	八四、〇六〇円
二八四月	一〇八、六五〇円	八四、八八〇円
二八五月	一〇九、七四〇円	八五、七二〇円
二八六月	一一〇、八三〇円	八六、五六〇円
二八七月	一一一、九二〇円	八七、三九〇円
二八八月	一一三、〇一〇円	八八、二二〇円
二八九月	一一四、一六〇円	八九、一四〇円
二九〇月	一一五、三〇〇円	九〇、〇五〇円
二九一月	一一六、四四〇円	九〇、九七〇円
二九二月	一一七、五九〇円	九一、八八〇円
二九三月	一一八、七二〇円	九二、八〇〇円
二九四月	一一九、八七〇円	九三、七〇〇円
二九五月	一二一、〇二〇円	九四、六一〇円
二九六月	一二二、一五〇円	九五、五三〇円
二九七月	一二三、三〇〇円	九六、四四〇円

一七七月	三一、三一〇円	二一、四八〇円
一七八月	三一、七三〇円	二一、七七〇円
一七九月	三二、一五〇円	二二、〇六〇円
一八〇月	三二、五七〇円	二二、三五〇円
一八一月	三三、〇四〇円	二二、六八〇円
一八二月	三三、五二〇円	二三、〇〇〇円
一八三月	三三、九九〇円	二三、三二〇円
一八四月	三四、四六〇円	二三、六五〇円
一八五月	三四、九三〇円	二三、九八〇円
一八六月	三五、四一〇円	二四、三〇〇円
一八七月	三五、八九〇円	二四、六二〇円
一八八月	三六、三五〇円	二四、九四〇円
一八九月	三六、八三〇円	二五、二七〇円
一九〇月	三七、三〇〇円	二五、五九〇円
一九一月	三七、七八〇円	二五、九二〇円
一九二月	三八、二五〇円	二六、二四〇円
一九三月	三八、七八〇円	二六、六〇〇円
一九四月	三九、二九〇円	二六、九六〇円
一九五月	三九、八一〇円	二七、三三〇円
一九六月	四〇、三四〇円	二七、六八〇円
一九七月	四〇、八六〇円	二八、〇五〇円
一九八月	四一、三八〇円	二八、四一〇円
一九九月	四一、九一〇円	二八、七七〇円
二〇〇月	四二、四三〇円	二九、一三〇円
二〇一月	四二、九五〇円	二九、五〇〇円
二〇二月	四三、四八〇円	二九、八五〇円
二〇三月	四四、〇〇〇円	三〇、二二〇円
二〇四月	四四、五二〇円	三〇、五八〇円
二〇五月	四五、一一〇円	三〇、九八〇円
二〇六月	四五、七〇〇円	三一、三八〇円

二〇七月	四六、二八〇円	三一、七八〇円
二〇八月	四六、八六〇円	三二、一八〇円
二〇九月	四七、四四〇円	三二、五八〇円
二一〇月	四八、〇三〇円	三二、九八〇円
二一一月	四八、六二〇円	三三、三八〇円
二一二月	四九、二〇〇円	三三、七八〇円
二一三月	四九、七九〇円	三四、一八〇円
二一四月	五〇、三七〇円	三四、五八〇円
二一五月	五〇、九六〇円	三四、九八〇円
二一六月	五一、五四〇円	三五、三八〇円
二一七月	五二、一九〇円	三五、八二〇円
二一八月	五二、八五〇円	三六、二六〇円
二一九月	五三、五〇〇円	三六、七一〇円
二二〇月	五四、一六〇円	三七、一五〇円
二二一月	五四、八一〇円	三七、六〇〇円
二二二月	五五、四六〇円	三八、〇三〇円
二二三月	五六、一一〇円	三八、四七〇円
二二四月	五六、七七〇円	三八、九二〇円
二二五月	五七、四二〇円	三九、三六〇円
二二六月	五八、〇八〇円	三九、八〇〇円
二二七月	五八、七三〇円	四〇、二四〇円
二二八月	五九、三八〇円	四〇、六八〇円
二二九月	六〇、一一〇円	四一、一七〇円
二三〇月	六〇、八三〇円	四一、六六〇円
二三一月	六一、五六〇円	四二、一四〇円
二三二月	六二、二九〇円	四二、六四〇円
二三三月	六三、〇二〇円	四三、一二〇円
二三四月	六三、七五〇円	四三、六〇〇円
二三五月	六四、四八〇円	四四、一〇〇円

一一九月	一二、四三〇円	七、四三〇円
一二〇月	一二、六五〇円	七、五六〇円
一二一月	一二、九〇〇円	七、八二〇円
一二二月	一三、一五〇円	八、〇七〇円
一二三月	一三、四〇〇円	八、三二〇円
一二四月	一三、六五〇円	八、五八〇円
一二五月	一三、九一〇円	八、八三〇円
一二六月	一四、一六〇円	九、〇八〇円
一二七月	一四、四一〇円	九、三五〇円
一二八月	一四、六五〇円	九、六〇〇円
一二九月	一四、九一〇円	九、八五〇円
一三〇月	一五、一六〇円	一〇、一〇〇円
一三一月	一五、四一〇円	一〇、三六〇円
一三二月	一五、六六〇円	一〇、六一〇円
一三三月	一五、九五〇円	一〇、八一〇円
一三四月	一六、二四〇円	一一、〇二〇円
一三五月	一六、五三〇円	一一、二二〇円
一三六月	一六、八一〇円	一一、四一〇円
一三七月	一七、一一〇円	一一、六二〇円
一三八月	一七、四〇〇円	一一、八二〇円
一三九月	一七、六八〇円	一二、〇三〇円
一四〇月	一七、九七〇円	一二、二二〇円
一四一月	一八、二七〇円	一二、四二〇円
一四二月	一八、五五〇円	一二、六三〇円
一四三月	一八、八四〇円	一二、八三〇円
一四四月	一九、一三〇円	一三、〇三〇円
一四五月	一九、四六〇円	一三、二六〇円
一四六月	一九、七八〇円	一三、四九〇円
一四七月	二〇、一一〇円	一三、七一〇円
一四八月	二〇、四四〇円	一三、九四〇円
一四九月	二〇、七七〇円	一四、一八〇円
一五〇月	二一、〇九〇円	一四、四〇〇円
一五一月	二一、四二〇円	一四、六三〇円
一五二月	二一、七五〇円	一四、八六〇円
一五三月	二二、〇八〇円	一五、〇九〇円
一五四月	二二、四一〇円	一五、三二〇円
一五五月	二二、七四〇円	一五、五五〇円
一五六月	二三、〇五〇円	一五、七七〇円
一五七月	二三、四三〇円	一六、〇三〇円
一五八月	二三、八一〇円	一六、三〇〇円
一五九月	二四、一八〇円	一六、五五〇円
一六〇月	二四、五六〇円	一六、八一〇円
一六一月	二四、九三〇円	一七、〇七〇円
一六二月	二五、三〇〇円	一七、三二〇円
一六三月	二五、六八〇円	一七、五八〇円
一六四月	二六、〇五〇円	一七、八四〇円
一六五月	二六、四三〇円	一八、一〇〇円
一六六月	二六、八〇〇円	一八、三六〇円
一六七月	二七、一八〇円	一八、六二〇円
一六八月	二七、五五〇円	一八、八七〇円
一六九月	二七、九六〇円	一九、一六〇円
一七〇月	二八、三八〇円	一九、四五〇円
一七一月	二八、八〇〇円	一九、七四〇円
一七二月	二九、二二〇円	二〇、〇三〇円
一七三月	二九、六四〇円	二〇、三二〇円
一七四月	三〇、〇六〇円	二〇、六一〇円
一七五月	三〇、四七〇円	二〇、九〇〇円
一七六月	三〇、八九〇円	二一、一九〇円

六〇月	三、〇〇〇円	一、二九〇円
六一月	三、一二〇円	一、三九〇円
六二月	三、二二〇円	一、四八〇円
六三月	三、三三〇円	一、五八〇円
六四月	三、四四〇円	一、六七〇円
六五月	三、五五〇円	一、七七〇円
六六月	三、六五〇円	一、八六〇円
六七月	三、七六〇円	一、九六〇円
六八月	三、八七〇円	二、〇五〇円
六九月	三、九七〇円	二、一五〇円
七〇月	四、〇八〇円	二、二四〇円
七一月	四、一九〇円	二、三四〇円
七二月	四、三〇〇円	二、四三〇円
七三月	四、四三〇円	二、五二〇円
七四月	四、五六〇円	二、六〇〇円
七五月	四、七〇〇円	二、六八〇円
七六月	四、八二〇円	二、七六〇円
七七月	四、九六〇円	二、八四〇円
七八月	五、〇九〇円	二、九二〇円
七九月	五、二二〇円	三、〇〇〇円
八〇月	五、三五〇円	三、〇八〇円
八一月	五、四九〇円	三、一六〇円
八二月	五、六一〇円	三、二四〇円
八三月	五、七五〇円	三、三二〇円
八四月	五、八八〇円	三、四〇〇円
八五月	六、〇三〇円	三、五〇〇円
八六月	六、一九〇円	三、六〇〇円
八七月	六、三五〇円	三、六九〇円
八八月	六、五一〇円	三、七九〇円

八九月	六、六七〇円	三、八九〇円
九〇月	六、八三〇円	三、九九〇円
九一月	六、九九〇円	四、〇八〇円
九二月	七、一五〇円	四、一八〇円
九三月	七、三一〇円	四、二八〇円
九四月	七、四七〇円	四、三八〇円
九五月	七、六二〇円	四、四七〇円
九六月	七、七八〇円	四、五七〇円
九七月	七、九八〇円	四、六九〇円
九八月	八、一六〇円	四、八〇〇円
九九月	八、三五〇円	四、九一〇円
一〇〇月	八、五三〇円	五、〇三〇円
一〇一月	八、七二〇円	五、一五〇円
一〇二月	八、九〇〇円	五、二六〇円
一〇三月	九、〇九〇円	五、三八〇円
一〇四月	九、二八〇円	五、四九〇円
一〇五月	九、四六〇円	五、六〇〇円
一〇六月	九、六五〇円	五、七二〇円
一〇七月	九、八三〇円	五、八四〇円
一〇八月	一〇、〇二〇円	五、九五〇円
一〇九月	一〇、二四〇円	六、〇九〇円
一一〇月	一〇、四六〇円	六、二二〇円
一一一月	一〇、六八〇円	六、三五〇円
一一二月	一〇、九〇〇円	六、四九〇円
一一三月	一一、一二〇円	六、六二〇円
一一四月	一一、三四〇円	六、七五〇円
一一五月	一一、五五〇円	六、八九〇円
一一六月	一一、七八〇円	七、〇二〇円
一一七月	一一、九九〇円	七、一五〇円
一一八月	一二、二二〇円	七、三〇〇円

別表第二（第一条関係）

一月	三〇円	一〇円
二月	七〇円	二〇円
三月	一〇〇円	四〇円
四月	一三〇円	五〇円
五月	一六〇円	六〇円
六月	二〇〇円	七〇円
七月	二三〇円	九〇円
八月	二六〇円	一〇〇円
九月	二九〇円	一一〇円
一〇月	三三〇円	一二〇円
一一月	三六〇円	一三〇円
一二月	三九〇円	一五〇円
一三月	四二〇円	一六〇円
一四月	四六〇円	一七〇円
一五月	四九〇円	一八〇円
一六月	五二〇円	二〇〇円
一七月	五五〇円	二一〇円
一八月	五九〇円	二二〇円
一九月	六二〇円	二三〇円
二〇月	六五〇円	二四〇円
二一月	六八〇円	二六〇円
二二月	七二〇円	二七〇円
二三月	七五〇円	二八〇円
二四月	七八〇円	二九〇円
二五月	八一〇円	三一〇円
二六月	八五〇円	三二〇円
二七月	八八〇円	三三〇円
二八月	九一〇円	三四〇円
二九月	九四〇円	三五〇円
三〇月	九八〇円	三七〇円
三一月	一、〇一〇円	三八〇円
三二月	一、〇四〇円	三九〇円
三三月	一、〇七〇円	四〇〇円
三四月	一、一一〇円	四二〇円
三五月	一、一四〇円	四三〇円
三六月	一、一七〇円	四四〇円
三七月	一、二三〇円	四七〇円
三八月	一、三〇〇円	五一〇円
三九月	一、三七〇円	五三〇円
四〇月	一、四四〇円	五六〇円
四一月	一、五〇〇円	五九〇円
四二月	一、五七〇円	六二〇円
四三月	一、六四〇円	六六〇円
四四月	一、七一〇円	六八〇円
四五月	一、七七〇円	七二〇円
四六月	一、八四〇円	七四〇円
四七月	一、九一〇円	七八〇円
四八月	一、九七〇円	八〇〇円
四九月	二、〇六〇円	八五〇円
五〇月	二、一四〇円	八九〇円
五一月	二、二三〇円	九三〇円
五二月	二、三一〇円	九七〇円
五三月	二、四〇〇円	一、〇一〇円
五四月	二、四八〇円	一、〇五〇円
五五月	二、五七〇円	一、〇九〇円
五六月	二、六六〇円	一、一三〇円
五七月	二、七五〇円	一、一八〇円
五八月	二、八三〇円	一、二一〇円
五九月	二、九二〇円	一、二五〇円

三一五月	一二〇、五八〇円	一〇三、四七〇円
三一六月	一二二、一一〇円	一〇四、四五〇円
三一七月	一二三、六四〇円	一〇五、四三〇円
三一八月	一二五、一五〇円	一〇六、四一〇円
三一九月	一二六、六八〇円	一〇七、三九〇円
三二〇月	一二八、二〇〇円	一〇八、三七〇円
三二一月	一二九、七三〇円	一〇九、三五〇円
三二二月	一三一、二六〇円	一一〇、三四〇円
三二三月	一三二、七八〇円	一一一、三一〇円
三二四月	一三四、三〇〇円	一一二、二九〇円
三二五月	一三六、七六〇円	一一三、三六〇円
三二六月	一三九、二二〇円	一一四、四四〇円
三二七月	一四一、六六〇円	一一五、五〇〇円
三二八月	一四四、一二〇円	一一六、五七〇円
三二九月	一四六、五八〇円	一一七、六三〇円
三三〇月	一四九、〇四〇円	一一八、七一〇円
三三一月	一五一、四九〇円	一一九、七八〇円
三三二月	一五三、九六〇円	一二〇、八四〇円
三三三月	一五六、四一〇円	一二一、九二〇円
三三四月	一五八、八七〇円	一二二、九九〇円
三三五月	一六一、三一〇円	一二四、〇五〇円
三三六月	一六三、七八〇円	一二五、一三〇円
三三七月	一六六、七二〇円	一二六、二八〇円
三三八月	一六九、六八〇円	一二七、四五〇円
三三九月	一七二、六三〇円	一二八、六二〇円
三四〇月	一七五、五九〇円	一二九、七八〇円
三四一月	一七八、五四〇円	一三〇、九五〇円
三四二月	一八一、五〇〇円	一三二、一一〇円

三四三月	一八四、四五〇円	一三三、二七〇円
三四四月	一八七、四〇〇円	一三四、四四〇円
三四五月	一九〇、三五〇円	一三五、六一〇円
三四六月	一九三、三一〇円	一三六、七七〇円
三四七月	一九六、二六〇円	一三七、九三〇円
三四八月	一九九、二二〇円	一三九、一〇〇円
三四九月	二〇二、四三〇円	一四〇、三七〇円
三五〇月	二〇五、六四〇円	一四一、六四〇円
三五一月	二〇八、八六〇円	一四二、九〇〇円
三五二月	二一二、〇六〇円	一四四、一七〇円
三五三月	二一五、二八〇円	一四五、四四〇円
三五四月	二一八、四八〇円	一四六、七一〇円
三五五月	二二一、六九〇円	一四七、九七〇円
三五六月	二二四、九一〇円	一四九、二四〇円
三五七月	二二八、一一〇円	一五〇、五一〇円
三五八月	二三一、三三〇円	一五一、七七〇円
三五九月	二三四、五四〇円	一五三、〇四〇円
三六〇月	二三七、七五〇円	一五六、一九〇円
三六一月	二三九、六五〇円	一五九、二八〇円
三六二月	二四一、五四〇円	一六二、三七〇円
三六三月	二四三、四四〇円	一六五、四七〇円
三六四月	二四五、三四〇円	一六八、五六〇円
三六五月	二四七、二四〇円	一七一、六五〇円
三六六月	二四九、一四〇円	一七四、七四〇円
三六七月	二五一、〇四〇円	一七七、八三〇円
三六八月	二五二、九三〇円	一八〇、九二〇円
三六九月	二五四、八三〇円	一八四、〇一〇円
三七〇月	二五六、七三〇円	一八七、一〇〇円
三七一月	二五八、六三〇円	一九〇、一九〇円

二五六月	七〇、九八〇円	五七、七九〇円
二五七月	七一、六二〇円	五八、四一〇円
二五八月	七二、二五〇円	五九、〇四〇円
二五九月	七二、八九〇円	五九、六六〇円
二六〇月	七三、五二〇円	六〇、二七〇円
二六一月	七四、一六〇円	六〇、八九〇円
二六二月	七四、七九〇円	六一、五二〇円
二六三月	七五、四三〇円	六二、一四〇円
二六四月	七六、〇五〇円	六二、七五〇円
二六五月	七六、七五〇円	六三、四三〇円
二六六月	七七、四五〇円	六四、一二〇円
二六七月	七八、一三〇円	六四、八〇〇円
二六八月	七八、八三〇円	六五、四九〇円
二六九月	七九、五一〇円	六六、一七〇円
二七〇月	八〇、二一〇円	六六、八五〇円
二七一月	八〇、八九〇円	六七、五三〇円
二七二月	八一、六〇〇円	六八、二一〇円
二七三月	八二、二八〇円	六八、八九〇円
二七四月	八二、九八〇円	六九、五八〇円
二七五月	八三、六七〇円	七〇、二六〇円
二七六月	八四、三六〇円	七〇、九四〇円
二七七月	八五、一二〇円	七一、六九〇円
二七八月	八五、八六〇円	七二、四三〇円
二七九月	八六、六二〇円	七三、一九〇円
二八〇月	八七、三七〇円	七三、九四〇円
二八一月	八八、一二〇円	七四、六八〇円
二八二月	八八、八八〇円	七五、四三〇円
二八三月	八九、六四〇円	七六、一八〇円
二八四月	九〇、三九〇円	七六、九三〇円

二八五月	九一、一四〇円	七七、六八〇円
二八六月	九一、八九〇円	七八、四三〇円
二八七月	九二、六四〇円	七九、一七〇円
二八八月	九三、四〇〇円	七九、九二〇円
二八九月	九四、二二〇円	八〇、七四〇円
二九〇月	九五、〇三〇円	八一、五七〇円
二九一月	九五、八五〇円	八二、三九〇円
二九二月	九六、六七〇円	八三、二一〇円
二九三月	九七、四八〇円	八四、〇三〇円
二九四月	九八、三一〇円	八四、八四〇円
二九五月	九九、一三〇円	八五、六六〇円
二九六月	九九、九四〇円	八六、四八〇円
二九七月	一〇〇、七六〇円	八七、三〇〇円
二九八月	一〇一、五八〇円	八八、一二〇円
二九九月	一〇二、四〇〇円	八八、九四〇円
三〇〇月	一〇三、二二〇円	八九、七七〇円
三〇一月	一〇四、二九〇円	九〇、六六〇円
三〇二月	一〇五、三五〇円	九一、五六〇円
三〇三月	一〇六、四二〇円	九二、四六〇円
三〇四月	一〇七、四八〇円	九三、三六〇円
三〇五月	一〇八、五六〇円	九四、二五〇円
三〇六月	一〇九、六二〇円	九五、一五〇円
三〇七月	一一〇、六七〇円	九六、〇四〇円
三〇八月	一一一、七五〇円	九六、九四〇円
三〇九月	一一二、八一〇円	九七、八四〇円
三一〇月	一一三、八八〇円	九八、七四〇円
三一一月	一一四、九五〇円	九九、六四〇円
三一二月	一一六、〇二〇円	一〇〇、五三〇円
三一三月	一一七、五三〇円	一〇一、五一〇円
三一四月	一一九、〇六〇円	一〇二、四九〇円

一九七月	四〇、九九〇円	二二、〇八〇円
一九八月	四一、四〇〇円	二二、三六〇円
一九九月	四一、八〇〇円	二二、六二〇円
二〇〇月	四二、二二〇円	二二、九〇〇円
二〇一月	四二、六三〇円	二三、一八〇円
二〇二月	四三、〇四〇円	二三、四四〇円
二〇三月	四三、四五〇円	二三、七二〇円
二〇四月	四三、八六〇円	二三、九九〇円
二〇五月	四四、三〇〇円	二四、二九〇円
二〇六月	四四、七五〇円	二四、六〇〇円
二〇七月	四五、二〇〇円	二四、九〇〇円
二〇八月	四五、六三〇円	二五、二〇〇円
二〇九月	四六、〇八〇円	二五、五〇〇円
二一〇月	四六、五三〇円	二五、八一〇円
二一一月	四六、九八〇円	二六、一一〇円
二一二月	四七、四三〇円	二六、四二〇円
二一三月	四七、八八〇円	二六、七一〇円
二一四月	四八、三二〇円	二七、〇二〇円
二一五月	四八、七七〇円	二七、三二〇円
二一六月	四九、二二〇円	二七、六三〇円
二一七月	四九、七〇〇円	二七、九五〇円
二一八月	五〇、一九〇円	二八、二九〇円
二一九月	五〇、六七〇円	二八、六三〇円
二二〇月	五一、一七〇円	二八、九七〇円
二二一月	五一、六五〇円	二九、三一〇円
二二二月	五二、一四〇円	二九、六三〇円
二二三月	五二、六二〇円	二九、九七〇円
二二四月	五三、一一〇円	三〇、三一〇円
二二五月	五三、五九〇円	三〇、六五〇円

二二六月	五四、〇九〇円	三〇、九七〇円
二二七月	五四、五七〇円	三一、三一〇円
二二八月	五五、〇六〇円	三一、六五〇円
二二九月	五五、五九〇円	三二、〇一〇円
二三〇月	五六、一一〇円	三二、三九〇円
二三一月	五六、六五〇円	三二、七六〇円
二三二月	五七、一八〇円	三三、一三〇円
二三三月	五七、七一〇円	三三、五〇〇円
二三四月	五八、二五〇円	三三、八六〇円
二三五月	五八、七八〇円	三四、二四〇円
二三六月	五九、三一〇円	三四、六一〇円
二三七月	五九、八四〇円	三四、九八〇円
二三八月	六〇、三八〇円	三五、三五〇円
二三九月	六〇、九一〇円	三五、七二〇円
二四〇月	六一、四四〇円	三六、〇九〇円
二四一月	六二、〇三〇円	三七、六九〇円
二四二月	六二、六〇〇円	三九、三〇〇円
二四三月	六三、一九〇円	四〇、九〇〇円
二四四月	六三、七七〇円	四二、五〇〇円
二四五月	六四、三五〇円	四四、一〇〇円
二四六月	六四、九三〇円	四五、七一〇円
二四七月	六五、五二〇円	四七、三一〇円
二四八月	六六、一〇〇円	四八、九〇〇円
二四九月	六六、六九〇円	五〇、五〇〇円
二五〇月	六七、二七〇円	五二、一一〇円
二五一月	六七、八六〇円	五三、七一〇円
二五二月	六八、四四〇円	五五、三一〇円
二五三月	六九、〇八〇円	五五、九三〇円
二五四月	六九、七一〇円	五六、五六〇円
二五五月	七〇、三四〇円	五七、一七〇円

一三九月	二一、九〇〇円	九、五六〇円
一四〇月	二二、一六〇円	九、七二〇円
一四一月	二二、四三〇円	九、八七〇円
一四二月	二二、六八〇円	一〇、〇四〇円
一四三月	二二、九四〇円	一〇、二〇〇円
一四四月	二三、二一〇円	一〇、三六〇円
一四五月	二三、四九〇円	一〇、五四〇円
一四六月	二三、七六〇円	一〇、七二〇円
一四七月	二四、〇五〇円	一〇、九〇〇円
一四八月	二四、三三〇円	一一、〇八〇円
一四九月	二四、六二〇円	一一、二七〇円
一五〇月	二四、九一〇円	一一、四四〇円
一五一月	二五、二〇〇円	一一、六三〇円
一五二月	二五、四八〇円	一一、八一〇円
一五三月	二五、七七〇円	一一、九九〇円
一五四月	二六、〇六〇円	一二、一七〇円
一五五月	二六、三三〇円	一二、三六〇円
一五六月	二六、六一〇円	一二、五三〇円
一五七月	二六、九二〇円	一二、七四〇円
一五八月	二七、二五〇円	一二、九五〇円
一五九月	二七、五五〇円	一三、一六〇円
一六〇月	二七、八七〇円	一三、三六〇円
一六一月	二八、一七〇円	一三、五七〇円
一六二月	二八、四九〇円	一三、七七〇円
一六三月	二八、八〇〇円	一三、九七〇円
一六四月	二九、一一〇円	一四、一八〇円
一六五月	二九、四三〇円	一四、三九〇円
一六六月	二九、七四〇円	一四、六〇〇円
一六七月	三〇、〇五〇円	一四、八〇〇円
一六八月	三〇、三七〇円	一五、〇〇〇円
一六九月	三〇、七〇〇円	一五、二四〇円
一七〇月	三一、〇四〇円	一五、四七〇円
一七一月	三一、三八〇円	一五、七〇〇円
一七二月	三一、七三〇円	一五、九三〇円
一七三月	三二、〇七〇円	一六、一六〇円
一七四月	三二、四一〇円	一六、三九〇円
一七五月	三二、七四〇円	一六、六二〇円
一七六月	三三、一〇〇円	一六、八六〇円
一七七月	三三、四四〇円	一七、〇九〇円
一七八月	三三、七八〇円	一七、三二〇円
一七九月	三四、一三〇円	一七、五五〇円
一八〇月	三四、四七〇円	一七、七八〇円
一八一月	三四、八三〇円	一八、〇三〇円
一八二月	三五、二一〇円	一八、二七〇円
一八三月	三五、五八〇円	一八、五一〇円
一八四月	三五、九六〇円	一八、七六〇円
一八五月	三六、三三〇円	一九、〇一〇円
一八六月	三六、七一〇円	一九、二五〇円
一八七月	三七、〇八〇円	一九、四九〇円
一八八月	三七、四五〇円	一九、七四〇円
一八九月	三七、八三〇円	一九、九八〇円
一九〇月	三八、一九〇円	二〇、二二〇円
一九一月	三八、五八〇円	二〇、四八〇円
一九二月	三八、九五〇円	二〇、七二〇円
一九三月	三九、三六〇円	二〇、九九〇円
一九四月	三九、七六〇円	二一、二六〇円
一九五月	四〇、一七〇円	二一、五四〇円
一九六月	四〇、五八〇円	二一、八〇〇円

八〇月	九、五五〇円	一、九七〇円
八一月	九、七一〇円	二、〇三〇円
八二月	九、八六〇円	二、〇八〇円
八三月	一〇、〇二〇円	二、一三〇円
八四月	一〇、一九〇円	二、一八〇円
八五月	一〇、三六〇円	二、二四〇円
八六月	一〇、五四〇円	二、三〇〇円
八七月	一〇、七二〇円	二、三六〇円
八八月	一〇、八九〇円	二、四二〇円
八九月	一一、〇八〇円	二、四八〇円
九〇月	一一、二五〇円	二、五四〇円
九一月	一一、四三〇円	二、六〇〇円
九二月	一一、六一〇円	二、六六〇円
九三月	一一、七九〇円	二、七二〇円
九四月	一一、九六〇円	二、七八〇円
九五月	一二、一四〇円	二、八四〇円
九六月	一二、三一〇円	二、九〇〇円
九七月	一二、五一〇円	二、九七〇円
九八月	一二、七〇〇円	三、〇四〇円
九九月	一二、九〇〇円	三、一一〇円
一〇〇月	一三、〇九〇円	三、一八〇円
一〇一月	一三、三〇〇円	三、二六〇円
一〇二月	一三、四九〇円	三、三三〇円
一〇三月	一三、六九〇円	三、四〇〇円
一〇四月	一三、八九〇円	三、四七〇円
一〇五月	一四、〇八〇円	三、五四〇円
一〇六月	一四、二八〇円	三、六一〇円
一〇七月	一四、四七〇円	三、六九〇円
一〇八月	一四、六七〇円	三、七六〇円
一〇九月	一四、八九〇円	三、八四〇円
一一〇月	一五、一〇〇円	三、九二〇円
一一一月	一五、三二〇円	四、〇一〇円
一一二月	一五、五四〇円	四、〇九〇円
一一三月	一五、七四〇円	四、一七〇円
一一四月	一五、九七〇円	四、二五〇円
一一五月	一六、一七〇円	四、三四〇円
一一六月	一六、三九〇円	四、四二〇円
一一七月	一六、六一〇円	四、五〇〇円
一一八月	一六、八二〇円	四、五九〇円
一一九月	一七、〇四〇円	四、六八〇円
一二〇月	一七、二六〇円	四、七六〇円
一二一月	一七、四九〇円	五、〇六〇円
一二二月	一七、七二〇円	五、三七〇円
一二三月	一七、九七〇円	五、六七〇円
一二四月	一八、二〇〇円	五、九九〇円
一二五月	一八、四四〇円	六、二九〇円
一二六月	一八、六七〇円	六、六〇〇円
一二七月	一八、九一〇円	六、九一〇円
一二八月	一九、一四〇円	七、二二〇円
一二九月	一九、三七〇円	七、五二〇円
一三〇月	一九、六二〇円	七、八二〇円
一三一月	一九、八五〇円	八、一四〇円
一三二月	二〇、〇九〇円	八、四四〇円
一三三月	二〇、三四〇円	八、六〇〇円
一三四月	二〇、六〇〇円	八、七七〇円
一三五月	二〇、八七〇円	八、九二〇円
一三六月	二一、一二〇円	九、〇八〇円
一三七月	二一、三八〇円	九、二四〇円
一三八月	二一、六五〇円	九、四〇〇円

二一月	二、〇一〇円	五〇円
二二月	二、一一〇円	六〇円
二三月	二、二〇〇円	六〇円
二四月	二、三〇〇円	六〇円
二五月	二、四〇〇円	六〇円
二六月	二、四九〇円	七〇円
二七月	二、五九〇円	七〇円
二八月	二、六八〇円	七〇円
二九月	二、七八〇円	七〇円
三〇月	二、八八〇円	八〇円
三一月	二、九七〇円	八〇円
三二月	三、〇七〇円	八〇円
三三月	三、一六〇円	八〇円
三四月	三、二六〇円	九〇円
三五月	三、三五〇円	九〇円
三六月	三、四五〇円	九〇円
三七月	三、五七〇円	九〇円
三八月	三、六八〇円	一〇〇円
三九月	三、八一〇円	一〇〇円
四〇月	三、九三〇円	一〇〇円
四一月	四、〇四〇円	一二〇円
四二月	四、一七〇円	一二〇円
四三月	四、二九〇円	一三〇円
四四月	四、四一〇円	一三〇円
四五月	四、五二〇円	一四〇円
四六月	四、六五〇円	一四〇円
四七月	四、七六〇円	一五〇円
四八月	四、八九〇円	一五〇円
四九月	五、〇二〇円	一六〇円

五〇月	五、一五〇円	一七〇円
五一月	五、二八〇円	一八〇円
五二月	五、四一〇円	一八〇円
五三月	五、五五〇円	一八〇円
五四月	五、六八〇円	一九〇円
五五月	五、八一〇円	二〇〇円
五六月	五、九五〇円	二一〇円
五七月	六、〇八〇円	二二〇円
五八月	六、二一〇円	二二〇円
五九月	六、三五〇円	二三〇円
六〇月	六、四八〇円	二三〇円
六一月	六、六三〇円	三五〇円
六二月	六、七七〇円	四六〇円
六三月	六、九二〇円	五七〇円
六四月	七、〇七〇円	六八〇円
六五月	七、二二〇円	七九〇円
六六月	七、三六〇円	九〇〇円
六七月	七、五〇〇円	一、〇一〇円
六八月	七、六六〇円	一、一二〇円
六九月	七、七九〇円	一、二四〇円
七〇月	七、九五〇円	一、三四〇円
七一月	八、〇九〇円	一、四六〇円
七二月	八、二五〇円	一、五六〇円
七三月	八、四〇〇円	一、六一〇円
七四月	八、五七〇円	一、六七〇円
七五月	八、七四〇円	一、七二〇円
七六月	八、八九〇円	一、七七〇円
七七月	九、〇六〇円	一、八二〇円
七八月	九、二二〇円	一、八七〇円
七九月	九、三八〇円	一、九二〇円

新規則第十条第一項	法第九条第一項	小規模企業共済法及び中小企業事業団法の一部を改正する法律（平成七年法律第四十四号）附則第五条第一項の規定により読み替えられた新法第九条第一項（以下「読替え後の新法第九条第一項」という。）
新規則第十条第二項	法第九条第一項各号	読替え後の新法第九条第一項第一号、第二号又は第三号
新規則第十条第三項	法第九条第一項第一号又は第二号	読替え後の新法第九条第一項第一号、第二号又は第四号

（前納の場合の減額に関する経過措置）

第三条　この省令の施行前に掛金の前納があった場合に小規模企業共済法第十八条の規定により減額することができる額については、なお従前の例による。

○通商産業省令第五十三号

小規模企業共済法及び中小企業事業団法の一部を改正する法律（平成七年法律第四十四号）附則第三条第二項（同法附則第五条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び第四項並びに第六条の規定に基づき、この省令を定める。

平成七年五月二十九日　　通商産業大臣　橋本龍太郎

小規模企業共済法及び中小企業事業団法の一部を改正する法律附則第三条第二項の区分仮定共済金差額等に関する省令

（区分仮定共済金差額等）

第一条　小規模企業共済法及び中小企業事業団法の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）附則第三条第二項の通商産業省令で定める金額は、別表第一の上欄に掲げる掛金区分に係る平成八年三月における掛金納付月数に応じ、小規模企業共済法（昭和四十年法律第百二号。以下「法」という。）第九条第一項第一号に掲げる事由に係るものにあっては同表の中欄に、同項第二号又は第三号に掲げる事由に係るものにあっては同表の下欄に掲げる金額とする。

2　改正法附則第三条第四項の通商産業省令で定める金額は、別表第一の上欄に掲げる掛金区分に係る平成八年三月における掛金納付月数に応じ、同表の下欄に掲げる金額に百分の八十を乗じて得た金額とする。

3　改正法附則第五条第一項の規定により読み替えられた改正法附則第三条第二項の通商産業省令で定める金額は、別表第二の上欄に掲げる掛金区分に係る平成八年三月における掛金納付月数に応じ、改正法附則第五条第一項の規定により読み替えられた法第九条第一項第一号又は第四号に掲げる事由に係るものにあっては同表の中欄に、同項第二号又は第三号に掲げる事由に係るものにあっては同表の下欄に掲げる金額とする。

（支給率に係る特例）

第二条　改正法附則第六条の支払に充てるべき部分の金額として通商産業省令で定めるところにより算定した金額は、次の表の上欄に掲げる小規模企業共済法施行規則（昭和四十年通商産業省令第五十号。以下「規則」という。）第十条の二第一項第一号イ及び第二号の規定中同表の中欄に掲げる字句を、同表の下欄に掲げる字句と読み替えて適用する場合の同条の合計額とする。

規則第十条の二第一項第一号イ	法第九条第三項第一号及び第二号イ	法第九条第三項第一号及び第二号イ並びに小規模企業共済法及び中小企業事業団法の一部を改正する法律（平成七年法律第四十四号。以下「改正法」という。）附則第三条第一項第一号並びに第二号イ及びロ（改正法附則第五条第一項において読み替えて適用する場合を含む。）
	第四項第一号及び第二号イ	第四項第一号及び第二号イ並びに改正法附則第三条第三項第一号並びに第二号イ及びロ
規則第十条の二第一項第二号	法第九条第三項第二号ロ及びハ並びに第十二条第四項第二号ロ及びハ	法第九条第三項第二号ロ及びハ、第十二条第四項第二号ロ及びハ並びに改正法附則第三条第一項第二号ハ、ニ及びホ（改正法附則第五条第一項において読み替えて適用する場合を含む。）並びに第三項第二号ハ、ニ及びホ

2　改正法附則第六条の合計額として通商産業省令で定めるところにより算定した金額は、規則第十条の二第二項中「仮定共済金額」とあるのは「仮定共済金額及び改正法附則第三条第一項第二号ハの旧第一種仮定共済金額（改正法附則第五条第一項において読み替えて適用する場合を含む。）」と、「仮定解約手当金額」とあるのは「仮定解約手当金額及び改正法附則第三条第三項第二号ハの旧第一種仮定解約手当金額」と、「第九条第一項各号」とあるのは「第九条第一項各号（改正法附則第五条第一項において読み替えて適用する場合を含む。）」と読み替えて適用する場合の合計額とする。

附　則

この省令は、平成八年四月一日から施行する。

別表第一（第一条関係）

一月	一〇〇円	〇円
二月	一九〇円	一〇円
三月	二九〇円	一〇円
四月	三八〇円	一〇円
五月	四八〇円	一〇円
六月	五八〇円	二〇円
七月	六七〇円	二〇円
八月	七七〇円	二〇円
九月	八六〇円	二〇円
一〇月	九六〇円	三〇円
一一月	一、〇五〇円	三〇円
一二月	一、一五〇円	三〇円
一三月	一、二五〇円	三〇円
一四月	一、三四〇円	四〇円
一五月	一、四四〇円	四〇円
一六月	一、五三〇円	四〇円
一七月	一、六三〇円	四〇円
一八月	一、七三〇円	五〇円
一九月	一、八二〇円	五〇円
二〇月	一、九二〇円	五〇円

条の3関係)」に「または」を「又は」に、「および」を「及び」に、「日本工業規格B5」を「日本工業規格A4」に改める。

様式第二十一中「様式第21」を「様式第21(第12条関係)」に、「写真添付面」を「写真添付面」に改める。

附　則

1　この省令は、公布の日から施行する。

2　この省令の施行の際現に存するこの省令による改正前の採石法施行規則の様式に基づく用紙については、平成七年九月三十日までの間は、これを使用することができる。

○通商産業省令第五十二号

小規模企業共済法及び中小企業事業団法の一部を改正する法律(平成七年法律第四十四号)の施行に伴い、小規模企業共済法(昭和四十年法律第百二号)第八条第二項、第九条第一項及び第四項、第十七条第三項並びに第十八条の規定に基づき、並びに同法を実施するため、小規模企業共済法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成七年五月二十九日

通商産業大臣　橋本龍太郎

小規模企業共済法施行規則の一部を改正する省令

小規模企業共済法施行規則(昭和四十年通商産業省令第五十号)の一部を次のように改正する。

第一条第一項中第四号を削り、第五号を第四号とする。

第八条を次のように改める。

(掛金月額の減少が承諾される事由)

第八条　法第八条第二項の通商産業省令で定める場合は、次のとおりとする。

一　次に掲げる共済契約者に係る事由のいずれかにより、当該共済契約者が掛金の納付を継続することが著しく困難であると認められるとき。

イ　事業経営の著しい悪化

ロ　疾病又は負傷

ハ　危急の費用の支出

二　売上の減少、支出の増加等により共済契約者に係る事業経営の著しい悪化が見込まれるとき。

第十条第一項中「第二条の三又は第二条の四」を「第九条第一項」に、「第二条の三各号又は第二条の四各号」を「第九条第一項各号」に、「分割払い」を「分割払」に改め、同条第二項中「第二条の三各号または第二条の四第一号、第二号もしくは第三号」を「第九条第一項各号」に改め、同条第三項中「第二条の三第一号若しくは第二号又は第二条の四第一号、第二号若しくは第四号」を「第九条第一項第一号又は第二号」に、「分割払い」を「分割払」に改める。

第十条の二を第十条の二の二とし、第十条の次に次の一条を加える。

(支給率)

第十条の二　法第九条第四項の当該年度までの運用収入のうち当該年度において同条第三項第二号ロ又は法第十二条第四項第二号ロに定める金額の支払に充てるべき部分の金額として通商産業省令で定めるところにより算定した金額は、次に定める金額の合計額とする。

一　当該年度の運用収入の見込額から次に定める金額を減じて得た金額

イ　事業団が当該年度の末日に積み立てる法第九条第三項第一号及び第二号イ並びに法第十二条第三項第一号及び第二号並びに第四項第一号及び第二号イに定める金額(以下「基本額」という。)に係る責任準備金(中小企業事業団の財務及び会計に関する省令(昭和五十五年通商産業省令第三十七号)第二十二条第一号の責任準備金をいう。以下同じ。)の見込額から当該年度の前年度の末日に積み立てる基本額に係る責任準備金の見込額を減じて得た金額と当該年度の基本額に係る支払の見込額から当該年度の掛金に係る収入の見込額を減じて得た金額との合計額

ロ　事業団が当該年度の末日に積み立てる法第九条の三の規定に基づき分割払の方法により支給される共済金(以下「分割共済金」という。)の額に係る責任準備金の見込額から当該年度の前年度の末日に積み立てる分割共済金の額に係る責任準備金の見込額を減じて得た金額と当該年度の分割共済金に係る支払の見込額から当該年度において新たに分割払の方法により支給されることとなる共済金を一時金として支給した場合における金額の見込額を減じて得た金額との合計額

二　当該年度の前年度までの運用収入及び掛金に係る収入の見込額から当該前年度までの共済金及び解約手当金に係る支払の見込額及び当該前年度の末日に積み立てる基本額、付加額(法第九条第三項第二号ロ及びハ並びに第十二条第四項第二号ロ及びハに定める金額をいう。)及び分割共済金の額に係る責任準備金の見込額を減じて得た金額

2　法第九条第四項の当該年度において基準月を有することとなる掛金区分に係る仮定共済金額又は仮定解約手当金額の合計額として通商産業省令で定めるところにより算定した金額は、当該年度において基準月を有することとなる全ての掛金区分について、当該基準月における掛金納付月数に応じた仮定共済金額に当該掛金区分に係る法第九条第一項各号に掲げる事由が生ずることが見込まれる割合を乗じて得た金額と、当該基準月における掛金納付月数に応じた仮定解約手当金額に当該掛金区分に係る法第七条第四項各号(同項第一号に掲げる事由のうち当該共済契約者が同号の会社の役員になったものを除く。)に掲げる事由が生ずることが見込まれる割合を乗じて得た金額との合計額とする。

第十条の三第二号中「原因」の下に「(以下「災害」という。)」を加える。

第十九条の次に次の一条を加える。

(掛金の納付をしないことができる事由)

第十九条の二　法第十七条第三項の通商産業省令で定める場合は、次に掲げる共済契約者に係る事由のいずれかにより、当該共済契約者が掛金の納付を継続することが著しく困難であると認められる場合とする。

一　所得がないとき。

二　災害に遭遇し又は入院しているとき。

第二十条中「千分の五」を「千分の三・四」に改める。

附　則

(施行期日)

第一条　この省令は、平成八年四月一日から施行する。

(旧第二種共済契約に係る新規則の規定の適用についての読替規定)

第二条　この省令の施行前に効力を生じた旧第二種共済契約(小規模企業共済法及び中小企業事業団法の一部を改正する法律附則第二条の旧第二種共済契約をいう。)については、次の表の上欄に掲げるこの省令による改正後の小規模企業共済法施行規則(以下「新規則」という。)第十条第一項から第三項までの規定中同表の中欄に掲げる字句を、同表の下欄に掲げる字句と読み替えて同条の規定を適用する。

○通商産業省令第四十八号

自転車競技法（昭和二十三年法律第二百九号）第十二条の十八第二項第六号の規定に基づき、自転車競技法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成七年五月十九日

通商産業大臣　橋本龍太郎

自転車競技法施行規則の一部を改正する省令

自転車競技法施行規則（昭和二十三年商工省令第二十八号）の一部を次のように改正する。

第二十六条中第三号を削り、第四号から第九号までを一号ずつ繰り上げる。

附　則

この省令は公布の日から施行する。

○通商産業省令第四十九号

小型自動車競走法（昭和二十五年法律第二百八号）第十九条の十八第二項第六号の規定に基づき、小型自動車競走法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成七年五月十九日

通商産業大臣　橋本龍太郎

小型自動車競走法施行規則の一部を改正する省令

小型自動車競走法施行規則（昭和二十五年通商産業省令第四十六号）の一部を次のように改正する。

第十九条中第三号を削り、第四号から第九号までを一号ずつ繰り上げる。

附　則

この省令は公布の日から施行する。

○通商産業省令第五十号

行政機関職員定員令（昭和四十四年政令第百二十一号）第二条第二項の規定に基づき、通商産業省定員規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成七年五月二十二日

通商産業大臣臨時代理

内閣総理大臣　村山　富市

通商産業省定員規則の一部を改正する省令

通商産業省定員規則（昭和四十四年通商産業省令第四十四号）の一部を次のように改正する。

第一項の表中「九、〇三六人」を「九、〇四八人」に、「九、〇四七人」を「九、〇五九人」に、「六四二一人」を「六四三三人」に、「一一、三八二人」を「一一、三九五人」に、「一一、三九三人」を「一二、四〇六人」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この省令は、公布の日から施行する。

（通商産業省定員規則の一部を改正する省令の一部改正）

2　通商産業省定員規則の一部を改正する省令（平成七年通商産業省令第二十一号）の一部を次のように改正する。

附則第二項の表本省の項中「九、一〇七人」を「九、一一九人」に、「九、〇六二人」を「九、〇七四人」に、同表資源エネルギー庁の項中「六五二一人」を「六五三三人」に改める。

○通商産業省令第五十一号

採石法（昭和二十五年法律第二百九十一号）の規定に基づき、及び同法を実施するため、採石法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成七年五月二十三日

通商産業大臣臨時代理

内閣総理大臣　村山　富市

採石法施行規則の一部を改正する省令

採石法施行規則（昭和二十六年通商産業省令第六号）の一部を次のように改正する。

様式第一中「様式第1」を「様式第1（第8条関係）」に、「はりつけ」を「はり付け」に、「または」を「又は」に、「および」を「及び」に、「行なう」を「行う」に、「日本工業規格B5」を「日本工業規格A4」に、「はりつける」を「はり付ける」に改める。

様式第二中「様式第2」を「様式第2（第8条の2関係）」に、「または」を「又は」に、「および」を「及び」に、「日本工業規格B5」を「日本工業規格A4」に改める。

様式第三中「様式第3」を「様式第3（第8条の3関係）」に、「または」を「又は」に、「および」を「及び」に、「日本工業規格B5」を「日本工業規格A4」に改める。

様式第四中「様式第4」を「様式第4（第8条の3関係）」に、「または」を「又は」に、「および」を「及び」に、「日本工業規格B5」を「日本工業規格A4」に改める。

様式第五中「様式第5」を「様式第5（第8条の3関係）」に、「および」を「及び」に、「日本工業規格B5」を「日本工業規格A4」に、「なつ印」を「押印」に改める。

様式第六中「様式第6」を「様式第6（第8条の3関係）」に、「および」を「及び」に、「日本工業規格B5」を「日本工業規格A4」に改める。

様式第七中「様式第7」を「様式第7（第8条の4関係）」に、「または」を「又は」に、「および」を「及び」に、「日本工業規格B5」を「日本工業規格A4」に改める。

様式第八中「様式第8」を「様式第8（第8条の5関係）」に、「または」を「又は」に、「および」を「及び」に、「日本工業規格B5」を「日本工業規格A4」に改める。

様式第九中「はりつけ」を「はり付け」に、「日本工業規格B5」を「日本工業規格A4」に改める。

様式第十中「日本工業規格B5」を「日本工業規格A4」に改める。

様式第十一中「証する」を「証する。」に、「日本工業規格B5」を「日本工業規格A4」に改める。

様式第十二中「様式第12」を「様式第12（第8条の11関係）」に、「はりつけ」を「はり付け」に、「および」を「及び」に、「うけたい」を「受けたい」に、「日本工業規格B5」を「日本工業規格A4」に改める。

様式第十三及び様式第十四中「日本工業規格B5」を「日本工業規格A4」に改める。

様式第十五中「様式第15」を「様式第15（第8条の15関係）」に、「はりつけ」を「はり付け」に、「または」を「又は」に、「および」を「及び」に、「日本工業規格B4」を「日本工業規格A4」に、「ならびに」を「並びに」に改める。

様式第十六中「様式第16」を「様式第16（第8条の16関係）」に、「はりつけ」を「はり付け」に、「または」を「又は」に、「および」を「及び」に、「日本工業規格B4」を「日本工業規格A4」に改める。

様式第十七中「様式第17」を「様式第17（第8条の17関係）」に、「または」を「又は」に、「および」を「及び」に、「日本工業規格B5」を「日本工業規格A4」に改める。

様式第十八中「様式第18」を「様式第18（第8条の18関係）」に、「または」を「又は」に、「および」を「及び」に、「日本工業規格B5」を「日本工業規格A4」に改める。

様式第十九中「様式第19」を「様式第19（第8条の19関係）」に、「または」を「又は」に、「および」を「及び」に改める。

様式第二十中「様式第20」を「様式第20（第9

「
28 電力密度測定器（最小目盛が0.1mW/cm²以下のものであつて、周波数が2.450MHzの漏えい電波の電力密度を測定できるもの）
29 爆縮試験器
30 電弧試験器
31 不燃性試験器
32 恒温恒湿槽（30℃から50℃までの温度及び55%から95%までの湿度を組み合せてほぼ一定に24時間維持できるもの
33 ビーカー（JIS R 3503　硬質1級1,000ccのもの）
34 メスシリンダー（最小目盛が10cc以下のもの）
35 衝撃試験機（試験品に0.5Nmの衝撃力を加えることができるもの）
36 電線巻取試験機（電線を毎分30mの速さで巻き取り、及び巻きもどすことができるもの）
37 電線折曲げ試験機（電線を90°以下の角度に毎分40回の割合で折り曲げることができるもの）
38 ガスバーナー
39 ブンゼンバーナー
」

を

「
20 選択性電圧計（測定できる周波数が0.45MHzから30MHzまでのもの）
21 電界強度測定器（25MHzから18GHzまでの周波数における電界強度を測定できるもの）
22 吸収クランプ（30MHzから300MHzまでの周波数における雑音電力を測定できるもの）
23 雑音アンテナ設備
24 電力密度測定器（最小目盛が0.1mW/cm²以下のものであつて、周波数が2.450MHzの漏えい電波の電力密度を測定できるもの）
25 電弧試験器
26 ビーカー（JIS R 3503　硬質1級1,000ccのもの）
27 メスシリンダー（最小目盛が10cc以下のもの）
28 衝撃試験機（試験品に0.5Nmの衝撃力を加えることができるもの）
29 ガスバーナー
30 ブンゼンバーナー
」

に改め、同表第七の備考中「、テレビジョン受信機、携帯用テレビジョンカメラ、電子レンジ及び電子応用おもちゃ（テレビジョン受信機に接続して使用するもの又はブラウン管を有するものに限る。）その他の電子応用遊戯器具」を削る。

附　則

1　この省令は、平成七年七月一日から施行する。

2　この省令の施行の際現に電気用品取締法（以下「法」という。）第十八条若しくは第二十三条第一項の認可、法第二十三条の二第一項の確認又は法第二十五条の三第一項の承認を受けている甲種電気用品に係るこの省令による改正後の電気用品取締法施行規則（以下「新規則」という。）第十四条の型式の区分については、新規則別表第四の規定にかかわらず、当該認可又は承認の有効期間内は、なお従前の例による。

3　この省令の施行の際現に法第十八条若しくは第二十三条第一項の認可、法第二十三条の二第一項の確認又は法第二十五条の三第一項の承認を受けている甲種電気用品（電気用品取締法施行令の一部を改正する政令（平成七年政令第百七十一号）附則第二条第三項の規定により法第二十六条の六第一項の表示が付されているものとみなされる乙種電気用品（以下「移行乙種電気用品」という。）を除く。）に係る新規則第二十四条第一項の表示の方式については、新規則別表第七の規定にかかわらず、この省令の施行の日から一年間は、なお従前の例によることができる。

4　この省令の施行の際現に法第二十六条の二第一項又は法第二十六条の三第一項の届出をしている乙種電気用品に係る新規則第二十四条の十二第一項の表示の方式については、新規則別表第七の二の規定にかかわらず、この省令の施行の日から一年間又は当該乙種電気用品の製造事業者若しくは輸入事業者が通商産業大臣の承認を受けた期間内は、なお従前の例によることができる。

5　この省令による改正前の電気用品取締法施行規則（以下「旧規則」という。）別表第七及び別表第七の二で定める表示の方式に基づいて電気用品（移行乙種電気用品を除く。）に付されている表示並びに前二項の規定に基づいて電気用品に付されている表示は、この省令の施行の日から五年間は、それぞれ、新規則別表第七及び別表第七の二で定める方式に基づいて付された表示とみなす。

6　この省令の施行の際現に旧規則第二十四条第二項の承認を受けている移行乙種電気用品に係る略称又は届出を行っている移行乙種電気用品に係る登録商標については、新規則第二十四条の十二第二項の承認を受けた略称又は届出を行った登録商標とみなす。

7　この省令の施行の際現に移行乙種電気用品について、旧規則別表第七備考3の承認を受けている事項は、新規則別表第七の二備考2の承認を受けたものとみなす。

(2) 測定できる周波数が30MHzから1GHzまでのもの
29 吸収クランプ（30MHzから300MHzまでの周波数における雑音電力を測定できるもの）
30 擬似電源回路網
31 アンテナ設備

別表第二の第十号中「、光源応用機械器具（スライド映写機、オーバーヘッド映写機、反射投影機、ビューワー、エレクトロニックフラッシュ、写真引伸し機、写真引伸し機用ランプハウス、ムービーライト及び光源応用おもちや（映写装置又は反射投影装置を有するものに限る。）その他の光源応用遊戯器具を除く。）」及び「（テレビジョン受信機、携帯用テレビジョンカメラ、電子レンジ及び電子応用おもちや（テレビジョン受信機に接続して使用するもの又はブラウン管を有するものに限る。）その他の電子応用遊戯器具を除く。）」を削り、同表スライド映写機、オーバーヘッド映写機、反射投影機、ビューワー、エレクトロニックフラッシュ、写真引伸し機、写真引伸し機用ランプハウス、ムービーライト及び光源応用おもちや（映写装置又は反射投影装置を有するものに限る。）その他の光源応用遊戯器具の項を削り、同表点滅器（電子応用機械器具に組み込まれるものであつて突入電流に耐えるものに限る。）、電子応用機械器具用変圧器、自動販売機（発振管を有するものに限る。）、テレビジョン受信機、携帯用テレビジョンカメラ、電子レンジ及び電子応用おもちや（テレビジョン受信機に接続して使用するもの又はブラウン管を有するものに限る。）その他の電子応用遊戯器具の項

中「点滅器（電子応用機械器具に組み込まれるものであつて突入電流に耐えるものに限る。）、電子応用機械器具用変圧器、自動販売機（発振管を有するものに限る。）、テレビジョン受信機、携帯用テレビジョンカメラ、電子レンジ及び電子応用おもちや（テレビジョン受信機に接続して使用するもの又はブラウン管を有するものに限る。）その他の電子応用遊戯器具」を「点滅器（電子応用機械器具に組み込まれるものであつて突入電流に耐えるものに限る。）、電子応用機械器具用変圧器及び自動販売機（発振管を有するものに限る。）」に改め、同項試験設備の欄の6から8まで中「のもの」を「又はこれと同等のもの」に改め、同欄中

「
13 絶縁耐力試験装置
(1) 周波数が50Hz又は60Hzの1,000Vから3,000Vまでの一定電圧を1分間加えることができるもの
(2) 周波数が50Hz又は60Hzの10,000Vから50,000Vまでの一定電圧を1分間加えることができるもの
(3) 10,000Vから50,000Vまでの一定の直流電圧を1分間加えることができるもの
」
を
「
13 絶縁耐力試験装置
(1) 周波数が50Hz又は60Hzの1,000Vから3,000Vまでの一定電圧を1分間加えることができるもの
(2) 周波数が50Hz又は60Hzの3,000Vから6,000Vまでの一定電圧を1分間加えることができるもの
」
に、
「
20 低周波信号発信器（10kHzまでの周波数の信号電圧を発信できるもの
21 インピーダンス測定器
22 静電容量測定器
23 選択性電圧計（測定できる周波数が0.45MHzから25MHzまでのもの）
24 電界強度測定器（25MHzから10GHzまでの周波数における電界強度を測定できるもの）
25 テレビジョン信号発生器（白黒及びカラーのテレビジョン信号を発生させることができるもの）
26 雑音アンテナ設備
27 エックス線放射線量計

17　ブラウン管オシログラフ
18　静電電圧計
（1）交流の最大目盛が5kVのもの
（2）交流の最大目盛が20kVのもの
19　電気動力計（最大目盛が3kWのもの）
20　ストロボ装置（毎分15,000回以下の回転数を測定できるもの）
21　回転計（毎分3,600回以下の回転数を測定できるもの）
22　熱電温度計
23　記録温度計（0℃以上600℃以下の範囲で、同時に6箇所の温度を記録できるもの）
24　恒温恒湿槽（30℃以上50℃以下の温度及び55%以上95%以下の湿度を組み合せてほぼ一定に24時間維持できるもの）
25　開閉試験機（自動温度調節器用のもの）
26　500ボルト絶縁抵抗計
27　絶縁耐力試験装置
（1）周波数が50Hz又は60Hzの1,000Vから3,000Vまでの一定電圧を1分間加えることができるもの
（2）周波数が50Hz又は60Hzの3,000Vを超え6,000Vまでの一定電圧を1分間加えることができるもの
（3）周波数が50Hz又は60Hzの6,000Vを超え30,000Vまでの一定電圧を1分間加えることができるもの
28　ガス漏えい検知器
29　水槽
30　注水試験装置（試験品に毎分約3mmの注水ができるもの）
31　雑音電界強度測定器
（1）150kHzから28MHzまでの周波数における雑音電界強度を測定できるもの
（2）25MHzから300MHzまでの周波数における雑音電界強度を測定できるもの」

「9　うず電流ブレーキ（定格出力が3kWまでのかご形3相誘導電動機用のもの）
10　電圧計（最大目盛が300Vのもので、精度が0.5級又はこれと同等のもの）
11　電流計
（1）最大目盛が1Aのもので、精度が0.5級又はこれと同等のもの

を

（2）最大目盛が100Aのもので、精度が0.5級又はこれと同等のもの
12　電力計
（1）最大目盛が500Wのもので、精度が0.5級又はこれと同等のもの
（2）最大目盛が10kWのもので、精度が0.5級又はこれと同等のもの
13　周波数計
14　電位差計（最大目盛が60mVのもの）
15　ブリッジ（1mHのインダクタンス及び0.0001μFから0.1μFまでのキャパシタンスを測定できるもの）
16　静電電圧計
（1）交流の最大目盛が5kVのもの
（2）交流の最大目盛が20kVのもの
17　電気動力計（最大目盛が3kWのもの）
18　回転計（毎分3,600回以下の回転数を測定できるもの）
19　熱電温度計
20　記録温度計（0℃以上600℃以下の範囲で、同時に6箇所の温度を記録できるもの）
21　恒温恒湿槽（30℃以上50℃以下の温度及び55%以上95%以下の湿度を組み合せてほぼ一定に24時間維持できるもの）
22　開閉試験機（自動温度調節器用のもの）
23　500ボルト絶縁抵抗計
24　絶縁耐力試験装置
（1）周波数が50Hz又は60Hzの1,000Vから3,000Vまでの一定電圧を1分間加えることができるもの
（2）周波数が50Hz又は60Hzの3,000Vを超え6,000Vまでの一定電圧を1分間加えることができるもの
（3）周波数が50Hz又は60Hzの6,000Vを超え30,000Vまでの一定電圧を1分間加えることができるもの
25　ガス漏えい検知器
26　水槽
27　注水試験装置（試験品に毎分約3mmの注水ができるもの）
28　妨害波測定器
（1）測定できる周波数が150kHzから30MHzまでのもの

に改め、同

用変圧器を除く。）、電圧調整器、放電灯用安定器、かご形３相誘導電動機、電動力応用機械器具（自動販売機（発振管を有するものに限る。）を除く。）、光源応用機械器具（スライド映写機、オーバーヘッド映写機、反射投影機、ビューワー、エレクトロニックフラッシュ、写真引伸し機、写真引伸し機用ランプハウス、ムービーライト及び光源応用おもちゃ（映写装置又は反射投影装置を有するものに限る。）その他の光源応用遊戯器具を除く。）、電子応用機械器具（テレビジョン受信機、携帯用テレビジョンカメラ、電子レンジ及び電子応用おもちゃ（テレビジョン受信機に接続して使用するもの又はブラウン管を有するものに限る。）その他の電子応用遊戯器具を除く。）、令別表第１第12号に掲げる交流用電気機械器具及び携帯発電機」を

「小形単相変圧器（電子応用機械器具用変圧器を除く。）、電圧調整器、放電灯用安定器、かご形３相誘導電動機、電動力応用機械器具（自動販売機（発振管を有するものに限る。）を除く。）、電子応用機械器具、令別表第１第12号に掲げる交流用電気機械器具及び携帯発電機」

に改め、同表第八号の次に

「

9　プロニーブレーキ

(1) 腕の長さが10cmのもの

(2) 腕の長さが15cmのもの

(3) 腕の長さが20cmのもの

(4) 腕の長さが25cmのもの

10　うず電流ブレーキ

(1) 定格入力が20Wまでのかご形３相誘導電動機用のもの

(2) 定格入力が20Wを超え50Wまでのかご形３相誘導電動機用のもの

(3) 定格入力が50Wを超え100Wまでのかご形３相誘導電動機用のもの

11　電圧計（最大目盛が300Vのもので、精度が0.5級のもの）

12　電流計

(1) 最大目盛が1Aのもので、精度が0.5級のもの

(2) 最大目盛が100Aのもので、精度が0.5級のもの

13　電力計

(1) 最大目盛が500Wのもので、精度が0.5級のもの

(2) 最大目盛が10kWのもので、精度が0.5級のもの

14　周波数計

15　電位差計（最大目盛が60mVのもの）

16　ブリッジ（1mHのインダクタンス及び0.0001μFから0.1μFまでのキャパシタンスを測定できるもの）

「

8　綿ふとん
　(1)　厚さが約 5cmのもの
　(2)　厚さが約10cmのもの
9　電気こたつ試験用のやぐら及び箱
10　水槽
11　恒温室（温度をほぼ20℃に８時間維持できるもの）
12　恒温槽（40℃以上 300℃以下の温度をほぼ一定の範囲で60時間維持できるもの）
13　開閉試験機（自動温度調節器（電熱装置から発生する熱により動作するものに限る。以下この表において同じ。）用のもの）
14　500ボルト絶縁抵抗計
15　絶縁耐力試験装置（周波数が50Hz又は60Hzの1,000Ｖ以上 3,000Ｖ以下の交流電圧を、それぞれ１分間加えることができるもの）
16　雑音電界強度測定器
　(1)　150kHzから28MHzまでの周波数における雑音電界強度を測定できるもの
　(2)　25MHzから300MHzまでの周波数における雑音電界強度を測定できるもの
17　衝撃試験機（試験品に 0.5Ｎｍの衝撃力を加えることができるもの）
18　落下試験機（電気アイロンを厚さ５cmの鋼板上に４cmの高さから毎分約５回の割合で連続して落すことができるもの）
19　電線巻取試験機（電線を毎分30mの速さで巻き取り、及び巻きもどすことができるもの）
20　電線折曲げ試験機（電線を90°以下の角度に毎分40回の割合で折曲げることができるもの）
21　ガスバーナー
22　ブンゼンバーナー
23　折りたたみ試験機（電気毛布、電気ふとん、電気敷布、電気ござ及び電気カーペットの片側の表面積を 4,000cm²以下に折りたたんだものを２等分した位置に直径が25mmの丸棒をあて折りたたむ操作ができるもの）

」

を

「

11　恒温槽（40℃以上 300℃以下の温度をほぼ一定の範囲で60時間維持できるもの）
12　開閉試験機（自動温度調節器（電熱装置から発生する熱により動作するものに限る。以下この表において同じ。）用のもの）
13　500ボルト絶縁抵抗計
14　絶縁耐力試験装置（周波数が50Hz又は60Hzの1,000Ｖ以上 3,000Ｖ以下の交流電圧を、それぞれ１分間加えることができるもの）
15　妨害波測定器
　(1)　測定できる周波数が150kHzから30MHzまでのもの
　(2)　測定できる周波数が30MHzから 1GHzまでのもの
16　吸収クランプ（30MHzから 300MHzまでの周波数における雑音電力を測定できるもの）
17　擬似電源回路網
18　アンテナ設備
19　衝撃試験機（試験品に 0.5Ｎｍの衝撃力を加えることができるもの）
20　電線巻取試験機（電線を毎分30mの速さで巻き取り、及び巻きもどすことができるもの）
21　電線折曲げ試験機（電線を90°以下の角度に毎分40回の割合で折曲げることができるもの）
22　ガスバーナー
23　ブンゼンバーナー

」

に改め、

同表小形単相変圧器（電子応用機械器具に用いるものを除く。）、電気温水器、放電灯用安定器、かご形3相誘導電動機、電動力応用機械器具（白熱電灯器具（光源を有するものに限る。）を除く。）、光源応用機械器具（スライド映写機、オーバーヘッド映写機、反射投影機、ビューワー、エレクトロニックフラッシュ、写真引伸し機、写真引伸し用ランプハウス、ムービーライト及び光源応用おもちゃ（映写装置又は反射投影装置を有するものに限る。）その他の光源応用機械器具を除く。）、電子応用機械器具（テレビジョン受信機、監視用テレビジョンカメラ、電子レンジ及び電子応用おもちゃ（テレビジョン受信機に接続して使用するもの又はブラウン管を有するものに限る。）その他の電子応用機械器具を除く。）、令別表第一第12号に掲げる交流用電気機械器具及び携帯発電機の項中

「

小形単相変圧器（
電子応用機械器具

」

「

8　綿ふとん（厚さが約5cmのもの）
9　水槽
10　恒温室（温度をほぼ20℃に８時間維持できるもの）

	5 屋外用のものにあつては、その旨	
	6 二重絶縁構造のものにあつては、回の記号	

（備考） 1 表示すべき事項は近接して表示すること。

2 表示すべき事項以外の事項は、表示すべき事項と近接して表示してはならない。ただし、形名、製造番号、乙種電気用品製造事業者及び乙種電気用品輸入事業者以外の者が安全性を確認した旨の表示等乙種電気用品製造事業者又は乙種電気用品輸入事業者が安全対策上必要と認める事項については、その者が通商産業大臣の承認を受けた場合に限り、表示すべき事項と近接して表示することができる。

3 半導体素子その他これに類する抵抗温度係数の大きいものを負荷とするもの又はサイリスタその他これに類する制御機構を用いたものであつて、使用状態の変化に応じて消費電力が変化し、かつ、その定格値の表示を最大及び最小の範囲で示すことがやむをえないものにあつては定格消費電力を当該最大及び最小の範囲で表示することができる。

4 この表において、Aはアンペアを、Vはボルトを、Wはワットを、cmはセンチメートルを、mはメートルを表すものとする。

[illegible]「電線および電気温床線」を「電線及び電気温床線」に改め、[illegible]「のもの」を「又はこれと同等のもの」に改め、[illegible]「のもの」を「又はこれと同等のもの」に改め、[illegible]

「29 雑音電界強度測定器
(1) 150kHzから28MHzまでの周波数における雑音電界強度を測定できるもの
(2) 25MHzから 300MHzまでの周波数における雑音電界強度を測定できるもの」を

「29 妨害波測定器
(1) 測定できる周波数が150kHzから30MHzまでのもの
(2) 測定できる周波数が30MHzから 1GHzまでのもの
30 吸収クランプ（30MHzから300MHzまでの周波数における雑音電力を測定できるもの）
31 疑似電源回路網
32 アンテナ設備」に改め、

[illegible]ヒューズ（温度ヒューズを除く。）、開閉器、カットアウトおよび電流制限器[illegible]「ヒューズ（温度ヒューズを除く。）、開閉器、カットアウトおよび電流制限器」を「ヒューズ（温度ヒューズを除く。）、開閉器、カットアウト及び電流制限器」に改め、[illegible]「のもの」を「又はこれと同等のもの」に改め、[illegible]「電磁オシログラフ（素子の数が6のもの）」を「波形観測装置」に改め、[illegible]「温度ヒューズおよび電熱器具」を「温度ヒューズ及び電熱器具」に改め、[illegible]「のもの」を「又はこれと同等のもの」に改め、[illegible]

	5　短時間定格のものにあつては、定格時間（超音波加湿機及び超音波洗浄機の場合を除く。） 6　屋内用のものにあつては、その旨（テレビジョン受信機用ブースターの場合に限る。） 7　二重絶縁構造のものにあつては、回の記号	
高周波ウエルダー及び電子レンジ	1　製造者名等 2　相（定格電圧が125Vを超えるものの場合に限る。） 3　定格電圧 4　定格消費電力 5　定格周波数 6　定格高周波出力 7　電熱装置を有するものにあつては、電熱装置の定格消費電力（電子レンジの場合に限る。） 8　二重絶縁構造のものにあつては、回の記号	表面の見やすい箇所に容易に消えない方法で表示すること。
電子応用おもちやその他の電子応用遊戯器具	1　製造者名等 2　相（定格電圧が 125Vを超えるものの場合に限る。） 3　定格電圧 4　定格消費電力 5　定格周波数 6　屋外用のものにあつては、その旨 7　短時間定格のものにあつては、定格時間 8　二重絶縁構造のものにあつては、回の記号	表面の見やすい箇所に容易に消えない方法で表示すること。
電灯付家具、コンセント付家具その他の電気機械器具付家具、電気ペンシル、漏電検知器、防犯警報器、アーク溶接機及び雑音防止器	1　製造者名等 2　定格電圧 3　電極式のものにあつては定格電流、その他のものにあつては定格消費電力 4　定格周波数 5　二重絶縁構造のものにあつては、回の記号	表面の見やすい箇所に容易に消えない方法で表示すること。
医療用物質生成器	1　製造者名等 2　定格電圧 3　電極式のものにあつては定格電流、その他のものにあつては定格消費電力 4　定格周波数	表面の見やすい箇所に容易に消えない方法で表示すること。
電気冷蔵庫（吸収式のものに限る。）	1　製造者名等 2　定格電圧 3　定格消費電力 4　二重絶縁構造のものにあつては、回の記号	表面の見やすい箇所に容易に消えない方法で表示すること。
電磁式おもちや	1　製造者名等 2　定格電圧 3　定格容量 4　定格周波数 5　屋内用のものにあつては、その旨 6　二重絶縁構造のものにあつては、回の記号	表面の見やすい箇所に容易に消えない方法で表示すること。
調光器	1　製造者名等 2　定格電圧 3　定格容量 4　定格周波数（放電灯用のものの場合に限る。）	表面の見やすい箇所に容易に消えない方法で表示すること。

ムービーライト	1 製造者名等 2 定格電圧 3 適用電灯の定格電圧及び定格消費電力 4 定格周波数（変圧器又は電動機を有するものの場合に限る。） 5 短時間定格のものにあつては、定格時間 6 二重絶縁構造のものにあつては、回の記号	表面の見やすい箇所に容易に消えない方法で表示すること。
充電式携帯電灯	1 製造者名等 2 定格電圧 3 定格消費電力 4 適用電灯の定格消費電力 5 定格周波数 6 二重絶縁構造のものにあつては、回の記号	表面の見やすい箇所に容易に消えない方法で表示すること。
家庭用光線治療器	1 製造者名等 2 定格電圧 3 定格消費電力 4 適用電灯の定格消費電力（光源として電灯を使用するものの場合に限る。） 5 定格周波数（変圧器又はチョークコイルを有するものの場合に限る。） 6 短時間定格のものにあつては、定格時間 7 二重絶縁構造のものにあつては、回の記号	表面の見やすい箇所に容易に消えない方法で表示すること。
複写機	1 製造者名等 2 相（定格電圧が125Vを超えるものの場合に限る。） 4 定格電圧 5 定格消費電力 6 光源の定格消費電力 7 定格周波数 8 電熱装置を有するものにあつては、電熱装置の定格消費電力 9 短時間定格のものにあつては、定格時間 10 二重絶縁構造のものにあつては、回の記号	表面の見やすい箇所に容易に消えない方法で表示すること。
光源応用おもちやその他の光源応用遊戯器具	1 製造者名等 2 相（定格電圧が125Vを超えるものの場合に限る。） 3 定格電圧 4 定格消費電力 5 適用電灯の定格消費電力 6 定格周波数（放電灯、変圧器又は電動機を有するもの及び充電式のものの場合に限る。） 7 屋外用のものにあつては、屋外で使用できる旨 8 短時間定格のものにあつては、定格時間 9 二重絶縁構造のものにあつては、回の記号	表面の見やすい箇所に容易に消えない方法で表示すること。
電子応用機械器具（高周波ウエルダー、電子レンジ、電子応用おもちや及びその他の電子応用遊戯器具を除く。）	1 製造者名等 2 定格電圧 3 定格消費電力 4 定格周波数（テレビジョン受信機及び携帯用テレビジョンカメラの場合を除く。）	表面の見やすい箇所に容易に消えない方法で表示すること。

	2　相（定格電圧が125Vを超えるものの場合に限る。） 3　定格電圧 4　電動機の定格消費電力 5　定格周波数 6　電熱装置を有するものにあつては、電熱装置の定格消費電力 7　二重絶縁構造のものにあつては、回の記号 8　始動電流が45A（定格電圧が125Vを超えるものの場合にあつては、60A）を超えるもの（単相のものに限る。）にあつては、その値	に容易に消えない方法で表示すること。
白熱電球及び蛍光ランプ	1　製造者名等 2　定格電圧（白熱電球の場合に限る。） 3　定格消費電力	表面の見やすい箇所又は1個ごとに包装紙の表面の見やすい箇所に容易に消えない方法で表示すること。
写真焼付器、八ミリ編集機、八ミリ映写機、マイクロフィルムリーダー、その他の白熱電灯器具及び放電灯器具、広告灯、検卵器、電気消毒器、電気スタンド、家庭用つり下げ型蛍光灯器具、ハンドランプ及び庭園灯器具	1　製造者名等 2　定格電圧 3　定格消費電力（放電灯、変圧器又は電動機を有するものの場合に限る。） 4　適用電灯の定格消費電力 5　定格周波数（放電灯、変圧器又は電動機を有するものの場合に限る。） 6　屋外用のものにあつては、その旨（その他の白熱電灯器具及び放電灯器具の場合に限る。） 7　屋内用のものにあつては、その旨（広告灯の場合に限る。） 8　二重絶縁構造のものにあつては、回の記号	表面の見やすい箇所に容易に消えない方法で表示すること。
スライド映写機、オーバーヘッド映写機、反射投影機、ビューワー、写真引伸機及び写真引伸機用ランプハウス	1　製造者名等 2　定格電圧 3　定格消費電力（放電灯、変圧器又は電動機を有するものの場合に限る。） 4　適用電灯の定格電圧及び定格消費電力 5　定格周波数（放電灯、変圧器又は電動機を有するものの場合に限る。） 6　二重絶縁構造のものにあつては、回の記号	表面の見やすい箇所に容易に消えない方法で表示すること。
エレクトロニックフラッシュ	1　製造者名等 2　定格電圧 3　定格蓄積電力量 4　モデリングランプを有するものにあつては、その定格電圧及び定格消費電力 5　定格周波数（変圧器又は電動機を有するものの場合に限る。） 6　二重絶縁構造のものにあつては、回の記号	表面の見やすい箇所に容易に消えない方法で表示すること。
装飾用電灯器具	1　製造者名等 2　定格電圧 3　定格電流 4　屋外用のものにあつては、その旨 5　二重絶縁構造のものにあつては、回の記号	表面の見やすい箇所に容易に消えない方法で又は一品ごとに容易に離れず、かつ、消えない方法でラベルにより表示すること。

電気散水機及び電気噴水機	1 製造者名等 2 相（定格電圧が125Vを超えるものの場合に限る。） 3 定格電圧 4 定格消費電力 5 定格周波数 6 水中用のものにあつては、その旨 7 屋外用のものにあつては、屋外で使用できる旨 8 屋内用のものにあつては、その旨 9 温水用のものにあつては、使用する温水の温度 10 短時間定格のものにあつては、定格時間 11 二重絶縁構造のものにあつては、回の記号 12 漏電しや断器を有する構造のものにあつては、その旨 13 始動電流が37Aを超えるもの（単相のものに限る。）にあつては、その値	表面の見やすい箇所に容易に消えない方法で表示すること。
電気冷蔵庫（吸収式のものを除く。）、電気冷凍庫、電気製氷機、電気冷水機、電気もちつき機及び電気食器洗機	1 製造者名等 2 相（定格電圧が125Vを超えるものの場合に限る。） 3 定格電圧 4 電動機又は電磁振動器の定格消費電力 5 定格周波数 6 電熱装置を有するものにあつては、電熱装置の定格消費電力 7 屋内用のものにあつては、その旨（電気冷水機の場合に限る。） 8 短時間定格のものにあつては、定格時間（電気製氷機、電気もちつき機及び電気食器洗機の場合に限る。） 9 二重絶縁構造のものにあつては、回の記号	表面の見やすい箇所に容易に消えない方法で表示すること。
野菜洗浄機、運動用具又は娯楽用具の洗浄機、電気洗濯機及び電気脱水機	1 製造者名等 2 相（定格電圧が125Vを超えるものの場合に限る。） 3 定格電圧 4 電動機又は電磁振動器の定格消費電力 5 定格周波数 6 電熱装置を有するものにあつては、電熱装置の定格消費電力 7 屋内用のものにあつては、その旨（野菜洗浄機及び運動用具又は娯楽用具の洗浄機の場合に限る。） 8 洗濯容量又は脱水容量（電気洗濯機及び電気脱水機の場合に限る。） 9 短時間定格のものにあつては、定格時間 10 二重絶縁構造のものにあつては、回の記号 11 始動電流が37Aを超えるもの（単相のものに限る。）にあつては、その値	表面の見やすい箇所に容易に消えない方法で表示すること。
電気冷房機及び電気除湿機	1 製造者名等	表面の見やすい箇所

販売機、両替機、理髪いす、ひげそり用泡立て器、扇風機、サーキュレーター、換気扇、送風機、電気冷風機、ファンコイルユニット、ファン付コンベクター、温風暖房機、電気加湿機、空気清浄機、電気除臭機、電気芳香拡散機、電気掃除機、電気レコードクリーナー、電気黒板ふきクリーナー、その他の電気吸じん機、電気床磨き機、電気楽器、電気オルゴール、ベル、ブザー及びチャイム	ザー及びチャイムの場合に限る。） 7　屋内用のものにあつては、その旨（ベルトコンベア、自動販売機、両替機、送風機及びその他の電気吸じん機の場合に限る。） 8　二重絶縁構造のものにあつては、回の記号	
空気圧縮機、電動かくはん機、電気芝刈機、電気かみそり、電気バリカン、電気つめ磨き機、その他の理容用電動力応用機械器具及び電気道鉋盤	1　製造者名等 2　相（定格電圧が125Vを超えるものの場合に限り、電気かみそり、電気バリカン、電気つめ磨き機及びその他の理容用電動力応用機械器具の場合を除く。） 3　定格電圧 4　定格消費電力 5　定格周波数 6　屋内用のものにあつては、その旨（空気圧縮機、電動かくはん機及び電気道鉋盤の場合に限る。） 7　短時間定格のものにあつては、定格時間 8　二重絶縁構造のものにあつては、回の記号	表面の見やすい箇所に容易に消えない方法で表示すること。
電動ミシン、電気ろくろ、電気はさみ、電気捕虫機、電気草刈機、電気刈込み機、園芸用電気耕土機、ジューサー、ジュースミキサー、フッドミキサー、電気製めん機、コーヒーひき機、電気缶切機、電気肉ひき機、電気肉切り機、電気パン切り機、電気ナイフ、電気かつお節削機、電気氷削機、電気洗米機、精米機、謄写機、事務用印刷機、あて名印刷機、タイムレコーダー、タイムスタンプ、電動タイプライター、帳票分類機、文書細断機、電動断裁機、コレーター、紙とじ機、穴あけ機、番号機、チェックライター、硬貨計数機、紙幣計数機、ラベルタグ機械、ラミネーター、洗濯物仕上機械、洗濯物折畳み機械、おしぼり巻機、電気歯ブラシ、電気ブラシ、毛髪乾燥機、電気温風機、電気靴磨き機、電気乾燥機、サイレン、電気グラインダー、電気ドリル、電気かんな、電気のこぎり、電気スクリュードライバー、その他の電動工具、電気噴霧機及び電動式吸入器	1　製造者名等 2　相（定格電圧が125Vを超えるものの場合に限る。） 3　定格電圧 4　定格消費電力 5　定格周波数 6　屋外用のものにあつては、その旨（電気ブラシ及びサイレンの場合に限る。） 7　屋内用のものにあつては、その旨（電気噴霧機の場合に限る。） 8　短時間定格のものにあつては、定格時間 9　二重絶縁構造のものにあつては、回の記号 10　始動電流が37Aを超えるもの（単相のものに限る。）にあつては、その値	表面の見やすい箇所に容易に消えない方法で表示すること。

		包装紙の表面の見やすい箇所に容易に消えない方法で表示すること。
単相電動機	1 製造者名等 2 定格電圧 3 全負荷電流 4 定格出力が50W以下のものにあつては定格入力、その他のものにあつては定格出力 5 定格周波数 6 極数 7 短時間定格のものにあつては、定格時間 8 反復定格のものにあつては、定格負荷時間及び定格停止時間 9 回転速度 10 始動電流が37Aを超えるものにあつては、その値（分相始動誘導電動機、反発始動誘導電動機及びコンデンサー始動誘導電動機の場合に限る。）	表面の見やすい箇所に容易に消えない方法で表示すること。
電熱器具	1 製造者名等 2 相（定格電圧が125Vを超えるものの場合に限る。） 3 定格電圧 4 電極式のものにあつては定格電流、その他のものにあつては定格消費電力 5 定格周波数（電動機又は変圧器を有する場合に限る。） 6 短時間定格のものにあつては、定格時間 7 水中用のものにあつては、その旨 8 屋外用のもの（水中用のものを除く。以下この表において同じ。）にあつては、屋外で使用できる旨 9 屋内用のもの（水中用のものを除く。以下この表において同じ。）にあつては、その旨（電熱ボード、電熱シート、電熱マット、電気育苗器、電気ふ卵器及び電気育すう器の場合に限る。） 10 電気接着器にあつては、接着部の使用温度 11 電熱ボードのうち、乾燥した場所で使用するものにあつては、その旨 12 二重絶縁構造のものにあつては、回の記号	表面の見やすい箇所に容易に消えない方法で表示すること。
ベルトコンベア、ミルククーラー、電気鉛筆削機、電動脱穀機、電動もみすり機、電動わら打機、電動縄ない機、選卵機、洗卵機、昆布加工機、するめ加工機、ほうじ茶機、包装機械、荷造機械、電気置時計、電気掛時計、自動印画定着器、自動印画水洗機、電動加算機、電動計算機、電動会計機、電動金銭登録機、自動	1 製造者名等 2 相（定格電圧が125Vを超えるものの場合に限る。） 3 定格電圧 4 定格消費電力 5 定格周波数 6 屋外用のものにあつては、その旨（電気鉛筆削機、換気扇、送風機、電気冷風機、電気加湿機、空気清浄機、電気掃除機、電気黒板ふきクリーナー、その他の電気吸じん機、電気床磨き機、ベル、ブ	表面の見やすい箇所に容易に消えない方法で表示すること。

を示す事項の欄4中「もの」を「ものの場合」に改め、同欄の[illegible]「、冷蔵用のショーケース及び電気冷水機」を「及び冷蔵用のショーケース」に改め、同表[illegible]の項を削り、同表電気氷削り機及びディスポーザーの項中

「電気氷削り機及びディスポーザー」	を	「ディスポーザー」

に改め、同項表示すべき事項の欄4中「もの」を「ものの場合」に改め、同表電気かみそり、電気バリカン、電気つめ磨き機及びその他の[illegible]の項を削り、同表[illegible]の項表示すべき事項の欄4中「もの」を「ものの場合」に改め、同表[illegible]の項を削り、同表[illegible]の項表示すべき事項の欄4中「もの」を「ものの場合」に改め、同表[illegible]の項を削り、同表電動式おもちゃ（電気乗物及び電気遊戯盤を除く。）、電気乗物、電気遊戯盤その他の電動力応用遊戯器具の項中

「電動式おもちゃ（電気乗物及び電気遊戯盤を除く。）、電気乗物、電気遊戯盤その他の電動力応用遊戯器具」	を	「電動式おもちゃ（電気乗物及び電気遊戯盤を除く。）、電気乗物その他の電動力応用遊戯器具」

に改め、同項表示すべき事項の欄4中「もの」を「ものの場合」に改め、同表[illegible]の項から[illegible]の項まで、[illegible]の項から[illegible]の項まで、[illegible]の項及び[illegible]の項を削り、同表[illegible]中「製造番号」の下に「、登録製造事業者、外国登録製造事業者及び甲種電気用品輸入事業者以外の者が安全性を確認した旨の表示」を加える。

別表第七の二を次のように改める。

別表第七の二　乙種電気用品の表示の方式（第24条の12関係）

乙種電気用品	表示の方式	
	表示すべき事項	表示の方法
電線管類及び可撓電線管並びにこれらの附属品並びにケーブル配線用スイッチボックス	1　乙種電気用品製造事業者又は乙種電気用品輸入事業者の氏名又は名称（以下この表において「製造者名等」という。） 2　電線管にあつては、公称内径 3　CD管及びその附属品にあつては、不燃性でない旨 4　合成樹脂製可撓管又はCD管でタイプ－25のものにあつては、その旨	1　合成樹脂製可撓管、CD管、一種金属製可撓電線管及び二種金属製可撓電線管以外のものにあつては、表面に容易に消えない方法で表示すること。 2　合成樹脂製可撓管、CD管又は二種金属製可撓電線管であつて管の表面に表示することが容易なもの及び一種金属製可撓電線管にあつては、管の表面に1m以下ごとに容易に消えない方法で表示すること。 3　合成樹脂製可撓管、CD管又は二種金属製可撓電線管であつて、管の表面に表示することが困難なものにあてつは、管端から50cm以内の部分にラベル等による表示を施し、かつ、

「

1　電動式おもちや（電気乗物及び電気遊戯盤を除く。） 2　電気乗物 3　電気遊戯盤 4　その他の電動力応用遊戯器具

」を「

1　電動式おもちや（電気乗物を除く。） 2　電気乗物 3　その他の電動力応用遊戯器具

」に改め、

「

種別（電気遊戯盤の場合に限る。）	(1)　機械操縦盤 (2)　運動競技盤 (3)　占い盤 (4)　射的盤 (5)　クレーン盤 (6)　コリント盤 (7)　スロットマシン盤 (8)　ルーレット盤 (9)　パチンコ盤 (10)　麻雀卓台 (11)　動物退治盤 (12)　物品落し盤 (13)　その他のもの

」を削る。

別表第三の光源応用機械器具の表を削る。

別表第四の電子応用機械器具の表テレビジョン受信機の項、携帯用テレビジョンカメラの項、1　超音波応用機器2　超音波洗浄機の項、電子レンジの項及び1　電子応用おもちゃ2　その他の電子応用遊戯器具の項を削る。

別表第四の令別表第1第12号に掲げる機械器具の表交流用電気機械器具の項、電気乗物（遊戯用のものに限る。）の項、電動式おもちゃの項及び電気遊戯盤の項を削る。

別表第五第八号中「、WSはワット秒、μFはマイクロファラッド」及び「、degは温度差の度」を削り、「、kg/cm²はキログラム毎平方センチメートル、ccは立方センチメートル、kgはキログラム、%はパーセント」を「、kPaはキロパスカル、mはメートル」に改める。

別表第五第四号中「電気毛布、電気敷布、電気カーペット及び」及び「、電気こんろ、電気火ばち」を削り、「並びに」を「及び」に改める。

別表第六の二「及び装飾用電灯器具」を削り、「絶縁耐力及び通電及び」を「絶縁耐力、通電及び」に、「にあつては法第20条第1号の通商産業省令で定める技術上の基準」を「にあつては技術基準省令」に改め、電子レンジの項を削る。

別表第七第三号の表示の方法の欄に次のように加える。

3　専らプレハブ住宅等の構成材パネル等に組み込まれた形で使用されるものにあつては、当該構成材パネル等に容易に消えない方法で表示する場合は、これを省略することができる。

別表第七電線類及びその付属品の項表示すべき事項の欄中「防水処理を施してあるもの」を「防水構造のもの」に改め、同項表示の方法の欄を次のように改める。

表面の見やすい箇所に容易に消えない方法で表示すること。ただし、機械器具に組み込まれるものにあつては包装容器の表面に容易に消えない方法で▼の記号、型式認可番号及び製造者名等を表示する場合は、これらを省略して表示することができ、専ら家屋等に敷設して使用されるもの（プレハブ住宅等の構成材パネル等に組み込まれた形で使用されるものを除く。）にあつては▼の記号及び型式認可番号又は製造者名等のいずれか一方の表示を包装容器の表面に容易に消えない方法で行う表示をもつて代えることができ、専らプレハブ住宅等の構成材パネル等に組み込まれた形で使用されるものにあつては当該構成材パネル等に容易に消えない方法で表示する場合は、これを省略することができ、ねじ込み型電線コネクターにあつては包装容器の表面に容易に消えない方法で▼の記号、型式認可番号、製造者名等、接続できる電線の太さ、種類及び本数を表示する場合は、これらを省略して表示することができる。

別表第七第五号（配線しや断器を除く。）及びカットアウトの項表示すべき事項の欄中「引きはずし」を「引き外し」に改め、「定格電流」の下に「（電流が調整できるものの場合にあつては、最大定格電流）」を加え、同欄14中「防水処理を施してあるもの」を「防水構造のもの」に改め、同項表示の方法の欄中「こと。」の下に「ただし、機械器具に組み込まれるものにあつては包装容器の表面に容易に消えない方法で▼の記号、型式認可番号及び製造者名等を表示する場合は、これらを省略して表示することができ、専ら家屋等に敷設して使用されるもの（プレハブ住宅等の構成材パネル等に組み込まれた形で使用されるものを除く。）にあつては▼の記号及び型式認可番号又は製造者名等

「プ（電気井戸ポンプ、電気散水機及び電気噴水機を除く。以下この表において同じ。）
3 電気井戸ポンプ
4 電気散水機
5 電気噴水機
6 空気圧縮機
7 電気噴霧機」を「1 電気ポンプ（電気井戸ポンプを除く。以下この表において同じ。）
2 電気井戸ポンプ」に改め、

「

電気噴霧機の用途	(1) 繊維製品用のもの (2) その他のもの

」及び「（電気加湿機の場合を除く。）」を削り、同表の電動力応用機械器具の表1 電気冷蔵庫2 電気冷凍庫3 冷蔵用のショーケース4 冷凍用のショーケース5 電気冷水機6 電気製氷機の項中

「1 電気冷蔵庫
2 電気冷凍庫
3 冷蔵用のショーケース
4 冷凍用のショーケース
5 電気冷水機
6 電気製氷機」を「1 冷蔵用のショーケース
2 冷凍用のショーケース」に改め、

「

電気冷水機の種類	(1) プレッシャー形のもの (2) ボトル形のもの (3) その他のもの

」及び

「

切断用電熱装置（電気製氷機の場合に限る。）	(1) あるもの (2) ないもの

」を削り、同表の電動力応用機械器具の表1 アイスクリームフリーザー2 電気氷削り機の項中

「1 アイスクリームフリーザー
2 電気氷削り機」を「アイスクリームフリーザー」に改め、「（アイスクリームフリーザーの場合に限る。）」を削り、同表の電動力応用機械器具の表電気もちつき機の項、1 電気かみそり2 電気バリカン3 電気つめ磨き機4 その他の理容用電動力応用機械器具の項、1 電気芝刈り機2 電気ろくろ3 電気鉛筆削り機4 電動かくはん機の項及び電動式吸入器の項を削り、同表の電動力応用機械器具の表1 電動式おもちゃ（電気楽器及び電気遊戯機器を除く。）2 電気楽器3 電気遊戯機器4 その他の電動力応用遊戯器具の項中

「

1　水道凍結防止器
2　ガラス曇り防止器
3　その他の凍結・凝結防止用電熱器具
4　電熱ボード
5　電熱シート
6　電熱マット
7　電気乾燥器
8　電気プレス器

」を「

1　水道凍結防止器
2　ガラス曇り防止器
3　その他の凍結・凝結防止用電熱器具

」に改め、

「

附属電動機（電気プレス器の場合に限る。）	(1)　あるもの (2)　ないもの
附属電動機の種類	(1)　誘導電動機のもの (2)　整流子電動機のもの (3)　その他のもの
附属電動機の巻線の絶縁の種類	(1)　A種のもの (2)　E種のもの (3)　B種のもの (4)　F種のもの (5)　H種のもの

を加え、

	(6)　その他のもの

」を

「

外かくの材料（電熱ボード、電熱シート及び電熱マットの場合に限る。）	(1)　金属のもの (2)　合成樹脂のもの (3)　ゴムのもの (4)　木のもの (5)　その他のもの
使用場所（電気乾燥器及び電気プレス器の場合を除く。）	(1)　水中のもの (2)　水中のもの以外のもので屋外のもの (3)　水中のもの以外のもので屋内のもの
用途（電気乾燥器の場合に限る。）	(1)　ヘロタイプ用のもの (2)　靴用のもの (3)　食器用のもの (4)　衣類用のもの (5)　その他のもの
乾燥の方式	(1)　伝導式のもの (2)　対流式のもの (3)　輻射式のもの (4)　その他のもの
水蒸気発生装置（電気プレス器の場合に限る。）	(1)　あるもの (2)　ないもの
水蒸気の発生方式	(1)　タンク式のもの (2)　滴下式のもの (3)　その他のもの

」を

電気便座の場合を除く。）	
蓄熱保温材料（電気ストーブ及び電気あんかの場合に限る。）	(1)　あるもの (2)　ないもの
使用場所（電気ストーブ及びその他の採暖用電熱器具の場合に限る。）	(1)　屋外のもの (2)　屋内のもの
電気こたつの種類	(1)　置き用形のもの (2)　切り用形のもの (3)　掘り用形のもの (4)　やぐら付き置き用形のもの (5)　卓用形のもの (6)　その他のもの
採暖の方式（電気ストーブの場合に限る。）	(1)　反射式のもの (2)　対流式のもの (3)　輻射式のもの (4)　その他のもの

」を

「

防水処理（電気便座の場合を除く。）	(1)　施してあるもの (2)　施してないもの

」に改め、

同表の電気機械器具の表1　電気こんろ2　ワッフルアイロン3　電気たこ焼き器4　電気ホットプレート5　電気フライパン6　電気なべ7　電気がま8　電気湯沸かし器9　電気コーヒー沸かし器10　電気蒸し器11　電気酒かん器12　電気湯せん器13　電気茶沸かし器14　電気温蔵庫15　電気ジャー16　電磁誘導加熱式調理器17　その他の調理用電熱器具18　電気定温器19　電熱式吸入器20　[illegible]

器の項中

「

1　電気こんろ 2　ワッフルアイロン 3　電気たこ焼き器 4　電気ホットプレート 5　電気フライパン 6　電気なべ 7　電気がま 8　電気湯沸かし器 9　電気コーヒー沸かし器 10　電気蒸し器 11　電気酒かん器 12　電気湯せん器 13　電気茶沸かし器 14　電気温蔵庫 15　電気ジャー 16　電磁誘導加熱式調理

」を

「

1　電気温蔵庫 2　電熱式吸入器

」に改め、

	(2)　2次側を手動で行なうもの (3)　自動的に行なうもの (4)　その他のもの
主調整の方式	(1)　摺動変圧器式のもの (2)　段階変圧器式のもの (3)　鉄共振式のもの (4)　磁気増幅器式のもの (5)　半導体または電子管式のもの (6)　その他のもの

」

「

定格容量	(1)　100VA以下のもの (2)　100VAを超え200VA以下のもの (3)　200VAを超え300VA以下のもの (4)　300VAを超え400VA以下のもの (5)　400VAを超えるもの
2次電圧の主調整	(1)　手動で行うもの (2)　自動的に行うもの (3)　その他のもの
主調整の方式	(1)　摺動変圧器式のもの (2)　段階変圧器式のもの (3)　鉄共振式のもの (4)　磁気増幅器式のもの (5)　半導体式のもの (6)　その他のもの

」に改める。

別表第四の[illegible]から[illegible]の三相誘導電動機の項から[illegible]の三相誘導電動機の項中

「

回転子の位置	(1)　回転子が固定子の内側にあるもの (2)　回転子が固定子の外側にあるもの

」を削る。

別表第四の二の電熱器具の項中1　電気ストーブ2　電気火ばち3　電気こたつ4　電気あんか5　電気湯たんぽ6　電気ふとん7　電気毛布8　電気敷布9　電気カーペット10　電気便座11　その他の採暖用電熱器具12　観賞植物用ヒーターの項中

「

1　電気ストーブ 2　電気火ばち 3　電気こたつ 4　電気あんか 5　電気湯たんぽ 6　電気ふとん 7　電気毛布 8　電気敷布 9　電気カーペット 10　電気便座 11　その他の採暖用電熱器具 12　観賞植物用ヒーター

」を「

1　電気便座 2　観賞植物用ヒーター

」に

「

防水処理（電気ふとん、電気毛布、電気敷布、電気カーペット及び	(1)　施してあるもの (2)　施してないもの

力率改善用のコンデンサー	(1) あるもの (2) ないもの
力率改善用のコンデンサーの接続の方式	(1) 電源と並列に接続するもの (2) 放電管と直列に接続するもの (3) その他のもの
力率改善用の3次巻線	(1) あるもの (2) ないもの

を

適用放電管の点灯の方式（灯数が2以上あるものの場合に限る。）	(1) フリッカレス式のもの (2) 直列点灯式のもの (3) 並列点灯式のもの (4) その他のもの
力率改善用のコンデンサー（電子回路式のものの場合を除く。）	(1) あるもの (2) ないもの
力率改善用のコンデンサーの接続の方式（電子回路式のものの場合を除く。）	(1) 電源と並列に接続するもの (2) 放電管と直列に接続するもの (3) その他のもの
力率改善用の巻線（電子回路式のものの場合を除く。）	(1) あるもの (2) ないもの

に、

1次巻線および2次巻線の結合の方式	(1) 単巻型のもの (2) 絶縁型のもの

を

1次巻線及び2次巻線の結合の方式（変圧式のものの場合に限る。）	(1) 単巻型のもの (2) 絶縁型のもの

に改め、

放熱板	(1) あるもの (2) ないもの
鉄心の材料	(1) けい素鋼板のもの (2) その他のもの

を削り、

同表の小形単相変圧器類の項中

定格容量	(1) 10VA以下のもの (2) 10VAをこえ20VA以下のもの (3) 20VAをこえ30VA以下のもの (4) 30VAをこえ40VA以下のもの (5) 40VAをこえ50VA以下のもの (6) 50VAをこえ60VA以下のもの (7) 60VAをこえ70VA以下のもの (8) 70VAをこえ80VA以下のもの (9) 80VAをこえ90VA以下のもの (10) 90VAをこえ100VA以下のもの (11) 100VAをこえ200VA以下のも (12) 200VAをこえ300VA以下のもの (13) 300VAをこえ400VA以下のもの (14) 400VAをこえるもの
2次電圧の主調整	(1) 1次側を手動で行なうもの

を

	(3) その他のもの

」

「

力率改善用の巻線	(1) あるもの (2) ないもの

」に改め、同表の小形変圧器類の表備考及び小形単相変圧器の項中「ものに」を「ものの場合に」に改め、同表の小形単相変圧器類の表1 けい光灯用安定器2 水銀灯用安定器その他の高圧放電灯用安定器3 ナトリウム灯用安定器4 殺菌灯用安定器の項中「けい光灯」を「蛍光灯」に、「ナトリウム灯」を「低圧ナトリウム灯」に、

「

定格1次電圧（変圧式以外のものにあつては定格電圧）	(1) 125V以下のもの (2) 125Vをこえ230V以下のもの (3) 230Vをこえるもの
形状	(1) チョークコイル式のもの (2) 変圧式のもの (3) その他のもの

」を

「

定格1次電圧（変圧式以外のものの場合にあつては定格電圧）	(1) 125V以下のもの (2) 125Vを超え230V以下のもの (3) 230Vを超えるもの
点灯回路の方式	(1) チョークコイル式のもの (2) 変圧式のもの (3) 電子回路式のもの (4) その他のもの

」に

「

適用放電管の消費電力（適用放電管が2以上ある場合には、その消費電力の合計）	(1) 5W以下のもの (2) 5Wをこえ10W以下のもの (3) 10Wをこえ20W以下のもの (4) 20Wをこえ30W以下のもの (5) 30Wをこえ40W以下のもの (6) 40Wをこえ60W以下のもの (7) 60Wをこえ100W以下のもの (8) 100Wをこえ150W以下のもの (9) 150Wをこえ200W以下のもの (10) 200Wをこえ300W以下のもの (11) 300Wをこえ400W以下のもの (12) 400Wをこえるもの

」を

「

適用放電管の消費電力（適用放電管が2以上あるものの場合にあつては、その消費電力の合計）	(1) 10W以下のもの (2) 10Wを超え20W以下のもの (3) 20Wを超え30W以下のもの (4) 30Wを超え40W以下のもの (5) 40Wを超え60W以下のもの (6) 60Wを超え100W以下のもの (7) 100Wを超え150W以下のもの (8) 150Wを超え200W以下のもの (9) 200Wを超え300W以下のもの (10) 300Wを超え400W以下のもの (11) 400Wを超えるもの

」に

「

適用放電管の点灯の方式	(1) 遅相式のもの (2) 進相式のもの (3) フリッカレス式のもの (4) 直列点灯式のもの (5) 並列点灯式のもの (6) その他のもの

ントロールリレー用変圧器の場合に限る。）	

」

「

スイッチ（ベル用変圧器、表示器用変圧器及びリモートコントロールリレー用変圧器の場合を除く。）	(1) あるもの (2) ないもの
スイッチの操作の方式	(1) タンブラー式のもの (2) 押しボタン式のもの (3) ロータリー式のもの (4) その他のもの
スイッチの接点の材料	(1) 銀のもの又は銀合金のもの (2) 銅のもの又は銅合金のもの (3) その他のもの

」を

「

器体スイッチ（おもちゃ用変圧器及びその他の家庭機器用変圧器のうち、主回路を開閉するものの場合に限る。）	(1) あるもの (2) ないもの
器体スイッチの操作の方式	(1) タンブラー式のもの (2) 押しボタン式のもの (3) ロータリー式のもの (4) その他のもの
器体スイッチの接点の材料	(1) 銀のもの又は銀合金のもの (2) 銅のもの又は銅合金のもの (3) その他のもの
入力側接続の方式	(1) 端子のもの (2) 差込み形のもの (3) コードセット利用のもの (4) その他のもの

」に改め、

「

2次巻線の中間口出しの数	(1) 1のもの (2) 2のもの (3) 3以上のもの
2次側の接続方式	(1) 端子のもの (2) 接続器利用のもの (3) 口出線のもの (4) その他のもの

」を削り、

同表の小形単相変圧器類の款1 ネオン変圧器2 オゾン発生器用変圧器の項中「ものに」を「ものの場合に」に、

「

力率改善用の3次巻線	(1) あるもの (2) ないもの
力率改善用の3次巻線の電圧	(1) 定格1次電圧の1.5倍以下のもの (2) 定格1次電圧の1.5倍をこえ3倍以下のもの (3) 定格1次電圧の3倍をこえ6倍以下のもの (4) 定格1次電圧の6倍をこえるもの
巻線と鉄心との間の絶縁物の材料	(1) 磁器のもの (2) 合成樹脂のもの

を

防水処理	(1)　施してあるもの (2)　施してないもの
防水の種類	(1)　防雨型のもの (2)　防浸型のもの

を

「

防水構造	(1)　防雨型のもの (2)　防浸型のもの (3)　非防水型のもの

」に改める。

別表第四の[illegible]配線器具の表1　アンペア制用配線器具2　定格電圧用配線器具（ヒューズ式のものを除く。）の項中

「

定格電圧	(1)　125V以下のもの (2)　125Vを超え250V以下のもの (3)　250Vを超えるもの

」を

「

定格電圧	(1)　125V以下のもの (2)　125Vを超えるもの

」に、

「

接続する電線の種類	(1)　アルミニウムのもの (2)　銅のもの (3)　その他のもの

」を

「

接続する電線の種類	(1)　銅のもの (2)　その他のもの

」に改め、

同表の[illegible]配線器具の表ヒューズ式配線器具の項中

「

定格電圧	(1)　125V以下のもの (2)　125Vをこえ250V以下のもの (3)　250Vをこえるもの

」を

「

定格電圧	(1)　125V以下のもの (2)　125Vを超えるもの

」に、

「

接続する電線の種類	(1)　アルミニウムのもの (2)　銅のもの (3)　その他のもの

」を

「

接続する電線の種類	(1)　銅のもの (2)　その他のもの

」に改める。

別表第四の[illegible]小形単相変圧器類の表1　ベル用変圧器2　おもちゃ用変圧器3　その他の家庭機器用変圧器4　表示器用変圧器5　リモートコントロールリレー用変圧器の項中

「

定格2次短絡電流（ベル用変圧器、表示器用変圧器およびリモートコントロールリレー用変圧器の場合に限る。）	(1)　5A以下のもの (2)　5Aをこえるもの

」を

「

定格2次短絡電流（ベル用変圧器、表示器用変圧器及びリモートコ	(1)　8A以下のもの (2)　8Aを超えるもの

に、

外郭の材料	(1) 金属のもの (2) 合成樹脂のもの (3) その他のもの

」に、

「

種類	(1) 露出型のもの (2) 埋込み型のもの

」を

「

種類	(1) 露出型のもの (2) 埋込み型のもの
防水構造	(1) 防雨型のもの (2) 防浸型のもの (3) 非防水型のもの

」に改め、

同表の記載事項の表1　けい光灯用ソケット2　けい光灯用スターターソケットの項中

「

防水処理	(1) 施してあるもの (2) 施してないもの
防水の種類	(1) 防雨型のもの (2) 防浸型のもの

」を

「

防水構造	(1) 防雨型のもの (2) 防浸型のもの (3) 非防水型のもの

」に改め、

同表の記載事項の表ジョイントボックスの項中

「

定格電圧	(1) 125V以下のもの (2) 125Vをこえ250V以下のもの (3) 250Vをこえるもの
定格電流	(1) 15A以下のもの (2) 15Aをこえるもの
端子の数（電線が接続されている端子を除く。）	(1) 3以下のもの (2) 4のもの (3) 6以上のもの
接続する電線の種類	(1) アルミニウムのもの (2) 平形導体のものであつて銅のもの (3) 平形導体以外のものであつて銅のもの (4) その他のもの

」を

「

定格電圧	(1) 125V以下のもの (2) 125Vを超えるもの
定格電流	(1) 7A以下のもの (2) 7Aを超える15A以下のもの (3) 15Aを超えるもの
端子（電線が接続されている端子を除く。）の数	(1) 3以下のもの (2) 4のもの (3) 6以上のもの
接続する電線の種類	(1) 平形導体のものであつて銅のもの (2) 平形導体以外のものであつて銅のもの (3) その他のもの

」に、

「

	(2) 125Vをこえ250V以下のもの (3) 250Vをこえるもの

を

定格電圧	(1) 125V以下のもの (2) 125Vを超えるもの

に改め、

ヒューズの取付け部	(1) あるもの (2) ないもの

及び

刃受けの構造（セパラブルプラグボディの場合に限る。）	(1) 片面接触のもの (2) 両面接触のもの

を削り、

同表の記載事項の欄中アダプターの項中

定格電圧	(1) 125V以下のもの (2) 125Vをこえ250V以下のもの (3) 250Vをこえるもの

を

定格電圧	(1) 125V以下のもの (2) 125Vを超えるもの

に

主絶縁体の材料	(1) 磁器のもの (2) 合成樹脂のもの (3) その他のもの

を

主絶縁体の材料	(1) 合成樹脂のもの (2) その他のもの

に改め、

同表の記載事項の欄中ランプレセプタクルの項中

定格電圧	(1) 125V以下のもの (2) 125Vをこえ250V以下のもの (3) 250Vをこえるもの

を

定格電圧	(1) 125V以下のもの (2) 125Vを超えるもの

に

接続する電線の種類	(1) アルミニウムのもの (2) 銅のもの (3) その他のもの

を

接続する電線の種類	(1) 銅のもの (2) その他のもの

に

外かくの材料	(1) 金属のもの (2) 磁器のもの (3) 合成樹脂のもの (4) その他のもの
ヒューズの取付け部	(1) あるもの (2) ないもの

を

「

定格電圧	(1) 125V以下のもの (2) 125Vを超えるもの

」に、

「

接続する電線の種類	(1) アルミニウムのもの (2) 銅のもの (3) その他のもの

」を

「

接続する電線の種類	(1) 銅のもの (2) その他のもの

」に改め、

「

ヒューズの取付け部	(1) あるもの (2) ないもの

」を削り、

同表の配線器具の款1 キーレスソケット2 防水ソケット3 キーソケット4 プルソケット5 ボタンソケット6 その他のソケットの項中

「

定格電圧	(1) 125V以下のもの (2) 125Vをこえ250V以下のもの (3) 250Vをこえるもの

」を

「

定格電圧	(1) 125V以下のもの (2) 125Vを超えるもの

」に改め、

「

種類	(1) 露出型のもの (2) 埋込み型のもの

」及び

「

点滅の機構（キーレスソケットおよび防水ソケットの場合を除く。）	(1) こま回転式のもの (2) ばね反転式のもの (3) 直動式のもの (4) 揺動式のもの (5) その他のもの

」を削り、

同表の配線器具の款分岐ソケットの項中

「

定格電圧	(1) 125V以下のもの (2) 125Vをこえ250V以下のもの (3) 250Vをこえるもの
定格電流	(1) 1A以下のもの (2) 1Aをこえ3A以下のもの (3) 3Aをこえるもの

」を

「

定格電圧	(1) 125V以下のもの (2) 125Vを超えるもの
定格電流	(1) 3A以下のもの (2) 3Aを超えるもの

」に改め、

「

切換えの段数	(1) 3以下のもの (2) 4以上のもの

」を削り、

同表の配線器具の款1 ねじ込みプラグ2 セパラブルプラグボディ3 その他のねじ込み接続器の項中

「

定格電圧	(1) 125V以下のもの

「

接続する電線の種類	(1) アルミニウムのもの (2) 銅のもの (3) その他のもの
刃受けの構造	(1) 片面接触のもの (2) 両面接触のもの (3) その他のもの

」を

「

接続する電線の種類	(1) 銅のもの (2) その他のもの

」に改め、

「

ヒューズの取付け部	(1) あるもの (2) ないもの

」を削り、

同表の記載事項の表1　ライティングダクト用のカップリング2　ライティングダクト用のエルボー3　ライティングダクト用のティー4　ライティングダクト用のクロス5　ライティングダクト用のフィードインボックス6　ライティングダクト用のエンドキャップ7　ライティングダクト用のプラグ8　ライティングダクト用のアダプター9　その他のライティングダクトの附属品及びライティングダクト用の接続器の項中

「

定格電圧	(1) 125V以下のもの (2) 125Vを超え250V以下のもの (3) 250Vを超えるもの

」を

「

定格電圧	(1) 125V以下のもの (2) 125Vを超えるもの

」に、

「

極	(1) 2極のもの (2) 3極以上のもの

」を

「

極（アース極を含む。）の数	(1) 2のもの (2) 3以上のもの

」に、

「

接続する電線の種類（ライティングダクト用のフィードインボックス及びプラグの場合に限る。）	(1) アルミニウムのもの (2) 銅のもの (3) その他のもの

」を

「

接続する電線の種類（ライティングダクト用のフィードインボックス及びプラグの場合に限る。）	(1) 銅のもの (2) その他のもの

」に改め、

「

ヒューズの取付け部	(1) あるもの (2) ないもの

」を削り、

同表の記載事項の表1　ねじ込みローゼット2　引掛けローゼット3　はとめローゼット4　クラスター5　その他のローゼットの項中

「

定格電圧	(1) 125V以下のもの (2) 125Vをこえ250V以下のもの (3) 250Vをこえるもの

」を

「

定格電流	(1) 7A以下のもの (2) 7Aを超え15A以下のもの (3) 15Aを超え20A以下のもの (4) 20Aを超え30A以下のもの (5) 30Aを超えるもの下のもの
出力側の極（アース極を含む。）の数	(1) 2のもの (2) 3のもの (3) 4以上のもの

」に、「

主絶縁体の材料	(1) 合成樹脂のもの (2) ゴムのもの (3) その他のもの

」を「

主絶縁体の材料	(1) 合成樹脂のもの (2) その他のもの

」に、「

電線の長さ	(1) 6m以下のもの (2) 6mを超え10m以下のもの (3) 10mを超え20m以下のもの (4) 20mを超え30m以下のもの (5) 30mを超え40m以下のもの (6) 40mを超えるもの

」を「

電線の長さ	(1) 6m以下のもの (2) 6mを超え10m以下のもの (3) 10mを超え20m以下のもの (4) 20mを超え30m以下のもの (5) 30mを超えるもの

」に、「

防水処置	(1) 施してあるもの (2) 施してないもの
防水の種類	(1) 防雨型のもの (2) 防浸型のもの

」を「

防水構造	(1) 防雨型のもの (2) 防浸型のもの (3) 非防水型のもの

」に改め、

同表の配線器具の項ライティングダクトの項中「

定格電圧	(1) 125V以下のもの (2) 125Vを超え250V以下のもの (3) 250Vを超えるもの

」を「

定格電圧	(1) 125V以下のもの (2) 125Vを超えるもの

」に、「

極	(1) 2極のもの (2) 3極以上のもの

」を「

極（アース極を含む。）の数	(1) 2のもの (2) 3以上のもの

」に、

	(2) 磁器のもの (3) 合成樹脂のもの (4) その他のもの
ヒューズの取付け部	(1) あるもの (2) ないもの

」

「

接続する電線の種類（一般固定配線用のものの場合に限る。）	(1) 平形導体のものであつて銅のもの (2) 平形導体以外のものであつて銅のもの (3) その他のもの
主絶縁体の材料	(1) 合成樹脂のもの (2) ゴムのもの (3) その他のもの
外郭の材料	(1) 金属のもの (2) 合成樹脂のもの (3) その他のもの

」に

「

電線	(1) あるもの (2) ないもの
コードグリップ	(1) あるもの (2) ないもの
防水処理	(1) 施してあるもの (2) 施してないもの
防水の種類	(1) 防雨型のもの (2) 防浸型のもの

」を

「

電線と器体との一体成形（コンセントの場合を除く。）	(1) あるもの (2) ないもの
防水構造	(1) 防雨型のもの (2) 防浸型のもの (3) 非防水型のもの

」に改め、

同表の配線器具の部コードリールの項中

「

定格電圧	(1) 125V以下のもの (2) 125Vを超え250V以下のもの (3) 250Vを超えるもの
定格電流	(1) 3A以下のもの (2) 3Aを超え7A以下のもの (3) 7Aを超え10A以下のもの (4) 10Aを超え15A以下のもの (5) 15Aを超え20A以下のもの (6) 20Aを超え30A以下のもの (7) 30Aを超えるもの
極の数	(1) 2のもの (2) 3のもの (3) 4以上のもの

」を

「

定格電圧	(1) 125V以下のもの (2) 125Vを超えるもの

	(10) ⌣ のもの
	(11) ( ) のもの
	(12) ╫ のもの
	(13) ⫴ のもの
	(14) ⋔ のもの
	(15) ⋔ のもの
	(16) ⌓ のもの
	(17) ⋀ のもの
	(18) ⊞ のもの
	(19) ┅ のもの
	(20) ∴ のもの
	(21) (.) のもの
	(22) ◌ のもの
	(23) ◌ のもの
	(24) ⍾ のもの
	(25) ■ のもの
	(26) ⋀ のもの
	(27) ⁞⁞ のもの
	(28) ─ のもの
	(29) ∷ のもの
	(30) ─ のもの
	(31) ⁙ のもの
	(32) その他のもの

」を

「

極の配置（技術基準省令別表第四6(1)ニ(ﾛ)aに定める寸法に適合するものの場合に限る。）	(1) ॥ のもの (2) ı' のもの (3) ( ) のもの (4) (.) のもの (5) Ս のもの (6) -- のもの (7) ⌣ のもの

	(8) ( ) のもの (9) ◌ のもの (10) ⊣ のもの (11) ╫ のもの (12) ⫴ のもの (13) ⋔ のもの (14) -- のもの (15) ⌣ のもの (16) その他のもの
極の数（技術基準省令別表第四6(1)ニ(ﾛ)bに定める寸法に適合するものの場合に限る。）	(1) アース極を含めて2のもの (2) アース極を含めて3のもの (3) アース極を含めて4以上のもの

」に

「

接続する電線の種類（一般固定配線用のものの場合に限る。）	(1) アルミニウムのもの (2) 平形導体のものであつて銅のもの (3) 平形導体以外のものであつて銅のもの (4) その他のもの
刃受けの構造	(1) 片面接触のもの (2) 両面接触のもの (3) その他のもの
主絶縁体の材料	(1) 磁器のもの (2) 合成樹脂のもの (3) ゴムのもの (4) その他のもの
外かくの材料	(1) 金属のもの

を

場合に限る。）	(9) ⊣ のもの (10) ⊤ のもの (11) ⊤ のもの (12) その他のもの
極の数（技術基準省令別表第四6(1)ニ(ｲ)bに定める寸法に適合するものの場合に限る。）	(1) アース極を含めて2のもの (2) アース極を含めて3のもの (3) アース極を含めて4以上のもの
刃の取付けの方式	(1) 一体として成形されているもの (2) その他のもの
主絶縁体の材料	(1) 合成樹脂のもの (2) ゴムのもの (3) その他のもの
外郭の材料	(1) 金属製のもの (2) 合成樹脂のもの (3) その他のもの

」に

「

ヒューズの取付け部	(1) あるもの (2) ないもの
電線	(1) あるもの (2) ないもの
コードグリップ	(1) あるもの (2) ないもの

を

防水処理	(1) 施してあるもの (2) 施してないもの
防水の種類	(1) 防雨型のもの (2) 防浸型のもの

」

「

防水構造	(1) 防雨型のもの (2) 防浸型のもの (3) 非防水型のもの

」に改め、

同表の記録欄三の表1　コンセント2　マルチタップ3　コードコネクターボディ4　アイロンプラグ5　器具用差込プラグ6　その他の差込接続器の項中

「

定格電圧	(1) 125V以下のもの (2) 125Vをこえ250V以下のもの (3) 250Vをこえるもの

」を

「

定格電圧	(1) 125V以下のもの (2) 125Vを超えるもの

」に

「

極の配置	(1) ॥ のもの (2) ı· のもの (3) ⊣ のもの (4) ⊢ のもの (5) -- のもの (6) ( ) のもの (7) ·· のもの (8) ⊔ のもの (9) ⊢ のもの

	(10) ∼ のもの (11) ( ) のもの (12) ╢ のもの (13) ╟ のもの (14) Ⴎ のもの (15) ↑ のもの (16) ○ のもの (17) ∧ のもの (18) Ⅲ のもの (19) ┅ のもの (20) ∴ のもの (21) ( ) のもの (22) ◌ のもの (23) ◌ のもの (24) ♀ のもの (25) ■ のもの (26) ∧ のもの (27) ⁞⁞ のもの (28) ┅ のもの (29) ∷ のもの (30) ─ のもの (31) ∵ のもの (32) その他のもの

」を

「

極の配置（技術基準省令別表第四６(1)ニ(ｲ)aに定める寸法に適合するものの場合に限る。）	(1) ॥ のもの (2) ╟ のもの (3) ( ) のもの (4) (.) のもの (5) Ⴎ のもの (6) -- のもの (7) ∼ のもの (8) ( ) のもの (9) ◌ のもの (10) ╢ のもの (11) ╢ のもの (12) ╟ のもの (13) Ⴎ のもの (14) ∼ のもの (15) ⊤ のもの (16) その他のもの
極の数（技術基準省令別表第四６(1)ニ(ｲ)bに定める寸法に適合するものの場合に限る。）	(1) アース極を含めて２のもの (2) アース極を含めて３のもの (3) アース極を含めて４以上のもの

」に

「

接続する電線の種類（一般固定配線用のものの場合に限る。）	(1) アルミニウムのもの (2) 平形導体のものであつて銅のもの (3) 平形導体以外のものであつて銅のもの (4) その他のもの
刃受けの構造	(1) 片面接触のもの (2) 両面接触のもの (3) その他のもの
主絶縁体の材料	(1) 磁器のもの (2) 合成樹脂のもの (3) ゴムのもの (4) その他のもの
外かくの材料	(1) 金属のもの

を

場合に限る。)	(9) ┤ のもの (10) ┬ のもの (11) ┰ のもの (12) その他のもの
極の数（技術基準省令別表第四6(1)ニ(ﾛ)bに定める寸法に適合するものの場合に限る。)	(1) アース極を含めて2のもの (2) アース極を含めて3のもの (3) アース極を含めて4以上のもの
刃の取付けの方式	(1) 一体として成形されているもの (2) その他のもの
主絶縁体の材料	(1) 合成樹脂のもの (2) ゴムのもの (3) その他のもの
外郭の材料	(1) 金属製のもの (2) 合成樹脂のもの (3) その他のもの

」に

「

ヒューズの取付け部	(1) あるもの (2) ないもの
電線	(1) あるもの (2) ないもの
コードグリップ	(1) あるもの (2) ないもの

を

防水処理	(1) 施してあるもの (2) 施してないもの
防水の種類	(1) 防雨型のもの (2) 防浸型のもの

」

「

防水構造	(1) 防雨型のもの (2) 防浸型のもの (3) 非防水型のもの

」に改め、

同表の備考三の表1　コンセント2　マルチタップ3　コードコネクターボディ4　アイロンプラグ5　器具用差込みプラグ6　その他の差込み接続器の項中

「

定格電圧	(1) 125V以下のもの (2) 125Vをこえ250V以下のもの (3) 250Vをこえるもの

」を

「

定格電圧	(1) 125V以下のもの (2) 125Vを超えるもの

」に

「

極の配置	(1) ‖ のもの (2) ॥ のもの (3) ╡ のもの (4) ⊢ のもの (5) -- のもの (6) () のもの (7) ·· のもの (8) ⊔ のもの (9) ⊢ のもの

	(6)　20Aを超え30A以下のもの (7)　30Aを超えるもの
極の配置	(1)　ıı のもの (2)　ı· のもの (3)　⊣ のもの (4)　⊢ のもの (5)　-- のもの (6)　·· のもの (7)　ш のもの (8)　⊣ のもの (9)　⊢ のもの (10)　˙-˙ のもの (11)　(·) のもの (12)　个 のもの (13)　○ のもの (14)　ᐱ のもの (15)　Ш のもの (16)　··· のもの (17)　∴ のもの (18)　◌ のもの (19)　◌ のもの (20)　⊕ のもの (21)　■ のもの (22)　ᗑ のもの (23)　⁞⁞ のもの (24)　─ のもの (25)　∷ のもの (26)　─ のもの (27)　⁛ のもの (28)　その他のもの

を

刃の取付けの方式	(1)　一体として成形されているもの (2)　はさみ込み型のもの (3)　その他のもの
主絶縁体の材料	(1)　磁器のもの (2)　熱可塑性樹脂のもの (3)　熱硬化性樹脂のもの (4)　ゴムのもの (5)　その他のもの
外かくの材料	(1)　合成樹脂のもの (2)　その他のもの

」

定格電圧	(1)　125V以下のもの (2)　125Vを超えるもの
定格電流	(1)　3A以下のもの (2)　3Aを超え7A以下のもの (3)　7Aを超え15A以下のもの (4)　15Aを超え20A以下のもの (5)　20Aを超え30A以下のもの (6)　30Aを超えるもの下のもの
極の配置（電気用品の技術上の基準を定める省令（昭和三十七年通商産業省令第八十五号。以下「技術基準省令」という。）別表第四6(1)ニ(ﾎ)aに定める寸法に適合するものの	(1)　ıı のもの (2)　ı· のもの (3)　ш のもの (4)　-- のもの (5)　˙-˙ のもの (6)　(·) のもの (7)　◌ のもの (8)　⊣ のもの

整定機構を有するものにあつてはその最大感度電流）	(2)　15mAを超え30mA以下のもの (3)　30mAを超え100mA以下のもの (4)　100mAを超えるもの

」に改め、

「

衝撃波不動作機構	(1)　あるもの (2)　ないもの

」を削り

「

回路の接続方式	(1)　電線直付けのもの (2)　プラグイン式のもの (3)　差込み形のもの (4)　その他のもの
接続する電線の種類	(1)　アルミニウムのもの (2)　銅のもの (3)　その他のもの

を

「

電源側接続端子	(1)　ねじ端子のもの (2)　プラグイン式のもの (3)　差込み形のもの (4)　その他のもの
接続する電線の種類	(1)　銅のもの (2)　その他のもの

に改め、

「

アークの軽減装置	(1)　あるもの (2)　ないもの
排気孔	(1)　あるもの (2)　ないもの
開閉接触部の構造	(1)　塊状のもの (2)　その他のもの

を削り、

「

防水処理	(1)　施してあるもの (2)　施してないもの
防水の種類	(1)　防雨型のもの (2)　防浸型のもの

」を

「

中性線欠相保護機能（単相３線式のものの場合に限る。）	(1)　あるもの (2)　ないもの
防水構造	(1)　防雨型のもの (2)　防浸型のもの (3)　非防水型のもの

」に改め、

別表の記載事項の差し込みプラグの項中

「

定格電圧	(1)　125V以下のもの (2)　125Vをこえ250V以下のもの (3)　250Vをこえるもの
定格電流	(1)　３A以下のもの (2)　３Aを超え７A以下のもの (3)　７Aを超え10A以下のもの (4)　10Aを超え15A以下のもの (5)　15Aを超え20A以下のもの

定格電流（定格電流表示のあるものの場合に限る。）	(1) 7A以下のもの (2) 7Aを超え10A以下のもの (3) 10Aを超え15A以下のもの (4) 15Aを超えるもの

」に、

「

接続する電線の種類	(1) アルミニウムのもの (2) 銅のもの (3) その他のもの
開閉接触部の構造	(1) 刃形のもの (2) 塊状のもの (3) 板状のもの (4) その他のもの

」を

「

接続する電線の種類	(1) 銅のもの (2) その他のもの

」に、

「

防水処理	(1) 施してあるもの (2) 施してないもの
防水の種類	(1) 防雨型のもの (2) 防浸型のもの

」を

「

防水構造	(1) 防雨型のもの (2) 防浸型のもの (3) 非防水型のもの

」に改め、

同表の配線器具の表ミシン用コントローラーの項中

「

開閉接触部の構造	(1) 刃形のもの (2) 塊状のもの (3) 板状のもの (4) その他のもの
接点の材料	(1) 銀のものまたは銀合金のもの (2) 銅のものまたは銅合金のもの (3) その他のもの

」を削り、

同表の配線器具の表漏電しや断器の項中

「

定格電圧	(1) 125V以下のもの (2) 125Vをこえ250V以下のもの (3) 250Vをこえるもの

」を

「

定格電圧	(1) 125V以下のもの (2) 125Vを超えるもの

」に、

「

定格感度電流（感度調整機構を有するものにあつてはその最大感度電流）	(1) 5mA以下のもの (2) 5mAを超え15mA以下のもの (3) 15mAを超え30mA以下のもの (4) 30mAを超え50mA以下のもの (5) 50mAを超え100mA以下のもの (6) 100mAを超え200mA以下のもの (7) 200mAを超え400mA以下のもの (8) 400mAを超えるもの

」を

「

定格感度電流（感度調	(1) 15mA以下のもの

定格電圧	(1)　125V以下のもの (2)　125Vを超えるもの
定格電流	(1)　15A以下のもの (2)　15Aを超え30A以下のもの (3)　30Aを超え50A以下のもの (4)　50Aを超えるもの

に

「

回路の接続方式	(1)　電線直付けのもの (2)　プラグイン式のもの (3)　その他のもの
接続する電線の種類	(1)　アルミニウムのもの (2)　銅のもの (3)　その他のもの

」を

「

電源側接続端子	(1)　ねじ端子のもの (2)　プラグイン式のもの (3)　その他のもの
接続する電線の種類	(1)　銅のもの (2)　その他のもの

」に改め、

「

アークの軽減装置	(1)　あるもの (2)　ないもの
排気孔	(1)　あるもの (2)　ないもの

」を削り、

「

定格コード保護電流（定格コード保護電流表示のあるものの場合に限る。）	(1)　1,000A以下のもの (2)　1,000Aを超え1,500A以下のもの (3)　1,500Aを超え2,500A以下のもの (4)　2,500Aを超え5,000A以下のもの (5)　5,000Aを超え7,500A以下のもの (6)　7,500Aを超え10,000A以下のもの (7)　10,000Aを超えるもの

」を

「

定格コード保護電流（定格コード保護電流表示のあるものの場合に限る。）	(1)　1,000A以下のもの (2)　1,000Aを超え1,500A以下のもの (3)　1,500Aを超え2,500A以下のもの (4)　2,500Aを超え5,000A以下のもの (5)　5,000Aを超えるもの

」に改め、

同表の記載事項の欄1　フロートスイッチ2　圧力スイッチの項中

「

定格電圧	(1)　125V以下のもの (2)　125Vをこえ250V以下のもの (3)　250Vをこえるもの
定格電流（定格電流表示のあるものの場合に限る。）	(1)　3A以下のもの (2)　3Aを超え7A以下のもの (3)　7Aを超え10A以下のもの (4)　10Aを超え15A以下のもの (5)　15Aを超えるもの

」を

「

定格電圧	(1)　125V以下のもの (2)　125Vを超えるもの

	(3)　その他のもの
接続する電線の種類	(1)　銅のもの (2)　その他のもの

」に

「

開閉接触部の構造	(1)　刃形のもの (2)　塊状のもの (3)　板状のもの (4)　その他のもの

」を

「

開閉接触部の構造	(1)　刃形のもの (2)　塊状のもの (3)　その他のもの

」に改め、

「

アークの軽減装置	(1)　あるもの (2)　ないもの
排気孔	(1)　あるもの (2)　ないもの

」を削り、

「

定格コード保護電流（定格コード保護電流表示のあるものの場合に限る。）	(1)　1,000A以下のもの (2)　1,000Aをこえ1,500A以下のもの (3)　1,500Aをこえ2,500A以下のもの (4)　2,500Aをこえ5,000A以下のもの (5)　5,000Aをこえ7,500A以下のもの (6)　7,500Aをこえ10,000A以下のもの (7)　10,000Aをこえるもの
防水処理（分電盤ユニットスイッチの場合を除く。）	(1)　施してあるもの (2)　施してないもの
防水の種類（分電盤ユニットスイッチの場合を除く。）	(1)　防雨型のもの (2)　防浸型のもの

」を

「

定格コード保護電流（定格コード保護電流表示のあるものの場合に限る。）	(1)　1,000A以下のもの (2)　1,000Aを超え1,500A以下のもの (3)　1,500Aを超え2,500A以下のもの (4)　2,500Aを超え5,000A以下のもの (5)　5,000Aを超えるもの
防水構造（分電盤ユニットスイッチの場合を除く。）	(1)　防雨型のもの (2)　防浸型のもの (3)　非防水型のもの

」に改め、

同表の配線器具の配線用しや断器の項中

「

定格電圧	(1)　125V以下のもの (2)　125Vをこえ250V以下のもの (3)　250Vをこえるもの
定格電流	(1)　5A以下のもの (2)　5Aをこえ15A以下のもの (3)　15Aをこえ30A以下のもの (4)　30Aをこえ50A以下のもの (5)　50Aをこえるもの

」を

「

「

定格電圧	(1)　125V以下のもの (2)　125Vを超えるもの

」に、

「

接続する電線の種類	(1)　アルミニウムのもの (2)　銅のもの (3)　その他のもの

」を

「

接続する電線の種類	(1)　銅のもの (2)　その他のもの

」に、

「

台の材料	(1)　磁器のものまたは大理石のもの (2)　合成樹脂のもの (3)　その他のもの

」を

「

台の材料	(1)　磁器のもの (2)　合成樹脂のもの (3)　その他のもの

」に改め、

同表の試験項目の表カットアウトの項中

「

定格電圧	(1)　125V以下のもの (2)　125Vをこえ250V以下のもの (3)　250Vをこえるもの

」を

「

定格電圧	(1)　125V以下のもの (2)　125Vを超えるもの

」に、

」

「

接続する電線の種類	(1)　アルミニウムのもの (2)　銅のもの (3)　その他のもの

」を

「

接続する電線の種類	(1)　銅のもの (2)　その他のもの

」に改め、

同表の試験項目の表1　配線器具の2　点滅器のニ　ナイフスイッチの3　試験項目の項中

「

定格電圧	(1)　125V以下のもの (2)　125Vをこえ250V以下のもの (3)　250Vをこえるもの

」を

「

定格電圧	(1)　125V以下のもの (2)　125Vを超えるもの

」に、

「

回路の接続方式	(1)　電線直付けのもの (2)　プラグイン式のもの (3)　その他のもの
接続する電線の種類	(1)　アルミニウムのもの (2)　銅のもの (3)　その他のもの

」を

「

電源側接続端子	(1)　ねじ端子のもの (2)　プラグイン式のもの

式自動点滅器の項中

「

定格電圧	(1) 125V以下のもの (2) 125Vを超え250V以下のもの (3) 250Vを超えるもの
定格電流	(1) 3A以下のもの (2) 3Aを超え7A以下のもの (3) 7Aを超え10A以下のもの (4) 10Aを超え15A以下のもの (5) 15Aを超え20A以下のもの (6) 20Aを超えるもの
接続する電線の種類	(1) アルミニウムのもの (2) 銅のもの (3) その他のもの
開閉機構の方式	(1) 巻ばね反転式のもの (2) 板ばね反転式のもの (3) シーソー式のもの (4) 段車式のもの (5) その他のもの
開閉接触部の構造	(1) 刃形のもの (2) 塊状のもの (3) 板状のもの (4) その他のもの

」を

「

定格電圧	(1) 125V以下のもの (2) 125Vを超えるもの
定格電流	(1) 7A以下のもの (2) 7Aを超え10A以下のもの (3) 10Aを超え15A以下のもの (4) 15Aを超え20A以下のもの (5) 20Aを超えるもの下のもの
接続する電線の種類	(1) 銅のもの (2) その他のもの
開閉機構の方式	(1) 継続式のもの (2) その他のもの

」に、

「

主絶縁体の材料	(1) 磁器のもの (2) 合成樹脂のもの (3) その他のもの

」を

「

主絶縁体の材料	(1) 合成樹脂のもの (2) その他のもの

」に改め、

「

ヒューズの取付け部	(1) あるもの (2) ないもの

」を削り、

同表の記載事項の表1 カットアウトスイッチ2 開閉ナイフスイッチ3 カバー付ナイフスイッチの項中

「

定格電圧	(1) 125V以下のもの (2) 125Vをこえ250V以下のもの (3) 250Vをこえるもの

」を

「

開閉機構の方式	(1)　巻ばね反転式のもの (2)　板ばね反転式のもの (3)　シーソー式のもの (4)　摺（しゅう）動式のもの (5)　段車式のもの (6)　掛金式のもの (7)　カム式のもの (8)　ノッチ式のもの (9)　その他のもの
開閉接触部の構造	(1)　刃形のもの (2)　塊状のもの (3)　板状のもの (4)　その他のもの

」を

「

開閉機構の方式	(1)　機械式のもの (2)　その他のもの

」に、

「

接触圧力の保持の方法	(1)　自力型のもの (2)　他力型のもの
主絶縁体の材料	(1)　磁器のもの (2)　合成樹脂のもの (3)　その他のもの

」を

「

主絶縁体の材料	(1)　合成樹脂のもの (2)　その他のもの

」に改め、

「

ヒューズの取付け部	(1)　あるもの (2)　ないもの

」を削り、

「

ボタンの数又は操作の方式（電磁開閉器操作用以外の押しボタンスイッチの場合に限る。）	(1)　単ボタンで１操作のもの (2)　単ボタンで２操作以上のものであってプッシュ操作のみのもの (3)　単ボタンで２操作以上のものであってプッシュ操作及びプル操作のもの (4)　２ボタンのもの (5)　３ボタン以上のもの

」を

「

ボタンの数（電磁開閉器操作用以外の押しボタンスイッチの場合に限る。）	(1)　単ボタンのもの (2)　２ボタンのもの (3)　３ボタン以上のもの

」に、

「

防水処理	(1)　施してあるもの (2)　施してないもの
防水の種類	(1)　防雨型のもの (2)　防浸型のもの

」を

「

防水構造	(1)　防雨型のもの (2)　防浸型のもの (3)　非防水型のもの

」に改め、

同表の記載事項の表1　リモートコントロールリレー2　タイムスイッチ3　点灯スイッチ4　[illegible]

「

導体の主材料	(1)　銅のもの (2)　アルミニウムのもの (3)　その他のもの

」を

「

導体の主材料	(1)　銅のもの (2)　その他のもの

」に改める。

別表第四の糸ヒューズ類のつめ付ヒューズの項中

「

定格電圧	(1)　125V以下のもの (2)　125Vをこえ250V以下のもの (3)　250Vをこえるもの

」を

「

定格電圧	(1)　125V以下のもの (2)　125Vを超えるもの

」に改める。

別表第四の包装ヒューズ類の差込形ヒューズの項及び1　筒形ヒューズ2　栓形ヒューズ3　ねじ込み形プラグヒューズ4　せん形プラグヒューズ5　その他の包装ヒューズの項中

「

定格電圧	(1)　125V以下のもの (2)　125Vをこえ250V以下のもの (3)　250Vをこえるもの

」を

「

定格電圧	(1)　125V以下のもの (2)　125Vを超えるもの

」に改め、

別表第四の配線器具の表1　タンブラースイッチ2　ロータリースイッチ3　押しボタンスイッチ4　プルスイッチ5　中間スイッチ6　ペンダントスイッチ7　ターンスイッチ8　その他の点滅器の項中

「

定格電圧	(1)　125V以下のもの (2)　125Vを超え250V以下のもの (3)　250Vを超えるもの
定格電流（定格電流表示のあるものの場合に限る。）	(1)　3A以下のもの (2)　3Aを超え7A以下のもの (3)　7Aを超え10A以下のもの (4)　10Aを超え15A以下のもの (5)　15Aを超え20A以下のもの (6)　20Aを超えるもの

」を

「

定格電圧	(1)　125V以下のもの (2)　125Vを超えるもの
定格電流（定格電流表示のあるものの場合に限る。）	(1)　7A以下のもの (2)　7Aを超え10A以下のもの (3)　10Aを超え15A以下のもの (4)　15Aを超え20A以下のもの (5)　20Aを超えるもの

」に、

「

接続する電線の種類	(1)　アルミニウムのもの (2)　銅のもの (3)　その他のもの

」を

「

接続する電線の種類	(1)　銅のもの (2)　その他のもの

」に、

「

	(4)　耐燃性ポリエチレン混合物のもの (5)　架橋ポリエチレン混合物のもの (6)　耐燃性架橋ポリエチレン混合物のもの (7)　ポリエステル混合物のもの（平形導体合成樹脂絶縁電線の場合に限る。） (8)　ポリプロピレン混合物のもの（平形導体合成樹脂絶縁電線の場合に限る。） (9)　ポリカーボネート混合物のもの（平形導体合成樹脂絶縁電線の場合に限る。） (10) ふっ素樹脂混合物のもの（耐熱性ふっ素樹脂混合物のものを除く。以下この表において同じ。） (11)　耐熱性ふっ素樹脂混合物のもの (12)　その他のもの

」に改め、

同表の合成樹脂系絶縁電線の項の次ケーブルの項中

「

導体の主材料	(1)　銅のもの (2)　アルミニウムのもの (3)　その他のもの

」を

「

導体の主材料	(1)　銅のもの (2)　その他のもの

」に、

「

用途（ビニル外装ケーブルの場合に限る。）	(1)　コンクリート直埋用のもの (2)　その他のもの

」を

「

用途（外装にビニル混合物（耐熱ビニル混合物を含む。）を使用するものの場合に限る。）	(1)　コンクリート直埋用のもの (2)　その他のもの

」に改め、

同表の合成樹脂系絶縁電線の項の次1　平形ビニルコード2　より合わせビニルコード3　袋打ちビニルコード4　丸打ちビニルコード5　その他のビニルコードの項中

「

導体の種類	(1)　A種のもの (2)　B種のもの (3)　その他のもの
線心の構造	(1)　同一のもの (2)　異なるもの

」を

「

導体の種類	(1)　A種のもの (2)　その他のもの
線心の構造（単心ビニルコードの場合を除く。）	(1)　同一のもの (2)　異なるもの

」に改め、

同表の合成樹脂系絶縁電線の項の次キャブタイヤコード及び金糸コードの項中

「

導体の種類	(1)　A種のもの (2)　B種のもの (3)　その他のもの

」を

「

導体の種類	(1)　A種のもの (2)　その他のもの

」に改め、

同表の合成樹脂系絶縁電線の項の次溶接用ケーブルの項中

「

絶縁体の主材料	(1) 天然ゴム混合物のもの (2) エチレンプロピレンゴム混合物のもの (3) その他のもの

」に、

「

導体の種類	(1) A種のもの (2) B種のもの (3) その他のもの

」を

「

導体の種類	(1) A種のもの (2) その他のもの

」に改め、

[illegible]集合体コードの項中

「

絶縁体の主材料	(1) 天然ゴム混合物のもの (2) スチレンブタジエンゴム混合物のもの (3) クロロプレンゴム混合物のもの (4) その他のもの

」を

「

絶縁体の主材料	(1) 天然ゴム混合物のもの (2) クロロプレンゴム混合物のもの (3) その他のもの

」に、

「

導体の種類	(1) A種のもの (2) B種のもの (3) その他のもの

」を

「

導体の種類	(1) A種のもの (2) その他のもの

」に改める。

[illegible]の項中

「

導体の主材料	(1) 銅のもの (2) アルミニウムのもの (3) 銅心アルミニウムのもの (4) その他のもの

」を

「

導体の主材料	(1) 銅のもの (2) その他のもの

」に、

「

絶縁体の主材料	(1) ビニル混合物のもの (2) 耐熱性ビニル混合物のもの (3) ポリエチレン混合物のもの (4) 耐燃性ポリエチレン混合物のもの (5) 架橋ポリエチレン混合物のもの (6) 耐燃性架橋ポリエチレン混合物のもの (7) ポリエステル混合物のもの (8) ポリプロピレン混合物のもの (9) ポリカーボネート混合物のもの (10) ふっ素樹脂混合物のもの（耐熱性ふっ素樹脂混合物のものを除く。以下この表において同じ。） (11) 耐熱性ふっ素樹脂混合物のもの (12) その他のもの

」を

「

絶縁体の主材料	(1) ビニル混合物のもの (2) 耐熱性ビニル混合物のもの (3) ポリエチレン混合物のもの

	もの限る。）
	(8)　その他のもの

」

別表のゴム絶縁電線の項ケーブルの欄中

「

導体の主材料	(1)　銅のもの (2)　アルミニウムのもの (3)　その他のもの

」を

「

導体の主材料	(1)　銅のもの (2)　その他のもの

」に改め、

別表のゴム絶縁電線の項1　単心ゴムコード2　より合わせゴムコード3　袋打ちゴムコード4　丸打ちゴムコード5　その他のゴムコードの欄中

「

定格電圧	(1)　150V以下のもの (2)　150Vをこえるもの
絶縁体の主材料	(1)　天然ゴム混合物のもの (2)　スチレンブタジエンゴム混合物のもの (3)　クロロプレンゴム混合物のもの (4)　エチレンプロピレンゴム混合物のもの (5)　クロロスルホン化ポリエチレンゴム混合物のもの (6)　けい素ゴム混合物のもの (7)　その他のもの

」を

「

定格電圧（絶縁体にけい素ゴム混合物を使用するものの場合に限る。）	(1)　150V以下のもの (2)　150Vを超えるもの
絶縁体の主材料	(1)　天然ゴム混合物のもの (2)　クロロプレンゴム混合物のもの (3)　エチレンプロピレンゴム混合物のもの (4)　クロロスルホン化ポリエチレンゴム混合物のもの (5)　けい素ゴム混合物のもの (6)　その他のもの

」に、

「

導体の種類	(1)　A種のもの (2)　B種のもの (3)　その他のもの
線心の構造	(1)同一のもの (2)異なるもの

」を

「

導体の種類	(1)　A種のもの (2)　その他のもの
線心の構造（単心ゴムコードの場合を除く。）	(1)同一のもの (2)異なるもの

」に改め、

別表のゴム絶縁電線の項キャブタイヤコードの欄中

「

絶縁体の主材料	(1)　天然ゴム混合物のもの (2)　スチレンブタジエンゴム混合物のもの (3)　エチレンプロピレンゴム混合物のもの (4)　その他のもの

」を

「

改め、同表合成樹脂系絶縁電線類製造事業の項中

合成樹脂被覆設備	導心を均一の厚さに被覆できる合成樹脂被覆機を備えていること。	合成樹脂被覆機

を

合成樹脂被覆設備	導心を均一の厚さの合成樹脂系絶縁体で被覆できる合成樹脂被覆機を備えていること。	合成樹脂被覆機

に改める。

別表第二装飾用電燈器具製造事業の項及び光源応用機械器具製造事業の項を削る。

別表第三ゴム系絶縁電線類製造事業の項中

引張試験設備	試験片打抜機、恒温槽（温度を100°C±2°Cに約100時間保温できるもの）および引張試験機を備えていること。	試験片打抜機 恒温槽 引張試験機

を

引張試験設備	試験片打抜機、恒温槽及び引張試験機を備えていること。	試験片打抜機 恒温槽 引張試験機

に改め、同表合成樹脂系絶縁電線類製造事業の項中

引張試験設備	試験片打抜機、恒温槽（温度を90°C±2°Cに約100時間保持できるもの）および引張試験機を備えていること。	試験片打抜機 恒温槽 引張試験機

を

引張試験設備	試験片打抜機、恒温槽及び引張試験機を備えていること。	試験片打抜機 恒温槽 引張試験機

に改め、同表装飾用電燈器具製造事業の項及び光源応用機械器具製造事業の項を削り、同表電子応用機械器具製造事業の項中

エックス線輻射試験設備	テレビジョン受信機及び電子応用おもちやその他の電子応用遊戯器具（ブラウン管を有するものに限る。）を製造するものにあつては、エックス線量測定器を備えていること。	
電力密度測定試験設備	電子レンジを製造するものにあつては、電力密度測定器（最小目盛が0.1mW／cm²以下のもの）を備えていること。	

を削り、同表備考中「、MHzはメガヘルツ、kVAはキロボルトアンペア、mW／cm²はミリワット毎平方センチメートル」及び「、±はプラス・マイナス」を削る。

[illegible]ゴム系絶縁電線[illegible]の項中

導体の主材料	(1) 銅のもの (2) アルミニウムのもの (3) その他のもの

を

導体の主材料	(1) 銅のもの (2) その他のもの

に、

絶縁体の主材料	(1) 天然ゴム混合物のもの (2) スチレンブタジエンゴム混合物のもの (3) ブチルゴム混合物のもの (4) クロロプレンゴム混合物のもの (5) エチレンプロピレンゴム混合物のもの (6) クロロスルホン化ポリエチレンゴム混合物のもの (7) けい素ゴム混合物のもの（機械的強度を強化したものを除く。） (8) けい素ゴム混合物のもの（機械的強度を強化したものに限る。） (9) その他のもの

を

絶縁体の主材料	(1) 天然ゴム混合物のもの (2) ブチルゴム混合物のもの (3) クロロプレンゴム混合物のもの (4) エチレンプロピレンゴム混合物のもの (5) クロロスルホン化ポリエチレンゴム混合物のもの (6) けい素ゴム混合物のもの（機械的強度を強化したものを除く。） (7) けい素ゴム混合物のもの（機械的強度を強化した

に改め、

5　甲種電気用品の構造、材質及び性能の概要
6　承認を申請する理由
7　使用者が特定している場合にあつては、その者の氏名又は名称及び使用の場所
8　工場又は事業場の名称及び所在地
（備考）　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とすること。

様式第十三を次のように改める。

様式第13（第19条関係）

輸入甲種電気用品に係る例外承認申請書

年　月　日

通商産業大臣　殿

住所
氏名（名称及び代表者の氏名）　印

電気用品取締法第23条第１項ただし書（電気用品取締法第23条の３第２項において準用する同法第23条第１項ただし書）の規定により次のとおり承認を受けたいので、申請します。
1　甲種電気用品の品名
2　甲種電気用品の構造、材質及び性能の概要
3　承認を申請する理由
4　使用者が特定している場合にあつては、その者の氏名又は名称及び使用の場所
5　甲種電気用品の製造事業者の氏名又は名称及び住所
（備考）　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とすること。

様式第二十一の八を次のように改める。

様式第21の８（第24条の10関係）

乙種電気用品に係る例外承認申請書

年　月　日

通商産業大臣　殿

住所
氏名（名称及び代表者の氏名）　印

電気用品取締法第26条の４第２項において準用する同法第18条ただし書の規定により次のとおり承認を受けたいので、申請します。
1　事業の開始の年月日
2　乙種電気用品の品名
3　乙種電気用品の構造、材質及び性能の概要
4　承認を申請する理由
5　使用者が特定している場合にあつては、その者の氏名又は名称及び使用の場所
6　乙種電気用品を製造する工場又は事業場の名称及び所在地
（備考）　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とすること。

様式第二十一の九を次のように改める。

様式第21の９（第24条の11関係）

輸入乙種電気用品に係る例外承認申請書

年　月　日

通商産業大臣　殿

住所
氏名（名称及び代表者の氏名）　印

電気用品取締法第26条の５第２項において準用する同法第23条第１項ただし書の規定により次のとおり承認を受けたいので、申請します。
1　事業の開始の年月日
2　乙種電気用品の品名
3　乙種電気用品の構造、材質及び性能の概要
4　承認を申請する理由
5　使用者が特定している場合にあつては、その者の氏名又は名称及び使用の場所
6　乙種電気用品の製造事業者の氏名又は名称及び住所
（備考）　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とすること。

様式第二十二中「行なう」を「行う」に「および」を「及び」に「日本工業規格Ｂ５」を「日本工業規格Ａ４」に改める。

様式第二十三中「行なう」を「行う」に「および」を「及び」に「日本工業規格Ｂ５」を「日本工業規格Ａ４」に「または」を「又は」に改める。

様式第二十四中「日本工業規格Ｂ５」を「日本工業規格Ａ４」に改める。

様式第二十五中「日本工業規格Ｂ５」を「日本工業規格Ａ４」に「および」を「及び」に改める。

様式第二十六中「日本工業規格Ｂ５」を「日本工業規格Ａ４」に改める。

様式第二十七中「および」を「及び」に「日本工業規格Ｂ５」を「日本工業規格Ａ４」に改める。

様式第二十八中「日本工業規格Ｂ５」を「日本工業規格Ａ４」に「および」を「及び」に改める。

様式第二十九中「および」を「及び」に「日本工業規格Ｂ５」を「日本工業規格Ａ４」に改める。

様式第三十五、第三十六及び第三十七を削る。

別表第一の９の項中「、庭園灯器具」を削り、

「(2)　装飾用電灯器具を製造する事業（以下「装飾用電灯器具製造事業」という。）」を

「(2)　削除」に、

「(3)　光源応用機械器具（庭園灯器具および装飾用電灯器具を除く。）を製造する事業（以下「光源応用機械器具製造事業」という。）」を

「(3)　削除」に

改める。

別表第二ゴム系絶縁電線製造事業の項中

「

ゴム被覆設備	ゴム絶縁体を均一に被覆できるカバーリング機またはチューピング機を備えていること。	カバーリング機 チューピング機
加硫設備	(1)　加硫がままたはこれと同等以上の加硫能力がある設備を備えていること。 (2)　ゴム絶縁体の加硫に必要な温度を与えることができること。	加硫がま 加硫がまに代わるもの

」を

「

ゴム被覆設備	線心を均一の厚さのゴム絶縁体で被覆できるゴム被覆機を備えていること。	ゴム被覆機
加硫設備	加硫能力がある設備を備えていること。	加硫がま又はこれに代わるもの

」に

様式第37（第52条関係）

ガス主任技術者資格認定申請書

収　　入 印　　紙 （消印をしないこと。）

※受付年月日	年　月　日
※資格認定の結果	

年　　月　　日

殿

氏名　　　　　　㊞

ガス事業法第32条第3項第2号の規定により次のとおり認定を受けたいので申請します。

認定を受けようとする資格の種類	種	※整理番号	番
ふりがな 氏　　名		生年月日	年　月　日
本　　籍			
現住所	（郵便番号　　　）	電話	（　　） 局　　番
勤務先		電話	（　　） 局　　番

備考　1　※印の欄には、記載しないこと。
2　本籍の欄には、都道府県名のみ記載すること。
3　勤務先の欄には、会社名のみ記載すること。
4　用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

様式第七十一（裏面）中「三十万円」を「30万円」に、「第四十七条第二項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者。」を「第47条第2項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避したとき。」に改める。

様式第四十四（第七十七条関係）を様式第四十五（第七十七条関係）とする。

附　則

1　この省令は、公布の日から施行する。

2　ガス事業法施行規則の一部を改正する省令（平成七年通商産業省令第三号）を次のように改める。

附則第六項中「第百十条」を「第百十一条」に改める。

附則第八項中「第十九条第二項」を「第二十一条第三項」に、「第八十七条」を「第百十一条」に改める。

○通商産業省令第四十六号

計量法（平成四年法律第五十一号）第三章第四節、第五章第一節から第三節まで、第六章第二節、第百五十一条及び第百五十四条の規定に基づき、並びにこれらの規定を実施するため、特定計量器検定検査規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成七年五月十七日

通商産業大臣　橋本龍太郎

特定計量器検定検査規則の一部を改正する省令

特定計量器検定検査規則（平成五年通商産業省令第七十号）の一部を次のように改正する。

第百七十八条及び第百九十八条中「電気式はかり」を「電気式はかりであってひょう量が百キログラム以下のもの」に改める。

第百八十一条中「法第七十一条第一項」を「法第七十一条第一項第一号」に改める。

第二百十三条中「及び第百九十七条」を「、第百九十七条及び第二百三条」に改める。

附則第十一条中「及び法第八十二条」を「、法第八十二条及び法第九十五条第一項」に改める。

附則第二十一条中「附則第十九条第二号」を「附則第十九条第一項第二号」に改める。

附則第二十二条中「M級」を「H級又はM級」に改める。

附則第二十三条第一項第一号中「附則第十九条第一号」を「附則第十九条第一項第一号」に改める。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○通商産業省令第四十七号

電気用品取締法施行令の一部を改正する政令（平成七年政令第百七十一号）の施行に伴い、電気用品取締法（昭和三十六年法律第二百三十四号）の規定に基づき、及び同法を実施するため、電気用品取締法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成七年五月十八日

通商産業大臣　橋本龍太郎

電気用品取締法施行規則の一部を改正する省令

電気用品取締法施行規則（昭和三十七年通商産業省令第八十四号）の一部を次のように改正する。

第六条中「とおり」の下に「（設備又は機器を備えていることとしている場合にあつては、当該設備又は当該機器と同等以上の能力を有する設備又は機器を備えていることを含む。）」を加える。

第七条中「とおり」の下に「（設備又は機器を備えていることとしている場合にあつては、当該設備又は当該機器と同等以上の能力を有する設備又は機器を備えていることを含む。）」を加える。

第十六条の二第二項の表を次のように改める。

品　　　目	上欄の品目について試験を行う指定試験機関
甲種電気用品（点滅器（電子応用機械器具に組み込まれるものであつて突入電流に耐えるものに限る。）、電子応用機械器具用変圧器及び自動販売機（発振管を有するものに限る。）を除く。）	財団法人日本電気用品試験所
点滅器（電子応用機械器具に組み込まれるものであつて突入電流に耐えるものに限る。）、電子応用機械器具用変圧器及び自動販売機（発振管を有するものに限る。）	財団法人日本品質保証機構

第四十七条（見出しを含む。）を削る。

第四十八条第一項第四号を削り、同条を第四十七条とする。

第四十九条（見出しを含む。）を削る。

様式第十を次のように改める。

様式第10（第15条関係）

例外承認申請書

年　月　日

通商産業大臣　殿

住所

氏名（名称及び代表者の氏名）　㊞

電気用品取締法第18条ただし書（電気用品取締法第22条第2項において準用する同法第18条ただし書）の規定により次のとおり承認を受けたいので、申請します。

1　登録の年月日
2　登録番号
3　事業区分
4　甲種電気用品の品名

項を記載した申請書を当該震災復興競輪又は震災復興小型自動車競走を行う競輪場又は競走場の所在地を管轄する通商産業局長（以下「所轄通商産業局長」という。）を経由して通商産業大臣に提出しなければならない。

一　震災復興競輪又は震災復興小型自動車競走（以下「震災復興競走」という。）の開催の年月日並びに競走の回数及び種類

二　震災復興競走を行う競輪場又は競走場の名称及び所在地並びに競輪場又は競走場を借用する場合にあっては借用契約書の写し

三　震災復興競走に関する収支予算見積書

（収支の報告）

第六条　競輪施行者及び小型自動車競走施行者は、震災復興競走の終了後遅滞なく、当該震災復興競走の開催に関する収支決算書を所轄通商産業局長を経由して通商産業大臣に提出しなければならない。

附　則

1　この省令は、公布の日から施行する。

2　この省令は、平成八年三月三十一日限り、その効力を失う。

○通商産業省令第四十三号

輸出貿易管理令（昭和二十四年政令第三百七十八号）別表第一の規定に基づき、輸出貿易管理令別表第一及び外国為替管理令別表の規定に基づき貨物又は技術を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成七年五月十日　通商産業大臣　橋本龍太郎

輸出貿易管理令別表第一及び外国為替管理令別表の規定に基づき貨物又は技術を定める省令の一部を改正する省令

輸出貿易管理令別表第一及び外国為替管理令別表の規定に基づき貨物又は技術を定める省令（平成三年通商産業省令第四十九号）の一部を次のように改正する。

第一条第七号ロ（八）を次のように改める。

（八）　電磁分離法を用いるもの

第一条第十号ロ（一）1一中「細粒キルド鋼」を「細粒炭素鋼」に改め、同号ロ（一）1三を次のように改める。

三　断面積が二・五四平方メートル以上のもの

第一条第十号ロ（一）3中「もののうち、次のいずれかに該当するもの」を「燐青銅製のもののうち、メッシュ状のもの」に改め、一及び二を削り、同号ロ（一）3を同号ロ（一）4とし、同号ロ（一）2中「水素ぜい性のない材料」を「細粒ステンレス鋼であって、水素ぜい性のないもの」に改め、同号ロ（一）2を同号ロ（一）3とし、同号ロ（一）1の次に次のように加える。

2　棚段塔の内部構造物であって、次の一から三までのすべてに該当するもの

一　断面積が二・五四平方メートル以上のものであって、二つ以上の部分に分割されているもの

二　気体と液体を向流的に流して接触させるように設計したもの

三　硫化水素に対して耐食性のある材料を用いたもの

第一条第十号ロ（一）に次のように加える。

5　温度が零下二三八度以下で用いることができるように設計したターボエキスパンダであって、水素の排出量が一時間につき一、〇〇〇キログラム以上のもの

第一条第十一号イ中「輪郭制御をすることができる軸数が二」を「ローラの数が三」に改める。

第一条第十八号イを次のように改める。

イ　真空誘導炉若しくは不活性ガスを用いる誘導炉（半導体ウエハーの加工用のものを除く。）であって、次の（一）から（三）までのすべてに該当するもの又はこれらの電源装置であって、出力が五キロワット以上のもの

（一）　炉の内部を八五〇度を超える温度にすることができるもの

（二）　直径が六〇〇ミリメートル以下の誘導コイルを有するもの

（三）　電源装置からの入力が五キロワット以上のもの

第一条第三十八号イを次のように改める。

イ　アルミニウム製、アルミニウム合金製、ニッケル製又はニッケルの含有量が全重量の六〇パーセント以上のニッケル合金製のセンサを用いた絶対圧力計であって、次のいずれかに該当するもの

（一）　測定できる最大の測定レンジが一三キロパスカル未満のものであって、測定できる最大の測定レンジにおいて、精度が一パーセント未満のもの

（二）　測定できる最大の測定レンジが一三キロパスカル以上のものであって、精度が一三〇パスカル未満のもの

第一条第三十八号ロ中「直径」の下に「の最小値」を加える。

第一条第五十五号イ中「幅若しくは長さが〇・三メートルを超えるもの又はその」を削る。

第三条第七号ホを次のように改める。

ホ　純度が九七パーセント以上のジルコニウム、ベリリウム、金属ボロン、マグネシウム、亜鉛若しくはこれらの合金又はミッシュメタルであって、粒子の径が五〇〇マイクロメートル未満の粉末状のもの

第六条第一号ヌ中「一四まで」を「一五まで」に改め、同条第二十号ホ中「接てんを行うことができる」の下に「もののうち、」を加える。

第九条第十一号ヘ（二）3四イ及びロ中「発振をする」を「パルスを発振する」に改める。

第十三条第五項中「一四の項（九）」を「一四の項（六）」に改め、同条第六項中「一四の項（十一）」を「一四の項（八）」に改め、同条第七項中「一四の項（十二）」を「一四の項（九）」に改める。

附　則

1　この省令は、平成七年五月二十二日から施行する。

2　この省令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

○通商産業省令第四十四号

基盤技術研究円滑化法第三条の規定に基づく国有試験研究施設の使用に関する政令（昭和六十年政令第二百五十六号）第四項の規定に基づき、基盤技術研究円滑化法第三条の規定に基づく国有試験研究施設の使用に関する政令施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成七年五月十二日　通商産業大臣　橋本龍太郎

基盤技術研究円滑化法第三条の規定に基づく国有試験研究施設の使用に関する政令施行規則の一部を改正する省令

基盤技術研究円滑化法第三条の規定に基づく国有試験研究施設の使用に関する政令施行規則（昭和六十年通商産業省令第三十一号）の一部を次のように改正する。

様式第一及び様式第二中「日本工業規格B5」を「日本工業規格A4」に改める。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○通商産業省令第四十五号

ガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号）の規定に基づき、及び同法を実施するため、ガス事業法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成七年五月十六日　通商産業大臣　橋本龍太郎

ガス事業法施行規則の一部を改正する省令

ガス事業法施行規則（昭和四十五年通商産業省令第九十七号）の一部を次のように改正する。

第一条第二項第六号中「等の場合」を削り、同条第三項中「㈠」を「（一）」に改める。

第十三条第八号中「第四条」を「第六条」に改める。

第五十八条中「法三十四条」を「法第三十四条」に改める。

第百六条第二号中「三年度毎」を「三年度ごと」に、「種類毎」を「種類ごと」に改める。

第百十一条第三項中「前項」を「第一項」に改め、同項の表第二号中「及び第十五号」を削り、同号中「第十六号及び第十七号」を「第十五号から第十七号まで」に改める。

第百十二条第一項の表第二号中「、若しくは」を「若しくは」に、同表第十五号中「漏洩」を「漏えい」に改める。

第百十四条中「様式七十一」を「様式第七十一」に改める。

第百十七条第三項及び第七項中「第九十条」を「第百十五条」に改める。

別表第一製造所の項二（二）5(2)の下欄2中「改造」を「不活性の液化ガス用ポンプの改造」に改める。

別表第二ガスホルダーを有しない供給所の項二中「供給所内」を「供給所」に改める。

別表第二昇圧供給装置の項中「種類及び圧力」を「種類及び出力」に改める。

様式第三十六中「様式第36（第52条関係）」を「様式第36（第49条関係）」に改める。

様式第三十七を次のように改める。

（裏面）

化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律抜すい

第33条第1項　通商産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、許可製造者、承認輸入者、許可使用者又は届出使用者の事務所、工場その他の事業所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させ、関係者に質問させ、又は試験のために必要な最小限度の分量に限り試料を無償で収去させることができる。

第45条　次の各号の一に該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

九　第33条第1項の規定による検査若しくは収去を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

備考　用紙の大きさは、日本工業規格A7とすること。

○通商産業省令第四十一号

中小企業倒産防止共済法（昭和五十二年法律第八十四号）第十条の二第三項の規定に基づき、中小企業倒産防止共済法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成七年五月八日

通商産業大臣　橋本龍太郎

中小企業倒産防止共済法施行規則の一部を改正する省令

中小企業倒産防止共済法施行規則（昭和五十三年通商産業省令第六号）の一部を次のように改正する。

第二十六条中「年三・三パーセント」を「年二・八パーセント」に改める。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○通商産業省令第四十二号

自転車競技法（昭和二十三年法律第二百九号）第五条の二第一項及び小型自動車競走法（昭和二十五年法律第二百八号）第七条の二第一項の規定に基づき、並びにこれらの法律を実施するため、阪神・淡路大震災復興に資する事業を支援するための競輪及び小型自動車競走の開催の範囲及び日取りの特例等に関する省令を次のように定める。

平成七年五月八日

通商産業大臣　橋本龍太郎

阪神・淡路大震災復興に資する事業を支援するための競輪及び小型自動車競走の開催の範囲及び日取りの特例等に関する省令

（趣旨）

第一条　この省令は、阪神・淡路大震災復興に資する事業を支援するための競輪及び小型自動車競走の開催の範囲及び日取りに関する自転車競技法施行規則（昭和二十三年商工省令第二十八号。以下「競輪規則」という。）及び小型自動車競走法施行規則（昭和二十五年通商産業省令第四十六号。以下「競走規則」という。）の特例等について定めるものとする。

（競輪の開催の範囲及び日取りの特例）

第二条　競輪施行者は、通商産業大臣の承認を受けて、阪神・淡路大震災復興に資する事業を支援するための競輪（以下「震災復興競輪」という。）として、競輪規則第四条の四第一項及び第二項並びに第四条の五第一項及び第二項の規定にかかわらず、同規則第四条の四第一項及び第二項に規定する開催回数の競輪並びに同規則第四条の五第一項及び第二項に規定する施設等改善競輪のほか、次の各号に掲げる回数の競輪を一回の開催日数を四日以内として開催することができる。

一　一競輪場当たりの年間開催回数（毎年四月一日から翌年三月三十一日までに開催される回数をいう。以下同じ。）は、三回以内

二　一競輪場当たりの月間開催回数は、一回

三　一競輪施行者当たりの年間開催回数は、三回以内

四　一競輪施行者当たりの月間開催回数は、一回

2　前項の規定により震災復興競輪を開催するときは、競輪規則第四条の四第五項の規定にかかわらず、同項に規定する日取り以外の日取りによることができる。

（小型自動車競走の開催の範囲及び日取りの特例）

第三条　小型自動車競走施行者は、通商産業大臣の承認を受けて、阪神・淡路大震災復興に資する事業を支援するための小型自動車競走（以下「震災復興小型自動車競走」という。）として、競走規則第六条第一項及び第二項並びに第六条の二第一項の規定にかかわらず、同規則第六条第一項及び第二項に規定する開催回数の小型自動車競走並びに同規則第六条の二第一項に規定する施設等改善競走のほか、次の各号に掲げる回数の小型自動車競走を一回の開催日数を五日以内として開催することができる。

一　一競走場当たりの年間開催回数は、二回以内

二　一小型自動車競走施行者当たりの年間開催回数は、二回以内

2　前項の規定により震災復興小型自動車競走を開催するときは、競走規則第六条第四項の規定にかかわらず、同項に規定する日取り以外の日取りによることができる。

（競走会への交付金）

第四条　震災復興小型自動車競走に係る競走会への交付金の金額は、競走規則第十三条第一項の規定（施設等改善競走の場合に限る。）を準用する。

（承認の申請）

第五条　競輪施行者又は小型自動車競走施行者は、第二条第一項又は第三条第一項の規定による承認を受けようとするときは、次に掲げる事

様式第１５（第１６条関係）

収　去　証

住　　　所
氏名又は名称

収去場所

品名及び数量

化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律第３３条第１項の規定により収去する。

年　月　日

官職　氏　名　印

備考　この用紙の大きさは、日本工業規格Ａ５とすること。

様式第１６（第１７条関係）

（表　面）

第　号

化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律第３３条第１項の規定による立入検査証

写真

押出スタンプ

官職及び氏名

年　月　日生

年　月　日発行

発行者　印

様式第１２（第１２条関係）

許可製造者（許可使用者）相続証明書

年　月　日

通商産業大臣殿

証明者　氏名又は名称及び法人にあっては、その代表者の氏名　印
住　所

氏名又は名称及び法人にあっては、その代表者の氏名　印
住　所

次のとおり許可製造者（許可使用者）について相続がありましたことを証明します。

被相続人の氏名	
被相続人の住所	
被相続人が法第４条第１項（法第１０条第１項）の許可を受けた年月日	
被相続人の許可の番号	
許可製造者（許可使用者）の地位を承継した者の氏名	
許可製造者（許可使用者）の地位を承継した者の住所	
相続開始の年月日	

備考　１　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とすること。
　　　２　証明者は、２人以上とすること。

様式第１３（第１３条関係）

製造実績届出書

年　月　日

通商産業大臣殿

氏名又は名称及び法人にあっては、その代表者の氏名　印
住　所

化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律第２１条第１項の規定により次のとおり届け出ます。

許可の番号	特定物質	製造数量	前年の最大保有量

備考　１　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とすること。
　　　２　この届出書は、前年１月１日から１２月３１日までの製造数量及び最大保有量を届け出ること。

様式第１４（第１４条関係）

使用実績届出書

年　月　日

通商産業大臣殿

氏名又は名称及び法人にあっては、その代表者の氏名　印
住　所

化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律第２１条第２項の規定により次のとおり届け出ます。

許可の番号	特定物質	使用数量

備考　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とすること。

様式第9（第11条関係）

廃棄届出書

年　月　日

通商産業大臣殿

氏名又は名称及び法人にあっては、その代表者の氏名　印
住　所

化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律第18条第2項の規定により次のとおり届け出ます。

廃棄すべき特定物質及び数量	
廃棄しようとする年月日	
廃棄しようとする場所	
廃棄の方法	別添資料のとおり

備考　用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

様式第10（第12条関係）

許可製造者（許可使用者）地位承継届出書

年　月　日

通商産業大臣殿

氏名又は名称及び法人にあっては、その代表者の氏名　印
住　所

化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律第20条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

承継の原因	
被承継者の氏名又は名称及び法人にあっては、その代表者の氏名	
被承継者の住所	
承継に係る製造許可の番号（使用許可の番号）	

備考　用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

様式第11（第12条関係）

許可製造者（許可使用者）相続同意証明書

年　月　日

通商産業大臣殿

証明者　氏名　印
住所

次のとおり許可製造者（許可使用者）について相続がありましたことを証明します。

被相続人の氏名	
被相続人の住所	
被相続人が法第4条第1項（法第10条第1項）の許可を受けた年月日	
被相続人の許可の番号	
許可製造者（許可使用者）の地位を承継する者として選定された者の氏名	
許可製造者（許可使用者）の地位を承継する者として選定された者の住所	
相続開始の年月日	

備考　1　用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
2　証明書は、許可製造者（許可使用者）の地位を承継する者として選定された者以外の相続人全員が記名押印すること。

（裏面）

許可製造者又は承認輸入者記入欄

年　月　日	許可製造者又は承認輸入者の氏名又は名称　印	特定物質	数　量

備考　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とすること。

様式第７（第８条関係）

使用許可証再交付申請書

年　月　日

通商産業大臣殿

氏名又は名称及び法人にあっては、その代表者の氏名　印
住　所

化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律第１０条第３項の使用許可証の再交付を申請します。

特定物質及び譲り受けることのできる数量	
再交付を受けようとする許可の番号	
再交付を申請する理由	

備考　１　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とすること。
２　譲り受けることのできる数量は、使用できる数量からこれまでに譲り受けた数量を除いた数量とすること。

様式第８（第１０条関係）

譲渡届出書

年　月　日

通商産業大臣殿

氏名又は名称及び法人にあっては、その代表者の氏名　印
住　所

化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律第１５条第２項の規定により次のとおり届け出ます。

譲り渡した特定物質及び数量	
譲り渡した年月日	
譲り渡した者	
譲り渡した者の使用許可の番号	

備考　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とすること。

様式第４（第６条関係）

製造廃止届出書

年　月　日

通商産業大臣殿

氏名又は名称及び法人にあっては、その代表者の氏名　印
住　所

化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律第８条第１項の規定により次のとおり届け出ます。

廃止に係る許可の番号	
廃止年月日	

備考　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とすること。

様式第５（第７条関係）

使用許可申請書

年　月　日

通商産業大臣殿

氏名又は名称及び法人にあっては、その代表者の氏名　印
住　所

化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律第１０条第１項の許可を受けたいので、同条第２項の規定により次のとおり申請します。

使用をしようとする特定物質及び数量	
使用の目的	
使用の方法	別添資料のとおり
使用の時期	
使用の場所	
使用をしようとする特定物質の取得方法	

備考　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とすること。

様式第６（第８条関係）

（表面）

第　号
年　月　日

使用許可証

化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律第１０条第１項の規定により特定物質の使用を許可する。

通商産業大臣　印

使用の許可を受けた者	氏名又は名称及び法人にあっては代表者の氏名	
	住所	
使用の目的		

使用をしようとする特定物質及び数量	使用の方法

使用の場所	
条　件	
有効期間	自　年　月　日 至　年　月　日

この許可証は、有効期間が満了したとき、有効期間内で使用の目的を達成したとき、若しくは使用の目的を失ったとき、又は許可を取り消されたときは、通商産業大臣に返納しなければならない。

様式第１（第２条関係）

製造許可申請書

年　月　日

通商産業大臣殿

氏名又は名称及び法人にあっては、その代表者の氏名　印
住　所

化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律第４条第１項の許可を受けたいので、同条第２項の規定により次のとおり申請します。

製造をしようとする事業所の所在地	
製造をしようとする特定物質	
製造の方法	別添資料のとおり
製造に用いる器具、機械又は装置	別添資料のとおり

備考　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とすること。

様式第２（第４条関係）

変更許可申請書

年　月　日

通商産業大臣殿

氏名又は名称及び法人にあっては、その代表者の氏名　印
住　所

化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律第７条第１項の変更の許可を受けたいので、同項の規定により次のとおり申請します。

変更に係る許可の番号		
変更事項		
変更内容	新	
	旧	

備考　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とすること。

様式第３（第５条関係）

変更届出書

年　月　日

通商産業大臣殿

氏名又は名称及び法人にあっては、その代表者の氏名　印
住　所

化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律第７条第２項（法第７条第３項）の規定により次のとおり届け出ます。

変更に係る許可の番号		
変更事項		
変更内容	新	
	旧	
変更年月日		

備考　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とすること。

○通商産業省令第四十号

化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律（平成七年法律第六十五号）の規定に基づき、及び同法を実施するため、化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律施行規則を次のように定める。

平成七年五月一日

通商産業大臣　橋本龍太郎

化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律施行規則

（用語）

第一条　この省令において使用する用語は、化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律（以下「法」という。）において使用する用語の例による。

（製造の許可の申請）

第二条　法第四条第二項の規定により同条第一項の許可の申請をしようとする者は、様式第一による申請書に次の書類を添えて、通商産業大臣に提出しなければならない。

一　事業所付近の状況を示す図面

二　事業所内の製造設備その他の設備の位置を示す図面

三　物質ごとの製造工程を説明した書面

四　物質ごとの法第四条第二項第四号の器具、機械又は装置の仕様を説明した書面

五　特定物質の保管方法を説明した書面

六　申請者（申請者が法人である場合にあっては、その法人及びその法人の業務を行う役員）が法第五条各号に該当しないことを説明した書面

七　申請者が法人である場合にあっては、その法人の定款又は寄附行為及び登記簿の謄本

（製造の許可の基準）

第三条　法第六条第一号の通商産業省令で定める限度は、事業所ごとに年間一トン未満とする。ただし、通商産業大臣が条約実施及び検証に関する附属書第六部第八項の単一の小規模な施設として一を限り認める事業所については、この限りでない。

（変更の許可の申請）

第四条　法第七条第一項の規定により変更の許可を受けようとする者は、様式第二による申請書に第二条第二号から第四号までに掲げる書類を添えて、通商産業大臣に提出しなければならない。

2　法第七条第一項ただし書の通商産業省令で定める軽微な変更は、製造の方法の変更であって、当該許可製造者の特定物質の製造をする能力が増大しないものとする。

（変更の届出）

第五条　法第七条第二項又は第三項の届出をしようとする者は、様式第三による届出書を通商産業大臣に提出しなければならない。

2　前項の届出書には、次の各号に掲げる場合に応じ、それぞれ当該各号に定める書類を添えなければならない。

一　法第四条第二項第二号に掲げる事項を変更しようとするとき　第二条第一号及び第二号に掲げる書類

二　許可製造者が法人であり、かつ、法第四条第二項第一号に掲げる事項に変更があったとき　その法人の登記簿の謄本

三　法第七条第一項ただし書の通商産業省令で定める軽微な変更をしたとき　第二条第二号及び第三号に掲げる書類

（製造の廃止の届出）

第六条　法第八条第一項の届出をしようとする者は、様式第四による届出書を通商産業大臣に提出しなければならない。

（使用の許可の申請）

第七条　法第十条第二項の規定により同条第一項の許可の申請をしようとする者は、様式第五による申請書を通商産業大臣に提出しなければならない。

2　法第十条第二項第五号のその他通商産業省令で定める事項は、使用をしようとする特定物質の取得方法とする。

3　第一項の申請には、次の各号に掲げる書類を添えて提出しなければならない。

一　物質ごとの使用の方法を説明した書面

二　特定物質の保管方法を説明した書面

三　申請書（申請者が法人である場合にあっては、その法人及びその法人の業務を行う役員）が法第十一条第二項において読み替えて準用する法第五条各号に該当しないことを説明した書面

四　申請者が法人である場合にあっては、その法人の定款又は寄附行為及び登記簿の謄本

（使用許可証）

第八条　法第十条第三項の使用許可証は、様式第六とする。

2　許可製造者又は承認輸入者は、許可使用者にその使用の許可に係る特定物質を譲り渡すときは、当該許可使用者の使用許可証の許可製造者又は承認輸入者記入欄に所定の事項を記入し、かつ、押印するものとする。

3　許可使用者は、使用許可証が汚損され、又は失われたときは、様式第七による申請書及び使用許可証が汚損された場合にあってはその許可証を通商産業大臣に提出し、使用許可証の再交付を受けることができる。

4　通商産業大臣は、前項の再交付をするときは、当該使用許可証に当該許可使用者が譲り受けることのできる特定物質の数量を記載するものとする。

5　許可使用者は、次に掲げるときは、直ちにその使用許可証（第四号の場合にあっては、発見した使用許可証）を通商産業大臣に返納しなければならない。

一　許可の有効期間が満了したとき。

二　許可の有効期間内で使用の目的を達成したとき又はこれを失ったとき。

三　許可を取り消されたとき。

四　第三項の規定により使用許可証の再交付を受けた後、失われた使用許可証を発見したとき。

（製造の制限の特例）

第九条　法第十四条第一項ただし書の通商産業省令で定める場合は、当該特定物質の製造に係る通常の技術を有する者が使用の許可に係る特定物質の製造のために製造することが必要とされる数量の特定物質を製造する場合とする。

（譲渡しの届出）

第十条　法第十五条第二項の規定により届出をしようとする者は、様式第八による届出書を通商産業大臣に提出しなければならない。

（廃棄の届出）

第十一条　法第十八条第二項の規定による届出をしようとする者は、廃棄をしようとする日の三日前までに、様式第九による届出書を通商産業大臣に提出しなければならない。

（承継の届出）

第十二条　法第二十条第二項の規定により許可製造者又は許可使用者の地位の承継の届出をしようとする者は、様式第十による届出書に次の書類を添えて、通商産業大臣に提出しなければならない。

一　法第二十条第一項の規定により許可製造者又は許可使用者の地位を承継した相続人であって、二人以上の相続人の全員の同意により選定されたものにあっては、様式第十一による書面及び戸籍謄本

二　法第二十条第一項の規定により許可製造者又は許可使用者の地位を承継した相続人であって、前号の相続人以外のものにあっては、様式第十二による書面及び戸籍謄本

三　法第二十条第一項の規定により合併によって許可製造者又は許可使用者の地位を承継した法人にあっては、その法人の登記簿の謄本

（製造の実績の届出）

第十三条　法第二十一条第一項の規定により届出をしようとする者は、毎年二月末日までに様式第十三による届出書を通商産業大臣に提出しなければならない。

（使用の実績の届出）

第十四条　法第二十一条第二項の規定により届出をしようとする者は、使用をした日から一週間以内に様式第十四による届出書を通商産業大臣に提出しなければならない。

（記録）

第十五条　法第二十二条第一項の規定による記録は、物質ごとに行うものとする。

2　法第二十二条第一項第五号の通商産業省令で定める事項は、次の各号に掲げるものとする。

一　他の者から譲り受けた場合にあっては、譲り受けた者及び数量

二　廃棄した場合にあっては、廃棄した数量

3　法第二十二条第二項の規定による第一項の日誌は、記録の日から五年間保存しなければならない。

（収去証）

第十六条　法第三十三条第一項の規定により通商産業省の職員が試料を収去するときは、被収去者に様式第十五による収去証を交付しなければならない。

（身分証明書）

第十七条　通商産業大臣がその職員に携帯させる法第三十三条第三項の証明書は、様式第十六によるものとする。

附　則

（施行期日）

1　この規則は、法の施行の日（平成七年五月五日）から施行する。

（通商産業省組織規程の一部改正）

2　通商産業省組織規程（昭和二十七年通商産業省令第七十三号）の一部を次のように改正する。

第五条の三十三第二項を次のように改める。

2　化学兵器・麻薬原料等規制対策室においては、次の事務をつかさどる。

一　化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律（平成七年法律第六十五号）の施行に関すること。

二　前号に掲げるもののほか、局の所掌に係る化学工業品の化学兵器若しくはその原料としての使用又は麻薬、向精神薬等の原料としての使用に係る規制に関すること。

委員会にあっては、当該緑の募金の実施期間前に行わなければならない。

2　法第八条第二項に規定する事業報告書及び収支決算書の提出は、毎事業年度終了後三月以内に行わなければならない。

（国土緑化推進機構による助成を受けることが適当な者の要件）

第四条　法第十四条第二号の農林水産省令で定める要件は、次の各号の一に掲げるものとする。

一　二以上の都道府県にわたる広域的な見地から森林の整備若しくは緑化の推進の事業を行う者又は当該事業を行う者に対して助成をする者であること。

二　森林の整備若しくは緑化の推進に係る国際協力を行う者又は当該国際協力を行う者に対して助成をする者であること。

（国土緑化推進機構が行うことが適当な事業の要件）

第五条　法第十四条第三号の農林水産省令で定める要件は、次の各号の一に掲げるものとする。

一　全国的な見地から行う森林の整備又は緑化の推進の事業であること。

二　森林の整備又は緑化の推進に係る国際協力の事業であること。

（国土緑化推進機構への寄附金の一部の交付）

第六条　法第十八条第一項に規定する寄附金の一部の交付は、緑の募金の実施期間終了後に、国土緑化推進機構と各都道府県緑化推進委員会とが協議して定める額を、当該都道府県緑化推進委員会が国土緑化推進機構に交付して行うものとする。

（都道府県緑化推進委員会の寄附金の使途の例外）

第七条　法第十八条第二項ただし書の農林水産省令で定める使途は、次のとおりとする。

一　当該都道府県の区域内の住民と当該都道府県の区域外の住民との友好関係の増進を目的とする森林整備等を行う者又は当該森林整備等を行う者に対して助成する者に対して交付金の交付を行うことに要する経費に充てること。

二　前号に規定する森林整備等の事業を行う経費に充てること。

（準用）

第八条　第二条及び第三条の規定は、国土緑化推進機構について準用する。この場合において、第二条の見出し中「都道府県緑化推進委員会」とあるのは「国土緑化推進機構」と、同条第一項中「法第五条第一項」とあるのは「法第十三条」と、「都道府県知事」とあるのは「農林水産大臣」と、同条第二項第五号及び第六号中「法第六条各号」とあるのは「法第十四条各号」と、第三条の見出し中「都道府県緑化推進委員会」とあるのは「国土緑化推進機構」と、同条第一項中「法第八条第一項」とあるのは「法第十五条において準用する法第八条第一項」と、「都道府県緑化推進委員会」とあるのは「国土緑化推進機構」と、同条第二項中「法第八条第二項」とあるのは「法第十五条において準用する法第八条第二項」と読み替えるものとする。

附　則

この省令は、緑の募金による森林整備等の推進に関する法律の施行の日（平成七年六月一日）から施行する。

○農林水産省令第三十五号

日本中央競馬会法（昭和二十九年法律第二百五号）第二十条第三項の規定に基づき、日本中央競馬会法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成七年五月三十一日

農林水産大臣　大河原太一郎

日本中央競馬会法施行規則の一部を改正する省令

日本中央競馬会法施行規則（昭和二十九年農林省令第五十六号）の一部を次のように改正する。

第二条の四第一号中「払戻金交付所」の下に「（以下「競馬場等」という。）」を、「含む。）」の下に「、主として競馬場等への交通の用に供する道路」を加える。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

第一条第十一項の表第一号中

「飼料作物の作付けの面積十アールにつき十五万二千円」を

「飼料作物の作付けの面積十アールにつき二十二万六千円
多年生牧草の栽培を目的とする草地の更新を行う場合にあつては、更新の面積十アールにつき三万七千円」

に改め、同表第三号の次に次の一号を加える。

四　豚の飼養管理方法の改善を図るために必要な次に掲げる資金	
(一)　施設、機械又は資材を購入し又は設置するのに必要な資金	特定の疾病の病原体による汚染の予防に係る飼養管理方法の改善を図る場合にあつては、成豚六十頭につき千百二十一万円 飼料及び水の摂取に係る飼養管理方法の改善を図る場合にあつては、成豚六十頭につき五百万円 排せつ物の豚舎内での発酵による処理に係る飼養管理方法の改善を図る場合にあつては、成豚六十頭につき百七十八万円
(二)　豚を購入するのに必要な資金	特定の疾病の病原体による汚染の予防に係る飼養管理方法の改善を図る場合にあつては、繁殖の用に供する目的で飼養される豚二十頭につき四百万円 飼料及び水の摂取に係る飼養管理方法の改善を図る場合又は排せつ物の豚舎内での発酵による処理に係る飼養管理方法の改善を図る場合にあつては、繁殖の用に供する目的で飼養される豚二十頭につき二百万円

第五条の表第二号中「青年農業者」の下に「又はその組織する団体」を加え、

「千八百万円」を

「青年農業者が農業経営を自ら行う場合にあつては、千八百万円
青年農業者の組織する団体が農業経営を自ら行う場合にあつては、五千四百万円」

に改める。

附　則

1　この省令は、公布の日から施行する。

2　この省令の施行前に貸し付けられた改正前の第一条第七項の表第二号の資金及び同条第十一項の表第一号の資金については、なお従前の例による。

○農林水産省令第三十二号

薬事法（昭和三十五年法律第百四十五号）第八十三条の二第一項の規定に基づき、動物用医薬品の使用の規制に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成七年五月二十二日

農林水産大臣　大河原太一郎

動物用医薬品の使用の規制に関する省令の一部を改正する省令

動物用医薬品の使用の規制に関する省令（昭和五十五年農林水産省令第四十二号）の一部を次のように改正する。

別表第一エンロフロキサシンを有効成分とする注射剤の項中「牛（搾乳牛を除く。）」を「牛」に、「食用に供するためにと殺する前21日間」を「食用に供するためにと殺する前21日間又は食用に供するために搾乳する前96時間」に改める。

別表第一フロルフェニコールを有効成分とする飲水添加剤の項を次のように改める。

フロルフェニコールを有効成分とする飲水添加剤	豚	1日量として体重1kg当たり2mg以下の量を飲水に溶かして経口投与すること。	食用に供するためにと殺する前3日間
	鶏（産卵鶏を除く。）	1日量として体重1kg当たり20mg以下の量を飲水に溶かして経口投与すること。	食用に供するためにと殺する前5日間

附　則

1　この省令は、公布の日から施行する。

2　動物用医薬品等取締規則（昭和三十六年農林省令第三号）の一部を次のように改正する。

附則に次の一項を加える。

33　動物用医薬品の使用の規制に関する省令の一部を改正する省令（平成七年農林水産省令第三十二号）の規定に係る医薬品（フロルフェニコールを有効成分とする飲水添加剤に限る。）についての第五十六条で定める事項の記載については、平成七年十一月二十一日までは、なお従前の例によることができる。

○農林水産省令第三十三号

沿岸漁業改善資金助成法（昭和五十四年法律第二十五号）第四条の規定に基づき、沿岸漁業改善資金助成法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成七年五月二十九日

農林水産大臣　大河原太一郎

沿岸漁業改善資金助成法施行規則の一部を改正する省令

沿岸漁業改善資金助成法施行規則（昭和五十四年農林水産省令第二十二号）の一部を次のように改正する。

第一条の表第一号から第三号までの規定中「四百万円」を「五百万円」に、同表第四号中「六百万円」を「七百万円」に、同表第八号中「五十万円」を「百五十万円」に、同表第九号中「六十五万円」を「百三十万円」に、同表第十号中「百万円」を「百五十万円」に、同表第十一号中「四十万円」を「百二十万円」に改める。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○農林水産省令第三十四号

緑の募金による森林整備等の推進に関する法律（平成七年法律第八十八号）第八条第一項及び第二項（同法第十五条において準用する場合を含む。）、第十四条第二号及び第三号、第十八条第一項及び第二項ただし書並びに第二十五条の規定に基づき、緑の募金による森林整備等の推進に関する法律施行規則を次のように定める。

平成七年五月三十一日

農林水産大臣　大河原太一郎

緑の募金による森林整備等の推進に関する法律施行規則

（緑の募金の期間）

第一条　緑の募金による森林整備等の推進に関する法律（以下「法」という。）第二条第二項の規定による緑の募金の実施期間は、農林水産省告示で定める。

（都道府県緑化推進委員会の指定の申請）

第二条　法第五条第一項の規定により指定を受けようとする法人は、次に掲げる事項を記載した申請書を都道府県知事に提出しなければならない。

一　名称及び住所並びに代表者の氏名

二　事務所の所在地

2　前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一　定款又は寄附行為

二　登記簿の謄本

三　役員の氏名、住所及び略歴を記載した書面

四　指定の申請に関する意思の決定を証する書面

五　法第六条各号に掲げる業務の実施に関する基本的な計画

六　法第六条各号に掲げる業務を適正かつ確実に実施できることを証する書面

（都道府県緑化推進委員会の事業計画書等の提出）

第三条　法第八条第一項に規定する事業計画書及び収支予算書の提出は、毎事業年度開始後二月以内に（指定を受けた日の属する事業年度にあっては、その指定を受けた後遅滞なく）行わなければならない。ただし、事業年度開始後二月以内に緑の募金を実施する都道府県緑化推進

○農林水産省令第二十九号

植物防疫法（昭和二十五年法律第百五十一号）第七条第一項第一号、第十六条の二第一項及び第十六条の三第一項の規定に基づき、植物防疫法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成七年五月一日

農林水産大臣　大河原太一郎

植物防疫法施行規則の一部を改正する省令

植物防疫法施行規則（昭和二十五年農林省令第七十三号）の一部を次のように改正する。

第三十五条の五第一項中「にがうりの生果実」の下に「、さつまいもの生塊根」を加える。

別表一の四の項植物の欄中「及びレッドダイヤモンド種」を「、レッドダイヤモンド種及びロイヤルジャイアント種」に改める。

別表二に次の三項を加える。

三　北緯二十八度四十分以南の南西諸島（大東諸島を含む。）、小笠原諸島	さつまいもの生塊根	イモゾウムシ
四　北緯三十度以南の南西諸島（大東諸島を含む。）、小笠原諸島	さつまいもの生塊根	アリモドキゾウムシ
五　北緯三十度以南の南西諸島（大東諸島を含む。）	さつまいもの生塊根	サツマイモノメイガ

別表三中「

にがうりの生果実	蒸熱処理	―	四五～四六度	三十分

」を「

にがうりの生果実	蒸熱処理	―	四五～四六度	三十分
さつまいもの生塊根	蒸熱処理	―	四七～四八度	三時間十分

」に改め、同表の備考の欄の8の項中「生果実」を「生果実又は生塊根」に改め、10の項を11の項とし、9の項を10の項とし、8の項を9の項とし、同項の前に次の一項を加える。

8　さつまいもの生塊根の蒸熱処理は、湿度九五パーセント以上の蒸熱処理庫内において、当該蒸熱処理庫内の温度を四時間で三一度から四一度まで一定の上昇率で上げてから行う。

別表四の二の項から五の項までの植物の欄中「生塊根等の地下部」を「生塊根等の地下部（さつまいもの生塊根を除く。）」に改める。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○農林水産省令第三十号

繭糸価格安定法（昭和二十六年法律第三百十号）第十四条第一項の規定に基づき、繭糸調査規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成七年五月二日

農林水産大臣　大河原太一郎

繭糸調査規則の一部を改正する省令

繭糸調査規則（昭和二十七年農林省令第五号）の一部を次のように改正する。

第十三条第一項の表申告義務者の欄中「座繰生糸製造業者　玉糸製造業者」を「器械玉糸製造業者」に改め、同条第二項を削る。

第十四条を次のように改める。

第十四条　前条の規定による申告は、あらかじめ農林水産大臣が配布する生糸等需給調査票に調査事項を記入し、同条の表の第一号に掲げる者及び生糸売買業者にあつてはその工場又は営業所の所在地を管轄する都道府県知事を、生糸問屋、生糸輸出入業者及び繭輸出入業者にあつては横浜農林水産消費技術センター所長又は神戸農林水産消費技術センター所長を経由して、これを農林水産大臣に提出してするものとする。

第十八条第二項中「国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第百七十八号）に規定する休日又は日曜日」を「行政機関の休日に関する法律（昭和六十三年法律第九十一号）第一条第一項各号に掲げる日」に改める。

附　則

この省令は、平成七年六月一日から施行する。

○農林水産省令第三十一号

農業改良資金助成法（昭和三十一年法律第百二号）第四条の規定に基づき、農業改良資金助成法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成七年五月十七日

農林水産大臣　大河原太一郎

農業改良資金助成法施行規則の一部を改正する省令

農業改良資金助成法施行規則（昭和三十九年農林省令第十九号）の一部を次のように改正する。

第一条第五項の表第一号中「十三万七千円」の下に「（水田における稲の直播又は移植から収穫までの一連の作業の省力化を行い、かつ、その農業の生産行程の総合的な改善を行う場合にあつては、稲の作付けの面積十アールにつき十万六千円）」を加え、同条第六項中「作物の作付けの面積十アールにつき十三万九千円」を「次の表の上欄に掲げる資金の種目ごとにそれぞれ同表の下欄に掲げるとおり」に改め、同項に次の表を加える。

資金の種目	標準資金需要額
一　化学的に合成された農薬、肥料及び土壌改良資材を原則として使用しない農業を導入し、かつ、生産行程の総合的な改善を行う生産方式を導入するために必要な施設、機械又は資材を購入し、又は設置するのに必要な資金	作物の作付けの面積十アールにつき十三万九千円
二　化学的に合成された農薬又は肥料の使用を著しく減少させる農業を導入し、かつ、生産行程の総合的な改善を行う生産方式を導入するために必要な施設、機械又は資材を購入し、又は設置するのに必要な資金	作物の作付けの面積十アールにつき十六万一千円

第一条第七項の表を次のように改める。

資金の種目	標準資金需要額
一　畑地における作物の作付体系を合理化し、かつ、生産行程の総合的な改善を行う生産方式の導入に必要な次に掲げる資金	
(一)　施設、機械又は資材を購入し又は設置するのに必要な資金	作付体系の合理化に係る畑地の面積十アールにつき十三万七千円（野菜を導入する場合にあつては、野菜の作付けに係る畑地の面積十アールにつき八万三千円）
(二)　排水改良、土壌改良その他作付条件の整備を行うのに必要な資金	作付体系の合理化に係る畑地の面積十アールにつき六万二千円
二　畑地における作物に係る収穫物の品質の改善を図る生産方式の導入に必要な次に掲げる資金	
(一)　施設、機械又は資材を購入し又は設置するのに必要な資金	収穫物の品質の改善に係る畑地の面積十アールにつき十九万七千円
(二)　排水改良、土壌改良その他作付条件の整備を行うのに必要な資金	収穫物の品質の改善に係る畑地の面積十アールにつき五万九千円
(三)　生産方式の導入と併せ行う当該収穫物の合理的な加工方式の導入に必要な施設又は機械を購入し又は設置するのに必要な資金	一日当たりの原料収穫物の加工量（以下この号において「日加工量」という。）十キログラムにつき四十六万六千円（ただし、日加工量が二百五十キログラムを超える場合にあつては、日加工量十キログラムにつき三十三万五千円）

上記により、外国製造医療用具の承認に係る調査を申請します。

年　月　日

住　所　邦　文
　　　　外国文
　　　　（法人にあっては、主たる事務所の所在地）

氏　名　邦　文　　　　　㊞又は署名
　　　　外国文
　　　　（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

国内管理人

住　所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）

氏　名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）　　㊞

指定調査機関代表者　殿

（注意）

1　用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

2　字は、墨、インク等を用い、楷書ではっきりと書くこと。

3　区分欄には、承認申請又は承認事項一部変更承認申請の別を記載すること。

4　令第14条第5項で定める調査手数料を指定調査機関の口座に払い込んだことを証する書類の写しを裏面に貼付すること。

附　則

（施行期日）

1　この省令は、平成七年六月一日から施行する。

（医薬品副作用被害救済・研究振興調査機構法施行規則の一部改正）

2　医薬品副作用被害救済・研究振興調査機構法施行規則（昭和五十四年厚生省令第三十九号）の一部を次のように改正する。

第三十条第一項第一号イ中「第十四条の三第五項」を「第十四条の四第五項」に改める。

三　厚生大臣が前各号に掲げる者と同等以上の知識経験を有すると認めた者

（調査員の数）

第二十八条の四　法第二十三条の三第一項第一号の厚生省令で定める数は、三人とする。

（指定調査機関の名称等の変更の届出）

第二十八条の五　法第二十三条の四第二項の規定による名称又は主たる事務所の所在地の変更の届出は、次に掲げる事項を記載した届書を提出することによつて行うものとする。

一　変更後の指定調査機関の名称又は主たる事務所の所在地

二　変更しようとする年月日

三　変更の理由

（役員の選任及び解任の認可の申請）

第二十八条の六　指定調査機関は、法第二十三条の六第一項の規定により選任又は解任の認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を厚生大臣に提出しなければならない。

一　選任又は解任しようとする者の氏名及び住所

二　選任又は解任しようとする年月日

三　選任又は解任の理由

（調査員の選任及び解任の届出）

第二十八条の七　法第二十三条の六第二項の規定による選任又は解任の届出は、次に掲げる事項を記載した届書を提出することによつて行うものとする。

一　選任又は解任した者の氏名

二　選任又は解任した年月日

三　選任又は解任の理由

（調査業務規程に定める事項）

第二十八条の八　法第二十三条の八第一項の厚生省令で定める調査の業務の実施に関する事項は、第二十八条の二第二項第八号に掲げる事項とする。

（調査業務規程の認可の申請）

第二十八条の九　指定調査機関は、法第二十三条の八第一項前段の規定により調査業務規程の認可を受けようとするときは、その旨を記載した申請書に当該調査業務規程を添え、これを厚生大臣に提出しなければならない。

2　指定調査機関は、法第二十三条の八第一項後段の規定により調査業務規程の変更の認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を厚生大臣に提出しなければならない。

一　変更しようとする事項

二　変更しようとする年月日

三　変更の理由

（事業計画等の認可の申請）

第二十八条の十　指定調査機関は、法第二十三条の九第一項前段の規定により事業計画及び収支予算の認可を受けようとするときは、その旨を記載した申請書に事業計画書及び収支予算書を添え、これを厚生大臣に提出しなければならない。

2　指定調査機関は、法第二十三条の九第一項後段の規定により事業計画及び収支予算の変更の認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を厚生大臣に提出しなければならない。

一　変更しようとする事項

二　変更しようとする年月日

三　変更の理由

（帳簿の備付け等）

第二十八条の十一　法第二十三条の十に規定する帳簿は、調査の業務を行う事務所ごとに作成し、当該事務所に備え付け、記載の日から五年間保存しなければならない。

（帳簿の記載事項）

第二十八条の十二　法第二十三条の十の厚生省令で定める調査の業務に関する事項は、次に掲げる事項とする。

一　調査を申請した者の氏名及び住所

二　申請年月日

三　調査品目名

四　調査の結果

五　調査の結果の通知年月日

第六十四条中「第六十九条第二項」を「第六十九条第三項」に改める。

第六十四条の五第四号中「第十四条の三第一項」を「第十四条の四第一項」に、「第十四条の四」を「第十四条の五」に改め、同条第五号中「第十四条の三第五項」を「第十四条の四第五項」に改める。

様式第十一の二の三を様式第十一の二の四とし、様式第十一の二の二の次に次の一様式を加える。

様式第十一の二の三（第二十条の四関係）

医療用具　承認　調査　申請書

区分	類別	名称		調査手数料金額
		一般的名称	販売名	
調査手数料合計金額				

上記により、医療用具の承認に係る調査を申請します。

年　月　日

住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）　㊞

指定調査機関代表者　殿

（注意）

1　用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

2　字は、墨、インク等を用い、楷書ではつきりと書くこと。

3　区分欄には、承認申請又は承認事項一部変更承認申請の別を記載すること。

4　令第14条第5項で定める調査手数料を指定調査機関の口座に払い込んだことを証する書類の写しを裏面に貼付すること。

様式第十三の六の次に次の一様式を加える。

様式第十三の六の二（第二十六条の十三関係）

外国製造医療用具　承認　調査　申請書

区分	類別	名称		調査手数料金額
		一般的名称	販売名	
調査手数料合計金額				

○厚生省令第三十四号

社会福祉・医療事業団法（昭和五十九年法律第七十五号）第三十五条の規定に基づき、社会福祉・医療事業団の財務及び会計に関する省令の一部を改正する省令を定める。

平成七年五月十九日

厚生大臣　井出　正一

社会福祉・医療事業団の財務及び会計に関する省令の一部を改正する省令

社会福祉・医療事業団の財務及び会計に関する省令（昭和五十九年厚生省令第六十一号）の一部を次のように改正する。

第五条第三号中「借入れ」の下に「及び社会福祉・医療事業団債券の発行」を加える。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○厚生省令第三十五号

薬事法の一部を改正する法律（平成六年法律第五十号）の一部の施行に伴い、並びに薬事法（昭和三十五年法律第百四十五号）第十四条の三第三項（第十九条の四において準用する場合を含む。）、第二十三条の二、第二十三条の三第一項第一号、第二十三条の八第一項並びに第二十三条の十の規定に基づき、及び同法を実施するため、薬事法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成七年五月二十六日

厚生大臣　井出　正一

薬事法施行規則の一部を改正する省令

目次中「第二章　医薬品等の製造業及び輸入販売業（第十四条―第二十八条）」を「第二章　医薬品等の製造業及び輸入販売業（第十四条―第二十八条）
第二章の二　指定調査機関（第二十八条の二―第二十八条の十二）」に改める。

第二十条の二の見出し中「調査」を「医薬品副作用被害救済・研究振興調査機構に対する調査」に改める。

第二十条の三の見出し中「調査」を「医薬品副作用被害救済・研究振興調査機構による調査」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（指定調査機関に対する調査の申請）

第二十条の四　法第十四条の三第三項の規定により同条第一項に規定する指定調査機関に対して行う調査の申請は、様式第十一の二の三による申請書を提出することによつて行うものとする。

2　前項の申請は、当該申請に係る品目の法第十四条第一項又は第六項の規定による承認の申請書に添付して行うものとする。

第二十一条中「第十四条の三第一項」を「第十四条の四第一項」に、「様式第十一の二の三」を「様式第十一の二の四」に改める。

第二十一条の二第一項中「第十四条の三第一項第一号イ」を「第十四条の四第一項第一号イ」に改め、同条第二項中「第十四条の三第一項第一号ロ」を「第十四条の四第一項第一号ロ」に改める。

第二十一条の三第一項中「第十四条の三第四項」を「第十四条の四第四項」に改め、同条第三項中「第十四条の三第一項」を「第十四条の四第一項」に改める。

第二十一条の四第一項第一号中「第十四条の三第一項第一号」を「第十四条の四第一項第一号」に改め、同項第二号中「第十四条の三第一項第二号」を「第十四条の四第一項第二号」に改める。

第二十一条の五中「第十四条の四」を「第十四条の五」に改める。

第二十一条の六第一項第二号中「第十四条の三第一項」を「第十四条の四第一項」に改め、同項第三号中「第十四条の三第五項」を「第十四条の四第五項」に改め、同項第四号中「第十四条の四第一項」を「第十四条の五第一項」に改める。

第二十六条の二の三第一項第一号及び第二号中「第十四条の三第一項」を「第十四条の四第一項」に改め、同項第三号中「第十四条の四」を「第十四条の五」に改める。

第二十六条の五第三号ロ(3)中「第十四条の三第一項」を「第十四条の四第一項」に改め、同号ロ(4)中「第十四条の四」を「第十四条の五」に改め、同号ロ(5)中「第十四条の三第五項」を「第十四条の四第五項」に改める。

第二十六条の十三中「第十三の六」と」の下に「、第二十条の四中「様式第十一の二の三」とあるのは「様式第十三の六の二」と」を加え、「様式第十一の二の三」を「様式第十一の二の四」に改める。

第二十八条の次に次の一章を加える。

第二章の二　指定調査機関

（指定の申請）

第二十八条の二　法第二十三条の二の規定により指定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を厚生大臣に提出しなければならない。

一　名称及び主たる事務所の所在地
二　行おうとする調査の業務の範囲
三　指定を受けようとする年月日

2　前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一　定款又は寄附行為及び登記簿の謄本
二　申請の日の属する事業年度の前事業年度における財産目録及び貸借対照表（申請の日の属する事業年度に設立された法人にあつては、その設立時における財産目録）
三　申請の日の属する事業年度及び翌事業年度における事業計画書及び収支予算書
四　申請に係る意思の決定を証する書類
五　次に掲げる役員に関する書類
　イ　役員の氏名、住所及び略歴を記載した書類
　ロ　役員のうちに、法第二十三条の二第二項第四号イ又はロのいずれにも該当する者がいないことを証する書類
六　社団法人にあつては、社員の氏名又は名称を記載した書類
七　現に行つている業務の概要を記載した書類
八　次に掲げる事項を記載した調査の業務の実施に関する計画書
　イ　調査の業務を行う時間及び休日に関する事項
　ロ　調査の業務を行う事務所ごとに次に掲げる事項
　　(1)　調査の業務を行う事務所の名称及び所在地
　　(2)　調査の業務の概要
　　(3)　配置する調査員（法第二十三条の三第一項第一号に規定する者をいう。以下同じ。）の数
　ハ　手数料の収納の方法に関する事項
　ニ　調査のための設備に関する事項
　ホ　調査の実施の方法に関する事項
　ヘ　調査員の選任及び解任に関する事項
　ト　その他調査の業務の実施に関し必要な事項
九　調査員の氏名及び略歴を記載した書類並びに第二十八条の三に規定する要件を満たしていることを証する書類
十　その他参考となる事項を記載した書類

（調査員の知識経験に係る条件）

第二十八条の三　法第二十三条の三第一項第一号の厚生省令で定める条件は、次の各号のいずれかに該当することとする。

一　薬剤師、医師、歯科医師又は獣医師
二　二年以上薬事に関する行政事務に従事した者であつて、医療用具について十分の知識を有するもの

様式第三十四号（附則第三条関係）

健康診断受診者証交付台帳

都道府県（市）

交付番号	交付年月日	住所	氏名	性	生年月日	異動	備考

別表第一（第五十六条関係）
一 両眼の視力の和が〇・〇八以下のもの
二 両耳の聴力損失が八〇デシベル以上のもの
三 平衡機能に極めて著しい障害を有するもの
四 音声又は言語機能を喪失したもの
五 両上肢のおや指及びひとさし指を欠くもの
六 両上肢のおや指及びひとさし指の機能に著しい障害を有するもの
七 一上肢の機能に著しい障害を有するもの
八 一上肢のすべての指を欠くもの
九 一上肢のすべての指の機能を全廃したもの
十 両下肢をショパー関節以上で欠くもの
十一 両下肢の機能に著しい障害を有するもの
十二 一下肢の大腿の二分の一以上で欠くもの
十三 一下肢の機能を全廃したもの
十四 体幹の機能に歩くことが困難な程度の障害を有するもの
十五 前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、家庭内での日常生活が著しい制限を受けるか、又は家庭内での日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの
十六 身体の機能の障害又は病状が重複する場合であって、その状態が前各号と同程度以上と認められるもの
十七 頭部、顔面等に日常生活を営むのに著しい制限を受ける程度の醜状を残すもの
備考 視力の測定は、万国式試視力表によるものとし、屈折異常があるものについては、矯正視力によって測定する。

別表第二（第六十五条、第六十六条関係）
一 両眼の視力の和が〇・〇八以下のもの
二 両耳の聴力損失が八〇デシベル以上のもの
三 平衡機能に極めて著しい障害を有するもの
四 音声又は言語機能を喪失したもの
五 両上肢のおや指及びひとさし指を欠くもの
六 両上肢のおや指及びひとさし指の機能に著しい障害を有するもの
七 一上肢の機能に著しい障害を有するもの
八 一上肢のすべての指を欠くもの
九 一上肢のすべての指の機能を全廃したもの
十 両下肢をショパー関節以上で欠くもの
十一 両下肢の機能に著しい障害を有するもの
十二 一下肢を大腿の二分の一以上で欠くもの
十三 一下肢の機能を全廃したもの
十四 体幹の機能に歩くことが困難な程度の障害を有するもの
十五 前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、家庭内での日常生活が著しい制限を受けるか、又は家庭内での日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの
十六 精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの
十七 身体の機能の障害若しくは病状又は精神の障害が重複する場合であって、その状態が前各号と同程度以上と認められるもの
備考 視力の測定は、万国式試視力表によるものとし、屈折異常があるものについては、矯正視力によって測定する。

別表第三（第六十五条、第六十六条関係）
一 両眼の視力の和が〇・〇二以下のもの
二 両耳の聴力が補聴器を用いても音声を識別することができない程度のもの
三 両上肢の機能に著しい障害を有するもの
四 両上肢のすべての指を欠くもの
五 両下肢の用を全く廃したもの
六 両大腿を二分の一以上失ったもの
七 体幹の機能に座っていることができない程度の障害を有するもの
八 前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの
九 精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの
十 身体の機能の障害若しくは病状又は精神の障害が重複する場合であって、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの
備考 視力の測定は、万国式試視力表によるものとし、屈折異常があるものについては、矯正視力によって測定する。

（11ページ）

大腸がん検診					
		検査年月日	年　月　日	年　月　日	年　月　日
	一般検査	判　定	便潜血陰性 要精密検査	便潜血陰性 要精密検査	便潜血陰性 要精密検査
		医療機関の名称			
	精密検査	検査年月日	年　月　日	年　月　日	年　月　日
		医療機関の名称			

多発性骨髄腫検診					
		検査年月日	年　月　日	年　月　日	年　月　日
	一般検査	判　定	異常認めず 要精密検査	異常認めず 要精密検査	異常認めず 要精密検査
		医療機関の名称			
	精密検査	検査年月日	年　月　日	年　月　日	年　月　日
		医療機関の名称			

（12ページ）

この受診者証について

1　健康診断を受けるときは、この受診者証を提出し、所定の欄にその結果を記入してもらってください。
2　この受診者証では、治療は受けられません。
3　住所や氏名が変わったときは、すぐその旨を届け出てください。
4　この受診者証は、無くさないように大切にお持ちください。もし、無くしたり、使用できないようになったときは、再交付を申請してください。
5　この受診者証は、他人に譲ったり、貸したりしてはいけません。
6　この受診者証は、3年ごとに更新します。

（日本工業規格A列6番）

様式第三十四号（附則第三条関係）

健康診断受診者証交付台帳

都道府県（市）

交付番号	交付年月日	住所	氏名	性	生年月日	[illegible]	備考

別表第一（第五十六条関係）

一　両眼の視力の和が〇・〇八以下のもの
二　両耳の聴力損失が八〇デシベル以上のもの
三　平衡機能に極めて著しい障害を有するもの
四　音声又は言語機能を喪失したもの
五　両上肢のおや指及びひとさし指を欠くもの
六　両上肢のおや指及びひとさし指の機能に著しい障害を有するもの
七　一上肢の機能に著しい障害を有するもの
八　一上肢のすべての指を欠くもの
九　一上肢のすべての指の機能を全廃したもの
十　両下肢をショパール関節以上で欠くもの
十一　両下肢の機能に著しい障害を有するもの
十二　一下肢の大腿の二分の一以上で欠くもの
十三　一下肢の機能を全廃したもの
十四　体幹の機能に歩くことが困難な程度の障害を有するもの
十五　前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であつて、家庭内での日常生活が著しい制限を受けるか、又は家庭内での日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの
十六　身体の機能の障害又は病状が重複する場合であつて、その状態が前各号と同程度以上と認められるもの
十七　頭部、顔面等に日常生活を営むのに著しい制限を受ける程度の醜状を残すもの

備考　視力の測定は、万国式試視力表によるものとし、屈折異常があるものについては、矯正視力によつて測定する。

別表第二（第六十五条、第六十六条関係）

一　両眼の視力の和が〇・〇八以下のもの
二　両耳の聴力損失が八〇デシベル以上のもの
三　平衡機能に極めて著しい障害を有するもの
四　音声又は言語機能を喪失したもの
五　両上肢のおや指及びひとさし指を欠くもの
六　両上肢のおや指及びひとさし指の機能に著しい障害を有するもの
七　一上肢の機能に著しい障害を有するもの
八　一上肢のすべての指を欠くもの
九　一上肢のすべての指の機能を全廃したもの
十　両下肢をショパール関節以上で欠くもの
十一　両下肢の機能に著しい障害を有するもの
十二　一下肢を大腿の二分の一以上で欠くもの
十三　一下肢の機能を全廃したもの
十四　体幹の機能に歩くことが困難な程度の障害を有するもの
十五　前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であつて、家庭内での日常生活が著しい制限を受けるか、又は家庭内での日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの
十六　精神の障害であつて、前各号と同程度以上と認められる程度のもの
十七　身体の機能の障害若しくは病状又は精神の障害が重複する場合であつて、その状態が前各号と同程度以上と認められるもの

備考　視力の測定は、万国式試視力表によるものとし、屈折異常があるものについては、矯正視力によつて測定する。

別表第三（第六十五条、第六十六条関係）

一　両眼の視力の和が〇・〇二以下のもの
二　両耳の聴力が補聴器を用いても音声を識別することができない程度のもの
三　両上肢の機能に著しい障害を有するもの
四　両上肢のすべての指を欠くもの
五　両下肢の用を全く廃したもの
六　両大腿を二分の一以上失つたもの
七　体幹の機能に座つていることができない程度の障害を有するもの
八　前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であつて、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの
九　精神の障害であつて、前各号と同程度以上と認められる程度のもの
十　身体の機能の障害若しくは病状又は精神の障害が重複する場合であつて、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの

備考　視力の測定は、万国式試視力表によるものとし、屈折異常があるものについては、矯正視力によつて測定する。

（11ページ）

大腸がん検診					
		検査年月日	年　月　日	年　月　日	年　月　日
一般検査		判　定	便潜血陰性 要精密検査	便潜血陰性 要精密検査	便潜血陰性 要精密検査
		医療機関の名称			
精密検査		検査年月日	年　月　日	年　月　日	年　月　日
		医療機関の名称			

多発性骨髄腫検診					
		検査年月日	年　月　日	年　月　日	年　月　日
一般検査		判　定	異常認めず 要精密検査	異常認めず 要精密検査	異常認めず 要精密検査
		医療機関の名称			
精密検査		検査年月日	年　月　日	年　月　日	年　月　日
		医療機関の名称			

（12ページ）

この受診者証について

1　健康診断を受けるときは、この受診者証を提出し、所定の欄にその結果を記入してもらってください。
2　この受診者証では、治療は受けられません。
3　住所や氏名が変わったときは、すぐその旨を届け出てください。
4　この受診者証は、無くさないように大切にお持ちください。もし、無くしたり、使用できないようになったときは、再交付を申請してください。
5　この受診者証は、他人に譲ったり、貸したりしてはいけません。
6　この受診者証は、3年ごとに更新します。

（日本工業規格A列6番）

（2ページ）

原子爆弾が投下された時の所在地	郡　　村 爆心地から　　・　　キロメートル
原子爆弾が投下された当時の外傷、熱傷の状況	
原子爆弾が投下された当時の急性症状 （おおむね6か月以内）	
過去の健康状態とかかった主な傷病名及び時期	

（3ページから8ページまで）

	項目＼検査年月日		年　月　日	年　月　日
一般検査	赤血球数		×10⁴/mm³	×10⁴/mm³
	白血球数		/mm³	/mm³
	赤血球沈降速度		1時間値　mm	1時間値　mm
	ヘマトクリット		%	%
	ヘモグロビン		g/dl	g/dl
	尿	ウロビリノーゲン	増加・正常・減少	増加・正常・減少
		蛋白	陽性・陰性	陽性・陰性
		糖	陽性・陰性	陽性・陰性
		潜血	陽性・陰性	陽性・陰性
	血圧値		最大　mmHg 最小　mmHg	最大　mmHg 最小　mmHg
	肝臓機能検査		GOT　GPT ZTT　ALP	GOT　GPT ZTT　ALP
	判定		異常認めず・要精密検査	異常認めず・要精密検査
	医療機関の名称			
精密検査	項目＼検査年月日		年　月　日	年　月　日
	異常の有無		有・無	有・無
	検査方法の名称（異常を認めたもの）及び診断名			
	治療の要否		要（入院・入院外）・否	要（入院・入院外）・否
	医療機関の名称			

(9ページ)

胃がん検診					
		検査年月日	年　月　日	年　月　日	年　月　日
	一般検査	判　定	精密検査不要 要精密検査	精密検査不要 要精密検査	精密検査不要 要精密検査
		医療機関の名称			
	精密検査	検査年月日	年　月　日	年　月　日	年　月　日
		医療機関の名称			

肺がん検診					
		検査年月日	年　月　日	年　月　日	年　月　日
	一般検査	判　定	精密検査不要 要精密検査	精密検査不要 要精密検査	精密検査不要 要精密検査
		医療機関の名称			
	精密検査	検査年月日	年　月　日	年　月　日	年　月　日
		医療機関の名称			

(10ページ)

乳がん検診					
		検査年月日	年　月　日	年　月　日	年　月　日
	一般検査	判　定	異常認めず 要精密検査	異常認めず 要精密検査	異常認めず 要精密検査
		医療機関の名称			
	精密検査	検査年月日	年　月　日	年　月　日	年　月　日
		医療機関の名称			

子宮がん検診					
		検査年月日	年　月　日	年　月　日	年　月　日
	一般検査	判　定	精密検査不要 要精密検査	精密検査不要 要精密検査	精密検査不要 要精密検査
		子宮体がん検診	実施・未実施	実施・未実施	実施・未実施
		医療機関の名称			
	精密検査	検査年月日	年　月　日	年　月　日	年　月　日
		医療機関の名称			

（2ページ）

原子爆弾が投下された時の所在地	郡　　　村 爆心地から　　　・　　　キロメートル
原子爆弾が投下された当時の外傷、熱傷の状況	
原子爆弾が投下された当時の急性症状 （おおむね6か月以内）	
過去の健康状態とかかった主な傷病名及び時期	

（3ページから8ページまで）

			検査年月日 ＼ 項目	年　月　日	年　月　日
一般検査	赤血球数			×10⁴/mm³	×10⁴/mm³
	白血球数			/mm³	/mm³
	赤血球沈降速度			1時間値　mm	1時間値　mm
	ヘマトクリット			%	%
	ヘモグロビン			g/dl	g/dl
	尿	ウロビリノーゲン		増加・正常・減少	増加・正常・減少
		蛋白		陽性・陰性	陽性・陰性
		糖		陽性・陰性	陽性・陰性
		潜血		陽性・陰性	陽性・陰性
	血圧値			最大　mmHg 最小　mmHg	最大　mmHg 最小　mmHg
	肝臓機能検査			GOT　　GPT ZTT　　ALP	GOT　　GPT ZTT　　ALP
	判定			異常認めず・要精密検査	異常認めず・要精密検査
	医療機関の名称				
精密検査	検査年月日 ＼ 項目			年　月　日	年　月　日
	異常の有無			有・無	有・無
	検査方法の名称（異常を認めたもの）及び診断名				
	治療の要否			要（入院・入院外）・否	要（入院・入院外）・否
	医療機関の名称				

診査名称

検査機関の

年　月　日

年　月　日

様式第三十一号（第七十三条関係）

特別葬祭給付金認定通知書

下記のとおり認定したので通知します。

平成　年　月　日

都道府県知事（広島市長　長崎市長）　印

根拠法	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律		
給付金の種類	特別葬祭給付金		
国債の名称			
券面の種別	10万円券	国債の記号	号
住所			
氏名			
生年月日	年　月　日生		

注意　国債を受領するときは、この通知書を提示してください。
なお、国債が交付されるまで、事務手続上多少時間がかかりますので御承知ください。

様式三十二号（附則第二条関係）

健康診断受診者証交付申請書

本籍地　都道府県
居住地
電話　（　）
ふりがな
氏名　㊞
年　月　日生

都道府県知事（市長）　殿

原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行規則附則第2条第3項の規定により、健康診断受診者証を交付されたく、関係書類を添えて申請します。

平成　年　月　日

様式第三十三号（附則第二条関係）　　　　（表　紙）

番号＿＿＿＿＿＿

健　康　診　断　受　診　者　証

氏　名＿＿＿＿＿＿

（1ページ）

第　　　　号

都　道　府　県　（市）

都道府県知事（市長）印

ふりがな 氏　名		男・女	明治 大正 昭和　　年　月　日生
原子爆弾が投下された時の年齢	満　　歳		
居住地（現在地）	都道府県　区市郡　町村　番地		
交付年月日	平成　年　月　日		
更新期限	平成　年　月　日		

様式第三十一号（第七十三条関係）

特　別　葬　祭　給　付　金　認　定　通　知　書

下記のとおり認定したので通知します。

平成　　年　　月　　日

都道府県知事　　　　　　　　印
（広島市長　長崎市長）

根　拠　法	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律		
給付金の種類	特別葬祭給付金		
国債の名称			
券面の種別	10万円券	国債の記号	号
住　　所			
氏　　名			
生年月日	年　　月　　日生		

注意　国債を受領するときは、この通知書を提示してください。
　　なお、国債が交付されるまで、事務手続上多少時間がかかりますので御承知ください。

（日本工業規格A列4番）

様式三十二号（附則第二条関係）

健康診断受診者証交付申請書

本　籍　地
　　　　都道府県
居　住　地
　　　　電話番号　（　）
ふりがな
氏　　名　　　　　　　　●
　　　年　　月　　日生

都道府県知事（市長）　　　　殿

原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行規則附則第2条第3項の規定により、健康診断受診者証を交付されたく、関係書類を添えて申請します。

平　成　　年　　月　　日

（日本工業規格A列4番）

いた都道府県名※	
年月日	昭和　　年　　月　　日
手帳取得から死亡までに居住した都道府県名※	

…には、最寄りの郵便局（簡易郵便局を除
…本店、支店又は代理店若しくは国債代理店のうちから、一
…希望する局又は店名を記入してください。

なお、希望する店舗が日本銀行の代理店又は国債代理店であるかどうか、確認の上記入してください。

様式第二十六号（第六十五条関係）

（表　面）

介　護　手　当　支　給　申　請　書（平成　年　月分）

都道府県知事
　　　　　　　　殿
（広島市長　長崎市長）

平成　　年　　月　　日提出

<table>
<tr><td>（ふりがな）
氏　　名</td><td colspan="3">㊞</td><td colspan="2">明治
大正　　年　　月　　日生
昭和</td><td>男・女</td></tr>
<tr><td>居　住　地</td><td colspan="3">郵便番号
電話　（　）</td><td colspan="2">被爆者健康手帳の番号</td><td></td></tr>
<tr><td>申　請　額</td><td>金　　円</td><td colspan="2">費用を支出して介護を受けた日数</td><td>日</td><td>介護に要する費用として支出した費用の額</td><td>円</td></tr>
<tr><td>介護を必要とする障害の状態</td><td colspan="6">別紙診断書のとおり</td></tr>
<tr><td>介　護　を　受　け　た　場　所</td><td colspan="6">1　自　　　宅
2　病院又は診療所　（名　称
所在地　）
3　そ　の　他　（名　称
所在地　）</td></tr>
<tr><td rowspan="4">介護に従事した者</td><td colspan="2">氏　　　名</td><td>年　齢</td><td>本人との続柄</td><td colspan="2">区　　　分</td></tr>
<tr><td colspan="2"></td><td></td><td></td><td colspan="2">1　家政婦又は看護補助者
2　親　族（イ同居　ロ別居）
3　その他（イ友人　ロ知人）</td></tr>
<tr><td colspan="2"></td><td></td><td></td><td colspan="2">1　家政婦又は看護補助者
2　親　族（イ同居　ロ別居）
3　その他（イ友人　ロ知人）</td></tr>
<tr><td colspan="2"></td><td></td><td></td><td colspan="2">1　家政婦又は看護補助者
2　親　族（イ同居　ロ別居）
3　その他（イ友人　ロ知人）</td></tr>
<tr><td colspan="7">備　考</td></tr>
</table>

（裏　面）

記入上の注意

原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第31条ただし書に規定する重度の障害者は、費用を支出して介護を受けた日が無い場合でも介護手当の支給を受けることができます。この場合には、費用を支出して介護を受けた日数の欄及び介護に要する費用として支出した費用の額の欄には０と記入してください。

添付書類

この申請書には、次の書類を添えてください。

1　介護を必要とする障害についての原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第19条の規定による指定を受けた病院又は診療所の医師又は歯科医師の診断書

2　費用を支出して介護を受けた日数及び当該支出した費用の額を証する書類（重度の障害者が費用を支出して介護を受けた日がない月分の介護手当の支給を申請する場合にあっては、その者の介護に従事した者の当該介護の事実についての申立書）

様式第二十七号（第六十五条関係）

（表　面）

診　断　書（介護手当用）

<table>
<tr><td>氏　名</td><td colspan="3"></td><td colspan="2">明治
大正　年　月　日生
昭和</td><td>男・女</td></tr>
<tr><td>居　住　地</td><td colspan="6"></td></tr>
<tr><td colspan="2">障害の原因となった負傷又は疾病の名称</td><td colspan="5"></td></tr>
<tr><td colspan="2">上記の負傷又は疾病が原子爆弾の傷害作用の影響によるものでないことが明らかである場合はその旨の意見</td><td colspan="5"></td></tr>
<tr><td rowspan="9">※1
障害の状態</td><td rowspan="2">視　力</td><td rowspan="2">右（　）
左（　）</td><td rowspan="2">※2
聴力</td><td>聴力損失（旧規格）</td><td>右　デシベル
左　デシベル</td><td rowspan="9">※3 日常生活の状態
精神障害
内部障害
食事
排便
歩行
入浴 洗顔 洗髪
その他</td></tr>
<tr><td>聴力レベル（新規格）</td><td>右　デシベル
左　デシベル</td></tr>
<tr><td>平衡機能障害</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td>音声言語機能障害</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td>上肢の状態</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td>手指の状態</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td>下肢の状態</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td>体幹機能障害</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td>その他の運動機能障害</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td colspan="4">※4　上記の障害の状態が原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行規則別表第2又は別表第3に定める程度の精神上又は身体上の障害であるかどうかについての意見</td><td colspan="3">1　別表第2（　）号に該当する
2　別表第3（　）号に該当する
3　別表第2に該当しない</td></tr>
<tr><td colspan="4">※5　要介護状態についての判断</td><td colspan="3">1 介護を要する　2 介護を要しない</td></tr>
<tr><td colspan="7">以上のとおり、診断します。
平成　年　月　日　　医療機関の名称
所　在　地
医　師　氏　名　　　㊞</td></tr>
</table>

記入上の注意

1　※1の欄は、障害の状態を明らかにするために必要な所見を記入してください。

2　昭和57年8月14日改正前のＪＩＳ規格又はこれに準ずる標準オージオメータで測定した場合のデシベル値は※2の聴力損失（旧規格）の欄に記入し、同日改正後のＪＩＳ規格又はこれに準ずる標準オージオメータで測定した場合のデシベル値は※2の聴力レベル（新規格）の欄に記入してください。

　なお、オージオメータによる測定値が聴力レベルで表される場合には、製品に必ず聴力レベルであることの表示が行われているので確認してください。

3　※3及び※5の欄は、補助用具を使用している者については、これを使用した場合の状態について記入してください。

4　※4の欄の別表第2及び別表第3については、裏面を参照してください。

　なお、この欄は、1から3までのいずれか1つに○印を付けてください。

（日本工業規格Ａ列4番）

（裏　面）

別表第2

1　両眼の視力の和が0.08以下のもの
2　両耳の聴力損失が80デシベル以上のもの
3　平衡機能に極めて著しい障害を有するもの
4　音声又は言語機能を喪失したもの
5　両上肢のおや指及びひとさし指を欠くもの
6　両上肢のおや指及びひとさし指の機能に著しい障害を有するもの
7　一上肢の機能に著しい障害を有するもの
8　一上肢のすべての指を欠くもの
9　一上肢のすべての指の機能を全廃したもの
10　両下肢をショパー関節以上で欠くもの
11　両下肢の機能に著しい障害を有するもの
12　一下肢を大腿の2分の1以上で欠くもの
13　一下肢の機能を全廃したもの
14　体幹の機能に歩くことが困難な程度の障害を有するもの
15　前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、家庭内での日常生活が著しい制限を受けるか、又は家庭内での日常生活に著しい制限を加えることを必要をする程度のもの
16　精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの
17　身体の機能の障害若しくは病状又は精神の障害が重複する場合であって、その状態が前各号と同程度以上と認められるもの

備考　視力の測定は、万国式試視力表によるものとし、屈折異常があるものについては、矯正視力によって測定する。

別表第3

1　両眼の視力の和が0.02以下のもの
2　両耳の聴力が補聴器を用いても音声を識別することができない程度のもの
3　両上肢の機能に著しい障害を有するもの
4　両上肢のすべての指を欠くもの
5　両下肢の用を全く廃したもの
6　両大腿を2分の1以上失ったもの
7　体幹の機能に座っていることができない程度の障害を有するもの
8　前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの
9　精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの
10　身体の機能の障害若しくは病状又は精神の障害が重複する場合であって、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの

備考　視力の測定は、万国式試視力表によるものとし、屈折異常があるものについては、矯正視力によって測定する。

様式第二十六号（第六十五条関係）

（表　面）

介　護　手　当　支　給　申　請　書（平成　年　月分）

都道府県知事
　　　　殿
（広島市長　長崎市長）

平成　年　月　日提出

（ふりがな） 氏　名	㊞	明治 大正　年　月　日生 昭和		男・女
居住地	郵便番号 電話番号（　）	被爆者健康手帳の番号		
申請額	金　円	費用を支出して介護を受けた日数	日	介護に要する費用として支出した費用の額	円
介護を必要とする障害の状態	別紙診断書のとおり			
介護を受けた場所	1 自　宅 2 病院又は診療所（名称　所在地） 3 その他（名称　所在地）			

介護に従事した者	氏　名	年齢	本人との続柄	区　分
				1 家政婦又は看護補助者 2 親　族（イ同居　ロ別居） 3 その他（イ友人　ロ知人）
				1 家政婦又は看護補助者 2 親　族（イ同居　ロ別居） 3 その他（イ友人　ロ知人）
				1 家政婦又は看護補助者 2 親　族（イ同居　ロ別居） 3 その他（イ友人　ロ知人）
備　考				

（日本工業規格A列4番）

（裏　面）

記入上の注意

原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第31条ただし書に規定する重度の障害者は、費用を支出して介護を受けた日が無い場合でも介護手当の支給を受けることができます。この場合には、費用を支出して介護を受けた日数の欄及び介護に要する費用として支出した費用の額の欄には0と記入してください。

添付書類

この申請書には、次の書類を添えてください。

1　介護を必要とする障害についての原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第19条の規定による指定を受けた病院又は診療所の医師又は歯科医師の診断書

2　費用を支出して介護を受けた日数及び当該支出した費用の額を証する書類（重度の障害者が費用を支出して介護を受けた日がない月分の介護手当の支給を申請する場合にあっては、その者の介護に従事した者の当該介護の事実についての申立書）

様式第二十七号（第六十五条関係）

（表　面）

診　　断　　書（介護手当用）

氏　名		明治 大正 昭和　年　月　日生	男・女
居　住　地			
障害の原因となった負傷又は疾病の名称			
上記の負傷又は疾病が原子爆弾の傷害作用の影響によるものでないことが明らかである場合はその旨の意見			

※1 障害の状態					※3 日常生活の状態	
	視　力	右（　） 左（　）	※2 聴力	聴力損失（旧規格）右 デシベル 左 デシベル 聴力レベル（新規格）右 デシベル 左 デシベル	精神障害	
					内部障害	
	平衡機能障害				食事	
	音声言語機能障害				排便	
	上肢の機能障害				歩行	
	手指の機能障害				入浴 洗顔 洗髪	
	下肢の機能障害				その他	
	体幹機能障害					
	その他の機能障害					

※4 上記の障害の状態が原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行規則別表第２又は別表第３に定める程度の精神上又は身体上の障害であるかどうかについての意見	1　別表第２（　）号に該当する 2　別表第３（　）号に該当する 3　別表第２に該当しない
※5 要介護状態についての判断	1 介護を要する　2 介護を要しない

以上のとおり、診断します。

平成　　年　　月　　日　　医療機関の名称

所　　在　　地

医　師　氏　名　　㊞

記入上の注意

1　※１の欄は、障害の状態を明らかにするために必要な所見を記入してください。

2　昭和57年８月14日改正前のＪＩＳ規格又はこれに準ずる標準オージオメータで測定した場合のデシベル値は※２の聴力損失（旧規格）の欄に記入し、同日改正後のＪＩＳ規格又はこれに準ずる標準オージオメータで測定した場合のデシベル値は※２の聴力レベル（新規格）の欄に記入してください。

なお、オージオメータによる測定値が聴力レベルで表される場合には、製品に必ず聴力レベルであることの表示が行われているので確認してください。

3　※３及び※５の欄は、補助用具を使用している者については、これを使用した場合の状態について記入してください。

4　※４の欄の別表第２及び別表第３については、裏面を参照してください。

なお、この欄は、１から３までのいずれか１つに○印を付けてください。

（日本工業規格Ａ列４番）

（裏　面）

別表第２

1　両眼の視力の和が0.08以下のもの
2　両耳の聴力損失が80デシベル以上のもの
3　平衡機能に極めて著しい障害を有するもの
4　音声又は言語機能を喪失したもの
5　両上肢のおや指及びひとさし指を欠くもの
6　両上肢のおや指及びひとさし指の機能に著しい障害を有するもの
7　一上肢の機能に著しい障害を有するもの
8　一上肢のすべての指を欠くもの
9　一上肢のすべての指の機能を全廃したもの
10　両下肢をショパー関節以上で欠くもの
11　両下肢の機能に著しい障害を有するもの
12　一下肢を大腿の２分の１以上で欠くもの
13　一下肢の機能を全廃したもの
14　体幹の機能に歩くことが困難な程度の障害を有するもの
15　前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、家庭内での日常生活が著しい制限を受けるか、又は家庭内での日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの
16　精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの
17　身体の機能の障害若しくは病状又は精神の障害が重複する場合であって、その状態が前各号と同程度以上と認められるもの

備考　視力の測定は、万国式試視力表によるものとし、屈折異常があるものについては、矯正視力によって測定する。

別表第３

1　両眼の視力の和が0.02以下のもの
2　両耳の聴力が補聴器を用いても音声を識別することができない程度のもの
3　両上肢の機能に著しい障害を有するもの
4　両上肢のすべての指を欠くもの
5　両下肢の用を全く廃したもの
6　両大腿を２分の１以上失ったもの
7　体幹の機能に座っていることができない程度の障害を有するもの
8　前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの
9　精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの
10　身体の機能の障害若しくは病状又は精神の障害が重複する場合であって、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの

備考　視力の測定は、万国式試視力表によるものとし、屈折異常があるものについては、矯正視力によって測定する。

様式第二十六号（第六十五条関係）

（表　面）

介　護　手　当　支　給　申　請　書（平成　年　月分）

都道府県知事

（広島市長　長崎市長）　殿

平成　　年　　月　　日提出

（ふりがな） 氏　　名	㊞	明治 大正　　年　　月　　日生 昭和	男・女
居　住　地	郵便番号 電話番号（　）	被爆者健康手帳の番号	

申　請　額	金　　円	費用を支出して介護を受けた日数	日	介護に要する費用として支出した費用の額	円

介護を必要とする障害の状態	別紙診断書のとおり
介護を受けた場所	1　自　　　宅 2　病院又は診療所　（名　称 所在地　　） 3　そ　の　他　（名　称 所在地　　）

介護に従事した者	氏　　名	年　齢	本人との続柄	区　　分
				1　家政婦又は看護補助者 2　親　族（イ同居　ロ別居） 3　その他（イ友人　ロ知人）
				1　家政婦又は看護補助者 2　親　族（イ同居　ロ別居） 3　その他（イ友人　ロ知人）
				1　家政婦又は看護補助者 2　親　族（イ同居　ロ別居） 3　その他（イ友人　ロ知人）

備　考

（日本工業規格Ａ列４番）

（裏　面）

記入上の注意

　原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第31条ただし書に規定する重度の障害者は、費用を支出して介護を受けた日が無い場合でも介護手当の支給を受けることができます。この場合には、費用を支出して介護を受けた日数の欄及び介護に要する費用として支出した費用の額の欄には０と記入してください。

添付書類

　この申請書には、次の書類を添えてください。

1　介護を必要とする障害についての原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第19条の規定による指定を受けた病院又は診療所の医師又は歯科医師の診断書

2　費用を支出して介護を受けた日数及び当該支出した費用の額を証する書類（重度の障害者が費用を支出して介護を受けた日がない月分の介護手当の支給を申請する場合にあっては、その者の介護に従事した者の当該介護の事実についての申立書）

…ータで測
…し、同日改正後の
…定した場合のデシベル値は※
…ください。
…値が聴力レベルで表される場合には、製品に必
…ることの表示が行われているので確認してください。
…※5の欄は、補助用具を使用している者については、これを使用した場
合の状態について記入してください。
4　※4の欄の別表第2及び別表第3については、裏面を参照してください。
なお、この欄は、1から3までのいずれか1つに○印を付けてください。
（日本工業規格A列4番）

…ことができない程度のもの
…有するもの
…の指を欠くもの
…両下肢の用を全く廃したもの
6　両大腿を2分の1以上失ったもの
7　体幹の機能に座っていることができない程度の障害を有するもの
8　前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの
9　精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの
10　身体の機能の障害若しくは病状又は精神の障害が重複する場合であって、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの
備考　視力の測定は、万国式試視力表によるものとし、屈折異常があるものについては、矯正視力によって測定する。

様式第二十三号（第五十七条関係）

（表　面）

記号　　番号

保　健　手　当　証　書

受給権者氏名		明治 大正　　年　　月　　日生 昭和	男・女
居　住　地			
原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第２８条第２項の認定年月日	昭和 平成　　年　　月　　日		
※原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第２８条第３項ただし書の認定年月日、本人が該当する同項の号及び当該認定に係る身体上の障害の状態	昭和 平成　　年　　月　　日		
	１　第１号該当（イ　身体上の障害が固定している ロ　身体上の障害が固定していない） ２　第２号該当		
手　当　月　額	金　　　　円	支給開始年月	昭和 平成　　年　　月
手　当　月　額	金　　　　円	改　定　年　月	昭和 平成　　年　　月

上記のとおり、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律によって、保健手当を支給します。

平成　　年　　月　　日

（裏　面）

1　この証書は、あなたが保健手当の支給を受ける権利があることを証する書類ですから、大切に保管しておいてください。

2　氏名や居住地を変更したときなどは、届書にこの証書を添えて、都道府県知事、広島市長又は長崎市長に提出してください。

3　毎年５月１日から５月３１日までに、現況届にこの証書を添えて、都道府県知事、広島市長又は長崎市長に提出してください。ただし、※の欄の１のイに該当する場合は、現況届を提出する必要はありません。

4　この証書を破ったり、汚したり、又は無くしたりしたときは、新しい証書を交付しますから、都道府県知事、広島市長又は長崎市長に申請してください。

5　この証書は、他人に譲り渡したり、質に入れたり、これを担保にして他人から金銭等を借りたりすることはできません。

6　受給権者が死亡したときは、遺族の方は、届書にこの証書を添えて、都道府県知事、広島市長又は長崎市長に提出してください。

様式第二十四号（第五十八条関係）

保 健 手 当 額 改 定 申 請 書

都道府県知事
（広島市長　長崎市長）　殿

平成　　年　　月　　日提出

<table>
<tr><td>（ふりがな）
氏　　名</td><td>…………
㊞</td><td>明治
大正　　年　　月　　日生
昭和</td><td>男・女</td></tr>
<tr><td>居　住　地</td><td>郵便番号

電話番号　（　）</td><td>保健手当証書
の記号番号</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="2">※原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第２８条第３項各号のいずれかに該当する理由</td><td colspan="3">1　身体上の障害がある者</td></tr>
<tr><td colspan="3">2　配偶者、子及び孫のいずれもいない70歳以上の者であって、その者と同居している者がいないもの</td></tr>
<tr><td colspan="4">備　考</td></tr>
</table>

添付書類

この申請書には、次の書類を添えてください。

1　※の欄の１に○印を付けた場合は、身体上の障害についての原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第１９条の規定による指定を受けた病院又は診療所の医師又は歯科医師の診断書

2　※の欄の２に○印を付けた場合は、次のイからハまでの書類

イ　申請者の戸籍の謄本又は抄本

ロ　申請者の子及び孫の戸籍又は除かれた戸籍の謄本又は抄本

ハ　申請者と同居している者がいないことを明らかにすることができる書類

3　保健手当証書

（日本工業規格Ａ列４番）

様式第二十五号（第六十条関係）

保 健 手 当 現 況 届

都道府県知事
（広島市長　長崎市長）　殿

平成　　年　　月　　日提出

<table>
<tr><td>（ふりがな）
氏　　名</td><td>…………
㊞</td><td>明治
大正　　年　　月　　日生
昭和</td><td>男・女</td></tr>
<tr><td>居　住　地</td><td></td><td>保健手当証書
の記号番号</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="2">※原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第２８条第３項各号のいずれかに該当する理由</td><td colspan="3">1　身体上の障害がある者</td></tr>
<tr><td colspan="3">2　配偶者、子及び孫のいずれもいない70歳以上の者であって、その者と同居している者がいないもの</td></tr>
</table>

記入上の注意

※の欄は１又は２のいずれかに○印を付けてください。

添付書類

この届書には、次の書類を添えてください。

1　※の欄の１に○印を付た場合は、身体上の障害についての原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第１９条の規定による指定を受けた病院又は診療所の医師又は歯科医師の診断書

2　※の欄の２に○印を付けた場合は、本人と同居している者がいないことを明らかにすることができる書類

（日本工業規格Ａ列４番）

様式第二十三号（第五十七条関係）

（表　面）

記号　番号

保　健　手　当　証　書

受給権者氏名		明治 大正　年　月　日生 昭和	男・女
居　住　地			

原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第28条第2項の認定年月日	昭和 平成　年　月　日
※原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第28条第3項ただし書の認定年月日、本人が該当する同項の号及び当該認定に係る身体上の障害の状態	昭和 平成　年　月　日 1　第1号該当（イ　身体上の障害が固定している　ロ　身体上の障害が固定していない） 2　第2号該当

手当月額	金　円	支給開始年月	昭和 平成　年　月
手当月額	金　円	改定年月	昭和 平成　年　月

上記のとおり、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律によって、保健手当を支給します。

平成　年　月　日

都道府県知事
（広島市長　長崎市長）　印

（日本工業規格A列4番）

（裏　面）

1　この証書は、あなたが保健手当の支給を受ける権利があることを証する書類ですから、大切に保管しておいてください。
2　氏名や居住地を変更したときなどは、届書にこの証書を添えて、都道府県知事、広島市長又は長崎市長に提出してください。
3　毎年5月1日から5月31日までに、現況届にこの証書を添えて、都道府県知事、広島市長又は長崎市長に提出してください。ただし、※の欄の1のイに該当する場合は、現況届を提出する必要はありません。
4　この証書を破ったり、汚したり、又は無くしたりしたときは、新しい証書を交付しますから、都道府県知事、広島市長又は長崎市長に申請してください。
5　この証書は、他人に譲り渡したり、質に入れたり、これを担保にして他人から金銭等を借りたりすることはできません。
6　受給権者が死亡したときは、遺族の方は、届書にこの証書を添えて、都道府県知事、広島市長又は長崎市長に提出してください。

様式第二十二号（第五十六条関係）

（表　面）

診　　断　　書（保健手当用）

氏　　名		明治 大正　年　月　日生 昭和	男・女
居　住　地			
障害の原因となった負傷又は疾病の名称			
上記の負傷又は疾病が原子爆弾の傷害作用の影響によるものでないことが明らかである場合はその旨の意見			

※1 身体上の障害の状態								
	視　　力	右（　） 左（　）	※2 聴力	聴力損失（旧規格）	右　デシベル 左　デシベル		体幹機能障害	
				聴力レベル（新規格）	右　デシベル 左　デシベル		その他の運動機能障害	
	平衡機能障害						内部障害	
	音声言語機能障害							
	上肢の状態							
	手指の状態					頭部、顔面等の醜状	部位	
	下肢の状態						状態	

※3　上記の障害の状態が原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行規則別表第1に定める程度の身体上の障害であるかどうかについての意見	1 別表第1第（　）号に該当する 2 別表第1に該当しない
上記の障害が固定しているかどうかについての意見	1 固定している 2 固定していない

以上のとおり、診断します。

平成　　年　　月　　日

医療機関の名称
所　在　地
医　師　氏　名　　　　印

記入上の注意

1　※1の欄は、障害の状態を明らかにするために必要な所見を記入してください。

2　昭和57年8月14日改正前のJIS規格又はこれに準ずる標準オージオメータで測定した場合のデシベル値は※2の聴力損失（旧規格）の欄に記入し、同日改正後のJIS規格又はこれに準ずる標準オージオメータで測定した場合のデシベル値は※2の聴力レベル（新規格）の欄に記入してください。
　なお、オージオメータによる測定値が聴力レベルで表される場合には、製品に必ず聴力レベルであることの表示が行われているので確認してください。

3　※3の欄の別表第1については、裏面を参照してください。
　なお、この欄は、1又は2のいずれかに○印を付けてください。

（日本工業規格A列4番）

（裏　面）

別表第1

1　両眼の視力の和が0.08以下のもの
2　両耳の聴力損失が80デシベル以上のもの
3　平衡機能に極めて著しい障害を有するもの
4　音声又は言語機能を喪失したもの
5　両上肢のおや指及びひとさし指を欠くもの
6　両上肢のおや指及びひとさし指の機能に著しい障害を有するもの
7　一上肢の機能に著しい障害を有するもの
8　一上肢のすべての指を欠くもの
9　一上肢のすべての指の機能を全廃したもの
10　両下肢をショパー関節以上で欠くもの
11　両下肢の機能に著しい障害を有するもの
12　一下肢を大腿の2分の1以上で欠くもの
13　一下肢の機能を全廃したもの
14　体幹の機能に歩くことが困難な程度の障害を有するもの
15　前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、家庭内での日常生活が著しい制限を受けるか、又は家庭内での日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの
16　身体の機能の障害又は病状が重複する場合であって、その状態が前各号と同程度以上と認められるもの
17　頭部、顔面等に日常生活を営むのに著しい制限を受ける程度の醜状を残すもの

備考　視力の測定は、万国式試視力表によるものとし、屈折異常があるものについては、矯正視力によって測定する。

様式二十一号（第五十六条関係）

（表　面）

保　健　手　当　認　定　申　請　書

都道府県知事
（広島市長　長崎市長）　殿

平成　　年　　月　　日提出

（ふりがな） 氏　　名	㊞	明治 大正　　年　　月　　日生 昭和		男・女
居　住　地	郵便番号 電話番号　（　）	被爆者健康手帳の番号		
医療特別手当受給の有無	有・無	特別手当受給の有無		有・無
原子爆弾小頭症手当受給の有無	有・無	健康管理手当受給の有無		有・無
※　原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第２８条第３項各号のいずれかに該当する場合はその理由	1　身体上の障害がある者			
	2　配偶者、子及び孫のいずれもいない70歳以上の者であって、その者と同居している者がいないもの			
備　考				

（日本工業規格Ａ列４番）

（　裏　面　）

記入上の注意

原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律２８条第３項第１号又は第２号に該当するとして申請をする場合には、※の欄の該当するものに○印を付けてください。

添付書類

この申請書には、次の書類を添えてください。

（１）　※の欄の１に○印を付けた場合は、身体上の障害についての原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第１９条の規定による指定を受けた病院又は診療所の医師又は歯科医師の診断書

（２）　※の欄の２に○印を付けた場合は、次のイからハまでの書類

イ　申請者の戸籍の謄本又は抄本

ロ　申請者の子及び孫の戸籍又は除かれた戸籍の謄本又は抄本

ハ　申請者と同居している者がいないことを明らかにすることができる書類

（３）　その者が爆心地から２キロメートル以内で被爆した事実を認めることができる書類（当該書類が無い場合においては、当該事実についての申立書）

（ 裏 面 ）

記入上の注意

1 この診断書は、健康管理手当の受給資格の認定について、厚生省令で定める障害（※1の欄の障害）を伴う疾病にかかっているかどうかを証明するものであり、当該疾病が原子爆弾の放射能の影響によるものでないことが明らかである場合は健康管理手当は支給されません。

2 健康管理手当に係る障害は、通例、日常生活において何らかの支障を生ずる程度のものであり、対象疾病は、次に掲げるものです。

（1） 造血機能障害を伴う疾病とは、無形成貧血及び鉄欠乏性貧血がその主なものである。

（2） 肝臓機能障害を伴う疾病とは、肝硬変がその主なものである。

（3） 細胞増殖機能障害を伴う疾病とは、悪性新生物及び骨髄性白血病がその主なものである。

（4） 内分泌腺機能障害を伴う疾病とは、甲状腺の疾患及び糖尿病がその主なものである。

（5） 脳血管障害を伴う疾病とは、くも膜下出血、脳出血、脳血栓症及び脳塞栓症がその主なものである。

（6） 循環器機能障害を伴う疾病とは、高血圧性心疾患及び慢性虚血性心疾患がその主なものである。

（7） 腎臓機能障害を伴う疾病とは、ネフローゼ症候群及び慢性腎炎がその主なものである。

（8） 水晶体混濁による視機能障害を伴う疾病とは、白内障である。

（9） 呼吸器機能障害を伴う疾病とは、肺気腫及び慢性間質性肺炎がその主なものである。

（10） 運動器機能障害を伴う疾病とは、変形性関節症、変形性脊椎症及び骨粗しょう症がその主なものである。

（11） 潰瘍による消化器機能障害を伴う疾病とは、胃潰瘍及び十二指腸潰瘍がその主なものである。

3 ※3の欄には、※2の欄に記入した疾病の状態を最もよく表している検査結果を詳しく記入してください。

様式第二十号（第五十三条関係）

（表 面）

記号　番号

健 康 管 理 手 当 証 書

受給権者氏名		明治 大正　年　月　日生 昭和	男・女
居 住 地			
原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第27条第2項の認定に係る負傷又は疾病の名称及び認定年月日			
	平成　年　月　日		

手当月額	金　円	支給期間	平成　年　月から平成　年　月まで

上記のとおり、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律によって、健康管理手当を支給します。

平成　年　月　日

都道府県知事
（広島市長　長崎市長）　印

（日本工業規格A列4番）

（裏 面）

1 この証書は、あなたが健康管理手当の支給を受ける権利があることを証する書類ですから、大切に保管しておいてください。

2 氏名や居住地を変更したときなどは、届書にこの証書を添えて、都道府県知事、広島市長又は長崎市長に提出してください。

3 この証書を破ったり、汚したり、又は無くしたりしたときは、新しい証書を交付しますから、都道府県知事、広島市長又は長崎市長に申請してください。

4 この証書は、他人に譲り渡したり、質に入れたり、これを担保にして他人から金銭等を借りたりすることはできません。

5 この手当を受ける資格が無くなったときは、届書にこの証書を添えて、都道府県知事、広島市長又は長崎市長に提出してください。

6 受給権者が死亡したときは、遺族の方は、届書にこの証書を添えて、都道府県知事、広島市長又は長崎市長に提出してください。

様式第十六号（第四十八条関係）

診断書（原子爆弾小頭症手当用）

氏名		昭和　年　月　日	男・女
居住地			
小頭症の病状の有無	有・無		
小頭症の病状が原子爆弾の放射能の影響によるものでないことが明らかである場合はその旨の意見			
出生時の状況	生児在胎週数	出生時体重	
	満　週	g	
既往歴	てんかん	その他	
発育遅延の状況			
現症　身長	cm　体重　kg	頭囲　cm	
現症　変質徴候　頭部			
現症　変質徴候　顔部			
現症　変質徴候　皮膚			
現症　変質徴候　脊椎			
現症　変質徴候　四肢			
現症　生活適応能力			
現症　その他の所見			
その他特記すべき事項			
小頭症による精神上又は身体上の障害が、日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度の状態の障害であるかどうかについての意見			

以上のとおり、診断します。

平成　年　月　日

医療機関の名称

所在地

医師氏名　㊞

（日本工業規格A列4番）

様式第十七号（第四十九条関係）

（表面）

記号　番号

原子爆弾小頭症手当証書

受給権者氏名		昭和　年　月　日生	男・女
居住地			
原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第26条第2項の認定年月日	平成　年　月　日		
手当月額	金　円	支給開始年月	平成　年　月

上記のとおり、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律によって、原子爆弾小頭症手当を支給します。

平成　年　月　日

都道府県知事　印

（広島市長　長崎市長）

（日本工業規格A列4番）

（裏面）

1　この証書は、あなたが原子爆弾小頭症手当を受ける権利があることを証する書類ですから、大切に保管しておいてください。

2　氏名や居住地を変更したときなどは、届書にこの証書を添えて、都道府県知事、広島市長又は長崎市長に提出してください。

3　この証書を破ったり、汚したり、又は無くしたりしたときは、新しい証書を交付しますから、都道府県知事、広島市長又は長崎市長に申請してください。

4　この証書は、他人に譲り渡したり、質に入れたり、これを担保にして他人から金銭等を借りたりすることはできません。

5　受給権者が死亡したときは、遺族の方は、届書にこの証書を添えて、都道府県知事、広島市長又は長崎市長に提出してください。

様式第十四号（第四十五条関係）

（表　面）

記号　　番号

特　別　手　当　証　書

受給権者氏名		明治 大正　　年　　月　　日生 昭和	男・女
居　住　地			
原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第25条第２項の認定年月日	昭和 平成　　年　月　日		
手当月額	金　　　円	支給開始年月	昭和 平成　　年　月

上記のとおり、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律によって、特別手当を支給します。

平成　　年　　月　　日

都道府県知事
（広島市長　長崎市長）　印

（日本工業規格Ａ列４番）

（裏　面）

1　この証書は、あなたが特別手当を受ける権利があることを証する書類ですから、大切に保管しておいてください。
2　氏名や居住地を変更したときなどは、届書にこの証書を添えて、都道府県知事、広島市長又は長崎市長に提出してください。
3　この証書を破ったり、汚したり、又は無くしたりしたときは、新しい証書を交付しますから、都道府県知事、広島市長又は長崎市長に申請してください。
4　この証書は、他人に譲り渡したり、質に入れたり、これを担保にして他人から金銭等を借りたりすることはできません。
5　受給権者が死亡したときは、遺族の方は、届書にこの証書を添えて、都道府県知事、広島市長又は長崎市長に提出してください。

様式第十五号（第四十八条関係）

原子爆弾小頭症手当認定申請書

都道府県知事
殿
（広島市長　長崎市長）

平成　　年　　月　　日提出

（ふりがな） 氏　　名	㊞	昭和　年　月　日生			男・女
居　住　地		被爆者健康手帳の番号			
※1　原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第11条第１項の認定の有無	有・無	※2　左の欄の認定に係る負傷又は疾病の名称、認定番号及び認定年月日	負傷又は疾病の名称	認定番号	認定年月日
					平成　年　月　日
健康管理手当の受給の有無	有・無	保健手当受給の有無	有・無		
小頭症の病状	別紙診断書のとおり				
備　考					

記入上の注意

※２の欄は、※１の欄の有に○印を付けた場合に記入してください。

添付書類

この申請書には、小頭症の病状についての原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第12条第１項の規定による指定を受けた病院又は診療所の医師の診断書を添えてください。

ただし※２の欄に記入した負傷又は疾病の名称が小頭症又は近距離早期胎内被爆症候群である場合は、診断書を添える必要はありません。

（日本工業規格Ａ列４番）

様式第十二号（第三十二条関係）

医療特別手当健康状況届

都道府県知事
殿
（広島市長　長崎市長）

平成　年　月　日提出

（ふりがな） 氏　　名	㊞	明治 大正　年　月　日生 昭和	男・女
居　住　地		医療特別手当証書の 記　号　番　号	
※原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第24条第２項の認定に係る負傷又は疾病の名称			
上記の負傷又は疾病の状態	別紙診断書のとおり		

添付書類

この届書には、※の欄に記入した負傷又は疾病についての原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第12条第１項の規定による指定を受けた病院又は診療所の医師の診断書を添えてください。

（日本工業規格Ａ列４番）

様式第十三号（第四十四条関係）

特別認定手当申請書

都道府県知事
殿
（広島市長　長崎市長）

平成　年　月　日提出

（ふりがな） 氏　　名	㊞	明治 大正　年　月　日生 昭和		男・女
居　住　地		被爆者健康手帳の番号		
原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第11条第１項の認定に係る負傷又は疾病の名称、認定番号及び認定年月日	負傷又は疾病の名称	認定番号	認定年月日	
			昭和 平成　年　月　日	
医療特別手当受給の有無	有・無	健康管理手当受給の有無	有・無	
保健手当受給の有無	有・無			
備　考				

（日本工業規格Ａ列４番）

様式第十号（第二十九条関係）

診　断　書（医療特別手当用）

氏　名		明治 大正　年　月　日生 昭和	男・女
居　住　地	郵便番号 電話番号（　）		
※1　原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第11条第1項の認定に係る負傷又は疾病の名称			
※2 上記の負傷又は疾病に関する現症所見	1）理学的検査		
	2）臨床病理学的検査		
	3）その他の検査		
	4）その他特記すべき事項		
上記の負傷又は疾病の状態	負傷又は疾病の（1　状態にある。2　状態にない。）		

以上のとおり、診断します。

平成　年　月　日

医療機関の名称
所在地
医師氏名　　㊞

記入上の注意
※2の欄には※1の欄に記入した負傷又は疾病の状態を明らかにするために必要な所見を記入してください。

（日本工業規格A列4番）

様式第十一号（第三十条関係）

（表　面）

記号　　番号

医　療　特　別　手　当　証　書

受給権者氏名		明治 大正　年　月　日生 昭和	男・女
居　住　地			
原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第24条第2項の認定に係る負傷又は疾病の名称及びその認定年月日		昭和 平成　年　月　日	
手当月額	金　円	支給開始年月	昭和 平成　年　月

検認欄 （健康状況届）	印 平成　年　月　日	印 平成　年　月　日

上記のとおり、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律によって、医療特別手当を支給します。

平成　年　月　日

都道府県知事
（広島市長　長崎市長）　印

（日本工業規格A列4番）

（裏　面）

1　この証書は、あなたが医療特別手当を受ける権利があることを証する書類ですから、大切に保管しておいてください。
2　氏名や居住地を変更したときなどは、届書にこの証書を添えて、都道府県知事、広島市長又は長崎市長に提出してください。
3　3年目ごとにその年の5月1日から5月31日までに健康状況届にこの証書を添えて、都道府県知事、広島市又は長崎市長に提出してください。
4　この証書を破ったり、汚したり、又は無くしたりしたときは、新しい証書を交付しますから、都道府県知事、広島市長又は長崎市長に申請してください。
5　この証書は、他人に譲り渡したり、質に入れたり、これを担保にして他人から金銭等を借りたりすることはできません。
6　受給権者が死亡したときは、遺族の方は、届書にこの証書を添えて、都道府県知事、広島市長又は長崎市長に提出してください。

様式第八号（第二十六条関係）

一般疾病医療費支給申請書

<table>
<tr><td>氏　　　名</td><td colspan="2"></td><td>性別</td><td></td><td>生年月日</td><td></td></tr>
<tr><td>居　住　地</td><td colspan="6">郵便番号　　　　　電話番号（　）</td></tr>
<tr><td>負傷又は疾病の名称</td><td></td><td>医療に要した費用</td><td colspan="4">円</td></tr>
<tr><td>併用できる医療保険等の種類</td><td>健保・国保
（一部負担）
その他（　　）
本人・被扶養者</td><td>医療に要した費用のうち自己負担額分</td><td colspan="4">円</td></tr>
<tr><td rowspan="2">被爆者健康手帳の交付年月日及び番号</td><td rowspan="2">昭和
平成　年　月　日</td><td>公費負担者番号</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td>公費負担医療の受給者番号</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td>被爆者一般疾病医療機関から医療を受けることができなかった理由</td><td colspan="6"></td></tr>
<tr><td>医療を受けた期間</td><td colspan="6">平成　年　月　日から平成　年　月　日まで
（入　院　　日
入院外　　日）</td></tr>
<tr><td rowspan="2">医療を受けた機関</td><td colspan="2">名称及び所在地</td><td colspan="4">（被爆者一般疾病医療機関・その他）</td></tr>
<tr><td colspan="2">訪問看護ステーション等の名称及び所在地</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td colspan="3">移送等にあっては、その区間等</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td>支払希望機関</td><td colspan="6">（郵・銀）</td></tr>
</table>

原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第18条の規定により、一般疾病医療費の支給を受けたく、関係書類を添えて申請します。

平成　　年　　月　　日

申請者　氏　　　　名 ㊞

都道府県知事　　殿

備考　訪問看護ステーション等の名称及び所在地については、医療を受けた機関が指定訪問看護事業者又は指定老人訪問看護事業者であるときのみ記入すること。

（日本工業規格Ａ列４番）

様式第九号（第二十九関係）

医療特別手当認定申請書

都道府県知事
（広島市長　長崎市長）　殿

平成　　年　　月　　日提出

<table>
<tr><td>（ふりがな）
氏　　名</td><td colspan="2">㊞</td><td>明治
大正
昭和　年　月　日生</td><td>男・女</td></tr>
<tr><td>居　住　地</td><td colspan="2">郵便番号

電話番号　（　）</td><td>被爆者健康手帳の番号</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="2">※ 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第11条第1項の認定に係る負傷又は疾病の名称、認定番号及び認定年月日</td><td>負傷又は疾病の名称</td><td>認定番号</td><td colspan="2">認定年月日</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td colspan="2">平成　　年　　月　　日</td></tr>
<tr><td>上記の負傷又は疾病の状態</td><td colspan="4">別紙診断書のとおり</td></tr>
<tr><td>特別手当受給の有無</td><td>有・無</td><td colspan="2">健康管理手当受給の有無</td><td>有・無</td></tr>
<tr><td>保健手当受給の有無</td><td>有・無</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>備考</td><td colspan="4"></td></tr>
</table>

添付書類

この申請書には、※の欄に記入した負傷又は疾病についての原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第12条第1項の規定による指定を受けた病院又は診療所の医師の診断書を添えてください。

（日本工業規格Ａ列４番）

様式第六号（第十二条関係）

意　見　書

平成　　年　　月　　日作成

負傷又は疾病の名称		被爆者健康手帳の番号		被爆者の氏名及び生年月日	
既往症					
現症所見					
当該負傷又は疾病が原子爆弾の放射能に起因する旨、原子爆弾の傷害作用に起因するも放射能に起因するものでない場合においては、その者の治癒能力が原子爆弾の放射能の影響を受けている旨の医師の意見					
必要な医療の内容及び期間	内容		期間(入院) (通院)		

医療機関の名称及び所在地
医　師　氏　名　　　㊞

様式第七号（第二十二条関係）

医療費支給申請書

氏名		性別		生年月日	
居住地	郵便番号　　　電話番号　（　）				
負傷又は疾病の名称		医療に要した費用	円		
被爆者健康手帳の交付年月日及び番号	昭和 平成　年　月　日	公費負担者番号			
		公費負担医療の受給者番号			
当該負傷又は疾病についての法第11条の認定の有無、認定年月日及び認定番号	有・無 昭和 平成　年　月　日	公費負担者番号			
		公費負担医療の受給者番号			
医療の給付を受けることができなかった理由					
医療を受けた期間	平成　年　月　日から平成　年　月　日まで （入院　　日 入院外　　日）				
医療を受けた機関	名称及び所在地	（指定医療機関・その他）			
	訪問看護ステーション等の名称及び所在地				
移送等にあっては、その区間等					
支払希望機関	（振込・送金）				

原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第17条の規定により、医療費の支給を受けたく、関係書類を添えて申請します。

平成　年　月　日

申請者　氏　　　名㊞

都道府県知事　　殿

備考　訪問看護ステーション等の名称及び所在地については、医療を受けた機関が指定訪問看護事業者又は指定老人訪問看護事業者であるときのみ記入すること。

（日本工業規格A列4番）

様式第四号（三）（第十一条関係）

（裏）

（臨床病理学的検査）

		年月日	年月日	年月日	年月日
検査	血液学的検査 赤血球数	万/mm³	万/mm³	万/mm³	万/mm³
	白血球数	/mm³	/mm³	/mm³	/mm³
	赤血球沈降速度	1時間値 mm	1時間値 mm	1時間値 mm	1時間値 mm
	ヘモグロビン	g/dl	g/dl	g/dl	g/dl
	ヘマトクリット	%	%	%	%
	網状赤血球数	‰	‰	‰	‰
	血小板数	万/mm³	万/mm³	万/mm³	万/mm³
	血液生化学的検査 GOT				
	GPT				
	ZTT				
	ALP				
	血圧値	最大 mmHg 最小 mmHg	最大 mmHg 最小 mmHg	最大 mmHg 最小 mmHg	最大 mmHg 最小 mmHg

		年月日	年月日	年月日	年月日
血液学的検査	骨髄中 有核数				
	骨髄中 分裂像				
	好酸球				
	好塩基球				
	単球				
白血球百分比（%）	リンパ球				
	リンパ芽球				
	後骨髄球				
	骨髄球				
	前骨髄球				
	骨髄芽球				
	形質細胞				
尿検査	混濁				
	蛋白				
	糖				
	ウロビリノーゲン				
	潜血				

	年月日	年月日	年月日	年月日
その他の検査				

		年月日	年月日	年月日	年月日
判定	異常の有無及び異常のあるときは、その症状又は診断名	無・有 （　　）	無・有 （　　）	無・有 （　　）	無・有 （　　）
	治療の要否	要（入院）（入院外）・否	要（入院）（入院外）・否	要（入院）（入院外）・否	要（入院）（入院外）・否
特に記すべき医師の意見					
実施場所					
実施機関名					
担当医師名		㊞	㊞	㊞	㊞

（日本工業規格Ａ列４番）

様式第五号（第十二条関係）

認定申請書

氏名		性別		生年月日	
居住地	郵便番号　　　電話番号　（　）				
被爆者健康手帳の番号					
負傷又は疾病の名称					
被爆時以降における負傷又は疾病の経過及び原子爆弾に起因すると思われる負傷若しくは疾病について医療を受け、又は原子爆弾に起因すると思われる自覚症状があったときは、その医療又は自覚症状の概要					
医療の給付を受けようとする指定医療機関	名称及び所在地				
	訪問看護ステーション等の名称及び所在地				

原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第11条第1項の規定により、認定を受けたく、関係書類を添えて申請します。

平成　年　月　日

申請者　氏　　　名㊞

厚生大臣　　　殿

備考　訪問看護ステーション等の名称及び所在地については、医療の給付を受けようとする指定医療機関が指定訪問看護事業者又は指定老人訪問看護事業者であるときのみ記入すること。

（日本工業規格Ａ列４番）

(11ページ)

大腸がん検診		検査年月日	年　月　日	年　月　日	年　月　日
	一般検査	判　定	便潜血陰性 要精密検査	便潜血陰性 要精密検査	便潜血陰性 要精密検査
		医療機関の名称			
	精密検査	検査年月日	年　月　日	年　月　日	年　月　日
		医療機関の名称			

多発性骨髄腫検診		検査年月日	年　月　日	年　月　日	年　月　日
	一般検査	判　定	異常認めず 要精密検査	異常認めず 要精密検査	異常認めず 要精密検査
		医療機関の名称			
	精密検査	検査年月日	年　月　日	年　月　日	年　月　日
		医療機関の名称			

(12ページ及び13ページ)

治　　療

認定一般の別	負傷又は疾病の名称	治療期間	入院入院外の別	医療機関の名称

備考　「認定一般の別」の欄には、厚生大臣の認定を受けた負傷又は疾病については「認定」と、その他の負傷又は疾病については「一般」と記入すること。

(14ページ)

この手帳について

1　健康診断を受けるときは、この手帳を提出し、所定の欄にその結果を記入してもらってください。
2　厚生大臣の認定を受けた負傷又は疾病について治療を受けるときは、指定医療機関に認定書と共にこの手帳を提出してください。
3　厚生大臣の認定を受けていない負傷又は疾病について治療を受けるときは、被爆者一般疾病医療機関にこの手帳を提出してください。社会保険により治療を受けることができる方は、保険証又は組合員証を併せて提出してください。
　なお、遺伝性疾病、先天性疾病、軽い虫歯等については、この手帳で治療を受けることはできません。
4　緊急その他やむを得ない理由があるときは、指定医療機関又は被爆者一般疾病医療機関以外から医療を受けた後、都道府県知事に医療費の支給を申請することができます。
5　住所や氏名が変わったときは、すぐその旨を届け出てください。
6　この手帳は、無くさないように大切にお持ちください。もし、無くしたり、使用できないようになったときは、再交付を申請してください。
7　この手帳は、他人に譲ったり、貸したりしてはいけません。
8　この手帳は、3年ごとに更新します。

(日本工業規格A列6番)

(9ページ)

胃がん検診		検査年月日	年　月　日	年　月　日	年　月　日
	一般検査	判定	精密検査不要 要精密検査	精密検査不要 要精密検査	精密検査不要 要精密検査
		医療機関の名称			
	精密検査	検査年月日	年　月　日	年　月　日	年　月　日
		医療機関の名称			

肺がん検診		検査年月日	年　月　日	年　月　日	年　月　日
	一般検査	判定	精密検査不要 要精密検査	精密検査不要 要精密検査	精密検査不要 要精密検査
		医療機関の名称			
	精密検査	検査年月日	年　月　日	年　月　日	年　月　日
		医療機関の名称			

(10ページ)

乳がん検診		検査年月日	年　月　日	年　月　日	年　月　日
	一般検査	判定	異常認めず 要精密検査	異常認めず 要精密検査	異常認めず 要精密検査
		医療機関の名称			
	精密検査	検査年月日	年　月　日	年　月　日	年　月　日
		医療機関の名称			

子宮がん検診		検査年月日	年　月　日	年　月　日	年　月　日
	一般検査	判定	精密検査不要 要精密検査	精密検査不要 要精密検査	精密検査不要 要精密検査
		子宮体がん検診	実施・未実施	実施・未実施	実施・未実施
		医療機関の名称			
	精密検査	検査年月日	年　月　日	年　月　日	年　月　日
		医療機関の名称			

（2ページ）

法第1条による区分	第１号　・　第２号　・　第３号　・　第４号
被爆の場所	市　　　　町 郡　　　　村 爆心地から　・　キロメートル
被爆直後の行動（おおむね2週間以内）	
被爆当時の外傷、熱傷の状況	
被爆当時の急性症状（おおむね6箇月以内）	
過去の健康状態とかかった主な傷病名及び時期	

（3ページから8ページまで）

		検査年月日 ＼ 項目	年　月　日	年　月　日
一般検査		赤血球数	$\times 10^4/\text{mm}^3$	$\times 10^4/\text{mm}^3$
		白血球数	$/\text{mm}^3$	$/\text{mm}^3$
		赤血球沈降速度	1時間値　mm	1時間値　mm
		ヘマトクリット	%	%
		ヘモグロビン	g/dℓ	g/dℓ
	尿	ウロビリノーゲン	増加・正常・減少	増加・正常・減少
		蛋白	陽性・陰性	陽性・陰性
		糖	陽性・陰性	陽性・陰性
		潜血	陽性・陰性	陽性・陰性
		血圧値	最大　mmHg 最小　mmHg	最大　mmHg 最小　mmHg
		肝臓機能検査	GOT　　GPT ZTT　　ALP	GOT　　GPT ZTT　　ALP
		判定	異常認めず・要精密検査	異常認めず・要精密検査
		医療機関の名称		
精密検査		検査年月日 ＼ 細目	年　月　日	年　月　日
		異常の有無	有・無	有・無
		検査方法の名称（異常を認めたもの）及び診断名		
		治療の要否	要（入院・入院外）・否	要（入院・入院外）・否
		医療機関の名称		

様式第二号（第二条関係）　　　　（表　紙）

公費負担者番号								
公費負担医療の受給者番号								

（手帳番号）

被　爆　者　健　康　手　帳

氏　名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

（１ページ）

公費負担者番号								
公費負担医療の受給者番号								

都道府県知事（市長）印

都　道　府　県　（市）

ふりがな 氏　名		男・女	明治 大正　　年　　月　　日生 昭和
被爆時の年齢	満　　　　歳		
居住地（現在地）	都道府県　　区市郡　　町村　　番地		
交付年月日	昭和 平成　　年　　月　　日		
更新期限	平成　　年　　月　　日		

第十四条第二項中「原子爆弾被爆者の医療等に関する法律（昭和三十二年法律第四十一号）」を「原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成六年法律第百十七号）」に改める。

（障害児福祉手当及び特別障害者手当の支給に関する省令の一部改正）

第三十条　障害児福祉手当及び特別障害者手当の支給に関する省令（昭和五十年厚生省令第三十四号）の一部を次のように改正する。

様式第五号中「原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律」を「原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律」に改める。

（療養の給付、老人医療及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令の一部改正）

第三十一条　療養の給付、老人医療及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令（昭和五十一年厚生省令第三十六号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項第七号中「原子爆弾被爆者の医療等に関する法律（昭和三十二年法律第四十一号）第七条」を「原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成六年法律第百十七号）第十条」に、「第十四条の二」を「第十八条」に改める。

（老人訪問看護療養費、訪問看護療養費等の請求に関する省令の一部改正）

第三十二条　老人訪問看護療養費、訪問看護療養費等の請求に関する省令（平成四年厚生省令第五号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項第六号中「原子爆弾被爆者の医療等に関する法律（昭和三十二年法律第四十一号）第七条」を「原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成六年法律第百十七号）第十条」に、「第十四条の二」を「第十八条」に改める。

（厚生省組織規程の一部改正）

第三十三条　厚生省組織規程（昭和五十九年厚生省令第三十号）の一部を次のように改正する。

第十二条第二項中「原子爆弾被爆者の医療等に関する法律（昭和三十二年法律第四十一号）及び原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律（昭和四十三年法律第五十三号）」を「原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成六年法律第百十七号）」に改める。

様式第一号（第一条関係）

被爆者健康手帳交付申請書

本籍地
居住地　郵便番号
電話番号（　）
ふりがな
氏名　㊞
年　月　日生

都道府県知事（市長）　殿

原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第2条の規定により、被爆者健康手帳を交付されたく、関係書類を添えて申請します。

平成　年　月　日

（日本工業規格A列4番）

（居住地の変更）

第四条　健康診断受診者証の交付を受けた者は、他の都道府県の区域に居住地を移したときは、三十日以内に、新居住地の都道府県知事にその旨を届け出なければならない。

2　都道府県知事は、前項の届出を受理したときは、旧居住地の都道府県知事にその旨を通知しなければならない。

3　第一項の規定の適用については、広島市及び長崎市の区域は、それぞれ広島県及び長崎県の区域外とし、一の都道府県の区域とみなす。

（準用）

第五条　第四条から第八条までの規定は健康診断受診者証について、第九条及び第十一条の規定は法附則第十七条に規定する者に係る健康診断について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句と読み替えるものとする。

第四条第一項	令第三条第一項	附則第四条第一項
第四条第三項	令第三条第二項	附則第四条第二項
第十一条第二項第二号	法第一条各号のいずれかに該当した当時（以下「被爆時」という。）	法附則第十七条に規定する者に該当した当時
第十一条第二項第三号	被爆時	

（原子爆弾被爆者の医療等に関する法律施行規則等の廃止）

第六条　次に掲げる省令は、廃止する。

一　原子爆弾被爆者の医療等に関する法律施行規則（昭和三十二年厚生省令第八号）

二　原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律施行規則（昭和四十三年厚生省令第三十四号）

（原子爆弾被爆者の医療等に関する法律施行規則の廃止に伴う経過措置）

第七条　この省令の施行前に前条の規定による廃止前の原子爆弾被爆者の医療等に関する法律施行規則（以下「旧原爆医療法施行規則」という。）第四条の二第一項の規定によりされた届出は、第五条第一項の規定によりされた届出とみなす。

第八条　この省令の施行前に旧原爆医療法施行規則第五条の二第一項の規定により更新された被爆者健康手帳は、第七条第一項の規定により更新された被爆者健康手帳とみなす。

第九条　この省令の施行前に旧原爆医療法施行規則第九条第一項の規定により提出された認定申請書、医師の意見書又は当該負傷若しくは疾病に係る検査成績を記載した書類は、それぞれ第十二条第一項の規定により提出された認定申請書、医師の意見書又は当該負傷若しくは疾病に係る検査成績を記載した書類とみなす。

第十条　この省令の施行前に旧原爆医療法施行規則第九条第二項の規定により交付された認定書は、第十二条第二項の規定により交付された認定書とみなす。

第十一条　この省令の施行前に旧原爆医療法施行規則第十一条第一項から第三項までの規定により提出された申請書は、それぞれ第十四条第一項から第三項までの規定により提出された申請書とみなす。

第十二条　この省令の施行前に旧原爆医療法施行規則第十五条第一項（旧原爆医療法施行規則第二十二条において準用する場合を含む。）の規定によりされた届出は、第十七条第一項の規定によりされた届出とみなす。

第十三条　この省令の施行前に旧原爆医療法施行規則第十六条第一項（旧原爆医療法施行規則第二十二条において準用する場合を含む。）の規定によりされた申出は、第十八条第一項の規定によりされた申出とみなす。

第十四条　この省令の施行前に旧原爆医療法施行規則第十九条第一項の規定により提出された支給申請書は、第二十二条第一項の規定により提出された支給申請書とみなす。

第十五条　この省令の施行前に旧原爆医療法施行規則第二十一条の規定により提出された申請書は、第二十四条の規定により提出された申請書とみなす。

第十六条　この省令の施行前に旧原爆医療法施行規則第二十四条第一項の規定により提出された一般疾病医療費支給申請書は、第二十六条第一項の規定により提出された一般疾病医療費支給申請書とみなす。

（原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律施行規則の廃止に伴う経過措置）

第十七条　この省令の施行前に附則第六条の規定による廃止前の原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律施行規則（以下「旧原爆特別措置法施行規則」という。）第二条又は第五条第一項の規定により交付された医療特別手当証書は、それぞれ第三十条又は第三十三条第一項の規定により交付された医療特別手当証書とみなす。

第十八条　この省令の施行前に旧原爆特別措置法施行規則第九条第一項の規定によりされた医療特別手当証書の再交付の申請は、第三十七条第一項の規定によりされた医療特別手当証書の再交付の申請とみなす。

第十九条　この省令の施行前に旧原爆特別措置法施行規則第十三条の二第一項の規定により交付された特別手当証書は、第四十五条の規定により交付された特別手当証書とみなす。

第二十条　この省令の施行前に旧原爆特別措置法施行規則第十八条の二の規定により交付された原子爆弾小頭症手当証書は、第四十九条の規定により交付された原子爆弾小頭症手当証書とみなす。

第二十一条　この省令の施行前に旧原爆特別措置法施行規則第二十二条の規定により交付された健康管理手当証書は、第五十三条の規定により交付された健康管理手当証書とみなす。

第二十二条　この省令の施行前に旧原爆特別措置法施行規則第二十七条、第二十七条の二第二項、第二十七条の三第二項、第二十八条の二第一項若しくは第二項又は第二十八条の三第二項の規定により交付された保健手当証書は、それぞれ第五十七条、第五十八条第二項、第五十九条第二項、第六十一条第一項若しくは第二項又は第六十二条第二項の規定により交付された保健手当証書とみなす。

第二十三条　この省令の施行前に旧原爆特別措置法施行規則第三十一条第一項の規定により提出された介護手当支給申請書又は同項第一号若しくは第二号に掲げる書類は、それぞれ第六十五条第一項の規定により提出された介護手当支給申請書又は同項第一号若しくは第二号に掲げる書類とみなす。

第二十四条　この省令の施行前に旧原爆特別措置法施行規則第三十一条第二項の規定により提出された介護手当継続支給申請書は、第六十五条第二項の規定により提出された介護手当継続支給申請書とみなす。

第二十五条　この省令の施行前に旧原爆特別措置法施行規則第三十一条の七の規定により提出された葬祭料支給申請書及び同条各号に掲げる書類は、第七十一条の規定により提出された葬祭料支給申請書及び同条各号に掲げる書類とみなす。

第二十六条　この省令の施行の際この省令による改正前の様式（以下「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

2　この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

（社会保険診療報酬請求書審査委員会及び社会保険診療報酬請求書特別審査委員会規程の一部改正）

第二十七条　社会保険診療報酬請求書審査委員会及び社会保険診療報酬請求書特別審査委員会規程（昭和二十三年厚生省令第五十六号）の一部を次のように改正する。

第四条中「原子爆弾被爆者の医療等に関する法律（昭和三十二年法律第四十一号）第十一条」を「原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成六年法律第百十七号）第十四条」に改める。

（国民健康保険の調整交付金の交付額の算定に関する省令の一部改正）

第二十八条　国民健康保険の調整交付金の交付額の算定に関する省令（昭和三十八年厚生省令第十号）の一部を次のように改正する。

第六条第六号中「原子爆弾被爆者の医療等に関する法律（昭和三十二年法律第四十一号）」を「原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成六年法律第百十七号）」に改める。

（国民健康保険の事務費負担金等の交付額等の算定に関する省令の一部改正）

第二十九条　国民健康保険の事務費負担金等の交付額等の算定に関する省令（昭和四十七年厚生省令第十一号）の一部を次のように改正する。

（介護手当の支給の申請）

第六十五条　介護手当の支給を受けようとする者は、法第三十一条に規定する介護を受けた各月分につき、介護手当支給申請書（様式第二十六号）に、次に掲げる書類を添えて、これを居住地の都道府県知事に提出しなければならない。

一　別表第二（重度障害に該当する者にあっては、別表第三）に定める精神上又は身体上の障害についての法第十九条第一項の規定による指定を受けた病院又は診療所の医師又は歯科医師の診断書（様式第二十七号）

二　費用を支出して介護を受けた日数及び当該支出した費用の額を証する書類（重度障害に該当する者が費用を支出して介護を受けた日がない月分の介護手当の支給を申請する場合にあっては、その者の介護に従事した者の当該介護の事実についての申立書）

2　都道府県知事は、重度障害に該当する者であって、前項の規定により令第十五条第二項第二号に規定する額の介護手当の支給の申請を行うもののうち、当該介護手当に係る介護を受けた日の属する月の翌月（以下この項、次条及び第六十九条において単に「翌月」という。）以降継続して同号に規定する額の介護手当の支給を受けようとするものが介護手当継続支給申請書（様式第二十八号）を提出したときは、当該申請書を翌月以降の各月分の介護手当支給申請書とみなすことができる。ただし、その者が翌月以降の月において、介護に要する費用を支出して介護を受けたことにより、令第十五条第二項第一号に規定する額の介護手当の支給の申請を行う場合における当該月分の介護手当支給申請書については、この限りでない。

3　第五十二条第二項の規定は、第一項第一号の診断書について準用する。

（介護手当継続支給対象者の行う届出）

第六十六条　前条第二項の規定により介護手当継続支給申請書を翌月以降の各月分の介護手当支給申請書とみなされた者（以下「介護手当継続支給対象者」という。）は、氏名を変更したときは、変更前及び変更後の氏名を記載した届書に、戸籍の抄本を添えて、十四日以内に、これを居住地の都道府県知事に提出しなければならない。

第六十七条　介護手当継続支給対象者は、居住地を移したときは、変更前及び変更後の居住地並びに変更の年月日を記載した届書に、住民票の写しを添えて、十四日以内に、これを居住地（都道府県の区域を越えて居住地を移した場合にあっては、新居住地）の都道府県知事に提出しなければならない。

2　第三十五条第二項及び第三項の規定は、介護手当継続支給対象者の居住地変更の届出について準用する。

第六十八条　介護手当継続支給対象者は、前二条に規定する場合のほか、介護手当継続支給申請書の記載事項に変更があったときは、居住地の都道府県知事にその旨を届け出なければならない。

第六十九条　介護手当継続支給対象者は、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、速やかに、その旨を記載した届書を居住地の都道府県知事に提出しなければならない。

一　重度障害に該当しなくなった場合

二　翌月以降の月において、その月の間、介護を受けなかった場合

（準用）

第七十条　第四十一条の規定は、介護手当継続支給対象者の死亡の届出について準用する。この場合において、同条中「医療特別手当受給権者」とあるのは「介護手当継続支給対象者」と読み替えるものとする。

2　第四十二条の規定は、第六十六条から前項までの届書について準用する。

（葬祭料の支給の申請）

第七十一条　葬祭料の支給を受けようとする者は、葬祭料支給申請書（様式第二十九号）に、次に掲げる書類を添えて、これを被爆者の死亡の際における居住地の都道府県知事に提出しなければならない。

一　死亡診断書又は死体検案書

二　死亡した被爆者の住民票又は消除された住民票の写し

第七節　特別葬祭給付金

（特別葬祭給付金の認定の請求）

第七十二条　法第三十三条第三項の規定による認定の請求は、特別葬祭給付金請求書（様式第三十号）に、次に掲げる書類を添えて、これを居住地の都道府県知事に提出することによって行わなければならない。

一　死亡した者が法第三十三条第一項に規定する死亡者に該当する事実を明らかにすることができる書類

二　死亡した者の死亡の当時におけるその者と請求者との親族関係を明らかにすることができる書類

第七十三条　都道府県知事は前条の規定による認定の請求があった場合において、法第三十三条第一項に規定する要件に該当する旨の認定をしたときは、当該認定を受けた者（以下「特別葬祭給付金受給権者」という。）に特別葬祭給付金認定通知書（様式第三十一号）を交付しなければならない。

（居住地の変更）

第七十四条　令第三三条第二項の通知を受けた都道府県知事は、居住地を変更した被爆者の特別葬祭給付金の支給に係る認定又は当該認定の請求の有無について、新居住地の都道府県知事に通知しなければならない。

（準用）

第七十五条　第三十一条の規定は、特別葬祭給付金について準用する。この場合において、「第二十九条第一項」とあるのは「第七十二条」と、「申請」とあるのは「請求」と、「法第二十四条第一項」とあるのは「法第三十三条第一項」、「申請者」とあるのは「請求者」と読み替えるものとする。

第八節　雑則

（口頭による申請等）

第七十六条　都道府県知事は、前七節に規定する申請書、届書又は請求書を作成することができない特別の事情があると認めるときは、当該申請者、届出者又は請求者の口頭による陳述を当該職員に聴取させた上で、必要な措置を採ることによって、これらの節に規定する申請書、届書又は請求書の受理に代えることができる。

2　前項の陳述を聴取した当該職員は、陳述事項に基づいて所定の申請書、届書又は請求書の様式に従って聴取書を作成し、これを陳述者に読み聞かせた上で、陳述者と共に記名押印しなければならない。

（添付書類の省略等）

第七十七条　都道府県知事は、介護手当の支給を受けようとする者の精神上又は身体上の障害についての診断書の提出を受けたことがある場合において、その者の精神上又は身体上の障害が固定している等の事情により当該精神上又は身体上の障害についての診断書を添える必要がないと認めるときは、第六十五条第一項の規定により申請書に添えなければならない当該診断書を省略させることができる。

2　第四十一条（第四十六条、第五十条、第五十四条及び第六十三条第一項において準用する場合を含む。）の規定により届書に医療特別手当受給権者、特別手当受給権者、原子爆弾小頭症手当受給権者、健康管理手当受給権者又は保健手当受給権者の死亡を証する書類を添えなければならない場合において、既に第七十一条の規定によりその者に係る葬祭料支給申請書が提出されているときは、その者の死亡を証する書類を添えることを要しない。

3　都道府県知事は、災害その他特別の事情がある場合において、特に必要があると認めるときは、前七節の規定により申請書、届書又は請求書に添えなければならない書類を省略させ、又はこれに代わるべき他の書類を添えて提出させることができる。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、平成七年七月一日（以下「施行日」という。）から施行する。

（健康診断受診者証）

第二条　法附則第十七条に規定する者は、健康診断を受けるに当たっては、健康診断受診者証を提出しなければならない。

2　健康診断受診者証の交付を受けようとする者は、その居住地の都道府県知事に申請しなければならない。

3　前項の規定により健康診断受診者証の交付を申請しようとする者は、様式第三十二号による交付申請書に、その者が法附則第十七条に規定する者に該当する事実を認めることができる書類（当該書類がない場合においては、当該事実についての申立書）を添えて、その居住地の都道府県知事に提出しなければならない。

4　都道府県知事は、第二項の申請に基づいて審査し、申請者が法附則第十七条に規定する者に該当すると認めるときは、その者に、様式第三十三号による健康診断受診者証を交付するものとする。

（健康診断受診者証交付台帳）

第三条　都道府県知事は、様式第三十四号による健康診断受診者証交付台帳を備え、これに健康診断受診者証の交付に関する事項を記載しなければならない。

（準用）

第五十四条　第三十一条及び第三十四条から第四十三条までの規定は、健康管理手当について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第三十一条	第二十九条第一項	第五十二条第一項
	法第二十四条第一項	法第二十七条第一項
第三十九条	法第二十四条第一項	法第二十七条第一項
第四十条第一項	都道府県知事は、第三十三条第二項に規定する場合のほか	都道府県知事は
	法第二十四条第一項	法第二十七条第一項

第五節　保健手当

（厚生省令で定める身体上の障害）

第五十五条　法第二十八条第三項第一号に規定する厚生省令で定める範囲の身体上の障害は、別表第一に定める程度の状態の障害とする。

（認定）

第五十六条　法第二十八条第二項の認定の申請は、保健手当認定申請書（様式第二十一号）に、その者が爆心地から二キロメートル以内で被爆した事実を認めることができる書類（当該書類がない場合においては、当該事実についての申立書）を添えて、これを居住地の都道府県知事に提出することによって行わなければならない。

2　前項の場合において、当該申請に併せて法第二十八条第三項ただし書の認定の申請を行うときは、次に掲げる書類を添えなければならない。

一　法第二十八条第三項第一号に規定する要件に該当することにより認定を受けようとする者にあっては、別表第一に定める身体上の障害についての法第十九条第一項の規定による指定を受けた病院又は診療所の医師又は歯科医師の診断書（様式第二十二号）

二　法第二十八条第三項第二号に規定する要件に該当することにより認定を受けようとする者にあっては、次に掲げる書類

イ　その者の戸籍の謄本又は抄本

ロ　その者の子及び孫の戸籍又は除かれた戸籍の謄本又は抄本

ハ　その者と同居している者がいないことを明らかにすることができる書類

第五十七条　都道府県知事は、前条の規定による認定の申請があった場合において、法第二十八条第一項に規定する要件に該当する旨の認定をしたときは、当該認定を受けた者（以下「保健手当受給権者」という。）に、文書でその旨を通知するとともに、保健手当証書（様式第二十三号）を交付しなければならない。この場合において、法第二十八条第三項各号のいずれかに該当する旨の認定をしたときは、併せてその旨を通知するものとする。

（額の改定の申請）

第五十八条　保健手当受給権者は、法第二十八条第三項ただし書の認定の申請を行うときは、保健手当額改定申請書（様式第二十四号）に、第五十六条第二項に規定する書類及び保健手当証書を添えて、これを居住地の都道府県知事に提出しなければならない。

2　都道府県知事は、前項の規定による認定の申請があった場合において、法第二十八条第三項各号のいずれかに該当する旨の認定をしたときは、当該認定を受けた者に、文書でその旨を通知するとともに、保健手当証書に所要事項を記載し、又は新たに保健手当証書を作成し、これを保健手当受給権者に返付し、又は交付しなければならない。

3　都道府県知事は、第一項の規定による認定の申請があった場合において、法第二十八条第三項各号のいずれにも該当しないと認めたときは、申請者に、文書でその旨を通知するとともに、保健手当証書を返付しなければならない。

（額の改定の届出）

第五十九条　保健手当受給権者は、法第二十八条第三項各号のいずれにも該当しなくなったときは、速やかに、次に掲げる事項を記載した届書を居住地の都道府県知事に提出しなければならない。

一　法第二十八条第三項各号のいずれにも該当しなくなった理由及び該当しなくなった年月日

二　保健手当証書の記号番号

2　都道府県知事は、前項の規定により提出された届書を受理したときは、当該届書に添えて提出された保健手当証書に所要事項を記載し、又は新たに保健手当証書を作成し、これを保健手当受給権者に返付し、又は交付しなければならない。

（現況の届出等）

第六十条　保健手当受給権者であって、法第二十八条第三項ただし書に規定するものは、毎年五月一日から同月三十一日までの間に、保健手当現況届（様式第二十五号）に、第五十六条第二項に規定する書類を添えて、これを居住地の都道府県知事に提出しなければならない。ただし、法第二十八条第三項ただし書の認定の申請をした日以後一年以内に到来する五月三十一日が属する年については、この限りでない。

2　法第二十八条第三項第一号に該当する旨の認定を受けた者であって、当該認定に係る身体上の障害が固定していると都道府県知事が認めるものは、前項の規定にかかわらず、保健手当現況届を提出することを要しない。

第六十一条　都道府県知事は、前条第一項の規定により提出された保健手当現況届を受理した場合において、その者が法第二十八条第三項各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該届書に添えて提出された保健手当証書に所要事項を記載し、又は新たに保健手当証書を作成し、これを保健手当受給権者に返付し、又は交付しなければならない。

2　都道府県知事は、前条第一項の規定により提出された保健手当現況届を受理した場合において、その者が法第二十八条第三項各号のいずれにも該当しないと認めるときは、保健手当受給権者に、文書でその旨を通知するとともに、当該届書に添えて提出された保健手当証書に所要事項を記載し、又は新たに保健手当証書を作成し、これを返付し、又は交付しなければならない。

第六十二条　都道府県知事は、前条第二項に規定する場合のほか、保健手当受給権者が法第二十八条第三項各号のいずれにも該当しなくなったと認めるときは、当該保健手当受給権者に、文書でその旨を通知するとともに、保健手当証書の提出を命じなければならない。

2　都道府県知事は、前項の命令によって保健手当証書が提出されたときは、当該保健手当証書に所要事項を記載し、又は新たに保健手当証書を作成し、これを保健手当受給権者に返付し、又は交付しなければならない。

（準用）

第六十三条　第三十一条、第三十四条から第三十八条まで、第四十条から第四十三条まで及び第五十二条第二項の規定は、保健手当について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第三十一条	第二十九条第一項	第五十六条第一項
	法第二十四条第一項	法第二十八条第一項
	該当しないと認めたとき	該当しないと認めたとき、又は法第二十八条第三項各号のいずれかに該当しないと認めたとき
第四十条第一項	都道府県知事は、第三十三条第二項に規定する場合のほか	都道府県知事は
	法第二十四条第一項	法第二十八条第一項
第五十二条第二項	前項	第五十六条第二項、第五十八条第一項又は第六十条第一項
	同項	第五十六条第二項第一号
	医師	医師又は歯科医師

2　第四十二条の規定は、第五十九条第一項の届書について準用する。

第六節　介護手当及び葬祭料

（厚生省令で定める精神上又は身体上の障害）

第六十四条　法第三十一条本文に規定する厚生省令で定める範囲の精神上又は身体上の障害は、別表第二に定める程度の状態の障害とする。

2　法第三十一条ただし書に規定する厚生省令で定める重度の障害（以下「重度障害」という。）は、別表第三に定める程度の状態の障害とする。

3　前二項の規定の適用については、広島市及び長崎市の区域は、それぞれ広島県及び長崎県の区域外とし、一の都道府県の区域とみなす。

（医療特別手当証書の訂正）

第三十六条　都道府県知事は、前二条の規定により提出された届書を受理したときは、これらの届書に添えて提出された医療特別手当証書の当該事項を訂正し、又は新たに医療特別手当証書を作成し、これを医療特別手当受給権者に返付し、又は交付しなければならない。

（医療特別手当証書の再交付）

第三十七条　医療特別手当受給権者は、医療特別手当証書を破り、汚し、又は失ったときは、医療特別手当証書の再交付を居住地の都道府県知事に申請することができる。

2　前項の申請は、医療特別手当証書の記号番号を記載した申請書を都道府県知事に提出することによって行わなければならない。この場合において、破り、又は汚した医療特別手当証書を申請書に添えなければならない。

3　医療特別手当受給権者は、第一項の申請をした後、失った医療特別手当証書を発見したときは、速やかに、これを居住地の都道府県知事に返納しなければならない。

第三十八条　都道府県知事は、前条の規定により医療特別手当証書の再交付の申請があったときは、新たに医療特別手当証書を作成し、これを医療特別手当受給権者に交付しなければならない。

2　前項の規定により新たな医療特別手当証書が交付されたときは、従前の医療特別手当証書は、その効力を失うものとする。

（失権の届出）

第三十九条　医療特別手当受給権者は、法第二十四条第一項に規定する要件に該当しなくなったときは、速やかに、次に掲げる事項を記載した届書を居住地の都道府県知事に提出しなければならない。

一　法第二十四条第一項に規定する要件に該当しなくなった年月日

二　医療特別手当証書の記号番号

（失権の通知）

第四十条　都道府県知事は、第三十三条第二項に規定する場合のほか、医療特別手当受給権者が法第二十四条第一項に規定する要件に該当しなくなったと認めるときは、その者に、文書でその旨を通知しなければならない。

2　都道府県知事は、前項の通知をする場合において、医療特別手当証書が提出されていないときは、同項に定める者に対して、医療特別手当証書の返納を命じなければならない。

（死亡の届出）

第四十一条　医療特別手当受給権者が死亡したときは、戸籍法の規定による死亡の届出義務者は、次に掲げる事項を記載した届書に、その死亡を証する書類を添えて、十四日以内に、これを死亡した者の居住地の都道府県知事に提出しなければならない。

一　死亡した者の氏名

二　死亡した年月日

（届書等の記載事項）

第四十二条　第三十四条、第三十五条第一項、第三十七条第二項、第三十九条及び第四十一条の届書又は申請書には、届出者又は申請者の氏名、居住地及び届出又は申請の年月日を記載し、押印しなければならない。

（医療特別手当証書の添付）

第四十三条　この節の規定により届書を提出する場合においては、当該届書に医療特別手当証書を添えなければならない。

第二節　特別手当

（認定）

第四十四条　法第二十五条第二項の認定の申請は、特別手当認定申請書（様式第十三号）を居住地の都道府県知事に提出することによって行わなければならない。

第四十五条　都道府県知事は、前条の規定による認定の申請があった場合において、法第二十五条第一項に規定する要件に該当する旨の認定をしたときは、当該認定を受けた者（以下「特別手当受給権者」という。）に、文書でその旨を通知するとともに、特別手当証書（様式第十四号）を交付しなければならない。

（準用）

第四十六条　第三十一条、第三十四条から第三十八条まで及び第四十条から第四十三条までの規定は、特別手当について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第三十一条	第二十九条第一項	第四十四条
	法第二十四条第一項	法第二十五条第一項
第四十条第一項	都道府県知事は、第三十三条第二項に規定する場合のほか	都道府県知事は
	法第二十四条第一項	法第二十五条第一項

第三節　原子爆弾小頭症手当

（厚生省令で定める精神上又は身体上の障害）

第四十七条　法第二十六条第一項に規定する厚生省令で定める範囲の精神上又は身体上の障害は、日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度の状態の障害とする。

（認定）

第四十八条　法第二十六条第二項の認定の申請は、原子爆弾小頭症手当認定申請書（様式第十五号）に、前条に規定する障害を伴う小頭症についての法第十二条第一項の規定による指定を受けた病院又は診療所の医師の診断書（様式第十六号）を添えて、これを居住地の都道府県知事に提出することによって行わなければならない。ただし、法第十一条第一項の規定により認定を受けた者であって、当該認定に係る疾病が小頭症であるものは、診断書を添えることを要しない。

第四十九条　都道府県知事は、前条の規定による認定の申請があった場合において、法第二十六条第一項に規定する要件に該当する旨の認定をしたときは、当該認定を受けた者（以下「原子爆弾小頭症手当受給権者」という。）に、文書でその旨を通知するとともに、原子爆弾小頭症手当証書（様式第十七号）を交付しなければならない。

（準用）

第五十条　第二十九条第二項、第三十一条、第三十四条から第三十八条まで及び第四十一条から第四十三条までの規定は、原子爆弾小頭症手当について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第二十九条第二項	前項	第四十八条
	同項	同条
第三十一条	第二十九条第一項	第四十八条
	法第二十四条第一項	法第二十六条第一項

第四節　健康管理手当

（厚生省令で定める障害）

第五十一条　法第二十七条第一項に規定する厚生省令で定める障害は、次に掲げる障害とする。

一　造血機能障害

二　肝臓機能障害

三　細胞増殖機能障害

四　内分泌腺機能障害

五　脳血管障害

六　循環器機能障害

七　腎臓機能障害

八　水晶体混濁による視機能障害

九　呼吸器機能障害

十　運動器機能障害

十一　潰瘍による消化器機能障害

（認定）

第五十二条　法第二十七条第二項の認定の申請は、健康管理手当認定申請書（様式第十八号）に、前条に規定する障害を伴う疾病についての法第十九条第一項の規定による指定を受けた病院又は診療所の医師の診断書（様式第十九号）を添えて、これを居住地の都道府県知事に提出することによって行わなければならない。

2　都道府県知事は、前項の場合において、同項に規定する診断書を添えることができないことについてやむを得ない理由があると認めるときは、法第十九条第一項の規定による指定を受けていない病院又は診療所の医師の診断書をもってこれに代えさせることができる。

第五十三条　都道府県知事は、前条第一項の規定による認定の申請があった場合において、法第二十七条第一項に規定する要件に該当する旨の認定をしたときは、当該認定を受けた者（以下「健康管理手当受給権者」という。）に、文書でその旨を通知するとともに、健康管理手当証書（様式第二十号）を交付しなければならない。

（準用規定）

第二十五条　第十五条から第十九条までの規定は、被爆者一般疾病医療機関について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中の字句で、同表の中欄に掲げるものは、それぞれ同表の下欄に掲げる字句と読み替えるものとする。

第十五条	厚生大臣	都道府県知事
	法第十二条第一項	法第十九条第一項
	当該医療機関が病院又は診療所であるときはその担当する診療科名、当該医療機関が指定訪問看護事業者等であるときは当該指定に係る訪問看護ステーション等の名称及び所在地並びに指定した年月日	指定した年月日
第十七条第一項	その所在地（当該医療機関が指定訪問看護事業者等であるときは、当該指定に係る訪問看護ステーション等の所在地）の都道府県知事を経由して、速やかに、厚生大臣に	速やかに、都道府県知事に
	病院又は診療所にあっては第十四条第一項（第四号を除く。）に掲げる事項又は被爆者の医療に関し担当する診療科名に、指定訪問看護事業者等にあっては同条第二項に掲げる事項に、薬局にあっては同条第三項に掲げる事項	医療機関の名称若しくは所在地又は開設者の住所若しくは氏名若しくは名称
第十七条第二項	厚生大臣	都道府県知事
	若しくは所在地（当該医療機関が指定訪問看護事業者等であるときは、その名称若しくは所在地又は当該指定に係る訪問看護ステーション等の名称若しくは所在地）又は担当する診療科名	又は所在地
第十八条第一項	法第十二条第二項	法第十九条第二項
	その所在地（当該医療機関が指定訪問看護事業者等であるときは、当該指定に係る訪問看護ステーション等の所在地）の都道府県知事を経由して、厚生大臣	都道府県知事
第十八条第二項	厚生大臣	都道府県知事
第十九条	法第十二条第三項	法第十九条第三項

（一般疾病医療費の支給の申請）

第二十六条　法第十八条第一項に規定する一般疾病医療費の支給を受けようとする被爆者は、医療を受けた後、速やかに、一般疾病医療費支給申請書（様式第八号）を、その者の居住地の都道府県知事に提出しなければならない。

2　前項の申請書には、当該医療に要した費用の額を証する書類及び当該医療の内容を記載した書類を添えなければならない。

（一般疾病医療費に相当する額の支払の請求）

第二十七条　被爆者一般疾病医療機関は、療養の給付、老人医療及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令又は老人訪問看護療養費、訪問看護療養費等の請求に関する省令の定めるところにより、当該被爆者一般疾病医療機関が行った医療に係る法第十八条第三項の規定による一般疾病医療費に相当する額の支払を請求するものとする。

（一般疾病医療費に相当する額の支払機関）

第二十八条　法第二十条第二項に規定する厚生省令で定める者は、日本鉄道共済組合とする。

第四章　手当等の支給

第一節　医療特別手当

（認定）

第二十九条　法第二十四条第二項の認定の申請は、医療特別手当認定申請書（様式第九号）に、法第十一条第一項の認定に係る負傷又は疾病についての法第十二条第一項の規定による指定を受けた病院又は診療所の医師の診断書（様式第十号）を添えて、これを居住地の都道府県知事に提出することによって行わなければならない。

2　都道府県知事は、前項の場合において、同項に規定する診断書を添えることができないことについてやむを得ない理由があると認めるときは、法第十九条第一項の規定による指定を受けた病院又は診療所の医師の診断書をもってこれに代えさせることができる。

第三十条　都道府県知事は、前条第一項の規定による認定の申請があった場合において、法第二十四条第一項に規定する要件に該当する旨の認定をしたときは、当該認定を受けた者（以下「医療特別手当受給権者」という。）に、文書でその旨を通知するとともに、医療特別手当証書（様式第十一号）を交付しなければならない。

第三十一条　都道府県知事は、第二十九条第一項の規定による認定の申請があった場合において、法第二十四条第一項に規定する要件に該当しないと認めたときは、申請者に、文書でその旨を通知しなければならない。

（健康状況の届出）

第三十二条　医療特別手当受給権者は、法第二十四条第二項の認定の申請をした日から起算して三年を経過するごとに、当該経過する日の属する年の五月一日から同月三十一日までの間に、医療特別手当健康状況届（様式第十二号）に、第二十九条第一項に規定する診断書を添えて、これを居住地の都道府県知事に提出しなければならない。

2　第二十九条第二項の規定は、前項の規定により医療特別手当健康状況届に添えて提出すべき第二十九条第一項に規定する診断書について準用する。

第三十三条　都道府県知事は、前条第一項の規定により提出された医療特別手当健康状況届を受理した場合において、その者が法第二十四条第一項に規定する要件に該当すると認めるときは、当該届書に添えて提出された医療特別手当証書に所要事項を記載し、又は新たに医療特別手当証書を作成し、これを医療特別手当受給権者に返付し、又は交付しなければならない。

2　都道府県知事は、前条第一項の規定により提出された医療特別手当健康状況届を受理した場合において、その者が法第二十四条第一項に規定する要件に該当しないと認めるときは、医療特別手当受給権者に、文書でその旨を通知しなければならない。

（氏名変更の届出）

第三十四条　医療特別手当受給権者は、氏名を変更したときは、次に掲げる事項を記載した届書に、戸籍の抄本を添えて、十四日以内に、これを居住地の都道府県知事に提出しなければならない。

一　変更前及び変更後の氏名

二　医療特別手当証書の記号番号

（居住地変更の届出）

第三十五条　医療特別手当受給権者は、居住地を移したときは、次に掲げる事項を記載した届書に、住民票の写し（外国人にあっては、外国人登録証明書の写しとする。以下同じ。）を添えて、十四日以内に、これを居住地（都道府県の区域を越えて居住地を移した場合にあっては、新居住地）の都道府県知事に提出しなければならない。

一　変更前及び変更後の居住地並びに変更の年月日

二　医療特別手当証書の記号番号

2　都道府県知事は、都道府県の区域を越えて居住地を移した者から前項の規定による届書が提出されたときは、その者の従前の居住地の都道府県知事に、文書でその旨を通知しなければならない。

三　被爆時以降における健康状態の概要及び原子爆弾に起因すると思われる負傷若しくは疾病について医療を受け、又は原子爆弾に起因すると思われる自覚症状があったときは、その医療又は自覚症状の概要

四　医療の給付を受けようとする指定医療機関の名称及び所在地並びに当該指定医療機関が健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十四条ノ四第一項に規定する指定訪問看護事業者又は老人保健法（昭和五十七年法律第八十号）第四十六条の五の二第一項に規定する指定老人訪問看護事業者（以下「指定訪問看護事業者等」という。）であるときは当該指定に係る訪問看護ステーション（指定訪問看護事業者等が当該指定に係る訪問看護事業又は老人訪問看護事業を行う事業所をいう。以下「訪問看護ステーション等」という。）の名称及び所在地

2　厚生大臣は、前項の申請書を提出した者につき法第十一条第一項の規定による認定をしたときは、認定書をその者の居住地の都道府県知事を経由して交付するものとする。

（医療給付の受給手続）

第十三条　被爆者は、医療の給付を受けようとするときは、指定医療機関に認定書及び被爆者健康手帳を提出しなければならない。ただし、緊急その他やむを得ない理由がある場合は、この限りでない。

（医療機関の指定）

第十四条　法第十二条第一項の規定による厚生大臣の指定を受けようとする病院又は診療所の開設者（国を除く。）は、次に掲げる事項を記載した申請書を、その所在地の都道府県知事を経由して、厚生大臣に提出しなければならない。

一　病院又は診療所の名称及び所在地

二　開設者の住所及び氏名又は名称

三　標ぼうしている診療科名

四　担当しようとする診療科名

五　前号に係る医療を主として担当する医師の氏名及び略歴

六　第四号に係る医療を行うために必要な設備の概要

七　診療所にあっては、患者を入院させる施設の有無及び有するときはその定員

2　法第十二条第一項の規定による厚生大臣の指定を受けようとする指定訪問看護事業者等（国を除く。）は、次に掲げる事項を記載した申請書を、当該申請に係る訪問看護ステーション等の所在地の都道府県知事を経由して、厚生大臣に提出しなければならない。

一　指定訪問看護事業者等の名称及び主たる事務所の所在地

二　当該申請に係る訪問看護ステーション等の名称及び所在地

三　当該訪問看護ステーション等において指定訪問看護又は指定老人訪問看護に従事する職員の定数

3　法第十二条第一項の規定による厚生大臣の指定を受けようとする薬局の開設者（国を除く。）は、次に掲げる事項を記載した申請書を、その所在地の都道府県知事を経由して、厚生大臣に提出しなければならない。

一　薬局の名称及び所在地

二　開設者の住所及び氏名又は名称

三　調剤のために必要な設備及び施設の概要

（告示）

第十五条　厚生大臣は、法第十二条第一項の規定による医療機関の指定を行ったときは、当該指定医療機関の名称、所在地及び当該医療機関が病院又は診療所であるときはその担当する診療科名、当該医療機関が指定訪問看護事業者等であるときは当該指定に係る訪問看護ステーション等の名称及び所在地並びに指定した年月日を告示するものとする。

（標示）

第十六条　指定医療機関は、当該医療機関の見やすい箇所に、指定医療機関である旨を標示しなければならない。この場合において、当該医療機関が指定訪問看護事業者等であるときは、当該指定に係る訪問看護ステーション等の見やすい箇所に標示しなければならない。

（届出）

第十七条　指定医療機関の開設者（国を除く。以下同じ。）は、当該医療機関が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、その事項及び年月日を、その所在地（当該医療機関が指定訪問看護事業者等であるときは、当該指定に係る訪問看護ステーション等の所在地）の都道府県知事を経由して、速やかに、厚生大臣に届け出なければならない。

一　病院又は診療所にあっては第十四条第一項（第四号を除く。）に掲げる事項又は被爆者の医療に関し担当する診療科名に、指定訪問看護事業者等にあっては同条第二項に掲げる事項に、薬局にあっては同条第三項に掲げる事項に変更があったとき。

二　当該医療機関の業務の全部又は一部を休止し、又は再開したとき。

三　医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第二十四条、第二十八条若しくは第二十九条、健康保険法第四十四条ノ十一、老人保健法第四十六条の十七の八又は薬事法（昭和三十五年法律第百四十五号）第七十二条若しくは第七十五条第一項に規定する処分を受けたとき。

2　厚生大臣は、前項の規定による指定医療機関の名称若しくは所在地（当該医療機関が指定訪問看護事業者等であるときは、その名称若しくは所在地又は当該指定に係る訪問看護ステーション等の名称若しくは所在地）又は担当する診療科名の変更の届出を受けたときは、その旨を告示するものとする。

（指定辞退の申出等）

第十八条　法第十二条第二項の規定により指定を辞退しようとする指定医療機関の開設者は、その旨を、その所在地（当該医療機関が指定訪問看護事業者等であるときは、当該指定に係る訪問看護ステーション等の所在地）の都道府県知事を経由して、厚生大臣に申し出なければならない。

2　厚生大臣は、前項の規定による指定の辞退の申出があったときは、その旨及び予告期間終了の年月日を告示するものとする。

（取消の告示）

第十九条　厚生大臣は、法第十二条第三項の規定により指定医療機関の指定を取り消したときは、その旨を告示するものとする。

（診療報酬の請求）

第二十条　指定医療機関は、療養の給付、老人医療及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令（昭和五十一年厚生省令第三十六号）又は老人訪問看護療養費、訪問看護療養費等の請求に関する省令（平成四年厚生省令第五号）の定めるところにより、当該指定医療機関が行った医療に係る診療報酬を請求するものとする。

（診療報酬の支払機関）

第二十一条　法第十五条第四項に規定する厚生省令で定める者は、国家公務員等共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号）第八条第二項に規定する日本鉄道共済組合（以下「日本鉄道共済組合」という。）とする。

（医療費の支給の申請）

第二十二条　法第十七条の規定により医療費の支給を受けようとする被爆者は、医療を受けた後、速やかに、様式第七号による支給申請書を、その者の居住地の都道府県知事に提出しなければならない。

2　前項の申請書には、当該医療に要した費用の額を証する書類及び当該医療の内容を記載した書類を添えなければならない。

3　第一項の被爆者が、法第十一条第一項の規定による厚生大臣の認定を受けていない者であるときは、前項に規定する書類のほか、当該負傷又は疾病が原子爆弾の傷害作用に起因することを認めることができる書類を添えなければならない。

4　都道府県知事は、前項に規定する者から申請があったときは、当該負傷又は疾病が原子爆弾の傷害作用に起因するかどうかについて厚生大臣の意見を聴くものとする。ただし、当該負傷又は疾病が原子爆弾の傷害作用に起因しないことが明らかであるときは、この限りでない。

（被爆者一般疾病医療機関から医療を受ける場合の手続）

第二十三条　被爆者は、被爆者一般疾病医療機関から医療を受けようとするときは、当該被爆者一般疾病医療機関に被爆者健康手帳を提出しなければならない。ただし、緊急その他やむを得ない理由がある場合は、この限りでない。

（被爆者一般疾病医療機関の指定）

第二十四条　法第十九条第一項の規定による都道府県知事の指定を受けようとする病院若しくは診療所、指定訪問看護事業者等又は薬局の開設者は、当該病院若しくは診療所、指定訪問看護事業者等又は薬局の名称及び所在地並びに指定訪問看護事業者等にあっては当該申請に係る訪問看護ステーション等の名称及び所在地を記載した申請書を、その所在地（指定訪問看護事業者等にあっては、当該申請に係る訪問看護ステーション等の所在地）の都道府県知事に提出しなければならない。

○厚生省令第三十三号

原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成六年法律第百十七号）第七条、第八条、第十五条第四項、第二十条第二項、第二十六条第一項、第二十七条第一項、第二十八条第三項第一号、第三十条第一項、第三十一条、第三十三条第四項及び第五十二条並びに原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行令（平成七年政令第二十六号）第五条の規定に基づき、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行規則を次のように定める。

平成七年五月十五日

厚生大臣　井出　正一

原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行規則

目次

第一章　被爆者健康手帳

（手帳の交付の申請）

第一条　原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成六年法律第百十七号。以下「法」という。）第二条第一項の規定により被爆者健康手帳の交付を申請しようとする者は、交付申請書（様式第一号）に、その者が法第一条各号のいずれかに該当する事実を認めることができる書類（当該書類がない場合においては、当該事実についての申立書）を添えて、その居住地（居住地を有しないときは、その現在地とする。以下同じ。）の都道府県知事（広島市又は長崎市にあっては、当該市の長とする。第三章（第十二条を除く。）を除き、以下同じ。）に提出しなければならない。

（手帳の様式）

第二条　被爆者健康手帳は、様式第二号による。

（台帳の様式）

第三条　原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行令（平成七年政令第二十六号。以下「令」という。）第二条の被爆者健康手帳交付台帳は、様式第三号による。

（居住地の変更）

第四条　令第三条第一項の規定により居住地変更の届出をする被爆者は、居住地変更届書に、被爆者健康手帳を添えなければならない。

2　都道府県知事は、居住地変更の届出を受理したときは、被爆者健康手帳に新居住地に転入の旨を記載し、かつ、被爆者健康手帳交付台帳に必要な事項を記載した上、被爆者健康手帳を当該被爆者に返還するものとする。

3　令第三条第二項の通知を受けた都道府県知事は、被爆者健康手帳交付台帳から、当該被爆者に関する記載事項を抹消するものとする。

（氏名等の変更の届出）

第五条　被爆者は、氏名を変更したとき、又は同一都道府県の区域内において居住地を変更したときは、被爆者健康手帳を添えて、居住地の都道府県知事にその旨を届け出なければならない。

2　都道府県知事は、前項の規定による氏名又は居住地の変更の届出を受理したときは、被爆者健康手帳及び被爆者健康手帳交付台帳に記載した氏名又は居住地を訂正した上、被爆者健康手帳を当該被爆者に返還するものとする。

（手帳の再交付の申請）

第六条　被爆者は、被爆者健康手帳を破り、汚し、又は失ったときは、居住地の都道府県知事に再交付を申請することができる。

2　被爆者健康手帳を破り、又は汚した被爆者が前項の申請をする場合には、申請書に、その被爆者健康手帳を添えなければならない。

3　被爆者は、被爆者健康手帳の再交付を受けた後、失った被爆者健康手帳を発見したときは、速やかに、これを居住地の都道府県知事に返還しなければならない。

（手帳の更新）

第七条　都道府県知事は、三年ごとに一定の期日を定めて被爆者健康手帳の更新を行うものとする。

2　被爆者は、再新のため被爆者健康手帳の提出を求められたときは、これを都道府県知事に提出しなければならない。

3　都道府県知事は、前項の規定により被爆者健康手帳の提出を受けたときは、これを更新して、当該被爆者に交付しなければならない。

（手帳の返還）

第八条　被爆者が死亡したときは、戸籍法（昭和二十二年法律第二百二十四号）の規定による死亡の届出義務者は、死亡した者の居住地の都道府県知事に、被爆者健康手帳を返還しなければならない。

第二章　健康診断

（健康診断の種類及び方法）

第九条　法第七条に規定する健康診断は、都道府県知事が期日及び場所を指定して年二回行うもの及び被爆者の申請により、各被爆者につき年二回を限度として都道府県知事があらかじめ指定した場所において行うものの二種類とする。

2　前項の健康診断は、一般検査及び精密検査によって行うものとし、精密検査は、一般検査の結果更に精密な検査を必要とする者について行うものとする。

3　一般検査（次項に定めるものを除く。）においては、次に掲げる検査を行うものとする。ただし、第七号に掲げる検査は、医師が必要と認める場合に限り行うものとする。

一　視診、問診、聴診、打診及び触診による検査

二　赤血球沈降速度検査

三　血球数計算

四　血色素検査

五　尿検査

六　血圧測定

七　GOT検査法、GPT検査法、ZTT検査法及びALP検査法による肝臓機能検査

4　被爆者の申請により行う一般検査においては、各被爆者につき年一回を限度として、次に掲げる検査を行うものとする。

一　胃がん検診のための問診及び胃部エックス線検査

二　肺がん検診のための問診、胸部エックス線検査及び喀痰細胞診

三　乳がん検診のための問診、視診及び触診

四　子宮がん検診のための問診、視診、内診、子宮頸部及び子宮体部の細胞診並びにコルポスコープ検査

五　大腸がん検診のための問診及び便潜血検査

六　多発性骨髄腫検診のための問診及び血清蛋白分画検査

5　精密検査においては、次に掲げる検査のうちで必要と認められるものを行うものとする。

一　骨髄造血像検査等の血液の検査

二　肝臓機能検査等の内臓の検査

三　関節機能検査等の運動器の検査

四　眼底検査等の視器の検査

五　胸部エックス線撮影検査等のエックス線検査

六　その他必要な検査

（手帳の提出）

第十条　被爆者は、健康診断を受けるに当たっては、被爆者健康手帳を提出しなければならない。

（健康診断に関する記録の保存期間及び記載事項）

第十一条　法第八条に規定する健康診断に関する記録の保存期間は、五年間とする。

2　健康診断に関する記録は、次に掲げる事項を記載するものとする。

一　受診者の氏名、性別、生年月日及び居住地並びに被爆者健康手帳の番号

二　法第一条各号のいずれかに該当した当時（以下「初爆時」という。）の事情

三　被爆時又はその後における身体の状況

四　検査の結果及びその所見

五　実施の年月日

3　前項の記録は、様式第四号による。

第三章　医療

（認定の申請）

第十二条　法第十一条第一項の規定による厚生大臣の認定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した認定申請書（様式第五号）に、医師の意見書（様式第六号）及び当該負傷又は疾病に係る検査成績を記載した書類を添え、その居住地の都道府県知事を経由して、これを厚生大臣に提出しなければならない。

一　被爆者の氏名、性別、生年月日及び居住地並びに被爆者健康手帳の番号

二　負傷又は疾病の名称

○文部省令第十七号

学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第八十八条の規定に基づき、教科用図書検定規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成七年五月三十一日

文部大臣　与謝野　馨

教科用図書検定規則の一部を改正する省令

教科用図書検定規則（平成元年文部省令第二十号）の一部を次のように改正する。

第十条に次の一項を加える。

3　第一項の修正表の提出がないときは、文部大臣は、検定審議会の議を経て、検定審査不合格の決定を行い、その旨を申請者に通知するものとする。

第十一条中「前条第二項」の下に「若しくは第三項」を加える。

附　則

この省令は、平成七年六月一日から施行する。

○大蔵省建設省令第六号

住宅金融公庫法施行令等の一部を改正する政令（平成七年政令第二百一号）の施行に伴い、並びに住宅金融公庫法（昭和二十五年法律第百五十六号）第三十五条の二第一項及び住宅金融公庫法施行令（昭和三十二年政令第七十号）第十四条並びに北海道防寒住宅建設等促進法（昭和二十八年法律第六十四号）第八条第五項の規定に基づき、住宅金融公庫法施行規則及び北海道防寒住宅建設等促進法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成七年五月八日

大蔵大臣　武村　正義
建設大臣　野坂　浩賢

住宅金融公庫法施行規則及び北海道防寒住宅建設等促進法施行規則の一部を改正する省令

（住宅金融公庫法施行規則の一部改正）

第一条　住宅金融公庫法（昭和二十九年大蔵省建設省令第一号）の一部を次のように改正する。

第二条の五から第二条の七までの規定（見出しを含む。）中「第十四条第一項」を「第十四条」に改める。

第二十二条の二中「第十七条第四項」を「第十七条第三項」に改める。

附則第五項及び第六項中「附則第十三項」を「附則第十二項」に改める。

（北海道防寒住宅建設等促進法施行規則の一部改正）

第二条　北海道防寒住宅建設等促進法施行規則（昭和四十八年大蔵省建設省令第二号）の一部を次のように改正する。

第五条第一号イ中「第一条の三第五項」を「第一条の三第四項」に改める。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○大蔵省郵政省令第一号

予算決算及び会計令（昭和二十二年勅令第百六十五号）第百四十四条及び郵便貯金特別会計法施行令（昭和二十六年政令第百五号）第一条の四の規定に基づき、金融自由化対策資金出納取扱規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成七年五月八日

大蔵大臣　武村　正義
郵政大臣　大出　俊

金融自由化対策資金出納取扱規則の一部を改正する省令

金融自由化対策資金出納取扱規則（昭和六十二年大蔵省郵政省令第一号）の一部を次のように改正する。

第六条第一項中「債券オプションの取得をしようとするとき」の下に「、同項第十六号に規定する先物外国為替(以下「先物外国為替」という。)の取引をしようとするとき」を加える。

第八条に次の一号を加える。

七　先物外国為替の対価として領収し又は領収すべき金額の合計額が、当該先物外国為替の対価として支払い又は支払うべき金額に満たない場合におけるその満たない金額

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○大蔵省郵政省令第二号

予算決算及び会計令（昭和二十二年勅令第百六十五号）第百四十四条及び簡易生命保険特別会計法施行令（昭和十九年勅令第四百八号）第十一条ノ二の規定に基づき、簡易生命保険積立金出納取扱規程の一部を改正する省令を次のように定める。

平成七年五月八日

大蔵大臣　武村　正義
郵政大臣　大出　俊

簡易生命保険積立金出納取扱規程の一部を改正する省令

簡易生命保険積立金出納取扱規程（昭和二十八年大蔵郵政省令第一号）の一部を次のように改正する。

第八条第一項中「債券オプションの取得をしようとするとき」の下に「、同項第二十二号に規定する先物外国為替（以下「先物外国為替」という。）の取引をしようとするとき」を加える。

第十二条に次の一号を加える。

七　先物外国為替の対価として領収し又は領収すべき金額の合計額が、当該先物外国為替の対価として支払い又は支払うべき金額に満たない場合におけるその満たない金額

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

別表十二Ⅰの記載要領第二号を次のように改める。

2　「旧法の積立限度額」及び「新法の積立限度額」の各欄の記載は次によること。

(1)　「旧法の積立限度額」の各欄は、当該事業年度が平成7年4月1日前に開始した事業年度である場合に記載すること。この場合において「(5)×(6)×――(7)」及び「(5)×0.2×――(8)」の分子の空欄には、当該事業年度の指定期間の月数を、分母の空欄には、当該事業年度の月数をそれぞれ記載すること。

(2)　「新法の積立限度額」の各欄は、当該事業年度が平成7年4月1日以後に開始する事業年度である場合に記載すること。この場合において「(5)×(9)×――(10)」及び「(5)×(12)×――(13)」の分子の空欄には、当該事業年度の指定期間の月数を、分母の空欄には、当該事業年度の月数をそれぞれ記載すること。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○大蔵省令第三十八号

統計法（昭和二十二年法律第十八号）第三条第二項の規定に基づき、法人企業統計調査規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成七年五月三十日

大蔵大臣　武村　正義

法人企業統計調査規則の一部を改正する省令

法人企業統計調査規則（昭和四十五年大蔵省令第四十八号）の一部を次のように改正する。

第二条中「（昭和二十六年四月統計委員会告示第六号）」を「（平成五年十月総務庁告示第六十号）」に、「大分類H」を「大分類J」に改める。

別表を次のように改める。

業種名	コード番号
農業	01
林業	06
漁業	08
鉱業	10
建設業	15
食料品製造業	18
繊維工業	20
衣服・その他の繊維製品製造業	21
木材・木製品製造業	22
パルプ・紙・紙加工品製造業	24
出版・印刷・同関連産業	25
化学工業	26
石油製品・石炭製品製造業	27
窯業・土石製品製造業	30
鉄鋼業	31
非鉄金属製造業	32
金属製品製造業	33
一般機械器具製造業	34
電気機械器具製造業	35
輸送用機械器具製造業	36
船舶製造・修理業	38
精密機械器具製造業	37
その他の製造業	39
電気業	70
ガス・熱供給・水道業	71
陸運業	61
水運業	64
その他の運輸・通信業	69
卸売業	40
小売業	49
不動産業	59
事業所サービス業	74
旅館、その他の宿泊所	75
個人サービス業	76
映画・娯楽業	79
放送業	81
その他のサービス業	89

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

別表六(6)の記載要領第三号を次のように改める。

3 「旧法の税額控除限度額」及び「新法の税額控除限度額」の各欄の記載は次によること。

(1) 「旧法の税額控除限度額」の各欄は、当該事業年度が平成7年4月1日前に開始した事業年度である場合に記載すること。この場合において「(10)が0.1未満である場合 (11)×(10)×――― (12)」及び「(10)が0.1以上である場合 (11)×0.05×――― (13)」の分子の空欄には、当該事業年度の指定期間の月数を、分母の空欄には、当該事業年度の月数をそれぞれ記載すること。

(2) 「新法の税額控除限度額」の各欄には、当該事業年度が平成7年4月1日以後に開始する事業年度である場合に記載すること。この場合において「(10)が0.1以下である場合 (11)×(10)×――― (14)」及び「(10)が0.1を超える場合 (11)×(20)×――― (15)」の分子の空欄には、当該事業年度の指定期間の月数を、分母の空欄には、当該事業年度の月数をそれぞれ記載すること。

別表六(6)の記載要領第四号中「税額基準額 (15)× $(\frac{10}{100}$ 又は $\frac{15}{100})$ (16)」を「税額基準額 ((別表一(一)「2」又は別表一(二)「7」)× $(\frac{10}{100}$ 又は $\frac{15}{100}))$ (16)」に改め、同第五号中「新規指定製品に係る製品輸入額の合計額 (21)」を「新規指定製品に係る製品輸入額の合計額 (20)」に、「事業年度 (18)」を「事業年度 (21)」に改め、同第六号中「解除製品に係る製品輸入額でないものとみなされる輸入額の合計額 (22)」を「解除製品に係る製品輸入額でないものとみなされる輸入額の合計額 (25)」に、「事業年度 (18)」を「事業年度 (21)」に改め、同第七号中「(26)×――― (27)」を「(29)×――― (29)」に、「事業年度 (18)」を「事業年度 (21)」に改める。

別表十二(一)の表を次のように改める。

別表十二(一)　輸入製品国内市場開拓準備金の損金算入に関する明細書

事業年度	・　・ ・　・	法人名	

項目			番号	金額
当期積立額			1	円
積立限度額の計算	当期の製品輸入額の合計額 (別表十二(一)付表「8」)		2	
	基準年度の製品輸入額の合計額 (別表十二(一)付表「16」のうち最も多い金額)		3	
	製品輸入増加割合 $\frac{(2)-(3)}{(3)}$		4	
	(4)が0.02以上である場合の製品輸入増加額 (2)−(3)		5	円
	旧法の積立限度額	(4)が0.1未満である場合　(4)×2 (小数点以下3位未満切捨て)	6	
		(5)×(6)×―――	7	円
		(4)が0.1以上である場合　(5)×0.2×―――	8	
	新法の積立限度額	(4)が0.1以下である場合　(4)×2 (小数点以下3位未満切捨て)	9	
		(5)×(9)×―――	10	円
		(4)が0.1を超える場合　(4) (小数点以下3位未満切捨て)	11	
		(11)＋0.1 (0.4を超える場合は0.4)	12	
		(5)×(12)×―――	13	円
積立限度超過額 (1)−((7)若しくは(8))又は((10)若しくは(13))			14	
期首現在額			15	円
翌期繰越額の計算	当期取崩額	5年間均等取崩額	16	
		同上以外の場合による準備金取崩額	17	
		計 (16)＋(17)	18	
	当期積立額 (1)		19	
	差引期末現在額 (15)−(18)＋(19)		20	
	減算	同上のうち前期末までに益金の額に算入された金額	21	
		当期中において益金の額に算入すべき金額 (27の計)＋(28の計)−(18)	22	
		積立限度超過額 (14)	23	
	期末輸入製品国内市場開拓準備金 (20)−(21)−(22)−(23)		24	

益金算入額の計算

積立事業年度	当初の積立額のうち損金算入額	期首現在の準備金額	当期益金算入額 5年間均等取崩しによる場合 (25)×―/60	当期益金算入額 (27)以外の場合	翌期繰越額 (26)−(27)−(28)
	25	26	27	28	29
・　・	円	円	円	円	
・　・					円
・　・					
・　・					
・　・					
・　・					
・　・					
・　・					
・　・					
・　・					
当期分					
計					

(用紙の大きさは、日本工業規格A4)

○大蔵省令第三十七号

法人税法（昭和四十年法律第三十四号）を実施するため、法人税法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成七年五月二十二日　　大蔵大臣　武村　正義

法人税法施行規則の一部を改正する省令

法人税法施行規則（昭和四十年大蔵省令第十二号）の一部を次のように改正する。

別表六(十七)の表を次のように改める。

別表六(十七)　製品輸入額が増加した場合の法人税額の特別控除に関する明細書

事業年度	・　・ ・　・	法人名	

当期の製品輸入額の合計額の計算			法人税額の特別控除額の計算		
自己が輸入した輸入促進対象製品の製品輸入額の合計額	1	円	基準年度の製品輸入額の合計額 ((30)のうち最も多い金額)	9	円
委託により輸入した輸入促進対象製品の製品輸入額の合計額	2		製品輸入増加割合 ((8)−(9))/(9)	10	
当期において輸入したものとみなされる輸入促進対象製品の製品輸入額の合計額	3		(10)が0.02以上である場合の製品輸入増加額 (8)−(9)	11	円
計 (1)+(2)+(3)	4		旧控除限度額：(10)が0.1未満である場合 (11)×(18)×——	12	
輸出をした還納品の製品輸入額の合計額	5		旧控除限度額：(10)が0.1以上である場合 (11)×0.05×——	13	
基準年度の輸入に代えて行った輸入に係る製品輸入額の合計額	6		新控除限度額：(10)が0.1以下である場合 (11)×(18)×——	14	
基準年度の特殊関係者の輸入に代えて行った輸入に係る製品輸入額の合計額	7		新控除限度額：(10)が0.1を超える場合 (11)×(20)×——	15	
当期の製品輸入額の合計額 (4)−(5)−(6)−(7)	8		税額基準額 ((別表一(一)「2」又は別表一(二)「7」)×(10/100 又は 15/100))	16	
			法人税額の特別控除額 ((((12)若しくは(13))又は((14)若しくは(15)))と(16)のうち少ない金額)	17	

税額控除割合の計算					
(10)が0.1以下である場合 (10)×0.5 (小数点以下3位未満切捨て)	18		(10)が0.1を超える場合：(10)×0.25 (小数点以下3位未満切捨て)	19	
			(10)が0.1を超える場合：(19)+0.025 (0.1を超える場合は0.1)	20	

基準年度の製品輸入額の合計額の計算									
事業年度	21	・　・ ・　・	・　・ ・　・	・　・ ・　・	・　・ ・　・	・　・ ・　・	・　・ ・　・	・　・ ・　・	・　・ ・　・
自己が輸入した輸入促進対象製品の製品輸入額の合計額	22	円	円	円	円	円	円	円	円
委託により輸入した輸入促進対象製品の製品輸入額の合計額	23								
新規指定製品に係る製品輸入額の合計額	24								
解除製品に係る製品輸入額でないものとみなされる輸入額の合計額	25								
輸入したものとみなされる輸入促進対象製品の製品輸入額の合計額	26								
計 (22)+(23)+(24)−(25)+(26)	27								
輸出をした還納品の製品輸入額の合計額	28								
製品輸入額の合計額 (27)−(28)	29								
(29)×——	30								

（用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４）

アラブ首長国連邦	イエメン	イスラエル	イラク	イラン	オマーン	カタル	クウェイト	サウディ・アラビア	ジョルダン	シリア	トルコ	バハレーン	レバノン
デルハム	リアル	シェケル	ディナール	リアル	リアル	リヤール	ディナール	リヤール	ディナール	ポンド	リラ	ディナール	ポンド
185	610	152	26.60	89.000	19.60	185	15.10	192	35.50	1.360	1.850.000	19.20	85.000
370	1.220	303	53.20	179.000	39.20	370	30.20	385	70.90	2.710	3.700.000	38.50	169.000
185	610	152	26.60	89.000	19.60	185	15.10	192	35.50	1.360	1.850.000	19.20	85.000

アルジェリア	エジプト	エティオピア	ガーナ	ガボン	カメルーン	ギニア	ケニア	ザイール	ザンビア	ジンバブエ	スーダン	セネガル	象牙海岸共和国
ディナール	ポンド	ブル	セディ	CFAフラン	CFAフラン	フラン	シリング	ニュー・ザイール	クワッチャ	ドル	ポンド	CFAフラン	CFAフラン
2.000	172	278	51.000	26.000	26.000	50.000	2.350	135.000	33.300	420	20.000	26.000	26.000
4.000	345	556	102.000	53.000	53.000	100.000	4.690	270.000	66.700	830	40.000	53.000	53.000
2.000	172	278	51.000	26.000	26.000	50.000	2.350	135.000	33.300	420	20.000	26.000	26.000

タンザニア	中央アフリカ	テュニジア	ナイジェリア	マダガスカル	南アフリカ共和国	モザンビーク	モロッコ	リビア	リベリア
シリング	CFAフラン	ディナール	ナイラ	フラン	ランド	メティカル	ディラム	ディナール	ドル
26.000	26.000	50.00	1.120	185.000	179	333.000	450	16.70	51.00
53.000	53.000	99.00	2.240	370.000	357	667.000	910	33.30	102.00
26.000	26.000	50.00	1.120	185.000	179	333.000	450	16.70	51.00

附　則

この省令は、平成七年五月十七日から施行する。

ペルー	ボリヴィア	ホンデュラス	メキシコ	アイスランド	アイルランド	イタリア	ヴァチカン	ウクライナ	ウズベキスタン	エストニア	オーストリア	オランダ	カザフスタン
ヌエボ・ソル	ボリヴィアーノ	レンピラ	ヌエボ・ペソ	クローネ	ポンド	リラ	リラ	カルボヴァネッツ	ソム	クローネ	シリング	ギルダー	テンゲ
114	238	450	172	3,450	32.50	79,000	79,000	5,800,000	1,140	620	550	88	2,720
227	476	910	345	6,900	65.00	159,000	159,000	11,600,000	2,280	1,240	1,100	175	5,430
114	238	450	172	3,450	32.50	79,000	79,000	5,800,000	1,140	620	550	88	2,720

ギリシャ	スイス	スウェーデン	スペイン	チェッコ	デンマーク	ドイツ	ノールウェー	ハンガリー	フィンランド	フランス	ブルガリア	ベラルーシ	ベルギー
ドラクマ	フラン	クローネ	ペセタ	コルナ	クローネ	マルク	クローネ	フォリント	マルカ	フラン	レヴ	ルーブル	フラン
11,900	65	380	6,500	1,410	294	78	333	5,600	238	263	3,270	357,000	1,600
23,800	130	770	13,000	2,820	588	156	667	11,100	476	526	6,540	714,000	3,210
11,900	65	380	6,500	1,410	294	78	333	5,600	238	263	3,270	357,000	1,600

ポーランド	ポルトガル	ユーゴースラヴィア	ルーマニア	ルクセンブルグ	連合王国	ロシア	オーストラリア	ソロモン	ニュー・ジーランド	パプア・ニューギニア	フィジー	ミクロネシア	アフガニスタン
ズロティ	エスクード	ノヴィ・ディナール	レイ	フラン	ポンド	ルーブル	ドル	ドル	ドル	キナ	ドル	ドル	アフガニー
122	7,900	78	89,000	1,600	31.80	156,000	68.00	167	83.00	51.00	74.00	51.00	1,910
244	15,900	156	179,000	3,210	63.70	313,000	137.00	333	167.00	101.00	147.00	102.00	3,820
122	7,900	78	89,000	1,600	31.80	156,000	68.00	167	83.00	51.00	74.00	51.00	1,910

別表第四　イランとの相互主義に基づくイラン人に対する査証手数料

国又は地別 / 種別 \ 単位	インドネ	インドネシア	ヴィエトナム	カンボディア	シンガポール	スリ・ランカ	タイ	大韓民国	中華人民共和国	ネパール	パキスタン	バングラデシュ
	ルピー	ルピア	ドン	リエル	ドル	ルピー	バーツ	ウォン	元	ルピー	ルピー	タカ
一般入国査証	1.590	111.000	560.000	135.000	75	2.440	1.300	42.000	450	2.530	1.550	2.060
数次入国査証	3.170	222.000	1.120.000	270.000	149	4.880	2.500	83.000	910	5.050	3.100	4.120
通過査証	1.590	111.000	560.000	135.000	75	2.440	1.300	42.000	450	2.530	1.550	2.060

フィリピン	ブルネイ	マレイシア	ミャンマー	モンゴル	ラオス	香港	アメリカ合衆国	カナダ	アルゼンティン	ヴェネズエラ	ウルグァイ	エクアドル	エル・サルヴァドル
ペソ	ドル	リンギ	チャット	トウグリク	キップ	ドル	ドル	ドル	ペソ	ボリヴァル	ペソ	スクーレ	コロン
1.240	75	132	294	20.800	36.000	380	51.00	70.00	51.00	8.600	278	116.000	450
2.480	149	263	588	41.700	71.000	770	102.00	139.00	102.00	17.200	556	233.000	910
1.240	75	132	294	20.800	36.000	380	51.00	70.00	51.00	8.600	278	116.000	450

キューバ	グァテマラ	コスタ・リカ	コロンビア	ジャマイカ	スリナム	チリ	ドミニカ共和国	トリニダッド・トバゴ	ニカラグァ	ハイティ	パナマ	パラグァイ	ブラジル
ペソ	ケッツアル	コロン	ペソ	ドル	ギルダー	ペソ	ペソ	ドル	コルドバ・オロ	グルド	バルボア	ガラニ	ヘアル
38.00	294	8.200	42.000	1.660	18.500	20.800	650	278	360	970	51.00	98.000	43.00
76.00	588	16.400	83.000	3.310	37.000	41.700	1.310	556	710	1.950	102.00	196.000	86.00
38.00	294	8.200	42.000	1.660	18.500	20.800	650	278	360	970	51.00	98.000	43.00

○外務省令第八号

領事官の徴収する手数料に関する政令（昭和二十七年政令第七十四号）第一条第一項及び第四項の規定に基づき、領事官の徴収する手数料の額を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成七年五月九日

外務大臣　河野　洋平

領事官の徴収する手数料の額を定める省令の一部を改正する省令

領事官の徴収する手数料の額を定める省令（昭和二十七年外務省令第四号）の一部を次のように改正する。

本則を次のように改める。

領事官の徴収する手数料の額は、別表第一に定める額とする。ただし、インド人、連合王国人及びイラン人に対する査証手数料の額については、別表第一に定める額にかかわらず、インド人に対しては別表第二、連合王国人に対しては別表第三、イラン人に対しては別表第四に定める額とする。

別表中「別表第三」の次に「別表第四」を加える。

○法務省令第三十号

法務省設置法（昭和二十二年法律第百九十三号）第八条第五項の規定に基づき、法務局及び地方法務局の支局及び出張所設置規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成七年五月十五日

法務大臣　前田　勲男

法務局及び地方法務局の支局及び出張所設置規則の一部を改正する省令

法務局及び地方法務局の支局及び出張所設置規則（昭和二十四年法務府令第十二号）の一部を次のように改正する。

別表大分地方法務局の部中津支局の款宇佐出張所の項管轄区域欄中「宇佐市」を「宇佐市
宇佐郡」に改め、同支局の款中安心院出張所の項を削る。

附　則

この省令は、平成七年五月二十二日から施行する。

○法務省令第三十一号

法務省設置法（昭和二十二年法律第百九十三号）第八条第五項の規定に基づき、法務局及び地方法務局の支局及び出張所設置規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成七年五月十六日

法務大臣　前田　勲男

法務局及び地方法務局の支局及び出張所設置規則の一部を改正する省令

法務局及び地方法務局の支局及び出張所設置規則（昭和二十四年法務府令第十二号）の一部を次のように改正する。

別表山形地方法務局の部同地方法務局の款同地方法務局の項管轄区域欄中「山形市」を「山形市
東村山郡」に改め、同地方法務局の款中山辺出張所の項を削る。

附　則

この省令は、平成七年五月二十九日から施行する。

○法務省令第三十二号

法務省設置法（昭和二十二年法律第百九十三号）第八条第五項の規定に基づき、法務局及び地方法務局の支局及び出張所設置規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成七年五月十七日

法務大臣　前田　勲男

法務局及び地方法務局の支局及び出張所設置規則の一部を改正する省令

法務局及び地方法務局の支局及び出張所設置規則（昭和二十四年法務府令第十二号）の一部を次のように改正する。

別表盛岡地方法務局の部水沢支局の款同支局の項中「胆沢郡の内
胆沢町　金ケ崎町」を「胆沢郡」に改め、同支局の款中前沢出張所の項を削る。

附　則

この省令は、平成七年六月五日から施行する。

○法務省令第三十三号

行政機関職員定員令（昭和四十四年政令第百二十一号）第二条第二項の規定に基づき、法務省定員規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成七年五月二十二日

法務大臣　前田　勲男

法務省定員規則の一部を改正する省令

法務省定員規則（昭和四十四年法務省令第二十七号）の一部を次のように改正する。

第一項の表本省の項中「四八、三一〇人」を「四八、三一三人」に、「四九、二五〇人」を「四九、二五三人」に改め、同表合計の項中「五〇、〇六七人」を「五〇、〇七〇人」に、「五一、〇二二人」を「五一、〇二五人」に改める。

附　則

1　この省令は、公布の日から施行する。

2　法務省定員規則の一部を改正する省令（平成七年法務省令第十六号）の一部を次のように改正する。

附則第二項の表本省の項中「四八、五八三人」を「四八、五八六人」に、「四九、五二五人」を「四九、五二八人」に、「四八、四三一人」を「四八、四三四人」に、「四九、三七三人」を「四九、三七六人」に改める。

省令

○法務省令第二十九号

更生保護事業法の施行及びこれに伴う関係法律の整備等に関する法律第二条第二項の規定に基づき、更生保護事業法の施行及びこれに伴う関係法律の整備等に関する法律第二条に規定する組織変更に関する省令を次のように定める。

平成七年五月八日

法務大臣　前田　勲男

更生保護事業法の施行及びこれに伴う関係法律の整備等に関する法律第二条に規定する組織変更に関する省令

（認可の申請）

第一条　更生保護事業法の施行及びこれに伴う関係法律の整備等に関する法律（平成七年法律第八十七号）（以下「整備法」という。）第二条第二項前段の規定による組織変更の認可を受けようとする者は、組織変更認可申請書（様式第一号）を提出しなければならない。

2　前項の規定による認可の申請は、代理人によってすることができる。この場合には、その権限を証する書類を同項の申請書に添付しなければならない。

（添付書類等）

第二条　組織変更認可申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一　更生緊急保護法第五条第一項の規定による更生保護事業経営の認可を受けていることを証する書類

二　民法第三十四条により設立された法人であることを証する書類

三　更生保護事業法（平成七年法律第八十六号）（以下「事業法」という。）第十一条に規定する定款

四　整備法第二条第二項に規定する変更前の定款又は寄附行為

五　社員総会、理事会及び評議員会（評議員会が置かれている場合に限る。）の議事録謄本

六　財産目録

七　財産目録に記載された財産の権利の帰属を証する書類

八　組織変更認可申請の日の属する事業年度及びその次年度の事業計画書、収支予算書

九　整備法第二条第一項の規定による組織の変更後の役員、評議員（評議員会が置かれている場合に限る。）及び職員の名簿（様式第二号ないし第四号）

十　前号の役員の就任承諾書及び履歴書

十一　第九号の役員が事業法第二十一条各号の事由に該当しないことを証する書類

十二　第九号の役員のうちに、それぞれの役員について、当該役員、その配偶者及び三親等内の親族が役員の総数の三分の一を超えて含まれないことを証する書類

2　法務大臣は、前項に規定するもののほか、必要と認める書類の提出を求めることができる。

3　更生保護事業関係書式規程（昭和五十八年法務省告示第五百三十二号）（以下「書式規程」という。）第二条第六号の規定は第一項第六号の書類に、書式規程第二条第三号の規定は第一項第八号の書類に、更生保護事業会計標準科目規程（昭和四十四年法務省告示第九百十六号）は第一項第六号及び第八号の書類に、それぞれ準用する。この場合において、書式規程第二条第三号に規定する別記様式第23号中、「直接保護事業」とあるのは事業法第二条第二項に規定する「継続保護事業」及び同条第三項に規定する「一時保護事業」と、「連絡助成事業」とあるのは事業法第二条第四項に規定する「連絡助成事業」と、それぞれ読み替えるものとする。

（寄附行為の変更）

第三条　整備法第二条第二項後段の規定による承認を得ようとする者は、寄附行為変更手続承認申請書（様式第五号）を提出しなければならない。

2　第一条第二項の規定は、前項の規定による承認申請について準用する。

（書類の提出）

第四条　この省令により法務大臣に申請書その他の書類（以下「申請書等」という。）を提出する場合には、更生保護会の監督等に関する規則（昭和四十四年法務省令第三十七号）（以下「監督規則」という。）第三条に規定する主たる所管庁（以下「主たる所管庁」という。）を経由しなければならない。この場合には、申請書等にその写しを添えなければならない。

2　前項後段に規定する写しの数は、主たる所管庁が保護観察所の長であるときは、監督規則第三条に規定する所管庁（以下「所管庁」という。）の数に一を加えた数、地方更生保護委員会であるときは所管庁の数とする。

（主たる所管庁の調査等）

第五条　監督規則第二十八条第一項、第二項、第四項及び第五項の規定は、主たる所管庁が組織変更認可申請書又は寄附行為変更手続承認申請書を受理した場合において準用する。

（登記完了届出）

第六条　整備法第二条第五項の登記をしたときは、速やかに登記完了届出書（様式第六号）を法務大臣に提出するものとする。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

様式第一号（第一条関係）

年　月　日

法務大臣　　殿

公益法人の名称
代表者の役名　氏　名　印

組織変更認可申請書

更生保護事業法の施行及びこれに伴う関係法律の整備等に関する法律第２条第２項前段の規定に基づき、更生保護法人への組織変更の認可を受けたく、申請します。

（用紙　日本工業規格Ａ４）

様式第二号（第二条関係）

役　員　名　簿

公益法人の名称

役名	氏名 生年月日	住所	職業	役職歴	備考

(注)　理事長、理事、監事等の役名の区別に従って記載すること。

（用紙　日本工業規格Ａ４）

様式第三号（第二条関係）

評　議　員　名　簿

公益法人の名称

氏名 生年月日	住所	職業	役職歴	備考

（用紙　日本工業規格Ａ４）

様式第四号（第二条関係）

職　員　名　簿

公益法人の名称

職名	氏名 生年月日	住所	職歴	備考

(注)　主幹、補導主任、補導員等の職名の区別に従って記載すること。

（用紙　日本工業規格Ａ４）

様式第五号（第三条関係）

年　月　日

法務大臣　　殿

公益法人の名称
代表者の役名　氏　名　印

寄附行為変更手続承認申請書

更生保護事業法の施行及びこれに伴う関係法律の整備等に関する法律第２条第２項後段の規定に基づき、寄附行為変更手続を下記のとおり定めることについて承認を得たく、申請します。

記

（用紙　日本工業規格Ａ４）

様式第六号（第六条関係）

年　月　日

法務大臣　　殿

更生保護法人の名称
理　事　長　氏　名　印

登記完了届出書

当法人は、　年　月　日付けで、更生保護事業法の施行及びこれに伴う関係法律の整備等に関する法律第２条第５項の登記を完了したので、登記簿謄本を添えて届けます。

（用紙　日本工業規格Ａ４）

府　令

○総理府令第二十六号

首都圏の既成市街地における工業等の制限に関する法律施行令（昭和三十四年政令第五十二号）第五条第一号の規定に基づき、首都圏の既成市街地における工業等の制限に関する法律施行規則の一部を改正する総理府令を次のように定める。

平成七年五月八日

内閣総理大臣　村山　富市

首都圏の既成市街地における工業等の制限に関する法律施行規則の一部を改正する総理府令

首都圏の既成市街地における工業等の制限に関する法律施行規則（平成四年総理府令第五十八号）を次のように改正する。

本則を第一条とし、同条に見出しとして「（事務の処理期間）」を付し、同条の次に次の一条を加える。

（工業団地の基準）

第二条　首都圏の既成市街地における工業等の制限に関する法律施行令（昭和三十四年政令第五十二号）第五条第一号の総理府令で定める基準は、次の各号のいずれかに掲げるものとする。

一　都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第八条第一項第一号の工業専用地域内にあること。

二　都市計画法第八条第一項第一号の工業地域内にあり、次のいずれかに該当するものであること。

イ　都市計画法第十二条の四第一項第一号に規定する地区計画（当該地区計画の整備、開発及び保全に関する方針において工業団地を整備することが定められているものに限る。）が定められている区域のうち、同法第十二条の五第二項に規定する地区整備計画が定められている区域内にあること。

ロ　都市計画法第十二条の四第一項第三号の再開発地区計画（当該再開発地区計画の整備及び開発に関する方針において工業団地を整備することが定められているものに限る。）が定められている区域のうち、都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）第七条の八の二第二項第三号に規定する再開発地区整備計画が定められている区域内にあること。

ハ　地方公共団体、住宅・都市整備公団、土地開発公社又は中小企業等協同組合その他これに準ずる法人として国土庁長官の指定するものが整備した工業団地で、周辺の地域の良好な都市環境の保全に支障を及ぼすおそれがないと認められるものであること。

ニ　公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）の規定による竣功認可のあった埋立地に係る区域内にあり、周辺の地域の良好な都市環境の保全に支障を及ぼすおそれがないと認められるものであること。

三　都市計画法第八条第一項第一号の準工業地域内にあり、前号ニに該当するものであること。

附　則

この府令は、公布の日から施行する。

○総理府令第二十七号

公害健康被害の補償等に関する法律（昭和四十八年法律第百十一号）第十八条の規定に基づき、公害健康被害の補償等に関する法律施行規則の一部を改正する総理府令を次のように定める。

平成七年五月十一日

内閣総理大臣　村山　富市

公害健康被害の補償等に関する法律施行規則の一部を改正する総理府令

公害健康被害の補償等に関する法律施行規則（昭和四十九年総理府令第六十号）の一部を次のように改正する。

第八条第一項中「第八条第一項」の下に「又は第八条の二第一項」を加え、同項第六号中「満了する日」を「満了日」に改め、同項に次の一号を加える。

七　法第八条の二第一項の認定の更新を申請しようとする者にあつては、認定の有効期間の満了前に法第八条第一項の規定による申請をすることができなかつた理由

第八条第三項中「第一項の」を「法第八条第一項の規定による」に、「満了する日」を「満了日」に改め、同条第四項中「第八条第二項」の下に「又は第八条の二第二項」を加える。

附　則

この府令は、公布の日から施行する。

○総理府令第二十八号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第百二十二号）第五条第一項及び第四十七条の規定に基づき、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に基づく許可申請書の添付書類等に関する総理府令の一部を改正する総理府令を次のように定める。

平成七年五月十六日

内閣総理大臣　村山　富市

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に基づく許可申請書の添付書類等に関する総理府令の一部を改正する総理府令

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に基づく許可申請書の添付書類等に関する総理府令（昭和六十年総理府令第一号）の一部を次のように改正する。

第一条第七号ハを次のように改める。

ハ　イ及びロに規定する遊技機以外の遊技機を設置しようとする場合にあつては、その遊技機につき次に掲げる書類

(1)　遊技機の諸元表

(2)　遊技機の構造図、回路図及び動作原理図

(3)　遊技機並びに遊技機の部品及び装置の構造、材質及び性能の説明を記載した書類

(4)　遊技機の写真

附　則

（施行期日）

1　この府令は、平成七年六月一日から施行する。

（許可の取消し等に関する経過措置）

2　この府令の施行前にした行為に係るこの府令の施行後における法第三条第一項の許可の取消し、停止その他の処分については、なお従前の例による。

（罰則に関する経過措置）

3　この府令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

○総理府令第二十九号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和三十三年法律第六号）第三条の三第一項、第三条の十二及び第十条の五第二項の規定に基づき、銃砲刀剣類所持等取締法施行規則の一部を改正する総理府令を次のように定める。

平成七年五月二十三日

内閣総理大臣　村山　富市

銃砲刀剣類所持等取締法施行規則の一部を改正する総理府令

銃砲刀剣類所持等取締法施行規則（昭和三十三年総理府令第十六号）の一部を次のように改正する。

第三条の次に次の二条を加える。

（けん銃実包）

第三条の二　法第三条の三第一項のけん銃実包として総理府令で定める実包は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

一　薬きようの長さが四十一・〇ミリメートル以下であること。

二　薬きように係るきよう体の最大外径が十五・〇ミリメートル以下であること。

（発射の禁止に係る規定の適用がない射撃場）

第三条の三　法第三条の十三の総理府令で定める射撃場は、次に掲げるとおりとする。

一　法第九条の二第一項の規定により指定射撃場として指定された射撃場（けん銃を用いて射撃を行うものに限る。）

二　次のいずれかに該当する者が、それぞれ、その所持に係るけん銃等（法第三条の四のけん銃等をいう。以下この号において同じ。）を用いて行う射撃の用に供される施設

イ　法令に基づき職務のためけん銃等を所持する者

ロ　試験又は研究のためけん銃等を所持する国又は地方公共団体の職員

ハ　法第四条第一項第二号の規定によるけん銃等の所持の許可を受けた者

ニ　武器等製造法（昭和二十八年法律第百四十五号）の武器製造事業者又は同法第四条ただし書の許可を受けた者であつて、その製造（改造及び修理を含む。）に係るけん銃等を業務のため所持するもの（当該所持については、法第三条第三項の規定により同条第一項第七号に定める場合に含まれる所持を含む。）

第十二条の見出し中「又はけん銃部品」を「、けん銃部品又はけん銃実包」に改め、同条中「又はけん銃部品」を「、けん銃部品又はけん銃実包」に、「次の各号に」を「次に」に改める。

附　則

この府令は、銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律（平成七年法律第八十九号）の施行の日（平成七年六月十二日）から施行する。

ARTICLE 49

Supplementary and transitional provisions

(1) This Agreement shall be considered as a continuation of the International Coffee Agreement 1983, as extended.

(2) In order to facilitate the uninterrupted continuation of the International Coffee Agreement 1983, as extended:

(a) all acts by or on behalf of the Organization or any of its organs under the International Coffee Agreement 1983, as extended, in effect on 30 September 1994, the terms of which do not provide for expiry on that date, shall remain in effect unless changed under the provisions of this Agreement; and

(b) all decisions required to be taken by the Council during coffee year 1993/94 for application in coffee year 1994/95 shall be taken by the Council in coffee year 1993/94 and applied on a provisional basis as if this Agreement had already entered into force.

ARTICLE 50

Authentic texts of the Agreement

The texts of this Agreement in the English, French, Portuguese and Spanish languages shall all be equally authentic. The originals shall be deposited with the Secretary-General of the United Nations.

IN WITNESS WHEREOF the undersigned, having been duly authorized to this effect by their respective Governments, have signed this Agreement on the dates appearing opposite their signatures.

unable to accept an amendment and consequently ceases to participate in this Agreement under the provisions of paragraph (2) of Article 48, the Council may determine any settlement of accounts which it finds equitable.

(2) A Member which has ceased to participate in this Agreement shall not be entitled to any share of the proceeds of liquidation or the other assets of the Organization; nor shall it be liable for payment of any part of the deficit, if any, of the Organization upon termination of this Agreement.

ARTICLE 47

Duration and termination

(1) This Agreement shall remain in force for a period of five years until 30 September 1999 unless extended under the provisions of paragraph (2) of this Article or terminated under the provisions of paragraph (3) of this Article.

(2) The Council may, by a vote of 58 percent of the Members having not less than a distributed majority of 70 percent of the total votes, decide either that this Agreement be renegotiated or that it be extended, with or without modification, for such period as the Council shall determine. Any Contracting Party which by the date on which such renegotiated or extended Agreement enters into force has not made a notification of acceptance of such renegotiated or extended Agreement to the Secretary-General of the United Nations, or any territory which is either a Member or a party to a Member group on behalf of which such notification has not been made by that date, shall as of that date cease to participate in such Agreement.

(3) The Council may at any time, by a vote of a majority of the Members having not less than a distributed two-thirds majority of the total votes, decide to terminate this Agreement. Termination shall take effect on such date as the Council shall decide.

(4) Notwithstanding the termination of this Agreement, the Council shall remain in being for as long as necessary to carry out the liquidation of the Organization, settlement of its accounts and disposal of its assets and shall have during that period such powers and functions as may be necessary for those purposes.

ARTICLE 48

Amendment

(1) The Council may, by a distributed two-thirds majority vote, recommend an amendment of this Agreement to the Contracting Parties. The amendment shall become effective 100 days after the Secretary-General of the United Nations has received notifications of acceptance from Contracting Parties representing at least 75 percent of the exporting countries holding at least 85 percent of the votes of the exporting Members, and from Contracting Parties representing at least 75 percent of the importing countries holding at least 80 percent of the votes of the importing Members. The Council shall fix a time within which Contracting Parties shall notify the Secretary-General of the United Nations of their acceptance of the amendment. If, on expiry of such time limit, the percentage requirements for the entry into effect of the amendment have not been met, the amendment shall be considered withdrawn.

(2) Any Contracting Party which has not notified acceptance of an amendment within the period fixed by the Council, or any territory which is either a Member or a party to a Member group on behalf of which such notification has not been made by that date, shall cease to participate in this Agreement from the date on which such amendment becomes effective.

thereafter, by notification to the Secretary-General of the United Nations, declare that this Agreement shall extend to any of the territories for whose international relations it is responsible; this Agreement shall extend to the territories named therein from the date of such notification.

(2) Any Contracting Party which desires to exercise its rights under the provisions of Article 5 in respect of any of the territories for whose international relations it is responsible or which desires to authorize any such territory to become part of a Member group formed under the provisions of Article 6, may do so by making a notification to that effect to the Secretary-General of the United Nations, either at the time of the deposit of its instrument of ratification, acceptance, approval, provisional application or accession, or at any later time.

(3) Any Contracting Party which has made a declaration under the provisions of paragraph (1) of this Article may at any time thereafter, by notification to the Secretary-General of the United Nations, declare that this Agreement shall cease to extend to the territory named in the notification. This Agreement shall cease to extend to such territory from the date of such notification.

(4) When a territory to which this Agreement has been extended under the provisions of paragraph (1) of this Article subsequently attains its independence, the Government of the new State may, within 90 days after the attainment of independence, declare by notification to the Secretary-General of the United Nations that it has assumed the rights and obligations of a Contracting Party to this Agreement. It shall, as from the date of such notification, become a Contracting Party to this Agreement. The Council may grant an extension of the time within which such notification may be made.

ARTICLE 44

Voluntary withdrawal

Any Contracting Party may withdraw from this Agreement at any time by giving a written notice of withdrawal to the Secretary-General of the United Nations. Withdrawal shall become effective 90 days after the notice is received.

ARTICLE 45

Exclusion

If the Council decides that any Member is in breach of its obligations under this Agreement and decides further that such breach significantly impairs the operation of this Agreement, it may, by a distributed two-thirds majority vote, exclude such Member from the Organization. The Council shall immediately notify the Secretary-General of the United Nations of any such decision. Ninety days after the date of the Council's decision, such Member shall cease to be a Member of the Organization and, if such Member is a Contracting Party, a Party to this Agreement.

ARTICLE 46

Settlement of accounts with withdrawing or excluded Members

(1) The Council shall determine any settlement of accounts with a withdrawing or excluded Member. The Organization shall retain any amounts already paid by a withdrawing or excluded Member and such Member shall remain bound to pay any amounts due from it to the Organization at the time the withdrawal or the exclusion becomes effective; provided, however, that in the case of a Contracting Party which is

have deposited instruments of ratification, acceptance or approval. Alternatively, it shall enter into force definitively at any time after 1 October 1994 if it is provisionally in force in accordance with the provisions of paragraph (2) of this Article and these percentage requirements are satisfied by the deposit of instruments of ratification, acceptance or approval.

(2) This Agreement may enter into force provisionally on 1 October 1994. For this purpose, a notification by a signatory Government or by any other Contracting Party to the International Coffee Agreement 1983, as extended, containing an undertaking to apply this Agreement provisionally, in accordance with its laws and regulations, and to seek ratification, acceptance or approval in accordance with its constitutional procedures as rapidly as possible, which is received by the Secretary-General of the United Nations not later than 26 September 1994, shall be regarded as equal in effect to an instrument of ratification, acceptance or approval. A Government which undertakes to apply this Agreement provisionally, in accordance with its laws and regulations, pending the deposit of an instrument of ratification, acceptance or approval shall be regarded as a provisional Party thereto until it deposits its instrument of ratification, acceptance or approval, or until and including 31 December 1994 whichever is the earlier. The Council may grant an extension of the time within which any Government which is applying this Agreement provisionally may deposit its instrument of ratification, acceptance or approval.

(3) If this Agreement has not entered into force definitively or provisionally on 1 October 1994 under the provisions of paragraph (1) or (2) of this Article, those Governments which have deposited instruments of ratification, acceptance, approval or accession or made notifications containing an undertaking to apply this Agreement provisionally, in accordance with their laws and regulations, and to seek ratification, acceptance or approval may, by mutual consent, decide that it shall enter into force among themselves. Similarly, if this Agreement has entered into force provisionally but has not entered into force definitively on 31 December 1994, those Governments which have deposited instruments of ratification, acceptance, approval or accession or made the notifications referred to in paragraph (2) of this Article, may, by mutual consent, decide that it shall continue in force provisionally or enter into force definitively among themselves.

ARTICLE 41

Accession

(1) The Government of any State member of the United Nations or of any of its specialized agencies may accede to this Agreement upon conditions which shall be established by the Council.

(2) Instruments of accession shall be deposited with the Secretary-General of the United Nations. The accession shall take effect upon deposit of the instrument.

ARTICLE 42

Reservations

Reservations may not be made with respect to any of the provisions of this Agreement.

ARTICLE 43

Extension to designated territories

(1) Any Government may, at the time of signature or deposit of an instrument of ratification, acceptance, approval, provisional application or accession, or at any time

(7) No Member shall be found to have been in breach of its obligations under this Agreement except by a distributed simple majority vote. Any finding that a Member is in breach of its obligations under this Agreement shall specify the nature of the breach.

(8) If the Council finds that a Member is in breach of its obligations under this Agreement, it may, without prejudice to other enforcement measures provided for in other Articles of this Agreement, by a distributed two-thirds majority vote, suspend such Member's voting rights in the Council and its right to have its votes cast in the Executive Board until it fulfils its obligations, or the Council may decide to exclude such Member from the Organization under the provisions of Article 45.

(9) A Member may seek the prior opinion of the Executive Board in a matter of dispute or complaint before the matter is discussed by the Council.

CHAPTER XIII – FINAL PROVISIONS

ARTICLE 38
Signature

This Agreement shall be open for signature at the United Nations headquarters from 18 April 1994 until and including 26 September 1994 by Contracting Parties to the International Coffee Agreement 1983 or the International Coffee Agreement 1983, as extended, and Governments invited to the sessions of the International Coffee Council at which this Agreement was negotiated.

ARTICLE 39
Ratification, acceptance or approval

(1) This Agreement shall be subject to ratification, acceptance or approval by the signatory Governments in accordance with their respective constitutional procedures.

(2) Except as provided for in Article 40, instruments of ratification, acceptance or approval shall be deposited with the Secretary-General of the United Nations not later than 26 September 1994. However, the Council may grant extensions of time to signatory Governments which are unable to deposit their instruments by that date.

ARTICLE 40
Entry into force

(1) This Agreement shall enter into force definitively on 1 October 1994 if by that date Governments representing at least 20 exporting Members holding at least 80 percent of the votes of the exporting Members and at least 10 importing Members holding at least 80 percent of the votes of the importing Members, calculated as at 26 September 1994,

CHAPTER XII – CONSULTATIONS, DISPUTES AND COMPLAINTS

ARTICLE 36
Consultations

Each Member shall accord sympathetic consideration to, and shall afford adequate opportunity for, consultation regarding such representations as may be made by another Member with respect to any matter relating to this Agreement. In the course of such consultation, on request by either party and with the consent of the other, the Executive Director shall establish an independent panel which shall use its good offices with a view to conciliating the parties. The costs of the panel shall not be chargeable to the Organization. If a party does not agree to the establishment of a panel by the Executive Director, or if the consultation does not lead to a solution, the matter may be referred to the Council in accordance with the provisions of Article 37. If the consultation does lead to a solution, it shall be reported to the Executive Director who shall distribute the report to all Members.

ARTICLE 37
Disputes and complaints

(1) Any dispute concerning the interpretation or application of this Agreement which is not settled by negotiation shall, at the request of any Member party to the dispute, be referred to the Council for decision.

(2) In any case where a dispute has been referred to the Council under the provisions of paragraph (1) of this Article, a majority of Members, or Members holding not less than one third of the total votes, may require the Council, after discussion, to seek the opinion of the advisory panel referred to in paragraph (3) of this Article on the issues in dispute before giving its decision.

(3) (a) Unless the Council unanimously agrees otherwise, the advisory panel shall consist of:

(i) two persons, one having wide experience in matters of the kind in dispute and the other having legal standing and experience, nominated by the exporting Members;

(ii) two such persons nominated by the importing Members; and

(iii) a chairman selected unanimously by the four persons nominated under the provisions of sub-paragraphs (i) and (ii) or, if they fail to agree, by the Chairman of the Council.

(b) Persons from countries whose Governments are Contracting Parties to this Agreement shall be eligible to serve on the advisory panel.

(c) Persons appointed to the advisory panel shall act in their personal capacities and without instructions from any Government.

(d) The expenses of the advisory panel shall be paid by the Organization.

(4) The opinion of the advisory panel and the reasons therefor shall be submitted to the Council which, after considering all the relevant information, shall decide the dispute.

(5) The Council shall rule on any dispute brought before it within six months of submission of such dispute for its consideration.

(6) Any complaint that any Member has failed to fulfil its obligations under this Agreement shall, at the request of the Member making the complaint, be referred to the Council which shall make a decision on the matter.

(2) In this connection, Members shall avoid the adoption of governmental measures which could cause disruption to the coffee sector of other Members.

(3) Should a Member consider that the provisions of paragraph (2) of this Article are not being complied with, it should consult with the other Members concerned, having due regard to the provisions of Article 36. The Members concerned shall make every effort to reach amicable settlement on a bilateral basis. If these consultations do not lead to a mutually satisfactory solution, either party may bring the matter before the Council for consideration under the provisions of Article 37.

(4) Nothing in this Agreement shall prejudice the right of any Member to take measures to prevent or remedy disruption to its coffee sector by imports of processed coffee.

ARTICLE 33

Mixtures and substitutes

(1) Members shall not maintain any regulations requiring the mixing, processing or using of other products with coffee for commercial resale as coffee. Members shall endeavour to prohibit the sale and advertisement of products under the name of coffee if such products contain less than the equivalent of 90 percent green coffee as the basic raw material.

(2) The Council may request any Member to take the steps necessary to ensure observance of the provisions of this Article.

(3) The Executive Director shall submit to the Council a periodic report on compliance with the provisions of this Article.

ARTICLE 34

Consultation and cooperation with the private sector

(1) The Organization shall maintain close links with appropriate non-governmental organizations concerned with international commerce in coffee, and with experts in coffee matters.

(2) Members shall conduct their activities within the framework of this Agreement in a manner consonant with established trade channels and shall refrain from discriminatory sales practices. In carrying out these activities they shall endeavour to take due account of the legitimate interests of the coffee trade and industry.

ARTICLE 35

Environmental aspects

Members shall give due consideration to the sustainable management of coffee resources and processing, bearing in mind the principles and objectives on sustainable development agreed at the Eighth Session of the United Nations Conference on Trade and Development and the United Nations Conference on Environment and Development.

CHAPTER XI – GENERAL PROVISIONS

ARTICLE 30
Preparations for a new Agreement

The Council may examine the possibility of negotiating a new International Coffee Agreement, including an Agreement which could contain measures designed to balance the supply and demand for coffee, and take such actions as it deems appropriate.

ARTICLE 31
Removal of obstacles to consumption

(1) Members recognize the utmost importance of achieving the greatest possible increase of coffee consumption as rapidly as possible, in particular through the progressive removal of any obstacles which may hinder such increase.

(2) Members recognize that there are at present in effect measures which may to a greater or lesser extent hinder the increase in consumption of coffee, in particular:

(a) import arrangements applicable to coffee, including preferential and other tariffs, quotas, operations of government monopolies and official purchasing agencies, and other administrative rules and commercial practices;

(b) export arrangements as regards direct or indirect subsidies and other administrative rules and commercial practices; and

(c) internal trade conditions and domestic legal and administrative provisions which may affect consumption.

(3) Having regard to the objectives stated above and to the provisions of paragraph (4) of this Article, Members shall endeavour to pursue tariff reductions on coffee or to take other action to remove obstacles to increased consumption.

(4) Taking into account their mutual interest, Members undertake to seek ways and means by which the obstacles to increased trade and consumption referred to in paragraph (2) of this Article may be progressively reduced and eventually, wherever possible, eliminated, or by which the effects of such obstacles may be substantially diminished.

(5) Taking into account any commitments undertaken under the provisions of paragraph (4) of this Article, Members shall inform the Council annually of all measures adopted with a view to implementing the provisions of this Article.

(6) The Executive Director shall prepare periodically a survey of the obstacles to consumption to be reviewed by the Council.

(7) The Council may, in order to further the purposes of this Article, make recommendations to Members which shall report as soon as possible to the Council on the measures adopted with a view to implementing such recommendations.

ARTICLE 32
Measures related to processed coffee

(1) Members recognize the need of developing countries to broaden the base of their economies through, *inter alia*, industrialization and the export of manufactured products, including the processing of coffee and the export of processed coffee.

ARTICLE 28

Certificates of Origin

(1) In order to facilitate the collection of statistics on the international coffee trade and to ascertain the quantities of coffee which have been exported by each exporting Member, the Organization shall establish a system of Certificates of Origin, governed by rules approved by the Council.

(2) Every export of coffee by an exporting Member shall be covered by a valid Certificate of Origin. Certificates of Origin shall be issued, in accordance with the rules established by the Council, by a qualified agency chosen by the Member and approved by the Organization.

(3) Each exporting Member shall notify the Organization of the government or non-governmental agency which is to perform the functions specified in paragraph (2) of this Article. The Organization shall specifically approve a non-governmental agency in accordance with the rules approved by the Council.

ARTICLE 29

Studies and surveys

(1) The Organization shall promote the preparation of studies and surveys concerning the economics of coffee production and distribution, the impact of governmental measures in producing and consuming countries on the production and consumption of coffee, and the opportunities for expansion of coffee consumption for traditional and possible new uses.

(2) In order to carry out the provisions of paragraph (1) of this Article, the Council shall adopt, at its second regular session of each coffee year, a draft annual work programme of studies and surveys, with estimated resource requirements, prepared by the Executive Director.

(3) The Council may approve the undertaking by the Organization of studies and surveys to be conducted jointly or in cooperation with other organizations and institutions. In such cases, the Executive Director shall present to the Council a detailed account of the resource requirements from the Organization and from the partner or partners involved with the project.

(4) The studies and surveys to be promoted by the Organization pursuant to the provisions of this Article shall be financed by resources included in the Administrative Budget, prepared in accordance with the provisions of paragraph (1) of Article 22, and shall be undertaken by members of the staff of the Organization and consultants as required.

CHAPTER IX – THE EXECUTIVE DIRECTOR AND THE STAFF

ARTICLE 26

The Executive Director and the staff

(1) The Council shall appoint the Executive Director on the recommendation of the Executive Board. The terms of appointment of the Executive Director shall be established by the Council and shall be comparable to those applying to corresponding officials of similar intergovernmental organizations.

(2) The Executive Director shall be the chief administrative officer of the Organization and shall be responsible for the performance of any duties devolving upon him in the administration of this Agreement.

(3) The Executive Director shall appoint the staff in accordance with regulations established by the Council.

(4) Neither the Executive Director nor any member of the staff shall have any financial interest in the coffee industry, the coffee trade or the transportation of coffee.

(5) In the performance of their duties, the Executive Director and the staff shall not seek or receive instructions from any Member or from any other authority external to the Organization. They shall refrain from any action which might reflect on their position as international officials responsible only to the Organization. Each Member undertakes to respect the exclusively international character of the responsibilities of the Executive Director and the staff and not to seek to influence them in the discharge of their responsibilities.

CHAPTER X – INFORMATION, STUDIES AND SURVEYS

ARTICLE 27

Information

(1) The Organization shall act as a centre for the collection, exchange and publication of:

(a) statistical information on world production, prices, exports and imports, distribution and consumption of coffee; and

(b) in so far as is considered appropriate, technical information on the cultivation, processing and utilization of coffee.

(2) The Council may require Members to furnish such information as it considers necessary for its operations, including regular statistical reports on coffee production, production trends, exports and imports, distribution, consumption, stocks, prices and taxation, but no information shall be published which might serve to identify the operations of persons or companies producing, processing or marketing coffee. Members shall furnish information requested in as detailed and accurate a manner as is practicable.

(3) The Council shall establish a system of indicator prices which shall provide for the publication of a daily composite indicator price.

(4) If a Member fails to supply or finds difficulty in supplying within a reasonable time statistical and other information required by the Council for the proper functioning of the Organization, the Council may require the Member concerned to explain the reasons for non-compliance. If it is found that technical assistance is needed in the matter, the Council may take any necessary measures.

the Members. However, if there is any change in the distribution of votes among Members in accordance with the provisions of paragraph (5) of Article 13 at the beginning of the financial year for which contributions are assessed, such contributions shall be correspondingly adjusted for that year. In determining contributions, the votes of each Member shall be calculated without regard to the suspension of the voting rights of any Member or any redistribution of votes resulting therefrom.

(3) The initial contribution of any Member joining the Organization after the entry into force of this Agreement shall be assessed by the Council on the basis of the number of votes to be held by it and the period remaining in the current financial year, but the assessments made upon other Members for the current financial year shall not be altered.

ARTICLE 23

Payment of contributions

(1) Contributions to the Administrative Budget for each financial year shall be payable in freely convertible currency and shall become due on the first day of that financial year.

(2) If any Member fails to pay its full contribution to the Administrative Budget within six months of the date on which the contribution is due, both its voting rights in the Council and its right to have its votes cast in the Executive Board shall be suspended until such contribution has been paid. However, unless the Council by a distributed two-thirds majority vote so decides, such Member shall not be deprived of any of its other rights nor relieved of any of its obligations under this Agreement.

(3) Any Member whose voting rights have been suspended either under the provisions of paragraph (2) of this Article or under the provisions of Article 37 shall nevertheless remain responsible for the payment of its contribution.

ARTICLE 24

Liabilities

(1) The Organization, functioning as specified in paragraph (3) of Article 7, shall not have power to incur any obligation outside the scope of this Agreement, and shall not be taken to have been authorized by the Members to do so; in particular, it shall not have the capacity to borrow money. In exercising its capacity to contract, the Organization shall incorporate in its contracts the terms of this Article in such a way as to bring them to the notice of the other parties entering into contracts with the Organization, but any failure to incorporate such terms shall not invalidate such a contract or render it *ultra vires*.

(2) A Member's liability is limited to the extent of its obligations regarding contributions specifically provided for in this Agreement. Third parties dealing with the Organization shall be deemed to have notice of the provisions of this Agreement regarding the liabilities of Members.

ARTICLE 25

Audit and publication of accounts

As soon as possible and not later than six months after the close of each financial year, an independently audited statement of the Organization's receipts and expenditures during that financial year shall be presented to the Council for approval and publication.

other tasks which the Executive Board assigns to it, which shall include the monitoring of income and expenditure. The Finance Committee shall report its proceedings to the Executive Board.

(5) The Executive Board may set up any committees or working groups, other than the Finance Committee, as it considers necessary.

ARTICLE 20

Voting procedure of the Executive Board

(1) Each Member of the Executive Board shall be entitled to cast the number of votes received by it under the provisions of paragraphs (6) and (7) of Article 18. Voting by proxy shall not be allowed. A Member of the Executive Board shall not be entitled to divide its votes.

(2) Any decision taken by the Executive Board shall require the same majority as such decision would require if taken by the Council.

CHAPTER VIII – FINANCE

ARTICLE 21

Finance

(1) The expenses of delegations to the Council, representatives on the Executive Board and representatives on any of the committees of the Council or the Executive Board shall be met by their respective Governments.

(2) The other expenses necessary for the administration of this Agreement shall be met by annual contributions from the Members assessed in accordance with the provisions of Article 22, together with revenues from sales of specific services to Members and the sale of information and studies generated under the provisions of Articles 27 and 29.

(3) The financial year of the Organization shall be the same as the coffee year.

ARTICLE 22

Determination of the Administrative Budget and assessment of contributions

(1) During the second half of each financial year, the Council shall approve the Administrative Budget of the Organization for the following financial year and shall assess the contributions of each Member to that Budget. The Administrative Budget shall be prepared by the Executive Director and supervised by the Finance Committee in accordance with the provisions of paragraph (4) of Article 19.

(2) The contribution of each Member to the Administrative Budget for each financial year shall be in the proportion which the number of its votes at the time the Administrative Budget for that financial year is approved bears to the total votes of all

(3) The eight candidates receiving the largest number of votes shall be elected; however, no candidate shall be elected on the first ballot unless it receives at least 75 votes.

(4) If, under the provisions of paragraph (3) of this Article, less than eight candidates are elected on the first ballot, further ballots shall be held in which only Members which did not vote for any of the candidates elected shall have the right to vote. In each further ballot the minimum number of votes required for election shall be successively diminished by five until eight candidates are elected.

(5) Any Member which did not vote for any of the Members elected shall assign its votes to one of them, subject to the provisions of paragraphs (6) and (7) of this Article.

(6) A Member shall be deemed to have received the number of votes cast for it when it was elected and, in addition, the number of votes assigned to it, provided that the total number of votes shall not exceed 499 for any Member elected.

(7) If the votes deemed received by an elected Member exceed 499, Members which voted for, or assigned their votes to, such elected Member shall arrange among themselves for one or more of them to withdraw their votes from that Member and assign or re-assign them to another elected Member so that the votes received by each elected Member shall not exceed the limit of 499.

ARTICLE 19

Competence of the Executive Board

(1) The Executive Board shall be responsible to and work under the general direction of the Council.

(2) The Council may, by a distributed two-thirds majority vote, delegate to the Executive Board the exercise of any or all of its powers other than the following:

(a) approval of the Administrative Budget and assessment of contributions under the provisions of Article 22;

(b) suspension of the voting rights of a Member under the provisions of Article 37;

(c) decisions on disputes under the provisions of Article 37;

(d) establishment of conditions for accession under the provisions of Article 41;

(e) a decision to exclude a Member under the provisions of Article 45;

(f) a decision concerning the renegotiation, extension or termination of this Agreement under the provisions of Article 47; and

(g) recommendation of amendments to Members under the provisions of Article 48.

(3) The Council may, by a distributed simple majority vote, at any time revoke any powers which have been delegated to the Executive Board.

(4) The Executive Board shall set up a Finance Committee which, in accordance with the provisions of Article 22, will be in charge of supervising the preparation of the Administrative Budget to be presented to the Council for approval, and carrying out any

CHAPTER VII – THE EXECUTIVE BOARD

ARTICLE 17

Composition and meetings of the Executive Board

(1) The Executive Board shall consist of eight exporting Members and eight importing Members elected for each coffee year in accordance with the provisions of Article 18. Members represented in the Executive Board may be re-elected.

(2) Each Member represented in the Executive Board shall appoint one representative and, if it so desires, one or more alternates. Each Member represented in the Executive Board may also designate one or more advisers to its representative or alternates.

(3) The Executive Board shall have a Chairman and a Vice-Chairman, who shall be elected by the Council for each coffee year and may be re-elected. These officers shall not be paid by the Organization. Neither the Chairman nor the Vice-Chairman acting as Chairman shall have the right to vote in the meetings of the Executive Board. His or her alternate will in such case exercise the voting rights of the Member. As a general rule, the Chairman and the Vice-Chairman for each coffee year shall be elected from among the representatives of the same category of membership.

(4) The Executive Board shall normally meet at the seat of the Organization, but may meet elsewhere if the Council so decides by a distributed two-thirds majority vote. In case of acceptance by the Council of an invitation by a Member to host the meeting of the Executive Board, the provisions of paragraph (2) of Article 12 concerning Council sessions shall also apply.

(5) The quorum required for an Executive Board meeting shall be the presence of more than half of the number of exporting Members representing at least two-thirds of the votes of all exporting Members elected to the Executive Board and of more than half of the number of importing Members representing at least two-thirds of the votes of all importing Members elected to the Executive Board. If on the opening of an Executive Board meeting there is no quorum, the Chairman of the Executive Board shall postpone the opening of the meeting for at least three hours. If there is still no quorum at the new time set, the Chairman may again postpone the opening of the meeting for at least a further three hours. If at the end of this new postponement there is still no quorum, the quorum required for opening the meeting shall be the presence of more than half of the number of exporting Members representing at least half of the votes of all exporting Members elected to the Executive Board and of more than half of the number of importing Members representing at least half of the votes of all importing Members elected to the Executive Board.

ARTICLE 18

Election of the Executive Board

(1) The exporting and the importing Members of the Executive Board shall be elected in the Council by the exporting and the importing Members of the Organization respectively. The election within each category shall be held in accordance with the provisions of the following paragraphs of this Article.

(2) Each Member shall cast for a single candidate all the votes to which it is entitled under the provisions of Article 13. A Member may cast for another candidate any votes which it holds under the provisions of paragraph (2) of Article 14.

(2) The following procedure shall apply with respect to any decision by the Council which under the provisions of this Agreement requires a distributed two-thirds majority vote:

(a) if a distributed two-thirds majority vote is not obtained because of the negative vote of three or less exporting or three or less importing Members, the proposal shall, if the Council so decides by a majority of the Members present and by a distributed simple majority vote, be put to a vote again within 48 hours;

(b) if a distributed two-thirds majority vote is again not obtained because of the negative vote of two or less exporting or two or less importing Members, the proposal shall, if the Council so decides by a majority of the Members present and by a distributed simple majority vote, be put to a vote again within 24 hours;

(c) if a distributed two-thirds majority vote is not obtained in the third vote because of the negative vote of one exporting or one importing Member, the proposal shall be considered adopted; and

(d) if the Council fails to put a proposal to a further vote, it shall be considered rejected.

(3) Members undertake to accept as binding all decisions of the Council under the provisions of this Agreement.

ARTICLE 16

Cooperation with other organizations

(1) The Council may make arrangements for consultation and cooperation with the United Nations and its specialized agencies and with other appropriate intergovernmental organizations. It shall take full advantage of the facilities of the Common Fund for Commodities. Such arrangements may include financial arrangements which the Council considers appropriate for achieving the objectives of this Agreement. However, in respect of the implementation of any project under such arrangements the Organization shall not incur any financial obligations for guarantees given by individual Members or other entities. No Member shall be responsible by reason of its membership of the Organization for any liability arising from borrowing or lending by any other Member or entity in connection with such projects.

(2) Where possible, the Organization may also collect from Members, non-members, and from donor and other agencies, information on development projects and programmes focusing on the coffee sector. Where appropriate, and with the agreement of the parties concerned, the Organization may make this information available to such other organizations as well as to Members.

postponement there is still no quorum, the quorum required for opening or resuming the session or plenary meeting shall be the presence of more than half of the number of exporting Members representing at least half of the votes of all exporting Members and of more than half of the number of importing Members representing at least half of the votes of all importing Members. Representation in accordance with paragraph (2) of Article 14 shall be considered as presence.

ARTICLE 13

Votes

(1) The exporting Members shall together hold 1,000 votes and the importing Members shall together hold 1,000 votes, distributed within each category of Member – that is, exporting and importing Members, respectively – as provided for in the following paragraphs of this Article.

(2) Each Member shall have five basic votes.

(3) The remaining votes of exporting Members shall be divided among such Members in proportion to the average volume of their respective exports of coffee to all destinations in the preceding four calendar years.

(4) The remaining votes of importing Members shall be divided among such Members in proportion to the average volume of their respective imports of coffee in the preceding four calendar years.

(5) The distribution of votes shall be determined by the Council in accordance with the provisions of this Article at the beginning of each coffee year and shall remain in effect during that year, except as provided for in paragraph (6) of this Article.

(6) The Council shall provide for the redistribution of votes in accordance with the provisions of this Article whenever there is a change in the membership of the Organization or if the voting rights of a Member are suspended or regained under the provisions of Article 23 or 37.

(7) No Member shall hold more than 400 votes.

(8) There shall be no fractional votes.

ARTICLE 14

Voting procedure of the Council

(1) Each Member shall be entitled to cast the number of votes it holds and shall not be entitled to divide its votes. However, a Member may cast differently any votes which it holds under the provisions of paragraph (2) of this Article.

(2) Any exporting Member may authorize any other exporting Member, and any importing Member may authorize any other importing Member, to represent its interests and to exercise its right to vote at any meeting or meetings of the Council. The limitation provided for in paragraph (7) of Article 13 shall not apply in this case.

ARTICLE 15

Decisions of the Council

(1) All decisions of the Council shall be taken, and all recommendations shall be made, by a distributed simple majority vote unless otherwise provided for in this Agreement.

(4) The Council shall, by a distributed two-thirds majority vote, establish such rules and regulations, including its own rules of procedure and the financial and staff regulations of the Organization, as are necessary to carry out the provisions of this Agreement and are consistent therewith. The Council may, in its rules of procedure, provide the means whereby it may, without meeting, decide specific questions.

(5) The Council shall also keep such records as are required to perform its functions under this Agreement and such other records as it considers desirable.

ARTICLE 11

Chairman and Vice-Chairmen of the Council

(1) The Council shall elect, for each coffee year, a Chairman and a first, a second and a third Vice-Chairman, who shall not be paid by the Organization.

(2) As a general rule, the Chairman and the first Vice-Chairman shall both be elected either from among the representatives of exporting Members or from among the representatives of importing Members and the second and the third Vice-Chairmen shall be elected from among representatives of the other category of Member. These offices shall alternate each coffee year between the two categories of Member.

(3) Neither the Chairman nor any Vice-Chairman acting as Chairman shall have the right to vote. His or her alternate will in such case exercise the voting rights of the Member.

ARTICLE 12

Sessions of the Council

(1) As a general rule, the Council shall hold regular sessions twice a year. It may hold special sessions should it so decide. Special sessions shall also be held at the request of the Executive Board, of any five Members, or of a Member or Members having at least 200 votes. Notice of sessions shall be given at least 30 days in advance except in cases of emergency when such notice shall be given at least 10 days in advance.

(2) Sessions shall be held at the seat of the Organization, unless the Council decides otherwise by a distributed two-thirds majority vote. If a Member invites the Council to meet in its territory, and the Council agrees, the additional costs involved above those incurred when the session is held at the seat shall be borne by that Member.

(3) The Council may invite any non-member country or any of the organizations referred to in Article 16 to attend any of its sessions as an observer. In case such invitation is accepted, the country or organization concerned shall send a communication to that effect in writing to the Chairman. If it so wishes it may in that communication request permission to make statements to the Council.

(4) The quorum required for a Council session shall be the presence of more than half of the number of exporting Members representing at least two-thirds of the votes of all exporting Members and of more than half of the number of importing Members representing at least two-thirds of the votes of all importing Members. If on the opening of a Council session or of any plenary meeting there is no quorum, the Chairman shall postpone the opening of the session or plenary meeting for at least three hours. If there is still no quorum at the new time set, the Chairman may again postpone the opening of the session or plenary meeting for at least a further three hours. If at the end of this new

concluded between the Government of the United Kingdom of Great Britain and Northern Ireland (hereinafter referred to as the host Government) and the Organization on 28 May 1969.

(3) The Headquarters Agreement referred to in paragraph (2) of this Article shall be independent of this Agreement. It shall however terminate:

(a) by agreement between the host Government and the Organization;

(b) in the event of the headquarters of the Organization being moved from the territory of the host Government; or

(c) in the event of the Organization ceasing to exist.

(4) The Organization may conclude with one or more other Members agreements to be approved by the Council relating to such privileges and immunities as may be necessary for the proper functioning of this Agreement.

(5) The Governments of Member countries other than the host Government shall grant the Organization the same facilities in respect of currency or exchange restrictions, maintenance of bank accounts and transfer of monies, as are accorded to the specialized agencies of the United Nations.

CHAPTER VI – THE INTERNATIONAL COFFEE COUNCIL

ARTICLE 9

Composition of the International Coffee Council

(1) The highest authority of the Organization shall be the International Coffee Council, which shall consist of all the Members of the Organization.

(2) Each Member shall appoint one representative on the Council and, if it so desires, one or more alternates. A Member may also designate one or more advisers to its representative or alternates.

ARTICLE 10

Powers and functions of the Council

(1) All powers specifically conferred by this Agreement shall be vested in the Council, which shall have the powers and perform the functions necessary to carry out the provisions of this Agreement.

(2) The Council shall set up a Credentials Committee which will be in charge of examining the written communications made to the Chairman with respect to the provisions of paragraph (2) of Article 9, paragraph (3) of Article 12 and paragraph (2) of Article 14. The Credentials Committee shall report its proceedings to the Council.

(3) The Council may set up any committees or working groups, other than the Credentials Committee, as it considers necessary.

(b) it notifies the Secretary-General of the United Nations that it is participating in the group.

(8) Two or more exporting Members may, at any time after this Agreement has entered into force, apply to the Council to form a Member group. The Council shall approve the application if it finds that the Members have made a declaration and have provided satisfactory evidence in accordance with the requirements of paragraph (1) of this Article. Upon such approval, the Member group shall be subject to the provisions of paragraphs (3), (4), (5) and (6) of this Article.

CHAPTER V – THE INTERNATIONAL COFFEE ORGANIZATION

ARTICLE 7

Seat and structure of the International Coffee Organization

(1) The International Coffee Organization established under the International Coffee Agreement 1962 shall continue in being to administer the provisions and supervise the operation of this Agreement.

(2) The seat of the Organization shall be in London unless the Council by a distributed two-thirds majority vote decides otherwise.

(3) The Organization shall function through the International Coffee Council, the Executive Board, the Executive Director and the staff.

ARTICLE 8

Privileges and immunities

(1) The Organization shall have legal personality. It shall in particular have the capacity to contract, acquire and dispose of movable and immovable property and to institute legal proceedings.

(2) The status, privileges and immunities of the Organization, of its Executive Director, its staff and experts, and of representatives of Members while in the territory of the United Kingdom of Great Britain and Northern Ireland for the purpose of exercising their functions, shall continue to be governed by the Headquarters Agreement

(b) they shall subsequently provide satisfactory evidence to the Council that:

(i) the group has the organization necessary to implement a common coffee policy and that they have the means of complying, together with the other parties to the group, with their obligations under this Agreement; and

(ii) they have a common or coordinated commercial and economic policy in relation to coffee and a coordinated monetary and financial policy, as well as the organs necessary to implement such policies, so that the Council is satisfied that the Member group is able to comply with the group obligations involved.

(2) Any Member group recognized under the International Coffee Agreement 1983 shall continue to be recognized as a group unless it notifies the Council that it no longer wishes to be so recognized.

(3) The Member group shall constitute a single Member of the Organization, except that each party to the group shall be treated as if it were a single Member in relation to matters arising under the following provisions:

(a) Articles 11 and 12; and

(b) Article 46.

(4) The Contracting Parties and designated territories joining as a Member group shall specify the Government or organization which will represent them in the Council on matters arising under this Agreement other than those specified in paragraph (3) of this Article.

(5) The voting rights of the Member group shall be as follows:

(a) the Member group shall have the same number of basic votes as a single Member country joining the Organization in an individual capacity. These basic votes shall be attributed to and cast by the Government or organization representing the group; and

(b) in the event of a vote on any matters arising under the provisions of paragraph (3) of this Article, the parties to the Member group may cast separately the votes attributed to them under the provisions of paragraph (3) of Article 13 as if each were an individual Member of the Organization, except for the basic votes, which shall remain attributable only to the Government or organization representing the group.

(6) Any Contracting Party or designated territory which is a party to a Member group may, by notification to the Council, withdraw from that group and become a separate Member. Such withdrawal shall take effect upon receipt of the notification by the Council. If a party to a Member group withdraws from that group or ceases to participate in the Organization, the remaining parties to the group may apply to the Council to maintain the group; the group shall continue to exist unless the Council disapproves the application. If the Member group is dissolved, each former party to the group will become a separate Member. A Member which has ceased to be a party to a group may not, as long as this Agreement remains in force, again become a party to a group.

(7) Any Contracting Party which wishes to become party to a Member group after this Agreement has entered into force may do so by notification to the Council provided that:

(a) other Members of the group declare their willingness to accept the Member concerned as party to the Member group; and

CHAPTER IV – MEMBERSHIP

ARTICLE 4

Membership of the Organization

(1) Each Contracting Party, together with those territories to which this Agreement is extended under the provisions of paragraph (1) of Article 43, shall constitute a single Member of the Organization, except as otherwise provided for under the provisions of Articles 5 and 6.

(2) A Member may change its category of membership on such conditions as the Council may agree.

(3) Any reference in this Agreement to a Government shall be construed as including a reference to the European Community, or any intergovernmental organization having comparable responsibilities in respect of the negotiation, conclusion and application of international agreements, in particular commodity agreements.

(4) Such intergovernmental organization shall not itself have any votes but in the case of a vote on matters within its competence it shall be entitled to cast collectively the votes of its Member States. In such cases, the Member States of such intergovernmental organization shall not be entitled to exercise their individual voting rights.

(5) Such intergovernmental organization shall not be eligible for election to the Executive Board under the provisions of paragraph (1) of Article 17 but may participate in the discussions of the Executive Board on matters within its competence. In the case of a vote on matters within its competence, and notwithstanding the provisions of paragraph (1) of Article 20, the votes which its Member States are entitled to cast in the Executive Board may be cast collectively by any one of those Member States.

ARTICLE 5

Separate membership in respect of designated territories

Any Contracting Party which is a net importer of coffee may, at any time, by appropriate notification in accordance with the provisions of paragraph (2) of Article 43, declare that it is participating in the Organization separately with respect to any of the territories for whose international relations it is responsible, which are net exporters of coffee and which it designates. In such case, the metropolitan territory and its non-designated territories will have a single membership, and its designated territories, either individually or collectively as the notification indicates, will have separate membership.

ARTICLE 6

Group membership

(1) Two or more Contracting Parties which are net exporters of coffee may, by appropriate notification to the Council and to the Secretary-General of the United Nations at the time of deposit of their respective instruments of ratification, acceptance, approval, provisional application or accession, declare that they are participating in the Organization as a Member group. A territory to which this Agreement has been extended under the provisions of paragraph (1) of Article 43 may constitute part of such Member group if the Government of the State responsible for its international relations has given appropriate notification thereof under the provisions of paragraph (2) of Article 43. Such Contracting Parties and designated territories must satisfy the following conditions:

(a) they shall declare their willingness to accept responsibility for group obligations in an individual as well as a group capacity; and

(7) *Exporting Member* or *exporting country* means a Member or country, respectively, which is a net exporter of coffee; that is, a Member or country whose exports exceed its imports.

(8) *Importing Member* or *importing country* means a Member or country, respectively, which is a net importer of coffee; that is, a Member or country whose imports exceed its exports.

(9) *Distributed simple majority vote* means a vote requiring more than half of the votes cast by exporting Members present and voting and more than half of the votes cast by importing Members present and voting, counted separately.

(10) *Distributed two-thirds majority vote* means a vote requiring more than two-thirds of the votes cast by exporting Members present and voting and more than two-thirds of the votes cast by importing Members present and voting, counted separately.

(11) *Entry into force* means, except as otherwise provided, the date on which this Agreement enters into force, whether provisionally or definitively.

(12) *Exportable production* means the total production of coffee of an exporting country in a given coffee or crop year, less the amount destined for domestic consumption in the same year.

(13) *Availability for export* means the exportable production of an exporting country in a given coffee year, plus accumulated stocks from previous years.

CHAPTER III – GENERAL UNDERTAKINGS BY MEMBERS

ARTICLE 3

General undertakings by Members

(1) Members undertake to adopt such measures as are necessary to enable them to fulfil their obligations under this Agreement and fully cooperate with one another in securing the attainment of the objectives of this Agreement; in particular, Members undertake to provide all information necessary to facilitate the functioning of this Agreement.

(2) Members recognize that Certificates of Origin are important sources of information on the trade in coffee. Exporting Members, therefore, assume responsibility for ensuring the proper issuing and use of Certificates of Origin according to the rules established by the Council.

(3) Members recognize further that information on re-exports is also important for the proper analysis of the world coffee economy. Importing Members, therefore, undertake to supply regular and accurate information on re-exports, in the form and manner determined by the Council.

CHAPTER II – DEFINITIONS

ARTICLE 2

Definitions

For the purposes of this Agreement:

(1) *Coffee* means the beans and cherries of the coffee tree, whether parchment, green or roasted, and includes ground, decaffeinated, liquid and soluble coffee. These terms shall have the following meaning:

(a) *green coffee* means all coffee in the naked bean form before roasting;

(b) *dried coffee cherry* means the dried fruit of the coffee tree; to find the equivalent of dried coffee cherry to green coffee, multiply the net weight of the dried coffee cherry by 0.50;

(c) *parchment coffee* means the green coffee bean contained in the parchment skin; to find the equivalent of parchment coffee to green coffee, multiply the net weight of the parchment coffee by 0.80;

(d) *roasted coffee* means green coffee roasted to any degree and includes ground coffee; to find the equivalent of roasted coffee to green coffee, multiply the net weight of roasted coffee by 1.19;

(e) *decaffeinated coffee* means green, roasted or soluble coffee from which caffeine has been extracted; to find the equivalent of decaffeinated coffee to green coffee, multiply the net weight of the decaffeinated coffee in green, roasted or soluble form by 1.00, 1.19 or 2.6 respectively;

(f) *liquid coffee* means the water-soluble solids derived from roasted coffee and put into liquid form; to find the equivalent of liquid coffee to green coffee, multiply the net weight of the dried coffee solids contained in the liquid coffee by 2.6; and

(g) *soluble coffee* means the dried water-soluble solids derived from roasted coffee; to find the equivalent of soluble coffee to green coffee, multiply the net weight of the soluble coffee by 2.6.

(2) *Bag* means 60 kilogrammes or 132.276 pounds of green coffee; *tonne* means a mass of 1,000 kilogrammes or 2,204.6 pounds; and *pound* means 453.597 grammes.

(3) *Coffee year* means the period of one year, from 1 October to 30 September.

(4) *Organization* and *Council* mean, respectively, the International Coffee Organization and the International Coffee Council.

(5) *Contracting Party* means a Government or intergovernmental organization referred to in paragraph (3) of Article 4 which has deposited an instrument of ratification, acceptance, approval or provisional application of this Agreement in accordance with the provisions of Articles 39 and 40 or has acceded thereto in accordance with the provisions of Article 41.

(6) *Member* means a Contracting Party; a designated territory or territories in respect of which separate membership has been declared under the provisions of Article 5; or two or more Contracting Parties or designated territories, or both, which participate in the Organization as a Member group under the provisions of Article 6.

（右条約の英文）

INTERNATIONAL COFFEE AGREEMENT 1994

PREAMBLE

The Governments Party to this Agreement,

Recognizing the exceptional importance of coffee to the economies of many countries which are largely dependent upon this commodity for their export earnings and thus for the continuation of their development programmes in the social and economic fields;

Recognizing the need to foster the development of productive resources and the promotion and maintenance of employment and income in the coffee industry in Member countries, thereby bringing about fair wages, higher living standards and better working conditions;

Considering that close international cooperation on trade in coffee will foster the economic diversification and development of coffee-producing countries, will contribute to the improvement of political and economic relations between coffee exporting and importing countries, and will provide for increasing consumption of coffee;

Recognizing the desirability of avoiding disequilibrium between production and consumption which can give rise to pronounced fluctuations in prices harmful both to producers and to consumers;

Considering the relationship between the stability of the trade in coffee and the stability of markets for manufactured goods;

Noting the advantages derived from the international cooperation which resulted from the operation of the International Coffee Agreements 1962, 1968, 1976 and 1983;

Have agreed as follows:

CHAPTER I – OBJECTIVES

ARTICLE 1

Objectives

The objectives of this Agreement are:

(1) to ensure enhanced international cooperation in connection with world coffee matters;

(2) to provide a forum for intergovernmental consultations, and negotiations when appropriate, on coffee matters and on ways to achieve a reasonable balance between world supply and demand on a basis which will assure adequate supplies of coffee at fair prices to consumers and markets for coffee at remunerative prices to producers, and which will be conducive to long-term equilibrium between production and consumption;

(3) to facilitate the expansion of international trade in coffee through the collection, analysis and dissemination of statistics and the publication of indicator and other market prices and thereby to enhance transparency in the world coffee economy;

(4) to act as a centre for the collection, exchange and publication of economic and technical information on coffee;

(5) to promote studies and surveys in the field of coffee; and

(6) to encourage and increase the consumption of coffee.

当該権利を行使し又は当該許可を与えることができる。

(3) (1)の宣言を行った締約国政府は、その後いつでも、国際連合事務総長に対する通告により、通告において特定する領域についてこの協定の適用を終止することを宣言することができる。当該特定する領域についてのこの協定の適用は、その通告の日に終止する。

(4) (1)の規定に基づいてこの協定が適用されていた領域がその後に独立する場合には、新たな国の政府は、独立が達成された後九十日以内に、国際連合事務総長に対する通告により、締約国政府の権利及び義務を受諾したことを宣言することができる。新たな国の政府は、通告の日から、締約国政府となる。理事会は、通告を行うことのできる期限の延長を認めることができる。

第四十四条　自発的脱退

いずれの締約国政府も、国際連合事務総長に対して書面による脱退の通告を行うことにより、いつでもこの協定から脱退することができる。脱退は、通告が受領された後九十日で効力を生ずる。

第四十五条　除名

理事会は、加盟国がこの協定に基づく義務に違反していると認定し、かつ、その違反がこの協定の実施を著しく妨げていると決定する場合には、三分の二以上の多数票による議決で、当該加盟国を機関から除名することができる。理事会は、その決定を国際連合事務総長に直ちに通告する。当該加盟国は、理事会の決定の日の後九十日で機関の加盟国でなくなり、当該加盟国が締約国政府である場合には、この協定の締約国政府でなくなる。

第四十六条　脱退し又は除名される加盟国に係る会計上の処理

(1) 理事会は、脱退し又は除名される加盟国について会計上の処理を行う。機関は、脱退し又は除名される加盟国が既に支払った金額の払戻しを行わないものとし、これらの加盟国は、脱退又は除名が効力を生じた時に機関に対し負っている債務を履行する義務を引き続き負う。ただし、改正を受諾することができないため第四十八条(2)の規定によりこの協定への参加を終止する締約国政府については、理事会は、公平と認める会計上の処理を行うことができる。

(2) この協定への参加を終止した加盟国は、機関の清算によって得られる収益その他の機関の資産の持分に係る権利を有しないものとし、この協定の終了の際に機関に欠損があっても、当該欠損のいずれの部分の支払についても責任を負わない。

第四十七条　有効期間及び終了

(1) この協定は、千九百九十九年九月三十日まで五年間効力を有する。ただし、(2)の規定に基づいてその有効期間が延長される場合又は(3)の規定に基づいてこの協定が終了する場合は、この限りでない。

(2) 理事会は、加盟国の総数の五十八パーセント以上の加盟国で区分ごとに総票数の七十パーセント以上を有するものによる議決により、この協定について再交渉すること又はこの協定に修正を加えるか加えないかを問わずこの協定の有効期間を自己の定める期間だけ延長することを決定することができる。締約国政府は、新たな協定又は延長された協定を受諾する旨の通告をその効力を生ずる日までに国際連合事務総長に対して行わなかった場合には、同日に協定への参加を終止する。同日までに同事務総長に対してその旨の通告が行われなかった指定領域（加盟国の地位を有するか加盟集団の構成員であるかを問わない。）についても、同様とする。

(3) 理事会は、いつでも、区分ごとに総票数の三分の二以上を有する過半数の加盟国による議決で、この協定を終了させることを決定することができる。終了は、理事会の定める日に効力を生ずる。

(4) 理事会は、この協定の終了の後も、機関の清算、会計上の処理及び資産の処分を行うために必要な期間存続するものとし、当該期間中、これらを行うために必要な権限及び任務を有する。

第四十八条　改正

(1) 理事会は、三分の二以上の多数票による議決で、締約国政府に対しこの協定の改正を勧告することができる。改正は、加盟輸出国の総数の七十五パーセント以上の加盟輸出国で加盟輸出国の総票数の八十五パーセント以上を有するものを代表する締約国政府及び加盟輸入国の総数の七十五パーセント以上の加盟輸入国で加盟輸入国の総票数の八十パーセント以上を有するものを代表する締約国政府から国際連合事務総長が受諾の通告を受領した後百日目の日に、効力を生ずる。理事会は、締約国政府が同事務総長に対して改正の受諾を通告する期限について定める。この期限までに改正の効力発生のための百分率の要件が満たされなかった場合には、改正は、撤回されたものとみなす。

(2) 締約国政府は、理事会の定めた期限までに改正を受諾する旨の通告を行わなかった場合には、改正の効力発生の日にこの協定への参加を終止する。当該期限までにその旨の通告が行われなかった指定領域（加盟国の地位を有するか加盟集団の構成員であるかを問わない。）についても、同様とする。

第四十九条　補足規定及び経過規定

(1) この協定は、延長された千九百八十三年の国際コーヒー協定に継続する協定とみなす。

(2) 延長された千九百八十三年の国際コーヒー協定が中断されることなくこの協定に継続されることを容易にするため、

(a) 延長された千九百八十三年の国際コーヒー協定に基づいて機関若しくはその内部機関により又はこれらの名においてとられた措置であって、千九百九十四年九月三十日に有効であり、かつ、同日に満了する旨の定めのないものは、この協定に基づく変更がない限り、引き続き効力を有する。

(b) 千九百九十四—千九百九十五コーヒー年度中に適用するため千九百九十三—千九百九十四コーヒー年度中に理事会が行わなければならないすべての決定は、同コーヒー年度中に行うものとし、かつ、暫定的に、この協定が既に効力を生じた場合と同様に適用する。

第五十条　この協定の正文

英語、フランス語、ポルトガル語及びスペイン語をひとしく正文とするこの協定の原本は、国際連合事務総長に寄託する。

以上の証拠として、下名は、各自の政府から正当に委任を受けて、その署名に対応して掲げる日にこの協定に署名した。

外務大臣　河野　洋平

農林水産大臣　大河原太一郎

内閣総理大臣　村山　富市

可能な開発に関する原則及び目的に留意して、コーヒー資源及びその加工の持続可能な管理に妥当な考慮を払う。

第十二章　協議、紛争及び苦情

第三十六条　協議

加盟国は、この協定に関するすべての問題について他の加盟国が行うことのある申立てに好意的な考慮を払い、かつ、その申立てに関する協議を受け入れる。事務局長は、この協議の間に、いずれか一方の当事国の要請に基づき、かつ、他方の当事国の同意を得て、調停のための独立の委員会を設置する。委員会の費用は、機関の負担としない。事務局長が委員会を設置することについていずれかの当事国が同意しない場合又は協議により解決が得られない場合には、協議に係る事案は、次条に定めるところにより理事会に付託することができる。協議により解決が得られた場合には、その旨を事務局長に報告するものとし、事務局長は、すべての加盟国にその報告を送付する。

第三十七条　紛争及び苦情

(1) この協定の解釈又は適用に関する紛争であって交渉によって解決されないものは、当該紛争の当事国であるいずれかの加盟国の要請に基づき、決定のため理事会に付託される。

(2) 紛争が(1)の規定に基づいて理事会に付託された場合には、討議の後、過半数の加盟国又は総票数の三分の一以上を有する加盟国は、理事会に対し、係争中の問題につき決定に先立って(3)の諮問委員会の意見を求めるよう要求することができる。

(3)
(a) 諮問委員会は、理事会が全会一致で別段の決定を行わない限り、次の者で構成する。

(i) 加盟輸出国が指名する二人の者。これらの者のうちの一人は当該係争中の問題と同種の問題に豊富な経験を有する者とし、他の一人は法律家としての学識経験を有する者とする。

(ii) 加盟輸入国が指名する二人の者。これらの者は、(i)に定める要件を満たす者とする。

(iii) (i)及び(ii)の規定により指名される四人の者が一致して委員長として選定する者（意見が一致しない場合には、理事会の議長が委員長として選定する者）

(b) 締約国の国民は、諮問委員会の構成員となる資格を有する。

(c) 諮問委員会の構成員に任命された者は、個人の資格で、かつ、いずれの政府からも指示を受けることなく行動する。

(d) 諮問委員会の費用は、機関が負担する。

(4) 諮問委員会の意見及びその理由は、理事会に提出するものとし、理事会は、関連のあるすべての情報を検討した後、当該紛争について決定を行う。

(5) 理事会は、紛争が付託された日から六箇月以内に、当該紛争について決定を行う。

(6) いずれかの加盟国がこの協定に基づく義務を履行しなかった旨の苦情は、これを申し立てる加盟国の要請に基づいて理事会に付託されるものとし、理事会は、苦情に係る事案について決定を行う。

(7) 加盟国は、単純多数票による議決によらない限り、この協定に基づく義務に違反していると認定されることはない。加盟国がこの協定に基づく義務に違反している旨の認定は、その違反の性質を明示して行う。

(8) 理事会は、いずれかの加盟国がこの協定に基づく義務に違反していると認定する場合には、他の条に規定する他の強制的措置の適用を妨げることなく、当該加盟国がその義務を履行するまでの間、三分の二以上の多数票による議決で、理事会における投票権及び執行委員会においてその票を投じ又は投じさせる権利を停止することができるものとし、また、理事会は、第四十五条の規定に基づき当該加盟国の機関からの除名を決定することができる。

(9) 加盟国は、紛争又は苦情に係る事案の理事会における討議に先立ち、当該事案についてあらかじめ執行委員会の意見を求めることができる。

第十三章　最終規定

第三十八条　署名

この協定は、千九百九十四年四月十八日から九月二十六日まで、国際連合本部において、千九百八十三年の国際コーヒー協定又は延長された千九百八十三年の国際コーヒー協定の締約国政府及びこの協定が交渉された国際コーヒー理事会の会期に招請された政府による署名のために開放しておく。

第三十九条　批准、受諾又は承認

(1) この協定は、署名政府により、それぞれ自国の憲法上の手続に従って批准され、受諾され又は承認されなければならない。

(2) 批准書、受諾書又は承認書は、次条に別段の定めがある場合を除くほか、千九百九十四年九月二十六日までに、国際連合事務総長に寄託する。もっとも、理事会は、同日までに批准書、受諾書又は承認書を寄託することができない署名政府に対し、寄託の期限の延長を認めることができる。

第四十条　効力発生

(1) この協定は、千九百九十四年九月二十六日現在の票の配分において、加盟輸出国の総票数の八十パーセント以上を有する二十以上の加盟輸出国を代表する政府及び加盟輸入国の総票数の八十パーセント以上を有する十以上の加盟輸入国を代表する政府が同年十月一日までに批准書、受諾書又は承認書を寄託した場合には、同日に確定的に効力を生ずる。この協定は、また、(2)の規定により暫定的に効力を生じている場合には、同日後いつでも、批准書、受諾書又は承認書の寄託により前段の百分率の要件が満たされる時に確定的に効力を生ずる。

(2) この協定は、千九百九十四年十月一日に暫定的に効力を生ずることができる。この場合において、署名政府又は他の政府であって延長された千九百八十三年の国際コーヒー協定の締約国政府であるものがこの協定を自国の国内法令に従って暫定的に適用すること及び自国の憲法上の手続に従ってできる限り速やかにこの協定を批准し、受諾し又は承認するよう努力することを約束する旨の通告を行う場合には、その通告は、国際連合事務総長が千九百九十四年九月二十六日までにこれを受領することを条件として、批准書、受諾書又は承認書と同等の効力を有するものとみなされる。批准書、受諾書又は承認書を寄託するまでの間この協定を自国の国内法令に従って暫定的に適用することを約束する政府は、批准書、受諾書若しくは承認書を寄託する日又は千九百九十四年十二月三十一日のいずれか早い日までこの協定の暫定的締約国政府となる。理事会は、この協定を暫定的に適用する政府が批准書、受諾書又は承認書を寄託することのできる期限の延長を認めることができる。

(3) この協定が(1)又は(2)のいずれの規定によっても千九百九十四年十月一日に確定的又は暫定的に効力を生じなかった場合には、批准書、受諾書、承認書又は加入書を寄託した政府並びにこの協定を自国の国内法令に従って暫定的に適用すること及びこの協定を批准し、受諾し又は承認するよう努力することを約束する旨の通告を行った政府は、当該政府の間でこの協定を発効させることを当該政府の間の合意により決定することができる。また、この協定が暫定的に効力を生じたが同年十二月三十一日までに確定的に効力を生じなかった場合には、批准書、受諾書、承認書又は加入書を寄託した政府及び(2)の通告を行った政府は、当該政府の間でこの協定が暫定的効力を有する状態を継続させること又はこの協定を確定的に発効させることを当該政府の間の合意により決定することができる。

第四十一条　加入

(1) 国際連合又はその専門機関の加盟国の政府は、理事会の定める条件に従ってこの協定に加入することができる。

(2) 加入書は、国際連合事務総長に寄託する。加入は、加入書を寄託する時に効力を生ずる。

第四十二条　留保

留保は、この協定のいかなる規定についても付することができない。

第四十三条　指定領域への適用

(1) いずれの政府も、署名の際、批准書、受諾書、承認書、暫定的適用の通告書若しくは加入書の寄託の際に又はその後いつでも、国際連合事務総長に対する通告により、自国が国際関係について責任を有するいずれかの領域についてこの協定を適用することを宣言することができる。この協定は、通告の日から、その通告において特定する領域について適用される。

(2) いずれの締約国政府も、自国が国際関係について責任を有するいずれかの領域について第五条の規定に基づく権利を行使することを希望する場合又は当該いずれかの領域に対し第六条の規定に基づいて形成される加盟集団の構成員となることの許可を与えることを希望する場合には、批准書、受諾書、承認書、暫定的適用の通告書若しくは加入書の寄託の際に又はその後いつでも、国際連合事務総長に対する通告により、

(2)　事務局長は、機関の首席の管理職員であるものとし、この協定の運用に関して自己に属する任務の遂行について責任を負う。

(3)　事務局長は、理事会の定める規則に従って職員を任命する。

(4)　事務局長及び職員は、コーヒー産業、コーヒーの取引又はコーヒーの輸送に関し、いかなる金銭上の利害関係も有してはならない。

(5)　事務局長及び職員は、その任務の遂行に当たって、いかなる加盟国からも又は機関外のいかなる当局からも指示を求め又は受けてはならない。事務局長及び職員は、機関に対してのみ責任を負う国際公務員としての立場を損なうおそれのあるいかなる行動も慎まなければならない。各加盟国は、事務局長及び職員の責任の専ら国際的な性質を尊重すること並びにこれらの者が責任を果たすに当たってこれらの者を左右しようとしないことを約束する。

第十章　情報、研究及び調査

第二十七条　情報

(1)　機関は、次のものに関する情報の収集、交換及び公表のためのセンターとして活動する。

(a)　世界におけるコーヒーの生産、価格、輸出、輸入、流通及び消費に関する統計

(b)　適当と認める場合には、コーヒーの栽培、加工及び利用に関する技術

(2)　理事会は、その運営のために必要と認める情報(コーヒーの生産、生産の傾向、輸出、輸入、流通、消費、在庫、価格及び課税に関する定期的な統計に係る報告を含む。)を提供するよう加盟国に要求することができる。ただし、コーヒーを生産し、加工し又は販売する特定の個人又は会社の活動内容を示唆するような情報を公表してはならない。加盟国は、要求された情報をできる限り詳細かつ正確に提供する。

(3)　理事会は、日ごとの複合指標価格を公表するための指標価格制度を定める。

(4)　加盟国が機関の適正な運営のために理事会の要求した統計その他の情報を妥当な期間内に提供しないか又は提供することが困難な場合には、理事会は、当該加盟国に対し、不履行の理由の説明を要求することができる。理事会は、情報の提供につき技術援助が必要であると認める場合には、必要な措置をとることができる。

第二十八条　原産地証明書

(1)　機関は、コーヒーの国際貿易に関する統計の収集を促進するため及び各加盟輸出国により輸出されたコーヒーの量を把握するために、原産地証明書制度を定める。当該制度は、理事会が承認する規則に従って運用される。

(2)　加盟輸出国によるコーヒーの輸出には、有効な原産地証明書を必要とする。原産地証明書は、理事会の定める規則に従い、加盟国が選定し及び機関が承認した資格のある団体により発行される。

(3)　加盟輸出国は、(2)に規定する業務を行わせるために選定した政府機関又は非政府団体の名称を機関に通知する。機関は、理事会が承認する規則に従い、かつ、明示的に、非政府団体を承認する。

第二十九条　研究及び調査

(1)　機関は、コーヒーの生産及び流通の経済的条件、生産国及び消費国における政府の施策のコーヒーの生産及び消費に及ぼす影響並びに伝統的な用途及び可能な新しい用途におけるコーヒーの消費の増大の可能性に関する研究及び調査の企画立案を促進する。

(2)　理事会は、(1)の規定を実施するために、各コーヒー年度の二回目の通常会期において研究及び調査の年次事業計画案を採択する。年次事業計画案は、必要な資金の額の見積りを含むものとし、事務局長が作成する。

(3)　理事会は、機関が他の機関及び団体と共同で又は協力して実施する研究及び調査の事業計画を承認することができる。この場合には、事務局長は、機関並びに当該他の機関及び団体が負担する必要な資金の額についての詳細な計算書を理事会に提出する。

(4)　この条の規定に従って機関が促進する研究及び調査は、第二十二条(1)の規定に従って作成された運営予算に計上する資金をもってその費用を支弁するものとし、機関の職員及び、必要な場合には、コンサルタントが実施する。

第十一章　一般規定

第三十条　新たな協定の準備

理事会は、新たな国際コーヒー協定(コーヒーの供給と需要との間の均衡を保つための措置に関する規定を有する協定を含む。)について交渉することの可能性を検討し、適当と認める措置をとることができる。

第三十一条　消費に対する障害の除去

(1)　加盟国は、コーヒーの消費の可能な最大限度までの増大をできる限り速やかに達成すること、特に、この増大を妨げるおそれのあるすべての障害を漸進的に除去することによってこれを達成することが極めて重要であることを認識する。

(2)　加盟国は、コーヒーの消費の増大を多かれ少なかれ妨げるおそれのある措置、特に、次のものが現に存することを認識する。

(a)　コーヒーに適用される輸入制度(特に、特恵関税その他の関税、輸入割当て、政府の独占機関及び公的買付機関の業務並びに他の行政規則及び商慣行)

(b)　直接又は間接の補助金に係る輸出制度並びに他の輸出に関する行政規則及び商慣行

(c)　消費に影響を及ぼすおそれのある国内の取引条件並びに国内の立法上及び行政上の措置

(3)　加盟国は、(1)に定める目的及び(4)の規定を考慮して、コーヒーに対する関税を引き下げるよう又は消費の増大に対する障害の除去のための他の措置をとるよう努力する。

(4)　加盟国は、相互の利益を考慮して、取引及び消費の増大に対する(2)に掲げる障害を漸進的に低減し及び、可能な限り、最後には除去するための方法及び手段又はその障害の及ぼす影響を実質的に軽減するための方法及び手段を追求することを約束する。

(5)　加盟国は、(4)に定める約束を考慮して、この条の規定を実施するためにとったあらゆる措置を毎年理事会に通報する。

(6)　事務局長は、理事会による検討のため、消費に対する障害に関する調書を定期的に作成する。

(7)　理事会は、この条の目的の達成を促進するため、加盟国に対して勧告を行うことができるものとし、加盟国は、その勧告を実施するためにとった措置をできる限り速やかに理事会に報告する。

第三十二条　加工コーヒーに関する措置

(1)　加盟国は、開発途上国が特に工業化及び製品の輸出(コーヒーの加工及び加工コーヒーの輸出を含む。)によって自国の経済基盤を拡大することを必要としていることを認識する。

(2)　加盟国は、(1)の規定との関連において、他の加盟国のコーヒー産業を崩壊させるおそれのある措置をとることを避ける。

(3)　加盟国は、(2)の規定が遵守されていないと認めるときは、第三十六条の規定に妥当な考慮を払いつつ、他の関係加盟国と協議するものとする。関係加盟国は、当事国の間で友好的な解決を図るようあらゆる努力を払う。協議により相互に満足すべき解決が得られない場合には、いずれの当事国も、第三十七条に定めるところにより、協議に係る事案を検討のため理事会に付託することができる。

(4)　この協定のいかなる規定も、加工コーヒーの輸入による自国のコーヒー産業の崩壊を防止し又は救済するための措置をとる加盟国の権利を害するものではない。

第三十三条　混合品及び代用品

(1)　加盟国は、コーヒーとして商業的に再販売するため他の産物をコーヒーに混合し又はコーヒーと共に加工し若しくは使用することを要求するいかなる規則も維持してはならない。加盟国は、基本的原料として含有されるコーヒーの生コーヒー相当重量が全重量の九十パーセント未満であるような製品をコーヒーの名称によって販売し及び宣伝することを禁止するよう努力する。

(2)　理事会は、加盟国に対し、この条の規定の遵守を確保するために必要な措置をとるよう要請することができる。

(3)　事務局長は、この条の規定の遵守状況に関する定期報告を理事会に提出する。

第三十四条　民間部門との協議及び協力

(1)　機関は、コーヒーの国際取引に関与する適当な非政府機関及びコーヒーに関する問題についての専門家との密接な関係を維持する。

(2)　加盟国は、確立した取引経路を尊重してこの協定に基づく活動を行うものとし、差別的な販売行為を慎まなければならない。加盟国は、この活動を行うに当たり、コーヒーの取引業者及びコーヒー産業の正当な利益に妥当な考慮を払うよう努力する。

第三十五条　環境上の側面

加盟国は、国際連合貿易開発会議第八回会期及び国際連合環境開発会議において合意された持続

(5) 執行委員会の会合においては、執行委員会に選出された加盟輸出国の過半数であって当該加盟輸出国の総票数の三分の二以上を代表するもの及び執行委員会に選出された加盟輸入国の過半数であって当該加盟輸入国の総票数の三分の二以上を代表するものが出席していなければならない。執行委員会の会合の開始時に定足数が得られない場合には、執行委員会の議長は、会合の開始を少なくとも三時間繰り下げる。新たに定められた開始時に定足数が得られない場合には、議長は、更に、会合の開始を少なくとも三時間繰り下げることができる。この再び定められた開始時に引き続き定足数が得られない場合において、会合を開始するためには、執行委員会に選出された加盟輸出国の過半数であって当該加盟輸出国の総票数の半数以上を代表するもの及び執行委員会に選出された加盟輸入国の過半数であって当該加盟輸入国の総票数の半数以上を代表するものが出席していなければならない。

第十八条　執行委員会の構成国の選挙

(1) 執行委員会の構成国となる加盟輸出国及び加盟輸入国は、理事会において、それぞれ加盟輸出国及び加盟輸入国の区分ごとに選出される。区分ごとの選挙は、(2)から(7)までに定めるところにより行う。

(2) 加盟国は、第十三条の規定により自国の有するすべての票を一の候補に投ずる。第十四条(2)の規定により委託された票については、他の候補に投ずることができる。

(3) 最も多数の票を得た八の候補を当選国とする。ただし、いかなる候補も、一回目の投票においては、七十五票以上の票を得ない限り、当選しない。

(4) 一回目の投票において(3)に定めるところにより当選した候補の数が八に満たない場合には、投票を繰り返すものとし、その投票においては、当選したいずれの候補にも投票しなかった加盟国のみが投票権を有する。二回目以後の各回の投票においては、当選のために必要な最小限の票数は、八の候補が当選するまで、毎回五ずつ減ずる。

(5) 当選したいずれの加盟国にも投票しなかった加盟国は、(6)及び(7)に定めるところに従い、当選した加盟国のうちのいずれか一の国に自国の票を委託する。

(6) 加盟国は、当選の際に自国に投じられた票及び当選の後に自国に委託された票を与えられる。ただし、当選したいずれの加盟国についても、その票数の合計は、四百九十九を超えてはならない。

(7) 当選した加盟国に与えられる票の数が四百九十九を超える場合には、当該当選した加盟国に票を投じ又は委託した他の加盟国は、そのうちの一又は二以上のものが当該当選した加盟国から票を撤回し及びその票を他の当選した加盟国に委託することにより、当選した各加盟国に与えられる票の数が四百九十九を超えないように相互間で取り決める。

第十九条　執行委員会の権限

(1) 執行委員会は、理事会に対して責任を負うものとし、その一般的な指揮の下に活動する。

(2) 理事会は、三分の二以上の多数票による議決で、自己の権限の全部又は一部の行使を執行委員会に委任することができる。ただし、次の権限については、この限りでない。

(a) 第二十二条の規定に基づいて運営予算を承認し、及び分担金の額を決定すること。

(b) 第三十七条の規定に基づいて加盟国の投票権を停止すること。

(c) 第三十七条の規定に基づいて紛争について決定を行うこと。

(d) 第四十一条の規定に基づいて加入の条件を定めること。

(e) 第四十五条の規定に基づいて加盟国の除名を決定すること。

(f) 第四十七条の規定に基づき、この協定について、再交渉、有効期間の延長又は終了に関する決定を行うこと。

(g) 第四十八条の規定に基づいて加盟国に対してこの協定の改正を勧告すること。

(3) 理事会は、単純多数票による議決で、執行委員会に委任した権限をいつでも撤回することができる。

(4) 執行委員会は、財政委員会を設置する。財政委員会は、第二十二条の規定に基づき、承認のため理事会に提出される運営予算の作成の監督その他執行委員会が委任する任務（特に、収入及び支出の監視）の遂行を担当する。財政委員会は、執行委員会に対してその議事を報告する。

(5) 執行委員会は、必要と認める場合には、財政委員会以外の委員会又は作業部会を設置することができる。

第二十条　執行委員会の投票手続

(1) 執行委員会の構成国は、第十八条(6)及び(7)の規定により与えられたすべての票を投ずる権利を有する。代理投票は、認められない。執行委員会の構成国は、投票に当たって票を分割してはならない。

(2) 執行委員会の行ういかなる決定も、理事会が当該決定を行う場合に必要とされる単純多数票又は三分の二以上の多数票による議決で行う。

第八章　会計

第二十一条　会計

(1) 理事会に出席する代表団、執行委員会に出席する代表及び理事会又は執行委員会に属する委員会に出席する代表の費用は、各自の政府が負担する。

(2) この協定の運用に要するその他の費用は、加盟国の年次分担金（その額は、次条に定めるところにより決定される。）並びに加盟国への特定の役務並びに第二十七条及び第二十九条の規定により集積される情報及び研究成果の販売による収入をもって支弁する。

(3) 機関の会計年度は、コーヒー年度と同一とする。

第二十二条　運営予算の決定及び分担金の額の決定

(1) 理事会は、各会計年度の下半期において、次の会計年度の機関の運営予算を承認し、当該運営予算に係る各加盟国の分担金の額を決定する。運営予算は、事務局長が作成し、第十九条(4)の規定により財政委員会が監督する。

(2) 各会計年度の運営予算に係る各加盟国の分担金の額は、当該会計年度の運営予算の承認される時点におけるすべての加盟国の票数の合計に対する当該加盟国の票数の割合に比例する額とする。ただし、分担金の額が決定されている会計年度の当初に加盟国の間の票の配分が第十三条(5)の規定により変更される場合には、当該分担金の額は、当該会計年度につき、その変更に応じて調整される。分担金の額の決定に当たっては、各加盟国の票数は、いずれかの加盟国の投票権の停止又はこれによって生ずる票の再配分を考慮することなく算定する。

(3) この協定の効力発生の後に機関に加盟する加盟国の最初の分担金の額は、当該加盟国が有することとなる票数及びその加盟時における会計年度の残余の期間を基礎として、理事会が決定する。この場合において、当該会計年度分の他の加盟国の分担金の額は、変更しない。

第二十三条　分担金の支払

(1) 各会計年度の運営予算に係る分担金は、自由に交換することのできる通貨で支払われるものとし、その支払の義務は、当該会計年度の初日に生ずる。

(2) いずれかの加盟国が運営予算に係る分担金の支払の義務の生ずる日から六箇月以内に当該分担金の全額を支払わない場合には、理事会における投票権及び執行委員会においてその票を投じ又は投じさせる権利は、当該分担金が支払われる時まで停止される。ただし、当該加盟国は、理事会が三分の二以上の多数票による議決で別段の決定を行わない限り、この協定に基づくその他の権利を奪われ又はこの協定に基づく義務を免除されることはない。

(3) 加盟国は、(2)又は第三十七条の規定により投票権を停止された場合においても、引き続き、分担金を支払う責任を負う。

第二十四条　責任

(1) 機関（第七条(3)に定めるところによりその機能を営むもの）は、この協定の範囲外のいかなる義務を負う権限も有しない。また、加盟国が機関に対しこのような権限を与えているものとみなしてはならない。特に、機関は、資金を借り入れる能力を有しない。機関は、契約を締結する権能を行使するに当たり、契約を締結する他方の当事者がこの条の規定を知ることができるように、これらの規定を契約書に明記する。もっとも、これらの規定が契約書に明記されない場合であっても、当該契約は、無効とならず、また、機関の権限を超えるものとはならない。

(2) 加盟国の責任は、この協定において明示的に定める分担金についての義務の範囲内に限定される。機関と取引を行う第三者は、加盟国の責任に関するこの協定の規定を知っているものとみなされる。

第二十五条　会計の検査及び公表

各会計年度の終了の後できる限り速やかに、遅くとも六箇月以内に、当該会計年度の機関の収支計算書（独立の専門家による会計検査を了したもの）が、承認及び公表のため、理事会に提出されるものとする。

第九章　事務局長及び職員

第二十六条　事務局長及び職員

(1) 理事会は、執行委員会の勧告に基づいて事務局長を任命する。事務局長の任用の条件は、理事会が定めるものとし、類似の政府間機関の相当する職員に適用される条件と同等のものとする。

(4) 理事会は、三分の二以上の多数票による議決で、この協定の実施のために必要であり、かつ、この協定に適合する規則（理事会の手続規則並びに機関の会計及び職員に関する規則を含む。）を定める。理事会は、その手続規則において、会合することなく特定の問題について決定を行うための方法を定めることができる。

(5) 理事会は、また、この協定に基づく任務の遂行に必要な記録その他望ましいと認める記録を保管する。

第十一条　理事会の議長及び副議長

(1) 理事会は、各コーヒー年度につき、議長一人並びに第一副議長、第二副議長及び第三副議長各一人を選出する。議長、第一副議長、第二副議長及び第三副議長は、機関から報酬を受けない。

(2) 原則として、議長及び第一副議長は、加盟輸出国又は加盟輸入国の区分のうちいずれか一方の区分に属する加盟国の代表のうちから選出し、第二副議長及び第三副議長は、他方の区分に属する加盟国の代表のうちから選出する。これらの職は、各コーヒー年度ごとに、両区分の加盟国に交互に振り当てる。

(3) 議長及び議長を代行している副議長は、投票権を有しない。この場合には、代表代理が自国の投票権を行使する。

第十二条　理事会の会期

(1) 理事会は、原則として、年二回通常会期を開催する。理事会は、その決定により、特別会期を開催することができる。特別会期は、また、執行委員会、五の加盟国又は二百票以上の票を有する一若しくは二以上の加盟国の要請に基づいて開催される。会期の通知は、緊急の場合を除くほか、少なくとも三十日前に行う。緊急の場合の会期の通知は、少なくとも十日前に行う。

(2) 会期は、理事会が三分の二以上の多数票による議決で別段の決定を行わない限り、機関の所在地において開催する。加盟国が理事会に対し自国の領域において会合するよう招請し、理事会がこれに同意する場合には、会期が機関の所在地において開催される場合に要する費用を超える追加の費用は、当該加盟国が負担する。

(3) 理事会は、非加盟国又は第十六条に規定する機関に対し、理事会の会期にオブザーバーとして参加するよう招請することができる。当該非加盟国又は当該機関は、この招請を受け入れる場合には、議長に対し書面によりその旨を通知する。当該非加盟国又は当該機関は、希望する場合には、発言を行うことにつき、その通知の中で、理事会の許可を求めることができる。

(4) 理事会の会期においては、過半数の加盟輸出国であって加盟輸出国の総票数の三分の二以上を代表するもの及び過半数の加盟輸入国であって加盟輸入国の総票数の三分の二以上を代表するものが出席していなければならない。理事会の会期又は全体会合の開始時に定足数が得られない場合には、議長は、会期又は全体会合の開始を少なくとも三時間繰り下げる。新たに定められた開始時に定足数が得られない場合には、議長は、更に、会期又は全体会合の開始を少なくとも三時間繰り下げることができる。この再び定められた開始時に引き続き定足数が得られない場合における会期若しくは全体会合の開始又はそれらの再開のためには、過半数の加盟輸出国であって加盟輸出国の総票数の半数以上を代表するもの及び過半数の加盟輸入国であって加盟輸入国の総票数の半数以上を代表するものが出席していなければならない。第十四条(2)の規定により代表されている加盟国は、出席しているものとみなされる。

第十三条　票数

(1) 加盟輸出国及び加盟輸入国は、それぞれ総体として、千票ずつを有する。これらの各千票は、(2)から(8)までに定めるところにより、加盟輸出国又は加盟輸入国の区分内でそれぞれ配分する。

(2) 各加盟国は、五の基本票を有する。

(3) 加盟輸出国の残余の票は、加盟輸出国の間で、直前の四暦年間における各国のすべての仕向地へのコーヒーの輸出の平均数量に比例して配分する。

(4) 加盟輸入国の残余の票は、加盟輸入国の間で、直前の四暦年間における各国のコーヒーの輸入の平均数量に比例して配分する。

(5) 票の配分は、理事会が各コーヒー年度の当初にこの条の定めるところにより決定するものとし、(6)に定める場合を除くほか、当該コーヒー年度中効力を有する。

(6) 機関の加盟国の構成に変動がある場合又は加盟国の投票権が第二十三条若しくは第三十七条に定めるところにより停止され若しくは回復される場合には、理事会は、この条の定めるところにより、票を再配分するための措置をとる。

(7) いかなる加盟国も、四百を超える票を有してはならない。

(8) 票数は、一未満の端数を伴ってはならない。

第十四条　理事会の投票手続

(1) 加盟国は、自国の有するすべての票を投ずる権利を有するが、投票に当たって票を分割してはならない。もっとも、(2)の規定により委託された票については、加盟国は、自国の有する票と別個に投ずることができる。

(2) 加盟輸出国は他の加盟輸出国に対し、また、加盟輸入国は他の加盟輸入国に対し、理事会の会合において自国の利益を代表し及び自国の投票権を行使することを委託することができる。この場合には、前条(7)に定める制限は、適用しない。

第十五条　理事会の決定

(1) 理事会のすべての決定及び勧告は、この協定に別段の定めがある場合を除くほか、単純多数票による議決で行う。

(2) この協定において三分の二以上の多数票による理事会の議決が必要とされる議案については、次の手続を適用する。

(a) 三以下の加盟輸出国又は三以下の加盟輸入国の反対票のため三分の二以上の多数票が得られない場合には、出席する加盟国の過半数及び単純多数票による議決で理事会が行う決定により、四十八時間以内に再び表決に付する。

(b) 二以下の加盟輸出国又は二以下の加盟輸入国の反対票のため三分の二以上の多数票がなお得られない場合には、出席する加盟国の過半数及び単純多数票による議決で理事会が行う決定により、二十四時間以内に再び表決に付する。

(c) 一の加盟輸出国又は一の加盟輸入国の反対票のため三分の二以上の多数票が三回目の表決においても得られない場合には、議案は、可決されたものとみなす。

(d) 理事会が(a)又は(b)の規定による表決に付さない場合には、議案は、否決されたものとみなす。

(3) 加盟国は、この協定に基づく理事会のすべての決定を拘束力のあるものとして受諾することを約束する。

第十六条　他の機関との協力

(1) 理事会は、国際連合及びその専門機関並びに他の適当な政府間機関との協議又は協力のための措置（この協定の目的を達成するために理事会が適当と認める財政上の措置を含む。）をとることができる。理事会は、一次産品のための共通基金の制度を十分に利用する。ただし、この措置に基づく事業の実施に関し、機関は、個々の加盟国その他の主体が与える保証に係るいかなる資金上の義務も負わない。いずれの加盟国も、当該事業に関する他の加盟国又は主体による借入れ又は貸付けから生ずる債務について機関の加盟国であるという理由により責任を負うものではない。

(2) 機関は、可能な場合には、加盟国、非加盟国及び拠出機関その他の機関から、コーヒー産業に焦点を合わせた開発事業及び計画に関する情報を収集することができる。機関は、適当な場合には、関係当事者の同意を得て、この情報を加盟国及びこれらの機関に対して入手可能なものとすることができる。

第七章　執行委員会

第十七条　執行委員会の構成及び会合

(1) 執行委員会は、次条に定めるところにより各コーヒー年度について選出される八の加盟輸出国及び八の加盟輸入国で構成する。執行委員会の構成国は、再選を妨げられない。

(2) 執行委員会の構成国は、一人の代表及び、希望する場合には、一人又は二人以上の代表代理を任命する。執行委員会の構成国は、また、その代表又は代表代理のために一人又は二人以上の顧問を指名することができる。

(3) 執行委員会に、議長一人及び副議長一人を置く。議長及び副議長は、理事会により各コーヒー年度について選出されるものとし、再選を妨げられない。議長及び副議長は、機関から報酬を受けない。議長及び議長を代行している副議長は、執行委員会の会合において投票権を有しない。この場合には、代表代理が自国の投票権を行使する。議長及び副議長は、原則として、各コーヒー年度ごとの議長及び副議長は、原則として、同じ区分に属する加盟国の代表のうちから選出する。

(4) 執行委員会は、通常、機関の所在地において会合するが、理事会が三分の二以上の多数票による議決で決定を行う場合には、その他の場所においても会合することができる。執行委員会の会合の主催に係る加盟国の招請を理事会が受け入れる場合には、理事会の会期に関する第十二条(2)の規定を準用する。

(2) 加盟国は、理事会の同意する条件に従って加盟輸出国又は加盟輸入国としての区分を変更することができる。

(3) この協定において「政府」というときは、欧州共同体又は国際協定特に商品協定の交渉、締結及び適用についてこれと同等の責任を有するその他の政府間機関を含む。

(4) (3)の政府間機関は、それ自体の票を有しないが、その権限内の事項に関して表決が行われる場合には、当該政府間機関の構成国の票を一括して投ずる権利を有する。この権利が行使される場合には、当該政府間機関の構成国は、各自の投票権を行使することができない。

(5) (3)の政府間機関は、第十七条(1)に定める執行委員会の構成国として選出される資格を有しないが、その権限内の事項に関しては、執行委員会の討議に参加することができる。その権限内の事項に関して表決が行われる場合には、第二十条(1)の規定にかかわらず、当該政府間機関のいずれかの構成国は、執行委員会において当該政府間機関の構成国が投ずる権利を有する票を一括して投ずることができる。

第五条　指定領域としての別個の加盟

コーヒーの純輸入者である締約国政府は、いつでも、第四十三条(2)に定める通告を行うことにより、自国が国際関係について責任を有する領域のうちコーヒーの純輸出者で自国が指定するものと別個に機関に加盟することを宣言することができる。この場合において、本土地域は、指定されなかった領域と一体として単一の加盟国となり、指定領域は、当該通告に示すところに従って個別に又は集団として、本土地域と別個に加盟国となる。

第六条　加盟集団

(1) コーヒーの純輸出者である二以上の締約国政府は、それぞれの批准書、受諾書、承認書、暫定的適用の通告書又は加入書の寄託の際に、理事会及び国際連合事務総長に対する通告により、加盟集団として機関に参加することを宣言することができる。第四十三条(1)の規定に基づいてこの協定の適用を受ける領域は、その国際関係について責任を有する国の政府が同条(2)に定める通告を行った場合には、加盟集団の一部となることができる。これらの締約国政府及び指定領域は、次の条件を満たすものでなければならない。

(a) 集団の義務についての責任を個別に及び集団として受諾する意思を宣言すること。

(b) 更に、次の(i)及び(ii)の条件を満たすことについて十分な証拠を理事会に提出すること。

(i) 当該加盟集団が共通のコーヒー政策を遂行するために必要な機構を有すること並びに当該締約国政府及び指定領域が当該加盟集団の他の構成員と共にこの協定に基づく義務を履行する手段を有すること。

(ii) 当該締約国政府及び指定領域が、コーヒーに関する共通の又は調整された商業上及び経済上の政策、通貨及び財政に関する調整された政策並びにこれらの政策を遂行するために必要な組織（当該加盟集団が集団の義務を履行することができる旨の心証を理事会に与えるもの）を有すること。

(2) 千九百八十三年の国際コーヒー協定において認められた加盟集団は、加盟集団として認められることを希望しない旨を理事会に通告する場合を除くほか、加盟集団として引き続き認められる。

(3) 加盟集団は、機関の単一の加盟国となる。ただし、加盟集団の各構成員は、次に掲げる規定に係る事項に関しては、それぞれ単一の加盟国として取り扱う。

(a) 第十一条及び第十二条の規定

(b) 第四十六条の規定

(4) 加盟集団として加盟する締約国政府及び指定領域は、この協定の規定（(3)に掲げる規定を除く。）に係る事項に関して理事会において当該加盟集団を代表する政府又は機構を特定する。

(5) 加盟集団の投票権は、次に定めるところにより行使される。

(a) 加盟集団は、個別に機関に加盟する単一の加盟国の基本票と同数の基本票を有する。この基本票は、当該加盟集団を代表する政府又は機構に属し、当該政府又は機構が投ずる。

(b) (3)に掲げる規定に係る事項に関して投票が行われる場合には、加盟集団の各構成員は、第十三条(3)の規定に基づいて自己に属する票を、各構成員が個別の加盟国である場合と同様に、個別に投ずることができる。ただし、基本票は、当該加盟集団を代表する政府又は機構にのみ属する。

(6) 加盟集団の構成員である締約国政府又は指定領域は、理事会に対する通告によって、加盟集団から脱退し、別個の加盟国となることができる。脱退は、理事会が通告を受領したときに効力を生ずる。いずれかの構成員が加盟集団から脱退し又は機関への参加を終止した場合には、当該加盟集団の残余の構成員は、当該加盟集団を維持することを理事会に申請することができる。当該加盟集団は、理事会がその申請を却下しない限り、存続する。加盟集団が解散した場合には、当該加盟集団の各構成員は、個別の加盟国となる。加盟集団の構成員でなくなった加盟国は、この協定の有効期間中再びいずれの加盟集団の構成員にもなることができない。

(7) この協定の効力発生の後加盟集団の構成員になることを希望する締約国政府は、次の(a)及び(b)に定める条件が満たされる場合には、理事会に対する通告により、加盟集団の構成員になることができる。

(a) 当該加盟集団の他の加盟国が当該締約国政府を加盟集団の構成員として承認する意思を宣言すること。

(b) 当該締約国政府が国連事務総長に対し当該加盟集団に参加する旨を通告すること。

(8) 二以上の加盟輸出国は、この協定の効力発生の後いつでも、加盟集団を形成することを理事会に申請することができる。理事会は、これらの加盟輸出国が(1)に定めるところにより宣言を行い及び十分な証拠を提出したと認定する場合には、その申請を承認する。承認があったときは、当該加盟集団は、(3)から(6)までの規定の適用を受ける。

第五章　国際コーヒー機関

第七条　国際コーヒー機関の所在地及び構成

(1) 千九百六十二年の国際コーヒー協定に基づいて設立された国際コーヒー機関は、この協定を運用し、かつ、この協定の実施を監視するため、存続する。

(2) 機関の所在地は、理事会が三分の二以上の多数票による議決で別段の決定を行わない限り、ロンドンとする。

(3) 機関は、国際コーヒー理事会、執行委員会、事務局長及び職員によってその機能を営む。

第八条　特権及び免除

(1) 機関は、法人格を有する。機関は、特に、契約を締結し、動産及び不動産を取得し及び処分し並びに訴えを提起する能力を有する。

(2) 機関並びに機関の事務局長、職員及び専門家並びに任務の遂行のためにグレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国の領域に滞在する加盟国の代表の地位、特権及び免除については、引き続き、千九百六十九年五月二十八日に締結されたグレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国政府（以下「接受政府」という。）と機関との間の本部協定が適用される。

(3) (2)の本部協定は、この協定とは別個のものとする。もっとも、本部協定は、次のいずれかの場合に終了する。

(a) 接受政府と機関との間で合意する場合

(b) 機関の本部がグレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国の領域から移転する場合

(c) 機関が存在しなくなる場合

(4) 機関は、理事会の承認の下に、この協定の機能が適正に営まれるために必要な特権及び免除に関する取極を他の加盟国と締結することができる。

(5) 接受政府以外の加盟国政府は、通貨又は為替の制限、銀行口座の保持及び金銭の移転に関し国際連合の専門機関に与える便宜と同一の便宜を機関に与える。

第六章　国際コーヒー理事会

第九条　国際コーヒー理事会の構成

(1) 機関の最高機関は、国際コーヒー理事会とし、理事会は、機関のすべての加盟国で構成する。

(2) 加盟国は、理事会における一人の代表及び、希望する場合には、一人又は二人以上の代表代理を任命する。加盟国は、また、その代表又は代表代理のために一人又は二人以上の顧問を指名することができる。

第十条　理事会の権限及び任務

(1) この協定によって明示的に与えられるすべての権限は、理事会に属する。理事会は、この協定の実施のために、必要な権限を有し、及び必要な任務を遂行する。

(2) 理事会は、前条(2)、第十二条(3)及び第十四条(2)の規定に関し議長に対して行われた書面による通知の審査を担当する委任状委員会を設置する。委任状委員会は、理事会に対してその議事を報告する。

(3) 理事会は、必要と認める場合には、委任状委員会以外の委員会又は作業部会を設置することができる。

条約

千九百九十四年の国際コーヒー協定をここに公布する。

御　名　御　璽

平成七年五月十八日

内閣総理大臣　村山　富市

条約第九号

千九百九十四年の国際コーヒー協定

前文

この協定の締約国政府は、

輸出収入を得るために、ひいては、社会的及び経済的分野における開発計画を継続するために、コーヒーに大きく依存している多数の国の経済にとって、この商品が特に重要であることを認め、

加盟国のコーヒー産業において、生産資源の開発並びに雇用及び所得の増加及び維持を助長し、それにより、公正な賃金、一層高い生活水準及び一層良い労働条件を実現する必要性を認め、

コーヒーの貿易に関する緊密な国際協力が、コーヒー生産国の経済の多角化及び発展を助長し、コーヒーの輸出国と輸入国との間の政治的及び経済的関係の改善に寄与し並びにコーヒーの消費の増大に資することを考慮し、

生産者及び消費者の双方の利益を損なう著しい価格変動を引き起こすことのある生産と消費との間の不均衡を避けることが望ましいことを認め、

コーヒーの貿易の安定性と工業製品の市場の安定性との関係を考慮し、

千九百六十二年、千九百六十八年、千九百七十六年及び千九百八十三年の国際コーヒー協定の実施を通じてもたらされた国際協力から得られた利益に留意して、

次のとおり協定した。

第一章　目的

第一条　目的

この協定の目的は、次のとおりとする。

(1) 世界のコーヒーに関する問題について国際協力を強めることを確保すること。

(2) コーヒーに関する問題について、並びにコーヒーの十分な供給が消費者にとって公正な価格で確保され、かつ、コーヒーの市場が生産者にとって採算のとれる価格で確保されるように、及び生産と消費との間の長期的均衡を可能にするように、世界のコーヒーの供給と需要との間の妥当な均衡を達成する方法について、政府間で協議し及び、適当な場合には、交渉する場を提供すること。

(3) 統計の収集、分析及び配布並びに指標価格その他の市場価格の公表を通じて、コーヒーの国際貿易の拡大を促進し、及び世界のコーヒー経済の透明性を高めること。

(4) コーヒーに関する経済的及び技術的な情報の収集、交換並びに公表のためのセンターとして活動すること。

(5) コーヒーの分野における研究及び調査を促進すること。

(6) コーヒーの消費を奨励し及び増大させること。

第二章　定義

第二条　定義

この協定の適用上、

(1) 「コーヒー」とは、コーヒー樹の実及び豆(パーチメント・コーヒー、生コーヒー又はいりコーヒーのいずれであるかを問わない。)をいい、ひきコーヒー、カフェイン抜きコーヒー、液状コーヒー及び可溶性コーヒーを含む。これらの語は、次の意味を有する。

(a) 「生コーヒー」とは、いる前の裸豆の状態におけるすべてのコーヒーをいう。

(b) 「乾燥したコーヒーの実」とは、コーヒー樹の乾燥した果実をいう。乾燥したコーヒーの実の生コーヒー相当重量を得るためには、乾燥したコーヒーの実の正味重量を〇・五倍する。

(c) 「パーチメント・コーヒー」とは、パーチメント皮に包まれた生のコーヒー豆をいう。パーチメント・コーヒーの生コーヒー相当重量を得るためには、パーチメント・コーヒーの正味重量を〇・八倍する。

(d) 「いりコーヒー」とは、生コーヒーを何らかの程度までいったものをいい、ひきコーヒーを含む。いりコーヒーの生コーヒー相当重量を得るためには、いりコーヒーの正味重量を一・一九倍する。

(e) 「カフェイン抜きコーヒー」とは、生コーヒー、いりコーヒー又は可溶性コーヒーでカフェインを除去したものをいう。カフェイン抜きコーヒーの生コーヒー相当重量を得るためには、生コーヒー、いりコーヒー又は可溶性コーヒーでカフェインを除去したものの正味重量をそれぞれ一倍、一・一九倍又は二・六倍する。

(f) 「液状コーヒー」とは、いりコーヒーから得た水溶性の固形成分を液状にしたものをいう。液状コーヒーの生コーヒー相当重量を得るためには、液状コーヒーに含有されるコーヒーの固形成分の乾燥状態における正味重量を二・六倍する。

(g) 「可溶性コーヒー」とは、いりコーヒーから得た乾燥した水溶性の固形成分をいう。可溶性コーヒーの生コーヒー相当重量を得るためには、可溶性コーヒーの正味重量を二・六倍する。

(2) 「袋」とは、生コーヒーで六十キログラム又は百三十二・二七六ポンドをいい、「トン」とは、千キログラム又は二千二百四・六ポンドをいい、また、「ポンド」とは、四百五十三・五九七グラムをいう。

(3) 「コーヒー年度」とは、十月一日から九月三十日までの一年の期間をいう。

(4) 「機関」及び「理事会」とは、それぞれ、国際コーヒー機関及び国際コーヒー理事会をいう。

(5) 「締約国政府」とは、第三十九条及び第四十条の規定に従いこの協定の批准書、受諾書、承認書若しくは暫定的適用の通告書を寄託し又は第四十一条の規定に従いこの協定に加入した政府又は政府間機関(第四条(3)に規定するもの)をいう。

(6) 「加盟国」とは、締約国政府、第五条の規定に基づき本土地域と別個に加盟国であると宣言された指定領域又は第六条の規定に基づき加盟集団として機関に加盟する二以上の締約国政府若しくは指定領域若しくはその双方をいう。

(7) 「加盟輸出国」又は「輸出国」とは、それぞれ、コーヒーの純輸出者である加盟国又は国、すなわち、コーヒーの輸出量が輸入量を上回る加盟国又は国をいう。

(8) 「加盟輸入国」又は「輸入国」とは、それぞれ、コーヒーの純輸入者である加盟国又は国、すなわち、コーヒーの輸入量が輸出量を上回る加盟国又は国をいう。

(9) 「単純多数票」とは、出席しかつ投票する加盟輸出国の投ずる票の過半数の票及び出席しかつ投票する加盟輸入国の投ずる票の過半数の票(それぞれ別個に計算する。)をいう。

(10) 「三分の二以上の多数票」とは、出席しかつ投票する加盟輸出国の投ずる票の三分の二以上の票及び出席しかつ投票する加盟輸入国の投ずる票の三分の二以上の票(それぞれ別個に計算する。)をいう。

(11) 「効力発生」とは、別段の定めがある場合を除くほか、この協定の効力発生(暫定的なものであるか確定的なものであるかを問わない。)をいう。

(12) 「輸出可能生産量」とは、コーヒー年度又は収穫年度における輸出国のコーヒーの総生産量から当該年度において国内消費に充てられる数量を差し引いた数量をいう。

(13) 「輸出可能数量」とは、コーヒー年度における輸出国の輸出可能生産量に過去のコーヒー年度からの累積した在庫量を加えた数量をいう。

第三章　加盟国による一般的約束

第三条　加盟国による一般的約束

(1) 加盟国は、この協定に基づく義務の履行を可能とするために必要な措置をとること及びこの協定の目的の達成を確保するため相互に十分に協力することを約束する。特に、加盟国は、この協定が機能することを促進するために必要なすべての情報を提供することを約束する。

(2) 加盟国は、原産地証明書がコーヒーの貿易に関する重要な情報源であることを認める。したがって、加盟輸出国は、原産地証明書が理事会の定める規則に従って適切に発行され及び使用されることを確保する責任を負う。

(3) 加盟国は、更に、再輸出に関する情報が世界のコーヒー経済の適切な分析のために重要であることを認める。したがって、加盟輸入国は、理事会の決定する様式及び方法によって再輸出に関する定期的かつ正確な情報を提供することを約束する。

第四章　加盟国

第四条　機関の加盟国

(1) 締約国政府は、次条及び第六条に別段の定めがある場合を除くほか、第四十三条(1)の規定に基づいてこの協定の適用を受ける領域と一体として機関の単一の加盟国となる。

児童手当法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名　御璽

平成七年五月二十六日

内閣総理大臣　村山　富市

政令第二百二十三号

児童手当法施行令の一部を改正する政令

内閣は、児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）第五条第一項（同法附則第六条第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、この政令を制定する。

児童手当法施行令（昭和四十六年政令第二百八十一号）の一部を次のように改正する。

第一条中「百四十七万六千円」を「百四十八万六千円」に改める。

第十一条中「百四十七万六千円」を「百四十八万六千円」に、「三百六十三万円」を「三百二十七万八千円」に改める。

附　則

1　この政令は、平成七年六月一日から施行する。

2　平成七年五月以前の月分の児童手当及び児童手当法附則第六条第一項の給付の支給の制限については、なお従前の例による。

厚生大臣　井出　正一

内閣総理大臣　村山　富市

災害弔慰金の支給等に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名　御璽

平成七年五月二十六日

内閣総理大臣　村山　富市

政令第二百二十四号

災害弔慰金の支給等に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和四十八年法律第八十二号）第十条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

災害弔慰金の支給等に関する法律施行令（昭和四十八年政令第三百七十四号）の一部を次のように改正する。

第五条中「三百九十万円」を「四百万円」に、「六百五十万円」を「六百七十万円」に改める。

附　則

1　この政令は、平成七年六月一日から施行する。

2　この政令の施行前に災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについては、なお従前の例による。

厚生大臣　井出　正一

内閣総理大臣　村山　富市

障害者の雇用の促進等に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名　御璽

平成七年五月二十六日

内閣総理大臣　村山　富市

政令第二百二十五号

障害者の雇用の促進等に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和三十五年法律第百二十三号）第十七条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

障害者の雇用の促進等に関する法律施行令（昭和三十五年政令第二百九十二号）の一部を次のように改正する。

第十一条の表特定身体障害者の範囲の欄を次のように改める。

次に掲げる視覚障害で永続するものがある者 一　両眼の視力の和が〇・〇八以下のもの 二　両眼の視野がそれぞれ一〇度以内で、かつ、両眼による視野についての視能率による損失率が九〇パーセント以上のもの

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

労働大臣　浜本　万三

内閣総理大臣　村山　富市

九　打診器
十　舌圧子
十一　体温計のうち、水銀体温計
十二　血圧検査又は脈波検査用器具のうち、厚生大臣が指定するもの
十三　内臓機能検査用器具のうち、厚生大臣が指定するもの
十四　検眼用器具のうち、検眼レンズ
十五　聴力検査用器具のうち、厚生大臣が指定するもの
十六　知覚検査又は運動機能検査用器具のうち、厚生大臣が指定するもの
十七　医療用鏡のうち、厚生大臣が指定するもの
十八　医療用遠心ちんでん器
十九　医療用ミクロトーム
二十　医療用定温器
二十一　結紮器及び縫合器のうち、厚生大臣が指定するもの
二十二　医療用吸引器（手動式のものに限る。）
二十三　医療用刀（電動式のものを除く。）
二十四　医療用はさみ（電動式のものを除く。）
二十五　医療用ピンセット（電動式のものを除く。）
二十六　医療用匙（電動式のものを除く。）
二十七　医療用鉤（電動式のものを除く。）
二十八　医療用鉗子（電動式のものを除く。）
二十九　医療用のこぎり（電動式のものを除く。）
三十　医療用のみ（電動式のものを除く。）
三十一　医療用剝離子（電動式のものを除く。）
三十二　医療用つち（電動式のものを除く。）
三十三　医療用やすり（電動式のものを除く。）
三十四　医療用てこ（電動式のものを除く。）
三十五　医療用絞断器（電動式のものを除く。）
三十六　注射針及び穿刺針（滅菌されたものを除く。）
三十七　注射筒（滅菌されたものを除く。）
三十八　医療用穿刺器、穿削器及び穿孔器のうち、厚生大臣が指定するもの
三十九　開創又は開孔用器具（電動式のものを除く。）
四十　医療用嘴管及び体液誘導管のうち、厚生大臣が指定するもの
四十一　医療用拡張器（電動式のものを除く。）
四十二　医療用消息子（電動式のものを除く。）
四十三　医療用捲綿子
四十四　医療用洗浄器のうち、厚生大臣が指定するもの
四十五　種痘用器具
四十六　整形用器具器械のうち、厚生大臣が指定するもの
四十七　歯科用エンジンのうち、厚生大臣が指定するもの
四十八　歯科用ハンドピース（歯科技工に用いられるものに限る。）
四十九　歯科用切削器のうち、厚生大臣が指定するもの
五十　歯科用ブローチ
五十一　歯科用探針
五十二　歯科用充塡器
五十三　歯科用練成器
五十四　歯科用防湿器（歯科用ラバーダムシートを除く。）
五十五　印象採得又は咬合採得用器具
五十六　歯科用蒸和器及び重合器（可視光線照射器及び紫外線照射器を除く。）
五十七　歯科用鋳造器
五十八　視力補正用眼鏡
五十九　視力補正用レンズのうち、厚生大臣が指定するもの
六十　医薬品注入器のうち、厚生大臣が指定するもの
六十一　脱疾治療用器具
六十二　はり又はきゆう用器具のうち、毫鍼
六十三　エックス線フイルム
六十四　縫合糸のうち、絹製縫合糸（滅菌されたものを除く。）
六十五　指サック
六十六　整形用品のうち、厚生大臣が指定するもの
六十七　副木
六十八　視力表及び色盲検査表
六十九　歯科用金属のうち、歯科用易溶合金
七十　義歯床材料のうち、厚生大臣が指定するもの
七十一　歯科用印象材料のうち、厚生大臣が指定するもの
七十二　歯科用ワックス
七十三　歯科用石膏及び石膏製品
七十四　歯科用研削材料
七十五　別表第一器具器械の項第八十四号に定める医療用具のうち、人体に対する作用が緩和なものとして厚生大臣が指定するもの
七十六　別表第一器具器械の項第一号から第四号まで、第十三号から第十六号まで、第十八号から第二十号まで、第二十二号から第二十八号まで、第三十号から第四十六号まで、第四十九号から第五十五号まで、第五十七号から第七十三号まで、第七十五号から第七十七号まで、第七十九号、第八十号及び第八十二号並びに同表医療用品の項第一号、第三号、第五号及び第六号に掲げる医療用具に相当する物で、専ら動物のために使用されることが目的とされているもの
七十七　別表第一器具器械の項第六号から第九号まで、第十一号、第十二号、第十七号、第二十一号、第四十七号、第四十八号、第五十六号、第七十四号及び第八十一号並びに同表医療用品の項第二号及び第四号に掲げる医療用具に相当する物で、専ら動物のために使用されることが目的とされているもの（農林水産大臣が指定するものを除く。）
七十八　別表第一動物専用医療用具の項第二号から第八号まで及び第十号から第十二号までに掲げる医療用具
七十九　別表第一動物専用医療用具の項第九号に掲げる医療用具（農林水産大臣が指定するものを除く。）

附　則

（施行期日）

第一条　この政令は、薬事法の一部を改正する法律の施行の日（平成七年七月一日）から施行する。ただし、第一条の五の次に一条を加える改正規定及び附則第四条の規定は、同法附則第一条ただし書に規定する部分の施行の日（平成七年六月一日）から施行する。

（経過措置）

第二条　この政令の施行の際現に改正後の第一条の二第二項に規定する医療用具に係る薬事法第十二条第一項の許可を受けている者については、当該許可の効力が失われ、又は当該許可についてこの政令の施行後における最初の更新を受けるまでの間は、同法第七十二条の三（同法第十三条第二項第二号に規定する厚生省令で定める基準に係る部分に限る。）の規定は、適用しない。

第三条　この政令の施行の際現に医療用具に係る薬事法第十二条第一項又は第二十二条第一項の許可を受けている者については、同法第十二条第三項又は第二十二条第三項の規定による当該許可の有効期間は、改正後の第一条の四又は第一条の六の規定にかかわらず、三年とする。

（厚生省組織令の一部改正）

第四条　厚生省組織令（昭和二十七年政令第三百八十八号）の一部を次のように改正する。

第九条中第十四号を第十五号とし、第六号から第十三号までを一号ずつ繰り下げ、第五号の次に次の一号を加える。

六　医療用具に関する指定調査機関を指導監督すること。

第五十五条中第九号を第十号とし、第八号の次に次の一号を加える。

九　医療用具に関する指定調査機関を指導監督すること。

第五条　厚生省組織令の一部を次のように改正する。

第五十五条第八号中「承認」の下に「並びに再審査及び再評価」を加え、同条中第十号を第十一号とし、第九号を第十号とし、第八号の次に次の一号を加える。

九　特定医療用具の記録の作成等の事務に係る指導及び助言に関すること。

第五十六条第一号に次のただし書を加える。

ただし、医療機器開発課の主管に属するものを除く。

厚生大臣　井出　正一
農林水産大臣　大河原太一郎
内閣総理大臣　村山　富市

製造にあつては、当該製造の内容が既存の医療用具の修理である場合を除く。以下この条において同じ。）」を加え、同条第二項中「医薬部外品、化粧品又は医療用具」とあるのは「医薬部外品又は化粧品」と、」及び「医薬品、医薬部外品若しくは化粧品に係る」を削り、同条の次に次の一条を加える。

（医療用具の修理の特例）

第一条の三の二　厚生大臣は、医療用具の製造（当該製造の内容が既存の医療用具の修理である場合に限る。）をしようとする者について、修理する物及びその修理の方法に応じ厚生省令で定める区分（次項において単に「区分」という。）に従い、法第十二条第一項の許可を与えることができる。この場合においては、法第十三条第二項第二号の規定は、適用しない。

2　医療用具の製造業者に係る区分の変更又は追加について法第十八条の規定を適用するときは、同条第一項中「医薬品、医薬部外品、化粧品又は医療用具」とあるのは「医療用具」と、「品目」とあるのは「薬事法施行令第一条の三の二第一項の区分」と、同条第二項中「第十三条」とあるのは「第十三条第二項（第二号を除く。）」とする。

第一条の四第五号中「許可」の下に「（次号に掲げるものを除く。）」を加え、「三年」を「五年」に改め、同条に次の一号を加える。

六　医療用具の製造（当該製造の内容が専ら既存の医療用具の修理である場合に限る。）に係る許可　三年

第一条の五第二号中「第十四条の三第一項第一号」を「第十四条の四第一項第一号」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（指定調査機関による調査の範囲）

第一条の五の二　法第十四条の三第一項（法第十九条の二第四項及び第二十三条において準用する場合を含む。）の規定により厚生大臣が法第十四条の三第一項に規定する指定調査機関（以下「指定調査機関」という。）に行わせることができる調査は、医療用具（次に掲げるもの及び法第八十一条の規定により法第十四条第一項（法第二十三条において準用する場合を含む。）に規定する厚生大臣の権限が都道府県知事に委任されているものを除く。）の品目に係る既に製造又は輸入の承認を与えられている品目との構造、使用方法、効能、効果、性能等の同一性に関する調査とする。

一　法第七十七条の二第一項の規定により希少疾病用医療用具として指定された医療用具

二　前号に掲げるもののほか、法第七十七条の五の規定により特定医療用具として指定された医療用具

三　前二号に掲げるもののほか、既に製造又は輸入の承認を与えられている医療用具（法第十四条の四第一項第一号に規定する新医療用具であつてその製造又は輸入の承認のあつた日後同号に規定する調査期間（同条第二項の規定による延長が行われたときは、その延長後の期間）を経過していないもの及び同条第一項第二号に規定する厚生大臣が指示する医療用具であつて同号に規定する厚生大臣が指示する期間を経過していないものを除く。）及び法第十四条第一項に規定する厚生大臣の指定する医療用具と構造が異なる医療用具

第一条の六第四号中「三年」を「五年」に改める。

第八条中「又は」の下に「同条第二項の規定により厚生大臣の指定した」を加え、「同条同項」を「同条第一項又は第二項」に改める。

第十二条第一項中「別表第二」を「別表第三」に改め、同条第二項中「行なう」を「行う」に、「行なつて」を「行つて」に改める。

第十四条第一項第一号ニ中「二万五千二百円」を「六万円」に改め、同項第二号ニ中「一万三千七百円」を「三万九千四百円」に改め、同項第三号イ(1)(イ)中「第十四条の三第一項第一号」を「第十四条の四第一項第一号」に改め、同号イ(1)(リ)中「第十四条の三第一項第一号」を「第十四条の四第一項第一号」に、「第十四条の三第一項第二号」を「第十四条の四第一項第二号」に改め、同号イ(4)中「(ハ)まで」を「(ニ)まで」に改め、同号イ(4)(イ)中「及び(ハ)」を「から(ニ)まで」に、「四万七千百円」を「八万四千四百円」に改め、同号イ(4)(ハ)を同号イ(4)(ニ)とし、同号イ(4)(ロ)中「与えられている医療用具」の下に「（法第十四条の四第一項第一号に規定する新医療用具であつてその製造又は輸入の承認のあつた日後同号に規定する調査期間（同条第二項の規定による延長が行われたときは、その延長後の期間）を経過していないもの及び同条第一項第二号に規定する厚生大臣が指示する医療用具であつて同号に規定する厚生大臣が指示する期間を経過していないものを除く。）」を加え、「、性能等」及び「明らかに」を削り、「(ハ)」を「(ニ)」に、「六十一万四千百円」を「六十一万五千六百円」に改め、同号イ(4)(ロ)を同号イ(4)(ハ)とし、同号イ(4)(イ)の次に次のように加える。

(ロ)　法第十四条の三第一項（法第十九条の二第四項及び第二十三条において準用する場合を含む。）の規定により厚生大臣が指定調査機関に調査を行わせる医療用具（以下「指定機関調査対象医療用具」という。）　二万千七百円

第十四条第一項第三号ロ(4)中「又は(ロ)」を「から(ハ)まで」に改め、同号ロ(4)(イ)中「(ロ)」の下に「及び(ハ)」を加え、「二万三千七百円」を「四万五千九百円」に改め、同号ロ(4)(ロ)を同号ロ(4)(ハ)とし、同号ロ(4)(イ)の次に次のように加える。

(ロ)　指定機関調査対象医療用具　一万三千百円

第十四条第一項第四号中「第十四条の三」を「第十四条の四」に改め、同号イ及びロを次のように改める。

イ　医薬品についての再審査　(1)又は(2)に掲げる医薬品の区分に応じ、それぞれ(1)又は(2)に定める額

(1)　(2)に掲げる医薬品以外の医薬品　二十四万六千六百円

(2)　専ら動物のために使用されることが目的とされている医薬品　二十万八千四百円

ロ　医療用具についての再審査　(1)又は(2)に掲げる医療用具の区分に応じ、それぞれ(1)又は(2)に定める額

(1)　(2)に掲げる医療用具以外の医療用具　二十四万六千六百円

(2)　専ら動物のために使用されることが目的とされている医療用具　二万八千二百円

第十四条第一項第五号中「（医療用具に係るものを除く。）」を削り、同号ロ中「）又は化粧品」を「）、化粧品又は医療用具（専ら動物のために使用されることが目的とされているものを除く。）」に、「又は(2)」を「から(3)まで」に改め、同号ロに次のように加える。

(3)　医療用具の製造又は輸入に係る許可を受ける場合　(イ)から(ハ)までに掲げる当該許可に係る医療用具の品目、第一条の三第一項の区分又は第一条の三の二第一項の区分に応じ、それぞれ(イ)から(ハ)までに定める額

(イ)　製造業又は輸入販売業の許可に係る品目　一万五百円

(ロ)　製造業の許可に係る第一条の三第一項の区分　三万八千九百円

(ハ)　製造業の許可に係る第一条の三の二第一項の区分　一万五百円

第十四条第一項第五号ハ中「又は医薬部外品」を「、医薬部外品又は医療用具」に改め、同条第二項中「第十四条の三第四項」を「第十四条の四第四項」に、「の使用成績」を「若しくは医療用具の使用成績」に、「第十四条の三第三項」を「第十四条の四第三項」に改め、同条に次の一項を加える。

5　法第七十八条第四項の政令で定める手数料の額は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

一　法第十四条第一項（法第二十三条において準用する場合を含む。）又は第十九条の二第一項の規定による承認を申請する者　六万九千六百円

二　法第十四条第六項（法第十九条の二第四項及び第二十三条において準用する場合を含む。）の規定による承認を申請する者　三万九千円

第十五条の二第二項第四号中「の区分」の下に「若しくは第一条の三の二第一項の区分」を加え、「当該区分」を「当該各区分」に改める。

別表第二を別表第三とし、別表第一の次に次の一表を加える。

別表第二（第一条の二関係）

一　手術台及び治療台のうち、厚生大臣が指定するもの

二　医療用照明器

三　医療用消毒器のうち、厚生大臣が指定するもの

四　内臓機能代用器のうち、厚生大臣が指定するもの

五　保育器のうち、簡易型運搬用保育器

六　医療用エックス線装置及び医療用エックス線装置用エックス線管のうち、厚生大臣が指定するもの

七　放射線障害防護用器具のうち、厚生大臣が指定するもの

八　聴診器

律第百五十二号。第九章の二及び第十一章を除く。）、昭和六十年法律第百八号第二条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法（昭和三十七年法律第百五十三号。第十一章の三及び第十三章を除く。）又は昭和六十年法律第百五号第二条の規定による改正前の国家公務員等共済組合法の長期給付に関する施行法第五十一条の四第二号に規定する沖縄の共済法の規定による遺族年金（その額が昭和六十年法律第百五号第一条の規定による改正前の国家公務員等共済組合法第九十二条の二第一項又は昭和六十年法律第百八号第一条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法第九十七条の二第一項の規定により算定されるものを除く。）の支給を受ける場合

3　旧法遺族年金受給者（昭和四十四年度以後における私立学校教職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律（昭和五十五年法律第七十五号）附則第一項に規定する昭和四十四年度以後における私立学校教職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律（昭和四十四年法律第九十四号。次条において「昭和四十四年改定法」という。）第五条第一項の次に二項を加える改正規定の施行の日前に給付事由が生じた旧法の規定による遺族年金を受ける者を除く。）が妻であり、かつ、第一項各号のいずれかに該当する場合において、その者が、平成二年度における旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法等の規定による年金の額の改定に関する政令（平成二年政令第二百五号）第二条第七項各号に掲げる給付（その全額の支給を停止されている給付を除く。）の支給を受けることができるときは、その受けることができる間は、第一項の規定による加算は行わない。ただし、改定後の年金額が七十九万円に満たないときは、この限りでない。

4　前項ただし書の場合における第一項の規定の適用については、同項の規定により改定後の年金額に加算されるべき額は、改定後の年金額に同項の規定により加算されるべき額を加えた額が七十九万円を超えるときにおいては、同項の規定にかかわらず、七十九万円から改定後の年金額を控除した額とする。

5　旧法遺族年金受給者が六十歳未満の妻であり、かつ、遺族である子がいない場合において、その者が六十歳に達したときは、その達した日の属する月の翌月分以後、前各項の規定によりその遺族年金の額を改定する。

（恩給財団の年金の額の改定）

第四条　私立学校教職員共済組合が私立学校教職員共済組合法附則第十一項の規定により権利義務を承継したことにより支給すべき義務を負う旧財団法人私学恩給財団の年金及び旧法附則第二十項の規定により旧財団法人私学恩給財団における従前の例によることとされた年金については、平成七年四月分以後、その額を、昭和四十四年改定法第三条の規定による改定前の年金額にそれぞれ対応する別表の下欄に掲げる額に改定する。

（端数計算）

第五条　この政令の規定により年金額を改定する場合において、この政令の規定により算出して得た年金額に、五十円未満の端数があるときはこれを切り捨てた金額をもって、五十円以上百円未満の端数があるときはこれを百円に切り上げた金額をもってこの政令の規定による改定年金額とする。

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

別表（第四条関係）

改定前の年金額	改定年金額
六〇、〇〇〇円から 一二九、六〇〇円まで	一、〇九一、三〇〇円
一五〇、〇〇〇円	一、一六一、三〇〇円

文部大臣　与謝野　馨
内閣総理大臣　村山　富市

警察法施行令及び銃砲刀剣類所持等取締法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名　御璽

平成七年五月二十六日
内閣総理大臣　村山　富市

政令第二百二十号

警察法施行令及び銃砲刀剣類所持等取締法施行令の一部を改正する政令

内閣は、刑法の一部を改正する法律（平成七年法律第九十一号）の施行に伴い、並びに警察法（昭和二十九年法律第百六十二号）第三十七条第一項及び銃砲刀剣類所持等取締法（昭和三十三年法律第六号）第五条の二第二項第二号の規定に基づき、この政令を制定する。

（警察法施行令の一部改正）

第一条　警察法施行令（昭和二十九年政令第百五十一号）の一部を次のように改正する。

第二条第八号イ中「騒じよう」を「騒乱」に改め、同号ヘ中「とく職」を「汚職」に改め、同号チ中「略取誘かい」を「略取誘拐」に改め、同号リ中「いつ水」を「出水」に、「てん覆」を「転覆」に改め、同号ヨ中「みのしろ金」を「身の代金」に、「略取誘かい」を「略取誘拐」に改め、同号ソ中「強かん」を「強姦」に、「略取誘かい」を「略取誘拐」に改める。

（銃砲刀剣類所持等取締法施行令の一部改正）

第二条　銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和三十三年政令第三十三号）の一部を次のように改正する。

第五条の四第一号中「、第二百条」を削り、「第二百三十五条ノ二」を「第二百三十五条の二」に改める。

附　則

この政令は、刑法の一部を改正する法律の施行の日（平成七年六月一日）から施行する。

内閣総理大臣　村山　富市

薬事法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令をここに公布する。

御名　御璽

平成七年五月二十六日
内閣総理大臣　村山　富市

政令第二百二十一号

薬事法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令

内閣は、薬事法の一部を改正する法律（平成六年法律第五十号）附則第一条の規定に基づき、この政令を制定する。

薬事法の一部を改正する法律（同法附則第一条ただし書に規定する部分を除く。）の施行期日は平成七年七月一日とし、同法附則第一条ただし書に規定する部分の施行期日は同年六月一日とする。

厚生大臣　井出　正一
農林水産大臣　大河原太一郎
内閣総理大臣　村山　富市

薬事法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名　御璽

平成七年五月二十六日
内閣総理大臣　村山　富市

政令第二百二十二号

薬事法施行令の一部を改正する政令

内閣は、薬事法の一部を改正する法律（平成六年法律第五十号）の施行に伴い、並びに薬事法（昭和三十五年法律第百四十五号）第十二条第三項、第十三条第二項第二号（同法第十八条第二項において準用する場合を含む。）、第十四条の三第一項（同法第十九条の二第四項及び第二十三条において準用する場合を含む。）、第二十条の二、第二十二条第三項、第七十八条第一項及び第四項、第八十一条並びに第八十二条の規定に基づき、この政令を制定する。

薬事法施行令（昭和三十六年政令第十一号）の一部を次のように改正する。

第一条の二の見出し中「医薬品」の下に「及び医療用具」を加え、同条中「第十三条第二項第二号」の下に「（法第十八条第二項において準用する場合を含む。次項において同じ。）」を加え、同条に次の一項を加える。

2　法第十三条第二項第二号に規定する医療用具は、別表第二に掲げる医療用具以外の医療用具とする。

第一条の三第一項中「又は化粧品」を「、化粧品（厚生省令で定めるものを除く。）又は医療用具」に改め、「、当該品目の製造」の下に「（医療用具の

一般国道の指定区間を指定する政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名 御璽

平成七年五月二十四日

内閣総理大臣 村山 富市

政令第二百十八号

一般国道の指定区間を指定する政令の一部を改正する政令

内閣は、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十三条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

一般国道の指定区間を指定する政令（昭和三十三年政令第百六十四号）の一部を次のように改正する。

別表十三号の項中「三十八番一」を「十八番四」に改め、同表二十九号の項中「青山字藤間七百二十四番の三」を「青山一丁目七百二十四番三」に改め、同表二百九十八号の項中「字矢ノ中八百四十四番」を「字清水流四百七十四番三」に改め、同表四百六十八号の項中「茅ヶ崎市西久保字上ノ町千五百六十九番一」を「横浜市金沢区釜利谷東五丁目二千三百五十七番八から同市戸塚区深谷町字ヲトリハ六百六十七番二十七まで、茅ヶ崎市西久保字上ノ町千五百六十九番一」に、「及びつくば市大字梶内字梶内三十二番一から茨城県稲敷郡河内村大字十三間戸字立野三百五十一番地先」を「、茨城県猿島郡五霞村大字幸主字一番割甲八百四十番百四十二地先から同県稲敷郡河内村大字十三間戸字立野三百五十一番地先まで及び茂原市石神字廣作二十五番から木更津市犬成犬成笹子両村新田字柳作七百十七番の二」に改め、同表五百六号の項中「字池田我喜又四百十二番一」を「字池田田味名四百七十四番三」に改める。

附 則

この政令は、平成七年六月一日から施行する。

建設大臣 野坂 浩賢

内閣総理大臣 村山 富市

平成七年度における私立学校教職員共済組合からの旧法の規定による年金等の額の改定に関する政令をここに公布する。

御名 御璽

平成七年五月二十四日

内閣総理大臣 村山 富市

政令第二百十九号

平成七年度における私立学校教職員共済組合からの旧法の規定による年金等の額の改定に関する政令

内閣は、私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律（昭和三十六年法律第百四十号）附則第六項の規定に基づき、この政令を制定する。

（旧法の規定による年金の額の改定）

第一条 私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律による改正前の私立学校教職員共済組合法（昭和二十八年法律第二百四十五号。以下「旧法」という。）の退職（死亡を含む。）をした組合員に係る旧法の規定による退職年金、障害年金又は遺族年金については、平成七年四月分以後、その額を、平成六年度における私立学校教職員共済組合からの旧法の規定による年金等の額の改定に関する政令（平成六年政令第二百三十二号）第一条第一項の規定による年金の額の改定の基礎となった平均標準給与の月額に一・〇一一を乗じて得た金額を平均標準給与の月額とみなし、旧法の規定を適用して算定した額に改定する。

2 前項の規定の適用を受ける年金を受ける者が七十歳以上の者又は遺族年金を受ける七十歳未満の妻、子若しくは孫である場合には、同項の規定にかかわらず、同項の規定により算定した額に、次の各号に掲げる年金の区分に応じ、当該各号に定める額の十二倍に相当する額を加えた額に改定する。

一 退職年金又は障害年金 当該年金の額の計算の基礎となった組合員であった期間の年数から二十年を控除した年数（以下この条において「控除後の年数」という。）一年につき前項の規定により平均標準給与の月額とみなされた額の三百分の一（控除後の年数のうち十三年に達するまでの年数については、三百分の二）に相当する金額

二 遺族年金 控除後の年数一年につき前項の規定により平均標準給与の月額とみなされた額の六百分の一（控除後の年数のうち十三年に達するまでの年数については、六百分の二）に相当する金額

3 第一項の規定の適用を受ける年金を受ける者が八十歳以上の者である場合におけるその者に対する前項の規定の適用については、同項第一号中「三百分の一（控除後の年数のうち十三年に達するまでの年数については、三百分の二）」とあるのは「三百分の二」と、同項第二号中「六百分の一（控除後の年数のうち十三年に達するまでの年数については、六百分の二）」とあるのは「六百分の二」とする。

4 第一項の規定の適用を受ける年金を受ける者が七十歳又は八十歳に達したとき（遺族年金を受ける妻、子又は孫が七十歳に達したときを除く。）は、その達した日の属する月の翌月分以後、前二項の規定を適用してその額を改定する。

5 前三項の規定の適用については、遺族年金を受ける者が二人以上あるときは、そのうちの年長者が七十歳又は八十歳に達した日に、他の者も七十歳又は八十歳に達したものとみなす。

（旧法の規定による退職年金等の最低保障の額の改定）

第二条 前条の規定の適用を受ける年金については、同条の規定による改定後の年金額が、次の各号に掲げる年金の区分に応じ、当該各号に定める額に満たないときは、平成七年四月分以後、その額を当該各号に定める額に改定する。

一 退職年金 百九万千三百円

二 障害年金 次のイ又はロに掲げる年金の区分に応じそれぞれイ又はロに定める額

イ 六十五歳以上の者に係る年金 次に掲げる年金の区分に応じそれぞれ次に定める額

(1) 障害年金の額の計算の基礎となった組合員であった期間（以下この号において「障害年金基礎期間」という。）が二十年に達している者に係る年金 百九万千三百円

(2) 障害年金基礎期間が九年以上二十年未満の者に係る年金 八十一万八千五百円

(3) 障害年金基礎期間が六年以上九年未満の者に係る年金 六十五万四千八百円

(4) 障害年金基礎期間が六年未満の者に係る年金 五十四万五千七百円

ロ 六十五歳未満の者に係る年金 次に掲げる年金の区分に応じそれぞれ次に定める額

(1) 障害年金基礎期間が二十年に達している者に係る年金 八十一万八千五百円

(2) 障害年金基礎期間が二十年未満の者に係る年金 五十四万五千七百円

三 遺族年金 七十六万三千百円

2 前条の規定の適用を受ける障害年金を受ける者が六十五歳に達した場合において、その者が受ける同条の規定による改定後の年金額が前項第二号イ(1)から(4)までに掲げる年金の区分に応じ当該年金につき定める額に満たないときは、その達した日の属する月の翌月分以後、その額を当該年金につき定める額に改定する。

（旧法の規定による遺族年金に係る寡婦加算）

第三条 前二条の規定の適用を受ける遺族年金を受ける者（以下この条において「旧法遺族年金受給者」という。）が妻であり、かつ、次の各号のいずれかに該当する場合には、これらの規定により算定した額（以下この条において「改定後の年金額」という。）に当該各号に定める額を加えた額をもって遺族年金の額とする。

一 遺族である子が一人いる場合 十五万六百円

二 遺族である子が二人以上いる場合 二十六万三千六百円

三 六十歳以上である場合（前二号に該当する場合を除く。） 十五万六百円

2 前項の場合において、旧法遺族年金受給者である妻が当該遺族年金に係る組合員又は組合員であった者の死亡について次に掲げる場合に該当するときは、その該当する間は、同項の規定による加算は行わない。

一 国家公務員等共済組合法施行令等の一部を改正する等の政令（昭和六十一年政令第五十五号）第一条の規定による改正前の国家公務員等共済組合法施行令（昭和三十三年政令第二百七号）第十一条の八の二第二項各号に掲げる場合

二 国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第百五号。以下この号において「昭和六十年法律第百五号」という。）第一条の規定による改正前の国家公務員等共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号）、昭和六十年法律第百五号第二条の規定による改正前の国家公務員等共済組合法の長期給付に関する施行法（昭和三十三年法律第百二十九号）、地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第百八号。以下この号において「昭和六十年法律第百八号」という。）第一条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法

第二十四条の次に次の一条を加える。

（共済掛金の補助に係る特定養殖業の種類）

第二十四条の二　法第百九十五条第一項第二号の政令で定める種類の特定養殖業は、真珠母貝養殖業及びほたて貝養殖業とする。

第二十五条第一項第一号中「得た数」の下に「とし、共済契約者が同号ハに掲げる団体である場合にはその構成員の営む当該共済契約に係る漁業に使用する漁船の合計総トン数（当該構成員の営む当該共済契約に係る漁業につき漁業単位が二以上ある場合には、当該漁業に使用する漁船の漁業単位ごとの合計総トン数のうち最高のもの）の合計数を当該構成員の数で除して得た数」を加え、同項第二号中「、真珠母貝養殖業にあつては十、その他の養殖業にあつては」を削り、同号の表中

「

二年貝真珠養殖業	百台
真珠母貝養殖業	百台
一年貝ほたて貝養殖業	四百五十台
二年貝ほたて貝養殖業	四百五十台

」を

「

二年貝真珠養殖業	百台

」に改め、同項に次の一号を加える。

三　前条に掲げる種類の特定養殖業（以下この条において「指定特定養殖業」という。）に係る特定養殖共済の共済契約者にあつては、当該共済契約者の営む当該共済契約に係る特定養殖業に供用するいかだの共済責任期間中における最高の台数（当該共済契約者が法第百二十五条の四第一項第二号に掲げる組合員である場合には、同号に規定する規約を定めている中小漁業者の営む当該共済契約に係る特定養殖業に供用するいかだの共済責任期間中における最高の台数の合計数を当該中小漁業者の数で除して得た台数。次項第三号及び第四号並びに別表第十七号及び第十八号において同じ。）が次の表の上欄に掲げる特定養殖業の種類に応じ、同表の下欄に掲げる台数（当該共済契約者が当該特定養殖業を営む漁業協同組合又は漁業生産組合である場合には、当該台数に、真珠母貝養殖業にあつては十、ほたて貝養殖業にあつては五を乗じて得た台数）に満たないこと。

特定養殖業の種類	台数
真珠母貝養殖業	百台
ほたて貝養殖業	四百五十台

第二十五条第二項第一号中「又は同号ロに掲げる組合員」を「、同号ロに掲げる組合員又は同号ハに掲げる団体」に改め、同項第二号中「、第六号㈠及び㈡に掲げる養殖業（真珠母貝養殖業のうち当該共済契約に係る養殖業に供用するいかだの共済責任期間中における最高の台数が二十台以上のものを除く。）」を「並びに第六号㈠及び㈡に掲げる養殖業」に改め、同項に次の二号を加える。

三　指定特定養殖業に係る特定養殖共済の法第七十八条第三項に規定する損失に係る共済契約の共済契約者にあつては、次に掲げる者のいずれかに該当すること。

イ　ほたて貝養殖業に係る共済契約を締結している者

ロ　真珠母貝養殖業に係る共済契約を締結している者であつて、当該共済契約に係る特定養殖業に供用するいかだの共済責任期間中における最高の台数が二十台以上のもの

ハ　真珠母貝養殖業に係る共済契約を締結している者であつて、当該共済契約に係る特定養殖業に供用するいかだの共済責任期間中における最高の台数が二十台未満であり、かつ、当該共済契約に係る共済金額の共済限度額（共済契約者が法第百二十五条の四第一項第二号に掲げる組合員であるときは、同号に規定する規約を定めている中小漁業者のすべてを通ずる単位共済限度額の合計額）に対する割合として、百分の四十以上の割合を選択しているもの

四　指定特定養殖業に係る特定養殖共済の法第七十八条第三項に規定する損害に係る共済契約の共済契約者にあつては、当該共済契約に係る法第百二十五条の十第二項の割合として、百分の三十（当該共済契約に係る特定養殖業に供用するいかだの共済責任期間中における最高の台数が二十台未満である真珠母貝養殖業にあつては、百分の四十）以上の割合を選択している者であること。

第二十五条第三項中「前項第二号」を「第三号並びに前項第二号から第四号まで」に改める。

第二十八条の表第八十二条第二項の項を削り、第八十五条第一項の項、第八十五条第二項の項及び第九十一条第四項の項中「同号ロに規定する規約を定めている中小漁業者」の下に「、同号ハに掲げる団体にあつてはその構成員」を加える。

別表第二号㈠中「得た数」の下に「とし、共済契約者が同号ハに掲げる団体である場合には、その構成員の営む当該共済契約に係る漁業に使用する漁船の合計総トン数を当該構成員の数で除して得た数とする」を加え、同表中第七号から第九号までを削り、第十号を第七号とし、第十一号から第十九号までを三号ずつ繰り上げ、同表に次の二号を加える。

十七　真珠母貝養殖業		
㈠　当該共済契約に係る特定養殖業に供用するいかだの共済責任期間中における最高の台数が十五台未満のもの	百分の七十五	百分の二十七・五
㈡　当該共済契約に係る特定養殖業に供用するいかだの共済責任期間中における最高の台数が十五台以上三十台未満のもの	百分の七十五	四分の一
㈢　当該共済契約に係る特定養殖業に供用するいかだの共済責任期間中における最高の台数が三十台以上五十台未満のもの	百分の六十五	六分の一
㈣　当該共済契約に係る特定養殖業に供用するいかだの共済責任期間中における最高の台数が五十台以上のもの	百分の六十	八分の一
十八　ほたて貝養殖業		
㈠　当該共済契約に係る特定養殖業に供用するいかだの共済責任期間中における最高の台数が百四十五台未満のもの	百分の七十五	四分の一
㈡　当該共済契約に係る特定養殖業に供用するいかだの共済責任期間中における最高の台数が百四十五台以上二百二十九台未満のもの	百分の六十五	六分の一
㈢　当該共済契約に係る特定養殖業に供用するいかだの共済責任期間中における最高の台数が二百二十九台以上のもの	百分の六十	八分の一

附　則

（施行期日）

1　この政令は、平成七年十月一日から施行する。

（経過措置）

2　この政令の施行の際現に存する改正前の漁業災害補償法施行令第十三条第四号に規定する真珠母貝養殖業、同条第五号に規定する一年貝ほたて貝養殖業及び同条第六号に規定する二年貝ほたて貝養殖業に係る養殖共済に係る共済契約、当該共済契約に係る再共済契約及び保険契約並びに当該共済契約に基づき支払うべき共済掛金に係る補助金については、なお従前の例による。

3　改正後の漁業災害補償法施行令（以下「新令」という。）第十九条の規定は、その共済責任期間の開始日がこの政令の施行の日（以下「施行日」という。）以後の日である漁具共済に係る共済契約について適用し、その共済責任期間の開始日が施行日前の日である漁具共済に係る共済契約については、なお従前の例による。

4　新令第二十二条の四第一項第十一号の規定は、その共済責任期間の開始日が施行日以後の日である共済契約に係る保険契約について適用し、その共済責任期間の開始日が施行日前の日である共済契約に係る保険契約については、なお従前の例による。

5　新令第二十三条第四項の規定は、その共済責任期間の開始日が施行日以後の日である漁獲共済に係る共済契約に基づき支払うべき共済掛金に係る補助金について適用し、その共済責任期間の開始日が施行日前の日である漁獲共済に係る共済契約に基づき支払うべき共済掛金に係る補助金については、なお従前の例による。

農林水産大臣　大河原太一郎

内閣総理大臣　村山　富市

第三十六条第三号中「第七十二条第三号」を「第七十二条第四号」に改め、同条第四号中「及び第六十七条第六号」を「、第六十七条第六号、第六十八条第十三号及び第七十二条第三号」に改める。

第六十八条第三号中「第七十二条第四号」を「第七十二条第五号」に改め、同条中第十六号を第十七号とし、第十三号から第十五号までを一号ずつ繰り下げ、第十二号の次に次の一号を加える。

十三　大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法の施行に関する事務のうち、都心共同住宅供給事業（共同住宅の管理又は譲渡に関する事業及びこれらに附帯する事業に限る。）に関すること。

第六十九条第一号中「第七十二条第五号」を「第七十二条第六号」に改める。

第七十二条中第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三　大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法の施行に関する事務のうち、都心共同住宅供給事業（第六十八条第十三号に規定するものを除く。）に関すること。

建設大臣　野坂　浩賢
内閣総理大臣　村山　富市

漁業災害補償法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名　御璽

平成七年五月二十四日

内閣総理大臣　村山　富市

政令第二百十七号

漁業災害補償法施行令の一部を改正する政令

内閣は、漁業災害補償法（昭和三十九年法律第百五十八号）の規定に基づき、この政令を制定する。

漁業災害補償法施行令（昭和三十九年政令第二百九十三号）の一部を次のように改正する。

第十一条中「）」の営む当該漁業の当該共済責任期間の開始日（周年操業をする漁業に属する漁業に係る種目の漁獲共済の共済契約にあっては、当該共済責任期間の開始日の二月前の日」の下に「。以下この条において同じ。」を加え、「通ずる当該漁業の当該共済責任期間の開始日（周年操業をする漁業に属する漁業に係る種目の漁獲共済の共済契約にあっては、当該共済責任期間の開始日の二月前の日）」を「通ずる当該漁業の当該共済責任期間の開始日」に、「合計額」を「合計額とし、第二号漁業又は第三号漁業に属する漁業に係る種目の漁獲共済については、被共済資格者が法第百五条第一項第二号ハ又は第三号ハに掲げる団体であるときは、その構成員のすべてを通ずる当該漁業の当該共済責任期間の開始日前五年間における当該農林水産省令で定める一定年間の操業に係る漁獲金額の合計額とする」に、「被共済資格者の営む当該漁業の当該共済責任期間の開始日（周年操業をする漁業に属する漁業に係る種目の漁獲共済の共済契約にあっては、当該共済責任期間の開始日の二月前の日）」を「被共済資格者の営む当該漁業の当該共済責任期間の開始日」に改める。

第十二条の三中「営む当該特定漁業の当該共済責任期間の開始日（周年操業をする特定漁業に係る種目の漁獲共済の共済契約にあっては、当該共済責任期間の開始日の二月前の日）」の下に「。以下この条において同じ。」を加え、「通ずる当該特定漁業に係る種目の漁獲共済の共済契約にあっては、当該共済責任期間の開始日（周年操業をする特定漁業に係る種目の漁獲共済の共済契約にあっては、当該共済責任期間の開始日の二月前の日）」を「通ずる当該特定漁業の当該共済責任期間の開始日」に改め、「合計数量」の下に「とし、被共済者が同号ハに掲げる団体であるときは、その構成員のすべてを通ずる当該特定漁業の当該共済責任期間の開始日前五年間における当該農林水産省令で定める一定年間の操業に係る漁獲数量の合計数量とする。」を加える。

第十三条中第四号から第六号までを削り、第七号を第四号とし、第八号から第十六号までを三号ずつ繰り上げる。

第十四条の表真珠母貝養殖業の項、一年貝ほたて貝養殖業の項及び二年貝ほたて貝養殖業の項を削る。

第十八条の十二中「及びこんぶ養殖業」を「、こんぶ養殖業、真珠母貝養殖業及びほたて貝養殖業」に改め、同条を第十八条の十四とし、同条の次に次の一条を加える。

（特定養殖共済の継続申込特約に係る共済契約で定める割合の最低限度）

第十八条の十五　法第百二十五条の十六第一項の政令で定める割合は、百分の三十とする。

第十八条の十一を第十八条の十三とし、第十八条の五から第十八条の十までを二条ずつ繰り下げる。

第十八条の四の表に次のように加え、同条を第十八条の六とする。

真珠母貝養殖業	いかだ（竹いかだ以外のいかだの本体及びかごに限る。以下この表において同じ。） はえ縄式養殖施設における浮子、幹綱及びかご
ほたて貝養殖業	いかだ はえ縄式養殖施設における浮子、幹綱及びかご

第十八条の三中「及びこんぶ養殖業」を「、こんぶ養殖業、真珠母貝養殖業（海面において行う等により垂下して行うものに限る。以下同じ。）及びほたて貝養殖業（縄等により垂下して行うものに限る。以下同じ。）」に改め、同条を第十八条の五とし、第十八条の二の次に次の二条を加える。

（養殖共済の共済金に関する特約）

第十八条の三　法第百二十四条第三項各号列記以外の部分及び第四項の政令で定める種類の養殖業は、第十三条各号に掲げる養殖業とする。

2　法第百二十四条第三項第二号の政令で定める種類の養殖業は、第十三条第二号、第三号、第七号から第十号まで及び第十二号に掲げる養殖業とする。

3　法第百二十四条第三項第二号の政令で定める割合は、百分の十とする。

（養殖共済の継続申込特約に係る共済契約で定める割合の最低限度）

第十八条の四　法第百二十四条の二第一項の政令で定める割合は、百分の三十とする。

第十九条中「の網地の部分（わら網の部分を除く」を「（固定用ロープ及びいかり並びにこれらの附属具を除き、かつ、特約がある場合にあっては、網地の部分に限る」に改める。

第二十二条の三中「第二十四号まで」を「第二十二号まで」に改め、第十七号及び第十八号を削り、第十九号を第十七号とし、第二十号から第二十四号までを二号ずつ繰り上げる。

第二十二条の四第一項中「特定養殖業の種類」を「第十号から第十二号までに掲げる特定養殖業」に改め、同項第八号中「、二年貝真珠養殖業、真珠母貝養殖業、一年貝ほたて貝養殖業及び二年貝ほたて貝養殖業」を「及び二年貝真珠養殖業」に改め、同項に次の三号を加える。

十　のり養殖業

十一　わかめ養殖業及びこんぶ養殖業

十二　真珠母貝養殖業及びほたて貝養殖業

第二十二条の五中「第百四十七条の四第一項第二号」を「第百四十七条の四第一項」に、「百分の九十五」を「百分の九十三」に改める。

第二十二条の六の見出し中「及び責任分担再共済金額」を削り、同条第一項中「同条第一項第一号」を「同条第一項」に改め、「及び同項の責任分担再共済金額」を削り、「同号」を「同項」に改め、「それぞれ」を削る。

第二十三条第一項中「及び養殖共済」を「、養殖共済及び第二十四条の二に掲げる種類の特定養殖業（以下この条において「指定特定養殖業」という。）に係る特定養殖共済」に改め、「合計額」の下に「とし、指定特定養殖業に係る特定養殖共済については、共済契約者が法第百二十五条の四第一項第二号に掲げる組合員であるときは、同号に規定する規約を定めている中小漁業者のすべてを通ずる単位共済限度額の合計額とする」を加え、同条第二項中「特定養殖共済」を「指定特定養殖業以外の特定養殖業に係る特定養殖共済」に改め、同条第三項中「及び養殖共済」を「及び指定特定養殖業に係る特定養殖共済」を「、指定特定養殖業以外の特定養殖業に係る特定養殖共済」に改め、同項第二号及び第三号中「同条第四項」の下に「若しくは第五項」を、「組合員」の下に「若しくは同号ハに掲げる団体」を加え、同条第四項中「一億四千万円」を「一億六千万円」に、「七億円」を「八億円」に改め、同項に次の一号を加える。

三　共済契約者が法第百五条第一項第三号ハに掲げる団体である場合　同号ハに掲げる団体の構成員のすべてを通ずる当該共済契約に係る漁業の共済責任期間中における通常の漁獲金額として当該農林水産省令で定めるところにより算出する金額（当該構成員の営む当該共済契約に係る漁業につき漁業単位が二以上ある場合には、当該漁業単位ごとに当該漁業の共済責任期間中における通常の漁獲金額として当該農林水産省令で定めるところにより算出する金額のうち最高のもの）の合計額を当該構成員の数で除して得た金額

（第百三十五条の四の五各号に掲げる建築物の部分を除く。）で特定行政庁が交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めるものについては、当該前面道路の境界線又はその反対側の境界線は、それぞれ当該壁面線又は当該壁面の位置の制限として定められた限度の線にあるものとみなす。

第百三十五条の三第一項及び第百三十五条の四第一項中「第五十六条第四項」を「第五十六条第六項」に、「第三項」を「第五項」に改める。

第百三十五条の四の四の次に次の一条を加える。

（延べ面積の敷地面積に対する割合の算定に当たり建築物から除かれる部分）

第百三十五条の四の五　法第五十二条第八項の政令で定める建築物の部分は、次に掲げるものとする。

一　ひさしその他これに類する建築物の部分で、次に掲げる要件に該当するもの

イ　高さが五メートル以下であること。

ロ　当該部分の水平投影の前面道路に面する長さを敷地の前面道路に接する部分の水平投影の長さで除した数値が五分の一以下であること。

ハ　当該部分から前面道路の境界線までの水平距離のうち最小のものが一メートル以上であること。

二　建築物の地盤面下の部分

三　道路に沿つて設けられる高さが二メートル以下の門又は塀（高さが一・二メートルを超えるものにあつては、当該一・二メートルを超える部分が網状その他これに類する形状であるものに限る。）

四　隣地境界線に沿つて設けられる高さが二メートル以下の門又は塀

五　歩廊、渡り廊下その他これらに類する建築物の部分で、特定行政庁がその地方の気候若しくは風土の特殊性又は土地の状況を考慮して規則で定めたもの

第百三十六条の二の二第一項第十号中「第十二条の五第七項」を「第十二条の五第八項」に改める。

第百四十七条の二中「次の各号に」を「次に」に改め、同条第三号中「カフエー」を「カフェー」に、「舞踏場」を「ダンスホール」に改める。

第百四十九条第二項第一号中「から第九項まで」を「、第七項、第十項及び第十一項」に改め、「第六十八条の三第一項」の下に「、第四項及び第五項」を加え、「及び法第九十三条の二」を「並びに法第九十三条の二」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、都市再開発法等の一部を改正する法律の一部の施行の日（平成七年五月二十五日）から施行する。

（地方自治法施行令の一部改正）

2　地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）の一部を次のように改正する。

第二百十条の十九中「第七十条第三項」を「第七十条第四項」に改める。

（地方税法施行令の一部改正）

3　地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）の一部を次のように改正する。

第五十四条の二十六の三第一項及び附則第七条第六項中「第十二条の五第七項」を「第十二条の五第八項」に改める。

（地方公共団体手数料令の一部改正）

4　地方公共団体手数料令（昭和三十年政令第三百三十号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項第百九十三号中「から第八項まで」を「、第七項又は第十項」に改める。

（租税特別措置法施行令の一部改正）

5　租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）の一部を次のように改正する。

第七条第十一項及び第二十九条の四第十項中「第十二条の五第七項」を「第十二条の五第八項」に改める。

（宅地建物取引業法施行令の一部改正）

6　宅地建物取引業法施行令（昭和三十九年政令第三百八十三号）の一部を次のように改正する。

第二条の五第二号中「第五十二条第四項から第六項まで」を「第五十二条第六項、第七項及び第十項」に改める。

第三条第二号中「第六項」を「第十項」に、「第七十五条の二第三項、第七十六条の三第四項」を「第七十五条の二第五項、第七十六条の三第五項」に改める。

（不動産特定共同事業法施行令の一部改正）

7　不動産特定共同事業法施行令（平成六年政令第四百十三号）の一部を次のように改正する。

第六条第二号中「から第八項まで」を「、第七項及び第十項」に改める。

大蔵大臣　武村　正義
建設大臣　野坂　浩賢
自治大臣　野中　広務
内閣総理大臣　村山　富市

大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成七年五月二十四日

内閣総理大臣　村山　富市

政令第二百十五号

大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令

内閣は、大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法の一部を改正する法律（平成七年法律第十五号）附則の規定に基づき、この政令を制定する。

大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法の一部を改正する法律の施行期日は、平成七年五月二十五日とする。

建設大臣　野坂　浩賢
内閣総理大臣　村山　富市

大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成七年五月二十四日

内閣総理大臣　村山　富市

政令第二百十六号

大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法施行令の一部を改正する政令

内閣は、大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法（昭和五十年法律第六十七号）第二十一条第一項、第百一条の十第一項及び第三項並びに第百七条第三項の規定に基づき、この政令を制定する。

大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法施行令（昭和五十年政令第三百六号）の一部を次のように改正する。

目次中「第六章　住宅街区整備事業（第十四条―第四十五条）」を「第六章　住宅街区整備事業（第十四条―第四十五条）
第六章の二　都心共同住宅供給事業（第四十五条の二）」に改める。

第十条を削り、第九条を第十条とし、第八条の次に次の一条を加える。

（保留地において居住者の共同の福祉又は利便のため必要な施設を設置する者）

第九条　法第二十一条第一項の政令で定める者は、国（国の全額出資に係る法人を含む。）又は地方公共団体が資本金、基本金その他これらに準ずるものの二分の一以上を出資している法人とする。

第六章の次に次の一章を加える。

第六章の二　都心共同住宅供給事業

（都心共同住宅供給事業の実施に要する費用に係る国の補助）

第四十五条の二　法第百一条の十第一項の規定による国の地方公共団体に対する補助金の額は、都心共同住宅供給事業の実施に要する費用（共同住宅の建設又は関連公益的施設の整備に係るものに限る。次項において同じ。）のうち共同住宅の共用部分又は関連公益的施設（次項において「共同住宅の共用部分等」という。）であって建設省令で定めるものに係る費用の額に三分の一を乗じて得た額とする。

2　法第百一条の十第三項の規定による国の地方公共団体に対する補助金の額は、都心共同住宅供給事業の実施に要する費用のうち共同住宅の共用部分等であつて前項の建設省令で定めるものに係る費用に対して地方公共団体が補助する額（その額が共同住宅の共用部分等であつて同項の建設省令で定めるものに係る費用の三分の二に相当する額を超える場合においては、当該三分の二に相当する額）に二分の一を乗じて得た額とする。

第四十七条の見出し中「適用される者」の下に「等」を加え、同条に次の一項を加える。

2　法第百七条第三項の政令で定める戸数は、十戸とする。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法の一部を改正する法律（平成七年法律第十五号）の施行の日（平成七年五月二十五日）から施行する。

（建設省組織令の一部改正）

2　建設省組織令（昭和二十七年政令第三百九十四号）の一部を次のように改正する。

第九条第二号中「除く。）」の下に「並びに都心共同住宅供給事業」を加える。

を「五〇、一九四人」に改め、同表通商産業省の項中「一二、四九四人」を「一二、五〇七人」に、「一二、四三〇人」を「一二、四四三人」に改め、同表運輸省の項中「三六、一七九人」を「三六、一九三人」に、「三六、一四〇人」を「三六、一五四人」に改め、同表労働省の項中「二二、五一九人」を「二二、五四三人」に、「二二、五一六人」を「二二、五四〇人」に改め、同表建設省の項中「二四、二一二人」を「二四、二三六人」に、「二四、〇九二人」を「二四、一一六人」に改める。

内閣総理大臣　村山　富市

特定中小企業者の新分野進出等による経済の構造的変化への適応の円滑化に関する臨時措置法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名　御璽

平成七年五月二十二日

内閣総理大臣　村山　富市

政令第二百十一号

特定中小企業者の新分野進出等による経済の構造的変化への適応の円滑化に関する臨時措置法施行令の一部を改正する政令

内閣は、特定中小企業者の新分野進出等による経済の構造的変化への適応の円滑化に関する臨時措置法（平成五年法律第九十三号）第三条第一項及び第六条の二第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

特定中小企業者の新分野進出等による経済の構造的変化への適応の円滑化に関する臨時措置法施行令（平成五年政令第三百七十六号）の一部を次のように改正する。

第四条の見出しを「（新分野進出等計画に係る特定中小企業者の要件）」に改め、同条中「第二条第三項」を「第三条第一項」に改める。

第八条の次に次の二条を加える。

（国際経済に係る事情の急激な変化）

第九条　法第六条の二第一項の政令で定める変化は、本邦通貨の外国為替相場の水準の平成七年三月以後における急速かつ大幅な上昇とする。

（事業展開計画に係る特定中小企業者の要件）

第十条　法第六条の二第一項の政令で定める要件は、生産額等が相当程度減少し、又は減少する見通しがあることとする。

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

大蔵大臣　武村　正義
厚生大臣　井出　正一
農林水産大臣　大河原太一郎
通商産業大臣臨時代理
内閣総理大臣　村山　富市
運輸大臣　亀井　静香
内閣総理大臣　村山　富市

阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名　御璽

平成七年五月二十二日

内閣総理大臣　村山　富市

政令第二百十二号

阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成七年法律第十一号）第二十三条第一項第一号の規定に基づき、この政令を制定する。

阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令（平成七年政令第二十九号）の一部を次のように改正する。

第十九条第二項中「及び租税特別措置法」を「並びに租税特別措置法」に、「の平成七年一月十七日」を「及び同条に規定する事業展開を行う特定中小企業者の平成七年一月十七日（当該事業展開を行う特定中小企業者にあっては、同年四月一日）」に改める。

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

大蔵大臣　武村　正義
内閣総理大臣　村山　富市

都市再開発法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令をここに公布する。

御名　御璽

平成七年五月二十四日

内閣総理大臣　村山　富市

政令第二百十三号

都市再開発法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令

内閣は、都市再開発法等の一部を改正する法律（平成七年法律第十三号）附則第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

都市再開発法等の一部を改正する法律（第一条のうち都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）第二条の二第一項、第三条及び第七条の二第一項の改正規定を除く。）の施行期日は、平成七年五月二十五日とする。

建設大臣　野坂　浩賢
内閣総理大臣　村山　富市

都市計画法施行令及び建築基準法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名　御璽

平成七年五月二十四日

内閣総理大臣　村山　富市

政令第二百十四号

都市計画法施行令及び建築基準法施行令の一部を改正する政令

内閣は、都市再開発法等の一部を改正する法律（平成七年法律第十三号）の施行に伴い、並びに都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十八条の二第一項第五号並びに建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十八条第十三項、第五十二条第八項、第五十六条第四項及び第六項、第九十条の三並びに第九十七条の三第三項の規定に基づき、この政令を制定する。

（都市計画法施行令の一部改正）

第一条　都市計画法施行令（昭和四十四年政令第百五十八号）の一部を次のように改正する。

第十四条の二第三号中「第十二条の五第五項」を「第十二条の五第八項」に改める。

第三十七条の三中「第十二条の五第七項」を「第十二条の五第八項」に改める。

第三十八条の七第三号ロ(1)及び(2)中「第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域又は第二種中高層住居専用地域」を「法第八条第一項第一号に規定する用途地域」に改め、同号ロを同号ハとし、同号イの次に次のように加える。

ロ　地区計画（地区整備計画において、法第十二条の五第七項後段の規定による壁面の位置の制限として定められた限度の線と敷地境界線との間の土地の区域における工作物の設置の制限が定められているものに限る。）において定められている建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合の最高限度で、当該敷地に係る建築基準法第五十二条の規定による建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合の最高限度を超えるもの

（建築基準法施行令の一部改正）

第二条　建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第四号中「第八項」を「第十項」に改め、同項第六号イ中「及び第百三十条の十二」を「並びに第百三十条の十二及び第百三十五条の四の五」に改め、同号ハ中「むね飾」を「棟飾」に改める。

第百三十条の見出し中「聴聞等」を「意見の聴取等」に改める。

第百三十条の十二中「第五十六条第二項」の下に「及び第四項」を加える。

第百三十一条中「第五十六条第四項」を「第五十六条第六項」に改め、「第二項」の下に「から第四項まで」を加え、「第百三十一条の二」を「次条」に改める。

第百三十一条の二に次の一項を加える。

3　前面道路の境界線若しくはその反対側の境界線からそれぞれ後退して壁面線の指定がある場合又は前面道路の境界線若しくはその反対側の境界線からそれぞれ後退して法第六十八条の二第一項の規定に基づく条例で定める壁面の位置の制限（道路に面する建築物の壁又はこれに代わる柱の位置及び道路に面する高さ二メートルを超える門又は塀の位置を制限するものに限る。以下この項において「壁面の位置の制限」という。）がある場合において、当該壁面線又は当該壁面の位置の制限として定められた限度の線を越えない建築物

二一〇、二〇〇	二一二、五一〇
二一七、二〇〇	二一九、五九〇
二二一、三五〇	二二三、七八〇
二三三、三三〇	二三五、八九〇
二三九、二六〇	二四一、八九〇
二四五、四七〇	二四八、一七〇
二五七、四一〇	二六〇、二四〇
二六九、四五〇	二七二、四二〇
二七二、五九〇	二七五、五九〇
二八二、五四〇	二八五、六五〇
二九六、六七〇	二九九、九三〇
三一〇、六五〇	三一四、〇七〇
三一九、二九〇	三二二、八〇〇
三二七、七二〇	三三一、三三〇
三四四、八二〇	三四八、六一〇
三六一、五五〇	三六五、五三〇
三六四、八三〇	三六八、八五〇
三七七、八四〇	三八二、〇〇〇
三九四、二六〇	三九八、五九〇
四一〇、五八〇	四一五、〇九〇
四二六、七九〇	四三一、四八〇

備考　年金額の算定の基礎となっている平成六年度改定令別表第一の仮定俸給の額が四二六、七九〇円を超える場合においては、その額に一・〇一一を乗じて得た額（その額に、五円未満の端数があるときはこれを切り捨てるものとし、五円以上十円未満の端数があるときはこれを十円に切り上げるものとする。）をこの表の仮定俸給とする。

別表第二（第三条、第五条関係）

仮定俸給	率
四三一、四八〇円以上のもの	二三・〇割
三九八、五九〇円を超え四三一、四八〇円未満のもの	二三・八割
三八二、〇〇〇円を超え三九八、五九〇円以下のもの	二四・五割
三六八、八五〇円を超え三八二、〇〇〇円以下のもの	二四・八割
二六〇、二四〇円を超え三六八、八五〇円以下のもの	二五・〇割
二四八、一七〇円を超え二六〇、二四〇円以下のもの	二五・五割
二二三、七八〇円を超え二四八、一七〇円以下のもの	二六・一割
一八二、八八〇円を超え二二三、七八〇円以下のもの	二六・九割
一七五、九三〇円を超え一八二、八八〇円以下のもの	二七・四割
一六四、四八〇円を超え一七五、九三〇円以下のもの	二七・八割
一五九、九三〇円を超え一六四、四八〇円以下のもの	二九・〇割
一五五、二七〇円を超え一五九、九三〇円以下のもの	二九・三割
一三六、七四〇円を超え一五五、二七〇円以下のもの	二九・八割
一二一、二九〇円を超え一三六、七四〇円以下のもの	三〇・二割
一一七、〇三〇円を超え一二一、二九〇円以下のもの	三〇・九割
一一四、〇四〇円を超え一一七、〇三〇円以下のもの	三一・九割
一一一、三九〇円を超え一一四、〇四〇円以下のもの	三二・七割
一〇八、七五〇円を超え一一一、三九〇円以下のもの	三三・〇割
一〇四、五二〇円を超え一〇八、七五〇円以下のもの	三三・四割
一〇四、五二〇円のもの	三四・五割

別表第三（第三条関係）

障害の等級	年金額
一級	五、五一四、〇〇〇円
二級	四、五九五、〇〇〇円
三級	三、七八四、〇〇〇円
四級	二、九九四、〇〇〇円
五級	二、四二三、〇〇〇円
六級	一、九五八、〇〇〇円

備考
一　障害の等級の区分は、昭和二十三年六月三十日以前に給付事由の生じた国家公務員共済組合法等の規定による年金の特別措置に関する法律（昭和二十八年法律第百五十九号）別表第二に基づいて大蔵大臣の定めたところによる。
二　この表の四級、五級又は六級に該当する障害で、それぞれ恩給法別表第一号表ノ二に定める第三項症、第四項症又は第五項症以上に相当するものに係る年金については、大蔵大臣の定めるところにより、それぞれその一級上位の等級に該当するものとみなす。

大蔵大臣　武村　正義
内閣総理大臣　村山　富市

行政機関職員定員令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名　御璽

平成七年五月二十二日

内閣総理大臣　村山　富市

政令第二百十号

行政機関職員定員令の一部を改正する政令

内閣は、行政機関の職員の定員に関する法律（昭和四十四年法律第三十三号）第二条の規定に基づき、この政令を制定する。

行政機関職員定員令（昭和四十四年政令第百二十一号）の一部を次のように改正する

第一条第一項の表法務省の項中「五〇、〇六七人」を「五〇、〇七〇人」に改め、同表通商産業省の項中「一二、三八二人」を「一二、三九五人」に改め、同表運輸省の項中「三六、〇九九人」を「三六、一一三人」に改め、同表労働省の項中「二二、四五二人」を「二二、四七六人」に改め、同表建設省の項中「二三、九九三人」を「二四、〇一七人」に改め、同表合計の項中「四八六、八二〇人」を「四八六、八九八人」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、公布の日から施行する。

（行政機関職員定員令及び沖縄の復帰に伴う行政機関の職員の定員に関する法律の適用の特別措置に関する政令の一部を改正する政令の一部改正）

2　行政機関職員定員令及び沖縄の復帰に伴う行政機関の職員の定員に関する法律の適用の特別措置に関する政令の一部を改正する政令（平成七年政令第八十二号）の一部を次のように改正する。

附則第二項の表法務省の項中「五〇、三四七人」を「五〇、三五〇人」に、「五〇、一九一人」

につき六万六千円（配偶者である扶養親族がない場合にあっては、そのうち一人に限り十三万二千円）を加えた額を同号に定める額として、同項の規定を適用する。

7　殉職年金又は公務傷病遺族年金を受ける権利を有する者に扶養遺族（戦傷病者戦没者遺族等援護法第二十四条に規定する遺族（夫、子、父、母、孫、祖父又は祖母にあっては、同法第二十五条第一項各号の条件に該当するものに限る。）をいう。以下この項において同じ。）がある場合には、第三項第二号に定める額に第一号に掲げる額を加えた額又は同項第三号に定める額に第二号に掲げる額を加えた額を、それぞれ同項第二号又は第三号に定める額として、同項の規定を適用する。

一　扶養遺族一人につき二万四千円（そのうち二人までについては、一人につき六万六千円）

二　前号に掲げる金額の十分の七・五に相当する金額

8　前条第九項の規定は、公務傷病年金、殉職年金又は公務傷病遺族年金を受ける者で、前各項の規定のうち年齢特例規定に規定する年齢に達していないものについて準用する。

（旧法による年金の額の改定）

第四条　第二条の規定は旧法の規定による退職年金、障害年金又は遺族年金（旧法第九十四条の二の規定によりこれらの年金とみなされた年金を含む。）の額の改定について、前条の規定は旧法第九十条の規定による年金のうち、公務傷病年金、殉職年金又は公務傷病遺族年金の額の改定について、それぞれ準用する。この場合において、第二条第六項中「次に掲げる場合」とあるのは「次に掲げる場合又は旧令特別措置法の規定により国家公務員等共済組合連合会が支給する旧法の規定による遺族年金に相当する年金の支給を受ける場合」と、前条第五項中「前条第六項第一号に掲げる場合」とあるのは「前条第六項第一号又は第二号に掲げる場合」と読み替えるものとする。

（日本鉄道共済組合が支給する旧法による年金の額の改定の特例）

第五条　日本鉄道共済組合（国家公務員等共済組合法第八条第二項に規定する日本鉄道共済組合をいう。次項において同じ。）が支給する年金のうち、旧法の規定による退職年金、障害年金又は遺族年金（旧法第九十四条の二の規定によりこれらの年金とみなされた年金を含む。）の額の改定については、前条の規定にかかわらず、平成七年四月分以後、その額を、仮定俸給に百十分の百を乗じて得た額（その額に、五円未満の端数があるときはこれを切り捨てるものとし、五円以上十円未満の端数があるときはこれを十円に切り上げるものとする。）を俸給とみなし、旧法の規定を適用して算定した額に改定する。

2　日本鉄道共済組合が支給する旧法第九十条の規定による年金のうち、公務傷病年金、殉職年金又は公務傷病遺族年金の額の改定については、前条の規定にかかわらず、平成七年四月分以後、その額を、仮定俸給に百十分の百を乗じて得た額（その額に、五円未満の端数があるときはこれを切り捨てるものとし、五円以上十円未満の端数があるときはこれを十円に切り上げるものとする。）を俸給とみなし、旧法第九十条に規定する従前の法令の規定の例（殉職年金にあっては、その算定の際俸給月額に乗ずべき月数は、別表第二の上欄に掲げる当該仮定俸給に応じ同表の下欄に掲げる率を二月に乗じた月数によるものとする。）により算定した額に改定する。

3　前二項に規定する「仮定俸給」とは、次の各号に掲げる年金の区分に応じ、当該各号に定める額をいう。

一　第一項に規定する年金　平成六年度改定令第五条第三項第一号に定める額を第二条第一項の規定の例により引き上げることとした場合の額

二　前項に規定する年金　平成六年度改定令第五条第三項第二号に定める額を第三条第一項の規定の例により引き上げることとした場合の額

4　第二条第二項から第九項までの規定は第一項の規定の適用を受ける年金について、第三条第二項から第八項までの規定は第二項の規定の適用を受ける年金について、それぞれ準用する。この場合において、第二条第六項中「次に掲げる場合」とあるのは「次に掲げる場合又は旧令特別措置法の規定により国家公務員等共済組合連合会が支給する旧法の規定による遺族年金に相当する年金の支給を受ける場合」と、第三条第五項中「前条第六項第一号に掲げる場合」とあるのは「前条第六項第一号又は第二号に掲げる場合」と読み替えるものとする。

（端数計算）

第六条　第二条から前条までの規定により年金額を改定する場合において、これらの規定により算出して得た年金額に、五十円未満の端数があるときはこれを切り捨てた金額をもって、五十円以上百円未満の端数があるときはこれを百円に切り上げた金額をもってこれらの規定による改定年金額とする。

（費用の負担）

第七条　第二条から第四条までの規定による年金額の改定により増加する費用は、国が負担する。ただし、同条の規定による年金額の改定により増加する費用のうち国家公務員等共済組合法第八条第二項に規定する日本たばこ産業共済組合又は日本電信電話共済組合が支給する年金に係るものは、日本たばこ産業株式会社又は日本電信電話株式会社が負担する。

2　第五条の規定による年金額の改定により増加する費用は、日本国有鉄道清算事業団が負担する。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、公布の日から施行する。

（戦傷病者戦没者遺族等援護法との調整）

2　この政令の施行の際、旧令特別措置法の規定による年金のうち公務による傷病又は死亡を給付事由とするものを受ける権利を有する者で、同一の事由により戦傷病者戦没者遺族等援護法の規定による年金を受ける権利を併せ有するものについては、この政令は、適用しない。

別表第一（第二条、第三条、第五条関係）

平成六年度改定令別表第一の仮定俸給	仮定俸給
円	円
一〇三、三八〇	一〇四、五二〇
一〇七、五七〇	一〇八、七五〇
一一〇、一八〇	一一一、三九〇
一一二、八〇〇	一一四、〇四〇
一一五、七六〇	一一七、〇三〇
一一九、九八〇	一二一、二九〇
一二三、六三〇	一二四、九八〇
一二七、〇一〇	一二八、四一〇
一三一、一三〇	一三二、五七〇
一三五、二五〇	一三六、七四〇
一三九、七六〇	一四一、二九〇
一四四、三二〇	一四五、九〇〇
一四九、九九〇	一五一、六四〇
一五三、五八〇	一五五、二七〇
一五八、一九〇	一五九、九三〇
一六二、六九〇	一六四、四八〇
一七一、六一〇	一七三、五〇〇
一七四、〇一〇	一七五、九三〇
一八〇、八八〇	一八二、八八〇
一九〇、〇二〇	一九二、一一〇
二〇〇、一二〇	二〇二、三二〇
二〇五、二八〇	二〇七、五四〇

一　旧法の規定による退職年金に相当する年金　百九万千三百円

二　旧法の規定による障害年金に相当する年金　次のイ又はロに掲げる年金の区分に応じそれぞれイ又はロに定める額

イ　六十五歳以上の者に係る年金　次に掲げる年金の区分に応じそれぞれ次に定める額

(1)　その実在職した組合員期間が最短年金年限に達している者に係る年金　百九万千三百円

(2)　その実在職した組合員期間が九年以上最短年金年限未満の者に係る年金　八十一万八千五百円

(3)　その実在職した組合員期間が六年以上九年未満の者に係る年金　六十五万四千八百円

(4)　その実在職した組合員期間が六年未満の者に係る年金　五十四万五千七百円

ロ　六十五歳未満の者に係る年金　次に掲げる年金の区分に応じそれぞれ次に定める額

(1)　その実在職した組合員期間が最短年金年限に達している者に係る年金　八十一万八千五百円

(2)　その実在職した組合員期間が最短年金年限未満の者に係る年金　五十四万五千七百円

三　旧法の規定による遺族年金に相当する年金　七十六万三千百円

5　前各項の規定の適用を受ける年金を受ける者が旧法の規定による遺族年金に相当する年金を受ける妻であり、かつ、次の各号のいずれかに該当する場合には、平成七年四月分以後、これらの規定により算定した額に当該各号に定める額を加えた額をもって、当該年金の額とする。

一　遺族である子一人を有する場合　十五万六百円

二　遺族である子二人以上を有する場合　二十六万三千六百円

三　六十歳以上である場合（前二号に該当する場合を除く。）　十五万六百円

6　前項の場合において、旧法の規定による遺族年金に相当する年金を受ける妻が当該遺族年金に相当する年金に係る組合員又は組合員であった者の死亡について次に掲げる場合に該当するときは、その該当する間は、同項の規定による加算は行わない。

一　恩給法（大正十二年法律第四十八号）の規定による扶助料又は施行法第三十一条第一項に規定する退職年金条例の規定による遺族年金の支給を受ける場合であって、恩給法等の一部を改正する法律（昭和五十一年法律第五十一号）附則第十四条第一項若しくは第二項（地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法（昭和三十七年法律第百五十三号）第三条の三第四項の規定によりその例によることとされる場合を含む。）の規定又はこれらの規定に相当する当該退職年金条例の規定により当該年金である給付に加えることとされている額が加えられる場合

二　旧令特別措置法の規定により国家公務員等共済組合連合会が支給する年金のうち、殉職年金又は公務傷病遺族年金の支給を受ける場合

三　旧法の規定による殉職年金又は公務傷病遺族年金の支給を受ける場合

四　国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第百五号）第一条の規定による改正前の国家公務員等共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号）第八十八条第一号又は地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第百八号）第一条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）第九十三条第一号の規定による遺族年金の支給を受ける場合

7　第五項の場合において、旧法の規定による遺族年金に相当する年金を受ける妻で同項各号のいずれかに該当するもの（昭和五十五年十月三十一日前に給付事由が生じた旧法の規定による遺族年金に相当する年金を受ける者を除く。）が次に掲げる年金である給付（その全額の支給を停止されているものを除く。）の支給を受けることができるときは、その受けることができる間は、同項の規定による加算は行わない。ただし、第一項から第四項までの規定により算定した旧法の規定による遺族年金に相当する年金の額が七十九万円に満たないときは、この限りでない。

一　国家公務員等共済組合法による退職共済年金（その年金額の算定の基礎となる組合員期間が二十年以上であるもの又は同法附則第十三条第一項若しくは施行法第八条若しくは第九条（これらの規定を施行法第二十二条第一項、第二十三条第一項又は第四十八条第一項（施行法第四十九条又は第五十条第一項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）若しくは第二十五条（施行法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定の適用を受ける者に支給されるものに限る。）及び障害共済年金

二　国家公務員等共済組合法施行令（昭和三十三年政令第二百七号）第十一条の七の四各号に掲げる年金

8　前項ただし書の場合における第五項の規定の適用については、同項の規定により当該旧法の規定による遺族年金に相当する年金の額に加算されるべき額は、同項の規定にかかわらず、七十九万円から当該旧法の規定による遺族年金に相当する年金の額を控除した額とする。

9　旧法の規定による退職年金、障害年金又は遺族年金に相当する年金を受ける者で、前各項の規定のうちその年金の額の算定に関し一定の年齢以上の者について特別の定めをしている規定（以下「年齢特例規定」という。）に規定する年齢に達していないものが、当該年齢特例規定に規定する年齢に達したときにおいては、その者は、当該年齢特例規定に規定する一定の年齢以上の者に該当するものとして、当該年齢特例規定を適用する。この場合において、当該年齢特例規定によりその年金の額を改定すべきこととなるときは、その達した日の属する月の翌月分以後、その年金の額を改定する。

（旧令特別措置法による公務傷病年金等の額の改定）

第三条　旧令特別措置法第六条第一項第二号の規定により改定された年金のうち、公務傷病年金、殉職年金又は公務傷病遺族年金については、平成七年四月分以後、その額を、平成六年度改定令第三条の規定により改定された年金額の算定の基礎となっている平成六年度改定令別表第一の仮定俸給（同条第三項の規定により同項各号に定める額をもって改定年金額とした年金については、同条第一項の規定により年金額を改定したものとした場合にその改定年金額の算定の基礎となるべき仮定俸給）に対応する別表第一の仮定俸給を俸給とみなし、それぞれ旧陸軍共済組合、旧令特別措置法第一条に規定する共済協会又は旧令特別措置法第二条に規定する外地関係共済組合が支給した年金の算定の例（その算定の際俸給月額に乗ずべき月数は、公務傷病年金及び公務傷病遺族年金にあっては旧令特別措置法第六条第三項の規定により改定された月数によるものとし、殉職年金にあっては別表第二の上欄に掲げる当該仮定俸給に応じ同表の下欄に掲げる率を二月に乗じた月数によるものとする。）により算定した額に改定する。

2　前条第二項の規定は前項の規定の適用を受ける年金（その年金の額の算定の基礎となっている組合員期間のうち実在職した期間が最短年金年限に達している年金に限る。以下この項において同じ。）を受ける者が七十歳以上の者又は殉職年金若しくは公務傷病遺族年金を受ける七十歳未満の妻、子若しくは孫である場合について、同条第三項の規定は前項の規定の適用を受ける年金を受ける者が八十歳以上の者である場合について、それぞれ準用する。この場合において、同条第二項中「旧法の規定による遺族年金に相当する年金」とあるのは、「殉職年金又は公務傷病遺族年金」と読み替えるものとする。

3　次の各号に掲げる年金については、前二項の規定の適用を受けて改定された額が当該各号に定める額に満たないときは、平成七年四月分以後、その額を、当該各号に定める額に改定する。

一　公務傷病年金　別表第三に定める障害の等級に対応する年金額（障害の等級が一級又は二級に該当するものにあっては、二十一万円を加えた額）

二　殉職年金　百七十四万七千円

三　公務傷病遺族年金　百三十五万九千円

4　前三項の規定の適用を受ける年金を受ける権利を有する者のうち殉職年金又は公務傷病遺族年金を受ける権利を有する者については、これらの規定により算定した額に十三万千九百円を加えた額をもって、これらの年金の額とする。

5　前項の場合において、殉職年金又は公務傷病遺族年金を受ける権利を有する者がこれらの年金に係る組合員又は組合員であった者の死亡について前条第六項第一号に掲げる場合に該当するときは、その該当する間は、前項の規定による加算は行わない。

6　公務傷病年金を受ける権利を有する者に扶養親族（戦傷病者戦没者遺族等援護法（昭和二十七年法律第百二十七号）第八条第二項に規定する扶養親族（夫、子、父、母、孫、祖父又は祖母にあっては、同項各号の条件に該当するものに限る。）をいう。以下この項において同じ。）がある場合には、第三項第一号に定める額に、配偶者である扶養親族については十九万二千円、配偶者以外の扶養親族については一人につき二万四千円（そのうち二人までについては、一人

まで、第七号及び第八号に掲げる事項並びに番号を記載し、事業団の理事長がこれに記名押印しなければならない。

（社会福祉・医療事業団債券原簿）

第十五条　事業団は、主たる事務所に社会福祉・医療事業団債券原簿を備えて置かなければならない。

2　社会福祉・医療事業団債券原簿には、次の事項を記載しなければならない。

一　債券の発行の年月日
二　債券の数及び番号
三　第十条第二項第一号から第五号まで及び第八号に掲げる事項
四　元利金の支払に関する事項

（利札が欠けている場合）

第十六条　社会福祉・医療事業団債券を償還する場合において、欠けている利札があるときは、これに相当する金額を償還額から控除する。ただし、既に支払期が到来した利札については、この限りでない。

2　前項の利札の所持人がこれと引換えに控除金額の支払を請求したときは、事業団は、これに応じなければならない。

（社会福祉・医療事業団債券の発行の認可）

第十七条　事業団は、法第三十条第一項の規定により社会福祉・医療事業団債券の発行の認可を受けようとするときは、社会福祉・医療事業団債券の募集の日の二十日前までに次に掲げる事項を記載した申請書を厚生大臣に提出しなければならない。

一　社会福祉・医療事業団債券の発行を必要とする理由
二　第十条第二項第一号から第六号までに掲げる事項
三　社会福祉・医療事業団債券の募集の方法
四　社会福祉・医療事業団債券の発行に要する費用の概算額
五　第二号に掲げるもののほか、債券に記載しようとする事項

2　前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一　作成しようとする社会福祉・医療事業団債券申込証
二　社会福祉・医療事業団債券の発行により調達する資金の使途を記載した書面
三　社会福祉・医療事業団債券の引受けの見込みを記載した書面

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

大蔵大臣　武村　正義
厚生大臣　井出　正一
内閣総理大臣　村山　富市

平成七年度における旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法等の規定による年金の額の改定に関する政令をここに公布する。

御名　御璽

平成七年五月十九日

内閣総理大臣　村山　富市

政令第二百九号

平成七年度における旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法等の規定による年金の額の改定に関する政令

内閣は、旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法（昭和二十五年法律第二百五十六号）第一条の二並びに国家公務員等共済組合法の長期給付に関する施行法（昭和三十三年法律第百二十九号）第三条の二第一項及び第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

（定義）

第一条　この政令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一　旧令特別措置法　旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法をいう。
二　施行法　国家公務員等共済組合法の長期給付に関する施行法をいう。
三　旧法　施行法第二条第一号に規定する旧法をいう。
四　平成六年度改定令　平成六年度における旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法等の規定による年金の額の改定に関する政令（平成六年政令第二百三十一号）をいう。
五　公務傷病年金、殉職年金又は公務傷病遺族年金　それぞれ公務による傷病を給付事由とする年金、公務による死亡を給付事由とする年金又は公務による傷病を給付事由とする年金を受ける権利を有する者の公務によらない死亡を給付事由とする年金をいう。

（旧令特別措置法による退職年金等の額の改定）

第二条　旧令特別措置法第六条第一項第一号の規定により改定された年金又は旧令特別措置法第七条の二第一項の規定により支給される年金のうち、旧法の規定による退職年金、障害年金又は遺族年金に相当するものについては、平成七年四月分以後、その額を、平成六年度改定令第二条の規定により改定された年金額の算定の基礎となっている平成六年度改定令別表第一の仮定俸給（同条第四項又は第十二項の規定により同条第四項各号に定める額をもって改定年金額とした年金については、同条第一項の規定により年金額を改定したものとした場合にその改定年金額の算定の基礎となるべき仮定俸給）に対応する別表第一の仮定俸給を俸給とみなし、旧法の規定を適用して算定した額に改定する。

2　前項の規定の適用を受ける年金（その年金の額の算定の基礎となっている組合員期間のうち実在職した期間が最短年金年限（旧法の規定による退職年金に相当する年金を受ける最短年金年限をいう。以下同じ。）に達している年金に限る。次項において同じ。）を受ける者が七十歳以上の者又は旧法の規定による遺族年金に相当する年金を受ける七十歳未満の妻、子若しくは孫である場合には、前項の規定にかかわらず、その年金の額を、同項の規定に基づいて算定した額に、次の各号に掲げる年金の区分に応じ、当該各号に定める額の十二倍に相当する額を加えた額に改定する。この場合において、当該年金の支給を受ける者が二人以上あるときは、そのうちの年長者の年齢に応じ、この項の規定を適用するものとする。

一　旧法の規定による退職年金又は障害年金に相当する年金　当該年金の額の算定の基礎となっている組合員期間の年数から最短年金年限の年数を控除した年数（以下この項において「控除後の年数」という。）一年につき前項の規定により俸給とみなされた額の三百分の一（控除後の年数のうち十三年に達するまでの年数については、三百分の二）に相当する金額
二　旧法の規定による遺族年金に相当する年金　控除後の年数一年につき前項の規定により俸給とみなされた額の六百分の一（控除後の年数のうち十三年に達するまでの年数については、六百分の二）に相当する金額

3　第一項の規定の適用を受ける年金を受ける者が八十歳以上の者である場合におけるその者に対する前項の規定の適用については、同項第一号中「三百分の一（控除後の年数のうち十三年に達するまでの年数については、三百分の二）」とあるのは「三百分の二」と、同項第二号中「六百分の一（控除後の年数のうち十三年に達するまでの年数については、六百分の二）」とあるのは「六百分の二」とする。

4　次の各号に掲げる年金については、前三項の規定の適用を受けて改定された額が当該各号に定める額に満たないときは、平成七年四月分以後、その額を、当該各号に定める額に改定する。

（工業所有権に関する手続等の特例に関する法律施行令の改正に伴う経過措置）

第四条　第十一条中工業所有権に関する手続等の特例に関する法律施行令第一条第八号の改正規定（「第十一号」を「第十二号」に改める部分を除く。）並びに同令第三条及び第六条の改正規定の施行の際現に特許庁に係属している特許出願であって、出願公告をすべき旨の決定の謄本の送達があったものに係る手続、処分又は通知については、なお従前の例による。

（意匠登録令の一部改正）

第五条　意匠登録令（昭和三十五年政令第四十一号）の一部を次のように改正する。

第二条中「同条第四号」を「同条第五号」に、「、第百二十六条第一項又は第百八十四条の十五第一項」を「又は第百二十六条第一項」に改める。

第七条中「又は第三条第四号」を「特許異議の申立てがあつたとき、又は第三条第五号」に、「、第四号」を「、第五号」に改める。

（商標登録令の一部改正）

第六条　商標登録令（昭和三十五年政令第四十二号）の一部を次のように改正する。

第二条中「第四号及び第五号」を「第五号及び第六号」に、「第三条第四号」を「第三条第五号」に、「、第百二十六条第一項又は第百八十四条の十五第一項」を「又は第百二十六条第一項」に改める。

通商産業大臣　橋本龍太郎
内閣総理大臣　村山　富市

農業改良資金助成法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成七年五月十七日

内閣総理大臣　村山　富市

政令第二百七号

農業改良資金助成法施行令の一部を改正する政令

内閣は、農業改良資金助成法（昭和三十一年法律第百二号）第二条第一項及び第五項の規定に基づき、この政令を制定する。

農業改良資金助成法施行令（昭和三十一年政令第百三十一号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項の表第五号の項中「場合又は」を「場合若しくは水田における稲の直播若しくは移植から収穫までの一連の作業の省力化を行い、かつ、その農業の生産行程の総合的な改善を行う場合又は」に改め、同表第六号の項中「使用しない農業」の下に「又は化学的に合成された農薬若しくは肥料の使用を著しく減少させる農業」を加え、同表第七号の項中「を導入するため」を「の導入又は畑地における作物に係る収穫物の品質の改善を図る生産方式の導入（当該生産方式の導入と併せ行う当該収穫物の合理的な加工方式の導入を含む。）」に改め、同表第十号の項中「改善又は」を「改善、」に、「を内容」を「又は豚の飼養管理方法の改善を内容」に、「又は養豚」に改め、「設置し、」の下に「、肉用牛生産又は養豚」を「、肉用牛生産」を「乳牛若しくは肉用牛の飼料に供する飼料作物の作付けに必要な」を加え、「育成する」を「育成し、若しくは豚を購入する」に改める。

第三条の表第二号の項中「青年農業者」の下に「又はその組織する団体」を加える。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、公布の日から施行する。

（地方税法施行令の一部改正）

2　地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）の一部を次のように改正する。

第五十二条の二の二第二項第二号中「又は特定地域新部門導入資金」を「、特定地域新部門導入資金又は青年農業者等育成確保資金」に改める。

農林水産大臣　大河原太一郎
自治大臣　野中　広務
内閣総理大臣　村山　富市

社会福祉・医療事業団法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成七年五月十九日

内閣総理大臣　村山　富市

政令第二百八号

社会福祉・医療事業団法施行令の一部を改正する政令

内閣は、社会福祉・医療事業団法（昭和五十九年法律第七十五号）第三十条第八項の規定に基づき、この政令を制定する。

社会福祉・医療事業団法施行令（昭和五十九年政令第三百四十二号）の一部を次のように改正する。

第九条を第十九条とし、第八条中「社会福祉・医療事業団」を「事業団」に改め、同条を第十八条とし、第七条の次に次の十条を加える。

（社会福祉・医療事業団債券の形式）

第八条　社会福祉・医療事業団債券は、無記名利札付きとする。

（社会福祉・医療事業団債券の発行の方法）

第九条　社会福祉・医療事業団債券の発行は、募集の方法による。

（社会福祉・医療事業団債券申込証）

第十条　社会福祉・医療事業団債券の募集に応じようとする者は、社会福祉・医療事業団債券申込証にその引き受けようとする社会福祉・医療事業団債券の数及び住所を記載し、これに署名し、又は記名押印しなければならない。

2　社会福祉・医療事業団債券申込証は、社会福祉・医療事業団（以下「事業団」という。）が作成し、これに次の事項を記載しなければならない。

一　社会福祉・医療事業団債券の総額
二　各社会福祉・医療事業団債券の金額
三　社会福祉・医療事業団債券の利率
四　社会福祉・医療事業団債券の償還の方法及び期限
五　利息の支払の方法及び期限
六　社会福祉・医療事業団債券の発行の価額
七　無記名式である旨
八　募集又は管理の委託を受けた会社があるときは、その商号

（社会福祉・医療事業団債券の引受け）

第十一条　前条の規定は、政府若しくは地方公共団体が社会福祉・医療事業団債券を引き受ける場合又は社会福祉・医療事業団債券の募集の委託を受けた会社が自ら社会福祉・医療事業団債券を引き受ける場合においては、その引き受ける部分については、適用しない。

（社会福祉・医療事業団債券の成立の特則）

第十二条　社会福祉・医療事業団債券の応募総額が社会福祉・医療事業団債券の総額に達しないときでも、社会福祉・医療事業団債券を成立させる旨を社会福祉・医療事業団債券申込証に記載したときは、その応募額をもつて社会福祉・医療事業団債券の総額とする。

（社会福祉・医療事業団債券の払込み）

第十三条　社会福祉・医療事業団債券の募集が完了したときは、事業団は、遅滞なく、各社会福祉・医療事業団債券につきその全額の払込みをさせなければならない。

（債券の発行）

第十四条　事業団は、前条の払込みがあったときは、遅滞なく、債券を発行しなければならない。ただし、社会福祉・医療事業団債券の応募又は引受けをしようとする者が、応募又は引受けに際し、社会福祉・医療事業団債券につき社債等登録法（昭和十七年法律第十一号）に規定する登録の請求をしたときは、この限りでない。

2　各債券には、第十条第二項第一号から第五号

（弁理士法施行令の一部改正）

第十条　弁理士法施行令（大正十年勅令第四百六十六号）の一部を次のように改正する。

第三十八条第一項第二号中「申立書」の下に「、意見書、訂正請求書」を加える。

（工業所有権に関する手続等の特例に関する法律施行令の一部改正）

第十一条　工業所有権に関する手続等の特例に関する法律施行令（平成二年政令第二百五十八号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第百八十四条の十六第四項」を「第百八十四条の二十第四項」に、「第四十八条の十四第四項」を「第四十八条の十六第四項」に、「第十二号まで及び第十五号」を「第十三号まで及び第十四号」に改め、第十九号を第二十号とし、第九号から第十八号までを一号ずつ繰り下げ、同条第八号中「、特許法」を「又は特許法」に、「第百五十九条第二項（同法第百七十四条第二項」に、「第十一号」を「第十二号」に改め、「又は同法第百五十九条第二項（同法第百七十四条第一項」を「第百五十七条（同法第百五十九条第三項・同法第百七十四条第一項において準用する場合を含む。）及び同法第百六十三条第三項において準用する場合を含む。）」を削り、同号を同条第九号とし、同条第五号から第七号までを一号ずつ繰り下げ、同条第四号中「第四十三条第一項」の下に「（同法第四十三条の二第三項」を「含む。）」の下に「及び実用新案法第十一条第一項において準用する場合を含む。」を加え、同号を同条第五号とし、同条中第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二　特許法第三十六条の二第二項の規定による翻訳文の提出

第三条中「第五号」を「第四号」に改め、同条第二号中「又は第六十条」を削り、同条第三号を次のように改める。

三　特許法第五十一条の規定による特許をすべき旨の査定

第三条第四号中「又は第五十四条第一項」を削り、同条第五号を削る。

第六条中「及び第九号」を削り、第七号を次のように改める。

七　特許法第五十二条第二項の規定による査定の謄本の送達

第六条第八号中「又は第五十四条第一項」を削り、同条中第九号を削り、第十号を第九号とし、第十一号を第十号とし、第十二号を第十一号とする。

第九条ただし書中「、図面」の下に「（特許法第三十六条の二第一項の外国語書面（図面に限る。）及び同条第二項に規定する翻訳文（図面に係るものに限る。）を含む。以下この条及び次条において同じ。）」を加える。

第十一条中「又は実用新案登録出願」を「、実用新案登録出願及び特許法第三十六条の二第二項の規定による翻訳文の提出」に改める。

第十二条中「実用新案登録出願の」を「実用新案登録出願にあっては」に改め、「要約書」の下に「又は特許法第三十六条の二第一項の外国語書面（図面を除く。）及び外国語要約書面、同条第二項の規定による翻訳文の提出にあっては同項に規定する翻訳文（図面に係るものを除き、翻訳文の提出に係る書面であって通商産業省令で定めるものを含む。）」を加える。

第十四条第二号を次のように改める。

二　願書に添付して提出した明細書及び要約書又は特許法第三十六条の二第一項の外国語書面（図面を除く。）及び外国語要約書面並びに同条第二項に規定する翻訳文（図面に係るものを除く。）に記載された事項（前号に掲げる事項を除く。）

第十四条に次の一号を加える。

三　願書に添付して提出した図面又は特許法第三十六条の二第一項の外国語書面（図面に限る。）及び同条第二項に規定する翻訳文（図面に係るものに限る。）の内容

第十八条中「、第八号から第十号まで、第十二号又は第十五号から第十九号まで」を「、第九号から第十一号まで、第十三号又は第十五号から第二十号まで」に改める。

（通商産業省組織令の一部改正）

第十二条　通商産業省組織令（昭和二十七年政令第三百九十号）の一部を次のように改正する。

第百七十二条中「関する審判」の下に「及び特許異議」を加える。

第百八十二条の二第六号中「審判」の下に「、特許異議」を加える。

第百八十八条中「次の」を「発明の審査及び実用新案技術評価書の作成に関する事務の連絡調整に関する」に改め、各号を削る。

第百九十七条第一号中「審判」の下に「、特許異議」を加え、同条第三号中「請求書」の下に「、特許異議申立書」を加え、同条第四号中「審判」の下に「及び特許異議」を加え、同条第五号中「審判」の下に「、特許異議」を加え、同条第六号中「審決」の下に「及び特許の取消決定」を加える。

第百九十八条中「審判事件」の下に「及び特許異議申立事件」を加える。

附　則

（施行期日）

第一条　この政令は、特許法等の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）の施行の日（平成七年七月一日）から施行する。ただし、第二条、第四条及び第六条の規定、第七条の規定（特許登録令第一条第一号、第三条第四号及び第十六条第六号の改正規定中「、第百二十六条第一項又は第百八十四条の十五第一項」を「又は第百二十六条第一項」に改める部分並びに同令第三十条第一項第四号の改正規定を除く。）、第八条中実用新案登録令第二条の改正規定（「同条第四号」を「同条第五号」に改める部分に限る。）、第九条及び第十条の規定、第十一条中工業所有権に関する手続等の特例に関する法律施行令第一条第八号の改正規定（「第十一号」を「第十二号」に改める部分を除く。）並びに同令第三条及び第六条の改正規定、第十二条の規定並びに附則第四条の規定、附則第五条の規定（意匠登録令第二条の改正規定中「、第百二十六条第一項」を「又は第百八十四条の十五第一項」を「又は第百二十六条第一項」に改める部分を除く。）及び附則第六条の規定（商標登録令第二条の改正規定中「、第百二十六条第一項又は第百八十四条の十五第一項」を「又は第百二十六条第一項」に改める部分を除く。）は、平成八年一月一日から施行する。

（特許登録令の改正に伴う経過措置）

第二条　この政令の施行前にした外国語特許出願（改正法第一条の規定による改正前の特許法（昭和三十四年法律第百二十一号）第百八十四条の十六第四項の規定により特許出願とみなされた国際出願であって外国語でされたものを含む。）に係る特許についての改正法第一条の規定による改正前の特許法第百八十四条の十五第一項の審判及びその確定審決に対する再審に係る登録については、第七条の規定による改正後の特許登録令の規定にかかわらず、なお従前の例による。

（実用新案登録令の改正に伴う経過措置）

第三条　この政令の施行前にした外国語実用新案登録出願（改正法第三条の規定による改正前の実用新案法（昭和三十四年法律第百二十三号）第四十八条の十四第四項の規定により実用新案登録出願とみなされた国際出願であって外国語でされたものを含む。）に係る実用新案登録についての改正法第三条の規定による改正前の実用新案法第四十八条の十二第一項の審判及びその確定審決に対する再審に係る登録については、第八条の規定による改正後の実用新案登録令の規定にかかわらず、なお従前の例による。

十一	特許異議の申立てをする者	一件につき八千七百円に一請求項につき千円を加えた額
十二	特許異議の申立てについての審理への参加を申請する者	一件につき二千三百円

第三条第二項の表第七号中「第五十七条」を「第五十八条第四項」に改める。

第四条第一項の表第二号中「第十七条の二第二項」を「第十六条の五第二項（同法第五十五条の二第三項（同法第六十条の二第一項（同法第六十八条第五項において準用する場合を含む。）又は第六十八条第四項において準用する場合を含む。）、同法第十七条の二第二項（同法第六十八条第二項において準用する場合を含む。）」に改める。

附則第三項中「九千六百円」と」の下に「、同表第十一号中「八千七百円に一請求項につき千円」とあるのは「五千円に一発明につき五千円」と」を加え、「同表第十二号」を「同表第十三号」に、「同表第十四号」を「同表第十五号」に改める。

（特許登録令の一部改正）

第七条　特許登録令（昭和三十五年政令第三十九号）の一部を次のように改正する。

第一条第三号を同条第四号とし、同条第二号中「再審の」の下に「確定した決定又は」を加え、同号を同条第三号とし、同条第一号中「、第百二十六条第一項又は第百八十四条の十五第一項」を「又は第百二十六条第一項」に改め、同号を同条第二号とし、同条に第一号として次の一号を加える。

一　特許異議の申立てについての確定した決定

第三条第五号を同条第六号とし、同条第四号中「、第百二十六条第一項又は第百八十四条の十五第一項」を「又は第百二十六条第一項」に改め、同号を同条第五号とし、同条第三号の次に次の一号を加える。

四　特許異議の申立てがあつたとき。

第九条第三項中「審決の原本により、第一条第一号又は第二号」を「特許異議の申立てについての決定、審判の審決又は再審の決定若しくは審決の原本により、第一条第一号から第三号まで」に、「その審決」を「その決定又は審決」に改める。

第十六条第二号中「審判」を「特許異議の申立てについての決定、審判」に、「若しくは」を「又は」に改め、同条第七号中「再審の」の下に「確定した決定又は」を加え、同号を同条第八号とし、同条第六号中「、第百二十六条第一項又は第百八十四条の十五第一項」を「又は第百二十六条第一項」に改め、同号を同条第七号とし、同条第五号の次に次の一号を加える。

六　特許異議の申立てについての確定した決定

第二十七条中「又は第三条第四号若しくは第五号」を「特許異議の申立てがあつたとき、又は第三条第五号若しくは第六号」に改める。

第三十条第一項第四号中「の同盟国」の下に「若しくは世界貿易機関の加盟国」を加え、同号イ中「同盟国」を「同盟国又は加盟国」に改める。

第五十四条第三項中「抹消」を「抹消」に改め、後段を次のように改める。

特許異議の申立て又は第三条第五号若しくは第六号に掲げる請求について、特許異議申立書若しくは請求書を却下した決定が確定したとき、申立て若しくは請求を却下し、若しくは特許を維持すべき旨の決定若しくは請求を理由がないとした審決が確定したとき、又は申立て若しくは請求の取下げがあつたときも、同様とする。

（実用新案登録令の一部改正）

第八条　実用新案登録令（昭和三十五年政令第四十号）の一部を次のように改正する。

第一条第一号中「実用新案法第三十七条第一項又は第四十八条の十二第一項の」を削る。

第二条中「同条第四号」を「同条第五号」に、「、第百二十六条第一項又は第百八十四条の十五第一項」を「又は第百二十六条第一項の審判」に、「実用新案法第三十七条第一項又は第四十八条の十二第一項」を「審判」に改める。

第六条第五号中「実用新案法第三十七条第一項又は第四十八条の十二第一項の」を削る。

（特許法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令の一部改正）

第九条　特許法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（平成五年政令第三百三十三号）の一部を次のように改正する。

附則第二条第四項中「訂正若しくは」を「審判若しくは再審による明細書若しくは図面の訂正若しくは」に、「「訂正」」を「「登録異議の申立てについての決定、審判又は再審による明細書又は図面の訂正」」に改め、同条に次の一項を加える。

6　第一項の場合において、特許法等の一部を改正する法律（平成六年法律第百十六号）附則第九条第二項において準用する特許法（昭和三十四年法律第百二十一号）第百十三条の規定による登録異議の申立てに係る登録については、第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧実用新案登録令の規定のうち次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第一条第一号、第六条第五号	実用新案法第三十七条第一項、第三十九条第一項、第四十条第一項又は	登録異議の申立てについての確定した決定又は実用新案法第三十七条第一項、第三十九条第一項、第四十条第一項若しくは
第一条第二号、第六条第六号	確定審決	確定した決定又は確定審決
第二条	実用新案法第三十七条第一項、第三十九条第一項、第四十条第一項又は	登録異議の申立て又は実用新案法第三十七条第一項、第三十九条第一項、第四十条第一項若しくは
第三条第三項	審決の原本	登録異議の申立てについての決定、審判の審決又は再審の決定若しくは審決の原本
	その審決	その決定又は審決
第七条	と読み替える	と、「請求について、請求書を却下した決定が確定したとき、請求を却下し若しくは請求を理由がないとした審決が確定したとき、又は請求の取下げがあつたとき」とあるのは「申立て又は請求について、登録異議申立書若しくは請求書を却下した決定が確定したとき、申立て若しくは請求を却下し、若しくは実用新案登録を維持すべき旨の決定若しくは請求を理由がないとした審決が確定したとき、又は申立て若しくは請求の取下げがあつたとき」と読み替える

附則第三条中「昭和三十四年法律第百二十一号。」を削る。

第二条　特許法施行令の一部を次のように改正する。

第十七条の表第百八十四条の九第六項の項中「出願公告」を「特許権の設定の登録」に改める。

（実用新案法施行令の一部改正）

第三条　実用新案法施行令（昭和三十五年政令第十七号）の一部を次のように改正する。

第一条中「実用新案法」の下に「（以下「法」という。）」を加える。

第二条を第三条とし、第一条の次に次の一条を加える。

（決定により実用新案登録出願とみなされる国際出願に係る特例）

第二条　法第四十八条の十六第六項の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
法第四十八条の六第一項及び第二項、法第四十八条の七第一項	国際出願日	第四十八条の十六第四項に規定する国際出願日となつたものと認められる日
法第四十八条の八第三項、法第四十八条の十第三項	第四十八条の四第一項の国際出願日	
法第四十八条の十四	同項の国際出願日	
法第四十八条の七第一項及び第二項	国内処理基準時の属する日まで	通商産業省令で定める期間内
法第四十八条の九、法第四十八条の十第四項	第四十八条の四第一項又は	第四十八条の十六第四項に規定する国際出願日となつたものと認められる日又は
法第四十八条の十第一項	及び第九条第二項の規定は	の規定は
法第四十八条の十第四項	と、「出願公開」とあるのは「千九百七十年六月十九日にワシントンで作成された特許協力条約第二十一条に規定する国際公開」と	と
	第四十八条の四第四項若しくは	第四十八条の十六第四項に規定する決定の時若しくは
	第四十八条の四第一項若しくは	第四十八条の十六第四項に規定する国際出願日となつたものと認められる日若しくは
法第四十八条の十二	第四十八条の四第一項に規定する国内書面提出期間内（同条第四項に規定する国内処理の請求をした場合にあつては、その国内処理の請求の時まで）	第四十八条の十六第四項に規定する決定の日から通商産業省令で定める期間内
法第四十八条の十三	第四十八条の四第四項に規定する国内処理基準時を経過した後	第四十八条の十六第四項に規定する決定の後
法第四十八条の十四	第四十八条の四第一項の外国語実用新案登録出願	外国語でされた国際出願

特許法（昭和三十四年法律第百二十一号）第百八十四条の九第六項	出願公告がされた国際特許出願に係るもの又は国際公開がされたもの	実用新案権の設定の登録がされた出願に係るもの
特許法第百八十四条の十二第一項	日本語特許出願については第百八十四条の五第一項の規定による手続をし、かつ、第百九十五条第二項の規定により納付すべき手数料を納付した後、外国語特許出願については第百八十四条の四第一項及び第百八十四条の五第一項の規定による手続をし、かつ、第百九十五条第二項の規定により納付すべき手数料を納付した後であつて国内処理基準時を経過した後	実用新案法第四十八条の十六第四項に規定する決定の後
特許法第百八十四条の十四	国内処理基準時の属する日後	

第四条　実用新案法施行令の一部を次のように改正する。

第二条の表特許法（昭和三十四年法律第百二十一号）第百八十四条の九第六項の項中「出願公告」を「特許権の設定の登録」に改める。

（特許法等関係手数料令の一部改正）

第五条　特許法等関係手数料令（昭和三十五年政令第二十号）の一部を次のように改正する。

第一条第二項の表第一号中「特許出願」の下に「（次号に掲げるものを除く。）」を加え、同表中第十三号を第十五号とし、第六号から第十二号までを二号ずつ繰り下げ、第五号を第六号とし、同号の次に次の一号を加える。

七	誤訳訂正書を提出して明細書又は図面について補正をする者	一件につき一万九千円

第一条第二項の表第四号を同表第五号とし、同表第三号中「第百八十四条の十六第一項」を「第百八十四条の二十第一項」に改め、同号を同表第四号とし、同表中第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二	特許法第三十六条の二第二項の外国語書面出願をする者	一件につき三万五千円

第二条第一項の表第一号中「の規定若しくは実用新案法第三十二条第三項」を「、実用新案法第三十二条第三項若しくは同法第四十五条第二項において準用する特許法第四条」に、「同法」を「実用新案法」に改め、同条第二項の表第三号中「第四十八条の十四第一項」を「第四十八条の十六第一項」に改め、同表第十号中「第四十五条」を「第四十五条第一項」に改める。

第四条第二項の表第五号中「第五十六条」を「第五十六条第一項」に改める。

第五条の表第一号中「特許出願又は」を「特許出願若しくは」に改め、「明細書」の下に「若しくは特許法第三十六条の二第一項の外国語書面（図面を除く。）又は同条第二項に規定する翻訳文（図面及び要約書に係るものを除く。）」を加える。

附則第三項中「表第五号」を「表第六号」に、「同表第十号」を「同表第十二号」に、「同表第十二号」を「同表第十四号」に改める。

第六条　特許法等関係手数料令の一部を次のように改正する。

第一条第二項の表中第八号を削り、第九号を第八号とし、第十号を第九号とし、同表第十五号ロ中「含む。）」の下に「又は同法第百七十四条第一項において準用する同法第百十八条第一項」を加え、同号を同表第十六号とし、同表中第十二号から第十四号までを一号ずつ繰り下げ、第十一号を第十号とし、同号の次に次の二号を加える。

（改正法附則第十四条の規定に基づく経過措置）

第四条　改正法の施行前にした特許出願であって、改正法第二条の規定の施行前に出願公告をすべき旨の決定の謄本の送達がされていないものに係る特許についての新特許法第百十三条の規定による特許異議の申立てについては、同条の規定にかかわらず、その特許が拒絶の査定をしなければならない特許出願（改正法第二条の規定による改正前の特許法第五十五条第一項の規定による特許異議の申立てをすることができない理由により、又はその特許出願人が発明者でない場合において、その発明について特許を受ける権利を承継していないこと若しくは特許を受ける権利を他の者と共有する者が当該他の者と共同でなく特許出願をしたことを理由として拒絶の査定をしなければならないものを除く。次項において同じ。）に対してされたことを理由としてしなければならない。

2　前項の場合においては、新特許法第百十四条第二項及び第四項の規定にかかわらず、特許が拒絶の査定をしなければならない特許出願に対してされたものと認めるときは同条第二項の決定を、特許が拒絶の査定をしなければならない特許出願に対してされたものと認めないときは同条第四項の決定をしなければならない。

附　則

この政令は、改正法第二条の規定の施行の日（平成八年一月一日）から施行する。

通商産業大臣　橋本龍太郎
内閣総理大臣　村山　富市

特許法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令をここに公布する。

御名　御璽

平成七年五月八日

内閣総理大臣　村山　富市

政令第二百六号

特許法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令

内閣は、特許法等の一部を改正する法律（平成六年法律第百十六号）の施行に伴い、関係法律の規定に基づき、この政令を制定する。

（特許法施行令の一部改正）

第一条　特許法施行令（昭和三十五年政令第十六号）の一部を次のように改正する。

目次中「第五章　特許料の減免又は猶予（第十四条―第十六条）」を「第五章　特許料の減免又は猶予（第十四条―第十六条）
第六章　決定により特許出願とみなされる国際出願に係る特例（第十七条）」に改める。

第一条の四中「貴」を「貴め」に改め、「十四日」の下に「（在外者にあつては、二月）」を加える。

第五章の次に次の一章を加える。

第六章　決定により特許出願とみなされる国際出願に係る特例

第十七条　特許法第百八十四条の二十第六項の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える特許法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第百八十四条の六第一項及び第二項	国際出願日	第百八十四条の二十第四項に規定する国際出願日となつたものと認められる日
第百八十四条の十二第二項、第百八十四条の十五第三項、第百八十四条の十八、第百八十四条の十九	第百八十四条の四第一項の国際出願日	
第百八十四条の九第六項	出願公告がされた国際特許出願に係るもの又は国際公開がされたもの	出願公告又は出願公開がされた出願に係るもの
第百八十四条の十二第一項	日本語特許出願については第百八十四条の五第一項の規定による手続をし、かつ、第百九十五条第二項の規定により納付すべき手数料を納付した後、外国語特許出願については第百八十四条の四第一項及び第百八十四条の五第一項の規定による手続をし、かつ、第百九十五条第二項の規定により納付すべき手数料を納付した後であつて国内処理基準時を経過した後	第百八十四条の二十第四項に規定する決定の後
第百八十四条の十四	国内処理基準時の属する日後	
第百八十四条の十七	日本語特許出願にあつては第百八十四条の五第一項、外国語特許出願にあつては第百八十四条の四第一項及び第百八十四条の五第一項の規定による手続をし、かつ、第百九十五条第二項の規定により納付すべき手数料を納付した後	
	国内書面提出期間の経過後	
第百八十四条の十二第二項、第百八十四条の十八、第百八十四条の十九	第百八十四条の四第一項の外国語特許出願	外国語でされた国際出願
第百八十四条の十二第二項	第百八十四条の四第一項の翻訳文	第百八十四条の二十第二項の翻訳文
第百八十四条の十三、第百八十四条の十五第四項	第百八十四条の四第一項又は	第百八十四条の二十第四項に規定する国際出願日となつたものと認められる日又は
第百八十四条の十五第一項	及び第四十二条第二項の規定は	の規定は
第百八十四条の十五第三項	と、「又は出願公開」とあるのは「又は千九百七十年六月十九日にワシントンで作成された特許協力条約第二十一条に規定する国際公開」とする	とする
第百八十四条の十五第四項	と、「について出願公開」とあるのは「について千九百七十年六月十九日にワシントンで作成された特許協力条約第二十一条に規定する国際公開」と	と
	第百八十四条の四第四項若しくは	第百八十四条の二十第四項に規定する決定の時若しくは
	第百八十四条の四第一項若しくは	第百八十四条の二十第四項に規定する国際出願日となつたものと認められる日若しくは

第十三条の三第四項	第十二条第三項及び第四項並びに第二十八条、特許法第五十二条の二及び第百五条（訴訟手続の中止及び書類の提出）	第二十八条、特許法第百五条、改正特許法第六十五条第四項
	当該実用新案登録出願ノ出願公告	実用新案権ノ設定ノ登録
第十四条第三項	前項の登録があつたときは、実用新案権者の氏名又は名称及び住所又は居所、登録番号並びに設定の登録の年月日を実用新案公報に掲載しなければならない	改正特許法第六十六条第三項から第五項までの規定は、前項の登録があつた場合に準用する
第三十四条	、第百十条	及び第百十条
	第百十一条第一項	改正特許法第百十一条第一項
平成五年改正法附則第四条第二項において読み替えられた第三十九条第一項	第三十七条第一項	改正法附則第九条第二項において準用する改正特許法第百十三条の規定による登録異議の申立て又は第三十七条第一項
第三十九条第四項	第三十七条第一項	実用新案登録が改正法附則第九条第二項において準用する改正特許法第百十四条第二項の取消決定（以下単に「取消決定」という。）により取り消され、又は第三十七条第一項
第四十一条	第百三十条から第百七十条まで	第百三十条から第百五十八条まで、第百五十九条第一項及び第二項、第百六十条から第百六十一条の二まで、第百六十一条の三第一項及び第二項、第百六十一条の四から第百六十七条まで、第百六十九条並びに第百七十条並びに改正特許法第百五十九条第三項、第百六十三条第三項及び第百六十八条
第四十七条第一項	審決	取消決定若しくは審決
	審判又は	登録異議申立書又は審判若しくは
第四十七条第二項	特許法第百七十八条第二項	改正特許法第百七十八条第二項
	第百七十九条	特許法第百七十九条
第四十八条の八第一項	出願公告	第十四条第三項において準用する改正特許法第六十六条第三項の規定により同項各号に掲げる事項を掲載した実用新案公報の発行
第四十八条の十三第二項	特許法第百八十四条の十	改正特許法第百八十四条の十
第五十条第一項	審決	決定若しくは審決
第五十条の二	第十二条第三項（第十三条の三第四項において準用する場合を含む。）	第十三条の三第四項において準用する改正特許法第六十五条第四項
	特許法第百十一条第一項第二号	改正特許法第百十一条第一項第二号
	若しくは特許法第八十条第一項第二号、第四号若しくは第五号	、特許法第八十条第一項第二号、第四号若しくは第五号若しくは改正法附則第九条第二項において準用する改正特許法第百十四条第三項（改正法附則第九条第五項において準用する改正特許法第百七十四条第一項において準用する場合を含む。）
第五十三条第二項	特許法第百九十三条第二項	改正特許法第百九十三条第二項
第五十五条第二項	第六条から第二十四条まで	第六条及び第八条から第二十二条まで並びに改正特許法第七条、第二十三条、第二十四条
平成五年改正法附則第四条第二項において読み替えられた第五十五条第二項	実用新案法第三十七条第一項	改正法附則第九条第二項において準用する改正特許法第百十三条の規定による登録異議の申立てについての審理において改正特許法第百二十条の四第一項の規定により指定された期間が経過した後（同条第三項において準用する改正特許法第百六十五条の規定により期間が指定された場合にあつては、当該期間が経過した後）、実用新案法第三十七条第一項
	審判若しくは	審判若しくは改正法附則第九条第二項において準用する改正特許法第百二十条の四第二項若しくは
第五十五条第六項	特許法第百九十五条の三	改正特許法第百九十五条の四
	審決及び審判又は	取消決定又は審決及び登録異議申立書又は審判若しくは

第三条　平成五年改正法の施行前にした実用新案登録出願であって、改正法第二条の規定の施行前に出願公告をすべき旨の決定の謄本の送達がされていないものに係る実用新案登録についての改正法附則第九条第二項において準用する改正法第二条の規定による改正後の特許法（昭和三十四年法律第百二十一号。以下「新特許法」という。）第百十三条の規定による登録異議の申立てについては、同条の規定にかかわらず、その実用新案登録が拒絶の査定をしなければならない実用新案登録出願（平成五年改正法第三条の規定による改正前の実用新案法第十三条において準用する平成五年改正法第一条の規定による改正前の特許法第五十五条第一項の規定による登録異議の申立てをすることができない理由により、又はその実用新案登録出願人が考案者でない場合において、その考案について実用新案登録を受ける権利を承継していないこと若しくは実用新案登録を受ける権利を他の者と共有する者が当該他の者と共同でなく実用新案登録出願をしたことを理由として拒絶の査定をしなければならないものを除く。次項において同じ。）に対してされたことを理由としてしなければならない。

2　前項の場合においては、改正法附則第九条第二項において準用する新特許法第百十四条第二項及び第四項の規定にかかわらず、実用新案登録が拒絶の査定をしなければならない実用新案登録出願に対してされたものと認めるときは同条第二項の決定を、実用新案登録が拒絶の査定をしなければならない実用新案登録出願に対してされたものと認めないときは同条第四項の決定をしなければならない。

郵便貯金法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名 御璽

平成七年五月八日

内閣総理大臣 村山 富市

政令第二百二号

郵便貯金法施行令の一部を改正する政令

内閣は、郵便貯金法（昭和二十二年法律第百四十四号）第六十八条の三第一項第十二号及び第十六号並びに第六項の規定に基づき、この政令を制定する。

郵便貯金法施行令（昭和四十六年政令第二百九十八号）の一部を次のように改正する。

第十六条第一項中「国債」の下に「、地方債並びに同項第二号、第四号、第五号及び第八号に掲げる債券（同号に規定する標準物を除く。）」を加える。

第十八条を第十九条とし、第十七条の次に次の一条を加える。

（先物外国為替の取引から除かれる取引）

第十八条 郵便貯金法第六十八条の三第一項第十六号の政令で定める取引は、金融先物取引法（昭和六十三年法律第七十七号）第二条第四項に規定する金融先物取引（同項第一号に掲げる取引に係るものに限る。）及び同条第七項に規定する海外金融先物市場において行われる当該金融先物取引と類似の取引とする。本則に次の一条を加える。

（先物外国為替の取引を委託する証券会社）

第二十条 郵便貯金法第六十八条の三第六項の政令で定める証券会社は、証券取引法第二条第九項に規定する証券会社又は外国証券業者に関する法律第二条第二号に規定する外国証券会社であつて、郵便貯金特別会計の金融自由化対策資金をもつて引受け、応募又は買入れを行う有価証券（外国通貨をもつて表示されるものに限る。）の寄託を受けるものとする。

附 則

この政令は、公布の日から施行する。

郵政大臣 大出 俊
内閣総理大臣 村山 富市

道路運送法施行令及び運輸省組織令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名 御璽

平成七年五月八日

内閣総理大臣 村山 富市

政令二百三号

道路運送法施行令及び運輸省組織令の一部を改正する政令

内閣は、許可、認可等の整理及び合理化のための運輸省関係法律の一部を改正する法律（平成七年法律第八十五号）第四条及び第五条の施行に伴い、並びに国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第七条第五項及び第六項の規定に基づき、この政令を制定する。

（道路運送法施行令の一部改正）

第一条 道路運送法施行令（昭和二十六年政令第二百五十号）の一部を次のように改正する。

第六条を削る。

（運輸省組織令の一部改正）

第二条 運輸省組織令（昭和五十九年政令第百七十五号）の一部を次のように改正する。

第十三条第一項第三十三号中「及び旅客航空運送取扱業」を削る。

第九十一条第六号中「及び旅客航空運送取扱業」を削り、同条第七号中「、旅客」を「及び旅客」に改め、「及び旅客航空運送取扱業」を削る。

附 則

この政令は、公布の日から施行する。

運輸大臣 亀井 静香
内閣総理大臣 村山 富市

更生保護事業法第五十九条の審議会を定める政令をここに公布する。

御名 御璽

平成七年五月八日

内閣総理大臣 村山 富市

政令第二百四号

更生保護事業法第五十九条の審議会を定める政令

内閣は、更生保護事業法（平成七年法律第八十六号）第五十九条の規定に基づき、この政令を制定する。

更生保護事業法第五十九条の政令で定める審議会は、矯正保護審議会とする。

附 則

この政令は、公布の日から施行する。

法務大臣 前田 勲男
内閣総理大臣 村山 富市

特許法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う経過措置を定める政令をここに公布する。

御名 御璽

平成七年五月八日

内閣総理大臣 村山 富市

政令第二百五号

特許法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う経過措置を定める政令

内閣は、特許法等の一部を改正する法律（平成六年法律第百十六号）附則第九条第四項及び第七項並びに第十四条の規定に基づき、この政令を制定する。

（登録異議の申立て等に係る手数料）

第一条 特許法等の一部を改正する法律（平成六年法律第百十六号。以下「改正法」という。）附則第九条第四項の規定により納付すべき手数料の額は、次の表のとおりとする。

一	登録異議の申立てをする者	一件につき四千三百円に一請求項につき五百円を加えた額（特許法等の一部を改正する法律（昭和六十二年法律第二十七号）の施行前にした実用新案登録出願に係る登録異議の申立てにあっては、一件につき五千五百円）
二	登録異議の申立てについての審理への参加を申請する者	一件につき千七百円

（改正法附則第九条第七項の規定に基づく経過措置）

第二条 特許法等の一部を改正する法律（平成五年法律第二十六号。以下「平成五年改正法」という。）の施行前にした実用新案登録出願であって、改正法第二条の規定の施行前に出願公告をすべき旨の決定の謄本の送達がされていないものについての次の表の上欄に掲げる平成五年改正法附則第四条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成五年改正法第三条の規定による改正前の実用新案法（昭和三十四年法律第百二十三号）の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第十三条	第六十五条	第六十四条
	、出願公告決定後の補正及び	及び出願公告決定後の補正）並びに特許法等の一部を改正する法律（平成六年法律第百十六号。以下「改正法」という。）第二条の規定による改正後の特許法（以下「改正特許法」という。）第五十四条（
第十三条の三第一項	出願公告	実用新案権の設定の登録
第十三条の三第二項及び第四項	当該実用新案登録出願の出願公告	

第十七条の二第三項中「年四・七五パーセント」を「年四・二パーセント」に、「年四・三五パーセント」を「年四・一パーセント」に、「年四・五五パーセント」を「年四・一五パーセント」に改め、同条第四項を削り、同条第五項中「第三項本文及び前項」を「前項本文」に改め、同項を同条第四項とし、同条第六項中「第十七条の二第五項」を「第十七条の二第四項」に改め、同項を同条第五項とする。

附則第九項中「。次項において「第九条の金額」という。」を削る。

附則第十項中「、附則第八項」を「並びに附則第八項」に、「同項各号」を「同項第二号」に、「（法第十七条第一項又は第二項第一号の規定による貸付金で第十三条の二第一項第四号に規定するものを除く。）の利率並びに前項の規定により第九条の金額に加算される加算金額に係る貸付金」を「のうち自ら居住するため施設建築物を購入する者（施設建築物内の住宅で第十三条の二第一項第二号及び第四号に規定するものを購入する者を除く。）に対するもの」に、「第十七条第一項」を「第十七条第一項の表六の項」に、「年四・八五パーセント」を「年四・二パーセント」に改める。

附則第十一項を削る。

附則第十二項中「第十四条第一項」を「第十四条」に、「年四・三パーセント」を「年四・〇五パーセント」に改め、同項を附則第十一項とし、附則第十三項から附則第十五項までを一項ずつ繰り上げる。

附則第十六項中「附則第十四項」を「附則第十三項」に、「年四・八五パーセント」を「年四・二パーセント」に改め、同項を附則第十五項とする。

附則第十七項を削る。

附則第十八項中「年四・三五パーセント」を「年四・一パーセント」に改め、同項を附則第十六項とし、附則第十九項を附則第十七項とする。

附則第二十項中「第十四条第一項」を「第十四条」に、「年四・一パーセント」を「年三・八五パーセント」に、「年四・三パーセント」を「年四・〇五パーセント」に改め、同項を附則第十八項とする。

附則第二十一項中「第十四条第一項」を「第十四条」に、「年四・五五パーセント」を「年四・一五パーセント」に、「第十三条の二第一項第四号に規定する貸付金及び民間分譲住宅貸付金にあっては年四・九パーセント」を「年四・二パーセント」に、「民間分譲住宅貸付金にあっては年四・三パーセント」を「年四・二パーセント（法第十七条第一項第四号に掲げる者のうち地方公共団体等以外のものに対する貸付金にあっては、年四・〇五パーセント）」に改め、同項を附則第十九項とし、附則第二十二項を附則第二十項とし、附則第二十三項を附則第二十一項とする。

（産業労働者住宅資金融通法第七条の規定による貸付金の一戸当たりの金額の限度、利率及び償還期間を定める政令の一部改正）

第二条　産業労働者住宅資金融通法第七条の規定による貸付金の一戸当たりの金額の限度、利率及び償還期間を定める政令（昭和四十八年政令第百三十三号）の一部を次のように改正する。

本則の表利率の欄中「年四・六五パーセント」及び「年四・九パーセント」を「年四・二パーセント」に改める。

（北海道防寒住宅建設等促進法施行令の一部改正）

第三条　北海道防寒住宅建設等促進法施行令（昭和四十年政令第九十号）の一部を次のように改正する。

第一条の三第一項中「年四・三パーセント」を「年四・〇五パーセント」に、「年四・五五パーセント」を「年四・一五パーセント」に、「年四・七五パーセント」を「年四・二パーセント」に改め、同条第二項を削り、同条第三項中「年四・五五パーセント」を「年四・一五パーセント」に、「年四・七五パーセント」を「年四・二パーセント」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項の表一の項区分の欄中「（以下この表において「民間分譲住宅貸付金」という。）」を削り、同項イ区分の欄中「中高層耐火建築物」の下に「（公庫法第二条第七号に規定する中高層耐火建築物をいう。ロにおいて同じ。）」を加え、「耐火構造の住宅」を「同条第四号に規定する耐火構造の住宅（以下「耐火構造の住宅」という。）」に改め、同項ハ区分の欄中「準耐火構造の住宅」を「公庫法第二条第五号に規定する準耐火構造の住宅（以下「準耐火構造の住宅」という。）」に改め、同項利率の欄中「年四・七五パーセント（第一条第一項第四号に規定する貸付金及び民間分譲住宅貸付金にあっては年四・九パーセント、公庫法第十七条第一項第二号に掲げる者に対する貸付金にあっては年四・八五パーセント）」を「年四・二パーセント」に改め、同表二の項利率の欄中「年四・七五パーセント（第一条第一項第四号に規定する貸付金にあっては年四・九パーセント、公庫法第十七条第一項第二号に掲げる者に対する貸付金にあっては年四・八五パーセント）」を「年四・二パーセント」に改め、同条第四項を同条第三項とし、同条第五項を同条第四項とし、同条第六項中「第四項」を「第三項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第七項を削る。

第一条の六第二項中「年四・七五パーセント」を「年四・二パーセント」に、「年四・三五パーセント」を「年四・一パーセント」に、「年四・五五パーセント」を「年四・一五パーセント」に改め、同条第三項を削り、同条第四項中「第二項本文及び前項」を「前項本文」に改め、同項を同条第三項とし、同条第五項中「第一条の六第四項」を「第一条の六第三項」に改め、同項を同条第四項とする。

第二条第二項中「年四・一パーセント」を「年三・八五パーセント」に、「年四・三パーセント」を「年四・〇五パーセント」に改める。

第三条の表利率の欄中「年四・六五パーセント」及び「年四・九パーセント」を「年四・二パーセント」に改める。

附則第四項中「附則第八項」を「附則第七項」に、「、第一条の三第四項及び第五項」を「、第一条の三第三項及び第四項」に、「同条第五項」を「同条第四項」に、「同条第四項」を「同条第三項」に改め、「。次項及び附則第六項において「第一条の三第四項及び第五項の金額」という。」を削る。

附則第五項中「並びに前項の規定により第一条の三第四項及び第五項の金額に加算される加算金額に係る貸付金（第一条第一項第四号に規定する貸付金を除く。）の利率は、第一条の三第四項の規定にかかわらず、年四・八五パーセント」を「は、年四・二パーセント」に改める。

附則第六項を削る。

附則第七項中「第一条の三第二項」を「第一条の三第二項」に、「年四・三パーセント」を「年四・〇五パーセント」に改め、同項を附則第六項とし、附則第八項を附則第七項とする。

附則第九項中「年四・八五パーセント」を「年四・二パーセント」に改め、同項を附則第八項とする。

附則第十項を削る。

附則第十一項中「年四・三五パーセント」を「年四・一パーセント」に改め、同項を附則第九項とし、附則第十二項を附則第十項とする。

附則第十三項中「年四・一パーセント」を「年三・八五パーセント」に、「年四・三パーセント」を「年四・〇五パーセント」に改め、同項を附則第十一項とする。

（特定市街化区域農地の固定資産税の課税の適正化に伴う宅地化促進臨時措置法施行令の一部改正）

第四条　特定市街化区域農地の固定資産税の課税の適正化に伴う宅地化促進臨時措置法施行令（昭和四十八年政令第二百八十一号）の一部を次のように改正する。

第三条中「年四・一パーセント」を「年三・八五パーセント」に、「年四・七パーセント」を「年四・〇パーセント」に改める。

（阪神・淡路大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第七十七条第一項の規定による貸付金の金額の限度等を定める政令の一部改正）

第五条　阪神・淡路大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第七十七条第一項の規定による貸付金の金額の限度等を定める政令（平成七年政令第四十七号）の一部を次のように改正する。

第四項中「年四・三パーセント」を「年四・〇五パーセント」に、「年四・一パーセント」を「年三・八五パーセント」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2　改正後の住宅金融公庫法施行令、産業労働者住宅資金融通法第七条の規定による貸付金の一戸当たりの金額の限度、利率及び償還期間を定める政令、北海道防寒住宅建設等促進法施行令、特定市街化区域農地の固定資産税の課税の適正化に伴う宅地化促進臨時措置法施行令及び阪神・淡路大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第七十七条第一項の規定による貸付金の金額の限度等を定める政令の規定は、住宅金融公庫又は沖縄振興開発金融公庫が平成七年四月七日以後に受理した申込みに係る資金の貸付けから適用し、住宅金融公庫又は沖縄振興開発金融公庫が同日前に受理した申込みに係る資金の貸付けについては、なお従前の例による。

内閣総理大臣　村山　富市
大蔵大臣　武村　正義
郵政大臣　大出　俊
建設大臣　野坂　浩賢

政令第百九十八号

都市開発資金の貸付けに関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、都市開発資金の貸付けに関する法律（昭和四十一年法律第二十号）第一条第一項第二号及び第二条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

都市開発資金の貸付けに関する法律施行令（昭和四十一年政令第百二十二号）の一部を次のように改正する。

第二条の二中「大館市」を「横手市、大館市、湯沢市、大曲市」に改め、「水戸市」の下に「、下館市、結城市」を、「高崎市」の下に「、桐生市、太田市、館林市」を、「高岡市」の下に「、魚津市、黒部市」を、「甲府市」の下に「、富士吉田市」を、「松阪市」の下に「、上野市、名張市、彦根市、長浜市」を加え、「出雲市」を「浜田市、出雲市、益田市」に改め、「山口市」の下に「、徳山市」を加え、「久留米市」を「北九州市、久留米市、直方市、行橋市」に、「及び名護市」を「、宜野湾市、名護市及び沖縄市」に改める。

第十二条中「年四・一パーセント」を「年三・八五パーセント」に、「年三・一五パーセント」を「年三・〇パーセント」に、「年四・三パーセント」を「年四・〇五パーセント」に、「年四・六五パーセント」を「年四・二パーセント」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2　改正後の第十二条の規定は、平成七年四月七日以後に行う資金の貸付けから適用し、同日前に貸付けを行った貸付金の利率については、なお従前の例による。

大蔵大臣　武村　正義
建設大臣　野坂　浩賢
内閣総理大臣　村山　富市

簡易生命保険の積立金の運用に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名　御璽

平成七年五月八日

内閣総理大臣　村山　富市

政令第百九十九号

簡易生命保険の積立金の運用に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、簡易生命保険の積立金の運用に関する法律（昭和二十七年法律第二百十号）第三条第一項第十八号及び第二十二号並びに第七項に基づき、この政令を制定する。

簡易生命保険の積立金の運用に関する法律施行令（昭和五十六年政令第二百六十号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「国債」の下に「、地方債並びに同項第四号、第六号、第九号及び第十四号に掲げる債券（同号に規定する標準物を除く。）」を加える。

第五条を第六条とし、第四条の次に次の一条を加える。

（先物外国為替の取引から除かれる取引）

第五条　法第三条第一項第二十二号の取引は、金融先物取引法（昭和六十三年法律第七十七号）第二条第四項に規定する金融先物取引（同項第一号に掲げる取引に係るものに限る。）及び同条第七項に規定する海外金融先物市場において行われる当該金融先物取引と類似の取引とする。

本則に次の一条を加える。

（先物外国為替の取引を委託する証券会社）

第七条　法第三条第七項の証券会社は、証券取引法第二条第九項に規定する証券会社又は外国証券業者に関する法律第二条第二号に規定する外国証券会社であつて、簡易生命保険特別会計の積立金をもつて引受け、応募又は買入れを行う有価証券（外国通貨をもつて表示されるものに限る。）の寄託を受けるものとする。

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

郵政大臣　大出　俊
内閣総理大臣　村山　富市

資金運用部預託金に付する利子の利率を定める政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名　御璽

平成七年五月八日

内閣総理大臣　村山　富市

政令第二百号

資金運用部預託金に付する利子の利率を定める政令の一部を改正する政令

内閣は、資金運用部資金法（昭和二十六年法律第百号）第四条第三項及び第四項の規定に基づき、この政令を制定する。

資金運用部預託金に付する利子の利率を定める政令（昭和六十二年政令第三十二号）の一部を次のように改正する。

第一条第三号中「四・〇五パーセント」を「三・七〇パーセント」に改め、同条第四号中「四・一〇パーセント」を「三・七五パーセント」に改め、同条第五号中「四・一五パーセント」を「三・八〇パーセント」に改め、同条第六号中「四・二〇パーセント」を「三・八五パーセント」に改める。

第二条第三号中「三・五五パーセント」を「三・二〇パーセント」に改め、同条第四号中「三・六〇パーセント」を「三・二五パーセント」に改め、同条第五号中「三・六五パーセント」を「三・三〇パーセント」に改める。

附　則

1　この政令は、公布の日から施行する。

2　この政令の施行前に預託された資金運用部預託金に付する利子の利率については、なお従前の例による。

大蔵大臣　武村　正義
内閣総理大臣　村山　富市

住宅金融公庫法施行令等の一部を改正する政令をここに公布する。

御名　御璽

平成七年五月八日

内閣総理大臣　村山　富市

政令第二百一号

住宅金融公庫法施行令等の一部を改正する政令

内閣は、住宅金融公庫法（昭和二十五年法律第百五十六号）第二十一条第一項及び第六項、第二十二条の三第三項（北海道防寒住宅建設等促進法（昭和二十八年法律第六十四号）第八条第五項において準用する場合を含む。）並びに附則第十項及び第十二項、産業労働者住宅資金融通法（昭和二十八年法律第六十三号）第九条第一項、北海道防寒住宅建設等促進法第八条第二項、第八条の二第二項、第九条第三項並びに附則第五項及び第七項、特定市街化区域農地の固定資産税の課税の適正化に伴う宅地化促進臨時措置法（昭和四十八年法律第百二号）第六条並びに阪神・淡路大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成七年法律第十六号）第七十七条第五項の規定に基づき、この政令を制定する。

（住宅金融公庫法施行令の一部改正）

第一条　住宅金融公庫法施行令（昭和三十二年政令第七十号）の一部を次のように改正する。

第十四条第一項の表率の欄中「年四・三パーセント」を「年四・〇五パーセント」に、「年四・五五パーセント」を「年四・一五パーセント」に、「年四・七五パーセント」を「年四・二パーセント」及び「年四・六五パーセント」に、「年四・一パーセント」を「年三・八五パーセント」に改め、同条第二項を削る。

第十七条第一項の表一の項区分の欄中「（以下この表において「民間分譲住宅貸付金」という。）」を削り、同項利率の欄中「年四・七五パーセント（第十三条の二第一項第四号に規定する貸付金及び民間分譲住宅貸付金にあつては年四・九パーセント、法第十七条第一項第二号に掲げる者に対する貸付金にあつては年四・八五パーセント）」を「年四・二パーセント」に改め、同表二の項利率の欄中「年四・七五パーセント（第十三条の二第一項第四号に規定する貸付金にあつては年四・九パーセント、法第十七条第一項第二号に掲げる者に対する貸付金にあつては年四・八五パーセント）」を「年四・二パーセント」に改め、同表三の項利率の欄中「年四・九パーセント」を「年四・二パーセント」に改め、同表四の項利率の欄中「年四・六パーセント（地域の活性化に資するものとして主務大臣が指定する事業に係る貸付金にあつては、年四・五五パーセント）」を「年四・一五パーセント」に、「年四・七五パーセント」を「年四・二パーセント」に改め、同表五の項利率の欄中「年四・七五パーセント（第十六条の三第三号に規定する貸付金にあつては、年四・八五パーセント）」を「年四・二パーセント」に改め、同表六の項イ利率の欄中「年四・七五パーセント」を「年四・二パーセント」に、「年四・三パーセント」を「年四・〇五パーセント」に、「年四・五五パーセント」を「年四・一五パーセント」に改め、同項ロ利率の欄を次のように改める。

年四・二パーセント

第十七条第一項の表七の項利率の欄中「年四・七五パーセント」及び「年四・九パーセント」を「年四・二パーセント」に改め、同条第三項を削り、同条第四項を同条第三項とし、同条第五項第一号中「年四・五五パーセント」を「年四・一五パーセント」に改め、同項第二号中「年四・三五パーセント」を「年四・一パーセント」に改め、同項を同条第四項とし、同条第六項を同条第五項とし、同条第七項中「第十七条第五項」を「第十七条第六項」に改め、同項を同条第六項とする。

一　新令別表の上欄に掲げる掛金区分に係る掛金納付月数に応じ同表の下欄に掲げる割合に、その掛金区分に係る掛金納付月数から平成八年三月における掛金納付月数を減じて得た月数をその掛金区分に係る掛金納付月数で除して得た率を乗じて得た割合

二　次の表の上欄に掲げる掛金区分に係る掛金納付月数に応じ同表の下欄に掲げる割合に、その掛金区分に係る平成八年三月における掛金納付月数をその掛金区分に係る掛金納付月数で除して得た率を乗じて得た割合

三六月未満	百分の八十
三六月以上一二〇月未満	百分の九十
一二〇月以上二四〇月未満	百分の百
二四〇月以上三六〇月未満	百分の百二十
三六〇月以上	百分の百五十

3　前項の規定は、この政令の施行後に効力を生じた共済契約についてこの政令の施行前に効力を生じた共済契約に係る掛金納付月数を法第十三条（小規模企業共済法及び中小企業事業団法の一部を改正する法律附則第五条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により通算する場合に適用する。

大蔵大臣　武村　正義
通商産業大臣　橋本龍太郎
自治大臣　野中　広務
内閣総理大臣　村山　富市

小規模企業共済法及び中小企業事業団法の一部を改正する法律附則第六条の支給率に係る特例に関する政令をここに公布する。

御名　御璽

平成七年五月八日

内閣総理大臣　村山　富市

政令第百九十四号

小規模企業共済法及び中小企業事業団法の一部を改正する法律附則第六条の支給率に係る特例に関する政令

内閣は、小規模企業共済法及び中小企業事業団法の一部を改正する法律（平成七年法律第四十四号）附則第六条の規定に基づき、この政令を制定する。

1　小規模企業共済法及び中小企業事業団法の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）附則第六条の改正法附則第三条第三項第二号ハに定める金額その他政令で定める金額は、同条第一項第二号ホ若しくは第三項第二号ホに定める金額又は改正法附則第五条第一項の規定により読み替えられた改正法第一条の規定による改正後の小規模企業共済法（昭和四十年法律第百二号）第九条第三項第二号ロ若しくは改正法附則第三条第一項第二号ホに定める金額とする。

2　改正法附則第六条の旧第一種仮定解約手当金額その他政令で定める金額は、改正法附則第五条第一項の規定により読み替えられた改正法附則第三条第一項第二号ハの旧第二種仮定共済金額とする。

附　則

この政令は、平成八年四月一日から施行する。

通商産業大臣　橋本龍太郎
内閣総理大臣　村山　富市

勤労者財産形成促進法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名　御璽

平成七年五月八日

内閣総理大臣　村山　富市

政令第百九十五号

勤労者財産形成促進法施行令の一部を改正する政令

内閣は、勤労者財産形成促進法（昭和四十六年法律第九十二号）第九条第四項及び第十条第一項本文の規定に基づき、この政令を制定する。

勤労者財産形成促進法施行令（昭和四十六年政令第三百三十二号）の一部を次のように改正する。

第三十七条第一項第一号イ及びロ中「年四・五五パーセント」を「年四・一三パーセント」に改める。

附則第三項第一号イ中「年四・三パーセント」を「年四・〇五パーセント」に改める。

附則第十三項第一号中「年四・一パーセント」を「年三・八五パーセント」に改める。

附　則

1　この政令は、公布の日から施行する。

2　改正後の第三十七条第一項第一号イ及びロ並びに附則第三項第一号イ及び第十三項第一号の規定は、雇用促進事業団が平成七年四月七日以後に申込みを受理した勤労者財産形成促進法第九条第一項第三号の貸付け及び住宅金融公庫が同日以後に申込みを受理した同法第十条第一項本文の貸付けについて適用し、雇用促進事業団又は住宅金融公庫が同日前に申込みを受理したこれらの貸付けについては、なお従前の例による。

大蔵大臣　武村　正義
運輸大臣　亀井　静香
労働大臣　浜本　万三
建設大臣　野坂　浩賢
内閣総理大臣　村山　富市

農地所有者等賃貸住宅建設融資利子補給臨時措置法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名　御璽

平成七年五月八日

内閣総理大臣　村山　富市

政令第百九十六号

農地所有者等賃貸住宅建設融資利子補給臨時措置法施行令の一部を改正する政令

内閣は、農地所有者等賃貸住宅建設融資利子補給臨時措置法（昭和四十六年法律第三十二号）第二条第三項第二号の規定に基づき、この政令を制定する。

農地所有者等賃貸住宅建設融資利子補給臨時措置法施行令（昭和四十六年政令第二百五十号）の一部を次のように改正する。

第六条中「年四・三パーセント」を「年四・〇五パーセント」に、「年四・六パーセント」を「年四・一五パーセント」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2　この政令の施行前に結ばれた利子補給契約並びに当該利子補給契約に係る賃貸住宅の賃貸、譲渡及び使用については、なお従前の例による。

大蔵大臣　武村　正義
建設大臣　野坂　浩賢
内閣総理大臣　村山　富市

首都圏の既成市街地における工業等の制限に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名　御璽

平成七年五月八日

内閣総理大臣　村山　富市

政令第百九十七号

首都圏の既成市街地における工業等の制限に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、首都圏の既成市街地における工業等の制限に関する法律（昭和三十四年法律第十七号）第八条第一項第三号の規定に基づき、この政令を制定する。

首都圏の既成市街地における工業等の制限に関する法律施行令（昭和三十四年政令第五十二号）の一部を次のように改正する。

第五条第四号中「こえない」を「超えない」に改め、同号を同条第五号とし、同条第一号から第三号までを一号ずつ繰り下げ、同条に第一号として次の一号を加える。

一　工業等制限区域内の都市環境の整備及び改善に寄与するため整備された工業団地として総理府令で定める基準に適合するものの区域内において、近代化設備の導入等により品質の改善、生産費の引下げその他経営の合理化を図るため、現に当該区域内に存する作業場に代えて作業場を新設し、又は作業場を増設する場合（当該新設又は増設が作業場の移転に伴つて行われるものである場合を除く。）であつて、当該新設又は増設が次の要件に適合すると認められるとき。

イ　工業等制限区域内における人口の増大をもたらすこととならないこと。

ロ　都市環境の改善に配慮されたものであること。

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

内閣総理大臣　村山　富市

都市開発資金の貸付けに関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名　御璽

平成七年五月八日

内閣総理大臣　村山　富市

三〇〇月以上三〇六月未満	百分の百二十
三〇六月以上三一二月未満	百分の百二十一
三一二月以上三一八月未満	百分の百二十二
三一八月以上三二四月未満	百分の百二十三
三二四月以上三三〇月未満	百分の百二十四
三三〇月以上三三六月未満	百分の百二十五
三三六月以上三四二月未満	百分の百二十六
三四二月以上三四八月未満	百分の百二十七
三四八月以上三五四月未満	百分の百二十八
三五四月以上三六〇月未満	百分の百二十九
三六〇月以上三六六月未満	百分の百三十
三六六月以上三七二月未満	百分の百三十一
三七二月以上三七八月未満	百分の百三十二
三七八月以上三八四月未満	百分の百三十三
三八四月以上三九〇月未満	百分の百三十四
三九〇月以上三九六月未満	百分の百三十五
三九六月以上四〇二月未満	百分の百三十六
四〇二月以上四〇八月未満	百分の百三十七
四〇八月以上四一四月未満	百分の百三十八
四一四月以上四二〇月未満	百分の百三十九
四二〇月以上四二六月未満	百分の百四十
四二六月以上四三二月未満	百分の百四十一
四三二月以上四三八月未満	百分の百四十二
四三八月以上四四四月未満	百分の百四十三
四四四月以上四五〇月未満	百分の百四十四
四五〇月以上四五六月未満	百分の百四十五
四五六月以上四六二月未満	百分の百四十六
四六二月以上四六八月未満	百分の百四十七
四六八月以上四七四月未満	百分の百四十八
四七四月以上四八〇月未満	百分の百四十九
四八〇月以上	百分の百五十

（相続税法施行令の一部改正）

第二条　相続税法施行令（昭和二十五年政令第七十一号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項第四号を次のように改める。

四　中小企業事業団の締結した小規模企業共済法（昭和四十年法律第百二号）第二条第二項に規定する共済契約のうち小規模企業共済法及び中小企業事業団法の一部を改正する法律（平成七年法律第四十四号）附則第五条第一項の規定により読み替えられた小規模企業共済法第九条第一項各号に掲げる事由により共済金が支給されることとなるもの

第一条の二第三号中「第二条の三に規定する第一種共済契約」を「第二条第二項に規定する共済契約（前条第一項第四号に掲げるものを除く。）」に改める。

（地方税法施行令の一部改正）

第三条　地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）の一部を次のように改正する。

第七条の十四の二を第七条の十四の三とし、第七条の十四の次に次の一条を加える。

（小規模企業共済等掛金控除の対象とならない小規模企業共済契約）

第七条の十四の二　法第三十四条第一項第四号イに規定する政令で定める共済契約は、小規模企業共済法及び中小企業事業団法の一部を改正する法律（平成七年法律第四十四号）附則第五条第一項の規定により読み替えられた小規模企業共済法（昭和四十年法律第百二号）第九条第一項各号に掲げる事由により共済金が支給されることとなる契約とする。

第四十八条の七第二項中「対価とし」の下に「、法第三百十四条の二第一項第四号イに規定する政令で定める共済契約は第七条の十四の二に規定する共済契約とし」を加え、「第七条の十四の二」を「第七条の十四の三」に改める。

（国税徴収法施行令の一部改正）

第四条　国税徴収法施行令（昭和三十四年政令第三百二十九号）の一部を次のように改正する。

第三十五条第一項第四号中「第二条の三（第一種共済契約）に規定する第一種共済契約」を「第二条第二項（定義）に規定する共済契約（小規模企業共済法及び中小企業事業団法の一部を改正する法律（平成七年法律第四十四号）附則第五条第一項（旧第二種共済契約に係る新法等の規定の適用についての読替規定）の規定により読み替えられた小規模企業共済法第九条第一項各号（共済金）に掲げる事由により共済金が支給されることとなるものを除く。）」に改める。

（所得税法施行令の一部改正）

第五条　所得税法施行令（昭和四十年政令第九十六号）の一部を次のように改正する。

第七十二条第二項第三号イを次のように改める。

イ　法第七十五条第二項第一号（小規模企業共済等掛金控除）に掲げる契約（以下この号において「小規模企業共済契約」という。）に基づいて支給される小規模企業共済法（昭和四十年法律第百二号）第九条第一項（共済金）に規定する共済金

第七十二条第二項第三号ロ及びハ、第八十二条の二第二項第三号並びに第百八十三条第二項第二号中「第一種共済契約」を「小規模企業共済契約」に改める。

第百八十三条第三項第四号中「第一種共済契約」を「契約」に改める。

第二百八条の次に次の一条を加える。

（小規模企業共済等掛金控除の対象とならない共済契約）

第二百八条の二　法第七十五条第二項第一号（小規模企業共済等掛金控除）に規定する政令で定める共済契約は、小規模企業共済法及び中小企業事業団法の一部を改正する法律（平成七年法律第四十四号）附則第五条第一項（旧第二種共済契約に係る新法等の規定の適用についての読替規定）の規定により読み替えられた小規模企業共済法第九条第一項各号（共済金）に掲げる事由により共済金が支給されることとなる契約とする。

附　則

（施行期日）

第一条　この政令は、平成八年四月一日から施行する。

（解約手当金の割合に関する経過措置）

第二条　この政令の施行前に効力を生じた共済契約（小規模企業共済法（以下「法」という。）第二条第二項に規定する共済契約をいう。以下同じ。）のうちこの政令の施行前に法第七条第二項若しくは第三項の規定により解除されたもの又は同条第四項第一号の規定により解除されたものとみなされたもの（当該共済契約に係る共済契約者（法第二条第三項に規定する共済契約者をいう。以下同じ。）が同号の会社の役員たる小規模企業者となったものに限る。）に係る法第十二条第三項第二号の政令で定める割合については、なお従前の例による。

2　この政令の施行前に効力を生じた共済契約のうちこの政令の施行後に法第七条第二項若しくは第三項の規定により解除されたもの又は同条第四項第一号の規定により解除されたものとみなされたもの（当該共済契約に係る共済契約者が同号の会社の役員たる小規模企業者となったものに限る。）に係る法第十二条第三項第二号の政令で定める割合（掛金区分（法第九条第二項の掛金区分をいう。以下同じ。）のうちこの政令の施行前における掛金月額の最高額までを区分したものに係るものに限る。）は、第一条の規定による改正後の小規模企業共済法施行令（以下「新令」という。）第二条の規定にかかわらず、次に掲げる割合を合算して得た割合を同条の割合とする。

小規模企業共済法施行令等の一部を改正する政令をここに公布する。

御名　御璽

平成七年五月八日

内閣総理大臣　村山　富市

政令第百九十三号

小規模企業共済法施行令等の一部を改正する政令

内閣は、小規模企業共済法及び中小企業事業団法の一部を改正する法律（平成七年法律第四十四号）の施行に伴い、関係法律の規定に基づき、この政令を制定する。

（小規模企業共済法施行令の一部改正）

第一条　小規模企業共済法施行令（昭和四十年政令第百八十五号）の一部を次のように改正する。

第二条を次のように改める。

（解約手当金の割合）

第二条　法第十二条第三項第二号の政令で定める割合は、別表の上欄に掲げる掛金区分に係る掛金納付月数に応じ、同表の下欄に掲げる割合とする。

附則の次に次の別表を加える。

別表（第二条関係）

掛金納付月数	割合
六六月未満	百分の八十
六六月以上七二月未満	百分の八十一
七二月以上七八月未満	百分の八十二
七八月以上八四月未満	百分の八十三
八四月以上九〇月未満	百分の八十四
九〇月以上九六月未満	百分の八十五
九六月以上一〇二月未満	百分の八十六
一〇二月以上一〇八月未満	百分の八十七
一〇八月以上一一四月未満	百分の八十八
一一四月以上一二〇月未満	百分の八十九
一二〇月以上一二六月未満	百分の九十
一二六月以上一三二月未満	百分の九十一
一三二月以上一三八月未満	百分の九十二
一三八月以上一四四月未満	百分の九十三
一四四月以上一五〇月未満	百分の九十四
一五〇月以上一五六月未満	百分の九十五
一五六月以上一六二月未満	百分の九十六
一六二月以上一六八月未満	百分の九十七
一六八月以上一七四月未満	百分の九十八
一七四月以上一八〇月未満	百分の九十九
一八〇月以上一八六月未満	百分の百
一八六月以上一九二月未満	百分の百一
一九二月以上一九八月未満	百分の百二
一九八月以上二〇四月未満	百分の百三
二〇四月以上二一〇月未満	百分の百四
二一〇月以上二一六月未満	百分の百五
二一六月以上二二二月未満	百分の百六
二二二月以上二二八月未満	百分の百七
二二八月以上二三四月未満	百分の百八
二三四月以上二四〇月未満	百分の百九
二四〇月以上二四六月未満	百分の百十
二四六月以上二五二月未満	百分の百十一
二五二月以上二五八月未満	百分の百十二
二五八月以上二六四月未満	百分の百十三
二六四月以上二七〇月未満	百分の百十四
二七〇月以上二七六月未満	百分の百十五
二七六月以上二八二月未満	百分の百十六
二八二月以上二八八月未満	百分の百十七
二八八月以上二九四月未満	百分の百十八
二九四月以上三〇〇月未満	百分の百十九

		(四) S−二−ジアルキルアミノエチル=ヒドロゲン=アルキルホスホノチオラート（S−二−ジアルキルアミノエチル及びアルキルホスホノチオラートのアルキル基の炭素数が三以下であるものに限る。）並びにそのアルキル化塩類及びプロトン化塩類 (五) 二−クロロエチルクロロメチルスルフィド (六) ビス（二−クロロエチル）スルフィド（別名マスタードガス） (七) ビス（二−クロロエチルチオ）メタン (八) 一・二−ビス（二−クロロエチルチオ）エタン（別名セスキマスタード） (九) 一・三−ビス（二−クロロエチルチオ）−n−プロパン (一〇) 一・四−ビス（二−クロロエチルチオ）−n−ブタン (一一) 一・五−ビス（二−クロロエチルチオ）−n−ペンタン (一二) ビス（二−クロロエチルチオメチル）エーテル (一三) ビス（二−クロロエチルチオエチル）エーテル（別名O−マスタード） (一四) 二−クロロビニルジクロロアルシン（別名ルイサイト一） (一五) ビス（二−クロロビニル）クロロアルシン（別名ルイサイト二） (一六) トリス（二−クロロビニル）アルシン（別名ルイサイト三） (一七) ビス（二−クロロエチル）エチルアミン（別名HN一） (一八) ビス（二−クロロエチル）メチルアミン（別名HN二） (一九) トリス（二−クロロエチル）アミン（別名HN三） (二〇) サキシトキシン (二一) リシン	
二	第一種指定物質	(一) O・O′−ジエチル−S−［二−（ジエチルアミノ）エチル］=ホスホロチオラート（別名アミトン）並びにそのアルキル化塩類及びプロトン化塩類 (二) 一・一・三・三・三−ペンタフルオロ−二−（トリフルオロメチル）−一−プロペン（別名PFIB）	(一) 炭素数が三以下である一のアルキル基との結合以外に炭素原子との結合のないりん原子を含む化合物であって、次に掲げるもの以外のもの。 イ　一の項の第三欄(一)から(四)まで及び第四欄に掲げる物質 ロ　O−エチル−S　フェニル−

		(二二) 三−キヌクリジニル=ベンジラート（別名BZ）	エチルホスホノチオロチオナート（別名ホノホス） (二) N・N−ジアルキルホスホルアミジック=ジハリド（アルキル基の炭素数が三以下であるものに限る。） (三) ジアルキル=N・N−ジアルキルホスホルアミダート（ジアルキル及びN・N−ジアルキルホスホルアミダートのアルキル基の炭素数が三以下であるものに限る。） (四) 三塩化ヒ素 (五) 二・二−ジフェニル−二−ヒドロキシ酢酸 (六) キヌクリジン−三−オール (七) N・N−ジアルキルアミノエチル−二−クロリド（アルキル基の炭素数が三以下であるものに限る。）及びそのプロトン化塩類 (八) N・N−ジアルキルアミノエタン−二−オール（アルキル基の炭素数が三以下であるものに限り、N・N−ジメチルアミノエタノール及びN・N−ジエチルアミノエタノールを除く。）及びそのプロトン化塩類 (九) N・N−ジアルキルアミノエタン−二−チオール（アルキル基の炭素数が三以下であるものに限る。）及びそのプロトン化塩類 (一〇) ビス（二−ヒドロキシエチル）スルフィド（別名チオジグリコール） (一一) 三・三−ジメチルブタン−二−オール（別名ピナコリルアルコール）
三	第二種指定物質	(一) 二塩化カルボニル（別名ホスゲン） (二) 塩化シアン (三) シアン化水素 (四) トリクロロニトロメタン（別名クロロピクリン）	(一) 塩化ホスホリル (二) 三塩化リン (三) 五塩化リン (四) 亜リン酸トリメチル (五) 亜リン酸トリエチル (六) 亜リン酸ジメチル (七) 亜リン酸ジエチル (八) 一塩化硫黄 (九) 二塩化硫黄 (一〇) 塩化チオニル (一一) エチルジエタノールアミン (一二) メチルジエタノールアミン (一三) トリエタノールアミン

内閣総理大臣　村山　富市
通商産業大臣　橋本龍太郎

政令

化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律の施行期日を定める政令をここに公布する。

御名 御璽

平成七年五月一日

内閣総理大臣 村山 富市

政令第百九十一号

化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律の施行期日を定める政令

内閣は、化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律（平成七年法律第六十五号）附則第一条本文の規定に基づき、この政令を制定する。

化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律の施行期日は、平成七年五月五日とする。

内閣総理大臣 村山 富市

外務大臣 河野 洋平

通商産業大臣 橋本龍太郎

化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律施行令をここに公布する。

御名 御璽

平成七年五月一日

内閣総理大臣 村山 富市

政令第百九十二号

化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律施行令

内閣は、化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律（平成七年法律第六十五号）第二条第一項から第五項まで及び第三十四条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

（毒性物質）

第一条 化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律（以下「法」という。）第二条第一項の毒性物質は、別表の第三欄に掲げる物質とする。

（化学兵器）

第二条 法第二条第二項の政令で定める兵器は、次に掲げる兵器とする。

一 砲弾又はその弾体

二 ロケット弾又はその弾体

三 地雷又はその外殻

四 爆弾又はその弾体

（特定物質及び指定物質）

第三条 法第二条第三項の特定物質は、別表一の項の第三欄又は第四欄に掲げる物質とする。

2 法第二条第四項の指定物質は、別表二の項又は三の項の第三欄又は第四欄に掲げる物質とする。

3 法第二条第五項の第一種指定物質は、別表二の項の第三欄又は第四欄に掲げる物質とする。

（特定施設）

第四条 法第三十四条第一項の政令で定める施設は、陸上自衛隊化学学校とする。

2 法第三十四条第一項の政令で定める数量は、年間十キログラムとする。

附 則

（施行期日）

第一条 この政令は、法の施行の日（平成七年五月五日）から施行する。

（通商産業省組織令の一部改正）

第二条 通商産業省組織令（昭和二十七年政令第二百九十号）の一部を次のように改正する。

第十一条中第十三号を第十四号とし、第九号から第十二号までを一号ずつ繰り下げ、第八号の次に次の一号を加える。

九 化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律（平成七年法律第六十五号）の施行に関すること。

第六十八条中第十四号を第十五号とし、第十三号を第十四号とし、第十二号を第十三号とし、第十一号の次に次の一号を加える。

十二 化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律の施行に関すること。

（警察庁組織令の一部改正）

第三条 警察庁組織令（昭和二十九年政令第百八十号）の一部を次のように改正する。

第八条の二第六号中「及び放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（昭和三十二年法律第百六十七号）」を「、放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（昭和三十二年法律第百六十七号）及び化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律（平成七年法律第六十五号）」に改める。

別表（第一条、第三条関係）

		毒性物質	原料物質
一	特定物質	（一） O―アルキル＝アルキルホスホノフルオリダート（O―アルキルのアルキル基がシクロアルキル基であるものを含み、O―アルキルのアルキル基の炭素数が十以下であり、かつ、アルキルホスホノフルオリダートのアルキル基の炭素数が三以下であるものに限る。） （二） O―アルキル＝N・N―ジアルキル＝ホスホルアミドシアニダート（O―アルキルのアルキル基がシクロアルキル基であるものを含み、O―アルキルのアルキル基の炭素数が十以下であり、かつ、N・N―ジアルキルのアルキル基の炭素数が三以下であるものに限る。） （三） O―アルキル＝S―二―ジアルキルアミノエチル＝アルキルホスホノチオラート（O―アルキルのアルキル基がシクロアルキル基であるものを含み、O―アルキル基のアルキル基の炭素数が十以下であり、かつ、S―二―ジアルキルアミノエチル及びアルキルホスホノチオラートのアルキル基の炭素数が三以下であるものに限る。）並びにそのアルキル化塩類及びプロトン化塩類	（一） アルキルホスホニルジフルオリド（アルキル基の炭素数が三以下であるものに限る。） （二） O―アルキル＝O―二―ジアルキルアミノエチル＝アルキルホスホニット（O―アルキルのアルキル基がシクロアルキル基であるものを含み、O―アルキルのアルキル基の炭素数が十以下であり、かつ、O―二―ジアルキルアミノエチル及びアルキルホスホニットのアルキル基の炭素数が三以下であるものに限る。）並びにそのアルキル化塩類及びプロトン化塩類 （三） O―二―ジアルキルアミノエチル＝ヒドロゲン＝アルキルホスホニット（O―二―ジアルキルアミノエチル及びアルキルホスホニットのアルキル基の炭素数が三以下であるものに限る。）並びにそのアルキル化塩類及びプロトン化塩類 （四） O―イソプロピル＝メチルホスホノクロリダート（別名クロロサリン） （五） O―ピナコリル＝メチルホスホノクロリダート（別名クロロソマン）

第四条第五号の次に次の一号を加える。

五の二　沖縄県における駐留軍用地の返還に伴う特別措置に関する法律（平成七年法律第百二号）の施行に関する事務を処理すること（他の行政機関の所掌に属するものを除く。）。

内閣総理大臣　村山　富市
外務大臣　河野　洋平
大蔵大臣　武村　正義
自治大臣　野中　広務

5 前二項の規定により意見を聴かれた者が意見を申し出ようとする場合には、沖縄県知事及び駐留軍用地の所有者にあっては意見を聴かれた日から三十日以内に、関係市町村の長にあっては意見を聴かれた日から六十日以内に、それぞれ意見書を提出しなければならない。

6 国は、返還実施計画を定めたときは、遅滞なく、これを沖縄県知事及び関係市町村の長に通知するものとする。

7 前四項の規定は、返還実施計画の変更について準用する。

（駐留軍用地を返還する場合の措置）

第七条 国は、駐留軍用地の所有者等に当該土地を返還する場合においては、その者の請求により、当該土地の所在する周囲の土地利用の状況に応じた有効かつ合理的な土地利用が図られるよう、当該土地を原状に回復する措置その他政令で定める措置を講ずるものとする。

第八条 国は、アメリカ合衆国から駐留軍用地（琉球諸島及び大東諸島に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の効力発生の日の前日においてアメリカ合衆国が使用していたもので、引き続き駐留軍の使用に供されているものに限り、国有地を除く。）の返還を受けた場合において、所有者等が引き続き当該土地を使用せず、かつ、収益していないときは、当該所有者等に対し、当該返還を受けた日（以下この条において「返還日」という。）の翌日から三年を超えない期間内で、当該所有者等の申請に基づき、政令で定めるところにより、給付金を支給するものとする。

2 前項の給付金の額は、返還日の属する年度に国が当該土地について支払った賃借料（当該土地が日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法（昭和二十七年法律第百四十号）により使用されたものであるときは、同法第十四条の規定により適用する土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第七十二条に規定する補償金）の一日当たりの額に、返還日の翌日から当該土地の所有者等が当該土地を使用し、収益し、又は処分した日の前日までの期間（返還日の翌日から三年以上、当該土地を使用し、収益し、又は処分しなかった場合にあっては、三年間）の日数を乗じて得た額から返還日の翌日以後当該土地を使用できないことを理由として国から支払を受けた補償金（次項において「補償金」という。）の額を減じて得た額とする。

3 前項の規定にかかわらず、一の所有者等について支給する給付金の額は、三千万円から当該所有者等が支払を受けた補償金の総額を減じて得た額を限度とし、かつ、一の所有者等について一年間に支給する給付金の額は、千万円から当該期間について当該所有者等が支払を受けた補償金の総額を減じて得た額を限度とする。

4 共有の土地について前項の規定を適用する場合には、共有者全員を一の所有者等とみなす。

（調査及び測量）

第九条 沖縄県知事又は関係市町村の長は、総合整備計画の策定その他この法律に基づく施策を実施するため合同委員会において返還が合意された駐留軍用地において調査及び測量を行う必要があると認めるときは、国に対し当該駐留軍用地についての調査及び測量の実施に関してあっせんを申請することができる。

（市町村総合整備計画）

第十条 関係市町村の長は、合同委員会において返還が合意された駐留軍用地又は駐留軍用地跡地（これらの土地と一体的に整備すべき土地を含む。次条において同じ。）を総合的に整備する必要があると認めるときは、市町村総合整備計画を定めることができる。

2 市町村総合整備計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 地域の総合整備に関する基本的方針に関する事項
二 交通通信体系の整備に関する事項
三 生活環境の整備に関する事項
四 農林水産業、商工業その他の産業の振興並びに観光及び保養地の開発に関する事項
五 自然環境の保全及び回復に関する事項
六 前各号に掲げるもののほか、地域の総合整備に関し必要と認める事項

3 関係市町村の長は、市町村総合整備計画を定めようとするときは、あらかじめ、市町村総合整備計画に係る土地の所有者（当該土地の上に賃借権その他政令で定める権利を有する者を含む。）の意見を聴かなければならない。

4 関係市町村の長は、市町村総合整備計画を定めたときは、遅滞なく、これを沖縄県知事に報告するとともに、公表しなければならない。

5 沖縄県知事は、前項の規定により市町村総合整備計画について報告を受けたときは、内閣総理大臣に報告するものとする。

6 前三項の規定は、市町村総合整備計画の変更について準用する。

（県総合整備計画）

第十一条 沖縄県知事は、合同委員会において返還が合意された駐留軍用地又は駐留軍用地跡地を広域の見地から特に総合的に整備する必要があると認めるときは、前条第二項各号に掲げる事項について県総合整備計画を定めることができる。

2 沖縄県知事は、県総合整備計画を定めようとするときは、あらかじめ、関係市町村の長の意見を聴かなければならない。この場合において、関係市町村の長は、あらかじめ、県総合整備計画に係る土地の所有者（当該土地の上に賃借権その他政令で定める権利を有する者を含む。）の意見を聴かなければならない。

3 沖縄県知事は、県総合整備計画を定めたときは、遅滞なく、これを内閣総理大臣に報告するとともに、公表しなければならない。

4 前二項の規定は、県総合整備計画の変更について準用する。

（総合整備計画と他の計画との関係）

第十二条 総合整備計画は、沖縄振興開発特別措置法（昭和四十六年法律第百三十一号）による沖縄振興開発計画その他法令の規定による地域振興に関する計画との調和が保たれるとともに、沖縄県における国土の利用に関する計画及び土地利用に関する計画並びに関係市町村の建設に関する基本構想に適合するように定められなければならない。

（都市計画法等による処分についての配慮）

第十三条 国の行政機関の長又は沖縄県知事は、総合整備計画に基づく事業の実施のため都市計画法（昭和四十三年法律第百号）その他の法律の規定による許可その他の処分を求められたときは、合同委員会において返還が合意された駐留軍用地において当該事業が円滑に実施されるよう適切な配慮をするものとする。

（駐留軍用地跡地等の利用促進のための措置）

第十四条 国は、合同委員会において返還が合意された駐留軍用地又は駐留軍用地跡地において総合整備計画に基づく土地区画整理事業、土地改良事業その他の政令で定める事業が円滑に実施されるよう必要な措置を講ずるものとする。

（国有財産の活用）

第十五条 国は、総合整備計画に基づく事業の実施を促進するため、合同委員会において返還が合意された駐留軍用地又は駐留軍用地跡地の区域内に所在する国有林野その他の国有財産の活用について適切な配慮をするものとする。

（この法律の円滑な実施等）

第十六条 国は、駐留軍用地の整理縮小を求める沖縄県民の意向に留意しつつ、この法律の円滑な実施に努めるものとする。

2 この法律及びこの法律に基づく措置は、日米安保条約及び日米地位協定の円滑な実施を妨げるものではない。

（政令への委任）

第十七条 この法律に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則

（施行期日）

1 この法律は、平成七年六月二十日から施行する。

（この法律の失効）

2 この法律は、平成十四年六月十九日限り、その効力を失う。

（防衛庁設置法の一部改正）

3 防衛庁設置法（昭和二十九年法律第百六十四号）の一部を次のように改正する。

第五条第二十九号の次に次の一号を加える。

二十九の二 沖縄県における駐留軍用地の返還に伴う特別措置に関する法律（平成七年法律第百二号）第五条の規定による駐留軍用地の返還についての見通しの通知、同法第六条の規定による返還実施計画の策定及び同法第七条及び第八条の規定による措置に関すること。

（沖縄開発庁設置法の一部改正）

4 沖縄開発庁設置法（昭和四十七年法律第二十九号）の一部を次のように改正する。

列されている製剤又は食品に含まれる添加物

2　何人も、前項の規定により公示された既存添加物名簿に関し、訂正する必要があると認めるときは、厚生省令で定めるところにより、その公示の日から六月以内に限り、その旨を厚生大臣に申し出ることができる。

3　厚生大臣は、前項の申出があった場合において、その申出に理由があると認めるときは、その申出に係る添加物の名称を既存添加物名簿に追加し、又は既存添加物名簿から消除するとともに、その旨をその申出をした者に通知しなければならない。

4　厚生大臣は、前項の規定による追加又は消除を行った既存添加物名簿をこの法律の施行の日（以下「施行日」という。）の一月前までに公示しなければならない。

第三条　前条第四項の規定により厚生大臣が公示した既存添加物名簿に記載されている添加物並びにこれを含む製剤及び食品については、新食品衛生法第六条の規定は、適用しない。

（指定検査機関に関する経過措置）

第四条　附則第一条第三号に掲げる改正規定の施行の際現に旧食品衛生法第十四条第一項又は第十五条第一項若しくは第二項の指定を受けている者及びこの法律の施行の際現に新食品衛生法第十四条第一項又は第十五条第一項から第三項までの指定を受けている者に対する新食品衛生法第十九条の十二の規定の適用については、施行日から起算して一年間は、同条中「第十九条の四第二号から第五号まで」とあるのは、「第十九条の四第二号、第四号又は第五号」とする。

（営業の許可に関する経過措置）

第五条　附則第一条第二号に掲げる改正規定の施行の際現に旧食品衛生法第二十一条第一項の許可（同条第三項の規定により有効期間が付けられたものに限る。）を受けている者に対する当該許可に係る新食品衛生法第二十三条の規定の適用については、当該有効期間が経過するまでの間は、同条中「に違反した場合、第二十一条第二項第一号若しくは第三号に該当するに至つた場合又は同条第三項」とあるのは、「又は第二十一条第三項」とする。

（特殊栄養食品に関する経過措置）

第六条　この法律の施行の際現に第二条の規定による改正前の栄養改善法（以下この条において「旧栄養改善法」という。）第十二条第一項又は第十七条の二第一項の規定による許可又は承認（乳児用、幼児用、妊産婦用、病者用等の特別の用途に適する旨の標示に係るものに限る。）を受けている者は、第二条の規定による改正後の栄養改善法（以下「新栄養改善法」という。）第十二条第一項又は第十五条第一項の規定による許可又は承認を受けた者とみなす。

2　旧栄養改善法第十二条第一項又は第十七条の二第一項の規定による許可又は承認（栄養成分の補給ができる旨の標示に係るものに限る。）に係る食品については、施行日から起算して一年間は、引き続き旧栄養改善法の規定に適合する標示がされている限り、新栄養改善法第十七条第一項の栄養表示基準に適合する表示がされているものとみなす。

（罰則に関する経過措置）

第七条　この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（その他の経過措置の政令への委任）

第八条　この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

（検討）

第九条　政府は、この法律の施行後十年を経過した場合において、国民の栄養摂取の状況並びに新栄養改善法第十七条及び第十七条の二の規定の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

（地方自治法の一部改正）

第十条　地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）の一部を次のように改正する。

別表第三第一号(十二の二)及び別表第四第一号(三)中「特殊栄養食品」を「特別用途食品」に改める。

（厚生省設置法の一部改正）

第十一条　厚生省設置法（昭和二十四年法律第百五十一号）の一部を次のように改正する。

第六条第六号中「に定める栄養食品の標示」を「の規定に基づき、特別用途表示」に、「する」を「行い、及び栄養表示基準を定める」に改め、同条第十八号の次に次の一号を加える。

十八の二　食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）の規定に基づき、総合衛生管理製造過程を経て製造し、又は加工することについての承認を行い、及びその承認を取り消すこと。

第六条第二十号中「（昭和二十二年法律第二百三十三号）」を削る。

厚生大臣　井出　正一
自治大臣　野中　広務
内閣総理大臣　村山　富市

沖縄県における駐留軍用地の返還に伴う特別措置に関する法律をここに公布する。

御名　御璽

平成七年五月二十六日

内閣総理大臣　村山　富市

法律第百二号

沖縄県における駐留軍用地の返還に伴う特別措置に関する法律

（目的）

第一条　この法律は、駐留軍用地及び駐留軍用地跡地が広範かつ大規模に存在する沖縄県の特殊事情にかんがみ、駐留軍用地の返還に伴う特別の措置を講じ、もって沖縄県の均衡ある発展並びに住民の生活の安定及び福祉の向上に資することを目的とする。

（定義）

第二条　この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一　駐留軍用地　沖縄県の区域内において、駐留軍（日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約（以下「日米安保条約」という。）に基づき日本国にあるアメリカ合衆国の軍隊をいう。以下同じ。）が日米安保条約第六条の規定に基づき使用することを許されている施設及び区域に係る土地をいう。

二　駐留軍用地跡地　日本国との平和条約の効力発生の日から琉球諸島及び大東諸島に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の効力発生の日の前日までの間においてアメリカ合衆国が沖縄県の区域内において使用していた土地で当該土地の所有者若しくは賃借権その他政令で定める権利を有する者に返還されているもの又は同協定の効力発生の日以後沖縄県の区域内において駐留軍が日米安保条約第六条の規定に基づき使用することを許されていた施設及び区域に係る土地で当該土地の所有者若しくは賃借権その他政令で定める権利を有する者に返還されているものをいう。

三　関係市町村　駐留軍用地又は駐留軍用地跡地が所在する市町村をいう。

（国、沖縄県及び関係市町村の協力）

第三条　国、沖縄県及び関係市町村は、この法律の目的を達成するため、相協力しなければならない。

（駐留軍用地の所有者等の協力）

第四条　駐留軍用地又は駐留軍用地跡地の所有者（これらの土地の上に賃借権その他政令で定める権利を有する者を含む。）は、国、沖縄県又は関係市町村が実施する施策に協力するとともに、これらの土地が第十条の市町村総合整備計画及び第十一条の県総合整備計画（以下単に「総合整備計画」という。）に即して有効かつ合理的に利用されるよう努めるものとする。

（駐留軍用地の返還についての見通しの通知）

第五条　国は、駐留軍用地について、返還の見通しがたった場合には、速やかに、その旨を当該土地の所有者又は賃借権その他政令で定める権利を有する者（以下「所有者等」という。）に通知するよう努めるものとする。

（返還実施計画）

第六条　国は、合同委員会（日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定（以下「日米地位協定」という。）第二十五条に規定する合同委員会をいう。以下同じ。）において返還が合意された駐留軍用地について、速やかに、当該駐留軍用地の返還に関する実施計画（以下「返還実施計画」という。）を定めなければならない。ただし、駐留軍用地の所有者等が、自ら当該土地を使用する目的で行った申請に係る返還については、この限りでない。

2　返還実施計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一　返還に係る区域
二　返還の予定時期
三　その他政令で定める事項

3　国は、返還実施計画を定めようとするときは、あらかじめ、沖縄県知事及び関係市町村の長の意見を聴かなければならない。

4　関係市町村の長は、返還実施計画について、国に対し意見を申し出るときは、あらかじめ、駐留軍用地の所有者（当該土地の上に賃借権その他政令で定める権利を有する者を含む。次項において同じ。）の意見を聴かなければならない。

ともに、地域における食品衛生の向上を図るため、飲食店営業者その他継続的に不特定又は多数の者に食品を供与する者（以下この条において「飲食店営業者等」という。）に対し、必要な助言、指導その他の援助を行うように努めるものとする。

都道府県、保健所を設置する市又は特別区は、飲食店営業者等の食品衛生の向上に関する自主的な活動を促進するため、社会的信望があり、かつ、食品衛生の向上に熱意と識見を有する者のうちから、食品衛生推進員を委嘱することができる。

食品衛生推進員は、飲食店営業の施設の衛生管理の方法その他の食品衛生に関する事項につき、都道府県、保健所を設置する市又は特別区の施策に協力して、飲食店営業者等からの相談に応じ、及びこれらの者に対する助言その他の活動を行う。

第二十九条第一項中「乃至第十二条」を「から第十二条まで」に、「乃至第二十五条」を「から第二十五条まで」に、「前条」を「第二十八条」に、「害う虞」を「損なうおそれ」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、第六条中「添加物（天然香料及び一般に食品として飲食に供されている物であつて添加物として使用されるものを除く。）」とあるのは、「おもちやの添加物として用いることを目的とする化学的合成品（化学的手段により元素又は化合物に分解反応以外の化学的反応を起こさせて得られた物質をいう。）」と読み替えるものとする。

第二十九条第三項中「乃至第十条」を「から第十条まで」に、「乃至第十九条」を「から第十九条まで」に、「乃至第二十四条」を「から第二十四条まで」に改める。

第三十一条中「左の」を「次の」に改め、同条第一号中「第十四条第二項（第二十九条第一項において準用する場合を含む。）、第十五条第三項」を「第十五条第四項」に改め、同条第二号中「市長」の下に「又は区長」を加える。

（栄養改善法の一部改正）

第二条　栄養改善法（昭和二十七年法律第二百四十八号）の一部を次のように改正する。

第十二条の見出しを「（特別用途表示の許可）」に改め、同条第一項中「栄養成分の補給ができる旨の標示又は」を削り、「標示を」を「表示（以下「特別用途表示」という。）を」に改め、同条第二項中「標示」を「特別用途表示」に改め、同条第四項を次のように改める。

4　第一項の許可を受けて特別用途表示をする者は、当該許可に係る食品（以下「特別用途食品」という。）につき、厚生省令で定める事項を厚生省令の定めるところにより表示しなければならない。

第十三条から第十五条までを削る。

第十六条の見出し中「特殊栄養食品」を「特別用途食品」に改め、同条第一項中「第十二条（特殊栄養食品の標示）の規定により許可を受けた特殊栄養食品」を「特別用途食品」に、「特殊栄養食品を」を「特別用途食品を」に改め、同条第二項中「証票」を「証明書」に、「且つ」を「かつ」に、「呈示」を「提示」に改め、同条を第十三条とする。

第十七条の見出しを「（特別用途表示の許可の取消し）」に改め、同条中「特殊栄養食品の標示の」を「特別用途表示の」に、「受けて標示」を「受けて特別用途表示」に、「（特殊栄養食品の標示内容）に規定する標示をせず」を「の規定に違反し、」に、「標示をした」を「表示をした」に改め、同条を第十四条とする。

第十七条の二の見出しを「（特別用途表示の承認）」に改め、同条第一項中「第十二条第一項に規定する標示」を「特別用途表示」に改め、同条第二項中「第十六条の」を「第十三条の」に、「規定により承認を受けた特殊栄養食品」を「承認に係る食品」に、「標示」を「特別用途表示」に、「第十六条第一項」を「第十三条第一項」に、「第十七条の二第二項」を「第十五条第二項」に改め、同条を第十五条とする。

第十七条の三の見出し中「特殊栄養食品の標示」を「特別用途表示」に改め、同条中「第十二条第一項に規定する」を削り、「標示」を「特別用途表示」に、「同項」を「第十二条第一項」に改め、同条を第十六条とし、同条の次に次の一条を加える。

（栄養表示基準）

第十七条　販売に供する食品（特別用途食品を除く。）につき、栄養成分（厚生省令で定めるものに限る。以下この条において同じ。）又は熱量に関する表示（以下「栄養表示」という。）をしようとする者及び本邦において販売に供する食品であつて栄養表示がなされたもの（第十五条の承認に係る食品を除く。以下この条において「栄養表示食品」という。）を輸入する者は、厚生大臣の定める栄養表示基準（以下単に「栄養表示基準」という。）に従い、必要な表示をしなければならない。ただし、販売に供する食品（特別用途食品を除く。）の容器包装及びこれに添付する文書以外の物に栄養表示をする場合その他政令で定める場合は、この限りでない。

2　栄養表示基準においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一　食品の栄養成分量及び熱量に関し表示すべき事項並びにその表示の方法

二　栄養成分のうち、国民の栄養摂取の状況からみてその欠乏が国民の健康の保持増進に影響を与えているものとして厚生省令で定めるものにつき、その補給ができる旨を表示するに際し遵守すべき事項又はその旨が表示された輸入に係る栄養表示食品を販売するに際し遵守すべき事項

三　栄養成分のうち国民の栄養摂取の状況からみてその過剰な摂取が国民の健康の保持増進に影響を与えているものとして厚生省令で定めるもの又は熱量につき、その適切な摂取ができる旨を表示するに際し遵守すべき事項又はその旨が表示された輸入に係る栄養表示食品を販売するに際し遵守すべき事項

3　厚生大臣は、栄養表示基準を定めたときは、遅滞なく、これを告示しなければならない。

（指示等）

第十七条の二　厚生大臣は、栄養表示基準に従つた表示をしない者があるときは、その者に対して、栄養表示基準に従い必要な表示をすべき旨の指示をすることができる。

2　厚生大臣は、前項の指示に従わない者があるときは、その旨を公表することができる。

3　第十三条の規定は、販売に供する食品であつて栄養表示がなされたもの（特別用途食品及び第十五条の承認に係る食品を除く。）について準用する。

第十八条の二中「第十六条第一項」を「第十三条第一項」に、「第十七条の二第二項」を「第十五条第二項」に改める。

第十九条第一項中「特殊栄養食品の標示」を「特別用途表示」に改め、同条第二項中「外」を「ほか」に、「但し」を「ただし」に、「尽された」を「尽くされた」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から起算して一年を経過した日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に掲げる日から施行する。

一　第一条中食品衛生法第七条の次に二条を加える改正規定（第七条の二を加える部分に限る。）、同法第三十一条第三号の改正規定並びに次条及び附則第八条の規定　公布の日

二　第一条中食品衛生法第二十一条の改正規定、同法第二十一条の次に一条を加える改正規定、同法第二十二条の改正規定、同法第二十三条の改正規定（「若しくは第二項、第十五条第三項」を「、第十五条第四項」に改める部分を除く。）及び附則第五条の規定　公布の日から起算して六月を経過した日

三　第一条中食品衛生法第二条の改正規定（同条第三項の改正規定を除く。）、同法第九条、第十四条及び第十五条の改正規定、同法第十六条の次に一条を加える改正規定、同法第十八条、第十九条の二及び第十九条の三の改正規定、同法第十九条の四の改正規定（各号列記以外の部分を改める部分に限る。）、同法第十九条の五、第十九条の十三及び第十九条の十五の改正規定、同法第二十三条の改正規定（「若しくは第二項、第十五条第三項」を「、第十五条第四項」に改める部分に限る。）並びに同法第三十一条の改正規定（同条第三号の改正規定を除く。）　公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日

（既存添加物に関する経過措置）

第二条　厚生大臣は、次に掲げる添加物（第一条の規定による改正前の食品衛生法（以下「旧食品衛生法」という。）第二条第三項に規定する化学的合成品たる添加物並びに第一条の規定による改正後の食品衛生法（以下「新食品衛生法」という。）第二条第三項に規定する天然香料及び一般に食品として飲食に供されている物であつて添加物として使用されるものを除く。）の名称を記載した表（以下「既存添加物名簿」という。）を作成し、これをこの法律の公布の日から三月以内に公示しなければならない。

一　この法律の公布の際現に販売され、又は販売の用に供するために、製造され、輸入され、加工され、使用され、貯蔵され、若しくは陳列されている添加物

二　この法律の公布の際現に販売され、又は販売の用に供するために、製造され、輸入され、加工され、使用され、貯蔵され、若しくは陳

資料を添付して申請しなければならない。

第一項の承認を受けた者（次項において「承認取得者」という。）は、当該承認に係る総合衛生管理製造過程の一部を変更しようとするときは、その変更についての承認を求めることができる。この場合においては、前二項の規定を準用する。

厚生大臣は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、承認取得者が受けた第一項の承認の全部又は一部を取り消すことができる。

一　当該承認に係る総合衛生管理製造過程の製造又は加工の方法及びその衛生管理の方法が、第二項の厚生省令で定める基準に適合しなくなつたとき。

二　承認取得者が、当該承認に係る総合衛生管理製造過程の一部を前項の承認を受けずに変更したとき。

三　厚生大臣が、必要があると認めて、外国において当該承認に係る総合衛生管理製造過程を経て食品の製造又は加工を行う承認取得者（次号において「外国製造承認取得者」という。）に対し、必要な報告を求めた場合において、その報告がされず、又は虚偽の報告がされたとき。

四　厚生大臣が、必要があると認めて、その職員に、外国製造承認取得者の製造又は加工の施設、事務所、倉庫その他の場所において食品、帳簿書類その他の物件についての検査をさせようとした場合において、その検査が拒まれ、妨げられ、又は忌避されたとき。

第一項の承認に係る総合衛生管理製造過程を経た食品の製造又は加工については、第七条第一項の基準に適合した方法による食品の製造又は加工とみなして、この法律又はこの法律に基づく命令の規定を適用する。

第一項の承認又は第四項の変更の承認を受けようとする者は、審査に要する実費の額を考慮して政令で定める額の手数料を納めなければならない。

第十四条第一項中「行なう」を「行う」に、「附された」を「付された」に改め、同条第三項中「第一項又は」を削り、同条第四項中「行なう」を「行う」に改め、同条第五項中「前各項」を「前三項」に改め、「及び第二項」を削り、「並びに」を「及び」に改め、同条第六項中「及び第二項」を削り、同条第二項を削る。

第十五条第一項中「前条第二項第一号又は第三号から第六号までに」を「次に」に、「行なう」を「行う」に改め、同項に次の各号を加える。

一　第四条第二号又は第三号に掲げる食品又は添加物

二　第七条第一項の規定により定められた規格に合わない食品又は添加物

三　第七条第一項の規定により定められた基準に合わない方法により添加物を使用した食品

四　第九条に規定する器具又は容器包装

五　第十条第一項の規定により定められた規格に合わない器具又は容器包装

第十五条第二項中「前条第一項各号」を「前項各号」に、「又は容器包装に該当する」を「若しくは容器包装又は第六条に規定する食品に該当する」に、「行なう」を「行う」に改め、同条第三項中「第一項又は前項」を「前二項」に改め、同条第五項中「又は第二項」を「から第二項まで」に、「こえない」を「超えない」に、「行なう」を「行う」に改め、同条第六項中「前条第四項から第六項まで」を「前条第三項から第五項まで」に、「及び第二項」を「から第三項まで」に改め、同条第二項の次に次の一項を加える。

厚生大臣は、食品衛生上の危害の発生を防止するため必要があると認めるときは、政令で定める食品、添加物、器具又は容器包装であつて、生産地の事情その他の事情からみて第一項各号に掲げる食品、添加物、器具若しくは容器包装又は第六条に規定する食品に該当するおそれがあると認められるものを輸入する者に対し、当該食品、添加物、器具又は容器包装について、厚生大臣又は厚生大臣が指定した者の行う検査を受けるべきことを命ずることができる。

第十六条の次に次の一条を加える。

第十六条の二　厚生大臣は、前条の規定による届出については、政令で定めるところにより、電子情報処理組織を使用して行わせることができる。

厚生大臣は、前項の規定により電子情報処理組織を使用して届け出た者に対する当該届出に係る食品、添加物、器具又は容器包装についての第十五条第二項又は第三項の規定による検査の命令の通知及び同条第四項の規定による当該検査の結果の通知については、政令で定めるところにより、電子情報処理組織を使用して行うことができる。

前二項の規定により行われた届出又は命令の通知若しくは結果の通知は、第二条第七項の電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に厚生省に到達し、又は厚生省から発せられたものとみなし、命令の通知又は結果の通知にあつては、当該記録がされた後通常その出力に要する時間が経過した時に当該通知の相手方に到達したものと推定する。

第十八条第一項中「若しくは第二項又は第十五条第一項若しくは第二項」を「又は第十五条第一項から第三項まで」に改める。

第十九条の二中「若しくは第二項又は第十五条第一項若しくは第二項」を「又は第十五条第一項から第三項まで」に、「行なおう」を「行おう」に、「行なう」を「行う」に改める。

第十九条の三中「一に」を「いずれかに」に、「若しくは第二項又は第十五条第一項若しくは第二項」を「又は第十五条第一項から第三項まで」に改め、同条第三号中「行なう」を「行う」に改める。

第十九条の四中「若しくは第二項又は第十五条第一項若しくは第二項」を「又は第十五条第一項から第三項まで」に改め、同条第一号中「行なつている」を「行つている」に改め、同条第四号中「行なつている」を「行つている」に改め、同号を同条第五号とし、同条第三号中「行なう」を「行う」に改め、同号を同条第四号とし、同条第二号の次に次の一号を加える。

三　製品検査の業務の管理に関する事項が厚生省令で定める基準に適合すること。

第十九条の五中「若しくは第二項又は第十五条第一項若しくは第二項」を「又は第十五条第一項から第三項まで」に、「行なう」を「行う」に改める。

第十九条の十二中「第四号」を「第五号」に、「とるべき」を「執るべき」に改める。

第十九条の十三中「一に」を「いずれかに」に改め、同条第四号中「行なつた」を「行つた」に改め、同条第六号中「若しくは第二項又は第十五条第一項若しくは第二項」を「又は第十五条第一項から第三項まで」に改める。

第十九条の十五第一号中「若しくは第二項又は第十五条第一項若しくは第二項」を「又は第十五条第一項から第三項まで」に改める。

第十九条の十七第一項中「化学的合成品たる」を「第六条の規定により厚生大臣が定めた」に改め、「ただし、」の下に「第七条の三第一項の承認に係る施設及び」を加え、同条第四項中「一に」を「いずれかに」に改め、同項第二号中「基く」を「基づく」に改め、同項第四号中「基く」を「基づく」に、「省令」を「厚生省令」に改め、同条第六項中「省令」を「厚生省令」に改める。

第二十一条第一項中「省令」を「厚生省令」に改め、同条第二項に次のただし書を加える。

ただし、同条に規定する営業を営もうとする者が次の各号のいずれかに該当するときは、同項の許可を与えないことができる。

一　この法律又はこの法律に基づく処分に違反して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して二年を経過しない者

二　第二十二条から第二十四条までの規定により許可を取り消され、その取消しの日から起算して二年を経過しない者

三　法人であつて、その業務を行う役員のうちに前二号のいずれかに該当する者があるもの

第二十一条第三項中「二年」を「四年」に、「附ける」を「付ける」に改め、同条の次に次の一条を加える。

第二十一条の二　前条第一項の許可を受けた者（以下この条において「許可営業者」という。）について相続又は合併があつたときは、相続人（相続人が二人以上ある場合において、その全員の同意により当該営業を承継すべき相続人を選定したときは、その者）又は合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人は、許可営業者の地位を承継する。

前項の規定により許可営業者の地位を承継した者は、遅滞なく、その事実を証する書面を添えて、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

第二十二条中「前条第一項」を「第二十一条第一項」に改める。

第二十三条中「若しくは第二項、第十五条第三項」を「、第十五条第四項」に、「又は第二十一条第三項」を「に違反した場合、第二十一条第二項第一号若しくは第三号に該当するに至つた場合又は同条第三項」に改める。

第二十八条の次に次の一条を加える。

第二十八条の二　都道府県、保健所を設置する市又は特別区は、食中毒の発生を防止すると

日前に取得若しくは製作又は賃借をした旧法第四十二条の七第一項に規定する事業基盤強化設備については、なお従前の例による。

（製品輸入額が増加した場合の製品用機械の割増償却又は法人税額の特別控除及び法人の輸入製品国内市場開拓準備金に関する経過措置）

第五条 新法第四十二条の九及び第五十四条の規定は、法人の平成七年四月一日以後に開始する事業年度分の法人税について適用し、法人の同日前に開始した事業年度分の法人税については、なお従前の例による。

（欠損金の繰戻しによる還付の不適用に関する経過措置）

第六条 法人の平成七年四月一日前に終了した事業年度において生じた旧法第六十六条の十四に規定する欠損金額については、なお従前の例による。

2 新法第六十六条の十四に規定する承認事業展開計画に従って事業展開を行う特定中小企業者に該当する法人の平成七年四月一日から施行日以後一月を経過する日までの間に終了する事業年度において生じた法人税法第二条第二十号に規定する欠損金額に係る同法第八十一条第一項の規定による法人税の還付の請求については、同項の規定にかかわらず、施行日から三月を経過する日までに当該還付の請求をすることができる。

3 前項の場合において、同項に規定する法人が、同項の欠損金額につき、既に他の法令の規定による法人税の還付の請求をしているときは、当該還付の請求がなかったものとみなす。

4 前項の規定に該当する法人で第二項の規定の適用を受けるものが、前項に規定する還付の請求に基づく還付金の還付を受けている場合には、当該還付金は、第二項に規定する還付の請求に基づく還付金の内払とみなす。

大蔵大臣　武村　正義
内閣総理大臣　村山　富市

平成七年度における公債の発行の特例に関する法律をここに公布する。

御名　御璽

平成七年五月二十二日

内閣総理大臣　村山　富市

法律第百号

平成七年度における公債の発行の特例に関する法律

（趣旨）

第一条 この法律は、平成七年度の一般会計補正予算（第1号）における阪神・淡路大震災に対処するための措置、地震等についての防災のための事業を緊急に実施するための措置、急激な外国為替相場の変動等に伴う最近の経済情勢に対処するための措置等に必要な財源を確保するため、同年度における公債の発行の特例に関する措置を定めるものとする。

（特例公債の発行）

第二条 政府は、財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第四条第一項ただし書の規定及び所得税法及び消費税法の一部を改正する法律の施行等による租税収入の減少を補うための平成六年度から平成八年度までの公債の発行の特例等に関する法律（平成六年法律第百八号）第一条第二項の規定により発行する公債のほか、平成七年度の一般会計補正予算（第1号）において見込まれる租税収入の減少を補い、及び当該補正予算により追加される歳出の財源に充てるため、当該補正予算をもって国会の議決を経た金額の範囲内で、公債を発行することができる。

（特例公債に係る発行時期及び会計年度所属区分の特例）

第三条 前条の規定による公債の発行は、平成八年六月三十日までの間、行うことができる。この場合において、同年四月一日以後発行される同条の公債に係る収入は、平成七年度所属の歳入とする。

（償還計画の国会への提出）

第四条 政府は、第二条の議決を経ようとするときは、同条の公債の償還の計画を国会に提出しなければならない。

（特例公債の減債）

第五条 政府は、第二条の規定により発行した公債については、その速やかな減債に努めるものとする。

附　則

この法律は、公布の日から施行する。

大蔵大臣　武村　正義
内閣総理大臣　村山　富市

食品衛生法及び栄養改善法の一部を改正する法律をここに公布する。

御名　御璽

平成七年五月二十四日

内閣総理大臣　村山　富市

法律第百一号

食品衛生法及び栄養改善法の一部を改正する法律

（食品衛生法の一部改正）

第一条 食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「但し」を「ただし」に改め、同条第三項を次のように改める。

この法律で天然香料とは、動植物から得られた物又はその混合物で、食品の着香の目的で使用される添加物をいう。

第二条第四項中「且つ」を「かつ」に、「但し」を「ただし」に改め、同条第五項中「容れ」を「入れ」に改め、同条第七項中「但し」を「ただし」に改め、同条第六項の次に次の一項を加える。

この法律で電子情報処理組織とは、厚生省の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と、第十六条の規定による届出をしようとする者の使用に係る入出力装置とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

第五条第二項中「定めるこれらの製品」の下に「（以下この項において「獣畜の肉等」という。）」を、「事項」の下に「（以下この項において「衛生事項」という。）」を加え、同項に次のただし書を加える。

ただし、厚生省令で定める国から輸入する獣畜の肉等であって、当該獣畜の肉等に係る衛生事項が当該国の政府機関から電気通信回線を通じて第二条第七項の電子計算機に送信され、当該電子計算機に備えられたファイルに記録されたものについては、この限りでない。

第六条中「害う虞」を「損なうおそれ」に、「きいて」を「聴いて」に、「食品の添加物として用いることを目的とする化学的合成品」を「添加物（天然香料及び一般に食品として飲食に供されている物であって添加物として使用されるものを除く。）」に改める。

第二章中第七条の次に次の二条を加える。

第七条の二 厚生大臣は、前条第一項の食品の成分に係る規格として、食品に残留する農薬の成分である物質（その物質が化学的に変化して生成した物質を含む。）の量の限度を定めるため必要があると認めるときは、農林水産大臣に対し、農薬の成分に関する資料の提供その他必要な協力を求めることができる。

第七条の三 厚生大臣は、第七条第一項の規定により製造又は加工の方法の基準が定められた食品であって政令で定めるものにつき、総合衛生管理製造過程（製造又は加工の方法及びその衛生管理の方法につき食品衛生上の危害の発生を防止するための措置が総合的に講じられた製造又は加工の過程をいう。以下同じ。）を経てこれを製造し、又は加工しようとする者（外国において製造し、又は加工しようとする者を含む。）から申請があったときは、製造し、又は加工しようとする食品の種類及び製造又は加工の施設ごとに、その総合衛生管理製造過程を経て製造し、又は加工することについての承認を与えることができる。

厚生大臣は、前項の申請に係る総合衛生管理製造過程の製造又は加工の方法及びその衛生管理の方法が、厚生省令で定める基準に適合しないときは、同項の承認を与えない。

第一項の承認を受けようとする者は、厚生省令で定めるところにより、申請書に当該総合衛生管理製造過程を経て製造し、又は加工した食品の試験の成績に関する資料その他の

を加え、「、その」を「その」に改め、「いう。）」の下に「又は承認事業展開計画に従って事業展開を行おうとする特定中小企業者（第六条の二第一項に規定する特定中小企業者をいう。）」を、「当該承認新分野進出等計画」の下に「又は当該承認事業展開計画」を加え、同条第五項中「特別中小企業者」の下に「又は承認事業展開計画に従って事業展開を行おうとする特定中小企業者」を加える。

第十一条中「新分野進出等」の下に「、事業展開」を加える。

第十二条第一項中「新分野進出等」の下に「又は事業展開」を加える。

第十五条中「第三条第一項」の下に「、第六条の二第一項」を、「第三条第二項第六号に規定する事業を行う者」の下に「、承認事業展開計画に従って事業展開を行う者」を、「に対し、承認新分野進出等計画」の下に「、承認事業展開計画」を加える。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から施行する。

（租税特別措置法の一部改正）

第二条　租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）の一部を次のように改正する。

第十条の四第一項第六号中「同法第二条第三項」を「同項」に改める。

第三十七条第一項の表の第十七号の上欄のイ中「受けた同法第二条第三項」を「受けた同項」に改める。

第四十二条の七第一項第六号中「同法第二条第三項」を「同項」に、「同項」を「同法第二条第三項」に改める。

第六十五条の七第一項の表の第十八号の上欄のイ中「受けた同法第二条第三項」を「受けた同項」に、「同項」を「同法第二条第三項」に改める。

第六十六条の十四中「同法第二条第三項」を「同項」に、「同項」を「同法第二条第三項」に改める。

大蔵大臣　武村　正義
厚生大臣　井出　正一
農林水産大臣　大河原太一郎
通商産業大臣臨時代理
内閣総理大臣　村山　富市
運輸大臣　亀井　静香
内閣総理大臣　村山　富市

租税特別措置法の一部を改正する法律をここに公布する。

御名　御璽

平成七年五月二十二日

内閣総理大臣　村山　富市

法律第九十九号

租税特別措置法の一部を改正する法律

租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）の一部を次のように改正する。

第十条の四第一項第六号中「該当するもの」の下に「又は同法第六条の三に規定する承認事業展開計画に従って同法第六条の二第一項に規定する事業展開を行う同項に規定する特定中小企業者に該当するもの」を、「当該承認新分野進出等計画」の下に「又は当該承認事業展開計画」を加える。

第十条の六第二項中「の百分の二十五（製品輸入増加割合が百分の十未満であるときは、」を「に償却限度割合（製品輸入増加割合が百分の十以下である場合にあっては」に、「二位未満」を「三位未満」に、「）に相当する」を「をいい、製品輸入増加割合が百分の十を超える場合にあっては当該製品輸入増加割合に一・二五を乗じて計算した割合（当該割合に小数点以下三位未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）に百分の十二・五の割合を加算した割合（当該割合が百分の五十を超えるときは、百分の五十とする。）をいう。）を乗じて計算した」に改め、同条第四項中「の百分の五（当該製品輸入増加割合が百分の十未満であるときは、」を「に税額控除割合（製品輸入増加割合が百分の十以下である場合にあっては」に、「二分の一」を「〇・五」に、「）に相当する」を「）をいい、製品輸入増加割合が百分の十を超える場合にあっては当該製品輸入増加割合に〇・二五を乗じて計算した割合（当該割合に小数点以下三位未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）に百分の二・五の割合を加算した割合（当該割合が百分の十を超えるときは、百分の十とする。）をいう。）を乗じて計算した」に改める。

第二十条第一項中「の百分の二十（当該製品輸入増加割合が百分の十未満であるときは、」を「に積立割合（製品輸入増加割合が百分の十以下である場合にあっては」に、「二位未満」を「三位未満」に、「）に相当する」を「をいい、製品輸入増加割合が百分の十を超える場合にあっては当該製品輸入増加割合（当該割合に小数点以下三位未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）に百分の十の割合を加算した割合（当該割合が百分の四十を超えるときは、百分の四十とする。）をいう。）を乗じて計算した」に改める。

第四十二条の七第一項第六号中「該当するもの」の下に「又は同法第六条の三に規定する承認事業展開計画に従って同法第六条の二第一項に規定する事業展開を行う同項に規定する特定中小企業者（同法第二条第三項に規定する組合等を除く。）に該当するもの」を、「当該承認新分野進出等計画」の下に「又は当該承認事業展開計画」を加える。

第四十二条の九第一項中「の百分の二十五（当該製品輸入増加割合が百分の十未満であるときは、」を「に償却限度割合（製品輸入増加割合が百分の十以下である場合にあっては」に、「二位未満」を「三位未満」に、「）に相当する」を「をいい、製品輸入増加割合が百分の十を超える場合にあっては当該製品輸入増加割合に一・二五を乗じて計算した割合（当該割合に小数点以下三位未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）に百分の十二・五の割合を加算した割合（当該割合が百分の五十を超えるときは、百分の五十とする。）をいう。）を乗じて計算した」に改め、同条第二項中「の百分の五（当該製品輸入増加割合が百分の十未満であるときは、」を「に税額控除割合（製品輸入増加割合が百分の十以下である場合にあっては」に、「二分の一」を「〇・五」に、「）に相当する」を「）をいい、製品輸入増加割合が百分の十を超える場合にあっては当該製品輸入増加割合に〇・二五を乗じて計算した割合（当該割合に小数点以下三位未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）に百分の二・五の割合を加算した割合（当該割合が百分の十を超えるときは、百分の十とする。）をいう。）を乗じて計算した」に改める。

第五十四条第一項中「の百分の二十（当該製品輸入増加割合が百分の十未満であるときは、」を「に積立割合（製品輸入増加割合が百分の十以下である場合にあっては」に、「二位未満」を「三位未満」に、「）に相当する」を「をいい、製品輸入増加割合が百分の十を超える場合にあっては当該製品輸入増加割合（当該割合に小数点以下三位未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）に百分の十の割合を加算した割合（当該割合が百分の四十を超えるときは、百分の四十とする。）をいう。）を乗じて計算した」に改める。

第六十六条の十四中「の平成五年十一月二十五日」を「及び同法第六条の三に規定する承認事業展開計画に従って同法第六条の二第一項に規定する事業展開を行う同項に規定する特定中小企業者（同法第二条第三項に規定する組合等を除く。）に該当するものの平成七年四月一日」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から施行する。

（事業基盤強化設備を取得した場合等の特別償却又は所得税額の特別控除に関する経過措置）

第二条　改正後の租税特別措置法（以下「新法」という。）第十条の四の規定は、個人がこの法律の施行の日（以下「施行日」という。）以後に取得若しくは製作又は賃借をする同条第一項に規定する事業基盤強化設備について適用し、個人が施行日前に取得若しくは製作又は賃借をした改正前の租税特別措置法（以下「旧法」という。）第十条の四第一項に規定する事業基盤強化設備については、なお従前の例による。

（製品輸入額が増加した場合の製造用機械の割増償却又は所得税額の特別控除及び個人の輸入製品国内市場開拓準備金に関する経過措置）

第三条　新法第十条の六及び第二十条の規定は、平成七年分以後の所得税について適用し、平成六年分以前の所得税については、なお従前の例による。

（事業基盤強化設備を取得した場合等の特別償却又は法人税額の特別控除に関する経過措置）

第四条　新法第四十二条の七の規定は、法人（法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第二条第八号に規定する人格のない社団等を含む。以下同じ。）が施行日以後に取得若しくは製作又は賃借をする新法第四十二条の七第一項に規定する事業基盤強化設備について適用し、法人が施行

(委員長)

第十四条　委員会に、委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2　委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3　委員長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(資料の提出その他の協力等)

第十五条　委員会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、行政機関及び地方公共団体の長に対して、資料の提出、意見の開陳、説明その他の必要な協力を求めることができる。

2　委員会は、その所掌事務を遂行するため特に必要があると認めるときは、行政機関及び地方公共団体の業務の運営状況を調査し、又は委員にこれを調査させることができる。

3　委員会は、その所掌事務を遂行するため特に必要があると認めるときは、第一項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(事務局)

第十六条　委員会の事務を処理させるため、委員会に事務局を置く。

2　事務局に、事務局長のほか、所要の職員を置く。

3　事務局長は、委員長の命を受けて、局務を掌理する。

(政令への委任)

第十七条　この法律に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、政令で定める。

附　則

(施行期日)

1　この法律は、公布の日から起算して四月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第十三条第一項中両議院の同意を得ることに関する部分は、公布の日から施行する。

(特別職の職員の給与に関する法律の一部改正)

2　特別職の職員の給与に関する法律(昭和二十四年法律第二百五十二号)の一部を次のように改正する。

第一条第十九号の八の次に次の一号を加える。

十九の九　地方分権推進委員会の委員

(この法律の失効)

3　この法律は、附則第一項の政令で定める日から起算して五年を経過した日にその効力を失う。

内閣総理大臣　村山　富市
大蔵大臣　武村　正義
自治大臣　野中　広務

地方交付税法の一部を改正する法律をここに公布する。

御名　御璽

平成七年五月二十二日

内閣総理大臣　村山　富市

法律第九十七号

地方交付税法の一部を改正する法律

地方交付税法(昭和二十五年法律第二百十一号)の一部を次のように改正する。

附則第四条第三項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項の表中「五千六百三十億円」を「五千五百七十億円」に、「五千七百十億円」を「五千六百四十億円」に、「五千八百一億円」を「五千七百二十一億円」に、「六千三百二十五億円」を「六千二百四十五億円」に、「六千九百九十三億四千万円」を「六千九百五億八千万円」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　平成七年度分の交付税の総額については、前項の額に、前条の規定に基づく特例措置として、三百七十七億六千万円を加算する。

附　則

1　この法律は、公布の日から施行する。

2　交付税及び譲与税配付金特別会計法(昭和二十九年法律第百三号)の一部を次のように改正する。

附則第七条中「千八百十億円」を「二千百八十七億六千万円」に改め、同条の表中「五千六百三十億円」を「五千五百七十億円」に、「五千七百十億円」を「五千六百四十億円」に、「五千八百一億円」を「五千七百二十一億円」に、「六千三百二十五億円」を「六千二百四十五億円」に、「六千九百九十三億四千万円」を「六千九百五億八千万円」に改める。

大蔵大臣　武村　正義
自治大臣　野中　広務
内閣総理大臣　村山　富市

特定中小企業者の新分野進出等による経済の構造的変化への適応の円滑化に関する臨時措置法の一部を改正する法律をここに公布する。

御名　御璽

平成七年五月二十二日

内閣総理大臣　村山　富市

法律第九十八号

特定中小企業者の新分野進出等による経済の構造的変化への適応の円滑化に関する臨時措置法の一部を改正する法律

特定中小企業者の新分野進出等による経済の構造的変化への適応の円滑化に関する臨時措置法(平成五年法律第九十三号)の一部を次のように改正する。

第二条第三項中「構造的な変化」の下に「(以下「経済の構造的変化」という。)」を加え、「のうち、その事業がこれらの変化による影響を受け、又は受けるおそれがあるものであって、その生産額又は取引額が相当程度減少していることその他の政令で定める要件に該当するもの」を削る。

第三条第一項中「特定中小企業者は」を「特定中小企業者(その事業が経済の構造的変化による影響を受け、又は受けるおそれがあるものであって、その生産額又は取引額が相当程度減少していることその他の政令で定める要件に該当するもの及びこれらの者がその構成員の相当程度を占める組合等に限る。以下この条から第六条までにおいて同じ。)は」に改める。

第六条の次に次の二条を加える。

(事業の展開)

第六条の二　特定中小企業者(その事業が経済の構造的変化のうち特に最近の貿易事情その他の国際経済に係る事情の急激な変化であって政令で定めるものによる影響を受け、又は受けるおそれがあるものであって、その生産額又は取引額が相当程度減少していることその他の政令で定める要件に該当するもの及びこれらの者がその構成員の相当程度を占める組合等に限る。以下この条、次条及び第十条第五項において同じ。)は、新分野進出等、新商品又は新技術の開発その他の経済の構造的変化への適応のための新たな事業活動及びこれらの準備のための事業活動(第三条第一項の政令で定める業種に属する事業に係るものに限るものとし、特定中小企業者が第二条第二項第四号若しくは第五号に掲げる組合を設立し、又は合併し、若しくは資本の額若しくは出資の総額の全部を出資して会社を設立しようとする場合にあってはその組合又はその合併若しくは出資により設立される会社(合併後存続する会社を含む。)が行うものを、同項第四号又は第六号に掲げる者であって特定中小企業者であるものが協業組合に組織を変更しようとする場合にあってはその協業組合が行うものを含む。以下「事業展開」という。)に関する計画を、組合等はその構成員たる特定中小企業者が行おうとする事業展開に関する計画を作成し、これを平成九年五月三十一日までにその主たる事務所の所在地を管轄する都道府県知事に提出して、その承認を受けることができる。

2　第三条第二項(第六号及び第七号に係る部分を除く。)及び第三項(第三号に係る部分を除く。)並びに第四条(第三項において準用する第三条第二項第三号に係る部分を除く。)の規定は、前項に規定する事業展開に関する計画(以下「事業展開計画」という。)について準用する。

第六条の三　第五条第一項の規定は、前条第一項の承認に係る事業展開計画(同条第二項において準用する第四条第一項の規定による変更の承認があったときは、その変更後のもの。以下「承認事業展開計画」という。)に従って事業展開を行おうとする特定中小企業者に係る近代化資金貸付金について準用する。この場合において、第五条第二項中「この法律」とあるのは、「特定中小企業者の新分野進出等による経済の構造的変化への適応の円滑化に関する臨時措置法の一部を改正する法律(平成七年法律第九十八号)」と読み替えるものとする。

第九条中「第三条第二項第六号に規定する事業」の下に「、承認事業展開計画に従って行われる事業展開」を加える。

第十条第一項中「特定中小企業者」の下に「(第三条第一項に規定する特定中小企業者をいう。)」

第三十二条第五項中「前項の規定により、」を「前項第二号の」に改め、同条第二項の次に次の一項を加える。

　第三十三条第三項のカードについては、省令の定めるところにより、郵便に関する料金を納付するためにこれを使用したときは、当該カードに記録された金額から控除された金額に相当する額の料金の納付があつたものとする。

第三十二条の二第七項中「前条第四項」を「前条第五項」に改める。

第三十三条第三項中「であつて、」の下に「当該カードに記録されている金額の範囲内において郵便に関する料金を納付すること並びに」を加える。

第九十五条第一項中「同条第三項」を「同条第二項」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この法律は、公布の日から起算して二月を経過した日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（審議会への諮問）

2　改正後の第二十七条の三の規定による郵政大臣の審議会に対する諮問は、この法律の施行前においても行うことができる。

郵政大臣　大出　俊

内閣総理大臣　村山　富市

地方分権推進法をここに公布する。

御名　御璽

平成七年五月十九日

内閣総理大臣　村山　富市

法律第九十六号

地方分権推進法

目次

第一章　総則

（目的）

第一条　この法律は、国民がゆとりと豊かさを実感できる社会を実現することの緊要性にかんがみ、地方分権の推進について、基本理念並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、地方分権の推進に関する施策の基本となる事項を定め、並びに必要な体制を整備することにより、地方分権を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

（地方分権の推進に関する基本理念）

第二条　地方分権の推進は、国と地方公共団体とが共通の目的である国民福祉の増進に向かって相互に協力する関係にあることを踏まえつつ、各般の行政を展開する上で国及び地方公共団体が分担すべき役割を明確にし、地方公共団体の自主性及び自立性を高め、個性豊かで活力に満ちた地域社会の実現を図ることを基本として行われるものとする。

（国及び地方公共団体の責務）

第三条　国は、前条に定める地方分権の推進に関する基本理念にのっとり、地方分権の推進に関する施策を総合的に策定し、及びこれを実施する責務を有する。

2　地方公共団体は、国の地方分権の推進に関する施策の推進に呼応し、及び並行して、その行政運営の改善及び充実に係る施策を推進する責務を有する。

3　国及び地方公共団体は、地方分権の推進に伴い、国及び地方公共団体を通じた行政の簡素化及び効率化を推進する責務を有する。

第二章　地方分権の推進に関する基本方針

（国と地方公共団体との役割分担）

第四条　地方分権の推進は、国においては国際社会における国家としての存立にかかわる事務、全国的に統一して定めることが望ましい国民の諸活動若しくは地方自治に関する基本的な準則に関する事務又は全国的な規模で若しくは全国的な視点に立って行わなければならない施策及び事業の実施その他の国が本来果たすべき役割を重点的に担い、地方公共団体においては住民に身近な行政は住民に身近な地方公共団体において処理するとの観点から地域における行政の自主的かつ総合的な実施の役割を広く担うべきことを旨として、行われるものとする。

（地方分権の推進に関する国の施策）

第五条　国は、前条に定める国と地方公共団体との役割分担の在り方に即して、地方公共団体への権限の委譲を推進するとともに、地方公共団体に対する国の関与（地方公共団体又はその機関の事務の処理又は管理及び執行に関し、国の行政機関が、地方公共団体又はその機関に対し、許可、認可等の処分、届出の受理その他これらに類する一定の行為を行うことをいう。）、必置規制（国が、地方公共団体に対し、地方公共団体の行政機関若しくは施設、特別の資格若しくは職名を有する職員又は附属機関を設置しなければならないものとすることをいう。）、地方公共団体の執行機関が国の機関として行う事務及び地方公共団体に対する国の負担金、補助金等の支出金の地方自治の確立を図る観点からの整理及び合理化その他所要の措置を講ずるものとする。

（地方税財源の充実確保）

第六条　国は、地方公共団体が事務及び事業を自主的かつ自立的に執行できるよう、国と地方公共団体との役割分担に応じた地方税財源の充実確保を図るものとする。

（地方公共団体の行政体制の整備及び確立）

第七条　地方公共団体は、行政及び財政の改革を推進するとともに、行政の公正の確保と透明性の向上及び住民参加の充実のための措置その他の必要な措置を講ずることにより、地方分権の推進に応じた地方公共団体の行政体制の整備及び確立を図るものとする。

2　国は、前項の地方公共団体の行政体制の整備及び確立に資するため、地方公共団体に対し必要な支援を行うものとする。

第三章　地方分権推進計画

（地方分権推進計画）

第八条　政府は、地方分権の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、前章に定める地方分権の推進に関する基本方針に即し、講ずべき必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を定めた地方分権推進計画を作成しなければならない。

2　内閣総理大臣は、地方分権推進計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

3　政府は、地方分権推進計画を作成したときは、これを国会に報告するとともに、その要旨を公表しなければならない。

第四章　地方分権推進委員会

（設置）

第九条　総理府に、地方分権推進委員会（以下「委員会」という。）を置く。

（所掌事務）

第十条　委員会は、この法律に定める地方分権の推進に関する基本的事項について調査審議し、その結果に基づいて、第八条に定める地方分権推進計画の作成のための具体的な指針を内閣総理大臣に勧告する。

2　委員会は、地方分権推進計画に基づく施策の実施状況を監視し、その結果に基づき内閣総理大臣に必要な意見を述べる。

（勧告等の尊重等）

第十一条　内閣総理大臣は、前条の勧告又は意見を受けたときは、これを尊重しなければならない。

2　内閣総理大臣は、前条第一項の勧告を受けたときは、これを国会に報告するものとする。

（組織）

第十二条　委員会は、委員七人をもって組織する。

（委員）

第十三条　委員は、優れた識見を有する者のうちから、両議院の同意を得て、内閣総理大臣が任命する。

2　前項の場合において、国会の閉会又は衆議院の解散のために両議院の同意を得ることができないときは、内閣総理大臣は、同項の規定にかかわらず、同項に定める資格を有する者のうちから、委員を任命することができる。

3　前項の場合においては、任命後最初の国会で両議院の事後の承認を得なければならない。この場合において、両議院の事後の承認が得られないときは、内閣総理大臣は、直ちにその委員を罷免しなければならない。

4　内閣総理大臣は、委員が禁治産、準禁治産若しくは破産の宣告を受け、又は禁錮以上の刑に処せられたときは、その委員を罷免しなければならない。

5　内閣総理大臣は、委員が心身の故障のため職務の執行ができないと認めるとき、又は委員に職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認めるときは、両議院の同意を得て、その委員を罷免することができる。

6　委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。この職を退いた後も同様とする。

7　委員は、非常勤とする。

2 国は、予算の範囲内において、都道府県に対し、次に掲げる費用の一部を補助することができる。

一 都道府県が設置する精神障害者社会復帰施設の設置及び運営に要する費用

二 都道府県が行う精神障害者地域生活援助事業及び精神障害者社会適応訓練事業に要する費用

三 前項の規定による補助に要した費用

附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、平成七年七月一日から施行する。ただし、第十九条の改正規定及び同条に一項を加える改正規定並びに第十九条の四の次に一条を加える改正規定は、平成八年四月一日から施行する。

（経過措置）

第二条 この法律の施行の際現に改正前の第五条の規定による指定を受けている精神病院（精神病院以外の病院に設けられている精神病室を含む。）についての改正後の第十九条の九第一項の規定の適用については、平成七年七月一日から平成八年三月三十一日までの間は、同項中「指定病院が、前条の基準に適合しなくなつたとき、又はその」とあるのは、「指定病院の」とする。

第三条 前条に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

（麻薬及び向精神薬取締法の一部改正）

第四条 麻薬及び向精神薬取締法（昭和二十八年法律第十四号）の一部を次のように改正する。

第五十八条の七中「精神保健法」を「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」に改める。

第五十八条の十八を第五十八条の十九とし、第五十八条の十七を第五十八条の十八とし、第五十八条の十六の次に次の一条を加える。

（都道府県の負担）

第五十八条の十七 第五十八条の八第一項の規定により都道府県知事が入院させた麻薬中毒者の入院に要する費用は、都道府県が負担する。

2 前項の規定による都道府県の負担については、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第三十条の二の規定を準用する。

第五十九条第三号を次のように改める。

三 第五十八条の十七第一項の規定により負担する費用

第五十九条第五号中「第五十八条の十七第一項」を「第五十八条の十八第一項」に改める。

第七十条第二十一号中「第五十八条の十八」を「第五十八条の十九」に改める。

（地方財政法の一部改正）

第五条 地方財政法（昭和二十三年法律第百九号）の一部を次のように改正する。

第十条第六号中「精神保健」の下に「及び精神障害者の福祉」を加える。

（医療法の一部改正）

第六条 医療法（昭和二十三年法律第二百五号）の一部を次のように改正する。

第四十二条第四号中「精神保健法」を「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」に、「第十条に」を「第五十条の二に」に、「第十条の二」を「第五十条の三」に改める。

（社会福祉事業法の一部改正）

第七条 社会福祉事業法（昭和二十六年法律第四十五号）の一部を次のように改正する。

第二条第三項第三号の三中「精神保健法」を「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」に改める。

第六条第二項中「児童福祉」の下に「及び精神障害者福祉」を加える。

（放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律の一部改正）

第八条 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（昭和三十二年法律第百六十七号）を次のように改正する。

第三十一条第一項中「精神保健法」を「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」に、「第三条」を「第五条」に改める。

（沖縄振興開発特別措置法の一部改正）

第九条 沖縄振興開発特別措置法（昭和四十六年法律第百三十一号）の一部を次のように改正する。

別表精神病院の項中「精神保健法」を「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」に、「第六条及び第六条の二」を「第十九条の十」に改める。

（消費税法の一部改正）

第十条 消費税法（昭和六十三年法律第百八号）の一部を次のように改正する。

別表第一第六号ハ中「精神保健法」を「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」に改め、同表第七号イ中「精神保健法第十条第一項第二号」を「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第五十条の二第一項第二号」に改め、「精神障害者授産施設」の下に「及び同項第四号に規定する精神障害者福祉工場」を加える。

（社会保険診療報酬支払基金法等の一部改正）

第十一条 次に掲げる法律の規定中「精神保健法」を「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」に改める。

一 社会保険診療報酬支払基金法（昭和二十三年法律第百二十九号）第十三条第二項

二 優生保護法（昭和二十三年法律第百五十六号）第十二条及び第十四条第三項

三 地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第七十二条の十四第一項及び第七十二条の十七第一項

四 出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第五条第一項第二号

五 租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第二十六条第二項第三号

六 船員の雇用の促進に関する特別措置法（昭和五十二年法律第九十六号）第十五条第六項

七 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百十号）附則第五条第一項第三号

八 国民健康保険法等の一部を改正する法律（平成七年法律第五十三号）第一条のうち、第百十六条の二の改正規定

（精神保健法等の一部を改正する法律の一部改正）

第十二条 精神保健法等の一部を改正する法律（平成五年法律第七十四号）の一部を次のように改正する。

第一条のうち、精神保健法の目次の改正規定及び第五章の次に二章を加える改正規定中「第五章の三」を「第八章」に改める。

附則第一条中「第五章の三」を「第八章」に改める。

附則第六条のうち、第二百五十二条の十九第一項第十一号の次に一号を加える改正規定中「精神保健」の下に「及び精神障害者の福祉」を加える。

（厚生省設置法の一部改正）

第十三条 厚生省設置法（昭和二十四年法律第百五十一号）の一部を次のように改正する。

第六条第十二号中「精神保健法」を「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」に改める。

第七条第三項中「重要事項（」の下に「、精神障害者の福祉に関する事項を含み、」を加える。

内閣総理大臣 村山 富市
法務大臣 前田 勲男
大蔵大臣 武村 正義
厚生大臣 井出 正一
運輸大臣 亀井 静香
自治大臣 野中 広務

郵便法の一部を改正する法律をここに公布する。

御名 御璽

平成七年五月十九日

内閣総理大臣 村山 富市

法律第九十五号

郵便法の一部を改正する法律

郵便法（昭和二十二年法律第百六十五号）の一部を次のように改正する。

第二十七条の三第一項中「で、省令で」を「のうち、広告郵便物（第一種郵便物又は第二種郵便物のうち、省令の定めるところにより、その内容が、専ら商品の広告その他これに類する営業に関する活動であつて省令で定めるものを目的として、同一内容で大量に作成された印刷物であると認められたものをいう。次項において同じ。）及びその他の郵便物についてそれぞれ省令で」に、「いう。次項において同じ。）につき」を「いう。）につき、審議会に諮問した上」に改め、「、その合計額の百分の十五（往復葉書にあつては、百分の七）に相当する額を超えない範囲内において」を削り、同条第三項中「前項の」の下に「規定により広告郵便物について」を加え、「第三十二条第三項」を「第三十二条第四項」に改め、「につき」の下に「、審議会に諮問した上」を加え、「、その総計額の百分の三十（往復葉書にあつては、百分の十五）に相当する額を超えない範囲内において」を削り、同条第二項を削る。

第二十七条の七中「同条第三項」を「同条第二項」に改める。

第三十二条第四項を次のように改める。

次に掲げる者に対しては、前項の担保を免除する。

一 官公署

二 特別の法律をもつて設立された法人（郵政大臣の指定するものに限る。）

三 後納する郵便に関する料金の概算額が省令で定める額に満たない者で、省令の定めるところにより、その料金を納付すべき期日までに納付できないおそれがないと認められたもの

四 後納する郵便に関する料金を省令で定める期間以上継続して納付すべき期日までに納付している者

第六章　保健及び福祉

第一節　精神障害者保健福祉手帳

（精神障害者保健福祉手帳）

第四十五条　精神障害者（精神薄弱者を除く。以下この章及び次章において同じ。）は、厚生省令で定める書類を添えて、その居住地（居住地を有しないときは、その現在地）の都道府県知事に精神障害者保健福祉手帳の交付を申請することができる。

2　都道府県知事は、前項の申請に基づいて審査し、申請者が政令で定める精神障害の状態にあると認めたときは、申請者に精神障害者保健福祉手帳を交付しなければならない。

3　前項の規定による審査の結果、申請者が同項の政令で定める精神障害の状態にないと認めたときは、都道府県知事は、理由を付して、その旨を申請者に通知しなければならない。

4　都道府県知事は、第一項の申請に対して決定をするには、地方精神保健福祉審議会の意見を聴かなければならない。ただし、申請者が精神障害を支給事由とする年金たる給付で厚生省令で定めるものを受けているときは、この限りでない。

5　精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者は、厚生省令で定めるところにより、二年ごとに、第二項の政令で定める精神障害の状態にあることについて、都道府県知事の認定を受けなければならない。

6　第三項及び第四項の規定は、前項の認定について準用する。

7　前各項に定めるもののほか、精神障害者保健福祉手帳に関し必要な事項は、政令で定める。

（精神障害者保健福祉手帳の返還等）

第四十五条の二　精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者は、前条第二項の政令で定める精神障害の状態がなくなつたときは、速やかに精神障害者保健福祉手帳を都道府県に返還しなければならない。

2　精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者は、精神障害者保健福祉手帳を譲渡し、又は貸与してはならない。

第二節　相談指導等

（正しい知識の普及）

第四十六条　都道府県及び市町村は、精神障害についての正しい知識の普及のための広報活動等を通じて、精神障害者の社会復帰及びその自立と社会経済活動への参加に対する地域住民の関心と理解を深めるように努めなければならない。

（相談指導等）

第四十七条　都道府県、保健所を設置する市又は特別区（以下「都道府県等」という。）は、必要に応じて、次条第一項に規定する精神保健福祉相談員その他の職員又は都道府県知事若しくは保健所を設置する市若しくは特別区の長（以下「都道府県知事等」という。）が指定した医師をして、精神保健及び精神障害者の福祉に関し、精神障害者及びその家族等からの相談に応じさせ、及びこれらの者を指導させなければならない。

2　都道府県等は、必要に応じて、医療を必要とする精神障害者に対し、その精神障害の状態に応じた適切な医療施設を紹介しなければならない。

3　精神保健福祉センター及び保健所は、精神障害者の福祉に関する相談及び指導を行うに当たつては、福祉事務所（社会福祉事業法（昭和二十六年法律第四十五号）に定める福祉に関する事務所をいう。）その他の関係行政機関との連携を図るように努めなければならない。

4　市町村（保健所を設置する市及び特別区を除く。）は、第一項及び第二項の規定により都道府県が行う精神障害者に関する事務に必要な協力をするとともに、必要に応じて、精神保健及び精神障害者の福祉に関し、精神障害者及びその家族等からの相談に応じ、及びこれらの者を指導するように努めなければならない。

（精神保健福祉相談員）

第四十八条　都道府県等は、精神保健福祉センター及び保健所に、精神保健及び精神障害者の福祉に関する相談に応じ、並びに精神障害者及びその家族等を訪問して必要な指導を行うための職員（次項において「精神保健福祉相談員」という。）を置くことができる。

2　精神保健福祉相談員は、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に基づく大学において社会福祉に関する科目を修めて卒業した者であつて、精神保健及び精神障害者の福祉に関する知識及び経験を有するものその他政令で定める資格を有する者のうちから、都道府県知事等が任命する。

（施設及び事業の利用の調整等）

第四十九条　保健所長は、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた精神障害者から求めがあつたときは、その精神障害者の状態、社会復帰の促進及び自立と社会経済活動への参加の促進のために必要な指導及び訓練その他の援助の内容等を勘案し、当該精神障害者が最も適切な精神障害者社会復帰施設又は精神障害者地域生活援助事業若しくは精神障害者社会適応訓練事業（以下この条において「精神障害者地域生活援助事業等」という。）の利用ができるよう、当該精神障害者の精神障害者社会復帰施設又は精神障害者地域生活援助事業等の利用について、相談に応じ、並びにあつせん及び調整を行うとともに、必要に応じて、精神障害者社会復帰施設の設置者又は精神障害者地域生活援助事業等を行う者に対し、当該精神障害者の利用の要請を行うものとする。

2　精神障害者社会復帰施設の設置者又は精神障害者地域生活援助事業等を行う者は、前項のあつせん、調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。

第三節　施設及び事業

（精神障害者社会復帰施設の設置）

第五十条　都道府県は、精神障害者の社会復帰の促進及び自立と社会経済活動への参加の促進を図るため、精神障害者社会復帰施設を設置することができる。

2　市町村、社会福祉法人その他の者は、精神障害者の社会復帰の促進及び自立と社会経済活動への参加の促進を図るため、社会福祉事業法の定めるところにより、精神障害者社会復帰施設を設置することができる。

（精神障害者社会復帰施設の種類）

第五十条の二　精神障害者社会復帰施設の種類は、次のとおりとする。

一　精神障害者生活訓練施設
二　精神障害者授産施設
三　精神障害者福祉ホーム
四　精神障害者福祉工場

2　精神障害者生活訓練施設は、精神障害のため家庭において日常生活を営むのに支障がある精神障害者が日常生活に適応することができるように、低額な料金で、居室その他の設備を利用させ、必要な訓練及び指導を行うことにより、その者の社会復帰の促進を図ることを目的とする施設とする。

3　精神障害者授産施設は、雇用されることが困難な精神障害者が自活することができるように、低額な料金で、必要な訓練を行い、及び職業を与えることにより、その者の社会復帰の促進を図ることを目的とする施設とする。

4　精神障害者福祉ホームは、現に住居を求めている精神障害者に対し、低額な料金で、居室その他の設備を利用させるとともに、日常生活に必要な便宜を供与することにより、その者の社会復帰の促進及び自立の促進を図ることを目的とする施設とする。

5　精神障害者福祉工場は、通常の事業所に雇用されることが困難な精神障害者を雇用し、及び社会生活への適応のために必要な指導を行うことにより、その者の社会復帰の促進及び社会経済活動への参加の促進を図ることを目的とする施設とする。

（精神障害者地域生活援助事業）

第五十条の三　都道府県は、精神障害者の社会復帰の促進及び自立の促進を図るため、精神障害者地域生活援助事業（地域において共同生活を営むのに支障のない精神障害者につき、これらの者が共同生活を営むべき住居において食事の提供、相談その他の日常生活上の援助を行う事業をいう。以下同じ。）を行うことができる。

2　市町村、社会福祉法人その他の者は、精神障害者の社会復帰の促進及び自立の促進を図るため、社会福祉事業法の定めるところにより、精神障害者地域生活援助事業を行うことができる。

（精神障害者社会適応訓練事業）

第五十条の四　都道府県は、精神障害者の社会復帰の促進及び社会経済活動への参加の促進を図るため、精神障害者社会適応訓練事業（通常の事業所に雇用されることが困難な精神障害者を精神障害者の社会経済活動への参加の促進に熱意のある者に委託して、職業を与えるとともに、社会生活への適応のために必要な訓練を行う事業をいう。以下同じ。）を行うことができる。

（国又は都道府県の補助）

第五十一条　都道府県は、精神障害者社会復帰施設の設置者又は精神障害者地域生活援助事業を行う者に対し、次に掲げる費用の一部を補助することができる。

一　精神障害者社会復帰施設の設置及び運営に要する費用

二　精神障害者地域生活援助事業に要する費用

に改め、同条第二項中「地方精神保健審議会」を「地方精神保健福祉審議会」に改め、同条第二項中「精神保健」の下に「又は精神障害者の福祉」を、「促進」の下に「又はその自立と社会経済活動への参加の促進」を加え、同条を第十条とする。

第十五条及び第十六条を削る。

第十七条中「地方精神保健審議会」を「地方精神保健福祉審議会」に改め、同条を第十一条とする。

第十七条の二を第十二条とし、第十七条の三を第十三条とし、第十七条の四を第十四条とし、第十七条の五を第十五条とし、同条の次に次の二条を加える。

第十六条及び第十七条　削除

「第四章　精神保健指定医」を「第四章　精神保健指定医及び精神病院
　第一節　精神保健指定医」に改める。

第十九条中「五年ごとに」を「五の年度（毎年四月一日から翌年三月三十一日までをいう。以下この条において同じ。）ごとに厚生大臣が定める年度において」に改め、同条に次の一項を加える。

2　前条第一項の規定による指定は、当該指定を受けた者が前項に規定する研修を受けなかつたときは、当該研修を受けるべき年度の終了の日にその効力を失う。ただし、当該研修を受けなかつたことにつき厚生省令で定めるやむを得ない理由が存すると厚生大臣が認めたときは、この限りでない。

第十九条の三中「第十九条」を「第十九条第一項」に改める。

第十九条の五中「第十九条」を「第十九条第一項」に改め、第四章中同条を第十九条の六とする。

第十九条の四第一項中「第二十二条の三第三項」を「第二十二条の四第三項」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（指定医の必置）

第十九条の五　第二十九条第一項、第二十九条の二第一項、第三十三条第一項若しくは第二項、第三十三条の四第一項又は第三十四条の規定により精神障害者を入院させている精神病院（精神病院以外の病院で精神病室が設けられているものを含む。第十九条の十を除き、以下同じ。）の管理者は、厚生省令で定めるところにより、その精神病院に常時勤務する指定医を置かなければならない。

第四章に次の一節を加える。

第二節　精神病院

（都道府県立精神病院）

第十九条の七　都道府県は、精神病院を設置しなければならない。ただし、次条の規定による指定病院がある場合においては、その設置を延期することができる。

（指定病院）

第十九条の八　都道府県知事は、国及び都道府県以外の者が設置した精神病院であつて厚生大臣の定める基準に適合するものの全部又は一部を、その設置者の同意を得て、都道府県が設置する精神病院に代わる施設（以下「指定病院」という。）として指定することができる。

（指定の取消し）

第十九条の九　都道府県知事は、指定病院が、前条の基準に適合しなくなつたとき、又はその運営方法がその目的遂行のために不適当であると認めたときは、その指定を取り消すことができる。

2　都道府県知事は、前項の規定によりその指定を取り消そうとするときは、あらかじめ、地方精神保健福祉審議会の意見を聴かなければならない。

（国の補助）

第十九条の十　国は、都道府県が設置する精神病院及び精神病院以外の病院に設ける精神病室の設置及び運営に要する経費（第三十条第一項の規定により都道府県が負担する費用を除く。次項において同じ。）に対し、政令の定めるところにより、その二分の一を補助する。

2　国は、営利を目的としない法人が設置する精神病院及び精神病院以外の病院に設ける精神病室の設置及び運営に要する経費に対し、政令の定めるところにより、その二分の一以内を補助することができる。

第五章中第二十条の前に次の節名を付する。

第一節　保護者

第二十二条の三中「（精神病院以外の病院で精神病室が設けられているものを含む。以下同じ。）」を削り、同条の前に次の節名を付する。

第二節　任意入院

第二十三条の前に次の節名を付する。

第三節　指定医の診察及び措置入院

第二十九条第四項中「第五条」を「第十九条の八」に、「収容しなければ」を「入院させなければ」に改め、同条第五項を削る。

第二十九条の二第四項中「収容」を「入院」に改める。

第二十九条の四第一項及び第二十九条の五中「収容して」を「入院させて」に改める。

第三十条の見出し中「支弁及び」を削り、同条第一項中「の支弁とする」を「が負担する」に改め、同条第二項中「前項の規定により都道府県が支弁した経費に対し」を「都道府県が前項の規定により負担する費用を支弁したときは」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（他の法律による医療に関する給付との調整）

第三十条の二　前条第一項の規定により費用の負担を受ける精神障害者が、健康保険法（大正十一年法律第七十号）、国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）、船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）、労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）、国家公務員等共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号。他の法律において準用し、又は例による場合を含む。）、地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）又は老人保健法（昭和五十七年法律第八十号）の規定により医療に関する給付を受けることができる者であるときは、都道府県は、その限度において、同項の規定による負担をすることを要しない。

第三十二条の見出しを「（通院医療）」に改め、同条第一項中「（大正十一年法律第七十号）」を削り、「収容しない」を「入院しない」に、「二分の一」を「百分の九十五に相当する額」に改め、同条第六項を同条第七項とし、同条第五項中「六月」を「二年」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項中「前項」を「第三項」に、「地方精神保健審議会」を「地方精神保健福祉審議会」に改め、同項に次のただし書を加え、同項を同条第五項とする。

　ただし、当該申請に係る精神障害者が精神障害者保健福祉手帳の交付を受けているときは、この限りでない。

第三十二条第三項の次に次の一項を加える。

4　前項の申請は、厚生省令で定める医師の診断書を添えて行わなければならない。ただし、当該申請に係る精神障害者が精神障害者保健福祉手帳の交付を受けているときは、この限りでない。

第三十二条の前に次の節名を付する。

第四節　通院医療

第三十二条の四を次のように改める。

第三十二条の四　第三十条の二の規定は、第三十二条第一項の規定による都道府県の負担について準用する。

第三十三条の前に次の節名を付する。

第五節　医療保護入院等

第三十三条の三ただし書中「ただし」の下に「、当該入院措置を採つた日から四週間を経過する日までの間であつて」を加える。

第三十三条の五中「第十一条第二項」を「第十九条の九第二項」に改める。

第三十六条の前に次の節名を付する。

第六節　精神病院における処遇等

第三十八条の二第一項中「収容して」を「入院させて」に改める。

第四十一条の前に次の節名を付する。

第七節　雑則

第四十二条から第四十八条までを削り、第四十九条を第四十二条とし、第五十条を第四十三条とする。

第五十一条中「から前条まで」を「、第二十条から前条まで及び第四十七条第一項」に、「これらの規定」を「第二十四条、第二十七条第二項、第二十八条の二第一項、第二十九条第一項及び第二項、第二十九条の二第一項、第二十九条の四、第二十九条の五、第三十二条第一項並びに第三十八条」に、「「精神障害者」とあるのは「覚せい剤の慢性中毒者」」を「第四十七条第一項中「精神保健及び精神障害者の福祉」とあるのは「精神保健」」に改め、同条を第四十四条とする。

第五十二条中「第五十一条」を「第四十四条」に改める。

第五十三条第一項中「地方精神保健審議会」を「地方精神保健福祉審議会」に、「第四十三条（第五十一条」を「第四十七条第一項（第四十四条」に、「都道府県知事若しくは保健所を設置する市若しくは特別区の長」を「都道府県知事等」に改める。

第五十四条、第五十五条及び第五十七条中「第五十一条」を「第四十四条」に改める。

第六章を第九章とする。

第五十一条の四中「精神障害者地域生活援助事業」の下に「又は精神障害者社会適応訓練事業」を加える。

第五章の二を第七章とする。

第五章の次に次の一章を加える。

結核予防法の一部を改正する法律をここに公布する。

御名　御璽

平成七年五月十九日

内閣総理大臣　村山　富市

法律第九十三号

結核予防法の一部を改正する法律

結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）の一部を次のように改正する。

目次中「第六十四条」を「第六十三条の二」に改める。

第二条中「つとめなければ」を「努めなければ」に改め、同条に次の一項を加える。

2　国及び地方公共団体は、結核の予防及び結核患者の適正な医療に関する施策を講ずるに当たつては、地域の特性に配慮しつつ、総合的に実施するよう努めなければならない。

第三十四条第一項中「省令」を「厚生省令」に、「二分の一」を「百分の九十五に相当する額」に改め、同条第四項中「基く」を「基づく」に改める。

第三十七条第一項中「第三十四条第一項」の下に「又は第三十五条第一項」を、「昭和三十三年法律第百二十八号」の下に「。他の法律において準用し、又は例による場合を含む。」を加え、「又は私立学校教職員共済組合法（昭和二十八年法律第二百四十五号）（以下「社会保険各法」という。）の規定による被保険者、労働者、組合員又は被扶養者（以下「被保険者等」という。）である場合においては、保険者若しくは共済組合又は市町村（特別区を含む。以下同じ。）（以下「保険者等」という。）は、社会保険各法」を削り、「によつてなすべき給付のうち、その医療に要する費用の二分の一を超える部分については、給付をなす」を「により医療に関する給付を受けることができる者であるときは、都道府県は、その限度において、第三十四条第一項又は第三十五条第一項の規定による負担をする」に改め、同条第二項及び第三項を削り、同条第四項中「第三十五条第一項の規定により」を「第三十四条第一項又は第三十五条第一項の規定による」に改め、「児童福祉法」の下に「（昭和二十二年法律第百六十四号）」を加え、「行なわない」を「行わない」に改め、同項を同条第二項とする。

第四十条を次のように改める。

第四十条　削除

第四十一条第四項及び第五項を削る。

第五十一条第十号中「又は支払」を削る。

第五十二条中「市町村は」を「市町村（特別区を含む。以下同じ。）は」に改める。

第十章中第六十四条の前に次の一条を加える。

（知識の普及等）

第六十三条の二　国及び地方公共団体は、結核に関する正しい知識の普及を図らなければならない。

2　国は、結核に関する情報の収集、整理及び分析並びに研究の推進に努めなければならない。

第六十七条中「から第四項まで」を削り、「第四十一条第一項及び第四項」を「第四十一条第一項」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、平成七年七月一日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

第二条　施行日前に行われた医療又は移送に係る結核予防法の規定による療養費の額については、なお従前の例による。

第三条　施行日前に行われた医療に係る結核予防法の規定による療養費については、この法律による改正前の第四十一条第一項又は第四項の規定により支給し、又は支払うものとする。

（地方自治法の一部改正）

第四条　地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）の一部を次のように改正する。

別表第一第六号中「又は支払い」を削る。

別表第二第一号(二)中「支給し又は支払う」を「支給する」に改める。

厚生大臣　井出　正一
自治大臣　野中　広務
内閣総理大臣　村山　富市

精神保健法の一部を改正する法律をここに公布する。

御名　御璽

平成七年五月十九日

内閣総理大臣　村山　富市

法律第九十四号

精神保健法の一部を改正する法律

精神保健法（昭和二十五年法律第百二十三号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律

目次中「第三条」を「第五条」に、「施設及び事業（第四条―第十二条）」を「精神保健福祉センター（第六条―第八条）」に、「地方精神保健審議会及び精神医療審査会（第十三条―第十七条の五）」を「地方精神保健福祉審議会及び精神医療審査会（第九条―第十七条）」に、「第四章　精神保健指定医（第十八条―第十九条の五）
第五章　医療及び保護（第二十条―第五十一条）」を

「第四章　精神保健指定医及び精神病院
第一節　精神保健指定医（第十八条―第十九条の六）
第二節　精神病院（第十九条の七―第十九条の十）
第五章　医療及び保護
第一節　保護者（第二十条―第二十二条の二）
第二節　任意入院（第二十二条の三・第二十二条の四）
第三節　指定医の診察及び措置入院（第二十三条―第三十一条）
第四節　通院医療（第三十二条―第三十二条の四）
第五節　医療保護入院等（第三十三条―第三十五条）
第六節　精神病院における処遇等（第三十六条―第四十条）
第七節　雑則（第四十一条―第四十四条）
第六章　保健及び福祉
第一節　精神障害者保健福祉手帳（第四十五条・第四十五条の二）
第二節　相談指導等（第四十六条―第四十九条）
第三節　施設及び事業（第五十条―第五十一条）」

に、「第五章の二」を「第七章」に、「第六章」を「第九章」に改める。

第一条中「を促進し」を「の促進及びその自立と社会経済活動への参加の促進のために必要な援助を行い」に改める。

第二条中「充実する」の下に「等精神障害者等の医療及び保護並びに保健及び福祉に関する施策を総合的に実施する」を加え、「社会生活に適応する」を「社会復帰をし、自立と社会経済活動への参加をする」に改める。

第四条から第六条の二までを削り、第一章中第三条を第五条とする。

第二条の三の見出し中「社会復帰」の下に「、自立及び社会参加」を加え、同条第一項中「地域生活援助事業」の下に「若しくは社会適応訓練事業」を、「促進」の下に「及び自立と社会経済活動への参加の促進」を加え、同条第二項中「地域生活援助事業」の下に「又は社会適応訓練事業」を、「促進」の下に「及び自立と社会経済活動への参加の促進」を加え、同条を第四条とする。

第二条の二中「克服し、社会復帰」を「克服して社会復帰をし、自立と社会経済活動への参加」に改め、同条を第三条とする。

「第二章　施設及び事業」を「第二章　精神保健福祉センター」に改める。

第七条の見出しを「（精神保健福祉センター）」に改め、同条第一項中「向上」の下に「及び精神障害者の福祉の増進」を加え、「精神保健センター」を「精神保健福祉センター」に改め、同条第二項中「精神保健センター」を「精神保健福祉センター」に、「に関する知識の普及を図り、精神保健に関する調査研究を行い、並びに精神保健に関する」を「及び精神障害者の福祉に関し、知識の普及を図り、調査研究を行い、並びに」に改め、第二章中同条を第六条とする。

第八条を第七条とし、第九条から第十一条までを削る。

第十二条中「都道府県の設置する精神病院及び精神保健センター」を「精神保健福祉センター」に改め、同条を第八条とする。

「第三章　地方精神保健審議会及び精神医療審査会」を「第三章　地方精神保健福祉審議会及び精神医療審査会」に改める。

第十三条の見出しを「（地方精神保健福祉審議会）」に改め、同条第一項中「精神保健に」を「精神保健及び精神障害者の福祉に」に、「地方精神保健審議会」を「地方精神保健福祉審議会」に改め、同条第二項中「地方精神保健審議会」を「地方精神保健福祉審議会」に、「精神保健に」を「精神保健及び精神障害者の福祉に」に改め、同条第三項中「地方精神保健審議会」を「地方精神保健福祉審議会」に改め、「第三十二条第三項」の下に「及び第四十五条第一項」を加え、第三章中同条を第九条とする。

第十四条第一項中「地方精神保健審議会」を「地方精神保健福祉審議会」に、「十五人」を「二十人」

前収賄）、第百九十七条の二（第三者供賄）、第百九十七条の三（加重収賄及び事後収賄）又は第百九十七条の四（あっせん収賄）」に改める。

（破壊活動防止法の一部改正）

第十八条　破壊活動防止法（昭和二十七年法律第二百四十号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項各号列記以外の部分中「左に」を「次に」に改め、同項第一号中「第七十八条（内乱の予備、陰謀）、第七十九条（内乱等の幇助）」を「第七十八条（予備及び陰謀）、第七十九条（内乱等幇助）」に、「第八十七条（外患誘致及び外患援助の未遂）又は第八十八条（外患誘致及び外患援助の予備、陰謀）」を「第八十七条（未遂罪）又は第八十八条（予備及び陰謀）」に改め、同項第二号中「左に」を「次に」に、「第百六条（騒擾）」を「第百六条（騒乱）」に、「第百八条（現住建造物放火）又は第百九条第一項（非現住建造物放火）」を「第百八条（現住建造物等放火）又は第百九条第一項（非現住建造物等放火）」に、「第百二十五条（汽車、電車等往来危険）」を「第百二十五条（往来危険）」に、「第百二十六条第一項又は第二項（汽車、電車等の顛覆等）」を「第百二十六条第一項又は第二項（汽車転覆等）」に、「第九十五条（公務執行妨害、職務強要）」を「第九十五条（公務執行妨害及び職務強要）」に改める。

第四十条の見出し中「騒擾」を「騒乱」に改める。

（執行猶予者保護観察法の一部改正）

第十九条　執行猶予者保護観察法（昭和二十九年法律第五十八号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第二十五条ノ二第一項」を「第二十五条の二第一項」に、「すみやかな」を「速やかな」に改める。

第四条中「第二十五条ノ二第一項」を「第二十五条の二第一項」に、「言渡」を「言渡し」に改める。

第八条第一項中「第二十五条ノ二第二項」を「第二十五条の二第二項」に、「基き」を「基づき」に改める。

第九条中「言渡」を「言渡し」に、「第二十六条ノ二第二号」を「第二十六条の二第二号」に改める。

（売春防止法の一部改正）

第二十条　売春防止法（昭和三十一年法律第百十八号）の一部を次のように改正する。

第十九条中「第二十五条ノ二第一項」を「第二十五条の二第一項」に改める。

（新東京国際空港の安全確保に関する緊急措置法の一部改正）

第二十一条　新東京国際空港の安全確保に関する緊急措置法（昭和五十三年法律第四十二号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第一号を次のように改める。

一　刑法（明治四十年法律第四十五号）第九十五条（公務執行妨害及び職務強要）、第百六条（騒乱）、第百八条（現住建造物等放火）、第百九条第一項（非現住建造物等放火）、第百十条第一項（建造物等以外放火）、第百十七条第一項（激発物破裂）、第百二十五条第一項（往来危険）、第百二十六条第一項（汽車転覆等）、第百三十条（住居侵入等）、第百四十二条から第百四十四条まで（浄水汚染、水道汚染、浄水毒物等混入）、第百四十六条（水道毒物等混入及び同致死）、第百四十七条（水道損壊及び閉塞）、第百九十九条（殺人）、第二百八条の二（凶器準備集合及び結集）、第二百二十条（逮捕及び監禁）、第二百三十四条（威力業務妨害）、第二百三十四条の二（電子計算機損壊等業務妨害）、第二百六十条（建造物等損壊及び同致死傷）又は第二百六十一条（器物損壊等）に規定する行為

（民事執行法の一部改正）

第二十二条　民事執行法（昭和五十四年法律第四号）の一部を次のように改正する。

第六十五条第三号中「第九十六条ノ三」を「第九十六条の三」に、「第百九十七条ノ四」を「第百九十七条の四」に改める。

（犯罪被害者等給付金支給法の一部改正）

第二十三条　犯罪被害者等給付金支給法（昭和五十五年法律第三十六号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「、第四十条」を削る。

（救急救命士法の一部改正）

第二十四条　救急救命士法（平成三年法律第三十六号）の一部を次のように改正する。

第五十二条第二項中「告訴を待って論ずる」を「告訴がなければ公訴を提起することができない」に改める。

（薬事法の一部を改正する法律の一部改正）

第二十五条　薬事法の一部を改正する法律（平成六年法律第五十号）の一部を次のように改正する。

第八十七条に一項を加える改正規定中「告訴を待って論ずる」を「告訴がなければ公訴を提起することができない」に改める。

内閣総理大臣　村山　富市
法務大臣　前田　勲男
大蔵大臣　武村　正義
文部大臣　与謝野　馨
厚生大臣　井出　正一
農林水産大臣　大河原太一郎
通商産業大臣　橋本龍太郎
運輸大臣　亀井　静香
郵政大臣　大出　俊
建設大臣　野坂　浩賢
自治大臣　野中　広務

放送法の一部を改正する法律をここに公布する。

御名　御璽

平成七年五月十二日

内閣総理大臣　村山　富市

法律第九十二号

放送法の一部を改正する法律

放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「二週間」を「三箇月」に改める。

第五条の見出しを「（放送番組の保存）」に改め、同条中「、政令の定めるところにより」を削り、「三週間以内に限り」を「三箇月間（前条第一項の規定による訂正又は取消しの放送の請求があつた放送について、その請求に係る事案が三箇月を超えて継続する場合は、六箇月を超えない範囲内において当該事案が継続する期間）は、政令で定めるところにより」に、「前条」を「同条」に改め、「関係者が」の下に「視聴その他の方法により」を加え、「必要な措置をしなければ」を「放送番組を保存しなければ」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（経過措置）

2　改正後の第四条第一項（有線ラジオ放送業務の運用の規正に関する法律（昭和二十六年法律第百三十五号）第四条第二項及び有線テレビジョン放送法（昭和四十七年法律第百十四号）第十七条第二項において準用する場合を含む。）の規定は、この法律の施行後にされた放送、有線ラジオ放送又は有線テレビジョン放送（以下「放送等」という。）について適用し、この法律の施行前にされた放送等については、なお従前の例による。

3　改正後の第五条の規定は、この法律の施行後にされた放送について適用し、この法律の施行前にされた放送については、なお従前の例による。

4　附則第二項の規定によりなお従前の例によることとされる放送等に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

郵政大臣　大出　俊
内閣総理大臣　村山　富市

第三十条ノ二中「告訴ヲ待チ其ノ罪ヲ論ズ」を「告訴アルニ非ザレバ公訴ヲ提起スルコトヲ得ズ」に改める。

（工場抵当法等の一部改正）

第五条　次に掲げる法律の規定中「告訴ヲ待テ之ヲ論ズ」を「告訴アルニ非ザレバ公訴ヲ提起スルコトヲ得ズ」に改める。

一　工場抵当法(明治三十八年法律第五十四号)第五十条

二　弁理士法（大正十年法律第百号）第二十二条第二項

三　農業動産信用法（昭和八年法律第三十号）第二十条

（鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律の一部改正）

第六条　鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律（大正七年法律第三十二号)の一部を次のように改正する。

第二十二条ノ二中「告訴ヲ待チテ之ヲ論ズ」を「告訴アルニ非ザレバ公訴ヲ提起スルコトヲ得ズ」に改める。

（暴力行為等処罰に関する法律等の一部改正）

第七条　次に掲げる法律の規定中「第四条ノ二」を「第四条の二」に改める。

一　暴力行為等処罰に関する法律（大正十五年法律第六十号）第一条ノ二第三項

二　核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十二年法律第百六十六号）第七十六条の四

三　人質による強要行為等の処罰に関する法律（昭和五十三年法律第四十八号）第五条

（種苗法等の一部改正）

第八条　次に掲げる法律の規定中「告訴をまつて論ずる」を「告訴がなければ公訴を提起することができない」に改める。

一　種苗法（昭和二十二年法律第百十五号）第十三条第二項

二　放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）第五十六条第二項

三　有線ラジオ放送業務の運用の規正に関する法律（昭和二十六年法律第百三十五号）第十三条第二項

四　特許法（昭和三十四年法律第百二十一号）第百九十六条第三項

五　意匠法（昭和三十四年法律第百二十五号）第六十九条第二項

六　著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）第百二十三条第一項

七　有線テレビジョン放送法（昭和四十七年法律第百十四号）第三十五条第二項

八　半導体集積回路の回路配置に関する法律（昭和六十年法律第四十三号）第五十一条第二項

（あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律等の一部改正）

第九条　次に掲げる法律の規定中「告訴を待つて論ずる」を「告訴がなければ公訴を提起することができない」に改める。

一　あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律（昭和二十二年法律第二百十七号）第十三条の五第二項

二　歯科衛生士法（昭和二十三年法律第二百四号）第十六条第二項

三　漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第百四十三条第二項

四　診療放射線技師法（昭和二十六年法律第二百二十六号）第三十三条第二項

五　税理士法（昭和二十六年法律第二百三十七号）第六十条第二項

六　道路交通事業抵当法（昭和二十七年法律第二百四号）第二十二条

七　臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律（昭和三十三年法律第七十六号）第二十一条第二項

八　実用新案法（昭和三十四年法律第百二十三号）第五十六条第二項

九　理学療法士及び作業療法士法（昭和四十年法律第百三十七号）第二十一条第二項

十　通関業法(昭和四十二年法律第百二十二号)第四十一条第二項

十一　柔道整復師法（昭和四十五年法律第十九号）第二十六条第二項

十二　視能訓練士法（昭和四十六年法律第六十四号）第二十一条第二項

十三　技術士法(昭和五十八年法律第二十五号)第五十九条第二項

十四　外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法（昭和六十一年法律第六十六号）第六十七条第二項

十五　外国医師又は外国歯科医師が行う臨床修練に係る医師法第十七条及び歯科医師法第十七条の特例等に関する法律（昭和六十二年法律第二十九号）第十九条第二項

十六　社会福祉士及び介護福祉士法（昭和六十二年法律第三十号）第五十条第二項

十七　臨床工学技士法（昭和六十二年法律第六十号）第四十五条第二項

十八　義肢装具士法（昭和六十二年法律第六十一号）第四十五条第二項

（公認会計士法の一部改正）

第十条　公認会計士法（昭和二十三年法律第百三号）の一部を次のように改正する。

第五十二条第二項中「告訴を待つて、これを論ずる」を「告訴がなければ公訴を提起することができない」に改める。

（刑事訴訟法の一部改正）

第十一条　刑事訴訟法（昭和二十三年法律第百三十一号）の一部を次のように改正する。

第二十八条中「から第四十一条まで」を「又は第四十一条」に改める。

第三百三十三条第二項中「言渡」を「言渡し」に、「第二十五条ノ二第一項」を「第二十五条の二第一項」に改める。

第三百四十九条第二項中「第二十六条ノ二第二号」を「第二十六条の二第二号」に、「言渡」を「言渡し」に、「基いて」を「基づいて」に改める。

第三百四十九条の二第二項中「第二十六条ノ二第二号」を「第二十六条の二第二号」に、「言渡」を「言渡し」に、「取消」を「取消し」に改める。

（刑事訴訟法の一部改正に伴う経過措置）

第十二条　この法律の施行前に犯したこの法律による改正前の刑法第四十条の規定を適用しない罪に当たる事件については、前条の規定による改正後の刑事訴訟法第二十八条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

（性病予防法の一部改正）

第十三条　性病予防法（昭和二十三年法律第百六十七号）の一部を次のように改正する。

第二十八条第二項中「告訴を待つてこれを論ずる」を「告訴がなければ公訴を提起することができない」に改める。

（少年法の一部改正）

第十四条　少年法（昭和二十三年法律第百六十八号）の一部を次のように改正する。

第三十七条第一項第四号中「の罪及び第三十条第一項に関する第六十二条第二項」を「及び第六十二条第二号」に改める。

第六十五条前段中「刑法第二百条の罪以外の」を削り、同条後段を削る。

（建設業法等の一部改正）

第十五条　次に掲げる法律の規定中「第二百八条ノ二」を「第二百八条の二」に改める。

一　建設業法（昭和二十四年法律第百号）第八条第八号

二　宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第百七十六号）第五条第一項第三号の二、第十八条第一項第五号の二及び第五十二条第七号

三　廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）第七条第三項第四号

四　積立式宅地建物販売業法（昭和四十六年法律第百十一号）第六条第六号

五　有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律（昭和六十一年法律第七十四号）第七条第一項第六号

六　抵当証券業の規制等に関する法律（昭和六十二年法律第百十四号）第六条第一項第六号

七　商品投資に係る事業の規制に関する法律（平成三年法律第六十六号）第六条第一項第四号

八　特定債権等に係る事業の規制に関する法律（平成四年法律第七十七号）第三十三条第一項第五号

九　不動産特定共同事業法（平成六年法律第七十七号）第六条第六号

（通訳案内業法の一部改正）

第十六条　通訳案内業法（昭和二十四年法律第二百十号）の一部を次のように改正する。

第五条の五第三項中「第百九十七条ノ二、第百九十七条ノ三、第百九十七条ノ五」を「第百九十七条の二、第百九十七条の三、第百九十七条の五」に改める。

（公職選挙法の一部改正）

第十七条　公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)の一部を次のように改正する。

第十一条第一項第四号中「第百九十七条（収賄及び事前収賄罪）、第百九十七条ノ二（第三者供賄罪）、第百九十七条ノ三（枉法収賄及び事後収賄罪）又は第百九十七条ノ四（あつせん収賄罪）」を「第百九十七条（収賄、受託収賄及び事

（事後強盗）
第二百三十八条　窃盗が、財物を得てこれを取り返されることを防ぎ、逮捕を免れ、又は罪跡を隠滅するために、暴行又は脅迫をしたときは、強盗として論ずる。

（昏酔強盗）
第二百三十九条　人を昏酔させてその財物を盗取した者は、強盗として論ずる。

（強盗致死傷）
第二百四十条　強盗が、人を負傷させたときは無期又は七年以上の懲役に処し、死亡させたときは死刑又は無期懲役に処する。

（強盗強姦及び同致死）
第二百四十一条　強盗が女子を強姦したときは、無期又は七年以上の懲役に処する。よって女子を死亡させたときは、死刑又は無期懲役に処する。

（他人の占有等に係る自己の財物）
第二百四十二条　自己の財物であっても、他人が占有し、又は公務所の命令により他人が看守するものであるときは、この章の罪については、他人の財物とみなす。

（未遂罪）
第二百四十三条　第二百三十五条から第二百三十六条まで及び第二百三十八条から第二百四十一条までの罪の未遂は、罰する。

（親族間の犯罪に関する特例）
第二百四十四条　配偶者、直系血族又は同居の親族との間で第二百三十五条の罪、第二百三十五条の二の罪又はこれらの罪の未遂罪を犯した者は、その刑を免除する。

2　前項に規定する親族以外の親族との間で犯した同項に規定する罪は、告訴がなければ公訴を提起することができない。

3　前二項の規定は、親族でない共犯については、適用しない。

（電気）
第二百四十五条　この章の罪については、電気は、財物とみなす。

第三十七章　詐欺及び恐喝の罪

（詐欺）
第二百四十六条　人を欺いて財物を交付させた者は、十年以下の懲役に処する。

2　前項の方法により、財産上不法の利益を得、又は他人にこれを得させた者も、同項と同様とする。

（電子計算機使用詐欺）
第二百四十六条の二　前条に規定するもののほか、人の事務処理に使用する電子計算機に虚偽の情報若しくは不正な指令を与えて財産権の得喪若しくは変更に係る不実の電磁的記録を作り、又は財産権の得喪若しくは変更に係る虚偽の電磁的記録を人の事務処理の用に供して、財産上不法の利益を得、又は他人にこれを得させた者は、十年以下の懲役に処する。

（背任）
第二百四十七条　他人のためにその事務を処理する者が、自己若しくは第三者の利益を図り又は本人に損害を加える目的で、その任務に背く行為をし、本人に財産上の損害を加えたときは、五年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

（準詐欺）
第二百四十八条　未成年者の知慮浅薄又は人の心神耗弱に乗じて、その財物を交付させ、又は財産上不法の利益を得、若しくは他人にこれを得させた者は、十年以下の懲役に処する。

（恐喝）
第二百四十九条　人を恐喝して財物を交付させた者は、十年以下の懲役に処する。

2　前項の方法により、財産上不法の利益を得、又は他人にこれを得させた者も、同項と同様とする。

（未遂罪）
第二百五十条　この章の罪の未遂は、罰する。

（準用）
第二百五十一条　第二百四十二条、第二百四十四条及び第二百四十五条の規定は、この章の罪について準用する。

第三十八章　横領の罪

（横領）
第二百五十二条　自己の占有する他人の物を横領した者は、五年以下の懲役に処する。

2　自己の物であっても、公務所から保管を命ぜられた場合において、これを横領した者も、前項と同様とする。

（業務上横領）
第二百五十三条　業務上自己の占有する他人の物を横領した者は、十年以下の懲役に処する。

（遺失物等横領）
第二百五十四条　遺失物、漂流物その他占有を離れた他人の物を横領した者は、一年以下の懲役又は十万円以下の罰金若しくは科料に処する。

（準用）
第二百五十五条　第二百四十四条の規定は、この章の罪について準用する。

第三十九章　盗品等に関する罪

（盗品譲受け等）
第二百五十六条　盗品その他財産に対する罪に当たる行為によって領得された物を無償で譲り受けた者は、三年以下の懲役に処する。

2　前項に規定する物を運搬し、保管し、若しくは有償で譲り受け、又はその有償の処分のあっせんをした者は、十年以下の懲役及び五十万円以下の罰金に処する。

（親族等の間の犯罪に関する特例）
第二百五十七条　配偶者との間又は直系血族、同居の親族若しくはこれらの者の配偶者との間で前条の罪を犯した者は、その刑を免除する。

2　前項の規定は、親族でない共犯については、適用しない。

第四十章　毀棄及び隠匿の罪

（公用文書等毀棄）
第二百五十八条　公務所の用に供する文書又は電磁的記録を毀棄した者は、三月以上七年以下の懲役に処する。

（私用文書等毀棄）
第二百五十九条　権利又は義務に関する他人の文書又は電磁的記録を毀棄した者は、五年以下の懲役に処する。

（建造物等損壊及び同致死傷）
第二百六十条　他人の建造物又は艦船を損壊した者は、五年以下の懲役に処する。よって人を死傷させた者は、傷害の罪と比較して、重い刑により処断する。

（器物損壊等）
第二百六十一条　前三条に規定するもののほか、他人の物を損壊し、又は傷害した者は、三年以下の懲役又は三十万円以下の罰金若しくは科料に処する。

（自己の物の損壊等）
第二百六十二条　自己の物であっても、差押えを受け、物権を負担し、又は賃貸したものを損壊し、又は傷害したときは、前三条の例による。

（境界損壊）
第二百六十二条の二　境界標を損壊し、移動し、若しくは除去し、又はその他の方法により、土地の境界を認識することができないようにした者は、五年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

（信書隠匿）
第二百六十三条　他人の信書を隠匿した者は、六月以下の懲役若しくは禁錮又は十万円以下の罰金若しくは科料に処する。

（親告罪）
第二百六十四条　第二百五十九条、第二百六十一条及び前条の罪は、告訴がなければ公訴を提起することができない。

附　則

（施行期日）
第一条　この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。

（経過措置）
第二条　この法律の施行前にした行為の処罰並びに施行前に確定した裁判の効力及びその執行については、なお従前の例による。ただし、この法律による改正前の刑法第二百条、第二百五条第二項、第二百十八条第二項及び第二百二十条第二項の規定の適用については、この限りでない。

2　前項の規定にかかわらず、併合罪として処断すべき罪にこの法律の施行前に犯したものと施行後に犯したものがあるときは、この法律による改正後の刑法（以下この条において「新法」という。）第十条、第十四条、第四十五条から第五十条まで及び第五十三条の規定を適用し、一個の行為が二個以上の罪名に触れる場合又は犯罪の手段若しくは結果である行為が他の罪名に触れる場合において、これらの罪名に触れる行為にこの法律の施行前のものと施行後のものがあるときは、新法第十条及び第五十四条（同条第二項において適用する第四十九条第二項を含む。）の規定を適用する。

3　前項の規定により同項に規定する新法の規定を適用した後の刑の加重減軽、刑の執行の猶予その他の主刑の適用に関する処理については、新法の規定を適用する。

（刑法等の一部を改正する法律の一部改正）
第三条　刑法等の一部を改正する法律（昭和六十二年法律第五十二号）の一部を次のように改正する。

附則第二項中「改正後の」を削り、「第四条ノ二」を「第四条の二」に改める。

（鉄道営業法の一部改正）
第四条　鉄道営業法（明治三十三年法律第六十五号）の一部を次のように改正する。

（不同意堕胎致死傷）
第二百十六条　前条の罪を犯し、よって女子を死傷させた者は、傷害の罪と比較して、重い刑により処断する。

第三十章　遺棄の罪

（遺棄）
第二百十七条　老年、幼年、身体障害又は疾病のために扶助を必要とする者を遺棄した者は、一年以下の懲役に処する。
（保護責任者遺棄等）
第二百十八条　老年者、幼年者、身体障害者又は病者を保護する責任のある者がこれらの者を遺棄し、又はその生存に必要な保護をしなかったときは、三月以上五年以下の懲役に処する。
（遺棄等致死傷）
第二百十九条　前二条の罪を犯し、よって人を死傷させた者は、傷害の罪と比較して、重い刑により処断する。

第三十一章　逮捕及び監禁の罪

（逮捕及び監禁）
第二百二十条　不法に人を逮捕し、又は監禁した者は、三月以上五年以下の懲役に処する。
（逮捕等致死傷）
第二百二十一条　前条の罪を犯し、よって人を死傷させた者は、傷害の罪と比較して、重い刑により処断する。

第三十二章　脅迫の罪

（脅迫）
第二百二十二条　生命、身体、自由、名誉又は財産に対し害を加える旨を告知して人を脅迫した者は、二年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。
2　親族の生命、身体、自由、名誉又は財産に対し害を加える旨を告知して人を脅迫した者も、前項と同様とする。
（強要）
第二百二十三条　生命、身体、自由、名誉若しくは財産に対し害を加える旨を告知して脅迫し、又は暴行を用いて、人に義務のないことを行わせ、又は権利の行使を妨害した者は、三年以下の懲役に処する。
2　親族の生命、身体、自由、名誉又は財産に対し害を加える旨を告知して脅迫し、人に義務のないことを行わせ、又は権利の行使を妨害した者も、前項と同様とする。
3　前二項の罪の未遂は、罰する。

第三十三章　略取及び誘拐の罪

（未成年者略取及び誘拐）
第二百二十四条　未成年者を略取し、又は誘拐した者は、三月以上五年以下の懲役に処する。
（営利目的等略取及び誘拐）
第二百二十五条　営利、わいせつ又は結婚の目的で、人を略取し、又は誘拐した者は、一年以上十年以下の懲役に処する。
（身の代金目的略取等）
第二百二十五条の二　近親者その他略取され又は誘拐された者の安否を憂慮する者の憂慮に乗じてその財物を交付させる目的で、人を略取し、又は誘拐した者は、無期又は三年以上の懲役に処する。
2　人を略取し又は誘拐した者が近親者その他略取され又は誘拐された者の安否を憂慮する者の憂慮に乗じて、その財物を交付させ、又はこれを要求する行為をしたときも、前項と同様とする。
（国外移送目的略取等）
第二百二十六条　日本国外に移送する目的で、人を略取し、又は誘拐した者は、二年以上の有期懲役に処する。
2　日本国外に移送する目的で人を売買し、又は略取され、誘拐され、若しくは売買された者を日本国外に移送した者も、前項と同様とする。
（被略取者収受等）
第二百二十七条　第二百二十四条、第二百二十五条又は前条の罪を犯した者を幇助する目的で、略取され、誘拐され、又は売買された者を収受し、蔵匿し、又は隠避させた者は、三月以上五年以下の懲役に処する。
2　第二百二十五条の二第一項の罪を犯した者を幇助する目的で、略取され又は誘拐された者を収受し、蔵匿し、又は隠避させた者は、一年以上十年以下の懲役に処する。
3　営利又はわいせつの目的で、略取され、誘拐され、又は売買された者を収受した者は、六月以上七年以下の懲役に処する。
4　第二百二十五条の二第一項の目的で、略取され又は誘拐された者を収受した者は、二年以上の有期懲役に処する。略取され又は誘拐された者を収受した者が近親者その他略取され又は誘拐された者の安否を憂慮する者の憂慮に乗じて、その財物を交付させ、又はこれを要求する行為をしたときも、同様とする。
（未遂罪）
第二百二十八条　第二百二十四条、第二百二十五条、第二百二十五条の二第一項、第二百二十六条並びに前条第一項から第三項まで及び第四項前段の罪の未遂は、罰する。
（解放による刑の減軽）
第二百二十八条の二　第二百二十五条の二又は第二百二十七条第二項若しくは第四項の罪を犯した者が、公訴が提起される前に、略取され又は誘拐された者を安全な場所に解放したときは、その刑を減軽する。
（身の代金目的略取等予備）
第二百二十八条の三　第二百二十五条の二第一項の罪を犯す目的で、その予備をした者は、二年以下の懲役に処する。ただし、実行に着手する前に自首した者は、その刑を減軽し、又は免除する。
（親告罪）
第二百二十九条　第二百二十四条の罪、第二百二十五条の罪及びこれらの罪を幇助する目的で犯した第二百二十七条第一項の罪並びに同条第三項の罪並びにこれらの罪の未遂罪は、営利の目的による場合を除き、告訴がなければ公訴を提起することができない。ただし、略取され、誘拐され、又は売買された者が犯人と婚姻をしたときは、婚姻の無効又は取消しの裁判が確定した後でなければ、告訴の効力がない。

第三十四章　名誉に対する罪

（名誉毀損）
第二百三十条　公然と事実を摘示し、人の名誉を毀損した者は、その事実の有無にかかわらず、三年以下の懲役若しくは禁錮又は五十万円以下の罰金に処する。
2　死者の名誉を毀損した者は、虚偽の事実を摘示することによってした場合でなければ、罰しない。
（公共の利害に関する場合の特例）
第二百三十条の二　前条第一項の行為が公共の利害に関する事実に係り、かつ、その目的が専ら公益を図ることにあったと認める場合には、事実の真否を判断し、真実であることの証明があったときは、これを罰しない。
2　前項の規定の適用については、公訴が提起されるに至っていない人の犯罪行為に関する事実は、公共の利害に関する事実とみなす。
3　前条第一項の行為が公務員又は公選による公務員の候補者に関する事実に係る場合には、事実の真否を判断し、真実であることの証明があったときは、これを罰しない。
（侮辱）
第二百三十一条　事実を摘示しなくても、公然と人を侮辱した者は、拘留又は科料に処する。
（親告罪）
第二百三十二条　この章の罪は、告訴がなければ公訴を提起することができない。
2　告訴をすることができる者が天皇、皇后、太皇太后、皇太后又は皇嗣であるときは内閣総理大臣が、外国の君主又は大統領であるときはその国の代表者がそれぞれ代わって告訴を行う。

第三十五章　信用及び業務に対する罪

（信用毀損及び業務妨害）
第二百三十三条　虚偽の風説を流布し、又は偽計を用いて、人の信用を毀損し、又はその業務を妨害した者は、三年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。
（威力業務妨害）
第二百三十四条　威力を用いて人の業務を妨害した者も、前条の例による。
（電子計算機損壊等業務妨害）
第二百三十四条の二　人の業務に使用する電子計算機若しくはその用に供する電磁的記録を損壊し、若しくは人の業務に使用する電子計算機に虚偽の情報若しくは不正な指令を与え、又はその他の方法により、電子計算機に使用目的に沿うべき動作をさせず、又は使用目的に反する動作をさせて、人の業務を妨害した者は、五年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十六章　窃盗及び強盗の罪

（窃盗）
第二百三十五条　他人の財物を窃取した者は、窃盗の罪とし、十年以下の懲役に処する。
（不動産侵奪）
第二百三十五条の二　他人の不動産を侵奪した者は、十年以下の懲役に処する。
（強盗）
第二百三十六条　暴行又は脅迫を用いて他人の財物を強取した者は、強盗の罪とし、五年以上の有期懲役に処する。
2　前項の方法により、財産上不法の利益を得、又は他人にこれを得させた者も、同項と同様とする。
（強盗予備）
第二百三十七条　強盗の罪を犯す目的で、その予備をした者は、二年以下の懲役に処する。

第二十四章　礼拝所及び墳墓に関する罪

（礼拝所不敬及び説教等妨害）
第百八十八条　神祠、仏堂、墓所その他の礼拝所に対し、公然と不敬な行為をした者は、六月以下の懲役若しくは禁錮又は十万円以下の罰金に処する。
2　説教、礼拝又は葬式を妨害した者は、一年以下の懲役若しくは禁錮又は十万円以下の罰金に処する。

（墳墓発掘）
第百八十九条　墳墓を発掘した者は、二年以下の懲役に処する。

（死体損壊等）
第百九十条　死体、遺骨、遺髪又は棺に納めてある物を損壊し、遺棄し、又は領得した者は、三年以下の懲役に処する。

（墳墓発掘死体損壊等）
第百九十一条　第百八十九条の罪を犯して、死体、遺骨、遺髪又は棺に納めてある物を損壊し、遺棄し、又は領得した者は、三月以上五年以下の懲役に処する。

（変死者密葬）
第百九十二条　検視を経ないで変死者を葬った者は、十万円以下の罰金又は科料に処する。

第二十五章　汚職の罪

（公務員職権濫用）
第百九十三条　公務員がその職権を濫用して、人に義務のないことを行わせ、又は権利の行使を妨害したときは、二年以下の懲役又は禁錮に処する。

（特別公務員職権濫用）
第百九十四条　裁判、検察若しくは警察の職務を行う者又はこれらの職務を補助する者がその職権を濫用して、人を逮捕し、又は監禁したときは、六月以上十年以下の懲役又は禁錮に処する。

（特別公務員暴行陵虐）
第百九十五条　裁判、検察若しくは警察の職務を行う者又はこれらの職務を補助する者が、その職務を行うに当たり、被告人、被疑者その他の者に対して暴行又は陵辱若しくは加虐の行為をしたときは、七年以下の懲役又は禁錮に処する。
2　法令により拘禁された者を看守し又は護送する者がその拘禁された者に対して暴行又は陵辱若しくは加虐の行為をしたときも、前項と同様とする。

（特別公務員職権濫用等致死傷）
第百九十六条　前二条の罪を犯し、よって人を死傷させた者は、傷害の罪と比較して、重い刑により処断する。

（収賄、受託収賄及び事前収賄）
第百九十七条　公務員又は仲裁人が、その職務に関し、賄賂を収受し、又はその要求若しくは約束をしたときは、五年以下の懲役に処する。この場合において、請託を受けたときは、七年以下の懲役に処する。
2　公務員又は仲裁人になろうとする者が、その担当すべき職務に関し、請託を受けて、賄賂を収受し、又はその要求若しくは約束をしたときは、公務員又は仲裁人となった場合において、五年以下の懲役に処する。

（第三者供賄）
第百九十七条の二　公務員又は仲裁人が、その職務に関し、請託を受けて、第三者に賄賂を供与させ、又はその供与の要求若しくは約束をしたときは、五年以下の懲役に処する。

（加重収賄及び事後収賄）
第百九十七条の三　公務員又は仲裁人が前二条の罪を犯し、よって不正な行為をし、又は相当の行為をしなかったときは、一年以上の有期懲役に処する。
2　公務員又は仲裁人が、その職務上不正な行為をしたこと又は相当の行為をしなかったことに関し、賄賂を収受し、若しくはその要求若しくは約束をし、又は第三者にこれを供与させ、若しくはその供与の要求若しくは約束をしたときも、前項と同様とする。
3　公務員又は仲裁人であった者が、その在職中に請託を受けて職務上不正な行為をしたこと又は相当の行為をしなかったことに関し、賄賂を収受し、又はその要求若しくは約束をしたときは、五年以下の懲役に処する。

（あっせん収賄）
第百九十七条の四　公務員が請託を受け、他の公務員に職務上不正な行為をさせるように、又は相当の行為をさせないようにあっせんをすること又はしたことの報酬として、賄賂を収受し、又はその要求若しくは約束をしたときは、五年以下の懲役に処する。

（没収及び追徴）
第百九十七条の五　犯人又は情を知った第三者が収受した賄賂は、没収する。その全部又は一部を没収することができないときは、その価額を追徴する。

（贈賄）
第百九十八条　第百九十七条から第百九十七条の四までに規定する賄賂を供与し、又はその申込み若しくは約束をした者は、三年以下の懲役又は二百五十万円以下の罰金に処する。

第二十六章　殺人の罪

（殺人）
第百九十九条　人を殺した者は、死刑又は無期若しくは三年以上の懲役に処する。

第二百条　削除

（予備）
第二百一条　第百九十九条の罪を犯す目的で、その予備をした者は、二年以下の懲役に処する。ただし、情状により、その刑を免除することができる。

（自殺関与及び同意殺人）
第二百二条　人を教唆し若しくは幇助して自殺させ、又は人をその嘱託を受け若しくはその承諾を得て殺した者は、六月以上七年以下の懲役又は禁錮に処する。

（未遂罪）
第二百三条　第百九十九条及び前条の罪の未遂は、罰する。

第二十七章　傷害の罪

（傷害）
第二百四条　人の身体を傷害した者は、十年以下の懲役又は三十万円以下の罰金若しくは科料に処する。

（傷害致死）
第二百五条　身体を傷害し、よって人を死亡させた者は、二年以上の有期懲役に処する。

（現場助勢）
第二百六条　前二条の犯罪が行われるに当たり、現場において勢いを助けた者は、自ら人を傷害しなくても、一年以下の懲役又は十万円以下の罰金若しくは科料に処する。

（同時傷害の特例）
第二百七条　二人以上で暴行を加えて人を傷害した場合において、それぞれの暴行による傷害の軽重を知ることができず、又はその傷害を生じさせた者を知ることができないときは、共同して実行した者でなくても、共犯の例による。

（暴行）
第二百八条　暴行を加えた者が人を傷害するに至らなかったときは、二年以下の懲役若しくは三十万円以下の罰金又は拘留若しくは科料に処する。

（凶器準備集合及び結集）
第二百八条の二　二人以上の者が他人の生命、身体又は財産に対し共同して害を加える目的で集合した場合において、凶器を準備して又はその準備があることを知って集合した者は、二年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。
2　前項の場合において、凶器を準備して又はその準備があることを知って人を集合させた者は、三年以下の懲役に処する。

第二十八章　過失傷害の罪

（過失傷害）
第二百九条　過失により人を傷害した者は、三十万円以下の罰金又は科料に処する。
2　前項の罪は、告訴がなければ公訴を提起することができない。

（過失致死）
第二百十条　過失により人を死亡させた者は、五十万円以下の罰金に処する。

（業務上過失致死傷等）
第二百十一条　業務上必要な注意を怠り、よって人を死傷させた者は、五年以下の懲役若しくは禁錮又は五十万円以下の罰金に処する。重大な過失により人を死傷させた者も、同様とする。

第二十九章　堕胎の罪

（堕胎）
第二百十二条　妊娠中の女子が薬物を用い、又はその他の方法により、堕胎したときは、一年以下の懲役に処する。

（同意堕胎及び同致死傷）
第二百十三条　女子の嘱託を受け、又はその承諾を得て堕胎させた者は、二年以下の懲役に処する。よって女子を死傷させた者は、三月以上五年以下の懲役に処する。

（業務上堕胎及び同致死傷）
第二百十四条　医師、助産婦、薬剤師又は医薬品販売業者が女子の嘱託を受け、又はその承諾を得て堕胎させたときは、三月以上五年以下の懲役に処する。よって女子を死傷させたときは、六月以上七年以下の懲役に処する。

（不同意堕胎）
第二百十五条　女子の嘱託を受けないで、又はその承諾を得ないで堕胎させた者は、六月以上七年以下の懲役に処する。
2　前項の罪の未遂は、罰する。

2　他人が押印し又は署名した権利、義務又は事実証明に関する文書又は図画を変造した者も、前項と同様とする。

3　前二項に規定するもののほか、権利、義務又は事実証明に関する文書又は図画を偽造し、又は変造した者は、一年以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。

（虚偽診断書等作成）

第百六十条　医師が公務所に提出すべき診断書、検案書又は死亡証書に虚偽の記載をしたときは、三年以下の禁錮又は三十万円以下の罰金に処する。

（偽造私文書等行使）

第百六十一条　前二条の文書又は図画を行使した者は、その文書若しくは図画を偽造し、若しくは変造し、又は虚偽の記載をした者と同一の刑に処する。

2　前項の罪の未遂は、罰する。

（電磁的記録不正作出及び供用）

第百六十一条の二　人の事務処理を誤らせる目的で、その事務処理の用に供する権利、義務又は事実証明に関する電磁的記録を不正に作った者は、五年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

2　前項の罪が公務所又は公務員により作られるべき電磁的記録に係るときは、十年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

3　不正に作られた権利、義務又は事実証明に関する電磁的記録を、第一項の目的で、人の事務処理の用に供した者は、その電磁的記録を不正に作った者と同一の刑に処する。

4　前項の罪の未遂は、罰する。

第十八章　有価証券偽造の罪

（有価証券偽造等）

第百六十二条　行使の目的で、公債証書、官庁の証券、会社の株券その他の有価証券を偽造し、又は変造した者は、三月以上十年以下の懲役に処する。

2　行使の目的で、有価証券に虚偽の記入をした者も、前項と同様とする。

（偽造有価証券行使等）

第百六十三条　偽造若しくは変造の有価証券又は虚偽の記入がある有価証券を行使し、又は行使の目的で人に交付し、若しくは輸入した者は、三月以上十年以下の懲役に処する。

2　前項の罪の未遂は、罰する。

第十九章　印章偽造の罪

（御璽偽造及び不正使用等）

第百六十四条　行使の目的で、御璽、国璽又は御名を偽造した者は、二年以上の有期懲役に処する。

2　御璽、国璽若しくは御名を不正に使用し、又は偽造した御璽、国璽若しくは御名を使用した者も、前項と同様とする。

（公印偽造及び不正使用等）

第百六十五条　行使の目的で、公務所又は公務員の印章又は署名を偽造した者は、三月以上五年以下の懲役に処する。

2　公務所若しくは公務員の印章若しくは署名を不正に使用し、又は偽造した公務所若しくは公務員の印章若しくは署名を使用した者も、前項と同様とする。

（公記号偽造及び不正使用等）

第百六十六条　行使の目的で、公務所の記号を偽造した者は、三年以下の懲役に処する。

2　公務所の記号を不正に使用し、又は偽造した公務所の記号を使用した者も、前項と同様とする。

（私印偽造及び不正使用等）

第百六十七条　行使の目的で、他人の印章又は署名を偽造した者は、三年以下の懲役に処する。

2　他人の印章若しくは署名を不正に使用し、又は偽造した印章若しくは署名を使用した者も、前項と同様とする。

（未遂罪）

第百六十八条　第百六十四条第二項、第百六十五条第二項、第百六十六条第二項及び前条第二項の罪の未遂は、罰する。

第二十章　偽証の罪

（偽証）

第百六十九条　法律により宣誓した証人が虚偽の陳述をしたときは、三月以上十年以下の懲役に処する。

（自白による刑の減免）

第百七十条　前条の罪を犯した者が、その証言をした事件について、その裁判が確定する前又は懲戒処分が行われる前に自白したときは、その刑を減軽し、又は免除することができる。

（虚偽鑑定等）

第百七十一条　法律により宣誓した鑑定人、通訳人又は翻訳人が虚偽の鑑定、通訳又は翻訳をしたときは、前二条の例による。

第二十一章　虚偽告訴の罪

（虚偽告訴等）

第百七十二条　人に刑事又は懲戒の処分を受けさせる目的で、虚偽の告訴、告発その他の申告をした者は、三月以上十年以下の懲役に処する。

（自白による刑の減免）

第百七十三条　前条の罪を犯した者が、その申告をした事件について、その裁判が確定する前又は懲戒処分が行われる前に自白したときは、その刑を減軽し、又は免除することができる。

第百八十二条までを次のように改める。

第二編第二十二章の章名及び第百七十四条から

第二十二章　わいせつ、姦淫及び重婚の罪

（公然わいせつ）

第百七十四条　公然とわいせつな行為をした者は、六月以下の懲役若しくは三十万円以下の罰金又は拘留若しくは科料に処する。

（わいせつ物頒布等）

第百七十五条　わいせつな文書、図画その他の物を頒布し、販売し、又は公然と陳列した者は、二年以下の懲役又は二百五十万円以下の罰金若しくは科料に処する。販売の目的でこれらの物を所持した者も、同様とする。

（強制わいせつ）

第百七十六条　十三歳以上の男女に対し、暴行又は脅迫を用いてわいせつな行為をした者は、六月以上七年以下の懲役に処する。十三歳未満の男女に対し、わいせつな行為をした者も、同様とする。

（強姦）

第百七十七条　暴行又は脅迫を用いて十三歳以上の女子を姦淫した者は、強姦の罪とし、二年以上の有期懲役に処する。十三歳未満の女子を姦淫した者も、同様とする。

（準強制わいせつ及び準強姦）

第百七十八条　人の心神喪失若しくは抗拒不能に乗じ、又は心神を喪失させ、若しくは抗拒不能にさせて、わいせつな行為をし、又は姦淫した者は、前二条の例による。

（未遂罪）

第百七十九条　前三条の罪の未遂は、罰する。

（親告罪）

第百八十条　第百七十六条から前条までの罪は、告訴がなければ公訴を提起することができない。

2　前項の規定は、二人以上の者が現場において共同して犯した第百七十六条から前条までの罪については、適用しない。

（強制わいせつ等致死傷）

第百八十一条　第百七十六条から第百七十九条までの罪を犯し、よって人を死傷させた者は、無期又は三年以上の懲役に処する。

（淫行勧誘）

第百八十二条　営利の目的で、淫行の常習のない女子を勧誘して姦淫させた者は、三年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

第百八十四条を次のように改める。

（重婚）

第百八十四条　配偶者のある者が重ねて婚姻をしたときは、二年以下の懲役に処する。その相手方となって婚姻をした者も、同様とする。

第二編第二十三章から第四十章までを次のように改める。

第二十三章　賭博及び富くじに関する罪

（賭博）

第百八十五条　賭博をした者は、五十万円以下の罰金又は科料に処する。ただし、一時の娯楽に供する物を賭けたにとどまるときは、この限りでない。

（常習賭博及び賭博場開張等図利）

第百八十六条　常習として賭博をした者は、三年以下の懲役に処する。

2　賭博場を開張し、又は博徒を結合して利益を図った者は、三月以上五年以下の懲役に処する。

（富くじ発売等）

第百八十七条　富くじを発売した者は、二年以下の懲役又は百五十万円以下の罰金に処する。

2　富くじ発売の取次ぎをした者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

3　前二項に規定するもののほか、富くじを授受した者は、二十万円以下の罰金又は科料に処する。

（過失往来危険）
第百二十九条　過失により、汽車、電車若しくは艦船の往来の危険を生じさせ、又は汽車若しくは電車を転覆させ、若しくは破壊し、若しくは艦船を転覆させ、沈没させ、若しくは破壊した者は、三十万円以下の罰金に処する。
2　その業務に従事する者が前項の罪を犯したときは、三年以下の禁錮又は五十万円以下の罰金に処する。

第二編第十二章の章名及び第百三十条を次のように改める。

第十二章　住居を侵す罪

（住居侵入等）
第百三十条　正当な理由がないのに、人の住居若しくは人の看守する邸宅、建造物若しくは艦船に侵入し、又は要求を受けたにもかかわらずこれらの場所から退去しなかった者は、三年以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。

第百三十二条を次のように改める。

（未遂罪）
第百三十二条　第百三十条の罪の未遂は、罰する。

第二編第十三章から第二十一章までを次のように改める。

第十三章　秘密を侵す罪

（信書開封）
第百三十三条　正当な理由がないのに、封をしてある信書を開けた者は、一年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

（秘密漏示）
第百三十四条　医師、薬剤師、医薬品販売業者、助産婦、弁護士、弁護人、公証人又はこれらの職にあった者が、正当な理由がないのに、その業務上取り扱ったことについて知り得た人の秘密を漏らしたときは、六月以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。
2　宗教、祈禱若しくは祭祀の職にある者又はこれらの職にあった者が、正当な理由がないのに、その業務上取り扱ったことについて知り得た人の秘密を漏らしたときも、前項と同様とする。

（親告罪）
第百三十五条　この章の罪は、告訴がなければ公訴を提起することができない。

第十四章　あへん煙に関する罪

（あへん煙輸入等）
第百三十六条　あへん煙を輸入し、製造し、販売し、又は販売の目的で所持した者は、六月以上七年以下の懲役に処する。

（あへん煙吸食器具輸入等）
第百三十七条　あへん煙を吸食する器具を輸入し、製造し、販売し、又は販売の目的で所持した者は、三月以上五年以下の懲役に処する。

（税関職員によるあへん煙輸入等）
第百三十八条　税関職員が、あへん煙又はあへん煙を吸食するための器具を輸入し、又はこれらの輸入を許したときは、一年以上十年以下の懲役に処する。

（あへん煙吸食及び場所提供）
第百三十九条　あへん煙を吸食した者は、三年以下の懲役に処する。
2　あへん煙の吸食のため建物又は室を提供して利益を図った者は、六月以上七年以下の懲役に処する。

（あへん煙等所持）
第百四十条　あへん煙又はあへん煙を吸食するための器具を所持した者は、一年以下の懲役に処する。

（未遂罪）
第百四十一条　この章の罪の未遂は、罰する。

第十五章　飲料水に関する罪

（浄水汚染）
第百四十二条　人の飲料に供する浄水を汚染し、よって使用することができないようにした者は、六月以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。

（水道汚染）
第百四十三条　水道により公衆に供給する飲料の浄水又はその水源を汚染し、よって使用することができないようにした者は、六月以上七年以下の懲役に処する。

（浄水毒物等混入）
第百四十四条　人の飲料に供する浄水に毒物その他人の健康を害すべき物を混入した者は、三年以下の懲役に処する。

（浄水汚染等致死傷）
第百四十五条　前三条の罪を犯し、よって人を死傷させた者は、傷害の罪と比較して、重い刑により処断する。

（水道毒物等混入及び同致死）
第百四十六条　水道により公衆に供給する飲料の浄水又はその水源に毒物その他人の健康を害すべき物を混入した者は、二年以上の有期懲役に処する。よって人を死亡させた者は、死刑又は無期若しくは五年以上の懲役に処する。

（水道損壊及び閉塞）
第百四十七条　公衆の飲料に供する浄水の水道を損壊し、又は閉塞した者は、一年以上十年以下の懲役に処する。

第十六章　通貨偽造の罪

（通貨偽造及び行使等）
第百四十八条　行使の目的で、通用する貨幣、紙幣又は銀行券を偽造し、又は変造した者は、無期又は三年以上の懲役に処する。
2　偽造又は変造の貨幣、紙幣又は銀行券を行使し、又は行使の目的で人に交付し、若しくは輸入した者も、前項と同様とする。

（外国通貨偽造及び行使等）
第百四十九条　行使の目的で、日本国内に流通している外国の貨幣、紙幣又は銀行券を偽造し、又は変造した者は、二年以上の有期懲役に処する。
2　偽造又は変造の外国の貨幣、紙幣又は銀行券を行使し、又は行使の目的で人に交付し、若しくは輸入した者も、前項と同様とする。

（偽造通貨等収得）
第百五十条　行使の目的で、偽造又は変造の貨幣、紙幣又は銀行券を収得した者は、三年以下の懲役に処する。

（未遂罪）
第百五十一条　前三条の罪の未遂は、罰する。

（収得後知情行使等）
第百五十二条　貨幣、紙幣又は銀行券を収得した後に、それが偽造又は変造のものであることを知って、これを行使し、又は行使の目的で人に交付した者は、その額面価格の三倍以下の罰金又は科料に処する。ただし、二千円以下にすることはできない。

（通貨偽造等準備）
第百五十三条　貨幣、紙幣又は銀行券の偽造又は変造の用に供する目的で、器械又は原料を準備した者は、三月以上五年以下の懲役に処する。

第十七章　文書偽造の罪

（詔書偽造等）
第百五十四条　行使の目的で、御璽、国璽若しくは御名を使用して詔書その他の文書を偽造し、又は偽造した御璽、国璽若しくは御名を使用して詔書その他の文書を偽造した者は、無期又は三年以上の懲役に処する。
2　御璽若しくは国璽を押し又は御名を署した詔書その他の文書を変造した者も、前項と同様とする。

（公文書偽造等）
第百五十五条　行使の目的で、公務所若しくは公務員の印章若しくは署名を使用して公務所若しくは公務員の作成すべき文書若しくは図画を偽造し、又は偽造した公務所若しくは公務員の印章若しくは署名を使用して公務所若しくは公務員の作成すべき文書若しくは図画を偽造した者は、一年以上十年以下の懲役に処する。
2　公務所又は公務員が押印し又は署名した文書又は図画を変造した者も、前項と同様とする。
3　前二項に規定するもののほか、公務所若しくは公務員の作成すべき文書若しくは図画を偽造し、又は公務所若しくは公務員が作成した文書若しくは図画を変造した者は、三年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

（虚偽公文書作成等）
第百五十六条　公務員が、その職務に関し、行使の目的で、虚偽の文書若しくは図画を作成し、又は文書若しくは図画を変造したときは、印章又は署名の有無により区別して、前二条の例による。

（公正証書原本不実記載等）
第百五十七条　公務員に対し虚偽の申立てをして、登記簿、戸籍簿その他の権利若しくは義務に関する公正証書の原本に不実の記載をさせ、又は権利若しくは義務に関する公正証書の原本として用いられる電磁的記録に不実の記録をさせた者は、五年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。
2　公務員に対し虚偽の申立てをして、免状、鑑札又は旅券に不実の記載をさせた者は、一年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。
3　前二項の罪の未遂は、罰する。

（偽造公文書行使等）
第百五十八条　第百五十四条から前条までの文書若しくは図画を行使し、又は前条第一項の電磁的記録を公正証書の原本としての用に供した者は、その文書若しくは図画を偽造し、若しくは変造し、虚偽の文書若しくは図画を作成し、又は不実の記載若しくは記録をさせた者と同一の刑に処する。
2　前項の罪の未遂は、罰する。

（私文書偽造等）
第百五十九条　行使の目的で、他人の印章若しくは署名を使用して権利、義務若しくは事実証明に関する文書若しくは図画を偽造し、又は偽造した他人の印章若しくは署名を使用して権利、義務若しくは事実証明に関する文書若しくは図画を偽造した者は、三月以上五年以下の懲役に処する。

（看守者等による逃走援助）

第百一条　法令により拘禁された者を看守し又は護送する者がその拘禁された者を逃走させたときは、一年以上十年以下の懲役に処する。

（未遂罪）

第百二条　この章の罪の未遂は、罰する。

第七章　犯人蔵匿及び証拠隠滅の罪

（犯人蔵匿等）

第百三条　罰金以上の刑に当たる罪を犯した者又は拘禁中に逃走した者を蔵匿し、又は隠避させた者は、二年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

（証拠隠滅等）

第百四条　他人の刑事事件に関する証拠を隠滅し、偽造し、若しくは変造し、又は偽造若しくは変造の証拠を使用した者は、二年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

（親族による犯罪に関する特例）

第百五条　前二条の罪については、犯人又は逃走した者の親族がこれらの者の利益のために犯したときは、その刑を免除することができる。

（証人等威迫）

第百五条の二　自己若しくは他人の刑事事件の捜査若しくは審判に必要な知識を有すると認められる者又はその親族に対し、当該事件に関して、正当な理由がないのに面会を強請し、又は強談威迫の行為をした者は、一年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

第八章　騒乱の罪

（騒乱）

第百六条　多衆で集合して暴行又は脅迫をした者は、騒乱の罪とし、次の区別に従って処断する。

一　首謀者は、一年以上十年以下の懲役又は禁錮に処する。

二　他人を指揮し、又は他人に率先して勢いを助けた者は、六月以上七年以下の懲役又は禁錮に処する。

三　付和随行した者は、十万円以下の罰金に処する。

（多衆不解散）

第百七条　暴行又は脅迫をするため多衆が集合した場合において、権限のある公務員から解散の命令を三回以上受けたにもかかわらず、なお解散しなかったときは、首謀者は三年以下の懲役又は禁錮に処し、その他の者は十万円以下の罰金に処する。

第九章　放火及び失火の罪

（現住建造物等放火）

第百八条　放火して、現に人が住居に使用し又は現に人がいる建造物、汽車、電車、艦船又は鉱坑を焼損した者は、死刑又は無期若しくは五年以上の懲役に処する。

（非現住建造物等放火）

第百九条　放火して、現に人が住居に使用せず、かつ、現に人がいない建造物、艦船又は鉱坑を焼損した者は、二年以上の有期懲役に処する。

2　前項の物が自己の所有に係るときは、六月以上七年以下の懲役に処する。ただし、公共の危険を生じなかったときは、罰しない。

（建造物等以外放火）

第百十条　放火して、前二条に規定する物以外の物を焼損し、よって公共の危険を生じさせた者は、一年以上十年以下の懲役に処する。

2　前項の物が自己の所有に係るときは、一年以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。

（延焼）

第百十一条　第百九条第二項又は前条第二項の罪を犯し、よって第百八条又は第百九条第一項に規定する物に延焼させたときは、三月以上十年以下の懲役に処する。

2　前条第二項の罪を犯し、よって同条第一項に規定する物に延焼させたときは、三年以下の懲役に処する。

（未遂罪）

第百十二条　第百八条及び第百九条第一項の罪の未遂は、罰する。

（予備）

第百十三条　第百八条又は第百九条第一項の罪を犯す目的で、その予備をした者は、二年以下の懲役に処する。ただし、情状により、その刑を免除することができる。

（消火妨害）

第百十四条　火災の際に、消火用の物を隠匿し、若しくは損壊し、又はその他の方法により、消火を妨害した者は、一年以上十年以下の懲役に処する。

（差押え等に係る自己の物に関する特例）

第百十五条　第百九条第一項及び第百十条第一項に規定する物が自己の所有に係るものであっても、差押えを受け、物権を負担し、賃貸し、又は保険に付したものである場合において、これを焼損したときは、他人の物を焼損した者の例による。

（失火）

第百十六条　失火により、第百八条に規定する物又は他人の所有に係る第百九条に規定する物を焼損した者は、五十万円以下の罰金に処する。

2　失火により、第百九条に規定する物であって自己の所有に係るもの又は第百十条に規定する物を焼損し、よって公共の危険を生じさせた者も、前項と同様とする。

（激発物破裂）

第百十七条　火薬、ボイラーその他の激発すべき物を破裂させて、第百八条に規定する物又は他人の所有に係る第百九条に規定する物を損壊した者は、放火の例による。第百九条に規定する物であって自己の所有に係るもの又は第百十条に規定する物を損壊し、よって公共の危険を生じさせた者も、同様とする。

2　前項の行為が過失によるときは、失火の例による。

（業務上失火等）

第百十七条の二　第百十六条又は前条第一項の行為が業務上必要な注意を怠ったことによるとき、又は重大な過失によるときは、三年以下の禁錮又は百五十万円以下の罰金に処する。

（ガス漏出等及び同致死傷）

第百十八条　ガス、電気又は蒸気を漏出させ、流出させ、又は遮断し、よって人の生命、身体又は財産に危険を生じさせた者は、三年以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。

2　ガス、電気又は蒸気を漏出させ、流出させ、又は遮断し、よって人を死傷させた者は、傷害の罪と比較して、重い刑により処断する。

第十章　出水及び水利に関する罪

（現住建造物等浸害）

第百十九条　出水させて、現に人が住居に使用し又は現に人がいる建造物、汽車、電車又は鉱坑を浸害した者は、死刑又は無期若しくは三年以上の懲役に処する。

（非現住建造物等浸害）

第百二十条　出水させて、前条に規定する物以外の物を浸害し、よって公共の危険を生じさせた者は、一年以上十年以下の懲役に処する。

2　浸害した物が自己の所有に係るときは、その物が差押えを受け、物権を負担し、賃貸し、又は保険に付したものである場合に限り、前項の例による。

（水防妨害）

第百二十一条　水害の際に、水防用の物を隠匿し、若しくは損壊し、又はその他の方法により、水防を妨害した者は、一年以上十年以下の懲役に処する。

（過失建造物等浸害）

第百二十二条　過失により出水させて、第百十九条に規定する物を浸害した者又は第百二十条に規定する物を浸害し、よって公共の危険を生じさせた者は、二十万円以下の罰金に処する。

（水利妨害及び出水危険）

第百二十三条　堤防を決壊させ、水門を破壊し、その他水利の妨害となるべき行為又は出水させるべき行為をした者は、二年以下の懲役若しくは禁錮又は二十万円以下の罰金に処する。

第十一章　往来を妨害する罪

（往来妨害及び同致死傷）

第百二十四条　陸路、水路又は橋を損壊し、又は閉塞して往来の妨害を生じさせた者は、二年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

2　前項の罪を犯し、よって人を死傷させた者は、傷害の罪と比較して、重い刑により処断する。

（往来危険）

第百二十五条　鉄道若しくはその標識を損壊し、又はその他の方法により、汽車又は電車の往来の危険を生じさせた者は、二年以上の有期懲役に処する。

2　灯台若しくは浮標を損壊し、又はその他の方法により、艦船の往来の危険を生じさせた者も、前項と同様とする。

（汽車転覆等及び同致死）

第百二十六条　現に人がいる汽車又は電車を転覆させ、又は破壊した者は、無期又は三年以上の懲役に処する。

2　現に人がいる艦船を転覆させ、沈没させ、又は破壊した者も、前項と同様とする。

3　前二項の罪を犯し、よって人を死亡させた者は、死刑又は無期懲役に処する。

（往来危険による汽車転覆等）

第百二十七条　第百二十五条の罪を犯し、よって汽車若しくは電車を転覆させ、若しくは破壊し、又は艦船を転覆させ、沈没させ、若しくは破壊した者も、前条の例による。

（未遂罪）

第百二十八条　第百二十四条第一項、第百二十五条並びに第百二十六条第一項及び第二項の罪の未遂は、罰する。

（共同正犯）
第六十条　二人以上共同して犯罪を実行した者は、すべて正犯とする。
（教唆）
第六十一条　人を教唆して犯罪を実行させた者には、正犯の刑を科する。
2　教唆者を教唆した者についても、前項と同様とする。
（幇助）
第六十二条　正犯を幇助した者は、従犯とする。
2　従犯を教唆した者には、従犯の刑を科する。
（従犯減軽）
第六十三条　従犯の刑は、正犯の刑を減軽する。
（教唆及び幇助の処罰の制限）
第六十四条　拘留又は科料のみに処すべき罪の教唆者及び従犯は、特別の規定がなければ、罰しない。
（身分犯の共犯）
第六十五条　犯人の身分によって構成すべき犯罪行為に加功したときは、身分のない者であっても、共犯とする。
2　身分によって特に刑の軽重があるときは、身分のない者には通常の刑を科する。
第六十六条及び第六十七条を次のように改める。
（酌量減軽）
第六十六条　犯罪の情状に酌量すべきものがあるときは、その刑を減軽することができる。
（法律上の加減と酌量減軽）
第六十七条　法律上刑を加重し、又は減軽する場合であっても、酌量減軽をすることができる。
第一編第十三章を次のように改める。

第十三章　加重減軽の方法

（法律上の減軽の方法）
第六十八条　法律上刑を減軽すべき一個又は二個以上の事由があるときは、次の例による。
一　死刑を減軽するときは、無期の懲役若しくは禁錮又は十年以上の懲役若しくは禁錮とする。
二　無期の懲役又は禁錮を減軽するときは、七年以上の有期の懲役又は禁錮とする。
三　有期の懲役又は禁錮を減軽するときは、その長期及び短期の二分の一を減ずる。
四　罰金を減軽するときは、その多額及び寡額の二分の一を減ずる。
五　拘留を減軽するときは、その長期の二分の一を減ずる。
六　科料を減軽するときは、その多額の二分の一を減ずる。
（法律上の減軽と刑の選択）
第六十九条　法律上刑を減軽すべき場合において、各本条に二個以上の刑名があるときは、まず適用する刑を定めて、その刑を減軽する。
（端数の切捨て）
第七十条　懲役、禁錮又は拘留を減軽することにより一日に満たない端数が生じたときは、これを切り捨てる。
（酌量減軽の方法）
第七十一条　酌量減軽をするときも、第六十八条及び前条の例による。
（加重減軽の順序）
第七十二条　同時に刑を加重し、又は減軽するときは、次の順序による。
一　再犯加重
二　法律上の減軽
三　併合罪の加重
四　酌量減軽
第七十三条から第七十六条までを次のように改める。
第七十三条から第七十六条まで　削除
第二編第二章を次のように改める。

第二章　内乱に関する罪

（内乱）
第七十七条　国の統治機構を破壊し、又はその領土において国権を排除して権力を行使し、その他憲法の定める統治の基本秩序を壊乱することを目的として暴動をした者は、内乱の罪とし、次の区別に従って処断する。
一　首謀者は、死刑又は無期禁錮に処する。
二　謀議に参与し、又は群衆を指揮した者は無期又は三年以上の禁錮に処し、その他諸般の職務に従事した者は一年以上十年以下の禁錮に処する。
三　付和随行し、その他単に暴動に参加した者は、三年以下の禁錮に処する。
2　前項の罪の未遂は、罰する。ただし、同項第三号に規定する者については、この限りでない。
（予備及び陰謀）
第七十八条　内乱の予備又は陰謀をした者は、一年以上十年以下の禁錮に処する。
（内乱等幇助）
第七十九条　兵器、資金若しくは食糧を供給し、又はその他の行為により、前二条の罪を幇助した者は、七年以下の禁錮に処する。
（自首による刑の免除）
第八十条　前二条の罪を犯した者であっても、暴動に至る前に自首したときは、その刑を免除する。
第二編第三章の章名及び第八十一条から第八十八条までを次のように改める。

第三章　外患に関する罪

（外患誘致）
第八十一条　外国と通謀して日本国に対し武力を行使させた者は、死刑に処する。
（外患援助）
第八十二条　日本国に対して外国から武力の行使があったときに、これに加担して、その軍務に服し、その他これに軍事上の利益を与えた者は、死刑又は無期若しくは二年以上の懲役に処する。
第八十三条から第八十六条まで　削除
（未遂罪）
第八十七条　第八十一条及び第八十二条の罪の未遂は、罰する。
（予備及び陰謀）
第八十八条　第八十一条又は第八十二条の罪の予備又は陰謀をした者は、一年以上十年以下の懲役に処する。
第二編第四章から第十一章までを次のように改める。

第四章　国交に関する罪

第九十条及び第九十一条　削除
（外国国章損壊等）
第九十二条　外国に対して侮辱を加える目的で、その国の国旗その他の国章を損壊し、除去し、又は汚損した者は、二年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。
2　前項の罪は、外国政府の請求がなければ公訴を提起することができない。
（私戦予備及び陰謀）
第九十三条　外国に対して私的に戦闘行為をする目的で、その予備又は陰謀をした者は、三月以上五年以下の禁錮に処する。ただし、自首した者は、その刑を免除する。
（中立命令違反）
第九十四条　外国が交戦している際に、局外中立に関する命令に違反した者は、三年以下の禁錮又は五十万円以下の罰金に処する。

第五章　公務の執行を妨害する罪

（公務執行妨害及び職務強要）
第九十五条　公務員が職務を執行するに当たり、これに対して暴行又は脅迫を加えた者は、三年以下の懲役又は禁錮に処する。
2　公務員に、ある処分をさせ、若しくはさせないため、又はその職を辞させるために、暴行又は脅迫を加えた者も、前項と同様とする。
（封印等破棄）
第九十六条　公務員が施した封印若しくは差押えの表示を損壊し、又はその他の方法で無効にした者は、二年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。
（強制執行妨害）
第九十六条の二　強制執行を免れる目的で、財産を隠匿し、損壊し、若しくは仮装譲渡し、又は仮装の債務を負担した者は、二年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。
（競売等妨害）
第九十六条の三　偽計又は威力を用いて、公の競売又は入札の公正を害すべき行為をした者は、二年以下の懲役又は二百五十万円以下の罰金に処する。
2　公正な価格を害し又は不正な利益を得る目的で、談合した者も、前項と同様とする。

第六章　逃走の罪

（逃走）
第九十七条　裁判の執行により拘禁された既決又は未決の者が逃走したときは、一年以下の懲役に処する。
（加重逃走）
第九十八条　前条に規定する者又は勾引状の執行を受けた者が拘禁場若しくは拘束のための器具を損壊し、暴行若しくは脅迫をし、又は二人以上通謀して、逃走したときは、三月以上五年以下の懲役に処する。
（被拘禁者奪取）
第九十九条　法令により拘禁された者を奪取した者は、三月以上五年以下の懲役に処する。
（逃走援助）
第百条　法令により拘禁された者を逃走させる目的で、器具を提供し、その他逃走を容易にすべき行為をした者は、三年以下の懲役に処する。
2　前項の目的で、暴行又は脅迫をした者は、三月以上五年以下の懲役に処する。

一　死刑については三十年
二　無期の懲役又は禁錮については二十年
三　十年以上の有期の懲役又は禁錮については十五年
四　三年以上十年未満の懲役又は禁錮については十年
五　三年未満の懲役又は禁錮については五年
六　罰金については三年
七　拘留、科料及び没収については一年

（時効の停止）
第三十三条　時効は、法令により執行を猶予し、又は停止した期間内は、進行しない。

（時効の中断）
第三十四条　死刑、懲役、禁錮及び拘留の時効は、刑の言渡しを受けた者をその執行のために拘束することによって中断する。
2　罰金、科料及び没収の時効は、執行行為をすることによって中断する。

（刑の消滅）
第三十四条の二　禁錮以上の刑の執行を終わり又はその執行の免除を得た者が罰金以上の刑に処せられないで十年を経過したときは、刑の言渡しは、効力を失う。罰金以下の刑の執行を終わり又はその執行の免除を得た者が罰金以上の刑に処せられないで五年を経過したときも、同様とする。
2　刑の免除の言渡しを受けた者が、その言渡しが確定した後、罰金以上の刑に処せられないで二年を経過したときは、刑の免除の言渡しは、効力を失う。

第七章　犯罪の不成立及び刑の減免

（正当行為）
第三十五条　法令又は正当な業務による行為は、罰しない。

（正当防衛）
第三十六条　急迫不正の侵害に対して、自己又は他人の権利を防衛するため、やむを得ずにした行為は、罰しない。
2　防衛の程度を超えた行為は、情状により、その刑を減軽し、又は免除することができる。

（緊急避難）
第三十七条　自己又は他人の生命、身体、自由又は財産に対する現在の危難を避けるため、やむを得ずにした行為は、これによって生じた害が避けようとした害の程度を超えなかった場合に限り、罰しない。ただし、その程度を超えた行為は、情状により、その刑を減軽し、又は免除することができる。
2　前項の規定は、業務上特別の義務がある者には、適用しない。

（故意）
第三十八条　罪を犯す意思がない行為は、罰しない。ただし、法律に特別の規定がある場合は、この限りでない。
2　重い罪に当たるべき行為をしたのに、行為の時にその重い罪に当たることとなる事実を知らなかった者は、その重い罪によって処断することはできない。
3　法律を知らなかったとしても、そのことによって、罪を犯す意思がなかったとすることはできない。ただし、情状により、その刑を減軽することができる。

（心神喪失及び心神耗弱）
第三十九条　心神喪失者の行為は、罰しない。
2　心神耗弱者の行為は、その刑を減軽する。
第四十条　削除

（責任年齢）
第四十一条　十四歳に満たない者の行為は、罰しない。

（自首等）
第四十二条　罪を犯した者が捜査機関に発覚する前に自首したときは、その刑を減軽することができる。
2　告訴がなければ公訴を提起することができない罪について、告訴をすることができる者に対して自己の犯罪事実を告げ、その措置にゆだねたときも、前項と同様とする。

第四十三条及び第四十四条を次のように改める。

（未遂減免）
第四十三条　犯罪の実行に着手してこれを遂げなかった者は、その刑を減軽することができる。ただし、自己の意思により犯罪を中止したときは、その刑を減軽し、又は免除する。

（未遂罪）
第四十四条　未遂を罰する場合は、各本条で定める。

第四十五条から第五十四条までを次のように改める。

（併合罪）
第四十五条　確定裁判を経ていない二個以上の罪を併合罪とする。ある罪について禁錮以上の刑に処する確定裁判があったときは、その罪とその裁判が確定する前に犯した罪とに限り、併合罪とする。

（併科の制限）
第四十六条　併合罪のうちの一個の罪について死刑に処するときは、他の刑を科さない。ただし、没収は、この限りでない。
2　併合罪のうちの一個の罪について無期の懲役又は禁錮に処するときも、他の刑を科さない。ただし、罰金、科料及び没収は、この限りでない。

（有期の懲役及び禁錮の加重）
第四十七条　併合罪のうちの二個以上の罪について有期の懲役又は禁錮に処するときは、その最も重い罪について定めた刑の長期にその二分の一を加えたものを長期とする。ただし、それぞれの罪について定めた刑の長期の合計を超えることはできない。

（罰金の併科等）
第四十八条　罰金と他の刑とは、併科する。ただし、第四十六条第一項の場合は、この限りでない。
2　併合罪のうちの二個以上の罪について罰金に処するときは、それぞれの罪について定めた罰金の多額の合計以下で処断する。

（没収の付加）
第四十九条　併合罪のうちの重い罪について没収を科さない場合であっても、他の罪について没収の事由があるときは、これを付加することができる。
2　二個以上の没収は、併科する。

（余罪の処理）
第五十条　併合罪のうちに既に確定裁判を経た罪とまだ確定裁判を経ていない罪とがあるときは、確定裁判を経ていない罪について更に処断する。

（併合罪に係る二個以上の刑の執行）
第五十一条　併合罪について二個以上の裁判があったときは、その刑を併せて執行する。ただし、死刑を執行すべきときは、没収を除き、他の刑を執行せず、無期の懲役又は禁錮を執行すべきときは、罰金、科料及び没収を除き、他の刑を執行しない。
2　前項の場合における有期の懲役又は禁錮の執行は、その最も重い罪について定めた刑の長期にその二分の一を加えたものを超えることができない。

（一部に大赦があった場合の措置）
第五十二条　併合罪について処断された者がその一部の罪につき大赦を受けたときは、他の罪について改めて刑を定める。

（拘留及び科料の併科）
第五十三条　拘留又は科料と他の刑とは、併科する。ただし、第四十六条の場合は、この限りでない。
2　二個以上の拘留又は科料は、併科する。

（一個の行為が二個以上の罪名に触れる場合等の処理）
第五十四条　一個の行為が二個以上の罪名に触れ、又は犯罪の手段若しくは結果である行為が他の罪名に触れるときは、その最も重い刑により処断する。
2　第四十九条第二項の規定は、前項の場合にも、適用する。

第五十六条及び第五十七条を次のように改める。

（再犯）
第五十六条　懲役に処せられた者がその執行を終わった日又はその執行の免除を得た日から五年以内に更に罪を犯した場合において、その者を有期懲役に処するときは、再犯とする。
2　懲役に当たる罪と同質の罪により死刑に処せられた者がその執行の免除を得た日又は減刑により懲役に減軽されてその執行を終わった日若しくはその執行の免除を得た日から五年以内に更に罪を犯した場合において、その者を有期懲役に処するときも、前項と同様とする。
3　併合罪について処断された者が、その併合罪のうちに懲役に処すべき罪があったのに、その罪が最も重い罪でなかったため懲役に処せられなかったものであるときは、再犯に関する規定の適用については、懲役に処せられたものとみなす。

（再犯加重）
第五十七条　再犯の刑は、その罪について定めた懲役の長期の二倍以下とする。

第五十九条を次のように改める。

（三犯以上の累犯）
第五十九条　三犯以上の者についても、再犯の例による。

第六十条から第六十五条までを次のように改める。

（拘留）

第十六条　拘留は、一日以上三十日未満とし、拘留場に拘置する。

（科料）

第十七条　科料は、千円以上一万円未満とする。

（労役場留置）

第十八条　罰金を完納することができない者は、一日以上二年以下の期間、労役場に留置する。

2　科料を完納することができない者は、一日以上三十日以下の期間、労役場に留置する。

3　罰金を併科した場合又は罰金と科料とを併科した場合における留置の期間は、三年を超えることができない。科料を併科した場合における留置の期間は、六十日を超えることができない。

4　罰金又は科料の言渡しをするときは、その言渡しとともに、罰金又は科料を完納することができない場合における留置の期間を定めて言い渡さなければならない。

5　罰金については裁判が確定した後三十日以内、科料については裁判が確定した後十日以内は、本人の承諾がなければ留置の執行をすることができない。

6　罰金又は科料の言渡しを受けた者がその一部を納付したときは、罰金又は科料の全額と留置の日数との割合に従い、納付した金額に相当する日数を控除して留置する。

7　留置の執行中に罰金又は科料の一部を納付したときは、その金額を、前項の割合で、残りの日数に充てる。

8　留置一日の割合に満たない金額は、納付することができない。

（没収）

第十九条　次に掲げる物は、没収することができる。

一　犯罪行為を組成した物

二　犯罪行為の用に供し、又は供しようとした物

三　犯罪行為によって生じ、若しくはこれによって得た物又は犯罪行為の報酬として得た物

四　前号に掲げる物の対価として得た物

2　没収は、犯人以外の者に属しない物に限り、これをすることができる。ただし、犯人以外の者に属する物であっても、犯罪の後にその者が情を知って取得したものであるときは、これを没収することができる。

（追徴）

第十九条の二　前条第一項第三号又は第四号に掲げる物の全部又は一部を没収することができないときは、その価額を追徴することができる。

（没収の制限）

第二十条　拘留又は科料のみに当たる罪については、特別の規定がなければ、没収を科することができない。ただし、第十九条第一項第一号に掲げる物の没収については、この限りでない。

（未決勾留日数の本刑算入）

第二十一条　未決勾留の日数は、その全部又は一部を本刑に算入することができる。

第二十二条から第二十四条までを次のように改める。

（期間の計算）

第二十二条　月又は年によって期間を定めたときは、暦に従って計算する。

（刑期の計算）

第二十三条　刑期は、裁判が確定した日から起算する。

2　拘禁されていない日数は、裁判が確定した後であっても、刑期に算入しない。

（受刑等の初日及び釈放）

第二十四条　受刑の初日は、時間にかかわらず、一日として計算する。時効期間の初日についても、同様とする。

2　刑期が終了した場合における釈放は、その終了の日の翌日に行う。

第一編第四章を次のように改める。

第四章　刑の執行猶予

（執行猶予）

第二十五条　次に掲げる者が三年以下の懲役若しくは禁錮又は五十万円以下の罰金の言渡しを受けたときは、情状により、裁判が確定した日から一年以上五年以下の期間、その執行を猶予することができる。

一　前に禁錮以上の刑に処せられたことがない者

二　前に禁錮以上の刑に処せられたことがあっても、その執行を終わった日又はその執行の免除を得た日から五年以内に禁錮以上の刑に処せられたことがない者

2　前に禁錮以上の刑に処せられたことがあってもその執行を猶予された者が一年以下の懲役又は禁錮の言渡しを受け、情状に特に酌量すべきものがあるときも、前項と同様とする。ただし、次条第一項の規定により保護観察に付せられ、その期間内に更に罪を犯した者については、この限りでない。

（保護観察）

第二十五条の二　前条第一項の場合においては猶予の期間中保護観察に付することができ、同条第二項の場合においては猶予の期間中保護観察に付する。

2　保護観察は、行政官庁の処分によって仮に解除することができる。

3　保護観察を仮に解除されたときは、前条第二項ただし書及び第二十六条の二第二号の規定の適用については、その処分を取り消されるまでの間は、保護観察に付せられなかったものとみなす。

（執行猶予の必要的取消し）

第二十六条　次に掲げる場合においては、刑の執行猶予の言渡しを取り消さなければならない。ただし、第三号の場合において、猶予の言渡しを受けた者が第二十五条第一項第二号に掲げる者であるとき、又は次条第三号に該当するときは、この限りでない。

一　猶予の期間内に更に罪を犯して禁錮以上の刑に処せられ、その刑について執行猶予の言渡しがないとき。

二　猶予の言渡し前に犯した他の罪について禁錮以上の刑に処せられ、その刑について執行猶予の言渡しがないとき。

三　猶予の言渡し前に他の罪について禁錮以上の刑に処せられたことが発覚したとき。

（執行猶予の裁量的取消し）

第二十六条の二　次に掲げる場合においては、刑の執行猶予の言渡しを取り消すことができる。

一　猶予の期間内に更に罪を犯し、罰金に処せられたとき。

二　第二十五条の二第一項の規定により保護観察に付せられた者が遵守すべき事項を遵守せず、その情状が重いとき。

三　猶予の言渡し前に他の罪について禁錮以上の刑に処せられ、その執行を猶予されたことが発覚したとき。

（他の刑の執行猶予の取消し）

第二十六条の三　前二条の規定により禁錮以上の刑の執行猶予の言渡しを取り消したときは、執行猶予中の他の禁錮以上の刑についても、その猶予の言渡しを取り消さなければならない。

（猶予期間経過の効果）

第二十七条　刑の執行猶予の言渡しを取り消されることなく猶予の期間を経過したときは、刑の言渡しは、効力を失う。

第二十八条から第三十条までを次のように改める。

（仮出獄）

第二十八条　懲役又は禁錮に処せられた者に改悛の状があるときは、有期刑についてはその刑期の三分の一を、無期刑については十年を経過した後、行政官庁の処分によって仮に出獄を許すことができる。

（仮出獄の取消し）

第二十九条　次に掲げる場合においては、仮出獄の処分を取り消すことができる。

一　仮出獄中に更に罪を犯し、罰金以上の刑に処せられたとき。

二　仮出獄前に犯した他の罪について罰金以上の刑に処せられたとき。

三　仮出獄前に他の罪について罰金以上の刑に処せられた者に対し、その刑の執行をすべきとき。

四　仮出獄中に遵守すべき事項を遵守しなかったとき。

2　仮出獄の処分を取り消したときは、出獄中の日数は、刑期に算入しない。

（仮出場）

第三十条　拘留に処せられた者は、情状により、いつでも、行政官庁の処分によって仮に出場を許すことができる。

2　罰金又は科料を完納することができないため留置された者も、前項と同様とする。

第一編第六章及び第七章を次のように改める。

第六章　刑の時効及び刑の消滅

（刑の時効）

第三十一条　刑の言渡しを受けた者は、時効によりその執行の免除を得る。

（時効の期間）

第三十二条　時効は、刑の言渡しが確定した後、次の期間その執行を受けないことによって完成する。

第三十一章　逮捕及び監禁の罪（第二百二十条・第二百二十一条）
第三十二章　脅迫の罪（第二百二十二条・第二百二十三条）
第三十三章　略取及び誘拐の罪（第二百二十四条—第二百二十九条）
第三十四章　名誉に対する罪（第二百三十条—第二百三十二条）
第三十五章　信用及び業務に対する罪（第二百三十三条—第二百三十四条の二）
第三十六章　窃盗及び強盗の罪（第二百三十五条—第二百四十五条）
第三十七章　詐欺及び恐喝の罪（第二百四十六条—第二百五十一条）
第三十八章　横領の罪（第二百五十二条—第二百五十五条）
第三十九章　盗品等に関する罪（第二百五十六条・第二百五十七条）
第四十章　毀棄及び隠匿の罪（第二百五十八条—第二百六十四条）

第一編第一章を次のように改める。

第一章　通則

（国内犯）
第一条　この法律は、日本国内において罪を犯したすべての者に適用する。
2　日本国外にある日本船舶又は日本航空機内において罪を犯した者についても、前項と同様とする。

（すべての者の国外犯）
第二条　この法律は、日本国外において次に掲げる罪を犯したすべての者に適用する。
一　削除
二　第七十七条から第七十九条まで（内乱、予備及び陰謀、内乱等幇助）の罪
三　第八十一条（外患誘致）、第八十二条（外患援助）、第八十七条（未遂罪）及び第八十八条（予備及び陰謀）の罪
四　第百四十八条（通貨偽造及び行使等）の罪及びその未遂罪
五　第百五十四条（詔書偽造等）、第百五十五条（公文書偽造等）、第百五十七条（公正証書原本不実記載等）、第百五十八条（偽造公文書行使等）及び公務所又は公務員によって作られるべき電磁的記録に係る第百六十一条の二（電磁的記録不正作出及び供用）の罪
六　第百六十二条（有価証券偽造等）及び第百六十三条（偽造有価証券行使等）の罪
七　第百六十四条から第百六十六条まで（御璽偽造及び不正使用等、公印偽造及び不正使用等、公記号偽造及び不正使用等）の罪並びに第百六十四条第二項、第百六十五条第二項及び第百六十六条第二項の罪の未遂罪

（国民の国外犯）
第三条　この法律は、日本国外において次に掲げる罪を犯した日本国民に適用する。
一　第百八条（現住建造物等放火）及び第百九条第一項（非現住建造物等放火）の罪、これらの規定の例により処断すべき罪並びにこれらの罪の未遂罪
二　第百十九条（現住建造物等浸害）の罪
三　第百五十九条から第百六十一条まで（私文書偽造等、虚偽診断書等作成、偽造私文書等行使）及び前条第五号に規定する電磁的記録以外の電磁的記録に係る第百六十一条の二の罪
四　第百六十七条（私印偽造及び不正使用等）の罪及び同条第二項の罪の未遂罪
五　第百七十六条から第百七十九条まで（強制わいせつ、強姦、準強制わいせつ及び準強姦、未遂罪）、第百八十一条（強制わいせつ等致死傷）及び第百八十四条（重婚）の罪
六　第百九十九条（殺人）の罪及びその未遂罪
七　第二百四条（傷害）及び第二百五条（傷害致死）の罪
八　第二百十四条から第二百十六条まで（業務上堕胎及び同致死傷、不同意堕胎、不同意堕胎致死傷）の罪
九　第二百十八条（保護責任者遺棄等）の罪及び同条の罪に係る第二百十九条（遺棄等致死傷）の罪
十　第二百二十条（逮捕及び監禁）及び第二百二十一条（逮捕等致死傷）の罪
十一　第二百二十四条から第二百二十八条まで（未成年者略取及び誘拐、営利目的等略取及び誘拐、身の代金目的略取等、国外移送目的略取等、被略取者収受等、未遂罪）の罪
十二　第二百三十条（名誉毀損）の罪
十三　第二百三十五条から第二百三十六条まで（窃盗、不動産侵奪、強盗）、第二百三十八条から第二百四十一条まで（事後強盗、昏酔強盗、強盗致死傷、強盗強姦及び同致死）及び第二百四十三条（未遂罪）の罪
十四　第二百四十六条から第二百五十条まで（詐欺、電子計算機使用詐欺、背任、準詐欺、恐喝、未遂罪）の罪
十五　第二百五十三条（業務上横領）の罪
十六　第二百五十六条第二項（盗品譲受け等）の罪

（公務員の国外犯）
第四条　この法律は、日本国外において次に掲げる罪を犯した日本国の公務員に適用する。
一　第百一条（看守者等による逃走援助）の罪及びその未遂罪
二　第百五十六条（虚偽公文書作成等）の罪
三　第百九十三条（公務員職権濫用）、第百九十五条第二項（特別公務員暴行陵虐）及び第百九十七条から第百九十七条の四まで（収賄、受託収賄及び事前収賄、第三者供賄、加重収賄及び事後収賄、あっせん収賄）の罪並びに第百九十五条第二項の罪に係る第百九十六条（特別公務員職権濫用等致死傷）の罪

（条約による国外犯）
第四条の二　前三条に規定するもののほか、この法律は、日本国外において、第二編の罪であって条約により日本国外において犯したときであっても罰すべきものとされているものを犯したすべての者に適用する。

（外国判決の効力）
第五条　外国において確定裁判を受けた者であっても、同一の行為について更に処罰することを妨げない。ただし、犯人が既に外国において言い渡された刑の全部又は一部の執行を受けたときは、刑の執行を減軽し、又は免除する。

（刑の変更）
第六条　犯罪後の法律によって刑の変更があったときは、その軽いものによる。

（定義）
第七条　この法律において「公務員」とは、国又は地方公共団体の職員その他法令により公務に従事する議員、委員その他の職員をいう。
2　この法律において「公務所」とは、官公庁その他公務員が職務を行う所をいう。
第七条の二　この法律において「電磁的記録」とは、電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。

（他の法令の罪に対する適用）
第八条　この編の規定は、他の法令の罪についても、適用する。ただし、その法令に特別の規定があるときは、この限りでない。

第九条から第二十一条までを次のように改める。

（刑の種類）
第九条　死刑、懲役、禁錮、罰金、拘留及び科料を主刑とし、没収を付加刑とする。

（刑の軽重）
第十条　主刑の軽重は、前条に規定する順序による。ただし、無期の禁錮と有期の懲役とでは禁錮を重い刑とし、有期の禁錮の長期が有期の懲役の長期の二倍を超えるときも、禁錮を重い刑とする。
2　同種の刑は、長期の長いもの又は多額の多いものを重い刑とし、長期又は多額が同じであるときは、短期の長いもの又は寡額の多いものを重い刑とする。
3　二個以上の死刑又は長期若しくは多額及び短期若しくは寡額が同じである同種の刑は、犯情によってその軽重を定める。

（死刑）
第十一条　死刑は、監獄内において、絞首して執行する。
2　死刑の言渡しを受けた者は、その執行に至るまで監獄に拘置する。

（懲役）
第十二条　懲役は、無期及び有期とし、有期懲役は、一月以上十五年以下とする。
2　懲役は、監獄に拘置して所定の作業を行わせる。

（禁錮）
第十三条　禁錮は、無期及び有期とし、有期禁錮は、一月以上十五年以下とする。
2　禁錮は、監獄に拘置する。

（有期の懲役及び禁錮の加減の限度）
第十四条　有期の懲役又は禁錮を加重する場合においては二十年にまで上げることができ、これを減軽する場合においては一月未満に下げることができる。

（罰金）
第十五条　罰金は、一万円以上とする。ただし、これを減軽する場合においては、一万円未満に下げることができる。

第四十二条の三十六第二項中「前項第七号」を「前項第十号」に改める。

第四十二条の三十七中「排出油の防除」を「排出特定油の防除」に改める。

第四十二条の三十八第一項中「海洋施設その他の施設（陸地にあるものを含む。）」を「海洋施設等」に改める。

第四十二条の四十三に次の一項を加える。

3 センターは、第一項の規定による運輸大臣の承認を受けた財務諸表を各事務所に備えて置かなければならない。

第四十三条の二第一項中「東京湾その他の」を「海上保安管区の区域その他の事情を考慮して」に、「特定油」を「油」に改め、同条第二項第一号中「特定油」を「油」に改める。

第四十三条の三の見出しを「（排出油の防除に関する協議会）」に改め、同条第一項各号列記以外の部分を次のように改める。

管区海上保安本部長、タンカーの船舶所有者、油の取扱いを行う海洋施設等の設置者、前条第三項に規定する者その他の関係者は、同条第一項の運輸省令で定める海域のうち港湾及びその周辺海域その他の海域ごとに、共同して次の事項を行う協議会を組織することができる。

第四十三条の三第二項を削り、同条第三項中「協議会は、当該海域」を「前項の協議会は、当該協議会が組織された海域」に改め、同項を同条第二項とする。

第四十八条第三項中「又は特定タンカーの船舶所有者」を「、特定タンカーの船舶所有者又は第四十条の二第一項各号に掲げる者」に、「又は油回収船」を「、油回収船」に改め、「配備」の下に「又は同項の油濁防止緊急措置手引書の作成、備置き若しくは掲示」を加え、同条第五項中「海洋施設」を「海洋施設等」に改め、「油濁防止規程、」の下に「第七条の二第一項又は第四十条の二第一項の」を加える。

第五十一条の三を第五十一条の四とし、第五十一条の二を第五十一条の三とし、第五十一条の次に次の一条を加える。

（国際協力の推進）

第五十一条の二 国は、海洋の汚染及び海上災害の防止に関する国際的な連携の確保及び技術協力の推進、海外の地域における海上防災のための緊急援助の実施その他の海洋の汚染及び海上災害の防止に関する国際協力の推進に努めるものとする。

第五十七条第七号中「第四項」を「第五項」に改め、同条中第十二号を第十三号とし、第十一号を第十二号とし、第十号を第十一号とし、第九号の次に次の一号を加える。

十 第四十条の二第二項の規定による命令に違反した者

第五十八条第六号中「、第三十八条第六項に規定する事実」を削り、同条第十六号中「、第二十五条」を削り、同号を同条第十七号とし、同条第十五号の次に次の一号を加える。

十六 海上保安機関に対し、第三十八条第七項に規定する事実を発見した旨の虚偽の通報をした者

第六十三条第二号中「第三項」を「第四項」に、「及び第十二号」を「、第十号及び第十三号」に改め、同条第三号中「第四十八条第二項」の下に「及び第三項」を加え、「並びに第十四号」を「、第十四号」に、「の罪」を「並びに第十六号の罪」に改める。

附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、千九百九十年の油による汚染に係る準備、対応及び協力に関する国際条約が日本国について効力を生ずる日から施行する。ただし、第二十五条、第二十六条第一項及び第三十五条の改正規定、第五十八条の改正規定（第六号に係る部分に限る。）並びに次条の規定は、公布の日から施行する。

（罰則に関する経過措置）

第二条 この法律（前条ただし書に規定する規定については、当該規定）の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（港則法の一部改正）

第三条 港則法（昭和二十三年法律第百七十四号）の一部を次のように改正する。

第二十五条中「第四項」を「第五項」に改める。

（海上交通安全法の一部改正）

第四条 海上交通安全法（昭和四十七年法律第百十五号）の一部を次のように改正する。

第三十三条第二項中「第四項」を「第五項」に改める。

運輸大臣 亀井 静香

内閣総理大臣 村山 富市

刑法の一部を改正する法律をここに公布する。

御 名 御 璽

平成七年五月十二日

内閣総理大臣 村山 富市

法律第九十一号

刑法の一部を改正する法律

刑法（明治四十年法律第四十五号）の一部を次のように改正する。

目次を削り、題名の次に次の目次を付する。

目次

第三十四条中「第三十一条の五から第三十一条の七まで、第三十一条の九又は第三十一条の十二」を「第三十一条の六、第三十一条の八、第三十一条の十一から第三十一条の十三まで又は第三十一条の十六」に改める。

第三十五条第二号中「第三十三条第三号」を「第三十二条第二号」に改める。

第三十六条中「第三十二条第二号」を「第三十二条第三号」に改める。

第三十七条第一項中「第三十一条第二項」を「第三十一条の二第二項」に、「第三十一条の三第二項」を「第三十一条の四第二項」に、「第三十一条の五から第三十一条の七まで、第三十一条の九」を「第三十一条の六から第三十一条の九まで」に、「、第三十一条の十二第一号若しくは第二号」を「から第三十一条の十三まで、第三十一条の十六、第三十一条の十七、第三十一条の十八第一号」に、「、第二号、第四号若しくは第五号」を「から第三号まで、第五号若しくは第六号」に改め、同条第二項中「第三十一条の二」を「第三十一条の三」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この法律は、公布の日から起算して一月を経過した日から施行する。

（経過措置）

2　この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

3　前項の規定にかかわらず、改正後の第三十一条の十二ただし書及び第三十一条の十三ただし書の規定は、この法律の施行前に自首した者及びこの法律の施行前にした行為についてこの法律の施行後に自首した者についても、適用する。

内閣総理大臣　村山　富市

海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律をここに公布する。

御　名　御　璽

平成七年五月十二日

内閣総理大臣　村山　富市

法律第九十号

海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律

海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第百三十六号）の一部を次のように改正する。

第一条中「あわせて海洋の汚染」の下に「及び海上災害」を加え、「国民の生命、身体及び」を「人の生命及び身体並びに」に改める。

第二条第二項を次のように改める。

2　船舶の船長又は船舶所有者、海洋施設等又は海洋危険物管理施設の管理者又は設置者その他の関係者は、油、有害液体物質等若しくは危険物の排出があつた場合又は海上火災が発生した場合において排出された油又は有害液体物質等の防除、消火、延焼の防止等の措置を講ずることができるように常時備えるとともに、これらの事態が発生した場合には、当該措置を適確に実施することにより、海洋の汚染及び海上災害の防止に努めなければならない。

第七条の二第三項中「以下」を「第三章の二において」に改める。

第二十五条を次のように改める。

第二十五条　削除

第二十六条第一項中「廃油処理事業者」の下に「（第二十条第一項の許可を受け、又は同条第二項の規定による届出をした者をいう。以下同じ。）」を加える。

第三十五条中「第二十五条、」を削る。

第三十八条第三項中「含む。」の下に「。以下「海洋施設等」という。」を加え、「大量の特定油の排出」を「第一項第一号又は第二号に掲げる油の排出（以下この条において「大量の油の排出」という。）」に、「当該施設」を「当該海洋施設等」に、「特定油が」を「油が」に、「ひろがる」を「広がる」に改め、同条第六項中「特定油」を「油」に、「ひろがつている」を「広がつている」に、「海上保安庁の事務所」を「海上保安機関」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項中「第一項又は」を「第一項若しくは」に、「第三項の施設」を「第三項若しくは第四項の海洋施設等」に、「第三項まで」を「第四項まで」に改め、「海難」の下に「若しくは異常な現象」を加え、同項を同条第六項とし、同条第四項中「大量の特定油の排出」を「大量の油の排出」に、「前項の施設」を「第三項の海洋施設等」に、「前項の規定」を「第三項の規定」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4　海洋施設等の損傷その他の海洋施設等に係る異常な現象が発生した場合において、当該海洋施設等から大量の油の排出のおそれがあるときは、当該海洋施設等の管理者は、運輸省令で定めるところにより、当該異常な現象が発生した日時及び場所、異常な現象の状況、油の排出が生じた場合に海洋の汚染の防止のために講じようとする措置その他の事項を直ちに最寄りの海上保安庁の事務所に通報しなければならない。ただし、油の排出が生じた場合に当該排出された油が第一項ただし書の運輸省令で定める範囲を超えて広がるおそれがないと予想されるとき、又は石油コンビナート等災害防止法（昭和五十年法律第八十四号）第二十三条第一項の規定による通報をしたときは、この限りでない。

第三十九条第一項中「ひろがり」を「広がり」に、「排出油の防除」を「排出特定油の防除」に改め、同条第二項及び第四項中「排出油の防除」を「排出特定油の防除」に改める。

第三十九条の二及び第三十九条の三（見出しを含む。）中「排出油の防除」を「排出特定油の防除」に改める。

第四十条の次に次の一条を加える。

（油保管施設等の油濁防止緊急措置手引書）

第四十条の二　次の各号に掲げる者は、運輸省令で定める技術上の基準に従い、当該各号の施設又は当該係留施設を利用する船舶から油の不適正な排出があり、又は排出のおそれがある場合において当該施設内にある者その他の者が直ちにとるべき措置に関する事項について、油濁防止緊急措置手引書を作成し、これを当該施設内（当該施設内に備え置き、又は掲示することが困難である場合にあつては、当該施設の管理者の事務所内）に備え置き、又は掲示しておかなければならない。

一　船舶から陸揚げし、又は船舶に積載する油で運輸省令で定める量以上の量のものを保管することができる施設の設置者

二　運輸省令で定める船舶を係留することができる係留施設（専ら当該運輸省令で定める船舶以外の船舶を係留させる係留施設を除く。）の管理者

2　海上保安庁長官は、前項各号に掲げる者が、同項の技術上の基準に従つて同項の油濁防止緊急措置手引書の作成又は備置き若しくは掲示をしていないと認めるときは、その者に対し、同項の技術上の基準に従つて同項の油濁防止緊急措置手引書を作成し、又は備え置き、若しくは掲示すべきことを命ずることができる。

3　第一項各号の施設の管理者は、同項の油濁防止緊急措置手引書に定められた事項を、当該施設の従業者及び当該従業者である者以外の者で当該施設に係る業務を行う者のうち油の取扱いに関する作業を行うものに周知させなければならない。

第四十一条第一項中「前条」を「第四十条」に、「海洋施設その他の施設（陸地にあるものを含む。）」を「海洋施設等」に改め、同条第四項中「施設」を「海洋施設等」に改める。

第四十二条中「排出油の防除」を「排出特定油の防除」に改める。

第四十二条の二第一項中「ひろがり」を「広がり」に、「第四項」を「第五項」に改め、「（昭和五十年法律第八十四号）」を削る。

第四十二条の三第一項中「第四項」を「第五項」に改める。

第四十二条の十三中「訓練等の業務」の下に「並びに海上災害の防止に関する国際協力の推進に資する業務」を加え、「国民の生命、身体及び」を「人の生命及び身体並びに」に改める。

第四十二条の二十四第四号中「国民の生命、身体及び」を「人の生命及び身体並びに」に改める。

第四十二条の三十六第一項第一号中「排出油の防除」を「排出特定油の防除」に改め、同項第二号中「委託により」の下に「、排出された油の広がり及び引き続く油の排出の防止並びに排出された油の除去（第四十三条の二及び第四十三条の三において「排出油の防除」という。）」を加え、同項第三号中「船舶所有者」の下に「その他の者」を加え、同項中第七号を第十号とし、第六号を第九号とし、第五号の次に次の三号を加える。

六　海上防災のための措置に関する情報を収集し、整理し、及び提供すること。

七　船舶所有者その他の者の委託により、海上防災のための措置に関する指導及び助言を行うこと。

八　海外における海上防災のための措置に関する指導及び助言、海外からの研修員に対する海上防災のための措置に関する訓練の実施その他海上災害の防止に関する国際協力の推進に資する業務を行うこと。

つてその製造に係る銃砲（猟銃等製造事業者が修理をする銃砲にあつては、猟銃等販売事業者、教習射撃場若しくは練習射撃場を設置し、若しくは管理する者又は第四条の規定による許可を受けて所持する者から修理を委託されたものに限る。）を業務のため所持するものが、当該銃砲に適合するけん銃実包を当該業務のため所持する場合
十一　火薬類取締法（昭和二十五年法律第百四十九号）の規定によりその所持が禁止されていないけん銃実包を所持する場合
2　前項第十号に掲げる者の使用人（同号に掲げる者が第三条第三項の規定により届け出たものに限る。）が同号に掲げる者の業務のため所持する場合は、同号に定める場合に含まれるものとする。

第五条第一項第五号中「若しくは第三条の三から第三条の八」を「、第三条の三第一項若しくは第三条の四から第三条の十三」に、「第三十一条の七、第三十一条の九、第三十一条の十若しくは第三十三条第一号」を「第三十一条の十二、第三十一条の十三、第三十一条の十五、第三十一条の十七、第三十一条の十八第一号若しくは第三十二条第一号」に改める。

第九条の二の見出し中「射撃場」を「指定射撃場」に改め、同条第一項中「銃砲で射撃を行う施設」を「射撃場」に、「当該施設」を「当該射撃場」に改める。

第九条の八第三項及び第四項並びに第九条の十二第二項及び第三項中「当該施設」を「当該射撃場」に改める。

第十条の五第一項中「及び当該」を「、当該」に改め、「けん銃部品」の下に「及び当該けん銃に適合するけん銃実包」を加え、同条第二項中「及びけん銃部品」を「、けん銃部品及びけん銃実包」に改める。

第十条の九中「（昭和二十五年法律第百四十九号）」を削る。

第二十一条の二中「第三条の五」を「第三条の七」に改める。

第二十七条の二の次に次の一条を加える。

（警察官等によるけん銃等の譲受け等）
第二十七条の三　警察官又は海上保安官は、けん銃等、けん銃部品又はけん銃実包に関する犯罪の捜査に当たり、その所属官署の所在地を管轄する都道府県公安委員会の許可を受けて、この法律及び火薬類取締法の規定にかかわらず、何人からも、けん銃等若しくはけん銃部品を譲り受け、若しくは借り受け、又はけん銃実包を譲り受けることができる。

第三十一条の十二を削る。

第三十一条の十一第一項第二号中「第三条の四」を「第三条の二第一項」に改め、同項中第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。
三　第三条の八又は第三条の十一の規定に違反した者

第三十一条の十一第二項中「前項第二号」を「前項第三号」に改め、「これを」を削り、同条を第三十一条の十六とし、同条の次に次の二条を加える。

第三十一条の十七　第三十一条の二第一項又は第二項の罪を犯す意思をもつて、けん銃等として交付を受けた物品又はけん銃等として取得した物品を輸入した者は、三年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。
2　次の各号のいずれかに該当する者は、二年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。
一　第三十一条の三の罪を犯す意思をもつて、けん銃等として交付を受けた物品又はけん銃等として取得した物品を所持した者
二　第三十一条の四第一項又は第二項の罪を犯す意思をもつて、物品をけん銃等として譲り渡し、若しくは貸し付け、又は譲り受け、若しくは借り受けた者
三　第三十一条の七第一項又は第二項の罪を犯す意思をもつて、けん銃実包として交付を受けた物品又はけん銃実包として取得した物品を輸入した者
3　次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。
一　第三十一条の八の罪を犯す意思をもつて、けん銃実包として交付を受けた物品又はけん銃実包として取得した物品を所持した者
二　第三十一条の九第一項又は第二項の罪を犯す意思をもつて、物品をけん銃実包として譲り渡し、又は譲り受けた者
三　第三十一条の十一第一項第二号の罪を犯す意思をもつて、けん銃部品として交付を受けた物品又はけん銃部品として取得した物品を輸入した者
4　次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。
一　前条第一項第二号の罪を犯す意思をもつて、けん銃部品として交付を受けた物品又はけん銃部品として取得した物品を所持した者
二　前条第一項第三号の罪を犯す意思をもつて、物品をけん銃部品として譲り渡し、若しくは貸し付け、又は譲り受け、若しくは借り受けた者

第三十一条の十八　次の各号のいずれかに該当する者は、二年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。
一　第三条の九及び第三条の十二の規定により禁止されるけん銃実包の譲渡しと譲受けの周旋をした者
二　第十条第一項又は第二項（第二十一条において準用する場合を含む。）の規定に違反した者

第三十一条の十中「第三条の五」を「第三条の七」に、「第三条の七」を「第三条の十」に改め、同条を第三十一条の十五とする。

第三十一条の九中「第三十一条第一項」を「第三十一条の二第一項」に、「違反行為」を「罪に当たる行為」に改め、「航空機」の下に「（以下この条において「資金等」という。）」を加え、同条に次のただし書を加える。
ただし、当該資金等に係る同条第一項又は第二項の罪が実行に着手される前に自首した者は、その刑を減軽し、又は免除する。

第三十一条の九を第三十一条の十三とし、同条の次に次の一条を加える。

第三十一条の十四　第三十一条の二第三項及び前二条の罪は、刑法（明治四十年法律第四十五号）第二条の例に従う。

第三十一条の八を削る。

第三十一条の七中「第三十一条第一項」を「第三十一条の二第一項」に改め、同条に次のただし書を加える。
ただし、実行に着手する前に自首した者は、その刑を減軽し、又は免除する。

第三十一条の七を第三十一条の十二とする。

第三十一条の六第二号を同条第三号とし、同条第一号の次に次の一号を加える。
二　第三条の五の規定に違反した者

第三十一条の六に次の一項を加える。
2　前項第二号の未遂罪は、罰する。

第三十一条の六を第三十一条の十一とし、同条の前に次の四条を加える。

第三十一条の七　第三条の六の規定に違反した者は、七年以下の懲役又は二百万円以下の罰金に処する。
2　営利の目的で前項の違反行為をした者は、十年以下の懲役又は十年以下の懲役及び三百万円以下の罰金に処する。
3　前二項の未遂罪は、罰する。

第三十一条の八　第三条の三第一項の規定に違反した者は、五年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十一条の九　第三条の九又は第三条の十二の規定に違反した者は、五年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。
2　営利の目的で前項の違反行為をした者は、七年以下の懲役又は七年以下の懲役及び二百万円以下の罰金に処する。
3　前二項の未遂罪は、罰する。

第三十一条の十　第三条の三第一項の規定に違反してけん銃実包を所持する者が当該けん銃実包を提出して自首したときは、当該けん銃実包の所持についての第三十一条の八の罪及び当該けん銃実包の所持に係る譲受けについての前条第一項又は第二項の罪の刑を減軽し、又は免除する。

第三十一条の五を第三十一条の六とする。

第三十一条の四中「第三十一条の二」を「第三十一条の三」に改め、同条を第三十一条の五とする。

第三十一条の三第一項中「第三条の五」を「第三条の七」に、「第三条の七」を「第三条の十」に改め、同条第二項中「二百万円」を「五百万円」に改め、同条を第三十一条の四とし、第三十一条の二を第三十一条の三とする。

第三十一条の前の見出しを削り、同条第一項中「第三条の三」を「第三条の四」に改め、同条第二項中「五百万円」を「一千万円」に改め、同条を第三十一条の二とし、第五章中同条の前に次の一条を加える。

第三十一条　第三条の十三の規定に違反した者は、無期又は三年以上の有期懲役に処する。

第三十二条中第五号を第六号とし、第一号から第四号までを一号ずつ繰り下げ、同条に第一号として次の一号を加える。
一　第三条の八及び第三条の十一の規定により禁止されるけん銃部品の譲渡しと譲受け又は貸付けと借受けの周旋をした者

第三十三条中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号を第二号とする。

下この号及び第三条の三第一項第七号において「射撃教習」という。)」を、「教習用備付け銃」の下に「(第四号の四及び第三条の三第一項第七号において「教習用備付け銃」という。)」を加え、同項第四号の三中「練習射撃指導員」の下に「(第三条の三第一項第八号において「練習射撃指導員」という。)」を、「第九条の十第一項の射撃練習」の下に「(以下この号及び第三条の三第一項第八号において「射撃練習」という。)」を加え、「同項の」を削り、「練習用備付け銃」の下に「(第四号の五及び第三条の三第一項第八号において「練習用備付け銃」という。)」を加え、同項第四号の四中「第九条の六第二項の」を削り、同項第四号の五中「第九条の十一第二項の」を削り、同項第七号中「、猟銃等製造事業者」を「若しくは猟銃等製造事業者」に改める。

　第一章中第三条の八を第三条の十一とし、同条の次に次の二条を加える。

第三条の十二　何人も、次の各号のいずれかに該当する場合を除いては、けん銃実包を譲り受けてはならない。

一　第三条の三第一項第三号に掲げる場合に該当してけん銃実包を所持することができる者が、その職務のため、同号から同項第八号まで若しくは同項第十号に掲げる場合に該当してけん銃実包を所持する者又は火薬類譲渡し許可者等から当該所持することができるけん銃実包を譲り受ける場合

二　第三条の三第一項第四号から第八号まで又は第十号に掲げる場合に該当してけん銃実包を所持することができる者が、同項第三号から第八号まで若しくは第十号に掲げる場合に該当してけん銃実包を所持する者又は火薬類譲渡し許可者等から当該所持することができるけん銃実包を譲り受ける場合

三　火薬類譲受け許可者等が、その譲り受けることができるけん銃実包を譲り受ける場合

(発射の禁止)

第三条の十三　何人も、道路、公園、駅、劇場、百貨店その他の不特定若しくは多数の者の用に供される場所若しくは電車、乗合自動車その他の不特定若しくは多数の者の用に供される乗物に向かつて、又はこれらの場所(銃砲で射撃を行う施設(以下「射撃場」という。)であつて総理府令で定めるものを除く。)若しくはこれらの乗物においてけん銃等を発射してはならない。ただし、法令に基づき職務のためけん銃等を所持する者がその職務を遂行するに当たつて当該けん銃等を発射する場合は、この限りでない。

　第三条の七の前の見出しを削り、同条を第三条の十とし、同条の前に見出しとして「(譲受け等の禁止)」を付し、第三条の六を第三条の八とし、同条の次に次の一条を加える。

第三条の九　何人も、次の各号のいずれかに該当する場合を除いては、けん銃実包を譲り渡してはならない。

一　第三条の三第一項第三号に掲げる場合に該当してけん銃実包を所持する者が、その職務のため、同号から同項第八号まで若しくは同項第十号に掲げる場合に該当して当該けん銃実包を所持することができる者又は火薬類取締法第十七条第一項の許可を受け若しくは同項各号(第四号を除く。)に掲げる場合に該当して当該けん銃実包を譲り受けることができる者(以下「火薬類譲受け許可者等」という。)に当該けん銃実包を譲り渡す場合

二　第三条の三第一項第四号から第八号まで又は第十号に掲げる場合に該当してけん銃実包を所持する者が、同項第三号から第八号まで若しくは第十号に掲げる場合に該当して当該けん銃実包を所持することができる者又は火薬類譲受け許可者等に当該けん銃実包を譲り渡す場合

三　火薬類取締法第十七条第一項の許可を受け又は同項第一号若しくは第二号に掲げる場合に該当してけん銃実包を譲り渡すことができる者(以下「火薬類譲渡し許可者等」という。)が、その譲り渡すことができるけん銃実包を譲り渡す場合

　第三条の五の前の見出しを削り、同条中「第三条の七」を「第三条の十」に改め、同条を第三条の七とし、同条の前に見出しとして「(譲渡し等の禁止)」を付し、第三条の四を第三条の五とし、同条の次に次の一条を加える。

第三条の六　何人も、次の各号のいずれかに該当する場合を除いては、けん銃実包を輸入してはならない。

一　国又は地方公共団体が第三条の三第一項第一号、第二号又は第十一号の所持に供するため必要なけん銃実包を輸入する場合

二　国又は地方公共団体から前号のけん銃実包の輸入の委託を受けた者が委託に係るけん銃実包を輸入する場合

三　第三条の三第一項第四号から第八号まで又は第十号に掲げる場合に該当してけん銃実包を所持することができる者が、それぞれ当該各号に掲げる所持に供するため必要なけん銃実包を輸入する場合

四　前号に規定する者から同号のけん銃実包の輸入の委託を受けた者が委託に係るけん銃実包を輸入する場合

五　火薬類取締法第二十四条第一項の許可を受けてけん銃実包を輸入する場合

　第三条の三の前の見出しを削り、同条を第三条の四とし、同条の前に見出しとして「(輸入の禁止)」を付し、第三条の二の次に次の一条を加える。

第三条の三　何人も、次の各号のいずれかに該当する場合を除いては、実包のうちけん銃に使用することができるものとして総理府令で定めるもの(以下「けん銃実包」という。)を所持してはならない。

一　法令に基づき職務のため銃砲を所持する者が当該銃砲に適合するけん銃実包をその職務のため所持する場合

二　試験若しくは研究のため又は技能検定の用に供するため銃砲を所持する国又は地方公共団体の職員が当該銃砲に適合するけん銃実包をこれらの職務のため所持する場合

三　前二号又は第十一号の所持に供するため必要なけん銃実包の管理に係る職務を行う国又は地方公共団体の職員が当該けん銃実包をその職務のため所持する場合

四　第四条第一項第一号、第三号若しくは第四号又は第六条の規定による銃砲の所持の許可を受けた者が許可に係る銃砲に適合するけん銃実包を所持する場合

五　技能検定を受ける者がその所持する当該技能検定に係る猟銃に適合するけん銃実包を当該技能検定を受けるため所持する場合

六　指定射撃場、教習射撃場又は練習射撃場における猟銃による射撃の指導を行うため、当該射撃の指導を受ける者が第四条又は第六条の規定による許可を受けて所持する猟銃を所持する射撃指導員が、当該猟銃に適合するけん銃実包を当該射撃の指導を行うため所持する場合

七　射撃教習を行うため教習用備付け銃を所持する教習射撃指導員が当該射撃教習を行うため、又は射撃教習を受けるため教習用備付け銃を所持する者が当該射撃教習を受けるため、それぞれ当該教習用備付け銃に適合するけん銃実包を所持する場合

八　射撃練習に係る指導若しくは助言を行うため練習用備付け銃を所持する練習射撃指導員が当該指導若しくは助言を行うため、又は射撃練習を行うため練習用備付け銃を所持することができる者が当該射撃練習を行うため、それぞれ当該練習用備付け銃に適合するけん銃実包を所持する場合

九　第十条の五第一項の規定によるけん銃実包の保管の委託を受けた者がその委託に係るけん銃実包を同条第二項の規定により保管のため所持する場合

十　武器等製造法の武器製造事業者若しくは猟銃等製造事業者又は同法第四条ただし書若しくは第十八条ただし書の許可を受けた者であ

五　都道府県緑化推進委員会に対する指導及び助言を行うこと。

六　都道府県緑化推進委員会の業務に関する情報又は資料を収集し、及び提供すること。

七　森林整備等に関する調査及び研究を行うこと。

八　前各号の業務に附帯する業務を行うこと。

（準用）

第十五条　第五条第二項から第四項まで及び第七条から第十二条までの規定は、国土緑化推進機構について準用する。この場合において、第五条第二項中「都道府県知事」とあるのは「農林水産大臣」と、「前項」とあるのは「第十三条」と、同条第三項及び第四項、第七条第三項並びに第八条中「都道府県知事」とあるのは「農林水産大臣」と、第九条中「寄附金」とあるのは「寄附金及び第十八条第一項の規定により交付される寄附金」と、第十条中「都道府県知事」とあるのは「農林水産大臣」と、「第六条」とあるのは「第十四条」と、第十一条第一項中「都道府県知事」とあるのは「農林水産大臣」と、「第五条第一項」とあるのは「第十三条」と、同項第一号中「第六条」とあるのは「第十四条」と、同条第二項中「都道府県知事」とあるのは「農林水産大臣」と読み替えるものとする。

第四章　緑の募金

（緑の募金の性格）

第十六条　緑の募金は、寄附者の自発的な協力を基礎とするものでなければならない。

（意見の聴取）

第十七条　国土緑化推進機構は、緑の募金を行おうとするときは、あらかじめ、当該緑の募金を行おうとする地域の属する都道府県の都道府県緑化推進委員会の意見を聴かなければならない。

（寄附金の使途）

第十八条　都道府県緑化推進委員会は、農林水産省令で定めるところにより、緑の募金による寄附金の一部を国土緑化推進機構に交付するものとする。

2　都道府県緑化推進委員会は、前項に定めるところによるほか、緑の募金による寄附金を、第六条に規定する業務の実施に要する経費に充てること以外の使途に用いてはならない。ただし、当該都道府県の区域外における森林整備等の推進のために農林水産省令で定める使途に用いる場合は、この限りでない。

3　国土緑化推進機構は、緑の募金による寄附金及び第一項の規定により交付された寄附金を、第十四条に規定する業務の実施に要する経費に充てること以外の使途に用いてはならない。

（計画の公告及び届出）

第十九条　都道府県緑化推進委員会は、緑の募金を行うときは、あらかじめ、第七条第一項の運営協議会の意見を聴いて、当該緑の募金の目標額及び当該緑の募金による寄附金の使途についての計画を定め、これを公告するとともに、都道府県知事に届け出なければならない。

（交付金の交付等の決定）

第二十条　都道府県緑化推進委員会は、緑の募金による寄附金に係る第六条第二号の交付金の交付先及び交付する額並びに同条各号（同条第二号を除く。）に掲げる業務ごとのその業務の実施に要する経費に充てる当該寄附金の額及び第十八条第二項ただし書の農林水産省令で定める使途ごとのその使途に充てる当該寄附金の額を決定しようとするときは、あらかじめ、第七条第一項の運営協議会の意見を聴かなければならない。

（結果の公告及び届出）

第二十一条　都道府県緑化推進委員会は、毎事業年度終了後三月以内に、当該事業年度に行った緑の募金による寄附金の総額、当該寄附金に係る第六条第二号の交付金の交付を受けた者の氏名又は名称及び交付した額並びに同条各号（同条第二号を除く。）に掲げる業務ごとのその業務の実施に要する経費に充てた当該寄附金の額及び第十八条第二項ただし書の農林水産省令で定める使途ごとのその使途に充てた当該寄附金の額を公告するとともに、都道府県知事に届け出なければならない。

（準用）

第二十二条　前三条の規定は、国土緑化推進機構について準用する。この場合において、第十九条中「第七条第一項」とあるのは「第十五条において準用する第七条第一項」と、「都道府県知事」とあるのは「農林水産大臣」と、第二十条中「緑の募金による寄附金に係る第六条第二号」とあるのは「緑の募金による寄附金又は第十八条第一項の規定により交付された寄附金に係る第十四条第二号」と、「当該寄附金の額及び第十八条第二項ただし書の農林水産省令で定める使途ごとのその使途に充てる当該寄附金の額」とあるのは「これらの寄附金の額」と、「第七条第一項」とあるのは「第十五条において準用する第七条第一項」と、第二十一条中「緑の募金による寄附金の総額、当該寄附金に係る第六条第二号」とあるのは「緑の募金による寄附金及び第十八条第一項の規定により交付された寄附金のそれぞれの総額、これらの寄附金に係る第十四条第二号」と、「当該寄附金の額及び第十八条第二項ただし書の農林水産省令で定める使途ごとのその使途に充てた当該寄附金の額」とあるのは「これらの寄附金の額」と、「都道府県知事」とあるのは「農林水産大臣」と読み替えるものとする。

（情報の提供）

第二十三条　都道府県緑化推進委員会及び国土緑化推進機構は、緑の募金についての国民の理解を深めるため、緑の募金による寄附金を用いて行われた森林整備等の成果に関する情報が提供されるように努めなければならない。

第五章　雑則

（報告及び検査）

第二十四条　都道府県知事は都道府県緑化推進委員会に対して、農林水産大臣は国土緑化推進機構に対して、これらの団体の業務の適正な運営を確保するため必要な限度において、その業務に関し報告をさせ、又はその職員にこれらの団体の事務所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2　前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

3　第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

（省令への委任）

第二十五条　この法律に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な事項は、農林水産省令で定める。

（罰則）

第二十六条　次の各号の一に該当する者は、二十万円以下の罰金に処する。

一　第十九条（第二十二条において準用する場合を含む。）の規定による公告又は届出をしなかった者

二　第二十一条（第二十二条において準用する場合を含む。）の規定による公告若しくは届出をせず、又は虚偽の公告若しくは届出をした者

三　第二十四条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

2　都道府県緑化推進委員会又は国土緑化推進機構の代表者又は代理人、使用人その他の従業者が、その都道府県緑化推進委員会又は国土緑化推進機構の業務に関し、前項の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その都道府県緑化推進委員会又は国土緑化推進機構に対して同項の刑を科する。

附　則

この法律は、平成七年六月一日から施行する。

農林水産大臣　大河原太一郎
内閣総理大臣　村山　富市

銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律をここに公布する。

御名　御璽

平成七年五月十二日

内閣総理大臣　村山　富市

法律第八十九号

銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和三十三年法律第六号）の一部を次のように改正する。

目次中「第三条の八」を「第三条の十三」に改める。

第一条中「所持」の下に「、使用等」を加える。

第三条第一項第二号中「技能検定」の下に「（第三号の二並びに第三条の三第一項第二号及び第五号において「技能検定」という。）」を加え、同項第三号の二中「第五条の四第一項の」を削り、同項第四号中「射撃指導員」の下に「（第三条の三第一項第六号において「射撃指導員」という。）」を加え、同項第四号の二中「教習射撃指導員」の下に「（第三条の三第一項第七号において「教習射撃指導員」という。）」を、「の射撃教習」の下に「（以

（地価税法の一部改正）

第二十三条　地価税法（平成三年法律第六十九号）の一部を次のように改正する。

別表第一第六号中「更生緊急保護法（昭和二十五年法律第二百三号）第二条第二項」を「更生保護事業法（平成七年法律第八十六号）第二条第一項」に改める。

（旧社会福祉事業振興会法の一部改正）

第二十四条　社会福祉・医療事業団法（昭和五十九年法律第七十五号）附則第十条の規定によりなおその効力を有するものとされる旧社会福祉事業振興会法（昭和二十八年法律第二百四十号）の一部を次のように改正する。

附則第八項中「及び更生緊急保護法（昭和二十五年法律第二百三号）」を「並びに更生保護事業法（平成七年法律第八十六号）」に改め、「営む」の下に「更生保護法人及び」を加える。

附　則

この法律は、更生保護事業法の施行の日から施行する。ただし、第二条の規定は、公布の日から施行する。

法務大臣　前田　勲男
大蔵大臣　武村　正義
厚生大臣　井出　正一
建設大臣　野坂　浩賢
自治大臣　野中　広務
内閣総理大臣　村山　富市

緑の募金による森林整備等の推進に関する法律をここに公布する。

御名　御璽

平成七年五月八日

内閣総理大臣　村山　富市

法律第八十八号

緑の募金による森林整備等の推進に関する法律

目次

第一章　総則

（目的）

第一条　この法律は、緑の募金の健全な発展を図るために必要な措置を定めること等により、国民、事業者及びこれらの者の組織する民間の団体（以下「国民」と総称する。）が行う森林整備等に係る自発的な活動等の円滑化を図り、もって我が国における森林の整備及び緑化の推進並びにこれらに係る国際協力の推進に資することを目的とする。

（定義）

第二条　この法律において「森林整備等」とは、次の各号に掲げる活動をいう。

一　森林の整備
二　緑化の推進
三　森林の整備又は緑化の推進に係る国際協力

2　この法律において「緑の募金」とは、毎年、農林水産大臣の定める期間内に限って緑の募金という名称を用いて行う寄附金の募集であって、その寄附金を森林整備等の推進に用いることを目的とするものをいう。

（基本理念）

第三条　森林整備等は、森林及び樹木が水源のかん養、環境の保全等人間の健康で文化的な生活を確保する上で欠くことのできない役割を果たしていることにかんがみ、現在及び将来の世代にわたって人間が豊かな緑と水に恵まれた生活を維持することができるよう、国民の自発的な活動を生かして、積極的に推進されなければならない。

（啓発活動）

第四条　国及び地方公共団体は、森林及び樹木の果たしている役割の重要性についての国民の理解と関心を深めるため、必要な啓発活動を行うよう努めるものとする。

第二章　都道府県緑化推進委員会

（指定等）

第五条　都道府県知事は、森林整備等の推進を図ることを目的として設立された民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の法人であって、次条に規定する業務を適正かつ確実に行うことができると認められるものを、その申出により、当該都道府県に一を限って、同条に規定する業務を行う者として指定することができる。

2　都道府県知事は、前項の指定をしたときは、同項の指定を受けた者（以下「都道府県緑化推進委員会」という。）の名称、住所及び事務所の所在地を公示しなければならない。

3　都道府県緑化推進委員会は、その名称、住所又は事務所の所在地を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

4　都道府県知事は、前項の届出があったときは、その旨を公示しなければならない。

（業務）

第六条　都道府県緑化推進委員会は、当該都道府県の区域において、緑の募金による寄附金を用いて、次の各号に掲げる業務を行うものとする。

一　緑の募金及び緑の募金による寄附金の管理を行うこと。
二　森林整備等を行う者又は森林整備等を行う者に対して助成をする者に対して交付金の交付を行うこと。
三　森林整備等の事業を行うこと。
四　森林整備等に関する情報又は資料を収集し、及び提供すること。
五　前各号の業務に附帯する業務を行うこと。

（運営協議会）

第七条　都道府県緑化推進委員会は、運営協議会を置くものとする。

2　運営協議会は、都道府県緑化推進委員会の諮問に応じ、都道府県緑化推進委員会の業務の運営に関する重要事項を調査審議する。

3　運営協議会の委員は、森林整備等に関する学識経験を有する者のうちから、都道府県知事の認可を受けて、都道府県緑化推進委員会の代表者が任命する。

（事業計画書等）

第八条　都道府県緑化推進委員会は、毎事業年度、農林水産省令で定めるところにより、事業計画書及び収支予算書を作成し、都道府県知事に提出しなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2　都道府県緑化推進委員会は、農林水産省令で定めるところにより、毎事業年度終了後、事業報告書及び収支決算書を作成し、都道府県知事に提出しなければならない。

（区分経理）

第九条　都道府県緑化推進委員会は、緑の募金による寄附金に係る経理については、その他の経理と区分して整理しなければならない。

（改善命令）

第十条　都道府県知事は、第六条に規定する業務の運営に関し改善が必要であると認めるときは、都道府県緑化推進委員会に対し、その改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

（指定の取消し）

第十一条　都道府県知事は、都道府県緑化推進委員会が次の各号のいずれかに該当するときは、第五条第一項の指定（以下この条において「指定」という。）を取り消すことができる。

一　第六条に規定する業務を適正かつ確実に行うことができないと認められるとき。
二　指定に関し不正の行為があったとき。
三　この法律又はこの法律に基づく命令若しくは処分に違反したとき。

2　都道府県知事は、前項の規定により指定を取り消したときは、その旨を公示しなければならない。

（聴聞の方法の特例）

第十二条　前条第一項の規定による指定の取消しに係る聴聞の期日における審理は、公開により行わなければならない。

第三章　国土緑化推進機構

（指定）

第十三条　農林水産大臣は、森林整備等の推進を図ることを目的として設立された民法第三十四条の法人であって、次条に規定する業務を適正かつ確実に行うことができると認められるものを、その申出により、全国に一を限って、同条に規定する業務を行う者として指定することができる。

（業務）

第十四条　前条の指定を受けた者（以下「国土緑化推進機構」という。）は、緑の募金による寄附金及び第十八条第一項の規定により交付される寄附金を用いて、次の各号に掲げる業務を行うものとする。

一　緑の募金並びに緑の募金による寄附金及び第十八条第一項の規定により交付される寄附金の管理を行うこと。
二　森林整備等を行う者又は森林整備等を行う者に対して助成をする者のうち国土緑化推進機構による助成を受けることが適当なものとして農林水産省令で定める要件に該当するものに対して交付金の交付を行うこと。
三　森林整備等の事業のうち国土緑化推進機構が行うことが適当なものとして農林水産省令で定める要件に該当するものを行うこと。
四　都道府県緑化推進委員会相互の連絡及び業務の調整を行うこと。

2　前条の規定による改正後の地方税法第三百四十八条第二項第十号の規定は、平成九年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成八年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

（社会福祉事業法の一部改正）

第十五条　社会福祉事業法（昭和二十六年法律第四十五号）の一部を次のように改正する。

第二条第四項第一号中「更生緊急保護法（昭和二十五年法律第二百三号）」を「更生保護事業法（平成七年法律第八十六号）」に改める。

（土地収用法の一部改正）

第十六条　土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）の一部を次のように改正する。

第三条第二十三号中「社会福祉事業の」を「社会福祉事業若しくは更生保護事業法（平成七年法律第八十六号）による更生保護事業の」に改める。

（国有財産特別措置法の一部改正）

第十七条　国有財産特別措置法（昭和二十七年法律第二百十九号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項各号列記以外の部分中「更生保護会」を「更生保護法人」に改め、同項第二号を次のように改める。

二　地方公共団体又は更生保護法人（更生保護事業法（平成七年法律第八十六号）第二条第六項に規定する更生保護法人をいう。以下同じ。）において、更生保護事業法第四十九条に規定する保護観察所の長の委託を受けて行う保護の用に主として供する施設の用に供するとき。

第三条第一項第一号チ中「更生緊急保護法第二条第二項」を「更生保護事業法第二条第一項」に改め、同項第四号中「更生保護会」を「更生保護法人」に改め、同条第二項中「更生保護会」を「更生保護法人」に、「更生緊急保護法第十二条第二項」を「更生保護事業法第五十八条」に改める。

第十一条第一項第一号中「更生保護会」を「更生保護法人」に改める。

（厚生年金保険法の一部改正）

第十八条　厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）の一部を次のように改正する。

第六条第一項第一号タ中「更生緊急保護法（昭和二十五年法律第二百三号）」を「更生保護事業法（平成七年法律第八十六号）」に改める。

（所得税法の一部改正）

第十九条　所得税法（昭和四十年法律第三十三号）の一部を次のように改正する。

別表第一第一号の表中

厚生年金基金	厚生年金保険法
厚生年金基金連合会	

を

厚生年金基金	厚生年金保険法
厚生年金基金連合会	
更生保護法人	更生保護事業法（平成七年法律第八十六号）

に改める。

（法人税法の一部改正）

第二十条　法人税法（昭和四十年法律第三十四号）の一部を次のように改正する。

別表第二第一号の表中

厚生年金基金	厚生年金保険法
厚生年金基金連合会	

を

厚生年金基金	厚生年金保険法
厚生年金基金連合会	
更生保護法人	更生保護事業法（平成七年法律第八十六号）

に改める。

（登録免許税法の一部改正）

第二十一条　登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）の一部を次のように改正する。

別表第三の六の項の次に次のように加える。

六の二　更生保護法人	更生保護事業法（平成七年法律第八十六号）	更生保護事業法第二条第一項（定義）に規定する更生保護事業の用に供する建物の所有権の取得登記又は当該事業の用に供する土地の権利の取得登記	第三欄の登記に該当するものであることを証する大蔵省令で定める書類の添付があるものに限る。

別表第三の二十九の項を次のように改める。

二十九　民法第三十四条（公益法人の設立）の規定により設立した法人	民法	一　自己の設置運営する学校の校舎等の所有権の取得登記又は当該学校の校舎等の敷地、当該学校の運動場、実習用地その他の直接に保育若しくは教育の用に供する土地の権利の取得登記 二　住宅金融公庫法第十七条第一項第四号、第二項若しくは第四項（業務の範囲）若しくは沖縄振興開発金融公庫法第十九条第一項第三号ニ若しくはホ（業務の範囲）又は産業労働者住宅資金融通法第七条第一項第二号、第四号若しくは第二項（資金の貸付けの範囲）の規定による住宅金融公庫又は沖縄振興開発金融公庫からの資金の貸付け（政令で定める貸付けを除く。）を受けて譲渡のため取得する建物の所有権の取得登記又は当該譲渡のために取得する土地の権利の取得登記	第三欄の第一号又は第二号の登記に該当するものであることを証する大蔵省令で定める書類の添付があるものに限る。

（消費税法の一部改正）

第二十二条　消費税法（昭和六十三年法律第百八号）の一部を次のように改正する。

別表第一第七号イ中「更生緊急保護法（昭和二十五年法律第二百三号）第二条第二項（定義）に規定する更生保護を行う事業」を「更生保護事業法（平成七年法律第八十六号）第二条第一項（定義）に規定する更生保護事業」に改める。

別表第三第一号の表中

厚生年金基金	厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）
厚生年金基金連合会	

を

厚生年金基金	厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）
厚生年金基金連合会	
更生保護法人	更生保護事業法

に改める。

（更生保護事業の認可に関する経過措置）

第三条　この法律の施行の際現に第一条の規定による廃止前の更生緊急保護法（以下「旧法」という。）第五条第一項の認可を受けて更生保護事業を営んでいる者は、その事業につき、更生保護事業法第四十五条の認可を受けたものとみなす。

（委託費の支弁等に関する経過措置）

第四条　旧法第三条第二項の規定に基づく委託によって生じた費用の支弁又は徴収については、なお従前の例による。

2　平成七年度以前の年度における事業の実施に係る国の補助で、平成八年度以降の年度において支出するもの及び平成八年度以降の年度に繰り越されたものについては、なお従前の例による。

（旧法の規定による処分等の効力）

第五条　前二条に定めるもののほか、施行日前に旧法の規定によってした許可その他の処分又は申請その他の手続は、更生保護事業法の相当規定によってした許可その他の処分又は申請その他の手続とみなす。

（罰則に関する経過措置）

第六条　この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（省令への委任）

第七条　第二条から前条までに定めるもののほか、更生保護事業法及びこの法律の施行に伴い必要な経過措置は、法務省令で定める。

（犯罪者予防更生法の一部改正）

第八条　犯罪者予防更生法（昭和二十四年法律第百四十二号）の一部を次のように改正する。

目次中「第三節の二　行政手続法の適用除外（第四十八条の二）」を「第三節の二　更生緊急保護（第四十八条の二―第四十八条の四）
第三節の三　行政手続法の適用除外（第四十八条の五）」に改める。

第四十条に次の一項を加える。

3　前項の救護は、更生保護事業法（平成七年法律第八十六号）の規定により更生保護事業を営む者その他の適当な者に委託して行うことができる。

第三章第三節の二中第四十八条の二を第四十八条の五とする。

第三章中第三節の二を第三節の三とし、第三節の次に次の一節を加える。

第三節の二　更生緊急保護

（更生緊急保護）

第四十八条の二　この節において「更生緊急保護」とは、次に掲げる者が、刑事上の手続による身体の拘束を解かれた後、親族、縁故者等からの援助若しくは公共の衛生福祉その他の施設から医療、宿泊、職業その他の保護を受けることができない場合、又はこれらの援助若しくは保護のみによつては更生できないと認められる場合に、緊急に、その者に対し、帰住をあつせんし、金品を給与し、若しくは貸与する等の一時保護又は一定の施設に収容して、宿泊所を供与し、必要な教養、訓練、医療、保養若しくは就職を助け、環境の改善若しくは調整を図る等の継続保護を行うことにより、本人が進んで法律を守る善良な社会人となることを援護し、その速やかな更生を保護することをいう。

一　懲役、禁錮又は拘留につき刑の執行を終わつた者

二　懲役、禁錮又は拘留につき刑の執行の免除を得た者

三　懲役又は禁錮につき刑の執行猶予の言渡しを受け、その裁判が確定するまでの者

四　懲役又は禁錮につき刑の執行猶予の言渡しを受け、保護観察に付されなかつた者

五　訴追を必要としないため公訴を提起しない処分を受けた者

2　更生緊急保護は、前項各号に掲げる者の更生に必要な限度で、国の責任において、行うものとする。

3　更生緊急保護は、保護観察所の長が、自ら行い、又は更生保護事業法の規定により更生保護事業を営む者に委託して行うものとする。

4　更生緊急保護は、本人が刑事上の手続による身体の拘束を解かれた後六月を超えない範囲において、その意思に反しない場合に限り、行うものとする。

5　更生緊急保護を行うに当たつては、本人が公共の衛生福祉その他の施設から必要な保護を受けるようにあつせんするとともに、更生緊急保護の活動の実効を上げることに努めて、その期間の短縮と費用の節減を図らなければならない。

6　更生緊急保護に関し職業のあつせんの必要があると認められるときは、公共職業安定所は、更生緊急保護を行う者の協力を得て、職業安定法（昭和二十二年法律第百四十一号）の規定に基づき、本人の能力に適当な職業をあつせんすることに努めるものとする。

（更生緊急保護の開始等）

第四十八条の三　更生緊急保護は、本人の申出があつた場合において、保護観察所の長がその必要があると認めたときに限り、行うものとする。

2　検察官又は監獄の長は、前条第一項各号に掲げる者につき、刑事上の手続による身体の拘束を解くときは、本人に対し、この法律に定める更生緊急保護及びその申出の手続を示さなければならない。

3　保護観察所の長は、第一項の規定により更生緊急保護の要否を定めるときは、本人の刑事上の手続に関与した検査官又は本人が拘禁されていた監獄の長の意見を聴かなければならない。ただし、仮出獄の期間の満了によつて前条第一項第一号に該当した者については、この限りでない。

（費用の支弁）

第四十八条の四　国は、法務大臣が大蔵大臣と協議して定める基準に従い、第四十八条の二第三項の規定に基づく委託によつて生ずる費用を支弁する。

2　第四十八条の二第三項の規定に基づく委託は、前項の規定により国が支弁する金額が予算の金額を超えない範囲内において行わなければならない。

第六十条第一項中「支払つた費用」の下に「及び第四十八条の四第一項の費用」を加え、「但し」を「ただし」に改める。

（執行猶予者保護観察法の一部改正）

第九条　執行猶予者保護観察法（昭和二十九年法律第五十八号）の一部を次のように改正する。

第六条に次の一項を加える。

3　前項の援護は、更生保護事業法（平成七年法律第八十六号）の規定により更生保護事業を営む者その他の適当な者に委託して行うことができる。

（売春防止法の一部改正）

第十条　売春防止法（昭和三十一年法律第百十八号）の一部を次のように改正する。

第三十一条を次のように改める。

（更生緊急保護）

第三十一条　婦人補導院から退院した者及び前条の規定により補導処分の執行を受け終わつたとされた者については、予防更生法第四十八条の二第一項第一号に掲げる者とみなし、予防更生法第四十八条の二から第四十八条の四まで及び第六十条の規定を適用する。この場合において、予防更生法第四十八条の二第一項及び第四項中「刑事上の手続による身体の拘束」とあるのは「補導処分による身体の拘束」と、第四十八条の三第二項中「監獄の長」とあるのは「婦人補導院の長」と、「刑事上の手続による身体の拘束」とあるのは「補導処分による身体の拘束」と、同条第三項中「監獄の長」とあるのは「婦人補導院の長」と、「仮出獄」とあるのは「仮退院」とする。

第三十七条中「更生緊急保護法」を「更生保護事業法（平成七年法律第八十六号）」に改める。

（健康保険法の一部改正）

第十一条　健康保険法（大正十一年法律第七十号）の一部を次のように改正する。

第十三条第一号（タ）中「更生緊急保護法（昭和二十五年法律第二百三号）」を「更生保護事業法（平成七年法律第八十六号）」に改める。

（資産再評価法の一部改正）

第十二条　資産再評価法（昭和二十五年法律第百十号）の一部を次のように改正する。

第三十九条第一項第一号中「社会福祉法人」の下に「、更生保護法人」を加える。

（地方税法の一部改正）

第十三条　地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の一部を次のように改正する。

第二十五条第一項第二号及び第七十二条の五第一項第一号中「社会福祉法人」の下に「、更生保護法人」を加える。

第七十三条の四第一項第四号中「更生緊急保護法（昭和二十五年法律第二百三号）」を「更生保護事業法（平成七年法律第八十六号）」に改める。

第二百九十六条第一項第二号中「社会福祉法人」の下に「、更生保護法人」を加える。

第三百四十八条第二項第十号中「更生緊急保護法」を「更生保護事業法」に改める。

（地方税法の一部改正に伴う経過措置）

第十四条　施行日前の前条の規定による改正前の地方税法第七十三条の四第一項第四号に規定する更生保護事業を経営する者がその事業の用に供する不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

第四章　雑則

（審議会の意見の聴取）

第五十九条　法務大臣は、次の場合においては、政令で定める審議会の意見を聴かなければならない。

一　第十条、第三十四条第二項若しくは第四十五条の認可をし、又は認可をしない処分をするとき。

二　第四十三条の規定により解散を命じ、又は第五十四条の規定により、事業を営むことを制限し、若しくはその停止を命じ、若しくは認可を取り消すとき。

三　第四十六条第一項第一号から第三号までの法務省令を定めるとき。

（寄附金の募集）

第六十条　更生保護事業を営み、又は営もうとする者は、その事業の経営に必要な資金を得るために寄附金を募集しようとするときは、その募集に着手する一月前までに、法務省令で定めるところにより、募集の期間、地域、方法及び使途等を明らかにした書面を法務大臣に提出して、その許可を受けなければならない。

2　前項の許可には、寄附金の使途及び寄附金によって取得する財産の処分につき、条件を付することができる。

3　第一項の許可を受けて寄附金を募集した者は、募集の期間経過後遅滞なく、法務省令で定めるところにより、募集の結果を法務大臣に報告しなければならない。

（表彰）

第六十一条　法務大臣は、成績の特に優秀な更生保護法人等又は更生保護事業に従事する者を表彰し、その業績を一般に周知させることに意を用いなければならない。

（地方更生保護委員会への委任）

第六十二条　この法律に規定する法務大臣の権限は、地方更生保護委員会に委任することができる。ただし、第十条、第三十一条第二項、第三十四条第二項、第四十一条第二項、第四十二条、第四十三条、第四十五条及び第五十四条に規定する権限については、この限りでない。

（認可事項の変更の認可に伴う民法の特例）

第六十三条　社団法人である更生保護法人等が定款を変更する場合において、第四十七条第一項の規定によりその認可を受けたときは、民法第三十八条第二項の規定による認可を要しない。

（省令への委任）

第六十四条　この法律に定めるもののほか、この法律を実施するため必要な事項は、法務省令で定める。

（経過措置）

第六十五条　この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）を定めることができる。

第五章　罰則

第六十六条　次の各号の一に該当する者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一　第四十一条第二項又は第四十二条の規定による命令に違反する行為をした者

二　第五十四条の規定による制限又は停止の命令に違反する行為をした者

三　第六十条第一項の許可を受けないで、寄附金を募集した者

四　第六十条第二項の規定により付された条件に違反して、寄附金を使用し、又は寄附金によって取得した財産を処分した者

第六十七条　次の各号の一に該当する者は、二十万円以下の罰金に処する。

一　第五十二条の規定に違反して、帳簿を備え付けず、これに記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又はこれを保存しなかった者

二　第五十七条第二項において準用する第五十五条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

三　第六十条第三項の規定に違反して、報告をせず、又は虚偽の報告をした者

第六十八条　法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この項において同じ。）の代表者若しくは管理人又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前二条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

2　法人でない団体について前項の規定の適用がある場合には、その代表者又は管理人が、その訴訟行為につき法人でない団体を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

第六十九条　次の各号の一に該当する場合においては、更生保護法人の理事、監事又は清算人は、二十万円以下の過料に処する。

一　第八条第一項の規定による政令に違反して、登記することを怠ったとき。

二　第十五条において準用する民法第五十一条第一項の規定に違反して、財産目録を備え置かず、又はこれに記載すべき事項を記載せず、若しくは不実の記載をしたとき。

三　第二十七条第三項の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

四　第二十九条第一項の規定に違反して、書類を備え置かず、又はこれに記載すべき事項を記載せず、若しくは不実の記載をしたとき。

五　第三十五条第一項の規定に違反して、書類の作成をせず、又はこれに記載すべき事項を記載せず、若しくは不実の記載をしたとき。

六　第三十五条第二項又は第三十六条第二項の規定に違反したとき。

七　第四十条の規定において準用する民法第七十条第二項又は第八十一条第一項の規定に違反して、破産宣告の請求をしなかったとき。

八　第四十条において準用する民法第七十九条第一項又は第八十一条第一項の規定に違反して、公告をせず、又は不正の公告をしたとき。

第七十条　第四条の規定に違反した者は、十万円以下の過料に処する。

附　則

（施行期日）

1　この法律は、平成八年四月一日から施行する。ただし、第二条第六項、第十一条、第十二条及び第五十九条の規定は、公布の日から施行する。

（検討）

2　政府は、この法律の施行後五年を目途として、犯罪情勢その他更生保護を取り巻く状況の変化及びこの法律の施行の状況等を勘案し、更生保護事業の円滑かつ適正な実施及びその健全な育成発達を図る観点から、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

法務大臣　前田　勲男
内閣総理大臣　村山　富市

更生保護事業法の施行及びこれに伴う関係法律の整備等に関する法律をここに公布する。

御名　御璽

平成七年五月八日

内閣総理大臣　村山　富市

法律第八十七号

更生保護事業法の施行及びこれに伴う関係法律の整備等に関する法律

（更生緊急保護法の廃止）

第一条　更生緊急保護法（昭和二十五年法律第二百三号）は、廃止する。

（更生保護法人への組織変更）

第二条　この法律の公布の際現に更生緊急保護法第五条第一項の認可を受けて更生保護事業を営んでいる民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の規定により設立された法人（以下「公益法人」という。）は、平成八年九月三十日までに、その組織を変更して更生保護法人（更生保護事業法（平成七年法律第八十六号）第二条第六項に規定する更生保護法人をいう。以下同じ。）となることができる。

2　前項の規定により公益法人がその組織を変更して更生保護法人となるには、その公益法人の定款又は寄附行為の定めるところにより、組織変更のため必要な定款又は寄附行為の変更をし、法務省令で定めるところにより、法務大臣の認可を受けなければならない。この場合において、財団である公益法人は、寄附行為に寄附行為の変更に関する規定がないときでも、法務大臣の承認を得て、理事の定める手続に従い、寄附行為の変更をすることができる。

3　更生保護事業法第十二条の規定は、前項の認可について準用する。

4　第二項の認可がこの法律の施行の日（以下「施行日」という。）前にされたときは、定款又は寄附行為の変更は、施行日にその効力を生ずる。

5　第二項の組織変更は、更生保護法人の主たる事務所の所在地において、政令で定めるところにより、登記することによって、その効力を生ずる。

6　法務大臣は、第二項の認可をし、又は認可をしない処分をするときは、更生保護事業法第五十九条に規定する審議会の意見を聴かなければならない。

な事由がないのに一年以上にわたってその目的とする事業を行わないときは、解散を命ずることができる。

（報告及び検査）

第四十四条　法務大臣は、この法律の施行に必要な限度において、更生保護法人に対し、その業務若しくは財産の状況に関し報告をさせ、又はその職員に、更生保護法人の事務所その他の施設に立ち入り、その業務若しくは財産の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2　前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

3　第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第三章　更生保護事業

第一節　事業の経営等

（事業の認可）

第四十五条　国及び地方公共団体以外の者で更生保護事業を営もうとするものは、法務省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を法務大臣に提出して、その認可を受けなければならない。

一　名称

二　事務所の所在地

三　更生保護事業の種類及び内容

四　被保護者に対する処遇の方法

五　建物その他の設備の規模及び構造並びにその使用の権原

六　実務に当たる幹部職員の氏名及び経歴

七　更生保護法人以外の者にあっては、前各号に掲げる事項のほか、定款、寄附行為その他の基本約款、経理の方針、資産の状況並びに経営の責任者の氏名、経歴及び資産の状況

（認可の基準等）

第四十六条　法務大臣は、前条の認可の申請が次の各号に適合すると認めるときは、認可しなければならない。

一　被保護者に対する処遇の方法が法務省令で定める基準に適合するものであること。

二　建物その他の設備の規模及び構造が法務省令で定める基準に適合するものであること。

三　実務に当たる幹部職員が法務省令で定める資格又は経験並びに被保護者に対する処遇に関する熱意及び能力を有すること。

四　職業紹介事業を自ら行おうとする者にあっては、職業安定法（昭和二十二年法律第百四十一号）の規定により職業紹介事業を行う許可を得ていること。

五　助成等の事業を適正に行うものと認められること。

六　更生保護法人以外の者にあっては、前各号に掲げる事項のほか、経営の組織及び経理の方針が公益法人又はこれに準ずるものであって、当該事業を営むための経済的基礎が確実であり、かつ、経営の責任者が社会的信望を有すること。

2　前項の認可には、当該更生保護事業の適正な運営を確保するために必要と認める条件を付することができる。

（認可に係る事項の変更及び事業の廃止）

第四十七条　第四十五条の認可を受けた者が同条各号に掲げる事項（法務省令で定めるものを除く。）を変更しようとするときは、法務大臣の認可を受けなければならない。

2　前条の規定は、前項の認可について準用する。

3　更生保護法人等（第四十五条の認可を受けて更生保護事業を営む者をいう。以下同じ。）がその事業を廃止しようとするときは、あらかじめ、その理由並びに被保護者に対する措置及び財産の処分方法を明らかにして、廃止の時期について法務大臣の承認を受けなければならない。

（地方公共団体の営む更生保護事業）

第四十八条　地方公共団体は、更生保護事業を営むことができる。

2　地方公共団体は、継続保護事業又は一時保護事業を営もうとするときは、あらかじめ、第四十五条第一号から第六号までに掲げる事項を法務大臣に届け出なければならない。届け出た事項を変更し、又は当該事業を廃止しようとするときも、同様とする。

3　地方公共団体は、連絡助成事業を開始したときは、第四十五条第一号から第三号までに掲げる事項を、遅滞なく法務大臣に届け出なければならない。届け出た事項を変更し、又は当該事業を廃止したときも、同様とする。

（保護の実施）

第四十九条　継続保護事業又は一時保護事業における保護は、法令の規定に基づく保護観察所の長の委託又は被保護者の申出に基づいて行うものとする。

（協力依頼等）

第五十条　継続保護事業又は一時保護事業を営む更生保護法人等は、被保護者の処遇につき必要があるときは、地方公共団体、公共職業安定所その他公私の関係団体又は機関に照会して協力を求め、また、特に必要があるときは、職業安定法の定めるところにより、自ら職業紹介事業を行うことができる。

第二節　事業の監督及び補助

（事業成績等の報告）

第五十一条　更生保護法人等は、毎会計年度の終了後二月以内に、法務省令で定めるところにより、その終了した会計年度の会計の状況及び事業の成績を、法務大臣に報告しなければならない。

（帳簿の備付け等）

第五十二条　更生保護法人等は、法務省令で定めるところにより、その事務所に次に掲げる帳簿を備え付け、これに所要事項を記載し、及びこれを保存しなければならない。

一　被保護者に対する処遇の状況を明らかにする帳簿

二　被保護者の名簿

三　保管金品台帳

四　会計簿

五　寄附金について、その寄附者及び金額を明らかにする帳簿

（適合命令）

第五十三条　法務大臣は、更生保護法人等が、第四十六条第一項各号に適合しないと認められるに至ったときは、当該更生保護法人等に対し、これに適合するために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

（認可の取消し等）

第五十四条　法務大臣は、更生保護法人等につき次の各号のいずれかに該当する事由があると認めるときは、当該更生保護法人等に対し、更生保護事業を営むことを制限し、若しくはその停止を命じ、又は第四十五条の認可を取り消すことができる。

一　第四十六条第二項又は第六十条第二項の規定により付された条件に違反したとき。

二　第四十七条第一項の規定に違反したとき。

三　第五十一条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

四　第五十二条の規定に違反して、帳簿の備付け、記載若しくは保存をせず、又はこれに虚偽の記載をしたとき。

五　前条の規定による命令に違反したとき。

六　次条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

2　更生保護法人等の代表者その他の業務を執行する役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものの代表者又は管理人を含む。）が、その事業により個人の営利を図ったときも、前項と同様とする。

3　更生保護法人等以外の者（国及び地方公共団体を除く。）であって更生保護事業を営むもの（第五十七条第二項において「その他の更生保護事業者」という。）が、その事業に関し営利を図り、又は被保護者の処遇につき不当の行為をしたときは、法務大臣は、その者に対し、更生保護事業を営むことを制限し、又はその停止を命ずることができる。

（報告及び検査）

第五十五条　法務大臣は、この法律の施行に必要な限度において、更生保護法人等に対し、その事業に関し報告をさせ、又はその職員に、更生保護法人等の事務所その他の施設に立ち入り、その事業の運営の状況若しくは施設、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2　第四十四条第二項及び第三項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。

（助言、指導又は勧告）

第五十六条　法務大臣は、被保護者に対する処遇の適正な実施を確保し、又は更生保護法人等の健全な育成発達を図るため必要があると認めるときは、更生保護法人等に対し、その事業に関し、必要な助言、指導又は勧告をすることができる。

（準用）

第五十七条　第五十一条（事業の成績の報告に係る部分に限る。）及び第五十五条（事業に関する報告に係る部分に限る。）の規定は、更生保護事業を営む地方公共団体について準用する。

2　第五十五条の規定は、その他の更生保護事業者について準用する。

（補助）

第五十八条　国は、更生保護法人に対し、法務大臣が大蔵大臣と協議して定める基準に従い、予算の範囲内において、その営む更生保護事業に要する費用につき、補助することができる。

3 評議員会に、理事長が招集する。
4 評議員会は、更生保護法人の業務若しくは財産の状況又は役員の業務執行の状況について、役員に対し意見を述べ、若しくはその諮問に答え、又は役員に対し報告を求めることができる。
5 定款の変更、重要な資産の処分、合併、解散、その他更生保護法人の業務に関する重要な事項は、定款をもって、評議員会の議決を要するものとすることができる。

（定款の変更）
第二十七条 定款の変更（法務省令で定める事項に係るものを除く。）は、法務大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。
2 第十二条の規定は、前項の認可について準用する。
3 更生保護法人は、第一項の法務省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を法務大臣に届け出なければならない。

（会計年度）
第二十八条 更生保護法人の会計年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終わるものとする。

（財産目録等の備付け等）
第二十九条 更生保護法人は、毎会計年度終了後二月以内に、法務省令で定めるところにより、事業成績書、財産目録、貸借対照表及び収支計算書（収益事業については損益計算書）を作成し、これをその主たる事務所に備え置かなければならない。
2 理事長は、前項の書類を監事に提出しなければならない。

（民法の準用）
第三十条 民法第五十五条及び第五十六条の規定は、更生保護法人について準用する。この場合において、同法第五十五条中「定款、寄附行為又ハ総会ノ決議」とあるのは「定款」と、同法第五十六条中「裁判所ハ利害関係人又ハ検察官ノ請求ニ因リ」とあるのは「法務大臣ハ利害関係人ノ請求ニ因リ又ハ職権ヲ以テ」と読み替えるものとする。

第四節 解散及び合併

（解散事由）
第三十一条 更生保護法人は、次に掲げる事由によって解散する。
一 理事の三分の二以上の同意及び定款で更に評議員会の議決を要するものと定めている場合には、その議決
二 定款で定めた解散事由の発生
三 目的とする事業の成功の不能
四 合併
五 破産
六 第四十三条の規定による解散の命令
2 前項第一号に掲げる事由による解散は法務大臣の認可を、同項第三号に掲げる事由による解散は法務大臣の認定を受けなければ、その効力を生じない。
3 清算人は、更生保護法人が第一項第二号又は第五号に掲げる事由によって解散した場合には、遅滞なくその旨を法務大臣に届け出なければならない。

（残余財産の帰属）
第三十二条 解散した更生保護法人の残余財産は、合併及び破産の場合を除き、法務大臣に対する清算結了の届出の時において、定款で定めるところにより、その帰属すべき者に帰属する。
2 定款に残余財産の帰属すべき者に関する規定がないとき、又は定款に定める残余財産の帰属すべき者が存在しないときは、清算人は、法務大臣の認可を得て、その財産を第四十五条の認可を受けて更生保護事業を営む者に譲渡することができる。
3 前二項の規定により処分されない財産は、国庫に帰属する。

（合併）
第三十三条 更生保護法人は、他の更生保護法人と合併することができる。

（合併手続）
第三十四条 更生保護法人が合併するには、理事の三分の二以上の同意及び定款で更に評議員会の議決を要するものと定めている場合には、その議決がなければならない。
2 合併は、法務大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。
3 第十二条の規定は、前項の認可について準用する。

第三十五条 更生保護法人は、前条第二項の認可があったときは、その認可の通知のあった日から二週間以内に、法務省令で定めるところにより、財産目録及び貸借対照表を作成し、これをその主たる事務所に備え置かなければならない。
2 更生保護法人は、前項の期間内に、その債権者に対し、合併に異議があれば一定の期間内に述べるべきことを公告し、かつ、判明している債権者に対しては、各別にこれを催告しなければならない。この場合において、その期間は、二月を下回ってはならない。

第三十六条 債権者が前条第二項の期間内に異議を述べなかったときは、合併を承認したものとみなす。
2 債権者が異議を述べたときは、更生保護法人は、これに弁済し、若しくは相当の担保を供し、又は債権者に弁済を受けさせることを目的として信託会社若しくは信託業務を営む銀行に相当の財産を信託しなければならない。

第三十七条 合併により更生保護法人を設立する場合においては、定款の作成その他更生保護法人の設立に関する事務は、それぞれの更生保護法人において選任した者が共同して行わなければならない。

（合併の効果）
第三十八条 合併後存続する更生保護法人又は合併によって設立した更生保護法人は、合併によって消滅した更生保護法人の権利義務（当該更生保護法人がその営む事業に関し行政庁の認可その他の処分に基づいて有する権利義務を含む。）を承継する。

（合併の時期）
第三十九条 更生保護法人の合併は、合併後存続する更生保護法人又は合併によって設立する更生保護法人の主たる事務所の所在地において登記することによって、その効力を生ずる。

（民法等の準用）
第四十条 民法第七十条、第七十三条から第七十六条まで、第七十七条第二項（届出に関する部分に限る。）及び第七十八条から第八十三条まで並びに非訟事件手続法（明治三十一年法律第十四号）第三十五条第二項、第三十六条、第三十七条ノ二、第百三十六条から第百三十七条まで及び第百三十八条の規定は、更生保護法人の解散及び清算について準用する。この場合において、民法第七十七条第二項及び第八十三条中「主務官庁」とあるのは、「法務大臣」と読み替えるものとする。

第五節 監督

（改善命令等）
第四十一条 法務大臣は、更生保護法人が、法令、法令に基づいてする行政庁の処分若しくは定款に違反し、又はその運営が著しく適正を欠くと認めるときは、当該更生保護法人に対し、期限を定めて必要な措置をとるべきことを命ずることができる。
2 更生保護法人が前項の命令に従わないときは、法務大臣は、当該更生保護法人に対し、期間を定めて業務の全部若しくは一部の停止を命じ、又は役員の解職を勧告することができる。
3 法務大臣は、前項の規定により役員の解職を勧告しようとする場合には、当該更生保護法人に、法務大臣の指定した職員に対して弁明する機会を与えなければならない。この場合においては、当該更生保護法人に対し、あらかじめ、書面をもって、弁明をすべき日時、場所及びその勧告の原因となる事実を通知しなければならない。
4 前項の通知を受けた更生保護法人は、代理人を出頭させ、かつ、自己に有利な証拠を提出することができる。
5 第三項の規定による弁明を聴取した者は、聴取書及び当該勧告をする必要があるかどうかについての意見を付した報告書を作成し、これを法務大臣に提出しなければならない。

（公益事業又は収益事業の停止）
第四十二条 法務大臣は、第六条第一項の規定により公益事業又は収益事業を行う更生保護法人につき、次の各号のいずれかに該当する事由があると認めるときは、当該更生保護法人に対し、その事業の停止を命ずることができる。
一 当該更生保護法人が定款で定められた事業以外の事業を行うこと。
二 当該更生保護法人が当該収益事業から生じた収益を当該更生保護法人の営む更生保護事業以外の目的に使用すること。
三 当該公益事業又は収益事業の継続が当該更生保護法人の営む更生保護事業に支障があること。

（解散命令）
第四十三条 法務大臣は、更生保護法人が、法令、法令に基づいてする行政庁の処分若しくは定款に違反した場合であって他の方法により監督の目的を達成することができないとき、又は正当

（国の措置等）

第三条　国は、更生保護事業が保護観察、更生緊急保護その他の国の責任において行う更生の措置を円滑かつ効果的に実施する上で重要な機能を果たすものであることにかんがみ、更生保護事業の適正な運営を確保し、及びその健全な育成発達を図るための措置を講ずるものとする。

2　地方公共団体は、更生保護事業が犯罪をした者の更生を助け、これにより犯罪を防止し、地域社会の安全及び住民福祉の向上に寄与するものであることにかんがみ、その地域において行われる更生保護事業に対して必要な協力をすることができる。

3　更生保護事業を営む者は、その事業を実施するに当たり、被保護者の人権に配慮するとともに、国の行う更生の措置及び社会福祉、医療、保健、労働その他関連施策との有機的な連携を図り、地域に即した創意と工夫を行い、並びに地域住民等の理解と協力を得るよう努めなければならない。

第二章　更生保護法人

第一節　通則

（名称の使用制限）

第四条　更生保護法人以外の者は、その名称中に、更生保護法人という文字を用いてはならない。

（資産）

第五条　更生保護法人は、更生保護事業を営むために必要な資産を備えなければならない。

（公益事業及び収益事業）

第六条　更生保護法人は、その営む更生保護事業に支障がない限り、公益を目的とする事業（以下「公益事業」という。）又はその収益を更生保護事業に充てることを目的とする事業（以下「収益事業」という。）を行うことができる。

2　公益事業又は収益事業に関する会計は、それぞれ当該更生保護法人の営む更生保護事業に関する会計から区分し、特別の会計として経理しなければならない。

（住所）

第七条　更生保護法人の住所は、その主たる事務所の所在地にあるものとする。

（登記）

第八条　更生保護法人は、政令で定めるところにより、登記しなければならない。

2　前項の規定により登記しなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもって第三者に対抗することができない。

（民法の準用）

第九条　民法（明治二十九年法律第八十九号）第四十三条及び第四十四条の規定は、更生保護法人について準用する。

第二節　設立

（設立の認可）

第十条　更生保護法人を設立しようとする者は、法務省令で定めるところにより、申請書及び定款を法務大臣に提出して、設立の認可を受けなければならない。

（定款）

第十一条　更生保護法人の定款には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一　目的
二　名称
三　更生保護事業の種類
四　事務所の所在地
五　役員に関する事項
六　会議に関する事項
七　資産に関する事項
八　会計に関する事項
九　評議員会を置く場合には、これに関する事項
十　公益事業を行う場合には、その種類
十一　収益事業を行う場合には、その種類
十二　解散に関する事項
十三　定款の変更に関する事項
十四　公告の方法

2　設立当初の役員は、定款で定めなければならない。

3　第一項第十二号に掲げる事項中に残余財産の帰属すべき者に関する規定を設ける場合には、その者は、第四十五条の認可を受けて更生保護事業を営む者のうちから選定されるようにしなければならない。

（認可の基準）

第十二条　法務大臣は、第十条の認可の申請が次の各号に適合すると認めるときは、認可しなければならない。

一　設立の手続並びに申請書及び定款の内容が法令の規定に適合するものであること。
二　申請書及び定款に虚偽の記載がないこと。
三　当該申請に係る更生保護法人の資産が第五条の要件に該当するものであること。
四　業務の運営が適正に行われることが確実であると認められること。

（定款の補充）

第十三条　更生保護法人を設立しようとする者が、第十一条第一項第二号から第十四号までの各号に掲げる事項を定めないで死亡した場合には、法務大臣は、利害関係人の請求により又は職権で、これらの事項を定めなければならない。

（設立の時期）

第十四条　更生保護法人は、その主たる事務所の所在地において設立の登記をすることによって成立する。

（民法の準用）

第十五条　民法第四十一条、第四十二条及び第五十一条第一項（法人の設立の時に関する部分に限る。）の規定は、更生保護法人の設立について準用する。この場合において、同法第四十二条第一項中「法人設立ノ許可アリタル時」とあるのは、「更生保護法人成立ノ時」と読み替えるものとする。

第三節　管理

（役員）

第十六条　更生保護法人には、役員として、理事五人以上及び監事二人以上を置かなければならない。

2　理事のうち一人は、定款で定めるところにより、理事長とする。

（理事長及び理事の職務）

第十七条　理事長は、更生保護法人を代表し、その業務を総理する。

2　理事は、定款で定めるところにより、理事長を補佐して更生保護法人の業務を掌理し、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠員のときはその職務を行う。

（業務の決定）

第十八条　更生保護法人の業務は、定款に特別の定めのないときは、理事の過半数をもって決する。

（監事の職務）

第十九条　監事は、次に掲げる職務を行う。

一　理事の業務執行の状況を監査すること。
二　更生保護法人の財産の状況を監査すること。
三　前二号の規定による監査の結果、更生保護法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを法務大臣（評議員会が置かれている場合は評議員会）に報告すること。
四　前号の報告をするために必要がある場合には、理事長に対して評議員会の招集を請求すること。
五　理事の業務執行の状況又は更生保護法人の財産の状況について、理事長に意見を述べること。

（監事の兼職禁止）

第二十条　監事は、理事、評議員又は更生保護法人の職員を兼ねてはならない。

（役員の欠格事由）

第二十一条　次の各号のいずれかに該当する者は、更生保護法人の役員になることができない。

一　禁治産者又は準禁治産者
二　破産者で復権を得ない者
三　この法律の規定に違反して刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者
四　前号に該当する者を除き、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者
五　第四十三条の規定により解散を命じられた更生保護法人の解散当時の役員で、解散を命じられたときから五年を経過しない者

（役員の親族等の排除）

第二十二条　役員のうちには、それぞれの役員について、当該役員、その配偶者及び三親等内の親族が役員の総数の三分の一を超えて含まれることになってはならない。

（役員の欠員補充）

第二十三条　理事又は監事のうち、その定数の三分の一を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

（役員の任期）

第二十四条　役員の任期は、三年以内において定款で定める。

（代表権の制限）

第二十五条　更生保護法人と理事長との利益が相反する事項については、理事長は、代表権を有しない。この場合には、監事が更生保護法人を代表する。

（評議員会）

第二十六条　更生保護法人に、評議員会を置くことができる。

2　評議員会は、理事の定数を超える数の評議員をもって組織する。

2　第一条の規定の施行前に旧鉄道抵当法第五条の規定により受けた抵当権設定の認可であって旧鉄道抵当法第二条ノ二第一項の規定による鉄道財団の成立に係るもの（第一条の規定の施行の際現に有効であるものに限る。）は、当該抵当権設定の認可を受けた日に新鉄道抵当法第二条ノ二第一項の規定により受けた鉄道財団設定の認可とみなす。

3　第一条の規定の施行の際現にされている旧鉄道抵当法第七条第一項の規定による抵当権設定の認可の申請であって旧鉄道抵当法第二条ノ二第一項の規定による鉄道財団の成立に係るものは、新鉄道抵当法第七条の規定による鉄道財団設定の認可の申請とみなす。

4　第一条の規定の施行の際現にされている旧鉄道抵当法第二十八条ノ二の規定による鉄道財団成立の登録は、新鉄道抵当法第二十八条ノ二の規定による鉄道財団設定の登録とみなす。

5　第一条の規定の施行の際現に旧鉄道抵当法第五条の規定による認可を受けて設定されている抵当権に係る抵当証書又は信託証書及び旧鉄道抵当法第七条第三項の規定による認可を受けた契約に係る契約証書については、第一条の規定の施行後に当該抵当証書又は信託証書の記載事項を変更する契約が締結された場合を除き、強制執行に関して、なお従前の例による。この場合において、執行文の付された債務名義の正本の付与についても、同様とする。

6　前各項並びに附則第五条及び第六条の規定は、軌道財団及び運河財団について準用する。

（海上運送法の一部改正に伴う経過措置）

第三条　第二条の規定の施行の際現に同条の規定による改正前の海上運送法（以下この条において「旧海上運送法」という。）第二十三条の二第二項において準用する旧海上運送法第八条第一項の規定により認可を受けている運賃及び料金であって、第二条の規定による改正後の海上運送法（以下この条において「新海上運送法」という。）第二十一条第二項に規定する遊覧旅客不定期航路事業（以下この条において「遊覧旅客不定期航路事業」という。）に係る運賃及び料金に該当するものは、新海上運送法第二十三条の三の規定により届け出た運賃及び料金とみなす。

2　第二条の規定の施行の際現にされている旧海上運送法第二十三条の二第二項において準用する旧海上運送法第八条第一項の規定による運賃及び料金の認可の申請であって、遊覧旅客不定期航路事業に係る運賃及び料金に係るものは、新海上運送法第二十三条の三の規定によりした届出とみなす。

3　第二条の規定の施行前に旧海上運送法第二十三条の二第二項において準用する旧海上運送法第八条第二項又は第三項の規定によりした届出であって、遊覧旅客不定期航路事業に係る運賃及び料金に係るものは、新海上運送法第二十三条の三の規定によりした届出とみなす。

（小型船造船業法の一部改正に伴う経過措置）

第四条　第六条（小型船造船業法第十一条の改正規定に限る。）の規定の施行前に第六条の規定による改正前の小型船造船業法第十一条第一項第三号又は同条第二項第四号の規定による認定を受けた者は、それぞれ第六条の規定による改正後の小型船造船業法第十一条第一項第三号又は同条第二項第四号に規定する要件を備える者とみなす。

（罰則に関する経過措置）

第五条　この法律（附則第一条各号に掲げる規定については、当該各規定）の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第六条　附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関して必要となる経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

（タクシー業務適正化臨時措置法の一部改正）

第七条　タクシー業務適正化臨時措置法（昭和四十五年法律第七十五号）の一部を次のように改正する。

第五十四条の二第二項中「第八十九条の二第二項」を「第九十条第二項」に改める。

（運輸省設置法の一部改正）

第八条　運輸省設置法（昭和二十四年法律第百五十七号）の一部を次のように改正する。

第三条の二第一項第百六十号中「及び旅客航空運送取扱業」を削る。

第四条第一項第三十五号中「につき、抵当権の設定を認可し、且つ、これを」を「に関し認可し、及び登録し、並びにこれらを目的とする抵当権に関し」に改める。

法務大臣　前田　勲男
運輸大臣　亀井　静香
建設大臣　野坂　浩賢
内閣総理大臣　村山　富市

更生保護事業法をここに公布する。

御名　御璽

平成七年五月八日

内閣総理大臣　村山　富市

法律第八十六号

更生保護事業法

目次

第一章　総則

（目的）

第一条　この法律は、更生保護事業に関する基本事項を定めることにより、更生保護事業の適正な運営を確保し、及びその健全な育成発達を図るとともに、犯罪者予防更生法（昭和二十四年法律第百四十二号）、執行猶予者保護観察法（昭和二十九年法律第五十八号）その他更生保護に関する法律とあいまって、犯罪をした者が善良な社会の一員として更生することを助け、もって個人及び公共の福祉の増進に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条　この法律において「更生保護事業」とは、継続保護事業、一時保護事業及び連絡助成事業をいう。

2　この法律において「継続保護事業」とは、次に掲げる者であって現に更生のための保護を必要としているものを一定の施設に収容して、その者に対し、宿泊所を供与し、教養、訓練、医療又は就職を助け、生活の指導を行い、環境の改善又は調整を図る等その更生に必要な保護を行う事業をいう。

一　保護観察に付されている者

二　懲役、禁錮又は拘留につき、刑の執行を終わり、その執行の免除を得、又はその執行を停止されている者

三　懲役又は禁錮につき刑の執行猶予の言渡しを受け、刑事上の手続による身体の拘束を解かれた者（第一号に該当する者を除く。次号において同じ。）

四　罰金又は科料の言渡しを受け、刑事上の手続による身体の拘束を解かれた者

五　労役場から出場し、又は仮出場を許された者

六　訴追を必要としないため公訴を提起しない処分を受け、刑事上の手続による身体の拘束を解かれた者

七　少年院から退院し、又は仮退院を許された者（第一号に該当する者を除く。次号において同じ。）

八　婦人補導院から退院し、又は仮退院を許された者

3　この法律において「一時保護事業」とは、前項に規定する者に対し、帰住をあっせんし、医療又は就職を助け、金品を給与し、又は貸与し、生活の相談に応ずる等その更生に必要な保護（継続保護事業として行うものを除く。）を行う事業をいう。

4　この法律において「連絡助成事業」とは、継続保護事業、一時保護事業その他第二項各号に掲げる者の更生を助けることを目的とする事業に関する啓発、連絡、調整又は助成（第四十六条第一項において「助成等」という。）を行う事業をいう。

5　この法律において「被保護者」とは、継続保護事業又は一時保護事業における保護の対象者をいう。

6　この法律において「更生保護法人」とは、更生保護事業を営むことを目的として、この法律の定めるところにより設立された法人をいう。

第十二条中「第八条第二項ニ依ル公告ガ効力ヲ失ヒタルトキ、抵当権」を「鉄道財団」に改める。

第十三条中「抵当権設定」を「鉄道財団設定」に、「二箇月」を「六箇月」に、「其ノ登録」を「抵当権設定ノ登録」に改める。

第十三条ノ六第二項中「、第八条第一項、第四項及第九条」を「及第八条」に改める。

第十四条を次のように改める。

第十四条　削除

第二十五条ノ二中「根抵当権」を「一定ノ範囲ニ属スル不特定ノ債権ヲ極度額ノ限度ニ於テ担保スル為設定セラレタル抵当権（以下根抵当権ト称ス）」に改める。

第二十八条ノ二第一項を次のように改める。

監督官庁ハ鉄道財団ノ設定ヲ認可シタルトキハ鉄道財団設定ノ登録ヲ為スベシ

第二十八条ノ二第二項中「鉄道財団成立」を「鉄道財団設定」に改める。

第二十八条ノ三第三項中「前条各号」を「前条第二項各号」に改める。

第二十九条中「抵当権ノ設定ニ関スル証書」を「抵当証書」に改め、同条に次のただし書を加える。

但シ担保付社債ヲ発行スル場合ニ在リテハ信託証書ヲ以テ抵当証書ニ代フ

第二十九条に次の一項を加える。

抵当証書ニハ左ノ事項ヲ記載スベシ但シ根抵当権ノ場合ニ在リテハ第四号及第五号ニ掲ゲタル事項ニ代ヘ極度額及担保スベキ債権ノ範囲ヲ記載スベシ

一　鉄道財団ニ属スル線路ノ表示
二　抵当権者、債務者及鉄道財団ノ所有者ノ名称及住所
三　抵当権ノ順位
四　債権額及償還ノ方法並期限
五　利率及利息支払ノ方法並期限

第三十条第二号中「第七条第二項第三号」を「前条第二項第三号」に改め、同条第三号中「抵当権ノ設定ニ関スル証書」を「抵当証書又ハ信託証書」に改め、同条第四号中「抵当権設定認可」を「抵当権設定」に改める。

第三十条ノ二第一項中「担保附社債信託法」の下に「（明治三十八年法律第五十二号）」を加える。

第三十三条第一項中「鉄道財団成立」を「鉄道財団設定」に改める。

第三十五条中「抵当権設定」を「鉄道財団設定」に改める。

第三十六条第一項第一号中「鉄道財団成立」を「鉄道財団設定」に改める。

第四十一条中「抵当証書」を「公証人ノ作成シタル公正証書ニ依ル抵当証書」に、「公証人ノ作成シタル債務名義」を「民事執行法（昭和五十四年法律第四号）第二十二条第五号ニ規定スル執行証書」に改め、ただし書を削る。

第四十三条第三項中「執行力アル正本」を「執行文ヲ付シタル債務名義ノ正本」に改める。

第七十三条中「ガ政府ニ非ザル場合ニ於テ」を削る。

第九十二条第一号中「第八条第四項」を「第八条第二項」に改める。

（海上運送法の一部改正）

第二条　海上運送法（昭和二十四年法律第百八十七号）の一部を次のように改正する。

第二十一条第二項中「第三号及び第五号」の下に「（起点が終点と一致する航路であつて寄港地のないものにおいて営む旅客不定期航路事業（以下「遊覧旅客不定期航路事業」という。）にあつては、第一号、第三号及び第五号）」を加える。

第二十三条の二第二項中「第十一条まで」の下に「（遊覧旅客不定期航路事業にあつては、第九条から第十一条まで）」を、「第五号」の下に「（遊覧旅客不定期航路事業にあつては、第一号、第三号及び第五号）」を加える。

第二十三条の四を第二十三条の五とし、第二十三条の三を第二十三条の四とし、第二十三条の二の次に次の一条を加える。

（遊覧旅客不定期航路事業に係る運賃及び料金の届出）

第二十三条の三　遊覧旅客不定期航路事業を営む者は、旅客、手荷物及び小荷物の運賃及び料金については、あらかじめ、運輸大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも同様である。

第四十八条の二中「第二十三条の三」を「第二十三条の四」に改める。

第四十九条第一号中「又は第二十二条」を「、第二十二条又は第二十三条の三」に改める。

（水路業務法の一部改正）

第三条　水路業務法（昭和二十五年法律第百二号）の一部を次のように改正する。

第九条中「左の各号に」を「次に」に改め、各号列記以外の部分に次のただし書を加え、第三号ただし書を削る。

ただし、専ら国際間の水路に関する情報の交換を目的として行う水路測量その他の次に掲げる測量の基準に従つて行うことが適当でないものとして運輸省令で定める水路測量は、運輸省令で定める基準に従つて行うことができる。

第二十四条中「又は航空図誌を」を「若しくは航空図誌を航海若しくは航空の用に供するために」に、「これ」を「当該水路図誌若しくは航空図誌」に、「航海又は」を「航海若しくは」に改める。

（道路運送法の一部改正）

第四条　道路運送法（昭和二十六年法律第百八十三号）の一部を次のように改正する。

第九十条を削り、第八十九条の二を第九十条とする。

第九十一条の見出し中「徴取」を「聴取」に改め、同条中「徴しなければ」を「聴かなければ」に改め、同条ただし書中「ときは、当該共通にする路線の部分については」を「場合（当該共通にする路線の部分に限る。）その他の道路管理者の意見を聴く必要がないものとして省令で定める場合は」に改める。

（航空法の一部改正）

第五条　航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）の一部を次のように改正する。

第百三十三条の見出しを「（航空運送代理店業の届出）」に改め、同条第一項中「又は旅客航空運送取扱業（自己の名において航空機による旅客の運送の取次ぎを行う事業をいう。以下同じ。）」を削り、同条第二項中「又は旅客航空運送取扱業」を削る。

第百三十四条第一項中「次の各号に」を「次に」に、「、航空運送代理店業又は旅客航空運送取扱業」を「又は航空運送代理店業」に改め、同項第八号中「又は旅客航空運送取扱業」を削る。

（小型船造船業法の一部改正）

第六条　小型船造船業法（昭和四十一年法律第百十九号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項第一号中「その役員」を「、その代表者」に改める。

第九条を次のように改める。

第九条　削除

第十条第一項中「小型船造船業者は」を「第四条の登録を受けた者（以下「小型船造船業者」という。）は」に、「行なわせる」を「行わせる」に改める。

第十一条第一項第三号を次のように改める。

三　鋼製の船舶の製造又は修繕に関して運輸省令で定める一定の実務の経験その他の要件を備える者

第十一条第二項第四号を次のように改める。

四　木船の製造又は修繕に関して運輸省令で定める一定の実務の経験その他の要件を備える者

第十四条第一項中「ときは」の下に「、運輸省令で定めるところにより」を加え、同条第二項に後段として次のように加える。

この場合において、第六条第一項中「前条第一項各号に掲げる事項並びに登録年月日及び登録番号」とあるのは「変更に係る事項」と、第七条第一項中「運輸大臣は、登録の申請者が次の各号の一に該当するとき、又は」とあるのは「運輸大臣は、」と読み替えるものとする。

第十六条第二項中第三号及び第四号を削り、第五を第三号とする。

第二十七条中「第九条、」を削る。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一　第二条及び附則第三条の規定　公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日
二　第六条（小型船造船業法第十一条の改正規定に限る。）及び附則第四条の規定　公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日

（鉄道抵当法の一部改正に伴う経過措置）

第二条　第一条の規定の施行の際現に同条の規定による改正前の鉄道抵当法（以下この条において「旧鉄道抵当法」という。）第二条ノ二第一項の規定により成立している鉄道財団は、第一条の規定による改正後の鉄道抵当法（以下この条において「新鉄道抵当法」という。）第二条ノ二第一項の規定による認可を受けて設定された鉄道財団とみなす。

2　この法律の施行の際現に旧法第三条の規定による旅行業代理店業の登録を受けている者は、新法第三条の規定による旅行業者代理業の登録を受けた者とみなす。

3　第一項の規定により新法の規定による旅行業の登録を受けた者とみなされる者（附則第五条において「旧一般旅行業者等」という。）についての新法第六条の二（新法第六条の三第二項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定の適用については、その者が旧法第三条又は第六条の三第一項の規定により登録を受けた日を新法第六条の二に規定する登録の日とみなす。

4　旧法の規定による旅行業者登録簿は、旧法の規定による一般旅行業又は国内旅行業の登録に関しては新法第五条第一項の旅行業者登録簿とみなし、旧法の規定による旅行業代理店業の登録に関しては同項の旅行業者代理業者登録簿とみなす。

第三条　この法律の施行の際現にされている旧法第四条第一項の規定による登録の申請であって運輸省令で定めるもの又は旧法第六条の三第一項の規定による有効期間の更新の登録の申請は、運輸省令で定めるところにより、それぞれ新法第四条第一項の規定による登録の申請若しくは新法第六条の四第一項の規定による変更登録の申請又は新法第六条の三第一項の規定による有効期間の更新の登録の申請とみなす。

第四条　この法律の施行前に旧法第四条第一項第六号に掲げる事項について変更した場合に係る届出については、なお従前の例による。

第五条　旧一般旅行業者等が新法第八条第一項の規定の施行により供託すべきこととなる営業保証金についての新法第九条第二項の規定の適用については、同項中「毎事業年度終了後において、その終了の日の翌日から百日以内」とあるのは、「旅行業法の一部を改正する法律（平成七年法律第八十四号）の施行の日から百日以内」とする。

2　旧一般旅行業者等のこの法律の施行の日の属する事業年度の前事業年度における旅行業務に関する旅行者との取引の額の報告についての新法第十条の規定の適用については、同条中「毎事業年度終了後百日以内」とあるのは、「旅行業法の一部を改正する法律（平成七年法律第八十四号）の施行の日から百日以内」とする。

第六条　この法律の施行前に旧法第七条第一項、第八条第一項、第十一条第二項、第十八条第一項又は第二十二条の十五第三項に規定する営業保証金を供託すべき事由が発生している者についての当該営業保証金の供託、当該供託をした旨の届出、事業の開始、催告、登録の取消し又は登録の失効については、なお従前の例による。

2　この法律の施行前に旧法第十条第一項、第十一条第四項、第二十一条第一項又は第二十二条の十五第一項に規定する営業保証金を取り戻すことができる事由が発生している者についての当該営業保証金の取戻しについては、なお従前の例による。

第七条　この法律の施行前に旧法第十七条の規定によりされた請求に係る営業保証金の還付については、なお従前の例による。

第八条　この法律の施行の際現に保証社員である旅行業者について新法第八条第一項の規定の施行により当該旅行業者に係る弁済業務保証金分担金の額が増加することとなる場合における新法第二十二条の十第二項の規定の適用については、同項中「毎事業年度終了後においてその弁済業務保証金分担金の額が増加することとなるときはその終了の日の翌日から百日以内」とあるのは、「旅行業法の一部を改正する法律（平成七年法律第八十四号）の施行の日から百日以内」とする。

第九条　この法律の施行前に旧法第二十二条の十第二項に規定する弁済業務保証金分担金を納付すべき事由が発生している者についての当該弁済業務保証金分担金の納付及び旅行業協会の社員の地位の喪失については、なお従前の例による。

2　この法律の施行前に旧法第二十二条の九第一項の規定により弁済業務保証金の還付があった場合における当該還付に係る保証社員又は保証社員であった者についての当該還付充当金の納付又は旅行業協会の社員の地位の喪失については、なお従前の例による。

3　この法律の施行前に旧法第二十二条の十二第一項に規定する弁済業務保証金を取り戻すことができる事由が発生している者についての当該弁済業務保証金の取戻しについては、なお従前の例による。

第十条　この法律の施行の際現に旧法第十二条の十一第一項に規定する運輸省令で定める資格を有する者は、新法第十二条の十一第一項に規定する研修の課程を修了した者とみなす。

第十一条　旧法及びこれに基づく命令の規定によってした処分、手続その他の行為は、附則第二条から第四条までに規定するものを除き、新法及びこれに基づく命令の相当規定によってした処分、手続その他の行為とみなす。

（罰則に関する経過措置）

第十二条　この法律の施行前にした行為並びに附則第四条及び第六条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第十三条　附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関して必要となる経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

（登録免許税法の一部改正）

第十四条　登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）の一部を次のように改正する。

別表第一第四十三号を次のように改める。

四十三　旅行業又は旅行業者代理業の登録		
旅行業法（昭和二十七年法律第二百三十九号）第三条（登録）の規定による旅行業又は旅行業者代理業の登録		
(一)　旅行業の登録	登録件数	一件につき九万円
(二)　旅行業者代理業の登録	登録件数	一件につき一万五千円

（運輸省設置法の一部改正）

第十五条　運輸省設置法（昭和二十四年法律第百五十七号）の一部を次のように改正する。

第三条の二第一項第十五号中「旅行業者」を「旅行業者代理業並びに旅行業者又は旅行業者代理業者」に改める。

第四条第一項第十四号の三中「旅行業」の下に「及び旅行業者代理業」を加え、同項第十四号の四中「旅行業者」の下に「又は旅行業者代理業者」を加える。

法務大臣　前田　勲男
大蔵大臣　武村　正義
運輸大臣　亀井　静香
内閣総理大臣　村山　富市

許可、認可等の整理及び合理化のための運輸省関係法律の一部を改正する法律をここに公布する。

御名　御璽

平成七年五月八日

内閣総理大臣　村山　富市

法律第八十五号

許可、認可等の整理及び合理化のための運輸省関係法律の一部を改正する法律

（鉄道抵当法の一部改正）

第一条　鉄道抵当法（明治三十八年法律第五十三号）の一部を次のように改正する。

第二条ノ二第一項を次のように改める。

鉄道財団ノ設定ハ監督官庁ノ認可ヲ受クルニ因リテ其ノ効力ヲ生ズ

第五条及び第六条を次のように改める。

第五条及第六条　削除

第七条第一項中「抵当権設定」を「鉄道財団設定」に、「抵当証書」を「左ノ事項ヲ記載シタル申請書」に改め、ただし書を削り、同項に次の各号を加える。

一　鉄道財団ニ属スル線路ノ表示

二　鉄道財団ノ所有者ノ名称及住所

第七条第二項及び第三項を削る。

第八条第一項中「抵当権ノ設定認可」を「鉄道財団設定ノ認可」に改め、同条第四項中「第一項又ハ第二項」を「前項」に改め、同条第二項及び第三項を削る。

第九条中「前条第二項ニ依ル公告ノ申請ヲ為シタルトキ又ハ抵当権ノ設定認可」を「鉄道財団設定ノ認可」に改める。

第十条第一項中「又ハ第二項」を削り、「同条第二項ニ依ル公告ガ効力ヲ失ハザル間、抵当権ノ設定認可」を「鉄道財団設定ノ認可」に改める。

第十条ノ二第一項中「又ハ第二項」を削り、同条第二項中「抵当権ノ設定認可」を「鉄道財団設定ノ認可」に、「却下シ又ハ第八条第二項ニ依ル公告ヲ取消スベシ」を「却下スベシ」に改める。

第十一条第一項及び第二項中「抵当権設定」を「鉄道財団設定」に改める。

2　前項の場合において、当該保証社員又は当該旅行業者代理業者と旅行業務に関し取引をした旅行者は、旅行者以外の同項の権利を有する者に先立ちその債権の弁済を受ける権利を有する。

第二十二条の十第一項第一号を削り、同項第二号中「第三条の登録を受けた日から一年を経過した一般旅行業者又は国内旅行業者で」を削り、「者」を「旅行業者」に改め、同号を同項第一号とし、同項第三号中「第三条の登録を受けた日から一年を経過した一般旅行業者又は国内旅行業者で」を削り、「者」を「旅行業者」に改め、同号を同項第二号とし、同条第二項中「新たに主催旅行を実施することとし、又は新たな営業所（その者を所属旅行業者とする旅行業代理店業者の営業所を含む。以下この章において同じ。）若しくは受託営業所を設置したときは、その日から十四日以内に、弁済業務規約で定める」を「毎事業年度終了後においてその弁済業務保証金分担金の額が増加することとなるときはその終了の日の翌日から百日以内に、第六条の四第一項の変更登録を受けた場合においてその弁済業務保証金分担金の額が増加することとなるときは変更登録を受けた日から十四日以内に、その増加することとなる」に改め、同条第四項中「第一項第一号若しくは第三号」を「第一項第二号」に改め、同条第五項及び第六項を削る。

第二十二条の十一第二項中「十四日」を「七日」に改める。

第二十二条の十二第一項中「保証社員が主催旅行を実施しないこととした旨、一部の営業所につき事業の廃止があつた旨又は受託営業所の全部若しくは一部につき業務の廃止があつた旨の届出をしたため」を「毎事業年度終了後又は保証社員が第六条の四第一項の変更登録を受けた場合において」に、「同条」を「第二十二条の十」に改め、同条第四項中「第二十二条の九第二項」を「第二十二条の九第三項」に改め、同条第五項中「あつた者」の下に「又は当該保証社員であつた者を所属旅行業者とする旅行業者代理業者」を加え、「その者」を「当該保証社員であつた者」に、「同条第二項」を「同条第三項」に改め、同条第六項中「第二十二条の九第二項」を「第二十二条の九第三項」に改め、同条第七項中「第二十一条第三項」を「第九条第九項」に、「取りもどす」を「取り戻す」に改める。

第二十二条の十三第一項中「第二十二条の九第三項」を「第二十二条の九第四項」に改め、同条第二項中「第十一条第六項」を「第八条第六項」に改め、同条第三項及び第六項中「第二十二条の九第三項」を「第二十二条の九第四項」に改める。

第二十二条の十五の見出し中「取りもどし」を「取戻し」に改め、同条第二項中「第二十一条第二項及び第三項」を「第九条第八項及び第九項」に、「取りもどす」を「取り戻す」に改め、同条第四項中「二十一日」を「十四日」に改める。

第二十二条の十六第二号中「保証社員」の下に「又は当該保証社員を所属旅行業者とする旅行業者代理業者」を加え、「その所属する」を「当該保証社員が所属する」に改める。

第二十二条の二十二の見出し中「供託」を「供託等」に改め、同条第二項中「定める日から」の下に「十四日以内に」を、「解散した日から」の下に「二十一日以内に」を加える。

第二十二条の二十三第二項中「取りもどす」を「取り戻す」に改め、同項ただし書中「第二十二条の九第二項」を「第二十二条の九第三項」に改め、同条第三項中「あつた者」の下に「又は当該保証社員であつた者を所属旅行業者とする旅行業者代理業者」を加え、「その者」を「当該保証社員であつた者」に、「同条第二項」を「同条第三項」に改め、同条第四項中「第二十二条の九第二項」を「第二十二条の九第三項」に、「行なう」を「行う」に改め、同条第五項中「第二十二条の九第二項」を「第二十二条の九第三項」に、「取りもどす」を「取り戻す」に改め、同条第七項中「第二十一条第二項及び第三項」を「第九条第八項及び第九項」に、「同条第三項」を「同条第九項」に、「取りもどす」を「取り戻す」に改める。

第二十三条第一項中「第六条の三第二項」の下に「又は第六条の四第二項」を加え、「旅行業者」を「旅行業者等」に改め、同条第二項及び第三項中「旅行業者」を「旅行業者等」に改める。

第二十五条の見出し中「旅行業者等の」を削り、同条中「旅行業」の下に「若しくは旅行業者代理業」を加え、「旅行業者」を「旅行業者等」に改める。

第二十五条の二第一項中「第十一条の四」を「第十一条の三」に、「行なわせる」を「行わせる」に改め、同条第六項を削り、同条第八項を同条第十項とし、同条第七項を同条第九項とし、同条第五項を同条第八項とし、同条第四項中「職員」の下に「（試験委員を含む。次項において同じ。）」を加え、同項を同条第七項とし、同条第三項の次に次の三項を加える。

4　旅行業協会は、試験事務を行う場合において、旅行業務取扱主任者として必要な知識及び能力を有するかどうかの判定に関する事務については、運輸省令で定める要件を備える者（以下「試験委員」という。）に行わせなければならない。

5　旅行業協会は、試験委員を選任し、又は解任したときは、遅滞なく、その旨を運輸大臣に届け出なければならない。

6　運輸大臣は、旅行業協会の役員又は試験委員が、第二項の規定により認可を受けた試験事務規程（試験委員にあつては、この法律又はこの法律に基づく命令若しくは処分を含む。）に違反したとき、又は試験事務に関し著しく不適当な行為をしたときは、旅行業協会に対し、その役員又は試験委員を解任すべきことを命ずることができる。

第二十六条第一項中「旅行業者、第十一条の四第三項若しくは」を「旅行業者等、」に改め、同条第二項中「旅行業者」を「旅行業者等」に改め、「第十一条の四第三項若しくは」を削る。

第二十八条中「五十万円」を「百万円」に改め、同条第二号中「第五条（第六条の三第二項において準用する場合を含む。）の規定による登録」を「第三条の登録、第六条の三第一項の有効期間の更新の登録又は第六条の四第一項の変更登録」に改め、同条第三号中「変更の届出をしないで主催旅行を実施した」を「第四条第一項第四号の業務の範囲について変更をした」に改め、同条第四号を削り、同条第五号中「第八条第二項」を「第九条第六項」に、「第十一条の二第二項」を「第十一条」に改め、同号を同条第四号とし、同条第六号中「旅行業」の下に「若しくは旅行業者代理業」を加え、同号を同条第五号とし、同条第七号及び第八号を削り、同条第九号中「第十四条の四第一項」を「第十四条の三第一項」に、「一般旅行業者又は国内旅行業者」を「旅行業者」に改め、「第二十条第一項第八号に掲げる」を削り、同号を同条第六号とする。

第二十九条中「三十万円」を「五十万円」に改める。

第二十九条の二中「二十万円」を「三十万円」に改め、同条第一号中「第十一条の三第一項」を「第十一条の二第一項」に改め、同条第二号中「第十一条の三第二項」を「第十一条の二第二項」に改め、同条第四号中「書面を交付しなかつた」を「同条に規定する書面を交付せず、又は虚偽の記載若しくは表示をした書面を交付した」に改め、同条第八号中「第二十五条の二第七項」を「第二十五条の二第四項」に改める。

第三十条中「十万円」を「二十万円」に改め、同条第一号中「第六条の四第一項」を「第六条の四第三項」に改め、同号の次に次の一号を加える。

一の二　第十条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

第三十条第六号中「違反して」の下に「標識を掲示せず、又は」を加え、同条第八号中「第十四条の四第二項」を「第十四条の三第二項」に改め、同条第十号中「対し」を「対して陳述をせず、若しくは」に改める。

第三十二条を次のように改める。

第三十二条　第十五条第一項から第三項までの規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、二十万円以下の過料に処する。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（経過措置）

第二条　この法律の施行の際現にこの法律による改正前の旅行業法（以下「旧法」という。）第三条又は第六条の三第一項の規定による一般旅行業又は国内旅行業の登録を受けている者は、運輸省令で定めるところにより、この法律による改正後の旅行業法（以下「新法」という。）第三条又は第六条の三第一項の規定による旅行業の登録を受けた者とみなす。

第十二条の二第一項中「一般旅行業者又は国内旅行業者」を「旅行業者」に改め、同条第二項第二号中「払いもどし」を「払戻し」に改め、「明確に」の下に「(主催旅行を実施する旅行業者にあつては、主催旅行契約と主催旅行契約以外の契約との別に応じ、明確に)」を加え、同条第三項中「旅行業者は」を「旅行業者等は」に、「旅行業代理店業者」を「旅行業者代理業者」に、「一般旅行業者又は国内旅行業者」を「旅行業者」に改める。

第十二条の三中「一般旅行業者又は国内旅行業者」を「旅行業者」に改める。

第十二条の四中「旅行業者」を「旅行業者等」に改め、同条に次の一項を加える。

2　旅行業者等は、前項の規定による説明をするときは、運輸省令で定める場合を除き、旅行者に対し、旅行者が提供を受けることができる旅行に関するサービスの内容、旅行者が旅行業者等に支払うべき対価に関する事項、旅行業務取扱主任者の氏名その他の運輸省令で定める事項を記載した書面を交付しなければならない。

第十二条の五中「旅行業者」を「旅行業者等」に、「取次」を「取次ぎ」に、「その他」を「、旅行者が旅行業者等に支払うべき対価に関する事項、旅行業務取扱主任者の氏名その他の」に改め、同条の次に次の一条を加える。

(旅行業務取扱主任者の証明書の提示)

第十二条の五の二　旅行業務取扱主任者は、旅行者から請求があつたときは、運輸省令で定める様式による証明書を提示しなければならない。

第十二条の六第一項及び第三項中「旅行業者」を「旅行業者等」に、「行なう」を「行う」に改める。

第十二条の七の見出しを「(主催旅行の広告)」に改め、同条中「旅行業者」を「旅行業者等」に改め、「するときは」の下に「、運輸省令で定めるところにより」を加え、「一般旅行業者又は国内旅行業者」を「旅行業者」に改める。

第十二条の八中「旅行業者」を「旅行業者等」に改める。

第十二条の九第一項中「旅行業者」を「旅行業者等」に、「の種別及び第十一条の三第五項各号」を「と旅行業者代理業との別及び第十一条の二第五項各号」に改め、同条第二項中「旅行業者」を「旅行業者等」に改める。

第十二条の十中「一般旅行業者又は国内旅行業者」を「旅行業者」に改める。

第十二条の十一第一項中「、又は運輸省令で定める資格を有し」を削る。

第十三条中「旅行業者」を「旅行業者等」に改める。

第十四条第一項中「旅行業者」を「旅行業者等」に改め、「旅行業」の下に「又は旅行業者代理業」を加え、同条第二項中「旅行業者」を「旅行業者等」に、「貸渡」を「貸渡し」に改め、「旅行業」の下に「又は旅行業者代理業」を加える。

第十四条の二第一項中「一般旅行業者又は国内旅行業者」を「旅行業者」に、「旅行業代理店業」を「旅行業者代理業」に改め、同条第二項中「一般旅行業者又は国内旅行業者」を「旅行業者」に、「旅行業代理店業者」を「旅行業者代理業者」に、「受託旅行業代理店業者」を「受託旅行業者代理業者」に改め、同条第三項を削り、同条第四項中「受託旅行業代理店業者」を「受託旅行業者代理業者」に改め、「(以下「受託営業所」という。)」を削り、同項を同条第三項とし、同条第五項を削る。

第十四条の三を削る。

第十四条の四の見出しを「(旅行業者代理業者の旅行業務等)」に改め、同条第一項中「旅行業代理店業者」を「旅行業者代理業者」に、「第十四条の二第二項」を「前条第二項」に、「一般旅行業者又は国内旅行業者」を「旅行業者」に改め、「第二条第一項第八号に掲げる」を削り、同条第二項及び第三項中「旅行業代理店業者」を「旅行業者代理業者」に改め、同条を第十四条の三とする。

第十五条第一項から第三項までの規定中「旅行業者」を「旅行業者等」に改め、同条第四項中「旅行業者」を「旅行業者等」に改め、「旅行業」の下に「又は旅行業者代理業」を加える。

第十五条の二の見出しを「(旅行業者代理業の登録の失効)」に改め、同条中「旅行業代理店業」を「旅行業者代理業」に改め、同条第一号中「所属旅行業者のために第二条第一項第八号に掲げる」を「当該旅行業者代理業者が所属旅行業者のために」に改め、同条第二号中「第二十条」を「第二十条第一項又は第二項」に改める。

第十六条第四項中「あつた者」の下に「又は当該旅行業者であつた者を所属旅行業者とする旅行業者代理業者」を加え、「同条同項」を「同項」に改める。

第十七条第一項中「旅行業者と」を「旅行業者又は当該旅行業者を所属旅行業者とする旅行業者代理業者と」に改め、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　前項の場合において、当該旅行業者又は当該旅行業者代理業者と旅行業務に関し取引をした旅行業者は、旅行者以外の同項の権利を有する者に先立ちその債権の弁済を受ける権利を有する。

第十八条の見出し中「供託」を「供託等」に改め、同条第一項中「第十一条第一項」を「第八条第一項」に改め、同条第三項中「二十一日」を「十四日」に改める。

第十八条の二第一項中「一般旅行業者又は国内旅行業者」を「旅行業者」に、「もより」を「最寄り」に改め、同条第二項中「一般旅行業者又は国内旅行業者」を「旅行業者」に、「第十一条第六項」を「第八条第六項」に、「もより」を「最寄り」に、「取りもどす」を「取り戻す」に改める。

第十八条の三中「旅行業者」を「旅行業者等」に改める。

第十九条第一項中「旅行業者」を「旅行業者等」に改め、同項第三号中「第五条(第六条の三第二項において準用する場合を含む。)の規定による登録」を「第三条の登録、第六条の三第一項の有効期間の更新の登録又は第六条の四第一項の変更登録」に改め、同条第二項中「旅行業者」を「旅行業者等」に改める。

第二十条の見出しを「(登録の抹消等)」に改め、同条第一項中「第十一条第三項」を「第八条第三項」に改め、「旅行業」の下に「又は旅行業者代理業」を加え、同条第二項中「旅行業」の下に「又は旅行業者代理業」を加え、同条に次の二項を加える。

3　前二項の規定による登録の抹消があつたときは、旅行業者であつた者又はその承継人は、供託した営業保証金を取り戻すことができる。

4　第九条第八項及び第九項の規定は、前項の規定により営業保証金を取り戻す場合について準用する。

第二十一条を削る。

第二十一条の二の見出しを「(旅行業者登録簿等の閲覧)」に改め、同条中「旅行業者登録簿」の下に「及び旅行業者代理業者登録簿」を加え、同条を第二十一条とする。

第二十二条中「又は第十一条の四第一項」を「、第六条の四第一項の規定による変更登録の申請をする者又は第十一条の三第一項」に、「運輸省令」を「政令」に改める。

第二十二条の二第一項中「次の各号に」を「次に」に、「行なう」を「行う」に改め、同項第二号中「旅行業者」を「旅行業者等」に改める。

第二十二条の三中「次の各号に」を「次に」に改め、同条第一号中「社員」を「旅行業者等」に改め、同条第三号中「社員」の下に「である旅行業者又は当該旅行業者を所属旅行業者とする旅行業者代理業者」を加え、同条第四号中「社員」を「旅行業者等」に改め、同条第五号中「旅行業」の下に「及び旅行業者代理業」を加える。

第二十二条の四第一項中「第四条第三項に規定する旅行業の種別」を「旅行業者と旅行業者代理業者との別」に改め、同条第二項中「旅行業者」を「旅行業者等」に、「附して」を「付して」に、「附された」を「付された」に改める。

第二十二条の六第一項及び第二項中「社員」を「旅行業者等」に改める。

第二十二条の七第一項中「、その組織する社員の旅行業の種別に応じ」を削り、「旅行業者」を「旅行業者等」に改め、同条第二項中「旅行業者」を「旅行業者等」に改める。

第二十二条の八第三項中「第十一条第六項」を「第八条第六項」に改める。

第二十二条の九第一項中「で第三条の登録を受けた日から一年を経過した者」を削り、「同じ。)」の下に「又は当該保証社員を所属旅行業者とする旅行業者代理業者」を加え、「次項」を「第三項」に改め、同条第六項中「第二項」を「第三項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項を同条第六項とし、同条第四項中「第十一条第六項」を「第八条第六項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

第四条第一項第四号を次のように改める。

四　旅行業を営もうとする者にあつては、主催旅行を実施するものであるかどうかその他の旅行業務に関する取引の実情を勘案して運輸省令で定める業務の範囲の別

第四条第一項第五号及び第六号を削り、同項第七号中「旅行業代理店業」を「旅行業を営もうとする者にあつては、旅行業者代理業」に改め、同号を同項第五号とし、同項第八号中「旅行業代理店業」を「旅行業者代理業」に改め、同号を同項第六号とし、同条第三項を削る。

第五条第一項中「除く外、左に」を「除くほか、次に」に改め、「旅行業者登録簿」の下に「又は旅行業者代理業者登録簿」を加え、同項第二号中「登録年月日」の下に「及び登録番号」を加え、同条第二項中「直ちに」を「遅滞なく、」に改める。

第六条第一項第一号中「旅行業」の下に「又は旅行業者代理業」を加え、同項第七号中「第十一条の三」を「第十一条の二」に改め、同項第八号中「一般旅行業又は国内旅行業」を「旅行業」に改め、「認められる」の下に「第四条第一項第四号の業務の範囲の別ごとに」を加え、同項第九号中「旅行業代理店業」を「旅行業者代理業」に改め、同条第二項中「理由を附して」を「遅滞なく、理由を付して」に改める。

第六条の二中「一般旅行業及び国内旅行業」を「旅行業」に改める。

第六条の三第一項中「一般旅行業又は国内旅行業」を「旅行業」に改め、「当該登録に係る」を削り、同条第二項中「前条第一項各号に掲げる事項」とあるのは「有効期間の更新の旨」を「登録番号」とあるのは、「登録番号並びに有効期間の更新の登録の年月日」に改める。

第六条の四の見出しを「（変更登録等）」に改め、同条第二項中「旅行業者登録簿」の下に「又は旅行業者代理業者登録簿」を加え、ただし書を削り、同項を同条第四項とし、同条第一項中「旅行業の登録を受けた者（以下「旅行業者」という。）は、第四条第一項第二号から第七号まで」を「旅行業者又は旅行業者代理業者（旅行業者代理業の登録を受けた者をいう。以下同じ。）は、第四条第一項第一号から第三号まで又は第五号（旅行業者代理業者にあつては、同項第一号から第三号まで）」に改め、同項を同条第三項とし、同項の前に次の二項を加える。

旅行業の登録を受けた者（以下「旅行業者」という。）は、第四条第一項第四号の業務の範囲について変更をしようとするときは、運輸省令で定めるところにより、運輸大臣の行う変更登録を受けなければならない。

2　第五条及び第六条の規定は、前項の変更登録について準用する。この場合において、第五条第一項中「次に掲げる事項」とあるのは「変更に係る事項」と、「旅行業者登録簿又は旅行業者代理業者登録簿」とあるのは「旅行業者登録簿」と、第六条第一項中「次の各号の一」とあるのは「第七号又は第八号」と読み替えるものとする。

第七条第一項中「一般旅行業の登録を受けた者（以下「一般旅行業者」という。）又は国内旅行業の登録を受けた者（以下「国内旅行業者」という。）」を「旅行業者」に改め、同条第二項から第五項までの規定中「一般旅行業者又は国内旅行業者」を「旅行業者」に改める。

第八条から第十条までを削る。

第十一条第一項中「一般旅行業者又は国内旅行業者」を「旅行業者」に、「次に掲げる区分ごとに、旅行業務に関する取引に係る債務の額及び弁済の状況その他」を「当該旅行業者の前事業年度における旅行業務に関する旅行者との取引の額（当該旅行業者が第三条の登録を受けた事業年度に営業保証金を供託する場合その他の運輸省令で定める場合にあつては、運輸省令で定める額）に応じ、第四条第一項第四号の業務の範囲の別ごとに、」に、「取引の実情並びに」を「旅行者との取引の実情及び」に、「の相手方」を「における旅行者」に改め、「額の合計額に、第十四条の三第一項の規定により供託すべき額を加算した」を削り、各号を削り、同条第二項中「一般旅行業者又は国内旅行業者」を「旅行業者」に改め、「又は第十四条の三第一項」及び「制定又は」を削り、同条第三項中「第七条第二項」を「前条第二項」に、「あるのは「第十一条第一項又は第十四条の三第一項」を「あるのは、「次条第一項」に改め、「制定又は」を削り、「三箇月以内」の下に「（その施行の日から三箇月を経過する日がその施行の日の属する事業年度の前事業年度の終了の日の翌日から百日を経過する日前である場合にあつては、当該百日を経過する日まで）」を加え、同条第四項中「一般旅行業者又は国内旅行業者」を「旅行業者」に改め、「又は第十四条の三第一項」及び「制定又は」を削り、同条第五項を次のように改める。

5　前項の規定による営業保証金の取戻しに関し必要な事項は、法務省令、運輸省令で定める。

第十一条第七項中「一般旅行業者又は国内旅行業者」を「旅行業者」に、「もより」を「最寄り」に改め、同条を第八条とし、同条の次に次の二条を加える。

（営業保証金の追加の供託等）

第九条　旅行業者は、毎事業年度終了後において、その供託している営業保証金の額が前条第一項に規定する額に不足することとなるときは、その不足額を追加して供託しなければならない。

2　第七条第二項、第四項及び第五項の規定は、前項の規定により営業保証金を供託する場合について準用する。この場合において、同条第四項中「旅行業の登録をした場合において、登録の通知を受けた日から十四日以内」とあるのは、「毎事業年度終了後において、その終了の日の翌日から百日以内」と読み替えるものとする。

3　旅行業者は、毎事業年度終了後において、その供託している営業保証金の額が前条第一項に規定する額を超えることとなるときは、その超える額の営業保証金を取り戻すことができる。

4　前条第五項の規定は、前項の規定により営業保証金を取り戻す場合について準用する。

5　旅行業者は、第六条の四第一項の変更登録を受けた場合において、その供託している営業保証金の額が前条第一項に規定する額に不足することとなるときは、その不足額を追加して供託しなければならない。

6　第七条第二項及び第三項の規定は、前項の規定により営業保証金を供託する場合について準用する。

7　旅行業者は、第五項に規定する場合において、その供託している営業保証金の額が前条第一項に規定する額を超えることとなるときは、その超える額の営業保証金を取り戻すことができる。

8　前項の規定による営業保証金の取戻しは、当該営業保証金につき第十七条第一項の権利を有する者に対し六箇月を下らない一定期間内にその期間内に申し出るべき旨を公告し、その期間内にその申出がなかつた場合でなければ、これをすることができない。ただし、営業保証金を取り戻すことができる事由が発生した時から十年を経過したときは、この限りでない。

9　前項の規定による公告その他営業保証金の取戻しに関し必要な事項は、法務省令、運輸省令で定める。

（取引額の報告）

第十条　旅行業者は、毎事業年度終了後百日以内に、運輸省令で定めるところにより、その事業年度における旅行業務に関する旅行者との取引の額を運輸大臣に報告しなければならない。

第十一条の二の見出しを「（旅行業者代理業者の事業の開始）」に改め、同条第一項を削り、同条第二項中「旅行業代理店業者」を「旅行業者代理業者」に、「所属旅行業者」を「代理する旅行業者（以下「所属旅行業者」という。）」に、「第八条第二項」を「第九条第六項」に改め、同項を同条第一項とし、同条第三項を削り、同条を第十一条とする。

第十一条の三第一項中「旅行業者」を「旅行業者又は旅行業者代理業者（以下「旅行業者等」という。）」に、「運輸省令で定めるところによりその取引に係る旅行に関するサービスの提供の確実性、取引条件の明確性その他取引の公正を確保するため必要な」を「第十二条の四の規定による取引条件の説明、第十二条の五の規定による書面の交付その他取引の公正を確保するため必要な運輸省令で定める事項についての」に改め、同条第二項中「旅行業者」を「旅行業者等」に改め、同条を第十一条の二とする。

第十一条の四第三項中「運輸大臣の指定する者」を「第二十二条の二第二項に規定する旅行業協会」に改め、同条第五項中「及び第三項の指定に関し必要な事項」を削り、同条を第十一条の三とする。

第十二条第一項中「一般旅行業者又は国内旅行業者」を「旅行業者」に改め、同条第三項中「旅行業代理店業者」を「旅行業者代理業者」に改める。

第百十一条第二号中「契約約款」を「料金又は契約約款」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（経過措置）

2　この法律の施行の際現に改正前の電気通信事業法（以下「旧法」という。）第三十一条第一項の規定により認可を受けている契約約款に定める料金であって改正後の電気通信事業法（以下「新法」という。）第三十一条第一項の規定が適用される料金に該当するものは、同項の規定により認可を受けた料金とみなす。

3　この法律の施行の際現に旧法第三十一条第一項の規定により認可を受けている契約約款に定める料金であって新法第三十一条第三項の規定が適用される料金に該当するものは、同項の規定により届け出た料金とみなす。

4　この法律の施行の際現に旧法第三十一条第一項の規定により認可を受けている契約約款（料金に係る部分を除く。）は、新法第三十一条の二第一項の規定により認可を受けた契約約款とみなす。

5　この法律の施行前に旧法第三十一条第五項の規定により届け出た契約約款に定める料金は、新法第三十一条第六項の規定により届け出た料金とみなす。

6　この法律の施行前に旧法第三十一条第五項の規定により届け出た契約約款（料金に係る部分を除く。）は、新法第三十一条の二第五項の規定により届け出た契約約款とみなす。

7　この法律の施行の際現にされている旧法第三十一条第一項の規定による契約約款の認可の申請は、新法第三十一条第一項の規定が適用される料金に係るものにあっては同項の規定により した認可の申請と、同条第三項の規定が適用される料金に係るものにあっては同項の規定によりした届出と、新法第三十一条の二第一項の契約約款に係るものにあっては同項の規定によりした認可の申請とみなす。

8　この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

郵政大臣　大出　俊
内閣総理大臣　村山　富市

電波法の一部を改正する法律をここに公布する。

御　名　御　璽

平成七年五月八日

内閣総理大臣　村山　富市

法律第八十三号

電波法の一部を改正する法律

電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）の一部を次のように改正する。

第四十一条第二項中「二に」を「いずれかに」に、「又は第三号」を「から第四号まで」に改め、同項第三号を次のように改める。

三　前条第一項の資格（郵政省令で定めるものに限る。）ごとに次に掲げる学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に基づく学校の区分に応じ郵政省令で定める無線通信に関する科目を修めて卒業した者

イ　大学（短期大学を除く。）

ロ　短期大学又は高等専門学校

ハ　高等学校

第四十一条第二項に次の一号を加える。

四　前条第一項の資格（郵政省令で定めるものに限る。）ごとに前三号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有する者として郵政省令で定める同項の資格及び業務経歴その他の要件を備える者

第四十一条第三項を次のように改める。

3　前項第一号若しくは第二号に該当する者又は同項第四号に該当する者であつて郵政省令で定めるものが行う無線従事者の免許の申請は、それぞれこれらの規定に該当するに至つた日から三箇月以内に行わなければならない。

第九十九条の十一第一項第一号中「第四十一条第二項第二号及び第三号」を「第四十一条第二項第二号、第三号及び第四号」に改める。

第百三条の二第九項中「第七項」を「第九項」に改め、同項を同条第十一項とし、同条中第八項を第十項とし、第七項を第九項とし、第六項の次に次の二項を加える。

7　郵政大臣は、免許人から、預金又は貯金の払出しとその払い出した金銭による電波利用料の納付をその預金口座又は貯金口座のある金融機関に委託して行うことを希望する旨の申出があつた場合には、その納付が確実と認められ、かつ、その申出を承認することが電波利用料の徴収上有利と認められるときに限り、その申出を承認することができる。

8　前項の承認に係る電波利用料が同項の金融機関による当該電波利用料の納付の期限として郵政省令で定める日までに納付された場合には、その納付の日が納期限後である場合においても、その納付は、納期限までにされたものとみなす。

附　則

（施行期日）

1　この法律は、平成八年四月一日から施行する。ただし、第百三条の二の改正規定は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（経過措置）

2　この法律の施行の際現に改正前の第四十一条第二項第三号の規定による認定を受けている者であって無線従事者の免許を受けていないもの及び同号の規定による認定の申請をしている者に対する無線従事者の免許については、なお従前の例による。

郵政大臣　大出　俊
内閣総理大臣　村山　富市

旅行業法の一部を改正する法律をここに公布する。

御　名　御　璽

平成七年五月八日

内閣総理大臣　村山　富市

法律第八十四号

旅行業法の一部を改正する法律

旅行業法（昭和二十七年法律第二百三十九号）の一部を次のように改正する。

目次中「旅行業（」を「旅行業等（」に改める。

第一条中「旅行業」を「旅行業等」に改める。

第二条第一項中「行なう」を「行う」に、「もつぱら」を「専ら」に改め、同項第一号中「取次」を「取次ぎ」に改め、同項第四号中「附随して」を「付随して」に、「取次」を「取次ぎ」に改め、同項第五号及び第六号中「附随して」を「付随して」に改め、同項第八号を削り、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項中「前項各号に掲げる」を「第一項各号に掲げる行為（第十四条の二第一項の規定により他の旅行業者を代理して主催旅行契約を締結する行為を含む。）又は旅行業者代理業を営む者が取り扱う前項に規定する代理して契約を締結する」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　この法律で「旅行業者代理業」とは、報酬を得て、旅行業を営む者のため前項第一号から第六号までに掲げる行為について代理して契約を締結する行為を行う事業をいう。

「第二章　旅行業」を「第二章　旅行業等」に改める。

第三条中「旅行業」の下に「又は旅行業者代理業」を加え、「行なう」を「行う」に改める。

第四条第一項第一号を次のように改める。

一　氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

附　則

（施行期日）

1　この法律は、平成八年一月四日から施行する。ただし、第五十一条の改正規定は、電波法の一部を改正する法律（平成七年法律第八十三号）附則第一項ただし書の政令で定める日から施行する。

（経過措置）

2　この法律の施行前に払込み、振替の請求又は払出しの請求をした場合における当該払込み、振替又は払出しについては、改正後の第三十一条第一項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

郵政大臣　大出　俊
内閣総理大臣　村山　富市

電気通信事業法の一部を改正する法律をここに公布する。

御名　御璽

平成七年五月八日

内閣総理大臣　村山　富市

法律第八十二号

電気通信事業法の一部を改正する法律

電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）の一部を次のように改正する。

第三十一条の見出しを「（料金の認可等）」に改め、同条第一項中「その他の提供条件（郵政省令で定める事項及び第四十九条第一項又は第五十二条第一項第一号の規定により認可を受けるべき技術的条件に係るものを除く。第三十八条第二項において同じ。）について契約約款」を「（第三項に規定する料金及び郵政省令で定める料金を除く。）」に改め、同条第二項第一号中「料金が」を削り、同項中第三号及び第四号を削り、第五号を第三号とし、第六号を削り、同条第六項中「第三項及び第四項」を「第四項及び第五項」に、「提供に係る提供条件」を「料金」に、「第三項中「同項の認可を受けた」とあるのは「第五項の規定により届出た」と、」を「第四項中」に、「「次項」」を「、「次項」」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項中「その他の提供条件」、「事項に係る」及び「について契約約款」を削り、同項を同条第六項とし、同条第四項中「契約約款で定める」を「第一項の規定により認可を受け又は第三項の規定により届け出た」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項中「契約約款で定めるべき提供条件」を「認可を受けるべき料金又は前項の規定により届け出るべき料金」に、「同項の認可を受けた契約約款」を「それぞれ第一項の規定により認可を受け又は前項の規定により届け出た料金」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3　第一種電気通信事業者は、電気通信役務のうちその内容、利用者（電気通信事業者との間に電気通信役務の提供を受ける契約を締結する者をいう。以下同じ。）の範囲等からみて利用者の利益に及ぼす影響が比較的少ないものとして郵政省令で定めるものに関する料金（第一項の郵政省令で定める料金を除く。）を定めようとするときは、あらかじめ郵政大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

第三十一条の次に次の一条を加える。

（契約約款の認可等）

第三十一条の二　第一種電気通信事業者は、電気通信役務に関する提供条件（料金並びに郵政省令で定める事項及び第四十九条第一項又は第五十二条第一項第一号の規定により認可を受けるべき技術的条件に係るものを除く。）について契約約款を定め、郵政大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2　郵政大臣は、前項の認可の申請が次の各号に適合していると認めるときは、同項の認可をしなければならない。

一　第一種電気通信事業者及びその利用者の責任に関する事項並びに電気通信設備の設置の工事その他の工事に関する費用の負担の方法が適正かつ明確に定められていること。

二　電気通信回線設備の使用の態様を不当に制限するものでないこと。

三　特定の者に対し不当な差別的取扱いをするものでないこと。

四　第八条第一項の通信に関する事項について適切に配慮されているものであること。

3　第一項の規定により契約約款で定めるべき提供条件について、郵政大臣が標準契約約款を定めて公示した場合（これを変更して公示した場合を含む。）において、第一種電気通信事業者が、標準契約約款と同一の契約約款を定めようとして又は現に定めている契約約款を標準契約約款と同一のものに変更しようとして、あらかじめその旨を郵政大臣に届け出たときは、その契約約款については、同項の認可を受けたものとみなす。

4　第一種電気通信事業者は、第一項の規定により契約約款で定めるべき提供条件については、同項の認可を受けた契約約款によらなければ電気通信役務を提供してはならない。ただし、第三十八条第二項の認可を受けた契約により第二種電気通信事業者に電気通信役務を提供する場合は、この限りでない。

5　特別第二種電気通信事業者は、電気通信役務に関する提供条件（料金及び郵政省令で定める事項に係るものを除く。）について契約約款を定め、その実施前に、郵政大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

6　特別第二種電気通信事業者は、前項の規定により契約約款で定めるべき提供条件については、同項の規定により届け出た契約約款によらなければ電気通信役務を提供してはならない。

第三十二条の見出しを「（料金等の掲示）」に改め、同条第一項中「前条第一項」を「第三十一条第一項の規定により認可を受け若しくは同条第三項の規定により届け出た料金並びに前条第一項」に改め、同条第二項中「規定は、」の下に「第三十一条第一項又は第六項の郵政省令で定める料金及び」を加える。

第三十六条第一項中「電気通信役務の料金その他の提供条件」を「第三十一条第一項の認可を受けた料金又は第三十一条の二第一項の認可を受けた契約約款で定める電気通信役務の提供条件」に、「第三十一条第一項の認可を受けた契約約款」を「当該料金又は契約約款」に改め、同条第二項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　郵政大臣は、第三十一条第三項の規定により届け出た料金が利用者の利益を阻害していると認めるときは、第一種電気通信事業者に対し、相当に期限を定め、当該料金を変更すべきことを命ずることができる。

第三十八条第二項中「その提供条件が第三十一条第一項の規定により認可を受けた契約約款で定める提供条件」を「その提供条件（第三十一条第一項の郵政省令で定める料金、第三十一条の二第一項の郵政省令で定める事項及び第四十九条第一項又は第五十二条第一項第一号の規定により認可を受けるべき技術的条件に係るものを除く。）が第三十一条第一項の規定により認可を受けた料金、同条第三項の規定により届け出た料金及び第三十一条の二第一項の規定により認可を受けた契約約款で定める提供条件」に改める。

第九十四条第四号中「契約約款」を「料金」に改め、同条第五号を同条第七号とし、同条第四号の次に次の二号を加える。

五　第三十一条の二第一項の規定による第一種電気通信事業者の契約約款に関する認可

六　第三十一条の二第三項に規定する標準契約約款の制定、変更又は廃止

第九十五条中「第三十六条第一項若しくは第二項」を「第三十六条」に改める。

第百七条第三号中「第三十一条第三項」を「第三十一条第四項又は第三十一条の二第四項」に改め、同条第四号中「第三十六条第一項若しくは第二項」を「第三十六条」に改める。

第百八条第三号中「第三十一条第六項」を「第三十一条第七項」に、「同条第三項」を「同条第四項又は第三十一条の二第六項」に改める。

法律

簡易生命保険の積立金の運用に関する法律の一部を改正する法律をここに公布する。

御名　御璽

平成七年五月八日

内閣総理大臣　村山　富市

法律第七十九号

簡易生命保険の積立金の運用に関する法律の一部を改正する法律

簡易生命保険の積立金の運用に関する法律（昭和二十七年法律第二百十号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項に次の一号を加える。

二十二　先物外国為替（外国通貨をもつて表示される支払手段であつて、その売買契約に基づく債権の発生、変更又は消滅に係る取引を当該売買の契約日後の一定の時期に一定の外国為替相場により実行する取引（金融先物取引所の開設する市場において行われる取引又はこれに類する取引であつて、政令で定めるものに該当するものを除く。）の対象となるものをいう。以下この条において同じ。）

第三条中第七項を第八項とし、第六項の次に次の一項を加える。

7　積立金を先物外国為替に運用する場合には、政令で定める証券会社に対し、当該証券会社の名をもつて先物外国為替の取引を行うことを委託する方法によらなければならない。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から施行する。

（資金運用部資金法の一部改正）

第二条　資金運用部資金法（昭和二十六年法律第百号）の一部を次のように改正する。

附則第十二項中「第三条第七項」を「第三条第八項」に改める。

大蔵大臣　武村　正義

郵政大臣　大出　俊

内閣総理大臣　村山　富市

郵便貯金法の一部を改正する法律をここに公布する。

御名　御璽

平成七年五月八日

内閣総理大臣　村山　富市

法律第八十号

郵便貯金法の一部を改正する法律

郵便貯金法（昭和二十二年法律第百四十四号）の一部を次のように改正する。

第六十八条の三第一項に次の一号を加える。

十六　先物外国為替（外国通貨をもつて表示される支払手段であつて、その売買契約に基づく債権の発生、変更又は消滅に係る取引を当該売買の契約日後の一定の時期に一定の外国為替相場により実行する取引（金融先物取引所の開設する市場において行われる取引又はこれに類する取引であつて、政令で定めるものに該当するものを除く。）の対象となるものをいう。以下この条において同じ。）

第六十八条の三に次の一項を加える。

資金を先物外国為替に運用する場合には、政令で定める証券会社に対し、当該証券会社の名をもつて先物外国為替の取引を行うことを委託する方法によらなければならない。

附　則

この法律は、公布の日から施行する。

郵政大臣　大出　俊

内閣総理大臣　村山　富市

郵便振替法の一部を改正する法律をここに公布する。

御名　御璽

平成七年五月八日

内閣総理大臣　村山　富市

法律第八十一号

郵便振替法の一部を改正する法律

郵便振替法（昭和二十三年法律第六十号）の一部を次のように改正する。

第十八条第五項第二号の次に次の一号を加える。

二の二　第五十二条第一項の規定による払出し

第十八条第五項第三号中「第五十二条第一項」を「第五十三条第一項」に改め、同項第四号中「第五十二条第二項」を「第五十三条第二項」に改める。

第三十一条第一項を次のように改める。

郵政省は、省令で定める場合には、次に掲げる取扱いをする。

一　払込み、振替又は払出しに関する書類の送達又は通知について、特別に速やかに到達させる方法その他省令で定める特別な方法によりする取扱い

二　払込金額、振替金額その他の口座への受入れに関する事項を証明し、その証明に係る書類を払込金又は振替金を受け入れる口座の加入者に交付し、又は送達する取扱い

三　振替金額、払出金額その他の口座からの払出しに関する事項を振替金を受け入れる口座の加入者又は払出金の受取人に通知する取扱い

四　口座の名称その他の口座への受入れに関する事項を払込書の用紙に表示する取扱い

第三十八条の次に次の一条を加える。

第三十八条の二（払渡方法の変更）　郵政省は、前条第二項第二号に掲げる方法による現金払において、受取人の請求があるときは、同項第一号又は第三号に掲げる方法による払渡しの取扱いをする。ただし、その請求後に受取人の所在不明その他の事由により払出金を払い渡すことができなくなつた場合において第四十三条の規定によりその払出金を口座に戻し入れることとなるときは、この限りでない。

前項の規定による取扱いについては、受取人から省令で定める額の料金を徴収する。この場合において、当該料金の徴収は、払出証書に表示すべき金額又は受取人に送達すべき金額から控除することにより行う。

第四十二条の二の見出し中「払渡済み」を「払渡済み等」に改め、同条第二項中「前項」を「前三項」に改め、同条第一項の次に次の二項を加える。

現金払の請求の際加入者が請求したときは、省令で定める期間を経過しても払出金をまだ払い渡していないときにその旨を当該加入者に通知する。

前項の規定による取扱いのほか、加入者が請求したときは、当該請求後に当該加入者の口座の預り金から現金払の請求により払い出された払出金のうち省令で定める期間を経過してもまだ払い渡していないものについて、省令で定める期間ごとに、当該加入者に通知する。

第五十一条第一項中「又は簡易生命保険の契約者」を「、簡易生命保険の契約者又は電波利用料（電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）第百三条の二第一項に規定する電波利用料をいう。以下この項において同じ。）を納付すべき者」に、「又は保険契約に係る保険料（以下」を「、保険契約に係る保険料又は電波利用料（以下この項において」に、「（以下「郵便主管局」という。）又は」を「（次項において「郵便主管局」という。）」に改め、「「簡易生命保険主管局」という。）」の下に「又は電波利用料に関する事務を所掌するもの（次項において「電波利用料主管局」という。）」を加え、同条第二項中「又は簡易生命保険主管局」を「、簡易生命保険主管局又は電波利用料主管局」に改める。

第五十三条を削り、第五十二条を第五十三条とし、第五十一条の次に次の一条を加える。

第五十二条（国税の払出し）　郵便振替の加入者たる国税（国税通則法（昭和三十七年法律第六十六号）第二条第一号に規定する国税をいう。以下この項において同じ。）を納付すべき者が当該国税をその口座の預り金をもつて納付すべき旨を申し出たときは、同法第三十四条の二第一項の依頼による納付書の送付に応じて、国税の額に相当する金額をその口座の預り金から払い出す。

前項の規定による払出しの料金は、国税庁において、これを納付する。

◇千九百九十四年の国際コーヒー協定（条約第九号）（外務省）

この協定は、一九八三年の国際コーヒー協定に代わるものであって、協定の実施機関である国際コーヒー機関に関する規定並びにコーヒーに関する情報、研究及び調査についての規定を中心とする協定である。この協定は、前文、本文五〇箇条及び末文から成り、その概要は、次のとおりである。

1　目的（第一章）

この協定の主たる目的は、次のとおり。（第一条）

㈠　世界のコーヒーに関する問題について国際協力を強めることを確保すること。

㈡　コーヒーに関する問題について並びにコーヒーの供給と需要との間の妥当な均衡を達成する方法について、政府間で協議する場を提供すること。

㈢　コーヒーの国際貿易の拡大を促進し、及び世界のコーヒー経済の透明性を高めること。

㈣　コーヒーに関する情報の収集、交換及び公表のためのセンターとして活動すること。

㈤　コーヒーの分野における研究及び調査を促進すること。

㈥　コーヒーの消費を奨励し及び増大させること。

2　加盟国による一般的約束（第三章）

㈠　加盟国は、この協定に基づく義務の履行を可能とするために必要な措置をとること及びこの協定の目的の達成を確保するため相互に十分に協力することを約束する。

㈡　加盟輸出国は、原産地証明書が適切に発行され及び使用されることを確保する責任を負う。

㈢　加盟輸入国は、再輸出に関する定期的かつ正確な情報を提供することを約束する。

3　国際コーヒー機関（第五章～第九章）

㈠　この協定を運用し、かつ、この協定の実施を監視するため、一九六二年の国際コーヒー協定に基づいて設立された国際コーヒー機関（以下「機関」という。）は引き続き存続すること及び同機関の構成等について規定している。（第七条）

㈡　機関は、法人格を有し、機関及びその事務局長、職員等は、機関の所在地との間の本部協定により、その任務の遂行に必要な特権及び免除を与えられることについて規定している。（第八条）

㈢　国際コーヒー理事会（以下「理事会」という。）は、機関の最高機関であり、すべての加盟国で構成され、協定に定める事項の実施のために必要な権限を行使し及び必要な任務を遂行すること並びに理事会の会合における投票手続、加盟国の有する票数等について規定している。（第九条～第一五条）

㈣　理事会は、国際連合及びその専門機関並びに他の適当な政府間機関との協議又は協力のための措置をとることができることについて規定している。（第一六条）

㈤　理事会の指示の下に活動する執行委員会は、八の加盟輸出国及び八の加盟輸入国で構成され、理事会の権限の行使を委任されることがあること及び執行委員会の構成国の選挙、投票手続等について規定している。（第一七条～第二〇条）

㈥　協定の運用に要する費用は、加盟国の年次分担金をもって支弁し、その収支については、各会計年度に会計検査が行われること等について規定している。（第二一条～第二五条）

㈦　事務局長及び職員の任命、任用の条件等について規定している。（第二六条）

4　情報、研究及び調査（第一〇章）

機関は、コーヒーの生産、価格、輸出、輸入及び消費等に関する情報の収集、交換及び公表のためのセンターとして活動する。機関は、また、コーヒーの消費の増大の可能性に関する研究及び調査の企画立案を促進する。（第二七条～第二九条）

5　一般規定（第一一章）

㈠　理事会は、新たな国際コーヒー協定についての交渉の可能性を検討することができる。（第三〇条）

㈡　加盟国は、コーヒーの消費の増大を妨げるおそれのある障害を除去するよう努力する。（第三一条）

㈢　加盟輸出国の加工コーヒーに関する措置について規定している。（第三二条）

㈣　加盟国は、他の産物をコーヒーに混合し又はコーヒーと共に加工し若しくは使用することを要求する規則を維持してはならない。（第三三条）

㈤　機関は、コーヒーの国際取引に関与する適当な非政府機関及びコーヒーに関する問題についての専門家との密接な関係を維持する。（第三四条）

6　協議、紛争及び苦情（第一二章）

加盟国が行うことのある申立てに関する協議並びにこの協定の解釈又は適用に関する紛争及び苦情の処理について規定している。（第三六条～第三七条）

7　最終規定（第一三章）

㈠　この協定の署名開放期間、批准、加入等の締結手続及び寄託者等について規定している。（第三八条、第三九条及び第四一条）

㈡　この協定は、所定の条件が満たされた場合には、一九九四年一〇月一日に確定的又は暫定的に効力を生ずる。所定の条件を満たさず発効に至らなかった場合には、批准書等を寄託した政府及び暫定的に適用することを通告した政府の間で発効させることを決定することができる。（第四〇条）

㈢　この協定のいかなる規定についても留保を付することができない。（第四二条）

㈣　加盟国は、いつでもこの協定から脱退することができ、また、協定上の義務に違反した場合には機関から除名されることがある。（第四四条～第四六条）

㈤　この協定の有効期間は、五年とし、理事会は、この協定を自己の定める期間延長し、また、いつでも終了させることを決定することができる。有効期間の延長については、その受諾通告を行わない締約国は、協定への参加を終止する。（第四七条）

㈥　理事会は、この協定の改正を勧告することができる。期限までに受諾通告を行わない締約国は、協定への参加を終止する。（第四八条）

㈦　この協定は、延長された一九八三年の国際コーヒー協定に継続する協定とみなされる。（第九条）

㈧　この協定の正文について規定している。（第五〇条）

約割合の最低限度を一〇〇分の三〇と定めることとした。（第一八条の一五関係）

8　漁具共済の共済目的に側張りを加えるとともに、特約がある場合には漁網の網地部分のみを共済目的とすることができることとした。（第一九条関係）

9　政府が行う漁業共済保険事業に係る保険区分のうち、わかめ養殖業の区分とこんぶ養殖業の区分を統合し、一の保険区分に改めるものとすることとした。（第二二条の四第一項関係）

10　漁獲共済に係る共済掛金の国庫補助の対象となる基準漁獲金額の最高限度を引き上げることとした。（第二三条第四項関係）

11　連合会責任再共済金額を超える部分の金額のうち政府の負担する割合を一〇〇分の九三とするとともに、所要の規定の整備を行うこととした。（第二二条の五及び、第二二条の六第一項関係）

12　この政令は、平成七年一〇月一日から施行することとした。

◇**一般国道の指定区間を指定する政令の一部を改正する政令**（政令第二一八号）（建設省）

1　一般国道について、建設大臣が維持、修繕、災害復旧その他の管理を行う区間として、三路線の一部の区間を追加して指定することとした。

2　この政令は、平成七年六月一日から施行することとした。

◇**平成七年度における私立学校教職員共済組合からの旧法の規定による年金等の額の改定に関する政令**（政令第二一九号）（文部省）

1　私立学校教職員共済組合が支給する私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律（昭和三六年法律第一四〇号）による改正前の私立学校教職員共済組合法（以下「旧法」という。）の規定による退職年金等について、旧国家公務員共済組合法（昭和二三年法律第六九号）による年金の額の改定の措置を参酌し、次の措置を講じることとした。

(一)　旧法の規定による退職年金等の額を、平成七年四月分以後、一・一パーセント引き上げること。（第一条関係）

(二)　旧法の規定による退職年金等の最低保障額及び遺族年金に係る寡婦加算の額を平成七年四月分以後引き上げること。（第二条及び第三条関係）

(三)　私立学校教職員共済組合が支給する旧財団法人私学恩給財団の年金について、その額を、平成七年四月分以後、退職年金の額の改定措置に準じて引き上げること。（第四条関係）

2　この政令は、公布の日から施行することとした。

◇**警察法施行令及び銃砲刀剣類所持等取締法施行令の一部を改正する政令**（政令第二二〇号）（警察庁）

1　刑法の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の規定を整備することとした。（第一条及び第二条関係）

2　この政令は、刑法の一部を改正する法律の施行の日（平成七年六月一日）から施行することとした。

◇**薬事法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令**（政令第二二一号）（厚生省）

薬事法の一部を改正する法律（平成六年法律第五〇号）の施行期日は、平成七年七月一日とし、同法附則第一条ただし書に規定する部分（指定調査機関の指定等）の施行期日は、同年六月一日とすることとした。

◇**薬事法施行令の一部を改正する政令**（政令第二二二号）（厚生省）

1　医療用具の製造業の許可に係る基準のうち製造管理及び品質管理の方法に関する基準が適用される医療用具の範囲を定めることとした。（第一条の二第二項関係）

2　医療用具の製造の工程が二以上の製造所にわたる場合における特例を定めることとした。（第一条の三関係）

3　医療用具の製造の内容が既存の医療用具の修理である場合における特例を定めることとした。（第一条の三の二関係）

4　医療用具の製造業の許可の有効期間を五年に延長することとした。（第一条の四関係）

5　医療用具の承認申請の審査に必要な調査のうち、指定調査機関による調査の範囲を定めることとした。（第一条の五の二関係）

6　医療用具の輸入販売業の許可の有効期間を五年に延長することとした。（第一条の六関係）

7　新たに医療用具の再審査及び医療用具の製造品目の変更等の許可を申請する際の手数料を定めるとともに、医療用具の製造業の許可申請等の手数料を改正することとした。（第一四条第一項関係）

8　医療用具の承認申請に際し、申請者が5の調査に関する手数料として指定調査機関に納める手数料を定めることとした。（第一四条第五項関係）

9　この政令は、5については、平成七年六月一日から施行することとし、それ以外については、同年七月一日から施行することとした。

10　この政令の施行に関し必要な経過措置を定めるとともに、関係政令について所要の整備を行うこととした。（附則第二条～第五条関係）

◇**児童手当法施行令の一部を改正する政令**（政令第二二三号）（厚生省）

1　児童手当の受給資格者の所得により手当の支給を制限する場合の限度額を引き上げ、児童手当法附則第六条第一項の給付の受給資格者の所得により同給付の支給を制限する場合の限度額を引き下げることとした。

2　この政令は、平成七年六月一日から施行することとした。

◇**災害弔慰金の支給等に関する法律施行令の一部を改正する政令**（政令第二二四号）（厚生省）

1　災害援護資金の貸付けの対象となる世帯に係る所得の基準額を引き上げることとした。

2　この政令は、平成七年六月一日から施行することとした。

◇**障害者の雇用の促進等に関する法律施行令の一部を改正する政令**（政令第二二五号）（労働省）

1　両眼の視野がそれぞれ一〇度以内で、かつ、両眼による視野についての視能率による損失率が九〇パーセント以上の視覚障害で永続するものがある者を、あんまマッサージ指圧師に係る特定身体障害者の範囲に追加することとした。（第一一条関係）

2　この政令は、公布の日から施行することとした。

3　同表第七号の生産方式改善資金の貸付対象として、畑地における作物に係る収穫物の品質の改善を図る生産方式の導入（当該生産方式の導入と併せ行う当該収穫物の合理的な加工方式の導入を含む。）に必要な機械の購入等に必要な資金を追加することとした。（第一条第一項の表関係）

4　同表第一〇号の生産方式改善資金の貸付対象として、農業者が、その組織する団体において決定された豚の飼養管理方法の改善を内容とする取決めに従いその養豚の生産行程の総合的な改善を行う生産方式を導入するために必要な機械の購入等に必要な資金を追加することとした。（第一条第一項の表関係）

5　令第三条の表第二号の青年農業者等育成確保資金の貸付対象として、青年農業者の組織する団体が農業経営を自ら行う場合に当該経営を開始するのに必要な資金を追加することとした。（第三条の表関係）

6　この政令は、公布の日から施行することとした。

7　地方税法第三四九条の三第四項の固定資産税の課税標準の特例の対象として、農業者の共同利用に供する機械及び装置で青年農業者等育成確保資金の貸付けを受けて取得したものを追加することとした。

◇**社会福祉・医療事業団法施行令の一部を改正する政令**（政令第二〇八号）（厚生省）

1　社会福祉・医療事業団債券について、その形式は無記名利札付きとすること、発行は募集の方法によること、社会福祉・医療事業団債券申込証には社会福祉・医療事業団債券の総額、利率、償還の方法及び期限等を記載しなければならないことその他必要な事項について定めることとした。（第八条～第一七条関係）

2　この政令は、公布の日から施行することとした。

◇**平成七年度における旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法等の規定による年金の額の改定に関する政令**（政令第二〇九号）（大蔵省）

1　年金の額の算定の基礎となっている仮定俸給を平成七年四月から一・一パーセント引き上げることとした。この場合において、日本鉄道共済組合が支給する年金の額の改定につき特例を設けることとした。（第二条～第五条関係）

2　退職年金等の最低保障額を平成七年四月から一・一パーセント引き上げることとした。（第二条～第五条関係）

3　この政令は、公布の日から施行することとした。

◇**行政機関職員定員令の一部を改正する政令**（政令第二一〇号）（総務庁）

1　平成七年度における法務省、通商産業省、運輸省、労働省及び建設省の事業予定計画の変更にかんがみ、これらの省の職員の定員を改正することとした。（第一条関係）

2　この政令は、公布の日から施行することとした。

◇**特定中小企業者の新分野進出等による経済の構造的変化への適応の円滑化に関する臨時措置法施行令の一部を改正する政令**（政令第二一一号）（通商産業省）

1　国際経済に係る事情の急激な変化に係る要件を定めることとした。（第九条関係）

2　事業展開計画に係る特定中小企業者の生産額等に関する要件を定めることとした。（第一〇条関係）

3　この政令は、公布の日から施行することとした。

◇**阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令の一部を改正する政令**（政令第二一二号）（大蔵省）

1　震災損失の繰戻しによる法人税額の還付措置に係る震災損失金額の範囲について所要の規定の整備を行うこととした。（第一九条関係）

2　この政令は、公布の日から施行することとした。

◇**都市再開発法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令**（政令第二一三号）（建設省）

都市再開発法等の一部を改正する法律（平成七年法律第一三号）の施行期日は、特段の定めのあるものを除き平成七年五月二五日とすることとした。

◇**都市計画法施行令及び建築基準法施行令の一部を改正する政令**（政令第二一四号）（建設省）

一　都市計画法施行令の改正関係

地区計画の区域内において行われる土地の区画形質の変更等に関し届出を要しない場合について、都市計画法第一二条の五第七項の規定に基づき工作物の設置の制限を定めている地区計画においては、建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合の最高限度（当該敷地に係る建築基準法第五二条の規定による当該割合の最高限度を超えるものに限る。）を条例による制限として定めることを要しないこととした。（第三八条の七関係）

二　建築基準法施行令の改正関係

1　道路斜線制限に係る建築物の後退距離の算定に当たり建築物から除かれる部分は、物置その他これに類する用途に供する建築物の部分で小規模なもの等とすることとした。（第一三〇条の一二関係）

2　前面道路の境界線又はその反対側の境界線からそれぞれ後退して壁面線の指定がある場合等において、特定行政庁が交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認める建築物については、当該前面道路の境界線又はその反対側の境界線は、それぞれ当該壁面線等にあるものとみなして、道路斜線制限の規定を適用することとした。（第一三二条の二関係）

3　前面道路の境界線を壁面線等にあるものとみなして前面道路幅員による容積率制限を適用する場合において、壁面線等を越えないことを要しない建築物の部分は、ひさしその他これに類する建築物の部分で小規模なもの等とすることとした。（第一三五条の四の五関係）

三　施行期日その他

この政令の施行期日は、都市再開発法等の一部を改正する法律の一部の施行期日（平成七年五月二五日）とすることとした。

◇**大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令**（政令第二一五号）（建設省）

大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法の一部を改正する法律（平成七年法律第一五号）の施行期日は、平成七年五月二五日とすることとした。

◇**大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法施行令の一部を改正する政令**（政令第二一六号）（建設省）

1　保留地において居住者の共同の福祉若しくは利便のため必要な施設を設置する者には、国（国の全額出資に係る法人を含む。）又は地方公共団体が資本金、基本金その他これらに準ずるものの二分の一以上を出資している法人とすることとした。（第九条関係）

2　都心共同住宅供給事業の実施に要する費用に係る国の補助の割合等を定めることとした。（第四五条の二関係）

3　農地所有者等賃貸住宅建設融資利子補給臨時措置法の特定賃貸住宅とみなされる賃貸住宅の戸数について定めることとした。（第四七条関係）

4　この政令は、大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法の一部を改正する法律の施行の日（平成七年五月二五日）から施行することとした。

◇**漁業災害補償法施行令の一部を改正する政令**（政令第二一七号）（農林水産省）

1　養殖共済の対象とする養殖業の種類から真珠母貝養殖業、一年貝ほたて貝養殖業及び二年貝ほたて貝養殖業を除くこととした。（第一三条及び第一四条関係）

2　特定養殖共済の対象とする養殖業の種類に真珠母貝養殖業及びほたて貝養殖業を追加するとともに、これらの養殖業に係る共済目的となる養殖施設を定める等所要の規定の整備を行うこととした。（第一八条の五、第一八条の六、第一八条の一四、第二二条の三、第二二条の四第一項関係）

3　養殖共済において共済金の支払に関する特約を締結できる養殖業は、養殖共済の対象とする養殖業すべてと定めることとした。（第一八条の三第一項関係）

4　損害数量が直前数量の一〇〇分の一五以下であっても共済金を支払う特約を締結できる養殖業の種類は、一年貝真珠養殖業、二年貝真珠養殖業等と定めることとした。（第一八条の三第二項関係）

5　4の特約において、共済金を支払う場合における損害数量の直前数量に対する割合の最低限度を一〇〇分の一〇とすることとした。（第一八条の三第三項関係）

6　継続申込特約を付することができる養殖共済の共済契約の要件である契約割合の最低限度を一〇〇分の三〇と定めることとした。（第一八条の四関係）

7　継続申込特約を付することができる特定養殖共済の養殖施設に係る共済契約の要件である契

	貸付金	改正後の利率	改正前の利率
	それ以外の者に係る割増貸付金	年四・二パーセント	年四・七五パーセント
二四	平成七年度末までの間に行う特別割増貸付金	年四・二パーセント	年四・八五パーセント

2　産業労働者住宅の建設に係る住宅金融公庫及び沖縄振興開発金融公庫の貸付金の利率を引き下げることとした。（産業労働者住宅資金融通法第七条の規定による貸付金の一戸当たりの金額の限度、利率及び償還期間を定める政令及び北海道防寒住宅建設等促進法施行令第三条関係）

貸付金	政正後の利率	改正前
中小企業者等に使用されている産業労働者の居住の用に供する住宅に係る貸付金	年四・二パーセント	年四・六五パーセント
中小企業者等以外に使用されている産業労働者の居住の用に供する住宅に係る貸付金	年四・二パーセント	年四・九パーセント

3　特定市街化区域農地の農地所有者等が当該農地を転用して賃貸住宅を建設する場合等の住宅金融公庫の貸付金の利率を引き下げることとした。（特定市街化区域農地の固定資産税の課税の適正化に伴う宅地化促進臨時措置法施行令第三条関係）

貸付金	改正後の利率	改正前の利率
特定の賃貸住宅に係る貸付金	年三・八五パーセント	年四・一パーセント
特定の分譲住宅に係る貸付金	年四・〇パーセント	年四・七パーセント

4　阪神・淡路大震災により滅失又は損傷した家屋に居住していた親族の居住の用に供するために特定災害復興住宅の建設を行う場合等の住宅金融公庫の貸付金の利率を引き下げることとした。（阪神・淡路大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第七七条第一項の規定による貸付金の金額の限度等を定める政令第四項関係）

貸付金		改正後の利率	改正前の利率
親族の居住の用に供するため自ら居住する家屋以外に家屋を必要とする者の特定災害復興住宅の建設又は購入に係る貸付金		年四・〇五パーセント	年四・三パーセント
災害復興宅地の補修に係る貸付金	親族の居住の用に供するため災害復興宅地を補修しようとする者に対する貸付金	年四・〇五パーセント	年四・三パーセント
	それ以外の者に対する貸付金	年三・八五パーセント	年四・一パーセント

5　改正後の利率は、住宅金融公庫及び沖縄振興開発金融公庫が平成七年四月七日以後に受理した申込みに係る貸付金の貸付けから適用することとした。

6　この政令は、公布の日から施行することとした。

◇郵便貯金法施行令の一部を改正する政令（政令第二〇二号）（郵政省）

1　郵便貯金特別会計の金融自由化対策資金（以下「資金」という。）の運用において、資金をもって取得した債券の貸付けの対象として地方債等を加えることとした。（第一六条第一項関係）

2　資金の運用の対象とする先物外国為替の取引から除かれる取引として、金融先物取引所の開設する市場において行われる金融先物取引等を定めることとした。（第一八条関係）

3　資金の運用の対象とする先物外国為替の取引を委託する証券会社として、資金をもって取得する有価証券（外国通貨をもって表示されるものに限る。）の寄託を受ける国内証券会社等を定めることとした。（第二〇条関係）

4　この政令は、公布の日から施行することとした。

◇道路運送法施行令及び運輸省組織令の一部を改正する政令（政令第二〇三号）（運輸省）

一　道路運送法施行令の一部改正関係

許可、認可等の整理及び合理化のための運輸省関係法律の一部を改正する法律（以下「法」という。）の施行に伴い、道路運送法施行令の規定の整理を行うこととした。（第一条関係）

二　運輸省組織令の一部改正関係

法の施行に伴い、旅客航空運送取扱業に関する事務を航空局監理部及び同部航空事業課の所掌事務から削除することとした。（第二条関係）

三　この政令は、公布の日から施行することとした。

◇更生保護事業法第五十九条の審議会を定める政令（政令第二〇四号）（法務省）

1　更生保護事業法第五九条の政令で定める審議会を矯正保護審議会とすることとした。

2　この政令は、公布の日から施行することとした。

◇特許法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う経過措置を定める政令（政令第二〇五号）

（通商産業省）

1　特許法等の一部を改正する法律附則第九条第四項の規定に基づき、登録異議の申立てをする者等が納付すべき手数料の額を定めることとした。（第一条関係）

2　特許法等の一部を改正する法律附則第九条第七項の規定に基づき、登録異議の申立てに関する経過措置を定めることとした。（第二条及び第三条関係）

3　特許法等の一部を改正する法律附則第一四条の規定に基づき、特許異議の申立てに関する経過措置を定めることとした。（第四条関係）

4　この政令は、特許法等の一部を改正する法律第二条の施行の日（平成八年一月一日）から施行することとした。

◇特許法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（政令第二〇六号）

（通商産業省）

1　決定により特許出願又は実用新案登録出願とみなされる国際出願に係る特例を定めることとした。（第一条～第四条関係）

2　特許法第三六条の二第二項の外国語書面出願又は特許異議の申立てをする者等が納付すべき手数料の額を定めることとした。（第五条及び第六条関係）

3　特許異議の申立てについての確定した決定等を特許原簿に登録する事項に加えることとした。（第七条関係）

4　この政令は、特段の定めのあるものを除き、特許法等の一部を改正する法律の施行の日（平成七年一月一日）から施行することとした。

◇農業改良資金助成法施行令の一部を改正する政令（政令第二〇七号）（農林水産省）

1　農業改良資金助成法施行令（以下「令」という。）第一条第一項の表第五号の生産方式改善資金の貸付対象として、水田における稲の直播又は移植から収穫までの一連の作業の省力化を行い、かつ、その農業の生産行程の総合的な改善を行う場合において、その農業の生産行程の主要な部分についての相互に密接な関連を有する一連の能率的な技術の導入に必要な機械の購入等に必要な資金を追加することとした。（第一条第一項の表関係）

2　同表第六号の生産方式改善資金の貸付対象として、化学的に合成された農薬若しくは肥料の使用を著しく減少させる農業を導入し、かつ、その農業の生産行程の総合的な改善を行う生産方式を導入するために必要な機械の購入等に必要な資金を追加することとした。（第一条第一項の表関係）

三	個人住宅資金貸付けに係る貸付金のうち一定の既存住宅に係るもの（四、五、六及び七に掲げるものを除く。）		当初期間につき、年四・〇五パーセント	当初期間につき、年四・三パーセント
四	個人住宅資金貸付けに係る貸付金のうち既存住宅に係るもの（五、六及び七に掲げるものを除く。）		当初期間につき、年四・一五パーセント	当初期間につき、年四・五五パーセント
五	個人住宅資金貸付けに係る貸付金のうち床面積が一七五平方メートルを超える住宅の建設若しくは購入、所得が比較的多い者の行う住宅の建設若しくは購入又は高額な住宅の購入等に係るもの		年四・二パーセント	年四・七五パーセント
六	個人住宅資金貸付けに係る貸付金のうち親族の居住の用に供するため自ら居住する住宅以外の住宅を必要とする者の住宅の建設又は購入に係るもの		年四・二パーセント	年四・八五パーセント
七	個人住宅資金貸付けに係る貸付金のうち自ら居住するため主としてその居住の用に供している住宅以外に住宅を必要とする者の住宅の建設又は購入に係るもの		年四・二パーセント	年四・九パーセント
八	個人住宅資金貸付けに係る貸付金（五、六及び七に掲げるものを除く。）		当初期間後の期間につき、年四・二パーセント	当初期間後の期間につき、年四・七五パーセント
九	公社賃貸住宅貸付金		年四・〇五パーセント	年四・三パーセント
一〇	民間賃貸住宅貸付金		当初期間につき、年四・〇五パーセント 当初期間後の期間につき、年四・二パーセント	当初期間につき、年四・三パーセント 当初期間後の期間につき、年四・七五パーセント
一一	公的分譲住宅貸付金		当初期間につき、年四・〇五パーセント 当初期間後の期間につき、年四・二パーセント	当初期間につき、年四・三パーセント 当初期間後の期間につき、年四・七五パーセント
一二	民間分譲住宅貸付金		年四・二パーセント	年四・九パーセント
一三	幼稚園等の建設に係る貸付金		年四・二パーセント	年四・六五パーセント
一四	関連利便施設の建設又は関連公共施設の整備に係る貸付金		年四・二パーセント	年四・六五パーセント
一五	店舗等の建設に係る貸付金		年四・二パーセント	年四・九パーセント
一六	宅地の造成に係る貸付金	地方公共団体等及び土地開発公社に対する貸付金	年四・一五パーセント	年四・六パーセント
		地方公共団体等の出資に係る法人及び土地区画整理組合に対する貸付金	年四・二パーセント	年四・七五パーセント

		地方公共団体等、土地開発公社及び土地区画整理組合等以外の者に対する貸付金	年四・二パーセント	年四・七五パーセント
一七	住宅の改良に係る貸付金	地方住宅供給公社等に対する貸付金	年四・一五パーセント	年四・五五パーセント
		地方住宅供給公社等以外の者に対する貸付金	当初期間につき、年四・一五パーセント 当初期間後の期間につき、年四・二パーセント	当初期間につき、年四・五五パーセント 当初期間後の期間につき、年四・七五パーセント
		改良後の床面積が一七五平方メートルを超える住宅の改良及び所得が比較的多い者の行う住宅の改良に係る貸付金	年四・二パーセント	年四・七五パーセント
		自ら居住する住宅以外の親族の居住の用に供するための住宅の改良を行う者に対する貸付金	年四・二パーセント	年四・八五パーセント
一八	災害復興住宅に係る貸付金		年三・八五パーセント	年四・一パーセント
一九	地すべり等関連住宅の建設等に係る貸付金		年四・〇五パーセント	年四・三パーセント
二〇	宅地防災工事に係る貸付金		年四・二パーセント	年四・六五パーセント
二一	施設建築物等の建設又は購入に係る貸付金	住宅部分に係る貸付金（自ら居住するため施設建築物を購入する者に対する貸付金を除く。）	年四・二パーセント	年四・七五パーセント
		住宅部分以外の部分に係る貸付金	年四・二パーセント	年四・七五パーセント
二二	特定中高層耐火建築物等の建設又は購入に係る貸付金	住宅部分に係る貸付金	年四・二パーセント	年四・七五パーセント
		住宅部分以外の部分に係る貸付金	年四・二パーセント	年四・九パーセント
二三	住宅積立郵便貯金者及び住宅宅地債券を引き受けた者に対する割増貸付金	特定の住宅宅地債券引受者に係る割増貸付金で一又は三の住宅に係るもの	当初期間につき、年四・〇五パーセント 当初期間後の期間につき、年四・二パーセント	当初期間につき、年四・三五パーセント 当初期間後の期間につき、年四・七五パーセント
		特定の住宅宅地債券引受者に係る割増貸付金で二又は四の住宅に係るもの	当初期間につき、年四・一五パーセント 当初期間後の期間につき、年四・二パーセント	当初期間につき、年四・五五パーセント 当初期間後の期間につき、年四・七五パーセント

◇化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律の施行期日を定める政令（政令第一九一号）（通商産業省）

化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律（平成七年法律第六五号）の施行期日を平成七年五月五日とすることとした。

◇化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律施行令（政令第一九二号）（通商産業省）

1　人が吸入し、又は接触した場合に、これを死に至らしめ、又はその身体の機能を一時的若しくは持続的に著しく害する性質を有する物質である毒性物質を定めることとした。（第一条関係）

2　製造等の禁止の対象となる化学兵器を定めることとした。（第二条関係）

3　製造等の規制の対象となる特定物質並びに製造数量等の届出の対象となる指定物質を定めることとした。（第三条関係）

4　特定物質の毒性から人の身体を守る方法に関する研究のために特定物質の製造をする国の施設である特定施設及び同施設において行う特定物質の製造数量の範囲を定めることとした。（第四条関係）

5　この政令は、化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律の施行の日（平成七年五月五日）から施行することとした。

◇小規模企業共済法施行令等の一部を改正する政令（政令第一九三号）（通商産業省）

1　共済契約に係る解約手当金額の掛金合計額に対する割合を改めることとした。（第二条関係）

2　この政令の施行前に共済契約者になった者に対する解約手当金の算定に関する経過措置を定めるほか、所要の規定の整備等を行うこととした。（附則第二条関係）

3　この政令は、平成八年四月一日から施行することとした。

◇小規模企業共済法及び中小企業事業団法の一部を改正する法律附則第六条の支給率に係る特例に関する政令（政令第一九四号）（通商産業省）

1　小規模企業共済法及び中小企業事業団法の一部を改正する法律附則第六条の規定に基づく支給率に係る特例に関する規定の整備を行うこととした。

2　この政令は、平成八年四月一日から施行することとした。

◇勤労者財産形成促進法施行令の一部を改正する政令（政令第一九五号）（労働省）

1　勤労者財産形成持家転貸融資等の利子補給後の利率の下限を年四・五五パーセントから年四・一三パーセントに引き下げることとした。（第三七条第一項関係）

2　勤労者財産形成持家転貸融資等の中小企業の勤労者に係る暫定措置による特例的貸付利率を年四・三パーセントから年四・〇五パーセントに引き下げることとした。（附則第三項関係）

3　勤労者財産形成持家転貸融資等の阪神・淡路大震災により被災した勤労者に係る特例的貸付利率の下限を年四・一パーセントから年三・八五パーセントに引き下げることとした。（附則第一三項関係）

4　この政令は、公布の日から施行することとした。

5　改正後の第三七条第一項並びに附則第三項及び第一三項の規定は、平成七年四月七日以後に申込みを受理した勤労者財産形成持家転貸融資等について適用することとし、同日前に申込みを受理した勤労者財産形成持家転貸融資等については、なお従前の例によることとした。

◇農地所有者等賃貸住宅建設融資利子補給臨時措置法施行令の一部を改正する政令（政令第一九六号）（農林水産省）

政府の利子補給契約の対象となる農地所有者等に対する融資のうち自ら居住するため住宅を必要とする者に賃貸される住宅の建設に係るものの利率を年四・三パーセントから年四・〇五パーセントに、従業員に貸し付けるため住宅を必要とする事業者に賃貸される住宅の建設に係るものの利率を年四・六パーセントから年四・一五パーセントに引き下げることとした。（第六条関係）

◇首都圏の既成市街地における工業等の制限に関する法律施行令の一部を改正する政令（政令第一九七号）（国土庁）

1　首都圏の工業等制限区域内において行われる作業場の新設又は増設について知事等が許可をすることができる場合として、都市環境の整備及び改善に寄与するため整備された工業団地の区域内において行われる作業場の新設又は増設で一定の要件に適合するものに係る場合を追加するものとすることとした。（第五条関係）

2　この政令は、公布の日から施行することとした。

◇都市開発資金の貸付けに関する法律施行令の一部を改正する政令（政令第一九八号）（建設省）

1　都市施設用地（都市開発資金の貸付けに関する法律（以下「法」という。）第一条第一項第二号の土地をいう。以下同じ。）及び都市機能更新用地（同項第三号の土地をいう。以下同じ。）に係る都市開発資金の貸付対象都市に横手市ほか二二都市を追加することとした。（第二条の二関係）

2　都市開発資金の貸付金の利率は、都市機能更新用地のうち被災市街地復興推進地域内の土地に係る貸付金にあっては年三・八五パーセント（据置期間については年三・〇パーセント）とすることとし、工場等敷地（法第一条第一項第一号の土地をいう。）若しくは都市機能更新用地のうち承認基本計画に係る拠点地区の区域内の土地に係る貸付金又は土地開発公社に対する貸付金にあっては年四・〇五パーセントとすることとし、都市施設用地若しくは都市機能更新用地（被災市街地復興推進地域内の土地及び承認基本計画に係る拠点地区の区域内の土地を除く。）に係る貸付金又は法第一条第二項第二号の規定による都道府県若しくは政令指定都市に対する貸付金にあっては年四・二パーセントとすることとした。（第一二条関係）

3　この政令は、公布の日から施行することとした。

4　規定は、平成七年四月七日以後に行う資金の貸付けから適用し、同日前に貸付けを行った貸付金の利率については、なお従前の例によることとした。

◇簡易生命保険の積立金の運用に関する法律施行令の一部を改正する政令（政令第一九九号）（郵政省）

1　簡易生命保険特別会計の積立金（以下「積立金」という。）の運用において、積立金をもって取得した債券の貸付けの対象として地方債等を加えることとした。（第三条第一項関係）

2　積立金の運用の対象とする先物外国為替の取引から除かれる取引として、金融先物取引所の開設する市場において行われる金融先物取引等を定めることとした。（第五条関係）

3　積立金の運用の対象とする先物外国為替の取引を委託する証券会社として、積立金をもって取得する有価証券（外国通貨をもって表示されるものに限る。）の寄託を受ける国内証券会社等を定めることとした。（第七条関係）

4　この政令は、公布の日から施行することとした。

◇資金運用部預託金に付する利子の利率を定める政令の一部を改正する政令（政令第二〇〇号）（大蔵省）

1　資金運用部預託金に付する利子の利率について、約定期間七年以上のものにつき年四・二〇パーセントから年三・八五パーセントに引き下げる等の改正を行うこととした。（第一条関係）

2　約定期間満了前に払戻しを行った資金運用部預託金に付する利子の利率について、預託されていた期間が五年以上のものにつき年三・六五パーセントから年三・三〇パーセントに引き下げる等の改正を行うこととした。（第二条関係）

3　この政令は、公布の日から施行することとした。

◇住宅金融公庫法施行令等の一部を改正する政令（政令第二〇一号）（建設省）

1　住宅金融公庫の貸付金のうち、次に掲げるものの利率を引き下げることとした。（住宅金融公庫法施行令第一四条、第一七条、第一七条の二並びに附則第一〇項、第一一項、第一五項及び第一六項並びに北海道防寒住宅建設等促進法施行令第一条の三、第一条の六、第二条並びに附則第五項、第六項、第八項及び第九項関係）

項	貸付金	改正後の利率	改正前の利率
一	個人住宅資金貸付けに係る貸付金のうち床面積が一二五平方メートル以下である新築住宅に係るもの（五、六及び七に掲げるものを除く。）	当初期間につき、年四・〇五パーセント	当初期間につき、年四・三パーセント
二	個人住宅資金貸付けに係る貸付金のうち床面積が一二五平方メートルを超え一七五平方メートル以下である新築住宅に係るもの（五、六及び七に掲げるものを除く。）	当初期間につき、年四・一五パーセント	当初期間につき、年四・五五パーセント

16　この法律は、平成一四年六月一九日限り、その効力を失うこととした。（附則第二項関係）

で定める基準に適合しなくなった場合等においては、承認取得者が受けた4の承認の全部又は一部を取り消すことができることとした。（第七条の二第五項関係）

6　4の承認に係る総合衛生管理製造過程を経た食品の製造又は加工については、製造又は加工の方法の基準に適合した方法による食品の製造又は加工とみなして、食品衛生法又は同法に基づく命令の規定を適用することとした。（第七条の三第六項関係）

7　4の承認に係る施設については、食品衛生管理者の設置を要しないこととした。（第一九条の一七第一項関係）

8　厚生大臣は、食品等の輸入に係る届出又はその届出に係る食品等の検査の命令等の通知について、電子情報処理組織を使用して行わせ、又は行うことができることとした。（第一六条の二関係）

9　厚生省令で定める国から輸入する獣畜の肉等であって、当該獣畜の肉等に係る衛生に関する事項が当該国の政府機関から電気通信回線を通じて厚生省の使用に係る電子計算機に送信されたものについては、当該国の政府機関によって発行された衛生に関する証明書の添付を要しないこととした。（第五条第二項関係）

10　政令で定める輸入食品等について、一律に検査を要することとされている従来の検査制度を、厚生大臣が食品衛生上の危害の発生を防止するため必要があると認めた場合に、生産地の事情等からみて販売等を禁止されている食品等に該当するおそれがあると認められるものを輸入する者に対し、検査を受けることを命ずることができる検査制度に改めることとした。（第一五条第三項関係）

11　指定検査機関の指定基準として、その製品検査の業務の管理に関する事項が厚生省令で定める基準に適合することを加えることとした。（第一九条の四及び附則第四条関係）

12　都道府県知事等は、食品衛生法に違反して刑に処せられた日から起算して二年を経過しない者等については営業の許可を与えないことができることとするとともに、営業者が食品衛生法に違反して刑に処せられた場合等については営業の許可を取り消すことができることとした。（第二一条第二項及び第二二条並びに附則第五条関係）

13　都道府県知事等の営業の許可の条件として付することができる有効期間について、二年を下らない期間から四年を下らない期間に改めることとした。（第二一条第三項関係）

14　営業の許可を受けた者について相続又は合併があったときは、相続人又は合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人は、その者の地位を承継することとした。（第二二条の二関係）

15　都道府県等は、食中毒の発生を防止するとともに、地域における食品衛生の向上を図るため、飲食店営業者等に対し、必要な助言その他の活動を行うように努めるものとすることとした。（第二八条の二第一項関係）

16　都道府県等は、飲食店営業等の食品衛生の向上に関する自主的な活動を促進するため、社会的信望があり、かつ、食品衛生の向上に熱意と識見を有する者のうちから、食品衛生推進員を委嘱することができることとした。（第二八条の二第二項及び第三項関係）

二　栄養改善法の一部改正関係

1　販売に供する食品（特別用途食品を除く。）について、厚生省令で定める栄養成分又は熱量に関する表示をしようとする者等は、厚生大臣の定める栄養表示基準に従い、必要な表示を行うべきものとすることとした。（第一七条第一項関係）

2　栄養表示基準においては、次に掲げる事項を定めるものとすることとした。（第一七条第二項関係）

㈠　食品の栄養成分量及び熱量に関し表示すべき事項並びにその表示の方法

㈡　栄養成分のうち、国民の栄養摂取の状況からみてその欠乏が国民の健康の保持増進に影響を与えているものについて、その補給ができる旨を表示しようとする者等が遵守すべき事項

㈢　栄養成分のうち国民の栄養摂取の状況からみてその過剰な摂取が国民の健康の保持増進に影響を与えているもの又は熱量について、その適切な摂取ができる旨を表示しようとする者等が遵守すべき事項

3　厚生大臣は、栄養表示基準に従った表示をしない者に対して、栄養表示基準に従い必要な表示をすべき旨の指示をし、これに従わない場合は、その旨を公表できることとした。（第一七条の二関係）

4　栄養表示基準制度の創設に伴い、栄養成分の補給ができる旨の標示の許可制度の廃止、特別用途食品に係る表示の方法の改正を行うこととした。（第一二条関係）

三　この法律は、公布の日から起算して一年を経過した日から施行することとした。ただし、次の改正規定については、各々に定める日から施行することとした。

㈠　残留農薬基準の策定に関する規定及び既存添加物名簿の作成に関する規定　公布の日

㈡　営業許可に関する規定　公布の日から起算して六月を経過した日

㈢　食品等の輸入手続に関する規定及び輸入食品等の検査に関する規定　公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日

◇沖縄県における駐留軍用地の返還に伴う特別措置に関する法律（法律第一〇二号）（沖縄開発庁・防衛施設庁）

1　この法律は、駐留軍用地及び駐留軍用地跡地が広範かつ大規模に存在する沖縄県の特殊事情にかんがみ、駐留軍用地の返還に伴う特別の措置を講じ、もって沖縄県の均衡ある発展並びに住民の生活の安定及び福祉の向上に資することを目的とすることとした。（第一条関係）

2　国、沖縄県及び関係市町村は、この法律の目的を達成するため、相協力しなければならないこととした。（第三条関係）

3　駐留軍用地又は駐留軍用地跡地の所有者等は、国、沖縄県又は関係市町村が実施する施策に協力するとともに、これらの土地が8の市町村総合整備計画及び9の県総合整備計画に即して有効かつ合理的に利用されるよう努めるものとすることとした。（第四条関係）

4　国は、駐留軍用地について、返還の見通しがたった場合には、速やかに、その旨を所有者に通知するよう努めるものとすることとした。（第五条関係）

5　国は、沖縄県知事及び関係市町村長の意見を聴き、返還が合意された駐留軍用地について、返還実施計画を定めなければならないこととした。（第六条関係）

6㈠　国は、駐留軍用地を所有者等に返還する場合においては、その者の請求により、原状回復措置等を講ずるものとすることとした。

㈡　国は、返還跡地の所有者等が当該土地を使用せず、かつ収益していないときは、当該所有者等に対し、返還日の翌日から三年を超えない期間内で、三千万円を限度として賃借料を基準として政令で定めるところにより給付金を支給するものとすることとした。（第七条及び第八条関係）

7　沖縄県知事又は関係市町村長は返還が合意された駐留軍用地において調査及び測量を行う必要があると認めるときは、国にあっせんを申請することができることとした。（第九条関係）

8　関係市町村長は、返還が合意された駐留軍用地又は駐留軍用地跡地等を総合的に整備する必要があると認めるときは、市町村総合整備計画を定めることができることとした。（第一〇条関係）

9　沖縄県知事は、返還が合意された駐留軍用地又は駐留軍用地跡地等を広域の見地から総合的に整備する必要があると認めるときは、県総合整備計画を定めることができることとした。（第一一条関係）

10　総合整備計画は、沖縄振興開発特別措置法等による地域振興に関する計画との調和が保たれるよう定められなければならないこととした。（第一二条関係）

11　国の行政機関の長又は沖縄県知事は、総合整備計画に基づく事業の実施のため都市計画法等の規定による許可等の処分を求められたときは、適切な配慮をするものとすることとした。（第一三条関係）

12　国は、総合整備計画に基づく土地区画整理事業等が円滑に実施されるよう必要な措置を講ずるものとすることとした。（第一四条関係）

13　国は、返還が合意された駐留軍用地又は跡地の区域内に所在する国有林野その他の国有財産の活用について適切な配慮をするものとすることとした。（第一五条関係）

14㈠　国は、駐留軍用地の整理縮小を求める沖縄県民の意向に留意しつつ、この法律の円滑な実施に努めるものとすることとした。

㈡　この法律及びこの法律に基づく措置は、日米安保条約及び日米地位協定の円滑な実施を妨げるものではないこととした。（第一六条関係）

15　この法律は、平成七年六月二〇日から施行することとした。（附則第一項関係）

2　この法律は、公布の日から施行することとした。

◇特定中小企業者の新分野進出等による経済の構造的変化への適応の円滑化に関する臨時措置法の一部を改正する法律（法律第九八号）（通商産業省）

1　特定中小企業者の新分野進出等による経済の構造的変化への適応の円滑化に関する臨時措置法における「特定中小企業者」とは、近年における経済の多様かつ構造的な変化による影響を受けている工業その他の業種であって政令で定めるものに属する事業を営む中小企業者及びこれらの者がその構成員の相当程度を占める組合等をいうものに改正することとした。（第二条第三項関係）

2　特定中小企業者であって経済の構造的変化による影響を受け、又は受けるおそれがあるものであって、政令で定める要件に該当するもの及びこれらの者がその構成員の相当程度を占める組合等は、新たな事業の分野への進出又は海外の地域における事業の開始若しくは拡大に関する計画（以下「新分野進出等計画」という。）を作成し、これを都道府県知事に提出して、その承認を受けることができることとした。（第三条第一項関係）

3　特定中小企業者であって経済の構造的変化のうち最近の貿易事情その他の国際経済に係る事情の急激な変化であって政令で定めるものによる影響を受け、又は受けるおそれがあるものであって、政令で定める要件に該当するもの及びこれらの者がその構成員の相当程度を占める組合等は、新分野進出等、新商品又は新技術の開発その他の経済の構造的変化への適応のための新たな事業活動及びこれらの準備のための事業活動に関する計画（以下「事業展開計画」という。）を作成し、これを平成九年五月三一日までに都道府県知事に提出して、その承認を受けることができることとした。（第六条の二第一項関係）

4　事業展開計画の承認、承認を受けた事業展開計画の変更の承認、承認（変更の承認を含む。）を受けた事業展開計画（以下「承認事業展開計画」という。）の承認の取消し等について規定することとした。（第六条の二第二項関係）

5　承認事業展開計画に従って行われる事業展開について、中小企業近代化資金等助成法の特例措置を講ずることとした。（第六条の三関係）

6　国及び都道府県は、承認事業展開計画に従って行われる事業展開に必要な資金の確保に努めるものとする規定を追加することとした。（第九条関係）

7　承認事業展開計画に従って行われる事業展開について、租税特別措置法の特例措置を講ずることとした。（第一〇条第一項及び第五項関係）

8　国及び都道府県は、事業展開の円滑な実施に必要な指導及び助言を行うものとする規定を追加することとした。（第一一条関係）

9　特定中小企業者は、事業展開を行うに当たっては、雇用の安定を図るために必要な措置を講ずるよう努めなければならないとする規定を追加することとした。（第一二条第一項関係）

10　都道府県知事は、承認事業展開計画の実施状況について報告を求めることができるものとする規定を追加することとした。（第一五条関係）

11　この法律は、公布の日から施行することとした。

◇租税特別措置法の一部を改正する法律（法律第九九号）（大蔵省）

1　輸入促進税制について、輸入製品の増加割合が一〇パーセントを超える場合における次に掲げる制度に係る税額控除割合等を、当該増加割合に応じ、次に掲げる割合まで引き上げることとした。（第一〇条の六、第二〇条、第四二条の九及び第五四条関係）

㈠　輸入額が増加した場合の税額控除及び割増償却制度

(1)　税額控除割合　一〇〇分の一〇（改正前一〇〇分の五）

(2)　割増償却限度割合　一〇〇分の五〇（改正前一〇〇分の二五）

㈡　輸入製品国内市場開拓準備金制度

積立割合　一〇〇分の四〇（改正前　一〇〇分の二〇）

（注）　右記の改正は、平成七年分以後の各年の所得税又は平成七年四月一日以後に開始する各事業年度の法人税について適用することとした。

2　特定中小企業者の新分野進出等による経済の構造的変化への適応の円滑化に関する臨時措置法の一部改正に伴い、次の措置を講ずることとした。

㈠　同法の承認事業展開計画を実施する特定中小企業者が取得する一定の機械装置を、事業基盤強化設備を取得した場合等の特別償却又は税額控除制度の対象に加えること（第一〇条の四及び第四二条の七関係）

㈡　同法の承認事業展開計画を実施する特定中小企業者について、欠損金の繰戻しによる還付の不適用措置の対象から除外することにより、繰戻し還付を認めること（第六六条の一四関係）

（注）　右記の改正は、平成七年四月一日以後に終了する各事業年度において生じた欠損金について適用することとした。

3　この法律は、公布の日から施行することとした。

◇平成七年度における公債の発行の特例に関する法律（法律第一〇〇号）（大蔵省）

1　平成七年度の一般会計補正予算（第1号）における阪神・淡路大震災に対処するための措置、地震等についての防災のための事業を緊急に実施するための措置、急激な外国為替相場の変動等に伴う最近の経済情勢に対処するための措置等に必要な財源を確保するため、同年度における公債の発行の特例に関する措置を定めるものとすることとした。（第一条関係）

2　財政法第四条第一項ただし書の規定等により発行する公債のほか、平成七年度の一般会計補正予算（第1号）において見込まれる租税収入の減少を補い、及び当該補正予算により追加される歳出の財源に充てるため、当該補正予算をもって国会の議決を経た金額の範囲内で、公債を発行することができることとした。（第二条関係）

3　2による公債の発行は、平成八年六月三〇日まで行うことができることとし、同年四月一日以後に発行される当該公債に係る収入は、平成七年度所属の歳入とすることとした。（第三条関係）

4　2の議決を経ようとするときは、その公債の償還の計画を国会に提出しなければならないこととした。（第四条関係）

5　2により発行した公債については、その速やかな減債に努めるものとすることとした。（第五条関係）

6　この法律は、公布の日から施行することとした。

◇食品衛生法及び栄養改善法の一部を改正する法律（法律第一〇一号）（厚生省）

一　食品衛生法の一部改正関係

1　人の健康を損なうおそれのない場合として厚生大臣が食品衛生調査会の意見を聴いて定める場合に限り販売又は販売の用に供するための製造、輸入等が認められる添加物の範囲を、化学的合成品たる添加物から、天然香料等を除く添加物に拡大することとした。（第六条関係）

2　厚生大臣は、この法律の公布の際現に販売又は販売の用に供するための製造、輸入等がされている添加物（化学的合成品たる添加物及び天然香料等を除く。）の名称を記載した既存添加物名簿を公示することとし、この名簿に記載されている添加物については、この法律による改正後の食品衛生法第六条の規定を適用しないこととした。（附則第二条及び附則第三条関係）

3　厚生大臣は、食品の成分に係る規格として、食品に残留する農薬の成分である物質の量の限度を定めるため必要があると認めるときは、農林水産大臣に対し、農薬の成分に関する資料の提供その他必要な協力を求めることができることとした。（第七条の二関係）

4　厚生大臣は、製造又は加工の方法の基準が定められた食品について、総合衛生管理製造過程（製造又は加工の方法及びその衛生管理の方法について食品衛生上の危害の発生を防止するための措置が総合的に講じられた製造又は加工の過程をいう。以下同じ。）を経てこれを製造し、又は加工しようとする者から申請があった場合において、製造又は加工の方法及びその衛生管理の方法が厚生省令で定める基準に適合するときは、その総合衛生管理製造過程を経て製造し、又は加工することについての承認を与えることができることとした。（第七条の三第一項及び第二項関係）

5　厚生大臣は、4の承認に係る総合衛生管理製造過程の製造又は加工の方法等が厚生省令

関との連携を図るように努めなければならないこととした。（第四七条第三項関係）

(六) 市町村は、(三)及び(四)の都道府県が行う事務に必要な協力をするとともに、必要に応じて、精神障害者及びその家族等からの相談に応じ、及びこれらの者を指導するよう努めなければならないこととした。（第四七条第四項関係）

(七) 保健所長は、精神障害者保健福祉手帳を受けた者から求めがあったときは、精神障害者社会復帰施設並びに精神障害者地域生活援助事業及び精神障害者社会適応訓練事業の利用について相談に応じ、並びにあっせん及び調整等を行うものとし、施設の設置者又は事業を行う者は、これに対して協力しなければならないこととした。（第四九条関係）

(八) 精神障害者社会復帰施設の種類として、精神障害者福祉ホーム及び精神障害者福祉工場を明定することとした。（第五〇条の二第一項関係）

(九) 精神障害者福祉ホームは、現に住居を求めている精神障害者に対し、低額な料金で、居室その他の設備を利用させるとともに、日常生活に必要な便宜を供与することにより、その者の社会復帰の促進及び自立の促進を図ることを目的とする施設とすることとした。（第五〇条の二第四項関係）

(十) 精神障害者福祉工場は、通常の事業所に雇用されることが困難な精神障害者を雇用し、及び社会生活への適応のために必要な指導を行うことにより、その者の社会復帰の促進及び社会経済活動への参加の促進を図ることを目的とする施設とすることとした。（第五〇条の二第五項関係）

(十一) 都道府県は、精神障害者の社会復帰の促進及び社会経済活動への参加の促進を図るため、精神障害者社会適応訓練事業（通常の事業所に雇用されることが困難な精神障害者を精神障害者の社会経済活動への参加の促進に熱意のある者に委託して、職業を与えるとともに、社会生活への適応のために必要な訓練を行う事業をいう。）を行うことができることとした。（第五〇条の四関係）

2 適正な精神医療の確保等に関する事項

(一) 精神保健指定医が五年ごとの研修を受けなかった場合には、当該研修を受けなかったことについてやむを得ない理由が存すると厚生大臣が認めたときを除き、その指定は効力を失うこととした。（第一九条関係）

(二) 措置入院、医療保護入院等を行う精神病院（任意入院のみを行う精神病院を除く。）には、常勤の指定医を置かなければならないこととした。（第一九条の五関係）

(三) 指定病院について、厚生大臣が定める基準に適合するものを指定する旨を法律上規定し、指定病院がその基準に適合しなくなったときは、その指定を取り消すことができることとした。（第一九条の八及び第一九条の九関係）

(四) 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者については、通院医療の公費負担の申請に当たっては、医師の診断書の提出及び地方精神保健福祉審議会における判定を要しないこととした。（第三二条第四項及び第五項関係）

(五) 通院医療の公費負担の決定について、有効期限を六か月から二年に改めることとした。（第三二条第六項関係）

(六) 医療保護入院の際の告知義務について、精神障害者の症状に照らして告知を延期できる旨の例外規定に、四週間の期間制限を設けることとした。（第三三条の三関係）

3 (一) 措置入院に要する費用の負担に関する事項

精神医療に要する費用については、引き続き公費負担とするとともに、その精神障害者が、社会保険各法又は老人保健法の規定により医療に関する給付を受けることができる者であるときは、都道府県は、その限度において負担することを要しないこととした。（第三〇条及び第三〇条の二関係）

(二) 精神科の通院医療に要する費用については、都道府県は、その一〇〇分の九五に相当する額を負担することができることとするとともに、その精神障害者が、社会保険各法又は老人保健法の規定により医療に関する給付を受けることができる者であるときは、都道府県は、その限度において負担することを要しないこととした。（第三二条及び第三二条の四関係）

4 この法律は、平成七年七月一日から施行することとした。ただし、2の(一)及び(二)については平成八年四月一日から施行することとした。

5 麻薬及び向精神薬取締法に規定する麻薬中毒者の精神病院への措置入院制度について、3の(一)に準じた改正を行うこととした。（附則第四条関係）

◇郵便法の一部を改正する法律（法律第九五号）

（郵政省）

1 郵政大臣は、広告郵便物等の料金の合計額又は総計額につき、郵政審議会に諮問した上、減額することができることとした。（第二七条の三関係）

2 郵政大臣が発行する一定の金額が電磁的方式によって記録されるカードを使用して、当該カードに記録されている金額の範囲内において郵便に関する料金を納付することができることとした。（第三二条第三項及び第三三条第三項関係）

3 料金後納に係る担保を免除する者として、後納する郵便に関する料金を省令で定める期間以上継続して納付すべき期日までに納付している者を加えることとした。（第三二条第五項関係）

4 この法律は、公布の日から起算して二月を経過した日から施行することとした。

◇地方分権推進法（法律第九六号）（総務庁）

1 この法律は、国民がゆとりと豊かさを実感できる社会を実現することの緊要性にかんがみ、地方分権の推進について、基本理念並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、地方分権の推進に関する施策の基本となる事項を定め、並びに必要な体制を整備することにより、地方分権を総合的かつ計画的に推進することを目的とすることとした。（第一条関係）

2 地方分権の推進は、国と地方公共団体とが共通の目的である国民福祉の増進に向かって相互に協力する関係にあることを踏まえつつ、各般の行政を展開する上で国及び地方公共団体が分担すべき役割を明確にし、地方公共団体の自主性及び自立性を高め、個性豊かで活力に満ちた地域社会の実現を図ることを基本として行われるものとすることとした。（第二条関係）

3 国及び地方公共団体の責務について定めることとした。（第三条関係）

4 地方分権の推進に関する次の基本方針について定めることとした。（第四条〜第七条関係）

(一) 国と地方公共団体との役割分担

(二) 地方分権の推進に関する国の施策

(三) 地方税財源の充実確保

(四) 地方公共団体の行政体制の整備及び確立

5 政府は、地方分権の推進に関する基本方針に即し、地方分権推進計画を作成し、国会に報告するとともに、その要旨を公表しなければならないこととした。（第八条関係）

6 総理府に、地方分権推進委員会（以下「委員会」という。）を置くこととし、次の事務を所掌することとした。（第九条及び第一〇条関係）

(一) 地方分権の推進に関する基本的事項について調査審議し、その結果に基づき、地方分権推進計画の作成のための具体的な指針を内閣総理大臣に勧告すること。

(二) 地方分権推進計画に基づく施策の実施状況を監視し、その結果に基づき内閣総理大臣に必要な意見を述べること。

7 内閣総理大臣は、委員会の勧告又は意見を尊重しなければならないこととし、勧告を受けたときは、国会に報告するものとした。（第一一条関係）

8 委員会は、委員七人（非常勤）をもって組織することとし、優れた識見を有する者のうちから、両議院の同意を得て、内閣総理大臣が任命することとした。（第一二条及び第一三条関係）

9 委員会は、必要があると認めるときは、行政機関及び地方公共団体の長に対して、資料の提出、意見の開陳、説明その他の必要な協力等を求めることができることとした。（第一五条関係）

10 委員会の事務を処理させるため、委員会に事務局を置くこととし、委員会に関し必要な事項は、政令で定めることとした。（第一六条及び第一七条関係）

11 この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して四月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとし、この法律の施行の日から起算して五年を経過した日にその効力を失うこととした。

◇地方交付税法の一部を改正する法律（法律第九七号）（自治省）

1 地方財政の状況にかんがみ、地方交付税の総額を確保するため、平成七年度分の地方交付税の総額の特例として、三七七億六、〇〇〇万円を加算することとした。

こととした。(第二条関係)

3　海面に油が広がっていることを発見した者は、遅滞なく最寄りの沿岸国の海上保安機関に通報しなければならないこととする等通報に関し所要の規定を整備することとした。(第三八条関係)

4　一定の規模以上の油保管施設等の設置者は、油濁防止緊急措置手引書を作成し、これを当該施設内に備え置き、又は掲示しておかなければならないこととした。(第四〇条の二関係)

5　海上災害防止センターの業務に、海上災害の防止に関する国際協力の推進に資する業務等を追加する等同センターの目的規定及び業務規定を整備することとした。(第四二条の一三及び第四二条の三六関係)

6　海上保安庁長官が作成する排出油の防除に関する計画の作成対象海域及び油種を拡大するとともに、管区海上保安本部長その他の関係者は、所定の海域ごとに排出油の防除に関する協議会を組織することができることとした。(第四三条の二及び第四三条の三関係)

7　国は、海洋の汚染及び海上災害の防止に関する国際的な連携の確保及び技術協力の推進、海外の地域における海上防災のための緊急援助の実施その他の海洋の汚染及び海上災害の防止に関する国際協力の推進に努めるものとすることとした。(第五一条の二関係)

8　廃油処理事業者が事業を開始した場合等の届出を廃止することとした。(第二五条及び第三五条関係)

9　所要の罰則規定を整備することとその他所要の改正を行うこととした。

10　この法律は、一九九〇年の油による汚染に係る準備、対応及び協力に関する国際条約が日本国について効力を生ずる日から施行することとした。ただし、8(廃油処理事業者が事業を開始した場合等の届出の廃止)等の改正は、公布の日から施行することとした。

◇刑法の一部を改正する法律（法律第九一号）（法務省）

1　刑法の表記を現代用語化して平易化することとした。

2　いんあ者の行為に関する規定を削除することとした。(第四〇条関係)

3　尊属殺人、尊属傷害致死、尊属遺棄及び尊属逮捕監禁の規定を削除することとした。(第二〇〇条、第二〇五条第二項、第二一八条第二項及び第二二〇条第二項関係)

4　この法律の施行に関し必要な経過措置を定めることとし、関係法律につき所要の改正を行うこととした。(附則第二条～第二五条関係)

5　この法律は、公布の日から起算して二〇日を経過した日から施行することとした。

◇放送法の一部を改正する法律（法律第九二号）（郵政省）

1　放送事業者が真実でない事項の放送をしたという理由によって、その放送により権利の侵害を受けた本人又は直接関係人が、訂正又は取消しの放送を請求する期間を、放送のあった日から三箇月以内とすることとした。(第四条第一項関係)

2　放送事業者は、放送番組の放送後三箇月間（訂正又は取消しの放送の請求があった放送について、その請求に係る事案が三箇月を超えて継続する場合には、六箇月を超えない範囲内において当該事案が継続する期間）は、放送番組の内容を放送後において審議機関又は訂正若しくは取消しの放送の関係者が視聴その他の方法により確認することができるように放送番組を保存しなければならないこととした。(第五条関係)

3　この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとした。

◇結核予防法の一部を改正する法律（法律第九三号）（厚生省）

1　国及び地方公共団体は、結核の予防及び結核患者の適正な医療に関する施策を講ずるに当たっては、地域の特性に配慮しつつ、総合的に実施するよう努めなければならないこととした。(第二条第二項関係)

2　結核患者が第三四条に規定する医療を受けるために必要な費用について、都道府県はその一〇〇分の九五に相当する額を負担することができることとした。(第三四条第一項関係)

3　第三四条又は第三五条の規定による費用の負担を受ける結核患者が、社会保険各法又は老人保健法の規定により医療に関する給付を受けることができる者であるときは、都道府県は、その限度において第三四条又は第三五条の規定による負担をすることを要しないこととした。(第三七条第一項関係)

4　国及び地方公共団体は、結核に関する正しい知識の普及を図らなければならないこととした。(第六三条の二第一項関係)

5　国は、結核に関する情報の収集、整理及び分析並びに研究の推進に努めなければならないこととした。(第六三条の二第二項関係)

6　この法律は、平成七年七月一日から施行することとした。

◇精神保健法の一部を改正する法律（法律第九四号）（厚生省）

1　精神障害者の保健福祉対策の充実に関する事項

(一)　法律の題名を「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」に改めることとした。

(二)　法律の目的に、「精神障害者等の自立と社会経済活動への参加の促進」を位置付けることとした。(第一条関係)

(三)　国及び地方公共団体の義務、国民の義務、施設の設置者等の責務に、「精神障害者等の自立と社会経済活動への参加の促進」を位置付けることとした。(第二条～第四条関係)

(四)　新たに「保健及び福祉」の章を設けることとした。(第六章関係)

(五)　精神保健センターを「精神保健福祉センター」に改称し、精神障害者の福祉に関する知識の普及、調査研究及び相談指導の業務を加えることとした。(第六条関係)

(六)　地方精神保健審議会を「地方精神保健福祉審議会」に改称し、精神障害者の福祉に関する事項及び精神障害者保健福祉手帳の申請に関する事項を審議事項に加えるとともに、委員及び臨時委員の要件に、精神障害者の福祉に関し学識経験のある者等を加え、委員の定数の上限を二〇人に引き上げることとした。(第九条～第一一条関係)

(七)　精神保健に関する業務に従事する職員（精神保健相談員）を「精神保健福祉相談員」に改称し、新たに精神障害者の福祉に関する相談及び指導を業務に加えることとした。(第四八条関係)

(八)　精神障害者は、その居住地（居住地を有しないときは、その現在地）の都道府県知事に精神障害者保健福祉手帳の交付を申請することができることとし、都道府県知事は、申請者が精神障害の状態にあると認めたときは、申請者に精神障害者保健福祉手帳を交付しなければならないこととした。(第四五条第一項及び第二項関係)

(九)　都道府県知事は、手帳の申請に対して決定をするには、精神障害を支給事由とする年金給付を受けているときを除き、地方精神保健福祉審議会の意見を聴かなければならないこととした。(第四五条第四項関係)

(一〇)　精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者は、二年ごとに、その精神障害の状態について都道府県知事の認定を受けなければならないこととした。(第四五条第五項関係)

(一一)　精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者は、精神障害の状態がなくなったときは、速やかに精神障害者保健福祉手帳を返還しなければならないこととするとともに、手帳を譲渡し、又は貸与してはならないこととした。(第四五条の二関係)

(一二)　都道府県及び市町村は、精神障害について の正しい知識の普及のための広報活動等を通じて、精神障害者の社会復帰及びその自立と社会経済活動への参加に対する地域住民の関心と理解を深めるように努めなければならないこととした。(第四六条関係)

(一三)　都道府県、保健所を設置する市又は特別区（以下「都道府県等」という。）は、必要に応じて、精神保健福祉相談員その他の職員又は指定した医師をして、精神保健及び精神障害者の福祉に関し、精神障害者及びその家族等からの相談に応じさせ、及びこれらの者を指導させなければならないこととした。(第四七条第一項関係)

(一四)　都道府県等は、医療を必要とする精神障害者に対し、その精神障害の状態に応じた適切な医療施設を紹介しなければならないこととした。(第四七条第二項関係)

(一五)　精神保健福祉センター及び保健所は、精神障害者の福祉に関する相談及び指導を行うに当たっては、福祉事務所その他の関係行政機

(二) 所得税法の一部改正
公共法人等の更生保護法人を追加することとした。(第一九条関係)

(三) 法人税法の一部改正
公益法人等に更生保護法人を追加することとした。(第二〇条関係)

(四) 登録免許税法の一部改正
公共法人等が受ける登記等の非課税の対象に更生保護法人に係る更生保護事業の用に供する建物の所有権の取得登記又は当該事業の用に供する土地の権利の取得登記を追加することとするほか、旧法の廃止及び更生保護事業法の制定に伴う規定の整備を行うこととした。(第二一条関係)

(五) 消費税法の一部改正
旧法の廃止及び更生保護事業法の制定に伴う規定の整備等を行うこととした。(第二二条関係)

(六) 地価税法の一部改正
旧法の廃止及び更生保護事業法の制定に伴う規定の整備を行うこととした。(第二三条関係)

(七) 旧社会福祉事業振興会法の一部改正
社会福祉・医療事業団の行う資金貸付けの対象に、更生保護法人を追加することとするほか、旧法の廃止及び更生保護事業法の制定に伴う規定の整備を行うこととした。(第二四条関係)

9　この法律は、更生保護事業法の施行の日から施行することとした。ただし、2〜5の更生保護法人への組織変更の規定は、公布の日から施行することとした。

◇緑の募金による森林整備等の推進に関する法律
(法律第八八号)(農林水産省)

1　この法律は、緑の募金の健全な発展を図るために必要な措置を定めること等により、国民が行う森林整備等に係る自発的な活動等の円滑化を図り、もって我が国における森林の整備及び緑化の推進並びにこれらに係る国際協力の推進に資することを目的とすることとした。(第一条関係)

2　この法律において「緑の募金」とは、毎年、農林水産大臣の定める期間内に限って緑の募金という名称を用いて行う寄附金の募集であって、その寄附金を森林整備等の推進に用いることを目的とするものをいうこととした。(第二条第二項関係)

3　森林整備等は、森林及び樹木が水源のかん養、環境の保全等人間の健康で文化的な生活を確保する上で欠くことのできない役割を果たしていることにかんがみ、現在及び将来の世代にわたって人間が豊かな緑と水に恵まれた生活を維持することができるよう、国民の自発的な活動を生かして、積極的に推進されなければならないこととした。(第三条関係)

4　国及び地方公共団体は、森林及び樹木の果たしている役割の重要性についての国民の理解と関心を深めるため、必要な啓発活動を行うよう努めることとした。(第四条関係)

5　都道府県緑化推進委員会は、当該都道府県の区域において、緑の募金による寄附金を用いて、次に掲げる業務を行うこととした。(第六条関係)

(一) 緑の募金及び緑の募金による寄附金の管理を行うこと。

(二) 森林整備等を行う者等に交付金の交付を行うこと。

(三) 森林整備等の事業を行うこと。

6　国土緑化推進機構は、緑の募金による寄附金及び8の(三)の規定により交付される寄附金を用いて、次に掲げる業務を行うこととした。(第一四条関係)

(一) 緑の募金並びに緑の募金による寄附金及び8の(三)により交付される寄附金の管理を行うこと。

(二) 森林整備等を行う者等のうち一定の要件に該当するものに交付金を交付すること。

(三) 森林整備等の事業のうち一定の要件に該当するものを行うこと。

(四) 都道府県緑化推進委員会相互の連絡及び業務の調整を行うこと。

7　都道府県緑化推進委員会及び国土緑化推進機構には、森林整備等に関する学識経験を有する者によって構成する運営協議会を置くこととした。(第一五条において準用する第七条関係)

8　緑の募金

(一) 緑の募金は、寄附者の自発的な協力を基礎とするものでなければならないこととした。(第一六条関係)

(二) 国土緑化推進機構は、緑の募金を行うときは、当該緑の募金を行おうとする地域の属する都道府県の都道府県緑化推進委員会の意見を聴かなければならないこととした。(第一七条関係)

(三) 都道府県緑化推進委員会は、緑の募金による寄附金の一部を国土緑化推進機構に交付することとした。(第一八条第一項関係)

(四) 都道府県緑化推進委員会は、(三)に定める場合その他一定の場合を除き、緑の募金による寄附金を、5の(二)の業務に必要な経費に充てること以外に用いてはならないこととした。(第一八条第二項関係)

(五) 国土緑化推進機構は、緑の募金による寄附金及び(三)により交付された寄附金を、6の(二)の業務に必要な経費に充てること以外に用いてはならないこととした。(第一八条第三項関係)

(六) 都道府県緑化推進委員会及び国土緑化推進機構は、緑の募金を行うときは、それぞれ運営協議会の意見を聴いて、募金の目標額及び寄附金の使途についての計画を定め、公告及び届出をしなければならないこととした。(第一九条及び第二二条において準用する第一九条関係)

(七) 都道府県緑化推進委員会及び国土緑化推進機構は、5の(二)の交付金及び6の(二)の交付金の交付先及び交付する額等を決定しようとするときは、それぞれ運営協議会の意見を聴かなければならないこととした。(第二〇条及び第二二条において準用する第二〇条関係)

(八) 都道府県緑化推進委員会及び国土緑化推進機構は、毎事業年度終了後、寄附金の総額、5の(二)及び6の(二)の交付金の交付先及び交付した額等について公告及び届出をしなければならないこととした。(第二一条及び第二二条において準用する第二一条関係)

(九) 都道府県緑化推進委員会及び国土緑化推進機構は、緑の募金による寄附金を用いて行われた森林整備等の成果に関する情報が提供されるように努めなければならないこととした。(第二三条関係)

9　この法律は平成七年六月一日から施行することとした。

◇銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律
(法律第八九号)(警察庁)

1　不特定若しくは多数の者の用に供される場所若しくは乗物に向かって又はこれらにおいてけん銃等を発射することを一定の場合を除き禁止し、所要の罰則を設けることとした。(第三条の一三及び第三一条関係)

2　けん銃実包の所持、輸入、譲渡し及び譲受けを一定の場合を除き禁止し、所要の罰則を設けることとした。(第三条の三、第三条の六、第三条の九、第三条の一二及び第三一条の七〜第三一条の九関係)

3　けん銃実包を不法に所持する者が当該実包を提出して自首した場合には、当該所持等に係る罪の刑を減軽し、又は免除することとした。(第三一条の一〇関係)

4　けん銃等の営利目的の密輸入及び譲渡し並びにけん銃部品の密輸入、不法所持等に関する罰則を強化することとした。(第三一条の二、第三一条の四、第三一条の一一及び第三一条の一六関係)

5　けん銃等の密輸入の予備又は資金等提供をした者がけん銃等の密輸入の実行の着手前に自首した場合には、その刑を減軽し、又は免除することとした。(第三一条の一二及び第三一条の一三関係)

6　国外でけん銃等の密輸入の資金等提供をした者を処罰することとした。(第三一条の一四関係)

7　けん銃等として物品を輸入した者等に対する罰則を設けることとした。(第三一条の一七関係)

8　警察官又は海上保安官は、けん銃等に関する犯罪等の捜査に当たり、都道府県公安委員会の許可を受けて、けん銃等の譲受け等を行うことができることとした。(第二七条の三関係)

9　この法律は、公布の日から起算して一月を経過した日から施行することとした。

◇海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律（法律第九〇号）(運輸省)

1　法律の目的に海上災害の防止に関する国際約束の適確な実施を確保することを追加する等法律の目的規定を整備することとした。(第一条関係)

2　船舶所有者、海洋施設の設置者その他の関係者が油等の排出があった場合等において排出された油等の防除等の措置を講ずることにより海上災害の防止に努めなければならないことに加え、当該措置を講ずることができるよう常時備えることを求めることとする等海洋の汚染及び海上災害の防止に関する責務の規定を整備する

受けなければならないこととした。(第一〇条関係)

13　更生保護法人には、役員として、理事五人以上及び監事二人以上を置かなければならないものとし、理事のうち一人は、定款の定めるところにより、理事長とすることとした。(第一六条関係)

14　更生保護法人は、理事の三分の二以上の同意(法務大臣の認可を要する。)、定款で定めた解散事由の発生等の事由によって解散することとした。(第三一条関係)

15　法務大臣は、更生保護法人が、法令、法令に基づいてする行政庁の処分若しくは定款に違反し、又はその運営が著しく適正を欠くと認めるときは、当該更生保護法人に対し、期限を定めて必要な措置をとるべきことを命ずることができるものとし、この命令に従わないときは、当該更生保護法人に対し、期間を定めて業務の全部若しくは一部の停止を命じ、又は役員の解職を勧告することができることとした。(第四一条関係)

16　法務大臣は、更生保護法人が、法令、法令に基づいてする行政庁の処分若しくは定款に違反した場合であって他の方法により監督の目的を達成することができないとき、又は正当な事由がないのに一年以上にわたってその目的とする事業を行わないときは、解散を命ずることができることとした。(第四三条関係)

17　国及び地方公共団体以外の者で更生保護事業を営もうとするものは、法務省令で定めるところにより、申請書を法務大臣に提出して、その認可を受けなければならないこととした。(第四五条関係)

18　更生保護法人等(この法律の規定による認可を受けて更生保護事業を営む者をいう。以下同じ。)がその事業を廃止しようとするときは、あらかじめ、その理由並びに被保護者に対する措置及び財産の処分方法を明らかにして、廃止の時期について法務大臣の承認を受けなければならないこととした。(第四七条第三項関係)

19　法務大臣は、更生保護法人等が、更生保護事業認可の基準に適合しないと認められるに至ったときは、当該更生保護法人等に対し、これに適合するために必要な措置をとるべきことを命ずることができることとした。(第五三条関係)

20　法務大臣は、更生保護法人等につき、更生保護事業の認可又は寄附金募集許可の条件に違反したとき等に該当する事由があると認めるときは、当該更生保護法人等に対し、更生保護事業を営むことを制限し、若しくはその停止を命じ、又は更生保護事業の認可を取り消すことができることとした。(第五四条関係)

21　認可を受けずに更生保護事業を営む者が、その事業に関し営利を図り、又は被保護者の処遇につき不当の行為をしたときは、法務大臣は、その者に対し、更生保護事業を営むことを制限し、又はその停止を命ずることができることとした。(第五四条第三項関係)

22　国は、更生保護法人に対し、法務大臣が大蔵大臣と協議して定める基準に従い、予算の範囲内において、その営む更生保護事業に要する費用につき、補助することができることとした。(第五八条関係)

23　法務大臣は、更生保護法人の認可等重要な処分をするとき、又は更生保護事業の認可基準を規定する法務省令を定めるときは、政令で定める審議会の意見を聴かなければならないこととした。(第五九条関係)

24　この法律は、平成八年四月一日から施行することとした。ただし、更生保護法人の認可に関する規定は、公布の日から施行することとした。

25　政府は、この法律の施行後五年を目途として、犯罪情勢その他更生保護を取り巻く状況の変化及びこの法律の施行の状況等を勘案し、更生保護事業の円滑かつ適正な実施及びその健全な育成発達を図る観点から、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとすることとした。

◇更生保護事業法の施行及びこれに伴う関係法律の整備等に関する法律(法律第八七号)(法務省)

1　更生緊急保護法(昭和二五年法律第二〇三号)を、廃止することとした。(第一条関係)

2　この法律の公布の際現に更生緊急保護法第五条第一項の認可を受けて更生保護事業を営んでいる公益法人は、平成八年九月三〇日までに、その組織を変更して更生保護法人となることができることとした。(第二条第一項関係)

3　公益法人がその組織を変更して更生保護法人となるには、その公益法人の定款又は寄附行為の定めるところにより、組織変更のため必要な定款又は寄附行為の変更をし、法務省令で定めるところにより、法務大臣の認可を受けなければならないこととした。(第二条第二項関係)

4　組織変更の認可がこの法律の施行の日(以下「施行日」という。)前にされたときは、定款又は寄附行為の変更は、施行日にその効力を生ずることとした。(第二条第四項関係)

5　組織変更は、更生保護法人の主たる事務所の所在地において、政令で定めるところにより、登記することによって、その効力を生ずることとした。(第二条第五項関係)

6　この法律の施行の際現に更生緊急保護法(以下「旧法」という。)の規定による認可を受けて更生保護事業を営んでいる者は、その事業につき、更生保護事業法による事業の認可を受けたものとみなすこととした。(第三条関係)

7　その他所要の経過措置を定めることとした。(第四条～第七条関係)

8　関係法律の整備

㈠　犯罪者予防更生法の一部改正(第八条関係)

(1)　応急の救護は、更生保護事業法の規定により更生保護事業を営む者その他の適当な者に委託して行うことができることとした。

(2)　更生緊急保護とは、刑の執行終了者等が、刑事上の手続による身体の拘束を解かれた後、親族、縁故者等からの援助若しくは公共の衛生福祉その他の施設から医療、宿泊、職業その他の保護を受けることができない場合、又はこれらの援助若しくは保護のみによっては更生できないと認められる場合に、緊急に、その者に対し、帰住をあっせんし、金品を給与し、若しくは貸与する等の一時保護又は一定の施設に収容して、宿泊所を供与し、必要な教養、訓練、医療、保養若しくは就職を助け、環境の改善若しくは調整を図る等の継続保護を行うことにより、本人が進んで法律を守る善良な社会人となることを援護し、その速やかな更生を保護することをいうこととし、その実施手続等を定めることとした。

㈡　執行猶予者保護観察法の一部改正

援護は、更生保護事業法の規定により更生保護事業を営む者その他の適当な者に委託して行うことができることとした。(第九条関係)

㈢　売春防止法の一部改正

婦人補導院から退院した者及び補導処分の執行を受け終わったとされた者について、更生緊急保護の措置をとることができることとした。(第一〇条関係)

㈣　健康保険法の一部改正

旧法の廃止及び更生保護事業法の制定に伴う規定の整備を行うこととした。(第一一条関係)

㈤　資産再評価法の一部改正

公益法人等に対する課税の特例の対象に更生保護法人を追加することとした。(第一二条関係)

㈥　地方税法の一部改正

個人道府県民税及び市町村民税の非課税の範囲並びに法人の事業税の非課税所得等の範囲に更生保護法人を追加するものとするほか、旧法の廃止及び更生保護事業法の制定に伴う規定の整備を行い、及び所要の経過措置を定めることとした。(第一三条及び第一四条関係)

㈦　社会福祉事業法の一部改正

旧法の廃止及び更生保護事業法の制定に伴う規定の整備を行うこととした。(第一五条関係)

㈧　土地収用法の一部改正

土地を収用し、又は使用することができる事業に更生保護事業の用に供する施設を追加することとした。(第一六条関係)

㈨　国有財産特別措置法の一部改正

更生保護法人において、保護観察所の長の委託を受けて行う更生保護の用に主として供する施設の用に供するときは、普通財産を無償で貸し付けることができることとし、更生保護法人において更生保護事業施設の用に供するときは、減額して譲渡し又は貸し付けることができることとするほか、旧法の廃止及び更生保護事業法の制定に伴う規定の整備を行うこととした。(第一七条関係)

㈩　厚生年金保険法の一部改正

旧法の廃止及び更生保護事業法の制定に伴う規定の整備を行うこととした。(第一八条関係)

一二条の四第二項関係）

(五) 旅行業者は、主催旅行に参加する旅行者を募集するため広告をするときは、一定の表示方法によりしなければならないこととした。（第一二条の七関係）

4 旅行業協会の業務の充実等

(一) 旅行業協会の業務に、旅行者等からの社員以外の旅行業者等が取り扱った旅行業務に対する苦情の解決及び旅行業務の適正な運営を確保するための社員以外の旅行業者等に対する指導を追加することとした。（第二二条の三及び第二二条の六関係）

(二) 弁済業務保証金分担金を納付した旅行業協会の社員は、旅行業の登録を受けた日から一年を経過する前であっても旅行業協会の保証社員となれることとした。（第二二条の九第一項関係）

(三) 保証社員と旅行業務に関し取引をした者が、その取引によって生じた債権について受けることができる弁済業務保証金の還付について、旅行者が旅行者以外の者に先立ち受けることができることとした。（第二二条の九第二項関係）

(四) 保証社員は、毎事業年度終了後又は変更登録を受けた場合において、その弁済業務保証金分担金の額が増加することとなるときは、その増加することとなる額の弁済業務保証金分担金を旅行業協会に納付しなければならないこととした。（第二二条の一〇第二項関係）

(五) 保証社員が、弁済業務保証金の還付があった場合に、旅行業協会から通知を受けた日から七日以内に還付充当金を旅行業協会に納付しないときは、当該保証社員は旅行業協会の社員たる地位を失うこととした。（第二二条の一一第二項関係）

(六) 旅行業協会は、毎事業年度終了後又は保証社員が変更登録を受けた場合において、当該保証社員に係る弁済業務保証金分担金の額が減少することとなるときは、その減少することとなる額に相当する額の弁済業務保証金を取り戻すことができることとした。（第二二条の一二第一項関係）

5 その他

(一) 運輸大臣は、旅行業協会が旅行業務取扱主任者として必要な知識及び能力に関して実施する研修の課程を修了した者について旅行業務取扱主任者試験の一部を免除することができることとした。（第一一条の三第三項関係）

(二) 主催旅行に参加する旅行者に同行して、旅程管理業務を行う者として旅行業者によって選任される者のうち主任の者は、運輸大臣の指定する者が実施する旅程管理業務に関する研修の課程を修了し、かつ一定の実務の経験を有する者でなければならないこととした。（第一二条の一一第一項関係）

(三) 旅行業協会は、旅行業務取扱主任者試験の事務を行う場合において、旅行業務取扱主任者として必要な知識及び能力を有するかどうかの判定に関する事務について、試験委員に行わせなければならないこととした。（第二五条の二第四項関係）

(四) 罰則に関し、罰金の上限の変更その他所要の改正を行うこととした。（第二八条～第三〇条及び第三二条関係）

6 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとした。

◇許可、認可等の整理及び合理化のための運輸省関係法律の一部を改正する法律（法律第八五号）（運輸省）

一 鉄道抵当法の一部改正関係（第一条関係）

1 抵当権の設定又は変更の認可を廃止し、鉄道財団の設定の認可を設けることとした。

2 抵当証書又は信託証書の記載事項に変更を生ずる契約の認可を廃止することとした。

3 1及び2に伴い、鉄道財団設定の認可後六か月以内に抵当権設定の登録を申請しないときは当該認可が失効することとする等所要の改正を行うこととした。

二 海上運送法の一部改正関係（第二条関係）

1 起点が終点と一致する航路であって寄港地のないものにおいて営む旅客不定期航路事業（以下「遊覧旅客不定期航路事業」という。）について、事業の許可をする際の基準を緩和することとした。

2 遊覧旅客不定期航路事業について、運賃及び料金の設定又は変更の認可を届出に改めることとした。

三 水路業務法の一部改正関係（第三条関係）

1 水路測量を行う際によるべき基準のうち日本経緯度原点を基礎としない場合の承認を廃止するとともに、専ら国際間の水路に関する情報の交換を目的として行う水路測量等については、法定の基準によらずに行うことができることとした。

2 海上保安庁が刊行した水路図誌又は航空図誌について、航海又は航空以外の用に供するために複製を行う場合の承認を不要とすることとした。

四 道路運送法の一部改正関係（第四条関係）

1 一般乗合旅客自動車運送事業の免許等の処分に際しての都知事又は政令で定める市の長の意見の徴取を廃止することとした。

2 路線を定める旅客自動車運送事業の免許等の処分に際しての道路管理者の意見の徴取を不要とする場合を追加することとした。

五 航空法の一部改正関係（第五条関係）

旅客航空運送取扱業の届出並びに当該事業に関する報告徴収及び立入検査を廃止することとした。

六 小型船造船業法の一部改正関係（第六条関係）

1 小型船造船業の登録の申請書の記載事項である法人の役員の氏名について、代表者の氏名のみ記載すれば足りることとした。

2 小型船造船業者の事業の開始の届出を廃止することとした。

3 小型船造船業の主任技術者の資格要件について、運輸大臣による個別の認定を廃止し、運輸省令で定める一定の実務の経験その他の要件を備える者は主任技術者になることができることとした。

4 小型船造船業者である法人が合併以外の事由により解散した場合の届出を廃止することとした。

七 この法律は、別段の定めがあるものを除き、公布の日から施行することとした。

◇更生保護事業法（法律第八六号）（法務省）

1 この法律は、更生保護事業に関する基本事項を定めることにより、更生保護事業の適正な運営の確保及びその健全な育成発達を図るとともに、犯罪者予防更生法、執行猶予者保護観察法その他更生保護に関する法律とあいまって、犯罪をした者が善良な社会の一員として更生することを助け、もって個人及び公共の福祉の増進に寄与することを目的とすることとした。（第一条関係）

2 更生保護事業とは、継続保護事業、一時保護事業及び連絡助成事業をいうこととした。（第二条関係）

3 更生保護法人とは、更生保護事業を営むことを目的として、この法律の定めるところにより設立された法人をいうこととした。（第二条関係）

4 国は、更生保護事業が保護観察、更生緊急保護その他の国の責任において行う更生の措置を円滑かつ効果的に実施する上で重要な機能を果たすものであることにかんがみ、更生保護事業の適正な運営を確保し、及びその健全な育成発達を図るための措置をとるものとすることとした。（第三条第一項関係）

5 地方公共団体は、更生保護事業が犯罪をした者の更生を助け、これにより犯罪を防止し、地域社会の安全及び住民福祉の向上に寄与するものであることにかんがみ、その地域において行われる更生保護事業に対して必要な協力をすることができることとした。（第三条第二項関係）

6 更生保護事業を営む者は、その事業を実施するに当たり、被保護者の人権に配慮するとともに、国の行う更生の措置及び社会福祉、医療、保健、労働その他関連施策との有機的な連携を図り、地域に即した創意と工夫を行い、並びに地域住民等の理解と協力を得るよう努めなければならないこととした。（第三条第三項関係）

7 更生保護法人以外の者は、その名称中に、更生保護法人という文字を用いてはならないこととした。（第四条関係）

8 更生保護法人は、更生保護事業を営むために必要な資産を備えなければならないこととした。（第五条関係）

9 更生保護法人は、その営む更生保護事業に支障がない限り、公益事業又は収益事業を営むことができるものとし、その会計は、それぞれ当該更生保護法人の営む更生保護事業に関する会計から区分し、特別の会計として経理しなければならないこととした。（第六条関係）

10 更生保護法人の住所は、その主たる事務所の所在地にあることとした。（第七条関係）

11 更生保護法人は、政令で定めるところにより、登記しなければならないものとし、登記しなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもって第三者に対抗することができないこととした。（第八条関係）

12 更生保護法人を設立しようとする者は、申請書及び定款を法務大臣に提出し、設立の認可を

法令のあらまし

◇簡易生命保険の積立金の運用に関する法律の一部を改正する法律（法律第七九号）（郵政省）

1　簡易生命保険特別会計の積立金（以下「積立金」という。）の運用の対象に、先物外国為替を加えることとした。（第三条第一項関係）

2　積立金を先物外国為替に運用する場合には、証券会社に委託する方法によらなければならないこととした。（第三条第七項関係）

3　この法律は、公布の日から施行することとした。

◇郵便貯金法の一部を改正する法律（法律第八〇号）（郵政省）

1　郵便貯金特別会計の金融自由化対策資金（以下「資金」という。）の運用の対象に、先物外国為替を加えることとした。（第六八条の三第一項関係）

2　資金を先物外国為替に運用する場合には、証券会社に委託する方法によらなければならないこととした。（第六八条の三第六項関係）

3　この法律は、公布の日から施行することとした。

◇郵便振替法の一部を改正する法律（法律第八一号）（郵政省）

1　特殊取扱いとして、口座への受入れに関する事項を証明した書類を交付し又は送達する取扱い、口座からの払出しに関する事項を通知する取扱い及び口座への受入れに関する事項を払込書の用紙に表示する取扱いができることとした。（第三一条第一項関係）

2　払出金額に相当する現金を受取人に交付する方法による現金払において、払出証書を発行してする方法又は現金を送達する方法による払渡しの取扱いに変更することができることとした。（第三八条の二関係）

3　省令で定める期間を経過しても払出金をまだ払い渡していないときにその旨を加入者に通知する取扱い及び加入者の口座の預り金から払い出された払出金のうち省令で定める期間を経過してもまだ払い渡していないものについて、省令で定める期間ごとに、当該加入者に通知する取扱いができることとした。（第四二条の二第二項及び第三項関係）

4　国税及び電波利用料についてこれらを納付すべき者の郵便振替口座の預り金から払い出すことにより納付することができることとした。（第五一条及び第五二条関係）

5　この法律は、別段の定めがあるものを除き、平成八年一月四日から施行することとした。

◇電気通信事業法の一部を改正する法律（法律第八二号）（郵政省）

1　第一種電気通信事業者の提供する役務に関する料金のうち、利用者の利益に及ぼす影響が比較的少ないものについて認可制から事前届出制に改めることとした。（第三一条第三項関係）

2　郵政大臣は、事前届出制とする料金が利用者の利益を阻害していると認めるときは、当該料金を変更すべきことを命ずることができることとした。（第三六条第二項関係）

3　第一種電気通信事業者の提供する役務に関する契約約款について、郵政大臣が定める標準契約約款に合致するものは認可を受けたものとみなすこととした。（第三一条の二第三項関係）

4　郵政大臣は、標準契約約款の制定、変更又は廃止をしようとするときは、電気通信審議会に諮らなければならないこととした。（第九四条第六号関係）

5　この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとした。

◇電波法の一部を改正する法律（法律第八三号）（郵政省）

1　学校教育法に基づく大学、短期大学、高等専門学校又は高等学校において無線通信に関する科目を修めて卒業した者は、特定の資格の無線従事者の免許を受けることができることとした。（第四一条第二項関係）

2　無線従事者の資格及び業務経歴を有する者が当該資格以外の無線従事者の免許を受ける場合は、郵政大臣の認定を不要とし、郵政省令で定める要件を備えれば足りることとした。（第四一条第二項関係）

3　大学等において無線通信に関する科目を修めて卒業した者等が行う無線従事者の免許の申請については、期限を設けないこととした。（第四一条第三項関係）

4　無線通信に関する科目を定める郵政省令の制定等については、電波監理審議会に諮問しなければならないこととした。（第九九条の一一第一項関係）

5　郵政大臣は、免許人から、預金又は貯金の払出しとその払い出した金銭による電波利用料の納付をその預金口座又は貯金口座のある金融機関に委託して行うことを希望する旨の申出があった場合には、その納付が確実と認められ、かつ、その申出を承認することが電波利用料の徴収上有利と認められるときに限り、その申出を承認することができることとした。（第一〇三条の二第七項関係）

6　5の承認に係る電波利用料が郵政省令で定める日までに納付された場合には、その納付の日が納期限後である場合においても、その納付は、納期限までにされたものとみなすこととした。（第一〇三条の二第八項関係）

7　この法律は、平成八年四月一日から施行することとした。ただし、電波利用料の口座振替に関する事項は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとした。

◇旅行業法の一部を改正する法律（法律第八四号）（運輸省）

1　登録制度の見直し

㈠　一般旅行業の登録と国内旅行業の登録とを統合して旅行業の登録に一本化するとともに、旅行業代理店業の登録を旅行業者代理業の登録とすることとした。（第四条関係）

㈡　運輸大臣は、旅行業を営もうとする者であって、業務の範囲の別ごとに一定の基準に適合する財産的基礎を有しないものについては登録を拒否しなければならないこととした。（第六条第一項関係）

㈢　旅行業者が業務の範囲を変更しようとするときは、運輸大臣の行う変更登録を受けなければならないこととした。（第六条の四第一項関係）

2　営業保証金制度の改善等

㈠　旅行業者が供託すべき営業保証金の額は、当該旅行業者の前事業年度における旅行業務に関する旅行者との取引の額等に応じて算定した額とすることとした。（第八条第一項関係）

㈡　旅行業者は、毎事業年度終了後又は変更登録を受けた場合において、その供託している営業保証金の額がその供託すべき営業保証金の額に不足することとなるときは、その不足額を追加して供託しなければならないこととした。（第九条第一項及び第五項関係）

㈢　旅行業者は、毎事業年度終了後又は変更登録を受けた場合において、その供託している営業保証金の額がその供託すべき営業保証金の額を超えることとなるときは、その超える額の営業保証金を取り戻すことができることとした。（第九条第三項及び第七項関係）

㈣　旅行業者は毎事業年度終了後、その事業年度における旅行業務に関する旅行者との取引の額を運輸大臣に報告しなければならないこととした。（第一〇条関係）

㈤　旅行業者又は当該旅行業者を所属旅行業者とする旅行業者代理業者と旅行業務に関し取引をした者が、その取引によって生じた債権について受けることができる営業保証金の還付について、旅行者が旅行者以外の者に先立ち受けることができることとした。（第一七条第二項関係）

㈥　旅行業者が、営業保証金の還付があった場合に不足することとなる営業保証金の不足額の供託の届出を法務省令、運輸省令で定める日から一四日以内にしないときは、当該旅行業者に係る登録は、その効力を失うこととした。（第一八条第三項関係）

3　旅行業者の業務の適正化

㈠　旅行業者等は、旅行業務取扱主任者に、営業所における旅行業務に関し、取引条件の説明、書面の交付その他取引の公正を確保するため必要な運輸省令で定める事項についての管理及び監督に関する事務を行わせることとした。（第一一条の二第一項関係）

㈡　旅行業務取扱主任者は、旅行者から請求があったときは、証明書を提示しなければならないこととした。（第一二条の五の二関係）

㈢　主催旅行を実施する旅行業者は、旅行業約款において、旅行業者の責任に関する事項を主催旅行契約と主催旅行契約以外の契約との別に応じ定めなければならないこととした。（第一二条の二第二項関係）

㈣　旅行業者は、取引条件の説明をするときは、一定の場合を除き、旅行者に対し、一定の書面を交付しなければならないこととした。（第

●通商産業省

目録

◉法令のあらまし

◉法　律

◉政　令

◉条　約

◉府　令

●総　理　府